（白石製本所　製本）

昭和九年十月一日印刷
昭和九年十月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京八九六〇番
電話小石川(85)一一〇五四番
三三六九番

單式印刷株式會社印刷

明治三十四年七月二十一日印刷
明治三十四年七月二十五日發行

版權所有

神宮司廳

從五位文學博士 木村正辭
從五位文學博士 井上賴圀

明治三十四年七月二十一日印刷
明治三十四年七月二十五日發行

神宮司廳

編修顧問　正四位文學博士　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從五位文學博士　井上頼圀

編修總裁　從二位文學博士男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長兼校訂長　從六位文學博士　松本愛重
編修　正七位　廣池千九郎
編修兼校訂　加藤才次郎
編修兼校訂　山本信哉
編修兼校訂　村尾節三
編修　從六位　佐伯有義
編修兼校訂　三浦千畝
校訂　竹島寛
校合員　坂倉廣胖
校合員　齋藤松太郎

吉良上野介殿、〇義央駕に乘ながら、上杉彈正殿屋敷の裏門よりかき入れられしを、坂田五左衞門といふ者、股だち高く取て走り出、駕をおさへ、これ上野殿、いかに彈正の實父にておはしませばとて、上杉の家は、異方とはかはれり、かゝる振舞は、此家の疵に成候まゝ、すみやかにかきもどし、歩にて入らせたまへと、眼をいらゝげていひしかば、げにも誤りたりとて、歩にて入りたまひしとなり、

〔甲子夜話 六十〕下總ノ飯沼弘教寺ニ、以前ヨリ、鋲打ノ駕籠ヲ寺堂ニ釣リテ有リ、住持ノ代替リニハ、必ズコノ駕籠ノ下ニ詣リテ拜ヲ爲ス、拜セザレバ祟アリト、

〔皇都午睡 三編 上〕家づとに、五福といふ人、以前叡山より下りて、鞍馬山へ廻りて、京都への歸るさ、此八瀨村にて駕籠を借たる事を記せり、八瀨村下り口、坂本と云茶屋にて駕籠を賴みしに、此邊の者は、終に駕籠など舁たる事なしと斷るを、漸く賴みて、若者兩人を雇ひ、隣家にて古き打上かごを借り持來たるが、其かごの棒、乘物の如く兩端を同じ程に出し、拐杖といへば、樫の丸太作りにて先程太く、中々おもき杖と見ゆるを突、かごにて鞍馬迄二里半計の山坂を、唯一肩にて飛が如くに行り、杖を立肩をかへるといふ事なし、肩かへざるはいかにと問に、右に云丸太の杖を以て、右肩よりかごの棒をくじき持て、一二町づゝ、柴を荷ひたる如くにして、左の肩を休める事ゆゑ、何里往ても肩をかへず、杖を立ず行がゆゑ、その早き事、早打駕籠同前なり、兩掛もちも供人も、息なしには困り入たるよし、今に思ひ出して獨笑を催す、京より纔二三里にて、斯まで物事の違ふよしを書り、

に付、或時御乘物の拜領の直物語を可承候と存、相尋所に、篤と咄不被聞候に付、重て松平安藝守殿方へ一家振舞の節、勝手座敷に越中守殿と我等兩人罷在候に付、幸ひと存、御乘物拜領の時の首尾を尋候へば、越中守殿被聞、其元には、日外も此義を御申候、總て乘物の棒を黑塗に致候と有之義は、法中抔の義は格別、武家方にては決て不罷成義に候處に、我等乘物の棒を黑く申付て乘りあるき候には、定て不苦子細抔も有之候やと、御推量にて事濟可申との返答に付、其後は尋も不致、然らば今時世上に於て、とやかくと風說致候は、皆以て推量沙汰とより外には不被存候、因幡守殿、各へ御申候と也、右にも申阿部豐後守、未だ徵官少祿の節、御一字拜領、越中守殿へ黑ぬりの棒の乘物御免抔と有之義は、外にたぐひも無之儀に候へば、其節御懇意の次第を外へ演說不被致とあるは、尤至極の義共可申也、

〔老人雜話 上〕老人〈○江村專齋〉幼なかりし時、延壽院玄朔は已に壯年にて、故道三〈○曲直瀨〉の世嗣とて、洛中醫師の上首也、人々敬慕す、〈○中略〉玄朔盛んに療治はやりて方々招待す、その時は肩輿〈○一本作乘物〉と云物なくて、大なる朱傘を指掛させ、高木履にて杖をつき、何方へも步行す、人々羨ことにて有しとぞ、

〔玄桐筆記 後篇〕一御在江戶にては、〈○德川光圀〉御格式ある事なれば、御出ごとに皆御輿に被召ぬ、御隱居被遊ても、御輿にて御出ありしに、いつの時分か、御家中若者ども、江戶上下駕籠にのり候由被聞召及、武士たる者は、馬によく乘らでかなはぬ事なれば、折節に付て心がけべき事なり、幸江戶上下、好き稽古なり、まして若く壯なる者の駕籠に乘る事、近頃似合はざる事なりとて、以の外御不興なりし、それより後は、御身を以て敎示されんとや思召けん、御裝束にて瑞龍へ御參詣の時ばかりは御輿に被召て、其外は遠近雨晴寒暑の差別なく、御出ごとに必ず御馬なり、

〔新著聞集 一 忠事〕檳榔門外

めなど迄も、乘物に乘不申候では不叶如く罷成候、右女乘物の儀に付、我等老父儀、杉浦內藏允殿と心やすく有之候が、或日の朝用事有之、早天に見舞申候處に、玄關の上の間に於て、杉浦殿高聲を被致候付、不審に存候て、其間へ參り是は早朝より何事を被仰候やと申候得ば、杉浦殿被申候は、其元にも兼て被存候通、我等儀は朝起を致すに付、每朝玄關より座敷邊を見廻り候處に、使者の間の窓より覗き見候得ば、門下に新敷女乘物の有之候付、門番を呼尋候處、夜前我等の家來婚禮をとゝのへ候が、其女の乘來候乘物の由申に付、其者を始め家來共を呼出し、祝義をのべ聞せ申事に候、權現樣參河に被遊御座候節、我等祖父は知行五百石被下置、御奉公申上候節、妻を呼むかへ候刻、譜代の家來に負木と申物をもたせ遣はし、女房にはかづきをかぶらせ、件の負木に腰を懸させ、後に負せて呼迎へ候との事に候、然るに我等などの家來の身として、女房を呼候とて、めつきの星金物など打たる乘物にのせて、呼迎へ候如く成、うつけたる事が有ものにて候哉、去に依て件の乘物をば、女の親元へ返し候共、又は近所の町屋へ遣はし、拂物に成共致べく候、我等のやしき內にとても置せ候事不罷成、若又乘物に不乘して叶不申と女房申に於ては、親元江送り歸し候共、又は夫婦づれにて、我等方を出候共、其段は勝手次第に致し候得と申事に候、〇下略

〔落穗集追加 八〕松平越中守乘物拜領の事

一問曰、何れの御代の義に候や、松平越中守殿に、公儀より御乘物を拜領被仰付たる義有之、夫より彼の家の乘物の棒を黑くいたし乘り被申候との事也、右乘物を被下置候節、御懇意なる上意の趣を、世上に於て樣々被申觸候由、其元には如何聞及候や、答曰、此義を我等〇大導寺友山承り候は、大猷院樣〇德川家光御代、日光へ被爲成、還御の刻、野州宇都宮に於ての義に有之由、然共其節の上意の趣と有之儀に於ては、誰も存たる者とては有間敷かにて候、子細は我等若年の節、淺野因幡守殿方へ振舞にて客來有之、其座中に於て、右越中守殿、御乘物拜領の由緖も有之、其上別て心安く候

五十けん　平松屋　田中　竹屋　同　岡崎屋　土手下　武藏屋
同　鎌倉屋　淺田町　岩本　品川　いづみ屋　四ツ谷　蔦屋
北高輪　天滿屋　南高輪　久村屋　四ツ谷　あら木　土手下　き屋
同　三の屋　同　いせ屋　小塚原　丸屋

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕康應元年三月四日、夜ぶかく都を出させ給ふ、〇中略、足利義滿、十一日、御社ふしおがませ給て、御前の濱の鳥居のほとりより、かごにて御舟にうつらせ給ふ、

〔板坂卜齋記〕中大谷刑部少輔〇吉隆は、合戰負に成て馬上にて腹を切候と、和泉守記錄にあり、刑部煩にて盲目なれば、合戰場へ乘物にて出、負に成たらば申候へと、五助と申侍に被申渡、合戰負歟と再三被尋候、五助未と申、必定負の時に、御合戰御負と申候處、乘物より半身出掛り、首を被爲打候となり、〇中略

安國寺〇惠瓊は、毛利宰相殿〇秀元騎馬と一ッに、十六日に、摺針を、笠を被り、黑き羽織にて通候由沙汰あり、其後十日計りも行方不知、京なる雜色ども、御奉公の手立に、京近き在所、方々何となく尋廻り候に、鞍馬寺の月性院に忍んで被居けるが、尋廻て候を聞て、乘物に乘、京を指て被出候由、跡より人々追掛候を聞て、六條本願寺西門跡屋敷へ乘物かき居候やらん、かき捨候歟不慥、乘物搔も手前の者歟、人足か聢と不知、小性壹人附申候、强く被追掛、乘物より御出候へと申、既に乘物より被出候處を、右の方より小性立寄、一刀に首と思ひ切候へば、刀は乘物屋根に當り、首にてはなく、安國寺の右の頰先を少し切候、

〔落穗集六〕以前御當地男女衣服之事

一問云、於御當地貴賤男女衣服等の儀は、以前と只今と相變儀は無之候哉、答云、左のみ替りたる儀は無之候、但我等〇大導寺友山の承傳たる儀有之候、〇中略七十年計以來は、〇中略輕々の者の女房むす

市中ニ散在シテ駕籠ヲ舁轎夫者多シト雖ドモ、唯業ヲ專ト働キ、或ハ水汲ヲ常ノ業トスルノ類ニテ、求ニ應テカゴヲモ舁ク、又常所持ハスル也、蓋市中ニモカゴノミノ業ナキニ非ズ、是ハ得意ノ屓家等アル者也、

〔皇都午睡 三編上〕江戸市中、端々に迄駕籠屋多く、一町に五軒と七軒はなき所なし、門口に駕籠と行燈に印し、是又船宿とおなじく、何時にても出すなり、

〔江戸さいせい〕駕籠流行之部

大傳馬一 赤岩　本町二 重の字　同三横町 田原常　同四 巴屋
横山三 ふじ田　馬喰三 とら屋　甚左衛門町 加奈川屋　江戸橋 玉屋
田所町 出羽屋　箱崎一 遠州屋　辨慶橋 白岩　南新堀 江戸屋
靈がん島 長門屋　湯島切通 瀧本　山下 さがみ屋　上野 はし本
芝口二 初音屋　柴井町 稻毛屋　三田二 あら島　同三 わかな屋
西のくぼ 但馬や　同 いかり　同 大井戸　赤羽根 兎屋
有馬前 いなば屋　龜島 寶角　芝田町一 武藏屋　麹町三 するが屋
同 するが屋　同九 武藏屋　赤坂御門外 信の屋　同 三の屋
芝濱松三 武藏屋　淺草瓦町 江戸勘　同御門外 宮本　同藏前 秋田屋
同八幡前 むさし屋　通新石町 三河屋　甚左衛門町 上州屋　本町三 ちくせんや
通一丁目 越せんや　同三丁目 大泉　呉服町 一守　するが町 巴屋
石町一 おはり屋　本銀町二 中半　銀坐四 日の出屋　よし町 つる屋
ふきや町がし 武藏屋　市ケ谷本村 仲

三場所駕籠之部

駕籠屋

やうにおぼめかしいへるにこそ、

〔柳亭筆記二〕おろせ

上方にて駕籠かく者をおろせといふ、或人の曰、昔駕籠かく者が、おもくばおろせと云歌をうたひてかきたりしが、中昔より歌をばうたはず、たゞおほせ〳〵とかけ聲にしたるより、おろせといふなりとぞ、寛文年間に刊行せし、獨吟集に、前籠への道にて連レも一休み安靜、附おもくばおろせおろせ玄ばらく、同、此句は駕籠といふ事なければ、たしかには聞えがたけれど、是よりさき明暦年間印本、野良虫の序に、〇中略それは四條川原のかぶき子の事にては侍らぬかといへば、大手を打て笑ひて、されぱとよ、そのかぶき子といふ者、去年今年就中はびこりて、中略かのやつばらのとろ〳〵眼にたらされて、芝居終れば、東山にともなひ、あんだ乘物にのせられて、はい〳〵おろせおろせといさみすゝむ云々とあるに、てらしあはせて考れば、そのことのやうに思はる、此事引書も見いでず、考もたらざれど、まづ心おぼえに書のせておきつるなり、

〔好色二代男六〕小指は戀の燒附

貞享五年辰色里案内島原條に、卸(オロセ)とは此里の籠かき也、揚屋茶屋など、銀拂の請合するものなり、

夜船に乘遲れじとの早駕籠かと思へば、伏見卸が通るといふ、是は京都を忍び大臺、〇中略廓の外に、京屋の七左衞門、大和屋の七兵衞とて卸宿あり、是に夜明を待ちて、乘せて返る、三人懸り、銀一兩の定め、

〔江戸職人盡歌合下〕十三番　右　　四ッ手駕かき

おもふ事ゑやはゆふべの四ッ手駕かくと玄らせん便だになし

〔守貞漫稿後集三駕車〕京坂市民常ニカゴヲ用フルコト稀ナルヲ以テ、駕籠屋ト稱ヘ、是ノミヲ業トスル家ハ、唯諸遊里ニ在ルノミ、中ニモ島ノ内八幡筋ト字スル所ハ、一町ノ間駕籠屋ノミ住ス、

〔好色二代男 六〕帶は紫の塵人手を握る

此里〇京都島原は早駕籠、大坂より四。枚。肩。は二十四匁の定まり、難波の暮の七つに乗出し、西島の四つ門閉ぬ中に、請合ひ飛ばすなり、又六。枚。肩。は三十六文、是は日暮より二時に、十里半の道を行く事ぞかし、

〔人倫訓蒙圖彙 三〕駕籠借　都鄙の者是をいとなむ、當所なき時は、辻々に立居て、往還の貴賤に、駕籠やりませうといふもむつかしき業也、乗せるとひとしく肩にかけるより、何ぞに付て乗手に咄しをしかけ、只口なしに行は、是を己が力にして行也、それとは知ず、野火（やは）なる乗手、氣作なる男哉と思ひて、乗手より調子にかゝつて咄せば、知ぬ事なふ、間に合の空言を出るにまかせて積也、扨は相肩の互の咄しに、昨日の乗手は、奇麗な旦那にて錢を下されたが、其様な仕合にまだ逢ぬなどいひ、又は、そいつは、しわいやつではなかつたかなんど、乗てにきをもたするしかけ、頓而此方には通てをるとも知ず、又己が同志、きり、ばんどう、ぶり、ざいなん、ろうぢなど云ことば、、定てわけこそあるらめ、分て下品の業也、相てにすべからず、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕此〇京都島原に通ふ遊客、むかしは駕籠なく、みな歩行にてありしとぞ、古書を見てもしらる、後世人驕り駕籠にて通ふことゝなり、その家を中宿とし、音信の便理となる、一目千軒に云、或者駕舁をかゝへ置かよひけるが、行けといはゞ、いづく迄もゆくべし、おろせといはゞ、おろせよといひしより、駕舁ものを御。と異名するとなり、今おろせは駕はかゝず、かごを廻すものなり、かご舁は別にあり、此内にてかご自由をなす故、島原かごと人々呼なり、其外町にても駕人足を出す所、みなおろせなりといへり、おろせの名義いとおかし、按るに、〇喜多村信節御は駕籠に乗は侈奢の至りなれば、かご舁となふることをはゞかりて、異名を呼しものなり、字書に、〈舍車、解馬、脱衣、解〉甲、皆曰〈卸、今舟人出〉載亦曰〈卸〉など見えたり、すべてつみ載たる物を下す事なれば、唯荷物の

知候、以上、

八月

〔三朝逸事〕〔一〕江戸諸物騰貴ニ付、御沙汰可有之候次第、新井氏〇白石御老中迄被書出候書面之寫、

風俗によりて諸物之價高く成候條々〇中略

一駕籠舁并二丁立船之事

二三年前迄は駕籠之數三千程も有之候歟、然ば駕籠之者は六千人、其妻子をかぞへ入候はゞ、壹万には餘るべく候、其後駕籠之數を減られ候得共、いまだ男女三四千人には可及候、〇中略

巳二月十七日〇正德三年

〔昔昔物語〕一むかしは、小身二百石、三百石位の衆の奥方、母義息女、遠方は不及申、近所へも歩行にて行事なし、皆乗物なり、乗物舁の人足等にかゝする事決してなし、手前の中間に脇差さゝせ、人少之時は、親類中よりかり、萬一夫にても不足の時は、町人足一人交て舁す、

〔おかげまうでの日記〕竹輿舁とて、世にいやしきむくつけ男の、旅ゆく人にすゝめて、竹輿をかき來て、その道の程にはかりさだめて、價の錢を取りて、乘せゆく事を世渡りとする者あり、そは常の事なり、此度は足いたみくるしとて、すが〳〵しくもえゆきやらぬぬけ參りの足よわ人、わらはべ、おい人などを、施行竹輿とて、あたひの錢とらで、のする者もあまたあり、

〔新吉原町定書〕一吉原町駕籠之義は、御尋者之節、調べ手筋にも相成候間、是迄定有之候、入口之者ゟ、駕籠舁候者へ手輕き木札渡置、無札之ものゝ駕籠舁せ申間敷候、尤駕籠舁人數、相極候には不及、手狹に不成樣いたし、札錢など取立申間敷、其外諸事、前々證文之通、無謂過分之賃錢取申間敷旨彌相守、且又吉原町出火之節は、入口之者、右札持候者を召連、早速懸付、飛火消防可致事、〇中略

寛政七卯年十二月

不用之、將軍家、御三家、御三卿、喜連川ハ、陸尺黒絹羽折ヲ著シ脇差ヲ佩ブ、乘物專ラ四夫ニテ舁ク、小身ハ三夫、或二夫ニテモ舁之、高貴ハ十餘人、或ハ七八五六人ヲ供シ、四夫輪替シテ舁ク、餘夫ヲ手代リトス、權門駕籠四夫、留守居カゴ三四夫、獻物カゴ二夫、ハウセンジ以下並ニ二夫、蓋三四夫ヲ供シテ、二夫宛輪替シテ舁モ有之、市中往來留守居カゴ以上、大略息。杖。ヲ用ヒズ、以下ハ用之、蓋旅行ニハ高貴ノ乘物ト雖ドモ息杖ヲ用フ、又ハウセンジ以上ハ、息杖木、アンポツ木或ハ竹、其以下ハ竹杖也、

江戸吉原及其他遊ニ通フ徒、殊ニ急速ヲ欲ス者ハ、四ツ手ニ四夫、或ハ三夫ヲ供シ、二夫ヅヽ輪替シ舁ク、二夫ヲサシト云、三四夫ヲ三枚四枚ト云、如此急速ヲ欲スル、地廣ク路遠キ故也、此時ハカケゴエシテ大股ニ走ル、駕中動搖甚シ、尾ノ名古ヤニモ、熱田驛遊女ニ通フ者ヲ乘スルカゴアリ、其疾コト江戸四ツ手ニ下ラズト雖ドモ、小股ニテ走ル故ニ動搖セズ、

〔享保集成絲綸錄 四十五〕寶永元申年八月

一町中駕籠舁候もの、常に日用と紛候間、向後駕籠候者之分、日。用。座。ゟ札を取置可申候、但札。賃。は差出し申間敷候、尤駕籠舁相止候はゞ、右之札、日用座へ可相返候、總而借駕籠旅人は各別、其外極老之者、病人、或女、又は小兒、此外一切不可借旨、最前相觸候所、近來は猥に乘候由相聞、不屆候條、此已後、若定之外之者乘せ候はゞ、駕籠舁候もの曲事に可申付候、

右之趣相守之、名主幷家主、急度可申付候、以上、

八月

寶永四亥年八月

一町中借駕籠舁候者共、只今迄、日用札不取候故、日用之もの紛敷候、向後借シ駕籠舁候もの共も、日用座へ參、定之通札錢を出し、日用札請取可申候、若相背者有之ば、曲事可申付候、此段可相觸

駕籠舁

下馬より下乘之橋迄召列人數之事

出仕之面々、御城中江召列人數被仰出之所、謂

下馬より下乘之橋迄、召列人數之覺〇中略

一六尺　四人〇中略

右之通可相通之、縱國持大名たりといふ共、此書付之外、人數多通間敷者也、

月日

〔御當家令條 十四〕六尺、下馬にてぬのこ著候義、并六尺其外中間共雨合羽著候事、向後可爲無用事、

右之通被相達、下馬へも御徒目付被指出、爲申聞候樣可被申渡候、以上、

天和三年八月廿九日

〔憲敎類典 三之三十六 乘物〕明和八辛卯年十二月晦日

一月切駕籠斷之面々、陸尺對之看板紛敷も有之候間、先達而申達候通り、色合對之看板ニ紛敷無之、目立不申候樣可被致候、尤陸尺人數之儀も、御定之通り、四人之外余慶ニ召連候儀は有之間敷候事に候〇中略

右之趣、向々江相達候樣、壹岐守殿被仰渡候、

十二月

〔武家擥要〕諸家格供立之事

打上〇中略

御三家并御分家六尺、脇差帶之、

〔守貞漫稿 後集三 駕車〕轎夫、搢紳家ニハ駕輿丁ト云、武家等ハ陸尺ト云、民間ニハ駕籠舁ト云也、駕輿丁頭ヲ繞フニ、中形染木綿六尺許ナルヲ、四ツ折バカリニ帖テマトヘリ、其名追書スベシ、武家ニ

云ヘリ、是故ヲ以テ六尺男トイヘリ、是故ヲ以テ六尺ト呼來レルナルベシ、上ノ諸說ノ如ク、巧ミ考タルコトニハ非ル成ベシ、此六尺ノ夫ヲ、駕ゴノ者、又カゴ舁ト云ヒ習ハセリ、大ナル誤ナリ、又カゴト云ルモノニ用ル夫ハ、カゴ舁、カゴノ者ト云フコト勿論カ、又キモナキコトナリ、猶可考、

〔人倫訓蒙圖彙一〕駕籠者　京六尺をよしとす、上のかき手といふは、茶碗に水をいれて駕籠に入置、さまぐ\のかきやうをつくすに、其水少もうごかぬ程、腰肩のすはりたるを上の舁手とす、六尺といふは、乘物の棒、六尺の寸法ゆへにいふかとや、

〔嬉遊笑覽二下器用〕六尺は、中川喜雪が玄かた咄に、乘物の棒は一丈二尺の物なり、それを二人してかたぐるにより、二つにわれば、六尺なり、○中略これ普通の說と知らる、さりながらかゝるものは、大漢を好とすれば、六尺とは云なるべし、今も駕籠舁ならぬ小者に、六尺といふ者もあれば、駕籠の棒によるにあらず、櫻陰比事に、勝手も人ずくなに仕るべき覺悟、六尺一人、腰元づかひの女一人、陸を出しといへるも、かご舁にはあらず、

〔守貞漫稿後集三駕車〕貴人ノ女乘物ハ奥ニテ乘之、他家ニ著テモ又奥ニ至リ下ル、奥ト玄關ノ間ハ、女。陸。尺。トテ、下婢ノ內ヨリ擇テ役之、路中モ供シテ他ノ玄關ヨリ亦コレニ舁ス也、此女陸尺ニモ看板ト號ケテ、家々定リノ摸樣ヲ染メ與之、女陸尺前二人ハ背ニ向ヒ、アトジサリニテ玄關ニ出ル也、又乘物ノ下左右各二鐶アリ、婢是ニ手ヲ懸ケテ助之、故ニ一駕ハ女ニテ玄關ニ至ル、

女乘物モ路次ハ男。陸。尺。也、前後四夫トモニ前ニ向フ、男陸尺看板ハ、男乘物ノ陸尺トハ染方別ッ也、幕府ハ唐草、其他ハ梅櫻若松楓熨斗蛇等、種々家々定アリ、下輩ノ駕ニモ著之、男乘物ノ陸尺ニモ、家ニ、ヨリ是ニ似タル染形アレドモ、自ラ又異也、横筋或角ツナギ、或ハ輪チガヒ、又菱ツナギ等也、

〔德川禁令考二十一下馬下乘〕萬治二亥年九月

〔梅園日記 四〕ろくしやく
ろくしやくは、力者を訛れる也、
〔醒睡笑 二〕謂被謂物之由來
京にて乘物をかき、あるひは庭にてはたらくおとこを、六尺とはなどいふならん、さる事候、屋敷につき、家につき、たゝみに付、一切竪横間をさだむるに、田舍のは一間を六尺にとる法なり、都のは間尺を六尺三寸にとつて、一間とする法なり、されば亭主をば、都六尺三寸の間にとり、つかはるゝ男をば、田舍六尺の間にとる、其故は、主人たる人の心と、下男の心と、ものごと、はらりとちがひて、またあはぬゆへに、かの下人を六尺とはいふとなり、
〔南嶺子 三〕さてのり物かく人を、六尺といふ事、史記秦始皇本紀に、秦は水德を以王たる故、六の數を用ゆ輿は六尺と見たり、然るに六尺の字に、輿紗などいふ文字をつかふ人は、史記の文を考ざるが故か、
〔續視聽草 初集十〕乘物名目
一當時公家ノ方ニテハ、乘物ト云ハズ輿ト云ヒ、肩ニ荷擔トモ云ヘリ、六尺夫ノコトヲ、輿ノ者、又輿舁ト云ヘリ、是ハ各古言ノ殘リタルニテ最殊勝也、
一或人云、今乘物ヲ舁人ヲ陸尺ト云ハ、秦ノ世ノ輿ハ、六尺ト云ヨリ起レル成ベシ、曰始皇本紀ニ曰、數以六爲紀、符、灋冠皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬ト云々、是秦ハ周ニツギテ天下ヲ得タル故、水德ヲ以テ、周ノ火德ニ代ルノ義ナリ、爰ニ輿ハ六尺トアルニヨテ、輿ヲ役ズル夫ヲ六尺ノ者ト云フナラント、又云、乘物ノ柄一丈二尺ナルユヘ、各六尺ヲ持シテ舁ニ因テ、六尺ト名ヅクト云リ、又六字モ普通ニハ陸尺ト書也、各六ツカシキ考也、予〇大塚嘉樹思ハ、輿ヲ舁モノハ、人體ノ長大ナルヲ可トスルユヘ、六尺ノ夫ヲエランデ用ルユヘ、世ニ長大ナル人ヲ斥テ六尺男ト

駕籠之儀ニ付伊豫守殿ヱ伺之書付

陪臣五十以上、駕籠之者衣類之儀、紋付或は對之衣類之儀、相尋候者も有之候、駕籠之儀に御座候間、右對之衣類、無用可ㇾ仕由挨拶可ㇾ仕哉奉ㇾ伺候、以上、

四月　御目付

伺之通可ㇾ仕旨奉ㇾ承候

四月廿三日　松前主馬

大岡右近

〔幕朝故事談〕公方家

御中間は、大名の手廻りなり、公方様〇徳川氏御駕籠は二十人なり、國持は八人也、芙蓉間御役人、寺社奉行、奏者番は六人、町奉行の如きは四人なり、乍ㇾ去御定と云にてはなし、御右筆組頭の類、五十以下は乘物御免無ㇾ之故、駕籠に目を付て、四枚の駕籠人足の看板をそろへぬなり、

〔道中秘書〔二〕〕駕籠人足數之事

寛政十一未年十二月、細川越中守より太田幸藏ヲ以問合、翌春三月三日附を以及ㇾ挨拶、

乘物壹挺　人足六人掛　駕籠壹挺

右駕籠は人足掛、道中方定無ㇾ之候、山乘物之事に候はヾ、人足四人掛り、

打揚戸

右人足掛り、道中方定無ㇾ之候得共、あをり駕籠之事に候はヾ、人足貳人掛、引戸に候はヾ、人足四人掛、

丸棒　角棒

右貳ヶ條、御定無ㇾ之候得共、引戸に候はヾ、山乘物定に而、人足四人掛、

駕籠者

一町駕籠の事、古來は無之事に付て、其數を減せられ候、此上彌以其數を減じ、三百挺は免許有之、女童の類、又は老人病人の外には乘すべからざる由、可被申付候事、○中略

以上

三月

正德三巳年三月

一町駕籠之儀、只今迄、町方三百挺差免候得共、向後百五拾挺減候之間、致吟味、持主書付可差出候、只今迄之燒印之外に、添燒印可申付候、尤御定之外之者、爲乘申間敷事、

附駕籠數すくなく成候とて、駕籠借し代、幷舁賃上ゲ申候はゞ、當人者不及申、家主迄越度可申付候、幷日用賃銀高直仕間敷候、○中略

以上

三月

享保十一午年十二月

一辻駕籠之儀、只今迄都合三百挺に相極、燒印致、右員數之外者停止に候處、自今者、辻駕籠不及燒印、員數無構候間、勝手次第に可致渡世候、○中略

右之趣、町中可觸知者也、

十二月

〔明良帶錄〕御駕籠頭六十俵高目支　御臺所前廊下下之方

御駕籠組頭、御駕籠之者より操上有り、御小人目付の昇路也、五役の頭の內、第一の業役也、御廣敷向仕丁、同世話役、吹上向よりも至る、小普請よりの御入人は餘りなきなり、

〔憲敎類典三之三十六乘物〕元文二丁巳年四月廿三日

夫乃弄之曰、官富貴、何論些錢、走聞、(走字當得抄)君子周窮不繼富、惠之、客怒曰、自此下步、夫不敢許、假怒激爭、住與不勤、(其住其來中心惟悴)客不知所爲、竟聽焉、脚卽健極健、詩所謂其虛其邪、旣亟只且者、轎夫有焉、記曰、元祿年間、官始許民與行、然其數僅百、自非老夫病客、不許妄載、爾後漸盛、有命停之、夫輩暴失產、途多乞兒、官愍逐復前律、事在享保九年、天保之今、於斯爲盛、此亦繁昌之一、肩、何物與之肩隨、猪牙船是也、

〔守貞漫稿 後集駕車 三〕京坂垂駕籠　京坂市民專用之スルコト、江戸ノ四ツ手ノ如シ、因ニ云、江戸ハ吉原及其他柳巷トモニ路遠キガ故ニ、往クニ專ラ四ツ手ヲ用ヒ、其疾キヲ旨トス、江戸ノ地廣キニ應ズル也、大坂ハ地廣カラズ、花街柳巷トモニ路近ヲ以テ、往クニカゴヲ用フル人稀之、歸路ノミ用之ハ、雨天或ハ深更又ハ銘酊ナレバ也、故ニ舁之甚ダ靜ヲ賞シ、習之夫鉢ニ水ヲ盛リ乘テ稽古ス、又小田原提灯モ江戸用ヨリ小形ニテ、駕籠ノ棒端ニ釣ル、

〔一話一言 四十〕神田旅籠町名主中村氏書留抄書

寛永八卯三月廿一日御觸

一辻駕籠書上　同廿五日、榜屋へ駕籠持召連、圖取いたし、當り候分は、棒に燒印請申候、不當ものは、向後家業相止申候、町方三百挺、寺社方百挺、御代官所貳百挺、都合六百挺に究る、

〔享保集成絲綸錄 四十五〕正德元卯年五月

一辻駕籠員數之儀、寺社方、町方、御代官所共相究、駕籠之棒に燒印申付候處、燒印無之辻駕籠、井戸を立候駕籠も相見、其上定之外之者共も乘せ、不屆之至に候、人を廻し、相改召捕、當人者不及申、家主迄越度可申付候條、此旨町中急度可相觸候、以上、

五月

〔享保集成絲綸錄 四十九〕正德三巳年三月

覺〇中略

元祿の末に、御免許高百挺也、其砌は、老人、女、病人にかぎりて、若き者はのせず、武士はかまひなし、是までは江戸に辻駕なし、

〔洞房語園〕一辻駕籠は、元祿の頃より御免にて、江戸中にて百挺に限りし事也、

〔守貞漫稿 後集三 駕輿〕ハウセンジ駕籠　法仙寺ナドノ字歟、追考スベシ、此ヨリ以下ハ町カゴト稱シテ民間ニ用フ、民間用是ヲ最上トス、上下等著用ニテ、是ニ非レバ乘コトカタシ、豪富等ノ市民用之、又武家ニモ用ヒザルニ非ズ、大名家來ノ小身ハ用之、○中略

京四ツ駕籠　江戸ニテノ名目也、京四ツ手カゴノ略ナルベシ、ハウセンジノ次ハアンポツ、アンポツノ次ニ京四ツ也、此戸ハ引戸ニシタルモアレドモ稀ニテ、垂レヲ專トス、

アンポツ　是モ江戸ノ名目也、京坂アンダト云、京四ツヨリ上也、

ホウセンジ以上ハ前後直立シ、アンポツ以下ハ後ロ直立、前ハ上ニテ出張タリ

〔江戸繁昌記 二〕街輿(ヨツデカゴ) 附猪牙船

前人有句云、前鴈高鳴後鴈低、高低相喚度長堤、唯見尻動不見脚動、使人無足而飛行于天街者、街頭肩輿是也、其雄奔群集中、巧避妙讓、肩以撥群、翼上盧邑、縱矢追猋、奔逸絶塵、衆皆仰尻瞠焉、不知都人奔事、何多如此、何急如此、東郭西橋奔走如烟、南坊北街經緯如織、士而不馬、借此急脚、上何變事、僧而不錢、買此急尻、參何法會、實尻僧本分轎夫貴駿足也、後夫凶也、以百歩笑五十歩、以鐵前輿為雄、走而褌解、則身走手結、雖慣猶妙、或斷滅趾、踏血雄走、不遑拾爪、其家計程定値、雖此駿足非特貴也、値同尻異、聞今以駿鳴者、曰赤岩、曰十字、曰何、曰何、駿相軋云、城門店戸、開閉有限、毫釐之差、或致千里之繆、乃兩肩四脚外、更加一肩、更增四脚、數里一瞬、剋期往返、此則與彼大儒肩輿徐而叱々者異焉、客以快為妙、且有轎夫擇繁雜康莊、呼叫驚之、本無定値、如過野夫、値低約駿、走數百歩、脚力漸歉、中心有違客自中促、然脚愈緩、曰官欲疾請益些値、客曰唯、蓋與之脚便健矣、未數十歩復緩又請、曰諾、蓋與之數歩又復請、客不肯矣、

花につけし短册よりも一くだりかきにくそうなまがの山かご

〔皇都午睡三編上〕江戸市中端々に迄駕籠屋多く、一町に五軒と七軒はなき所なし、〇中略其餘通り筋木戸々々見附々々に辻駕籠とて、明駕籠に尻打かけ、往來を見かけ次第、駕籠エ〱、旦那かごエと呼居る、道中の雲介には非ず、いはゞ裏店より出る駕籠舁なり水邊へ用あらば船にて行ども、山の手在所道へ行には、駕籠の辨理よければ、老人病人など、駕籠借らんと思ふ時勝手よく、又直段は大體極りありて、格外にむさぼる事なし、町駕籠は、垂かごのみにあらず引戸、あんぽつなどゝて、大小望の如くあり、船、駕籠、是程自由な處、他國にはあるべからず、

辻駕籠の得意とする者は、遊所通ひなり、四里四方ある江戸の地に遊所なく、深川、本庄、根津、谷中、麻布、赤坂なんど、遊所諸所にありけれども、當時禁止となりて不自由なれば、南に品川宿、西に內藤新宿板橋、北に吉原千住と此五ケ所なり、何れも日本橋より二里半三里に餘る道なれば、行計りにも隙取れば、纔の隙に駕籠にて欠行、歸りにも又其地より駕籠にて欠戻るゆゑ、辻かご大に流行なるべし、駕籠賃の相對も、京攝の如く、直切小切するにも及ばず、四文錢何本とか、南鐐とか、埒早く、乘と直に欠出す事、誠に宙を走るが如し、人立多き四ツ辻にても、エイハアと懸聲して腰をひねり、肩には茶呑茶碗に水一抔入乘せ行とも、こぼるゝ事もあらじと思ふ計りに欠行なり、誠によく馴れたるもの也、此かご舁、寒中にも肌を脫ぎ、入ぼくろ見事にし、手を盡したる武者繪抔あり、辻々にて駕籠舁などに入ぼくろあるは、勇ましく見よき物なり、間にはかごの垂おろしあれ共、見附々々にては、手早く垂を上て、往來群集の中を、聊も滯る事なく走れり、吉原大門口、品川入口新宿入口、夜明前より駕籠エ〱と聲をかけ、數十人扣へり、是は右にいふ江戸へ歸るを乘せる爲なり、

〔本朝世事談綺二器用〕江戸辻駕

〔明良洪範二十三〕五月〇元和元年七日、大坂落城ノ朝、神君〇徳川家康ニハ、御持旗御長柄等ノ儀ハ、住吉邊ヘ並ベラレヨト御下知有テ、茶色ノ御羽織ニ、タヽリノ御袴ヲ召レ、住吉ト城トノ間ニ、コレ有樟林ノ内ニ、山駕籠ニ召レ、御坐有テ御茶モ召上ラレ、〇下略

〔柳營秘鑑十〕比之宮樣御婚禮之式

一享保十六亥年伏見殿御息女比之宮樣、大納言樣〇徳川家重江御婚儀に付、同年四月、關東御下向之節、爲御迎上京之諸役人、并諸供奉之面々、路次之御行裝、〇中略

一御行列〇中略

黑鍬組頭壹人

御山駕奥小人壹人　　御駕臺黑鍬四人

黑鍬八人

〔甲子夜話七十一〕沼津閣老〇水野上京トシテ發途ノ日、予〇松浦清ガ中ノ者見來テ、ソノ行列ヲ語ル、〇中略コノ侯ノ老臣土方氏ハ、其父ヨリ權門ノ餘波ヲ蒙リタル者ニテ、此行モ旅裝甚華奢ナル由、從ヘタル山駕ハ、外ヲ天鵞絨ニテ包ミ、內ニ曲祿ノ體ナル者ヲ設ケ、精巧ヲ極メシトゾ、〇中略從行ノ駕籠ノ日覆ハ、何レモ羅紗羅背板ノ類ト見ユト、是亦見物セシ者ノ語リキ、

〔屖肝錄〕文政五午年伺濟之內

覺

一山駕籠壹挺　　四人掛り

但引戸に無之あをり之分は貳人掛り引戸と申迄に而、あをりも同樣之手輕き分は、見計ひ三人掛り、

〔堀川後度狂歌集一春〕志賀山越　　陽記

一長サ三尺三分
一横貳尺五分
一軒之出端壹尺六寸七分
一前之方内之高サ七寸壹分
一臺木之厚八歩、臺木之高サ貳寸七歩、
一けた行之長サ三尺壹寸五分
一棒丸太九尺貳寸、但丸棒、
一澀紙長サ代木の上端いつはい

但雨ふらざる時は、肩切にかほかくれ候ほどに仕、肩よりさげ可申候、

一後に、さん三通有、
一前後何も澀張

以上

〔守貞漫稿後集駕車三〕山駕籠 箱根山ニテ專用ノカゴ也、底圓形故ニ自ラ廣ク山路ヲ乘テ脚ヲ痛メズ、屋根アジロ、丸桐材ノ棒、或ハ丸竹モアリ、屋根アジロ、此カゴ江戸ヨリ駿州路ノ間ニ用之、京坂ハ元ヨリ東海道モ西ハ不用之、皆宿カゴ也、

宿駕籠 宿音ニテシユクカゴト云、俗ニ驛ヲ宿ト云、故ニ驛路ノ駕ト云心也、自駕ヲ携ザル旅人ハ用之、俗ニ雲助ト云、驛家ノ雇夫ヲシテ舁之シム、故ニ雲カゴトモ云、中路也、

又御用人馬賃錢帳ヲ以テ、問屋場ヨリ夫ヲ役ス、旅宿ニハ特ニ能製ヲ用フ、是ヲ問屋カゴト云、人夫ノ雇錢ノミニテ、カゴノ料ヲ取ラズ、若駕料二十四文バカリヲ與フレバ、聊カ精製ナルヲ用フ、但宿カゴ板底モアレドモ、自ラ問屋カゴニ勝レリ、

エケレ共、サスガ武士共恐シケレバ、其モ叶ハズ、

〔太平記十〕龜壽殿令落信濃事附左近大夫偽落奥州事

伊達南部二人ハ、貌ヲヤツシ夫ニナリ、〇中略四郎入道〇左近大夫舎弟慧性ヲ〓(アラタ)ニノセテ、血ノ付タル帷ヲ上ニ引覆ヒ、源氏ノ兵ノ手負テ本國ヘ歸ル眞似ヲシテ、武藏マデゾ落タリケル、

〔鹽尻十四〕〓　石土ヲ運ブ器、但字ノ聲イカヾゾヤ、字書ニ笰ノ字アツテ音拂、爾雅ニ輿革ノ後ヲ謂之笰、郭璞曰、以韋靶後戸也云々、モシ此字ナルカ、按ズルニ、今ノ俗ニイフ、アンダニシテ、此頭山カゴトイフモノ、是ヨリ作リ出セシトカヤ、中世マデ、貴人ハ牛車及ビ長柄ノコシニノレリ、今武家ノ大人、ヨノツネ皆カゴニノレリ、是野俗ヨリ起レル故カ、禮ノスタレタル事久シ、オシムベキカナ、

〔奥羽永慶軍記七〕佐竹北條合戰ノ事

イマダ三番貝ノナラザルニ出陣スレバ、道無ガ勢、先ヘハユカズ、一所ニ集リ、餘リニ急ギシ故落馬セラレ既ニ息絶候トイフ、駿河守モアタリニ寄テ、如何候トイフニ返事モナシ、嫡子右衛門尉、二男善九郎、左右ニ在テ、〓ニノセテカヽセ歸レバ、大道寺モ進ム事能ハズ、

〔正寶事錄一〕覺

一〓之事、天井なく、棒をつきとをしに致、いかにもそそうに可仕候事、〇中略

子〇正保五年　二月

右は二月廿八日御觸、町中連判、

〔憲敎類典三之三十六乘物〕元祿六癸酉年六月

猿樂あをだの覺

一高サ三尺壹寸七分

紅唐糸四ツ打紐付、御雨覆猩々緋两御紋付、白羅紗蛇腹、裏紅綸子、御紐紫皮付、

〔倭名類聚抄十一車〕䡴轝　晉書云、陶元亮所乘乃是䡴轝、（音籃予、竹車也、）

〔箋注倭名類聚抄三車〕原書列傳云、陶潛字元亮云々、刺史王弘要之還州、問其所乘、答云、素有脚疾、向乘籃輿、亦足自反、乃令一門生二兒共轝之、此蓋引之而節略也、注竹車、疑竹輿之誤、今俗呼山加豈、者是類也、

〔關八州古戰錄三〕平井落城附上杉龍若丸最後ノ事

憲政ノ長男龍若丸トテ、十三歲ニテオハシケルヲ、情ナクモ平井ニ捨置、越後ヘ趣カレシ僅、乳母子ノ目賀田新助兄弟三人トモ、叔父九重采女正、同與左衞門抔ト云、江州所產ノ者共、介抱シテ居タリケルガ、（中略）○龍若丸ヲ籃輿ニ昇乘、小田原ヘ連行、其由ヲ申入タリケレバ、（下略）○

〔倭名類聚抄十三刑罰具〕篨輿　漢書注云、篨輿、（上音除、和名阿美以太、）編竹木爲輿也、

〔箋注倭名類聚抄五刑罰具〕按、阿美以太、編板也、源平衰盛記南都騷動條、有阿不太、蓋阿美以太之譌略也、（中略）○按、漢書陳餘傳、貫高篨輿前、仰視泄公、師古曰、篨輿者、編竹木以爲輿、形如今之食輿矣、高時榜笞、刺爇萎困、故以篨輿處之也、此所引卽是、然則篨輿非特令罪人乘之輿、源君以爲囚輿、非是、說文、篨、竹輿也、王念孫曰、篨之言、編也、編竹爲輿也、（中略）○陳餘傳又云、初逮捕趙王諸反者、貫高乃檻車、與趙王詣長安、師古曰、檻車者、車而爲檻形、謂以板四周之、無所通見、文選長楊賦注、引釋名云、檻車、上施闌檻、以格猛獸、亦囚禁罪人之車也、則知檻車卽是囚車也、

〔類聚名義抄四竹〕篨輿（アミイタ、アウダ）

〔源平盛衰記十五〕南都騷動始事

佐大夫宗信ハ、（中略）○淨衣著タル死人ノ、首モナキガ、アフダニ舁レテ通ヲ見レバ、腰ニ笛ヲサセリ、穴心憂ヤ、宮（以仁王）○ノ御ムクロニコソ、早討レサセ給ニケリト思テ、走出テ抱付キ進ラセント迄覺

次ニ天鵞絨卷也、紺唐草紋天鵞絨ヲ以テ、全體ヲ包ミ、棒及ビ押縁トモニ黑塗、滅金ノ金具、簾ヘリ赤地錦日覆アレドモ、兩端ヲ透サズ、屋根ニ直ニ置ク、次ニ網代、朱漆ヌリ押縁、其他トモニ前ニ同制、唯一等粗製也、次ニ全體青漆押縁黑、銅具及鋲ヲ打ツ、故ニ鋲打乘物ト云ハ、俗ノ名付所歟、或ハ押ブチ鋲ノミ打テ、別ニ銅具ナキモアリ、次ニ產打全體莞筵押縁黑、銅鋲ヲ打ツ、此二種共ニ窓簾同前、又棒モ黑漆ニテ白ナシ、蓋錦及ビ塗製ニ精粗アルノミ、青漆ヌリト、ゴザ打トモニ專ラ日覆ナシ、黑漆ニ蒔繪ハ高位及ビ大名ノ室用之、是亦精粗アリ、天鵞絨卷、小國ノ大名モ用之、大祿旗本ノ室專ヲ用之、幕府上臈ノ女房、同宗室及大國大名ノ上臈女房モ用之、青漆幕府同宗室ノ中臈女房、大名上中臈女房用之、產打ハ下輩ノ用トス、万石以下旗本ノ室モ中祿ノ家ハ青漆ヲモ用之歟、大名以下ノ室モ私行潛行ニハ權門駕也、其製男用ト異ナルコトナシ、

因云、天鵞絨卷ニ乘ル人ハ、長刀俗挾筥トモニ專ラ紺或ハ萌木羅紗、白切付文、傘俗ハ無之ガ多シ、蓋婚姻ノ時ナドハ、長刀俗、挾筥オヒ、トモニ緋ヲ用フル歟、貴人及下輩トモニ潛行ノ時ハ、挾筥覆紋純子ニ無記號也、對挾筥モアレドモ、潛行片筥多シ、長刀傘俗等ハ貴人モ不從之、

〔秦山集雜著甲乙錄四〕當春御入內、〇元祿十年二月、幸仁親王女幸子入內、從關東爲其用脚、金五千兩被進、上有栖川殿、雖是儉約、御車也、諸大名婚禮用數萬金、蒔繪。乘物。雖極豐華、比御車鄙野之物也、

〔將軍德川家禮典附錄十一〕天保十二辛丑年五月廿八日

一右大將樣江家定公有君御方、〇鷹司御緣組被仰出候ニ付、總出仕有之、〇中略

姬君樣御入輿御道具出來之內〇中略

一御輿黑塗蒔松唐草兩御紋ちらし　一挺

內御摸樣

御日覆猩々緋張、兩御紋二つ充、白ぬめ黑蛇腹、總ふち黑糸、御金物濃めつき、兩御紋唐草毛彫、

ズ、三夫又ハ二夫也、蓋手代リハ製外也、日覆ニハ紺木綿等ヲ專トス、

ケ。ン。モ。ン。カ。ゴ。　獻物歟、又權門歟、大名ノ家來自駕ナキ者、主用ニテ他家ニ往クニ、歩行ニテハカナハザル時是ニ乘ル、主人ヨリノ貸駕籠也、權門ニ非ズ、恐ラクハ幕府獻上物ノ時乘之ヲ以テ、獻物ナルベシ、留守居駕ヨリハ粗製ニテ小形也、日覆ヲ用フル時ハ紺麻布ノヘリトリゴザ也、以下皆轎夫二人也、蓋手代ト號ケ、餘夫ヲ供スルハ觸外也、

〔守貞漫稿 後集三 駕車〕江。戸。醫。師。乘。物。　蓙卷ナレドモ、聊カ小形ニテ、上特ニ狹ク、唯輕キヲ旨トス、又寔ハ常ノ大サナレドモ、簾ヲ長クスルハ、立派ヲ好ム也、京坂醫駕上狹カラズ、總テ常ノ蓙打乘物ニ異ナルコトナシ、其故ハ大內ノ官醫ハ、諸大夫ニ任ジ、有髮ナレバ上下ヲ著ス、故ニ乘物ヲ狹クセズ、官醫ニ非ルモ亦倣之、江戸ハ官醫剃髮ニテ法印法眼ニ任ジ、十德ヲ著シ、平日ハ羽織也、故ニ乘物ヲ狹クス、

追書、茲ニ醫師乘物ト書タレドモ、ノリ物ト云ズ、形ノ乘物ナレドモ、醫者駕籠ト云也、唯官醫ニハノリモノ、町醫ニカゴト云ヲ、總テノリモノト云ハ非歟、是歟、〇中略

女。駕。〇中略

女乘物ニモ數種アリ、總黑漆ニ金蒔繪ヲ最上トス、蒔繪ハ定紋散シ、或ハ定文ニ唐草、又ハ唐草ノミヲモ描之歟、予見ル物多クハ定紋ノチラシ也、棒同制也、押緣黑ニ滅金ノ金具ヲ打ツ、右ノ製ナル物ニハ日覆猩々緋也、兩端ヲ男用ノ如ク、乘物屋根ニ直ニ置キタル物モアレドモ、多クハ右圖ノ如ク、〇圖略兩端ト屋根ノ間ヲ透ス、寔簾ノ緣赤地錦ニ緋總也、

因ニ記ス、右ノ如キ乘物ノ時ハ、長刀袋、挾筥覆傘袋トモニ猩々緋、定紋ハ白羅紗ノ切付紋也、

高位ノ婦女ニハ、乘物ノ上ヨリ朱爪打傘、或ハ一個或ハ二個ヲサシカザス也、傘轆轤ノ所ニ錦ノ守袋ヲ釣タルヲモ見タリ、

御書面寺院新規堂上方之猶子相成候儀は、容易に難相成事に候間、安禪寺格等之儀は、是迄之通り御取扱、金紋挾箱網代輿許容有之候共、決而相用間敷旨被御申渡、其段庭田家江一ト通、通達有之候方與存候、

〔當時珍說要秘錄三〕殿中行事之事

一十日月○正は、上野總御靈屋へ被爲成候、○中略

一御召駕籠　是は、御下臥座一枚敷、天鵞絨御蒲團敷、又御上臥座一枚敷有之、

一御召替御駕籠　是は御下臥座、天鵞絨御蒲團、御上臥座敷之、羅紗雨覆を掛候て出之なり、

一兎御雨覆御窻掛三枚入出之　是は御召駕籠の雨覆なり

〔近世公實嚴秘錄二〕御成の節、御共に出る御道具の事、幷水戸養仙院殿御出之節、雨ふりし事、○中略

御鷹野の節、○中略野田御駕籠とて、網代むそうの引出しまど、御障子入の御駕籠、御下臥座中びらうどの御ふとん、又御上臥座敷て御伽羅をたき込候なり、此野田の御駕籠は、能鍛候御かごにて、鎧のごとく鐵を以突にうらかゝず、矢を以て射に通らず、御かご師、のり物町岡田九左衛門秘傳の作と云なり、

〔守貞漫稿後集三〕御忍駕籠○圖略

潛行俗ニオシノビト云、大名モ潛行ノ時用之、室モ潛ニハ用之、男用ト異ナルナシ、隱居ナドモ用之、全體塵打、其大サ乘物ト均シク、又皆精製也、棒兩端細カラズ黑塗也、カゴモ腰黑也、日覆黑ラシヤ、

留守居駕　留守居ハ武家ノ役名、重臣ニ非レドモ外事ヲ務ル、故ニ專是ニ乘ル、家老以下重臣ハ自國及旅中ニハ乘物ヲ用フレドモ、在府ノ日ハ憚之コト多ケレバ又用之、駕籠ニハ桐棒ヲ用フ、以下皆然リ、蓋留守居カゴ、棒素ヲ專トスレドモ、又溜塗ニスルモアリ、黑ハナシ、舁夫四人ヲ用ヒ

御網代小菱組栗色、御金物總煮くすべ、御內總黑蠟色塗、御翠簾油竹、四方緣黑天鵞絨、

佛光寺様

御網代小菱組黃網代、御金物總金滅金唐草毛彫、御內總木地、御翠簾通例、

勸修寺宮様

御網代小菱組黃網代、御金物總煮黑目、御內總木地、御翠簾通例、但シ腰柄カクシ金物打、

泉涌寺様

御網代小菱組黃網代、御金物總金滅金唐草毛彫、御內總四季草花繪張、御翠簾通例、

東六條様

御網代取寄組黃網代、御金物總地彫牡丹唐草、金けし滅金、御內總緞子張、御障子紫紋紗張、御雨戶繪絹金箔置張、御翠簾通例、

但シ外に墨さし金物有之候

一條様

御網代小菱組黃網代、御金物總緣金唐草毛彫、御內總萠黃繪絹霞若松金泥置摸様、御翠簾通例

鷹司様

御網代取寄組栗色、御金物總鐵、御內總木地、御翠簾通例、

九條様

御網代小菱組黃網代、御金物總鐵金物、御內總木地、御翠簾通例、紫蜻蛉房付、

小野宮様

御網代小菱組栗色、御金物總鐵、御內總木地、御翠簾通例、金滅金御紋付、

〔公裁秘錄〕一堂上方之猶子幷金紋挾箱網代輿之事

網代輿（アジロゴシ）　用大竹、正理粗編（ヘギテ）之、其文爲綾杉（アヤスギ）或菱形（ヒシナリ）、俗號編筵（アジロ）、以亞轎輿（タゴシ）、官家及本寺官僧、或官女許乘之、

〔堀川後度狂歌集一春〕志賀山越　管巻雄
旅人も網代の籠にのればにや日ををしみ行志がの山ごえ

〔網代包籠之圖〕仙洞樣
御網代幸菱組栗色、御金物總煮黑目、無地、御翠簾四方緣、花色天鵞絨菊紋樣、御内總木地、御棒木地檜木柾目、長サ壹丈六尺六寸、山高サ壹尺五分、〇圖略下同

近衛樣
御網代取卷組うす櫻色塗、外廻り總春慶塗、御金物總煮黑目、無地、御内總木地、御翠簾貳分割ため塗、黑天鵞絨緣、御棒檜木柾目、春慶塗、
但シ御紋付無シ

知恩院方上樣
御網代升組朱網代、御金物煮黑目、總唐草毛彫、御内總朱塗、壁板黑繻子張、御内三方御窻、上ゲ下ゲ御障子、淺ギ紋紗張、御翠簾、貳割朱塗疎入、

聖護院樣
御網代幸菱組黃網代、御金物總假滅金、御内總春慶塗、御翠簾木地、黑天鵞絨四方緣、御棒春慶塗、檜木柾目、

知恩院宮樣
御網代幸菱組栗色、御金物總毛目唐草毛彫、御紋付、御棒黑蠟色、但シ柱間三枚打、

妙法院樣

て請取渡す也、

〔安齋隨筆後編十四〕一當時の乘物に、めんえんと云ふは、びろうどなどにて包みたる也、常のござ包は、織部と云、八重姬君樣、水戶へ御入輿の時行列に、ながへ、ながへぎり、めんゑん、おりべと次第有り、ながへ切とは、輿のごとくにて、屋根の上に棒を通したる也、

〔柳營秘鑑十〕鶴姬樣御入輿御行列

貞享二乙丑年二月廿二日〇中略

長柄すま　長柄ゆふ〇中略　網代乘物山崎　同ゑつ　同菊野　稙筵とよ　同かち〇中略　黒綠金物

いそめ〇中略　おりべ乘物ゑま　同梅枝

〔柳營秘鑑十〕竹姬君樣御婚禮之式

一享保十四酉年十二月十一日、竹姬君樣、松平大隅守繼豐方江御入輿之行列、幷御道具獻上之覺、

御徒一人　同壹人　同壹人

長柄　御年寄藤江　長柄切　若年寄つ崎〇中略　めんゑん乘物　御小姓ちさ

御徒一人　同壹人　同壹人

同一人

さゑ

同一人

黒綠金物　表使早川〇中略　同壹人　おりべ乘物　御末ゑま

同壹人

〔和漢三才圖會三十三車駕〕乘物〇中略

将軍ト同ジ、日光法親王モ溜塗總網代、棒黑塗ナドモ、前ニフクラミアリ、此形他ニ無之歟、未見之、

紳縉家ハ位階ヲ擇バズ、總網代ニ棒黑塗也、

官僧モ總網代ニ棒黑塗ナレドモ、溜塗ハ無之、朱漆ヲ專トシ、或ハ黃漆、江戸官僧ノ乘物ハ、聊カ小形也、唯家齊公薨後、其轎ヲ芝增上寺方丈ニ給フ、故ニ今世芝方丈ノミ、轎及ビ挾箱トモニ將軍家ト同ジ、

大名モ道中ニハ總網代溜塗、棒黑漆ヲモ用フル者アレドモ、江戸ニテハ是ヲ許サズ、凡テ江戸用ヨリ、道中用ハ上製ヲ用ヲル也、譬バ江戸ニテ座巻ノ人モ、旅中腰黑ヲ用、江戸コシグロノ人、道中コシアジロヲ用フ、他准之、武家、江戸用ハ打上ゲヲ上トス、打上ゲ腰網代ヲ最上トス、

加州前田家、或ハ納言ニ任ズルコトアリ、城內下乘モ陸藏ニ越タリ、轎腰アジロ白塗網代也、次ニ常體ノ腰網代、アジロノ上ヲ黑塗ニス、次ニ腰黑腰ハ、板ノ表ヲ黑ヌリニス、蓋押ブチ下ヨリ一間モ二間ノ物モアリ、一重二重ト云、次ニ總座巻ヲ下トス、蓋其制ニ甚ダ精粗アリ、

武家在府用、打上以下並棒素ナリ、唯松平越中守ノミ黑塗棒ヲ用フ、是先年日光御社參ノ時、故有テ免許之ス、又腰ヲ胡粉塗ニシテ腰白ナル物アリ、腰黑ノ次トスル歟、或ハ制外歟、未考、乘物ハ素黑トモニ桧棒也、

〔貞丈雜記〕七輿一近來婚禮の行列を見るに、ながえぎりと名付て、板ごしにして、下にながえなく、やねの上に棒を通したる物あり、此名京都將軍時代には聞えぬ物也、舊記に見えず、舊記に塵取と云輿見えたり、今のながえぎりの事なるべし、

〔婚禮推陳記〕師傳に、近代長柄輿の請取渡稀なり、皆長柄切の乘物也、長柄切と云は、屋根は長柄輿のごとくして、長柄を切て棒を通す乘物也、

〔婚禮里出之部〕輿請取渡、〇中略近代は、世以長柄ぎりの請取渡故、雙方役人出合、陰陽の手の禮計に

シタル打上簾ヨリハ、尤重カルベキ也、安永五年申二月定メ沙汰アル家ハ、伊達遠江守殿バカリナリ、

腰。黑。塗。　是ヲ普通ニ用ルコトヲ制止アルハ、腰網代ニ見紛フノ故ナルベシ、多年高家ノ人々乘物ハ、腰ヲ黑ク塗リタルヲ用ヒラレタルニ、安永五年申ヨリ、其品ヲ制止アル由ナリ、是如何ナル故ト云コトヲ考ヘズ、全ク似テ非ナルモノヲ惡ムノ謂ナルベシ、

臭。筵。包。　是。ヲ。バ。只。乘。物。ト。言。習。セ。リ。大小名以下普通ノ家々、乘輿ヲ聽ル人ハ是ヲ用ユ、但シ乘輿ヲ聽サズ、乘馬スベキ人ノ老衰ニ及、又所勞ニテ乘馬ヲ厭フ人ハ、月日ヲ限リテ願ヒ請ヒテ乘輿スルナリ、去レドモ其物ハ、俗ニ駕籠ト名付タルモノニテ、古ニ云フ篼輿(アンダ)ナリ、此物ノコトハ猶下ニ辨ズ、乘物トハ混ズベカラズ、然シテ此乘物ヲ臭筵包ニスルノ義、且乘物トノミ稱スルノコトハ、考ルコトヲ得ズ、〇中略

幷ニ按ニ、今ノ世、古ノ篼輿ハ駕籠ト稱シテ、乘物ニ等ク用ルユヘ、篼輿ノ名ヲ用ズシテ、別ニ丸棒或ハ角棒ヲ用テ、其棒ヲ透スニ、乘物ノ如クニ、カナモノヲ打テ透シタルガ、(又丸竹ヲシキ曲テ、夫ヘ棒ヲ通ス)モアリ、其乘物又右ノ駕籠ト少ク異ナルモノヲ、阿牟太ト云ヒ、或ハ御。免。駕。籠。丸。棒。駕。籠。寶。泉。寺。カ。ゴ。ナドトモ云ヘリ、此頃諸ニハ權。門。駕。籠。ナドトモ云ヘリ、(丸棒トハ、見ヘタル形象ニテ云ヒ、御免駕籠トハ、賤者ノ乘ルコトナ免サルヽモノニ用ルユヘニ名付タリ、寶泉寺トハ、云傳近世寶泉寺ト云フ寺ノ僧ノ好ミテ造リシ駕籠ト云ヘリ、詳ニシラズ、今按ニ、寶泉寺ト書タルハ、予(大塚嘉樹)ガ作リ字ナリ、又權門カゴト云フハ、朝家中ノ使者ヲ勤ルモノ、權門家ヘ立入候族、多クハ馬ニ乘ラズ、此アンダニ乘ルユヘ、俗ニ權門カゴトイヘルナリ、)

此餘辻。駕。籠。(戸ナシカゴトイヘドモ、今ハコレモ又戸アリ、)网。骨。駕。籠。宿。カ。ゴ。等ノ物アリ、カゾヘ註スルニ及ザル雜品ユヘ筆セズ、

〔守貞漫稿後集駕車三〕乘物

將軍家ハ溜塗總網代、棒黑塗、家齊公薨御ノ後、其駕及ビ挾筥ヲ芝增上寺大僧正ニ賜フ、(故ニ芝大僧正ハ、駕)

玉フニ、左右ニ引戸アリ、前後ヨリ上リ下リ有ナリ、御轅ノ輿ハ車ノ代リナル故、其上リ下リ車ノゴトシ、四方輿ト云ハ、御鳳輦ノゴトク四方ニ簾アリ、轅ノ輿ハ人ヲ移サル、ユヘ、前後ニ乘下スベキ簾アリテ、左右ニモ物見ノ簾アリ、然ルヲ乘物ニ移シ造ルニ依テ、乘物ハ轅ノ棟中ニ柄アルヲ以テ、是ヲ舁ノ夫前後ニアリ、仍テ乘下シ玉フ時ハ、便宜ニ任セテ左右ヨリ乘下アルユヘ、其制轅輿ノ前後ト左右トニテ入違ヘタルモノナリ、以上ノ子細ヲ以テ、打揚ト云ハ塗輿ニ准ジ、且網代輿ノ制ヲ摸シテ、腰ヲ蓬篠ニ組タルナリ、故ニ白木輿網代輿ニ次テ、貴重ノ物トナルト見エタリ、以上愚案ナリ、樹蓋公家ニ乘用ナシ、當時武家ニテ、柳營ノ御家門國主方、幷ニ由緒アル家々計、乘用ヲ聽サル、御家門ノ中ニモ、聽サルトユルサヾルトアリ、國主トイヘドモ又同之、由緒アルトハ津輕家ノコトナリ、安永五年丙申ノ三月中、定ノ沙汰アル家々、凡ソ二十一人也、父子一族ニテ定メラル名籍アレバ、以來又其人々ハ増減アルベシ、故ニ今其名籍ヲ略シテ不注之、是武家乘用ノ至極ナリ、假令四方輿塗輿ニ等キガ故ナリ、

○打○揚○簾○腰網代無之、腰黑塗ナリ、是上ニ云四方輿ノ趣也、但腰ニ網代ヲ用ヒザルモノハ、大樹ノ乘御ト公家ノ乘用アル網代輿ニ准ズルコトヲ制止セシムル故、打揚網代ノ次ナリ、按ルニ、網代ハ打揚簾ヨリ其義重カルベシ、如何トナレバ、網代ハ網代車ノ意アリ、打揚ハ四方輿ヲ移シタルナレバ、普通ノ塗輿トイヘドモ、輕輿ノ義ナルヲモツテノユヘニ、車ニ准ジタル網代ヨリ次タルベキ也、然ルヲ安永五年ノ制等ニハ、腰網代ヨリ重キ家ニ乘用之定アルユヘ、其制ニ從テ腰網代ヨリ上ミニコレヲ注ス、コノ甲乙ノコトハ、定ラル官吏ニ、子細モアルベキコトナルベシト思フナリ、安永五年丙申二月中、定テ沙汰アル家々凡九家ナリ、是又上ノ條、打上腰アジロノ如ク、御家門ノ中七家ト、喜連川家、山名靱負トモニ、當時九家ナリト見ヘタリ、

○腰○網○代○打上簾、シナ無之モノナリ、是ハ網代輿ノ略ニテ、腰ノ方計ヲ網代ニ製シタルナリ、網代ハ柳營ノ乘御ナルヲ以テ、武家ニテハ固ク制止アル事ユヘ、腰計ニ網代ヲ用ル也、去レドモ四方輿ニ准ズル、打揚簾ヲ制止アルモノハ、此腰網代ヲ乘用スベキ由緒アリテ、却而打揚ゲ也塗輿ニ乘用スルノ家格ナキモノニヤ、上ノ條ニ註スル如ク、網代腰ハ打上ヨリ重カルベキモノカ、畢竟總網代ハ、柳營ヲ憚ルノ義ナレバ、是ヲ腰ニ計用ルトイヘドモ、網代車ノ移レルコトヲ以テ考レバ、塗腰ニ摸

モノナリ、

〔守國公御傳記 六〕退職ノ後モ凡質素ヲ主トシ、往昔ヨリ代々用ヒ玉フ轎籠ハ、縁竹ヲ以縁トシ、世子ハ晒竹ヲ用ユ、是ハ二ツナキ乘物故、舊輿ヲ讓リ玉フ意ナリト云傳フレドモ、由緒ハ兎モ角モ、是等ハ無用ノ形容ニシテ、何ツ迄縁竹ニテ有ベキヤ、向後父子共ニ晒竹タルベシト命ジ玉フ、（固ヨリ縁竹ヲ用ル實モ少カラズトゾ）又輿籠ノ縁ハ、古來ヨリ羅紗ニテ製シタレドモ、舶來ノ品ニ限ル可ラズ、吾國ニ產スル物ニテ製スベシトテ、黑天鵞絨ニ改メ、其外日覆長柄傘ノ袋、馱覆等ハ、率職中ノ如クニシテ舊ニ復シ玉ハズ、

〔堀川後度狂歌集 一春〕志賀山越　　靑樹園繁留

越て行駕のすだれの靑によしならべるゑがの花の木のもと

〔見た京物語〕醫師の駕の棒、不釣合にせい高し、一尺ほどもあらん、形椅の如し、

〔靑標紙〕武器及行列具的例

一乘輿は、東山殿下に初る、〇中略扱乘輿に、當時腰板、打揚、引戸、腰網代、鷹包等の製有、各家格によるなり、腰網代に二重腰、又腰ばかりの品有、板にも腰黑又二重黑、又ぬらざるも有、是は各其好に任すべし、

〔續視聽草 初集十〕乘物目名

網代輿　淸華以下諸家中尊常ニ乘用アリ、或ハ黃或ハ溜色ニスルナリ、武家ニテハ柳營ノ乘御ノ外ニ、三家〇尾張、紀伊、水戸、ノ如キ公卿タリト云ヘドモ乘用ナシ、但シ法中ニテ堂上ノ猶子タル僧中ハ、乘用スルコトヲ憚ラザルナリ、（車ニ網代アリ、依テ其制ニ擬スルナリ、乘用ノコトハ、網代ノ定ニハ拘ラズ、其趣チ以テ新制ナルベシ、）

打揚網代駕　打揚ト云ハ、左右ノ引戸ナク、簾ヲ揚テ上下セラルヽヲ云、是卽上ノ條ニ云、古實西譚ノ塗輿ハ、四方輿ノ代リナリト、古云ル四方輿ヲ移シタルモノナリ、卽轅ノ輿ト同ジク、上下シ

津山侯松平越後守 熊本侯細川氏ト、出雲ノ廣瀬侯松平佐渡守三萬石トハ、駕籠ノ化粧紐、何レモ紫革ナリ、〇中略

同侯〇熊本 又ソノ支家ノ釆女正三萬石 宇土侯、ミナ乘輿ノ屋根、黄漆ヲ以テヌル、〇中略

岡崎侯本多氏 ノ駕籠ノ屋ネハ白塗ナリ、戸ノ物見ハ、婦人ノ輿ノ如ク、ムソウニセシナリ、〇中略

無城ノ嫡子ハ、假令七萬石ニテモ乘輿セザルコトナリ、然ルニ松前氏ハ、城主ニ非レドモ嫡子乘輿ス、〇中略

岸和田侯岡部氏 ノ駕ノスダレハ、朱ニテ塗ル、〇中略

岡山侯ノ支侯ハ、本多ノ邸ニイタルトキ、其門ニ駕ヲ横ヅケニシテ出輿スルト云、〇中略

岩城平侯安藤對馬守 ハ、駕ノヤネヲウルミ色ニ塗ル、挾箱ノ蓋モ同ジ、又駕ノ化粧紐ハ桃色ナリ、〇中略

表高家畠山左衛門五千石 ノ駕ハ、簾ノ竹、殊ニ太ク、アミ糸モ殊ニ太シ、〇中略

熊本侯ノ乘輿ハ、二重包ト云フ、何ナル製造ニヤ、林子曰、實家能登守岩村侯 ノ駕籠ハ、前ヲ取ハヅシニシテ、蹴放スヤウニ作リタリ、牽馬ニ冬夏トモ尻馱覆ヲ用ヒズト、駕籠ノ前ヲ蹴放ニスルコトハ、予ガ家ノ駕籠モ同ジ、蓋シ天祥公ヨリヤ始マル、又予ガ駕籠ニハ、後ニハネブタアリ、コレ刀ヲ拔クトキニ鞘拂ノ爲メトゾ、又駕籠ニ水ヌキノ孔アリ、コレモ要法アリ、是等他ハイカニヤ、

〔甲子夜話四〕左近ハ胸次ノ不凡ユヘニヤ、物好ニテ、一時ニセラレシコト、後ニ傳ルコト多シ、駕籠ノ腰、昔ハ高クテ出入ムツカシヽト也、左近好ミテ腰ヲ淺ク造ラレシヨリ、人々ソレニ倣ヒ、今ハ一統ノ形同ジヤウニナリタリ、

〔甲子夜話十六〕予〇松浦清ガ乘輿ニハ底ニ孔アリ、何カ祖先ノ武事ニ就テノ所存アリシモノ也、然ドモ布團ヲ鋪テアレバ、急用ノコトニハ及ガタシト、或日集會ノトキ云タレバ、某者云ニハ、將軍家ノ御乘輿ハ、御徒士衆ノ預ル所ナルガ、以前ハ御布團ハナキコトノ由云傳フト、將軍家サヘサアランニハ、予ガ祖先ナド布團無キハ勿論ナレバ、當時ノ用法ト始テ知リヌ、何事モ多聞ハ益アル

長州、津輕越中、松平讃岐、網代打上、
松平肥後、松平下總、腰網代引戸、
松平越中、黑塗棒引戸、
本多中務、榻子引戸、
戸田越前、桐棒引戸、
細川越中、引戸障子ギヤマン、
戸田釆女、織田越前、突上ゲ日覆、
酒井左衞門、靑竹打乘物、

〔甲子夜話 四十二〕都下諸大名ノ往還スルニ、ソノ行裝尋常ト殊ナルアリ、眼ニ留マル所ヲコヽニ擧グ、〇中略
大垣侯戸田氏ノ駕籠ハ、屋根ノ上ニ、日覆ノ如ク羅紗張リノ屋根ヲ設ク、駕籠ノ棒ハ、ソノ半ヲ上ニ出タルト聞ク、如何カナル用心カ、羽州高畠侯織田モコノ如シト、是等ハ信長比ノ古制カ、〇中略
仙臺侯ノ駕籠ノ者モ、雨天ニハ笠ナク鉢卷ナリ、是ハ古ノ遺法カ、
今ノ桑名侯松平越中守ノ駕籠ノ棒黑漆ナルハ、世ノ所知ナリ、駕籠ノ簾、イヨスヲ編タリ、ソノ家式ナリト、若シヤコレモ昔官用ニアリシヤ、〇中略
明石侯ノ駕籠ノ押縁ノ竹ハ、朱塗ナリ、
出羽ノ庄內侯酒井ノ駕籠ノ押縁ハ、靑竹ヲ用ユ、コレヲ近來奢侈ヨリ起リタリト人稱ス、登營ノ度每ニ、新竹ヲ打カユルト云、〇中略
駕ノ棒ノ木、宇都宮侯ト、駿府御城代ノ戸田氏土佐守七千石計ハ、桐ノ木ヲ用ユ、予〇松浦清ガ家モ以前ヨリ然リ、〇中略

一臺木幅貳寸、角金物、
一腰之縁六分、四方へ折廻シ、但四方へ、つり木壹本ツヽ入レ、
一腰之籠外ゟ見へ候高三寸五分、但澁張、外皮竹龜甲組、
一折返シ、後ハ七寸、前壹寸五分、前後共に御座包、
一掛筵前一盃、後は小明キ五寸みせ、表へり遶に
一同窓長壹尺五寸、高九寸、軒下ゟ壹寸五分下ゲて、
一窓明ケ、但白すだれ布縁、
一前に窓、大體簾前一盃に仕、布縁を取、
一屋根、澁張角金物、
一總體近江表包
一押縁竹四通、四方共、
一駕籠之内さわら木地
一肱懸、何に而も白木、
一棒長サ壹丈九太
以上
右之通、駕籠之仕様被仰付候間、駕籠に乘候者は不及申、駕籠拵候乘物屋共爲申聞、何方ゟ誂候共、
仕様違候駕籠、一切拵申間敷候旨、被仰付候間、此旨相守可申候、以上、
七月
〔武家嚴要〕諸家格供立之事
加州一統、無日覆、桐原引戸、

製作

〔青標紙〕武器及行列具的例

一乘輿は、東山殿下に初る、〇中略扨乘物と駕籠との差別は、駕籠は、乘物の腰に、いさゝか簾目あるをいふなり、

〔德川禁令考乘物三十七〕明和三戊年正月十五日

駕籠幷長柄傘之儀ニ付達

月切駕籠相用候面々、近來乘物にまぎれ、不宜旨御沙汰有之候、諸事元文二巳年四月出候御書付之趣相心得、以來別而乘物にまぎれ不申樣、簾目履通り不殘附、碇と相分り候樣致、尤駕籠之者看板、色替り候儀も、似寄不申色合、碇と相分候樣、御心得可有之候、〇中略

松平庄九郎

正月

松平縫殿頭

〔守貞漫稿駕車後集三〕夢想窻マドムサウ　家居及其他ニモ、巾二寸許ノ板ヲ縱ニ並ベ打ツ、同巾ノ板內面ニアリ、開クニハ表裏板相累リ、閉ルトキハ表裏各互ニス、將軍駕窻簾中ニ有之、表板ノ裏ニ紗ヲ張ル、親王及紳縉家、又官僧ノ駕及ビ女駕上下トモニ用之、男駕武家ニ上下トモニ幕府ノ外不見之、唯武家坐罪テ溜ト云獄ニアル者、廳前ニ出ルニ、將軍ニ謁スル家格、俗ニ御目見ヘ以上ト云者ハ、駕ノハリモノハ四天昇ヲ用ズ、ゴサ卷ニテ窻白板夢想製也、

〔享保集成絲綸錄十六〕延寶九酉年七月

駕籠注文

一長三尺三寸五分

一橫下貳尺四寸、上壹尺八寸五分、

一軒之出端壹寸五分但四方共

駕籠税

一挾箱持　貳人
一草履取　壹人
一雨天之節は笠持　壹人
右之通可相通之、縱國持大名たりといふ共、此書付之外、人數多通間敷者也、
月日

〔德川禁令考二十一下馬下乘〕享保三戌年四月
御城内召列候供廻之事
御城内外、召列候供廻り等之儀、先年被仰出候處、近年猥ニ相成候間、元祿十二卯年被仰出候通、彌相守可申付候、以上、
四月〇中略
下ケ札布衣以上御役人中、大手櫻田より下乘迄之内、乘物ニ附候ため、侍三人召連申度樣ニ相尋申候面々も有之候、六尺は麁末成者ニ候間、此段は右之通ニ而も可然哉と奉存候、
下乘橋迄も、侍貳人召連候樣にと、口上ニ而被仰渡候、

〔享保集成絲綸錄四十五〕元祿十三辰年八月
一今度町中借駕籠御免之御書付出候に付、借駕籠之分も、三傳馬町名主共、極印致候樣に被仰付候、依之爲極印賃、借駕籠壹挺ゟ、壹ケ月に銀三匁宛、三傳馬町中江出し候筈に候間、駕籠持主共、此旨可相心得候、
右兩品之儀、申觸候樣にと、今日御內寄合に而被仰渡候、委細三傳馬町名主共方ゟ可申談候間、少も違背有之間敷候、以上、
八月

右之趣、可被得其意候、

元文二年十二月十四日

〔幕朝故事談〕公方家

御右筆組頭の類、五十以下は乘物御免無之故、駕籠に目を付て、四枚の駕籠人足の看板をそろへぬなり、町駕籠に乘る體なり、駕籠なれば下乘まで乘下はならず、極樂橋〇下乘橋の外にて下るなり、

〔徳川禁令考二十一下馬下乘〕天明五巳年四月廿三日

陪臣乘物之儀ニ付御書付

大目付

御目付 江

一陪臣は五拾歳以上ニ而、乘物斷相濟候而も、下乘迄致乘輿候儀難相成事ニ候之處、近來下乘迄致乘輿候類も有之趣ニ相聞候、御三家家老之外は、御三家庶流たりとも、大手下乘所內者不相成候間、向後心得違無之樣、主人々々より可被申付置候、

右之趣、萬石以上之面々幷其面々江可被達候、

四月

〔徳川禁令考二十一下馬下乘〕萬治二亥年九月

下馬より下乘之橋迄召列人數之事

出仕之面々、御城中江召列人數被仰出之、所謂、

下馬より下乘之橋迄召列人數之覺

一侍 六人、或五人、或四人、

一六尺 四人

〔徒然草 下〕退凡下乘の卒都婆は、外なるは下乘、内なるは退凡なり、

〔野槌 下四〕下乘は王の車馬よりおる、義也、そこにある卒都婆を云、退凡は凡人をしりぞくる義也、そこにある卒都婆を云、下乘は山下に有ゆへに外也、退凡は山中にあるゆへに内なり、

〔德川禁令考 二十一 下馬下乘〕享保三戌年五月廿二日

諸大名下乘之儀ニ付達

諸大名下乘之場所之儀、前々と違、猥に成候ニ付、向後者國持大名たりといふ共、大手之方は、張番所東之角を限り、内櫻田之方者、張番所向御堀端東之角を限り、被致下乘可然候、以上、

戌五月

右萬石以上江大目付以下江 御目付大久保一郎右衛門達之

〔甲子夜話 四十七〕林話、〇中略 余レ番頭格ニ命ゼラレシトキ、下乘橋外ニテ、水戸中納言殿治保ニ行逢ケレバ、例ノ如ク駕ヲ見テ、余レ蹲踞シヌ、乃駕脇ノ者、駕戸ヲ引テ、其マヽ通ラレシガ、何カ駕中ヨリ從士ニ申付ラルヽ樣子ニ見ユルト、其マヽ取テ返サルヽ故、余モ不思議ニ見居タレバ、元ノ如ク橋邊ヘ戻リテ、駕ヲ路上ニ置キ戸ヲ開カセ、會釋アリテ通ラレヌ、後ニ聞ケバ、萬石ヨリ以下ノ面々ハ、通駕ナガラ戸ヲ開カルヽ禮接ニテ、番頭以上ハ駕ヲ下ニ置テ戸ヲ開キ、從者モ留リテ禮待セラレ、夫ヨリ駕ヲ舁過ラルヽ定法ナリトゾ、

〔憲敎類典 三之三十六 乘物〕元文二丁巳年十二月十四日

松平左近將監殿御渡

万石以上嫡子之内、月切乘物斷濟候面々も、下馬迄乘輿可有之候、下乘迄乘輿之儀、向後可爲無用候、

始めたる歟、いつ頃より始りたる歟詳ならず、古より禁裏の御門外に下馬札立る事無れば、國史舊記に下馬札の事みえず、青蓮院殿に世々下馬札の筆法を傳へられしとかや、みだりに書ば其所にわざわひありと云傳たる事も有にや、かの筆法は、いつ頃より何方に立し古法を傳られしやしらず、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀上
自左衛門陣標後相去十許丈、立大臣下馬標、去之廿許丈、立諸司下馬標二、左右各一丈、高三許尺、下同、自左衛門陣標、右去四許丈、立右兵衛留標、右去四許丈、立右衛門留標、其後廿許丈、立諸司下馬標、

〔平野行幸次第〕車駕著御社頭、〇中略先是立下馬標、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年五月二日壬寅、筑後左衛門尉朝重、在義盛之近隣、而義盛館、軍兵競集、見其粧、聞其音、備戎服、發使者、告事之由於前大膳大夫、〇中略卽匠作、揚旗率勢、警固中下馬橋給、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年十一月二十九日壬子、未剋、若宮大路下下馬橋邊騷動、是三浦一族與小山之輩、有喧嘩、兩方緣者、馳集成群之故也、前武州、太令驚給、卽遣佐渡前司基綱、平左衛門尉盛綱等、令宥給之間、靜謐云云、〇下略

〔吾妻鏡三十七〕寛元四年五月廿四日辛巳、鎌倉中民不靜、資財雜具、運隱東西云云、已被固辻々、澀谷一族等、左親衛、請命警固中下馬橋、而太宰少貳、爲參御所、欲融之處、彼輩於參御所者、不可聽之、令參北條殿御方者、稱不可及抑留之由、此間頗有喧嘩、彌物忩、〇下略

〔元德二年三月日吉社並叡山行幸記〕退凡下乘の靈山會をうつし、七重結界し給へる峯にて、もとより牛馬をもちゆるみちならねば、公卿も歩行の儀にて侍けれども、おほさかに成ぬれば、御こしをすゝめたてまつりて、のちをの〳〵たごしをもちひ給ふ、

下乘下馬

〔德川禁令考家來令條三十九〕元文元辰年

諸大名家來乘物人數之定

一壹萬石より壹萬九千石迄　壹人
一貳萬石より四萬九千石迄　貳人
一五萬石より九萬九千石迄　三人
一十萬石より十五萬九千石迄　四人
一十六萬石より十九萬九千石迄　五人
一貳十萬石より二十九萬九千石迄　六人
一三十萬石より三十九萬九千石迄　七人
一四十萬石より四十九萬九千石迄　八人
一五十萬石より五十九萬九千石迄　九人
一六十萬石以上　拾人

五萬石以上ニ而も、城主ニ而無之面々、家老乘物御免不罷成候、五萬石以下ニ而モ、城主家老ハ乘物御免被成候、

〔書言字考節用集九言辭〕下乘下馬(ゲジヨウゲバ)

〔運歩色葉集氣〕下馬

〔易林本節用集言辭〕下馬(バ)

〔貞丈雜記九書札〕一下馬札の始詳ならず、○中略右○吾妻鏡文、在下、下馬橋と云は、其所にて下馬する故の名なるべし、其所に下馬札を立られし歟如何知れず、下馬札立る事は、退凡下乘の卒都婆にならひて立始ける事歟、是もたしかに定めがたし、○中略下馬札は、もし此退凡下乘の卒都婆を學びて立

一石奉行御勘定衆、向後乘物御免、御勘定頭支配御勘定衆は駕籠御免之由、貞享二丑年二月廿五日、於時計之間、秋元攝津守殿、彌右衛門に被仰渡候、以上、

元祿四辛未年十月十九日

大名之家老、乘物、今迄は五万石以上被成御免候得共、向後は五万石以上に而も、城主に而無之面面家老は、駕籠之筈に成候間、內藤丹波守殿被仰渡候、

元祿四未年十月十九日

本番 伊勢守

御用番 十左衛門

御供番 五郎右衛門

元祿七甲戌年正月十四日

御直參御奉公不致候衆、幷大名之次男乘物駕籠之分、今日美作守殿江伺候得ば、其人々により達可申候間、度々伺可申旨被仰渡候、以上、

戌正月十四日

寶永七庚寅年六月四日

一壹万石取之總領たりといふとも、病氣に而乘物斷、以月切之誓詞御免之事、

一壹万石以上城主之面々之家老、五十歲以上乘物斷、主人より狀を取、其身不致誓詞御免之事、

一家中五十歲以上たりといふとも、家老之外は、駕籠主人より狀を取、其身爲致誓詞御免之事、

一家中家老たりといふとも、五十歲以下は、主人ゟ狀を取、其身月切之誓詞を以駕籠御免之事

一家中に而壹万石以上は、主人ゟ狀を取、其身誓文狀を取、乘物可爲御免事、

一與力幷町人、駕籠御免之儀、誓詞は支配方に而申付、御目付中江請取可申事、

附支配方ゟ差添狀越候樣に可仕事、

一町人乘物之事、只今迄支配方斷に而雖御免候、向後は先總樣可爲駕籠、乍去無據子細於有之は、老中幷松平因幡守、石川美作守江申達、可受差圖事、

一猿樂は、縱五拾歲爲以下といふ共、可爲駕籠事、

一御三家方、甲府殿〇綱豐宰相家司、乘物斷は、老中へ申達、其上以誓詞可爲御免事、

一諸家中五拾歲以上之者、乘物斷は、主人より狀を取、其身に誓詞爲致、其上に而可被免候事、

一諸家中五拾歲ゟ內之者、病氣に付而、乘物斷申上間敷候、併乍勤之斷は、老中迄申達可受差圖、於相調はゞ、主人ゟ狀ヲ取、其身ニ誓詞爲致可被免候事、

右之外、乘物之儀は不及申、駕籠たりといふ共、御目付衆江申達、無據子細有之而、吟味之上、可有差圖事、

五月

延寶九酉年七月

覺

一町人乘物之儀、御免に而只今迄乘來候とも、向後は無用に致し、先總樣駕籠に乘べし、乍去無據子細在之ば、支配方へ可相達事、

一自今以後、五拾以上之者、駕籠願候はゞ、前々之通、町年寄共方へ可申候、尤五十より內之者は、駕籠たりといふ共、一切乘申間敷之事、

一向後御免被成候駕籠之仕樣、此度相極候間、町年寄共方へ參、樣子承、拵乘可申候、勿論御定ゟ外之駕籠拵乘候儀、堅可爲無用事、

七月

〔憲教類典三之三十六乘物〕貞享二乙丑年二月廿五日

は不叶との儀に付、深入大に迷惑いたし、御堀端につくばい罷在候所に、朽木民部少輔殿登城有、深入を御見かけ、御徒目付衆へ、あの者の儀は、何故爰元に居候哉と尋られければ、總て町人抔の様なる者の儀は、いづれも御門外にて下乘筈の義也、此邊迄竹輿に乘罷越候に付指扣へ罷在候様にと申付候由被申ければ、御聞ありて、あの者は、近き頃御願申上、法體の身と成、竹輿に乘候ては、何國迄も乘候事と心得、爰元迄も乘付しと相見候、近比不調法なる事也、乍去我等狂歌を一首よみ候間、此歌に免じ、今日の儀は宥免致され間敷やと御申に付、御徒目付衆も、民部殿御申の事故、何がさてと被申ければ、民部殿とりあへず、

橋本で下るべきものが乘物で深入をしてとがめられけり

〔豐太閤大坂城中壁書〕御掟〇中略

一乘物御赦免之衆、家康、利家、景勝、輝元、隆景、並古公家、長老出世之衆、此外雖大名、若年之衆者、可爲騎馬、年齡五十以後之衆者、路次及一里者、駕籠之儀被成御免候、於當病者、是又駕籠御免之事、

右條々於違犯之輩者、可被處嚴科者也、

文祿四年八月三日　隆景　輝元　利家　秀家　家康

〔享保集成絲綸錄十六〕延寶九酉年五月

覺

一小普請役相勤、五十歲ゟ内に而乘物斷、向後不被成御免事、

一當病に而御奉公不相勤養生之内乘物斷、向後以誓詞可爲御免事、

一乍勤乘物斷は、以月切之誓詞可爲御免事、

一雖爲御直參輕御奉公人、可爲乘物無用、無據子細有之ば、支配方受差圖、或乘物、或駕籠、以誓詞可爲御免事、

手下馬所內者、不相成候旨、向後心得違無之樣、主人より可被申付置候、

陪臣乘物御免駕籠御免之譯之事　一家老は乘物御免に相成　一家老五十以下は駕籠御免相成　一万石以上之家老は、縦五十以下に而も乘物御免に相成、　一家老之外者、五十以上、駕籠御免に相成、五十以下に而は、月切駕籠御免に相成候、右何れも其主人より相願候得者、御目付宅にて判元見候事、　一乘物に而も駕籠にても、御目付宅に而、一度判元見候得者、其身一代相濟候事、

但月切駕籠者、五ヶ月目引替之事、

〔落穗集追加七〕乘輿御制禁之事

一問曰、乘輿の儀は、以前も今時の如く、御吟味强く有之たる事に候や、答曰、只今とてもと申內に、我等抔若き頃の儀は、乘輿の御制禁、別而稠敷有之たる樣に覺へ申候、子細を申に、以前の儀は、御直參衆の義は格別、大名方の家來共、五十有餘に罷成、乘輿の御願をいたし候節、大家小家に寄らず、其家に於て家老職を申付置候と有之儀を、主人方より御斷被申上候得ば、乘物を御免被遊、其外には、たとへ高知行を取、重き役儀を勤候者たり共、竹輿ならでは御免無之に付、何れも竹輿を澀塗に仕りて乘り申也、町人職人等の儀も、五十以上に罷成、又は法體など仕る者、御願を申上候へば、右の竹輿を御免被遊るゝ也、今時の御免駕籠抔申物は無之也、其節も四坐の猿樂共は、御願申上、老若を不限、竹輿を御免被遊けれ共、一同に黑く塗りて乘申義は、外々の竹輿に紛れ不申樣にとの儀に有之と也、右竹輿の義に付、御代々公儀の御用を相勤る者に、橋本甚三郎とやらん申たる町人、法體仕り、橋本深入と改名仕るころ、御禮日の事に候處に、澀張の竹輿に乘、下乘橋の邊迄乘來候に付、御徒目付、是を見咎、其方は何者なれば、竹輿にて是へは乘入たるぞと尋に付、私儀は御用を承りし橋本深入と申ものゝよし申候得ば、御徒目付被聞、たとへ御用達にもあれ、下乘迄竹輿に乘、御大法を背き候上は通申ことと成らず、吟味を不遂して

右之趣於相背は
式目之罰文牛王
年號月日　誰　血判
宛所
御目付中不殘

〔殿居嚢三編〕儒者制外之事

寛政十午年十二月廿四日、儒者古賀彌助來ル、未年五十歲罷成候ニ付、乘物斷狀差出可申旨ニ而、其筋江問合候所、前ニ出候儀と、御目付衆被相尋候處、芝野彥助差出候ニ付、問合候處、乘物斷案文帳内ニ無之、武家諸法度御條目之内ニも、儒者は制外と有之候得ば、差出ニ不及旨、矢部彥五郎申聞ル、

乘物駕籠御免

〔續太平年表〕天保十四年四月十八日、月切駕籠之義に付御書付、月切駕籠願之義、近頃は奥方御役人御番方等迄も同役並左迄も無之義申立、相願之者追々相増、自然と其場所仕來之様にも相心得、如何之事に候、一體表方之面々は、武備事務之義勿論之事故、可成丈ヶ柔弱に相流不申様心掛、馬上勤第一に可致苦候間、此度御改革に付、表方御役人御番方等、其外武術に拘り候面々は、月切駕籠之願、可為無用旨被仰出候間、馬上に而相勤候様可致候、左之通別紙之面々江可被相觸候、尤此節月切駕籠相願相濟居候分は、月切迄駕籠相用不苦候間、其段も為心得相達候、別紙月切駕籠可致無用分、両番頭、御旗奉行、百人組之頭、御鑓奉行、新番頭、御持頭、火消役、中奥御小性、御先手、御目付、御使番、両番與頭、御鐵砲方、西丸御裏御門番之頭、御徒頭、小十人頭、御船手、焼火間番與頭、両御番、小十人與頭、此外御番方面々、

〔青標紙〕武器及行列具的例

足利家の末、天正元祿の頃など、乘輿御免の大名五七人も有、其餘は乘馬なりとぞ、當時凡万石以上國持嫡子、侍從以上之嫡子、其外年五十以上之外、猥に是を許されず、御旗本之面々、歲四十九歲之暮に乘輿願差出、翌年五十歲より御城内下乘橋迄乘輿被致候事、

一陪從之輩乘物之次第　天明五巳年四月廿七日、陪臣者、五十歲以上に而、乘物斷相濟候而も、致乘輿候義難相成候處、近來下乘所迄、致乘輿候類有之趣相聞候、御三家家老、其外庶流たり共、大

一筆致啓上候、私（家老、家來、）何與申者、當何之年五十歳に罷成候、當御地に差置、用所申付候、（何煩、何痛、）馬上に而可相勤體に無御座候間、其身に誓詞被仰付、（乘物、駕籠、）御赦免被成可被下候、恐惶謹言、

年號月日　　　　誰判

御目付中不殘

起請文前書

私儀、當何年五十歳に罷成候、煩何痛馬上計に而奉公難相勤體に御座候、依之主人誰ゟ（乘物、駕籠、）御赦免之御斷申上候通に御座候、

右之趣於僞申上は

式目之罰文牛王

年號月日　　　　誰血判

宛所　御目付中不殘

家中五十歳以下之者、當病乍勤之駕籠斷、主人より狀を取、其身誓詞

一筆致啓上候、私家來何與申者、何煩何痛馬上に而可相勤體に無御座候間、其身に月切之誓詞被仰付、駕籠御赦免被成可被下候、恐惶謹言、

年號月日　　　　誰判

御目付中不殘

起請文前書

私儀、何煩何痛に付、奉公難勤體に御座候、依之主人誰ゟ駕籠御赦免御斷申上候通に御座候、五ヶ月之積り、何月迄乘與仕、其內得與快氣候はゞ申上、乘與仕間敷候、尤御赦免之期月過候はゞ、御斷可申上候、

年號月日　　　　　　誰 書判

御目付中不殘殿

寳永七庚寅年六月四日

總御旗本中五十歳以上斷狀

一筆致啓上候、然ば拙者儀、來何之年五十歳に罷成候、日本之神僞に而無御座候、依之乘物御斷申上候、恐惶謹言、

年號月日　　　　名字名判

御目付中不殘殿書

表書之通紛無御座候、我等支配に候間歟、組に候間歟、裏判仕候、

誰判

諸役人幷御番衆當病に而乘物斷起請文前書

拙者儀、何頃より何を相煩、御役、御番、可相勤體に無御座候、依之醫幷親類抔所江も罷越候は、氣色養生にも可罷成樣に、療治賴候醫師誰被申候間、五ヶ月之積、何之月ゟ何之月迄、乘物御斷申上候、尤其內病氣致快氣候はゞ、乘輿仕間敷候、勿論御免之期月過申候節は、此方ゟ可申上候、

右之趣於相背は

式目之罰文牛王

年號月日　　　　誰血判

宛所御目付不殘〇中略

家中は五十歳以上之乘物、駕籠、斷、主人ゟ狀を取、其身誓詞、

主人ゟ狀之案文

年號月日

宛所御目付衆不ㇾ殘記ㇾ之、但月番之衆を先に注之由、尤折紙也、

一願人誓詞案

起請文

私儀何十何歳に罷成候、何持病御座候間、馬上に而は奉公難ㇾ勤御座候間、依ㇾ之周防守方より、乘物御赦免之御斷申上候通御座候、右之趣於ㇾ僞申上ㇾ者、

式目之神文、尤牛王に血判、但宛所御目付衆、不ㇾ殘樣書也、

右は御目付衆一人之前に而血判シ、それより御禮として、御目付衆不ㇾ殘廻ル、

〔政談四〕當時誓詞ト云コト盛ニテ、御作法ノ樣ニ成、役替ノ度々ニ誓詞ヲシ、駕籠ノ誓詞、又ハ病氣ノ斷ニ誓文狀ヲ出スコト、不ㇾ宜コト也、〇中略　駕籠ノ誓詞ハ、先第一奉公人ノ年多ハ、實ノ年ニ非ザル故、最初ヨリ誓詞ヲ破也、駕籠ハ其頭其主人ヨリ斷ナレバ、誓詞無テ不ㇾ苦事也、

〔憲教類典三之三十六乘物〕貞享元甲子年三月

一筆致ㇾ啓達ㇾ候、然ば麻唯月儀、持病之痔痛、馬上に而難ㇾ勤、其身誓文狀被ㇾ仰付、乘物御免可ㇾ被ㇾ下候、爲ㇾ其如ㇾ此御座候、恐惶謹言、

子三月廿二日　　松平淡路守

寶永七庚寅年六月四日

唯今迄壹万石以上之陪臣、乘物願候節、主人ゟ狀を取、且又其身ゟ誓文狀を取り被ㇾ申候得共、向後左之通、主人ゟ之狀計取ㇾ之可ㇾ被ㇾ申候、其身よりの誓文狀に不ㇾ及候、

案文

私家來何と申者、知行何万石取らせ置候、依ㇾ之乘物御赦免可ㇾ被ㇾ下候、爲ㇾ其如ㇾ此に御座候、以上、

越、血判誓紙相濟、以後乘輿、但五ヶ月限、故、度々御目付衆江罷越、神文致ス、

〔憲教類典〕三之三十六乘物年號月日不知

陪臣乘物駕籠願之覺

行年五十歲以後願之、但家老は乘物、其外共駕籠免許也、

一右願之事、其主人書付を以て、月番之御老中江被申達之、御老中より御目付衆江被仰渡、月番之御目付衆之宅にて、願之者誓詞血判いたし、相濟也、

一御老中江願之證文

江戸詰家老之　姓氏假名

右私家老に而御座候、御當地差置、用事申付候、當年何十何歲に罷成候、何病氣に而、馬上之勤難相叶御座候に付、乘物被遊御免候樣奉願候、以上、

年號月日　堀周防守居判

宛所なし

附榊原式部少輔ゟは、月番御老中を注ざるよし也、

一右之趣、其向寄之御目付衆江樣子被相尋候上にて、如左認之、堀田筑前守御用番之由を以て被達之候處、件之趣御目付衆江被仰達之候間、向寄之御目付衆江願之者差越、誓詞いたさせ可然候由御差圖也、

一御目付衆江願之者指越時書札案

一筆致啓上候、私家來何某と申者、當年何十何歲に罷成候、御當地差置、用事申付候、持病眩暈、其上不步行御座候而、馬上難叶御座候間、其身誓詞被仰付之、乘物御赦免被成可被下候、恐惶謹言、

下之者可為無用旨被為令、

〔續太平年表〕嘉永二年五月八日、諸家供連之義に付御書付、（中略）乘物日覆之義も、前々ゟ羅紗相用候面々は格別、近來相用候分は、向後可致無用候、（中略）乘物打揚腰網代之義、國持溜詰御三家庶流越前家、古來ゟ相用來候分は格別、其外無用候、尤打揚腰網代に紛敷は、勿論可為無用候、（中略）金紋挾箱・長刀・打揚腰黒腰網代乘物、羅紗日覆、虎皮鞍覆、爪折傘、茶辨當之紋、相用候輩、有無共、無遲滯大目付へ屆書差出可申候、此段達失被致間敷候、

〔德川禁令考　三十八　齒簿〕嘉永六丑年八月十七日

万石以上御役人供立之儀に付御觸書

万石以上之御役人供立行裝、是迄は元席等之仕來を以、區々に候處、以來御役相勤候内は、諸事質素專一に相心得、前々乘物腰黒臺黒幷化粧紐塗簾等相用來候も、呉埊包下ヶにいたし、化粧紐塗簾、其外日覆も、毛類木綿等も相止、巾計呉埊日覆相用可被申候、且陸尺手廻り、目立候印附看板類、無用にいたし、陸尺人數可成丈減少いたし、陸尺幷手廻り迚も手人を相用、尤在所人に而不案内之分は、聊不苦候、〇中略

右御書付、越前守殿被成御渡、万石以上江相觸候間、為心得申達候、以上、

跡部能登守
池田修理
佐々木三藏

〔官中秘策　八〕乘輿之事

一万石以上家督、或は自身、或は心安旗本衆ヲ以而、年寄江御内意奉伺、御差圖次第、御用番江相達、城主之嫡子拾四歲之暮、心安旗本衆ヲ以、年寄御老中江御内意窺之、重而右之旗本衆ヲ以窺之通可乘之旨被仰渡、相達之、為御禮父子共に、御用番幷御年寄江參上、幷城主嫡子、病氣に而乘輿之時は、御年寄江窺之、任御差圖、御用番江窺之被仰出、御禮右同斷、御差圖次第に、御目付衆江能

一新規塗物之事、國大名之調度たり共、輕き梨子地蒔繪に不ㇾ可ㇾ過、妻女之乘物、挾箱、長持等之類は、黑塗蒔繪之紋〻上之結構不ㇾ可ㇾ致、其餘之輩は、黑塗輕き蒔繪、或はいつ懸等を用ひ、乘物は黑塗のし金物、又は天鵞絨包、挾箱、長持之類は黑塗或は溜塗を用べし、蒔繪之紋、無用之事、〇中略

六月

〔憲敎類典大名二之一〕安永五丙申年三月十五日

酒井石見守御目付へ左之書付渡ㇾ之

諸大名、〇中略乘物日覆も、前〻より羅紗相用候面〻は格別、近來相用候分は、向後無用候、前〻之通、與座相用可ㇾ被ㇾ申候、〇中略

三月

右之趣可ㇾ相觸旨、大目付江申渡候間、爲ㇾ心得相達候、

〔德川禁令考三十九家來令條〕天保十三寅年三月五日

諸家使者留守居等供立之儀に付御書付

越前守殿御渡　　大目付江

諸家使者留守居等召連候若黨共、兎角駕籠之者を廣場に置候も有ㇾ之、駕籠切棒には候得共、仕立方乘物同樣腰黑に而、簾之緣江內廣之毛類、黑天鵞絨抔用候も相見候、右は形裏を飾候而已にて、如何之儀に有ㇾ之、心得違之事に候、向後は可ㇾ成丈、不目立樣質素にいたし、毛類黑天鵞絨抔用ひ候儀も無用可ㇾ致候、〇中略

右之通、萬石以上、幷交代寄合等、其向〻不ㇾ洩樣、可ㇾ被相觸候、

三月

〔續泰平年表〕天保十三年五月九日御觸、諸家之使者留守居等相用候駕籠、腰黑、塗黑等無用、且又陪臣にて長柄相用候義、家老用人番頭物頭は不ㇾ苦、留守居以

正月よりは仕替申にて可ㇾ有二御座一候哉、其通にて差置申候得ば、能乘物之棒には、桐の木用不ㇾ申候ゆへ、二道に相聞江申候付、奉ㇾ伺候、

御附札

輕き者乘候麁相なる乘物かごの棒は、丸木の桐、又は棒なりに割候桐も、みぢかき棒にて、有來通り用可ㇾ申候、

一女乘物之棒、有來棒を幅五寸におとし、其儘用ひ申候こと、可ㇾ有二御座一候哉之事、

御附札

山高き有來棒を五寸におとし用ひ可ㇾ申候、新規に仕候ば、上檜無用に可ㇾ仕候事、〇中略

一乘物之棒、上檜無用と御座候、下之節木杯にて用可ㇾ申哉之事、

御附札

ふしの多有ㇾ之下之檜、用可ㇾ申候事、

巳九月廿八日

元祿二己巳年九月廿九日

乘物之棒、幷金銀付臺之覺、附御差圖加筆、

覺

一上下共に桐之棒用、不ㇾ苦候哉之事、

御附札

巳九月廿九日、御老中御列座にて、桐之棒不ㇾ苦由被二仰渡一候、

〔享保集成絲綸錄十九〕享保九辰年六月

覺〇中略

柴書多

一戸立候辻駕籠、前々停止に付、去戌五月も相觸、駕籠之敷居鴨居、取放し候樣申付候處、當分は相用候得共、此間は猶又戸を立候駕籠致徘徊、或は戸無レ之駕籠には乘候者、面體不レ見江樣に桐油を下ゲ、其上御曲輪內抔にも、駕籠之もの罷有、往來之もの乘候體相見、不屆至極に候、去五月、相觸候通、彌駕籠之敷居鴨居取放し戸立候事、一切仕間敷候、其所之名主致二見分一、敷居鴨居取放候儀相違無レ之段、名主共方ゟ町年寄江屆書差出可レ申候、

右之趣、駕籠致所持稼致候ものは勿論、駕籠借し致二商賣一候もの共迄、急度可二相守一候、

右之趣於二相背一は、召捕吟味之上、當人は勿論家主迄、急度可レ申付候、

十月

〔憲敎類典 二之一 大名〕元祿二己巳年八月

覺〇中略

一乘物之棒、上檜無用仕、何木なりとも可レ用レ之、但幅五寸に不レ可レ過事、

右之通、來午正月より改レ之、可レ被二相守一者也、

高木伊勢守

藤堂伊豫守

如レ斯御書付出候間、何茂可レ被レ得二其意一候、乘物之棒之儀、書付之通勿論候、但桐はどの木等は、檜よりも少き木にて候間、用レ之候はゞ、あたり候所も可レ有レ之候條、被レ致二無用一、何木にても可レ被レ用事、

元祿二己巳年九月廿八日

進物臺伺之書立、附御差圖御加筆、

覺〇中略

一乘物桐之棒、かろき乘物手籠、此類之乘物籠には、桐の棒結句多し、當地にも御座候、是ともに、來

享保五子年二月

一近頃辻駕籠に簾をおろし戸などたて、猥に有之不屆候、戸簾を取拂、定數之外、辻駕籠一切持ぁるく間敷候、追而組之ものを廻し相改、右之族有之ば召捕、吟味之上、當人は不及申、家主迄急度可申付候條、此旨町中可觸知候、以上、

二月

享保十巳年正月

一辻駕籠に戸を立候儀、前々より御停止に候處、近き頃戸を拵候に付、去辰閏四月、名主共江申渡し相止させ候、然處此間又々猥に戸を立候辻駕籠多ク相見江候間、名主支配限り遂吟味、辻駕籠之敷居鴨居、早々取拂可申候、自今廻り之もの差出し、敷居鴨居付候辻駕籠有之ば、見當り次第召捕、當人共は勿論、名主家主五人組幷駕籠借候もの共に、急度曲事可申付候條、其旨町中可觸知者也、

正月

享保十一午年十二月

一辻駕籠之儀、○中略駕籠戸を立候儀は、只今迄之通停止候間、戸立候事は、一切致間敷候、駕籠や共も其旨相心得、辻駕籠之分、敷居鴨居附申間敷候、唯今所持いたし候駕籠之内にも、敷居鴨居有之分は、早々取放し可申候、自今戸立候駕籠於有之は、持主は勿論、駕籠屋共に、吟味之上、急度可申付候、

右之趣、町中可觸知者也、

十二月

寛保三亥年十月

元祿十四巳年三月

覺

一借駕籠、傳馬町におゐて極印請候儀、只今迄は駕籠主之由に而、駕籠持來候得共、其者之判形計取之極印いたし遣由、依之猥に相聞候、自今已後、駕籠主幷家主判形取之、致極印候樣にと、傳馬町名主共え申渡候條、可得其意候、以上、

三月

元祿十四巳年六月

一借駕籠に乘候もの、駕籠之內に而、笠をかぶり、又は羽織などにて、面を覆ひ候もの有之由相聞候、依之女之外、左樣之者於有之は、見合次第相改、曲事に可申付候、以上、

六月

寶永六丑年三月

一頃日辻駕籠戶を拵、又はすだれをおろし、停止之ものをも乘せ候之樣相聞、不屆之至に候、人を廻し、見合次第駕籠舁召捕、家主迄越度可申付候條、此旨町中可相觸候、以上、

三月

寶永七寅年二月

一借駕籠之儀、定之外之もの、一切爲乘間敷候、駕籠に戶幷簾をも懸申間敷旨、度々相觸候之處、頃日は戶をたて候駕籠多、其上年若きものも、駕籠に乘候も相見え、不屆に候、人を廻し、定之外之者を爲乘、又は戶をたて候駕籠有之ば、駕籠舁召捕、當人は不及申、家主迄急度越度可申付候間、此旨町中不殘可相觸知候、以上、

二月

覺

一今度町中代八車、幷借駕籠之分、三傳馬町名主共方ゟ致₂極印₁候筈に被₂仰付₁、先達而相觸候、就ₗ夫代八車致₂所持₁候者、日本橋ゟ北之方、大傳馬町名主馬込勘解由、小傳馬町名主宮邊又四郎、日本橋より南之方は、南傳馬町名主小宮善右衛門、右之通名主共方江、當月廿九日迄之內罷越候而、帳面に付、極印請候日限も承合、極印請可ₗ申候、借駕籠致₂所持₁候もの共も、右同前たるへく候間、此旨可₂相心得₁候、以上

八月

元祿十三辰年十一月

一借駕籠之儀、傾城町江參候者江は、一切借シ申間敷事、

一駕籠に乘候もの、紛敷候間、䏻を取可ₗ申事、

一總而辻々橋々、駕籠集り居申間敷事、

右之趣可₂相守₁候、折々人を出し改させ可ₗ申候間、相背者有ₗ之候はゞ、曲事可₂申付₁候、以上、

十一月

元祿十三辰年十二月

借駕籠乘せ申間敷場所之覺

一外櫻田御門之內ゟ、馬場先御門、和田倉御門之內、

一龍之口ゟ、井上大和守屋敷之方、小普請小屋之前道通り、松平肥後守屋鋪之方、神田橋御門通り、

一橋御門內より竹橋を限り大手之方江、

右之場所一切乘せ申間敷候、此旨御門幷辻番等にも申付置候、以上、

十二月

一頃日端々駕籠幷借乘物相見え候、依之近日御とらへさせ可被成之由に候、若左樣之者町中有之候はゞ、家主五人組は不及申、名主迄不念に可罷成候間、爲心得爲申知候、以上、

四月

〔御仕置裁許帳十〕御法度之駕籠舁仕者之類、幷見遁に仕辻番之者、

延寶七年未五月廿三日

壹人五右衞門　是は芝金杉貳丁目忠左衞門店之者、御法度之駕籠を舁候故、今日金杉橋ニ而捕籠舍、

〔享保集成絲綸錄四十五〕延寶九酉年七月

覺

一駕籠之儀、自今以後、堅乘申間敷候、尤町中は不及申、旅立候共、又は旅より江戸江入候とも、御赦免無之ものは、品川、千住、板橋、高井戸、中川、此内を限、一切乘申間敷候、若相背乘候もの在之ば、其者は勿論、駕籠持主、幷駕籠舁候者迄、急度曲事に可申付候間、此旨可相守者也、

七月

〔享保集成絲綸錄四十五〕元祿十三辰年七月

覺

一借駕籠之儀、向後目印を附、旅人は格別、其外は極老之者、或病人、或女、又は小兒、此外一切不可借候事、〇中略

右之趣、若相背もの有之候はゞ、當人は不及申、家主名主迄、可爲越度者也、

七月

元祿十三辰年八月

〔洞房語園〕大門口御高札御文言

覺〇中略

一醫師之外、何者に寄らず、乘物一切無用たるべし、〇中略

五月

〔青標紙三編〕女中乘物幷挾箱之次第

一御本丸西丸大奥女中方、朱ぬりあじろ乘物被相用候御役々、左之通り、

老女衆　小上﨟　御客應答　御中﨟　御錠口　表使

御守殿御住居之分は、老女衆計り朱ぬりあじろ御免、

一御本丸西丸大奥女中、黑青漆塗乘物相用候分

御次頭　御右筆　御錠口介　御次　切手書　尼　吳服之間頭　吳服之間　御廣座敷頭

御三之間頭

御目見以下之分は、吳座包乘物之事、〇下略

〔享保集成絲綸集四十五〕寛文五巳年二月

一町中にて、籠、あんだに乘候者有之由に候段、前々御法度に候間、自今以後は、町中は不及申、品川、千壽、板橋、高井戶、此內を限り堅乘申間敷候、若相背乘候もの有之候はゞ、相改捕之、急度可申付候事、

一乘物幷籠、あんだ、御赦免無之者、旅江出候とも、又は旅より江戶江罷越候共、品川、千壽、板橋、高井戶、此內に而堅乘申間敷候、是又相背乘候もの有之候はゞ、相改急度可申付事、

二月

延寶五巳年四月

十二月

右之趣可被相觸候

安永五丙申年二月廿九日

打揚腰網代乘物相用候分

松平薩摩守　松平陸奥守　松平越前守　松平播部頭
松平彈正大弼　松平左近將監　松平讃岐守　松平大膳大夫
松平相模守　松平播磨守　松平內藏頭　松平大學頭
松平安藝守　松平出羽守　上杉彈正大弼　松平左京大夫
松平攝津守　松平豐松　松平雅樂頭　松平壹岐守
津輕越中守

腰網代に而無之打揚乘物相用候分

松平越後守　松平左兵衛佐　松平千太郎　松平淡路守
松平兵庫頭　松平大炊頭　松平豐太郎　喜連川左兵衛督
山名靱負

打揚腰網代之內一方相用候分

松平肥後守　有馬中務大輔　左竹右京大夫　有馬上總介

打揚にて無之腰網代乘物相用候分

伊達遠江守

右之通向後相極候間爲心得相達候、

二月

右稱御三家、〇中略乘輿は打揚腰黑也、

〔柳營秘鑑 二〕一万石以下にて乘輿者

高家　表高家　御側衆　駿河御城代　御留守居　大御番頭

右之分御免也、其内表高家者、無官に而白衣、無垢著用之、右之外喜連川左兵衞督、

松平志摩守、何も代々乘輿、嫡子部屋住に而も乘輿、代替之節、家老御太刀目錄を以、御目見申上、

一諸大名侍從たる人之嫡孫、部屋住にて乘輿不能成、縱御連枝少將たる人之次男三男、勿論乘輿不能成、但國主者各段之子細有之、

〔武家寧要〕諸家格供立之事

打上

御三家幷御分家不殘、越前家不殘、薩州、仙臺、藝州、長州、備前、因州、佐賀、阿州、土州、米澤、久保田、久留米、對州、喜連川、盛岡、宇和島、弘前、山名中務、〇下略

〔憲教類典 大名二之一〕安永三甲午年十二月七日

松平右近將監殿御渡

諸大名乘物之儀、近頃は打揚腰網代に紛敷乘物相用候面々も相見候、打揚腰網代之儀は、國持、溜詰、御三家之庶流、越前家、古來より相用候分計、以來とも可被相用候、其外は國持たりとも、近來新規に相用候分は勿論、古來相用候共中絕いたし、近來相用候分は、向後可爲無用候、右之外は從前之用來候、通例之乘物相用、尤打揚腰網代に紛敷乘物は、猶以可爲無用候、〇中略

右之趣被相心得、此後とも打揚腰網代之乘物、虎革鞍覆相用、茶辨當爲持候分は、大目付江可被相屆候、

一乘物は、六十歲以上たるべき事、○中略

右は去辰年申觸候、彌可相守此旨もの也、○中略

年號月日　　　　　　　　　　　　　丹波
　　　　　　　　　　　　　　　　　孫大夫

大坂天滿
　三郷年寄中

〔御日記〕寬永十二年六月廿二日、准當家之先制、武家之掟被出之、○中略

一乘輿者、一門之歷々、國主城主一万石以上國持大名之息、城主暨侍從以上之嫡子、或年五十以上、或醫陰之兩道病人免之、其外禁濫吹、但免許之輩者各別也、至于諸家中者、於其國撰其人可載之、公家門跡諸出世之衆者、制外之事、○中略

右之條々、准當家先制之旨、今度潤色而定訖、堅可有相守者也、

寬永十二年乙亥六月廿一日

〔憲教類典〕三之三十六乘物 元祿二己巳年十二月廿八日

一幼年之者、乘物に乘候年數之儀、元祿二巳十二月廿八日、安房守殿江相伺候處、十五歲迄乘り、十六歲之正月ゟ馬上に可仕旨、御老中御相談之上に而、被仰渡候、以上、

元祿二年十二月廿八日

〔柳營秘鑑〕一御三家

一尾州高六拾壹万九千五百石　從三位尾張中納言宗春卿○中略

一紀州高五拾五万五千石　從三位紀伊中納言宗直卿○中略

一水戸城主高三拾五万石　正四位下水戸少將宗翰卿

て往來するものあり、是をみて其町人は申に及ばず、よの町衆までも、他のひをやみ、腹をすへかねて云ける樣は、乘物にのる人は、智者、上人、高家の面々、其外の人達にも位なくては乘がたし、されば江戸町には、奈良屋、樽屋、北村とて、三人の年寄あり、町の者がのるならば、先此等の人こそのるべけれ、人もゑしらぬ町人の分として、上もをそれず、世のひけんをわきまへず、推參やつめが振舞かな、あはれ我人に路次にてさわれかし、ことゞがめして、よりあふて乘物をふみやぶり、自慢顏する男めを、海道にふみころばし、頭をもたげさせず、物はきながら、むず〳〵としやつらをふみたくり、土にまみれて、見たもなき姿を往來の人に、見せばやなんとてしかりつるが、今みれば、いかなる町人も乘と見へたりといへば、かたへなる人の曰、義は宜なり、時の宜にしたがふといへるなれば、當世流行物、たれとても乘りて見よきなり、さればせつなの榮花も、こゝろをのぶることわりをおもへば、無爲のけらくにをなじ、○中略松樹千年、ついに朽ぬ、槿花一日、をのづから榮なりなど云て、高きも賤しきも乘輿する所に、此由公方○徳川秀忠に聞召、慶長十九年、御法度被仰渡趣、

雜人ほしいまゝに乘輿すべからざる事

古來其人に依て、御免なく乘家有之、御免已後乘家有之、然るを昵近家老諸卒に及ぶ迄、乘輿誠にらんすいの至りなり、向後に於ては、國大名以下一門の歷々、幷醫陰の兩道、或は六十以上之人、或は病人等は御免におよばず乘べし、國々の諸大名の家中に至りては、其主人、仁體をゑらみ、吟味をとげ、是をゆるすべし、みだりに乘らしめば、くせ事たるべき者也、但公家門跡、出家の衆は、制のかぎりにあらずと云、是に依て今は諸人子細なくして、乘輿することあたはず、

〔憲教類典五之十九大坂町聞〕大坂町中○中略

覺

制度

るをいなぼっち、俵のこぐちをさんだらぼつちなど是なり、あんだは、罪あるものを乘る故、とな
ふるに忌々しければ、たゞあんとのみいひて、彼ぼつをそへたるなるべし、女詞に、其物の名を顚
はにいはずして、何もじと云へる同例なり、そは勞れたる旅人など乘るもの也、漸々に意巧を加
へて、轎籠といふ物にはなれり、

〔古今要覽稿器財〕愛宕山の皿轎籠といふもの、すべて諸國にいはゆる轎籠の元祖也と、かの地の
者いひ傳たれば、さも有らんか、今も籠といへば、かならず竹籠をすこしにても作るにて、いよい
よ明なり、

〔青標紙〕武器及行列具的例

一乘輿は、東山殿下〇足利義政に初る、元來は俗に云御所車の車を除、屋形計用ひて、輿となれり、輿の
下の二ッの轅を除き、上の一ッの轅を用ひて、轎籠と名づく、高貴の人用之、〇下略

〔武家諸法度〕武家諸法度

一雜人恣不可乘輿事

古來依其人、無御免乘家有之、御免以後乘家有之、然近來及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之至也、於向
後者、國大名以下、一門之歷々者、不及御免可乘、其外昵近之衆、幷醫陰兩道、或六十以上之人、或
病人等、御免以後可乘、家郎從卒、恣令乘者、其主人可爲越度、但公家門跡、幷諸出世之衆者、非制
限、〇中略

右可相守此旨者也

慶長廿年七月

〔慶長見聞集四〕江戸町衆乘物にのる事

見しは昔、十年已前の事かとよ、江戸町のうちに、ひとりふたりのり物に乘、異樣を好み、よせいし

物ニ分タンガ爲ニ、其駕ノ腰ヲ竹ニテ組ム定ナリ、近世ハ腰ヲ乗物ノ如クニ板ニテ作リ、春慶メメ等ニ塗テ、籠ト云印計ニワヅカニ、組竹ヲ其腰ニウチツケテ用ユ、又此物ヲ舁ベキ柄ハ、其本丸木ナリシヲ、今ハ乗物柄ノ如クニ平角ニシテ、兩端ヲ細クスルニ至レリ、是モ又僭上ノ一ツナルニヤ、

〔本朝世事談綺器用二〕竹駕

竹駕は箯輿より出たるもの也、今能役者の乗、あんだといふは箯輿の事也、竹駕もあをだと讀也、箯輿は元軍用の具也、手負などを乗るもの也、八島にて嗣信を箯輿にのせたると也、軍用のあをだは、今の竹駕、あんだとは異也、竹を以籠にあみ、竹を曲て蔓とし、丸竹を以これを擔ふと也、大きさも又格別也、

〔貞丈雜記輿七〕一古は、今の乗物駕籠などに貴人乗る事なし、古は大名其外、御免を受たる人は輿に乗る、こし御免なき人々は騎馬なり、出家なども輿にのられぬは馬に乗たる也、ある人の云、今の駕籠などは、中古旅人などをのせ、又合戰の時、手負をのする爲に作り出したる物也と、古老の物語也、又云、今の駕籠乗物など丶云物は、あんだと云物を後に結構に作りなしたる也、異本曾我物語河津最後の條に、さて有べきにあらざれば、俄にあんだと云物に、むなしき屍をかきのせて、宿所へこそは歸りけれ云々、あんだと云物は、旅人を乗する駕籠也、山駕籠といふ物也、あんぼつとも云也、和名抄云、箯輿和名アミイタとあり、是あんだの字なるべし、アミイタをアンダといひ、イの字を略してアンダと云なるべし、

〔嬉遊笑覽器用二下〕駕籠は、竇尻また秋草などにもいへる如く、もと和名抄刑罰の具に見えたる箯輿アミイタといふ物、後にはあんだと呼る是なり、中略○太平記十龜壽殿信濃に令落條には、箯アンダと書たり、今世の釣臺のごとくにて手負を乗、また物を運びなどするに用、同書十六執事兄弟奢侈の條に、師直○高土石をはこびたる事もあり、今も山籠といふものは、是に日覆をしたるなり、四ツ手といふは、其さまを云なり、あんぼつは、東國の詞に法師をぼちといふ、坊とおなじく遣ふ詞なり、稲をつみた

人每ニ、其家々ノ先蹤格例アリテ、聊モ過度スルコトヲ憚ラル、ナリ、謹デ考ルニ、是皆車ノ制ニ本ヅキノル物カ、其車ノコト、當時乘用希有ノ事ナルヲ以、轅輿等ニ依テ斟酌アルモノナリ、○中略白木輿ヨリ、呉筵包ノ乘物ト云フ物ニ至ルマデ、乘用スル時ノ甲乙アル計ニテ、共ニ腰輿ノ舁行ベキヲ轉用シテ、其箱ノ上棟(クルマヤ)ヘ柄ヲ透シテ、肩ニ栽セカツグコトニナリタリ、恐ラクハ其如此轉ゼシハ、人夫ノ便宜ニ因レルモノ成ベシ、假令バ箱ノ下ヘ柄ヲ入レバ、轅輿ノ如ク四人ノ夫ニテ舁行ベキヲ、箱ノ上ヘ柄ヲトヲセバ、二人ノ夫ニテ大刀(カツ)グコトユヘ、其始ハ每事質素ヲ可トセシトキノコトナルベシ、爾シヨリ以來ハ、治世ノ繁花ニテ、人夫ノ多寡ニ拘ルノ義ナキ故、輿一口ヘ、或ハ八人、或ハ十人十二人ナド、乘用スル人ノ尊貴ニ任セラルト云、其物ハ造リ初タル時ノ形象ヲ改メザルナリ、或云、今ノ乘物ト云ハ、古ニ荷輿ト云シモノナリ、其名目ノ轉ジタルモノニテ、形象ハ其古ノ荷輿ナリト云ヘリ、去レドモ、舊記ニ荷輿ト云モノ、未ダ所見セズ、且トヘ其名目アリトモ、形象ノコトヲ註セザレバ、今夫ト據リ用ヒガタシ、其說無覺束ユヘ、爰ニ其說ヲ書ク也、○中略

鴛籠 俗稱ナリ、本ハ篼輿ト云フモノニテ、病アルモノ、又ハ罪科アリテ、械錠ヲ打テ歩行サセガタキ物ヲ乘テ行ベキノ料ニ、竹木ヲ編テ輿ニ造リシ物ナリ、故ニ類聚和名鈔ニモ、刑罰ノ具ニ收メテ云フ、篼輿、漢書ノ註ニ云、編竹木為輿也、和名阿美以太トアリ、今ノ世阿牟太ト云フ鴛籠アリ、即チ其名ヲ存シタルニテ、阿美太ノ轉音ナリ、或ハ是ヲ阿於太トモ云ヘリ、是モ阿美太ノ轉音ナリ、太平記鎌倉ノ時、高時入道滅亡ノ時、舍弟四郎左近入道戰場ヲ遁レ落行時ニ、郎等南部太郎、伊達六郎ト云兩人ノ者、形ヲヤツシテ夫ト成、四郎入道ヲ稱ニノセ、血ノ附タル帷子ヲ上ニ引覆テ、中黒ノ笠驗ヲツケサセ、源氏ノ兵ノ手負テ本國ヘ歸ル眞似ヲシ、武藏迄ゾ落タリケルトアリ、篼ハ字書ニ竹輿トアリ、晉書ニハ籃輿ト云ヘリ、太平記ノ稱ノ字モ、竹輿ノコトナルベシ、即假名ニ阿平太ト有、此字他書ニ所見ナシ、此物假令、竹木ヲ編ムノ義ニテ阿美太ト云ヒシヲ、竹ヲ曲テ造リタルヲ籠ト云ヘルナリ、鴛ハ乘物ノ義ニテ、鴛トスル籠ト云フ意ナリ、今鴛籠ノ二字ヲ用テ、其物ノ一名トセシナリ、故ニ輿ノ名アル乘

沿革

按、倭名抄載漢書注云、筬輿、編竹木爲輿也、卽以爲刑罰之具、則今四人所乘牢輿之類乎、據三才圖會則筬輿卽籃輿、而賤民常用之駕籠也、阿牟太〔アミイタ〕者、編版之訓、其制精於籃輿、而二物自分明、

〔和漢三才圖會三十三車駕〕乘物。駕〔音假 車乘也、具車馬曰駕、君召則不俟駕行、査乘物之通稱也、〕

按、近俗筬輿之精者、稱乘物、其周匝褒用備州莞筵、今武家、僧、醫、及婦女所乘者也、民俗不許乘之、

〔光臺一覽二〕乘物〔御座也、四品以下、〕

〔守貞漫稿後集三駕車〕板輿〔○中略〕

○駕形ニテモ搢紳家ニハ總テ專ラ輿ト云、武家ニハ肩輿ニ非レバ輿ト云ズ、乘物ト云習ヘリ、〔○中略〕

乘物俗ニ長棒〔ナガボウ〕カトモ云、轎夫四人ニテ舁ヲ本トス、〔○下略〕

〔鹽尻三〕駕籠ノ始　今の世貴人より下つかた、駕籠とて乘り侍るは、根本籃輿より起れり、あをだ〔或はあんだといふ〕は、もと覆なき物なり、後はむしろにて、かりに日おほひなんどせしより、さま〲の製出來たり、初は卑凡の者、道路のつかれをふせがんとて乘りてありきしを、今は大人といへどもこれにめす、但今の製の如きは、つりごしより變じて、籃輿はとりまじへしと見ゆ、されば乘物とかごと、今各別のやうになれり、

〔續視聽草初集十〕乘物名目

當時乘物ト稱スルハ、幾時頃ヨリ造リ始シニヤ、考ル事ヲ得ズ、定テ其始作リ用ヒシ人有ベシ、必定永祿天正ノ頃ヨリ以來ノ事ナルベシ、太平記ノ後ノ實錄ヲ考ルニ、應仁マデ諸家ノ記ニ乘物ト云フモノナシ、是ヨリ後ノ記ハ、未ダ具サニ探索セズト云ヘドモ、全ク永祿天正ノ頃、諸記ニハ、乘物ノ義アルベキ事カト思ハル、〔後ニ永祿天正ヲ引テ考ルモノハ、永祿ハ織田信長公勃輿ノ年、天正ハ豐臣秀吉天下ヲ掌握ノ年ナリ、足利ノ機運盡テ、天下ノ事大小トナク、庶政此二公ニ歸シテ、世變沿革アル時ナレバナリ、〕今世乘輿ニ貴賤ノ甲乙アリ、所謂白木輿、網代輿、打揚、網代腰、腰網代、黑輿、筵包等ナリ、然シテ此制度ハ、何ニ據ト云コト不詳ト云ヘドモ、其制嚴然トシテ、乘輿ノ

古事類苑

器用部三十

駕籠

駕籠ハ輿ノ一變セシモノニシテ、其形ハ輿ノ兩轅ヲ去リ、一轅ヲ屋上ニ加ヘタル如クニシテ、肩ニ擔ヒテ前後ヨリ之ヲ舁クモノナリ、駕籠ノ一種ニ又乘物ト稱スル者アリ、其製作ニ少異アルノミ、凡テ乘物ハ周圍ヲ備後莚席ヲ以テ裹メリ、而シテ又木ヲ以テ造リ、髹漆ヲ施シ、金銀ヲ以テ飾リ、美麗ヲ極ムルモノアリ、德川幕府ノ時、乘物ノ製作ヲ以テ、人品ノ高下ヲ定メ、家格ニ由リテ特ニ聽スノ制アリ、普通ノ駕籠ニモ乘用ノ制アリシガ、普通ノ駕籠ノ制ハ、後ニ漸ク弛ミシニ由リ、屢、之ヲ戒飭セリ、要スルニ、乘物ハ固ヨリ駕籠ト云フベシ、駕籠モ乘物ト云フコトナキニアラズ、或ハ又輿ヲ稱シテ車ト、云ヒ、乘物ヲ稱シテ輿ト云ヘリ、凡ソ此ノ如キノ類、古書ヲ讀ムニ方リテ、遽ニ辨ジ難キモノ少カラズ、故ニ此篇ニハ其名ニ循ヒテ收メタル者多シ、

名稱

〔書言字考節用集 七器財〕籃輿(カゴ) 又云竹輿 駕籠(同俗字)

〔倭訓栞 前編六加〕かご 籠をよむは、かこむの義なるべし、めのすきたるを目籠といふ、輿をよめり、駕も籠に同じ、常に肩輿を呼り、もと籃輿より起りて、覆ひは後に出來たり、

〔和漢三才圖會 三十三車駕〕籃輿(かご) 筍輿(アンダ) 和名阿美以太、今俗云阿牟太、 籃輿(カゴ)、今云駕籠、

三才圖會云、晉陶元亮、有脚疾、每有遊歷、使一門生與其子舁以籃輿、古無其制、疑元亮以意爲之者、

仁壽殿自殺、放火、郛内殿舍以下、仁壽殿觀音像、應神天皇御輿、乃大嘗會御即位、藏人方往代御裝束靈物等、悉以爲灰燼、

〔增鏡さしぐし十一〕同〇正應三年十月廿五日、かまくらへつかせたまふにも、御關むかへとて、ゆゝしき武士どもうちつれてまいる、宮〇久明親王は、きくのとれんじの御輿に御簾あげて、御らんじならはぬゑびすどもの、うちかこみたてまつれる、たのもしく見給ふ、

雜載

〔八幡社參記〕康正二年三月廿七日丙申、今日參詣（○足利義政）石淸水八幡宮、（○中略）
路頭行列、（○中略）
輿（卷二前簾、左右簾一方升）　力者三手十八人也

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、（○中略）迺者我民貧絕、專由營墓、爰陳其制、尊卑使別、（○中略）上臣之墓、（○中略）其葬時帷帳等用白布、擔而行之、（蓋此以肩擔輿而送之乎、）

〔日本書紀二十八天武〕元年六月甲申、是日、發途入東國、事急不待駕而行之、倐遇縣犬養連大伴鞍馬、因以御駕、乃皇后載輿從之、

〔日本書紀三十持統〕十年十月乙酉、賜右大臣丹比眞人輿杖、以哀致仕事、

〔萬葉集三挽歌〕十六年（○天平）甲申春二月、安積皇子薨之時、內舍人大伴宿禰家持作歌、
掛卷母（カケマクモ）、綾爾（アヤニ）恐之（カシコシ）、（○中略）和豆香山（ワヅカヤマ）、御輿立之而（ミコシタタシテ）、久堅乃（ヒサカタノ）、天所知奴禮（アメシラシヌレ）、（○下略）

〔續日本紀十七聖武〕天平勝寶元年十二月丁亥、大神禰宜尼大神朝臣社女、（其輿紫色、一同乘輿、）拜東大寺、

〔保元物語三〕爲義北方入水事
去程ニ秦野次郞ハ、師六條堀河ヘ參タレバ、母ハイマダ下向モナシ、依テ八幡ノ方ヘ馳行ニ、赤井河原ノ邊ニテ參逢タリ、延景馬ヨリ飛下テ、輿ノ轅ニ取ツケバ、聽テ輿ヲゾ舁居ケル、

〔源平盛衰記四十七〕六代御前事
若公、（○中略）既ニ輿ニ乘給ヘバ、妹ノ姬君、イカニヤ誰ニモ離レテ獨ハオハスルゾ、童モ參ラントテ走出給ヘバ、女房泣々奉取留、

〔吾妻鏡六〕文治二年十一月十二日乙卯、若公（○源賴家）御參鶴岡八幡宮、被用御輿、

〔吾妻鏡二十四〕承久元年七月廿五日戊午、酉剋、伊賀太郞左衞門尉光季使者、自京都到着、申云、去十三日未剋、誅右馬權頭賴茂朝臣、磨子息下野守賴氏訖、（○中略）賴茂幷伴類、右近將監藤近仲、（○中略）入龍

〔類聚大補任 順德〕承久三年
齋宮煕子内親王 四月廿日讓位、(中略)八月廿一日御歸京、道路ニ差代輿、以力者法師仕之、
〔秋の夜の長物語〕山伏、こしよりおりて、○中略 此こしにめし候へとて、ちごとわらはをかきのせて、りきしや十二人、鳥のとぶがごとくに行ける、
〔吾妻鏡 三十二〕嘉禎四年○曆仁元年二月十七日癸巳、子剋御入洛、○藤原賴經 著于六波羅御所新造、給、○中略
御輿 被上御簾、御裝束御布衣、御力者三手、
〔吾妻鏡 三十四〕仁治二年十一月四日丁亥、今朝將軍家、○藤原賴經 爲武藏野開發御方違、渡御于秋田城介義景武藏國鶴見別莊、御布衣、御輿、御力者三手供奉、著水干、
〔臨幸私記〕觀應元年八月齋記
本新両院、○光明、崇光、同幸本寺、○天龍寺、中略、還幸之次、至雲居庵、又有法譚、不設御座、假坐亭上、原夫佛法流通我朝已來、迨于七百餘載、三百年來、佛法日衰、似沙門形而非沙門者多矣、田樂法師、力者法師等是、間有貴曹高僧放庠大德、其威儀亦弊、
〔和久良半の御法〕愛かしこより、女中杯の御聽聞所へ入せ給ふ輿車どもきしろいつゝ、路頭さながら市の如し、何れもそめきりたる下簾、土をはくまで、牛飼は新車に強牛をかけ、力者はいろいろに足をふみて輿をかく、
〔臥雲日件錄〕文安四年正月八日、凡當院主年始出時、力者八人而輿、雖大路廣衢、而亦后四力各成列而行之、則殆乎塞路半邊、行路之間、老者、弱者、荷者、行步遲疑、則諸力肘而脅之、嚇而畏之、予住等持相國之時、深誡之、又未嘗輿過六力也、蓋東西山諸高宿入城者、雖遠路而二力三力而已、多者亦不過四力也、但現住不在此限、予還當院以來、亦未八力而輿、何必年始獨然哉、舊例八力內、當住六力、亦當如本、唯除號街分者三人可也

泉院の永承七年壬辰なり、そのころより力者の名は有けるなるべし、さて上にいへる觀音驗記なるは、淸和天皇の御代とあり、太平記なるは、村上天皇應和三年の事をいへるなり、これみな後世より記したる事なれば、はやく淸和村上などの御時より、力者のとなへ有しとも定めがたくや、又今はれの時、乘物かく者、足ぶみして拍子とるわざあり、これもふるき事なり、わくらはの御法に、牛飼は新車に强牛をかけ、力者はいろ〳〵に足をふみて、こしをかくと見えたり、又輿のみにもあらず、外の事をもなす力者、山槐記等に出たり、

〔蛙抄車輿〕一四方輿間事

上皇攝關大臣以下公卿僧綱等、遠所之時乘用之、○中略力者一手舁之、者白直垂、僧俗同之、一手ト號スルハ六人也、前後各三人舁之、三人之內、中央ハ如常懸綱於肩舁之、其左右兩人ハ、只取長柄也、前後共同之、遠所之時ハ、二手モ三手モ可召具也、一手之外ハ、只輿ノ前後ニ走行也、僧俗同之、長途之間、相替舁之、

〔太平記二十四〕依山門嗷訴公卿僉議事

我朝ニハ村上天皇ノ御宇應和元年ニ、天台法相ノ碩德ヲ召テ宗論有シニ、山門ヨリハ横川慈慧僧正、南都ヨリハ松室貞松房仲算已講ヲ被參ケル、豫參日ニ成シカバ、仲算既南都ヲ出テ上洛シ給ケルニ、時節木津河ノ水出テ、舟モ橋モナケレバ、如何セント、河ノ邊ニ輿ヲ舁居サセテ、案ジ煩給タル處ニ、怪氣ナル老翁一人現ジテ、○中略水ハ深シ智ハ淺シ、潛鱗水禽ニダニモ不及、以何可致宗論ト恥シメケル間、仲算誠ト思テ、十二人ノ力者ニ、只水中ヲ舁通セトゾ、下知シ給ヒケル、輿舁サラバトテ、水中ヲ舁テ通ルニ、サシモ慘シキ洪水、左右ニ颯ト分レテ、大河俄ニ陸地トナル、

〔法然上人行狀畫圖三十四〕三月○建永二年十六日に、花洛をいでゝ、夷境におもむき給に、信濃國の御家人角張の成阿彌陀佛、力者の棟梁として、最後の御ともなりとて御輿をかく、

右のこしかき、旅の世に身を捨て、苦をえのがば、終に安樂の國にのぞまむ心を會得せり、三人輿にさへ遠路はかなひがたき、さしあはせの苦行、あぢきなくぞ侍る、

〔嬉遊笑覽 二下器用〕三十二番職人歌合、船人と輿舁とつがひたり、〇中略三人輿は、今かごかきの三枚肩、さし合せは、今さしになひ、又省きてはさしともいふ、

〔倭訓栞 前編三十八利〕りきえや　東鑑に力者と見えて、中間にならべり、大諸禮に輿かきの類にいへり、

〔庭訓往來抄 乾〕夫力者　貞丈云、〇中略力者トハ古代ハ力者トテ、剃髮シタル中間ノヤウナルモノアリ、出張頭巾ヲカブリ、白布ノ狩衣袴ニ脚絆シテ、馬ノ口ニモツキ、馬ピサクナドヲ持、長刀ナドヲ持チ、輿ナドヲモ舁ク者ナリ、短刀ヲ腰ニサヽズ事、俗人ノ如シ、剃髮ノ人夫也、後三年合戰ノ繪ニ、義家凱陣シテ歸路ノ行粧ヲ畫タルニ、力者兩人、馬ノ口ノ左右ニ立タル體見タリ、紺ノ出張頭巾ヲカブリタリ、一人ハ柄長ピサクヲ持タリ、古門跡方ニモ、力者ニ輿ヲ舁セラレシ事、舊記ニ見タリ、室町將軍モ、式正ノ時ハ、力者ニ輿ヲ舁セラレシ由、古記ニ見タリ、

〔梅園日記 四〕ろくえやく〇〇〇〇ろくえやくは力者を訛れる也、力者の輿舁事は、長谷寺觀音驗記、杉原本保元物語、法然上人繪詞、類聚大補任等に出たり、吾妻鏡、嘉禎四年二月十七日、又仁治二年十一月四日、又建長四年四月一日等の記に、御輿御力者三手とあり、康正二年慈照院殿〇足利義政八幡社參記を見れば、三手は十八人なり、乘輿の力者十八人の事、荒暦、至德二年八月廿七日に出たり、さて六人を一手とすることは、六人にて輿かく事あればなり、〇中略また騷驢嘶餘云、門跡御輿舁、八瀨童也、十二人を一結といふ也とあり、〇中略天龍寺臨幸私記に、三百年來、佛法日衰、似二沙門形一而非二沙門一者多矣、田樂法師、力者法師等是也とあり、按するに、此記は崇光院の觀應元年庚寅に、夢窻國師の作也、三百年前は後冷

〔驢驢嘶餘〕一門跡御輿舁八瀨童子也、從閻魔王宮歸ル時、輿ヲ舁タル鬼ノ子孫也、十二人ヲ一結ト云也、是ハ淨衣ヲ著シテ、髮ヲ唐輪ニワケル也、長一人ハ淨衣ニテ髮ヲサゲテ御輿ノ前ニ行ク也、以上十二人、今ハ御下行ガ造作ナリ、故ニ西坂本ノ下法師御輿ヲ舁ナリ、坂輿四方輿等ノ事也、(中略)六人ハ略儀也、片ト云也、又遠路ハ輿舁多シ、近所ハ少ナシ、雖近大臣公卿ハ廿四人、二結モ被召供、下官ハ雖遠、片或一結ビ也、

〔大内家壁書〕條々

一何方へも御出之時、供奉之衆、御中間、御小者、御輿舁以下可被相觸、御禮物已下之事、同當番として相調、御氣色にしたがひ、供奉衆に渡すべきよし、壁書如件、

文明十八年十一月四日

〔伊勢貞興返答書〕こしかきしたての事

一十德を、地をあさぎにそめ、ぬいめには四ツめゆひを付候、十とくのうへに、しろき帶をする也、公方樣御こしかき、つかさをとり候物一人は刀をさし、御こしの御さきへ參候也、口傳、〇下略

〔娵入記〕よめ入の條々

一御こしかきのいでたちやう、同御物もち候にんぶ、いづれも十とくをうへにき候て、其上にしろきぬのおびにする也、御こしかき御物もち、いかほども候へ、此ぶんにいでたち候べし、

〔愚管抄五〕信西はかさとりて、左衞門尉師光、右衞門尉成景、田中四郎兼光、齋藤右馬允淸實を具して、人にしらるまじき夫こしかきにかゝれて、大和國の田原と云方へ行て、穴を掘てかき埋れにけり、

〔結城戰場物語〕春王〇中略御風呂よりもあがらせ給へば、こしかきやがて心得て、すぐに道場へ入たてまつる、

〔三十二番職人歌合〕二十六番　右　輿舁

旅の世のうきをいとはゞ輿舁のくるしむみちぞさし合せなる〇中略

〔太平記十四〕主上都落事附勅使河原自害事

主上(〇後醍醐)ハ、山門(〇延暦寺)ヘ落サセ給ハントテ、三種ノ神器ヲ玉體ニ添テ鳳輦ニ召レタレドモ、駕輿丁一人モナカリケレバ、四門ヲ固テ侍フ武士共、鎧著ナガラ徒立ニ成テ、御輿ノ前後ヲゾ仕リケル、

〔東武實錄〕寛永三年九月六日行幸(〇後水尾、中略、)

長柄　三十五丁

釣輿　四十七丁

包輿　二十五丁

布衣　四十人

烏帽子著　百十人

十德著　五百二十五人

右是ハ女院御供女中衆ノ輿副、幷駕輿丁也、

〔大江俊矩記〕文化四年十一月十八日乙卯、新嘗祭也、(〇中略)

一駕輿丁進退事、精々雖申含、各愚鈍性質故、火急指揮難及、一統申合會得不仕、甚不都合之儀可有之歟、尤官務在傍雖可指揮、幼年故不及力、仍密々行事官(知昌著用知形小忌)相添罷在、不都合之處、加指揮度旨、内々申立、其通申入奉行處、被伺殿下(〇藤原政熙)後、可為其通被許、仍其趣申渡行事官畢、依之行幸還幸兩度共、南殿階下神嘉殿階下等、於兩所添轅供撤之節、密々行事官在傍加指揮體也、

〔下學集上人倫〕輿异(コシカキ)

〔撮壌集中輿〕輿异(コシカキ)　輿擡(同)

凡近衞駕丁、祿物糧米、府總請取班給、其不仕料幷節服、及青摺衫大衣、駕丁裝束、舊破之物、並充府中雜用、兵衞亦同、

凡駕輿丁百人（隊正二人、火長十人、丁八十八人、）衣服料、夏隊正火長、各庸布一段、丁別商布一段、冬隊正火長、各庸布二段、綿三屯、丁別商布二段、綿三屯、

〔延喜式 四十七 左右兵衞〕凡駕輿丁五十人

凡供奉行幸駕輿丁裝束十一具（中宮准此）

〔新儀式 四〕野行幸事

少納言鈴奏、如常、御輿入自日華門供之、（中少將供奉如常、承平七年例、駕輿丁著兩面帽子桃染衣、而延喜十七年、依不供野御輿、不用別裝束、同十八年、延長六年等、皆用尋常御輿、駕輿丁如例、）

〔續日本紀 十九 孝謙〕天平勝寶八歲十二月庚子、太上天皇（○聖武、此年五月崩、）御輿丁一人、叙四階、一人二階、五十七人外二階、一百二十六人外一階、

〔續日本紀 三十六 光仁〕寶龜十一年三月辛巳、太政官奏偁、（○中略）於是諸司仕丁駕輿丁等厮丁及三衞府火頭等、徒免庸調、無益公家、遠離本鄉、多破私業、仍從本色、以赴農畝焉、

〔朝野群載 四 朝儀〕伊勢齋王（善子）歸京國々所課（○中略）

左右衞門府

　歸京駕輿丁各十六人

　　嘉承二年十一月廿八日

〔太平記 二〕天下怪異事

御車（○後醍醐）ヲバ止ラレ、怪シゲナル張輿ニ召替サセ進ラセタレドモ、俄ノ事ニテ、駕輿丁モ無リケレバ、大膳大夫重康、樂人豐原兼秋、隨身秦久武ナドゾ、御輿ヲバ舁奉リケル、

其料細布三端一丈四尺、紅花十五兩、隔三年請、〇中略

凡十二月廿七日、進請元日威儀料挂甲奏、幷御輿長歷名、

〔延喜式　四十七左右近衛〕凡駕行之日、分配兵衛者、御輿長二人、（不帶弓箭）御膳前二人、御馬副二人、自餘陪陣、

〔北山抄　九〕行幸

時剋御南殿、左次將以下、出自敷政門、到日花門外、右次將、率御輿長等、（御輿長之中、用番長一人、但腰輿不須、）經階下、至同門外、〇中略闈司奏後、少納言奏鈴訖候、御輿於南階上簀子敷、（御輿不向西北）御輿長等、相扶而侍、駕輿丁等退候階掖、

駕輿丁

〔園太曆〕觀應二年正月十四日、參內、依世上擾亂、今夜俄可有行幸（〇崇光）仙洞（持明院殿）之由、被仰下之間、御輿長駕輿丁等相催之所、少々參集、

〔相國寺塔供養記〕御車やう〳〵東の門にちかづきぬれば、樂屋亂聲、左右樂人、舞人、一奚婁を打て參向、駕輿丁腰輿をかきてまいれば、やがて御車よりめしうつらせ給ふほど、御こし長ども、御前をまいらす、

〔運步色葉集　賀〕駕輿丁（カヨチヤウ）

〔庭訓往來〕駕輿丁。。。

〔儀式　五〕正月八日講最勝王經儀

講讀師前行者、左右相分列進、（各居小輿、其擔丁著紺衣袴白布帶、用駕輿丁、）執蓋覆其上、

〔延喜式　四十五左右近衛〕凡番長八人、近衛六百人、駕輿丁百一人、（二人隊正、十人火長、一人直丁、八十八人丁、）

凡供奉行幸駕輿丁者、駕別廿二人、（十二人擎御輿、自餘執前後綱、）皆著皂頭巾、皂緌、緋帛衫、調布襖、貲布袴、紫大纈褶、白布袴、白布帶、白布脛巾、總廿二具（中宮亦准此）貯收府庫、臨時充用若有損破、申官請換、但笠簑請內藏寮、

凡近衛駕輿丁直丁等、月粮米鹽、每月請受、唯漬菜料鹽、春秋請之、（數見大膳式）餘府准此、

あがりて、つゝしんでかしこまる也、其後中間御こしをさしよする也、其時左の手をこしの長柄に打掛て、右の手にてこしの長柄をかゝへてよするなり、妻戸をたつる時は、下まへの方より押とづる也、さて又こしの縄も、右にとめて、又左にとむる也、是もとめやう、男女によると云一儀有、○中略

一よめ入之時、迎の人に輿渡す事、輿を立て、さて互に一禮申て、先右の方の長柄を請取せて、離て左をとらすべし、こしの後よりまわりて請取べき也、

〔宗五大草紙上〕人の召仕れ候仁心得らるべき事

一輿寄の妻戸のうはがさね下がさね、こしのよる時さた候はず候、たゞ武家には、こしの左をあがりと心得候、公方樣御劒の役人も、御妻戸の左に祗候也、又私ざまにては、輿ぞへの役人兩人あり、妻戸のうはき打たる方、輿の左あがり、右は玄たで、女房衆はめして後、こしをそと御たゝき候、其時えんより兩人かきおろし候へば、こしかき請取候、公方樣には、御こしかき計あつかひ申候、

〔奉公覺悟之事〕一私にてこしよせの時、こしぞひのさむらい兩人、えんへあがりてこしをよせ候、御成には、御はしり衆は手をかけられず候て、御こしかきばかりあつかひ申候也、其時御劒の御やく、妻戸左の方の御えんに祗候也、

新輿乘始

〔看聞日記〕應永廿六年十二月廿九日、今春新造輿于今不乘、今日吉日之由在方申之、仍乘始、

○按ズルニ、婚嫁ノ時ニ於ケル新輿乘始ノ事ハ、禮式部婚嫁篇ニ詳ナリ、

輿長

〔延喜式十三大舍人〕凡車駕行幸者、舍人四番以二十二人一爲二一番一、供奉、御輿長八人、駄鈴四人、並著二緋袍白布袴帶一、若皇后有レ幸、又供二御輿長一、裝束同レ前、

〔延喜式四十五左右近衛〕凡行幸之時、御輿長五人、擇二近衛膂力者一、預前注二交名一奏之、並著二紅染布衫一、不レ帶二弓箭一、

〔羽林要秘抄〕朝覲行幸
左右次將副御輿（○註略）左右、上臈次將見御座（段、○中略）上臈次將（不論左右）昇南階西邊（○中略）進簀子開簾戸。（○註略）左廻進持御劔、內侍下（東也）跪（先左膝、內侍相居、）取御劔、左廻進跪、入御輿前方、（柄右、刃外、此間他次將臥弓、）歸向北、跪取弓、候簀子、（東面）即乘御輿、（○中略）左右將監昇西階、昇下大刀契櫃、（或閉簀戸後）置弓取御草鞋給東豎子、（藏人頭候御裾時、便可取敷、）進跪（先右膝、）取璽內侍下取璽、右廻進跪入御輿、（御劔柄內方也）閉簾戸、（此間他次將立弓退下）跪取弓退下、

〔門室有職抄〕輿乘下事
四方輿ニハ、自傍下乘、（左右任意）若自傍無便ニハ、自前可下之、四方輿ノ簾ヲバ、前ヘ一面揚之、三面ハ人相過之時下ス、有煩故也云々、

〔貞丈雜記〕七輿一車には後より乘りて、前より下る事にて候、（盛衰記卅三、木曾院參ノ條ニ見、）輿には前より乘りて、前より下るなり、

〔今川大雙紙〕下馬に付て式法之事
一御こしよする事、妻戸の左を賞翫するは常の儀也、さてよめどりの御こしは、のりたる人の右を賞翫するなり、右と云は、乘手のためには左也、然るに大方輿をよするには、役人とのばら兩方にねり寄て、左右に膝まづきて、妻戸を押ひらきて、さて御輿の中へ目を見入ずして、長柄を執て、其時力者綱をはづしてまいる也、又長柄に執付とき、力者さしよる也、さて兩方のとびらを押よせて、ゑさりてかしこまる也、のり給ひて後、うしろ妻戸をほと〳〵とたゝき給ふ時、則左右の役人、妻戸を開て長柄を取、然ばりき者心得て、御こしを引出す也、其後左右の長柄を力者に請取せて、手を付て片手にて妻戸を押とづる也、さて妻戸のちやう木のある方を上手と云也、御こしをよするをば、いさするといふ也、
一御こしよするには、女には右のあがり、男には左の上りなり、輿をよする時、殿原はつなの上へ

乘輿法

く疑はしきをかきて、識者をまつのみ、

〔世俗淺深秘抄上〕一雨日行幸之時、次將奉仕御輿雨皮役事、第一大事也、〇中略御輿困於路次覆事、於四辻大略覆之、必向東面南面、敢不向西面北面也、伏榑𣗄可安其上也、其儀如堂上、

〔明月記〕建永元年六月十三日、少納言長季鈴奏了寄御輿、〇中略自出門程大雨、〇中略予〇藤原定家資家奉仕之間に、御輿南面に奉居、伏榑(クレドコ)敷之、

〔貞丈雜記七輿〕一こし臺とは、こしの長柄をすへおく物也、まな板のごとくにして四足あり、本名をばしぢと云也、榻の字也、車に召る〻時用之、

榻如此物也車のしぢは、金物もあり、あげまきを付るなり、

〔宗長息女婚禮記錄〕息女出給ふ時、〇中略道具の順は、二の門にて定候也、〇中略

道具輿以下次第之事〇中略

五拾　御輿臺

〔扶桑略記後三條二十九〕治暦五年〇延久元年三月十五日壬午、行幸石淸水、此日於朱雀院東門前、御輿杌損、召内匠寮、卽令修補、十六日、還御之間、同杌破損、後日、右中辨隆方朝臣、有所恐懼、依爲裝束使也、

〔北山抄九〕行幸

少納言奏鈴、訖候御輿於南階上簀子敷、〇中略主殿寮撤御輿覆、上﨟次將開御戶、置璽筥後閉之自餘臥弓跪候、

れ床設置くことにて、呉床平床もおなじことなりといへり、もと平床の名はなし、平敷のおもひあやまりなるべし、屋代弘賢は、伏とは側おく事なり、もとくれ床の名は延喜内匠式に牙床、和名抄にくれどこと訓す等料、檜榑一材と見えたり、これその徴なり、かたちは榻よりも長くせばく、足も直立せし床なるべきなり、さて伏てといへるは、横さまに側だてしなるべし、ひろさ八九寸あるべきものを側てゝ用ひんには、榻よりもひきゝ事、便なるべしといへり、伏するとも、平敷にすともいふを、たゞ設置く事ともいひがたく、側ておくを伏するといふことも、いかゞあらん、稲村行敷は、例こしを置かたを地にし、是をうへのかたにしておくなるべしといふことは、平敷といふにも、伏してなどいふにもかなへりしやうなり、また弘賢説、くれもてつくるてふことは、いかゞあらん、すでに式○延喜内匠式にも、手輿の條に、檜榑とあれば、この床にのみ榑とあるにもあらず、されば猶この名とはいひがたかるべし、總て物の名なんどは、さして深きことわりある事にもあらず、たゞにいひ傳へ、となへ來りしことのみにて侍るを、數百年ののちに、なにくれとより所をかうがへ侍るにぞ、あたり侍らざること多かめる、呉床を、胡床などいへば、かの呉床呉竹などいふたぐひにて、もろこしよりわたりし床よりつくりなせしを、呉床といひ、えびすの地よりわたりしを、胡床といひしにもあらんかし、されどこは、何よりいづるとも、強て實用のせんある事には侍らず、此の平敷てふこと、いまだ説々定まらねば、その説をあげて、その圖○圖略をば、しばらくこゝにかくのみ、

搢紳家、古より傳へたる、鳳輦のくれどこてふものありとて、經亮のもとより模本おこしぬ、その床は、いとひろくつくりなせしものなり、鳳輦のしたに四足あればひろき床にて、その四足をあんじ置くべきことわりなきにもあらざれば、先此の模本をも、こゝに收入し侍るなり、これらのことをも、みやこ人へ、たび〳〵たづねものしたるが、これぞ明證とすべき説もなければ、しばら

ㇾ及ㇾ被ㇾ申二上御斷一、御輦下御之儀有二間違一、故此事者卽御斷被二申上一由内々物語也、一列聞ㇾ之大令二安心一、作ㇾ併後來尙用心可二覺悟一事也、(疑次将被ㇾ申二上御斷一歟)

〔宗五大草紙下〕公方樣御成の樣體の事

一雨ふり候時、御こしにゆたんかけられ候事は、公方樣御輿には見及不ㇾ申候、御旅にて、一段雨降風吹候へば、懸られ候由に候、さ候へば御供衆も蓑をめし候、御こしに、ゆたんかけられ候はねば、御供衆もかさを御さし候はず、御臺樣の御こしには、いづくにてもゆたんかゝり候、御車の時は、御ゆたんかゝらぬ程は、御供衆もかさをも御さし候はず候、

〔伊勢兵庫頭貞宗記〕輿のゆたんの事

一輿のゆたんの事、塗輿には掛り候はず候、但旅の時かゝり候事も候、板輿にはかゝり候、公方樣御輿に、ゆたんかけられ候事見及不ㇾ申候、一段雨風候得ば被ㇾ懸候よし候、然ば御供衆笠さし候、御臺樣そとの雨に御輿ゆたん被ㇾ掛候也、

〔貞丈雜記七輿〕一輿のたてむしろの事、御成次第古實に云、御こしにめしをりの時、御供衆あつかひにて、むしろは、雨もふり道わるく候へば、御こしよりたてむしろを引出して、たてられ候て、かぎに御かけ候べく候さりながら前のすだれおろされ候はではわろく候、是はむかひ風に雨つよく入候はゞの儀にて候、さて御ざうりを、御小者參らせ候、(此分除て見べし)雨もよく候時、たてむしろは引出候はぬ物にて候、立むしろは、よこ雨の御用までにて候也云々、たてむしろは、疊の表にへりを取て、輿に入置て、風雨の吹時引出して、簾の外よりかくる成べし、

〔輿車圖考二〕鳳輦

○くれ床のことを按ずるに、世俗淺深秘抄云、○中略くれどこを伏してとも、又は平敷ともあるは、いづれ御こし高ければ、雨皮のかけがたきをもてなめり、さるに橋本經亮は、伏といふも、たゞにく

後打覆、御前の方に又差針、是皆資家所為次に廻の雨皮を引廻、御前左角に結之、予結之次資家以與帷紐御前を結、次上雨皮を打懸天鳳を出、以弓搔出次綱を打懸天轅に結、資家云、雖可故實、此綱已短、只可略歟、

〔大江俊矩記〕文化四年十一月十八日乙卯、新嘗祭也、○中略申剋過雨降出、到日沒以前尚不止、依之主殿寮內々伺申曰、若於被用御鳳輦者供雨皮事不容易故、豫設置度旨也、其通申入奉行處承知、仍供御下湯畢、後早々雨皮點撿令取掛也、○中略葱華輦雨皮事、頭辨被示曰、御屋根之垂何程有之哉、可尋旨也、仍行事官召寄相尋處、此儀者、主殿寮調進故、委敷雖不覺悟、荒方御屋根垂四方共三寸計有之樣令覺悟了、其上廻リ雨皮有之、自御後方掛之、於御前方打合タルモノヽ樣ニ覺居由申之、就不慥又尋主殿助處、行事官申通也、尤御後之處、一面ニテ御左右者明キ有之、御前亦打合故明キ有之由、御之乘時、雖被卷上、輦戸不開故、是非共廻リ於不被撤者、乘御難成、此雨皮者、普通乘物桐油之通、掛釘有之故、乘御以前被取放、乘御後又被掛、於御前方被打合宜旨申之、仍其趣可申入處、最早出御頭辨下殿故、依留主辨也於渡廊申入頭中將處承知、卽六條羽林其趣被談樣子也、然處助功不案內事故、依無覺束、又々走行南殿南面階、召主殿寮、爲念相尋處、前件無相違旨申之、仍於馬形障子邊列候處、唯今之儀、爲念又々相尋處、葱華輦御屋根雨皮之垂者、三寸計ニテ、御廻雨皮者如初、御後者一面御前ニテ打合有之、何分乘御之時、於不被撤者、輦戸不開故、御廻リ可被撤樣申之旨、更申入頭中將承知也、其後又雨皮無筵哉、可尋合奉行被示、卽以便宜尋行事官處、御屋根有張筵、其上供雨皮、廻リ者無筵雨皮計之由申答、仍其通申入奉行也、

件雨皮一件、甚有間違、元來甚雨時、可被用廻リ雨皮、微雨者御屋根雨皮計被用之、不及廻リ雨皮由被仰出有之處、此事奉行申渡漏脫歟、一列勿論官務以下、主殿寮行事官、皆不知之故、行幸時雖不雨降、廻リ雨皮迄供之、舁立御輦、甚不都合之至也、仍於南簀子、兼能朝臣、有家朝臣兩人、臨期被撤却廻リ雨皮也、元來被用葱華輦事、今夜初度、必竟各不覺悟故、雨皮事前以雖有往復、互不會得、仍諸意不相通、及間違也、可恐可恐、○中略其後內々入御之間、頭辨有噂曰、雨皮之事、奉行不

一葱華輦添轅事、於南殿簀子上、其儘難昇上、仍先於階下儲呉床、安御輦、撤添轅、其後昇居簀子、乘御後又昇居階下呉床上、加添轅可奉昇覺悟、還御時亦猶此旨行事官相伺申入奉行處、被伺殿下、（〇藤原基房攝政）後可為其通被示、卽申渡行事官了、

但於神嘉殿者昇居階下、故其煩無之也、雖然於有横轅者、乘御下御共、非無御煩、仍於神嘉殿亦駕輿丁退去之時、可撤一方横轅様、申入奉行、後申含行事官了、

添轅横木寸尺取計處、日月華門幷中和門代中門幔門等、悉通行無障由、行事官申居也、

〔愚昧記〕承安三年四月十三日、行幸賀茂社之日也、（〇中略）於上社、中將被來尋云、御。。。輿覆於鳳輦者、無左右可顯也、葱花同前歟、予（〇藤原實房）不慥覺、但定令露顯歟、後日中將云、一定可顯云々、

〔羽林要秘抄〕朝覲行幸

雨儀條々（〇中略）

一御輿供雨皮、。。安南階之後、左右下﨟次將撤之、乘御之後、如本供之、或説、雖雨儀不供雨皮乘御云々、

仍勘例之處、供雨皮例度々、

（土御記）永承五十十三、（丁卯）甚雨、此日朝覲行幸、大將以下立廊下、御鳳輦、供雨皮寄南殿、（〇中略）

以上供雨皮寄御輿、此外例多、猶可勘之、隨近例又如此、

〔庭槐抄〕治承三年八月廿七日辛亥、今日八幡行幸、（〇高倉）（〇中略）也、雨又灑、公卿等乘馬之間、立日花門代内、御輿進、予（〇藤原實定）暫停之、示頭中將通親、於今者、御輿雨皮可候歟、朝臣云、御棧敷前、為此程者、不可覆、猶降者、於路頭覆之常事歟、予諾之、

〔明月記〕建永元年六月十三日、少納言長季鈴奏了、寄御輿、兩三位副之、（〇中略）（〇註）定通卿開輦取御草鞋、出御、定通卿仰御綱、（猶右弓彌）自出門程大雨、雨皮事頻雖相觸、上下不聞入、御輿長等奔走、於待賢門下僅奉留、予（〇藤原定家）資家奉仕之間に、御輿南面に奉居、（クレドコ伏天數之）次席の御後方を竹針二天、三所許差貫天、

〔大江俊矩記〕文化四年十一月十八日乙卯、新嘗祭也、○中略

一葱華輦内御前帷子撤之可掛御後輦戸所哉、行事官相伺、其通申奉行處、被伺殿下後、不及其儀自初有儲通宜旨被示、卽命行事官了、

件葱華輦帷、稱鶴歟御前御左右等三方有之、御後無之者也、依御後有輦戸也寛政立后御再輿之時、御前計被懸御簾、仍於御前者、御帷御簾等爲二重、御後御帷御簾共無之、故如此相伺由也、

〔延喜式三十六主殿〕御輿一腰綱。廿六條料、緋絁四疋四丈六尺、腰輿二丈五尺心料、調布十二端四尺、腰輿一端八尺

〔西宮記臨時十〕行幸仰御綱事

乘輿出閤門之間、大將立閾外壇上召大舎人二聲、大舎人稱唯、大將仰云、御綱張禮、大舎人同音稱唯、張御輿綱、今案□□之時、無上宣之詞、□神事不仰云々、大舎人候中隔行路之間、左右大將立左右之○一本無之字御綱末、少將之後也、於古行幸指圖、左右大將、立御綱末、少將後、而近代皆立前、若有故可尋也、

〔娶入記〕一御こしのつな、女房ごしは、ひだりのながえのきつかけ、一丈やくばかりのけて、かしつけにて、右のながえに、ひつときにとむるなり、

〔大江俊矩記〕文化四年十一月十八日乙卯、新嘗祭也、○中略

一葱華輦御綱、御輿長張之事雖本儀、輿丁依少人數、密々卷付御綱、於轅四人共加輿丁奉昇度相願旨、官務行事官申立、卽申入奉行處、被伺殿下後、可爲其通被示、申渡官務畢、

〔娶入記〕よめ入の條々

一わたしやうは、御こしの右のな。が。えかな物よりさき、兩の手をあをのけて、ながえをてのひらにのせて、うけとる人のかほを見る也、

〔大江俊矩記〕文化四年十一月十八日乙卯、新嘗祭也、○中略秉燭過雨尙不止、依之一統雨儀覺悟可致、尤御輿被用葱華輦旨被仰出、○中略

簾の內にかくる、頭とすそは、すだれの外へ出るなり、

總長 高位の女房は一丈二尺、其次は一丈一尺二寸

うらの方

うしろを如此折也

いなのつなは布を縄にする也
紅白又ハ白黒ないまぜ

右より

左より

一みせぎぬと云は、右の一丈一尺二寸の下すだれを、みすの內へ入てかけず、みすの外よりかけたるを云、五所がな物のこしなどには、みせぎぬもかけぬ也、下すだれは、高位の人かくる也、其外の人は、みせぎぬかくる也、九所七所がな物に懸る也、下すだれは、十二所がな物の輿にかくる也、

〔供立之日記〕一御輿の物具、何もあき、簾も三方共に上られ、御立烏帽子、すいかん、御扇もたせらるるなり、

〔枕草子十一〕御經のことに、あすわたらせおはしまさむとて、中略今ぞ御こし出させ給ふ、めでたしと見え奉りつる御ありさまに、是はくらぶべからざりけり、朝日はるゝとさしあがるほどに、木の葉のいと花やかにかゞやきて、みこしのかたびらの色つやなどさへぞいみじき、御つなはりて出させ給ふ、御こしの帷子の、うちゆるぎたるほど、まことにかしらの毛など人のいふは、さらにそらごとならず、

してさげ申候、そうじて下すだれは、だれ〳〵もかけ申まじく候、かうゐの女房衆御かけ候、九所がな物、七所がなものまでもかけられ候、五所のこしには、かけ申まじく候、○中略

一御こしの下すだれの長さ、上様のは六ゑやくたるべし、御ゑんるいなどは、五尺六寸、すそご也、〔婚禮問答〕こしは白木のこしたるべく候哉、如何、○中略御こしには、すだれの内に、下すだれをかくる、下すだれとは、すゞしの絹に、ふとく横筋を青く染め、又は、すそごなどに染て、上すだれのうちより引とほして、上がへを上へなして、こしのやねの如く、むねをたて　かくる也、下の方のうらに綱をぬひ付て、下るをいなのつなと云、白黑又は白紅になひまぜにして、先にふさを付る也、すそのきぬも、いなの綱も、ながえの外へ出してさげ申候、上のすだれの下より、長くさがり出る也、すだれは、高位の女房衆、かけらるゝ也、九所七所がな物のこしには、すだれの外にかくるなり、これをみせぎぬと云、五所のこしには、みせぎぬもかけ申さず候、下すだれの長さ、高位の人のは六尺たるべし、其次は五尺六寸、但何も一方の長サ也、兩方合て一丈貳尺、又其次は一丈一尺貳寸也、すそごとは、すそ程色を段々こくする也、

〔貞丈雜記七輿〕一こしの下すだれの事は、婚入記にあり、今かけやうの繪圖、左に記す、

一幅を如此折てかくる也、兩方にて二幅ナリ、

下簾の圖

三角のかど〳〵を、折釘にかくる也、三所糸にてわなをしてかくる也、

涼轎　塵取　輿具

輿共廿五丁、釣輿也、次荷輿廿五丁、塗輿廿丁出仕也、次淸華堂上已下悉出仕也

〔下學集 器財下〕涼轎リヤウキヤウ(禪家所レ乘)

〔撮壤集 輿中〕塵取チリトリ

〔常照愚草〕一ぬりごし御免の事、○中略入道にては、不レ及二御免一候由候へども、いかゞ候哉、○中略自然忍て乘用の時は、ちりとりにのり候てなど、ひげの詞申事も在レ之、

〔貞丈雜記 輿七〕一塵取と云物も、輿の類也、日置流法要錄抄に、輿に行合たる時の式體、弓手へ打のけておるべし、中略又下すだれみせぎぬ出したる輿におるべき也、ちりとりには、うちよけて通るべしとあり、

〔嬉遊笑覽 器用二下〕塵取は、○中略今も塵をとる具に、むしろの端に縄を付て、二人して舁もの、如くなるべし、師門物語、(寛永六年の寫本、是も室町頃の草子なり、上卷)御こしをつまどの口へたてまうす、御供の女房達のちりとりまで、十六ちやうこそかきすゑたれ、(師門夫婦、鹽がま明神に參りし處なり、)これらの塵取と云は、麁末なる釣輿の類なるべし、

〔太平記 二十九〕師直以下被レ誅事附仁義血氣勇者事

河津左衛門ハ、小淸水ノ合戰ニ痛手ヲ負タリケル間、馬ニハ乘得ズシテ、塵取ニカヽレテ、遙ノ跡ニ來ケルガ、執事(師直)○コソ已ニ討レサセ給ツレト、人ノ云ヲ聞テ、アトル辻堂ノ有ケルニ、輿舁居サセ、腹搔切テ死ニケリ、

〔朝覲行幸部類〕慶安四年二月廿五日、卯剋天皇(後光明)○渡二御南殿一、○中略左右次將上首二人引二鳳輦、豫寄一月花門內、次將二人分二左右一、褰二御輿御簾一、而見二御裝束具否一、

〔妾入記〕一御こしの下すだれの事、上のすだれのうちより、ひきとをして、上がひそうへへなし、こしのやねのごとく、むねをたて候て、かは候べくす。そのきぬも、いなのつなも、ながえのほかへ出

女房輿

十年三月廿九日丙申、向池尻家、彈正少弼面會參役之儀、萬端相賴、且申談條々如左、

一進物未定之由、下﨟公卿被聞合、相分次第可被知由、

一召具人數、先雜色四人、白丁二人、歩行覺悟之由、大雨は無據可爲乘輿、（色輿）少雨は先歩行之積云云、粗如此雖治定、今一應交野右衞門佐相談之積云々、予乘輿之事幷召具人數等不及斟酌間、任所存可用捨旨、深切示給也、

〔續視聽草（初集十）〕乘物名目

女房ノ輿トハ、今ノ世モ女乘物ト云ガ如ク、其製造聊カタガヘルナリ、尤下簾等アルベシ、今京師ニテ用ラルヽ女轅ハ、必下簾アリ、京師ノ俗ニ、是ヲ車轅ナド云ヘリ、將軍家出行之至極ノ内々ナル故、女轅ヲ用テ、供奉ヲモ少略アルナリ、

〔明月記〕建仁二年二月二日、自鳥羽御幸八幡、女房輿三

〔吾妻鏡（三十九）〕寶治二年十月六日己卯、將軍家（○藤原賴經）俄入御于鶴岡別當法印雪下坊、被用女房輿、

〔吾妻鏡（五十二）〕文永三年七月四日甲午、戌剋將軍家（○宗尊親王）入御越後入道勝圓佐介亭、被用女房輿、可有御歸洛之御門出云云、

〔宣胤卿記〕永正十四年閏十月二日、今日室町殿、爲有馬山溫泉令下攝州給、依御中風氣也、御忍分、被用女房輿云々、

釣輿

〔倭訓栞（前編九）〕こし　釣ごしあり、又半。切。とも稱す、もと官家のめしつかはるゝ婦女の乘物也、今公卿夫人とても是にめす也、

〔板坂卜齋記（下）〕慶長元年、秀賴公三歲上洛、（○中略）馬三疋鞍置大總、土佐駒、其次見せ釣輿一丁、次に釣輿に秀賴公乳母に抱れ、供の女房乘、釣輿に三十一、御供の騎馬諸大名の子供、十より内、何も裝束、

〔梵舜日記〕寬永三年九月六日、行幸之儀式也、（○中略）攝家淸花乘、塗輿十五丁計にて通也、次女中方之

袖輿　荷輿　擔輿　包輿

しものなるべし、それよりしては嚴島詣にもめされけり、いまの世、こゝにてかごてふものは、堂上にては板ごしなどいひて、大臣等は白木もてつくり、有明網代、むしろつゝみなどあるなり、この地にては、それをかごといふ、こは轅切といふものよりはじまりしなり、荷輿てふことも、舜舊記などにおほく出したるが、これまた似たるものなるべし、肩にてになふゆへになづけけむ、尤轅切の源始はさだかならず、むかしまたのりものといふは、輿をも馬をもいひたるなり、二水記に、大永三年六月十三日、各直垂乘物也、(廣橋等輿、少納言馬、)とみえたりとぞ、籠輿、舜舊記には、鹿籠輿とかけり、このふたつは、今いふかごのことにやはべらむ、

〔貞丈雜記〕(七輿)一籠の輿と云物あり、(中略)今の駕籠乘物の類なるべき歟、

〔滿濟准后記〕正長二年三月廿九日、今日戌始、予院參、堅固内々儀也、著裘袋、乘袖輿、扈從僧綱、松橋僧都賢紹、(重衣)房官一人、

〔倭訓栞〕(前編九古)こし　ござ包みを荷輿とす、地下も用う、

〔故實拾要〕(六)荷輿
是地下ノ畳ノ乘輿ヲ云也、堂上モ納言以下ハ常ニ用之、晴ノ時ハ不用之也、ゴザニテ包タル輿ヲ荷輿ト云也、

〔梵舜日記〕慶長二年四月十三日、龍御料人、甲賀郡水口之城へ嫁娶始也、(中略)荷輿同上五丁也
元和四年五月十三日辛丑、荷輿筵包、大工申付、爲作料銀三貫目遣也、　十年九月十六日丁卯、予食過、令下山罷歸也、於路次神輿舁渡御座也、予荷輿ヨリ令下輿、拜罷通也、

〔梵舜日記〕慶長五年十二月十四日、京へ銀子十文目、破木十束、同貳十疋、次破木十束、次同貳十疋、次擔輿、於京中付來、代六文目也、

〔大江俊矩記〕文化五年三月五日辛丑　一酉剋出門、狩衣差袴著用、乘輿、(包輿也、舁人四人、紋付看板著用、)

テ、三四年モ釜所ノ座汚スル場ニ置テ、殊ニ煤ビサセ、官家大禮アルニ臨テ乘出タリ、果シテ役向ノ人見咎メシニ、先祖小松宰相○長重乘用ノ者ヲソノマヽ用テ、カク古ビタリト答テ事濟シト、夫ヨリ引續テ例用シ、當丹羽氏モ此度轅ナリシトゾ、又藤堂侯ハ、○勢州阿能津侍從ノ事ユヱ、家臣等、此度ハ轅乘勿論ト。議セシニ、老臣曰、太祖高虎公、轅ヲ用ヒラレシコトナシ、然レバ子孫ノ今ニ到テ創用スベキニ非ズトテ、網籠ニテ登城アリシト、丹羽氏ノ祖小松宰相ハ、イカサマ轅ニモ乘ツラン、左ナタトテ予產放魚ノ類、獣クニ道ヲ以テセバ、官家ノ咎モ無キ理ナリ、又藤堂ノ謙遜ハ論ズルマデモナシ、弘前侯ニ於テハ、祖先ニ由緣スベキナク、又遜順ノ義ヲ知ラズ、招其尤悔者宜哉夫、

〔類聚名物考 輿車 三〕籠輿 らうごし

案○山岡浚明に、牢輿にや、牢獄に比ひたる輿を云に似たり、尤籠居の意にていふべけれども、意穩當ならず、

〔太平記 三〕主上御沒落笠置事

山城國ノ住人深須入道、松井藏人二人ハ、此邊ノ案内者ナリケレバ、山々峯々無殘所搜シケル間、皇居○後醍醐隱ナク被尋出サセ給フ、○中略此時此彼ニテ、被生捕給ケル人々ニハ、先一品中務卿親王、○尊中略、其、都合六十一人、其所從眷屬共ニ至ルマデハ、計ルニ不遑、或ハ籠輿ニ被召、或傳馬ニ被乘テ、白晝ニ京都ヘ入給ケレバ、其方様歟ト覺タル、男女街ニ立並テ、人目ヲモ不憚泣悲ム、淺増カリシ分野也、○中略三日○元弘元年十月迄、平等院ニ御逗留有テゾ、六波羅ヘハ入セ給ケル、日來ノ行幸ニ事替テ、鳳輦ハ數萬ノ武士ニ被打圍、月卿雲客ハ怪ゲナル籠輿傳馬ニ被扶乘テ、七條ヲ東ヘ河原ヲ上リニ、六波羅ヘト急ガセ給ヘバ、見ル人淚ヲ流シ、聞人心ヲ傷シム、

〔輿車圖考 三〕籠輿

籠輿てふもの、傳馬とならべとなへたれば、旅人の病者などのために、驛場などにて、もとは設

ヲ上リ、予〇松浦清ガ末族和州ノ邸前ヲ上ヘ、埋堀ノ方ニ越テ、御下水ノ方ヨリ歸邸セシトゾ、又或人ハ、御倉前ヲ通行テ大川橋ヲ渡リシトモ云、登城ノ時ト歸路ト道ヲ違ヘタリトモ云フ、イカニモ乘轅ノ體ヲ人ニ見セントテ、ワザト路ヲ迂廻シテ通行アリシナラン、然ルニコノ譴責ヲ蒙レバ、榮耀ヲ人ニ示スノ心ハ、翻テ恥辱ヲ人前ニ曝スコト、成リヌ、去リトハ笑止ナルコトヾモナリ、頃ロ又、一紙ノ書付ヲ示ス者アリ、云ク、

四月廿八日

大目付 石谷備後守　御目付 羽太左京

此度御大禮之節、津輕越中守、轅相用候處、出役之御目付、御小人目付不申立候段、平日申付方不行屆不調法之事に候、依之御目見差扣被仰付之、

右於新部屋前溜、下野守申渡、本多遠江守侍坐、

御徒目付 速見左大夫　小備七十郎　野宮市大夫　御小人目付 持田登平　中島儀藏

坪山忠八

此度御大禮之節、津輕越中守、轅相用候を見請候はヾ相糺、大目付御目付江可申立儀、無其儀不束之事に候、依之押込申付之、

御徒目付 金子榮五郎　小田又七郎　御小人目付 鈴木甚右衛門　伊奈源太郎　金井新作　加藤此八

津輕越中守、轅相用候節、出役は不致候得共、出役之者より不申立候共、平日供述之儀取扱候上は、相互に可心付儀、無其儀不調法之事に候、依之御目見差扣被申付、

右於小田切土佐守宅、金森甚四郎立合、土佐守申渡之、

彼ノ御大禮ノトキ、丹羽侯モ奥州二本松ニ四品ニテ轅ニ乘テ出タリ、コレハ侯ノ先代ノ中、轅ヲ新造シ

云、あじろごし、是又よめむかひの時ばかり也、常の時は、きいろのこし也云々、黄色輿も塗輿なり、

〔故實拾要六〕長柄輿

是諸家中、節會隨役勅使等ノ時ノ乘輿也、此輿ハ社人等、神事ノ時ニ乘、長柄輿同キ物也、

〔毛利家記三〕一右ノ翌年、○文祿三年於京都秀元卿御祝言御調候、○中略長柄ノ輿、御召替トモニ十三、下アジロノ輿三十六丁、紺轎ニ飾、金銀ノ金具ヲ打タル常ノ駕二百十六丁、御供ハ諸大夫迄ハ式正ノ裝束、常ノ侍ハ長袴也、最日本初テノ祝言タルベシト沙汰有シ也、

〔甲子夜話九十四〕當日○文政十年三月十八日津輕侯ノ登營ニハ、牽馬ハ二匹ナルガ、コレモ鞍覆ハカケズ、紅ト紫ノ厚總ヲゾカケタルト、又轅ニ乘リタリト聞ク、四品ノ人モコレニ乘ルカ、隱倫ノ身ハ、カヽル雲上ノ事ハ今ハ露ホドモ辨ヘズ、

〔甲子夜話九十六〕前九十四卷、○中略弘前侯ノ轅ニ乘テ登城セシコトヲ云ヘル結句ニ、四品ノ人モコレニ乘ルカ、隱倫ノ身ハ、カヽル雲上ノ事ハ、今ハ露ホドモ辨ヘズト記セシガ、此頃聞ケバ思モヨラヌ大事トナリケルトゾ、

申渡之覺四月(文政十年)廿五日

津輕越中守名代

岩城伊豫守

今度御昇進御位階之節、○德川家齊任太政大臣、德川家慶敍從一位、登城之砌、轅相用候由、然る處先達て父越中守より內意申聞候節、轅用候儀難相成旨相達置候處、其心得も無之、此度相用候儀、不束之儀と思召候、依之遁塞被仰付之、

右於下野守宅、老中列坐、同人申渡之、大目付織田信濃守、御目付曾根內匠相越、

又聞ク、或人當日途中ニテ見タルハ、彼侯退朝ノ時、兩國橋ヨリ居屋鋪ノ方ヘハ行カズシテ、川端

漆塗也、古ハ赤黑等ヲ交ヘズ、素漆ヲ以テヌル、今世ハ辨柄ヲ和シテ溜塗トスル也、塗ゴシ、一名直。輦。ト云、路物ニテ平日用之、今世此他ヲ不用歟、今世幕府大臣、位官ノ時ハ、京師ヨリ攝家及ビ殿上人、江府ニ下向、大禮アリ、其日ノ大臣モ、殿上人モ、トモニ施ナル塗輿也、是ハ京師ヨリ携ヘズ、幕府ヨリ借用ト聞リ、又今世大名モ家格ヨリ、右ノ如キ大禮ノ日、及ビ毎年正月初登城ヲ見ルニ、塗輿ヲ用フ、總テ板ノ春慶ヌリ也、

〔伊勢貞興返答書〕こしの高下の事

一ぬりごしは、公方樣、又門跡長老などめし候、其外官領大名衆、公方樣より御免之上にてめし候事候、一段規模なる事候、金物の數は五ッ七九十一などは、平人はあるまじき事候、

〔三内口決〕一塗輿、四方輿之代也、當時ハ車之代、

諸家之輿ハ有廂、(僧并武士ハ無廂)

路頭之禮有之、(以車之禮爲准據、令了見者也、)前駈、(雜色以角木爲上首)騎馬、(諸大夫侍等在後陣)下車歩行之時者、諸大夫雜色等、可爲前行也、以此准據、乘輿之時モ可有其沙汰、(武士ハ歩行之時、前駈無之候也、)塗輿者、諸家諸山、於門前乘之也、但東堂者、至玄關乘之云々、若然者經寺僧之推擧之後、可遂其例歟、總別者於門前可乘之條、爲本儀歟、凡輿之立所者、禁中ハ限立石、諸家ハ互ニ限門外、(但攝家、凡家ヘ渡御之時、限中門、諸寺ハ限門前、)

〔二水記〕永正十五年三月十九日、宮御方、密々令詣石山寺給、依仰供奉了、伏見殿宮御方竹内殿、右宰相中將、予、(藤原隆康)已上輿、各御板輿也、竹内殿一丁塗輿也、

大永元年十二月廿四日、今日武家御元服也、仍渡御于三條御所、○中略 辰刻渡御、塗輿、(垂簾)

〔成氏年中行事正月〕一同廿九日、雪下今宮へ御參詣アリテ、直ニ瀨戸ノ三島大明神へ御社參、御先ニ御劒役被參、其次ニ御馬ヲ被牽、其後公方樣御出、御。輿。赤。漆。御。單。物。也、

〔貞丈雜記七輿〕一き。い。ろ。ご。し。黃色輿也、是も前に云塗ごしを、黃色の漆にてぬりたる也、婚入之記に

フ、

〔太平記 二〕天下怪異事

藤房卿、(中略)御車ヲ差寄、(中略)主上(後醍醐)ヲ扶乘進テ、陽明門ヨリ成奉ル、(中略)兼テ用意ヤシタリケン、源中納言具行、按察大納言公敏、六條少將忠顯、三條河原ニテ追付奉、此ヨリ御車ヲバ被止、怪ゲナル張輿ニ召替サセ進ラセタレドモ、(下略)

〔後愚昧記〕永和五年六月廿七日、今日小童(十二歲、予〈藤原忠嗣〉末子、)入室威德寺、先向于德大寺、行粧凡不及沙汰、只張絹水干、不著單衣、用張輿、凡言語道斷之體、(下略)

〔伊勢貞彌記〕應永廿九年十二月廿一日、爲大御所樣(足利義持)御代官、御方御所樣、(足利義量)八幡宮ニ御參籠、(中略)御輿ハリゴシ、御力者十二人、

〔看聞日記〕永享二年十月廿六日、辰一點出京、(張輿、勸修寺召進、力者六人、大光明寺執之、)長資朝臣重賢御共、(騎馬)

〔親元日記〕寬正六年七月十七日壬戌、上樣、石山寺(本尊因去月開帳)御參詣、女中御衆、悉御はり輿也

〔貞丈雜記 七 輿〕一ぬりごしと云は、漆ぬりのこし也、こしをうるしにてぬるには、赤くも黑くも色をつけず、うるし計にてぬる也、(古是を赤うるしと云也、今の世のタメヌリと云物也、)

一ちよくれん。。。。。は、ぬりごしの事也、年中諸大名へ御成記に、御ちよくれんとて、常の御ぬりごしにて御參內も在之云々、ちよくれんは、直輦と書なるべし、(走來故實には、御直廉とあり、廉の字は非なるべし。)

〔續視聽草 初集十〕乘物名目

塗輿　是ハ轅輿ノコトニテ、今ノ乘物ノ制ニハ預ラズト云ヘドモ、古實西譚ニ、其義四方輿ノ代ナリト云コトアリテ、當時乘物ノ制ニ引用スル打揚ノ意味アルヲ以テ、爰ニ其名目ヲ擧ルナリ、古實西譚ニ云、塗輿ハ四方輿ノ代ナリ、當時ハ車ノ代リ、諸家之輿ハ有廂、僧幷武士ハ無廂云々、

〔守貞漫稿 後集三 駕車〕塗輿

張輿

幸〇正元あるべき由仰出され、漸九月廿七日卯下剋、御出門、〇中略御輿代綱御輿の右、滋野井中將、左、風早中將、狩衣同前御輿者十人、

〔類聚名物考船車三〕張輿　はりごし

罪人などの乘輿にて、いやしきものなり、その製は布にて張て、外は繪杯有て、内は白也、布にてはる故にその名あり、手輿に同じ、

〔貞丈雜記七輿〕一はり輿と云は、疊の表をはりて包み、おしぶちを打たるなり、略儀なるこし也、但ぬりごしより上也、貞衡說

〔守貞漫稿後集駕車三〕張輿

疊表ニ用フ莞筵ヲ張リタル也、今ハ駕ニ有之、俗ニ蓙コザ打ト云、割竹ノ押椽ヲ打ツ也、張コシハ略物ナレドモ、塗輿ヨリ上トス、

〔簾中舊記〕御よめいりの時の事

一こしは、はりごしにてまゐらせ候、

〔山槐記〕治承四年五月十五日丙寅、高倉宮〇以仁、註略、有配流事、〇中略宮乘張藍摺之輿、令持幣、如物詣人令向寺給云々、

〔吉記〕元暦二年五月七日己丑、早旦大夫判官義經、相具前内府(平宗盛)乘張藍摺輿、

〔青蓮院坊官記〕元亨四年四月廿五日、妙香院僧正御坊、慈慶爲御住山御登山、〇中略奉行泰寬法眼、付衣袈裟不着袍、張輿ニ乘用、

〔太平記二〕俊基被誅事并助光事

今日コソ京都ヨリノ召人ハ斬ラレ給フベキナリ、アナ哀ヤナンド沙汰シケレバ、助光、コハイカガセント肝ヲケシ、爰カシコニ立テ見聞シケレバ、俊基巳ニ張輿ニ乘セラレテ、ケハイ坂へ出給

主上〇光嚴其、日ハ篠原宿ニゾ著セ給フ、此ニテ怪ゲナル網代輿ヲ尋出テ、歩立ナル武者共、俄ニ駕輿丁ノ如ク成テ、御輿ノ前後ヲゾ仕リケル、

〔太平記　三十〕持明院殿吉野遷幸事附梶井宮事

本院〇光嚴　新院〇光明　主上〇崇光　春宮〇直仁　御同車有テ、南ノ門ヨリ出御ナル、〇中略　鳥羽マデ御幸成タレバ、夜ハ早、若々ト明ハテヌ、此ニ御車ヲ駐テ、怪ゲナル𨏍輿ニ召替サセ進ラセ、日ヲ經テ吉野ノ奥、賀名生ト云所ヘ、御幸成シ奉ル、

〔後愚昧記〕永和三年八月廿九日、中剋許、三品〇主上(後圓融)御母儀　爲御迎來臨、用網代輿、力者六人舁之、懸下簾也、

〔建内記〕永享三年三月二日丙寅、室町殿〇足利義教　今日渡御一條大宮素玉房庵室也、自彼庵御幸〇後小松移、網代御輿、渡御梶井御門跡、

嘉吉元年十月廿日癸丑、今夕室町殿〇足利義勝　自上御亭、先還御伊勢入道宿所、〇註略　被用御輿、網代

〔康富記〕嘉吉四年〇文安元年　正月十日庚申、是日室町殿〇足利義政　有渡御於管領畠山左衛門入道宿、〇中略御母堂大方殿同有御出、網代御輿也、御力者舁之、

〔親長卿記〕文明五年八月廿八日、今日細川宗明、九歳童名　出仕始也、〇中略　宗明、網代輿、力者六人舁之、

〔鎌倉九代後記〕永祿元年四月、左馬頭義氏、(足利)十八歳　拜賀ノタメ、鎌倉鶴岡八幡宮參詣、網代輿ニ乘ル、供ノ輿十五丁アリ、

〔相州兵亂記　四〕景虎小田原ヘ寄來事

長尾義景、〇中略　上洛シテ、京公方光源院殿義輝公ヘ出仕ヲイタシ、關東管領ノ御教書ヲ賜リ、朱柄ノ唐笠、同御紋ノユタン、ヲ御免アリ、御諱ノ一字ヲ被下、輝虎ト改名シテ、アジロゴシ、狀ノ裏書ヲ御免アリ、

〔享保六年林丘寺御幸記〕享保六年辛丑には、普明院宮〇靈元光子姉　御年八十八に及ばせたまふ、〇中略　御

江東呼籧篨爲籧、音篨、按此云粗者、輿上籧篨別言之、籧篨、其精者也、晉語毛詩皆云、籧篨不可使俯、此謂捲籧篨而竪之、其物不可俯、故詩風以言醜惡、爾雅以名口柔也、从竹遽聲、强魚切、五部、

〔守貞漫稿後集駕車三〕網代輿

晴ノ時用之、從者モ裏打ヲ著スト云リ、今世乘物ニハ上極トス、

〔三光院内府記〕輿乘馬之事

網代者准車也、仍路頭之禮無之、步キ中、或下馬下車之在所、一向不拘其禮乘打也、依之男子者、忍之時乘之、女房者、迄中臈掛下輿、末々者、下簾無之、亦尼者、雖貴人不掛下簾、是偏捨世之儀歟、

〔故實拾要六〕網代輿

是親王、攝家、淸華家、常輿也、諸家中モ晴ノ時乘之、但依家有用捨歟、

〔婚禮問答〕こしは、白木のこしたるべく候哉如何、白木のこし用事、本儀候、略儀には網代ごしを用也、常にはぬりごしを用也、略儀也、網代ごしは、靑竹を細くうすく削り、あじろを組てこしにはり、黑ぬりのおしぶちを打也、

〔成氏年中行事正月〕一同十一日、御評定始、○中略評定奉行、政所、問注所、其外ノ衆中ハ、昔面ノ御門ヨリ出仕、網代輿也、

〔太平記三〕主上御沒落笠置之事

俄ノ事ニテ、網代輿ダニ無リケレバ、張輿ノ怪ゲナルニ、扶乘セ進セテ、先南都ノ内山ヘ入奉ル、

〔增鏡十五村時雨〕十月〇元弘元年三日、都へ入せ給ふも、〇後醍醐思ひしに替りて、いとすさまじげなる武士ども衛府の佐の心ちして、御輿近く打圍みたり、鳳輦にはあらぬ、網代輿のあやしきにぞたてまつれる、

〔太平記九〕主上上皇御沈落事

四方輿、被卷三方簾云々、

〔梅松論　上〕後醍醐院を以、先帝と申奉り、承久の後鳥羽院舊規に任せて、隱岐國へ遷幸なし奉るべき由治定する間、〇中略御幸は六波羅より、六條河原を西に、大宮を下りにぞなし奉る、御先には、洛外にて召さるべき四方輿を昇せらる、都のうちは、御車の下簾を懸られて、武士ども關東の命に任て前後をかこみ奉る、

〔園太暦〕貞和四年八月十四日、明日放生會、上卿春宮大夫〇藤原實夏參向、雖未拜氏社、依別勅參向也、先先駕毛車、前驅幷布衣輩等召具人數也、而近日家僕等窮困、家中召具之、更不似先々、仍不守先規、不及毛車沙汰、駕四方輿、衣冠上括其人諸大夫光綱、經賢、仲康、永季、光顯、光之、橘重貞、侍成、源康紀定業、都合八九人召具之、皆布衣上括也、

坂輿

〔花營三代記〕應永卅年十一月二日、自普法寺御社參、御淨衣、四方輿、力者十二人、白、

〔驢嘶餘〕坂輿四方輿等ノ事也、山中ノ木ニカマウ故ニ、四方輿ノヤネヲ除テ、下バカリヲ坂輿ト云也、

〔輿車圖考　三〕坂輿

四方輿にもかぎらず、手輿をも用ゆ、山坂なんどに、柱などありてはさはり多かれば、かくして用う、ゆへにかくは名づけしなるべし、

〔二水記〕永正十七年十一月廿八日、早旦參伏見殿、今日四宮御方〇彦胤親王御入室梶井、御登山〇叡山也、〇中略

一御登山之事、本路雪裏難通、仍從ヤセ御登山云々、從山下乘御四方輿、四方簾悉靈也ヤセ壹子奉昇也、山徒三百人許參御迎、使節口引具也云々、俗中從是乘坂輿、力者昇也云々、

網代輿

〔撮壤集　中輿〕網代アジロ　籧篨アヂロ同

〔段注說文解字　五上竹部〕籧、籧篨、遽粗竹席也、方言曰、簟、宋魏之間、謂之笙、或謂之籧苗、自關而西、或謂之簟、或謂之𥲤、其麤者、謂之籧篨、自關而東、或謂之篕掞、郭云、

無差異、表張綱代、(皆地黄ノ文、小八葉也、)下張、(白紙、)四方ニ懸簾、(例皆簾革結也)

力者一手舁之、(皆白直垂、眞俗同之、)一手ト號スルハ、六人也、前後各三人舁之、三人之内、中央ハ如常懸綱、於肩舁之、其左右兩人ハ、只取長柄也、前後共同之、遠所之時ハ、二手モ三手モ可召具也、一手之外ハ、只輿ノ前後ニ走行也、僧俗同之、長途之間、相替舁之、

或抄云、四方輿ニハ、自傍下乘之、(左右依便宜、)若自傍無便ニハ、自前可下也、四方輿ヲ簾ヲバ前ヘ一面揚之、三面ハ人相遇之時下ス也、

今案、常儀上三方簾、不上後方簾也、(又自傍下乘事、依處便宜下、)

〔尺素往來〕夜前於或方、不慮陪講演之席候、(○中略)音聲者、秦長榮之舍弟、其外別當供僧等、面々行粧、盡善盡美、或令駕新車强牛、或又見舁諸四方輿、(○下略)

〔貞丈雜記(七輿)〕一四方輿と云は、前に書置たる、むねたてのこしの事也、室町記、應永三十年十一月二日の記文に、自善法寺御社參、御淨衣四方輿、(力者十二人白)役人淨衣とあり、四方輿と名付る事は、こしのやねの四方にむねを立る故也、

〔長門本平家物語一〕あるとき法皇(○白河)得長壽院に御かうなりたり、八十有餘ばかりなる老僧の、かうべには雪をいたゞき白髮をひ、額には四海の波をたゝみ、腰ふたへにして、杖にすがり蓑笠きたるが、ひらあしだはきて總門より來りんす、(○中略)さるほどに、既に御供養の日にも成にければ、彼聖のもとへ四方ごしをむかへにつかはす、

〔秋の夜の長物語〕哀天ぐばけもの成とも、われらをとりて、ひえの山へのぼせよかしといひて唐崎の松の木陰にて、やすみゐたるところに、年のいとたけたる山伏の、四はうごしにのりたりけるが、こしをまへにかきすゑさせて、(○下略)

〔光嚴院御記〕元弘二年三月七日丙子、今日巳剋許、先帝(○後醍醐)令進發給、自六波羅出御、(○中略)今度御輿、

ク流シノ意ナルベシ、

〔嬉遊笑覽〔二下／器用〕〕輿の品、さま〴〵あり、其中白輿は、大臣以上親王家用ひ給ふとあり、憚うる家をゑらこしやなど呼は、憚るべきこと也、

〔秦山集〔雑著／甲乙錄七〕〕八重姬君、〔嫁〕水戶殿時、先乘〔白輿〕、〔開〕戶有〔婦人〕、手執〔志伊之絹張〕、蓋式正也、白輿取〔其不〕飾之義、

棟立輿

〔貞丈雜記〔七／輿〕〕一棟立の事、〔棟をむねあげともいふ也○中略〕貞衡云、常のこしは、屋ねのむねをひきくする也、むねあげは、やねをそらせて、むねを高く立る也、これは白木のこし也、式正の時は、男女ともにむね立にめし候也、婚禮にもむねあげを用也、〔よめ入に、あじろごしを用る事もあり〕

〔簾中舊記〕御なりの事

一正月二日は、時のくわんれいへなり候、御所さま、御しやうぞくめし候て、車にめし候、上さまは、御むねあげにめし候、御りきしや、かき參らせ候、

〔成氏年中行事〔正月〕〕一同五日ノ夜、御行始、管領ヘ御出、恒例也、公方樣、御直垂、御紋桐、御輿棟立、力者舁申也、

〔看聞日記〕永享六年四月廿一日、晚頭眞乘寺御入室、御輿、〔公方之御輿、棟立輿、〕力者、〔是も公方御力者也〕

〔康富記〕嘉吉二年八月廿二日庚戌、畠山左衛門督入道、管領職之出仕始也、午剋也、出立之儀、布衣袴也、乘〔網代輿〕、〔棟立〕

四方輿

〔海人藻芥〕輿之事

四方輿ハ、僧俗皆用之、

〔蛙抄〔車輿〕〕四方輿間事

上皇攝關大臣以下公卿僧綱等、遠所之時乘〔用之〕、〔直衣衣冠淨衣狩衣時、皆乘之、〕棟之體、眞俗相替、〔俗ハ庵形、僧ハ如〔雨眉〕、〕其外

白輿

〔元長卿記〕永正五年二月廿八日、今日春日祭也、爲參行自曉天經營、著束帶乘板輿、

〔二水記〕永正十七年十一月廿八日、早旦參伏見殿、今日四宮御方、〇彥胤親王御入室梶井御登山也、〇中略御輿、板輿、懸下簾、御共侍十人歟、

大永六年二月十六日、今日石淸水社遷宮也、〇中略後聞室町殿、於善法寺被著御淨衣平絹御下括、御乘輿、板輿云々、

〔義演准后日記〕慶長十四年正月十一日、辰刻參內、乘板輿、上古ハ或車、或張輿等也、板輿ハ夜陰ナドニ乘ズル物也、當時或自他此體、零落無是非歟、力者六人、淨衣

〔實麗卿記〕文久三年四月十一日丁亥、供奉之輩、〇男山行幸追々參上、酉斜著御下院、〇中略自此所極密々、召御板輿、山路依狹少也、戌刻許、著御豐藏坊、

〔故實拾要六〕白輿シラコシ是親王攝家淸華大臣以上ノ乘輿也、於諸家中者、白輿ヲ用ル事不可叶義也、白輿トハ、木地ノ以板、輿ヲ仕立タル物也、

〔光臺一覽二〕白輿常の乘物な總體檜の白木にてさしたるなり、五攝家親王許、

〔婚禮問答〕こしは白木のこしたるべく候哉、如何、白木のこし用事、本儀候、略儀には網代ごしを用也、常にはぬりごしを用也、〇中略白木のこしをば、板ごしとも、木ごしとも棟立とも云、是は總而一段式正のはれ成時、白直垂など著用の時用之、

〔續視聽草初集十〕乘物名目

白木輿〇今略シテ白輿ト云フ、親王攝家淸華大臣以上ノ乘輿ナリ、

凡家ハ、任槐アリテモ乘用ナシ、車轅輿等ニ白木ノ制アル事ヲ知ラズ、去ルハ爰ニ用ヒラルヽ白木ノ輿ハ、何制ニヨルモノカ、考ルコトヲ得ズ、恐ラクハ新調ノ品ヲ用ヒ玉フノ義ヲ、俗ニ云フカ

〔海人藻芥〕輿之事

網柄輿、是者田舍等用之、當時板輿ト云物ナルベシ、

〔貞丈雜記〕七輿 一板ごし、一名は木ごし、又棟立、又棟上とも、又四方ごしとも云、

〔守貞漫稿〕後集三駕車 板輿

木輿トモ云、木輿ハ漆等ヲ用ヒズ、白木也、今モ網形ニテ此製アリ、余先年大内近所ヲ徘徊セシ日、菊亭殿此網ニ乘テ通行アリ、聞之バ板輿也ト云リ、

〔滿濟准后記〕正長二年九月廿一日、南都下向、○中略宗濟僧都、隆濟僧都、賢濟等板輿體、御後參了、

〔石淸水放生會記〕永享十年八月十五日丁卯、今朝公方樣○足利義敎御下向八幡、御板輿御臺樣、同曉天有御下向云々、

〔建內記〕永享十二年二月十一日甲申、春日祭也、予○藤原時房爲上卿、仍早旦進發、先行水內々用板輿、近例也、成房爲參詣相伴、是又板輿也、

〔後法興院記〕文明十一年二月廿三日庚戌、今日若宮御方○後柏原八幡社御參詣云々、御板輿、供奉卿相雲客、直垂乘馬云々、

〔宣胤卿記〕文明十三年三月廿三日丁酉、早旦行水、網輿板輿也、仍至坂下下輿、登山步行也、參詣橫川、元三坊主出逢勸酒、

長享三年○延德元年正月十日己巳、今日室町殿、諸家參賀式日也、○中略自殿下、今日御參賀爲御乘用、予輿被借召之由、昔具進了、亂來攝家淸花皆以乘板輿、不及車之沙汰、輿所持方、尙以希也、末代作法可悲也、

永正八年二月廿七日戊申、今日春日祭也、上卿事、有存旨所申請也、○中略著衣冠乘輿、板輿也、輿丁三人、內々儀、著直垂、常儀也、

トテ、慶長年中ノ通リニ布衣素袍等ヲ調ヘケル、且先例ハ、龍ノ口ノ酒井家ヘ装束長袖ナド遣ハシ置キ、其所ヘ立寄リ支度シケルヲ、今度ハ押テ揚輿ヲ用ルカラハ、他家ヘ労ヲ懸ベカラズ、吾家ヨリ乗テ登城スベシトテ、居屋敷ヨリ輿ニテ乗リ出ケル、

車輿

〔台記別記〕久安四年七月十一日丙申、今日女子、詣石清水稲荷、○中略 於宿院移乗車輿、（修理別当最清輿也）○中略
晩頭詣稲荷、（幣帛）五 於下社乗車輿、（蓋顯輿）詣中上等社、

〔台記〕久安四年十二月七日辛酉、參女院、（中将同車）尼上自辰剋煩惱、因之亥剋乗車輿、（法親王輿也、入臥其内、）移御仁和寺木寺第、

小輿

〔儀式五〕正月八日講最勝王經儀
講讀師前行者、左右相分列進、（各居小輿、其擔丁、紺衣袴白布帶、用駕丁、）執蓋覆其上、

〔江家次第五二月〕圓宗寺最勝會事
講讀師 行、左右相分引進、（各居小輿、其擔丁、著紺衣袴白布帶、用駕輿丁、）執蓋諸司擎蓋覆其上、

〔西宮記五臨時〕齋王入京事
於伊賀國堺、弃輿、察官置簽、（改用小輿、伊賀作、）向難波禊、（山城、依宣旨進船、）

屋形輿

〔玉海〕治承四年六月二日癸未、卯剋行幸、○高倉 於入道相國（○平清盛）福原別業、○中略 自八條通至草津、武士數千騎、二行並轡夾幸路、先入道相國、駕屋形輿、次女車一輛、次女房輿二、 十四日乙未、寅剋就前大納言邦綱寺江山莊、暫以休息、未一點乘船、女房等不從、到于大物、駕輿、（高屋形輿、同所借用前大納言也、輿昇十二人、寺僧都被借送、）

〔園太曆〕聽牛車人、被用輿候條は、無子細候やらんと覺候、手輿は別宜下候歟、屋形輿は准車候、無子細候やらんに見及候し心地申候也、以此等之趣可被申候哉、謹言、
二月十四日（○延文五年） 判

板輿

〔名物六帖器財二車輿帳箋〕板輿（イタゴシ、通鑑綱紀、車駕、等、職常乗板輿、）

〔園太曆〕貞和四年二月十三日、今日相當顯親門院十三回忌辰、有御佛事、於萩原殿被行之、〇中略小時上皇〇光嚴、仰云、今日法皇〇花園可渡御御堂御聽聞所、御歩行難治之間、可被用御手輿之由、兼御用意、而御風猶難治之上、見聞雜人成群、頻無骨之間、御輿被構屋形之處、此御堂伏見院御影御坐、可有恐歛之由有御不審、

〔光臺一覽 二〕肩輿あげこし春慶ぬり

〔西宮記 十二月〕御佛名

昌泰元、御導師依老、乘肩輿參、

〔平定家朝臣記〕康平四年九月廿五日、平等院御塔供養也、未剋僧侶參上、〇中略導師前大僧正明尊、乘肩輿、無蓋、依無可張綱人、俄有議留之、

〔初例抄 下〕權僧正公範 永保元年十二十二、參社法勝寺大乘會次、蒙肩輿宣、依不叶行歩也、七十三

〔長秋記〕大治二年十一月五日辛卯、至盤折坂本、〇白河鳥羽高野御幸供奉人々上下皆乘馬、本院〇白河御肩輿、新院〇鳥羽騎馬、民部卿〇藤原忠教獨著蓑沓、

保延元年五月六日戊寅、女院密々令詣法輪、御下官〇源師時車、御供女子、下官一人扈從、乍乘肩輿乘船渡給、

〔玉蘂〕嘉禎四年六月五日、今日前大納言〇藤原賴經初參詣春日社、〇中略隨兵百騎在輿前後、大納言乘肩輿、

〔明良洪範 十一〕延寶八年將軍宣下有シ時、島津薩摩守綱貴、未ダ嫡子ニテ侍從ニ在ケレバ、揚輿ヲ用ル事決定シ難ク、幸ヒ加賀仙臺兩家共在江戸ナレバ、此兩家ヘ問合セケルニ、嫡子ノ揚輿、兩家ニテモ決定シ難キニヤ、シカトシタル返答モナカリシカバ、綱貴云ケルハ、我今嫡子ノ身ニテ、未ダ家督ハセザレド、家ニ用ヒ來リシ揚輿ヲ用フルニ、豈遠慮スベケンヤ、先例ノ通リ用意スベシ

〔愚昧記〕仁安四年（〇嘉應元年）二月十三日庚子、皇大后宮行啓日吉社之日也、（〇中略）今日内大臣（〇平宗盛）大宮大夫、乘手輿供奉、奇怪事歟、到大宮大夫、彌不可然歟、近代之法、諸事如此、爲怨爲歎耳、

〔源平盛衰記二十二〕入道申官符事

九月（〇治承四年）四日戌時ニ太政入道（〇平清盛）手輿ニ乘、新院（〇高倉）ノ御所ニ參テ申ケルハ、（〇下略）

〔玉海〕治承四年十二月廿六日甲辰、未剋參女院御方、依行歩不叶、用手輿如例、

〔古今著聞集十八飲食〕文治の比、後德大寺（〇藤原實定）の左大臣、右大臣（〇右大臣據一本補）におはしける時、德大寺のていに、作泉をかまへられて、中御門左府（〇藤原經宗）へ案内申されければ、わたり給にけり、（〇中略）亭主手輿を用意して、ひとへかりぎぬきたるさぶらひ六人にかゝせて、左府の車のもとへむかへにまいらせられたりけるに、えきりにのがれ申されけれども、あながちに申されければ、のりて泉へわたり給ひけり、

〔增鏡二新島守〕中院（〇土御門）は、（〇中略）そのとし（〇承久三年）うるふ十月十日、とさの國のはたといふ所にわたらせ給ぬ、（〇中略）いとあやしき御手輿にてくだらせ給、

〔葉黄記〕寛元四年五月廿日丁丑、上皇（〇後嵯峨）自今日七ヶ日、可御參籠八幡也、（〇中略）及微明、弘御所南中門廊、儲御輿、（屋形立柱四本取放也、其體如常、御力者十八人、件御輿、去四月御幸時、圓滿院宮被進之、仍手輿、其時屋形同有御用意云々、寸法太相違之間、今被用之、後鳥羽院御輿遺様又如此、）但彼御輿之上、或張唐油單、是ハ常綱代也、又同御時、有造付屋形、袖以金銅被透菊八葉、是天王寺御幸之時被用之、可有袖之由、前内府（源通光）被申之、然而但常例如此、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年（〇正嘉元年）十月一日壬午、今日大慈寺供養也、（〇中略）午一點、大阿闍梨三位僧正賴兼、到南門外橋下之際、遣手輿（退紅丁六人舁之）令移乘之、

〔吉續記〕正應二年九月七日、新院（〇後宇多）御幸上御堂、（南禪院）被用御手輿、（被撤御屋形也）

〔後伏見院御記〕延慶三年十月六日己酉、今日余參八幡宮、七日、今日可歸京也、（〇中略）里神樂了起坐、於東鳥居下乘手輿、參藥師堂、手輿之間、御劒猶公春朝臣持之、不令持隨身、是手輿准步行之故也、

明レバ十月（〇延元元年）十日ノ巳剋ニ、主上（〇後醍醐）ハ、腰輿ニメサレテ、今路ヲ西へ還幸ナレバ、春宮（〇尊）

ハ龍蹄ニメサレテ、戸津ヲ北へ行啓ナル、

〔小島のすさみ〕同（〇文和二年八月）廿五日、をじまの頓宮より、たるゐに行幸あり、（〇後光嚴）そのありさま非常の儀にて、腰輿にめさる、朝衣の人はなくて、えびすごろもとかやの姿、めづらしき事也、

〔後水尾院當時年中行事下〕一御所々々の御祝どもの次だい、御誕生日より百廿日滿るとき、（富日延引）の例あり宮參りあり、上の御靈に（但し産やの在所によるべき事か）に參らる、先輿侍一人、里亭にむかふ、これ乘ぞへの局也、里亭より直に參向也、腰輿（下すだれをかけず）を用ふ、

〔撮壤集中輿〕手輿（タゴシ）

○ズルニ、腰輿、手輿、共ニタゴシト訓ズレバ、恐ラクハ同物ナルベシ、

〔運歩色葉集多〕手輿（タコシ）

〔饅頭屋本節用集財寶大〕手輿（タゴシ）

〔蛙抄車輿〕四方輿間事（〇中略）

今案、（〇中略）號手輿ハ、四方輿ノ蓋、并柱ヲ撤シテ乘ズル、力者等儀同前、（〇四方輿）

〔皇大神宮儀式帳〕神嘗祭供奉行事

以同日（〇九月十七日）午時、齋内親王參入、坐川原御殿、（留）御輿留氐、手輿坐氐、致第四重東殿就御座、

〔榮花物語二十九玉の飾〕（〇萬壽四年六月）月ごろ、百體の釋迦、つくりたてまつらせ給へる、いそぎ給へりとて、この廿一日にぞわたしたてまつらせ給、（〇中略）九十九體は、たゞ。ごし。といふものにのせたてまつりて、あをく裹やうしたるきぬばかまきて、四人づゝもてたてまつりたり、

〔中右記〕天永二年二月廿九日辛酉、院（〇白河）令參詣八幡給云々、（〇中略）於宿院鳥井外御車手引、於廊前門下令乘手輿御（〇輿丁舁之）

詣下社、暫留社頭幄、脱御衣裳、更著清服、卽駕腰輿入社、

〔江家次第十五〕大嘗會

卯日、○中略戊刻御駕輿、○中略出自建禮門、入自昭訓門、於東廊壇上改駕腰輿、○中略承平、○朱雀入自宣政門、不御腰輿、依皇后○皇太后藤原穏子同輿也、

〔禁秘御抄下〕一內裏燒亡

主上、御直衣生御袴也、乘御腰輿、奉舁無定樣、人々下人雜人隨參會、相撲節前日、有內裏燒亡、相撲人舁之、尤有便歟、凡樣在時儀也、

〔公卿補任宇多〕仁和五年○寛平元年

關白太政大臣　従一位藤基經五十四　十一月十九日、聽腰輿、

寛平二年

左大臣　従一位源融六十九　七月廿二日、聽腰輿、

〔日本紀略宇多〕寛平二年七月廿一日、聽太政大臣○藤原基經乘腰輿、

〔古今著聞集三政道忠臣〕寛治八年十月廿四日、亥時計に、內裏燒亡有けり、○中略事急になりて、腰輿すでに南殿によせられたるほどに、○下略

〔百錬抄八高倉〕治承元年四月十四日、主上駕腰輿、行幸院御所、武士供奉前後、

〔増鏡十老の波〕六年○弘安正月六日、日吉社の訴訟、勅裁なしとて、御輿はみやこへいらせ給、○中略御門○宇はいそぎ對屋にいでさせ給て、腰輿にて近衞殿へ行幸なる、

〔實躬卿記〕永仁三年閏二月廿日、今夕爲御方違行幸持明院、○中略後聞及深更、乘御腰輿、臨幸御堂方、此間雨下之間、立蓋供御雨皮、

〔太平記十七〕義貞北國落事

以調備者、國宜承知依宜行之、期日在近、不得緩怠、

嘉承二年十二月四日　右大史紀朝臣

中辨藤原朝臣

〔倭名類聚抄十一車〕腰輿　唐令云、行障六具、分左右夾車、其次腰輿、〇和名太古之

〔箋注倭名類聚抄三車〕所引唐令、蓋鹵簿令文、按通典載開元禮皇太后皇后鹵簿云、次行障六具、分左右宮人執、次坐障三具、分左右宮人執、次内寺伯二人、領寺人六人、騎分左右、夾重翟車、次腰輿一、執者八人、是其事、此所引恐有脫字、〇中略　按、胡三省注通鑑梁紀云、腰輿令人擧之、其高至腰、海錄碎事引決疑要錄云、腰輿以手挽之、別於肩輿、是所以謂太古之也、

〔類聚名義抄四〕腰輿ヨコシ

〔令集解五職員〕漢語抄云、腰輿、多許之、

〔伊呂波字類抄太雜物〕腰輿ヨコシ　肩舁　手輿已上同

〔易林本節用集與器財〕腰輿（ヨウ）天子御時乘物

〔三條家裝束抄坤〕車

腰輿

大嘗會御禊行幸、太政官ヨリ河原ノ頓宮マデハ鳳輦ニテ、御膳ノ幄ヨリ腰輿ニ乘御ス、此外宮中ノ間ニテ、御方違ノ行幸、或ハ火事地震ナドノ儀ノ行幸ニ、乘御アリトミヘ侍ルナリ、

〔光臺一覽二〕腰輿常の乘物

〔儀式一〕賀茂祭儀

時剋齋王御輿而出、其前駈次第也、〇中略　齋王輿在中路、〇中略　中路少後腰輿次之、御輿丁四人擔之、服色同上、〇擔布衣、白布帶、　火長左右各十人、前頭輿、腰輿丁在後者、相當行列、相去一許丈、其内齋院次官判官、夾腰輿各一人、〇中略　齋王先

輦輿

去程ニ、主上〈○後醍醐〉ハ、御輿丁ナケレバ、玉ノ御輿ヲモ不奉、〈○下略〉

〔太平記　二〕師賢登山事附唐崎濱合戰事

師賢法勝寺前ヨリ袞龍ノ御衣ヲ著シ、瑤輿（タマノコシ）ニ乘カヘテ、山門ノ西塔ヘ登リ給フ、

〔太平記　十一〕正成參兵庫事附還幸事

兵庫ニ一日御逗留〈○後醍醐〉有テ、六月〈○元弘三年〉二日、瑤輿ヲ　ラサル、處ニ、〈○下略〉

〔萬松院殿穴太記〕玉の輿は、鹿苑院にて、大工塗師唐紙師に至るまで參りつどひて、こよなう造出して、廿一日〈○天文十八年五月〉の朝天に、慈照寺に渡さる、

〔應仁記　二〕室町亭行幸之事

花ノ御所ニ、十二人ノ人々、諍亂故ニ天子〈○後土御門〉仙院〈○後花園〉ノ玉輦ヲ、總門ノ外ニ留奉レバ、〈○下略〉

〔三代實錄　三十九陽成〕元慶五年正月廿八日丁丑、遣散位從四位下恒基王、左少辨正五位下兼行大學頭巨勢朝臣文雄等、齎輦輿腰輿資具等、向伊勢大神宮、迎前齋內親王、令山城、大和、伊勢三國、充夫八十人、擔輦輿等物、遞送前所、

〔朝野群載　四朝儀〕伊勢齋王歸京國々所課〈○中略〉

伊賀國〈○中略〉　可造儲輿二基、〈白木輦輿、腰輿、○中略〉

嘉承二年十一月廿八日

左辨官下　伊勢國

應早速造儲伊勢齋王歸京輿事

輦輿壹基

腰輿壹基

右權中納言源朝臣基綱宣、奉勅、齋王月日退宮歸京、宜仰彼國、以白木令造儲件輿等、其裝束資具、同

神事ノ時是ヲ用ラル、即位由奉幣ノ行幸、必葱花ヲ用ヒラル、大内裏ノ時、建　門ニ行幸アリテ行ル、〈○中略〉又神事ニアラズ、尋常ノ行幸ニモ粗例アリ、春日日吉ノ外、諸社ノ行幸ハ、勿論葱花也、其體葱花ノ形ヲ金ニテ打ヲ、御輿ノ上ニ居ルナリ、

〔代始和抄〕御即位事

由の奉幣といふは、御即位あるべき由を、伊勢大神宮に申されんがため、神祇官に行幸ありて、奉幣使をたてらるゝ事也、〈○中略〉行幸の儀式は常のごとし、但御輿は葱花を用らる、葱花とは、きの花の形を金にて打て、御輿のうへにするらる、これは御神事の時の行幸に召るゝ御輿なり、

〔西宮記〈臨時五〉〕行幸

神事時供奉人不著靴、不稱警蹕、無鈴奏、御華輦、御即位朝拜御鳳輦、大嘗會時同之、

〔北山抄〈八大將要抄〉〕駒牽

早旦乘輿、〈○花輦〉出宜秋門、

〔小右記〕長和五年六月二日甲戌、今日遷幸一條院、〈○中略〉鳳輿入自南門、候東橋頭、〈行事中納言俊賢、仰可候葱花輦之由、即葱花輿候、然而攝政〈藤原道長〉有命、用鳳輿云々、〉

〔長秋記〕大治四年四月廿五日癸酉、賀茂祭也、〈○中略〉齋王已出給了、〈○中略〉御輿〈葱花、駕丁黄色、蓋障子鈍色、帷紫目結、〉

〔伏見院御記〕弘安十一年〈○正應元年〉二月八日癸亥、今夕行啓常磐井殿、〈○後深草〉也、〈○中略〉公卿等次第進列立〈階北東上南面〉即進御輿、〈葱華、兼儲御車寄、〉廿七日壬午、今日伊勢幣神祇官行幸也、〈○中略〉先之奏宣命草并清書、上卿權大納言藤原朝臣〈實〉行幸儀如常、〈無關司鎰奏、不仰御綱、葱、無警蹕、〉

〔故實拾要〈六〉〕瑤輿

是親王家ノ乘輿也、當時モ晴ノ時、此輿ヲ被用事也、

〔源平盛衰記〈三十三〉〕平家大宰府落并平氏宇佐宮歌附清經入海事

〔太平記十七〕自山門還幸事

鳳輦〇後醍醐ヲ大床ニ差寄テ、新典侍内侍所ノ櫃ヲ取出シ奉レバ、頭辨範國劒璽ノ役ニ随テ、御簾ノ前ニ跪タ、貞満〇堀口左右ニ少シ揖シテ、御前ニ参、鳳輦ノ轅ニ取付、泪ヲ流シテ被ㇾ申ケルハ、〇下略

〔皇年代略記後小松〕明徳三年閏七月三日、南方主〇後亀山令ㇾ和睦、遷ニ御于大覚寺、令ㇾ駕ニ鳳輦三種神器同渡御、

〔聚楽第行幸記〕抑そのかみの行幸、いくたびといふことをしらず、此度〇天正十六年四月は北山殿〇足利義満應永十五年、室町殿〇足利義教永享九年の行幸の例とぞきこえける、鳳輦牛車、その外の諸役以下、事も久しくすたれたる事なれば、おぼつかなしといへども、民部卿法印玄以奉行として、諸家のふるき記録故實など尋さぐり、相勤らる、

〔義演准后日記〕慶長十五年七月廿九日、琉玖國王、伏見ヨリ御通、鳳輦ニ被ㇾ乗、

〔東武實録十六〕寛永三年九月六日行幸〇中略

鳳輦〇註略

四府駕輿丁兄部四人、右近府沙汰人、一人下座、四十五人猪熊座、三十六人以上白張ヲ著シ、鳳輦ヲ舁タ、

〔實麗卿記〕文久三年三月十一日丁巳、今日賀茂下上社行幸〇孝明也、〇中略未剋許、上御社行幸有ㇾ儀、蓋腰輿ニ乗御、於ニ楼門外ニ召ニ鳳輦ニ時、劒璽進退、准ニ始御輿出御ニ、

葱花輦

〔撮壌集中輿〕葱花(ソウクワ)

〔倭訓栞中編五〕きぼうし〇中略葱の花をいふは、葱帽子の義也、神事の行幸には、葱花の御輿を用うる、漢語抄に、葱蓋、橋兩端所ㇾ竪之柱、其頭似ニ葱花ニ故云、と見ゆ、

〔三條家装束抄坤〕車

葱花

〔大鏡八〕野〇大原野の行幸〇醍醐せさせ給ひしに、〇中略たらせうといひし御鷹の、鳥をとりながら御輿の鳳のうへにとびまゐりて居て候ひし、

〔古事談一王道后宮〕陽成院御邪氣大事御坐之時、依不坐儲君、昭宣公〇藤原基經親王達ノ本ヘ行廻リツツ見奉體給ニ、〇中略小松帝〇光孝御許ニマキラセ給タリケレバ、ヤブレタル御簾ノ内ニ、縁破タル疊ニ御座シテ、本鳥二俣ニ取テ無傾動氣御座シケレバ、此親王コソ帝位ニハ卽給ハメトテ、御輿ヲ寄セタリケレバ、鳳輦〇鳳輦、神皇正統記作寶輿ニコソノラメトテ、葱花ニハ不乘給ケリ、

〔扶桑略記三十白河〕承保二年正月十三日丙午、中宮自定綱朝臣洞院宅、遷御東三條第、用鳳輦、

〔中右記〕嘉承二年十二月一日壬午、今上〇堀河御卽位也、〇中略寄御輿於南階上、鳳輦、左右權重之、依皇后同輿也、但甫力少許上之、爲御覽物也、

永久二年八月三日、今夕依欲有行幸、令裝束御輿之處、已鳳輦也、穪招大夫史盛仲云、如此時、多用葱花、而鳳輦也、如何、大夫史答曰、尤可然、仍尋葱花御輿之處、今月下旬、依可有賀茂八幡行幸、爲修理、於行事所成彩色、仍令裝束鳳輦也、但只取遣葱花許、暫取置鳳形、假居葱花之間、行幸今日延引、來八日可有之由被仰下也、

〔殿暦〕永久五年十月四日戊午、及秉燭參内、卽有行幸、其儀如常、御輿を留白河泉殿、〇中略去九月朔日、大風の爲に於〇於爲誤字主殿寮顚倒之間、鳳輦破損、雖鳳形無損、件輦裝束闕之、大略如新造、今夜件御輦供之、

〔玉海〕安元三年〇治承元年四月十七日丙戌、一昨日、還御閑院之間、葱花鳳輦有議定云々、遂被用鳳輦畢、近代多神事之時、被用葱花之故也、

〔百練抄十三後堀河〕寛喜元年八月廿五日、御方違行幸也、還御之間、於錦小路大宮邊、御輿鳳落地、後日有沙汰、裝束司進怠狀云々、

是天子ノ被召輿也、其形チ飾リ等、如神輿也、但擧行ヲ謂輿、輓行ヲ謂輦ト云々、凡天子ハ鳳輦也、御（〇御下恐脱車字）ヲ用ル事ナシ、后宮并宮方ナドハ、御車ヲ用ル也、

〔光臺一覽　二〕御位の内は、稱へ言も外に變りて、品々有て、大略の分、左に書つけぬ、（〇中略）

鳳輦（但則神輿同前、六方正面、）

〔西宮記　臨時　十〕節會日事

行幸時事、（〇中略）朝賀及拜賀、（朔元正間、幸上皇母后宮、）五月五日、九月九日、御鸞輿、自餘御葱花輿、御輿初安日華門外、（輦、立胡床、其上居御輿也、）

〔北山抄　五〕大嘗會事

卯日、（〇中略）戌剋、鸞輿出自建禮門、入自昭訓門、於東廊壇上改御腰輿、

〔小野宮年中行事　正月〕三日行幸事

醍醐御日記曰、延喜三年正月三日、此日幸謁仁和寺、例三日供鳳輦、而用葱花輦、失例也、

長保元年三月十六日、幸一條院、供葱華輦、上達部曰、可供鳳輦、而後日問主殿寮、元三日内供鳳輦、其外供葱華輿、五月五日節會日、供鳳輿、六日供葱花輿、節會及元三行幸、供鳳輿、自餘不供、尙供葱花、案醍醐御日記、如所司申、將後追記、

〔續日本後紀　二十　仁明〕嘉祥三年正月癸未、天皇朝覲太皇太后於冷然院、親王以下、飲宴酣樂、賜祿有差、須臾天皇降殿、於南階下端笏而跪、召左大臣源常朝臣、右大臣藤原良房朝臣、勅曰、被太后命偁、吾處深宮之中、未嘗見我帝御輦之儀、今日事訖、階下登輿、使得相見者、朕再三固辭、遂未得命、於卿等意如何、大臣等奏云、禮敬而已、如命而可、天皇卽登殿、至御簾前北面跪、于時寄鳳輦於殿階、天皇下殿御輦而出、左右見者攬淚、僉曰、天子之尊、北面跪地、孝敬之道、自天子達庶人、誠哉、

〔三代實錄　十二　淸和〕貞觀八年閏三月丙午朔、鸞輿幸太政大臣（〇藤原良房）東京染殿第、觀櫻花、

種類

鳳輦

相渡間、其節新調ノ網代持參可致、夫迄之所は、金子三兩相渡置計に而、代物は其方に可差置旨、爲致應對候處、先其通りに相談成行候由、乍去若外に望人出來、直段能賣レ候はゞ、其方へ差遣度、其節は是に不劣網代一挺、更に仕立可差上とも申居由、將又一向只今金子六兩貳歩と所持之網代とを遣候はゞ、打切ニシテ、右新調網代差上ゲ度とも申居由、先此方ノ所存は前文之趣故、其通爲引合、近日金子三兩相渡可遣約束也、清介諸合に而、隨分慥成もの、彼町之町主に而、ちかも組ノ内之もの丶由、仍三兩は、印形付之受取書に而相渡遣、證文には不及筈に、清介懸合置候由也、

〔雍州府志 七土產〕輿　京師新町作竹輿、倭俗專謂乘物、并板輿手輿等、亦造之、

〔貞丈雜記 七輿〕一輿に四品あり、一に板ごし、二に網代ごし、三にはりごし、四にぬりごし是也、板ごしは一段規式を正す時用之、其次はれなる時は網代ごし也、其次には張ごし也、ぬりごしは略儀也、常に用之也、板ごしの時は、御供白直垂、淨衣の事也又は單直垂に大帷を重て著す、網代ごし、はりごしなどの時は、御供うら打を著す、ぬりごしの時は、御供常のすあふ也云々、

〔海人藻芥〕輿之事

鳳輦 帝王乘物

〔撮壤集 中輿〕慫輿 ランヨ

〔三條家裝束抄 坤〕車

天子御輿

鳳輦

朝覲還幸等ノ晴ノ時乘御、凡行幸ノ時ハ、大略鳳輦ナリ、其體金鳳、御輿ノ上ニ立ナリ、諸社ノ行幸ニモ葱花ヲ用ヒラルレドモ、春日日吉ノ行幸ニハ鳳輦ナリ、

〔故實拾要 六〕鳳輦

〔大江俊矩記〕文化六年十月十一日戊戌、網代輿壹挺、新調也、未鐵物等不悉具、棒も塗損有之故、可塗直由也、昨日淸介肝煎に而、新町下立賣上ル町甲斐屋ゟ取寄、令一覽、今朝又取返しに來、返遣了、此輿安井門跡ゟ誂に而、今度新タニ打立候處、網代組立間違出來、模樣注文に違候故不相納、又更に仕直し申候由、夫故かぶり物に相成、甚輿屋難儀致し居候もの、由、勿論安井へは、眞鍮金物毛彫等も有之、紋も金きせに而、金物に餘程入用多は候得共、總仕上ゲ代金貳拾五兩にて請取候代物之由、され共右之通替り仕直し、卽當時細工最中に而、入用も多事故、輿屋之損に致し、直段容易に成共、何分早く賣拂申度由、仍代金九兩に致し可差越旨、尤桐油乘ござ共之直段也、令一覽處、此方所持之網代とは餘程大形に而、成程細工も能、隨分念入有之樣子、全體甚堅固に相見、位宜敷網代也、尤金物は未ダ打立無之、此方へ買上ゲ候はゞ、鐵ノ色付金物悉打立、紋金物は別也、但好可打由、是は直段外也、棒も塗損ジ有之故塗置し、何歟宜敷致し可差越旨也、黃網代に而、棒取置也、棒ノ長サ本尺に而、大方貳間半程有之也、何分新調故、甚見事に相見、三十年は受合之由申居云々、寬政元年、先考御調被成置、當時所持之網代、其節代金六兩計之樣に相覺、尤古物也、予之乘用には、甚少サク迷惑故、兼而淸介へ申置、利口成拂物出候はば、買替度旨賴置故、卽今朝右輿屋へ所持之網代輿見せ候處、當時餘程損ジ有之故、直しに壹兩か、壹兩壹步計は可掛、左樣致セバ、素人方へ取遣候へば、金三兩計之直打は隨分有之由、只今此儘に而私方へ申受候へば、金三步計之直段に而有之由申故、餘り下直成事故、左樣之事に而は下、追遣候事難成、相談不相成旨、一旦斷申切、差返し候得共、淸介段々相勸メ、輿屋も何卒相談致し與樣之願有之趣に而、度々淸介往來致し候に付、左候はゞ金子五兩は可差出、其餘之處は、所持之網代輿壹挺に而可相償、其代り當時金五兩之內、三兩相渡置申さば、右網代輿ノ足留メニ括り置候樣成ものに而、三兩相渡可遣置、尤網代も輿屋に預り置、より〳〵に鐵物も打立、棒之塗直しも可致、扨此方所持之網代、賣口ヲ隨分聞立、此方に而も聞立可申間、何分下負之網代賣レ次第、殘金貳兩可

御見堅一尺二寸八分
横一尺二寸九分强

〔輿車圖考附圖乙〕妙心寺所傳輿圖　傳云後奈良帝所賜大休國師

蕊花　代三百文　金薄以漆置之

雨皮　代三貫文　生平絹兩面水色、長八尺、弘六幅、

繧繝疊　代八百文　錦四方二重緣

東京錦御茵　代二貫五百文

加良美䋧組　代一貫文

油單並張筵　代八百文

木丸總桑四方ニアリ　代八百文

金物所々　代三貫文　檻幷地盤折金物等

柱四本　代五貫文　木口金物アリ失ハス、黑漆、兩儀ニ被用之、

吳床　代一貫文　檻木柱八本、餝折金物アリ、差綱等、

物塗　代三貫八百文　折中分

表裏筵　代三百文

已上十八貫八百文

覆張、可被用古物之間、不注申、

右爲折中注進如件

永正十二年六月　日　行事官左史生宗岡行賢上

〔娶入記〕一御こしのかなもの、またい

十二所　九所　七所　五所なり

またげがなものは、十二所のかな物のあひだへ、いろ〳〵の花鳥などをかざり申なり、これは

たゞの人は、まれまやくあるべし、

炭五十斛五斗、漆九升、掃墨二升、燒土一斗、帛三尺、油三合、淺紫纈帛三丈六尺、東絁三丈六尺、錦一丈三尺、紫絲二兩、生絲六兩、石見綿三斤、調布一丈三尺五寸、商布一段、苧小一斤、薄紙十五張、膠小四兩、伊豫砥一顆、糯米一升三合、小麥五合、長功三百廿九人、木工卌七人、鍋一百卌七人、鐵七人、漆六十人、畫七人、張五人、笠十人、夫卌八人、中功三百八十四人、工三百卌八人半、夫卌五人半、短功四百卌八人、工三百九十五人、夫五十三人、

腰輿一具、長一丈二尺、廣二尺九寸、斗内長三尺、脚高五寸、障子二枚、一枚長五尺、廣二尺、一枚長五尺、廣二尺二寸、桁料簀子二枚、壁代梁料歩板一枚、高欄鳥居等料檜榑半材、障子骨料榲榑一材、熟銅大十二斤、滅金小七兩、水銀小三兩二分、鐵一廷、漆四升、掃墨一升、帛一尺二寸、石見綿一斤八兩、調布七尺二寸、油二合、淺紫纈帛二丈六尺、東絁二丈六尺、錦八尺、淺紫絲二分、練絲二分、薄紙八張、阿膠小二分、伊豫砥青砥、糯米六合、小麥五合、炭一石、和炭十四斛二斗五升、長功一百五十一人半、木工廿五人、鍋五十九人、鐵二人、漆卅六人、畫三人、張三人、夫十三人半、中功百八十人、工一百六十三人小半、夫十六人大半、短功二百五人大半、工一百八十六人大半、夫十九人、

御輿中子菅蓋一具、菅井骨料材、從攝津國笠縫氏參來作、料生絲六兩、苧小十兩、已上二種骨結料、單功十人、食料白米二斗、人別二升、鹽二合、人別二勺、醬滓二升、人別二合、魚二升、人別二合、海藻一斤四兩、人別二兩、酒六升、人別六合、

御輿蓋一枚料、油絁一丈六尺二寸、調布一丈六尺二寸、單功三人、漆工

〔徵古圖録〕龜山帝御腰輿南禪寺所藏○圖略

柱長三尺一寸七分　前二尺七寸七分　横三尺九分　棒長一丈一尺六寸　曲錄高一尺二寸八分　疊巾一尺四寸八分　疊巾竪二尺四寸

〔輿車圖考〕二應永廿九年八幡御幸次第云、當日未明出御、御淨衣、御輿、中略、御歩行御登山、爲用意、御輿蓋、可令昇御前、

永正年間行事官行貫注進

注進腰輿御修理之事

御蓋　代一貫文　四方手綺金物鈎柄、朽損之間、可識伏歟、

〔續泰平年表〕天保八年九月十五日、松平左京大夫賴學、紀伊殿ゟ被仰立候趣も有之ニ付、格別之思召を以、御大禮ニ付、東帶衣冠之節は、轅相用候樣被爲命、(此例に依而、松平攝津守、松平大學頭、松平播磨守も同樣免許有之、)

〔延喜式十七内匠〕御輿一具、(長一丈四尺、廣三尺一寸、柱高四尺八寸、斗內長三寸、廣三尺二寸、脚高六寸、)障子四枚、(一枚長五尺、高二尺、一枚高四尺三寸、廣三尺五寸、二枚各高三尺二寸、廣九寸、)蓋一枚、(長六尺、廣五尺四寸、)長桁并梁脚等料五六寸桁二枚、壁代并平帖束柱等料步板二枚、枌料簀子二枚、柱桁并葱花等料槻十三枚、簀子敷并棉梠障子押等料檜榑二材、骨料榲榑二材、蓋椽料簀子木廿六枚、(笠縫氏供)蓋下棧料川竹十株、蓋料菅一圍、(山城國進)熟銅大廿三斤、水銀小十五兩、銀大一兩二分、滅金小一斤十四兩、釘料鐵三廷、膠小四兩、漆一斗、搗墨三升、油四合、伊豫砥一顆半、靑砥一枚、障子料紫綾四丈、下張料東絁三丈五尺六寸、緣料錦一丈三尺、縫料紫絲二兩、生絲六兩、絞漆料帛三尺、石見綿三斤、調布一尺五寸、下銅湯料調布六尺、巾料調布六尺、浸菅并拭料商布一段、黏緣料薄紙十六張、糯米一升三合、小麥五合、燒土一斗、炭二斛七斗、和炭五十二斛五斗、長功三百卌人、(木工五十五人、銅百卌七人、鐵七人、漆六十人、畫七人、張五人、縫笠廿人、夫卅九人、)中功三百九十四人大半、(工三百五十一人小半、夫卅三人半、)短功四百五十三人小半、(工四百一人大半、夫五十一人、)

御腰輿一具、(桁長一丈四尺、廣二尺九寸、脚高五寸、)桁脚料簀子二枚、平帖束柱料步板一枚、鳥居高欄料檜榑一材、熟銅大一斤十兩、滅金小一兩一分、水銀小二分三銖、鐵一廷、漆四升、搗墨一升五合、油二合、帛一尺二寸、石見綿一斤八兩、調布四尺二寸、伊豫砥半顆、靑砥一枚、燒土七升、炭六斗、和炭三斛二升、長功七十八人、(木工廿四人、銅九人、鐵二人、畫半人、漆卅六人、夫六人半、)中功九十一人、(工八十三人小半、夫七人大半、)短功一百四人、(工九十五人半、夫八人半、)

野宮裝束

輿一具、(長一丈四尺、廣三尺、高五尺四寸、斗內長三尺一寸、)障子四枚、(一枚長四尺八寸、廣一尺八寸、一枚高四尺一寸、廣三尺三寸五分、二枚各高三尺、廣六寸五分、)料五六寸桁二枚、壁代束柱鳥居等料步板二枚、平帖料檜榑二材、槻十三枚、(各長五尺、方二寸、但一枚廣一尺、)枌料簀子二枚、障子骨料榲榑二材、熟銅大卌六斤、滅金小一斤十二兩、銀大一兩、水銀小十四兩、鐵三廷、炭二斛一斗、和

も相成、不輕筋と奉存候間、以後相用申間敷段ハ、私共より申達置候樣にも仕候而ハ、如何可有御座哉と奉存候、御連枝方之儀者、表大名共違ひ、御取扱之儀、別段之儀ニハ候得共、是迄不用來候儀、當時より相用候事ニ相成候ハヽ、前書申上候通、四品被仰付候而も、轅不相用面々江相響、不可然儀と奉存候、文化度、成瀬隼人正より御内意相伺候節も、轅之儀、是迄之通不被相用方可然旨被仰達候儀、旁此度被申立候趣ハ、難相整段被仰達候方可然哉、奉存候、依之御下ケ被成候御書面返上仕、此段申上候、以上、

四月　　石谷周防守

羽太左京

別紙書付

松平加賀守　松平越前守　松平薩摩守當時豐後守

松平安藝守　松平出羽守　松平肥前守

有馬中務大輔當時玄蕃頭　松平阿波守　上杉彈正大弼

佐竹右京大夫　松平大和守　松平土佐守

宗　對馬守　伊達遠江守　松平上總介

松平大膳大夫當時因幡守　松平政千代　松平淡路守

松平越後守　松平官兵衛當時備前守　丹羽加賀守當時左京大夫

松平相模守

右之分、御大禮幷御法事等ニ而、束帶衣冠著用之節、轅相用候由、

但松平淡路守、丹波左京大夫、四品被仰付候得バ、轅相用候由、

右之通、文化十三子年、井上美濃守、逢坂三大夫より申上候趣、書留御座候、

一同月十六日、了簡申上、同廿八日御下ケ書取相添、御三家方庶流之面々、衣冠束帯之節、轅相用候儀、○中略御内談候ニ付、下條伊豆守差出候書面御下ケ被成、取調候處、右者文化十三年、御連枝方、御大禮之節、同席並之通、轅被相用候而も、御趣意ニハ背申間敷哉之旨、成瀨隼人正御内意相伺候書面御下ケ被成、其節先役掛井上美濃守、彥坂三大夫取調申上候ハ、轅相用候儀、御定被仰出候儀ハ無御座候得共、前條之仕來ニ而、轅相用候面々、別紙之通ニ御座候、尤四品被仰付候而も轅不相用、常々駕籠相用候向も有之、其外溜詰庶流之面々ハ、相用不申、表大名ニ限リ候共難申、古來ヨリ相用ひ來候分ハ格別、質素第一之御時節ニ見合候得バ、御連枝方ハ是迄相用不申候趣意にも相叶可申、前々轅相用不申家ニ而當時より相用申度旨ハ、全行粧を取繕候儀ニ而不宜候間、無用ニ可仕旨被仰達候方ニ致度申上候所、御連枝方、轅之儀、是迄之通不被相用可然旨被仰達候、此度被申立候趣ハ、庶流之面々、元祖之向、下乘不自由ニ付、是迄不相用來候得共同席内、并伊達遠江守、丹羽左京大夫等相用、此度津輕越中守も相用候趣ニ付、向後御連枝方ニ而も、爲相用被申度旨ニ候得共、伊達遠江守ハ前々より用來、丹羽左京大夫ハ、四品被仰付候へバ、是又相用候仕來ニ御座候、津輕越中守儀者、强而相用候趣ニ付、同人家來呼出相尋候所、隱居右京大夫昇進後、近衞家より轅讓受候得共、先代ハ相用候儀無之、當越中守、此度初而相用候由ニ御座候、勿論同席内多分轅相用候儀ニ付、席並ニ而、相用候儀不苦儀と相心得、始而之儀ニハ候得共、御屆等ハ不致相用候由申聞候、前書申上候通、四品被仰付候而も、不相用向も有之、同席之内、不殘相用候儀にも無之、席並と心得、御屆も不致、相用候段ハ不束之儀ニ御座候間、家來より別紙之通書付爲差出申候、畢竟同席之内、承合等も不致候ニ付、右樣不都合之事も出來仕候間、越中守にも、御沙汰御座候樣にも可申上哉にも奉存候得共、全く心得違ニ而相用、不束之段恐入候旨申立候上者、以後相用不申ハ勿論之儀ニ御座候、右之趣御沙汰御座候ハヾ、越中守不念に

〔宗五大草紙下〕騎馬の事

一人によりてこし御免候、三職其外御相伴衆、吉良殿、石橋殿など、同前御免のさたなくめし候、御相伴衆の內にも、赤松殿、京極殿、大內殿御免候て被ㇾ乘候、土岐殿、六角殿同前、又細川右馬頭殿、勢州代々御免候、評定衆同前、奉行も式ゑやうの出仕の時、こしにのられ候、又人のふんざいによりめしつれ候者數さだまるよし申候、

〔蜷川親元記〕文明十七年八月五日癸未、御輿御免、貞親朝臣四十二歲にて御免依ㇾ其例ㇾ者歟、

〔蜷川親俊記〕天文十一年十二月二日壬寅、細川播州御輿御免候事、內々望御申之、此儀付て、大輿州御談合御書、親俊調ㇾ之、

〔武家擘要〕諸家格供立之事

東帶之節輿

御三家、○尾州、紀州、水戶、越前、加州、薩州、仙臺、筑前、藝州、長州、佐賀、備前、因州、阿州、土州、雲州、久保田、久留米、米澤、津山、盛岡、川越、對州、二本松、津、

但輿ノ者絹德、長絹、八德、白張、掛素袍有ㇾ家格、

〔德川禁令考〕三十八鹵簿 年號闕四月

御三家方庶流、衣冠束帶之節、輿爲ㇾ相用ㇾ度儀ニ付、取調申上候書付、

一四月二日出羽守殿下ヶ

三家方庶流、衣冠束帶之節、輿不ㇾ用候儀、元祖之向、下乘不自由之儀ニ而、是迄用ニ不ㇾ成候得共、同席內、多分輿相用、伊達遠江守丹羽左京大夫抔も、此度津輕越中守儀も、相用候趣ニ付、向後松平左京大夫、松平中務大輔、松平播磨守、松平大學頭にも、衣冠束帶之節ハ、輿相用させ被ㇾ申度被ㇾ存候、右爲ㇾ相用ㇾ候而も不ㇾ苦儀にも可ㇾ有ㇾ之哉、此段被ㇾ及ㇾ御內談ㇾ候樣被ㇾ申聞ㇾ候、

馬、無前駈幷兵仗、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年二月十八日壬戌、皇太后〇文德后藤原明子遷御太政大臣〇藤原良房東京染殿第、〇中略太后可御鳳輦、而今日用牛車、

〔日本紀略一條〕寛弘二年三月八日丙辰、中宮行啓大原野社、〇中略抑檢先例、五條后爲賽宿禱參詣之間用車、今度用輿、是則備禮也、

〔中右記〕嘉承二年閏十月九日、晩頭從殿下〇藤原忠實有召、則參入、民部卿(俊)新源中納言(基)左大辨(重)藤相公(顯)同以參會、聊有議定事、

御卽位日、三ヶ日之中可被用何日哉、〇中略人々被申旨、諒闇〇堀河之中不可有憚、主母后者准一條院母后、猶早可有立后也、就中御卽位日必可令同輿給也、□前齋院同輿之條、前宇尤可有憚、下官〇藤原宗忠申旨同之、殊加詞申云、我朝帝王皇后齋王之外無乘輿人、仍尤可有立后也、前齋院尤可有憚、〇中略件事又以頭爲房朝臣被問左府〇源俊房內府〇源雅實江帥匡房〇大江之處、左府被申云、□前齋院同輿、何事有哉、御卽位十二月一日者、內府被申云、前齋院尤可有憚、早可有立后、卽位日可在勅定、江帥匡房申云、前齋院同輿何事之有哉、御卽位十二月一日者、

〔常照愚草〕一ぬりごし御免の事、三職は不及御免、其外國持幷大名など乘つけられ候家々、代替の時、御免を申されしなり、其時はすだれを上て乘用也、大名國持にても無之衆は、御免申上候ても、すだれをおろしても乘用也、奉公方はいかに分限ありとも、乘用候事は無之、所勢などの時、いたごしにすだれをおろし乘る事は法外非制限なり、入道にては不及御免候由候へども、いかゞ候哉、赤うるしにも、こき赤うるし、くりいろなど、次第有之事也、自然忍て乘用の時は、ちりとりにのり候てなど、ひげの伺申事も在之、

吉良、石橋、土岐、六角、細川右馬頭、伊勢守、評定衆、奉行は、輿にのることをゆるさる（宗五大草子）いつの時よりといふこと、さだかならずといへども、應永卅年正月十一日、評定始の時、評定衆張輿を用ひたれば、（花營三代記）その比にゆるされしにや、天文十五年十二月十八日、光源院將軍（○足利義輝）坂本へ赴かせ給ふ時は、板輿を用ひたまふ（光源院殿御元服記）といへば、四方輿も板輿も、さして差別はなかりしなるべし、

〔律疏職制〕凡乘輿服御物、持護修整、不如法者笞五十、（○註略）其車馬之屬不調習、駕馭之具不完牢、徒一年（謂御馬有驚、車輿及鞍轡之屬有損壞者、）

〔輿車圖考一〕往古車輿所見事

天子は至尊におはしませば、車には乘御せず、また輿はことに重くせらるゝものにて、天子の外には、皇后と齋王とに限れり、（○中略）皇后はもとより然るべき道理なり、（○中略）齋王は、ことの外なるやうなれど、御敬神のあまり、服御に准せらるゝなるべし、（○中略）法會の時、僧の小輿にのれるは別儀なり、（○中略）太上天皇すら、御輿を辭し給ひしことも見ゆるをや、（○中略）輿はかくの如く重き儀にして、中ごろまでも、臣下などの更にのれる事はなかりしを、末代の事とて、その制造こそあらぬ物なれ、猶其輿々々とて種々の物はいできたるなり、

〔政事要略二十四年中行事〕官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日天皇（○元正）御内安殿、（○中略）以皇太子（○聖武）女、井上王為齋王、仍移於北池邊新造宮、其儀右大臣從二位長屋王率參議以上及侍從幷孫王等而前從之、（○中略）乳母二人領小女子十餘許人、繞輿從行、中臣正六位上菅生朝臣忍梓、忌部從七位上忌部宿禰君子、輿前從行、舁輿人、用左右大舍人六人、並著靑褶布衣、

〔類聚國史三十一帝王〕弘仁十四年九月癸亥、太上天皇（○嵯峨）幸嵯峨莊、先是中納言藤原朝臣三守、奏可行幸狀、皇帝（○淳和）即勅有司、令設御輿及仗衞、太上天皇辭而不受、皇帝再三苦請、太上皇帝固辭、遂騎御

事あり、後々の日記などには、かへつて輿といへる事希なり、(〇中略)この書どもに(〇續日本後紀、扶桑略記、村上天皇御記、西宮記、北山抄、小右記、)に、鳳輿とも鳳輦とも相まじへていへり、鳳輿は車輪なくして實は輿なるが故、かくかけるにて、當時のことばには、熟字のまゝに、鳳輦といひなれたることばのまゝなり、この詞、後世までもつたはりて、いまもたゞ鳳輦、葱花輦とのみいふなり、三代實錄に輦といへる事もあり、それはた輦は名稱にて、その物輿なる故、かくもいひけん、この文下に引けり、又日本紀略(〇天長七年十二月)に、荷前使發遣于行幸の處に鳳輦とあり、この文字、慥なるものにはこゝにはじめていづ、(〇中略)荷前の發遣は宮中行幸にて、腰輿を供奉する例なれば、心得ず、文飾に過ぎたるなるべし、

〔古今要覽稿器財〕輿

輿を武家にて用ひしは、文治二年十一月十二日、鎌倉右幕下(〇源頼朝)の若君(頼家、時に五歳なり、)鶴岡八幡宮へ參られし時、乘られしをはじめといふべし、(東鑑)たゞしそのころ、いまだ輿に付てのさだめなかりしにや、三浦大介義明、衣笠の戰やぶれて落行時、輿にのり、(源平盛衰記)北條時政の、六代御前を擒て關東へ下る時も、輿にのせたると、伊豫守義經の車に乘たるを、右幕下の花飾なりといかられしを、(〇同上)合せ考ふるに、武士の車にのることはならざりしと聞ゆれども、輿はさもなかりしなるべし、その後、延文三年十二月廿二日、足利宰相中將義詮卿、征夷大將軍に任せられて參內ありし時、義詮卿は車を用られ、舍弟の左馬頭基氏、及び管領左兵衞督義綱は輿にのれり、その他はこと〴〵く騎馬なり、(寶筐院殿將軍宣下記)永和元年三月廿七日、鹿苑院將軍、(〇足利義滿)石淸水社參の時、御所より東寺まで車、東寺より四方輿を用ひられし(鹿苑院殿御元服記)を以て考ふれば、車と輿との輕重、またしられたり、今川貞世は、等持院將軍(〇足利尊氏)より寶筐院(〇足利義詮)鹿苑院の兩代まで現存せし人なり、その書における書に、輿に付ての禮式、くはしくしるしたれども、乘人のさだめはみえず、たゞし今川は、足利家の一族にて、重き人なれば、末々の人の上には及ばざりしにや、そののち三職、及び御相伴衆、

上古車輿の事、いつより有りそめたりといふ事詳ならず、輿は神武紀に皇輿巡幸とあるは、誠に御輿に乗じ給ひしか、又潤飾の文なるもしりがたし、鸞輿乗輿など、いふこと、所々に見えたるは、みな文章なり、〇中略垂仁紀に、竹野媛、輿より墮ちて死したるよし見えたるはたしかなり、〇中略應神天皇の御輿、承久元年に燒亡せしよし、東鑑に見ゆ、〇中略かた〴〵車輿ありし事は明らかなれど、其の制はしり難し、中古よりは、天子は御輿と腰輿とに乘り給ふことにて、牛車は勿論、輦車といへども、是を供奉したる事はなし、是は孝德、天智、文武などの御時よりの事かとおもへど、其のはじめまた詳ならず、しかれども古書どもに、おほく御輿といひて車とはいはず、輦といへるも、まれ〳〵には、あれど、子細ある事なり、〇中略さて延喜式〇内匠式に、その製造は見えたり、〇中略このくだりにも、御輿御腰輿には御の字ありて、腰車牛車にはなし、これ供御と人給とをわかちたるもの也、これにても供御は輿にかぎる事をしるべし、然るに職員令主殿條に、輿輦とある、〇中略これによれば、供御の輦あるが如くなれど、しからず、孝德天皇よりこなたは、おほく隋唐の制度に傚はるゝ事なるが中にも、令は唐令によりて造られたるが、文章も名目も、必しもその制度には准せずとも、たゞ其の儘にうつされたる事まゝあり、こゝの輿輦も、唐令の文のまゝにて、實に供御の輦ありしにはあらず、その證には、この文大唐六典に見えたる、六典も唐令によれるなるべきに、その文全く同じきをもてしるべし、〇中略猶令文の輿輦を解せば、輿とは、腰輿の事にて論なし、輦とは、熟字は唐令の文のまゝにて、實は御輿の事なり、皇朝の制、車輪を除きて、輿として用ひらるゝ事にて、鳳輿は唐の鳳輦なり、葱花輿は唐の大小玉輦なり、五色輿、常平輿といふもあれど、鳳形葱花を據として、猶御輿は、輦を摸られたると定むべし、そも〳〵唐の制度、乘御に四色あり、路車、傍車、輦、輿なり、〇中略この中に路車、傍車は、皇朝には凡用ひられず、輦は御輿にて、輿は腰輿なり、しかればそのもとの名目のまゝに、輦といひしも常なりしと見えて、輦とも鳳輦ともいへる

此は長柄之塗輿免許也、當代の塗輿は、彼例なりしとぞ、塗輿は、四方輿の代り也、當時は車の代りとす、武士并僧の輿には廂なし、ござ包みを荷輿とす、地下も用う、

〔古今要覽稿 器財〕輿○中略

輿を長柄とのみ稱することは、京都將軍家の御時、いまだ所見なきにや、その長柄といふは、轅のことなるを、駕柄輿 漢人藏芥 といふものに對して、轅輿といひたりしが、遂に長柄とのみいふこと、なりしにはあらざるか、

〔續視聽草 初集十〕乘物名目

乘物名目之事

乘物ト云名目、古ニ所見ナシ、凡乘物ト云ハ、車、馬、輿、舟ノ類ノ總名ナリ、然シテ車ニ糸毛、檳榔、網代等ノ品アリ、馬ニハ唐鞍、移鞍等ノ飾アリ、舟亦龍頭、鷁首ノ名アリテ、艨艟舶ノ如キ類ナリ、各鈔桃花蘂葉又和名鈔、其名義ヲ擧ラル、而シテ輿ト云ハ、車ノ轅ヲ放チタル物ニテ、人手ヲ用テ是ヲ舁ク故ニ腰輿ト稱ス、人腰ノ程ニ舁行故也、因テ和訓モ亦腰ノ義ニテ古之ト云ヘリ、其輿ニ四方輿、塗輿、網代ゴシ等ノ次第アリテ尊卑ヲ分ツ、則今云轅輿也、其物ハ箱是間ニ云フ、クルマヤナリ、ヲ轅ニ居ヘタル物也、今略稱シテ轅ト計モ云ヘリ、東鑑ニ、鶴岡又二所伊豆箱根ナ所ト云ナリニ御參詣ノ時、式ニハ車ニテ、路式ノ度ハ輿ヲ用ラル、ト云ハ、即轅輿ノ事也、又至極ノ内々ニハ、女房ノ輿ヲ用ラル、ト云事アリ、

沿革　初見

〔日本書紀 神武三〕三十有一年四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上嗛間丘、而廻望國狀、

〔日本書紀 垂仁六〕十五年八月壬午朔、立日葉酢媛命為皇后、以皇后之三女弟為妃、唯竹野媛者、因形姿醜返於本土、則羞其見返、到葛野自墮輿而死之、

〔輿車圖考 一〕往古車輿所見事

義云、輿、車牀也、又按、職員令義解、擧行曰輿、挽行曰輦、故天皇所御之輿、謂之鳳輿、又謂之鸞輿、而西宮記、北山抄、有鳳輦、又有葱花輦、楚輿曰輦、轉謂車之無輪者爲輿、急就篇注、著輪曰車、無輪曰輿、釋名廣雅、輿擧也、亦謂此肩輿腰輿是也、故訓爲古之、按、隋書禮儀志、今輦制、象軺車而不施輪、用人荷之、然則鳳輦、葱花輦之名、亦非無據也、

〔段注說文解字 十四上車〕輿、車輿也、車輿、謂車之輿也、攷工記、輿人爲車、注曰、車、輿也、按不言爲輿、而言爲車者、輿爲人所居、可獨得車名也、軾、較、軨、軹、轛、皆輿事也、从車舁聲、以諸切、五部、

〔令義解 一職員〕主殿寮

頭一人、掌供御輿輦、謂擧行曰輿、輓行曰輦也、○中略等事、

〔令集解 五職員〕古記云、輿無輪也、輦有輪也、漢語抄云、輿母知許之、

〔日本靈異記 上〕捉雷緣第一

豐浦寺與飯岡間、鳴雷落在、栖輕見之、卽呼神司人、入輦籠而持向於大宮、○中略輦去之

〔類聚名義抄 四丸〕輿 コシ、或タコシ、　〔同 九車〕輿輦 コシ、ミコシ、コシクルマ、

〔和漢三才圖會 三十三車駕〕輦 コシ　音豫　和名古之　俗多用輿字、輿、雲俱切、音予、車底也、

四聲字苑云、輦車、無輪者也、字彙云、兩手對擧之車曰輦、輿輿字混用者非也、

〔倭訓栞 前編九古〕こし　輿を訓するは、運び越の義、日本紀の歌に、たごしにこさばと見えしも、手して石を運び送る意也、朝野群載、齋王の處に、輦輿一基、腰輿一基と見ゆ、又四方輿、手輿、張輿、腰輿あり、靈異記に輦もよめり、瑤輿は、親王家晴の時めす、白輿は、親王、攝家、清華、大臣以上に用う、網代輿は常に用ゐらる、又長柄輿あり、又板輿あり、通鑑に見ゆ、釣ごしあり、又半切とも稱す、もと宮家のめしつかはる、婦女の乘物也、今公卿夫人とても是にめす也、足利の時、三家は、吉良、石橋、澀河也、

器用部二十九

輿

名稱

輿ハ、コシト云フ、其形ハ輪ヲ除ケル車ノ如シ、前後ニ轅アリ、或ハ手ヲ用ヰ、或ハ肩ヲ用ヰテ之ヲ舁クモノナリ、史ニ見エタルハ、日本書紀神武天皇紀ニ、皇輿ノ字アルヲ以テ始ト爲ス、之ニ次ギテ、垂仁天皇紀ニ、竹野媛ガ輿ヨリ墮チシ事アリ、而シテ大寶以後ハ、天皇及ビ三宮、齋王ノ御料ニ限レリシガ、後漸ク人臣モ用ヰルコト、ナレリ、足利幕府ノ時、其臣下ニ乘輿ヲ聽スノ制アリ、次デ豐臣德川二氏執政ノ時ニ至リテモ、乘用スルニ其制アリ、

輿ニ鳳輦、葱花輦、腰輿、網代輿、塗輿、白輿等ノ數種アリ、鳳輦ハ又鸞輿トモ云フ、屋頂ニ金鳳ヲ飾レルヲ謂フ、葱花輦ハ略シテ花輦トモ稱ス、屋頂ノ飾ニ尖圓ヲ用ヰル、其形葱花ニ似タリ、因テ名ヅク、而シテ鳳輦葱花輦ハ、天皇ノ乘御ノ料ニシテ、皇族ト雖モ用ヰルコトヲ得ズ、腰輿、手輿ハ並ニタゴシト訓ズ、手ヲ以テ舁クガ故ナリ、而シテ其轅ノ舁ク者ノ腰ニ當ルガ故ニ腰輿ノ名アリ、網代輿ノ網代ハ、籧篨卽チ竹席ノ事ニテ、アムシロト云フベキヲ、省呼シテアジロト云ヒ、之ヲ輿ノ四面ノ腰ニ施シタルナリ、塗輿ハ綵漆ヲ施シ、白輿ハ木地ノ板ヲ以テ造レルヨリ云フ、

〔倭名類聚抄十一車〕轝 四聲字苑云、轝、(音餘、字或作輿、和名古之、)車無輪也、

〔箋注倭名類聚抄三車〕按、説文、輿、車輿也、謂車之輿、人所居也、所謂輪輿卽是也、可訓車乃度古、曲禮正

〔嬉遊笑覽二下器用〕まき車と云は、今のシャチ也、中略思ふに車軸の略なるべし、そのかみ修羅と云しも、此の工にや、節用集に、修羅は引二大石材木一也と注せり、又地車などもしか云しにや、石屋宗山が明暦火災記戌年に御天主臺をほぐし、金銀の塊をシュラにのせ、五六百人にて引出すと見えたり、

〔本朝軍器考六火器〕大友ガ家ノ事シルセル記ニ、天正四年ノ夏、宗麟入道ガ領セル肥後國ニ、南蕃ヨリ大ノ石火矢來レルヲ、入道ヤガテ彼ノ國ヨリ修羅ヲモテ、豐後ノ國臼杵ノ庄丹生ノ島迄引キヨセテ、悦ブコトカギリナク、其名ヲバ國崩トナン名ケル、

〔明良洪範二〕黑田長政ハ、關ケ原ノ賞トシテ、大國ヲ賜ハリシカバ、其神恩ニ報ゼントテ、日光山ヘ石ノ大華表ヲ建立スベシトテ、筑前ヨリ大石數多運送スル、此事今マデ例ナキ事故、石工等モウケガハズ、マシテ町人ノ請合ト云事モナキ時節ユヘ、家臣等モ、イカヾアラント衆議決セズ、長政聞テ、オロカ成ル事ヲ申物哉、江戸ヨリハ石一本ヲ船一艘ニ乘セ、左右ニ大綱ヲ付、虛船コギナラベ、陸地ニハ、修羅ヲ以テ牛數多カケテ、勞レザル樣ニヒカスベシ、

前一ト云心也、

〔齊東俗談一故〕修羅　佛經、阿修羅天、帝釋ト權ヲ爭テ、修羅負トキハ、手ニ日月ヲ捉テ、藕絲孔中ニカクレ、帝釋負トキハ、天宮十三重ノ網中ニカクル、等ノ說アリ、天台文句疏記幷名義集ニミヘタリ、俗石引車ヲ修羅ト云、大石、帝釋、音相似タリ、阿修羅、帝釋ヲ動ス義ヲトレリ、

〔安齋隨筆前編十四〕一修羅車　節用集に、修羅註云引大木材木也、軍器考に、大友が家の事を記せる所に、○中略檜村長高が、室町殿日記卷二十、小天狗篇中、大佛殿造營の事を云へる章に云、石垣の大石を鹿が谷より引れたるに、蒲生飛驒守○氏鄉承りて、六疊敷の大石を引に、三千五百人にて引けりと聞ゆ、楠木松の虹梁をもつて、修羅車を造り、是に引のせ、道筋には丸太を敷て、其上にアラメをまかせて、ヌメリをもつてやりにける云々、今世地車と云物の大なる歟、

〔梅園日記四〕修羅

愼言、先年靈巖島の伊豆屋といへる石肆にて、修羅と稱する器を見たり、其圖左の如し、又北越雪譜に、雪車の製作種々あり、大なるを修羅といふとあり、又江戸に修羅船といふ船あり、積たる物な船底までいれじとて、小べりといふ所の高さとひとしく、板を數ならべたる造りかたなり、

修羅の圖石肆所貯

後二尺五寸許

長一丈二尺許

梁二寸五分角

前四尺許

修羅

遇處までむかへにいで、親夫をば橇に積たる薪に跨せて、妻や娘がこれをひきつゝ、これらも又橇歌をうたうてかへるなど、質朴の古風、今目前に存せり、是繁花を去らざる、幽僻の地なるゆゑなり、

春もや、景色とゝのふといひし梅も柳も、雪にうづもれて、花も緑もあるかなきかにくれゆく、されど二月の空はさすがにあをみわたりて、朗々なる窻のもとに、書讀をりしも、遙に橇歌の聞るは、いかにも春めきてうれし、是は我のみにあらず、雪國の人の人情ぞかし、

〔閑田次筆 一〕江戸の人去あへぬことによりて、出羽へ雪深きころに赴たりし道の記、即雪の古道と號し、〇中略天明八年の霜月、雪を凌ぎてからうじてかしこにいたり、同九年の二月までのことどもをかけり、〇中略滑津のうまやにいたる、こゝよりならきまでは、雪ことに深うして、馬もかよはず、乘物もかなひ侍らずといへば、そりをもとめ出てのる、はたごをばときわけて、かち人に負せつ、風にむかひては雪吹に堪たまはんやうなしとて、そりにうしろざまにのりつゝ、はたごの馬に負せつる雨具頭に引かづき引れゆく、〇中略すこし高き所に引のぼるほどは、斜にくつがへるべうおぼゆるを、綱引直しつゝこゆ、そりには蒲團を敷て、我身をも綱にて結ひつけたれば、はしるやうにあれど、さすがにたふれず、〇中略峠田の驛にいたる、〇中略下部くるしうおはさんとて、こゝにてかごそりといふものをもとめてのせつ、これは橇ながら、乘物のうちにありてひかるるまゝ、こしかたにくらぶればいとめやすし、

〔饅頭屋本節用集 財寶之〕修羅（シュラ）引木

〔易林本節用集 器財之〕修羅（シュラ）引大木也

〔壒嚢抄 一〕石引物ヲ、シュラト云ハ、何事ゾ、帝尺大石ヲ動カス事、修羅ニアラズハアルベカラズ、仍テ名ヅクト云々、加樣ノ戲事ハ、聲ナドノ違ハ苦敷カラヌニヤ、建仁寺大道ニ、表卷ト云酒アリ、門

俳諧の季寄に、雪車を冬とするは誤れり、されはとて雪中の物なれば、春の季には似氣なし、古歌にも多くは冬によめり、實にはたがふとも、冬として可なり、

轌は作り易物ゆえ、おほかたは農商家毎に是を貯ふ、されば載るものによりて、大小品々あれども、作りやうは皆同じやうなり、名も又おなじ、只大なるを里俗に修羅といふ、大石大木をのするなり、

山々の喬木も、春二月のころは、雪に埋りたるが、梢の雪は稍消て、遠目にも見ゆる也、此時薪を伐に易ければ、農人等おの／＼轌を拕て山に入る、或はそりを麓に置もあり、常には見上る高枝も、埋りたる雪を天然の足場として、心の儘に伐とり、大かたは六把を一人まへとするなり、さて下に三把を並べ、中には二把、上には一把、これを繩にて強く縛し、麓に臨で蹉跌に、凍たる雪の上なれば、幾百丈の高も、一瞬の間にふもとにいたるを、轌にのせて引かへる、或はまた山に九曲あるには、件のごとくに縛したる薪の轌に乘り、片足をあそばせて、是にて梶をとり、船を走すがごとくして、難所を除て數百丈の麓にくだる、一ッも過ことなし、其術學ずして自然に得る處、奇々妙々なり、

轌を引て薪を伐ことゝいひあはせて行ときは、二三人の食を草にて編たる袋にいれて、轌にくゝしおくことあり、山烏よくこれをしりてむらがりきたり、袋をやぶりて食を喰盡す、樵夫はこれをしらず、今日の生業をこれにてたれり、いざや燒飯にせんとて打より見れば、一粒ものこさず、烏どもは樹上にありて啼、人はむなしく烏を睨て詈り、空肚をかゝへて轌歌もいでず轌をひきてかへりし事もありしと、その人のかたりき、

そりをひくには、かならずうたうたふ、是を轌歌とて、すなはち樵歌なり、唱歌の節も古雅なるものなり、親あるひは夫、山に入り、轌を引てかへるに、遠く轌歌をきゝて、親夫のかへるをしり、轌に

〔秋苑日渉三〕凌牀

秋田人當冬作小坐牀、拽氷上、滑溜如箭、俗謂之速履、所謂凌牀耳、按日下舊聞引倚晴閣雜抄曰、江隣幾雜志、雄覇沿邊泊、冬月載蒲葦、悉用凌牀、沈存中筆談、信安滄景之間、挽車者衣韋袴、冬月作小坐牀、氷上拽之、謂之凌牀、今京師在處有之、一人挽行、滑如帆駛、聞明時、積水潭嘗有好事者、聯十餘牀、攜都藍酒具、鋪氈毯其上、轟飲氷凌中、亦足樂也、香祖筆記曰、隣幾雜志、雄覇間、塘泊冬月載蒲葦、皆用凌牀、雖官員亦乘之、今京師之俗猶然、謂之氷車、

〔永久四年百首冬〕初雪　　　　兼昌

はつみゆき降にけらしなあらち山こしの旅人そりにのる迄

〔久安六年御百首〕冬　　　　尾張守親隆朝臣

跡たえてあらちの山の雪ごえにそりのつなでを引ぞ煩ふ

〔山家集上冬〕雪のうたよみけるに

たゆみつゝそりのはやをもつけなくにつもりにけりな越の白雪

〔北越雪譜二編一〕輴

輴字彙禹王水を治し時、載たる物四ッあり、水には舟、陸には車、泥には輴、山には橇(かんじき)書經註云かれば此輴といふもの、唐土の上古よりありしぞかし、彼は泥行の用なれば、雪中に用ふるとは、製作異なるべし、輴の字、毳、蕝、橇、秧馬、諸書に散見す、或は雪車、雪舟の字を用ふるは俗用なり、そも〱此輴といふ物、雪國第一の用具、人力を助事、船と車に同く、且に作る事、最易きは、圖を見て知るべし、〇中略前にも云ば〱いへるごとく、我國〇越後の雪、冬は凍ざるゆゑ、冬に輴をつかへば、雪におちいりて挽(ひく)ことならじ、輴は春の雪、鐵石のごとく凍たる、正二三月の間に用ふべきもの也、其時にいたるを、里俗輴(そり)道(みち)になりしといふ、

橇

さんは、いとかたき事なれば、猶このうへ發明の說、證據の畫圖などあるものは、かならず來りて、しめすべし、襞を手にし堂を下りても、其辱を謝すべきなり、文化元年七月、樂翁みづからしるす、

〔守國公御傳記三〕軍物語ノ內ニハ、平家物語ヲヨシトスト、古人モ言シトテ、其繪ヲ竹澤惟房ニ命ゼラル、其時代ニ合フヤ否ノ、慥ナラザル事多ケレバ、古實博覽ノ人ニ問セラレ、猶明證ヲ得難キ事ハ、京師ノ有職家、又ハ好古ノ廣橋儀同伊光公ナドニモ問セ玉フ、(松平定信)就中詳カナリ難キ物ハ、輿車ノ二ツニテ、官位ノ高下ニモヨリテ、種々ノ差別アレバ、先ヅ此權輿ヲ正シ玉ハントテ、塙撿挍ノ塾生稻山平藏行敎國學ニ長ジテ博覽ナレバ、ソレニモ托シ玉ヒテ、古代ノ檳榔ヲ始、大八葉、小八葉等、種々ノ製作ヲ諸書ヨリ編集セシメ、撰擇取捨シ、阿州藩渡部廣輝(住吉廣行門弟)ニ、一々指揮シテ寫サシメ、又當時京師住吉南都ニ殘レル輿車ノ全圖ヲモ摹セシメ、材ノ寸尺、金物ノ大小マデ悉ク備リ、工匠一見スレバ、其儘造出スベキ樣ニ、詳細ヲ盡サシメラル、詞書ハ古書ヲ引、綿密ニ、自書シテ十五卷トナシ、輿車圖考ト名付玉フ、廣橋卿懇望ニテ書寫アリ、叡覽ニ備ラル、朝廷ノ御用ニモ相立、縉紳家ニテハ又ナキ有用ノ物ナリトテ、殊ニ感賞セラレシ旨、廣橋卿ヨリ度々告來サレシトナリ、稻仙平藏ニ委ク垂問シ、全備シタル時ヨマセ玉フ歌、

小車のせばき物身の我身には人の言葉をたゞかりもすれ

○

〔書言字考節用集七器財〕橇ソリ(禹泥行所乘者、形如箕、擿行泥土、見史記)　秋馬(同、事詳東牧集)　雪車(同、和俗所用)

〔倭訓栞前編十三曾〕そり　歌に越旅人そりにのるまでなどよめるは、會津風土記に、雪車、雪舟など書り、反りたる形ゆゑに名とす、橇を訓ずべし、史記に橇に作り、漢書に毳に作る、これなりといへり、注に以板爲之、其狀擿行泥土と見ゆ禹泥行所乘ともいへば、古事記にうきじまりそりたゝしてといへるも此にや、

たてたりけるを、いかにも人にかす事などもなくて、秘藏して持たりけるにのりて、通方の大納言の、いまだ殿上人にておはしける時、かの亭へ參りたりける程に、にはかに雨ふりければ、いそぎたちて、此くるまを門の中へ引入て、くるまやどりなる、亭主のくるまをば引出して、雨にぬらして、おのれがくるまを、くるまやどりに立てける、所司見つけて、いかにかゝる事をばするぞと、とがめければ、殿はいくたびも、調じかへ給はん事やすかるべし、定茂が一車をぬらしては、又調じがたければ、かくしたるぞといひければ、所司力およばずやみにけり、

〔輿車圖考敍〕予尙古の志ありて、汲古の學をなし、ことに本朝の故實にうとし、この頃平家物語の畫圖を企つ、車の制においては、古畫もまた、まち〱にして辨じがたし、故に志をたてゝ、去年の夏の半比より、車のことかいたる文などみたれども、もとより分明ならざることのみおほければ、東都の隱士稻村行敎をまねきて、車の故實などとふ、この人汲古の學にくはしく、よく考索を盡してうまざる人なれば、さま〱古書を抄出し、考證をそなへて、より〱もち來る、よてこのくるまの畫圖をかうがへはじめしなり、畫は渡邊廣輝に、予みづからさし敎へてかゝしむ、考證は行敎の說をおほくあぐるのみ、もとより縉紳家へもたづね、または橋本經亮などへもとひものしたるが、こゝにて分明ならざることは、かしこもまたおなじ、只行敎の丁寧を盡して、考索の精をまされりとす、稿終りぬれば、校合を行敎にこひ、また屋代弘賢にも求めす、故にその說をも少しくこゝに加ふ、予はたゞ論說のちからもなく、取捨の識もなければ、心を盡して編集して、他日の遺忘にそなへんとす、もとより此後古書古畫など、よりどころとなるべきもの見出したらば、おひ〱にかきくはへ、全備すべきものなり、世の人新著述のものをみては、其益ある事をばいはで、いさゝかのあやまりなんどを、たゞにあげ侍る輩少なからず、もとよりこれは論にもたゞらず、たゞこの車輿の事は、中比さへも、すでにわかりがたき事侍るめるに、今の世にて、かくたゞ

にはすみをにほはせ給へりしげにかくこそかくべかりけれ、あまりにはしる車は、いつかはくろさのほどやは見え侍る、

〔宇治拾遺物語十三〕今はむかし、歌よみの元輔、くらのすけに成て、かも祭の使しけるに、一條大路わたりけるほどに、殿上人の車おほくならべたてゝ物見ける前わたるほどに、おいらかにてはわたらで、人み給にとおもひて、馬をいたくあをりければ、馬くるひておちぬ、年老たるものゝ頭をさかさまにておちぬ、〇中略日のさしたるに、頭きら〳〵として、いみじう見ぐるし、〇中略車さじきのものども、わらひのゝしるに、〇下略

〔榮花物語十日蔭のかづら〕たゝむ月〇長和元年十一月の大嘗會御禊など、いみじうよにいそぎたちにけり、〇中略女御代には、おほとの〇藤原道長の内侍のかんのとの〇道長女威子いでさせ給、女御代の御車廿りやうぞあるを、〇中略其日になりて、女御代の御くるまのしさまよりはじめ、あさましき迄せさせ給へり、その車の有樣、いへばおろかなり、あるはやかたを造りてひはだぶき、あるはもろこしのふねの形をつくりて、のり人のそでよりはじめて、それにやがてあはせたり、袖にはをきぐちにてまきゑをしたり、やまをたゝみ海をたゝへ、すぢをやりするゑて、大かたひきわたしていく程、めもかがやきて、えも見わかすなりにしが、車ひとつが、きぬのかず、すべて十五ぞきたる、あるは唐錦などをぞきせさせ給へる、この世かいのことゝも見えず、てりみちてわたる程のあり樣、おしはかるべし、

〔榮花物語三十一殿上の花見〕長元四年九月廿五日、女院〇一條后上東門院彰子住吉石清水へ詣でさせ給ふ、〇中略讃岐守よりくにの朝臣のつかうまつりたる御車に、たてまつりておはします、左右のそばに鏡の月を出してゑがき、いみじきことを盡したり、

〔古今著聞集十六興言利口〕進士志定茂といふさむらひ學生ありける、〇中略此定茂、あたらしく車をし

延享二丑年十一月

御用にて無之荷物等、牛車大八車に積、御用之札を建、紛敷車を引候由相聞へ、不屆に候、車引候者共、銘々其所之家主名主共より、嚴敷可申付候、若相背御用にて無之車に御用札を立、紛敷義も於有之者、相改車引者不及申、家主五人組名主迄、急度可申付候

右之通、町中可觸知者也、

十一月

雑載

〔枕草子 三〕にげなきもの

月夜にむな車ありきたる、

〔十訓抄 二〕小松の内府、〇平重盛賀茂祭見むとて、車四五輛ばかりにて、一條の大路に出給へり、物見車は、みな立てならべてすきまもなし、いかなる車か、のけられずらんと、ひと〴〵目をすましたるに、或便宜の所なる車どもをひきいでけるを見れば、人ものらぬ車なり、兼て見所をとりて、人を煩はさじのために、むな車を五輛立置れたりけるなり、

〔從三位頼政卿集 戀〕返迎車戀

載せてやるわが心さへとゞろきてねたくもかへすむな車かな〇又見續千載集

〔日本書紀 十二履中〕五年十月甲子、葬皇妃、既而天皇、悔之不治神祟、而亡皇妃、更求其咎、或者曰、車持君行於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年八月七日戊申、散位從四位上文室朝臣巻雄卒、〇中略巻雄身體輕捷、甚有意氣、嘗戲騰躍、脚踏駕車牛額、超越立於車後、

〔大鏡 五太政大臣伊尹〕花山院は、風流者にこそおはしましけれ、〇中略あて御ゑあそばしたりしさまにけうあり、さはしりくるまのわにはうすゞみにぬらせ給て、おほきさのほどやなどゑるし

御車副四人(水干、御牛飼三人付綱、)

御牛飼(着鐵丸)褐衣袴(着下袴、持御榻、)

〔江戸職人壷歌合 上〕七番 右 車引

暮て引材木車露まげみ月のかつらや上荷なるらん

〔大成令 八十六〕寶永四亥年八月

覺

一町中牛車大八車、荷物拵積候は不及申、たとへ明車にても、宰領も附不申、猥に車牽候由相聞、切切怪我等も有之不屆に候、向後前々觸候通相守、宰領附、車牽せ可申事、

一此以後、宰領附不申車、牽通候はゝ、何方に而も辻番留置、月番之番所江可訴事、

一町中牛車貳疋牽つゞけ、往還之障に成候間、牛貳疋迄牽つゞけ不申候樣に、是又前方申渡候處、猥に成不屆に候、向後車數牽候共、間を明ケ牽つゞけ申間敷候、大石大木等、牛數に而引候節は、只今迄之通り番所江訴之、外は牛二疋にて、夫より外に牽續候事可致無用候、但祭禮等は、可為格別事、

右之通、堅可相守、於相背は、車雇候者も、被雇候者も、可為越度候、此旨町中可相觸もの也、

八月

〔寶暦集成綸錄 三十一〕延享二丑年五月

一車引之者、がさつに無之筈之處、近來猥ニ往來にて、乘馬之側へ車引かけ、馬之驚候を慰抔に致候由、向後左樣之事も候はゞ、急度可咎候、牛町之大八車には、宰領は無之筈に候得ども、總體不埒にも候はゞ、宰領附候樣にも可申付候間、是亦猥に無之樣可致候、且亦小荷駄口附之者も、右同前、猥に無之樣可仕候、

遍身ニ汗タリ、赤面シテヌケ〳〵トアリ、

〔平家物語十一〕一門大路わたされの事

大臣殿〇平宗盛の牛かひは、木曾〇義仲が院參の時、車やりそんじてきられたりし、次郎丸がおと、三郎丸にてぞ有ける、西國にてばかりをのこに成たりけるが、鳥羽にて判官〇源義經に申けるは、とねり牛かひなど申者は、いやしき下らうのはてにて、心有べきでは候はねども、年比めしつかはれまいらせ候し、御ゆるされをかうむつて、大臣殿の御さいごの御くるまを、今一度つかまつり候はゞやと申ければ、判官情ある人にて、もつともさるべし、とう〳〵とてゆるされけり、三郎丸なのめならずによろこび、しんしやうにしやう束き、ふところより、やりなは取出てつけかへ、涙にくれて、行さきはみえね共、牛の行にまかせつゝ、なく〳〵やりてぞまかりける

〔徒然草上〕今出川のおほい殿〇菊亭兼季嵯峨へおはしけるに、有栖河のわたりに、水のながれたる所にて、さい王丸、御牛を追たりければ、あがきの水、前板までさゝとかゝりけるを、爲則、御車のしりに候けるが、希有の童かな、かゝる所にて御牛をば追ものかといひたりければ、おほい殿、御氣色あしくなりて、おのれ車やらん事、さい王丸にまさりてえしらじ、希有の男なりとて、御車に頭をうちあてられにけり、この高名のさい王丸は、太秦どのゝ男、料の御牛飼ぞかし、

〔看聞日記〕永享六年正月六日、公方〇足利義教御牛飼十五人參、構見參、令注交名、松童丸、孫童丸、稻童丸、彌藤丸、孫王丸、若童丸、孫有丸、童菊丸、孫鶴丸、彦松丸、彌童丸、若鶴丸、松菊丸、千壽丸、彌有丸、賜盃退出、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕御車檳榔御車副四人、辻ごとに替揮、

御牛飼如木一人、御しぢを持て、御車の後右方に有、そへ御牛飼四人、水干、

〔後光嚴院御幸始記〕應安四年閏三月廿一日甲戌、新院御幸北山第、〇中略

御車唐庇御車副四人、水干、御牛飼三人付、網、

次車牛飼持揚立之車左踏尾違ヿ

〔平治物語一〕主上六波羅行幸事

中宮モ主上〇二條ト一車ニゾ召レケル、○中略清盛郎等伊藤武者景綱、黒糸威腹巻ノ上ニ小張著テ雜色ニナル、館大郎貞康、黒革腹巻ノ上ニ牛飼ノ装束シテ御車ヲ仕ル、

〔長秋記〕大治四年四月十九日丁卯、齋院三年祭了、入給于野宮之御禊也、○中略所借牛、中ニ仁和寺僧都丸、童ハ治部卿童子也、日來雖被借、假內稱有障之由不借、然而及前事闕云々、仍所借送也、

〔沙石集九〕證月房上人之遁世事

南都ノ故一乘院エ、古光明寺院ノ僧正參ラレタリケル時ノ物語ニ、○中略古金剛王院ノ僧正、公請勤メラレタル時、僧正ノ牛飼、御室ノ御車ト車立論シテ、御室ノ御車ヲ散々ニシタリケルヲ、房官侍、牛飼ヲ制シカネテ、僧正ニ爾々ト申ケレバ、○下略

〔源平盛衰記三十三〕光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

木曾冠者義仲ハ、○中略我官ヲ成タリ、サノミ非可有引籠、出仕セントテ、直垂ヲ脫置テ、狩衣ニ立烏帽子著テ、初テ車ニ乘、院〇後白河御所ヘ參ル、○中略牛飼ハ平家內大臣〇宗盛ノ童ヲ取テ仕ケレバ、高名ノ遣手也、主ノ敵ゾカシト目ザマシク心憂思ヒケル、○中略牛童車ヲ門外ニ進出テ、後テ一楉(スワヘ)アテタレバ、飼立タル強牛ノ逸物也、何ノ滯カ有ベキナレバ、如飛走ル、木曾車ノ內ニ却樣ニマロブ、牛ヲ留ン爲ニヤ、ヲレ童々ト叫ケレバ、留ヨト云トハ心得タリケレ共、イトヾ鞭ヲ當ツ、牛ハヤリアカヲ躍ル、起アガラン〱トスレ共、ナジカハ起ラルベキ、○中略郎等共ガ馳付テ、如何ニ暫シ留ヨト仰ノ有ルニ、角ハ仕ルゾト云ケレバ、牛童陳ジ申ケルハ、ヤレ小デイ〱ト候ヘバ、初テ御車ニ召テ、面白ト思召テ、車ヲ進々ト仰アルト心得テ仕テ侍リ、其上此牛ハ、鼻ツヨク候ト申テ、車ヲ留テ後、木曾起居タリケレ共、六七町ハアガヽセヌ、キナラハヌ狩衣ノ頸ニテ喉ヲバツヨク詰タリ、

天曆四年十月廿一日、皇太子〇冷泉入ニ桂花坊一、〇中略太子與ニ女御〇藤原安子一乘ニ牛車一、庇差糸毛車副朝服著ニ深履一、如ニ中宮例一、

〔三中口傳一〕一出行事

車

車副　太政大臣六人、左右內四人、儀同三司之時、可レ具ニ四人一歟、二人歟、雖レ有レ議猶被レ具ニ四人一了、

〔永昌記〕保安五年四月十四日辛酉、參院、源中納言同車賀茂祭御見物御幸也、本院〇白河新院〇鳥羽有ニ別車儀一、〇中略臨期御同車、〇中略本院車後、御隨身公種祗候、〇中略御車副八人、二藍上下、紅打衣、縫物、牛飼村濃、有ニ金物一、〇下略

牛飼

〔運歩色葉集字〕牛飼ウシカヒ

〔大鏡三太政大臣實賴〕これたゞひらのおとゞの一男におはします、小野宮のおとゞと申き、〇中略おとゞの御わらはなをばうしかいと申き、されば その御ぞうは、うしかひをばうしつきとのたまふ也、

〔安齋隨筆前編七〕牛飼童　乘車ノ牛を使ふ者を牛飼童と云、垂髮にて狩衣を著て鞭を持つ也、歲十七八九などは勿論也、三十四十ニ至りても童と稱て、童の體にてある也、牛の使ひやふに巧拙あり、

〔嬉遊笑覽二下器用〕車を御する者を牛かひ童といふ、木曾義仲が牛こでいと云へりし事、平家物語にあり、こでいは健丁コンデイなり、古畫を見るに、大鬚なるもあれど、頭はわらはなり、後世水主などは、立髮半髮ハンカウなると同じ儀なり、〇中略其かみも下ざまの者は、頭髮を童の如く束ねたるも多かるべし、

〔驢嘶餘〕一御車ノ時、牛飼也、第童以下也、八瀨童子トハ別ナリ、

〔三中口傳一〕一出行事

行列〇中略

車副

立板内（書唐繪、緣薄之、擢貝、）
前簾（貫玉擴御簾、右上方スザカヘザマニ切之、左下方付高麗帖一枚、其緣薄之、其上付東京錦、五箇所簀子之體也、）
後簾（貫玉擴御簾、切、右方有金銅帽額、有打出、紅匂五、）
鞦（村濃、有蘇芳、）
遣縄（濃匂打交、有蘇總、）
牛（志木黃、院御牛、）

〔古今著聞集 八和歌〕少將隆房、賀茂祭使つとめけるに、車の風流よく見へければ、又の朝大納言實國、父の大納言隆季のもとへ申おくり侍、
いろふかき君が心のはなちりて身にしむかせのながれとぞみし、

〔明月記〕建永二年四月十六日、賀茂祭、
傳聞近衞使右少將實嗣朝臣、車以下、催馬樂風流之車、（伊勢海、金銅相交すはうかひ付、）

〔平戸記〕延應二年四月十五日己酉、今日賀茂祭也、巳剋許、向棧敷見物、（油小路以東之邊也、）及申剋看督長渡、大路、撿非違使七人、內志二人、六位尉二人、五位尉三人、馬寮助行範渡、飾車有童二人、雜色當色赤色狩襖袴、以薄摸車文押之、件車文浮線綾丸也、任馬助之時、大殿定給此文云々、或人云、件文禁色文也、仍往古不用于車文也、而有此御計、如何云々、此事不知是非、然而就人口記之、被下制符之卽時、破其制符之條如何、但紙薄非制限、至銅薄爲制物之內、見物輩云、非紙薄也、是銅薄也云々、雖辨一定、遂可尋之、又車之口齊在人口、眉巳下輪巳上、皆以薄摸伏輪、是又在制內歟、凡近來事、只如此歟、可悲可悲、○中略油小路以東、巳以及晴、仍不遂見物、人々多歸去云々、又雜人等競取風流花云々、飾車巳下僮僕等風流、用車文或紅梅或白梅云々、是後日聞之、此時依及晴不見分也、

〔西宮記 臨時五〕東宮行啓

餝車

餝車トハ、風流ノ車ノ事也、賀茂ノ祭ノ使、或ハ御禊前駈、或ハ見物ノ車等ニ風流ヲイタスナリ、

〔蛙抄 車輿〕餝車

賀茂祭近衛使用之、依細々所用、不具注之、

〔長秋記〕天永二年四月十八日、祭歸、○中略賀茂、近衛使少將伊通、隨府生敦利、象久騎引馬、府生象近、番長季利、騎車風流鑄餝屋也、

〔百練抄 七 近衛〕久壽二年四月廿日、賀茂祭、左中將隆長朝臣、乘風流車、往反大路、

〔台記〕久壽二年四月廿一日丁酉、隆長見物、○賀茂祭其車上檜網代、實檜左右縱緣、內張青薄物、外空立、撥簾用伊與簾、薇地切之、上緣際、每懸緒處付花甘子、上左右簾皆付千鳥、物見紺青亂文、不發垂簾、簾閇、○中略原忠實斑牛、畝鞦、件鞦夾堅喰文、小舍人一人朽葉狩衣、上下付欵冬花、青打衣、白下袴、畫杏葉、垂袴隨身四人萌木狩衣、上下付躑躅花、蘇芳打衣、帶劍垂袴、立烏帽牛童藤上下、赭色青裏付藤花、欵冬打衣、已上出衣雜色十人許、或上括藤香、或垂袴、淺香、皆白裝束平禮、隆長率直衣、常袴二倍織物奴袴、鳥襷文紅曳折出之生單、

〔山槐記〕治承三年四月廿一日己酉、今日賀茂祭也、○中略

近衛使車車當色、皆用五節風流、

網代張赤地錦、上許也、

色紙形打色々錦、上許也、

物見以青玉石疊形貫懸之、但下方一尺之程、卷上之、

物見下地張錦、其上畫牡丹唐草文、以紺青緣(此間文闕)燕子畫颯纈文、以紺地錦、文龜甲綴(此間文闕)摸几帳帷也、

前袖左方彩、透殿上人立形、着直衣、右方彩、透童女立形、○此下文闕

後袖左方彩、透下仕立形、着(此間文闕)染唐衣、裳透脇、右方彩、透衛府藏人立形、着青色袍、○此下文闕

陽明門ヨリナシ率ル、

〔世俗淺深秘抄上〕一糸毛車ニハ、尻ニ衣ヲ不出、間々出之、然而失禮也、

〔台記別記〕久安六年正月廿二日庚子、女御乘車、三位人(卿ニ夫)候、其後、(依爲糸毛不出衣) 廿八日丙午、是日三位蒙輦車宣旨退出、○中略 三位乘輦、坊門殿乘其後、(右大將女出衣、依非糸毛也)

〔飾抄下〕一車

○飾車

賀茂祭見物雲客車○中略

御禊前駈車

仁安三四十五、御禊、左兵衛佐通盛車、透蝶圓文、雜色車、付松藤水鳥、

保元元四十一、御禊、左衛門佐元家車、松藤鶴透、牛黃斑、左兵衛佐家通車、杜若透之、(本文也)

賀茂祭使事

保元二四十四、(諒闇) 近衛使右中將信賴朝臣車、淺大紫、袖透文彩色々、物見下、網代上、付文、簾切、于
于叡地、紫革緖押、貝褓入、志部、雖甚雨、張筵不覆、

承安三四十七、近衛使隆房、風流、右樂器舞裝束付之、依右近、又用右鈇、車簾付蝶舞鳥舞、是古風流也、信家中將風流云々、彼時牛重著胡飲酒裝束、

仁安三四十八、太皇后宮○藤原多子使大進右衛門權佐經房車、(不施風流)近衛使右少將修範、(風流殊美麗、唐繪畫付唐花)

〔物具裝束抄〕一車事

飾車(賀茂祭使用之)

〔三條家裝束抄坤〕車

ふぎをいだすなり、

わらはのさうぞくあこめはねりたれども、かざみうへのはかまはすゞしなり、

〔百練抄 四後一條〕長元三年四月十五日、賀茂祭、見物女車出紅衣、有司彈之、

〔續古事談 二臣節〕堀河院御時、內ノ女房車、アマタ色々ノキヌ出シコボシテ、花見ニ花山ヘムカハレケリ、

〔長秋記〕大治四年正月九日戊子、攝政大相國〇藤原忠實長女、從三位聖子入內云々、〇中略主人乘唐車後云々、出皆紅衣、件車、本院〇白河唐車、當日女院入內給乘車也、不乘輦車、直乘之入給者、〇中略

件車後衣、出自車左、前例車後人乘右方歟、後車人、女御母氏云々、

天承元年四月十九日己酉、賀茂祭也、〇中略及未剋出御、兩院別車、〇中略女房車五輛、下仕車一兩、出菖蒲衣、紅打衣、款冬表衣、二藍唐衣裳腰、件兩物付金紋、

〔愚昧記〕仁安二年三月廿三日、午剋御幸、法勝寺新女御殿令相具、〇中略女御殿女房車三兩、紫衣染五領、同打衣松、同唐衣款冬、同裳腰、御車後出款冬白衣、

〔兵範記〕嘉應元年六月五日庚寅、建春門院〇平滋子院號之後、初可有入內、〇中略女房車、毛車十兩、各二人乘之、出衣蘇芳單重、紅打衣、女郞花表衣、二藍唐衣、薄色裳、白腰張袴著之、

〔增鏡 九草枕〕十九日、〇文永十一年十月官廳〇太政官へ行幸あり、女御代花山院よりいださるゝ糸毛の車、寢殿の階の間に、左大臣殿〇藤原師忠大納言〇藤原長雅よせらる、みな紅の十五の衣、おなじひとへ、車のしりよりいださる、

〔太平記 二〕天下怪異事

藤房卿、進テ申サレケルハ、〇中略兎角ノ御思案ニ及候ハヾ夜モ深候ナン、早御忍候ヘトテ、御車ヲ差寄、三種ノ神器ヲ乘奉リ、下簾ヨリ出絹ヲ出シテ、女房車ノ體ニ見セ、主上〇後醍醐ヲ扶乘進ラセテ、

ざみをながくはりばかまよりはひきいづべし、四人のるともこの定なり、もしかざみのおもてに、ふたへおり物もあり、又ふりうもあることあらば、おもあはせにせで、うらあはせにたゝみていだすべし、まへよりはかまふたつ、かざみのしりまへよつさがりたるに、四人のりはしりもかくあるべし、二人のりは、くちばかりにいづるなり、わらはのくるまには、したすだれをかけぬことなり、されどもしたすだれをかけたる人あらばとるべからず、すだれのうらうへのはしにまきかさねて、ねもはのひたひなどみゆる程にあぐべし、したすだれのすそを、いたのうちにあるきよりひきいだしたるがよきなり、はかまのうへかざみのしたには、あこめのつま、すこし見ゆ、四人のりは、しりもこの定にあぐべし、二人のりたるには、しりのすだれはおろしたるなり、わらはの車には、さい相のくるまのなれば、下すだれはかけぬなり、もし中納言の車にて、かけてまゐらせたらんをとるまじ、かけながらあるべし、しもづかへあじろぐるま、したすだれかけず、すだれをあぐる事おなじ、はかまをわらはのやうにひきいだして、其うへにまへいたなどにかゝるほどに、きぬのつまをひきいだしたるなり、たゞひらにうちをきてあるべし、四人あらば、しりまへにのせてあくべし、あふぎをさすことおなじ、もをいだす、

〔雅亮装束抄 三〕なつのくるまのきぬには、うるはしくは、はりひとへがさねをも、ひとへがさねをも、ものゝぐかさねていだす、つねのことなり、

きぬのいろをもさだめ、くるま三りやうとも五りやうともさだめられば、あつぎぬなつもふゆもかならずいだすべし、

御車のしりには、あ口口にもいださぬなり、まつり○賀茂のさい院のいだしぐるま、ないしのすけのいだしぐるま、あつぎぬをいだせども、からぎぬうはぎ、もはすゞしなり、あふぎはまつりの日はふゆのをいだす、かへさにはきぬはおなじことなれども、あふぎばかりはもちかへて、夏のあ

ひきいだすべし、きぬのいづることは、くるまのはうだてのかみ二三寸ばかりよりはじめてひきいだして、うちぎぬひとへうはぎ、うるはしくかさねてひきいだして、とみのをのうへ四寸ばかり、つまさきをすかして、きぬのまへをまへいたによくをきて、くるまのそでにおしかけていだして、そでのぬひめをしたにをきなして、すそにおし付けて、袖口をみせてをくべし、袖の下より、ものこしひきいづべし、ながさ二尺ばかり、おほかたはきぬのせぬひのぬひめにいとをながくつけて、竹をけづりて、車のうちにさして、そのたけにいだしてのち、よきほどをかけよ、さがらでよきなり、いづるほどは、きぬのひろさ、まへのかたをいだすに、せぬひのほうたてにかくる、ほどなるがよきなり、いとのすだれよりいでぬほどなるがよきなり、せはまへいでんには、そのいとをすこしおくにいれてつけよ、女房のくるまのきぬいづることもこの定なり、下すだれをすだれのかみにおしはさみて、ひとへとくるまのそでとのあはひにさぐべし、御くるまのしりにかはることは、このしたすだればかりなり、ものこしは、一りやうに四すぢつくなり、まへの左右に二すぢ、うしろの左右にふたすぢなり、ながさ二尺よばかりなどいだすべし、ものこしは、あはひをひろくいだせ、せばきはわろし、うたてあり、二人のりは、くちばかりにいだすべきなり、わらはのさうぞくをいだすこと、まづわらは向ひて二人のりたれば、はしのかたのかたばかまを、あらんかぎりしもざまにひきいだして、そのはかまのうへに、かざみのしりのすそを、わらはのうしろよりひきいだして、おもてをうらになかをりにして、はかまのすそに、二寸ばかりなど、たらさで引さげて、それに又ならべて、かざみのまへひとつをひきいだして、はかまのうへにならぶるなり、うらうへこの定なれば、わなをみなむかひざまにいたすべし、一人をこの定にいだせば、いづれもおなじことなり、たゞし右のくちにのりたるは、あふぎさしたゝてをさげず、左のくちのは、ひだりのてをばたゞうちおきて、右の手にてあふぎをさすべし、はかまみじかくば、か

出衣

〔吾妻鏡二十二〕建保四年正月十三日丁卯、將軍家〇源賴朝御參鶴岳八幡宮、還御後、御臺所〇政子令詣給、御車 女房出車二兩、

〔薩戒記〕永享五年三月十七日辛未、四條宰相〇隆夏送使者云、賀茂祭女使出車可獻之由、頭中將〇隆遠所相催也、車已下不所持、仍雜色一人可召進之由返答了者、予〇藤原定親答云、賀茂祭女使出車、至牛童車副者、所相副也、至雜色者、未知其例、奉行誤所相觸歟者、　六年四月十四日辛酉、賀茂祭也、〇中略出車、花山院大納言持忠、四條宰相隆夏等從也、雖依諒闇、出車童女出衣如恒、治承五年例也、但不付扇於簾、童女用檜扇、已上予今案也、於北陣御覽之時不立榻、是先例也、

〔東武實錄十五〕寬永三年九月六日行幸〇中略

女院〇東福門院御方御車〇中略

此次出車六兩

一車

右車前後左右ノ供奉、牛飼二人、二行ニ相並テ持之、白丁四人、車副二人、舍人二人、布衣二人、退紅一人、六兩各供奉同前、

判官 騎馬 左衛門尉大石昌弘

二車

判官 騎馬 左衛門尉大石正弘

右二兩ノ御供車、中宮ノ女中十五人、是ニ乘ル、〇下略

〔雅亮裝束抄一〕くるまのきぬをいだすこと

御くるまのきりよりきぬをいだす事つねのごとし、但しきたすだれをかみにおしかふことをせで、つまとそでとのあはひにおくべし、ものこしさげて、ぢすりのつまをすこしこしのうへに

に、〈○中略〉法皇〈○白河〉も、院〈○鳥羽〉も、みやこのうちには、ひとつ御車にたてまつりて、新院〈○崇徳〉御直衣に紅の御ぞいださせ給て、御馬にたてまつりけるこそ、いとめづらしくゑにもかゝまほしく侍けれ、二條の大宮の女ばう、出し車に、菊もみぢの色々なる衣どもいだしたるに、うへ下に白き衣を重ねて、ぬひ合せたれば、ほころびは多く、縫めはすくなくて、あつきぬの綿などのやうにて、こぼれいでたるが、菊紅葉のうへに雪のふりおけるやうにて、御くるま立つゞけ侍りけるこそ、いと所多く侍りけれ、

〔兵範記〕嘉應元年十月廿日壬寅、入夜齋王、自大炊御門亭行啓卜定所、〈○中略〉出車五兩、〈○中略〉女房廿人、出白衣袖妻等、〈蘇芳衣、著濃袴、〉

〔玉海〕承安二年七月廿一日戊子、今日攝政〈○藤原基房〉若君、被參女院、余〈○藤原兼實〉依物忌不指出、其儀以傳説聞之、

　唐車、〈出紅衣、〉車副六人、〈白襖上下、濃打衣、〉出車五兩、〈檳榔毛、出女郎花衣、〉

治承四年六月二日癸未、卯剋行幸於入道相國〈○平清盛〉福原別業、〈○中略〉先入道相國駕屋形輿、次女車一兩　次女房輿二〈二品及攝政之室家云々〉次行幸〈鳳輦○中略〉　次御幸〈○中略〉　次出車二兩　次前大將宗盛卿駕手輿、　今夜就大物、明曉御福原、

建久二年四月廿日丁酉、此日賀茂祭也、〈○中略〉未始、宮女房幷家女房等、密々向棧敷見物、大將相伴之、余同竊雖欲見物、昨今春日惟異物忌也、仍不向之、二位最密々見之、棧敷光長卿儲之、先宮御方出車三兩、〈左少將定國、同少將定家、右少將高通等車也、車副布衣侍二人相具之、〉次内半物車、〈小進兼時、侍一人、〉次此方女房出車二兩、〈前兵部大輔能季、此車二位乘之、然而依表出車之體、出衣四具、故法性寺北政所、(藤原忠通妻)密々御見物如此云々、〉　七年三月二日壬午、内大臣〈○藤原兼經〉來、〈烏帽直衣、綾薄色奴袴、〉先寄出車、〈東對北妻也、能季朝臣貢家等寄也、〉三兩皆乘之、〈出衣如恒、柳櫻五領、紅單衣、紅打衣、花欵冬表著、蒲萄染唐衣、白腰裳、〉一車左中將親能朝臣、二車左少將成家朝臣、三車侍從穎房等也、

出車祿
檳榔五兩車副廿人各二疋牛飼五人各三疋
網代二兩牛飼二人各二疋
行事〇中略
右永久三年、內大臣殿令〻五節出〻給定文之定也、〇中略
丑日早旦ニ敷砂鋪、設裝束等事
申剋ニ催類出車
金作檳榔毛一兩姬君料、但舊、通ニヘ用ニ檳榔一、
檳榔毛五兩內四兩傅八人料、一兩童女二人料、
網代二兩下仕四人料
南庭ニ西上南面、次第一行ニ立之、
〔續世繼二白河の花宴〕保安五年にや侍けむ、きさらぎにうるふ月侍し年、白河の花御らんせさせ給とて、みゆきせさせ給ひしこそ、世にたぐひなきことには侍りしか、〇中略院〇鳥羽の御車ののちに、侍賢門院〇藤原璋子ひきつゞきておはします、女房のだし。ぐ。る。まのうちいで、しろがねこがねにしかへされたり、女院の御車のしりには、みなくれなゐの十ばかりなるいだされて、くれなゐのうちぎぬ、さくらもえぎのうはぎ、あか色のからぎぬに、しろがねこがねをのべて、くわんのもんおかれて、地ずりのもにも、かねをのべて、すはまつるかめおしたるに、ものこしにも、しろがねをのべて、うはざしは玉をつらぬきて、かざられ侍りける、よしだの齋宮の御は、いやのり給へりけんとぞきこえ侍し、又いだし車十兩なれば、四十人の女房、おもひ〱によそひども心をつくして、けふばかりは制もやぶれてぞ侍ける、〇中略いづれのとしにか侍りけむ、雪の御幸せさせ給ひし

被仰出候畢、此借シ申さる、府役トテ、左右衛門近衛中少將、是ヲマイラセ候、其内花族羽林ハ、カヤウノ府役ヲバツトメ候ハズ候、何樣大方ハ羽林ノ役ニテ候、公方ノ出車ヲモマイラセ候、車の主は、何の公家迄の御事に候哉、猶巨細被仰出度候、

〔江家次第四六月〕御禊〇賀茂祭前驅定〇中略

同出車騎馬等定〇中略

定文體

可被出御禊祭兩日檳榔毛車六兩事

源大納言家

右衛門督家

新中納言家

藤中納言家

右大辨家

宰相中將家

車副各六人可着冠褐衣袴布帶從院可受、

年月日

〔源氏物語十賢木〕齋宮は、十四にぞ成給ひける、〇中略いで給ふをまちたてまつるとて、八省にたてつゞけたる、いだし車どもの袖口色あひも、目なれぬさまに、心にくきけしきなれば、殿上人どもゝ、私の別れを惜むおほかり、

〔類聚雜要抄三〕五節雜事内大臣(藤原忠通)令五節進給定文自筆

一出車

金作檳榔毛一兩　檳榔毛五兩　網代二兩

行事宗國朝臣　盛經朝臣〇中略

人給

〔殿暦〕嘉承元年正月九日壬寅、今日依二吉日一新車乘始、（先乘二庇車一、件車舊車也、雖レ然庇遣成之後、始今日乘也、仍擇二吉日一乘レ之、關白後始乘也、）次チかへ物見車、乘二件新作車一也、余（○藤原忠實）著二直衣冠等一、又薄色指貫、戌時予參二御堂一用二庇車一、
元永元年十一月八日丙辰、今日内府（○藤原忠通）用二檳榔毛新車一云々、依二吉被一用云々、

〔倭名類聚抄十一車〕副車　漢書注曰、副車（曾閉久留萬、俗云比度太萬比、）後乘也、

〔箋注倭名類聚抄三車〕按副車、訓二曾閉久流万一爲レ允、蓋今俗呼二乘替一者之類、比度太万比、謂下令二從人乘一之車上、非二副車一也、（○中略）張良傳云、誤中二副車一、注謂二後乘一也、此併引二正文一也、

〔源氏物語九葵〕御車ども立てつゞけつれば、ひとだまひの奥におしやられて、物も見えず、

〔花鳥餘情六葵〕出車をば、公方より點せられて、其人に給ふ故に、人だまひとなづくるなり、

〔枕草子九〕人の家につき〴〵しき物
よろづの事よりも、わびしげなる車に、さうぞくわろくて物見る人、いともどかし、（○中略）まして祭などは見でありぬべし、（○中略）所もなく立かさなりたるに、よき所の御車、人給ひきつゞきて多く來るを、いづくにたゝんと見る程に、御前ども、只おりにおりて、たてる車どもを、たゞのけにのけさせて、人給ひつゞきてたてるこそいとめでたけれ、

〔小右記〕永觀二年十二月十五日庚寅、早朝參殿、亥時姫君入内、（乘二金作車一）人給車十兩、朔平門陣邊、源中納言、三位中將來迎也、

〔左經記〕長元四年九月廿五日庚午、午剋、上東門院、（○一條后藤原彰子）令レ參二石清水一給、（○中略）殿上人皆布衣、（諸大夫布衣狩胡籙、）御車外、人給三兩、（一尼、鈍色、二俗、皆紅毛、）

出車

〔有職問答一〕一出車事
女車にて候、攝家清花より支配に付て被二借進一之、其に女房被レ乘候、一番に二人、二番に三人四人の間、次第に加增に而、七八輛も、或十輛も、其用候にしたがひて被レ進之、出すによりて出（スイ）車と申由を

新車乘始

陣頭立車事、所々皆可存陽明門儀也、公卿車ハ、彼門ノ北ニ、轅ヲ東ニテ南上立之、宰相ノ車ハ、公卿ノ車ニ相對テ、轅ヲ艮ニテ立之、藏人頭車ハ、大路中央ニ相當額間、轅ヲ東ニテ立之、殿上人ノ車ハ、自大宮東傍近衞大路北、轅ヲ北ニテ西上立之、准之、

閑院ニテハ、公卿車ハ、東三條北面ニ轅ヲ北ニテ西上立之、宰相車ハ、西洞院ヨリ東、置路ヨリハ北ニ、轅ヲ東ニテ西上立之也、自三條坊門面參時ニハ公卿以下車、自坊門ハ北、自置路西北上立之也、准此等儀者、御車ヲバ東三條北面ニ雖可立之、若關白幷大臣等被參會之時、下部之中不慮之猥藉出來トテ、置路北可宜之由申也、且可隨時事歟、

任本儀尊者車向門前、

〔大鏡二太政大臣基經〕御いへは、堀川院と閑院とにすませ給ひしを、○中略堀川院は地形のいといみじき也、大饗のをり、殿ばらの御車のたちやうなどよ、尊者の御車は、川よりひんがしにたて、うしはみはしのひらきばしらにひきつなぎ、ことかんだちめのくるまをば川より西にたてたるがめでたきを、尊者の御車の、べちにことに見ゆるは、こと所は侍らぬものをやと見給ふるに、○下略

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕

○。○。○。造車幷乘吉日

寅申 己亥 子午 丙丁 壬癸吉也
卯酉 辰戌 庚戌巳

就破危除閉皆凶、甲日、不作車甲寅凶、

〔飾抄下〕一車

新車乘始故實

久安五十廿五、或秘記曰、午剋、師長乘新車也、依未造了無輪云々、先日禪閤○藤原忠實命曰、乘新車之時、不必有輪之由、故殿御命也、

〈自右進沓、〉方下、雨卿依在傍、於榻上不著、是故實也、於地上著沓乍登据越轅〈下簾傍向歸是又口傳也〉之、之後顧左取笏、
氣色權中相公、相伴參入、昇沓脫之時、予氣色於中相公、於地上脫沓昇之、又故實也、退出之時、雨卿先
下地、仍予於沓脫上不著履、乘車之時、又准之、此儀雖非指禮儀、末代如此事、故實大切也、仍注之、

〔蛙抄〈車輿〉〕中引事

女房同車時、古懸採之歟、懸木丁帷稱中引、

〔日本書紀〈雄略十四〉〕五年二月、天皇校獵于葛城山、〈○中略〉天皇乃與皇后上車歸、

〔日本後紀〈嵯峨二十二〉〕弘仁三年八月癸巳、流僧良勝於多褹島、以與女同車也、

〔源氏物語〈東屋五十〉〕人めして車、妻戸に寄せさせ給ふ、かき抱きて〈○浮舟君〉乘せ給ひつ、〈○中略〉石たかきわたりは、苦しき物をとて、抱き給へり、うす物のほそ長を、車の中に引へだてたれば、〈○下略〉

〔源氏物語湖月抄〈東屋五十〉〕〈細〉昔は、男女同車の時、かくする也、浮舟と薫と車也、車の內に鈎あるは、此用なり、〈孫〉一禪云、男女同車の時、或は物見などの時、前の簾を上るによりて、車の中に几帳の帷をかくる也、時としては細長もかくべきにや云々、

〔三中口傳〈一〉〕一立車事

如法勝寺ニハ、門ノ左右ニ取テ、御幸ノ成ル方ニハ、長吏以下僧車ヲ立ツ、御幸不成方ニハ、攝政以下公卿等車ヲ立ル也、
常御所ニハ、四足ヨリ小門方へ、攝政以下俗ノ車ヲ立、假令南面御所ニハ、自門北立始テ、北ザマヘ俗車ヲ立テ、自門南始テ、南ザマヘ法親王以下僧車ヲ立ル也、僧俗必自其方興、不參引廻テ如此立也、
左衞門障方、若二條西ナラバ、自置路ヨリハ北、自可ハ西ニ、轅ヲ南ニテ可立也、
三條坊門面ナラバ、自坊門ハ北、自置路ハ東、轅ヲ南ニテ可立也、

日、長兼卿記云、春宮權大夫(藤資實)談予云、春日詣之時、汝乘車左方、人疑之云々、予答曰、車右可爲上之由見何書哉、答曰、御前弁別右、(○御前以下恐有誤脫)此事太公望乘車之右之心、右爲上之歟、予答曰、車以左爲上之條、迎侯嬴之時、史記注分明也、太公望乘右者、以令同車爲上也、以右非上歟、獨乘車爲誰可空左哉、權大夫又不答、春日詣翌日、前權中納言(親經)送書狀云、追侯嬴之跡乘左、珍重之由示之、才人猶可貴云々、不知臭旨之人、謗難歟、可嘆云々、

〔後愚昧記〕應安四年五月七日

一主人下車之時、榻役人前駈可入轅內哉否、

一相尋之不可然、自轅外可立榻之由答了、而今度前駈入轅內閉簾戶引出引立筵立榻了、仍有加難之輩等云々、尤可然、主人も前駈も、無案內之所致也、下計之時は、主人手自簾戶ノ指金をはづして引立筵以足踏出也、仍於榻者、自轅外立之者也、此儀委不示遣之故也、殆可謂後悔矣、

〔薩戒記〕應永卅三年正月廿六日辛酉、今日花頂僧正(定助)被談間事、

一下車時越軛事

故二條攝政、(良基)下車之時、正面被越軛、此事不被知故實之由、故如住院入道右府被難了、越軛之時、聊傍向之事爲故實云々、

四月廿六日庚寅、今日予(○中山定親)同乘勸修寺納言車、下車之時、予先自後方下、(用榻)次納言自前方下車、於轅內則取裾、不可然歟、越軛之後可取歟、昇沓脫之時、先向予氣色、於地上脫沓昇沓脫、此儀尤可然、已次人在地上之時、上臈昇殿之時、乍著沓不可昇沓脫之由、見御記也、予乍著沓昇沓脫、依無下臈也、退出之時、予先下地、乘車之時、納言於地上脫沓踏榻乘車、此儀又可然、准前儀也、予又於地上脫沓昇、依無下臈不可脫也、然而此所儀、納言座程近、仍脫沓了、如此儀、雖無殊進退、爲後記之、　五月四日丁酉、今日予、中御門宰相、右衞門督等同車、下車之時、兩卿先自後方下、(諸榻)次予自前方(一人自左方、置榻、又一人)

榻左ヨリ御簾也、御役ニシテ御ハキ物ヲ可給也、御車ノ開戸ノ役ハ、御前ハ榻ノ役人勤仕之、後ハ御簾役人勤仕之、御簾モチアゲ、又以前可開、乘御了ナバ、ヲシタツベシ、院御車御簾役ハ、殿下令勤仕給、但開戸役ハ近法性寺殿〈○藤原忠通〉マデ被勤仕、近來全無此儀、開戸役ニハ、殿上人ヲ被召也、降雨之時者、御笠役人ト御足太ノ役人ト、一方ニ可候也、御足太ノ役人ハ、自ノ笠ヲ不用、御笠ヲ備タヲンニ入テ、御榻ノ下ニ可立也、御榻役人ハ、從者ニ笠ヲ可指也、御榻ハ前駈ノ上臈、御笠ハ下臈役也、御笠ヲ指テ左右ニ立事ハ心ニ可任、

〔源平盛衰記 三十三〕光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

木曾冠者義仲ハ、〈○中略〉院〈○後白河〉御所ニテ、車懸ハヅシテ、ヲリントシケルガ、後ヨリ下ケルヲ、雜色、車ニハ、後ヨリ乘テ、前ヨリオルヽ事ニテ候ト申セバ、イカヾ車ナランカラニ、忌々敷スドヲリオバスベキ、京ノ人ハ物ニオボエズト覺ルトテ、終ニ後ヨリ下ニケリ、〈○中略〉大方振舞トフルマフ事、云ト云言ハ、京中上下ノ物咲ナリ、

〔玉蘂〕承元三年三月廿三日、前太政大臣良經長女、有入宮事、〈○中略名立子〉先是女房童女乘車、〈此數東西面妻戸邊寄車、余〈藤原道家〉出居東面指入車寄北間、顯房仲家、出衣寓同出之云々、〉殿上人二人、讃岐前司能季、右少將資家等寄車、童女車上簾、〈自本不掛下簾、若懸之時、前下簾テバ、簾ニ卷加テ不下也、後下簾下入於車內、左右さなに指はさむ也、〉各隨乘了、〈○中略〉盡御車、〈○中略〉次攞御車、仍內府〈○藤原良輔〉余參進車寄下、先引懸打板、卽引下敷高麗端帖一枚打板上、卽立屛風几帳、次姬君乘車、〈○中略〉御車入自中門外北屛中門、東宮南間盡御車、余卽步御車後、入中門後、昇中門外簀子、內府相共參進御車寄所、豫件間南北供燈、〈打灯臺數〉盡几帳屛風打板帖等、內府余相共掛板、〈其上敷高麗端帖一枚〉屛風几帳、先初御前下、次姬君下、〈先是御乳母故冷泉殿儲候御車寄內、〉次屛風几帳放打板、挽出御車、次姬君居盡御座、〈謂廂座〉女房於西面北小門下車、

〔百練抄 十一 土御門〕承元三年十一月廿五日、關白〈○藤原家實〉春日詣也、三條中納言長兼卿、乘車左扈從、卌

出御之時ハ、前駈立御榻後、下簾一方ヘカキトリテ開開戶、引出引懸莚、下簾ヲ御簾役人ニ授ク、令乘御之後、押入莚、閉開戶、

前駈於大炊御門辻可降

御引替之時、前駈左可降、但近代不然、

前駈、中門邊侍御車宿可徘徊、前駈以車左為上臈、後騎以右為上臈、降立時同之、

參御車儀

於門外乘御車、榻下可脫沓、奉懷主君、乘御車時、可撤御榻、下之時同前、牽參御車人、不踏御榻定例也、奉懷主君、自御車下ニハ、自後可降也、但可隨彼命、○中略

褰御簾樣

御簾ヲ持上ル時、下簾ヲ左右共一方ヘ引出テ、其簾ヲ持上之、榻役人立車左、立畢テ榻邊可蹲居也、乘下共以如此、沓役人、乘車時自左、下車時自右進之、隨主人之後押沓也、但自轅下、又自上、兩樣隨役人有差、笠ヲ擁スル役人下臈歟、但可隨事也、

〔門室有職抄〕車乘下事通公私僧俗也

凡車ニ乘ラバ、男子ハ乘右、女子ハ乘左、乘時車簾人擡之、下時ニハ自揚之、自我已下人ノ許ヘ行テハ、門ニ向テ下リ乘、自我以上ノ人ノ許ニテハ門ノ傍ニテ下乘云々、下時履足駄之外ハ、皆置前板著之、置時ニハ轅ノ外ヨリ指及テ令置之、至足駄者、榻ニモ前板ニモ不置之、置土著之云々、下口以人可令下、車簾出轅中之時ハ、ナガヘノスエヲ越テ可出也、不可越榻(シヂキ)、履役ハ、從僧中童子等、隨時勤之、

〔門室有職抄〕御出之時御車事

御車ハ、前ハ以右為上臈、後ハ以左為上臈、前ノ儀ハ、自左進御榻、右ヨリ進御尻切也、後ハ右ヨリ御

褰簾人

子息役之、若無子息前駈上臈役之、

下車儀

立榻人 前駈第二人役之、子息取沓者、第一人立之、

取沓人 同第一人有子息者必取之

取裾人 取沓人備取之

乘下間事

院司儀、五位殿上人立御榻、召次長取傳之 四位院司進御沓、同長傳之 又四位院司立御榻事、粗出來之時、其中上﨟立御榻、御簾役人參事、尋常無之、大饗尊者、移徙亭主、共必有此事、一家公卿幷供奉上首勤此役之時、立車右方、褰簾云々、付轅事、御幸時廳官差御車、主典代相加之、又院司上﨟二人若一人相副之、乘車時立御車右方、以右手可持上御簾、下車時主人手自卷簾、仍無役人、

乘車時、御簾役人立右、榻役人立左、

下御時、御簾役人立左、榻役人立右、

故入道左府、依脚氣所勞、於榻下被著沓鼻廣、御榻役人立榻、後自轅上サロビテ可開開戸、乘御之時、同人先開開戸、後立御榻、乘御後可閉之、有職輩勤前駈、房官上臈可立御榻、置御尻切於榻上時、脩綱進之者、自轅上置之、自同下可置御尻切也、俗家法、子息勤之、此役時如此、前駈ハ不然、只自轅下置之也、仍准申之、御尻切役人右、御榻役人左也、此役之時、乍持松明、進寄御車邊、捨松明立御榻、下御之後、又取松明可進、加之御榻、大童子取之可授房官、御尻切、侍取之可獻、脩綱、前駈御車止、御牛出後、御童子長取榻可授前駈、前駈立之、開開戸引出引懸筵、榻房官取、御尻切可授脩綱、入御之後、御車副可下御簾押、入引懸筵、

處不詳、頗不得其意、三雀丸、無嫡庶之別之上者、今度故內府意巧不分明者、乘用有何事哉、但故內府作文之體、未甘心、其聲從家、大略始ハ亂文、終ハ用口文也、而終成亂文之條、證據不審、其上件竹立涌、大宮大納言文也、宗房朝臣我用之時、若彼卿支申者、非無後煩歟、凡文者爲無等類也、所詮於汝者、可用竹立涌丸、就彼就此、旁可宜、且可縁者歟、

〔公淸公記〕貞和六年正月十六日壬申、抑車文事、自何御時爲輪額乎之由、日來作不審過了、建永元年十月廿六日、新出家宮、於南京有受戒、其日野宮殿御記云、

法眼道雲後鑑大寺殿二男

片網無前駈、上童一人、童子六人、

車可用家文之由、此僧度々示送候、令停止了、凡家々車文、僧家用之事、非無先例、但其意者、借用親昵車之儀也、全非可自調用之、因茲丞相在親昵者、卽借請其車、仍懸下簾具車副、是付車之禮也、更非付僧之儀、此故平等僧正拜賀之時、扈從之人、皆用檳榔車、僧家可調持毛車哉、就中末額文者、德大寺殿、爲出車所被調出也、始發于女口、僧家尤不可用之由、先公之遺戒也、且師僧正法眼之比用之云々、先公令止給其後被任僧正之日、任近例被調乘上白車之間、文事、又被待予答先公之御命、卽用他文、而幾假、一家各々輩、不知子細、又不相觸、自由小僧等有乘用之人云々、然而未見及、凡者車文擶子一人有傳乘之家、於此文不聽僧家條、縱僧雖可用家文、更不可背常篇、法眼霍執之甚奇怪也、用車文者、執家之好歟、執家之好者不可背、父命不可蔑、如予詞執之旨、尤有若亡也、今日予已供奉、用親昵車之儀、又不可叶也、如此之事雖有會釋、向後濫吹之源也、仍加炳誡了、

御記如此、散不審了、此御記、日來定披見了歟、而不思沓底弱也、家々文旨趣凡銘魂者也、

〇按ズルニ、車ニ紋ヲ施ス事ハ、姓名部家紋篇ニ在リ、參看スベシ、

〔三中口傳一〕一乘車儀事

被計下候哉、藤長於故内府容父子之禮候ヽ、就此好用彼文之條如何、猶亦可斟酌者、斯文何樣可候哉、委曲被示下候者、可畏入候、彼狀實覽之後、可被返下候也、以此旨可被洩申給候、藤長頓首誠恐謹言、

四月廿日　藤長上

勸修寺前大納言返事

度々恩問恐悅候、〇中略御車文之事、故大納言殿以來、用來三雀丸文、被追故大臣殿御例候哉、宜在御意候歟、細々繪網代之條、勿論候歟、文樣如記錄、委不注置候、但袖三雀中、如小八葉、雀丸之由所見候間、經顯、如此致沙汰候ヽ每事期參會候、恐々謹言、

四月廿日　經顯

洞院返事

不審之處、悅承了、〇中略車繪網代者勿論之由存候也、文事、故內槐御所爲、就御猶子儀被用之條、何事候哉、且可被請益羽林給候哉之旨存候也、謹言、

四月廿一日　判〇中略

中納言入道覺源返事

委細被仰下候、畏入候、〇中略車文事、宗房朝臣申異議候、然事問答治定之後、條々可申入之由申間、中納言今朝出行事候、〇中略

五月廿一日

條々

一車文竹立涌乎

貴命曰、任故內府例用件文之條、不可有難、可請益宗房朝臣之條、會尺之至候歟、彼朝臣可承說候

〔台記別記〕仁平元年二月十六日丁巳、是日今麻呂〇隆長加元服、〇中略車常網代、文石千鳥緣、長物見盡千鳥、龍革青、此新造也

〔愚昧記〕安元三年三月廿三日癸亥、未剋許參院、〇中略宗盛卿、夏裝束也、不更衣也、從公事之時雖著諒闇之服、參本所之時、如此隨身諒闇也、抑乘息侍從清宗車、如何、是平文車也、故殿、保元度、令用盛經車給也、是八葉也、重服人乘平文車、不可然歟、

〔尊卑分脈十一藤原〕通季卿傳〇中略
西園寺家文非輛輪、公宗卿、建武二年被誅之時、彼家錯亂以後、用輛輪文之由、見後押小路殿御記、

〔葉黃記〕寬元四年三月二日辛卯、爲御方違、御幸宣陽門院、〇後白河皇女覲子內親王第二度御幸、廂御車也、〇中略
御車文
任後鳥羽院御例、袖菊一本、中央八葉也、兼被仰合禪閤殿下〇藤原道家幷前內府之處、禪閤は、任舊例被用牡丹之條、何事有哉、後鳥羽院も、最前は若被用此文歟、但又可爲菊之條、不可難也、前內府、偏可爲菊之由被申之
前漢廢之後、光武再興漢禮、今被用後鳥羽院御車文之條、可叶此儀之由、前內府被申、不相似事歟、

〔五代帝王物語〕大殿、〇藤原道家、中略同〇嘉禎四年四月廿五日に、年四十六にて出家し給、其後も威光は益壯りに御座しけり、出家の人の參內する事は、御堂關白〇藤原道長平太政入道〇平清盛などの外は、いたく例もなけれども、車の文には蓮花をして行粧ゆゝしくて參內し給、

〔園太曆〕貞和四年四月十九日
何等御事候哉、抑稱號事、商量勸修寺前大納言〇經顯候之處、返狀如此、〇中略車事、綸網代、勿論候之由、彼卿申候、仍散蒙了、就中文事、三雀丸、世間餘遍滿、無等差之條、不便候哉、且故內府、近來改用竹立涌候き、被追彼文之由存候、若又可限彼子孫候哉、大納言可有所爲之旨申候、然而猶未一決存候、枉可

三葉柏公定卿
菱中有二杜丹一、實藤卿、
□實明卿　公守二男
巴公敬公二男、實國卿末用之、但實隆朝臣ハ獨梅木副也、
花蔦蒲家忠公末用之、或抄云、杜若云々、
立涌雲宗家卿末用也、但藏人侍從宗基、兼二杜若一、或抄云、宗忠公杜若云々、
杏葉丸持明院基家卿末用之
瞿麥定家卿末用之
蝶季行卿末用之、實季歸流同用之、或抄云、洲濱云々、
唐菱丸師尹公末用之
鷺丸宗成卿末用之
龜甲信隆卿末用之
三葉柏範南家儒兼末用之
大顏(オホカホ)通親公末用之、但通具卿末用二大葉一、
龍膽(リンドウ)實貫卿末用之
□□爲長卿末用之
島千鳥匡房卿末用之
竹ニ雀信範末用之

菊實明卿
□公雄卿
鶴細鵄上龜甲、實房公末用之、
帽額實能公末用之
輪違(ワチガヒ)經宗公末用之
鸚鵡丸賴輔卿末用之、教定末同用之、
蝶菱家政卿末用之
□光賴卿末用之
雀丸爲隆卿末用之、三八葉大辨之時用之云々、
澤瀉(ヲモダカ)顯輔卿末用之
龍膽(リンドウ)丸親信卿末用之
松丸中龜實業末用之、此事不審、
梅實俗淸王末用之
花橘淸行朝臣末用之
蝶顯盛卿末用之
四葉柏以長朝臣末用之

〔續世繼七武藏野の草〕大納言雅○縣の御。車。の。も。ん。こそ、きら丶かにとほしろく侍りけれ、おほかたはみのふるき繪に、弘高金岡などかきたりけるにや、それを見てせられけるとぞ、

實頼卿、篠圓、
公繼卿、御簾ノ裳額、德大寺左府實能之時、此文ハ出來云々、
信清卿、龜甲、
宗頴卿、袖菱子、中ハ八葉也、寬修寺氏也、
兼仲卿、大酢漿、中院也、
親雅卿、杏葉、寬修寺也、
實明卿、菊、閑院也、
季經卿、文同、諸大夫也、
隆房卿、黛圓、諸大夫也、
高三位、鷄冠圓、澁小葉、諸大夫也、
俊成卿、水落卯杖、
知光卿、二フチニ立涌雲、俊成黨也、
經房卿、此一家ハ三藻ノ圓、寬修寺也、
日野氏、松鶴、
平家、竹ニ雀、或穀葉、又葵ニ雀、〇原本有二誤脫一、據二一本一補正、

兼良卿、菱中ニ牡丹、
公房卿、蟠篠、閑院也、
宗輔卿、龍膽、
公時卿、鷲、閑院也、
經家卿、澤瀉、諸大夫也、
季能卿、文同、諸大夫也、
親能卿、蝶飛散、
六波羅黨、蝶圓、

〔蛙抄車輿〕一車紋事

菊　院御車紋也、或抄云、自二後鳥羽院御時一、御車紋改レ之、袖ハ菊枝、中ハ菊八葉、同云、已往者、中ハ大八葉、袖ハ唐草、上ハ白、此晴時御車也云々、又大八葉長物見、是ハ褻時ノ御車也云々、
牡丹　近衛殿　庇及網代同也
鞆繪　通季卿來用レ之、但公經公嫡乘也、自餘子息ハ不レ用レ之、
晝扇　實雄公來用レ之、嫡之外不レ用レ之、

龜甲　九條殿庇車網代時有二牡丹一
折入菱　實有卿
孔雀　公基公

調此車、每出仕用出車、末代甚无念事也、爲是如何、

四月十六日、同御記曰、古人被語曰、大面車、故入道殿、近衛司之時、賀茂祭使令勤仕給、而件時出來云々、又大固食車、六條右大臣〇顯房御車也、而大相國殿〇雅定令傳給公卿之後、依六條右大臣殿仰、件車傳給楊梅大納言〇雅顯、大面車、非先祖者歟、故右府御時出來歟、固食車、野行幸之時、初出來云云、是僻說也、自土御門殿御時出來歟、

押紙云、嘉禎三年五月廿七日、久我恒例八講、內府〇定通被入、束帶被乘上網代車、上白網代、袖出錢金云々、後日前內府〇通光被語曰、吾家兩三代、不調件網代車、只調半蔀車所乘也、若花山之家例歟、且又大臣著束帶乘網代事、定無先例歟、可乘網代者、直衣若衣冠可宜歟、吾家可用網代之時、借用子息車、常事也、又掘物榻云々、件榻當家不調、只自納言大將之時、用黃金物榻也、一日又被懸下簾云云、同不得其意、如此遊遠之時、不懸下簾也、青侍語、件車簾端、昔通蝶圓ヲ圓蝶二ヲ、以墨消之云云、以言大臣用一蝶、无案內雜掌如此調歟、言一蝶者、只圓蝶一ツヽアルナリ、

〔門室有職抄〕車文事

院御車文、中ハ大八葉、袖ハ唐草、上ハ白、此晴儀之御車也、又大八葉ノ長物見、此褻時ノ御車也、

親王、長物見ノ小八葉、常事也、

一ノ人ハ、上ハ白シテ、袖ハ牡丹、中ハ嫡子ハ大八葉、次々ハ小八葉也、此晴儀也、又大八葉ノ切物見、此褻儀也云々、

花山院、幷中御門左府、繪若、

中院源氏、通親嫡也之上ハ龜甲、中ハ大顏、袖ハ杜若、中ハ鶴、

寶宗卿、柄畫、閑院嫡也

泰行卿、大酢漿ト杜若トフシマゼタリ、物見ニ文ヲ指セリ、

輠

〔倭名類聚抄車具十一〕輠　唐韻云、輠、胡果反、上聲之重、又音果、漢語抄云、車乃阿不良都乃、車脂角也、

〔箋注倭名類聚抄車具三〕按車脂角不詳、玉篇、輠車脂轂、孫氏蓋本之、角疑轂字、音近而誤、說文、無輠有楇、盛膏器、或假借過字、或諧聲作輠、見史記荀卿傳集解、則知楇輠古今字、然輠是盛膏器、非脂車轂者、說文、鉆字云、膏車鐵鉆、段玉裁曰、謂脂其車轂者、以油納楇、濡膏而染轂中也、其器曰鉆、鐵爲之、然則鉆是脂車轂者、可以訓阿夫良豆乃、

〔類聚名義抄車九〕輠アフラツキ　或𨏁鍋盛膏車器、　車輠アフラツノ　〔同九戈〕車載アフラツノ

乘泥

〔倭名類聚抄車具十一〕乘泥　漢語抄云、乘泥、車乃都知波夭非知

〔後漢書劉盆子傳十一〕劉盆子〇中略　依俠卿、俠卿爲制絳單衣、半頭赤幘、直綦履、乘軒車大馬赤屛泥、赤屛泥謂以韋綴油屛泥於軾前、絳襜絡、

〔類聚名義抄木五〕乘泥クルマノツチハラヒ

車紋

〔海人藻芥〕車之事
紋車。家々文、網代組付、又袖陰書之、顯職殿上人乘用之、顯職者、藏人頭、內藏頭、五位藏人、左右兵衞佐等也、五位等侍車、堅綠不打之云云、

〔餝抄下〕一車
文車
仁安二二十五、殿記、曰、殿久我被仰曰、車文如何、侍從同樣如何、故入道殿雅定〇不御之時、予中宮權大夫出仕之時、令違袖、予本定紋、ヲモダカ鶴、又物見、予彼綠青、金青、然者爭不違哉、袖中ニ鶴ヲ作テ令起如何、被仰曰、不可然、此一家通文不吉也、物見ニ令出簾如何、予近衞使之時用之尤吉、仍此定ニ定了、
通方案、今子孫皆通文、違先人御命如何、三位師季卿、故典藥頭賴基養育、鍾愛无他、仍申請故殿、令乘大面、但物見金青、無簾、而近代彼兄弟皆乘之、塗綠青、令張簾、簾ニ付總、凡種々秘事、或大臣

〔門室有職抄〕角卷事
凡角卷ハ、片綱之時ノ儀也、仍宰相三位卷之、律師法橋准之、大中納言車副有一人之時ハ、下簾ヲ懸テ卷之、法印僧都又准之、二位猶片綱ニシテ有角卷云々、法眼准之歟、角卷スル時ハ、車副或牛童共ニ遣之云々、

〔山槐記〕治承三年十月十日甲午、今日院宮(御年十一、母故仁操僧都女、仁和寺守覺法親王御弟子、)爲御受戒令向東大寺給、○中略權大僧都等性、前駈四人、牛童一人遣之、(赤色款冬衣、有角卷、)○中略公卿權中納言成範、車副一人遣之、(有角卷、牛童瀰色、)

〔葉黃記〕寬元五年(○寶治元年)正月一日乙卯、牛馬御覽云々、後日牛飼等群來之次、藥師丸云、第一御牛、前用打交繩、而總無用意、仍共用布遣繩、

〔百練抄(十七後深草)〕正嘉二年十一月一日、左大辨宰相經俊、直衣始也、○中略駐網代車(大八葉、楊黑金物、)牛指繩、牛童車副雜色、如拜賀之時、

〔新抄〕文永四年八月八日、□□女房(乘車、)參一院(○後深草)御所、件牛(法性寺三位雅平牛也、)引切遣繩、步昇式馬道云云、

〔倭名類聚抄(十一車具)〕罿 唐韻云、罿(音童、一音衝、車乃阿美、)車上網也、

〔箋注倭名類聚抄(三車具)〕按說文、罿、罬也、罬捕鳥覆車也、詩兎爰、雉離于罿、毛傳、罿、罬也、釋文引韓詩云、施羅於車上曰罿、爾雅䍐謂之罿、罿、罬也、罬謂之罦、罦覆車也、郭注、今之翻車也、有兩轅中施罥以捕鳥、則知玉篇幡車、即郭璞所云翻車、以捕鳥之車網、今俗呼無雙網之類也、源君以爲乘車蓋上網者誤、

○按ズルニ、罿ノ乘車ノ綱ニ非ザル事ハ、箋注倭名類聚抄ニ辨ゼルガ如シ、而シテ倭名類聚抄車具ノ條ニ載スルヲ以テ、其誤ヲ辨ジテ此ニ載セタリ、

〔延喜式(三十六主殿)〕左右馬寮車油三斗八升三合(寮別一斗九升一合五勺)

差縄　遣縄

ノハナツラ　絏ハナタリナハ　〔同广七〕縻ハナツリ　〔同口七〕羈ハナツラナリ ハナツラヌク

〔蛙抄車輿〕綱間事附角巻事

唐車糸毛用之、綾打交蘇芳下濃也、白網代庇、雨眉、半蔀、毛車、網代等用之、綱ト云ハ、白布ニ付粉テ三ツ打ニシタル也、長ク打テ二重ニ取テ、中央ニ付別緒ヲ、牛鼻ニ付テ両方ヘ張テ、車副二人遣之、大臣時、四人、毛六人モアレ、下臈二人、取綱テ是ヲ近。。手ト云也、其餘ノ上臈ハ立副轅也、然而近代四人六人也、添付綱、大饗儀也、號片。。綱。。シテ、車副一人之時、立右方遣之也、此時角。。巻。。ト云コトアリ、

或抄云、凡角巻ハ、片綱之時事也、仍宰相三位巻之、律師法橋准之、大中納言モ、車副一人有之時、今案、毛車等儀不可然、網代車、八葉車等差縄網時、略儀事也、下簾懸テ巻之、法印僧都又准之、二位猶片綱有角巻云々、法眼准之歟、角巻スル時ハ、車副或牛飼共遣之云々、今案、牛飼事不審、可尋、

今案、雖非片綱、主人下車之後ハ、則牽左綱歟、強非作法事也、

抑差。。綱。。ト云事、納言以上者、網代車ニテモ、八葉車ニテモ、又子孫及家礼人ノ車ニテモ、何ノ車ニテモアレ、毛車ノ綱ヲ差テ乗用也、車副遣之、雖大臣、略儀二人之例有之、建久、中山内府、建保六四、野宮左府等、是也、又納言モ片綱之例存之乎、此事直衣時例也、是束帯之時、或遠所、或内々参陣之時如此、拜賀之事、晴日、不可然事也、用毛車之故也、又網代車等、或差綱シ、或遣牛童、依事テ臨時テ、兩様不定ナレバ也、

遣。。縄。。ト云ハ、毛車以上、一切品不可用之、八葉車、殿上人文車等用之、網代車、遣牛飼之時用之歟、白布ニ粉ヲ付テ、二ツヨリニシタル物也、綱ヨリハ細シ、長同綱歟、綱ハ牛飼、雖在角本半分ナルアリ、筋両方ニ張之、一方ニ取故也、但牛飼ノ輪ノ轂ノ下ニ立テヤルナレバ、サノミ不可短歟、遣縄ハ、網代車巳下、遣牛飼之時、可用物也、毛車ニハ一切不可用事也、仍大略縄ト遣綱ト同程歟、牛飼ノ遣事ナキ故ナリ、所詮綱ハ車副ニ付クル物也、遣縄ハ牛飼付タルモノ也、綱ハ公卿乗用車ニ用也、遣縄ハ公卿褻時、四位五位巳下殿上褻時ニ、通ジテ用之物也、

革のかたをぬはせ給へり、下すだれも、かうの地に、薄物重ねて、小鳥、蝶などを縫ひたり、

〔中右記〕天永二年四月十四日丙午、齋院御禊也、〈○中略〉先日攝政殿〈○藤原忠實〉被敎仰云、公卿立車時、大臣解鞅、令懸牛引出也、大納言以下ハ引出牛、鞅ハ如本結付車也、此事年來不知、仍今日、於列見辻立車時不令解鞅也、

〔長秋記〕大治四年四月十九日丁卯、齋院三年祭了、入給于野宮御禊也、今日行事辨實親車、懸黑鞅、若是靷負佐儀歟、可尋、

〔台記〕保延二年十二月九日壬寅、參內儀、〈○此日藤原賴長任內大臣、中略〉鞅は參內之時、未任大臣之前なれば、不解つれば、猶轅に結付られてあるなり、仍駕牛之時、不口鞅也、ムナガヒノワナ許ヲカタルナリ、

鞅

〔倭名類聚抄十一車具〕鞅 毛詩注云、靷〈音引〉所以引車也、四聲字苑云、鞅〈於兩反、漢語抄云、無奈加岐〉頸下絆頸繩也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕按、釋名云、靷所以引車也、說文、靷引軸也、左傳正義云、古之駕四馬者、服馬夾轅、其頸負軛、兩驂在旁、挽靷助之、段玉裁曰、驂載於軸、兩靷亦係軸、哀二年左傳、我兩靷將絕、吾能止之、駕而乘材、兩靷皆絕、此可見靷之任力、幾與轅等、靷在輿下、而見於軌前、乃設環以續靷、而係諸衡、故詩云、陰靷沃續、又曰、僖廿八年左傳、晉車七百乘、韅靷鞅靽、杜曰、在胸曰靷、此在胸曰靳之誤、說文、靳當膺也者、是以秦風毛傳靳環或作靷環證之、其誤正同矣、愚按、段說是可從、杜氏以在胸釋靷蓋誤也、後漢書郭憲傳注、靷在馬胸、其謬與杜氏同、源君以靷爲无奈加岐、亦襲此誤也、

帑袛

〔倭名類聚抄十一車具〕帑袛 唐韻云、帑袛〈帑延二音、俗云、久飛於保比〉牛領上衣也、

〔類聚名義抄六衣〕帑袛〈帑延二音、タヒオホヒ、牛頸上衣〉

牛縻

〔倭名類聚抄十一車具〕牛縻 蒼頡篇云、縻〈音與糜同、和名、波奈都良〉牛韁也、字書云、桊〈音眷、漢語抄云、牛乃波奈岐〉牛鼻環也、

〔類聚名義抄三木〕桊〈音眷、牛ノハナキ、〉 㯓樓〈俗〉 〔同六糸〕紖〈ウシノハナツラ〉 紴〈牛ノハナツラ〉 緣〈牛〉

鞦

といへども、おほかたはかはることもあらじ、廣橋家へとひしに、彼かたのこたへも詳ならず、

〔葉黃記〕寬元四年三月二日辛卯、爲御方違御幸宣陽門院、〇後白河皇女覲子內親王第二度御幸、廂御車也、〇中略御雨皮張筵料拵(御幸始、所被通用之由、被申之、)

〔倭名類聚抄十一車具〕鞦　四聲字苑云、鞦(音秋、字亦作緧、和名之利加岐、)車鞦、所以制牛後也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕按、之利、臀也、加岐、謂勒絡之也、謂著褌、爲多不左岐加久、卽是也、與垣牆訓加岐同語、〇中略　空穗物語樓上下卷、謂之利加以、今俗所呼同、〇中略　按、玉篇、鞦、車鞦也、方言、車紂自關而東、周洛韓鄭汝潁、而謂之鞦、釋名、釋車、鞧、鰌也、在後道迫使不得却縮也、說文、紂、馬緧也、緧、馬紂也、則知鞦作緧爲正、所引緧緻鞦皆俗字、

〔延喜式四十一彈正〕凡內親王、三位已上內命婦、及更衣已上、並聽乘絲葺有庇之車、幷著絲牛鞦、

〔蛙抄車輿〕鞦間事

平䩊鞦、檳榔庇、毛車、雨眉、網代、庇等、用平䩊鞦、但雨眉網代庇、或用丸䩊、　唐車、糸毛、輦車等、平鞦付杏葉、唐車或革鞦云々、

平䩊ハ、縄ニテ車副遣之時用之、

太䩊鞦、半蔀、網代、八葉、(或丸䩊ト云者是也、)牛童遣之時用之、點鞦ハ、廷尉彈正等職用之、(於辨少納言ハ、雖家說可有之、於家者用赤鞦、)

解懸鞦事　下車之時、鞦ヲ牛ニ解懸タル事

大臣之時作法也、(但褻時不可必然、)納言以下無此儀、出牛後、經付于軛置之、但拜賀之時、爲表祝著、准大臣儀、解懸牛也、

〔空穗物語樓の上下二〕ないしのかみの御車、新しく調せさせ給へり、かんの殿のは、こ紫の糸毛に、唐鳥孔雀ぬはせ給へり、宮の御は、ふたあゐに雲だすき、秋のゝかたをうつし、草、虫、すゝき、むら鳥のかたを、いろ／＼に縫はせ給へり、いとなまめかしうさま／＼にをかしう、志りかいにも唐

いひけんをもて、この棧の名とせし事、ゑるきなりと云へり、

〔西宮記臨時八〕車

雨皮　公卿以上車張之

〔物具裝束抄〕ニ雨皮事

面線薄青染之差油、裏白生絹、近代面裏棟之薄青染不差油、爲公平云々、公卿以上備綱用之、

〔海人藻芥〕雨具事

雨皮、生絹ヲ淺黄ニ染用之、輿車同ヲ、但可有大小也、張筵車ニ用之者也、

〔蛙抄車輿〕雨皮間事

三位以上用之、雖何車通用之、表裏平絹、幅表淺木ニ染ム、緯ノ妻ニ細緒ヲ縫含テ、以其緒結付雨皮也、先下ニ張張筵ヲ、其上ニ張雨皮也、連軒俄降雨之時、上﨟不覆之前ニ不覆之、進而覆ハ無禮也、殿上人已下不用之、只用張筵、

晴天路次之間、釜殿仕丁、著退紅持之、參議不具退紅仕丁歟、依制符之故云々、此時白張笠持相加、笠持之云々、當家ハ、塵(塵恐誤)日猶具退紅仕丁、以白布十反緘之時、或以雨皮爲上、或以張筵爲上、德大寺如此也當家說、以雨皮爲上テ、以張筵籠中也、

院中儀、抒ニ插テ持之、大臣以下只夾腋乎、他家不知之、當家如此見圖、在右鷹尾外、

〔輿車圖考九〕雨皮付

轅に金物ありて、雨皮のつまの緒をゆひとむるなり、これに栗形といふあり、

〔九條家車圖〕唐御車

御雨皮張筵如常

〔輿車圖考四〕唐車

張筵とは、むしろをはりて雨を除るなり、鳳輦のはり筵、くはしくゑらず、乘車のは詳記を見す

しぎ

セ給テ、橋占ヲゾ問給シ、十四五計ノ禿ナル童部ノ十二人、西ヨリ東ヘ向テ走ケルガ手ヲ扣同音ニ、搨ハ何搨、國王搨八重鹽路ノ波ノ寄搨ト、四五返ウタヒテ、橋ヲ渡、東ヲ差テ飛ガ如シテ失ニケリ、

〔吉部秘訓抄四〕一秦通卿車文事用寄子乎人雖地下打立榻事
文治四三廿五、同記○藏人頭經房記云、坊門中納言秦通謹而我一家於車文者、杜若皆用之、物見之外須知加倍之子、嫡家用之、養父入道拾遺亞相成通依信通養子用之、用寄子之人、雖地下打立榻、愚身之時、故入道奏當院事、舊時隔之故、而近來一族之輩、不知此子細、非嫡家雖用寄子、押以打立榻、未曾有事也云々、

〔玉海〕文治六年正月十一日丙寅、此日攝政太政大臣兼實長女、從三位任子有入内事、○中略先是糸毛車、舁放牛立榻、南面、去朝平門北一丈許、當中央、

〔謙亭筆記〕一車のしぢとは、いかなる物を申候哉、答、車のしぢ、くびきをもたすものを申候、しぎは車よりおり申候時のはしごにて候、乘申候時は、堂上より乘る故、しぎ入不申候、

〔嬉遊笑覽二下器用〕近ごろの繪をみるに、車の後より、榻の外に、かけはしと云ふものを持行處あり、黒く塗りたる階子なり、賀茂氏○眞淵の雜問答考に、榻は牛をはなちてより、轅をかくれど、先は是を踏て乘も下もする物にて、それが料によきほどの高さに作りたるなり、然るを此答に、榻のことをいへるは、いかにぞや、車のこと、古今とよろづの書にも、古き繪などにもしぢは有て、榻のごときものはなし、たゞ近ごろさかしらに、さる物を作り出せしと見えたり、且つそれをしぎと名付しは、古今和歌集に、しぎの羽がき百羽がきと、此鳥の羽搔のしげきをよめる歌のあるを、後の世にとりかへて、榻の端に、きざみ付たりてふ、例の戲れ物語を作りしより、又後人しぎといひ、しぢといふ爭のあるを、又好事の車にしぢの外にしぎてふ物ありて、それにきざみは、つけたりなど

院、親王、關白、大臣已上、黃金物打之、大納言、中納言、大將、赤銅散物ノ金物打之、自餘人々、皆鐵金物打之、

榻ヲバ、左右轅ノ下ヨリ、隨有便宜立之、貴人ハ前駈ノ役、普通俗家ハ雜色役、僧中ハ大童子役也、

〔物具裝束抄〕一榻事

黃金物、大臣用之 散金物、大將用之 黑金物、納言以下公卿用之

〔蛙抄車輿〕榻間事

黃金物ハ大臣必用之、何ノ車モ相通、但半蔀車、或散物、 散金物ハ、納言大將用之、中蔀網代入葉、皆同之、

〔海人藻芥〕車之事

榻、俗親王大臣以下、僧中は僧正以下、僧綱皆用之、

〔九條家車圖〕公卿時召之

網代○中略 御榻金物塗籠

〔西園寺家車圖〕納言大將半蔀車

一榻散物金物黑赤銅、網代并八葉之時、猶用此榻、當家如此、

〔枕草子十一〕西の對に、殿○藤原道隆すませ給へば、宮○道隆女定子にもそこにおはしまして、まづ女房ども車にのせさせ給ふを御覽ず、○中略みなのりはてぬれば引出て二條のおほぢにし。ぢ。たてゝ、物見ぐるまのやうにて、たてならべたるいとおかし、

〔後二條關白記〕寬治七年四月廿一日丁卯、著社頭、○賀茂 御車立鳥居南、懸榻、予○藤原師通以下源大納言連立車云々、置榻於轅中、

〔源平盛衰記十一〕中宮御產事

御產○高倉中宮平德子懷妊ナラズ、二位殿○德子母心苦シク思給テ、一條堀川戾橋ニテ、橋ノ東ノ爪ニ、車ヲ立サ

榻

〔新撰字鏡木〕榻榻同址閤反、志地、

〔倭名類聚抄十一車具〕榻　唐韻云、榻、吐盍反、和名之知、床也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕初學記引通俗文云、牀三尺五曰榻、是所以坐之器、釋名、榻、登也、施大牀之前小榻之上、所以登牀也、所以登牀之器、故轉注爲所以登車之器、按説文無榻字、古蓋用蹋字、蹋、踐也、謂可踐而登也、

〔類聚名義抄三木〕榻シヂ　榻シヂ

〔下學集下器財〕榻シヂ人座、或日本俗爲車具也、

〔倭訓栞前編十一〕しぢ　新撰字鏡、和名抄に榻をよめり、車の床くびきをもたする具なり、されど榻字は車にのみ限るべきにあらず、唐韻に床也と注せり、

しぢのはしがき　昔し男の女をおもかひけて、九十九夜までかよひて車の榻に數を書たりしが、百夜に滿る夜、さはる事ありとて、逢ずなりにし故事なり、俊成卿臨期變約戀の歌に、

おもひきやしぢのはしがき書つめて百夜も同じまろねせんとは

〔延喜式十七内匠〕伊勢初齋院裝束

車榻一脚料槻二枚、各長五尺、廣四寸、厚二寸、檜榑一材、阿膠五兩、鐵一廷、炭二斗、熟銅二斤十兩、滅金四兩、鑞鐵一兩二分、鐵半廷、伊與砥一顆、信濃布二丈、調布二丈、白鑞薄三枚、方八寸阿膠三兩、信濃布五尺、漆一升五合、絹一尺五寸、綿七兩、細布一尺五寸、信濃布二尺、掃墨五合、燒土五合、單功卌人、木工八人、漆七人、銅十六人、白鑞九人、

〔餝抄下〕一車

檳榔毛車○中略

榻大臣黃金物、大將散金物、納言以下漆金物、執柄家納言散物、大臣之後黃物、

〔門室有職抄〕榻事

〇註略、士也罔極、二三其德、（傳、幃裳、婦人之車、正義曰、傳以大夫之車立乘、有蓋無幃裳、此言幃裳者、婦人之車故也、(中略)箋(中略)正義曰(中略)幃裳、一名童容、故巾車云、重翟厭翟安車、皆有容蓋、鄭司農云、容謂幨車、山東謂之裳幃、或曰童容、以幃障車之傍、如裳、以爲容飾、故或謂之幃裳、或謂之童容、其上有蓋、四傍垂而下、謂之幨、）

〔愚管抄〕五 十二月（〇平治元年）廿五日、丑の時に、六波羅へ行幸（〇二條）をなしてけり、その樣は淸盛尹明にこまかにおしへけり、晝より女房の出んずる料の車とおぼしくて、牛飼ばかりにて、下簾の車をまいらせて、（〇下略）

〔源平盛衰記〕三 資盛乘會狼籍事

同（〇嘉應）二年七月三日、法勝寺へ御幸アリケレバ、當時ノ攝籙基房公（號松殿）參給ケリ、還御ノ後、殿下三條京極ヲ過給ケルニ、三條面ニ女房ノ車アリ、夕陽ノ影ニ、車ノ中透テ曇ナク見エ透、烏帽子著タル者ノ乘タリケリ、居飼御厩舍人等車ヨリ下ベキ由責ケルニ、聞入ズシテヤリ過サントシケルヲ、狼籍也トテ、前ノ簾幷ニ下スダレヲ切落タリケルニ、葛ノ袴ヲ著タル男アリ、車ヲ馳テ逃ケルヲ、追懸テ散々ニ打ケリ、

〔玉海〕文治五年八月廿二日己酉、此日下向南都、余（〇藤原兼實）冠直衣（京出入時皆同）庇車（依遠所不懸下簾、故實也、）

〔明月記〕承元二年正月三日、今夕有女院御幸、（〇中略）博陸御車寄進、笏ヲ懷中、下御簾、（左右）簾ヲ取具天褰給入御、

〔蛙抄〕（車輿）半蔀車

物見簾

同（〇物見）簾 靑編糸、（大臣一枚ニ四所各四筋、大將一枚ニ二所各二筋、）靑地錦緣、（大臣一枚ニ中ニ三筋、左右端、相合五筋也、大將一枚ニ中ニ一筋、左右緣、相合三筋、皆恒額也、異于飯室圖、大臣大將共同、）攝關家、納言大臣無差別、

〔西園寺家車圖〕納言大將半蔀車

一物見簾（編糸井裏等如先、靑地錦、緣小文、一方ニ二枚ニ別懸緖二筋組、）

車屛風

〔河村誓眞聞書〕一車にめす時、車屛風とて、くるまの内にたち候、女房衆の時、如此歟、

〔古今和歌集十一戀一〕右近のうまばのひをりの日、むかひにたてたりける、くるまの下すだれより、女のかほのほのかにみえければ、よみてつかはしける、　在原なりひらの朝臣〇歌略

〔源氏物語九葵〕よき女房車おほくて、さう〳〵の人なきひまをおもひさだめて、みなさしのけさする中にあじろのすこしなれたる、ゑたすだれのさまなど、よしばめるに、いたうひきいりて、ほのかなる袖ぐち、ものすそ、かざみなど、物の色いときよらにて、ことさらにやつれたるけはひ、しるくみゆる車、ふたつあり、

〔花鳥餘情六葵〕あじろのすこしなれたる下すだれのさま、

尼眉には、あを末濃の下すだれをかく、あじろの車には、下すだれをかけずといへども、女房の乘用するには、八葉の車にも、下すだれをかくる事に侍れば、いづれにても相違なかるべし、

〔枕草子三〕にげなき物

よき家の中門あけて、檳榔毛の車のしろうきよげなる、はし蘇芳の下すだれの、にほひいときよげにて、榻に立たるこそめでたけれ、

〔枕草子十一〕御經のことに、あすわたらせおはしまさんとて、〇中略日さしあがりてぞおはします、御車ごめに十五、四つは尼車、一つの御車はからの車なり、それにつゞきて、尼の車、しり口よりすいさうのずゞ、うすゞみのけさきぬなどいみじくて、すだれはあげず、下すだれも薄色のすこしこき、〇下略

〔台記〕保延二年十一月五日己巳、今日參二大原野、吉田社一、〇中略半蔀車、本雖レ懸二下簾一、於二東三條河原一令レ取レ之、

久壽元年十一月廿二日辛未、今日右大將、〇藤原兼長密々詣二春日一、〇註略奉二金銀幣一〇註略神馬一、〇註略衣冠、半蔀車、〇不レ懸二帷一〇略

〔毛詩註疏三之三衞風〕桑之落矣、其黃而隕、自二我徂一レ爾、三歲食貧、淇水湯湯、漸二車帷裳一、女也不レ爽、士貳二其行一、

ニ、上七八寸許ヨリ、下簾ヲ取加テ卷上也、後方不插之、

〔門室有職抄〕下簾事

大納言懸之、法印僧都准之、二位宰相、三位不懸之、法眼、律師、法橋准之、

〔世俗淺深秘抄上〕一青下簾懸檳榔車、間々有所見、即簾ハ與下簾一色物也、大宮右府俊家、常用之由云々、網代之車(同)懸赤色下簾事、古來未聞事也、

〔物具裝束抄〕一下簾事

蘇芳末濃(毛車時用之)

青末濃(濃末濃トモ云也、網代車八葉車之時用之)

纐下簾(糸毛幷唐庇等用之、毛車之時用之事、有先規、)

〔蛙抄車輿〕下簾間事(下簾、九尺五寸之物八也、)

蘇芳下簾　唐車、糸毛、手車、檳榔庇、毛車懸之、懸蘇芳簾之車懸之、(但檳榔庇以上ハ、用總物、委儀仍而不載之、)有毛車下簾ハ、長絹ヲ紫末濃ニ染テ、無總物也、末濃トハ、半ヨリ上ハ白ク、半ヨリ下ハ紫濃ク、薄紫ノ匂四五寸アルベシ、長サ九尺五寸、表指ノ糸アリ、一幅ニ三所、三針ザシ也、但表裏同様ニ可指也、是有表裏之差別ハ、以裏爲表テ懸事、依有憚也、件糸上程、小分蜷結之、糸ノ長サ、當車簾中央之程也、夾下簾様、三中抄ニ、二幅アルヲ右幅ノ左端一尺餘ガ下ヲ取テ筒貫ノ端ニ夾、左又同之、其簾ヲ卷ニ、上七八寸許ヨリ、下簾ヲ取加テ卷上也、後方不插之、今案何ノ下簾モ可爲此定(委ハ車副可付事也)、青末濃下簾、網代庇、雨眉、半蔀、八葉等、懸青簾車ニ懸之也、小精強ヲ紺末濃ニ染タル也、其様准蘇芳ジテ可知也、黄、淺木、二色ノ匂、各四五寸ヅヽアルベシ、末ハ紺ニ染、長サ蘇芳下簾ト可同也、表指ノ糸以下、可同右、網代車ニハ、雖懸青簾不懸此下簾(大臣以下同之、家例也、三中抄云、チカ物見車、網代車或懸下簾、不懸之、)八葉車ニハ、出仕ニハ、不懸之、私褻出行之時懸之、(女房同車必懸之)

下簾

庇車

簾〈高ノ緣青キ唐綾、上緒革輪ナ入レズ、〉

〔輿車圖考五〕雨眉車

上緒とは、すだれのへりに、ちいさきかはあり、それに穴あり、すだれまくとき、そのかはの穴に、ひぢがねかけてとるむるなり、革輪いれずとは、そのかはの末に、金物なきをいふ也、台記云、保延二年十二月九日、予〇頼長藤原乘長物見車〇中略於二條町程卷簾天、上緒、ひぢがねにかけんとするも、無上緒穴、予乞下﨟隨身重文刀、穴ヲサシアケ天、ひぢがねにかくとある是なり、

物見にも上緒あり、是もおなじ、

〔伊呂波字類抄〕〈志雜物〉帷裳〈シタスダレ、俗云下簾、〉　下簾〈同〉

〔倭訓栞〕〈中編十一志〉したすだれ　車にいふ、眞名伊勢物語に、帷裳をよめり、簾のしたに白き絹二はゞ、或はすそ濃にしてかくるなりとぞ、和名抄に幰幟、俗車簾車帷也といふ物なりといへり、

〔西宮記〕〈臨時八〉車

下簾　古時三位已上懸之、近代納言已上用之、

〔羽倉考〕二下簾不可爲略語之事

下簾ハ衣ニテモノセル物ナレドモ、簾ト云ハ、只簾ノ如ク前ニ垂ルガ故ナルベシ、直ニ其物ニ非ザレドモ、或ハ體、或ハ用ノ似タルヲ以テ、名クルコト少カラズ、〇中略諸抄ニ下簾ノ別名見エザレバ、略語ニテハ非ザルベシ、

〔三中口傳〕一一乘車儀事

御下簾插樣

二幅アルヲ、右幅ノ左ノ端、一尺餘ガシモヲ取テ、筒貫ノ端ニハサムナリ、左又同之、其後簾ヲ卷

上緒

答云、爲繪網代者、可被用村濃給歟、

〔西宮記臨時八〕車

簾緣　用織物、近代中臈以下、皆用色革、

〔桃華蘂葉〕一車事

檳榔毛

赤色簾錦緣、江記云、執柄以後、紫織物、以蘇芳織物、

〔蛙抄車輿〕八葉車

簾同牛部網代等、大臣大將五緒、大中納言參議等四緒、此外有上革、

〔圓太暦〕貞和四年五月廿八日彈正少弼公興朝臣車事○中略

簾四緒、淺黃絹糸、淺黃紐段萬濃革緣之、

〔飾抄下〕一車

八葉附小八葉

大八葉、五緒、長物見、極位人大臣乘之、而近代多乘用、不可然云々、

〔徒然草上〕車の五緒は、必人によらず、程につけて、きはむるつかさ位にいたりぬれば、乘るものなりとぞ、ある人おほせられし、

〔蛙抄車輿〕檳榔車

簾蘇芳竹、紫絹糸、錦緣七緒、親王以下無差歟、緣七之中、左右ノ端ト、中央兩所ト四筋ハ付簾、其間ノ三筋ハ不付簾、端ニ有金物、

〔九條家車圖〕檳榔庇

御簾蘇芳　編絲紫　七緒　緣錦如檳榔　裏綾紫

〔三條家裝束抄坤〕車

言巳下ハ四緒、此外上事、有前簾ハ、乘用之後、手自卷之、用上事、上下常法也、仍於門下途中等下車之時、無其役人、自前下車之故也、於中門廊等之時、自後方下、仍簾役人、必可有之、乘スル時ハ、中門廊モ門下モ、皆自後乘、仍役人可入也、拜賀已下扈從時、存禮之者卷、於第一人ハ、不依禮之存否、猶以垂之、合眼于主人有憚之故也、不存禮之人者垂之、疎遠之故也著陣之時、主人必垂之、不憚大臣大納言也、其意略云々、康永二四廿、左大臣殿(藤原公賢)拜賀也、垂簾、同日著陣故也云々、此時先手自卷之下車、仍無別役人、

簾出入之時、女房同車者垂之乎、卷之時、其役人例、院中大臣納言攝關大臣等、親族公卿、或殿上人、簾之時無其人ハ、前駈第一、攝政不然乎、納言以下晴日如此、

〔江談抄三雜事〕野篁爲閻魔廳第二冥官事

篁、參結政、剋限、於陽明門前、爲高藤卿、被切車簾鞦等云々、

〔枕草子十一〕御經のことに、あすわたらせおはしまさんとて、〇中略まづ女房車にのせさせ給を御覽ずとて、みすのうちに、宮〇皇后藤原定子しげいしや、三四の君、殿のうへ、〇高內侍其御おとうとみところ立なみて、おはします、車の左右に、大納言、〇伊周三位中將〇隆家二所して、すだれ打あげ下すだれひきあげて乘せ給ふ、

〔大鏡五太政大臣兼家〕帥の宮〇敦道親王の、まつりのかへさ、和泉式部とあひのらせ給て、御らんせしさまも、いとけうありきやな、御車の口のすだれを、中よりきらせ給ひて、わが御方をばたかうあげさせ、式部のかたをばおろして、きぬながういださせて、紅の袴に、あかきしきしのものいみいとひろきつけて、つちとひとしうさげられたりしかば、いかにぞものみよりは、それをこそ人見るめりしか、

〔吉記〕壽永二年七月四日丙寅、頭辨問初任間事、

車簾綱緒事

引懸筵

〔蛙抄車輿〕檳榔車
疊、緑綱縁、有引懸筵、

〔輿車圖考六〕半蔀車
ひきかけむしろは、まへのかたに一ツ、うしろのかたに一ツあるべし、さなければ乗下の用をなしがたし、ひきかけむしろ、引たてむしろともいふ、車に乗下するに、車のうちより榻のあたりまで垂るゝやうに引出すなり、前板なんどのちりをよくる料なるべし、彼愚昧記云、應安四年五月七日、〈問答〉主人下車之時、榻役人前駈、可入轅内否相尋之、不可然、自轅外可立榻之由答了、而今度前駈、入轅内開鷲戸、引出引立筵立榻了、仍有加難之輩等云々、尤可然、主人も前駈も無案内之所致也、下車之時ハ、主人手自鷲戸ノ指金をはづして引立筵以足踏出也、仍於榻者、自轅外立之者也、これらをみても志るべし、

車簾

〔新撰字鏡巾〕幌〈井分反、平、車幔也、婦人乗也、車乃加久比、〉

〔倭名類聚抄十一車具〕車簾　唐韻云、幌幔、〈晃縵二音、俗云車簾、〉車帷也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕廣韻云、幌車幌、又云幰、幌幰、帷也、與此少異、按、玉篇幌車幌也、又車帷也、說文幰、帷也、孫氏蓋依之、又按、幌幰字並从巾、則知是帷類、恐非車簾、

〔蛙抄車輿〕車簾間事
蘇芳簾　唐車、糸毛輦車、檳榔庇、毛車等用之、其簾、竹ヲフシカネニ濃ク染テ、緋ノ絲ヲ以テ編タル也、赤地ノ錦ノ縁ヲ押ス、七緒也、〈裏緣皆綾、或白、〉縁七之中、左右之端ト、中央兩所ト付簾、其間三ケ所不付簾、端有金物、
青簾　網代庇、雨眉、半蔀、八葉、網代車等用之、其簾、例ノ翠簾ノ如ク青竹也、常ノ翠簾ハ、緋糸ニテ編タルヲ、此簾ハ依車編糸相替、〈八葉ハ縹糸、網代車ハ村濃編緒也、〉藍革何モ遠文ノ縁、〈裏緣白綾、〉大臣及大將ハ五緒、大中納

疊

則以文𩊱爲車乃之度𩊱、恐不允、說文、茵、車重席也、又載𩊱字云、司馬相如說、茵从革、

〔類聚名義抄 九革〕𩊱 シトネ　クルマノシトネ

〔蛙抄 車輿〕疊間事

繧繝緣疊ハ、毛車敷之、三位以上四位參議用之同之、有引懸筵、前後同繧繝緣也、高麗緣疊ハ、半蔀網代車以下用之、大臣、納言、大將ハ大文高麗、大中納言參議已下、小文高麗、大臣大將モ猶有小文例、引懸筵同右、

近代如八葉車、轅ノソリ高キ故ニ、乘惡ニ依テ、半疊ヲ二ニ破爲二枚テ、前ノ方ヲ帖ノ奥ノ方ノ帖ノ端ノ下ニ聊引入テ敷ク事アリ、古更ニ不可有事也、近代ノ僻案、不可爲法事也、如毛車、轅ソリ不高ハ二ニ不破、只一帖ナリ、其家劣レル人、如拜賀日、爲表祝言、借請攝關及大臣等車令乘用之時、差改疊ヲ返上云々、是成恐之故也、

〔九條家車圖〕唐御車〇中略

御座 京筵、緣繧繝、裏皆絹、

〔西園寺家車圖〕納言大將半蔀車〇中略

一疊 京筵、大文高麗緣

〔江談抄 三雜事〕融大臣靈抱寬平法皇〇字多御腰事

資仲卿曰、寬平法皇、與京極御休所〇褒子同車、渡御河原院、觀覽山川形勢、入夜月明、令取下御車疊爲御座、〇下略

〔今昔物語 二十八〕阿蘇史値盜人謀遁語第十六

今昔、阿蘇ノ□ト云フ史有ケリ、〇中略公事有テ内ニ參テ、夜深更テ家ニ返ケルニ、東ノ中ノ御門ヨリ出デ、車ニ乘テ大宮ノ下ニ遣セテ行ケルニ、著タル裝束ヲ皆解テ、片端ヨリ皆帖テ、車ノ疊ノ下ニ直グ置テ、其上ニ疊ヲ敷テ、史ハ冠ヲシ襪ヲ履テ、裸ニ成テ車ノ内ニ居タリ、

モノトス、二駄分ハ心ヨク一兩ニ積ベシ、諸侯ノ往來ナドニ、家中ノ乘掛ヲ二駄分前後ニ積テ、中ニ兩人並座シ、談話ヲシツヽ行ルベシ、雨天ニハ荷ヲ平カニ幷ベ、兩人ワカレテソノ上ニ座シ、乘掛合羽ヲ用ユベシ、川アル所ハ、淺キハソノマヽニ渡ルベシ、チト深キハ荷ヲオロシ、車力ノ者カツギワタリ、人ヲモ負ワタシ、空車ニテ通スベシ、荷ノ積卸モ、馬トチガヒ簡便ニテ、又兩人アレバ、尙サラ手間ノ入コトナシ、車力モ肩背ノ勞ヲ省キ、駕籠ヲ舁、徒荷ヲカツグヨリモ勝手ナルベシ、賃錢ハ一兩ニテ一駄半ホドノ定メナラバ、旅人モ人足モ、トモニ利アルベク、驛場ヨリ少シヅヽノカヽリモノヲ賃錢ヨリ取テ、車ヲ作リ修ルノ料トスベシ、コレミナ多少ノ便ナラズヤ、

こえとり車

〔浪花雜誌街廼噂一〕万松、ソレ千長さん車が來る、あぶねい〳〵、千長、アイ〳〵承知だ、オヤおつな車だネ、成程これは思ひつきだ、江戸の代八車より人部が入らずそして荷を積ところが長板ときて居るから、薪などは、餘程積や正、万松、さやうサ、アノ跡から撞木のやうなもので押のは面白い、慥此車をベカ車といふとかいひやしたッけ、

〔水蛙眼目〕故宗匠云、民部卿入道〈藤原爲家〉爲敎〈爲家子〉を車の尻に乘て、さがより冷泉宿所へ出られけるに、爲敎卿兄〈爲氏〉のあしざなる事ども被申けり、禪門、ともかくも返事はなくて、みちにこゑとり車のあるを見て、

やせうしにこゑ車をぞかけてける

といふ連歌をせられけるを、爲敎、よりすぢりあむじけれ共、つゐにつけざりけり、冷泉にて車よりおりらるゝとて、つゐにえつけぬな、あにのとのならばつけてましと被申けり、

車具 輞

〔倭名類聚抄十一車具〕輞　釋名云、車中所坐者、曰文輞、〈音與罔同、車乃之度祢〉用虎皮、有文綵、因與而相連著也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕釋車文、原書作文輞、車中所坐者也、用虎皮、有文采、因與下相連著也、此作與而、恐誤、按文輞、用虎皮造之、又因與下相連著、皇國車、中之輞、用緗帛、不用虎皮、又不與下相連著、然

右御尋ニ付、申上候、以上、

文化十二亥年十二月　　芝車町 名主 四郎右衛門

御番所樣

〔紫の一本下〕武藏野

武藏野は行けども家の果もなしいかなるむまに乘てめぐらん

陶々斎が云、此歌能しとも思はれず、乘りてめぐらんといへども、乘る物なし、馬も駕もならずば、責て代八車になりとも乘りたらば、よからんと云、

〔見た京物語〕大八車なし、運送甚あし、、

〔草茅危言〕別駕車之事

一上國ニ、平地任載ノ小車アリ、京師ニテ地車ト稱ス、是ハ泛稱ニテ的切ナラズ、大坂ニテハベカ車ト呼ブ、何ノ義タルヲ知ラズ、江都ニテハ、ナキヨシニ聞リ、果シテ然リヤ、其形狀小クシテ、板ニテ造リタル兩輪ヲ用ユ、輪ノワタリ三尺ニ近カルベキカ、輿ハ平ラカニシテ前後ニ長ク、前ノ端ハオノヅカラ兩轅ヲナセドモ、轅モヤハリ輿ノ内ナリ、木石ヲ運ブノ用トシ、ソレヨリ他物ヲモ積テ廣ク用ヒ、一推一輓、二人ニテスム、輕任ハ一人ニテモ辨ズ、甚ダ簡易便利ノ器ト云ベシ、ベカト名付シコト、愚意ヲ以テコレヲ推スニ、コノ車手ヲ放セバ、前後軒輊シテ、平ニナリテ居ズ可杯ノ類ニテ下ニオカレヌト云ヨリ、ベク車ト呼タルガ、一轉シテベカトナリシカ、又ハ狗ノ子ヲベカト云フ和訓アリ、世ニ形狀ノ似テ然ラザルモノヲ狗トヨブ、狗蔘狗山椒ノ類是レナリ、コノ車ハ任載ノ牛車大八車ナドニ似タルユヱ、狗車ト云ベキヲ、ヒネリテベカト呼ブニヤ、愚ハ新タニ意ヲ以テ別駕トスルノミ、通用ノ文ニハアラズ、ソレハトモアレ、愚ハ又創意ヲモテ、コノ車ヲ道中驛次ノ人馬不自由ナル所ニ用ヒ、或ハ宿々ニミナ用意シテ、人馬ツカヘノ時ニ出シ用ヒタキ

年に出來たり、此小石川などの築地の土抔は、今の水道の北のかた、地たかき所の土にて築かれしに、大八といふもの、其土を運ぶ車を造出してければ、大八車とて、今も用ゐる事なり、

〔江戸名所記　五〕芝　泉學寺

このごろ〇寛文頃は、地車といふ物をはじめて、牛をかけず、車に荷物をのせて、人八人してこれをひく江戸中、我も〳〵とこしらへて、その車の名を代八と名づけて用ゆ、牛にかはりて八人してひく故也、馬にのせてはこぶ物をもおほくはこの代八にてひかすれば、江戸中の馬借馬子等は、地車をいやがりにくみて、代八をひくものを、人畜生とのゝしるとかや、

牛ならで人ぞひかする地車を代八葉とこれもいふらん

〔本朝世事談綺　二器用〕大八車

寛文年中、江戸にてこれを造る、人八人の代をするといふを以、代八と名付、今大八と書、その頃御殿中にて、人をして馬のごとくならしむと、戯の御沙汰ありし也、

〔嬉遊笑覽　二下器用〕江戸には、牛に懸るも人の挽も、みな大八車を用〇中略誰身の上、三文づゝもち出て、百人にあたへ、我とすまひをとる、ならば、必まけよとやくそくしてとりぬる間、一日に錢を一貫大八町の男をも、かたてにてとりてなげ、六尺二分の法師をも、指一つにてつきたをしける、今按るに、大八町とは、大津の八町をいふなるべし、大津は、古より雜車のある所なれば、大八車の名は、これに起れりと思はる、車に大八葉と云あり、古圖をみるに、車の紋に青蓮花の八葉を畫けり、其名を誤ひて、大八と呼りとするもいかゞ、

〔撰要集〕乍恐以書付奉申上候

一大八車之儀者、明暦三酉年中、江戸大火ニ而、所々普請多ク候ニ付、木挽町邊ニ住居仕候牛車大工之者、始而大八車造リ出シ、夫より追々流行仕、只今ニ而者、京大坂、其外國々御大名方御城下等ニ而も、相用候由ニ御座候、

力車

に主人の苗字を己の姓とす、牛屋の名を恥ぢて、近來牛屋の千場衰微す、太郎兵衞、其家を買ひ取り、千場の名を止め、別號とす、熊本侯の金用達にして、帶刀の免許あり、

〔萬葉集 四相聞〕廣河女王歌

戀草乎、力車二、七車積而戀良苦、吾心柄、

〔西宮記 臨時八〕臨時樂

康保三年十月七日、此日寛殿上侍臣奏樂、○中略 大鼓一面、鉦鼓一口、立同竹○河竹 架東、並加火焔、其前立樺、載力車、

〔榮花物語 十五疑〕殿のおまへ、○藤原道長、中略 今は御こゝち例ざまになりはてさせ給ふめれば、御堂のことおほしいそがせ給ふ、○中略 おほぢの方を見れば、力車に、えもいはぬおほきどもに綱をつけて、さけびのゝしりひきもていき、○下略

〔榮花物語 二十二鳥の舞〕としごろつくりみがゝせ給つる御ほとけ、みなみどのよりわたしたてまつらせ給、○中略 わたらせ給ふ程は、力車といふ物をふたつならべて、一佛おはしまさせ給、けふは其車のうへに、おはきなる蓮花の坐つくらせ給ひて、おはしまさせ給ふ、

〔狹衣 四下〕御門、○中略 まだ夜はふかゝらんとおぼしつれど、あけにけるなるべし、道のほどに戀草つむべきれうにやと見ゆる、ちから車ども、あまたをしやりつゞけつゝ、行ちがふ、

〔長秋記〕長承三年十月十五日庚寅、詣右府、○源有仁 談云、去比仁和寺法印夢想、上皇、○鳥羽 予大僧正汝鳥羽新造御堂、所居右雙居間、力車千万如飛入來、其聲如雷、於上皇予全命出、

〔新撰六帖 二〕くるま

行なやみ力車もひゞくなりむそぢあまりのなげきつむとて

大八車

〔倭訓栞 前編八〕くるま　大八といふは、車輪に大八葉小八葉といふ事あるより、名となれる也、

〔白石紳書 八〕同○享保四年 七月廿三日に、雀部重羽のいひしは、○中略 小石川の築地といふも、火後○明曆三

御屆上ニ而、日光表江罷越、御普請御用無滯相仕舞候ニ付、其節牛持勘左衞門と申者、仙臺江御召連被成、今以右勘左衞門跡、牛車渡世罷在候由及承申候、

右之外、國々牛車有之候場所、及承不申候、〇中略

右御尋ニ付申上候、以上、

文化十二亥年十二月　芝車町 名主　四郎左衞門

御番所樣

〔江戶名所記五〕芝　泉學寺門前より打つゞきて、牛町とて四町あり、これ牛車をつかふところ、をよそ牛の數も一千疋に及べり、古しへは淀鳥羽に車借ありて、都ならでは牛車なかりしを、江戶は東の都にて、牛の車をゆるされ、いか成土橋板橋のうへをも、心のまゝにひくとかや、この故に車借のともがら、牛をえらびてもとめやしなふ、〇中略寬永年中より初まれり、

〔江戶名所圖會三〕牛小屋　牛町にあり、延寶江戶圖に、此地を牛の尻と云とあり、牛を畜する家多く、牛の數一千疋に餘れり、〇中略古は淀鳥羽にのみありて、都の外には牛車なかりしに、御入國〇德川家康の頃より許宥ありて、江府にも是を用ゆる事となれり、餘は駿河にあるのみにて、唯此三ケ所に限れりとぞ、

〔春波樓筆記〕江戶車町は、芝高輪の手前、牛屋あり、是はいにしへ御入國の時、東照神君、大津牛を呼びよせらる、百三十六疋といふ、御城の石垣の石を牽かせたり、二代將軍秀忠君の時に至りて、牛方共大津へ歸らん事を願ふ故、五十六疋を留めて、殘をおん返しある、飯田町邊に牛原と云ふ所あり、車置場は江戶橋の四日市にあり、牛車追々渡世薄くなり、牛三十六疋になる、其の後牛原の牛、今の車町に來たる、海ぎはの地、車置場になる、漸々減じて今五軒となりぬ、大八車のみ用をなす故なり、千場太郎兵衞と云ふ巨家あり、牛屋に千場氏あり、太郎兵衞、もと此の家の牛牽なり、故

京都、嵯峨、伏見、上鳥羽、下鳥羽、たんの上、せり川、中島、塔森、横大路車共、大津其外何方にて荷物積候共、違亂申間敷候、若難澁申者於有之は、此方へ召連可參候也、

寅極月〇慶長十九年七日　　板伊賀〇重勝判

右車遣

〔撰要集〕乍恐以書付奉申上候

一芝車町牛持共先祖之儀、寛永十三子年中、御普請御用に付、京都より御呼下シニ相成、市ケ谷八幡前ニ而、四丁餘之所、牛小屋場に被仰付、御材木御石等運送仕、御用無滞相仕舞候ニ付、京都江罷歸申度段、其節御普請御掛柳生但馬守樣江、御窺申上候得共、寛永十六卯年中、御評定所江被召出、被仰渡候者、御當地ニ牛車御留被置候ニ付、居屋敷可被下旨、乍恐大猷院殿〇德川家光御上意有之、居屋敷望候樣、被仰渡候、依之只今住居仕候場所見立、奉願上候得者、同年十一月中、寺社御奉行安藤右京亮樣、松平出雲守樣、町御奉行神尾備前守樣、朝倉石見守樣、御役名不知庄田小左衞門樣、曾根源左衞門樣、朝比奈源六樣、御立合之上、下高輪ニ而、四丁餘之所被下置、夫より芝車町と相唱、是迄代々家業相續仕罷在候儀ニ御座候、〇中略

一諸國牛車有之候場所御尋ニ付、取調候所、左之通ニ御座候、

一京都

但伏見幷東海道大津宿ニも有之候得共、何れも京都江罷出、渡世仕候由ニ御座候、右牛車之儀者、古來上方表ニ而、御軍用ニも相成候由、牛持共古キ書留ニ相見申候、

一駿府

一奧州仙臺

但仙臺之儀者、貞享年中、日光御普請之砌、松平陸奥守樣江御手傳被仰付候節、車町牛持共

有理、大理仰使廳令致沙汰、家信卿令集取其車(車資)之間、使廳重捕取牛童、有不穩事等云々、

〔左經記〕寬仁四年二月廿七日己酉、早旦參中河御堂、以午剋被奉渡御佛、(丈六阿彌陀佛九體、觀音、勢至各一體、○中略)大御佛、(大車上作蓮花座敍佛、有白蓋物十一兩、)

〔方丈記〕爰に六十の露きえがたに及びて、更に末葉のやどりを結べることあり、○中略其家のありさま、よの常ならず、廣は僅に方丈、高さは七尺がうち也、所を思ひ定めざるが故に地を占めて作らず、土居をくみ、打おほひをふきて、つぎめごとにかけ金をかけたり、もし心にかなはぬことあらば、やすく外に移らんが爲也、其改め造る時、幾ばくの煩かある、積む所僅に二輛なり、車の力をむくふる外は、更に他の用途いらず、

〔雍州府志 七土產〕車 稛載雜品物者謂雜車、洛下三條橋西南鳥羽橫大路造之

〔見た京物語〕三條の橋、牛車を通さず、加茂川の中をわたる、

〔京都御役所向大概覺書 二〕京都牛數車數幷拜借之事

一牛數三拾九疋

一車數五拾輛

一牛持人數拾貳人

三條組之分

車稼之義は、洛中洛外、西は嵯峨、東は大津、南は伏見鳥羽筋、六地藏、北は鷹峯、車坂高野邊、其外近國何方へも參、致渡世候、

但右牛持居所、河原町、荒神口下ル町、今出川六條新屋敷、右三ヶ所に居住仕、此分三條組と申候、

○中略

一先年大坂御陣之節、御陣道具品々御用相勤、御歸陣已後、車所々往返之御證文、板倉伊賀守殿ゟ車持共江被下候、右證文左に記、

按轝者、貨物運送之車、人以引之、又京師牛車、使牛引之也、相傳往昔山城鳥羽里、有天台僧、常修護摩、祈寶祚、天子勅許、乘牛車、土人寬暇日、借其車、運米薪、竟多造牛車、便于日用、如今上下鳥羽里、有八十有餘牛車、其遺風矣、彼僧不知誰人也、疑鳥羽僧正乎、

〔木工權頭爲忠朝臣家百首雪〕車中雪

はづかしやその荷ぐるまのうしよはみ雪つみぬればひきぞわづらふ

〔延喜式内膳三十九〕凡作園所須、〇中略 車二兩、年別請

〔日本靈異記上〕僧用涌湯之分薪而與他牛役之示奇表緣第廿

尺惠勝者、延興寺之沙門也、法師平生時、涌湯分薪諂一束與他而死、其寺有一牸、而生犢子、長大之後駕車載薪、无憩所駈、控車入寺時、不知僧過寺門曰、惠勝法師者、炎經雖能讀、而不能引車、牛聞之流涙、長息忽而死、

〔西宮記臨時十〕與奪事

宗全記云、長久五年五月廿五日、使廳政也、〇中略 同日小日記云、今日見物車馬總以不來、是京中疾疫之患、繁昌之故歟、廳公文幸樞送市事、以囚人爲擔夫、恒例也、而依無禁獄之囚、積雜役車云々、

〔宇治拾遺物語十一〕これもいまはむかし、かつら川に身なげんずる聖とて、まづ祇陀林寺にして、百日懺法おこなひければ、ちかき遠きものども、道もさりあへず、おがみにゆきちがふ、〇中略 その日のつとめては堂へ入て、さきにさし入たる僧ども、おほくあゆみつゞきたり、尻に雜役車に、この僧は紙の衣袈裟などきてのりたり、

〔本朝世紀〕久安二年十月廿八日甲子、今日法皇、〇鳥羽 被供養新造御堂、〇中略 臨供養期、調車數十輛、創載吳錦越布之類、其車如世間文車體、以板造之、不懸牛、人以爲僧侶之施物、貢進上皇、〇崇德 之料也、

〔明月記〕天福二年〇文暦元年 七月廿九日丙寅、近日三位家信卿牛車、與陰陽師文平と云物鬪諍、依文平

漆塗車

幸平等院、御同車、御車非尋常、四面施簾、左右有簾、其下構短輪、所謂四輪車是也、故入道相府車也、

〔榮花物語八初花〕寛弘二年になりぬ、○中略春日の使の少將頼通は、中將になり給ひて、ことしの祭の使せさせ給ふ、○中略ことしは、此使のひゞきにて、帥宮敦道親王花山院など、わざと御車したてゝ、物を御覽じ、御さじきの前あまたわたらせ給、○中略花山院の御車は、きんの漆などいふやうに、ぬらせ給へり、網代の御くるまをすべてえもいはず作らせ給へり、さはかうもすべかりけりと見えたり、

板車

〔西宮記臨時四〕板車

上下通用、近代無乘用之人或及種々車、任意乘之、

〔蛙抄車輿〕板車

古下賤之輩、及武士等用之歟、當時無之、

筵張車

〔枕草子八〕いやしげなる物

むしろ張の車のおうひ

〔枕草子六〕わびしげに見ゆる物

雨ふらぬ日、はりむしろしたる車、ふる日、張りむしろせぬも、

〔榮花物語五浦々の別〕帥殿伊周○中略すぢなくて、いでさせ給ふに、松ぎみいみじうしたひきこえさせ給へば、かしこくかまへて、ゐてかくしたてまつりて、御車に、かうじ橘ごきひとつばかりをふくろにいれて、むしろばりのくるまにのり給、

荷車

〔類聚名義抄九車〕輜ニタルマ　タムタルマ

〔和漢三才圖會三十三車駕〕輂音菊ニグルマ　彼車　棧車　字又作輂　俗云大八　牛車

輂、説文載物之車、直轅車也、

〔相國寺塔供養記〕曼珠院僧正御坊、〇道豪岡崎僧正御房、いづれも長物見の小八葉にて、車副四人、上童一人充、侍などめしぐせらる、

青蓋車

〔倭名類聚抄十一車〕青蓋車　續漢書輿服志云、皇太子皇子、皆朱輪青蓋、故曰青蓋車、

〔箋注倭名類聚抄三車〕按淸寧紀云、小楯等奉億計弘計到攝津國、使臣連持節、以王青蓋車迎入宮中、是史家潤色、用後漢安帝紀文耳、其實皇國、無有王青蓋車之制、故紀訓幾三乃三久流万、別無其名、疑源君據記錄載、不致事實也、

〔日本書紀十五淸寧〕三年正月丙辰朔、小楯等奉億計弘計到攝津國、使臣連持節、以王青蓋車迎入宮中、

〔古事記傳四十三〕以王青蓋車は、例の漢文の潤色なり、皇朝には古も今も、さる制の御車あることなし、

飛車

〔倭名類聚抄十一車〕飛車　兼名苑注云、奇肱國人、今案國人無右臂、故名之能作飛車、從風飛行、故曰飛車、

〔箋注倭名類聚抄三車〕按山海經、海外西經、奇肱之國、其人一臂三目、注、其人善爲機巧、以取百禽、能作飛車、從風遠行、兼名苑注、蓋本于此、又按飛車、見空物語菊宴卷、竹取物語、及榮花物語御裳著卷、又按續日本紀養老六年、唐人王元仲、造飛船、扶桑略記、載作飛車、蓋飛車之名、膾炙當時人口、故皇國誤飛船爲飛車也、

〔竹取物語〕大ぞらより、人、雲にのりており來て、土より五尺ばかりあがりたる程に立つらねたり、〇中略たてる人どもは、さうぞくのきよらなる事、物にも似ず、飛ぶ車ひとつぐしたり、

指南車

〔倭名類聚抄十一車〕指南車　鬼谷子注云、周成王時、蕭愼氏、獻白雉、還恐惑、周公作指南車以送之、

〔日本書紀二十六齊明〕四年、是歲、沙門智踰、造指南車、

〔日本書紀二十七天智〕五年、是冬倭漢沙門知由、獻指南車、

四望車

〔本朝世紀〕康治元年三月四日、是日平等院一切經會也、巳剋、法皇〇鳥羽幷高陽院、〇藤原泰子自小松殿密

葉のくるまの、せんごのすだれをあげ、さゆうの物見をひらく、大臣殿〈○平宗盛〉は淨衣をき給へり、

〔吾妻鏡十五〕建久六年三月九日甲午、今日將軍家〈○源頼朝〉御參石淸水幷左女牛若宮等、依爲臨時祭也、御乘車〈網代〉若公〈○頼家〉被用檜網代車、御臺所〈○平政子〉駕八葉車〈被出御衣〉給、

〔吾妻鏡十八〕元久二年十二月十八日庚午、御臺所〈○源實朝妻〉御參鶴岳宮、被用御車〈八葉〉女房出車二兩連軒、

〔明月記〕建永二年四月十六日、賀茂祭、春宮使亮右中辨範朝朝臣車小八葉、有物見、企銅、八葉付之例也、

〔增鏡九草枕〕新院〈○龜山〉二月〈○文永十一年〉七日、御幸はじめさせ給ふ、〈○中略〉同廿日、布衣の御幸はじめ、北白川殿へいらせ給ふ、八葉の御車、萌木の御狩衣、山吹の二御ぞ、紅の御ひとへ、うす色のをり物の御さしぬきたてまつる、

〔園太暦〕貞和四年十二月廿日、今日新院〈○光明〉八葉始也、依兼日仰、少將公定可候御共也、抑今日、左大將〈○藤原公重〉直衣始卽可候、新院八葉御車始、御車寄云々、

〔後愚昧記〕應安四年正月十六日、節會散狀、師茂朝臣注送之、

新宰相中將〈公兼卿〉今日申拜賀、〈○中略〉自陣家〈實敦家、一條東洞院、〉參仕、不用車、退出之後、自陣家竊乘八葉車、先來前右大將〈公直卿〉亭、〈菊亭仙洞合壁〉

〔看聞日記〕應永三十年九月十一日、抑昨夕御幸事、委細聞之、申刻出御、八葉御車、〈物見有二連子〉

〔花營三代記中〕同〈○康暦三年正月〉十三日、御參內、年始恒例、

御車〈八葉〉　御直衣

雨皮持仕丁、退紅笠持舍人、〈○中略〉

次公卿車〈八葉〉　各直衣

〔永昌記〕嘉承二年四月十四日庚午、今日齋内親王御禊、（○中略）酉剋寄御車出御列見、昏黒渡御者、

路頭次第

行事左少辨雅兼　網代八葉車（開物見、○中略）

大夫史盛仲（小八葉車、不開物見、相具史侍、）

外記兼弘（小八葉車、不開物見、相具外記使部、）

〔吉記〕安元二年四月廿二日、今日賀茂祭也、（○中略）中宮（○平德子）使車、（上網代遣文、中網代、中八葉、物見黒漆、雀、袖外以綠青色々付彩色、八葉大、袖内寄子、色紙形簾如例、）

〔山槐記〕治承三年正月廿日己卯、今日著直衣用日來車、（中八葉、切物見、大理乘車也、）

〔吾妻鏡三〕壽永三年（○元暦元年）十月廿四日己卯、因幡守廣元、（九月十八日任）申云、去月十八日、源廷尉（○義經）叙留、今月十一日聽院内昇殿云云、其儀駕八葉車、扈從衞府三人、共侍廿人、

〔大夫尉義經畏申記〕清獬眼抄　正月（○元暦二年）一日五位尉（○源義經、中略、）

車

小八葉　簾（無昌蒲、淺黄糸緆、）　牛童（白張香、）　牛（不用黄牛）

〔源平盛衰記四十六〕頼朝義經中違事

鎌倉殿（○源頼朝）仰セケルハ、（○中略）九郎冠者（○源義經）先ヲノミカケケレ共、終ニウスデ一ツモ負ハズ、平家ヲ誅罰シテ、天下ヲ鎭メタルハ神妙ナレドモ、（○中略）何ゾ弟ノ身トシテ、仙洞（○後白河）ノ御氣色ヨケレバトテ、頼朝ニ不合申、推テ五位尉ニナルコト、奇怪也、又立。フ。チ。打。タ。ル。車。ニ乘、禁中花色ノ振舞、以ノ外ニ過分也、

〔平家物語十一〕一門大路わたされの事

同じき（○文治元年三月）廿六日、平氏の生どり共、鳥羽に著て、やがて其日都へ入て大路をわたさる、小八

網代　棟ノ表以下、各例網代青地黄文小八葉、片棟ニ六、左右各十二物見細所ニ五、左右合十同下ニ八、左右合十六袖表各二、左右前後各八

長物見　黑漆

簾　青簾如例、四緒下簾、不及沙汰、

疊　小文有引懸筵

鞦　黑鞦彈正廷尉、不能左右、其餘辨少納言赤鞦、家説也、公敏卿、爲辨少納言時赤、又辨官時同之、他家之儀可尋、

遣繩　白見八葉所

〔安齋隨筆後編二〕一八葉車　滋野井亞相公麗卿の云、八葉の車と云は、立板に網代にて八曜を作る事を云、大なるを大八葉と云、小なるを小八葉と云、俗に車の輪木八枚あるを八葉と云といへるは僻事也、車の輪木八枚あるものは、輻廿四本也、雜車は七枚也、輻廿一本也、〇中略橘嘉樹云、滋野井殿の御說に、輪木八枚とあれども、予、女御入內の御車、幷加茂祭の車を見しに、何れも七枚也二條の御城に、將軍家の御車あり、是も七枚也云々、

〔鹽尻十二〕車大八葉、小八葉、龜甲、蟹甲、　車の大八葉、小八葉と云は　此紋繪有より起る、慶長六年に、宮內少輔幸綱奧書せし車繪圖一卷、官庫にあり、夫を考れば、八葉とは　青蓮花の八葉を描く、九曜の星は、これを丸くかきなせし物にや、九條關白經敎公の車繪樣一卷あり、これには九曜を畫けり、〇下略

〔貞丈雜記三十九〕一八葉の車は、輪の葉八ッ有、常ゟ大形成を大八葉と云、小きを小八葉と云、七葉は輪の刃七つ有、小八葉は、轅頸木に至迄眞直也、

〔二判問答〕一廷尉乘車事、可爲五緒小八葉之由存之、如何、

小八葉、尊卑用之、殊廷尉拜賀之時、用小八葉勿論歟、

物見　長物見、（是本儀也）切物見、（是略儀也）同外黑漆有盤甲、（長物見時、前後左右有、）

大臣等刷日、物見懸簾事有之、（正和五年、物見懸之、）

同下立板　黑漆如例

金物　內方黃金物、雨皮付又同之、上下皆無差、外方上下一向無之、

下張　粉紙　無薄　上下皆同

簾　同半蔀網代等、大臣大將五緒、大中納言參議等四緒、此外有上革、

下簾　靑末濃、是半蔀、堅固內儀之時、簾懸之、是相忽之時儀歟、其外不懸之歟、

疊　大臣大將、大文高麗、大中納言參議巳下、小文高麗有引懸筵、

鞦　太畝

榻　大臣黃金物、大將散物、（黑銅白文）家例也、大中納言參議等、黑金物、同毛車、

遣繩　白布（一打也、長サ網ノ中分也、崎チ牛ノ鼻ニ付也、或差繩、）雖用網代車時事歟、

雨皮　同上

殿上人巳下令乘用者、雨皮付不打轅、又不用榻及雨皮、只用張筵許、（實儀可尋、）

〔蛙抄　車輿〕小八葉車

辨少納言外記史廷尉彈正弼等、爲儀式官之輩、及地下諸大夫等用之、

日野一流、至大辨猶用小八葉、仍當家居辨官之日、依用彼家說、延慶二年、左大辨參議中將三官令兼帶給之時、被用小八葉、但與雲客時、相替事有兩條、其一者、袖表文有扇、（各二本如例、左右前後合八本也、常小八葉ハ無袖文、只小八葉也、）其二者、雨皮付打轅、（常小八葉、依殿上人、不打轅、）以上兩條、或依公卿、或依羽林、所相替也、當家辨少將之時、袖文又同歟、雨皮付不打轅許也、

箱　如例八葉、

長祿二年六月十一日、將軍家、〇足利義尙著陣ノ習禮ニ、大染金剛院、八葉ノ車ヲ用フ、

將軍家

建久元年十一月八日、鎌倉右大將賴朝、上洛ノ後、初メテ參內ノ時、網代ノ大八葉ノ車ヲ用ヒラル、

嘉禎四年二月廿三日、七條將軍、〇藤原賴經上洛ノ後、初メテ參內ニ、八葉ノ車ヲ用ヒラル、

康曆三年〇永德元年正月十三日、鹿苑院准后〇足利義滿ノ時、一位大將ニテ、恒例參內始ニ、此車ヲ用ヒラル、

永享三年十二月十一日、普廣院將軍、于時一位大將ニテ、新造ノ室町ノ亭ニ移徙ノ時、此車ヲ用ヒラレシ也、

文安六年三月十一日、普廣院將軍、〇足利義教新造ノ亭移徙ニ、八葉ノ車ヲ用ヒラル、

諸家

貞和二年十一月九日、風雅集竟宴ノ時、中園相國〇藤原公賢前左大臣ニテ、八葉ノ長物見ノ車ヲ用フ、物見ヲ開テ、藍革ノ五緒ノ小簾ヲ掛クル、內方ニ掛クルナリ、

同三年二月晦日、上皇〇光嚴天龍寺ニ臨幸ノ日、同相國、八葉ノ車ヲ用ヒシナリ、

嘉吉三年四月廿六日、洞院ノ右大將ノ拜賀ニ、八葉ノ車ヲ用フ、

寶德二年七月五日、將軍家、〇足利義政直衣始ノ參內ノ供奉ニ、花山院中納言、八葉ヲ用フ、但網代ニアラズト云々、同時三條中納言、侍從宰相等、八葉ノ車ヲ用フ、

〔蛙抄車輿〕八葉車

上下男女異俗、相通褻時用之、

箱　如例

網代　大八葉　棟表、幷物見上下袖表、皆例網代、青地黃文、大八葉、又大臣已下、四位五位無ㇾ差、

一ノ人ハ、上ハ白シテ袖ハ牡丹、中ハ嫡子ハ大八葉、次々ハ小八葉也、此晴儀也、又大八葉ノ切物見、此褻儀也云々、

〔物具裝束抄〕一車事

八葉車長物見大八葉、大臣乘之、切物見大八葉、上下常乘之、小八葉、外記官史辨官、醫陰之輩乘之、

〔海人藻芥〕車之事

大八葉車ハ、俗中大臣以下公卿、僧中ハ僧正以下僧綱用之、小八葉ハ、四位五位雲客、僧中有職非職等用之、紋車家々紋網代組付又袖ニモ繪書之、顯職殿上人乘用之、顯職者、藏人頭、內藏頭、五位藏人、左右兵衛佐等也、五位等侍ノ車、竪緣不打之云々、

〔輿車圖考〕八有職抄云八葉〇中略

或抄云、院ノ御車ノ文、內ハ大八葉、袖ハ唐草、上ハ白、是晴ノ時ノ御車也、又大八葉ノ長物見、褻時ノ御車也云々、又賤官外記史等ノ輩モ、小八葉ヲ用フル也、但下輩ハ物見ヲ切ラザルコト也、

院

建保四年四月十四日、賀茂祭、院〇後鳥羽密々御物見八葉車ニ乘御、

貞永二年七月十七日、上皇〇後堀河太政入道川東ノ水閣御幸、八葉ニ乘御、

貞和二年十二月廿日、新院〇崇光初メテ八葉ニ乘御、

攝家

正和三年閏三月九日、光明照院〇藤原兼基院參ニ、大八葉ノ車ヲ用フ、

同四年二月十四日、東宮〇後醍醐初メテ蹴鞠ノ時、關白〇藤原家平八葉ノ車ヲ用ヒシナリ、

永享十年二月日、後福照院〇藤原持基吉田社ノ參詣ニ、八葉ノ車ヲ用フ、

寶德四年三月四日、將軍家〇足利義政花頂花遊覽ノ時、大染金剛院〇藤原持通八葉ノ車ヲ用フ、

〔玉葉〕承元三年三月五日、修明門院、春日御幸也、○中略右少將家嗣、車袖透タリ、未聞他家人車袖透タル事、是法性寺殿、○藤原忠通自白川院給タル車也、仍彼御流之外不乘也、尤關白○藤原家實可被沙汰事也、但近代之世、不及沙汰歟、爲家無面目者也、

〔新撰六帖二〕くるま

あはれなどかものみあれのすき車かざりてわたる世となりにけん

〔撮壤集中車〕八葉ニウ大小

〔飾抄下〕一車

八葉附小八葉

大八葉、五緒、長物見、極位人大臣乘之、而近代多乘用、不可然云々、

賀茂祭日辨已下車、○中略

仁安三四十五、右少辨重方車、小八葉、外記史、无物見、

保元元四十二、頭右中辨雅教朝臣車、八葉、物見如例、赤鞦、黑牛、

嘉保二四十二、有信問、答江納言、○大江匡房車用八葉遠篠、而文依有例頗大、八寸許如何、予曰、八葉文、大小更不可有異議、時範爲六位撿非違使之時、給遠篠、是經幸相議所爲也、凡无便宜、於八葉大小者殊可無其差別、又車物見不可開、是先例也、予爲廷尉之時、奉御禊前駈之日、兼房朝臣見物陳之、所感事二、所傾事二云々、所感事二者、一者先容貌、是爲廷尉、一者車尤可如此、不開物見、所傾事二者、一者府隨身帶鷲毛胡籙、切文可令負鷹羽胡籙也、一者冠巾子頗高云々、是一說、藏人左將監爲季所傳語也、

嘉保二四十四、御禊、右衞門權佐時範車、八葉網代、打立不知、不開物見、黑鞦、伊知比遣縄、

〔門室有職抄〕車文事

親王、長物見小八葉常事也、

透車

一御當家には、大臣以前に、外かな物なし、諸家には、大臣已前にも、金物うつ例あり、

〔扶桑略記 三十堀河〕寛治二年二月廿二日己亥、太上皇〇白河爲拜高野弘法大師廟堂、出於京洛、赴御南京、〇中略攝政〇藤原師實乘牛蒔車祗候、

〔玉海〕承安二年四月廿八日丙寅、依奈良僧都借請牛蒔車、車副四人、牛飼赤衣仕丁、已上皆給當色、牛等借送之、

〔明月記〕寛喜元年十一月廿四日戊子、明日相國〇藤原道家初著直衣參内給、〇註略牛蒔車之眉ヲ如唐棟被造云々、廿五日己丑、被出牛蒔車、輌繪小八葉之程五ヲ、袖ニ如五目被置、切物見車也、棟如唐棟、

〔玉葉〕嘉禎三年七月五日、〇前關白(藤原家實)言談牛蒔車、左右簾ヲバ皆卷上可推張也、而我乘方ノ後許ハ、不上之由見御記、但猶正禮皆可卷上也云々、

〔鹿苑院殿御直衣始記〕康暦二壬子年正月二十日、今日、征夷大將軍徒一位行權大納言兼右近衛大將源朝臣義滿、御直衣始也、〇中略

御車牛蒔、今日御直衣始之次、被用網代始之間、被用此御車、是又准后(藤原良基)御計也、

〔榮花物語 三十一殿上の花見〕長元四年九月廿五日、女院〇一條后上東門院彰子住吉石清水へ詣でさせ給ふ、〇中略讃岐守よりくにの朝臣のつかうまつりたる御車にたてまつりておはします、〇中略いだし車三、東宮の大夫〇賴宗權大納言〇長家左衛門のかう〇師房たてまつり給へり、思ひ〳〵なる牛蒔車の透きとほりたるなり、

〔狹衣 四上〕みそぎの日にも成ぬれば、つとめてより、大殿たちいそがせ給ひて、〇中略すき車のすきかげ、心やすく御らんじわたす、

〔台記〕久安六年二月十六日癸亥、禪閤〇藤原忠實乘透輦〇四面懸簾、平生乘用輦也、來余〇忠實子賴長家門外、余參上、依仰乘御車後、

綱　白布打之、（具見左）大臣大將無差、

〔西園寺家車圖〕納言大將半蔀車

一綱代（棟ノ上、物見ノ上下、例綱代也、文如恒、半蔀ノ上白綱代無文、裏ハ小格子如例、袖ハ白綱代、以漆畫文、或記云、半蔀上、例綱代云々、度々記不同、）

一物見板（外ニハ簾ヲ採色、內ニハ畫遠山霞鶴、下ヘ落入之様ニ構之、內ニ構懸金懸之、）

一立板（小對綾ヲ張、天ニ畫四季繪、（左ノ端春夏間繪、右ノ端秋冬間繪、）赤地錦緣、上下四角、井其間有平金銅金物、）

一外金物、井開戸金物等、黑赤銅、散物、內金物、井雨皮付、（有栗形、）簾懸、半蔀之角等金物、銅黄物、

一下張（白色紙、有薄、）

一簾（青絹糸五緒一ツ文、藍革緣、文小綾綺、裏ノ緣ハ、青唐綾、上緒不入ニ革崎、）

一物見簾（絹糸井裏緣等如先、青地錦緣小文、一方ニ二枚ニ別懸、緒二筋組、）

一疊（高麗、大文、高麗緣、）

一下簾（青末濃、如例、）

一鞦（敲諸總）

一榻（散金物、黑赤銅、綱代、井八葉之時、猶用此榻、當家如此、）

〔武家儀式〕半蔀車、大將よりこれにのる、執柄も大臣も、ともに是をもちゆる、そこらのあじろはまろし、袖にうるしにて、きりの立枝をかく、（御家の文なり）袖の下ばりは、白きあられの紙にてはるべし、こしのたて板の外は、小八葉のあじろなり、內には四季の畫をかく、緣はあか地のにしき、半蔀のみはまろきあじろ、下はかうしつかひ、井にかきかれみな金銅なり、物見のおとし入、外には、すだれのかたをかく、うちには雲に鶴遠山なりをとし入は、厭板の中へ入べし、大すだれへり、藍かは、小すだれ、へりあをを地のにしき、かけをのくみ八筋、ひらきどのかな物は、ちらし物也、まやくどうに白き紋あり、はんでう、うげんのへり、まちのかな物、ちらし物なり、

皆同大臣、

物見板　落入、依時引上之、懸之金、內外施畫圖、外ハ五緣ノ御簾帽額等畫之、內ハ遠山ニ霞、飛鶴等畫之、大臣大將無差、

或雨下、或女房乘用之時、可懸此板歟、

同簾　青編糸、大臣一枚ニ四所各四筋、大將一枚ニ二所各二筋、青地錦緣、大臣一枚ニ、中ニ三筋、左右各、相合五所也、大將一枚ニ、中ニ一筋、左右緣、相合三筋、皆帽額也、異于板畫圖、大臣大將共同、攝關家、納言、大臣無差別、

同下立板　內方張小葵綾、畫四季唐繪、左ノ前ハ春、同後冬、右ノ前ハ夏、同後秋、四方ニ赤地錦緣押之、當黃金物、大臣大將無差、

金物　大臣、大將皆黃金物也、納言大將、外金物皆散物、黑銅白文、內金物、簾懸、雨皮付、牛部金物、皆黃金物、

牛部上金　大臣大將、皆黃、一方各二、一說、又一方各四云々、建久二四廿八、山槐記云、二枚切放、長懸金四、是三條左大臣(藤原實房)車如此云云、

下張　白色紙有薄、遠霞、大臣大將無差、青編糸、藍革遠文五端、上革、不入革崎金、裏綠青唐綾、或白、大臣大將無差、各五緖、

簾

下簾　青末濃、白ハ貴淺木也、各三四寸也、末ハ紺也、嶬糸等如毛車見左、大臣大將無差、

疊　大文高麗緣、或小文、引懸筵同緣前後如例、大臣大將無差、

鞦　畝糸鞦諸總、大臣大將無差、

榻　大臣黃金物、或散物、大將散物黑銅白文、網代幷八葉車之時、同用此榻、毛車時、鐵ノナマシ金物也、家例如此、

半蔀(是猶網代之中也、御直衣、非晴之時召之、)

網代(上白、總白網代、以漆畫杜丹或杜若、立板小八葉、)物見立板内、(同廂御車)大略同廂御車、金物(外方、大臣以前不打、)不懸御下簾歟、

半蔀車、(網代物見開之、物見之上有半蔀、眉如常、八葉有散尸、)大將之時乘之、大臣攝籙時猶用之、攝家大臣以前不打外金云々、

直衣、非晴之時猶用之、

〔三條家裝束抄 坤〕車

半蔀車

院、攝關、親王、大臣、大將、是ヲ用ルナリ、但納言ノ大將ハ差別アリ、其體式記ニ、網代(棟ノ上、物見ノ上下、例ノ網代ナリ、文頗給、)半蔀ノ上白キ網代、(文ナシ、裏小格子、或記、例ノ網代ト云々、)袖ハ白キ網代、(漆ヲ以テ文ヲ畫ク)物見ノ板、立板、下張、簾、物見簾、豊鞦、榻等、網代ノ庇ノゴトシ、半蔀ノ上ノ金物銅黃、外ノ金物、關戸ノ金物等、黑赤ノ銅ノ散物、内ノ金物幷ニ雨皮付栗形アリ、簾懸半蔀等ノ金物銅黃、

將軍家

元暦元年十二月九日、鎌倉ノ右大將(賴朝)先日院(○後白河)ヨリ賜フ、半蔀ノ車ニ駕シテ院ニ參ル、

攝家

安元二年二月五日、月輪關白(○藤原兼實)御賀ノ後日參内ニ、右大臣ニテ半蔀ノ車ヲ用ユ、

〔蛙抄 車輿〕半蔀車(號棟部云々、文ハ皆用家文、三中抄云、直衣時乘之、但頗刷時不用也、可懸下簾、遠行之時不懸、)

大臣大將等用之、上皇又令用給歟、(大臣及大將時、號半蔀、始有別儀、)

箱

如常、但左右有半蔀、前後有開戸云々、無高欄、大臣大將無差異、

網代

大臣時、棟ノ表、幷物見上白網代、(棟表者、白浮文、物見上無文、物見下例網代、青地黃文、)半庇ノ表、白網代無文、袖表白網代、以漆畫文、同裏幷半蔀ノ裏、例小格子、

納言大將時、棟ノ表、幷物見ノ上下、皆例ノ網代、(青地黃文、物見上無文、)其外半蔀表、袖ノ表裏等、

半蔀車

延喜十四年二月八日、東宮、〈○朱雀〉參亭子院、親庇指御車、

天暦四年十月廿一日、皇太子、〈○冷泉〉入桂芳坊、〈○中略〉太子輿女御乘牛車、〈庇差糸毛〉

〔權記〕長保六年〈○寛弘元年〉十二月廿七日丙午、入道中將女子侍、參朔平門下被奏慶、〈○中略〉庇差車、金造車、各一、檳榔毛車十、

〔範國朝臣記〕高野山御參詣記

永承三年十月十一日丙子、〈○此間有闕文〉廟令參紀伊國金剛峯寺給、〈○藤原頼通、中略〉曉更出御、〈庇差御車〉

〔輿車圖考九〕半蔀

はじとみは家の如く、物見にべちにひさしあるをいふ、半蔀は、家よりつゞきたるなめり、

〔三中口傳一〕一出行事

車〈○中略〉

捧部車〈サヽゲジトミ〉〈○號二半○蔀車〉直衣時乘之、但願刷時可用也、可懸下簾、遠行時不懸、〈○中略〉

三條一車〈網代車是也〉

半蔀御車

晴ニ取テ爲宗事ニ可乘、物見簾可上者、前方計可宜、仍本座主御輿張フクラミヲサゲテ可上也、タカクナレバ烏トホリヌトオボユト白河院仰有ケリ、法皇御車、四間ナガラ被上タレバ、サオボユルガ故如此申也、車副六人四人依時儀、前駈人數幷後車等又以同前、

〔門室有職抄〕車樣事

半蔀　院、親王、關白大臣、若大將乘之、

以物見爲半蔀、文ハ如車文、

〔桃華蘂葉〕一車

嘉禎三年正月十四日丙寅、攝政(道家○藤原)姫君、被渡左府(兼經○藤原)亭、庇車、前駈八人、出車三兩、殿上人五人扈從、毎事新儀也、

〔門室有職抄〕車様事

牛庇車

牛庇　院、親王駕之

物見之上許有庇、自餘事如庇車、

〔山槐記〕元曆二年八月十四日甲子、前齋院(故高倉三位腹、法皇(後白河)御母、)准后之後、初渡御院御所、(○中略)頃之寄御車、(院御車也、物見上有庇、袖網代也、)

庇指車

〔倭名類聚抄車十一〕長簷車　顏氏家訓(○勉學篇)云、乘(○乘、家訓作駕、)長簷車、(今案、俗云庇車、是乎、)

〔標注職原抄上末〕西宮記に、式部卿、依一分召參省、乘庇指糸毛車と見えたれば、この事、舊式とおもはる、庇指は和名抄に、長簷車、俗云庇車、是乎とあり、世俗淺深秘抄に、打付莚差上莚有兩説といへる、差上莚ぞこの庇差なるべき、和名抄に長簷とあるは、半莚に對たる稱にてその庇長く差出たるなるべし、

〔西宮記二月〕一分召(卿(式部)參省行之、丞一人、乘結唐尾馬、本行、卿乘庇指糸毛車、或於里亭行之、)

〔職原抄上〕式部省

卿一人

凡當職、其寄異他、毎年於本省行諸國一分召也、(○中略)近代其禮久絶畢、件日者、式部卿乘庇差絲毛車、

〔西宮記臨時五〕皇后行啓

輿車依本宮定、(乘輿者、女官騎馬、唐尾倭鞍、女騎、本宮人乘車者、侍者付鞍、其車用庇指、)

東宮行啓

御簾薄青糸、藍革五緒、裏、白絹
小簾面青地錦緣、裏、白絹懸緒組八筋、
物見外御簾形、内綸、
立板内押レ綾綸如レ常
同緣錦
金物外金物、但開戸金物、并雨皮付レ鐵、散物也、
下張白色紙散ニ白薄一
御座如レ常
御榻金物散物

〔源氏物語四十九寄生〕そのよさりなん、宮〇女二宮まかでさせ奉り給ける、ぎしきいと心ことなり、うへの女房、さながら御おくりつかうまつらせ給ける、庇の御車にて、庇なきいと毛三、檳榔毛のこがねづくり六、たゞのびらうげ廿、網代二、女房三十人、わらは下仕へ八人づゝさぶらふ、

〔仁和寺御傳〕寛助大僧正
保安二辛丑年十月六日、任ニ大僧正一、六十五拜賀日、聽ニ庇車一、濟信大僧正例也、

〔玉海〕文治五年八月廿二日己酉、此日下ニ向南都一、〇中略
今日出行儀
余〇藤原兼實冠直衣、庇車、依ニ遠所一不レ懸ニ下簾一、故實也、
建久四年四月廿八日甲子、此日女房、參ニ詣春日御社一、〇中略庇車之後、出衣、藤衣五領、但薄衣也、有ニ物具一、

〔百練抄十四〕貞永元年十一月九日丁卯、上皇〇後堀河御幸始也、廂御車、御直衣、奴袴、右大將〇藤原家嗣以下供奉、
攝政〇藤原教實扈從、

キヲサシタル金物ヲ云也（小字注）榻、青末濃下簾、(或有レ被レ略之時一、依ニ其所一、)

〔三條家裝束抄　坤〕車

庇車

院、皇太子、攝關大臣、親王、是ヲ用ユ、又半庇ナドイフ車アリ、網代ノ庇ノ類ナリ、〇中略

院

大治四年正月廿九日、兩院(〇白河、鳥羽、)加茂社ニ御幸、庇車御同車ト云々、仁安元年十月、憲仁親王、立太子ノ日、上皇(〇後白河)御幸、庇車ニ乘御、

將軍家

康曆二年正月廿日、鹿苑院准后、(〇足利義滿)大將ノ直衣始ニ、網代庇ノ車ヲ用ヒラル、

嘉慶二年正月二日、同准后、參內ニ、網代ノ車ヲ用ヒラル、

永享二年十一月九日、普廣院將軍、(〇足利義敎)大將ノ直衣始ニ、網代ノ庇ノ車ヲ用ヒラル、

攝家

文治三年十一月廿七日、高倉院第一ノ皇子、(〇安德)著袴ニ、月輪攝政、(〇藤原兼實)腰結トシテ參內ノ時、庇ノ車ヲ用ユ、

嘉禎四年正月廿六日、圓明寺、(〇藤原實經)任大將ノ召仰ノ時、猪隈太閤(〇藤原家實)庇ノ車ヲ用ユ、

諸家

治承三年三月三日、宇治ノ一切經會ニ、花山院太政大臣、(〇藤原忠雅)上白ノ網代ニ駕ス、貞和五年正月、院ノ御幸始ニ、中園相國、(〇藤原公賢)網代車ヲ用ルナリ、

〔九條家車圖〕庇御車

網代(上白)　袖(龜甲)　立板(小八葉)

庇車

ノ下、例ノ網代、(文小繝)袖ノ內、立連子アリ、(朱ノ細キメンアリ)其下例ノ連子、庇ニ朱ノ垂木ヲ懸ル、(瑠ノ金物ナシ、瑠黃土ヲヌル、)庇ト物見トノ間、內外ニ橫連子アリ、(朱ノ細メンアリ、角ゴトニ折金物アリ、)物見ノ板、(外ニハ簾ヲ綵色、內ニハ遠山霞鵜ナドヲ畫ケリ、)立板、(小葵ノ綾ヲ張テ四季ノ繪ヲカク、左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬、)下張、(白色ノ紙ハリツケ)簾、(靑組ノ糸、五緒一ツ文、藍革ノ緣、文小繝、裏ノ緣靑キ唐綾、上緒革嶋ヲ入、)物見ノ簾、(組糸幷ニ裏緣前ノゴトシ、靑地錦ノ緣小文、二枚別ニ組懸紐二筋アリ、)疊、(大文ノ高麗緣、京疊、)下簾、(靑キ下濃)鞦、(紅絹總)榻、(黃金物)

〔西園寺家車圖〕雨眉網代庇車(執柄幷太政大臣乘之、他大臣不用之、)

屋形上白網代、(有同色文、小繝繪、)庇上同白網代、(無文、四角ニ有折金物、)袖同網代、(以漆畫大繝繪、)物見下、例網代、(文小繝繪)袖內有立連子、(朱ノ細メンアリ)其下、例ノ子如恒、庇懸朱垂木、(無瑠璃金物、瑠璃ニ塗黃土、)庇與物見之間、內外ニ有橫連子、(朱ノ細メムアリ、每角有折金物、)物見板、幷立板繪物見小簾等、如半蔀車、大文高麗疊、(京疊)簾、下簾、如半蔀車、下張白色紙、(有漆)黃金物榻、畝諸總鞦、七枚輪、(或八枚云々)有開戶、如半蔀車、

〔撮壤集 中 車〕庇(ヒシ)

〔門室有職抄〕車樣事

庇車　院、親王、關白、大臣乘之、

庇ノ體ハ如四方輿、上白、袖ハ唐草、中ハ管文也

〔世俗淺深秘抄 上〕一大臣庇車調(常)有樣々云々、庇打付蔀、上蔀、有兩說、簾革之文、蝶也、尋常簾革用三蝶文、然而庇車(常)用一蝶也、可爲藍革、庇之簾之緣、用靑地唐錦、不用他色也、簾之裏、綠色唐綾ヲ用也、庇小簾之裏同之、車中繪、左前春、右前夏、左後冬、右後秋、

〔桃華蘂葉〕一車事

廂(號庇眉、御直衣之時召之、壽永二、宇治入道、小直衣、乘庇車、)

網代、(上白、袖龜甲、立板小八葉、)簾、(靑緣、藍革五緒、裏白綾、)小簾、(靑地錦緣、裏白綾、)物見、(外御簾形、內繪落入、)立板、(內押綾、繪如常、緣錦、)金物、(圓皮付ニ散物也、)散物(メツ)

網代庇車

文車也、本人冠直衣（下襲）前駈一人（衣冠中張）車副二人遣之

〔桃華蘂葉〕一車事

網代庇（眉如唐檳有庇）號尼眉、執政幷太政大臣著冠直衣之時用之、小直衣ニテ乗用、又有例（見上）

〔蛙抄（車輿）〕網代廂車

親王執政大臣各用之（又上皇内々時用之歟）

〔葉黄記〕寛元四年十月廿四日己酉、大嘗會御禊也、上皇（○後嵯峨）御幸、御棧敷、（○中略）巳剋出御、其儀如常、（網代廂御車、中菊八葉、袖立上之菊也、御下簾無紺、）五年正月三日丁巳、今日爲年始御行始、御幸承明門院、本儀明日也、而始御新造網代庇御車、日次不宜云々、仍被締之、而元三中、可被用檳榔庇之由、有執申之人、先例御不審之由、昨今有御尋、前々元三、猶被用網代庇之條勿論也、近則承久二年正月三日、如此歟、二條中納言（資頼）奉行、猶依不審相尋之處、網代庇之由、分明記置云々、仍申其由了、遂被用網代庇云々、

〔増鏡（九草枕）〕新院（○亀山）二月（○文永十一年）七日、御幸はじめさせ給ふ、（○中略）おなじ十日、やがて菊のあじろ庇の御車たてまつりはじむ、

雨眉車

〔蛙抄（車輿）〕雨眉車（或雨字作尼、非也、網代庇車同物云々、又古車圖之内ニ、有雨眉網代庇、有雨眉檳榔庇、所詮通于兩物之號歟、可尋、）太政大臣用之、執政依事用之（前官猶用之）

〔三條家裝束抄（坤）〕車

庇車

院、皇太子、攝關大臣、親王、是ヲ用ユ、又半庇ナドイフ車アリ、網代ノ庇ノ類ナリ、雨眉網代庇車、或記ニ、執柄幷ニ太政大臣是ニ乗ル、他ノ大臣是ヲ用ヒズト云リ、

其樣

屋形ノ上、白キ網代（同色ノ文アリ、斬物、）庇ノ上同ク白キ網代（文ナシ、四ノ角ニ折金物アリ、）袖白キ網代（漆畫ヲ以テ大紋ナカク）物見

御榻金物（散物、）

〔西園寺家車圖〕納言大將網代車、（其體見繪圖、簾五緒同前、不懸下簾、但晴之時有例、）

大臣車（大概不違納言大將車、但外金物皆黄金物也、屋形上白網代、（網代ト同色文アリ）物見上、同白網代無文、）

同網代車（大概不違納言大將車、但物見幷屋形等ノ上、白網代無文、外金物皆黄金物也、）

〔愚昧記〕承安三年正月九日、今日左相府（○藤原經宗）始可渡給、○中略相府烏帽子直衣、前駈三人布衣、車（網代、有外金物、）

〔吾妻鏡十五〕建久六年六月三日丙辰、將軍家（○源頼朝）若君（一万、歳十四、布衣、）御參內、駕網代車給、左馬頭隆保朝臣相具、爲加扶持也、

〔玉蘂〕承元五年（○建暦元年）八月十三日壬辰、抑予（○藤原道家）網代車、署所用文、只不象大將之大中納言之時車文也、（件車文は、三重だすきの中のぼうたん也、）依不審尋問或者（故入道殿、故殿御時、造工所別當也、）之處、申云、文治二年、入道殿（○藤原兼實）御攝錄之初、有沙汰、故內大臣殿令用此文給了、其後建久二年、故殿（○藤原良經）渡御一條入道殿之時、（予時大納言大將也、文治五年十二月廿日、令任左大將給也、）又有沙汰、同被用此文云々、不可有不審事也、予爲備後代記之、繪様又續入云々、

〔百練抄十四〕暦仁元年二月廿三日乙亥、將軍（○藤原頼經）初參內、（直衣）網代車、（鶴文）

〔新抄〕弘安十年十一月十五日壬寅、今日殿下（○藤原師忠）網代始也、御參室町院、（○後堀河皇女暉子內親王）網代始以前、被召八葉車了、

〔繼塵記〕文保三年（○元應元年）一月十三日己亥、今朝法皇（○後宇多）御幸北山第、今年初網代御車乘御也、

〔園太暦〕康永三年三月廿六日丙辰、今日於仙洞（○光嚴）被供養尊勝陀羅尼、○中略未一點著束帶、（如常、用青綾平緒、）駕網代車、（差縄、隨身三人、小雜色五六輩召具之、）參仙洞、

貞和四年十二月廿日、春宮大夫（○藤原實夏）網代始也、日來網代文用藤菱、而繼家事申定後、今日乘始有

御座如二先々一
御榻金物塗籠
遠物見御車同時(公綱)召ㇾ之
網代押二牡丹鏤一　上并立板大八葉已上漆網代
御簾編糸村濃　藍革如常　裏如常
物見立板黒漆
金物如ㇾ常　外金物、大臣以前不ㇾ打云々、
下張白色紙　散二白薄一
御座如ㇾ常
御榻金物散物也
上白御車
網代上白
袖白網代、青二牡丹一、
立板大八葉
御簾編糸淺青
藍革
裏白綾
下張白色紙　散二白薄一
金物外金物、
御座如ㇾ常

物見紺青地　白千鳥　蟹甲　金銅千鳥
御簾五緒繝糸村濃　紫革小草　蝶小鳥　平手見押之　革前金物入之　裏白綾
上巻組六筋長各一丈三尺朧尺定之　青匂　若青紫匂
引手組四筋長各三尺六寸織尺定　ハシ紫匂
立板物見内押綾和繪　山水　木立　泥繪也
同縁錦四尺
棟結茜糸四兩四組長三尺九寸織尺定
下張色々色紙
袖内龜甲押色々色紙
御座小文高麗縁、繧繝、
金物如常　但雨皮付金物入蒜總、如殿上人、總前ニ打之、

公卿時召之
網代白網代、以漆書蝶、
物見紺青地　白蝶　丸蟹甲
立板物見内押綾　繪如先々
縁錦同
御簾五緒　繝糸村濃　藍革淺文三ヶ　革前金物、等
引手組四筋長如先
棟通如普通
下張白色紙　散白薄

扇、枚別ニ有日形、爲見物也、蟹甲、（左右前後同之）內方遠山霞飛鶴等畫之、老年人ハ黑漆、以胡粉畫扇（疊扇打替也）以是老年之文車ヲ號白繪車歟、

同簾　無之歟、無所見、

同下立板　壯年人ハ、內方畫圖以下、幷如半蔀（有四季繪、有綿）、老年人ハ、黑漆如八葉、

金物　外方無金物、內方少々有之、雨皮付不打轅、各黃金物、老壯共同之、

下張　壯年人ハ、以色々紙（紅萌木白黃紺）張之散霰、

老年人ハ、以白色紙花雲白小霰張之、

纐文　袖ノ內ノ格子ノ上付文、（繪扇也、一方ニ二本、是又有四季繪）、左右前後同之、壯年人、有纐文、老年人、一向無此文、

棟總　是角總事也、壯年人紅糸、老年人白糸、各付前方棟木ノ下、

簾　青簾（如半蔀網代車等）藍革緣四緒、壯年人有菖蒲革、老年人無菖蒲、下簾事不可懸之、不及沙汰、

疊　小文高麗、有引懸莚、

褥　歟

遣繩　白布

榻　不可用之、凡四位已下法也、

〔故實拾要　六〕網代車

是網代車トハ、以網代包タル車也、色繪ナドアルナリ、

〔九條家車圖〕侍從中少將時召之

網代（上飛散千鳥、立板下石佐々）　袖（物見通ニ透亂文）　同下（石松千鳥）

物見板　黒漆　長物見　蠻甲如例、大臣、大將、納言、參議無差、

同下立板　內方黑漆如例、大臣已下無差、

金物　大臣、內外黃金物、納言大將、外金物散物、(極關ハ大臣已前、無外金物云々、)內金物、并簾懸、雨皮付等皆黃金物、大中納言、無外金物、內金物蠻甲雨皮簾懸、皆黃金物、

下張　無襴、大臣以下差無之、

簾　青簾、藍革(見牛部所)五緒如例、大臣、納言、大將無差、大中納言、參議等四緒、此外有上革、

下簾　不可懸之、大臣已下同之、家說分明也、三中抄云、千加倍物見車、(網代車儀)褻時乘之下簾或懸之、或不懸之、他家記已雨樣也、

疊　大文高麗、大臣大將同、大中納言參議等小文、

靫　同牟【革+忩】、大臣大將同大中納言(文〇闕下)

榻　大臣大將、同牟【革+忩】、大中納言、黑金物、

綱　同上　遣牛童之時、可差遣縄歟、具見左、

雨皮　同上

車副牛童　雨皮持等　同毛車、

〔蛙抄車輿〕殿上人網代車(〇俗號之文〇車)

四位五位中將少將、及侍從外衞督佐等用之、依年齡之老壯有差、(老者白繪也、壯者平文也、)

箱　如八葉、但壯年、又ハ袖格子三重襷、(如菱)軒格子常之體ニテ三重襷也、(非菱)老年人ハ、併如八葉格子、

網代　壯年人棟表并物見上下袖表等、例ノ網代、老年人、物見所下有大八葉、其外又如平文、

物見板　壯年人ハ、外方紺青地、一枚別ニ扇各一本、扇有四季繪、

執政之時、稱二網代○○一始、召二具布衣隨身一時用レ之、其以後褻時毎度用レ之、不レ引レ移、馬、上﨟隨身烏帽猶乘二移馬一在二車後一、最密々之時、或牛童遣レ之、檳榔八葉等、不レ被レ立二外車宿一、庇半蔀網代等立レ之、建暦元年八月十二日、(玉蘂中略)○建保四年二月十三日、(洞御記)未時許參內、網代車、依二破損一召二中將公雅車一用レ之、懸二下簾一、用二殿上人一、若八葉車之時、先例如レ此故實云々、私案云、唐庇(如二唐棟一有レ庇)執柄春日詣幷御禊行幸乘レ之、又任太政大臣拜賀用レ之、昔私家有レ之、破損之後、自二中古一申二出院御車一所レ用也、

網代車、(無レ庇、眉如二常八葉一、物見不レ開之、無二蔀戶一、)自二雲客時一至二大臣幷攝關一時用レ之、各有二差別一、褻時乘レ之、大將乘用車、號二遂物見車一、攝家大臣以前、不レ打二外金物一、凡家打レ之云々、當時八葉、大略同二網代一者歟、

〔三條家裝束抄 坤〕車

網代

土御門大納言ノ抄ニ云、網代庇ヲサシ、或ハ連子アリ、或ハ物見ニ簾ヲ懸ルハ、攝政、關白、大臣、大將、是ニ乘ト云々、今案ズルニ、此外上白同前也、又網代ニ庇、或連子等ナキハ、納言以下用ベキナリ、

〔蛙抄 車輿〕網代車(或號二眉○○○○物見車一、或號二袖○白○車○一、大臣、及納言、大將乘用時、可レ有二此號一、自餘公卿不レ乘二袖白網代車一之故也、)大臣以下公卿用レ之、(如二毛車一、或抄云、褻時用レ之、)多者直衣之時乘二用之一、又褻時、若ハ遠所之時、著二束帶一差網乘レ之、但當家著二束帶一時、打任テ不レ乘歟、可レ勘、

箱

如二八葉一、無二半蔀一、無二開戶一、三位已上無レ差、

網代　大臣、棟ノ表、幷物見ノ上、白網代無文、物見ノ下、例網代、(青地黃文)袖表白網代、以レ漆畫之我家車文、

納言、大將、棟ノ表、幷物見、物見ノ上ノ細處ニ有二小八葉一、(此外無レ異二于大將一、)上下皆例ノ網代、(青地黃文、我家車文也、物見上細處無文、)袖表如二大臣一、大中納言、參議之時、

〔好古日錄下〕絲葺車

或聞書ノ中ニ、車ノヒアジロハ、古昔ハ、檜ヲ以クミタル故ニ、ヒアジロト云、今竹ニテ制スルハ非ナリ、是紀圖南老人ノ說トテ記セリ、余〇藤井貞幹按ニ、河海鈔曰、網代屛風、普通ノアジロニテ、張タル屛風ナリ、昔ハ山莊ナドノ古メカシキ調度ニハ定事也、漆骨ニ片面ヲ張テ、細組ニテ閉合タル物ナリ、蘆(アジロ)屛風ト書也、又ヒアジロノ屛風トイフ物アルカ、車ノヒアジロハ、竹ヲ日ニ白クサラシテクミタル物也、其體ナルモノカ、シカレバヒアジロハ、　ニ非ズ竹ナリ、圖南老人ノ說ト云、疑フベシ、

〔三中口傳一〕一出行事

車〇中略

千加倍(チカヘ)物見車〇〇〇〇網代車號

褻時乘之、下簾或懸之、或不懸、〇中略

三條

一車〇中略　號網代車是也

上白御車

尋常時儀可乘、車副晴儀六人、內々四人、前駈以下同前、

〔餝抄下〕一車

網代　連子、或號網代庇、

網代有庇、或網代有連子物見懸簾、攝政、關白、大臣、大將乘之、

〔桃華蘂葉〕一車事

網代　褻時召之、下簾尋常也、

網代、上白、袖如半蔀、簾如常、立板大八葉、

鴨毛車

網代車

元、女房六十四人、童女八人、庇絲毛二兩、此事甚奢麗、因尋天仁元年之例、庇絲毛一兩、女房二十人、童女四人、今度於此事者、依天仁之例、

〔台記別記〕久安四年十月一日乙卯、使範家奏法皇(○鳥羽)及攝政(○藤原忠通)曰、欲承正月十九日、皇后(○鳥羽后藤原得子)奉消息、申攝政殿曰、爲女子入内時乘用、賜貞信公青絲毛車、同公檳車、將修理、報曰、件兩車、在禪閤(○藤原忠實)須蒙彼許、即申禪閤、報曰、擇吉日告之、以其日與之、即問於在憲、對曰、明日可(不成文)禪閤適者御京、　二日丙辰、禪閤使采女佐政親賜貞信公兩車、於南庭與右大將(○藤原實能)倶見之、(○余(藤原頼長)著烏帽直衣淺黄指貫)裝飾檳頭之解之、仰可修理之狀於顯憲朝臣、(檳車)親隆朝臣、(絲毛)立此兩車於西降半作家差分當番雜色三人護之、

〔台記〕久壽二年十月五日己卯、傳聞、東宮(○後白河)自鳥羽南殿行啓同田中殿、先例召在禪閤之貞信公青糸毛、今度被用在院之青絲毛云々、件車、故待賢門院、爲中宮常出入之時、白河院被造云々、

〔飾抄下〕一車

糸毛(○中略)

通方按、貞信公青糸毛、執柄家秘藏之間、白川院始令造給歟、且藻壁門院、(○後堀河中宮藤原竴子)入宮之時、青糸毛新車又出來、入道相國造之云々、件車在近衛之流故也、

〔百錬抄十七後深草〕正元元年三月五日、今日於西園寺、爲被供養一切經、早且中宮(○東二條院藤原公子)行啓、先御車、(青糸毛新調也○中略)未剋許、春宮(龜山)(糸毛御車、傳右大臣實雄公、候御車後、)行啓御堂、

〔江家次第五二月〕春日祭使途中次第(○中略)

昔蕃客參入時、重明親王、乘鴨毛車、著黑貂裘八重見物、此間蕃客緣以件裘一領持來爲重見物八重大慚云々、

〔下學集下器財〕網代(僧俗乘、又輿車所有、)

后宮　中宮　春宮　准后　乘二青糸毛一前後有レ庇

更衣　典侍　尚侍　乘二紫毛車一

〔輿車圖考 四〕糸毛車

淺浮抄云、ビロゲ、イト毛、同ジ物ナリ、ビロウヲ細クワリタレバ、糸ノヤウニ白ク、ウツクシク見ユルナリ、名物ノ青糸毛モ、コノワリタル細キビロウヲ、靑ク藍ニソメタルナリ、

この說はうたがはし

〔空穗物語 藏開の院 三〕御車、宮の御方に十、女御の御かたに廿、いとげ六、びらうげ廿、うないしもつかへ車ふたつづゝ、ひとたまひどもは、これかれいだし給、くるまのくちつきども、さうぞくとものへかたちもえらびて、十人づゝつけたり、

〔紫式部日記〕御こしには、○一條后藤原彰子宮のせんじ乘る、糸毛の御車に、とのゝうへ、○彰子父道長妻倫子少輔のめのと、若宮一○後一條いだき奉りてのる、

〔扶桑略記 三十 白河〕承保二年正月十三日丙午、中宮○藤原賢子自二定綱朝臣洞院宅一遷二御東三條第一、用二鳳輦一、皇子○敦文糸毛車駕、殿上侍臣、幷朝大夫勤二仕前駈一、

〔爲房卿記〕寬治六年三月四日丁亥、院幷中宮渡二御鳥羽一、中宮令レ駕二糸毛車一給、良信公御車、自レ殿被レ獻之、所司二分十人、副軒侍四人、東帶步行、無二糸毛金作一騎馬女藏人、諸衞供奉如レ例、

〔中右記〕元永元年五月十八日、晩頭參院、糸毛車所レ被レ作也、御車、皇后累代之所レ用給車、殿下○藤原忠實相傳給車也、以二件車一爲二本樣一被二作摸一也、是中宮御料也、

〔長秋記〕大治四年四月十九日丁卯、齋院三年祭了、入二給于野宮一之御禊也、○中略頭辨云、今朝行事、上卿大納言宗忠卿、稱二先例一、一車料、被レ申二請攝政家一歟、攝政○藤原忠通云、糸毛車苧歟付二杏葉一所レ用也、

〔台記〕康治元年八月十三日癸酉、定二女御代雜事一、○中略讀二長元九年定文一、依レ爲二吉例一也、諸事如二長元一、但長

長元九、御禊、女御代御車、青色糸毛庇指、二車有庇、自此車以下、皆紫糸、四車無庇、

〔物具裝束抄〕一車事

青絲毛東宮乘之

赤絲毛賀茂祭女使乘之

〔桃華蘂葉〕一車事

貞信公絲毛　元永二年三月七日、中宮〇待賢門院璋子御料、自院借召之、稱破損之由、不被獻之、爰上皇〇白河仰云、借請之條不落居也、累代無止事、一家皇后乘來車也、而立他家不覺、后其料借請、誠可惜也云々、師時記

〔三條家裝束抄坤〕車

糸毛

此車ニハ、院、后宮、東宮、內親王、女御代、攝政、關白是ヲ用ユ、又式部卿、召ニヨリテ省ニ向フ時、庇差ノ糸毛ノ車ニ乘ト云々、〇中略土御門大納言ノ云、貞信公〇藤原忠平ノ青糸毛、執柄家ノ秘藏ノ間、白河院造給カト云々、

貞信公ノ青糸毛車

輿寸法例ノゴトシ、横榻、轅輪同前、以上金銅ノ金物ナリ、前後庇青キ總アリ、上葺青キ糸綱付續、糸毛ノ上ニ金銅窠文ヲ付ル、其間ニ唐草ノ文ヲ付ル、簾面青シ、擬青ノ糸ヲ以テ、竹ニ卷テ是ヲ編ム、緂糸也、孔雀ノ丸ノ文ヲ繍フ、緣ハ薄青ノ綾錦、横緂ノ平組、押物ノ金物アリ、裏青平絹、金物アリ、或記ニ、蘭木打ト記セリ、下簾青キ文、濃有文ノ紗、繧繝アリ、孔雀唐草、又所々ニ蝶アリ、長七尺二寸五分、疊繧網端、京疊、引立縫ナシ、茵東京錦、遣繩唐綾緂、丸緒總アリ、長一丈五尺、鞦平皮是ヲ帖ム、其一条ヌリ、杏葉十六枚、蝶十八、胸懸同前、杏葉五枚、蝶五、革崎、面懸同前、杏葉、革崎六、榻鶴足、金物總角組、四ノ角是掛アル總ナリ、面青地ノ錦、緣四方ニ伏組アリ、

〔蛙抄車輿〕糸毛車糸毛庇、紫糸毛、青糸毛

〔好古日錄下〕絲葺車

絲葺ノ車ハ、絲ヲ以屋ヲ葺ク、故ニ絲葺ト云、近世職達ノ人ノ庇差絲葺ノ車ノ圖モアリテ、故實ヲ心ガクル人寫シテ秘藏ス、然ルニ是無稽ノ事也、絲葺トイヘバトテ、絲ニテ葺タル者ニアラズ、思フベシ、絲ヲ以テ屋ヲ覆フ理アラムヤ、

〔西宮記臨時八〕糸毛、式部卿、依一分召參著、乘庇指糸毛車、

〔西宮記臨時五〕東宮行啓

天曆四年十月廿一日、皇太子、（冷泉）入桂芳坊、（中略）云々、太子與母（藤原安子）御乘牛車、（庇蓋糸毛）

〔故實拾要六〕糸毛車

是后宮女御ノ乘玉フ車也、糸毛ノ車ト云ハ、色々ノ糸ヲ以、車ヲ飾タル物也、

〔飾抄下〕一車

糸毛

仁安三十廿一、御禊、女御代車、（貞信公（藤原忠平）青。糸毛。前攝政、被調獻之、）簾、（青糸毛卷、有繝、）下簾、（青色有繝、浮線綾、）頸總、（青色）組總、（村濃）鞦、（赤革）

（朱漆付杏葉）疊、繧繝端、錦茵、雲珠、（寬弘以後不居之）雨皮持一人、烏帽子、狩衣、退紅襖衣、白襖袴、（布下袴）

永治元十、御禊、御車、（貞信公御車、相國加修理、）葺青糸、押金窠文、青簾（有繝伏組）浮線綾、綾青下簾、（有繝）繧繝半帖、唐錦

縁茵、赤鞦、（付杏葉）棟緂組綱、雲珠、（寬弘以後不居之、今度可居之由有仰、不知其旨之處、依御牛躓、令取之也、）頸總、（同以下可付之、而御牛垂頸、依被引地、又令取之、）

牛、（白院被獻也）

紫。糸。毛。車。

永治元十、御禊、女御代二車、用朱雀院車、而后宮出車料、自殿下被召了、仍用齋院車、是又先例也、廂

差、紫糸毛、押金窠文、紫糸卷簾、（有繧）同色頸綱、繧繝半疊、東京錦茵、赤革鞦、（杏葉）棟緂組總、三車、（齋院車、按察大納言）

被（寶本）家御沙汰、無庇紫糸毛、押金銀窠文、（相交）自餘同二車、已上、（自一車至于二三、金作車、不出袖、）

毛絲車

親王、執政、太政大臣用之、（乘之帶時）直衣始時、靑簾間下簾垂之、用畝緂、

〔九條家車圖〕保延五年十月、八幡賀茂詣日有綸様、

檳榔庇　御車內黑漆（在金物）

垂木塗朱　物見外上連子

物見緣黑漆（在金物、中菱釘、）　物見下檳榔毛

袖横緣上唐草（采色彫之）

袖下同綵色地押金薄

袖內横緣下黑漆（有地子押紙）

袖內横緣（菱釘各四）

簾塗白緣緣靑地錦（牡丹文）

下簾靑下濃　文雲鶴（鶴銜折枝）

高欄如例（在金物）

車輿縛緒白生絹（下結白布）

棟木　革觽　富尾　軸　轄　頭木

已上木口各入透金物

榻如例（在金物）　疊圍縫、緣高麗、

〔三長記〕建久九年正月廿一日己未、今日仙院初御幸于七條、○中略

御車（庇葺檳榔毛、殿下令調進給、）

〔撮壤集中〕絲毛（イトゲ）車

〔延喜式四十一彈正〕凡內親王三位已上、內命婦及更衣已上、幷聽乘絲葺有庇之車、幷著緋牛緂、

袖下、同彩色、地押金薄、袖內横緣下黑漆、在所地押紙、袖內横緣、菱釘各四、簾、蘇芳編糸、紫七緒、緣錦、如檳榔、葛緞葉、小簾、四枚、四緒懸緒、八筋、長各二尺、遣句・下簾、同檳榔、有繡、廂結細美布、高欄如例、在金物、御榻如常、在金物、繧繝端帖、京疊、開戸、黃金物、保延、八幡詣、下簾蘇芳、有緣金物、依一日晴歟、尋常靑糸濃無緯、

〔三條家裝束抄坤〕車

檳榔庇

太上天皇、攝政、關白、大臣、親王等是ヲ用ユ、

嘉禎三年三月廿六日、近衛前關白、○藤原家實兵仗ノ拜賀ニ、檳榔庇車ニ乘ル、其體上檳榔庇、同ジク檳榔總アリ、袖ノ上ノ座連子唐花ヲ畫ク、物見半蔀アリ、蘇芳ノ簾、同下簾、

將軍家

永享九年十月廿一日、將軍家ニ行幸ノ日ナリ、仍テ普廣院將軍、○足利義教左大臣ニテ、行幸以前先參內ノ時、檳榔毛ノ庇車ヲ用ヒラル、

攝家

天承元年十一月廿九日、知足院攝政、○藤原忠實兵仗ヲ賜フ後、初テ參內、檳榔ノ庇ヲ用ユ、靑キ簾、同靑キ下簾ノ由見ヘタリ、

文治二年二月朔日、月輪攝政、○藤原兼實內府○後德大寺實定ノ相伴ノ院參、攝政庇ノ車、內府半蔀ノ車ニ乘ル、

諸家

納言ノ大將關白ノ許ヲ受テ、庇ノ車ニ乘ルコト、保延六年十二月九日、久我右大臣、○源雅定大將ノ直衣始ニ、法性寺關白○藤原忠通ノ許ニヨリテ、始テ半蔀ノ車ニノルヨシ見ヘタリ、

〔蛙抄車輿〕檳榔庇車

一鞦、連著、平鞦、色紅、
一楊、黃金物、
一遣繩色白、布ヲナイタル物歟、
一鞍無之
廿六日癸丑、精好屋藤右衞門尉、五十疋持參了、勸酒了、松勝右ヨリ下簾事マカセ候由也、書狀可遣之由にて遣候、如此、
精好屋只今來申間、下簾末濃事談合申、此色可然存候、猶懸御目可申候、恐々謹言、
二月廿六日　山科判
【松田勝右殿
三月一日戊午、早朝ニ翠簾屋來了、大樹御車ノ簾、談合ニ來了、

〔日本紀略 一十一 後一條〕寬弘元年五月四日丁亥、以大威儀師延源准僧綱、聽居宮檳榔毛車榻等、

〔世俗淺深秘抄 下〕一檳榔廂車、有下方總、此條古人難云々、但古車多如此、未知其是非也、

〔飾抄 下〕一車
檳榔廂
保延二三四、大殿 ○藤原忠實 春日詣、直衣冠、檳榔 有中若庇

〔桃華蘂葉〕一車事
檳榔庇 有庇 太閤之時乘之、此車知足院 ○藤原忠實 長承比、始而廻意巧令造給、眉ハ常眉ノ角ノ入タル也、
凡家ハ太政大臣之時、或用之、眉如唐棟、故是ヲモ號尼眉云々、
檳榔廂 指 今案太閤御時召之
御車內黑漆、在金物 垂木塗朱、物見外上連子、物見緣黑漆、在金物 物見下檳榔毛、袖横緣上唐草、彩色、彫遐之

一疊者、大紋敷、但繧繝緣共有之、
一簾、蘇芳緣緣金綾、物見簾同之、
一下簾、蘇芳末濃、
一鞦、連著、平鞦、色紅、組鞦總、上古はちいさくみじかし、中古は總甚ながしと有之、然ばいとにて可有之か、
一榻黃金物、
一牛の衣、沓、遣繩、引繩、三尺繩、おもがい、とこまき等、書物ニ不見申候、
一車の內、あげまきのいと、
一車の內、はりつけ、繪を書申候、
一かうろ、かうばし、ぼん、かうばこは、車に入可申候、
一ゑびん之事可有之候
一牛かい、車ぞい、ゑき物、ゑち持、何れもこの已前、相替事有之間敷候、
一牛のくら、かき物不見候、
二月廿五日　山科
中院ヨリ、松田勝右衞門に注進候如此、隱密令見了、

檳榔車

一牛鞦、幷庇有之、
一疊、繧繝緣、
一簾、蘇芳緣緣、金綾、物見簾同之、
一下簾、蘇芳末濃、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年六月廿一日辛酉、午剋忠綱朝臣、令運件調度等（○源實朝大將拜賀料）於御所、御車二兩、（檳榔、牛蓹、）九錫彫弓、御裝束、御隨身裝束、移鞍等也、是皆自仙洞被調下云々、

〔後愚昧記〕應安七年五月廿七日、今夜二位中將、（實冬公）先申拜賀、可供奉行幸、（○中略）

車（檳榔毛、不懸下簾、二位三位例也、片綱也、是又同前、納言以上ハ、懸下簾差諸綱也、）

榻（黑金物、大臣息、可爲黃金物也、然而借請前右大將之間如此、）

前右大將毛車、皆具借之、

〔園太曆〕貞和四年十二月廿五日、傳聞、今日賀茂臨時祭也、依代始公卿使也、新宰相長顯朝臣勤之、今日卽奏慶也、毛車爲祝著借之、仍遣畢、懸下簾遣之、是祝著之故、先懸下簾立之、乘用之期撤之云々、榻雖可遣黃金物、內府（○藤原道嗣）庭座料被借用了、仍不相具也、

〔花營三代記（中）〕康曆三年正月七日、白馬節會御出仕記、

御車（毛車）

御車副四人、如木牛童一人、（持榻）雨皮仕丁、笠持舍人、（○中略）

次扈從公卿（毛車）

〔言經卿記〕慶長八年二月廿三日庚戌、松田勝右衞門、中國酒、白ネリ、鴨一番等持參被來了、則飡振舞、冷モ相伴了、大樹（○德川家康）御參內ニ付而、車之事談合、　廿五日壬子、松田勝右衞門ヨリ可來由有之、然共北向所勞ニ而、ヤガテ可罷向由申遣了、後刻罷向、書籍ドモモタセ了、朝飡相伴了、注進了、

檳榔車

一半蔀、幷庇有之、

一總絲、但色者書物ニ無之、何色にても不苦歟、

相ニ給之由、内々有其告、同ハヒタマユヲコソタマハラメト思テ、同日拜賀之間、於陣口仰雜色天被奪替云々、件雜色、於天下依爲無雙、京畫部、高松之車副等、不及敵對ト云々、件車相傳三條内府、〇實行子公敎而薨逝之時、葬例可爲毛車之由依遺言、取寄件車之處、相國禪門聞此由、爭可用件車哉トテ、臨時被用他車云々、雖然其料トテ取寄タリシ車ナレバトテ、子孫被棄置之、或人云、件車在西院云々、

〇按ズルニ、高松中納言實衡ハ、大宮中納言通季ノ誤ナルベシ、通季ハ實行ノ弟ニシテ、公卿補任ニ據レバ、永久三年四月二十八日、實行ト共ニ參議ニ任ゼラル、忠實關白ノ時ナリ、而シテ實衡ハ長明三年參議ニ任ゼラル、永久三年ニ後ルヽコト二十年ナリ、

〔江談抄二雜事〕英明乘檳榔車事

又被命云、英明〇源昔乘檳榔車被參法性寺御國忌、公卿多以參會、朝成卿云、公卿之車外、有檳榔車、誰人車哉、英明被答云、下官車也、若被咎仰者、不可乘檳榔車之由有所見者、欲承云々、件法式無所見云云、

〔中右記〕天永二年七月十四日、行向戸部〇源俊明御許談万事、午後歸、民部卿談給云、檳榔毛車、下簾上簾、當用同色、但靑表簾ニハ用蘇芳下簾、蘇芳表簾ニハ不用靑下簾之由、故大宮右大臣殿〇俊家所被仰者也、

〔續世繼六弓の音〕太政大臣伊通のおとゞ、〇中略つかさをもかへしたてまつりて、こもり給ける時、びりやうげの車やぶりて、いへの前の大みやおもての大路にて、とりいだして燒きうしなひ給けるは、節會の日にて侍りけるとかや、

〔永昌記〕大治四年閏七月廿日丙寅、今日上皇〇鳥羽御幸云々、内相府〇源有仁曉更駕蓮條車、著直衣被參、不被用服車之儀歟、先日被尋之日、一日檳榔車、網代、簾可懸靑下簾、一日筵車、但毛車可宜之由答申了、然而非例、新儀万事如此、又凡雖佛事穢中、於寺門難被行、況上皇御幸如何、以傳說記之、尙可訪、

箱　無物見、有開戸、〈前後高欄〉有棟表袖表左右、各覆横榔、有腰蓑、親王以下無差、内方棟及左右各有格子、下張粉紙、

簾　濃蘇芳竹、紫編糸、錦縁七緒、〈裏紫唐綾、或白〉親王以下無差歟、縁七ニ、中左右ノ端ト中央兩所ト四筋ハ付簾、其間ノ三筋ハ不付簾、崎ニ有金物、

下簾　蘇芳末濃、納言以上懸之、參議已下不懸之、長九尺五寸、表晴ノ糸アリ、一幅ニ三所三釘サシ也、但裏表同樣ニ可指也、是有表裏也、差別ハ以裏爲表懸車、依有憚也、件糸上程少分、蜷ニ結之、糸ノ長サ當車簾中尺程也、三中抄モ二幅アルヲ右幅ノ左端一尺餘リ下ヲ取テ、筒貫ノ端ニ夾、左又同之、其簾ヲ卷ニ、上七八寸許ヨリ下簾ヲ取加テ卷上之、後方不挾也、

疊　繧繝縁、有引懸筵、前後同差繧繝縁、

鞦　平畝鞦、以上親王、以下無差、

榻　親王大臣、黄金物、大中納言參議等、黑金物、納言大將等、牛莕、網代車、八葉車等ハ散物、毛車ハ鐵、ノナマシ金物也、家例如此、牛童持之、

綱　白布打之、三打ニ長ク打テ、二重ニ取テ中央ニ付、別緒其緒ヲ牛鼻ニ付テ、車副二人、左右ニ張之、

雨皮　表裏平絹淺木、三位以上無差、緋ノ左右妻ニ入結緘、以之付雨皮、付金物、〈今案〉退紅仕丁持之、

〔枕草子　三〕こゝろゆくもの
びらうげはのどやかにやりたる、いそぎたるは輕々しく見ゆ、

〔古事談　二臣節〕貞信公〈○藤原忠平〉ノヒタマユト云横榔ハ、代々一ノ所ニ傳ヘテ有ケルヲ、知足院〈○藤原忠實〉ノ御時、八條大相國、〈○藤原實行〉與高松中納言實衡同時拜參議、共ニ申御車之間、ヒタマユヲバ、高松宰

〔三條家裝束抄 坤〕車

毛車

太上天皇以下、四位以上通用、非參議ハ、榻ヲ、立ザルヨシ西宮抄ニ見ヘタリ、但太上天皇、四位以上是ヲ用トイヘドモ、庇、半蔀、物見、簾以下ニ付テ、各差別アル事ナリ、

檳榔ナキ時ハ、菅ヲ用ル說アリ、○中略

文明十八年、將軍家、○足利義尙新調車、當家ヨリ注進セシムル目錄、

榔檳毛ノ車

箱、物見ナシ、登戸アリ、前後高欄アリ、棟ノ表袖ノ表左右、檳榔ヲ懸ル、腰裝アリ、簾、濃蘇芳ノ竹、紫ノ編糸、錦緣、裏ノ緣、紫唐綾七緒ナリ、大臣以下差別ナシ、下簾、蘇芳末濃、納言以上是ヲ懸、參議以下是ヲ用ヒズ、大長サ九尺五寸、裏差ノ糸アリ、一幅三所三針サシ也、疊、繧繝緣、引懸鐙アリ、前後同ジ、鞦、平榻、親王大臣黃金物、納言參議黑金物、遣繩、白布、是ヲ打テ二重ニ取テ、中央ニ付ル、別ノ緒ニテ牛ノ鼻ニ是ヲ付ル、

將軍家

建久元年十二月二日、鎌倉ノ右大將、○賴朝直衣始ノ參內ニ、檳榔毛車ヲ用ヒラル、

建武元年十一月廿九日、等持院將軍、○足利尊氏參議ノ拜賀ニ、檳榔毛車ヲ用ヒラル、

文明十八年七月廿九日、常德院將軍、○足利義尙大將ノ拜賀ニ、新調ノ檳榔毛ノ車ヲ用ヒラル、

諸家

康治二年九月八日、齋宮啓行ノ日、宇治左府、○藤原賴長大納言ノ大將ニテ、檳榔毛ノ車ニノル、

曆應四年正月朔日、中院大納言參內ニ、毛車ヲ用ユ、

〔蛙抄 車輿〕檳榔車毛車是也

親王、執柄、大臣、納言、參議、散二三位、皆用之、古老僧綱乘之、女房又乘之、賀茂祭女使、幷入內出車等、納言參議皆獻之、車副牛童雨皮持等如例、親王以下、束帶直衣共乘之、

〔餝抄下〕一車

毛車

執柄家、家禮之人、用檳榔毛、(檳榔、前關白近衛殿、鎮四志摩戸庄土產云々、仍所望用之云々、)當家用、皆、但檳榔毛尋得之時用之、又無難云々、予(○通方)兩度尋取富小路中納言盛兼卿用之、以二囊爲一兩、但不足云々、

簾、蘇芳、(縁綾、金綫、)下簾蘇芳、末濃、鞦、(遠著、革鞦、)疊、(繧繝端、)(大臣黃金物、大將散物、納言已下黑漆金物、執柄家納言間散物、大臣之後、黃金物、)

諒闇普通之儀無相違、少々用無文藍革、靑簾淺木末濃下簾、

今度兩度諒闇、(後堀川、藻璧門、)執柄一門、(但大納言家長如常、)右府兄弟、(實氏公、實有、)左金吾、(具實、)用此儀、貞應、故通具卿、用此儀也、

保元二正一、或秘記曰、公卿以下車如恒、殿下幷亞相、毛車懸靑簾、无文靑革緒也、

〔門室有職抄〕車様事

檳榔　爲公卿人皆乘云々

〔物具裝束抄〕一車事

檳榔毛車(關白以下至參議、常乘之、)

〔桃華蘂葉〕一車事

檳榔毛(細々束帶御出之時被召之、)

赤色簾、(錦緣、江記云、執柄以後、紫緣物、以前蘇芳緣物、)蘇芳末濃下簾、繧繝端帖、或時被用靑簾(革緣)靑末濃下簾、金銅金物

槅、

〔海藻芥〕一車之事

檳榔毛車、大臣以下公卿乘之、僧中ハ僧正乘之、近比、法印大僧都乘之例有之、凡不打任事也、可有斟酌歟、

檳榔毛車

〔左經記〕長元四年十月六日庚辰、齋院長官以康朝臣、持來留置、野宮雜物勘文、御輿一具、糸毛御車一具、金作車二具、

〔春記〕長曆二年十一月十五日丁未、今夜中宮〇後朱雀后嫄子出御高倉殿、是依避清涼殿犯土事也、戌時許、御輦車寄弘徽殿、於北陣移御金作御車、供奉諸衞如例、

〔下學集下器財〕檳榔車ビンラウシヤ以檳榔葉巾車也カザル

〔羽倉考二〕車ノ上葺檳榔毛之事

古圖ニ、白ク鳥ノ羽ナドヲ重ネタル如クナル由、然ラバ檳榔ノ葉ナルベシ、飾抄ニ、檳榔毛當家用菅トアリ、三條家裝束抄ニモ、檳榔ナキ時ハ、菅ヲ用フル說アリトアリ、菅ノ代ニ用フルナラバ葉ナルベシ、檳榔ノ葉ハ、芭蕉ノ葉ノ如シト、本草綱目ニアリ、又毛ノ字ヲ付ル事ハ、毛髮ノ毛ニハ非ズ、葺事ヲケト云歟、糸ヲ以テ葺ルヲモ糸毛ノ車ト云、延喜式ニハ、糸葺ノ車ト書タリ、然ラバ檳榔毛モ檳榔葺ナル歟、其檳榔ハ、飾抄ニ、檳榔、前關白近衞領、鎭西志摩戸庄土產トアリ、今八丁堀萱場町ニ、菅笠ヲ賈者アリ、其菅笠ノ中ニ、ビラウ又ホロトモ云トテ、芭蕉ノ葉ノ如キ白キ物ニテ作レルアリ、是薩摩ヨリ出ルト云リ、其名其形同ジキ而已ナラズ、鎭西ノ產ニテ、菅ニ代ルヲ以テ察スレバ、是則檳榔ナルベキ歟、

〔[illegible]時五〕太上皇御行

供奉人裝束隨時無定

上皇乘御車檳榔、前朱雀院、初出大內之時、乘金飾檳榔、

〔西宮記臨時八〕檳榔毛　太上皇以下、四位已上通用、非參議不立榻、近代無乘用之人、

〔三中口傳一〕一出行事

車

毛車、束帶或直衣時乘之、納言以上懸下簾、參議不懸之、

ナマシ金物車(長物見、切物見、可レ有ニ用意、帆同金物、散物、)

褻儀也、車副二人、晴儀四人、前駈後車等同前、

已上可レ懸ニ下簾一

〔延喜式(五齋宮)〕初齋院裝束

金裝車一具

〔夕拜備急至要抄(上四月)〕賀茂祭

幣料(内藏寮申請奏) 使(近衞、馬寮、内藏寮、山城女使、典侍、命婦、藏人、) 金作車(典侍乘レ之、緋毛、) 銀作絲毛(命婦乘レ之、牛井牛童、行事藏人進レ之、) 金作檳榔車(藏人乘レ之、擬ニ中殿下一、牛行事出納進レ之、)

〔空穗物語(藤原の君)〕こ。が。ね。づ。く。り。の。く。る。ま。一、びらうげの車二、こがねづくりには、下らうのむすめ、おとなわらはをのせ、びらうげには、殿のごたち、のせて出たつ、

〔小右記〕永觀二年十二月十五日庚寅、早朝参殿、亥時姫君入内、(乘ニ金作車一)人給車十兩、前平門陣邊、源中納言、三位中將來迎也、

〔紫式部日記〕いらせ給ふは、(○一條后藤原彰子、出產後入レ宮、)十七日(○寬弘五年十一月)なり、(○中略)御こしには、宮のせんじのる、いとげの御車に、とのゝうへ、(○藤原道長室倫子)少輔のめのと、わか宮(○後一條)いだき奉りてのる、大納言、宰相の君こがねづくりに、つぎのくるまに、こ少將、宮の內侍、

〔小右記〕長和三年四月十八日癸酉、使(○賀茂祭使)典侍右衞門乳母、無ニ前驅一、糸毛車、外無ニ金造檳榔毛車一、只有ニ黑造檳榔毛等一而已、

〔大鏡(八)〕大宮(○上東門院藤原彰子)の大原野の行啓は、いみじく侍りしことぞや、(○中略)びはどのゝ宮(○三條皇女禎子)中宮(○後一條后藤原威子)とは、こがねづくりの御車にて、まうち君達のやんごとなきかぎりえらせ給へる御まへ具し申させ給へりき、

〔中右記〕元永二年三月廿二日、參院、召御前被仰云、中宮〈○藤原璋子、鳥羽后、〉近日依方違、不過十五日有行啓、〈○中略〉而欲用我唐車、如何、尋例之處、當時后宮行啓之時、用唐車事、殊不見也、但此皇后、故京極之上、方死一生云、時以院唐車俄有行啓也、此外殊不尋得也、如何、予〈○藤原宗忠〉申曰、於唐車者、院幷執柄人所被用也、時々皇后行啓之時、用來輿幷糸毛車事也、於唐車者、殊不見候、仍不被甘心候之由奏了、　三年三月廿一日辛酉、今夕中宮從院正親町御所、可渡御三條烏丸亭也、〈○中略〉戌剋寄御車、〈院唐御車、車副褐冠、時皇后行啓、多被用輿糸毛車也、而今度被用唐車、如何、〉

〔本朝世紀〕康治二年十一月廿八日庚辰、今日被立八十島祭使、御乳母典侍藤家子、〈故家政婦女、清隆卿室也、〉行裝之儀、世以爲壯觀、〈○中略〉藏人左近將監藤隆憲、爲勅使發向、典侍用唐車云々、子族等皆前駈、布衣也、

〔兵範記〕仁安元年十月十日庚辰、有立太子事、〈○中略〉未剋先御幸、〈○中略〉次儲皇〈○高倉〉御車、〈唐車也、四面垂簾、白生糸網、左右橫絲、上葺同白、〉

〔百練抄〕〈十七後深草〉正元元年三月四日、上皇〈○後嵯峨〉大宮院〈(姞子)〉御同車、〈唐庇御車、〉御幸北山第、

〔增鏡〕〈九草枕〉新院〈○龜山〉二月〈○文永十一年〉七日、御幸はじめさせ給、大宮院〈○姞子〉のおはします中御門京極實俊の中將の家へなる、御直衣、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から庇の御車、上達部殿上人殘りなく、うへのきぬにてつかうまつらる、

金裝車

〔撮壤集〕〈中車〉金造〈カナヅクリ〉

〔飾抄〕〈下〉一車

金作車

永治元十、御禊、女御代、金作檳榔毛、〈左大將殿(雅定)被獻、〉

例檳榔用金物也、青簾下簾、〈紫〉連著鞦、自餘如常、

〔三中口傳〕〈一〉一車

――入角黃金物
御下簾〈蘇芳浮線綾、以二色々糸一縫二唐車小島一、簡貫、牽尻金物、〉
或普通蘇芳下簾用レ之
―鞦〈或無レ之〉――總
綱〈白、如レ常、或打交、唐綾、在二綱志部一、〉
御雨皮〈張筵、如レ常、〉
―――甍并廂總等、用二白糸一、其上打二金物一、〈丸文〉袖以二金銅一透レ之、立板外打二金物一、付二鳳流居一、玉口綱打交、〈唐綾、在二綱志部一〉
承元三年十一月、御春日詣之時注レ之、

〔代始和抄〕御禊行幸事
當日は、大內より川原へ行幸なる、〇中略攝政は、或は騎馬、或は乘車なり、車はかならず唐庇を用ふ、

〔枕草子十一〕御經のことに、あすわたらせおはしまさんとて、〇中略先院〈〇圓融后東三條院詮子〉の御むかへに、殿〈〇藤原道隆〉を始め奉りて、殿上と地下とみなまゐりぬ、〇中略日さしあがりてぞおはします、御車ごめに十五、四つは尼車、一の御車はからの車なり、

〔榮花物語四見はてぬ夢〕后の宮〈〇圓融后藤原詮子〉なやませ給ふ、〇中略おりゐのみかどになぞらへて、女院〈〇東三條院〉と聞えさす、〇中略さて其年〈〇正曆二年〉のうちに、はせでらに參らせ給ひぬ、〇中略院は、からの御車にてたてまつれり、

〔榮花物語十九御裳着〕びは殿一品の宮〈〇三條皇女禎子〉の御もぎとて、春よりよろづにいそがせ給ふ、〇中略治安三年四月一日ぞ奉りける、〇中略大宮〈〇一條后藤原彰子〉は御こしにておはしますべけれど、一品の宮のことに奉らんかひなければ、唐のみくるまにておはします、

将軍家

明德三年八月廿八日、相國寺供養ニ、鹿苑院准后〈○足利義滿〉時ニ左大臣准后ニテ、唐庇ノ車ニ乘用セラル、

應永二年正月七日、同將軍、太政大臣拜賀ノ時、唐車ヲ用ヒラル、牛車ノ宣旨ヲ蒙テ、今日始テ牛車ニ襯、

攝家

天承二年十月十九日、知足院ノ攝政〈○藤原忠實〉賀茂詣ノ時、唐車ヲ用、

永享四年七月廿五日、後福照院攝政〈○藤原持基〉任大臣ノ節會ノ日唐庇ノ車ヲ用ユ、

〔蛙抄 車輿〕唐庇車〈○○號二唐車一是也〉

太上天皇乘二御之一、〈一員御幸等日、乘二御此車一也、〉女院乘用有レ例、攝關臣、晴日又乘二用之一、〈所レ謂關白春日詣、幷大嘗會御禊行幸日用レ之、是非二私車一、申二請上皇所一乘用也、〉大臣等不二乘二用之一、若准后乘用有レ例歟、可レ尋レ之、

〔九條家車圖〕唐御車〈普通定〉

上葺〈檳榔〉　廂幷腰總〈檳榔〉

立板外〈綵色〉　同内〈押レ綾、書二唐繪一、緣錦〉

袖外〈綵色〉　物見〈落入外御簾形、内押レ綾、緣錦〉

御簾〈一一編糸紫七緒、緣錦、女一一檳榔御簾、裏綾、皆〉

小簾四枚〈蘇芳編糸、同四緒、緣錦、同、裏同〉

一一一長各二尺

金物〈外金物開戸、皆黄金物〉　下張〈白色紙、散薄〉

御座〈京蓮、綠二裏緣、皆絹、〉　上廂結〈絹〉

若宮御行始
天治二八廿五、若宮〈〇重仁親王〉渡御二條殿、御車等、遠江守宗章朝臣調獻唐御車、以青色糸付房、簾等皆青色也、

〔桃華蘂葉〕一車事

唐庇〈晴時召之〉

上葺、〈檳榔毛〉廂幷腰總、〈同〉立板外、〈綵色〉同内、〈押綾、畫唐繪、緣錦、〉袖外、〈綵色〉物見、〈落入、外御簾形、内押綾繪、緣錦、〉簾、〈蘇芳編糸、紫七緒、緣錦、裏紫綾、〉下張、〈白色紙散薄〉小簾四枚、〈蘇芳編糸、同四緒、〉緣懸緒、以下同上、上廂結、〈絹〉御榻、〈疊足入角、有總黄金物、〉下簾、〈蘇芳浮線綾、以色色絲縫唐花唐鳥、〉〈筒貫在木、入金物、或普通蘇芳下簾被用之、〉鞦、〈連著有總、或無之、〉網、〈打交唐綾在總志部、或白如常、〉晴時上葺、幷廂總〈件總或用紫末濃〉等用白絲、其上打金物、〈丸文〉袖以金銅透之、立板外打金物、付風流居玉、

〔海人藻芥〕車之事

唐車。飾車。糸毛車。賀茂祭日、典侍乘之、渡一條大路也、唐庇車。仙院、或親王、或執柄被召之、

〔三條家裝束抄〈坤〉〕車

唐車

太上天皇、皇后、東宮等、用ヒラル、ナリ、又攝政關白乘用ス、古ハ太上天皇、攝關ノ外、他人乘用ナキカ、元永二年二月廿二日、中宮御方違ノ行啓ニ、糸毛車イマダ出來ズ、唐車ヲ用ラルベキ哉ノ由御問ノ時、中御門右大臣〈〇源雅實〉申テ云、唐車ヲ用ラルハ、院幷ニ執柄用ヒラル所也、后宮ニヲイテハ、終ニ例ヲミズト云々、右府ノ舊記ニ見ヘタリ、

上皇乘御

大治五年十二月二十六日、此タビ院、三條西ノ御所修理後、初テ渡御、唐車ニ乘御、
建久九年二月四日、上皇、〈〇後鳥羽〉八幡御幸ニ唐車ニ乘御、

唐庇車

牛車とは、宿老の大臣など、陣の内へ牛の車をかけて、中の八を出入する也、

〔輿車圖考一〕牛車は、日本後紀に、はじめて見ゆ、その起本、未詳かならず、○中略その製造は、式に見えたり、○中略ならの朝のほどは、人々これにのることを好まざりしとみえて、令格などにも所見なく、すべていかなる品の人より乗るといふ制度も定まらず、式にも宮城門を出入する制はいせたれども、京内のことは、何ともみえず、○中略市人の乗車の事、彈正式に見えたれば、制にあらざることを去るべし、○中略さるほどに、去かるべからざる人も、みだりに乗車して、みだりがはしかりしかば、寛平○宇多の御時、はじめてその制を立てらる、○中略その制も、ほどなくゆるべり、○中略そののちも弛張時々に變じ、沿革も亦おなじからず、○中略女は上東門より内も乗る事なれど、男はただ京内にかぎりて、宮城門よりうちはのらず、其中によせ重き親王、大臣、勅許ありて宮門の内までのる事あり、

〔新儀式五臨時〕皇后移徙事
當日駕輿、出自玄暉朔平門、或出自偏門、或用牛車、貞觀三年皇太后(清和母后明子)臨御太政大臣(藤原良房)亭東京染殿也、又同太后向大原野祖社、同御牛車、

〔撮壤集中車〕唐庇カラヒサシ

〔飾抄下〕一車
唐○車○
太上天皇、攝政關白、無上之人乘之、○中略
八十島典侍
保元二十二十六、八十島典侍、侍子紀伊局勅使唐車、殿下(藤原忠通)賜之
大嘗會御禊
永治元十、御禊、乘唐車供奉、

略須臾駕輦車、移御東宮雅院、陣列之儀、一同行幸、但無警蹕、

〔扶桑略記醍醐二十三裏書〕寛平九年七月三日丙子、卯二點、皇太子醍醐○乘輦車出自東宮、參入內裏、午二剋、於清涼殿加元服、

〔日本紀略醍醐一〕延喜十年正月四日乙未、皇太子保明○參覲、於玄暉門乘輦、於殿北下輦、

〔榮花物語二十八若水〕一ほんのみや三條皇女禎子內親王○いみじううつくしげにおはします、中略○おはしまして、萬壽四年四月、爲後朱雀妃○おりさせ給ほどのぎしきこゝろことにおどろ〳〵し、御てぐるまや、なにやとあるほどに、下略○

〔中右記〕元永三年三月十九日、今夜子剋許、中宮鳥羽后藤原璋子○俄出御院御所、大夫二人外、別當宰相中將信通參仕、御。手。車。懸。牛出御者、是依御邪氣發給也、

〔葉黃記〕寛元四年正月九日己亥、今夜東宮、後深草○行啓前右府後深草外祖藤原實氏○冷泉第、中略○自輦車移御唐車之時、兩大夫公相、顯親、○掩几帳、抑路次之間、諸司二分一切不見御車副二人、其外召使等付轅爲奇、下○

略

〔伊呂波字類抄疊字〕牛輦

〔運歩色葉集古〕牛車

〔箋注倭名類聚抄車三〕車駕　按古乘車、皆駕駟馬、然史記平準書云、漢興接秦之敝、自天子不能具鈞駟、而將相或乘牛車、晉書輿服志云、古之貴者、不乘牛馬、漢武推恩之末、諸侯寡弱、貧者至乘牛車、其後稍見貴之、自靈獻以來、天子至士、遂以爲常乘、舊唐書輿服志、載景龍二年劉子玄議曰、古者自大夫已上皆乘車、而以馬爲騑服、魏晉以降、至于隋代、朝士皆駕牛、皇國貴人用牛車、蓋隋唐倣漢魏以來制也、

〔年中行事歌合〕四十八番　右　牛車　忠頼朝臣

わきてたれつかふる人のなかのへに牛の車をかけているらん中略○

輦車と申は輪をかけて輿のやうに作たる車也、是もさりぬべき宿老大臣、又女御更衣などのゆるされて、大内の内を乗て通給ふもの也、

〔輿車圖考〕一輦は、てぐるまとよむ、宮城門よりのるものなり、○中略また腰車ともいふは、轅を腰のほどにあてゝ、手をもちそへて引く故に、かくもいへるなるべし、○中略その用度延喜式に見えたり、○中略また小車ともいふ、○中略皇太子の時の儀は輦車なり、○中略親王大臣の輦に乗るは、特恩にて許さるゝ事なり、されど男は宮城門より宮門までの間をのる事にて、禁内はのらず、○中略されどなかのへのてぐるまをゆりたる人も、まれ〳〵ある事なり、○中略女は人がらによりて、乗るべき所に違ありその例、式に見えたり、されど猶その時々に宣下ありとぞ、○中略上にみえたる人がらの外にも、別宣旨にてゆるさるゝこともあることなり、○中略僧綱にもあり、宮城門の外にて輦車にのる事は、すべてなき事なるを、たゞ春日の齋女、社頭にての事と見ゆ、○中略これは齋王ならば、輿に乗り給ふべき所なるを、おもき事なれば、輦にかたへたるにて別儀なり、又大臣大饗に、尊者の乗られし事みゆるは、いぶかしきことなり、

〔儀式〕一春日祭儀

齋女駕輦參社

〔續日本後紀〕八仁明承和六年六月己卯、女御從四位下藤原朝臣澤子卒、故紀伊守總繼之女也、天皇納之、誕三皇子一皇女也、○中略寵愛之隆、獨冠後宮、俄病而困篤、載之小車、出自禁中、纔到里亭便絕矣、天皇聞之哀悼、遣使贈從三位也、

〔續日本後紀〕十二仁明承和九年八月甲戌、遣參議正躬王、送廢太子○恒貞親王於淳和院、備前守從四位上紀朝臣長江、自院逢迎、其儀駕小車、出禁中、到神泉苑艮角、駕牛車、

〔文德實錄〕一嘉祥三年三月己亥、仁明皇帝崩於清涼殿、于時皇太子○文德下殿、御宣陽殿東庭倚廬、○中

古事類苑

器用部二十八

車下 橇 修羅 併入

〔倭名類聚抄 十一車〕輦 周禮注云、后居宮中、縦容所乘、謂之輦、力展反、和名天○○○久流萬、 爲輕輪、人挽所行也、

〔箋注倭名類聚抄 三車〕天久留万、見源氏物語桐壺卷、槙柱卷、榮花物語若水卷、皆人挽之車、非駕牛者、故謂手車也、隋制輦無輪、人荷人、皇國倣之、亦謂鳳輿爲鳳輦、以輦訓天久留末者誤、○中略 宗伯之屬巾車注、作輦車、不言飾、后居宮中、從容所乘、但漆之而已、爲輇輪、人挽之以行、此亦節文、各本輇誤輕、今依周禮注改、賈疏引說文曰、無輻曰輇、說文、輦、輓車也、从車从扶、在車前引之、釋名、王念孫曰、輦之言連也、連者引也、引之以行、故曰輦、

〔類聚名義抄 九車〕輦 テクルマ コシ テクルマ ヒタ

〔和玉篇 上車〕輦 レン テクルマ

〔饅頭屋本節用集 天財寶〕輦 テグルマ

〔令義解 一職員〕主殿寮 頭一人、掌供御輿輦、謂輦行曰輿、輓行曰輦也、蓋笠、○中略 炭燎、○中略 等事、

〔令集解 五職員〕跡云、輦者己之久留萬、

〔年中行事歌合〕五十番 左持 輦車 爲邦朝臣

雲井にもさはらでかよふてぐるまや君にひかるゝまるしなるらん○中略

我戀はくさびもさゝぬ小車のめぐり逢べきたのみだになし〇中略

びりやうのわとて、よくつくれとおほせ候、〇圖略

車大工

〔人倫訓蒙圖彙 六〕車作 車作は、輪木八枚輻は廿四枚、雜車は、輪木七枚、輻廿一枚なり、作手は、京清藏口久右衛門、

〔雍州府志 七風俗〕車 凡造車者、所々有之、其内造禁裏院中之車、時預其事者、其會長號總司久右衛門、有家領五石餘、常住京北柳原、號大工中井氏造之、所謂牛、仙納彌市兩家常飼之、爲載雜品物者、謂雜車、洛下三條橋西南、鳥羽橫大路造之、

〔翁草 三十九〕御車大工、昔は總司久太郎とて、車屋町丸太町上ル所に居ス、故ニ車屋町と號、今は久太郎は丹波へ引越、是が一族總司茂左衛門と云者、上京木の本町に居て御用を勤且御車副に出る、

〔諸事留 三〕天保七申年正月

御府内車大工職之者、年來拾八人ニ而申合、渡世相續致來候處、此度一同相談之上、爲冥加相州鎌倉火術御用車、無代ニ而差出申度願出候間、右ニ付差障有無取調候樣、館市右衛門殿ニ而被申渡候間、御支配限車大工職之者御取調、差障有無御書取、來月七日迄ニ、清右衛門方江可被遣候、

正月廿六日 組合 肝煎

一御府内車大工職之者、年來拾八人ニ而申合、渡世相續致來候處、此度相談之上、爲冥加相州鎌倉火術御用車、無代ニ而差出申度願出候ニ付、差障有無御尋ニ御座候處、前書之趣、私儀一切差障無御座候、依之此段申上候、以上、

天保七申年正月 木材木町四丁目 由兵衛店 車大工職 七兵衛

〔七十一番歌合 上〕五番 右 車作り

心して車つくらむ秋のよのながえの月のをそくめぐるは〇中略

不論長短功

〔延喜式四十八左右馬〕凡車五兩、屋形五具、鞦五具料、桃染調布四端、（具別二丈七尺五寸）縫絲大二分四銖、敷茵五枚、並支度、三年一申、官儲備、但車油一斗八升、毎年請受、其鋤取舊廻充新、隨損乃請、不必限年、

〔明良洪範續篇十一〕安藤對馬守重信、二條城ヘ行幸有シ時、女院（○中和門院前子）中宮（○源和子）ノ御車、新ニ作ラセラルベシト、車作リヲ召テ御沙汰有シニ、御車一輛、金一萬兩ノ代金ト申、餘リ過分ノ事迚、衆義アリ、外ノ車作リニ申付ケリ、御好ミノ如ク、賓郎毛、網代、何ニテモ下直ニ請合シ故ニ、殿上人以上、各用ヒラルヽ車ニモ萬金ヲ費サンヤ、下直ナル事、實成ベシ迚、安藤重信ニ申ケレバ、重信聞テ、先年御入内ノ時、御車一萬兩宛ニテ、大八葉以下出來セシ由ナリ、古ヘ公家殿上人ナド用ヒシハ、只今我等ガ用ユル所ノ乘物ノ類ヒナラン、時代押移リ、車ノ用ナキ事、歳霜久シク、車作リノ所作ナシ、重ネテ箇樣ノ規式有ベキ期ヲ知ラズ、故ニ以來迄ノ儲ケヲ望ムト見エタリ、去バ過分ノ下直成モ心得難シ、殘ラズ申付ン事モ無用也、先一輪申付、其出來バヘヲ試ミラルベシト有ニ、程ナク御車キラメキテ出來セシカバ、牽セ試ミレヾ、音律モ叶ハザル故ニ御用ニ立ズ、重信、去バコソ子細有ベキ事トテ、禁中ノ車作リニ仰付ラレシカバ、斯ル大禮、古ヘヲ取テ執行ハルヽ故ニ、儉約ガマシキ事ハ少シモ勿リシ、此度ノ行幸ハ、北山殿ノ日記ヲ摸サレ、所作樂行幸ノ禮ニ、北山殿ノ兩禮宜敷處ヲ取行ルヽトカヤ、女院東福門ノ御車ドモ、今モ泉涌寺般若院ニ收メラレ、將軍家ノ御車ハ、二條ノ御城ニ有トゾ、後年千代姫君ノ御乘物、代金一萬兩ニテ御召替マデ出來シ、誠ニ善美ヲ盡サレシト也、

〔秦山集雜著甲乙錄四〕二月（○元祿十年）十五日、皇都御入内（○幸仁親王女幸子入内）告到武江、廿九日、諸大小名爲賀儀登城、女御之乘輿、今國主息女之乘物十分一之價、平黑塗也、雖費輕、是御車也、女御之作法不可略、武家之所不及也、

製作

元祿十六未年十二月

一大八車、并借駕籠出銀、三傳馬町并出之候儀、向後差免候間、此旨大八車、并借駕籠持候者共に可觸聞者也、

十二月

〔延喜式十七内匠〕腰車一具、屋形、長六尺、廣五尺、障子六枚、二枚、各高二尺六寸、廣二尺、四枚、各高二尺六寸、廣六寸五分、料槻廿四枚、四枚、各長八尺五寸、方二寸五分、四枚、各長五尺、方二寸五分、八枚、各長四尺五寸、方一寸五分、二枚、各長五尺、廣一尺一寸、厚二寸五分、四枚、各長三尺五寸、方二寸五分、二枚、各長二尺、徑七寸、轅并輪料欅七十二枚、柱并高欄鳥居等料檜榑二材、桁并椽箕形等料歩板四枚、熟銅大十一斤二兩、滅金小十兩三分、水銀小三兩三分三銖、鐵十一廷、漆四升、掃墨一升五合、胡麻荏油各三合、帛一尺二寸、石見綿一斤八兩、伊豫砥二顆半、青砥一枚、白綾四丈、油絹二丈八尺、兩面一丈一尺二寸、錦七尺五寸、東絁二丈二尺四寸、練絲二兩、調布三丈二寸、東席二枚、苧大五兩、毛料草二圍半、糯米一升、小麥一升、炭九斗、和炭廿四斛六斗、熬炭五斗、燒土五升、長功二百九十二人半、木工一百十九人、銅五十六人半、鍛卅五人半、中盤三人、釘四人、鍛十二人、漆廿二人、夫卅人半、中功三百卌一人、工二百九十四人、夫卌七人、短功三百八十九人大半、工三百卅六人、夫五十三人大半、牛車一具、屋形、長八尺、高三尺四寸、廣三尺二寸、輪料欅廿八枝、轅榀料樫九十七枝、榗料槻二枚、博風四枚、料歩板四枚、檜榑五材、軸木一枝、熟銅大卌斤、滅金小廿兩、水銀小八兩、鐵四廷、漆五升、胡麻油荏油各四合、掃墨二升五合、帛三尺、石見綿八兩、調布一端一丈二尺、伊豫砥二顆、青砥二枚、燒土五升、白綾五丈、油絹五丈、練糸五兩、出雲席二枚半、毛料染苧卌四兩、炭十一斛、和炭五十斛、銀小八兩、鍍鋼物料、洗革一枚、木賊七兩、糯米三升、猪髮二把、釭一具、絹三尺、絲一斤四兩、篦廿株、染料茜大三百斤、白米九斗、煮茜用度、酢一斛二斗、生絹四尺、染茜料、庸布四尺、染皂料、灰卅五斛、斤別一斗五升、薪百五十荷、斤別半荷宛、染槽一隻、長一丈已下八尺以上、廣三尺已下二尺以上、柴十五荷、杓二柄、水麻笥一口、受四斗以下、水瓺麻笥一口、受二斛、苧劘履女罪卌人、食料白米二斗四升、人別八合、酒一斗八升、人別六合、魚六升、人別二合、鹽六合、人別二勺、海藻三連、人別一把、功新錢六十文、人別二文、工百三人、夫九十人、

車税

應安四年正月廿一日、任承法印洞院家督事、並良瑜僧正一座宣旨、牛車等事示送之、彼案等繼之、而事共以依武家執奏被行之了、〇中略

牛車

正二位行權大納言藤原朝臣公豐宣、奉勅、前僧正良瑜、宜聽乘牛車出入宮中者、

應安三〇三四誤年正月卅日　大炊頭兼大外記下總守中原師茂奉

〔公卿補任 孝明〕文久三年(中略)廿八日(十月)准三宮牛車等宣下、(法親王大僧正)(中略)上卿坊城大納言、辨俊政、奉行經之朝臣、

〔大成令 八十六〕元祿十三辰年八月

覺

一今度町中代八車、并借駕籠之分、三傳馬町名主共方より致極印候筈に被仰付、先達而相觸候、就夫代八車、致所持候者、日本橋より北之方、大傳馬町名主馬込勘解由、小傳馬町名主宮邊又四郎、日本橋より南之方は、南傳馬町名主小宮善右衛門、右之通、名主共方江、當月廿九日迄之內、罷越候而帳面に付、極印請候日限も承合、極印請可申候、借駕籠致所持候もの共も、右同前たるべく候間、此旨可相心得候、以上、

八月

元祿十三辰年八月

一町中大八車之儀、向後、三傳馬町名主共、致極印候樣に、兩御奉行所より被仰渡候、就夫爲極印賃、大八車壹輛に付壹ヶ月銀壹匁宛、三傳馬町江出し申筈に候間、大八車所持致候者共、此旨可相心得候、〇中略

右兩品之儀、申觸候樣にと、今日御內寄合に而被仰渡候、委細三傳馬町名主共方より可申談候間、少も違背有之間敷候、以上、

八月

予〇藤原公忠也、所詮八葉長物見車、被新調之云々、件車上古無之歟、中古以來用之歟、野宮左府〇藤原公繼建保前官之間以後、或駕網代車、文車也或乘殿上人車、或又此車用之、毎度物見ニ懸小簾用之、車副差網遣之、抑物見懸小簾事、強非本說、由見彼公元仁元年六月十八日記、彼記文、注遣內府了、又物見ノ上簾、有連子事、久我故相國長通公如仙洞評定參仕之時、度々用之、彼車八葉長物見、不懸小簾、有連子云々、今度連子有無可尋之、野宮左府車、無連子也、公經公車、又無連子、由有所見、今度車、委尋內府可注置之、廿五日、座主宮、八葉長物見車事、有外金物之由聞之、仍相尋內府之處、返事云、外金物事、不存知候、大方治定儀不計申候、只所見分少々注進候き、爲後記治定分、可尋申竹園、追可進覽云々、廿六日、內府送狀云、座主宮車事、昨日尋申了、返事如此進覽之、外金物候けり、說者不審候、物見は、廂などは前後兩方開たる物ト、八葉長物見不然候哉、才學不詳候、文車ナドハ、近比までも開閉任意了、今も本儀は、尤可然候哉、今度事、宗と誰ニ被訪候けるやらん、不審候、太閤〇久我通相久我〇具通などの外、不覺云々、

座主宮返事云

車事、長物見、前方開戸懸簾外連子心地ロロ候、仍立フチ横フチナドノ折目風情ニ、少々金物候き、外連子時、如此候やらんと或仁申候程に、如此致沙汰了、先日宮槐記にも、長物見にも、外ニ所々金物候樣に見候しやらん、仍才學も符合候し程に、如此用候、以下略之

野宮左府記內府注遣座主宮云々、先日所示送也、

嘉祿二年十一月十六日、重御覽、

網代車稱チカヘ物見、是對中諸名也、常網代車也、有外黃金物、開戸ノ金物ハ散物也、以下略之、

予案之、稱網代車者、文ノ車事也、定事也、上白トモ號也、其趣見記錄等、委不遑記之、勿論事也、而內ノ府以此稱網代車之記、八葉長物見ト心得天、注遣座主宮歟、僻案無口傳之所致歟、可嘲可歎、如此之事、能々可有斟酌事也、非累家、而當時稱有識之所致也、比興々々、

右以件人、宜令聽乘牛車出入王城矣、

寶永六年四月幾日　大外記正六位上兼右大史掃部頭造酒正中原朝臣師英奉

〔仁和寺御傳〕濟信大僧正

寬仁四(庚申)年三月□日、蒙牛車宣旨、(○僧中牛車之始也云々)

〔日本紀略〕(後一條十三)寬仁四年二月廿七日己酉、今日、大僧正濟信、聽牛車宣旨、

〔扶桑略記〕(後一條二十八)長元九年四月二日、前大僧正深覺聽牛車、有召、依御藥也、

〔中右記〕永長元年正月十八日己酉、今夜大僧正覺圓、蒙牛車宣旨、(中宮大夫宣下)二月廿日、前大僧正覺圓、今日申慶、是牛車宣旨之後申慶賀也、前駈八十人、童子等裝束唐物金繡、美麗無極、增譽法務以下、僧綱七人、連車扈從、各有前駈、從華山院被出立、被參內、令權中將顯實申慶、召二間方給祿、(○下略)

〔元亨釋書〕(二十六資治表)長治二年六月、增譽牛車、依加帝(○堀河)疾也、

天治二年夏五月、僧正行尊加大、秋七月、聽牛車、

〔本朝世紀〕康治二年十二月十五日丁酉、被下天台座主僧正行玄、牛車宣旨、

〔古事談〕(三僧行)宗賴卿、爲家長者之時、勸修寺八講之捧物ニ引牛車ト云々、而成寶僧都受牛車、嚴親別當入道、三ケ度マデ乞ケレド、遂ニ惜而不與、仍禪門忿怒及放言云々、此事ヲ臺蓮坊、(成賴卿入道)於高野聞之、被詠一首歌、

椎ノ輪ハツミハジメケル車カナ乞モヲシムモウシトコソキケ(椎輪ハ大路之物ト云々)

○按ズルニ、大路之物ハ、大輅之始ノ誤ナラン、文選ノ序ニ、若夫椎輪爲大輅之始、大輅寧有椎輪之質トアリテ、註ニ、椎輪、古棧車、大輅玉輅トアリ、

〔後愚昧記〕貞治七年五月十四日、自今日於禁裏、被始行七佛藥師法、(有御所云々)阿闍梨靑蓮院入道親王、(故後伏見院云々)今日被聽牛車宣旨云々、車事、被仰談內府、(實繼公)云々、彼間事、內府不審題目等、此間所相尋

臣藤原朝臣〇實行宣‿聽‿牛車出‿入宮中‿者、又太政大臣參入云々、

〔公卿補任二條〕應保二年

關白左大臣　正二位藤基實廿　十月一日、牛車宣旨、

〔公卿補任安德〕養和二年〇壽永元年

左大臣　從一位藤經宗六十四　十一月二十三日、被‿聽‿輦車‿、同廿五日、被‿聽‿牛車‿、

〔玉海〕壽永元年十一月廿四日辛卯、傳聞左大臣〇藤原經宗先蒙‿輦車宣旨‿、而忽不‿能‿調‿車之由被‿申、仍被‿改‿下牛車宣旨‿云々、甚過分事也、依‿自由申狀‿、被‿改‿宣下‿、朝廷之輕忽、爰而揭焉者歟、

〔公卿補任安德〕壽永二年

攝政　正三位藤師家十二　十一月廿一日詔爲‿攝政井氏長者‿、(中略)十二月(中略)八日、叙‿從二位‿、聽‿牛車‿、賜‿兵仗‿、

〔公卿補任後醍醐〕元亨二年

左大臣　從一位　實泰五十四　三月十一日、宣‿聽‿牛車‿、又輦車

元亨三年

關白　正三位藤房實卅四　三月廿九日詔、同日氏長者、內覽、牛車、宣下、

〔公卿補任後花園〕永享四年

左大臣　從一位源義教　八月廿八日轉任、(中略)十二月日、(中略)蒙‿牛車宣‿、

〔公卿補任正親町〕慶長八年

右大臣　從一位源家康六十二　二月十二日轉、同日征夷大將軍、氏長者、弉學淳和院等別當、牛車、兵仗八人等宣下、

〔光臺一覽四〕御當家〇德川、中略、將軍宣下の節は、宣旨十一通、一度に被‿下候、御兼任の官職多く有故也、

十一通に、次第々々有、左に記すが如し、〇中略

內大臣正二位征夷大將軍源朝臣家宣

慶了、仍重不申、今日不勘日時、又殿上人不乘馬、宇治殿駕牛馬給日、先參上東門院、次參內、付彼例、今日參院退出、重參不得心、雖然爲路次、仍重參入、

〔中右記〕元永元年十一月廿五日癸酉、今日殿下、（〇藤原忠實）初駕牛車可令參內御也、（〇中略）殿下被仰云、御堂（〇藤原道長）駕牛車事、御年卅七八、宇治殿、（〇藤原賴通）大殿、（〇藤原師實）卅一也、我先年、蒙攝政宣旨日、雖有牛車宣旨、依爲壯年身、成恐不駕也、今年已卅一、仍爲思吉例、今日駕牛車參內也、就中御堂、駕御牛車事、十一月臨時祭日也、今日幸當吉日、仍有此事也、又被仰者、執政人、駕牛車事、除陽明藻壁大內儀也、門外雖何門、任意出入、無其憚云々、次々大臣ハ、蒙牛車宣旨、從待賢門出入之事ハ、又蒙宣旨者、此事未知、尤有深意也、牛車、輦車、可用上東門之故歟、

〔古事談一王后宮〕知足院入道殿、（〇藤原忠實）被仰云、吾ハ御堂（〇藤原道長）宇治殿（〇藤原賴通）大殿（〇藤原師實）ナドノ御昇晉ニ一事無相違、大臣大將、氏長者、攝政、關白、牛車、輦車、又內辨官奏執、納言騎馬物詣等、皆無貽事、（〇下略）

〔台記〕康治元年三月十二日乙巳、自攝政殿（〇藤原忠通）被送札云、明日駕牛車初可參內、同道可宜者、承諾了、保安三年、有牛車宣旨、而明日初參也、先々未有如此經年月者云々、十三日丙午、午初刻、參攝政御許、（菅原院）同四刻、攝政駕庇車、（隨身蓄猶）參內、（土御門烏丸）前驅廿人、（此內四位一人、先例二人、今度无其人、）隨身、藤大納言、（宗輔）殿上人四五輩後從、自東洞院至土御門西行、余於鷹司東洞院下車、大內時、執柄入上東門、後從人入陽明門、今日准彼也、（殿上人、當參御車共、今日大納言被參御車共、忘古禮歟、）攝政於東面北門外下車、少將爲通朝臣率沓、余伺候御車邊、外記史等、列居陣屋頭見參、吉上一人、持白楚居門下、攝政入同門、（謂東面北門）南行經敷政左青鎖共禮門、（共參也）南殿北廂、昇小板敷、直參給晝御座方、此後可有吉書事云々、永保二年、故京極殿、（〇藤原師實）入敷政門著給仗座、今日不著給、不兼大臣之故歟、可尋先例、多卅一乘牛車、今度卅六、是謙之至也、

〔本朝世紀〕仁平二年正月七日癸卯、今日白馬節會也、（〇中略）重通卿、召權少外記中原景良仰云、太政大

〔小右記〕治安元年七月廿八日辛巳、大外記文義云、一日牛車宣旨下了、尋前例欲宣旨之間、太相府、〇藤原公季 於朔平門乗車、出従上東門、攝政關白人外、牛車輦車、出入自待賢門、而任意用上東門、如何者、能可尋知前例也、承下宣旨之人、納言公任卿、明日可問、昨日可被取送故殿〇藤原師輔 御記、幷檢非違使類聚、聽輦車等之奏、若依此事歟、 廿九日壬寅、牛車宣旨事、問達按察、〇藤原公任 返報云、車事、一日仰云、攝政關白、可聽出入宮中者、外聽上東待賢等門云々、相尋可令書下者、見類聚、輦車聽出入宮中、牛車者、上東門云々、非是自人、依牛車無便、出入他門歟、一條左府、始用上東門後、任意用待賢門也、彼時人有所申云々、客々〇客々恐誤字 事也、一日、公親朝臣、謬事を申也、

〔日本紀略〕後一條十四長元五年八月十三日壬子、關白左大臣、〇藤原頼通 初乗牛車、入自上東門、立車於朔平門前、

〔公卿補任〕後冷泉天喜六年〇康平元年

右大臣 正二位藤教通 六十三 左大將、皇太弟傅、(中略)七月廿五日、聽牛車、

〔公卿補任〕白河承保二年

右大臣 從一位源師房 六十八 右近大將、十一月七日、勅授、聽乗牛車出入闈門、

〔中右記〕嘉承二年十一月廿九日庚辰、今夕左大臣、〇源俊房 牛車宣旨云々、本輦車之人也、

永久六年〇元永元年 三月廿二日、依殿下〇藤原忠實 仰、中辨送書札、三殿下、先年雖有牛車宣旨、爲恐壯年、未駕牛車也、而來廿四日、臨時祭之次、初駕牛車、可參内也、先例如此禁中有事時、令參仕給次所駕牛車也、但御堂、〇藤原道長 宇治殿、〇藤原頼通 大殿、〇藤原師實 初駕牛車日、必著陣給、入御從敷政門也、

〔殿暦〕元永元年十一月廿五日癸酉、余〇藤原忠實 須早參、而始乗牛車、今日參內、仍暫遲々、〇中略 今日余前駈廿人、四位二人、五位十四人、六位四人、 隨身著褐衣、ツボヤナグヒ 宇治殿、〇藤原頼通 故殿、〇藤原師通 皆於御年四十一、令駕牛車給、就彼例、余乗之、御堂、〇藤原道長 十一月に令乗給、抑蒙牛車宣人申慶賀、而余去讓位〇鳥羽 日、蒙宣旨申

出入之由、

〔大鏡五太政大臣兼家〕うちにまゐらせ給にはさらなり、牛車にて北陣までいらせ給へば、それより
うちは、なにばかりの程ならねど、ひもときていらせ給とぞ、

〔公卿補任一條〕寬和三年
左大臣　正二位源雅信六十八　正月七日、聽牛車、

〔日本紀略九一條〕正曆元年五月廿五日、勅聽關白内大臣〇藤原道隆乘牛車出入宮門、

〔本朝世紀〕正曆元年七月十五日戊子、午後、權中納言源伊涉卿、參議同時中卿、參著左仗座、今日被聽
左大臣〇源雅信牛車宣旨了、　廿一日甲午、午後、中納言藤原顯光卿、源保光卿、參議源時中卿、參著左仗
座、次左大臣、從陽明門著同仗座、以藏人右少辨源朝臣俊賢、令奏乘牛車從上東門可參慶賀之事、時
二刻其後從玄暉門退出、於朔平門外乘用牛車、卽從上東門退出、中納言藤顯光卿、起座著左衞門陣座
召、二音、彈正少疏曰佐眞文、于時眞文唯稱進立、下給件牛車宣旨、早罷出、其後戌時、上卿各退出、

〇按ズルニ、公卿補任ニハ、永祚元年源雅信ノ下ニ、七月聽牛車トセリ、

〔本朝世紀〕正曆五年五月廿三日甲戌、今日皇太后宮〇一條母后藤原詮子自前備後守源相方朝臣宅移御本
宮、諸司供奉如常、不召御輿用牛車、上卿皆被申故障、

〔日本紀略三十二條〕寬弘八年八月廿三日甲子、政始、今日右大臣〇藤原顯光、中略、召撿非違使仰云、左大臣〇藤原道
長乘牛車可聽出入待賢上東兩門、〇中略亥剋左大臣參弓場殿、申牛車慶賀、

〔日本紀略十三後一條〕寬仁元年三月廿二日辛酉、攝政内大臣〇藤原頼通上表請罷左近大將、勅許之、卽日宣
命、依寬和例、可列左右大臣上、又聽乘牛車參入宮門、

〔公卿補任後一條〕寬仁五年〇治安元年
太政大臣　從一位藤公季六十六　七月廿五日任、卽日聽牛車、

〔傳宣草下〕諸宣旨事

一下外記宣旨

臨時事

牛車輦車事

已上三ヶ事舊例、直仰彈正、（著左衛門陣座、召忠以上仰之、）撿非違使、（著左近陣座、召尉以上、）而近代以外記傳宣、○中略

一下彈正宣旨（著左衛門陣座、召忠以上給之、近代以外記傳宣、漸爲流例、○中略）

牛車輦車事○中略

一下撿非違使宣旨（著仗座、召尉以上仰之、或以外記有傳給志以下之例、近代多以外記傳宣、○中略）

牛車輦車事○下略

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原清公薨、○中略清公、六年○承和正月、敍從三位、老病羸弱、行步有艱、聽乘牛車到南大庭梨木底、斯乃稽古之力、非諂求之所致、

〔日本紀略二朱雀〕承平二年二月廿九日辛巳、勅聽左大臣○藤原忠平乘牛車自上東門出入之事、

〔公卿補任村上〕康保四年

關白　從一位藤實賴六十八（九月十三日、聽乘牛車出入宮中、（中略）十月五日、（中略）乘牛車出入上東門云々）

〔日本紀略六圓融〕安和二年八月十六日辛卯、勅聽太政大臣○藤原實賴乘牛車出入上東門、

〔公卿補任圓融〕天祿二年

攝政　從二位藤伊尹四十八（十一月二日、正二位、同廿四日、牛車、）

天延三年

關白太政大臣　正二位藤兼通五十一（正月七日、從一位、十月十日、聽牛車、）

〔日本紀略七圓融〕天元二年正月三日癸未、聽太政大臣○藤原賴忠幷式部卿爲平親王、乘牛車從上東門、可

令奉仕上卿哉、執政人、駕牛車往還陽明門藻壁門、此兩門之外、依便宜用之常事也、但大臣雖聽牛車輦車、不蒙別仰以前、不出入待賢門、依重宣旨用此門也、

〔世俗淺深秘抄下〕一准三宮人、尋常牛車輦車之上、往來中部、但於上東門乘牛車、至玄輝門云々、

〔門室有職抄〕牛車宣旨事

乍駕車自上東門入、二町西行、土御門ト壬生トノ角ニテ下車云々、已上宣旨ハ、攝政關白被許之、或親王宿老之大臣又許之云々、

〔左大史小槻季繼記〕一牛車輦車事

牛車ヲ以テ爲重ト、共關白大臣ノ外不乘也、關白ハ宣下後、則牛車事被宣下ト云ドモ、五十以後令乘之給、大臣ハ五十以後、被宣下事歟、

〔傳宣草上〕牛車

口宣旨

前大僧正尋覺宜聽牛車事

右職事仰詞、內々奉之、早可被下知之狀如件、

文保元十二月廿九日　　　左衞門督藤原判

大外記局

賜預

口宣一枚

前大僧正尋覺宜乘牛車出入宮中事

早可令下知之狀如件

十二月三日　　　左衞門督判

卿云、無品內親王令參給、輦車令入(與)、次仰了卽退還、

〔東寶記 七〕僧中輦車東長始蒙宣旨、

淸和天皇貞觀六年二月十六日、寺務眞雅僧正、乘輦車可出入公門之由宣下、是僧中輦車之初也、

〔三代實錄 三十五(陽成)〕元慶三年正月三日癸巳、僧正法印大和尙位眞雅卒、(○中略)六年、(○中略、貞觀)勅聽眞雅乘輦車出入公門、

〔扶桑略記 二十二(光孝)〕仁和二年三月十四日癸巳、賜僧正遍昭食邑百戶、聽駕輦出入宮門、

〔日本紀略 七(圓融)〕天元四年八月十九日、勅聽僧正良源乘輦出入宮內、天皇不豫之間、依御修法之驗力也、

〔扶桑略記 二十八(後朱雀)〕長久四年五月十五日、仁海聽輦車、

〔元亨釋書 二十六(資治表)〕嘉保二年八月、帝(○堀河)瘧、隆命加愈、賞封戶、十一月、帝疾、又加愈、聽輦車、帝賜御車、拜賀之日乘之、

〔三中口傳 一〕一牛車輦車人參內事

牛車

入從上東門、至于式曹子坤角下車、卽立車於此所、(○中略)

內裏御參時、牛車宣旨以前、引入御車於陣口事、甚不當也、雖然近來必不然、上官之車、陣口一兩ニテモ立ツレバ、其上次第ニ立ル間、多及陣口事有之、頗無其謂、

〔世俗淺深秘抄 上〕一牛車輦車人、大略先聽輦車、後聽牛車、尋常事也、直聽牛車事、執政之外、頗不分明、執政家之牛車之人、用上東門、自餘之輩、用待賢門歟、雖執政之人、又用此門例間々存、入待賢門時、參春花門、仍車立彼門外東邊、或又入自上東門朔平門、或用建春門、各於門外下車之、門腋頗退立之、參八省時、入自待賢門、於昭訓門壇下下車、有八省於幣物時、雖牛車輦車人、必令步行也、況又於

輦車者、乘移輦車也、而先例或不然、乍乘唐車引之、至于半庇車、今度始之歟、　二月十日戊戌、今夜北政所、可令參內給、即可被仰輦車也、○中略　先例非准后之女人、被聽輦車事、多后宮母儀也、京極北政所、法性寺北政所、宇治左府室家等也、今度無其儀、有此事、希代事歟、可有東宮御養母之儀云々、

〔玉海〕文治六年○建久元年正月十一日丙寅、此日攝政太政大臣兼實○藤原長女、從三位任子有入內事、○中略藏人修理亮源忠國、著青色出朔平門、立壇下、砌下南面仰手車、其詞云、從三位藤原朝臣任子參給、手車令入ヨ、仰了歸入本路了、次輦車ヲ引上壇上、南北行立之、差廻糸毛車、以鴟尾方為面蓋輦車下、糸毛ハ高ク、輦車ハヒキヽ也、仍車副幷余兼實○藤原大將隨身等、揚手輦車副等入其下持之、諸大夫等、付前後轅、兼房良經等卿、取几帳指掩之、○中略兩人三位及母儀乘移了、母儀皆紅衣、乍著乘之、撤几帳、立輦車後方、始欲乘之時撤之也、立之撤之、共諸大夫役之、立之時大將可立之、舁下之、引去糸毛車、次手車前方近南ニ引向之、諸大夫十二人付之、前後轅、各六人、一方各三人也、引入門、

〔公卿補任〕後醍醐元應二年

左大臣　從一位藤實泰五十二　三月廿二日宣、聽輦車之、

〔大江俊矩記〕文政八年八月廿二日丁丑、女御入內也、鷹司關白政通公養女祺子十六、母政所從三位□子、實入道准后政熙公女、母家女房、是後參女御也、○中略奉行顯孝朝臣、至玄輝門外、立北面、招俊常、仰輦車宣旨、其詞、從三位藤原祺子、乘輦車令出入宮中給、俊常奉之、蹲踞出朔平門外、霤外至御車前南面正笏、召吉上二聲、豫吉上代小舍人、居朔平門內左右、職興、正之、兩人俊常前進出、同音稱唯、仰曰、從三位藤原朝臣祺子令參給、輦車令入與、稱唯退居初所、○中略仰輦車宣旨事、今度兼日不被仰下、當日女御殿令參給節、宣旨可爲本儀間、豫俊常可奉覺悟、可然旨內見之日、奉行有噂、仰詞、幷備忘等、依所望認、入進覽了、如左、

輦車宣旨次第

藏人奉事由、向北陣、南儀、以藏人仰輦車之事、只藏人著麴塵袍、執笏、若入夜者、小舍人著衣冠、取脂燭前行、次向朔平門外、霤外至輦前南面、垂裾次正笏立定、召吉上二聲、若吉上不候者、以小舍人爲代、次吉上左右、同音稱唯、次藏人

人候其後、依爲糸毛不出衣 出自東西北門、至二條東行、至京極南行、至四條坊門西行、至東洞院南行、至西面北門外、税駕立榻、藏人邦綱、仰輦宣旨、其詞、女御從三位藤原朝臣乃參給、輦車人令入、侍賢門院女御間退出時、唯稱女御無位姓朝臣、今仰詞、既違彼例、未知是非、訖移輦 入内夜、所用之輦也、余〇藤原賴長 公能卿、執几帳覆左右、諸大夫十二人、挽輦入門、並卯酉廊北面妻戸、余、公能卿、立屏風几帳等、先三位下輦、次女御下了、　廿八日丙午、是日、三位蒙輦車宣旨、退出、依除目服心喪朝服著陣、次詣直廬執筆、著座後、余及公能卿起座、向女御廬、先是右大將〇藤原實能 東帶參入、侍女御廬不臨、不臨伏座、除目座等 從車檳榔毛三兩、先遣大炊亭、載女房 車副四人 將來、立西面北門外邊、可乘從車之女房、皆在大炊亭、仍遣車載之、次藏人右近將監高階爲賴、青色袍也 召吉上仰輦車宣旨、其詞、從三位藤原朝臣出入給、輦車永久令入、其詞、余注賜之、依承保元年、京極北政所(藤原師實妻)被聽輦之例、其儀如入内夜、吉上不賜祿也 五位諸大夫十二人挽輦、承保元年御暦、用宇治殿(賴通)輦之由所見也、仍聞其輦於禪閤(藤原忠實)、報命曰、不知何輦、但所在鴨院倉町之輦車歟、件輦、法成寺入道相國(藤原道長)輦云々、傳在宇治殿歟、即借件輦、課加修理所用也、其形左右有廂、前後無廂、物見所爲連子、上青畫唐草圖文、左右亦畫同文、赤色簾、蘇芳帷裳、上白織鵄尾、如尋常車也、入自西面北門、並臺盤所舍西面妻戸、公能兼長兩卿、立屏風几帳等、次三位乘輦、坊門殿乘其後、右大將女、依非糸毛也、出衣、挽出輦車於門前、移乘余檳榔毛車、〇中略 今日定女御女房、及家司職事番、家司職事番押侍所、女房番押臺盤所、以長 大夫、經藏人者、付侍所簡、不補家司職事、敘任付之、付侍所云々、　翌日使右少將公親朝臣、奏三位輦車慶於法皇、(鳥羽)、帝(近衛)未親政事、仍奏法皇也、承保元、使四位少將俊明奏之例也、 退出日、奏親所擇申也、不成勘文、不擇吉時、

〔山槐記〕治承三年正月廿三日壬午、今夜中宮〇高倉后平德子、清盛女、母儀、二品尼 參内、閑院 被蒙輦車宣旨、兼不被仰上卿、爲内侍宣畢、臣下輦車儀、予〇藤原忠親 密々立車於三條大宮見物、于時戌剋、〇中略 傳聞、自八條亭被出立、大宮北行、二條東行、向車於閑院西門、四足、右衞陣也、此殿無北陣、令擬北陣歟、立榻、諸大夫取松明、殿上人不取之列、門内、右大將右武衞立車傍、藏人判官家實仰輦車、先召吉上、二音、吉上稱唯、家實仰曰、從二位平朝臣乃參給手車令出入、今夜次第、春宮大夫兼雅卿被注、獻二口云々、彼人被示合云、爲尼、其人稱如何、予曰、口口殿雖爲尼、除目大間尻付、書從一位源朝臣、可准歟者、次下家司、先例仰詞、永久卜仰云々、是後毎度不可仰之故云々、承保、京極北政所、爲房記、注永宣旨之由、大治、法性寺北政所、藏人顯時加永字、久安、藏人爲賴、又加永字云々、引入車於門内、並西向妻戸、不乘移輦車、無送物、今夜不被退出、口口

車、是定例也、　三月七日戊寅、傳聞、被下聽太政大臣乘輦出入宮門宣旨、上卿權中納言忠基卿、太相〇藤原實行參入奏慶、

〔本朝世紀〕仁平元年三月七日戊寅、申刻權中納言忠基卿著仗座、藏人頭右大辨朝隆朝臣來仰云、太政大臣藤原朝臣〇實行宜聽乘輦出入宮中者、上卿召權少外記中原師尙仰之、戌剋太政大臣參內奏慶、乘檳榔毛、

〔公卿補任後白河〕保元二年

左大臣　正二位藤伊通六十五　（中略）十月廿六日聽輦車、

〔公卿補任安德〕養和二年〇壽永元年

左大臣　從一位藤經宗六十四　十一月廿三日被聽輦車、

〔知信朝臣記〕大治五年正月四日丁未、爲御使參關白殿、〇藤原忠通令申云、北方可令蒙輦車宣旨給、尤可然事也、但鷹司殿、京極北政所、承保元年八月三位後、令蒙輦車宣旨給、同ハ依先例令叙三位給、令蒙件宣旨給、何可爲難哉、又車條先例不分明、前後在轅輦ハ糸毛車具也、定不令用給歟、後四人相乘、鷹司令乘御給、輦車候御堂御車也、件事求失了、吉々求出可申者、御通報云、三位事可申候、又車ハ女御殿唐御車、何事候哉者、歸參申此由、又御返事云、女御殿御車、神妙候者、　八日、女叙位也、內大臣〇源有仁爲執筆、關白殿御前令叙從三位給、左中辨實光朝臣、擇申御名字口入夜奉輦車宣旨、令退出給、其儀檳榔毛車三兩、蓋北陣、女房十二人乘之、〇中略次藏人右兵衞尉源長時、靑色、帶劍、小舍人著衣冠、指脂燭、打出門外、砌立直南向召吉上、二聲吉上稱唯、次仰云、從三位藤原朝臣乃手車、永令入輿、吉上稱唯、次長時自本路退入、永口殊發、仰下一侯之、先例也、次下家司六人束帶前驅、諸大夫束帶引入御車、次蓋車北屋東妻戶、殿下御直衣令寄御車給、右兵衞督〇基實被候之、束帶次引出御車、於門外懸牛、御車副六人、牛飼等布衣、大殿若君、〇基實束帶垂纓令扈從給、

〔台記別記〕久安六年正月廿二日庚子、午剋許參御前、頃之渡御女御〇藤原多子直盧、〇中略女御乘車、三位夫揖、

ならせ給き、御年三十四、白河院の御時なり、大將はのかせ給ひて、御隨身猶たまはらせ給ひて、手車の宣旨かふらせたまふ、〈○中略〉嘉保元年三月、〈○八日〉關白のかせ給ひても、御隨身はもとのやうにつかはせ給ひき、同三年正月、〈○二十六日〉なかのへの手ぐるまの宣旨ありき、

〔中右記〕永長元年正月廿六日丁巳、今夜大殿〈○藤原師通〉中重之內、乘輦可聽出入之宣旨被下、又左大臣〈○源俊房〉可聽輦車之由同宣下、中宮大夫〈○源師忠〉奉勅、仰下外記、　二月十日、今日大殿內重輦車宣旨之後、令申御慶給云々、　廿七日戊子今日又左大臣輦車之宣旨、令申慶給、

〔殿曆〕嘉承二年十月廿六日戊寅、參前齋院、〈令子內親王、今夜入內、〉即退出、〈○中略〉戌剋許寄御車、余〈○藤原忠實〉出從東門先參內、其路用北陣、須之渡給、有輦車宣旨、藏人長隆仰之、東北對西妻北面戶に寄之下給、後人々退出、

〔公卿補任鳥羽〕保安四年
太政大臣　從一位源雅實〈六十五〉〈正月廿七日、聽輦車、〉

〔長秋記〕天承元年七月廿七日辛酉、宰相中將、請輦車宣旨、日記延久嘉保兩度記注送、右府〈○藤原家忠〉可被蒙宣旨云々、　八月二日丙寅、右大臣、蒙輦車宣旨云々、民部卿、〈○藤原忠敎〉問其間事、一日宰相中將許、注送由答之、　三日丁卯、自宰相中將許、輦車宣旨後、未乘車之先、參內否由被尋下、不乘之先、參內樣不見之由答了、　廿二日丙戌宰相中將語云、右大臣奏輦車慶、〈○中略〉於南陣舍南邊下輦、時戶部云、可卷車簾者、丞相不承引、

前日面次、予〈○源師時〉所諷諫申也、輦車不卷簾云々、入左衞門陣代、〈○下略〉

〔台記〕仁平元年二月廿七日戊辰、酉時頭朝隆朝臣來、示雜事、〈○中略〉又太政大臣〈○藤原實行〉請聽牛車如何、先例多先聽輦車、後聽牛車、直聽牛車、非無所疑矣、法皇〈(鳥羽)〉命對曰、仰旨可然、非執政臣、先聽輦車、後聽牛

爲仲云、濟時卿女、(娍子藤原)被ㇾ參三條院(東宮之時)之日夕、大將(時、濟)參大入道殿(兼家藤原)被ㇾ申云、被ㇾ下輦車宣旨哉、件事欲ㇾ蒙莫大恩、返答云々、ナドカハ可ㇾ無恩許之事也、欲奏達云々、大將不ㇾ堪感悅、起座拜舞退出、及入內之剋限、雖相待宣旨、已以無ㇾ音、敷筵道被參入也、時人密號空拜大將、又彼大將家前庭有紅梅、便稱空拜云々、

〔公卿補任 後一條〕長和六年(○寬仁元年)

左大臣　正二位藤顯光 七十四　三月四日轉任、(中略)同月廿二日、聽輦車、

右大臣　正二位藤公季 六十二　三月四日轉任、同廿二日、聽輦車、

〔日本紀略 十三 後一條〕寬仁二年正月三日丁酉、今日、太政大臣(○道長藤原)蒙ㇾ乘輦車出入宮中之宣旨、

萬壽三年四月一日丁未、今日、右大臣(○實資藤原)被ㇾ聽ㇾ乘輦車出入宮城、　七月九日壬子、右大臣蒙輦車宣旨之後、始乘輦車、入自待賢門、參枇杷陣、

〔範國朝臣記〕長元九年四月十九日丁卯、(○是月十七日、後一條崩、後朱雀卽位、)一殿下(○賴通藤原)以權左中辨(資地下)被ㇾ奏年料米解文、先被ㇾ聽昇殿、次奏聞、次殿下、如ㇾ舊被ㇾ聽可ㇾ乘牛車、右府(○實資藤原)可ㇾ乘輦車出入待賢門者、左頭中將奉ㇾ仰、仰源大納言(師房)

〔公卿補任 後冷泉〕天喜四年

右大臣　正二位藤敎通 六十一　左大將、皇太弟傅、十二月二十九日、聽輦車、

天喜五年

內大臣　正二位藤賴宗 六十五　右大將、十一月十五日、聽輦車、

〔續世繼 四 うすはな櫻〕近き世の關白には、大殿(○師實藤原)とて、をぢの大二條殿(○敎通藤原)の次に、一の人におはしましゝこそ、御みめもよく、御心ばへも末榮えさせ給ふことも、すぐれておはしましゝか、(○中略)承保二年九月、(○二十六日)內覽の宣旨かぶり給て、十月三日、氏の長者にならせ給、十五日に關白に

明節會也、天皇〈○朱雀〉御南殿、式部卿敦實親王宣旨之後、初乘輦車、參入自東福春華門等、左大臣雖蒙同宣旨、不乘件車、如尋常參入、

〔公卿補任 村上〕天德二年

左大臣 正二位藤實賴〈五十九〉 〈皇太子傅、三月聽輦車、〉

〔扶桑略記 二十六村上〕天德四年十月二日戊辰、勅聽左大臣〈○藤原實賴〉乘輦車出入宮中、

〔日本紀略 四村上〕應和元年十一月廿二日壬午、今日左大臣〈○藤原實賴〉始乘輦車參內、去年十月二日蒙宣旨、於春華門前下之、

〔公卿補任 村上〕康保四年

左大臣 正二位源高明〈五十四〉 〈十二月十三日轉、(中略)同日聽輦車、〉

〔公卿補任 圓融〕天延二年

左大臣 從二位源兼明〈六十一〉 〈皇太子傅、二月廿八日、聽輦車、〉

〔日本紀略 六圓融〕天延二年二月廿八日丁未、詔以內大臣從二位藤原朝臣兼通、爲太政大臣、敍正二位、爲〈○爲恐及誤〉聽乘輦參宮、 三年十月五日癸卯、聽太政大臣〈○兼通〉輦車宣旨、

○按ズルニ、公卿補任、天延三年、兼通ノ下ニハ、十月五日聽牛車トアリ、

〔日本紀略 六圓融〕貞元二年十一月十八日甲辰、今日仰云、左大臣〈○藤原賴忠〉可聽乘輦出入、

〔日本紀略 八花山〕寬和二年正月廿六日乙未、今日、大納言重信卿、奉勅旨、左大臣源朝臣〈○雅信〉乘輦車可出入待賢門者、

〔日本紀略 十一條〕長德二年十一月十四日庚辰、右大臣顯光女元子、初參內、〈承香殿〉仰手車、母氏天曆〈○村上〉盛子內親王、同車被參、仍仰之、

〔江談抄 二雜事〕濟時女參三條院事

脫屣之日、舊主退于別宮之時、或用此車有例、太子又乘用之、親王乘之例有之歟、又執政臣幷大臣高僧等、聽而乘之、輦車之宣旨是也、諸司二分、冠緌褐白狩袴葉脛巾引之、○中略或抄云、不蒙二箇○牛車輦車之宣旨人ハ、於宮城門下車、令按、宮城門ト云ハ十二門、幷ニ上東上西門事也、高談云、讃岐院○崇德御位ヲ避テ令出內裏給ニ、御手車寄、例車根ニ寄タリケレバ、セバクテ無可乘用之樣リケレバ、令猶豫給ケル程、法性寺殿○藤原忠通令參給、牛車ハ、ソバヲコソヨスレト被申タリケル時、ソバヲ寄タリケレバ、廣クテ令乘給テケリ、○中略手車ハ輪ノチキサクテ、ソバノ廣クテ、前ハ、セバキ物ナリ、

〔有職問答四〕一輦車牛車勅許之次第、幷乘おり兩所等如何、

輦車ハ宮中ヲ出入、牛車ハ中ノ重ニテ、中門ノキハマデ乘候也、

〔故實拾要六〕輦車

是爲三公ノ人蒙勅許乘車也、但輦車ハ手シテ輓行者也、

〔西宮記臨時五〕勅授輦車

正五位上羽栗翼、寶龜初、天皇○光仁以其年老聽乘小車出入公門云々、

〔西宮記臨時一裏書〕承和十四年正月宣旨、典侍當麻眞人浦虫子、賜手○一本作牛、車、永聽出入者、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年五月廿五日甲申、勅聽太政大臣○藤原基經親輦○一本、輦下有車字、出入宮中、

〔公卿補任宇多〕仁和五年○寬平元年

左大臣　從一位源融六十八　十一月十九日、勅聽乘輦車出入宮中、

〔日本紀略二朱雀〕天慶二年十一月七日甲戌、勅聽式部卿敦實親王、幷左大臣○藤原仲平乘輦車出入宮門、

〔本朝世紀〕天慶二年十一月八日乙亥、政之後、上卿著宜陽殿、○中略次移著左衛門陣、召彈正仰云、式部卿敦實親王、左大臣○藤原仲平等、聽乘輦車出入宮中、及諸節會日不著列、隨便參入者、　廿五日壬辰、豐

立定後、召吉上二音、(調云、吉上々々矣、(矣一本作左)吉上等先令誠候、)左右同音稱唯、藏人仰云、其人參給、輦車令入與、吉上等稱唯、六陣召仰皆如此、(先於玄輝門内仰近衞、於同門外仰兵衞、至朔平門外仰靫負、)仰了、藏人早以趁還、近來更不仰六陣、還入之次、玄輝門召吉上、但又如○(如、一本作加、)類歟、

内親王、女御、尙侍、參入退出、

口傳云、其剋、先令小舍人指脂燭、步出端笏、立定之後、南面召吉上二音、(其音太上長而上)左右同音稱唯、仰云、某乃人乃參給不、輦令入與、六府陣皆仰之、其次第、先於玄輝門内仰近衞陣、出閫而仰兵衞陣、次到朔平門、出閫而仰之、(若御物忌之時、於閫内而仰之、但是從内被退出之時、欲入輦之時召、只召彼府官人若吉上、可仰事由者、)

〔傳宣草下〕諸宣旨事

一下近衞事

中隔輦車事

〔三中口傳一〕一牛車輦車人參内事

輦車

於待賢門移乘輦車、於春花門前下車、

巳上俗儀也、僧侶拜賀之時、參從朔平門之樣、粗覺悟之、

自待賢門乘移輦車、(庇車也、號雨眉車、諸司二分著束帶引之、)至春花門、

里内者、於陣外移所乘車、引之下車所、

牛車輦車人ハ、於二條西洞院辻下也、共以五十未滿人、於門外不下云々、

〔門室有職抄〕輦車宣旨事(輦車之體如唐車云々)

如前乍駕車、自上東門入テ至朔平門、於其門乘移車輦手引ニシテ、到玄暉門之前下車云々、巳上左右攝政關白被許之、又親王爲御持僧之上ニ宿老入許之、不蒙二ケ之宣旨人ハ、於宮城門下車云々、

〔西宮記臨時八〕輦　太子、老親王、大臣、僧正等、依宣旨乘之、（女官見弾正式、）

〔西宮記臨時一〕諸宣旨

勅授帶劍、牛輦車宣旨、（親王大臣女、初參夜被聽輦、）上卿奉勅、仰彈正撿非違使等、

宣彈正撿非違使（外記傳宣）

〔北山抄六〕輦車牛車事

〔江家次第十四〕讓位（幼主儀）

召藏人仰云、牛車輦車勅授等如舊、藏人仰此由於第一上卿、

〔侍中群要八〕仰輦車宣旨事

藏人奏事由之後、著麴塵袍、向其人參入之陣、（退之時不向陣、直召吉上仰之、）若有官把笏、令小舍人二人著表衣、取脂燭、左右前行、至玄輝門內、立留仰近衞陣、出閤門外、又立留仰兵衞陣、次出朔平門外、仰靫負陣、（小舍人留門內柱下、藏人於閣下引燭、但御物忌之時、於門內仰之、）至輦車前、南面立定、召吉上二聲、左右同音稱唯、（吉上召令候、若不候、小舍人代稱唯、）仰云、其人乃參給ヌ、輦車令入輿、仰了逐電退還、（小舍人相從如前、）即以輦引入、是大內之儀也、若御他所之時、只仰一陣、依無中重歟、

輦車宣旨事

其所令奏參入若罷出之由、奉宣旨之藏人、召小舍人令差脂燭、立玄輝門閫內、（南面、餘門準此、）仰左右近、（先立定、召吉上二聲、吉上稱唯、其詞云、其人、女御參、令入輦車、但東宮、其宮參給、令入御輦車、必加御字、今上一品宮同加之、）閫外亦仰左右兵衞、於朔平門閫外、亦仰左右衞門、（但御物忌時、於閫內仰之、）

藏人奉仰之後、先令小舍人擧候吉上舍人、又藏人文官取笏、武官帶劍幷取笏、

輦車宣旨事

藏人承宣旨、隨參入之告、著麴塵袍、（束帶、或以位袍、仰之、可隨便、）先令小舍人二人指脂燭、（在相並前行、）至陣頭、端笏、（有官

一牛車は不及申、地車たりといふ共、往來共橋之上へ一切通申間敷、

但土橋之上、通候儀は不苦事、○中略

右之條々、堅可被相守者也、

享保六年閏七月　和泉守　山城守　河内守

和田倉御門番中

右同文言

外櫻田　田橋　常盤橋　馬場先　日比谷　半藏　田安　竹橋　吳服橋　一ッ橋　鍛冶橋　數寄屋橋　清水口　雉子橋

輦車宣旨

〔延喜式雜五十〕凡乘輦車出入內裏者、妃限曹司、夫人及內親王限溫明後凉殿後、命婦三位限兵衞陣、但嬪女御及孫王大臣嫡妻乘輦限兵衞陣、

〔花鳥餘情桐壺一〕てぐるまのせんじ、延喜雜式云、○中略今案に、○一條兼良溫明殿、後凉殿は、中重の殿也、溫明殿は、內侍所おはします殿也、東の宣陽門の中にあり、後凉殿は、西の陰明門の內にあり、○中略又兵衞陣と云は、中重の門の外也、

〔西宮記臨時五〕勅授輦車

蒙宣旨之後、帶劍拜舞、若於御前被宣旨者、卽帶劍、於庭前拜舞、天皇卽位讓位之日、依新帝宣旨可著陣、衞府者、勅授人尙給宣旨云々、上卿奉勅、仰檢非違使彈正等、

輦車　親王大臣中、老宿人、有此恩、女親王、女御、尙侍、每出入、藏人經奏聞、仰闈門吉上、雖載雜式、每度仰、或僧正、有蒙宣旨者、從三位皆根侍讀間、聽乘輦至梨下、已上皆仰有司、

宗宜㆑停、如聞先定車荷、煩口人愁、宜更下知榲榑廿材、歩板七枚、簀子九枚、一丈二口柱九根、以此各爲㆓一輛車之荷㆒、若賃車之徒、猶不㆑改正者、當所刀禰、隨㆑見得登時決笞、刀禰等不㆑加㆓勘糺㆒、科㆓違格之罪㆒、自餘一切、如㆓先符㆒、

貞觀十年三月十日

〔享保集成絲綸錄二十六〕天和三亥年正月

覺

一車長持向後彌停止之事

附火事之節、地車に諸道具を積のせ申間敷候事、○中略

正月

〔大成令八十六〕元祿八亥年十二月

一町中に而、大八車に物を積引候儀、大分物をつみ候故崩落、けがも有㆑之候間、向後は何に而も、輕積可㆑申候、尤積候物、崩落不㆑申樣に可㆑仕候、若相背候はゞ、急度可㆑申付者也、

十二月

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、○中略又運㆓稟院雜物㆒車馬、聽㆘出㆓入自㆓美福門㆒、大膳職自㆓郁芳門㆒、春宮坊自㆓待賢門㆒、中院木屋自㆗談天門㆖、

〔殿居嚢〕武家心得草

御曲輪內御門に諸品通行心得

車は御用之品積候分は、御徒目付中之印鑑、又は其向御役所よりの切手に而相通し、大名方其外町車に而も、切手を以相通、牛車地車は一切相通不㆑申、夫も御徒目付より斷有㆑之候得者相通、

〔享保集成絲綸錄十五〕定

藏人民部權少輔藤原資顯奉

〔增鏡十 老の波〕八月、〇弘安二年 御子の御ありきぞめとて、万里小路殿にわたらせ給ふ、〇中略 そのころけんやく行はるとかや聞えしほどにて、下すだれのみじかくなされ、小金物ぬかれける、物見車どものも、召次よりて、切などしけるをぞ、時しもや、かゝるめでたき御事のおりふしなど、いふ役人もありけるとかや、

〔令義解七 公式〕凡行程、〇註略 馬日七十里、步五十里、車卅里、

〔延喜式三十四 木工〕車載

舊材積三万材、除彫穿積 雜材積二万七千材、但飛檐、簀子等類、並准舊材、 榅榑十六材、瓪瓦一百二十枚、筒瓦一百四十枚、鐙瓦八十枚、宇瓦六十枚、大坂石積七千九百二十材、小石九千材 讃岐石積六千三百材、小石七千二百材 白土三石三斗、薬五十圍、四尺檜皮十二圍、三尺檜皮十八圍、各載一輛、此減三分之二、

凡山城國大井津雜材木直、并車賃錢者、五六寸步板、一丈四尺柱、直各四十五文、榑一材直九文、簀子、一丈二尺柱、直各二十六文、自同津至寮車一輛賃五十文、

〔三代實錄十一 淸和〕貞觀七年九月十五日癸巳、太政官下知彈正臺、左右京職、山城、攝津、伊賀、近江、丹波、播磨等國、禁材木短狹、及定車載法曰、〇中略 車荷者、量材長短、先有制法、今聞不法、既責輕薄、運載之法、何應一同、須榅榑卅二材、步板八枚、簀子十枚、以此爲定、〇下略

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

禁制材木短狹及定不如法材車荷事

右太政官、去貞觀七年九月十五日、下諸國符偁、〇中略 其車荷者、量材長短、先有制法、今聞不法、既責輪薄、運送之法何應一同、仍須榅榑卅二材、步板八枚、簀子十枚、以此爲定、復舊之後、改從恒例、不得因此更令濫吹、長官相承、嚴加督察、牓示山口、分明令知者、被大納言正三位兼行左近衞大將藤原朝臣氏

對者華美之車、先爲俗人立法、照耀之禁、縱雖僧尼難犯、仍須車早破却、身從寛免、即令寺行、其害使、
唯夫僧綱錄名奏聞而已、

〔古事談〕一王道后宮 後冷泉院末、過差事外之間、至上官車用外金物、而後三條院代始、八幡行幸之時、留鳳輦見物車外金物ヲヌカセラレケリ、中ノ金物ハ、依不御覽不被放之故、今ニ所用也、賀茂行幸之時、外金物車、無一兩云々、

〔續世繼〕二手向 此帝、〇後三條 世をしらせ給ひてのち、〇中略 石清水の行幸はじめてせさせ給ひけるに、物見車どものかな物うちたるを御覽じて、御輿とゞめさせ給ひてぬかせ給ひける、御めのとの車よりいかでか我君のみゆきに、この車ばかりはゆるされ侍らざらんときこえければ、この由をや奏しけむ、それはかりぞぬかれ侍らざりけるとかや、賀茂の行幸には、金物ぬきたる跡ある車もぞ立ならびて侍りける、

〔玉葉〕建暦二年三月廿二日、此日〇中略 又被下新制宣旨廿ヶ條云々、追可尋入、有眞名假名新制、可書入、

建曆二年三月廿二日宣旨 左大臣 左大辨

一可停止賀茂祭使齋王禊供奉人簦車及從類裝束過差事

簦車

金銀珠鏡錦繡銅薄等可停止之、〇中略

抑簦車風流僮僕衣裳、空費十家之產、偏擅一日之美、禁奢之法、豈以可然哉、隨守符旨、永令停止、

一可糺定緇素上下諸人服飾過差事〇中略

車內金物、要須所之外、不論貴賤可停止、

僧侶之中、法印乘用之外、金物車同可停止之、〇中略

銀裝車屋形、

凡內親王三位已上內命婦、及更衣已上、幷聽乘絲葺有庇之車、幷著紼牛

凡市人、不得以白綾夾纈等、爲車屋形裹、以雜楷色、爲從者衣、以綵色、編竹成文爲簾、及將從四人以上、

凡裁絹絁、爲獵衣袴、縫白絹褂、著從女衣裳、以絲葺車、及用金銀飾等、悉皆禁斷、但金泥釘非制限、

〔政事要略 六十七〕彈正式云、○中略 以絲葺車、及用金銀飾等、悉皆禁斷、但金泥釘非制限、

乘車之制粗見此式、唯止有葺絲用塗釦之文、未明踏榻懸下簾之法、況檳榔毛車制數等亦無其限、然而古今之間、王卿皆用之矣、凡厥下簾用否、車制多少、蓋是承前之事、宜依古來之例耳、僧侶之事、亦似此法、

〔政事要略 六十七〕太政官符撿非違使

雜事六箇條

一應禁制車華美事

右同前太政官○ 奏狀偁、長保二年六月五日宣旨云、車只禁制華美、牛亦返給本人者、華美之體、儉約之法、不別位階、無有異同、其器物之類、隨人不同、須依品秩以異形勢、四位絹代、五位廌張、六位板車、床不可塗內、輪只塗掃墨、凡厥塗漆不得照耀、又造高大、一切禁斷、然則華美自斷、儉約可存者、同宣奉勅、依先宣旨只禁斷花美昭耀、但至于輪轄轂、公卿及少納言、辨、六衞府次將、殿上侍臣用之、自餘一切禁斷者、

○中略

長保三年閏十二月八日

問、僧尼美車、可制哉否、

答、僧尼令云、僧尼有犯、准格律、合徒年以上者還俗、如犯百杖以下、每杖十、苦使十日、義解云、其格律者、元爲俗人設法、不爲僧尼立制、是以稱准也、犯苦使、已斷訖、未付三綱者散禁、若未經斷者、付寺參

他用歟、沒官可經公用歟、同請裁定、宜以遵行者、同宣、奉勅、車只禁華美、牛又返給本人者、

長保二年六月五日

或人云、不可乘車之者、與可乘之人合乘者、主客可有罪哉、答、不可无罪、主人處不應爲輕、合乘之者、可處違式、又同月事、兩人罪異、若處一罪、可有首從歟、答、名例律云、共犯罪而本罪別者、雖相因爲首從、其罪各依本律、首從論者、由是案之、以主人爲不應爲之首、以合乘爲違式之從耳、但至其首從、臨時可定、以先唱之者可爲首之故、又云、無位孫王、可乘車著絹袴哉、答、擧輕明重、律條所指也、公卿在下、子孫猶聽乘車、親王加上、子孫可聽乘車、然而新制之意、難可因准、何者諸司雖有七位八位之允佑、綸言所聽也、諸國雖有六位七位之介掾、制符所拘也、所謂非常之斷、人主專之、偏守輕重相明之文、何定王卿勝負之法、然則无位孫王、不可乘車、

〔朝野群載十一廷尉〕太政官符檢非違使

雜事漆箇條

一諸司諸衞官人以下不可乘車事

右同〈○左大臣〉宣、奉勅、聽乘車輩、載在格條、而不憚憲章、違犯爲事、宿衞之人、各遠兵仗、恣飛華軒、狼戾之至、職而斯由、宜任法決科、且錄名言上者、〈○中略〉以前條事下知如件、使〈○檢非違使〉宜承知、依宜行之、符到奉行、

正五位下行右大辨兼內藏頭藤原朝臣

修理右宮城判官正五位下行左大史兼算博士播磨守小規宿禰

永久四年七月十二日

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年十月壬戌、勅、〈○中略〉內親王孫王、及女御已上、四位已上命婦、四位參議已上嫡妻子、大臣孫、並聽乘金銀裝車、自餘一切禁斷、

〔延喜式四十一彈正〕凡內親王孫王女御、及內命婦、幷參議以上、非參議三位嫡妻女子、大臣孫、並聽乘用金

其罪、卽處違式之科、依多事具不載、

○寬平七年八月十七日宣旨、奉勅、男聽乘車、見同類聚

男乘車之制、隔一年停止、爲見舊法、大略記注、

太政官符

雜事拾一箇條

一應禁制六位以下乘車事

右太政官寬平六年五月符偁、男女有別、禮敬殊著、而頃年上下總乘車、非施新制、何改弊風、左大臣宣、奉勅、不論貴賤一切禁斷、又同七年八月十日宣旨偁、奉勅、男聽乘車者、其後雖車聽乘之者、非無等差、而凡庶之人、不量涯分、恣以乘用、或加黃金之飾、轉濫朱轓之體、風流嘲哳、眩妙巧驚衆目、又是凋詖之基也、夫乘車者皆君子、不可大夫徒行、若无隄防何誡後車、同宣、奉勅、自今以後、六位以下乘車、一切停止、但外記官史、諸司三分以上、並公卿子孫、及昇殿者、藏人所衆、文章得業生、不可必制、

長保元年七月廿五日

右辨官下撿非違使

雜事參箇條

一應重禁制六位以下乘車事

右同前○太政官奏狀偁、同前符○寬平六年五月符偁、寬平七年八月十七日宣旨偁、奉勅、男聽乘車者、其後雖車聽乘之者、非無差等、而卑位凡庶之人、不量涯分、恣以乘用、或加黃金之飾、轉濫朱幡之體、同宣、奉勅、自今以後、六位已下乘車、一切停止、但外記官史、諸司三分已上公卿子孫、及昇殿者、藏人所衆、文章生、不可必制者、伏按符旨、依彼人之等差、可有車之分別、未定其體、猶遺此疑、又諸禁色、皆從破却、不聽乘之輩、若誤乘之日、其車可必破却、但牛馬之如何、重按律條、牛非唯駕車之備、兼復爲耕稼之本也、返給可充

制度

職員令義解ニ昇行曰輿、輓行曰輦トモ見エ候、是ハ宮中ニテ、牛ヲ放テ手ビキニスル故ノ名也、又別ニ輦ト云車ヲ作リテ後、更衣等宮中ヲ行カヨヒ給フ時ノ料ナルモ、昔ハ有シト云、然ルニ鳳輦ニ手車ノ字ヲ書コト、不審ナルコト也、初メ輩ナリシヲ、誤テ輦ノ字ヲ用候ヤト云、本朝ニテ、似タル字ニテ通用スル例、多キコトニ候、

車ニ、貴賤ノ品アルコト　飾車、加茂祭乘之　青糸毛、春宮乘ニ給之　赤糸毛、加茂祭女使乘之　尼眉、關白太政大臣乘之　唐庇、上皇女院乘ニ給之、半蔀車大將以上乘之　檳榔車、關白以下至參議常乘之　網代車不同也家々說　長物見大八葉、大臣乘之　切物見大八葉、上下乘之　小八葉車外記史辨官、醫陰之輩乘之之由、物具抄ニ見エタリ、サレドモ諸家ノ記ドモノ說、一條ナラズ、殊ニ網代車ノ事、說々不同ト記セシ如キコトニテ、一條家裝束抄ニハ、半蔀車ト同物ナル由見エ候ヘバ、貴人ノ物ニ候、サレドモ源氏物語ニ、御忍ビアルキナレバ、御車モイタフヤツシ給フトアル所ノ諸注ニ、網代車ナリトアレバ賤キ車也、其外ニモ賤シキニハ、網代車ト多ク書シコトアレバ、一條家裝束抄ノ說不審ナリ、然ルニ西宮抄ニ、昔賤キモノ乘候網代車ニハ、紋ヲ多ク畫キテ、文車ト云トアレバ、網代車ニ制作ノヤウニヨリテ、貴賤ノ品アルニヤ、又猶賤キニハ板車ト云アリテ、下臈ノ乘ニハ簾ノ縁ヲ色革ヲ以テスルト云コトモ、總役車ニ僧ノ乘リシト云コトモ、古ク見エタレバ、昔四天王ト云ヒシ武士ノ乘シモノナドハ、文車、板車ナドノ類ナルベシ、

〔延喜式雜五十〕凡乘車出入宮城門者、妃已下、大臣嫡妻以上、限宮門外、四位以下、及內侍者、聽出入土門、但不得至陣下、

〔政事要略六十七〕寬平六年五月十二日官符云、男女有別、禮敬殊著、而頃年上下總好乘車、非施新制、何改弊風、左大臣宣、奉勅、不論貴賤一切禁制、

使廳續類聚云、寬平七年正月五日宣旨、無品齊世親王、明日許聽乘車、同九日宣旨、中納言藤原朝臣諸葛、民部卿藤原朝臣保則等宣聽乘車者、親王公卿、總制乘車、明經學生秦維興、依輒乘車、被斷、

〔湯土問答二〕問

吾大東ニ、車ノ造リ出サレシハ、イヅレノ比ニヤ、又天子御車ニ召ケル事モ、イヅレノ世ニ始リケルニヤ、大和物語ニ、御輦ニ鷹ヲトマラセラル事見ユ、輦トハ手カキニスル車ナリ、車ハ牛ニヒカスルナレバ、輦ト車トハ異ナル物也、サテ昔ハ賤キ人モ車ニ乗タル事、今昔物語等ニ見エタリ、然ラバ車ノ制度ニ貴賤ノ品有シニヤ、檳榔毛ナド名目モ聞ユ、又車ノスタレタルハ、イツ比ヨリノ事ニヤ、

右詳ニセンハ事長カルベクトモ、クハシキコト承申度コソ存ジ候へ、

答

車作リ出サレシ事、國史等所見ナク候、然ルニ海東諸國記ニ、天武天皇十二年ニ、始テ車ヲ作ルト見エ候、外國ヨリ記セシコトナレドモ、日本紀ニ不見シテ、其後國史等ニ見ヘ候ヘバ、此説ヨク叶タルガ如シ、此廢レシコトハ、イツトサシテ見エ候コトハナク候ヘドモ、應仁ノ亂、都ハ野邊ノ夕ヒバリト讀シ頃ニ、車マデモ殘リナク焼失シ、其後公卿雲客モ諸國ヘ流浪シ給ヒ、タマ〳〵殘リ給フモ、卽位ノ禮サヘ、御讓位以後、十年餘ヲ經テ行シ世ナレバ、其公卿車ナド作リ出ス料ナド、思モヨラズ成リニシヨリ、自然ト廢レシゾ、文明十二年ニ、一條禪閤〇兼良記シ給シ桃花蘂葉ニ、私家有之車、破損ノ後ハ、院ノ御車ヲ申出シテ使用ナリトアレバ、彼ノ應仁以來ハ、仙洞計ニ車モ殘リアリシヲ、攝家ナドバカリ用ラレシナルベシ、今ハ諸臣ノ車ヲ用ヒ給フコトナキ世トハナリタリ、

天子御車ノコトハ、更ニナキコトニテ御輿ナリ、是ニ三ツアリ、鳳輦、葱花輿、腰輿ナリ、是ハ行幸ニ鳳輦、神事行幸ニ葱花、宮中又焼亡等ノ時ニ腰輿ノヨシ、有職抄ヘ見エタリ、是ヲカキ奉ル駕輿丁、七十人ノ定ノ由候ヘ共、當時ハ五十人計、京都ニ居申由ニ候、輦ハ和名抄ニ、和名天久流萬ト見エ、

輔

沿革

〔類聚名義抄 八金〕釭カモ　クルマノカモ　錕車ノカリモ　鋗車ノカリモ

〔拾遺和歌集 九雜〕能宣に、車のかもをこひに遣して侍けるに、侍らずといひて侍ければ、

藤原仲文

かをさして馬といふ人ありければかもをもをしと思ふなるべし

返し　能宣

なしといへばをしむかもとやおもふらむしかやうまとぞいふべかりける

〔新撰字鏡 車〕輔扶禹反、万相也、助也、補也、車乃波知、

〔段注說文解字 十四上 車〕輔、春秋傳曰、輔車相依、凡許書、有不言其義、徑擧經傳者、如鼾下云、鬩之鼾矣、鶴下云、鶴鳴九皋、聲聞于天、艴下云、色艴如也、掬下云、詩云、薬以爲掬兮之類是也、此引春秋傳僖公五年文、不言輔義者、義已具於傳文矣、小雅正月曰、其車既載、乃棄爾輔、傳曰、大車既載、又棄其輔也、無棄爾輔、員于爾輻、傳曰、員益也、正義云、大車、牛車也、爲車不言作輔、此云棄輔、則輔是可解脫之物、蓋如今人縛杖於輻、以防輔車也、今按、呂覽權勳篇曰、宮之奇諫虞公曰、虞之與虢也、若車之有輔也、車依輔、輔亦依車、虞虢之勢是也、此卽詩、無棄爾輔之說也、合詩與左傳、則車之有輔信矣、引申之義、爲凡相助之偁、今則借義行、而本義廢、盡有知輔爲車之一物者矣、人部曰、俌輔也、以引申之義、釋本義也、今則本字廢、而借字行矣、面部曰、酺頰也、面酺自有本字、周易作輔、亦字之假借也、今亦本字廢、而借字行矣、春秋傳、輔車相依、許釋之、乃因下文之脣說輔之本義也、所以說左氏也、卽輔與車、必相依倚也、他家說左者、以頰輔與牙車釋之、於是者所以齒而傳會耳、固不若許說之善也、从車甫聲、扶雨切、五部、人頰車也、

〔輿車圖考 一〕車の事、日本紀に車輿などあるは、例の文章にて、たしかに見えたるは、雄略紀に上車歸とあると、新撰姓氏錄に見えたる車持公の條と合せみて、此時はたしかなれど、猶履中紀に、車持君、車持部を校して乘取充神者とあれば、それより古よりある事をしるべし、〇中略清寧天皇御時、億計弘計の皇子たちを靑蓋車にて迎へらるよし見えたれど、これは漢書輿服志の文にてかけるなり、又雄略紀に、展車馬とあるは文選の文なり、日本紀には、この類多し、〇中略孝德紀に、車形錦といふ事みゆるも、是またいにしへよりありし一證なり、〇中略そも〳〵唐の制度、乘御に四色あり、路車、傍車、輦、輿あり、〇中略この中に路車、傍車は、皇朝には凡用ひられず

轄

同〇康永元年九月三日、〇中略持明院上皇、〇光嚴伏見殿へ御幸ナル、〇中略松明ヲ乘テ還御ナル、〇中略斯ル處ニ土岐彈正少弼頼遠、二階堂下野判官行春、今比叡ノ馬場ニテ笠懸射テ、芝居ノ大酒ニ時刻ヲ移シ、是モ夜深テ歸ケルガ、無端樋口東洞院ノ辻ニテ、御幸ニゾ參リ合ケル、〇中略頼遠醉狂ノ氣ヤ萌シケン、〇中略御車ヲ眞中ニ取籠テ、馬ヲ懸寄セ、追物射ニコソ射タリケレ、〇中略供奉ノ卿相雲客モ皆打落サレテ、御車ニ當ル矢ヲダニ防ギ進ラスル人モナシ、下簾皆撥落サレ、三〇十〇幅〇モ少々折レニケレバ、御車ハ路頭ニ顚倒ス、淺猿シト云モ疎カ也、

〔倭名類聚抄十一車具〕轄　野王案、轄音割、和名久佐比、軸端鐵也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕原書在車部云、轄、車聲、又車鍵也、與所引文不同、舛部云、舝、車軸端鐵也、與此合、按、說文、舝、車軸耑鍵、又云、轄、車聲也、一曰、轄鍵也、顧氏蓋並本之、廣韻、轄、車軸頭鐵、又以舝轄同字、依說文舝訓車軸耑鍵、轄一訓鍵、合併爲一字也、慧琳音義、一引作轄車軸兩端鐵也、再引作轄車軸端鐵也、則古本玉篇以舝轄爲一字、與廣韻同、故此舉轄字、訓以軸端鐵也、又按、今本玉篇軸上有車字、慧琳三引皆同、此蓋脫車字也、

〔類聚名義抄八金〕鎋クサヒ、カネノクサヒ、クサヒサス、カネノハナ、〔同九車〕轄クサヒ、クサヒサス、クヒキ、

〔七十一番歌合上〕五番　右　車作

我戀はくさびもさゝぬ小車のめぐり逢べきたのみだになし

釭

〔新撰字鏡金〕錕古本反、銑也、車乃可利母、

〔倭名類聚抄十一車具〕釭　說文云、釭古紅反、又古雙反、和名車乃加利毛、轂口鐵也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕原書作車轂中鐵也、〇中略又按、急就篇注、釭、車轂中鐵也、王應麟曰、說文、一作口、是說文本有作中、有作口也、釋名、釭、空也、其中空也、王念孫曰、說文、銎、斤斧穿也、斤斧穿謂之銎、猶車穿謂之釭、釭銎之爲言空也、

輻

〔源氏物語〔九〕葵〕御車ども、立つゞけつれば、人給ひの奥におしやられて、物も見えず、〈中略〉榻なども皆おしやられて、すゞろなる、車の。。。とうに打かけたれば、又なう人わろく悔しう、何に來つらんと思ふにかひなし、

〔倭名類聚抄〔十一〕車具〕輻　老子經云、古車有三十輻、〈音福、和名夜〉以象月數也、

〔箋注倭名類聚抄〔三〕車具〕西京賦、輻訓久留万夜、輻之在輪內、猶矢之在彎中、

〔後漢書〔二十九〕輿服〕輿方法地、蓋圓象天、三十輻、以象日月、〈鄭玄曰、輪象日月者、以其運行也、日月三十日而合宿、〉蓋弓二十八以象列星、

〔類聚名義抄〔三〕木〕輻〈クルマノヤア〉　楪〈クルマノヤア〉〔同〔九〕車〕輻〈ヤ　クルマノヤ〉　輳〈ヤ〉

〔和玉篇〔上〕車〕輻〈フツ　トヤム　アツマル　クルマノヤ〉

〔易林本節用集〔美〕器財〕輻〈ヤ　ミツノ車輪之中有之、數有三十輻也、〉

〔倭訓栞〔前編　三十四〕や〕輻をよむも和名抄にみゆ、矢より轉せる成べし、

〔延喜式〔十七〕内匠〕牛車一具、〈中略〉轅輻料樫九十七枚、

〔壒囊抄〔二〕〕車ノヤハ數アル物歟、又其字如何、

老子經曰、三十輻共一轂、當其无有車之用、是ヲ註スルニ古車ニ三十輻アリ、一月ニ法、一轂ヲ共ニストハ、輻中ニ輻アリ、衆輻共ニ湊アツマルト云リ、是ハ道教心、虛无自然道ヲ談ズル故ニ、轂中虛ニ輪間透テメグル事ヲ得ヲ以テ、除情去欲、心ヲ空シカラシメバ、道ニ叶ベキニ喩ヘタリ、注ニ、古ヘニハト云ヲ以テ知、又今ノ車ハ輻ハ減ズルナルベシ、當時車ハ輪木八板アリテ、輻數廿四枚也、輪木一ニ、ヤ各三ヲサス也、仍三八廿四也、車ヲバ奚仲ト云者始テ作ルト云ヘリ、輻字ヲヤト讀也、但雜車ハ輪七枚有テ、ヤノカズ廿一枚也、

〔太平記〔二十三〕〕土岐賴遠參合御幸致狼籍事附雲客下車事

〔玉篇車十八〕輪(力均反、考工記、〈中略〉又曰、兵車之輪六尺有六寸、田車之輪六尺有三寸、乘車之輪六尺有六寸、野王案、即車之脚也、所用轉以進者也、)

〔類聚名義抄車九〕輪(ヲ、クルマノワ)　輞(オホワ、一之輪牙、)

〔下學集絹布下〕輪(車具也)

〔延喜式内匠十七〕牛車一具、〇中略輪料櫟廿八枚、

〔大鏡内大臣道隆六〕此帥殿(〇藤原伊周)は、花山院と、あらがひごと申させ給へりしはとよいとふしぎなりしことぞかし、わぬしなりとも、我門はえわたらじと仰せられければ、隆家、などてかまかりわたり侍らざらんと申給て、其日に定められぬ、輪。つ。よ。き。御。車。に、逸物の御牛かけて、御烏帽子直衣、いとあざやかにさうぞかせ給へり、

〔台記〕久安四年五月十日丁卯、早旦、禪閤(〇藤原忠實)詣天王寺、〇中略禪閤渡御宿所、(西門外北屋)十四日辛未、申剋御〔輦〕(予〈藤原賴長〉候〔輦後〕)放輪昇居西門外地、覽聖人所行之迎講、

〔新撰字鏡欠〕歀(古久反、己志支、)

〔倭名類聚抄車具十一〕轂　說文曰、轂(古祿反、楊氏漢語抄云、車乃古之岐、俗云筒、)幅所湊也、

〔箋注倭名類聚抄車具三〕按、内匠寮式、云牛車榾者即是、榾、蓋甑俗字、甑訓古之岐、故借用也、〇中略文選解嘲、轂訓古之幾、新撰字鏡、歀訓己志支、歀即轂字之譌、按、其形似甑故名、〇中略釋名、轂埆也、體堅埆也、

〔類聚名義抄九〕轂(正、車ノコルキ、俗云トウ、)　轂(俗)　〔同九〕軨(正、或零車、コシキ)　軨(上ツムクルマノワ、)　轊(又)　轚轚(今正コシキ)　轚(車堅)　輞(車ノトウ)

〔延喜式内匠十七〕牛車一具、〇中略榾料槻二枚、

〔大鏡八〕花山院の御時の、石清水臨時祭、圓融院の御覽せしばかり、けうある事候はざりき、〇中略大臣二人は、左右の御。車。の。と。う。をさへて立せ給へり、

縛

輪

ものなり、よこぎは轂なり、

〔延喜式十七内匠〕牛車一具、〇中略軸木一枚、

〔倭名類聚抄十一車具〕縛　唐韻云、縛音博車下索也、釋名云、縛今按和名度古之波利在車下、與輿相連縛也、

〔類聚名義抄九革〕縛正轉縛、或車下索、トコシバリ

〔九條家車圖〕保延五年十月八幡賀茂詣日繪様、　櫁榔庇〇中略

車輿縛緒白生絹下緒白布

〔權記〕寛弘七年二月廿日庚子、今日亥剋、尙侍〇藤原姸子被參東宮、〇三條蓋糸車於細殿、光榮返閉、出西中門之間、車床縛切、爲結暫放胸垣、

〔日本紀略後一條十三〕万壽四年七月廿日戊午、從三位道雅卿、於帶刀長高階順業宅、博奕之間、從三位道雅卿、取賭歸去之處、順業令郎從令剪車輿之縛繩、觀者如堵、

〔明月記〕文曆二年十一月廿六日、兵部權少輔經俊車、欲融少將雅繼車傍、少將午童、押塞懸寄車三條築垣、車筒懸經俊車輪、責融間、緋縛剪、車放輪落、軸又破、〇下略

〔倭名類聚抄十一車具〕輪輞附　野王案、輪音倫、和名和、車脚所以轉進也、四聲字苑云、輞文兩反、漢語抄云、於保和、一云輪牙、車輪郭曲木也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕和與万通、與丸訓万呂之圓訓万止加同語、〇中略今本玉篇云、輪車輪也、不載所引文、慧琳音義引云、輪車輞也、亦不與此引同、說文、輪有輻曰輪、無輻曰輇、釋名、輪綸也、言彌綸也、周帀之言也、王念孫曰、輪之言員也運也、〇中略考工記、輪人、牙也者、以爲固抱也、注、鄭司農云、牙讀如跛者訝、跛者之訝、謂輪輮也、世間或謂之罔、說文、有枒字云、一曰車网會也、枒卽牙字、故云輞一云輪牙也、三才圖會亦云輪牙、〇中略按、釋名、輞罔也、罔羅周輪之外也、周禮、輪人疏云、古者車輞屈一木爲之、要爲木善火齊、又得是車輪郭曲木之義也、古無輞字、只作网、見說文輪字注、

ぐり越て、庭へいだしてき、見物の人の、しりあふさゝかぎりなし

〔新撰字鏡車〕軥(近俱反、輗、久比木、又久佐比、)　棺轄(上古緩反、上鍵也、下胡瞎反、訓同、久佐比、)　輗柅(同於革反、菩薩大悲之軛、久比木、久佐比、)　〔同〕衡(魚迎反、横也、迎也、平車挽也、久比支、)

〔倭名類聚抄車具十一〕輗　釈名云、輗(音厄、久比岐、)所以扼牛領也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕原書釈車、作槅扼也、所以扼牛頸也、按、説文云、槅、大車枙、徐音古覈切、周禮車人、鬲長六尺、鄭司農注鬲、謂轅端厭牛領者、鬲即槅字、説文又云、軶、轅前也、徐音於革切、二字不同、段玉裁曰、通曰軶、大車之軶曰槅、按、小車衡以駕馬、大車槅以駕牛、皇國之乗車駕牛、若大車轅車、故引釈名、訓所以扼牛領之槅字也、此引釈名作輗、恐誤、然玉篇、輗牛領軛也、後漢書列女傳注、輗、謂轅端厭牛領者、皆為牛車具、故源君引釈名作輗也、

〔類聚名義抄九車〕輗(クヒキ)　軥(クヒキ)

〔易林本節用集久財器〕輗(クビキ)

〔玉海〕建久四年四月廿日丙辰、此日攝籙(兼實)〇藤原之後、初度賀茂詣也、〇中略東面立車、〇略注外秋放牛立榻置頸木、〇

〔新撰字鏡車〕軸(徐陸、粡陸二反、與己加彌、)

〔倭名類聚抄車具十一〕軸　説文云、軸(直六反、和名與古加美、)持輪者也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕釈名、軸、抽也、入轂中可抽出也、王念孫曰、軸之言、持也、舟柁謂之舳、機持経者、謂之柚、義並同也、

〔類聚名義抄九車〕轴(ヨコカミ)　軸(ヨコカミ　メタラス)

〔和玉篇上車〕軸(チクス、シキ、メグラス、ムヨコガミ)

〔倭訓栞中編二十八〕よこがみ　和名抄、新撰字鏡、延喜式に、軸をよめり、横上の義にや、車輪をもつ

鴟尾

原邊(法安寺邊云々)車轅忽打折畢、地下男共樣々加修理被歸之間、於深草又一方之轅打折、左右折之間、乘車不叶、面々輿を尋て被歸云々、牛飼失面目逃隱云々、頗不吉不思議事歟、

〔七十一番歌合上〕五番　右　車作

心して車つくらむ秋のよのながえの月のをそくめぐらば

〔枕草子十〕ある人の、いみじう時にあひたる人の聟になりて、一月もはか〳〵しうもこでやみにしかば、すべていみじういひさわぎ、めのとなどやうのものは、まが〳〵しき事どもいふもあるに、其かへる年の正月に、藏人になりぬ、○中略六月に、人の八講し給ひし所に、人々あつまりて聞くに、此藏人になれる聟の○中略忘れにし人の車のとみのをに、はんぴのを引かけつばかりにて居たりしを、○下略

〔古今著聞集十二武勇〕同朝臣、○源義家若ざかりに、ある法師の妻を密會しけり、件の女の家、二條猪隈へんなり、○中略法師のたがひたる隙をうかゞひて、夜ふけて、かの堀のはたへ車を寄せければ、女棧敷のしとみをあげて、すだれを持あげゝる、其時とびの尾より越入にけり、堀の廣さもまうなりけるに、上樣に飛入けん、早業の程、凡夫の所爲にあらず、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕同安○承安二年、祇園會を菅博士行衡、三條堀川にて見けるに、車のうしろのかたを引てすぎける牛、とみのをのかたより、車のしたたに入て、車にかけたる牛の左の腹をつきてけり、

〔成通卿口傳日記〕一坊門殿のかゝりの下に、簾もかけぬ車のありしを引入よと沙汰もせずして、かたがゝりにいみじきなど、さだせしほどに、車の本にて、たび〳〵、鞠をす、われはおとすべからずとて、立替て待に、とみのをの方へまりおつ、まわりあはむとせば、おちぬべくて、轅の方よりくゞりこえざまに、鞠を庭へ出す、猶轅のうちにや落ちんと覺しかば、とみのをの方より走りく

〔大鏡 六 内大臣道隆〕此おとゞ、〇道隆、中略、御賀茂詣の日は、社頭にて、三度の御かはらけ、定まりにて參らするわざなるを、其御時には、禰宜神主も心えて、大かはらけをぞ參らせしに、三度はさらなることにて、七八度などめして、上の御社に參り給ふ路にては、やがてのけざまにしりのかたを御まくらにて、不覺におほとのごもりぬ、〇中略、まゐりつかせ給ひて、御車かきおろしたれど、えしらせ給はず、いかにと思へど、御前とも、えおどろかしまうさで、只さぶらふなめるに、入道殿、〇藤原道長、おりさせ給へるに、さてあるべきことならねば、轅のとながら、たかやかにや、と御扇をならしなどせさせ給へど、おどろき給はねば、〇下略、

〔葉黄記〕寛元四年正月九日己亥、今夜東宮〇龜山、行啓前右府〇藤原實氏、冷泉第、〇中略、抑路次之間、諸司二分一切不見、御車副二人、其外召使等付轅爲奇、

〔徒然草 上〕北の屋かげに消殘りたる雪、いたうこほりたるに、さし寄せたる車の轅も、霜いたくきらめきて、有明の月さやかなれども、くまなくはあらぬに、〇下略、

〔太平記 九〕六波羅攻事

千種頭中將忠顯朝臣、士卒ニ向テ被下知ケルハ、此城尋常ノ思ヲ成テ、延々ニ責バ、千葉屋ノ寄手、彼ヲ捨テ、此後攻ヲ仕ツト覺ルゾ、諸卒心ヲ一ニシテ、一時ガ間ニ可責落ト被下知ケレバ、出雲伯耆ノ兵共、雜車二三百輛取集テ、轅ト轅トヲ結合セ、其上ニ家ヲ壞テ、山ノ如クニ積挙テ、櫓ノ下へ指寄、一方ノ木戸ヲ燒破ケリ、

〔太平記 二十三〕土岐頼遠參合御幸致狼籍事附雲客下車事

如何ナル雲客ニテカ有ケン、〇中略、轅ハゲタル破車ヲ、打テドモ行ヌ疲牛ニ懸テ、北野ノ方ヘゾ通リケル、

〔看聞日記〕應永廿六年十月廿五日、於聖廟庵有大飲云々、秉燭以後被歸之間、牛飼下部等沈醉、於松

軾

轅

りて、やぶれにけり、

〔倭名類聚抄十一車具〕軾附軫 說文云、軾音式、和名車乃度之岐美、車前也、四聲字苑云、軫之忍反、車後横木也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕釋名云、軾式也、所伏以式敬者也、按、考工記、兵車之輪六尺有六寸、○中略輪崇車廣、衡長叅如一、以其廣之半、爲之式崇、注、兵車之式、高三尺三寸、式卽軾字、可見軾與止之岐美不同、然其所在之處同、故借軾爲止之岐美耳、又按、說文云、輒軺車前横木也、軺、小車也、車乃止之岐美近之、

〔類聚名義抄六車〕軾 車ノトシキミ

〔枕草子十一〕あひのりたる道の程こそおかしけれ、○中略かたはらに、えび染のかたもんのさしぬき、白き衣どもあまた、山吹くれなゐなどきこぼして、なをしのいと白き、ひきときたれば、ぬぎたれられて、いみじうこぼれ出たり、指貫のかたつかたは、とじきみのとにふみ出されたるなど、道に人のあひたらば、おかしと見つべし、

〔新撰字鏡車〕輗 輗同、魚雞反、轅端横木、以縛軛者也、奈加江乃波志乃久佐比、

〔倭名類聚抄十一車具〕轅 唐韻云、輈張流反車轅也、轅音園、和名奈加江、俗在前謂之轅、在後謂之鴟尾、或云小轅、之車轅也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕奈加江、長柄之義、○中略按、古者乘車、曲轅駕駟馬、兵車田車同、惟平地任載之大車駕牛、乃有兩轅、詳見考工記、皇國乘車駕牛、故亦有兩轅、其狀與古乘車轅異、

〔類聚名義抄九車〕輈 輈ナカエ 轅ナカエ クルマノナカエ

〔和玉篇上車〕轅エン クルマノナカエ

〔延喜式十七内匠〕牛車一具、○中略轅輻料榁九十七枚、

〔江家次第十九〕石淸水御幸儀

諸司一分以上、十二人扈從如恒、入人轅、二人殿木、二人小轅、

車の口にある板にて、踏板ともいふ、

〔榮花物語二十五楚王の夢〕かんのとの（尚侍藤原嬉子、中略、）五日（萬壽二年八月）うせ給ひて、六日夕、法興院にわたらせ給ふ、（中略）殿の御まへ（道長、嬉子父、）御とのごもらぬまゝに、うちおはしましつる、御車の前板といふものにおしかゝりて、何ごとにかあらん、うちなきて、泣く〳〵の給ひつゝ、あかさせ給ふ、

〔今昔物語二十八〕頼光郎等共紫野見物語第二

今昔、攝津守源ノ頼光ノ朝臣ノ郎等ニテ有ケル、平ノ貞道、平ノ季武、口ノ公時ト云フ三人ノ兵有ケリ、（中略）而ル間賀茂ノ祭ノ返サノ日、此三人ノ兵云合セテ、何カデカ今日物ハ可見キト謀ケルニ、（中略）今一人ガ云ク、下簾ヲ垂テ、女車ノ樣ニテ見ムハ何ニト、今二人ノ者、此ノ義吉カリナムト云テ、（中略）如此シテ行ク程ニ、三人乍ラ醉ヌレバ、踏板ニ物突散シテ、烏帽子ヲモ落シテケリ、

〔台記〕仁平三年九月十日、奉幣帛春日、大原野、吉田、（中略）此第者高陽院尼、近日被行懺法、又巽角有佛閣、雖無法名、先年以仁和寺法親王為導師被供養之、如此之事、非無所憚、家中不淨之時、於門外開之、已為故實、仍於西門外乘檳榔車（依女院仰、於門外乘也、）西向立之、（轅懸榻、垂簾、）家司文章博士長光、進申曰、外記景良候、（中略）仰可召之由、景良自北方直進入轅内、（中略）置宮於踏板（先是開車戸）余（藤原頼長）置笏一々取之、（下略）

〔徒然草上〕今出河のおほい殿（兼季）嵯峨へおはしけるに、有栖川のわたりに、水の流れたる所にて、さい王丸、御牛を追たりければ、あがきの水、前板迄さゝとかゝりけるを、為則、御車のしりに候けるが、希有の童かな、かゝる所にて、御牛をば追ものかといひたりければ、（下略）

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕同（承安）二年、祇園會を菅博士行衡、三條堀川にて見けるに、車のうしろのかたを引てすぎける牛、とみのをのかたより、車のまたに入て、車にかけたる牛の、左の腹をつきてけり、行衡が牛、おどろきはしりければ、つきたる牛も、おなじくはしりけり、引てすぎつる童、うしろの方より、綱を取て引かへしけるほどに、車をうちかへさんとして、敷板もうしのつのにあた

物見板　立板

前板

物見下（地敷銀薄、其畫牡丹唐草、）

〔源平盛衰記　三十三〕光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

木曾（○義仲）車ニユガミ乘タル形勢、ヲカシナドハ云許ナシ、左右ノ物見ヲ開、前後ノ簾ヲ揚タリ、牛小童ガ角ハセヌ事ニテ候ト云ケレバ、ヤヲレ牛童ヨ、タマ〳〵車ニ乘タル時、人ヲモ見タリ、人ニモ見ユルゾカシ、（○下略）

〔輿車圖考　九〕物見板

左右に窻のごときを物見といふ、（○中略）物見の下を下立板といふ、

〔蛙抄　車輿〕網代車

物見板　黑漆、是物見、鼈甲如例、大臣、大將、納言、參議無差、

同下立板　內方黑漆如例、大臣已下無差、

〔九條家車圖〕侍從中少將時召之

網代（○中略）

立板物見內押滅（和繪、山水木立泥繪也、）

同緣錦四尺

〔西園寺車圖〕納言大將半蔀車

一物見板（外ニハ簾ヲ彩色、內ニハ畫遠山霞鶴、下ヘ落入之樣構之、內ニ構懸金懸之、）

一立板（小葵織ヲ張、天蓋ニ四季繪、[illegible]、赤地錦緣、上下四方井其間有平金鋪金物、）

〔永昌記〕保安五年四月十四日辛酉、參院、（源中納言同車）賀茂祭御見物御幸也、本院（○白河）新院（○鳥羽）有別車儀、美作守顯輔調新院御車、（立板摺金銅唐草、下簾縫物、自餘銅鐇之、美不能勞記、）臨期御同車、

〔輿車圖考　九〕前板（踏板）

八葉車（長物見大八葉、大臣乘之、切物見大八葉、上下常乘之、）

〔古今著聞集〕（十三 哀傷）後中書王（○具平親王）雜仕を最愛せさせ給ひて、土御門右大臣をば、まうけ給ける也、朝夕是を中にすへて、あいし給事限なかりけり、月のあかゝりける夜、件の雜仕をぐし給て、遍照寺へおはしましたりけるに、かの雜仕、物にとられて失せにけり、中書王、なげきかなしみ給、理にも過たり、思あまりて、日比ありつるまゝにたがへず、我御身と、失せにし人との中に、この兒を置きて見給つる形を、車の物見の裏に繪にかきて御覽じける、さる程に、寛弘の中殿の御作文に參り給て、其車を陣にたてられたりける程に、物見落たりけるを、牛飼たつるとて、あやまりて裏を面に立てけり、其後あらためらるゝ事なくて、今におほがほの車とて、かの家に乘り給へるは、此故に侍るとぞ申傳たる、

〔台記〕保延二年十月廿二日丙辰、著布衣、參鳥羽、（長物見車）十二月九日壬寅、曙程、相具內房、渡東三條、（○中略）予（○藤原賴長）乘長物見車（副車二人）

〔百練抄〕（七 後白河）保元三年四月廿日、賀茂祭、博陸（○藤原忠通）於町棧敷見物、宰相中將信賴、欲通彼前之間、雜人闘亂、打破中將車物見、

〔吉記〕安元二年四月廿二日丁酉、今日賀茂祭也、（○中略）

路頭次第甚猥雜也、

先馬寮使車（上覆物見付藤、袖並金銅輪知加治、長物見有立緣、○下略）

〔山槐記〕治承三年正月廿日己卯、今日著直衣、用日來車、（中八葉切物見、大理乘車也、）四月廿一日己酉、今日賀茂祭也、（○中略）

近衞使車

物見（以青玉石疊形貫懸之、但下方一尺之程卷上之、）

物見

明月記云、元久元年十一月八日、行幸、跪置弓開輦戸、先上の横渡の銅を抜きて、次に下に指したる銅を抽き戸を開く、立進寄西内侍前、相跪取璽、右廻置御輿内、御輿可置璽角方、御劔置其外之程也、退本所、取弓候、主上御御輿、候階下、將警蹕、予○藤原定家立進寄東内侍前、相跪取御劔、左廻安御輿、○註略次戸ヲ押シタテヽ鏁之如元、

同云、建暦二年十月廿五日、行幸後聞基忠卿不開輦戸、取御劔、主上○順徳令仰御劔御之間、久而思出開戸、

これら鳳輦の輦戸の、ひきゝ證なり、されば車の前のかたに、高欄のやうに見ゆるが、かの輦戸にても侍るにや、輦戸なく高欄あるなどいふ註文もあれば、もとよりひとつものには侍らじ、すがたは似たるものにや侍らむ、檳榔はじとみ車など、古畫にいちじるくなりながら、戸の見えざるを見ても、かうがへ見るべし、

〔蛙抄車輿〕檳榔車○略

箱　無物見、有開戸、前後有高欄、○下略

〔九條家車圖〕檳榔庇○中略

開戸黄金物

〔輿車圖考九〕長物見切物見

前の袖よりうしろの袖までなるを、長物見といふ、半ほどなるを、切ものみといふ、

〔飾抄下〕一車

網代連子、或鏁、網代廂、

網代有庇、或網代有連子物見、

八葉付小八葉

大八葉、五緒、長物見、極位人大臣乘之、而近代多乘用、不可然云々、

〔物具裝束抄〕一車事

車によりて、前板のうちに高欄あり、高欄なき板もあり、前板のうちにある木などをいふなり、

〔蛙抄 車輿〕檳榔毛車

箱（無物見、有開戸、高欄鵄尾、）

〔延喜式 内匠十七〕腰車一具、（○中略）高欄鳥居等料、檜榑二材、

袖

〔輿車圖考 九〕袖

くるまの口の左右にあるものなり、袖の表、また前袖後袖など、もみゆ、

〔桃華蘂葉〕一車事

半蔀（○中略）

網代（○中略）袖（白網代、以漆畫牡丹或杜若、）

〔玉蘂〕承元三年三月五日、修明門院、春日御幸也、（○中略）右少將家嗣車、袖透タリ、未聞他家人車袖透タル事、是法性寺殿、（○藤原忠通）自白川院給タル車也、

袖格子

〔輿車圖考 九〕軒格子（袖格子）

軒格子、袖格子、車のうちのかた棟、左右かうしあり、

〔蛙抄 車輿〕文車

壯年人ハ、袖格子三重襷、（如菱）軒格子、常ノ體ニテ三重襷也、（非菱）

開戸

〔輿車圖考 六〕半蔀車

台記云、仁平三年九月十日、（於車中見文書條）乘檳榔車、西向立之、（轅懸榻、卷簾、）家司文章博士長光進申曰、外記景良候、仰可召之由、景良自北方直進入轅内、置宮於踏板、（先是開蔀戸、）余（○藤原頼長）置笏一々取之見了、

これらをもてかうがへ侍れば、蔀戸はひきゝものにや、毛車物見なければ蔀戸高くば内暗かるべし、鳳輦より出でたれば、蔀戸とはいふめれ、その鳳輦の蔀戸を考ふるに、

一箱 如二普通八葉車一、櫓袖幷屋形之箱一也、召レ之、但長物見内外、畫圖無レ之、金物、網前、

一箱内 無二障子幷畫圖一、皆黒漆、物見上連子、彩色如レ例、

〔輿車圖考 九〕傍建 梓立

梓立
手形

くるまの前後の口の左右にある木にて、手形あるものなり、

〔侍中群要 八〕御書使事

蒙レ召、參二御前一、即下二給御書一罷出、〇中略　至二陽明門一乘車 御書、插二車前梓立穴一、若無二自車一者、直乘二在門之車一、不三必觸二其主一歟、殿上外記史等車也、

〔雅亮裝束抄 一〕くるまのきぬをいだすこと

きぬのいづることは、くるまのほうだてのかみ、二三寸ばかりよりはじめて、ひきいだして、〇下略

〔玉海〕治承五年〇養和元年十二月五日丁未、御入棺〇崇德后聖子事、〇中略　召二季長基輔一、相共以レ布六丈縢二御棺一、〇中略、

凡上下方共有二布餘一、爲レ結二付車梓立一也、

〔源平盛衰記 三十三〕光隆卿向二木曾許一附木曾院參頑事

木曾〇義仲車ニユガミ乘タル形勢ヲカシナドハ云許ナシ、〇中略　牛童車ヲ門外ニ遣出テ、後レテ一楉アテタレバ、飼立タル強牛ノ逸物也、何ノ滯カ有ベキナレバ、如レ飛走ル、木曾車ノ内ニ却樣ニマロブ、〇中略　牛飼今ハ中直セント思テ、ソレニ候、御手形ニ取付セ給ヘト敎ヘケレバ、イヅクヲ手形トモ不レ知ゲニ、見エケル時ニ、其ニ候、方立ノ穴ニ取付セ給ヘト云時、初テ取付テ、アハレ支度ヤ、是ハ和牛小デイガ支度カ、又主ノ殿ノ構カトゾ問タリケル、

〔承久記 上〕同〇建保七年正月廿七日、鎌倉ノ八幡宮ニテ拜賀アルベシトテ、〇中略　若宮へ著カセ給ヒテ、源〇實朝車ヨリオリサセ給ケルガ、細太刀ノ柄ノ、車ノ手形ニ入タリケルヲ知ラセ給ハデ、打ヲラセ給ヒヌ、

高欄

〔輿車圖考 九〕高欄

故云、一云車輿也、方言箱謂之棑、是顧氏之所本、廣雅、棑、幡箱也、王念孫曰、篚謂之箱、亦謂之篚、輿車箱謂之棑、其義一也、又曰、棑之言、渠也、爾雅、渠、輔也、箱之言、輔相也、篚謂之箱、大宰兩夾、謂之廂、車兩幡謂之箱、其義一也、按、毛詩小雅大東篇云、睆彼牽牛、不以服箱、傳、大車之箱也、說文、箱、大車牝服也、考工記、車人、大車牝服二柯、又參分柯之二、注、大車、平地任載之車、然則乘車曰輿、載車曰輿、其名不同、車乃度古、以車輿充之爲允、然隋書禮樂志、陳承梁末、五輅兩箱、後皆用玳瑁爲鶤翅、兩箱之裏、衣以紅錦、舊唐書輿服志云、重翟車、其箱飾以重翟羽、厭翟、其箱飾以次翟羽、然則乘車之輿、亦可謂箱、故漢語抄、以車箱爲車乃度古也、

〔類聚名義抄 九車〕車箱 車ノトコ　車輿 同　棑 トコ　クルマノトコ

〔三代實錄 二十七清和〕貞觀十七年九月九日戊子、神祇伯從四位下兼行美濃守藤原朝臣良近卒、○中略良近爲人強力、嘗醉乘車而行、戲謂同車者曰、吾欲令此牛不行、乃以手據車床、閉氣堅坐不動、牛張四足立而不前、其膂力過人如此、

〔榮花物語 二十五峯の月〕三月○萬壽二年つごもりに、花とともに別れさせ給ふ、○三條后妍子崩ついたち○四月三四日の程にぞ、うりう院の西の院といふ所におはしまさせ給ふ、やがて其夜に入棺といふことせさせ給ふ、○中略さて西院におはしまさせて、御車のとこかきおろし給ふ、

〔吾妻鏡 三十八〕寬元五年○寶治元年六月五日丙戌、今曉鷄鳴以後、鎌倉中彌物忩、未明左親衞○北條時賴先遣萬年馬入道於泰村之許、被仰可相鎭郎從等騷動之由、○中略而泰村今更乍仰天、令家子郎從等防戰之處、橘薩摩餘一公員不著甲冑、爲狩裝束、者、自象日懸意於先登、潛入車排之內、宿于泰村近邊荒屋、付時聲進寄、○中略差北條六郎時定、爲大手大將軍、時定令撤車排、揭旗自塔上馳逢、

○按ズルニ、車排ハ蓋シ車棑ナリ、

〔園太曆〕貞和四年五月廿八日 彈正少弼公興朝臣車事

棑　上葺

棟融是角總事也、壯年人紅糸、老年人白糸、各付前方棟木下、

〔九條家車圖〕公卿時召之

綱代〇中略

棟通如普通

〔圖太暦〕貞和四年五月廿八日彈正少弼公興朝臣車事

一棟融不付事

〔九條家車圖〕侍從中少將時召之

綱代〇中略

棟緒茜糸四兩四組長三尺九寸徴尺定

〔輿車圖考七〕文車

棟緒は棟融の事なるべし、四組とは今いふよつ打にて、四ツに組みたる緒の三尺九寸なるをあげまきにむすびたるなるべし、

〔輿車圖考九〕上葺

毛車にかぎりいふ、ふけになり、

〔桃華蘂葉〕一車事

唐庇晴時召之

上葺、檳榔毛〇中略晴時、上葺幷廂總件總成用紫末濃等、用白絲、

〔兵範記〕仁安元年十月十日庚辰、有立太子事、〇中略儲皇〇高倉御車、華美唐車也、四面垂白生糸、左右橫緣上葺同糸、

〔倭名類聚抄十一車具〕棑　唐韻云、棑音佛車箱也、漢語抄云、車箱、車乃度古、一云、車輿、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕車乃度古、〇中略卽是車牀之義、按、説文、棑、車底也、禮記曲禮正義云、輿、車牀也、

眉
軒格子
屋形
上葺
袖格子
前スダレ
袖
袖
長物見
下立板
總テ箱ト云
輪
前板
鴟尾
轂
軸
轄
輻
釭
輞

〔輿車圖考附圖乙〕くるまの名どころ

庇ノ體ハ、如二四方輿一、上白、袖ハ唐草、中ハ菅文也、

眉

〔輿車圖考九〕眉

くるまのやかたの前後の棟を云ふ、雨眉は唐弓を伏せたるやうなるかたちをいふ、くしがたのやうなるはつねなり、

〔桃華蘂葉〕一車事

網代車無レ庇、眉如レ常八葉、

〔大鏡八〕いにしへのいみじき事どもの侍りけんはえしらず、なにがしものおぼえて後、ふしぎなりしことは、三條院の大嘗會の御禊のいだしぐるま、大宮〇一條后彰子皇太后宮〇三條后姸子よりたてまつらせ給へりしぞありしや、大宮の一の車のくちのまゆに香嚢かけられて、そらだき物たかれたりしかば、二條のおほぢの、つぶとけぶりみちたりしさまこそめでたく、いまにさばかりのみものまたなしといへば、〇下略

〔明月記〕寛喜元年十一月廿四日戊子、明日相國〇藤原道家初著二直衣一參内給、公卿不二扈從一、殿上人三人、[illegible]半蔀車之眉ヲ如二唐棟一被レ造云、

棟

〔輿車圖考九〕棟

やのむねのこと、やかたのうへに、前後へ通りし木なり、

〔蛙抄車輿〕檳榔車

棟表、袖表、左右各覆二檳榔一、〇中略内方棟、及左右、各有二格子一、

棟融

〔輿車圖考九〕棟融

融は通なり、車の前の中央に、あげまきつけたるをいふ、

〔蛙抄車輿〕文車

車名所

〔玉葳〕歌と文との詞の差別

車を、小車といふは、歌詞也、文にはたゞ車といふべし、

〔和漢三才圖會三十三車類〕車

按、車有數品、所圖者、○圖略 輜車也、俗云御所車 轓(ヤカタ)者車之蔽也、車耳反出、所以爲藩屏翳塵泥、以簟爲之、或用革、俗謂之屋形、有二十八橑、以象列星也、轑、音聊 轓上之椽也、車上重起、如牛角者曰較、音覺 輪之心曰轂、(コシキ)音谷 轂中横截者曰軸、(ヨコカミ)音逐 軸末謂軹、車前横木可憑者曰軾、(シキミ)音釋 後横木曰軫、軫同 軸上伏兎曰轐、音卜 車下索曰轉、(トコシバリ)在車下、與輿相連縛者也、

車蓋

〔倭名類聚抄十一車具〕車蓋附橑 大戴禮云、車蓋、俗云車屋形、夜加太、 二十八橑、以象列星也、野王案、橑、音老 車蓋上椽也、

〔箋注倭名類聚抄三車具〕橑蓋叉也、如屋椽榱也、說文、橑、蓋弓也、按車蓋、謂車上樹蓋以蔭蔽耳、與此間車屋形、其制不同、

〔類聚名義抄九車〕車蓋ヤカタ 車屋形同

〔延喜式十七內匠〕牛車一具、屋形、長八尺、高三尺四寸、廣三尺二寸、

〔西宮記四月〕賀茂祭事

今日左右馬寮、申請祭料車屋形、文史申、辨、辨申上卿、下宣旨大藏省、

〔枕草子九〕五月ばかり、山里にありく、いみじうおかし、○中略 左右にある垣の枝などのかゝりて、車の屋形にいるも、いそぎてとらへて折らんと思ふに、ふとはづれて過ぎぬるも口惜し、

庇

〔輿車圖考九〕廂

車のまへうしろ、物見の上へ、さし出たるひさしをいふ、

〔門室有職抄〕一車樣事

庇車○中略

云、巡委、水流ニ似タルガ故ニ、若シ是ヲ云歟、

〔藏玉和歌集〕あじろ玉車　里舟車

〔倭訓栞中編阿一〕あじろたま　車也といへり、網代給の義にや、

〔和玉篇中車〕車シヤキヨクルマ

〔下學集下財〕大車タイシヤ　小車シヤ車字、隨大小音異也、見論語也、

〔乘燭譚三〕大車小車ノ事

論語ノ大車小車ヲ、大キヨ、小シヤトヨミ來レリ、韻會ヲ考ルニ、車ニ兩音アレドモ、大小ニ因テカハルコトハナシ、顏氏家訓ヲ按ズレバ、古ハ車ノ字ヲ唱遮ノ反ニ呼ブ、漢已來、乃居ト云、俗語ニハ則唱遮反ト云々、瑯邪代醉編ニ、張鼎思ガ考ニハ、詩ノ北風篇ニ、莫赤匪狐ト云々、携手同車ト、則音モト居ノ音アリト云々、シカレバシヤトキヨトハ、古今ノ異音ニテ、今日ハ通ジテ唱遮ノ反ニ呼ガ宜シキナリ、大車小車、モトヨリワケテヨムベキニアラズ、

〔延喜式左右馬四十八〕五月五日節式

右當日早朝、鞍簡定馬授二府、騎射官人率舍人到來裝束居。駕。幸武德殿、

○按ズルニ、居駕ハ車駕ノ假借ニシテ、車ノ字ニ居ノ音アルヲ以テナリ、

〔令義解儀制六〕車駕行幸所稱

〔令集解儀制二十八〕車駕謂乘輿行幸之時名、謂之車駕也、

〔貴嶺問答〕令候內裏給之由承畢、於御門閉之、還御之時、又可開歟、宮衞令曰、車駕行幸、卽閉諸門、隨便開理門、

〔夫木和歌抄車三十三〕百首歌

山がつのあふさかこゆるをぐるまに心やりたるあかつきのこゑ　寂蓮法師

檳榔ニ代フルニ、絲ヲ以テスルモノニテ、靑絲毛、紫絲毛、赤絲毛等ハ、其色ニ由テ名クルナリ、網代車ハ蓬篠ヲ以テ、耕ヲ飾レルモノナリ、賀茂祭ノ使ノ車、及ビ物見車ハ裝飾ヲ主トスルニ由リ、飾車又ハ風流車ノ名アリ、婦女ノ車ニ衣裳ヲ簾ヨリ垂レ、互ニ其美ヲ競フノ風アリ、之ヲ出衣(イダシギヌ)ト云フ、

貨物ヲ運搬スルニ、人力ヲ以テスルヲ、力車ト云フ、卽チ荷車ナリ、又牛力ヲ以テスルヲ、牛車(ウシグルマ)ト云フ、德川幕府ノ時ニハ、人力ヲ以テスルニ、大八車ト云フモノアリ、牛車ト共ニ運搬ノ用ニ供セリ、

名稱

〔倭名類聚抄 十一 車〕車駕　古史考云、黃帝作車、(尺遮反、一音居、和名久留萬、)四聲字苑云、駕(音賀)牛馬入轅輗中也、

〔段注說文解字 十四上 車〕車、輿輪之總名也、(車之事多矣、獨言輿輪者、以轂輻牙皆統於輪、軾較軫軹轛皆統於輿、輈與軸則所以行此輿輪者也、故倉頡之制字、但象其一輿兩輪一軸、許君之說字、謂之輿輪之總名、言輪而輪見矣、渾言之則輿輪之總名、析言之則惟輿偁車、以人所居也、故攷工記曰、輿人爲車、)夏后時、奚仲所造、(左傳曰、薛之皇祖奚仲居薛、以爲夏車正、杜云、奚仲爲夏禹掌車服大夫、然則非奚仲始造車也、明堂位曰、鉤車、夏后氏之路也、毛詩元戎傳曰、元、大也、夏后氏曰鉤車、先正也、殷曰寅車、先疾也、周曰元戎、先良也、箋云、鉤者、鉤股曲直有正也、俗本譌甚、今依釋名及音義改正、蓋奚仲時、車制始備、合乎勾股曲直之法、古史攷云、少昊時加牛、禹時奚仲加馬、張爲之說耳、)象形、(謂象兩輪一軸一輿之形、此篆橫視之乃得、古音居、在五部、今尺遮切、釋名曰、古者曰車、聲如居、言行所以居人也、今曰車、車舍也、行者所處若屋舍也、韋昭辯釋名曰、古惟尺遮切、自漢以來、始有居音、按三國時尙有歌無麻、遮字祇在魚歌韵內、非如今音也、古音讀如祛、以言車之運行、不讀如居、但言人所居止、老子當其無有車之用、音義去於反、此車古音也、然考工記輿人爲車、是自古有居音、韋說未愜也、)凡車之屬、皆从車、

〔類聚名義抄 九 車〕車(クルマ)　輕輜　輅(クルマ)　軟車(クルマ)　轔(クルマ)　輞(クルマ)　輞(正歟)

〔倭訓栞 前編 八〕くるま　車を訓せり、轉輪の義、まとわとせり、

〔八雲御抄 三下 枝葉〕雜物部 (附調度)

車　よつのむま　ながるゝ水を水　ゑば　ちから　小　ゑばつみ　うしの車(法花經大白牛車也)

ゑゝの車(同)　ひつじの(同)　唐　手を　かざり　すき　かさ　むな

〔壒囊抄 三〕世ノ諺(コトハザ)ニ、リウスイアカス、戸栗虫クハズト云リ、リウスイトハ何ゾ、車ノ一名ヲ流水ト

古事類苑

器用部二十七

車上

車ハ、クルマト云フ、輫(トコ)、軸(ヨコガミ)、輪、轅(ナガエ)等アリテ、牛力又ハ人力等ヲ以テ輓行スル者ナリ、日本書紀履中天皇紀ニ、筑紫ノ車持部ノ事見エタレバ、以テ其用ノ久シキヲ知ルベシ、車持部ノ事ハ、官位部古代官職伴造篇ニ詳ナリ、人力ヲ以テスル者ニ輦アリ、又牛力ヲ以テスル者ニ、牛車(ギツシャ)、唐庇車、檳榔毛車、網代車、絲毛車等ノ數種アリ、又貨物等ヲ運搬スルニ、力車、大八車等アリ、而シテ其製作各、異ナルヲ以テ、其名モ亦一ナラズ、輦ハ、テグルマ、又コシグルマト云フ、皇太子、親王、及ビ大臣、婦女、僧侶等ノ特ニ宣旨ヲ蒙リテ後、乘用スル、コトヲ得ルナリ、輦ニ乘リテ宮門ヲ出入スルヲ聽サルレバ、待賢門ニ於テ、輦ニ移乘シ、春花門前ニ於テ下車ス、而シテ僧侶ハ、其拜賀ノ時、朔平門前ニ於テ下車スルナリ、待賢門ハ宮城門ニシテ、春花、朔平兩門ハ宮門ナリ、蓋シ宮門ニ出入スルヲ聽ストハ、宮城門ヲ主トスルナリ、故ニ中重(ナカノヘ)宣旨ヲ蒙ルニアラザレバ、宮門ニ入ルコトヲ得ズ、牛車ハ特ニ重キモノニシテ、多クハ輦車ノ宣旨ヲ蒙リタル人ニアラザレバ、此宣旨ヲ賜ハルコトナシ、其出入スベキ門ヲ、亦宮城門ト爲シ、特旨ニアラザレバ宮門ニ入ルコトヲ得ズ、而シテ宮城門ノ中ニ於テハ、上東門ヨリ入ルヲ以テ常ト爲セドモ、或ハ他ノ門ヲ用キ、或ハ待賢上東兩門ヲ兼ネ用キルコトアリ、唐庇車ハ、又唐車トモ云フ、蓋シ唐樣ニ摸スルナリ、檳榔毛車ハ一ニ毛車ト稱ス、檳榔ノ葉ヲ裂テ、棟及ビ輫ノ下ヲ飾レルモノナリ、絲毛車ハ

査

を筏師といふ也、都鄙にこれ有、中にも嵯峨の大井川の筏、歌によめり、

〔七十一番歌合 中〕四十二番　左　筏士

此ほどは水しほよくて、いくらの材木をくだしつらむ、

〔倭名類聚抄 十一 船〕査　唐韻云、楂〈字亦作査、槎、和名字岐々〉水中浮木也、

〔箋注倭名類聚抄 三 舟〕按玉篇楂、水中桴木也、孫氏蓋依此、説文無査字、有柤字、云、木閑、又有槎字、云、衺斫也、恐並非此字、又按槎、水中浮木、非舟船之類、博物志載、有人乗槎到天河、疑源君據是舉之、然本是荒誕、不足爲據、又神代紀云、以無間堅間爲浮木、亦是神代之事、不得據之以槎爲舟類、

〔類聚名義抄 三 木〕槎査〈上通下正、ウキヽ〉　楂槎〈或〉

〔書言字考節用集 七 器財〕楂〈ウキヽ、匀瑞、水中浮木也、〉　槎〈同上〉　浮木〈同上〉

〔日本書紀 二 神代〕一云、以無目堅間爲浮木、以細縄繋著火々出見尊而沈之、

〔源氏物語 十八 松風〕舟にて忍びやかにと定めたり、辰の時に舟出し給ふ、〇中略御うた、〇明石上

いくかへりゆきかふ秋をすぐしつゝ浮木にのりてわれかへるらむ

〔源氏物語 五十三 手習〕中將〇薫の御文あり、〇中略例ならずとりて見給ふ、物の哀なる折に、今はと思ふもあはれなる物から、いかゞおぼさるらむ、いとはかなき物の端に、

こゝろこそうき世のきしをはなるれど行へもしらぬあまのうき木を、例の手習にし給へるをつゝみて奉る、

〔新古今和歌集 十七 雑〕題しらず　藤原實方朝臣

あまの川かよふ浮木にことゝはむ紅葉の橋はちるやちらずや、

斷、若更有二短狹一、賣買人與同罪、

延暦十五年二月十七日

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

執事武藏守師直馳廻テ、○中略暫閑マリ給ヘ、在家ヲコボチ、筏ニ組デ渡ランズルゾト下知セラレケレバ、サシモ進ミケル兵、ゲニモトヤ思ケン、鞭テ近邊ノ在家、數百家ヲ壞チ連テ、面二三町ナル筏ヲゾ組ダリケル、

〔家忠日記増補追加〕慶長五年八月廿二日、萩原ノ渡リニ相向フ、○中略本多忠勝等、各船筏ヲ組テ川ヲ渡シ、向ヒノ岸ニ上テ、近邊ノ民屋ニ放火シテ、太良堤ニ陣ス、

〔萬葉集一雜歌〕藤原宮之役民作歌

我國者、常世爾成牟、圖負流、神龜毛、新世登、泉乃河爾、持越流、眞木乃都麻手乎、百不足、五十日太爾作、泝須良牟、伊蘇波久見者、神隨爾有之、

〔詞花和歌集二夏〕題志らず　曾根好忠

杣川のいかだのとこのうき枕夏はすゞしきふしど也けり

〔千載和歌集五秋〕百首の歌奉りける時よめる　前參議親隆

いかにして岩間も見えぬゆふ霧にとなせの筏おちてきつらむ

〔久安六年御百首冬〕　待賢門院安藝

となせ川こす筏しの綱手なは心ぼそきは年の暮かな

〔散木弃謌集九雜〕河よりいかだのくだるが、くひのたてるをみて、をしのけてくだるをみてよめる、

筏士におふくま川の身をづくしをしのけられて過るころ哉

〔人倫訓蒙圖彙三〕筏師　奥山より伐くだして、川水にうかぶるを組合てこれに乘、竿さしくだす

〔東雅九器用〕桴筏イカダ中略○イカダの義不詳古語に、大きなるをいひて、イカといひけり、天智天皇紀にみえし紀大人臣、紀氏系圖には、大人字讀てイカウトといふがごときこれなり、卽今も俗に大きなるをイカシなどいふ也、艇艀而長なヒラタといふがごとくに、これもまた竹木を編む事、大なるによりて、イカダといひしもしるべからず、

〔倭訓栞前編三伊〕いかだ　倭名鈔に、桴筏をよめり、艀艭も同じ、烏賊手の義成べし、た、むいかだとも、いかだの床ともいへり、いかだしは、筏さす人なり、

〔延喜式三十四木工〕桴擔
榲榑五十材、各長一丈二尺、廣六寸、厚四寸、積一十二万材、簀子卅五枚、各長二丈一寸、方四寸、積一十万七千六百材、七八寸桁八枚、各長二丈二尺、積九万八千四百材、各爲一桴、自餘雜材、大者准七八寸桁、小者准簀子、

〔日本書紀二十五孝德〕白雉四年七月、被遣唐使人高田根麻呂等、於薩麻之曲、竹島之門、合船沒死、唯有五人、繫胸一板、流遇竹島、不知所計、五人之內、門部金、採竹爲筏、泊于神島、凡此五人、經六日六夜、而全不食飯、於是褒美金進位給祿、

〔續日本紀十三聖武〕天平十二年十月壬戌、大將軍東人言、逆賊藤原廣嗣率衆一万許騎、到板櫃河、廣嗣親自率隼人軍、爲前鋒、卽編木爲船將渡河、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年八月戊戌朔、大宰府馳驛奏、遣唐使第三舶水手等十六人、駕編板漂著之狀、己亥、勅符遣唐大使藤原朝臣常嗣、省大宰府去月廿日飛驛奏言、第三舶水脚十六人、編板如桴、駕之漂著對馬島南浦、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符
　定步板簀子丈尺事
右被右大臣宣偁奉勅、今聞、頃年之間、百姓賣買件二色材、並短薄而不便構作、宜仰所出國、自今以後、長者桴孔之內必得二丈、厚者步板二寸五分已上、簀子方四寸作令賣買、左右京職牓示街衢、嚴加禁

筏

船と筏は陰陽にして、文と武にたとふべし、船は馬の如く、智者の如し、筏は牛のごとく、仁者の如し、船は廣大にして、又多端也、蒼海を走る大船あれば、泉水を漕ぐ小舟あり、長河を流るゝ高瀬舟あれば、大河を横たふわたし舟あり、丁子の薫る家根舟あれば、鼻を抓む葛西舟あり、せきこんだる猪牙船あれば、うごかざる石船あり、湯船は浴するに足れども、茶船は茶をのむによしなし、茶菓子にならぬ饅頭舟は、永久橋の名にも似ず、大學の五章とともに今は亡びたり、狸にあらぬ土船を見ては、悶なるかとうたがひ、水船をのぞんでは、底なきかと怪しまる、船の數のおほき事は、いふもさら也、筏は禪の氣骨有て、一すぢに九年も流るゝおもひなるべし、終には岸につきゑいとうゑいとうの聲に其身を放下して、万本の筏も、只一本の鳶口ばかり殘り、筏士は陸路をへて家に歸る、こや萬法一に歸すといふ、本來の眞面目なるべし、

〔四十二物諍〕ひやうぶ卿のみやより

衣うつおとと　夜舟こぐ音と

ころもうつ宿には夢もかよひけりねられぬものは夜ぶねこぐ音

〔蜀山百首〕春二十首

みわたせば大橋かすむ間部河岸松たつふねや水のおも梶

○

〔倭名類聚抄十船一〕桴筏　論語注云、桴編竹木、大曰筏、(音伐、字亦作橃、)小曰桴、(音浮、玉篇、字亦作艀、在舟部、)和名伊加太、

〔箋注倭名類聚抄三舟〕按桴、說文作泭、云編木以渡也、爾雅、楚辭、國語、詩毛傳、亦皆作泭、後人諧聲作桴、遂與棟桴字混、今本玉篇舟部云、艀亦作桴、按此正文引論語注作桴、故引玉篇云亦作艀也、

〔類聚名義抄三舟〕艀(音浮、イカダ、)　〔同三木〕桴(字亦作艀、イカダ、)　〔同八竹〕筏(俗栰、イカダ、)　簰(イカダ、或簿、)

〔伊呂波字類抄伊雜物〕筏(イカダ)　桴　棧(已上同)

すゑこそいみじけれ、やかたといふ物にぞおはす、されどおくなるは、いさゝかたのもしはしにたてる物どもこそ、めくるゝ心ちすれ、はやをつけて、のどかにすげたる物のよはげさよ、たえなば何にかはならん、ふとおちいりなんを、それだにいみじうふとくなどもあらず、我(清少納言)のりたるは、きよげに、もかうのすきかげ、つまどかうしあげなどして、されどひとしうおもげになどもあらねば、たゞいへのちいさきにてあり、ことふね見やるこそいみじけれ、とをきは、まことにさゝのはをつくりて、うちちらしたるやうにぞいとよく似たる、とまりたる所にて、舟ごとに火ともしたる、おかしう見ゆ、はし舟とつけて、いみじうちいさきにのりてこぎありく、つとめてなどいとあはれ也、あとのしらなみは、誠にこそきえもてゆけ、よろしき人は、のりてありくまじき事とこそ猶おぼゆれ、

〔正月揃五〕寶船の雛日

自然居士をうたへば、船のおこり、柳の一葉に蜘といふ虫聞えたり、日本にはじまりしは、貞享五ツのとしより、千七百六七十年以前、崇神天皇十七年庚子のとし、はじめて諸國に舟をつくりて江を渡し海をこえ、山田矢橋のわたし舟に便船して、三里まはらぬ、ちか道出來せり、まことに國土の寶として、遠きもろこしの名物、藥種、絹糸、書物、佛像をわたし、陸勞煩なる江戸へも、京から大坂難波より、追風にまかせて、ねながら財寶を運びめぐらすたからなり、しかるに船玉の神、渡神の社、住吉大明神の札を押て、まづ正月の乘初、酒飯備へ奉り、纜をとき、碇をあげ、檣を立、帆をひき、艫を見、屋形をかざり、舳を見、星をながめ、山をうかゞひ、楫執を下知し、水子は艫櫂棹を取なほし、篷をたゝみ、順風を得ては勇をなし、舵を扣き船頭を諫め、唐土、天竺、新羅、百濟、契丹國に渡り、色々の禽獸、種々の寶を取て、嵐にまかせて我國に戻る、

〔我おもしろ下〕船と筏の論

冰釋、不可收拾、凡物埋土中、久而難滅、一見風日、卽壞、固其所也、獨幸此舟之僅存、〇中略得之實天明戊申二月初二日、院主某上人、

〔北越雪譜二編下〕土中の舟

蒲原郡五泉の在一里ばかりに、下新田といふ村あり、或年此村の者ども、事ありて阿加川の岸を掘しに、土中より長さ三間ばかりの船を掘いだせり、全體少しも腐ず、形今の船に異るのみならず、金具を用ふべき處、みな鯨の髭を用ひて、寸鐵をもほどこしたる處なし、木もまた何の木なるを辨ずる者なく、おそらくは異國の船ならんといへりとぞ、余下越後に遊びし時、杉田村小野佐五右衛門が家にて、かの船の木にて作りたる硯箱を見しに、木質漢產ともおもはれき、上古漂流の夷船にやあらん、

〔枕草子十二〕うちとくまじきもの

舟のみち、日のうら〻かなるに、海のおもてのいみじうのどかに、あさみどりのうちたるを引わたしたるやうに見えて、いさ〻かおそろしきけしきもなき、わかき女の、あこめばかりきたる、侍ひのもの〻、若やかなるもろともに、ろといふ物をして、歌をいみじううたひたる、いとおかしう、やんごとなき人にも、見せ奉らまほしう思ひいくに、風いたうふき、海のおもてのた〻あれにあしうなるに、物もおぼえず、とまるべき所にこぎつくるほど、舟に波のかけたるさまなどは、さばかりなごかりつる海とも見えずかし、おもへば舟にのりてありく人ばかり、ゆ〻しきものこそなけれ、よろしきふかさにてだに、さまはかなき物にのりて、こぎゆくべき物にぞあらぬや、ましてそこひもしらず、ちひろなどもあらんに、物いとつみいれたれば、水ぎは〻只一尺ばかりだになきに、げすどものいさ〻かおそろしとも思ひたらず、はしりありき、露あらくもせば、しづみやせんと思ふに、大なる松の木などの、二三尺ばかりにてまろなるを、五六ほう〱〱となげ入など

○中略さて住吉には、やう〳〵冬ごもれるまゝに、いとさびしさまさりて、あらき風ふけば、わが身のうへに浪たちかゝる心ちしてける、おきよりこぎくる舟には、あやしき聲にて、にくさびかけるなどうたふも、さすがにおかしかりけり、

〔視聽草九集九〕御船唄

御代永く

ダシ 御代永く、民も豐に住ければ、ツケ いざうちよりて、うたひ酒もり遊ぶもの、ダシ 池のみぎはに鶴とな龜が、あゝつるとな龜が、うたひさへづり舞遊ぶ、三 さえづりなさへづり、うたひうたひ、さへづりまひ遊ぶ、ダシ ひちくかん竹、なは竹の竹よ、ツケ あゝはちくの竹よ、千々を重て、するながく、三 かさねてな、重てな、千々を、ツケ 千々をかさねてすへながく、ダシ 君ハ千代ませ、御代をの松よ、ツケ あゝ御代をの松よ、いつもかわらぬ、若みどり、三 かはらぬな、かはらぬいつも、ツケ いつもかはらぬ、若みどり、

〔秋齋間語一〕尾州知多郡邊にて、よめ入の事、富る人新しく船をこしらへ、へさきに壻とよめの紋をすへ、是にのせてをくる、さればよめを御新艘ともいふ也、名ごや口堀川へ來る海船に、ふたつ紋付たる多し、古風なる事にや、

〔秋齋間語評〕貞丈云、よめの事をゑんざうと言事は、よめの居る家を新に造る故、その新宅をさして新造と言也、尾州の新艘の事は、其所の風俗のみにて、世上へはわたらぬ事なり、

〔精里詩文抄初集二〕西峯院得海舟記

西峯院、在府治之北、可眺野而望山、歲二月、余與諸子出而過焉、階前有朽船、身長丈許、其材楠、其腹刳、即今南海漁舸號全木者、其底斤削痕隱然、院主迎謂余曰、此昨撈池淤所得、先是門外溝斷出泥尺、偶因課園丁浚池、疑其有異、并力拔之、頭尾如敗絮者、隨手剝落、此其餘也、中截蠃蜮、欲濯去泥塗、則渙然

之儀、通行十二年、而澱淸舊有公船千二百餘、僞享權得擅、於是害伏見船分其漕、不得加私利、數構事訐、廖伏見船、寶永中、姑罷伏見船、俄失業者數千人、翁甚憂之、乃父子俱東、力請復其船、及北條侯爲尹、革諸敝政、時翁已卒、淨英後先副父翁共事、於是復具其利害上訴、尹侯審理、欲再興之、享保中、携淨英東、朝、具以聞、朝議復賜伏見公船大小二百艘、與舊船並漕、因令察舊船非法事上告、蓋並漕、則各自相勵、不得擅一私加雇賃、雇賃賤、則行旅輸財、天下便之、不獨伏見居民成生、是國家惠政之意云、三年朝正、拜上賜物、諸依父前例、淨英剛毅持重、而才略亦不減先翁、亡何造船復行、嘗失業者、皆盡鳩聚、行路相驩、而猶倘時爲舊黨所動搖、淨英乃請朝命、執契不撓、厲者得依焉、享保甲寅、小堀侯來鎭、亦患其動搖相煽、於是淨英建白、以船隷鎭臺、爲重、侯乃乞朝命許之、司其事如故、實寬保三年也、

〔和漢船用集二〕棹。歌。之事

御召の御座船には、櫂の歌を諷こと、和漢ともに同、船。歌。と云、初て聲を發するを歌出者と云、同音に謠者を歌組と云、櫓拍子に合て是を諷て祝する也、張平子西京賦に曰、齊栧女、縱櫂歌、發引和、校鳴葭、奏淮南、度陽阿、感河馮、懷湘娥、驚網蜽、憚蛟龍、注に發引和とは、言、一人唱、餘人和也、是本邦に謳ふ所に同じ、一人唱は、歌出者、謳出すなり、餘人和すると云は、歌組の者、同音に付て謠也、

〔土左日記〕九日○承平五年正月 夜ふけて、西東も見えずして、てけの事、かぢとりの心にまかせつ、○中略 舟子かぢとりは、ふなうたうたひて、なにともおもへらず、そのうたふうた、

春の野にてぞ、ねをばなく、わがすゝきにて、手をきる〳〵つんだるなを、親やまぼるらん、しうとめやくふらん、かへらや、夜べの菜を、そらごとをして、おぎのりわざをして、錢ももてこず、おのれだにこず、これならずおほかれど、かゝず、

〔住吉物語〕尼君などつれて、河じりをすぐれば、おかしうも行きちがふ船にのりたるものどもの、あやしき聲々して、つまも定めぬ岸のひめ松と歌ひて、こぎ行も、ならはぬ心ちしてあはれなり、

給て、よみ給へるぞかし、
をぐらやまあらしの風のさむければもみぢのにしききぬ人ぞなき、申うけ給へるかひありてあそばしたりな、御みづからものたまふなるは、作文の舟にぞのるべかりける、さてかばかりの詩をつくりたらましかば、なのあがらんこともまさりなまし、くちおしかりけるわざかな、さても殿〇道長いづれにとかおもふとの給はせしなむ、われながらこゝろおごりせられしとのたまふなる、

〔古今著聞集五和歌〕圓融院大井川逍遙の時、三舟にのる者ありけり、帥民部卿經信卿又この人〇藤原公任におとらざりけり、白河院西河に行幸の時、詩歌管絃の三の舟をうかべて、其道の人々をわかちてのせられけるに、經信卿遲參の間、ことの外に御けしきあしかりけるに、とばかりまたれて參りけるが、三事かねたる人にて、みぎはにひざまづきて、やゝいづれの舟にてもよせ候へといはれたりける、時にとりていみじかりける、かくいはんれうに遲參せられけるとぞ、さて管絃の舟に乘て、詩歌を獻せられたりけり、三舟に乘とはこれ也、

〔南郭文集四編八墓碑〕淨英子墓碑
壺井氏、相傳其先三河高須族、後徙京南伏見、更氏焉、鄕推爲黨正、〇中略自國初建鎭臺、擇諸侯尹其地、壺井氏爲黨正如故、蓋七世會無子、自一柳氏來嗣家氏、曰祐佐翁、諱益德、長子、諱益秋、是爲淨英子、翁既見其地公役殊劇、而民乏產業、志欲賑恤、元祿中、參政米倉侯、東來巡察京畿之政、乃見伏見衰敝、鄕不堪役憂之、召翁問利害、遂用其議、東歸上聞、特賜伏見澱漕公船二百艘、會尹臺闕、代未至、時有從他縣請造船、而不能成、建部侯來尹、始駭賜船未成、朝恩中阻、復召翁議、因命董其事、翁健有才略、既肯受以爲任、乃募富商運貨者、令得隨新造而漕、船算守法無私加、商貨家大喜、爭願隷焉、翁拱手司其事耳、未幾大小二百船、整然浮澱、行旅得便、鄕民就業、尹侯大悅賞之、上其事、朝命令翁三年一東得與朝正

甲子戊子　乙丑己丑　戊戌甲午　己未乙未　辛未戊戌　甲戌己亥

甲辰戊午　乙巳己未　甲寅卯日

〔日次紀事正月〕二日　角倉船乘初　於前川浮船而祝之、

○按ズルニ、船乘始ノ事ハ、歲時部年始雜載篇ニ在リ、

〔御船御乘初記附錄〕舊記抄出

慶長六年辛丑一豐公、○中略正月八日、浦戶に御著、此日を御吉例として、每年御船の乘初被成候也、

慶長六年正月八日、浦戶御入城之日御吉例御坐御船御乘初、正月八日に被仰付候事、○中略

万治二年正月八日、如御嘉例、御船御乘初に付、櫃屋道淸より、高麗くるみ曲物壹、かすていらはなぼう曲物壹、かせいた曲物壹、高麗松子曲物壹、こんぺいとふ曲物壹、あめんどふ曲物壹、氷ざとふ曲物三ッ差上ル、

〔古事記中仲哀〕爾建內宿禰白、○中略今如此言敎之大神者、欲知其御名、卽答詔、是天照大神之御心者、亦底筒男、中筒男、上筒男三柱大神者也、○註略今寔思求其國者、於天神地祇、亦山神、及河海之諸神、悉奉幣帛、我之御魂坐于船上而、眞木灰納瓠、亦箸及比羅傳、○註略多作、皆々散浮大海以可度、故備如敎覺、整軍雙船度幸之時、海原之魚、不問大小、悉負御船而渡、爾順風大起、御船從浪、故其御船之波瀾押騰新羅之國、旣到半國、

〔日本書紀九神功〕明年○攝政元年二月、麛坂王、忍熊王、○中略乃佯爲天皇○仲哀作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船絙于淡路島、運其島石而造之、

〔大鏡三太政大臣賴忠〕ひとゝせ入道殿、○藤原道長大井川の逍遙せさせ給しに、作文船、管絃船、和歌船とわかたせ給て、その道にたえなる人々をのせさせ給しに、此大納言殿○藤原公任のまいり給へるを、入道殿、かの大納言いづれの船にかのらるべきとの給はすれば、わかのふねにのり侍らんとの

舟とふねとつなぎ合するをいふ也、むやひともいへり、

〔堀川院御時百首雜〕思　　　　木工頭俊頼

むやひするかまのほなはのたえばこそあまのはし舟行も別れめ

〔夫木和歌抄三六月雜〕文治六年五社百首　　　　皇太后宮大夫俊成卿

かへる春けふの舟出はもやゐせよ猶住よしの松かげにして

〔類聚國史二十五帝王〕大同四年十二月乙亥、太上天皇〇平城取水路、御雙船、幸平城、

〔石清水臨幸記〕文應元年八月九日甲辰、今日新院〇後深草有臨幸石清水社、〇中略鴨川尻桂川等、爲諸國役、亘浮橋、〇註略淀川儲組船、〇〇御船著儲之、南北岸構御船付、御船者幷右馬寮役也、建久寬元等例也、

〔勘仲記〕建治二年七月廿四日丙辰、攝政殿、〇藤原兼平氏長者之後、始入御平等院、〇中略至宇治河東岸御船寄下、當離宮馬場末、寺家儲御舟寄、人々下馬、予〇藤原兼仲問之、郎以下家司忠直御車寄具幷御車組船令用意歟之由、每年令尋沙汰、先殿下御車放輪昇居、御車副舍人御所侍等役々、宗實、公類等朝臣祗候御船、御隨身、上﨟少々乘鵜船、奉順御車御船、聊令差上之後、又昇居大納言殿御車於組船、〇〇輪放之師俊、伊顯候御船、兩方御車輪昇居雜船所令渡也、

〔十六夜日記〕廿三日、〇弘安三年十月てんりうのわたりといふ、舟にのるに、西行がむかしもおもひ出られて、いと心ぼそし、くみあはせたる舟、たゞひとつにて、おほくの人のゆきゝに、さしかへるひまもなし、

〔書言字考節用集十數量〕一艘イッソウ字彙、艘、船之總名、故今舟數、

〔續日本紀六元明〕靈龜元年三月甲辰、金元靜等〇新羅使還蕃、勅大宰府、賜綿五千四百五十斤、船一艘、

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕

乘船吉日

二挺艫一挺艫共に、雨降れば小屋形へしかけ、苫をかけ申候、

〔利根川圖志〕運輸

公用の船を御用船といひ、諸侯の御手船を御船といひ、他の船を以て貢米を運送するを御雇船といふ、また定御雇船あり、この他は賣船なり、運賃は米百俵の重を百匁とし、薪材をもこれに准へて、百匁に銀若干といふ、猶遠近に因て差あり、薪材の重は、船の喫水を以てこれを量る、先銚子口より關宿に上り、それより江戸に下るを利根の直船といふ、荷物は大槩乾鰮魚油なり、常陸の北浦西浦より出づるは、米穀、炭、薪、材木等なり、印旛沼、衣川、上利根川亦同じ、長沼、手賀沼は、入樋ありて船入らず、蠶養川は、大率竹筏多し、この筏、水路を妨ぐる事多きを以て、御用の外は、舟人、字して川盜といふ、船は艜(ひらた)のみ入るなり、

〔倭名類聚抄十一船〕舟事類 説文云、艐子紅反、俗云爲流、船著沙不行也、唐韻云、艤魚綺反、訓不奈與曾比、整舟向岸也、艄初敎反、訓加比路久、船不安也、

〔箋注倭名類聚抄三舟〕本朝月令、引高橋氏文云、船遇潮涸天、渚上爾居奴者、是也、又見源俊頼歌序、今俗呼須和留、○中略按史記項羽本紀、烏江亭長檥船待、注、如淳曰、檥、正也、孟康曰、檥、附也、附船著岸也、如淳曰、南方人、謂整船向岸曰檥、是玉篇唐韻所本、則字從木爲正、其從舟俗字、又按説文、檥、榦也、榦、築牆耑木也、段玉裁曰、耑謂兩頭也、檥船者、若今小船兩頭植篙爲系也、則知檥本築牆所植兩頭木、轉爲整船向岸者、植篙於船兩頭以系之也、訓爲不奈與曾比不允、○中略按、枕冊子、艄芒爲似加比路伎立人、蓋同語、今俗訛云加之具、

〔藻鹽草十七人事雜物并調度〕船

むやゐ 小船を二そうも三ぞうもくみあはするを云也、又小舟なられ共、くみ合する也、又もや共云也、同事と云々、但是はいかゞ、世俗にはもやうとは云也、

〔倭訓栞中編二十六牟〕むやひ もやひに同じ

〔類聚名物考船車二〕もやひ

同　東屋　同　よし田屋　兩ばし　三ツ橋

〔守貞漫稿五生業〕廻船問屋

諸國廻船多シト雖ドモ、運賃ヲ以テ漕スルハ、大坂ヨリ江戸ニ下ルヲ第一トス、是亦大坂ヲ本トシ、江戸ヲ末トス、酒樽ヲ積ムヲ樽船ト云、其他ノ諸買物ヲ積ミ漕スヲ菱垣廻船ト云、○中略此二船ヲ以テ、大坂二十四組ノ商家ヨリ出ス諸物ヲ、運賃ヲ以テ江戸十組ノ買店ニ達ス、運賃諸物ノ各定アリ、

〔京都御役所向大概覺書三〕大坂より伏見過書船之事○中略

鳥羽より下り船賃上米覺

一百石船借切　大坂迄　舟賃九匁内壹匁六分上米
一八十石船借切　大坂迄　舟賃八匁内壹匁四分上米
一六十石船借切　大坂迄　舟賃七匁内壹匁貳分上米
一四拾石船借切　大坂迄　舟賃五匁内壹匁上米
一九十石船借切　大坂迄　舟賃八匁五分内壹匁四分上米
一七十石船借切　大坂迄　舟賃七匁五分内壹匁三分上米
一五十石船借切　大坂迄　舟賃六匁内壹匁壹分上米
一三拾石船借切　大坂迄　舟賃四匁五分内八分上米

〔守貞漫稿五生業〕京坂ノ間ノ船ハ今井船ト云アリ、諸物ヲ積漕スヲ專トス、又三十石船ト云アリ、人ヲ乘スルヲ專トシ、大略十艘中一艘諸物ヲ積ム、毎朝毎夕大坂ト伏見發、大坂ヨリ上リハ一日或ハ一夜也、乘合一人賃錢百四十八文、伏見ヨリ下ルハ半日或ハ半夜也、賃センー人七十二文、蓋乘合ト云ハ唯坐スルコトヲ得ルノミ、故ニ或ハ一人ニテ一人半分、或ハ二三人分ヲ借ル、是ヲ仕切ト云、竿ヲ横ヘテ席ヲ分ツ、並ニ淀川船也、

〔異本洞房語園補遺〕船賃定め、小石川水道橋、牛込、駒込より金龍山迄、

二挺艪　三匁五分　一挺艪　二匁　但歸り船　一匁

兩國橋より駒形迄　一匁　金龍山迄　百文

同 三浦屋　同 はま屋　同 かま倉屋　西こんや町 万ねんや
同 伊豆や　牛込揚ば まるや　同 めうが屋　同 吉田屋
筋違外 小松屋　同 をはり屋　浅草御門外 八幡屋　同内 三浦屋
同 さがみ屋　御厩がし いせ屋　同 さがみや　浅草駒形 大和や
同 越後屋　同花川戸 ふじや　同 さがみ屋　相川町 ゑま屋
熊井町 升本　八幡前 うちだ屋　門前一 上総屋　同 傘屋
入船橋 松本屋　佐が町 大池　同 よし川　同 伊豆屋
柳ばし 丹波屋　同 伊豆屋　同 日野屋　同 若竹
同 尾茂本　同 升田屋　同 よし川　元柳橋 鈴木
同 えび屋　同 吉野屋　同 伊勢屋　米澤町 長寿まや
同 三浦屋　同 相模屋　東橋 ときは屋　同 遠州屋
同 伊勢屋　同 ゑび屋　同 ひやうたんや　同 車屋
山の宿 柏屋　同 遠州屋　同 藤屋　同 川島
東ばし 田川屋　駒止 するが屋　同 翁屋　深川大橋 つち屋
萬年橋 明石屋　高橋 丸吉屋　同 ひたち屋　同 ふじ見や
深川水ば 槌屋　正覚寺ばし 玉屋　ゑんま堂ばし 武藏屋　東くろへ町 三河屋
やぐら下 三浦屋・　同 百足屋　同 大槌屋　富吉町 三浦屋
上町 川崎屋　同 伊勢本　同ばんば 吉田屋　同竹町 はし本
同 住よし屋　東橋 田川屋　堀江町 上総屋　同 武藏屋
同 いづみ屋　同 鈴木屋　かづさ屋　本船町 大むら

同　ゑま屋
同　西の宮
北さや町　岡まつ
同　みどり屋
同　よしの屋
同　園村屋
同　ふじ屋
同　すゞ木屋
靈岸橋　越後屋
富島二　三河屋
南八丁堀五　三浦屋
同　三河屋
同　田中屋
同　みの屋
同　家形屋
同　橋屋
木挽町一　山田屋
築地　神奈川や
同　むら田
同　太田屋

同　槌屋
同　大黒屋
同　住よし屋
同　伊勢屋
同　ゑびす屋
同　よしの屋
箱崎二　大こく屋
同　三ゑう屋
南新堀　上總屋
稻荷橋　小いづみ
同　上總屋
南八丁堀一　丸屋
同　中島屋
同　いづみ屋
本八丁堀一　春木屋
松村町　川崎屋
同　ふじ屋
同　中むら
同　兵庫屋
同　中むらや

江戸橋　吉田屋
同　吉野屋
同　三浦屋
西がし　かづさ屋
かやば町　中村屋
小網三　大こく屋
同　廣島屋
同　和歌本
同　神奈川屋
同　いづ屋
同中の橋　伊吉屋
同　喜多野
同　するが屋
同　坂本屋
同　紀の國屋
同　清すみ
同六　萬屋
同　上總屋
同　三河屋
同　さき玉や

同　尾張屋
品川町　伊勢屋
同　紀の國屋
同　小づち屋
同　鈴木屋
同　三浦屋
同　古槌屋
同　若まつ
同　新上總屋
同　するが屋
同　すゞ木屋
同　あら井屋
同　ふじ本
同　稻本
同　阿波屋
同　升屋
同五　立花屋
汐どめ　山ざき
同　ふじや
金杉　まつ本

扱、万一御公邊ニも相成候儀ニ御座候ば、總仲間中へ相知らせ可申候、尤其節之入用等、如何程相掛候共、總仲間中より無異儀可被相出候事、

但百艘之內、家業先ニ而、万一喧嘩口論有之候共、先達相定置候通り相互ニ相愼、致了簡可申候事、

右ヶ條之通、此度相改總仲間中ニ相談之上、銘々致承知候ニ付、仲間中致連印置候、仍如件、

明和五子年五月　　年番　八丁堀

〔船組合定帳〕覺

一神田仲町吉六殿店、船持八五郎儀、寶暦五年亥五月新規舟宿出シ候所、筋違舟持、幷和泉橋舟持大勢渡世之障りに相成、難儀致候に付、家主吉六殿方へ相斷候所、則吉六殿、幷に證人長四郎殿、達而類候に付、亥八月迄、四ヶ月之內、船貳艘に而、渡世爲致候樣了簡致遣候、夫過候はゞ早速外へ引越申候約束に致、則證文取置申候、

一船持八五郎儀寶暦五年亥五月、花房町へ新規船宿差出候に付、昌平橋舟持、和泉橋舟持、渡世之障りに相成候に付、家主吉六殿店方へ相屆候はゞ、店だつらひ候に付、當八月迄、四ヶ月之間、差置與候樣に達而御類に付、無是非證文取、差置申候所、度々相屆候得共、得心不仕候に付、明和二年酉六月中、八五郎、立退候樣に申聞候得ば、早速得心仕、八五郎儀は、相仕舞申候に付、組合伊助方へ相讓り申候、

明和二年酉六月　　組合行事　卯兵衛　六兵衛

〔江戸さいせい〕八百八町小船家之部

日本橋　三うら屋　同　ゑびす屋　同　大津屋　同　和泉屋

〔江戸年中行事六月〕涼舟　屋形船、家根舟にて多く出る、

船宿は日本橋西河岸さや町がし江戸橋堀江町伊勢町新橋汐留小網町神田川牛込浅草川両國柳橋米澤町向両國本所一ツ目邊鐵砲洲れいがん島深川其外諸所にあり

〔守貞漫稿五生業〕江戸船宿

堀江町、柳橋邊、日本橋、江戸橋、山谷川岸、各十餘戸、或ハ二十餘戸、軒ヲ比スル者多シ、其他諸川岸ニ散在スル者、其數擧テ知ルベカラズ、皆川船宿ニテ、荷船宿モアレドモ、十ケ一ニテ其九ハ川遊船ヲ專トシ、各小戸ナレドモ、洒掃ヲ精ク、屋造リ奇麗ヲ專トシ、男女ノ密會ヲナシ、或ハ客ノ求ニ應ジ、宴席ヲ兼ネ、又青樓娼家ニ引手ト號ケ、導クコトヲナス、深川等ノ遊里盛ナル時ハ、其遊客遊女ヲ乘スルニヨリ、甚繁多ナリシガ、遊里廢止ノ後甚ダ衰ヘタリ、又遊參ノミニモ非ズ、當所ハ地廣ク特ニ人心活達スルガ故ニ、市中トイヘドモ、遠路ニ往クニハ舟楫ヲ用フルコト屢也、雨中ノ他行等ニハイヨ〳〵多シ、

〔屋形船仲間連判帳〕定

一御公儀樣、御法度之趣、大切ニ相守、別而博奕諸勝負、總而惡事ケ間敷船、一切出シ申間敷候、尤客衆大切ニ仕、船頭水主之者、慮外無之樣ニ相愼可申候事、

一御定百艘之內、御燒印札讓リ請候御方、此已後其所之仲間ヘ、銘々御披露可被成候、尤年番より、例年之通、仲間總寄合之節、披露可有之候事、

一御燒印札讓リ請候御方、是迄者格別、此已後總仲間所持有來之船、名代差合無之名代ヲ相改、御書替可被成候事、

一新規屋根船讓リ請候御方者、寄合之節、年番同前ニ袴著シ、其節總仲間中ヘ、御取持可被成候事、

一家業先ニ而、あぶれもの等有之、喧嘩口論ニ及び候ば、其所ニ船留置、年番ヘ爲相知、立合之上取

船宿

力ヲ引立ルニハ、笑謔ニ非レバ精神伸ルコトナシ、既ニ昔年法印公〇松浦鎮信朝鮮御渡海ノトキモ、如斯キ體タルコト、船手ノ傳ル所ナリト、某聞テ愕然且敬伏セリト、コレ利口ナル答ナレド、計ルニ當時ノ事實ナラン、

〔江戸砂子一〕船宿　見付と柳橋との間、同朋町の河岸に多し、

三谷船の宿、諸所にあり、なかんづく見附、箱崎、今戸堀、此三ヶ所別して多し、

〔洞房語園異本考異上〕古へは揚屋の挑燈の棒は、十手の様にて鐵也、茶屋は木の棒、舟宿は縄を用ひたりとかや、其頃舟宿といふ者は百姓にて、雨天の折から、客を送り來るには、多く蓑笠を著たり、舟宿は大門を限りにて、門内へ入らざる古實なれば、揚屋遊女屋までも、來ることは無理也、遊女屋、揚屋、茶屋は同坐せず、揚屋茶屋は、舟宿と同席せざりしが、今は此事なし、

〔皇都午睡三編上〕江戸町うら川岸端に、船宿とて、大坂の茶船やの如きいと多く、濱側より半町計りも内町にも有り、前にいふ茶屋とおなじく、床几腰かけ出し、家號の行燈、墨黒に書き、棚に煙草盆火縄箱をならべ、客きてどこ迄といへば、言下にサアお出成されと、船宿女房、或は娘など、煙草盆に火を入れ、船迄案内する、船頭直に船を出す、さやうなら御機嫌よくと見送る、其手都合よきこと感心なるものなり、

〔江戸鹿子一〕今戸橋〇中略　彼二丁立のはや船も、此堀に乗入て堤に登る、茲にも吉田屋、坂本屋、鶴屋、和泉屋、麓やなどとて、二丁立を業とする船頭の宿あり、

〔東都歳事記二五月〕船遊山兩國より淺草川を第一とす〇中略　船宿　日本橋東西河岸　鞘町河岸　本銀町壹町目　江戸橋　堀江町　伊勢町　兩國橋東西　柳橋　米澤町　本所一ッ目邊　石原　淺草川吾妻橋の東西　鐵砲洲　靈巖島　日比谷町邊　小網町　深川　筋違外より神田川通　牛込御門外　新橋　汐留等なり、屋形、屋根ぶね、猪牙、にたり等好に隨ふ、三丁と稱ふる舟は、所によりてあり、すくなき舟なり、

一水手一人に、扶持方二人、此外妻子之扶持つかはし可申之事、〇中略

右條々無相違令用意、天正廿年之春、攝州、播州、泉州之浦々に令著岸、一左右可有之者也、

天正十九年正月廿日　秀吉

〔毛利家記　二〕御小性衆ニ、半介ヲ呼候ヘト仰有テ被召寄、御諚ニハ、御船頭明石與次兵衛、今朝御出船ノ時、御船ヲバ、四國ノ地ヘ乘可申ト云シ程ニ、乘前近キカト尋ケレバ、少シマハリニテハ御座候ト申、然ラバ潮アヒ乘ヨキカト問ケレバ、夫ハ何方モ同ジ事ニテ御座候ト申、サアラバ急テ上ルコトナレバ、遠キ方ヘハ何トテ乘ベケンヤ、常ノ如乘候ヘ、渚近ク乘候ヘト云シニ、沖ヲ乘テ船ヲ乘損ジ、危キメヲ御覽ゼラレシニ、右京大夫參合テ、御命ヲ助ケ申タリ、與次兵衛コト、御誅罰有ベケレドモ、累年御船頭仕タル者ナレバ、一命ノ處ハ御助有ベシ、兩耳ヲソギ、追捨候ヘトノ御諚ニテ、半介殿ハ、御船ヘ被參シ、〇下略

〔江戸職人盡歌合　下〕十三番　左

猪牙舟こぎ

猪牙舟の一葉うかべて大川の月にや水の秋をそえるらん

〔甲子夜話　七十三〕予〇松浦清ガ中ノ海船、船ゼリトテ、兩船相對スレバ、自他共ニコレヲ爲スコト有リ、又予ガ中ノ某、先日歸邑ノ暇乞ニトテ來リ、彼是ノ話セシ中ニ曰フ、某コノ廿年前出府ノトキ、熊澤某ト、隼丸ト云御船ニ乘リ、又柘植某ト立石某ハ、子長丸ト云ニ乘リ、豐前ノ田ノ浦ヲ發シ、末灘ヲ渉ラントスルトキ、二艘相並、カノ船ゼリニ及ブ、コノトキ隼丸ハ船形モ大ニシテ、且古船ナレバ、足遲クシテ、殆ド負色ニ見ユ、ソノ時コノ船ノ表役ト梶取ト二人、衣ヲ脱ギ赤裸ニナリ、船飾ノ鐵砲ヲ持テ、船中ヲ踊リ廻リ、加子共ヲ勵シタリ、ソノ體、梶取ハ陰具ノ半バヲ褁ニテ結ビ、表役ハ陰嚢大ナル男ナルヲ、態ト打露ハシタリ、某驚キ與ガリテ、コノ體ハ如何ナルコトヤ、不圖ノ思ツキカト問タレバ、曰ク、左ハコレナシ、十餘里ノ所ヲ迅行セントスルハ、人疲レ氣衰フ、コノトキ勢

〔梅松論 下〕五月〇建武三年廿三日戌刻に、雨まじりたる西風少し吹、將軍〇足利尊氏御悅有て仰られけるは、此風は天のあたふる物か、はや纜をとくべしと有ければ、或議に云、海上の事、其儀を得ず、異見を申がたし、大船共の船頭を召れて、御尋有べしと有に依て、御座船串崎の船頭、千葉大隅守が舟、をぎはしの船頭、大友少貳、長門周防の舟の船頭拾四人、御前に列して各申けるは、此風は順風なれども、月の出汐に吹替てむかふべきか、出されては若途中にて難義あるべきかと有ければ、爰に上杉伊豆守の乘舟名をば今度船と號す、長門安武郡椿の浦の船頭孫七、畏申けるは、是は御大慶の順風と存候その故は、雨は風の吹出て降候、月の出ば雨は止候べし、少はこはく候とも追風なるべきよし、一人申上たりしかば、御本意たるに依て、御感再三に及ぶ、忝御意を懸られ、左衛門尉になさるゝ、將軍仰られけるは、元曆の昔、九郎判官義經、渡邊より大風なりしかども、順風なればこそ渡りつらめとて、雨の止をも御待なくして御座船出さるゝ、あやうかるべきよし、餘多の船頭申上をば聞召れずして、一人が申を御許容如何と、內々申輩有けれども、進御道なれば異見に不及、既御船を出されければ、總而船數大小五千餘艘とぞ聞えし、去ながら其夜御供に出し舟三千艘には過ざりけり、月の出汐を待て、室より五十町東なる扚子浦に御舟かゝる、案のごとく雨止しかば、月とともに御座舟走りけり、

〔中國治亂記〕同〇天文二十年八月廿九日、義隆卿〇大內ハ、岩永ヘ被退給、〇中略扨テ小荷駄ヲ岡部才覺シテ、夜明方ニ千戶崎ヘ落シ奉ル、此處ニ後子壹岐ト申ス船頭アリ、是ヲ賴ミ、船ヲ才覺シテ皆ノリ玉フ、

〔太閤記 十三〕朝鮮陣爲御用意大船被仰付覺〇中略

一水手之事、浦々家百間に付而、十人宛出させ、其手々之大船に用可申候、若有餘之水手は、至大坂可相越之事、〇中略

一船頭は、見計ひ次第、給米等相定め可申事、

ば、よねをとりかけておちられぬ、かゝる事おほくありぬ、かぢとり又餌もてきたり、よねさけ去ば去ばくる、かぢとりけしきあしからず、

〔宇治拾遺物語十四〕これもいまはむかし、つくしに大夫さだ去げと申物ありけり、〇中略唐人すべきやうもなくて、さだ去げとむかひたる船頭がもとにきて、その事共なくさへづりければ、〇下略

〔高倉院嚴島御幸記〕からの御舟より、つゞみを三たびうつ、もろ〳〵の舟ども、はじめてこのこゑに湊をいづ、いではてゝぞ、一の御舟はいださるゝ、舟子かんどりなど、心ことにさうぞきたり、はじこがしの藍ずりに、きなるきぬども重ねて、廿人きたり、なぎたる朝の海に、舟人のゑいやごゑ、めづらしくぞきこゆる、

〔源平盛衰記四十二〕義經解纜四國渡附資盛清經頸可上京都由事

十六日〇元曆二年正月、中略、判官〇源義經ハ、風既ニ直レリ、急舟共出セト宣フ、水手梶取等申ケルハ、是程ノ大風ニハ、爭出シ候ベキ、風少弱候テコソト申、

〔増鏡五煙のすゑ〳〵〕寶治二年十月廿日ごろ、もみぢ御らんじがてら、うぢに御幸し給ふ、〇中略うぢ川のひがしのきしに、御舟まうけられたれば、御車よりたてまつりうつるほど、夕つかたになりぬ、御舟さし色々のかりあをにて、八人づゝさま〳〵なり、

〔太平記二〕長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

船人、〇中略手々ニ船ヲ漕モドス、汀近ク成ケレバ、船頭船ヨリ飛下テ、兒〇日野阿新ヲ肩ニノセ、〇下略

〔太平記二十二〕大館左馬助討死事附篠塚勇力事

篠塚、〇中略其夜ノ夜半計ニ、今張浦ニゾ著タリケル、自此舟ニ乘テ、隱岐島へ落バヤト志シ、船ヤアルト見ルニ、敵ノ乘棄テ、水主、計殘レル船數タアリ、是コソ我物ヨト悦テ、冑著ナガラ浪ノ上五町計ヲ游ギテ、アル船ニ岸破ト飛乘ル、水主梶取驚テ、是ハ抑何者ゾト咎メケレバ、〇下略

〔萬葉集十六有由縁雑歌〕大舶爾、小船引副、可豆久登毛、志賀乃荒雄爾、潜將相八方、

右以、神龜年中、大宰府、差筑前國宗像郡之百姓宗形部津麻呂、充對馬送粮舶柂師也、于時津麻呂、詣於糟屋郡志賀村白水郎荒雄之許語曰、僕有小事、若疑不許歟、荒雄答曰、走雖異郡、同船日久、志篤兄弟、在於殉死、豈復辭哉、津麻呂曰、府官差僕、充對馬送粮舶柂師、容歯衰老不堪海路、故來祗候、願垂相替矣、於是荒雄許諾、遂從彼事、自肥前松浦縣美禰良久埼發舶、直射對馬渡海、登時忽天暗冥、暴風交雨、竟無順風、沈沒海中焉、因斯妻子等、不勝犢慕、裁作此謌、

〔續日本紀淳仁二十四〕天平寶字七年十月乙亥、左兵衞佐正七位下板振鎌束至自渤海、以擲人於海勘當下獄、〇中略初王新福之歸本蕃也、駕船爛脆、送使判官平群虫麻呂等、慮其不完、申官求留、於是史生已上、皆停其行、以修理船、使鎌束便爲船師、送新福等發遣、事畢歸日、〇中略海中遭風、所向迷方、柂師水手爲波所沒、

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜六年四月壬申、授川部酒麻呂外從五位下、酒麻呂肥前國松浦郡人也、勝寶四年、爲入唐使第四船柂師、歸日海中順風盛扇、忽於船尾失火、其炎覆艫而飛、人皆惶遽不知爲計、時酒麻呂廻柂、火乃傍出、手雖燒爛、把柂不動、因遂撲滅、以存人物、以功授十階、補當郡員外主帳、至是授五位、

〔空穗物語菊の宴〕大將殿には、上巳のはらへしになにはへ、かたく〳〵おとこ君だちも、のこりすくなくおはします、〇中略ふね六に、ふなこ廿人ばかり、かぢとり四人、さうぞくゑらび、かたちをとゝのへて、〇下略

〔土左日記〕七日〇承平五年正月になりぬ、〇中略この長櫃の物は、皆人わらはまでにくれたれば、あきみちて、舟子どもは、はらつゞみをうちて、海をさへおどろかして、波をもたてつべし、十四日、〇中略舟君せちみす、さうじ物なければ、うまの時より後に、かぢとりの、きのふつりたりし鯛に、錢なけれ

船頭之儀は、諸事差引等をも仕事に候得ば、雇之者にも、勝手次第帶刀可申候、

正月

右之趣、諸大名江可被相觸候、

〔日本書紀七景行〕十八年五月壬辰朔、從葦北發船到火國、於是日沒也、夜冥不知著岸、遙視火光、天皇詔挾杪者曰、直指火處、因指火往之、卽得著岸、

〔日本書紀八仲哀〕八年正月壬午、幸筑紫、○中略熊鰐奏之曰、御船所以不得進者非臣罪、是浦口有男女二神、男神曰大倉主、女神曰菟夫羅媛、必是神之心歟、天皇則禱祈之、以挾杪者倭國菟田人伊賀彥爲祝令祭、則船得進、

〔日本書紀十應神〕十三年九月中、髮長媛至自日向、(中略)一曰、日向諸縣君牛、仕于朝廷、年既老耆之不能仕、仍致仕退於本土、則貢上己女髮長媛、始至播磨時、天皇幸淡路島而遊獵之、於是天皇西望之、數十麋鹿、浮海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇謂左右曰、其何麋鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則遣使令察、使者至見、皆人也、唯以著角鹿皮爲衣服耳、問曰、誰人也、對曰、諸縣君牛、是年耆之、雖致仕不得忘朝、故以己女髮長媛而貢上矣、天皇悅之、即喚令從御船、是以時人、號其著岸之處曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也、

〔人見雜記〕應神紀に播磨にて、髮長媛を奉るとて舟に乘り來りし人、鹿皮を被りければ、其が舟著し港を鹿子の水門と云といへるは、左もあらん、水主をかこと云も、此時より始るとは、餘りに理なしと云べし、かことは楫子と云詞の省けるなり、

〔日本書紀十應神〕二十二年三月丁酉、登高臺而遠望、時妃兄媛侍之、○中略天皇愛兄媛篤温淸之情、則謂之曰、爾不視二親、既經多年、還欲定省、於理灼然、則聽之、仍喚淡路御原之海人八十人爲水手、送于吉備、

〔日本書紀二十敏達〕二年五月戊辰、勅吉備海部直難波、送高麗使、　七月乙丑朔、於越海岸、難波與高麗使等相議、以送使難波船人、大島首磐日狹丘首間狹、令乘高麗使船、

〔日本書紀三十持統〕六年五月庚午、御阿胡行宮、○中略免挾杪八人今年調役、

〔武家名目抄 職名二十五〕檝取　水手

按檝取は、船中にて檝とるわざをつかさどるものなり、檝取、又挟杪ともかけり、かんどりといへるとなへは、かぢとりの轉語なり、古く檝取浦とかきて、かどりの浦とよめり、水手は櫓棹をとり、又船中の事は、何事にかぎらず、とりあつかふものなり、水手、或は水主ともかけれど、國史にはなべて水手に作れり、これをかこといへるは、檝子の意なるべし、さて水手といへば檝取をもこめて、おほよそにとなへしごとく聞ゆるかたもあれど、かならず兩名の分ちはある事なり、永承三年高野御參詣記に、梶取四人、水手十人とあり、〇中略又船子といふ稱あれど、これは檝取水手のたぐひをよべるにて、別にさる種族あるにはあらず、

〔下學集 上人倫〕水手スイシユ　檝取カンドリ 或作梶、日本之俗説也、

〔倭名類聚抄 二微賤〕舟子 附水手　文選江賦云、舟子、和名布奈古 於是搦棹、搦、提也、女角反、

〔倭訓栞 中編二十二不〕ふなこ　日本紀に、水手をよめり、舟子の義也、舟子は、詩經にみゆ、

〔人訓倫蒙圖彙 一〕水手者　家によつて立髪半髪、風儀さまざまあり、こゝろよくして、歌にかんあるをよしとす、

〔延喜式 三十大藏〕入諸蕃使 〇中略 史生、射手、船師、〇中略 各絁四疋、綿廿屯、布十三端、〇中略 船匠柂師各絁三疋、綿十五屯、布八端、傔人挟杪各絁二疋、綿十二屯、布四端、〇中略 水手長絁一疋、綿四屯、布二端、水手各綿四屯、布二端、柂師、挟杪、水手長、及水手各給帷頭巾、巾子、腰帶、貲布、黄衫著綿帛襖子袴、及汗衫、褌、貲布半臂、其渤海新羅水手等、時當熱序者、停綿襖子袴、宜給細布袴、並使收掌臨入京給、

〔享保集成絲綸錄 四十二〕享保十三申年正月

諸大名手船之水主、脇指帶候儀、扶持人は各別、荷をつみ候船の雇かこは、向後脇指帶申間敷候、但

船頭　梶取　水手　舟子

〔海軍歴史五〕軍艦諸帆、白地中黒之制、甚ダ不便ヲ感ズ、且船印吹貫ノ制、日本小船ニ用ユ可シト雖モ、大艦ニシテ如斯ハ、實ニ無用之長物タリ、當時實際其不便ヲ覺フ、終ニ改定之發令ニ及ブ、是安政六己未年正月廿日也、

〔觸留三十五〕亥(文久三年)八月七日

板倉周防守殿御渡候御覺書寫

町奉行衆
御勘定奉行衆

覺

御軍艦之儀者、御國印、白地日之丸之外、白地中黒之旗、常ニ大檣上江引上置候間、此段向々江可被相觸候事、

八月

〔書言字考節用集四人倫〕船頭(センドウ)

〔武家名目抄職名二十五〕船頭

按船頭といへるは、水手の長にして、よく水利を辨するものゝ所職なり、世職にて子孫に傳ふるもあり、又水手の内より、さる者をゑらびてなさるゝもあり、水手は苗字をよばぬものなれど、この職になさるれば、苗字をゆるさるゝこと、中頃より常のならひとなれり、

〔倭名類聚抄一人倫〕檝師　文選呉都賦云、檣工、檝師、和名加知止利

〔運歩色葉集一賀〕楫取(カヂトリ)　梶取(同)　檝取(同)　舟子(カコ)　舟人(同)　水手(同)

〔倭訓栞前編六加〕かぢとり　日本紀に、挾杪者と書り、倭名鈔に檝師をよみて、楫取の義也、西土の書に、梢工、梢人などいひ、梶も木杪也と注せれば、相通はして書る也、實は今いふかひ也、

運漕方等、猶取調可被相伺候、

右之通可被相觸候

〔嘉永明治年間錄四〕安政二年二月、薩州ニ於テ製造ノ船、琉砲船江戸海ニ著ス、

琉砲船長十五間、檣三本出し、其裾黒の帆標、帆三段に掛け、中程に裾黒の吹流し付、艫の方、日の丸、並轡の紋、船標小幟、布交の吹貫を立つ、

〔嘉永明治年間錄六〕安政四年十二月廿五日、御國船異國形、通航浦觸停止、

公儀御船を始、諸家手船等、異國形の分、通航の筋々、是迄御勘定奉行より浦觸差出候處、向後は浦觸不差出候間、兼て被仰出候日本總船印、白地日の丸幟立有之船は、御國船と相心得、港掛り等の節、定例廻船の通可被取計候、

〔嘉永明治年間錄八〕安政六年正月二十日、大艦ノ旗標ヲ定ム、

大艦御國總標日の丸の旗相立公儀にては、中帆の柱へ白紺吹貫引揚げ、帆は中黒を用候積り、先年相達置候處、向後御國總印は、白地に日の丸の旗、艫綱へ引揚げ、帆は白布相用候、公儀御軍艦は、中黒の細旗を中帆柱へ引揚候間諸家に於ても大艦出來次第、家々の船印、公儀御船印に不紛様取調べ、雛形を以て可被相伺候、

〔德川禁令考三十八船艦〕萬延元申年十一月六日

船印改正之儀ニ付御觸書

對馬守殿御渡　　　　御勘定奉行江〇中略

右之通、去未年〇安政六年正月二十日相觸候處、向後、帆ハ白帆、又ハ帆中江其家々之印、或ハ紋附候共不苦候、尤御國總印、白地日之丸之旗、艫綱江引揚候儀、先達而相觸候通可被心得候、

十一月六日

シルスト見エ、ソノ旗ヲ堅ツ、然ドモ此船行ノ前後、已ニ數艘通船セリ、因テいろはノ全キヲ見ズ、

〔後見草下〕御郡代伊奈半左衞門殿、生年二十四歳なりしを、從五位下攝津守に任じ、米穀運送の總司となし給へり、〇中略扨其時のありさまは、船の印に伊奈といふ文字、白字に赤く染出し、船毎に押立しは、秋の紅葉の浮ぶが如し、

〔御書付留〕丑〇天保十二年十二月十七日

水野越前守殿御渡　町奉行江

菱垣船積荷物之儀、規定有之處、此度問屋組合等令停止、諸品素人直賣買、勝手次第之旨申渡候に付而は、菱垣、樽船積荷物之儀も、向後是迄之規定に不拘、荷主相對次第、辨理之方江積込、無差支樣運送可致候、尤菱垣之方は、文政之度、紀伊殿より貸渡有之候天目船印、差障候儀有之候間、以來相用申間敷、右船印、早々紀伊殿江返上可致旨可被申渡候、

十二月

〔德川禁令考三十八船舶〕安政元寅年七月九日

船印之儀ニ付御觸書

伊勢守殿御渡　三奉行江

大船製造ニ付而ハ、異國船ニ不紛樣、日本總船印ハ、白地日之丸幟相用ひ候樣被仰出候、且又公儀御船之儀ハ、白紺布交之吹貫、帆中柱江相建、帆之儀ハ、白地中黒被仰付候條、諸家ニおゐても白帆ハ不相用、遠方ニ而も見分り候帆印、銘々勝手次第ニ相用可申、尤帆印幷其家々船印をも、兼而書出置候樣可被致候、

右大船之儀、平常廻米、其外運送ニ相用候儀、勝手次第ニ候得共、出來之上ハ、乘組人數、幷海路乘筋

享保五年子二月　紀伊殿役人 小林奈八郎印

〔川船書〕尾州船之事

尾

尾張殿、江戸に而、大小手船之分は、右之極印打、船印も如ㇾ此立申候、右之外、當分用事有ㇾ之節は、商人船、遣申儀御座候、其舟には丸之内尾之字印立申候、以上、

享保五年子五月　尾張殿役人 近藤安右衛門印

覺

尾張殿手船之儀は、向後白地に、文字朱に而尾之字、商船雇用事達候節は、紺地、丸に尾之字白付申候、

子五月

〔川船書〕水戸船之事

丸ニ水

一中將殿手船之分は、江戸幷水戸領内共に、不ㇾ限ㇾ何船、右之極印打、舟印如ㇾ斯に仕候、

一水戸領内商人船、右之極印打、丸之内に小之字印立申候、

右之通御座候間、向後御改之節、改を請候様に申付候、以上、

水戸殿役人 柴田源助印

享保五年子二月　藤咲傳之允印

〔甲子夜話四十三〕第三十八卷ニ、琉球ノ使、東都へ參向ノコトヲ錄ス、ソノトキ薩侯ハ、陸路ヨリシテ豐前ノ大里ニ抵リ、琉人ハ海路ヲ經テ赤間關ニ赴ク、ソノ道、予〇松浦清ガ城北ノ迫戸ヲ過グ、因テ外廓ニ出テ船行ヲ望ム、〇中略キク薩摩ノいろは船トテ、四十八ノ船アリテ、いろはノ文字ヲ旗ニ

殿、〇羽柴秀長 大友宗麟父子、毛利輝元、吉川、小早川等也、

〔新編相模國風土記稿二十五足柄下郡〕千度小路

古ハ船方村ト唱ヘリ、〇註略 北條氏綱、里見氏ト爭戰ノ頃、當町〇小田原ヨリ軍船ヲ出シ、賞トシテ、三ツ鱗ノ紋ヲ船印ニ賜ハリシトテ、今町內ノ符節ニ是ヲ用ヰル、

〔御關船御建物明細書幷圖三〕御關船龍王丸御船〇中略

一七本骨扇上ニ金之賽御船印　壹本

右御建物、雙六賽ニ有之候處、寛文二寅年六月十日、安宅丸御船上覽〇德川家綱ニ付、龍王丸御船出候節、七本骨扇ニ御模樣替致、出來候處、元祿十六未年、大地震ニ而、御船藏潰候ニ付、大損ニ相成候由ニ有之候、

〔勘定所條例一〕御城米廻船之儀ニ付御書付〇中略

一御城米船印之儀、布ニ而成共、木綿ニ而成とも、白四半ニ、大成朱之丸を付、其脇ニ面々苗字各書付之、出船より江戸著迄、立置候樣可被申付候、諸浦々江も其通申觸候間、自然船印違ひ候歟、又ハ船印不立置舟有之バ、浦々より注進申來候筈ニ候條、無相違樣ニ可被申付事、

右之通、入念被申付、不屆之儀無之樣尤候、以上、

丑〇寛文十三年　二月

〔宇和島藩御家舊記〕一同〇延寶八年御船印日ノ丸、公義御船印ニ相成候故、此方樣御船印、九曜ノ丸ニ改ル、

〔川船書〕紀州船之事

紀

紀伊殿、江戸に而、大小手船之分は、右之極印打、船印も如此立申候、右之外、當分用事有之節は、商人船、遣申儀御座候、其船には當座印を立、紀之字書付申候、以上、

〔再校江戸砂子六〕阿宅丸の舊地　新大橋のすこし北也
此あたけ丸といふ御船は、元來小田原北條家の軍船にて、樟木をもつて凡長三十八間、胴の間十八九間ありしよし、寛永十年、御船手向井將監忠勝に仰付られ、相州三崎より江府へ御取よせにて、同十二亥年六月、忠勝に命せられ、上覽〇德川家光ありしに、天和年中、ゆへありて此船御たゝみあそばされしと也、其節の俗說に、此船もと伊豆國下田浦にてうちたる故にや、御船出の度每に、船のひゞき、自然と、いづへゆかん〱とうなりたるゆへ、御潰し遊されしよし風聞と也、尤此船江戸入のとき、先祖さる若勘三郎に金麾を下され、音頭をとり、江戸湊へ引入しと中傳也、

〔海軍歷史二十三〕船譜〇中略

政府洋製諸船

鵬翔丸　千秋丸　健順丸　千歲丸　順動丸　昌光丸
長崎丸一番　協鄰丸　長崎丸　太平丸　長崎丸二番　翔鶴丸
神速丸　黑龍丸　太江丸　美加保丸　鶴港丸　龍翔丸
長鯨丸　奇捷丸　行速丸　千歲丸　飛龍丸

同邦製諸船

鳳凰丸　昌平丸　鳳瑞丸　大元丸　旭日丸　君澤形
長崎形　箱館丸　龜田丸　先登丸　千代田形

船印

〔和漢船用集十一具〕幟　諸侯大夫士、各定れる御船印あり、或は吹貫あり、幟の小を小ざしと呼、商船に至ては、何丸と云舟名をしるし、又は定紋合印を染込、用て式日には必立、是則禮旗なり、

〔太閤記十〕大隅日向知行割之事
秀吉、〇中略關戸に至て御渡海有し所へ、御迎舟多く浮出たり、船しるしを問せ給へば、大和中納言

テ諸侯ノ御供舟ドモヲ漕浮ベテ、大纛ヲハシラカシ、武具ヲ飾リ、御舟印等川風ニ飜シ、誠ニ見ル目モイサギヨク、深川、中川新田島、佃島川モ陸モ見物ノ貴賤サヾメキ渡リ、興ニ入計リナリ、寔ニ今日ノ暮行空ヲヲシマヌ者ハナシ、

天。地。丸。ハ、八十丁(ダチ)公方家召ス、

大。龍。丸。ハ、六十丁(ダチ)御詰衆乘リ玉フ、

龍。王。丸。ハ、御譜代ノ諸大名衆乘リ玉フ、

〔續視聽草五集九〕墨水遊覽記

二日〇天保十四年九月の朝とく、傳奏の館に、人々つどひて、御出たちを待ほど、空いとくらし、雨氣ならんと、あやぶみ思ふに、やゝ明はてゝ、雲間の日影ほのめき出る比、兩卿〇德大寺實堅、日野資愛、輿よせて出給ふ、大城のうちなる瀧落る邊の汀に艤してまちまうけせり、各こゝにありて見え奉る、名だいめんめきて、高家の人々執申さる、御船は麒。麟。まろとなづけられたるに、こゝをしも龍の口と聞ゆるも、その名おのづから相あふこゝちするに、ふねやかたに鳳凰をさへゑりつけたる、又つき〴〵し、

〔甲子夜話二十三〕泉州ノ回船、何クノ沖ニヤ、夜中颶風ニ逢、船覆リ人皆沒ス、此中一人、小板ノ浮ヲ見テ、コレニ取ツキ遊泳シテ天明ニ至ル、〇中略久シテ海嶼ノ所ニ到ル、喜ビ上ラントスルニ、忽披髮ノ童子來集テ、竿ヲ以テツキ出シ、上ルコトヲ得ズ、又沖ニ泳ギイデタルニ、漸々風靜リ天晴レ、時幸ニ本船ノ帆ヲ張テ來ルニ逢フ、乃手ヲ擧テ招ケバ端舟ヲ卸シ救ヒアゲタリ、卽蘇生ノ心シテ、賴ミ持シ板ヲ見レバ、金毘羅權現ノ守板ナリ、始テソノ靈助ナルヲ知テ、尊仰シテ歎語セルヲ船頭聞ツケ、其札ヲ乞フテ止マズ、彼男モ與ルコト無ラント爲レドモ、亦救恩默止ガタケレバ、遂ニ札ヲ授ケタリ、船頭乃此船魂ト祭リ、船ヲ金。毘。羅。丸ト名ヅケヌ、

奥鳥鴨云船之還來者也良乃埼守早告許曾、
奥鳥鴨云舟者也良乃埼多未氏榜來跡所聞許奴可聞、

〔萬葉集略解十六〕かもは舟の名なるべし、古しへ舟に名付る事有、按るに仁德紀枯野と名付られしも輕き意也、かもも輕く浮ぶを以、舟の名とせるなるべし、

〔義經記四〕義經都落の事
判官〇源義經おちびせんのかみをともなひて、十一月〇文治元年三日に、都を出給ふ、〇中略西國に聞へたる月丸といふ大舟に、五百人の勢をとりのせて、財寶をつみ、廿五疋の馬どもたて、、四國地を心ざす、

〔續武將感狀記〕嘉隆〇九鬼八、伊勢、尾張、志摩ノ海上ニテ、舟師ニ長錬シ巨艦ヲ造テ、日本丸ト號ス、〇中略朝鮮ヲ伐時、九鬼大隅守嘉隆ノ日本丸ヲ、鬼宿船ト更メ名ヅケラル、

〔御撰大坂記九〕天和九鬼和泉守大隅守書上　先祖九鬼長門守守隆事跡
一慶長十九甲寅年、大坂御陣之剋、大坂江船ニ而可馳向旨、權現樣就上意、國丸ト中大船、其外安宅五艘、早船五十艘相催シ、十月廿五日、志州ヲ出船仕、〇中略翌日〇十一月二十九日、中略大坂之舟奉行佐々淡路守ガ舟印、鳥毛之棒、福島丸、傳帆丸ト申畝船并盲船一艘乘取、

〔甲子夜話四十九〕朝川鼎ガ話ニ、豐太閤ノ朝鮮ヲ討レシトキ、後ニ自ラ渡海アルベシトテ、ソノ船ヲ造ル、船最モ巨大ニシテ日本ト稱セシガ、大坂落城ノ後、神君コレヲ津侯ノ祖高虎ニ賜フ、高虎其稱ヲ憚リテ、名ヲ伊勢丸ト改メ、高虎在世ノ間ニ、江都ニ回運スルコト三度、ソレヨリ解キタヽミテ、今ハ庫中ニ藏シテ、尙ホ現存スト云、

〔玉露叢十五〕寛文二年六月十日、江戸ニ於テ、安宅丸ノ御舟ヲ指浮ベラレ、公方家綱公、御遊船也、依

是樹以作船、甚捷行之船也、時號其船、謂枯野、

〔釋日本紀 八述義〕播磨風土記曰、明石驛家、駒手御井者、難波高津宮天皇(○仁德)之御世、楠生於吉朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一檝去越七浪、仍號速鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食汲此井水、一旦不堪汲御食水之時、故作歌而止、唱曰、住吉之、大倉向而、飛者許曾、速鳥云目、何速鳥、

〔海軍歷史 二十三〕諸侯船譜

姫路

艦名	造年	造地
速鳥丸	安政五午年六月	姫路(○播磨)

〔釋日本紀 八述義〕伊豫國風土記曰、野間郡熊野峯所、名熊野由者、昔時熊野止云船、設此至今石成在、因謂熊野本也、

〔令集解 三十營繕〕凡官私船、(○註略)每年具題色目勝受斛斗破除見在任不、(中略)古記云、(中略)目謂船、舒明、及速嶋、(速嶋謂速鳥類)雜波、伊豆之類、

〔釋日本紀 三文武〕慶雲三年二月丙申、授船號佐伯從五位下、(入唐執節使從三位粟田朝臣眞人之所乘者也、)

〔續日本紀 二十孝謙〕天平寶字二年三月丁亥、舶名播磨、速鳥、並敍從五位下、其冠者、各以錦造、入唐使所乘者也、

〔續日本紀 二十四淳仁〕天平寶字七年八月壬午、初遣高麗國船名曰能登、歸朝之日、風波暴急、漂蕩海中、祈曰、幸賴船靈、平安到國、必請朝庭、酬以錦冠、至是緣於宿禱、授從五位下、其冠製、錦表絁裏、以紫組爲纓、

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年五月丁酉、授遣唐第一舶、其號太平良從五位下、

〔萬葉集 十六有由緣雜歌〕筑前國志賀白水郎歌

命名敍位

〔類聚名義抄 四片〕栰舸 カシ

〔倭訓栞 前編六加〕かし○中略 倭名抄に、栰舸をよめり、所以繫舟と注せり、萬葉集に、かしふるとも、かしふりたて、ともよめる是也、今も𣏐かいへり、河岸なども書り、卽もやひ杙也、

〔肥前風土記 杵島郡〕昔者纏向日代宮御宇天皇○景行巡幸之時、御船泊此郡磐田杵之村、于時從船牂歌之穴、洽水自出、一云、船泊之處、自成一島、天皇御覽、詔群臣等曰、此郡可謂牂歌島郡、今謂杵島郡訛之也、

〔萬葉集 七雜歌〕覊旅作

舟盡(フネハテヽ)可志(カシ)振立而(フリタテヽ)、廬利爲(イホリセム)、名古江乃濱邊(ナゴエノハマベ)、過不勝鳥(スギカテヌカモ)、

〔傍廂 後篇〕舟の名を何丸。といふ事

船の名を何丸となづくる事、或人の説に、まろはもと卑下の詞にて、みづからの事をまろといへるは、我といふ義にて、後世俗にいふ拙者私などいへると同意なり、さる故にみづからの名を何麿、某丸と稱せしも、卑下の稱なるを、後には親しみていふ詞となりて、草刈鎌を鎌丸といひし事、萬葉集の歌にあり、小虫を蜂蛭丸、蚣蝑丸などいひし事、和名抄にあり、されば身の守りとして、たのみ思ふ劒刀の類に、小烏丸、鬼丸、友切丸などの名あり、後々は親しみ詞が美稱となりて、小兒の名に何丸と號けたるが、又後には高貴の嫡、また寺院の兒童にのみありて、凡下の少童には憚るべき事となりにたり、大船を何丸と號けしも、萬里の波濤をわたる故に、命にかけし名なりしを、後又美稱となりて、ちひさき舟には號けがたき事となりにたり、○中略 されば丸は卑下より親愛に移り、親愛より美稱にうつりたるなり、外に故ある事にはあらず、

〔日本書紀 十應神〕五年十月、科伊豆國令造船、長十丈、船既成之、試浮于海、便輕泛疾行如馳、故名其船曰枯野(カラノ)、

〔古事記 下仁德〕此之御世、兔寸河之西、有一高樹、其樹之影、當旦日者、逮淡道島、當夕日者、越高安山、故切

步板

牫牱

〇中略布奈由、舟中漏入之水也、新井氏云、舟人忌云水入舟、故避呼湯也、今俗呼爲阿加、〇中略按說文、作塗、云水入船中也、一曰、泥也、又載淦字云、塗或从今、集韻云、淦淦同、知淦卽淦字之變、又按塗字、有二義、一則水入船中也、一則泥也、漢語抄、訓布奈由者、依水入船中之義、玉篇、水和泥、唐韻水和物者、演泥也之義也、源君不引水入船中也、引水和物者誤、

〔類聚名義抄七戶〕戽ユトリ

〔源平盛衰記四十二〕義經解纜四國渡附資盛淸經頸可上京都由事

判官〇源義經、中略、下知シテ、渡邊島ヨリ船ヲ出ス、吹風木ノ枝ヲ折、立波蓬萊ヲ上、水手梶取吹倒サレテ、足ヲ蹈立ルニ不及ケレ共、究竟ノ者共ニテ舟ヲ乘直シ〳〵、〇中略傍風來レバ風面テニ乘懸、眦ニナレバ中ニ乘、隙ナク湯ヲ取ラス、舳ヲ打波摧ケテ艫ヲ洗、艫ヲ濟波イカニモ難叶ケレ共、〇下略

〔和漢船用集十一用具〕艞板アユミイタ　正字通に曰、俗艞の字、或曰、舟岸に泊に、岸を去ること丈ばかり、長板を船の首に置て、岸と接して往來を通ずと見へたり、是和に用る處と同じ、艇板、徐氏筆談跳板、類書纂要獨木板道、宋王陶談淵一木腳道、又獨木板、並に同じ、後太平記に、步の板を引渡しといへり、今步板と書、又攝州灘舟にて神樂板と呼、

〔平家物語八〕水しま合戰

のと殿、〇平敎經大音聲を上て、いかに四國の者ども、北國のやつばらに、いけどりにせられんをば、心うしとは思はずや、みかたの舟をば、くめやとて、千よそうのともづなへづなをくみあはせ、中にもやいを入、あゆみのいたをひきわたし〳〵わたひたれば、舟の中は平々たり、

〔倭名類聚抄十一舟具〕牫牱　唐韻云、牫牱二音、漢語抄云、加之、所以繫舟、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕出雲風土記、堅加志、萬葉集、可志振立氐、卽是、今舟人、亦植篙於水中以繫舟、謂之加之乎不留、江戶俗謂涯岸可繫舟之處爲加之、蓋此轉也、或書作河岸、謂加波岐之之約、非是、

簀椅

簀板

㞘

木皮作之、故以爲名、

〔本草和名〕十一(草下)敗船茹(仁諝音、陶景注云、此大編艣(編艣)刮竹茹以穊漏處者、)和名布禰乃阿久、

〔類聚名義抄〕六(糸)䋸(亦御、フネノノメ、ノミ也、)

〔運歩色葉集〕乃 茹ノ(舟)

〔太平記〕三十三 新田左兵衞佐義興自害事

江戸竹澤ハ、兼ネテ支度シタル事ナレバ、矢口ノ渡ノ船ノ底ヲ、二所鐫リ貫テノミヲサシ、渡ノ向ニハ宵ヨリ江戸遠江守、同下野守、ヒタ物ノ具ニテ三百餘騎、木ノ陰、岩ノ下ニ隱レテ、餘ルトコロアラバ、討止ント用意シタリ、

〔古事記〕中(應神)於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子(○宇遲能和紀郞子)之情、竊設兵將攻、○中略故聞驚以兵伏河邊、○中略更爲其兄王渡河之時、具餝船檝者、舂佐那(此二字以音)葛之根、取其汁滑而、塗其船中之簀椅、設蹈應仆、

〔古事記傳〕三十三 簀椅、○中略須婆志と訓べし、竹などを簀に編みたるを打渡し置て、船中此方彼方と歩渡る便としたる物なるべし、

〔和漢船用集〕十一(用具)簀板イタ 海舟荷鋪の上に敷板、川舟もかわらに鋪板、又簀緣と云、荷舟は、海舟河舟ともに竹簀を用、

〔倭名類聚抄〕十一(舟具)㞘(附浛) 蔣魴切韻云、㞘(音故、和名由土利、)浚舟中水之斗也、唐韻云、浛(音紺反、漢語抄云、㞘、水布奈由、一云、容水、)和物也、

〔箋注倭名類聚抄〕三(舟具)按廣雅、㴑斗謂之槭、御覽引纂文云、㴑斗抒水斗也、玉篇、㞘、抒水器也、廣韻云、㞘斗、舟中渫水斗器、卽此所引淺、廣雅又云、㞘、抒也、說文、抒、挹也、又按拾遺集、源君長歌云、由毛不取敢、成爾計留、船乃和禮乎之云々、謂以㞘去浛也、按今西俗、呼阿加久利、東俗呼須津保无者、㞘是也、

袽

凡舟行遇風難泊、則全身繫命于錨、戰舡海舡、有重千鈞者、錘法先成四爪、以次逐節接身、其三百斤以內者、用徑尺潤砧、安頓爐傍、當其兩端皆紅、掀去爐炭、鐵包木棍、夾持上砧、若千斤內外者、則架木爲棚、多人立其上、共持鐵練、兩接錨身、其末皆帶巨鐵圈練套、提起振轉、咸力錘合、合藥不用黃泥、先取陳久壁土、篩細一人、頻撒接口之中、渾合方無微罅、蓋爐錘之中、此物其最巨者、

〔播磨風土記飾磨郡〕伊和里　昔大汝命之子、火明命、心行甚强、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水、未還以前、卽發舟遁去、於是火明命、汲水還來、見船發去、卽大瞋怨、仍起風波、追迫其船、於是父神之船、不能進行、遂被打破、〇中略沈イカリ石落處者、卽號沈石丘、

〔肥前風土記神埼郡〕船帆鄉在郡西　同天皇〇景行巡狩之時、〇中略御船沈石四顆、存其津邊、此中一顆、高六尺、徑六尺、一顆、高四尺、徑四尺、無子婦女、就此二石、恭禱祈者、必得妊產、一顆、高四尺、徑五尺、一顆、高三尺、徑四尺、亢旱之時、就此二石、雩幷祈者、必爲雨落、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
近江海アフミノウミ、奧榜船オキコグフネ、重石下イカリオロシ、藏公之カクレテキミガ、事待吾序コトマツワレゾ、

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕五日〇康應元年三月　雨風はげしくなりて、あまのをしでもいとゞたゆきにや、夜中ばかりになりて、たて崎とかやいふ海中にいかりをおろして、御舟〇足利義滿をとゞめらる、〇中略廿四日、〇中略今夜は、うしまどに御とゞまりなり、〇中略夜になりて、またかみなり、あられふり、大雨風になる程に、舟のいかりをとりて、此泊のすこしひむがしのわきに、舟をなをしき、

〔新撰六帖三〕いかり
こひにのみこがる丶船のいかりなは思ひたづめばくるしかりけり

〔倭名類聚抄十一舟具〕袽　周易注云、衣袽、女余反、又奴下反、字亦作𧝎、和名夫禰乃能米、所以塞舟漏也、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕按東俗、謂之万以波多、卽万岐波多之轉、万岐、眞木也、謂柏木、波多、皮也、以柏

〔類聚名義抄六石〕碇俗イカリ　矴挂石、イカリ、　碇イカリ　〔同竹八〕[illegible]イカリツナ

〔伊呂波字類抄雜物伊〕碇イカリ、亦作矴、海中岩、駐舟曰碇、四聲字苑云、以石駐舟曰碇、　沈石同　[illegible]イカリツナ、亦作䋿、

〔饅頭屋本節用集以財寶〕沈石イカリ舟　碇同

〔名物六帖器財二舟楫桴筏〕錨イカリ正字通、眉照切、音苗、焦竑俗書刊誤云、船上鐵貓曰錨、或曰錨、即今船首尾四角叉、用鐵索貫之、投水中、使船不動搖者、　四角叉イカリ見上　矴
訓蒙字會、碇、漢人亦曰鐵貓、亦作矴、　鐵貓イカリ會典、鐵貓一、　碇首イカリ鄉談　鐵貓兒イカリ正音　看家錨イチバンイカリ○天工開物註略　錨爪イカリノツメ　稍貓トモノイカリ共同上　木キノ
椗イカリ三才圖會、北洋可施鐵貓、南洋水深、惟可下木椗、

〔東雅九器用〕桴筏○中略　イカリは、萬葉集に、重の字、または重石の字を用ひて、イカリと讀みけり、古語に、重き事をイカといひき、日本紀に、重讀てイカシといふがごとき此也、イカリとは、なほ權錘をヲモリといふ事のごとくなる也、

〔倭訓栞前編三〕いかり　倭名鈔に、碇を訓せり、万葉集に、重石と書り、その義にや、古へは和漢ともに石を用ゐたる成べし、鐵猫木猫などは、後世の事にや、よて椗字を造れる事、中山傳信錄に見え、三才圖會に、北洋可施鐵猫、南洋水深、惟可下木碇、と見えたり、天工開物には錨に作る、

〔和漢船用集十一用具〕碇　今石を用る者、木碇と云、まがれる枝の木を以て、一角叉を作り、是に石をくくり付て碇とするなり、左右に角叉有を、唐人碇と呼、○中略
鐵錨カナイカリ○中略
看家錨イチバンイカリ　天工開物曰、凡鐵錨所以沈水繫舟、一糧船、計用五六錨、最雄者曰看家錨、重五百斤內外、其餘頭用二枝、梢用二枝、と見へたり、
本邦千石積の舟に用る處、鐵碇八頭、其一番碇と云者、重八拾貫目餘也、是則五百斤に當れり、其大船に至ては、重百貫目餘におよべり、

〔天工開物中錘鍛〕錨

右件歌者、御船以綱手泝江遊宴之日作也、傳誦之人、田邊史福麻呂是也、

〔古今和歌集二十東歌〕みちのくはいづくはあれどしほがまのうらこぐ船のつなでかなしも

〔土左日記〕二月〇承平五年朔日、朝の間、あめふり、午の時ばかりにやみぬれば、和泉の灘といふ所より出てこぎゆく、〇中略けふは、はこの浦といふ所より、綱手ひきてゆく、

〔吾妻鏡十五〕建久六年五月廿日甲辰、卯剋參天王寺給、〇源頼朝宛御家人等、召疋夫、爲被引御船綱手也、

〔太平記十八〕金崎城落事

氣比大宮司太郎ハ、元來力人ニ勝テ、水練ノ達者ナリケレバ、春宮〇後醍醐皇太子尊良ヲ小舟ニ乘進セテ、櫓カイモ無レ共、綱手ヲ己ガ横手綱ニ結付、海上三十餘町ヲ游テ、蕪木ノ浦ヘゾ著進セケル、

纜

〔倭名類聚抄十一舟具〕纜　考聲切韻云、纜藍淡反、又去聲、和名度毛都奈、維舟索也、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕按、度毛豆奈、舳繩之義、

〔類聚名義抄六糸〕纜トモツナ　タツナ

〔伊呂波字類抄止雜物〕纜トモツナ、維舟索、

〔續日本紀三十五光仁〕寶龜九年十一月壬子、遣唐第四船來泊薩摩國甑島郡、其判官海上眞人三狩等、漂著耽羅島、被島人略留、但錄事韓國連源等、陰謀解纜而去、率遺衆四十餘人來歸、

〔後拾遺和歌集八別〕つくしよりのぼりてのち、良勢法しのもとにつかはしける、〇中略

返し　良勢法師

なごりある命と思はゞともづなのまたもやくると待たましものを

碇

〔倭名類聚抄十一舟具〕碇　四聲字苑云、海中以石駐舟曰碇、丁定反、字亦作矴、和名伊加利、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕按古人駐舟皆用石、故矴碇字從石、後人用鐵造、有四爪、名曰鐵猫、或曰錨、所以駐舟則同、而其狀大異、

船具　にくさび　万、にかくるもの也、

〔藻鹽草十七人事雜物幷調度〕船

にくさび　海舟にする者也

〔倭訓栞中編十八〕にくさび　八雲御抄に、舟荷にかくる物なりと見ゆ、荷槽の義にや、荷を積時に、苫筵などにて竹をふちとして、蔀とするなり、小舟の波よけ也といへり、

〔住吉物語〕住吉には〇中略おきよりこぎくる舟には、あやしき聲にて、にくさびかけるなど、うたふも、さすがにおかしかりけり、

〔夫木和歌集二十五雜〕家集　能因法師

にくさびぞかくべかりけるなにはがたふねうつなみのいこそねられね

〔倭名類聚抄十一舟具〕牽紋　唐韻云、牽紋〈音支、訓豆奈天、〉挽船繩也、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕所引文、廣韻紋字注同、牽作縴、按是連下紋字從糸、與縴牽字混、此作牽爲正、又按古謂之筰、釋名、引舟者曰筰、筰作也、作起也、起舟使動行也、

〔運歩色葉集津〕綱手(ツナテ)

〔和漢船用集十一用具〕牽紋(ヒキヅナ)　本邦加賀苧綱を用、又竹繩は、もやひ綱とはすれども引綱とすることなし、なひ竹と云て、小竹をひしぎて是を作る、大竹は用ることなし、其製和漢違ひあり、万葉に綱手とも引綱ともよめり、海上にては、大船より小舟へ綱を取て引、是を引船、漕船と云、川舟には、引柱を立、是に付て陸へとり引綱也、

〔萬葉集十秋雜歌〕七夕

牽牛之、嬬喚舟之、引綱乃、將絶跡君乎、吾念勿國、(ヒコボシノ、ツマヨブフネノ、ヒキヅナノ、タエントキミヲ、ワガオモハナクニ)

〔萬葉集十八〕奈都乃欲波、美知多豆多都之、布禰爾能里、可波乃瀬其等爾、佐乎佐指能保禮、(ナツノヨハ、ミチタヅタヅシ、フネニノリ、カハノセゴトニ、サヲサシノボレ)

にくさび

〔土左日記〕廿七日、(○承平四年十二月)かこの﨑といふ所に、守のはらから、またこと人これかれ、酒などもて追ひ來て、礒におりゐて、わかれがたきことをいふ、(○中略)折ふしにつけて、からの歌ども、時に似つかはしきをいふ、又ある人、西の國なれど、甲斐歌などうたふ、かくうたふに、ふなやかたの塵もちり、そら行雲もたゞよひぬとぞいふなる、(○中略)元日、(○承平五年正月)なほ同じとまりなり、白散をあるもの、夜の間とて、舟やかたにさしはさめりければ、風に吹ならされて、海にいれて、えのまずなりぬ、

〔兵範記〕保元三年十月十七日癸卯、午剋關白殿、(○藤原忠通)令ㇾ參ニ平等院ㇾ給云々、(○中略)下北面船一艘　高屋形造ㇾ之、葺ニ松葉ㇾ、船差六人　例裝束　件高屋形、寺家餝ㇾ之、

〔源平盛衰記三十三〕平家大宰府落并平氏宇佐宮歌附清經入ㇾ海事

左中將清經ハ、船屋形ノ上ニ上リツヽ、東西南北見渡シテ、(○中略)閑ニ念佛申ツヽ、波ノ底ニゾ沈ケル、

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

黑塗ノ箭ノ、十四束ナルヲ、只今漆ヲチト削ノケ、新居紀四郎宗長ト書附テ、舳屋形ノ前ホバシラノ下ニ立テ、暫固テ兵ト放ツ、

〔太平記二〕長崎新左衞門尉意見事附阿新殿事

船人、(○中略)手々ニ船ヲ漕モドス、汀近ク成ケレバ、船頭船ヨリ飛下テ、兒(○日野阿新)ヲ肩ニノセ、山臥ノ手ヲ引テ、屋形ニ入タレバ、風ハ又元ノ如ニ直リテ、船ハ湊ヲ出ニケル、

〔太平記七〕先帝船上臨幸事

此道ノ案内者仕タル男、甲斐々々敷、湊中ヲ走廻、伯耆國ヘ漕モドル商人船ノ有ケルヲ、兎角語ヒテ、主上(○後醍醐)ヲ屋形ノ内ニ乘セ進セ、其後暇申テゾ止リケル、

〔八雲御抄三下枝葉〕雜物部(附調度)

屋也、說文無蓬字、廬中伏舍、一曰、屋廡、皆蓬廡不連文、又不訓船上屋、此所引恐誤、

〔類聚名義抄一走〕蓬フナヤカタ　〔同三舟〕艣ヤカタ　艣フナヤ、フナヤカタ、　〔同七广〕蓬廡フナヤカタ

〔伊呂波字類抄不雜物〕蓬廡フナヤカタ　廬同

〔倭訓栞中編二十二不〕ふなやかた　和名抄に、蓬廡をよめり、初學記に、舟上屋也といへり、是はとまやかたなるべし、釋名に、舟上屋謂之廬、とも見えたり、

〔和漢船用集十船處名〕廬ヤカタ　屋形同、釋名云、舟上屋謂之廬、言象廬舍也、字彙曰、舟上の屋を廬と云、重屋を飛廬と云、又其上に在を雀室と云、言は中候望こと雀之驚視がごとしと見へたり、漢には五層樓、本邦三重の者、廬は下屋形、飛廬は上屋形、雀室は日覆屋形也、平家物語に、三ッ棟作りたる舟といへるは、今川舟の將几、上段、次之間の三棟なるべし、舳は總屋ぐら也、舫屋、船廳、並にふなやかたと讀せり、貫之土佐日記にも、ふなやかたといへり、屋形の小名、土臺柱、臺輪桁、梁、矢倉、根太、同板、耳板、高欄、鋪居、鴨居、中鋪居、寄鋪居、方立、長押、組天井、床、違棚、刀箱、蹴込、襖障子、敷子戸、遣戸等也、川御座船は、椽葺やねにて、右之外に所名多し、棟、梔、萱負、裏側、箱棟、破風、品板、鬼板、掛魚、應羽、唐破風作、むくり破風勾這やね等有り、昔は海御座船にも此制有川舟屋形間の名、將几、上段、次之間、舳樓也、屋形の左右、取置の柱を立、やねを付る、是を旅やねと云、旅雨戸とも云、表水押へ出る、を出しやねと云、此下に有座を小將几と云、船頭の居處也、舳矢倉の外へ出すを見送りと云、舳の出しやね也、上に有屋を太鼓矢倉といふ、

〔和漢船用集十船處名〕小屋形　下屋形と云の義、此處帆棚にて、下落間にする、所則屋形とす、臺處屋形也、後倉、艪後、並にともの間と讀せり、

〔萬葉集十六有由緣雜歌〕怕物歌

奧國、領君之、染屋形、黃染乃屋形、神之門渡、

手縄（帆桁の左右の端につけて、軸へ引縄、ひらくまきるなどの時、この縄にて、帆を自由にする者也、○中略）

両方綱（帆の両方につけて軸へ引縄、船方、りやうほと云、是又帆を自由にする者也、）

脇取綱（則両方綱なれども、左右の下につけたる縄を云、）

帆肩引膜（ホカタヒキノマタ）（両方脇取縄、帆に付處を二筋とす、帆引の膜なり、又かへりまたとも云を、誤てかいろまたと云、）

〔藩翰譜（一水野）〕勝成、○中略豊前の國に往き、黒田甲斐守長政に仕ふ、（千石領すとな）長政船に乘て、大坂に上るとて、勝成を召し、帆柱にまとひたる縄とけといひしかば、勝成おもふやう、如何に心は猛くとも、かゝるわざに慣れざらんものが、これほど走る船の檣に登る事なるべきや、奇怪なる事いふ人なると、腹だちけれども、辭せんもさすが口をしと思ひ、頓て攀ぢのぼつて、帆縄引ときて下りぬ、かく僻事いはん主に仕へん事益なしとて、その夜、船の著たる所よりたち去る、

苫

〔倭名類聚抄（十一舟具）〕苫　爾雅注云、苫（士廉反、和名度萬、）編菅茅以覆屋也、

〔類聚名義抄（八艸）〕苫（トマ）

〔伊呂波字類抄（止雜物）〕蓬（トマ、編竹葦覆舟也）　苫（同、編菅茅覆屋也）

〔倭訓栞（前編十八）〕とま　神代紀、倭名鈔に、苫をよめり、船にふきて宿る物なれば、名くるなるべし、舟に蓬といひ、車に奄といふも同じ、説文に、苫、蓋也、徐説に、編茅也と見ゆ、

船屋形

〔源平盛衰記（四十二）〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

平家ハ兼テ海上ニ船ヲ浮べ、苫屋形ニ掻楯カキタリケレバ、○下略

〔爲家卿千首（雜）〕よせかへり浪うつ舟の苫やかたうきねは夢もえやは見えける

〔倭名類聚抄（十一舟具）〕蓬庫　唐韻云、蓬庫（蓬備二音、和名布奈夜加太、）舟上屋也、釋名云、舟上屋、謂之廬（力居反）言象廬舍也、

〔箋注倭名類聚抄（三舟具）〕廣韻云、蓬、織竹夾箬覆舟、又云、庫、屋庫、並與此不同、玉篇、蓬、船連帳也、庫、卑下

桁。打。廻。 大船には竹をあみて、ほげたの眞中に打廻し、檣の當にして、帆のあげおろし、早き様のすべりに用、

打。廻。 檣の打廻也、帆桁に付て、檣のすべりにする者也、連歌産衣に、ほつ、ゝ、ゑめ綱の後注に、檣を立、帆を上る時、堅き木をみじかくけづりたるを簾のやうにあみて、はしらをまはし、はしらをすべらかし、ゑめのぼす物あり、船のことばに、猿すべりといへるものかと注せり、和歌八重垣には、舟の檣に筒をつけて、なはをくりあげ、くりおろす也と、是筒と云は打廻しのことを云と見へたり、按に、もとは打廻しの繩ばかりなるを、木をあみて付は後製成べし、然ればゑめ繩とするも、一利有といへども、此繩は桁を柱に付るまでにて、あげさげする繩にあらず、今打廻しと云は、産衣後注のごとし、樫を用て是を作る、其木を小猿と云、一ツにあみつらねたるを打廻しと云、

〔倭名類聚抄十一舟具〕帆綱 文選注云、長梢、所交反、師說、保都奈、今之帆綱也、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕海賦、維長綃、李善注云、綃、今之帆綱也、此幷引正文、按李善又曰、以長木爲之、所以挂帆也、依此綃當訓保偈多、然則長綃、皇國保偈多是也、帆之有保偈多、猶綱之有綱、故或名帆綱、又保偈多、維持帆幔、令取風、故或名帆維也、又張銑注云、綃、連帆繩也、又云、擧百尺之檣、連綃繩挂帆席、師說以爲保豆奈者、蓋依張銑義也、集韵、綃、荊州謂帆索曰綃、亦是義、源君擧李注帆綱引師說保豆奈、非是、又按廣韵云、綃、生絲繒也、又帆維、又云、梢、船舵尾也、又枝梢也、綃梢二字不同、蓋梢、本枝梢字、綃、本繒帛字、而廣韵、綃字訓帆維、文選長綃從糸、似是、然帆綱以長木爲之、則謂之梢者、枝梢之轉注也、當作長梢爲正、後依綱維之義、改從糸、遂混繒名之綃、源君所見文選、未經俗寫也、其船舵尾名梢、亦以其狀如枝梢得是名、所以得名則同、而其物自異、

〔類聚名義抄三木〕長梢 ホツナ 〔同六巾〕帆綱 ホツナ

〔和漢船用集十一用具〕帆綱 ○中略

〔太平記十六〕本間孫四郎遠矢事
遥ニ高ク飛擧リタル鶚、浪ノ上ニ落サガリテ、二尺計ナル魚ヲ、主人ノヒレヲ爴テ、澳ノ方へ飛行ケル處ヲ、本間四郎〇孫小松原ノ中ヨリ馬ヲ懸出シ、追様ニ成テ、カケ鳥ニゾ射タリケル、〇中略鏑ハ鳴響テ、大内介ガ舟ノ帆柱ニ立、ミサゴハ魚ヲ爴ナガラ、大友ガ舟ノ屋形ノ上ヘゾ落タリケル、

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕廿一日、〇康應元年三月御舟出、風など吹はりて、御ふねのやほの柱、吹おりにけり、

〔太閤記十三〕名護屋より各出船之事
卯月〇文禄元年十二日、名護屋を辰之刻に船を出し石火矢をはなし立、鯨波を上、もやひの綱をとき、數千艘の帆柱をゝし立、やざ聲を擧、帆を上、何々とのゝしる聲々、天地を動かす計なり、

〔倭訓栞前編保二十八〕ほつゝゑめなは　帆筒標繩の義、今の水繩なるべし、舟の帆柱を立るに、筒といふ所ありて、船を新造するに、此できたるが、家作の上棟にひとしく祝するといへり、されば是にて繩をくゞり上、くゞり下すを、ゑめなはといふ、堀川百首に、
もかり舟ほつゝゑめなは心せよ川ぞひ柳風に波よる

帆竿

〔倭名類聚抄十一舟具〕帆竿　楊氏漢語抄云、帆竿、保偈多、下古寒反、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕按釋名、船前立柱曰桅、韻會、桅、舟上帆竿、又類書纂要、桅竿、掛風帆之木也、又曰檣、則帆竿、則帆柱、非保偈多、下條所載帆綱、宜訓保偈多也、保偈多、帆桁也、帆之有帆綱、猶屋之有桁也、

〔類聚名義抄六巾〕帆竿（ホケタ）

〔伊呂波字類抄保雜物〕帆竿（ホケタ）

〔和漢船用集十一用具〕帆竿（ホゲタ）　木邦の帆柱は、皆角柱也、竿といふべからず、桁は丸く作りて、誠に竿のごとし、帆をかくる帆桁也、衣桁と云の類也、順和名抄の說にしたがふべし、〇中略

帆ニテ馳ル船モアリ、

〔堀川後度狂歌集雜六〕船

酒積し舟は帆にさへはかるなりあるは八合あるは六合　奈賀良

はりま潟いとも靜けき風の手に海を縫ゆく木綿帆の舟　花紅

春雨で敷たやうなる海面にちと恥かしき舟のむしろ帆　早騎

〔新撰字鏡木〕樹〈保柱〉

〔倭名類聚抄十一舟具〕帆柱　文選注云、槳〈即兩反、保波之良〉帆柱也、又云、帆檣〈音墻〉以長木爲之、所以掛帆也、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕所引文、李善及五臣注、並無所載、槳是棹屬、與帆柱絕不相蒙、按文選王粲從軍詩注、引埤蒼曰、帆柱曰檣、疑槳檣音近而誤、○中略按海賦、掲百尺維長綃、李善注云、百尺帆檣也、綃、今之帆綱也、以長木爲之、所以掛帆也、源君以綃義解帆檣者誤也、

〔類聚名義抄三木〕檣ホハシラ　〔同六巾〕帆柱ホハシラ

〔伊呂波字類抄保雜物〕帆柱ホハシラ　檣　槳　帆檣〈已上同〉

〔和漢船用集十一用具〕檣　本邦檣の木は、檜、草槇を用て造れり、今は大木希也、この故に杉を用、

〔續日本紀三十五光仁〕寶龜九年十一月乙卯、繼人〈○大伴〉等上奏言、○中略十一日五更、帆檣倒於船底、斷爲兩段、舳艫各未知所到、

〔義經記四〕義經都落の事

判官〈○源義經〉かんどり水手に仰られけるは、風のつよきに、おき中にひけよと仰られけれ、ほをおろさんとすれ共、雨にぬれて、せみもとつまりて、さがらず、

〔太平記二十〕長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

遙ノ澳ニ乘ウカベタル大船、順風ニ成ヌト悦テ、檣ヲ立、蓬ヲマク、

門帆といふ、往昔は藁筵を以て帆とせしを、後世木綿を用ひ、綫線を以て之を刺縫て、裂散れざる爲とす、是を刺帆といふ、當時は刺帆織帆の兩品を用ゆ、

〔和漢船用集十一用具〕帆の小名　縫下(ヌイクダシ)　貫通(ヌキトヲシ)(明律考、帆筋と云、是なるべし、)　耳索(ミヽナワ)　帆足(ホアシ)　逆帆足(サカホアシ)　大廻索(オヽマワシナワ)(又大渡しとも云、ひらきに乘時、横にやるをはい廻しと云、)

〔肥前風土記神埼郡〕船帆郷、(在郡西、)同天皇(○景行)巡狩之時、諸氏人等、擧落葉船擧帆、參集於三根川津、供奉天皇、因曰船帆郷、

〔日本書紀九神功〕九年(○仲哀)十月辛丑、從和珥津發之、時飛廉起風、陽侯擧浪、海中大魚悉浮挾船、則大風順吹、帆舶隨波、不勞艣楫、便到新羅、

〔土左日記〕このあひだに風よければ、かぢとりいたくほこりて、舟に帆かけなどよろこぶ、其音をきゝて、わらはも女も、いつしかとし思へばにやあらむ、いたくよろこぶ、此中に淡路のたうめといふ人のよめる歌、

追風の吹ぬる時はゆく舟のほてうちてこそうれしかりけれ

〔枕草子八〕たのもしげなきもの(○中略)風吹に帆あげたるふね

〔源平盛衰記四十二〕義經解纜四國渡附資盛清經頸可上京都由事

判官(○源義經、中略、)下知シテ渡邊島ヨリ船ヲ出ス、吹風木ノ枝ヲ折、立波蓬萊ヲ上、水手楫取吹倒サレテ、足ヲ蹈立ルニ不及ケレ共、究竟ノ者共ニテ舟ヲ乘直シ〳〵、帆柱ヲ立テ帆ヲ引事不高、手打懸計也、風彌強當リケレバ、帆ノスソヲ切テ結分、風ヲ通ス、

〔太平記二十〕奥州下向勢逢難風事

遠江ノ天龍ナダヲ過ケル時ニ、海風俄ニ吹アレテ、逆浪忽ニ天ヲ卷翻ス、或ハ檣ヲ吹折ラレテ、彌。

帆

を思ふ方へ、擬ひ行る由の名なるべし、(斯の意は詳ならず、多気と多藝とは、通はし云る例多かり、)さて當藝斯は、今の加遮なることは決けれども、其形狀はいかゞありけむ、今世と同じかりきや、異なりきや、詳ならず、

〔延喜式雜五十〕凡大宰貢綿穀船者、擇買勝載二百五十石以上、三百石以下、著梔進上、便即令習用梔、其用度充正稅、

〔倭名類聚抄舟具十一〕帆　四聲字苑云、帆(音凡、一音泛、和名保、)風衣也、一云、船上掛橋上、取風進船幔也、釋名云、帆或以席爲之、故曰帆席也、

〔箋注倭名類聚抄舟具三〕按、保與不通、含訓不々牟、又訓保々牟、帆含風以進船也、〇中略釋名云、隨風張幔曰帆、帆、汎也、使舟疾、汎々然也、即此義、按說文、無帆字、有颿字、云馬疾步也、轉謂使舟疾者爲颿、玄應音義引三蒼云、颿、船上張布帆也、吳都賦、樓船擧颿而過肆、劉淵林注、颿者船帆也、徐鉉曰、舟船之颿、本用此字、今別作帆、非是、

〔伊呂波字類抄保雜物〕颿ホ　帆席　帆(已上ホ、風衣也、)

〔倭訓栞前編二十八保〕ほ　帆は穗より轉せるにや、遠くよりあらはに見ゆる意なるべし、凡てあらはなる事を、帆にも穗にもよせていへり、又羽と通ふなるべし、字彙、棹、船羽也、と見えたり、南京福建船の帆は竹のあじろなり、北國をまわる船も、此に效ふといへり、さゝほは箬篷也、木綿ほは縫布也、童蒙頌韻に篷もよめり、

〔和爾雅器用五〕帆(颿颿並同)　彌帆ヤホ　帆席ホムシロ

〔倭訓栞前編三十四也〕やほ　彌帆の義、帆の重なるをいへり、よて本帆、や帆などいへり、

〔名物六帖器財二舟楫樑篊〕風篷トマ(同上、(品字箋)布帆所以乘風進船者、多編竹爲之、謂之風篷、)　蒲帆ムシロホ　布帆ヌノホ(晉書顧愷之傳、愷之嘗因假還、殷仲堪特以布帆借之、至破冢、遭風大敗、愷之與仲堪牋曰、地名破冢、眞破冢而出、行人安穩、布帆無恙、李詩、布帆無恙掛秋風、)

〔雲錦隨筆二〕今の帆木綿といへる織帆は、此松右衞門の工夫より始まりしよし、故に是を松右衞

〔倭訓栞前編十四〕たいし　倭名抄に、舵をよめり、古事記に、當藝斯形と見えたる是也といへり、船尾に在りて、船を正す木の柄の曲れる物を指り、日本紀には、かぢとよめり、抄に、今案、舟人呼挾杪爲舵師是と見え、漢語抄に、柁、船尾也ともみゆ、

〔和漢船用集十一用具〕舵の小名。　身木（又耳木と云、三木と書は非也、）　頭　頭縄穴　上大目　下大目（舵柄を指穴）　落込（或はおちつまりと云、おとし込床に合處、）　羽板（明律考、舵門、かちわきいたと訓ず、八雲御抄、かぢのはと見へたり、家隆卿、と渡る舟のかぢのはとよめり、舵を梶によせてよめるなれば、葉板なり、すこしはき付る板を若葉と云は、この心なるべし、）　上棧　中棧　下棧（又のぼり棧と云あり、明律考、舵甲、かぢのさんと訓ぜり、）　潮切　水越孔（又ゆりこしと云、身木に有、大水越といふ、）　小水越（羽板にあり、左右に轡車な付綱を通す、）　南輪精（羽板にある穴、又汐ふきといふ、）

川舟舵の小名　身木　端入　頭　上棧　大目　下棧　櫂架〇中略　羽板

轆轤舵。　本邦にては、北國船はかせと云舟に用、〇中略

舵柄。　又舵棒と云、取木とも云、舵の取木なり、

〔古事記中景行〕到當藝野上之時、詔者、吾（〇倭建命）心恒念、自虛翔行、然今吾足不得歩、成當藝斯形（自當下三字以音）故號其地謂當藝也、

〔古事記傳二十八〕當藝斯は、和名抄舟具に、唐韻云、舵（字亦作柁）正船木也〇中略とあり、延佳、此を引て、疑此物也と云る、信に然り、（玉篇に、舵正船木也、設於船尾、與舵同と云、釋名に、舟尾云柁、弼正船使順流、不使他戻也と云り、）師（〇加茂眞淵）云、舵は、今世に加遲と云物なり、万葉などに加遲とあるは、今世に艣と云物にして、舵には非ず、然るに、歌又祝詞などには、加遲、又加伊をのみ云て、多藝斯を云ること無し、そは歌によみなれず、句の調も叶はねば、おのづから漏たるならむ、祝詞も、調を擇べばなりと云れき、さて多藝斯を、多伊斯と云は、中古より音便に頽れたるなり、倭の地名の當藝麻をも、後には多伊麻と云が如し、（其外も、使な音便に伊と云格いと多し、）多藝志耳命など云名も、此物に因れるにや、名義は、万葉七（二十五丁）に、大舟乎、荒海爾榜出、八船多氣、とあるは、船を彌多氣と云事にて、力を致し、左右に擬ひて、船をやるを云るなれば、船

り、今いふものは柁也、日本紀に、かぢとよめり、又舵に作る、全浙兵制録も同じ、或は檝を訓せり、おもかぢは、面かぢ也、右にやるをいふ、とりかぢは、操かぢ也、左にやるをいふ也、逍遙院三條西實隆の歌に、

・くる雁や水のおもかぢとりかぢにこゑもすがたも沖のともぶね

わいかぢは、脇かぢの義也、歷柁を訓ず、

〔類聚名物考船車二〕脇楫　わいかぢ

本楫は船の尾に有、その又たすけに船の兩脇にゐかけし楫を云、わきかぢなるを、わいかぢといふは音便にて、わいだての類ひ也、

〔古事記中應神〕於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子和紀郎子宇遲能之情、竊設兵將攻、中略故聞驚、以兵伏河邊、中略更爲其兄王大山守命渡河之時、具飾船檝者、舂佐那此二字以音葛之根、取其汁滑而、塗其船中之簀椅、設蹈應仆而、其王子者、服布衣褌、既爲賤人之形、執檝立船、

〔日本書紀二十敏達〕二年五月戊辰、勅吉備海部直難波、送高麗使、　八月丁未、送使難波、還來復命曰、海裏鯨魚大集、遮嚙船與檝櫂、難波等恐魚呑船、不得入海、

〔倭名類聚抄十一舟具〕䑨　唐韻云、䑨徒可反、上聲之重、字亦作舵、正船木也、楊氏漢語抄云、柁船尾也、或作柂、和語多伊之今案、舟人呼挾杪爲舵師是、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕廣韻云、柁、正舟木也、舵上同、按玉篇、柁正船木也、孫氏蓋依此、釋名、船、其尾曰柂、柂、拕也、在後見拕曳也、且弼正船使順流不使他戾也、按說文、無柁字、當從釋名所說作拕、後以其物用木造、省手從木、或從舟也、中略廣韻、柁俗從舟、按、柁舵同字、依例所引漢語抄、當在上文注末、而此大書者、似源君不辨柁舵同字、中略按古事記云、倭建命、足不得歩、成當藝斯形、謂足腫如舵形也、太以之卽當藝斯之轉、今俗呼加遲者是、然今時加遲、不似腫足之狀、蓋古今其制不同也、

楫

皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人椎橋末、令執、而牽納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名、爲椎根津彥、

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕廿二日、〇康應元年三月卯時に御舟出、あふと、いふせとあり、をひ風はげしく、浪高かりしかば、船どものほをおろしてこぎかさねしかば、手ざほどもきびしくとりて、こぎ過たり、

〔新古今和歌集十九神祇〕新宮にまうづとて熊野川にて　太上天皇

熊野川くだすはやせのみなれざほさすがみなれぬ浪の通路

〔新撰字鏡舟〕艥檝也、楫也、加地、

〔倭名類聚抄十一舟具〕檝　釋名云、檝、音接、一音集、和名加遲、使舟捷疾也、兼名苑云、檝、一名橈、奴効反、一音饒、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕按、方言云、楫謂之橈、兼名苑、蓋本于此、〇中略 又按、釋名、櫂又謂之楫、楫捷也、撥水使舟捷疾也、方言、楫或謂之櫂、說文、楫、舟櫂也、楫、檝正字、是檝、即上條所載櫂、其加遲、加伊、亦一聲之轉、萬葉集云可治、云加伊、其物全同、故或云眞可治之自奴伎、或云眞加伊之自奴伎、可證也、源君分爲二條、誤矣、今俗呼加遲者、下條所載多以之、非是物也、

〔干祿字書入聲〕檝、楫、上通下正

〔類聚名義抄三手〕檝フネノカチ　捤カチ　〔同三木〕榜サヲカチ　枕カチ、フナハタ、　橈カナ、サヲ、　橈

正　檝カチ、サチ、一名橈、　楫木船ノカチ　梶カチ

〔伊呂波字類抄加雜物〕檝カヂ舟檝　橈　梶已上同

〔下學集下器財〕械カイ舟橈カヂ也

〔易林本節用集加器財〕楫カヂ

〔倭訓栞前編六加〕かぢ　日本紀、倭名鈔に、檝をよめり、續日本紀、文德實錄に、櫂をよみ、舊事記には、梶をよめり、万葉集には、眞梶ともいへり、古へは艫楫の類は、海川をいはず、皆かぢといふと見えた

欂

自餘ノ舟共是ヲ見テ、サノミハ人ヲ乗セジト、纜ヲ解テ差出ス、乗殿レタル兵共、物具衣裳ヲ脱捨テ、遙ノ澳游出デ、船ニ取著ントスレバ、太刀長刀ニテ切殺シ、櫓カイニテ打落ス、

〔萬葉集 二挽歌〕大后〇天智后御歌一首
鯨魚取、淡海乃海乎、奥放而、榜來船、邊附而、榜來船、奥津加伊、痛勿波禰曾、邊津加伊、痛莫波禰曾、若草乃、嬬乃、念鳥立、

〔新撰字鏡 木〕欂 仕平

〔倭名類聚抄 十一舟具〕欂 唐韻云、檣、(音高、字亦作篙、和名佐乎、)棹竿也、方言云、刺船竹也、

〔箋注倭名類聚抄 三舟具〕按、棹即櫂字、與欂不同、此作棹竿恐誤、〇中略 説文、無篙欂字、蓋古用槀、槀訓木枯、轉注、竹之無枝葉、可以刺船、亦云槀、後省木従竹作篙、又増木作欂也、

〔干祿字書 平聲〕篙欂(所以刺船、上通下正、)

〔類聚名義抄 八竹〕篙(音高、サホ、船篙、)

〔八雲御抄 三下枝葉〕雜物部 附調度
棹　さほ(椎木造たる也、舟棹也、)

〔藻鹽草 十七人事雜物并調度〕棹
さほ(椎木遣事)手棹(船のきしろふ時、兩方よりさしはるを云也、〇中略)みなれ棹(水馴棹歟、舟又筏に云也、)

〔倭訓栞 前編十一佐〕さを　竿、欂、棹字などをよめり、釣竿、舟棹の類也、小尾の義成べし、和名抄に、榜をよみ、童蒙頌韻に、榸をさをさすとよめり、

〔和漢船用集 十一用具〕欂　川舟、池を渡り、江をのるには、水底泥にて、木の棹は、よろしからず、是に竹竿を用る也、

〔日本書紀 三神武〕其年〇甲寅十月辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征、至速吸之門、時有一漁人、乗艇而至、天

賦に、赤檜爲櫂、詩の竹竿篇に檜楫あり、是皆かいなり、今艫櫂とすべき者、桱を用、橉、櫟、マテバシイなど用こと、貝原和本艸にも載られたり、○中略

打檝　万葉に、玉纒の小檝とよめり、藻鹽草に、うちかいといへり、字注、在傍撥水、短曰檝、又前推曰槳、縦曰櫓、横曰槳、櫓は櫓床ありて、たてに押す者なり、打かいは小船に用、船椪に縄をわなにくゝり、是に通し、左右のかたはらに有てみじかく、船椪をろ床として、横に水を撥、前へおして船をやる者也、韻會に注せるがごとし、玄かれば檝、楫、槳、艣、橈、並に打かいとすべし、舳のおさへに立るを棹𣚍と云、長くして大也、凡かいは川江に用て海中に用られず、打かいは河海江湖、用られざる處なし、武備志に、盪槳と有、論語に奡盪舟、盪は陸地に舟を行也、やりろとすべきか、軍書に槳をわきろと讀せり、共に打かいとすべし、今游艇に用、又すべて山川高瀬舟に用る者なり、

〔古今著聞集偸盗十二〕後鳥羽院御時、交野八郎と云、強盗の張本ありけり、今津に宿したるよしきこしめして、西面の輩をつかはしてからめ召れける、やがて御幸成て、御船にめして御覽せられけり、彼奴は究竟のものにて、からめて四方をまきせむるに、とかくちがひて、いかにもからめられず、御船より、上皇みづからかい。を。とらせ給ひて、御をきてありけり、その時、則からめられにけり、水無瀬殿へ參たりけるに、めしすえて、いかに汝程のやつが、これほどやすくは搦られたるぞと御尋有ければ、八郎申けるは、○中略御幸ならせおはしまし候て、御みづから御をきての候つる事、忝くも可申上には候はね共、船のかいははしたなく重き物にて候ふを、扇抔をもたせ候様に、御片手にとらせおはしまして、やす〳〵ととかく御をきて候つるを、少みまいらせ候つるより、運つきはて候て、力よは〳〵と覺へ候て、いかにものがるべくも覺へ候はで、からめられ候ひぬると申たり、

〔太平記十五〕大樹攝津國豊島河原合戰事

擽水底令船進者、亦呼加伊、其用與櫂同、蓋櫂之一轉者也、

〔類聚名義抄 三舟〕舵カイ　〔同 三木〕櫂正、直教反、チサ、サチキ、　棹通、サヲ、カイ、

〔干祿字書 去聲〕棹、櫂上通下正

〔伊呂波字類抄 加雜物〕棹舟棹カイ　榜　櫂已上同

〔運歩色葉集 賀〕械カイ船　櫂同

〔易林本節用集 加器財〕櫂カイ舟具

〔和漢船用集 十一用具〕櫂　字彙曰、進船櫂、在傍撥水、短曰檝、長曰櫂、韻會曰、前推曰槳、後曳曰櫂、縱曰櫓、橫曰槳、是にて別べし、前へ押す槳は打かい也、後へ曳く櫂はかゐ也、縱に押す者は櫓、橫に押す者は打かゐ也、○中略武備志に、其尾無櫓、其傍無槳といへり、去かれば舳に立大なるを櫓と云、左右の傍に立を槳と云、則わきろと讀せり、軍書等に脇櫓脇梶と云も櫓なり、ろ、かい、さほ、かぢ、四名一物にして、大小長短の品に依て、文字の差別あるべし、ろと云、かいと云、さほと云、かぢと云べき者、櫂、棹、艪、檝、楫、橈、枻、棧、槳、艣、榜、篣、橋、般等の字也、いづれも、ろ、かい、さほ、かぢと云讀はあれども、今云、ろにも、かぢにもあらず、万葉拾穗、季吟曰、此集かいをかぢとよむ歌おほし、上古は假名づかい、さして定らざる故也といへり、万葉に、檝をかいとよめるを、和名抄に加遲とす、万葉にかぎらず、古にはかいをかぢと云しと見へたり、○中略万葉に、八十梶かけと讀るは、八拾丁立なり、漢に八十棹と見へたり、是棹櫓なるべし、和名抄、舵をたいしと云にて見るべし、今是をかぢと云、船一艘に、たゞ一ッ有者なり○中略古事記、万葉等、楫、橈、梶と書、爲柁字謬乎といへり、又書にのするといへども、誤る者すくなからず、續日本紀、文德實錄、梶をかぢと訓ず、和玉篇に舵をさほとし、舲をかぢと讀せり、甚敷者は、下學集、節用等、械の字を書、船具とす、械はあしかせなり、音かいと云故に誤る者か、則船械と云は、船底に穴を明、首かせとする也、五車韻瑞に見へたり、駱賓王集に、輕舸木蘭橈楊泉五湖

櫂

をたつる名也、

艣ロクイ　櫓杭也、雜字大全、艣衲合類節用、櫓枘と書は非也、字彙曰、艣艣、用以承櫓者、其形似艣、故以名艣、訓蒙圖彙、ろほぞと讀せり、樫を用て作り、櫓床にさしこみ、櫓の入子に合せて櫓をうくる者也、

〔平家物語十一〕さかろ

十六日、〇元曆二年二月、中略、去程に、わたなべには、東國の大名小名よりあひて、抑我ら、舟軍のやうは、いまだてうれんせず、いかゞせんと評定す、かぢ原〇景時すゝみ出て、今度の舟には、さかろをたて候はゞやと申す判官〇源義經さかろとはなんぞ、かぢはら、馬はかけんと思へばかけ、引んと思へば引、ゆん手へも、めてへも、まはしやすう候が、舟はさやうの時、きつとをしまはすが、大事で候へば、ともへにろを立てちがへ、わいかぢを入て、どなたへもまはしやすいやうにし候はゞやと申ければ、判官、門出のあしさよ、軍には、一引もひかじと思ふだにも、あはひあしければ、引はつねのならひなり、ましてさやうに、逃まうけなんに、なじかはよかるべき、殿ばらの舟には、さかろをも、かへさまろをも、百丁千丁をも立給へ、よしつねは、只もとのろで候はんとの給へば、〇下略

〔太平記十七〕金崎城攻事附野中八郎事

中村六郎ト云者、痛手ヲ負テ舟ニ乘殿レ、礒陰ナル小松ノ陰ニ、太刀ヲ倒ニツイテ、其舟寄ヨト招共、アレ〳〵ト云計ニテ、助ントスル者モ無リケリ、爰ニ播磨國ノ住人野中八郎貞國ト云ケル者、是ヲ見テ、〇中略此船漕戻セ、中村助ント云ケレ共、人敢テ耳ニモ不聞入、貞國、大ニ怒テ、人ノ指。櫓。ヲ引奪テ逆櫓ニ立、自船ヲ押返シ、遠淺ヨリ下立テ、只一人中村ガ前ヘ歩行、

〔新撰字鏡木〕棹櫂　類也、謂木无枝、柯櫂長而殺者也、船乃加伊、　檝　加伊

〔倭名類聚抄十一舟具〕棹　釋名云、在旁撥水曰櫂、直敎反、字亦作棹、漢語抄云、加伊、櫂於水中、且進櫂也、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕按、海船撥水令船進者、今亦呼加伊、此所言即是其用與櫓略同、又淺水之處、

古事類苑

器用部二十六

舟下　筏附入

〔八雲御抄三下枝葉〕雜物部附調度

船具　かじ　ほ　いかり　にくさび万、舟ににかくるもの也、　ほて　ほなは　とま　ろか
ひ　やかた　つなで略○中　さほ　見なれざほ○水になれたる也　まかぢ　やかぢ　とり
をも略○中　みくさみ舟ばらに草をあみたる物なり

〔倭名類聚抄十一舟具〕艪　唐韻云、艪郎古反、與櫓同、所㆓以進㆒船也、

〔箋注倭名類聚抄三舟具〕按説文、無㆓艪字㆒、古用㆓櫓字㆒、説見㆓屋宅類櫓條㆒、釋名、櫓、膂也、用㆓膂力㆒然後舟行也、
太平御覽引、膂作㆑旅、按船櫓之並㆓列船旁㆒、其形如㆓盾櫓之並植㆒、却㆓敵城上㆒也、

〔伊呂波字類抄呂雜物〕艫ロ、舟艫也、　櫓同俗用此作也

〔運歩色葉集路〕櫓。舟カイ也

〔饅頭屋本節用集呂財寶〕櫓ロ舟

〔書言字考節用集七器財〕艪ロ活法、進㆑船者、通作㆑櫓、櫓又通作㆑艪、艪ロベソ字彙、用以㆑承㆑櫓者、蓋其形似㆑臍、故以㆑臍名、　逆櫓サカロ雖風所㆑用

〔和漢船用集十一用具〕艪。　小名櫓。脚。雜字大全に出たり、今櫓の葉と云、入子し、雜字大全、櫓に有て櫓臍と云なるべし、櫓杭に合ふ所、○腕ウデ　○柄ツカ　速。繩。上下
ありさきたかい、ありたかいと云、
棹。櫓。　今繼て用る故、繼がざる者を棹櫓と云、又搖。櫓。から。ろ。と云は、櫓を押すの名、逆。櫓。と云は、櫓

は船中にて調味して出せり、炎天に納涼をとり、夕暮に汗をぬぐふには、此舟にまさりたるはなし、

〔利根川圖志一〕運輸
夫舟楫の利は、以て不通を濟する物なれば、天下の利器これより便なるは無し、これ河海の大に人に益ある故なり、利根川に在ては、專航船(タカセブネ)を用う、(○註略)米五百六百俵(○每俵四斗二升)を積む者常なり、舟子四人を以てす、その大なる者は、八九百俵を積む、舟子六人を以てす、百俵積以下をバウチウ(○註略)といふ、急事の備なり、舟子一人を以てす、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕ヘサイ　字未考、ヘサ濁音也、つねの荷舟也、これを今ヘサイつくりといふ、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕ドンブリ(濁音に讀、字未考、)　小船也、百三十石積、百四五十石積の船也、攝州にて呼所、其故をしらず、中國路に買積をするの商人船也、

〔和漢船用集六河海江湖漁船〕コタイキ　字未考、コタ濁音也、武州にて呼所、礒場の類、漁船也、表高くしてふたて板の上に貫木を入、中に魚を取いるゝなり、舟覆ても魚の出ざる様のためなり、

〔塵塚談上〕我等武州金澤に、しばらく住居せし事あり、(○中略)父榊原理榮、垂死のよし、安永七年戊戌四月二日、江戸出の狀、七日に到來す、不ㇾ得ㇾ止事急に支度し、九日朝、室の木村船場へ行の處、五大力船出拂ひ、小船一艘、四時過にも出船のよしに付、しばらく待居、(○下略)

〔諸造船式圖〕五大力船(所ニヨリ鰯魚舟、小番舟トモ云フ、)
上口凡(長三丈一二尺ヨリ六丈四五尺位、横八九尺ヨリ一丈六七尺位、)
武藏、伊豆、相模、安房、上總、邊海附ニ有ㇾ之、
五大力船(櫓附、所ニヨリ小廻トモ云)

〔浪花襍誌街廼噂四〕船生洲といへること、此地(○大坂)の名物にして、圖(○圖略)の如き舟を水中につなぎ、船中を二疊三疊位ヅヽ、幾つとなく仕切て客をむかふる也、大なるに至ては、四方へ幕をはる、料理

鈴船

〔日本書紀神代二〕事代主神、遊行在於出雲國三穗三穗、此云美保之碕、以釣魚爲樂、或曰、遊鳥爲樂、故熊野諸手船、亦名天鳩船、載使者稻背脛遣之、

〔釋日本紀述義八〕伊豫國風土記曰、野間郡熊野峯所名熊野由者、昔時熊野止云船設此、至今石成在、因謂熊野本也、

〔日本書紀神代二〕一書曰、時高皇產靈尊、乃還遣二神、勅大己貴神曰、中略爲汝往來遊海之具、高橋浮橋、及天鳥船、亦將供造、

〔倭訓栞前編十二〕すゞふね　仁德紀の歌に見ゆ、私記には、鈴もてかざれる船也といへど、驛路の鈴をかけし船なりといへり、水驛あれば、驛鈴もそひぬべし、

〔日本書紀仁德十一〕三十年九月乙丑、中略爰天皇不知皇后忿不著岸、親幸大津待皇后之船、而歌曰、那珥波譬苫、須儒赴泥苫羅齊、許辭那豆瀰、曾能赴尼苫羅齊、於明瀰赴泥苦禮、

〔釋日本紀和歌二十五〕須儒赴泥　鈴船也、私記曰、師說以鈴飾舟也、

〔古今和歌六帖三〕ふね

しほせこぐかたかけを舟ながるともいたくなわびそかち取ゆかん

〔躬恒集〕わかれの歌

かたかけの船にやのれるしら浪もたつはわびしくおもほゆるかな

〔大和物語抄一〕かたかけぶねとは、かたほにかけてゆく心也、

〔類聚名物考船車一〕かたかけ舟

片帆に懸たる船といへるはいかゞ、舟はうちまかせては沖を漕ものなるに、波風の有時は、沖の行がたければ、岸によりて、小島などの片蔭を漕行ものなれば、いふにやあらん、又片帆懸とも見ゆる也、いまだ定かならず、又案、片乘の意成べし、

以帆爲名

〔和漢船用集 五 舟名數江湖川船〕三十石船　積石數を呼で名とす、早舟三十石と云、古舟新船の品あり、新舟を伏見舟と云、攝州浪花より城州伏見にいたるに此舟を用、其流十里、淀川を往來す、朝に大坂に乘て、夕べに伏見に著、是を晝舟と云、夕べに乘て朝にいたる、是を夜船と云、伏見よりくだるも又しかり、荷物および多く旅客を裝乘て乘合舟とす、漢に云、夜航船也、

〔伯耆之卷〕同年〇元弘三年三月十五日の夜、長年〇名和を間近く被召、勅定有けるは、〇中略被召御代者、於汝所望者可依請、今度遁凶徒之難事、海上之故也、今亦御在所船上山也、丸〇後醍醐は船、汝者水、有三心相應之謂、旁以舟爲吉事、更自今改汝紋、水に船を可仕とて、御手自忠顯に敎て、帆懸船を書せ被下けり、

〔太閤記 十六〕土佐國寄船之事

増田〇中略元親館に歸て、此黑船の一艘分、八段帆の小船、いかほどに積、大坂へ參るべきぞ、勘辨して先船を寄給候へと、元親へ申ければ、〇下略

〔武道傳來記 三〕大蛇も世にある人が見た例

豫州宇和島といふ所に、手繰の網をおろさせ、女まじりに今や引くらむ五端帆の舟貳艘を、出島の宿の椽の前まで釣揚させ、

〔和漢船用集 四 舟名數海船〕三枚帆　帆を以て名とする者、至て小船なる者也、其大船に及ては、三十端餘に至る、枚は端と同じ、何端幾幅といへり、船法の卷に曰、十端より二十端までは、あたけと云也、又くはいてうせんとなづけていふ事口傳多し、しらざる者は、ふときもほそきも、みな／＼船といふことひが事也、九端より五端帆迄は、船と云事尤也、其餘は何船か船といみやうあるべしといへり、案に、是自分の記錄と見へたり、證とするにたらずといへども、つゐであるを以てしるす、〇中略本邦は、大船といへども、本帆、彌帆の二桅にすぎず、小船なれども、攝州尼崎の獵船に三桅を用る者あり、其外一桅のみにして、帆桅の數はなきゆへ、其布數を呼て名とする者也、

以斛載量爲名

〔類聚三代格十六〕應依舊充浪人二人令護泉橋寺幷渡船假橋等事
右得彼寺牒偁、件寺故大僧正行基建立卌九院之其一也、捴尋本意、爲泉河假橋所建立也、而河之爲體、流沙交水、橋梁難留、毎遭洪水、往還擁滯、仍爲渡人馬、相唱道俗、買置馬船。。二艘、少船一艘、付屬件寺、國須依太政官去天長六年十二月八日、承和六年四月四日、兩度符旨、充徭夫二人、而稱非永例、不肯充行、无人監護、屢致流失、寺家之煩无甚於斯、望請給件浪人、永免雜役、一向令守寺幷船橋等、謹請官裁者、中納言從三位兼行春宮大夫南淵朝臣年名宣、宜下知山城國、依件令充、

　貞觀十八年三月一日

〔倭訓栞前編三十三〕も。。ゝ。。さ。。か。。ぶ。。ね。。　百積船と萬葉集に見えたり、さかは斛の義なれば、百。。石。。舟。。といへり、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕千石船　荷船は、和漢ともに石數を以て呼、今長崎入津の唐船は、みな斤目を以て呼、すべて唐船は石數をよばずと云は非也、大學衍義補に、造一千石舟と見へたり、又字彙曰、二百斛曰舠、三百斛曰艇、同頭書に曰、三百斛を艄といふ、艄は貂也、貂は短也、江南に名づくるところ、短してひろく、やすふしてかたむき、あやふからざるものなりといへり、本邦荷舟のつくり、これに同じ、又唐船石數を呼、帆桅の數を呼こと武備志に見へたり、本邦石數を呼者おほし、何拾石より何百石何千石にいたる、又帆桅の數はなきゆへ、その船にかくるところの帆の布數を呼で名とす、船法規矩に、帆掛りありて、早船にも荷舟にも大法定有、尤船のつくりやうにて、帆數のちがひあり、

〔名物六帖器財二舟楫桴筏〕一。千。石。舟。大學衍義補、造一千石舟、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緒
百積船潛納、八占刺、母雖問、其名不謂、

〔諸造船式圖〕水船

上口凡長二丈三四尺、横六七尺、

〔和漢船用集三舟名數海船〕水船　又水取船と云、水傳間と云、或表箱作りにして、異形に造れるあり、海上は潮にてのむことあたはず、此ゆへに船中に水櫃を居置、水をたくはへ積の舟也、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕湯船　武州江戸にあり、舟に浴室を居、湯錢を取て、浴せしむる風呂屋舟也、

〔諸造船式圖〕湯船

上口凡長二丈一二尺、横六七尺、

〔類聚名物考船車一〕糞艘　こひふね　こやしふね

京にては高瀬川に、小便桶を高瀬舟につみてくだし、江戸にては、葛西この名所なり、大坂も、舟に糞尿をつみて往來する事異ならず、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕糞船　同上、○在鄉舟　農事に用、尿糞をいるゝ者、遠宏道姑蘇遊記に曰、百花州に二三十の糞船ありといへり、和漢その品かはることなし、

部切舟　同上、糞をいるゝに、幾間も仕切あるの名なり、此ゆへに間船とも云、在鄉村々に用る者、又攝州に下糞仲買の舟あり、

桶船　攝州河州、在鄉の下糞をとるに、桶をすへて、これに入おくの船なり、土桶船と云、又靑物野菜の類を積て市に來る、あるひは所の名を呼、辻堂溝口など、舟のつくりも、すこしの違あり、

〔江戸繁昌記二〕街輿附猪牙船

館屋遊舟之華、茶任漕船之豊、人皆以知都下繁昌、或不知屎舟、糞船、大且多而繁昌、胎乎屎糞、一日百漕、送之郊野、宜哉環江都、數十里之田、土賦穀膏宜矣、

中艜船(俗ニ土舟鬼丸ト云)

上口凡(長四丈一二尺、横九尺位、)

〔和漢船用集(五舟名數江湖川船)〕砂舟　諸國にあり、攝州にては川々川浚の泥沙を積舟なり、是を又百艘と呼、

〔和漢船用集(四舟名數海舶)〕材木船　紀州、土佐、日向、薩摩、其外北國の材木運送の舟、諸國所々にあり、
木舟　諸國にあり、炭薪を積て來る者、日向、土佐の舟、尤多し、

〔藻鹽草(十七人事雜物幷調度)〕船
くれ舟

〔倭名類聚抄(十五造作具)〕榑　說文云、榑(補各反、和名久禮、功程式有二檜榑椙榑一、)壁柱也、

〔和漢船用集(五舟名數江湖川船)〕くれ舟　同(近江)湖中の舟、藻鹽草に出たり、あさづま山によめり、くれと云木を積舟の名なり、

〔山家集(下雜)〕題しらず
くれ舟よあさづま渡り今朝なよせそいぶきのたけに雪しまくなり

〔和漢船用集(五舟名數江湖川船)〕絞車(ロクロ)船　此舟は、攝州にて海川諸舟をあげおろしするに、絞車を立てあげおろしする、絞車屋仲間有て、此外自分にろくろを用ことあたはず、舟をあげおろし所々に行に、絞車筋綱等の道具を積行の舟也、

〔農具便利論(下)〕壹挺立轆轤舟
長サ五尋　ロクロ臺、長サ五尺二寸、
橫七尺七寸　人足四人掛

〔倭訓栞(中編二十五)〕みづぶね　水取舟の義、水傳馬ともいへり、

〔倭訓栞中編伊　二〕いしぶね　石船の義、新續古今長歌に、おもきいはほをつむ舟の、武備志に、運石者、謂之山船と見えたり、源氏にいふ、いし舟は、魚を網にてとるに、石をもて驚かすがために、舟に石を入たる也、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕石船　漢に山船と云、武備志に曰、運石者、謂之山船と見へたり、本邦みな其ところ名を呼て舟の名とす、海河處々に有、其品同じからず、攝州御影村の舟、尤多し、傳道に類す、御影舟と云、又播州立山石を積舟、少し異也、紀州石舟あり、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕石舟　海舶の部にも載す、攝州川舟の石舟、是を團兵衞と云、尤荷舟、過書の大船をも、呼で團兵衞船といへり、此石舟は、船側の上に板を敷ならべ、釘付にして、其上に石をのせて運送するの舟也、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕土船　諸國にあり、攝州にて呼所は、山土赤土を運送するの舟也、

〔享保集成絲綸錄四十二〕寛文六午年正月

一江戸中土取舟砂取舟に、自今已後、小屋掛仕間鋪候、來二月朔日より御改被成候間、若左樣之舟有之ば、舟は御公儀へ御取上ゲ被成、舟主は曲事に被仰付候間、左樣相心得可申事、

正月

〔諸造船式圖〕土艜船　俗ニ土舟ト云

上口凡長二丈八九尺、横八尺位、

似土船　俗土舟ト云

上口凡長二丈八九尺、横八尺位、

［舟＋分］艜船　俗ニ土舟ト云

上口長二丈四五尺、横七尺餘、

〔寶治二年記〕十月廿一日甲午、今日太上皇、〇後嵯峨初御幸宇治平等院、〇中略御舟寄釣殿、攝政直衣〇藤原實經兼被候、入御本堂、北庇東面簾中、攝政候御簾、東岸墻根懸麻布、河上浮柴船、皆存例、但離宮諸輩、圩旅人等被略之云々、

〔散木弃謌集九雜〕思ふ事侍りけるころよめる
風をいたみゆらの戸渡る柴船のゑばしのがれて世をすごさばや

〔和漢船用集四舟名數海舶〕檜物舟　源平盛衰記に、長門のひもの舟といへり、檜細工、或は檜材木を積舟也、

〔源平盛衰記三十三〕平氏著屋島事
長門ハ新中納言ノ國、目代ハ紀民部大輔光季ナリケリ、當國ノ檜物舟トテ、マサノ木積タル船百三十餘艘、點定シテ奉ル、此ニ乘移リテ、四國ノ地ヘ著給フ、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕鹽舟　赤穗灘等の鹽荷を積舟なり

〔新撰六帖三〕ふね
あはぢ島かさまにわたるゑは舟のからろの音ぞ沖に聞ゆる

〔利根川圖志一〕運輸
銚子浦より鮮魚を積み上するを艜船といふ、舟子三人にて、日暮に彼處を出て、夜間に二十里餘の水路を泝り、未明に、布佐、布川に至る、特この處を多しとす、

〔和漢船用集六河海江湖猟船〕鳥貝船　又鳥蛤と書、攝州尼崎の沖に多くある貝なり、是をひさぐの舟を云、上棚ほそくして、棚小の舟とよめる類なり、此貝、尼崎の外、他邦に有ことをきかず、此貝を取舟は又別也、獵船の中船にして、舳に大立横上あり、此舟をよこさまになして、順風に帆をかけ、網を引なり、本帆、彌帆、送帆あり、本邦三槐の者此舟のみ、

一拾六艘　咄師
一貳拾五艘　木津
一拾貳艘　賀茂
一參拾壹艘　笠置
一拾貳艘　瓶原

右上荷舟、御城米者、壹艘ニ八石五斗積、賣人荷物者、川筋水次第ニ而、拾五六石目迄積申候、此舟、木津川、桂川、筋、淀、伏見、宇治近邊之小働いたし候、淺川、枝川、過書船荷物重ク、舟通リ兼候時、上荷をはね候而、積上せ候ニ付、上荷船と申候由、大坂江者、往行不能成候、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕四ッ乘　勢州桑名の小船也、三四人乘べし、攝州の通舟、平田舟に類して、すこし違あり、

〔倭訓栞中編二十伊〕いなぶね　稻を積たる船也、最上川によみならへり、

〔古今和歌集二十東歌〕みちのくうた
もがみ川のぼればくだるいな舟のいなにはあらずこの月ばかり

〔古今和歌集打聽二十〕稻舟、むかしは年貢を稻にて納めしかば、是を其國の御倉へ藏むる時、多くの舟につみて、此川をのぼせしをいへり、

〔源順集〕秋
もがみ河いな舟の身は通はすておりのぼり猶さはぐあしがも

〔倭訓栞前編十一志〕しばぶね　柴を積たる船なり

〔和漢船用集四舟名數海船〕柴船　諸國にあり、小船中船也、攝州に來る舟、紀州、土佐、阿波、淡路、日向等の舟多し、松の葉、青柴など、死の薪に積來れり、

あり、荷舟は臺高欄なし、去れども商人船とは各別にて、四つ足屋形にて、表箱作りにする者也、

〔和漢三才圖會三十四船橋〕上荷舟(うはに)　宇波爾布禰

按、上荷舟者、海船入津、其貨物可卸、而船未能著岸、故先傭小船分載上貨卸之、船稍輕而得著也、又多載物出津時亦然、謂之上荷取、凡可載二十斛、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕上荷舟(ウハニ)　攝州川々に多く有て、荷物運送の舟、七村上荷、中船上荷、新舟上荷、堀江上荷と云て品あり、ともに二十石積也、堀江舟には三十石積有、舟深くして海をも川をも乘べし、川口より本船の上荷を取の名也、又問屋より荷物本船に積にも此舟を用、上荷舟所所にあり、播磨上荷、堺上荷、房州上荷、名同じけれども、其制異なり、

〔守貞漫稿五生業〕新制上荷價銀一貫五百目許

上荷船、ウハニフチト云、廿石積ヲ本トシ、其實四五十石ヲ積ム也、河中海船ヲ納ズ、故ニ此船ヲ以テ諸物ヲ傳ヘ積ムニ用フ、江戸ノ茶船ト同用也、蓋空海船ハ河中ニ入ル也、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕淀上荷　名所を呼者、城州淀の上荷舟也、其制柏原船に類す、二十石を載すべし、故に本名二十石舟と云、伏見より浪花に至り、又木津川に通じ、荷物運送して往來す、

〔京都御役所向大概覺書三〕淀上荷船之事

上荷船ニ御證文御運上(共)無之候　支配人 木村宗右衛門 / 角倉與一

一貳百三拾艘

寛永三年御改之節、相極候舟數如此、今程者段々私として造増、五百艘餘も有之由、○中略

船間尺 總長五間五尺五寸、胴幅五尺五寸、　但舟極印無之

一拾艘　一口

〔類聚名義抄三舟〕水脉船ミナヒキノフネ

〔倭訓栞前編三十美〕みをびきのふね　和名抄に水脈船をよめり、萬葉集に、堀江よりみをびきしつゝみふねさす、と見えたり、今水を打舟といふ、先小船にて、水の淺深をあらたむる也、延喜式に、船到縁海國、落引令知泊處、とも記せり、

〔延喜式雜五十〕凡太宰貢雜官物船、到縁海國、落引令知泊處、

〔萬葉集二十〕陳私拙懷一首并短歌〇中略
難波宮者、伎己之米須、四方之久爾欲里、多氐麻都流、美都奇能船者、保理江欲里、美乎妣伎之都々、安佐奈藝爾、可治比伎能保里、由布之保爾、佐乎佐之久太理、〇下略

〔倭訓栞中編二十一〕ひきふね　曳舟なり、人して舟を牽よりいふ、

〔土左日記〕九日、〇承平五年二月　心もとなきに明けぬ、から舟をひきつゝのぼれども川の水なければ、ゐざりにのみゐざる、此間に和田のとまりのあがれの所といふところあり、米魚などこへば送りつ、かくて舟ひきのぼるに、なぎさの院といふ所を見つゝゆく、

以積載物爲名

〔萬葉集十秋雜歌〕七夕
風吹而、河波起、引船丹、度裳來、夜不降間爾、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
驛路爾、引舟渡、直來爾、妹情爾、乘來鴨、

〔名物六帖器財二舟楫桴筏〕行李船　呉都諸山記、行李船、尙在靈巖之下、即往就之、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕行李船　呉都諸山記に曰、行李船、尙在靈巖之下、即往就之、と見へたり、小荷駄荷物船、荷方船と云、諸大名樣方、米穀京師に運送する荷舟、皆石數を以て名とす、二十石、三十石、四十石、五十石、其大なる者八十石にすぐべからず、御座と稱する者は、屋形舟にて臺高欄

〔利根川圖志一〕運輸

水涸れて河身高き時は、航(タカセブネ)船通せず、故に艀(ハシケ)船を以て運送す、これを艀(ハシケ)下船(ブネ)といひ、(艀は俗字なり)これを業とする家を艀下宿といふ、

〔德川禁令考三十四(代官)〕明和四亥年十月

御代官(江)可申渡旨御書付　　御勘定奉行(江○中略)

一御年貢品川表(江)著船いたし候ハヽ、早速手代差遣、積替所相改、元船濡米有之哉吟味いたし艀下之儀無油斷申付、早々御藏庭(江)乘込せ、水揚可爲致事、

但元船之水主共艀下船之致上乘候得共、水上之上、きれ石有之由相聞候、向後品川より御藏迄之内、手代爲相守可申事、(○下略)

〔倭訓栞前編十七(底)〕てんま　傳馬船は、杉板小船也、

〔和漢船用集三(舟名數海船)〕打(ウチ)櫂(カイ)船　傳間船は皆打櫂を用、舷を櫓牀(ロトコ)とす、舟の長サ八尋、九尋、拾尋餘、櫂(カイ)六挺、八挺、拾挺、或は拾二挺、拾六挺、其船の大小による、棹夫兩邊に居て、後に向て水を搔て舟を行る者也、柁をもちひず、舳に立るを棘櫂と云、大にして是にて柁をとる也、叭喇唬十櫂八櫂に同じ者也、攝州にて、廻船綿荷を積んで出船の時節、一二をあらそふ、其舟々の傳間にて住吉に參、又間屋に來る、船の邊に一人立て、朵を取て蹈、此朵にて水をすくふて、折々兩邊の棹櫂する者に水をそゝぐ、暫時もやむことを得ざるが故也、是を早綿舟と云、

〔倭名類聚抄十一(船)〕水脉船　楊氏漢語抄云、水脉船(美乎比岐能布禰)

〔箋注倭名類聚抄三(舟)〕按、西鄙及外蕃船舶之至、恐不知海之淺深或觸膠淺處、不得到泊涯岸、使知水脉者、乘小舟以引導、謂之澪引船也、

一木村源之助過書船之儀、從古支配仕來、四代已前總右衛門、慶長八卯年、權現樣御朱印頂戴、同拾七子年、台德院樣御黑印、寬永三寅年、過書御下知帳頂戴仕候由、

一權現樣大坂御歸陣之剋、源之助先祖總右衛門宅江御腰被爲掛、此度御陣中御奉公仕候ニ付、御加增可被下候得共、先淀川過書之儀、前々之通、彌無相違致支配、其上城州、攝州、河州之內ニ而、御代官被仰付之旨、土井大炊頭を以被仰出候由、祖父宗右衛門迄過書船奉行、御入木山支配井御代官兼役被仰付候由、父如水より過書船奉行、井御入木山支配被仰付、于今相勤申候

〔嘉永二年武鑑〕淀川過書船支配 角倉與一 二百俵 木村總左衛門 二百石 同元締役 高田次郎右衛門 伊東五百平 田中丈助 小田切要人 同年寄 毎年御目見、獻上拜領有之、 大坂 松村伊左衛門 尼崎 岩井武兵衛 大坂 西原市右衛門 同 家原清右衛門 京 渡邊勇之助

〔和漢三才圖會 三十四 船橋〕過書舟○中略

天舠舟 似過書舟而小、可載二百斛、是亦通淀川也、字彙所謂、狹而長、二百斛名舠者、此舟之類乎、

〔和漢船用集 五 舟名數江湖川船〕傳道舟 傳道は往古より呼來る船の名、能利にかなへり、易曰、舟楫之利、濟不通致遠、以利天下、不通を濟、傳道也、又傳通とも申べし、此利に寄て名る者也、今たゞ天道と申は、其故を志らず、音によつて誤る者か、或は天舠舟、○中略 是又舠の字によつて書たるなるべし、二百斛にかぎらば、さもあるべきこと也、百三十石、四拾石積をも天舠と云、志からば舠の字、解せざる上、天の字、何に寄て書たるや、又海舟に傳道あり、積所二三十石、五六十石にすぎず、天舠の字音に寄て誤らば、天道と書くも同じ誤りなるべし、

〔和漢船用集 五 舟名數江湖川船〕間三 傳道船也、間三と云は、小三拾石舟と四十石舟との間、三十石舟也、間三に對して、毎の三十石船を小三とよぶ、又尼舟と呼は、尼崎舟也、多く四十石船なり、過書、傳道、古船、新船の品あり、

木村宗右衛門

過書中江

（御當家令條十九）覺

一、過書船上米之事、百石付而銀子六匁宛相定上は、爲二兩人請取之一、木村總右衛門、角倉與市方江可レ納之、并船數、兩人次第數多可レ申付事、

一、從二伏見一下船、乘人荷物之上米之事、如二先規一右兩人方江可レ納之、船數同前、

附船賃可レ爲レ如二先々一者也

元和二年辰

（京都御役所向大概覺書三）大坂より伏見過書船之事

一、過書船數大小七百五拾艘　支配人 角倉與一 木村宗右衛門

但三拾石積より貳百石積迄、只今有船、公用并往還之荷物應二多少一ニ、船數增減有レ之、

船間尺

三拾石積 總長五丈六尺、胴間數幅八尺三寸、

貳百石積 總長拾丈壹尺五寸、胴間數幅壹丈四尺六寸、

但極印舟大小ニより、其船石數之文字、并過之字之極印、船側ニ打申候、

但四拾石積より百九拾石積迄、右之積を以、舟造り申候、同石數之舟ニ而も、木品又者作り様之なりかつこうニより、長短幅深サ共ニ大小有レ之、間尺揃不レ申候、然ども荷物積足は、新造之節、役人共立會相改、積足極メ、舟每ニ黑印打候由、

一、過書船御運上銀、壹斗ニ銀四百枚宛、大坂御城江上納仕、年中御用役相勤ル、

但往古者、右御運上銀貳百枚、元和元卯年より、四百枚宛上納仕候、

一、角倉與一過書支配之由緒、前ニ記レ之、

過書船公用銀并運賃之事

一大坂、轉法、尼崎、山城川、伏見上下仕過書船、御公用として、年中銀子貳百枚可致運上事、

一公儀御用公事船之事、如有來川通船番折々仕可出之事、

一奉公人之船ニハ、運賃不可取、但商賣もの於積ハ堅可相改、材木積來るにおゐてハ、奉公人屋敷內江直ニ可上之、材木屋江ハ仕間敷事、

一貳拾石船之運賃、銀子五貫目宛可取之、船之大小雖有之、運賃ハ貳拾石船ニ應じ可取之事、

一鹽肴之運賃、右同前之事、

一下り船之上米ハ、貳割取之下可申事、

一新過書船、三拾壹人ニ、船壹艘宛乘せ可申事、

右條々被定置畢、若此外船持對商人、非分於申懸者、可被掛御成敗者也、

慶長八年十月二日

御朱印

河原與三右衛門

木村宗右衛門

過書中江

慶長十七子年三月廿一日

過書船御朱印

大坂、轉法、尼崎、山城川、伏見上下之過書船之事

任去慶長八年十月日御朱印之旨、彌不可有相違者也、

慶長十七年三月廿一日

御黑印

河原與三右衛門

難波橋より、西見渡しの百景、○中略上荷茶船、かぎりもなく川浪に浮びしは、秋の柳にことならず、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕傳法舟　同國津○攝名所を呼者、小船にして屋形あり、これ航船なり、傳法茶船と稱す、本名佐平太船と云、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕通舟(ウロト)　民家つねに用ふ通をわたし、往來を通する船故に名とす、○中略平田舟の小なる者、或は表箱造り戸立作り有、

〔和漢三才圖會三十四船橋〕過書舟(くはしよぶね)

按過書船、從西國京師運送之貨通淀川、似艜而大、凡可載三百斛餘也、字彙云、狭而長、可載三百斛者名艇者、卽過書舟之類乎、

〔橘庵漫筆二編二〕過書船は昭代の御國初に、有功の下民を御取立有て、御仁德を布るゝ事有しに、時過期に後れて訴出し故、過書と云へりといふ人有しが、按するに、唐書の令に、諸渡關津、及乘船筏上下經津者、皆當有過所云々、又順和名抄にも出たり、又天道船と稱するも、淀渡歟、澱渡なるべし、昔は淀より神崎難波へ乘船せし故、淀船といえりしを、伏見の城繁昌のときより、伏見幅湊の地となり、澱を越て登る故、唐書にいへる過所に配當して、過書たるべき歟、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕過書船　河舟荷舟の大船也、淀川筋攝州より城州へ荷物運送の舟、○中略凡六七十年以前までは、たゞ此舟を用し所、近來川筋淺なりて用がたし、故にすぐれて大なる者、今はなし、たま〳〵大なる者、長サ拾五六間、幅貳間半餘三間に至る、過書、傳道、もと一つにて、大なるを過書と云、小なるを傳道と云、其元は傳道舟也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕過書船、淀河筋運送の舟、三百石をつむべし、今は川筋淺くなりて用がたし、今小舟を用て、テントウブネと云、三十石ぶね也、

〔德川禁令考五十三運上役銀〕慶長八卯年十月二日

茶船價百金ヨリ百廿兩バカリ帆及碇モアリ、

〔諸造船式圖〕茶船俗ニ大茶舟、瀬取舟ト云、

上口凡長二丈五六尺ヨリ四丈一二尺マデ、横七八尺ヨリ一丈位マデ、

但大茶舟ニ、世事所有之ハ、國方茶舟ト云、

傳馬造茶船

上口凡長二丈一二尺ヨリ三丈位、横五六尺ヨリ七八尺マデ、

房丁茶船

上口凡長三丈一二尺ヨリ三丈五六尺マデ、横六七尺、

下利根川通ニ有之

但形小クテ如圖〇圖略、胴ノ間ニ戸棚有之ヲ耕作舟ト云、江戸往來無之、下利根川通、木下河岸ヨリ下川通船、

〔故郷物語〕森〇中略主〇黒田如水、及長政等妻女、と談合仕り、櫃に入れ參らせ、夜に紛れ茶船に受け、本船に移し可申、若見合咎めば、其時の事よと內談仕り、はや如斯仕けり、

〔船組合定帳〕一享保十三年申ノ九月、關東大水之節、兩國御橋、御役船被爲仰付候ニ付、組合より大茶船壹艘、船頭四人罷出、御奉公相勤申上候、

〔江戸眞砂六十帖三〕深川法善寺僞龍燈之事

深川法善寺うしろは、其頃漫々たる海なり、〇中略夏の頃、夜談義して大勢が參詣す、ある時龍燈が上るといひ出しける、〇中略夫をよく／＼きけば、茶舟に乘り、長き竹の先へ行燈を結付て、遠く冲へこぎ出して、折々上へ竹をあげるよし聞て、殊勝もさめたり、

〔日本永代藏一〕浪風靜に神通丸

巳、

〔和漢船用集五 舟名數 江湖川船〕茶船　攝州川々荷物運送の舟、拾石積なり、又屋形茶舟有、其名もと茶を煮て賣し船なるよし、遊山舟の名ともすべし、其制、海舟作りにして、淺川を行、瀬越舟とすべし、上荷とは制各別也、或は江戸茶舟と云も、名は同じふして制造異也、

〔嬉遊笑覽二下 器用〕茶船といふは、童蒙先習十いそがはしきもの、茶舟こぐ、凡度量のびざる奉行の事をなすは、茶舟こぐに同じ、俳諧染糸千句の内に、湯の山で見たる名所をかたられよ茶舟こぞつてきても寢がたき、此句、淀の渡船などを云ふに似たり、ちよき船などの出こぬ前には、此船もいそがはしきものにてありしなるべし、茶筅にて茶をたつるは、急なる物ゆゑ、准へて此船の名と云たるにや、又は茶屋などの如く、客を載て憩息せしむる意にや、風流徒然草に、二挺大三挺をおさせとみえたる大三挺は、今のにたり舟をいふ歟、大茶船は、後に出來る物と見ゆ、昔の茶船は、このにたりにや、にたりを荷足と書れ共、もと其義にはあらじ、三挺などに似たるのか、
茶舟は、もと大船の荷物を分ち載て、運送する爲の舟なり、上荷よりも小き舟を云ふ、永代藏一難波橋より西見わたし云々、上荷茶船かぎりもなく、川波に浮びしと云へり、上荷舟は、廿石積なりとも、堀江舟は三十石もあるなり、茶舟は十石の荷物を運送の舟なりとぞ、當時大坂七村に、荷舟九百廿艘、中舟六百七十二艘、新上荷茶舟五百艘、茶舟千三十一艘、堀江舟五百艘、都合三千六百二十三艘となむ、

〔守貞漫稿五 生業〕茶。船。大坂ヨリ潛シ來ル樽及菱垣船トモニ品川浦ニ繋ギ、此茶船ヲ以テ諸買物ヲ川岸ニ傳ヘ漕ス、乃チ大坂上荷船ト同用ノ舟也、鐵炮洲及大川端町ニ此屋アリ、號ケテハシケヤドト云、茶船米六十五石積ヲ本トシ、此運賃銀十八匁五分也、蓋船士一人也、三人ヲ用フ時ハ、別ニ二人ヲ雇ヒト云、一人各三百錢也、然モ米百二三十石ハ積得ル也、本運賃ニ准ジ賃銀ヲ增ス、新制

〔御召御關船御建物明細書幷圖 一〕御召御關船天地丸　御船　七拾六挺立

〔御召御關船御解船御建物明細書幷圖 二〕御召御關船安宅丸　御船　百挺立〇中略

御關船大龍丸　御船　六拾挺立

右御船、享保十七子年、河野勘右衞門、兼役之節、御解船ニ被仰付候、〇中略

御關船吉岡丸　御船　四拾六挺立

右御船、享保十七子年、河野勘右衞門、兼役之節、御解船ニ被仰付候、

〔和漢船用集 四舟名數海舶〕似關舟（ニタリ）　關船に似て荷舟也、似舸とも又如關とも書べし、下廻り荷舟にて、上廻り關舟に似たり、關舟と荷舟と兩樣に用る者也、故に又半關と云、

〔諸造船式圖〕茶船 俗ニ荷足舟ト云

上口凡長二丈五六尺、横六尺位、

〔名物六帖 器財二舟楫桴筏〕遞運船（ヒキヤクブネ）會典、四夷番使、各處士官來朝、幷回還、水路遞運船、陸路脚力、

〔和漢船用集 四舟名數海舶〕飛脚船　遞運船同、會典に曰、水路遞運船と見へたり、此舟小船にして、表に小き屋形あり、日和にかまはずして行者、飛脚小早と云、又中略して飛船と呼、兵庫の猪牙舟、或は下の關の小船、日限を以て行ゆへ日切と云、豐前長濱の舟を長濱と云の類、所々に有、其處名を付て呼者多し、

〔本朝町人鑑 一〕津の國のかくれ里

伊丹の人、此事を聞耳立て、〇中略早駕籠いそがせ、伏見より飛脚船かりて、其日の四ッ前に、大坂の北濱へつきて、〇下略

〔和漢三才圖會 三十四船橋〕上荷舟〇中略

茶舟　似上荷船而小、可以載十斛、凡茶舟、上荷舟二品、攝州灘波川多有之、諸國亦有之、舟名目異而

四拾二挺立　　四拾四挺立

四拾六挺立　　四拾八挺立

五拾挺立　徂徠先生鈐錄課造に、大船、中船、小船の品をまるせり、云、八十挺立、六十挺立、三十挺立、是也、船法規矩に曰、五十挺を中船として定規とす、是より上下、大船、小船は、規矩の外增減の法有ものなり、

五拾二挺立　　五拾四挺立〇此以下五十八挺立、今省略、

〔大内家壁書〕定

條々

赤間關　小倉　門司　赤坂のわたりちんの事〇中略

右わたりちんの事、前々より定をかるゝといへども、舟かたども、御法をやぶり、ぶちよくをかまへ、上下往來の人にわづらひをなすと云々、所詮關舟は、こくらにて、一人別二人あつる事あるべからず、〇中略仍下知如件、

文明十九年四月廿日

〔御撰大坂記九〕天和諸旗本向井將監書上　　先祖兵庫助正綱將監忠勝事跡

一慶長十九甲寅年、大坂御陣ニ付、右將監儀、關舟六艘ニ而、水主ハ、浦加子被仰付、御預之同心五拾人ハ足輕ニ仕、十一月五日江戸出船、

〔玉露叢十三〕正保四年

松平筑前守忠之人數幷舟數ノ事〇中略

舟數三百三十三艘

内六十一艘ハ關舟

船の事、安村が子に還し付られて、運上の事免除せられ、龍田の社修造の事、怠慢なかるべきよし、仰下されたりけり、

〔和漢船用集舟名數海舶四〕磯場　小船にして、磯邊を行の義、磯場舟なり、磯。廻。舟とも書べし、

〔倭訓栞前編毛三十三〕も。か。り。ぶ。ね。　藻を刈の舟也、玉もかり船も同じ、

〔萬葉集雜歌七〕羈旅作

藻苅舟、奥榜來良之、妹之島、形見之浦爾、鶴翔所見、

磯立、奥邊乎見者、海藻苅舟、海人榜出良之、鴨翔所見、

〔拾遺和歌集雜八〕題しらず　よみ人しらず

もかり舟いまぞなぎさにきよすなるみぎはのたづも聲さはぐなり

〔萬代和歌集戀十三〕寄船戀を　民部卿典侍

にごり江にうき身こがるゝもかり舟はてはゆきゝのかげだにもみず

〔新千載和歌集戀十五〕戀の歌の中に　前大納言爲世

おなじ江のあし。か。り。を舟をし返しさのみはいかゞうきにこがれん

〔倭訓栞中編世十二〕せきぶね　關舟の名は、凡百有餘年にして、古へ高。尾。舟。といひし、萬葉集に、八十梶かけとよむも是なり、

〔和漢船用集舟名數海船三〕關船　舟方言に曰、關は城塞門也、又要會の乘船也、此故に名付、又曰、四十挺立以下、矢倉なき者是を小早と云、四十挺立以上、矢倉ある者、是を關と云、關。船。と稱すること、凡百有餘年のことにして、古は高尾船と云し也、其制、頭底尾高きものなり、はや舟と云は、歌にも多く讀て、古今の通名なり、關船の名、船法の卷、又は舟法要略に載たり、其外是を見ず、如泉が誹諧すり火燧といふものに、せき舟の名を出せり、今關と云て通用する者也、

村の住人に、安村といふ龍田本宮の社人支配し、其運賃の利によりて、龍田の社を修造し、公にも運上の銀三十枚を參らせけり、（安村は、代々喜右衞門と云也、此事によりて龍田の社御修造の例はなきなり、）元祿十年丁丑に至りて、立野村の者共、魚梁船の事仰付られんには、運上の銀百五十枚を參らすべしと望こふ、此所は御料にて、しかも運上多く參らすべしと申ければ、其請に任せて安村が支配をば停めらる、寶永五年戊子閏正月、大和の御料私領五百三ヶ村の百姓共、南都奉行三好備前守がもとに訴ふる所は、初め立野の者ども、魚梁船支配の事、前例に準ずべしと望み申ながら、賃銀をましくはへ、剩船破れぬれど、其荷物をも償はざるのみにあらず、ほしきまゝに掠め取ぬと申す、同二月大坂の干鰯あきなふ者ども、又訴へしは、前例大和國中の田地肥しの爲に干鰯うり渡して、載送る船破れぬれば、其料をば魚梁船支配のものより償ひ來れり、然るに去年丁亥十月、大地震に船破られし時、其料償ふべき事を申すといへども、其事に不及と申す、立野のものども召て、其料償ふべき由を下知しぬれど、奉行の下知にも從はず、同五月備前守、此由を京都に申す、同六月紀伊守信庸朝臣下向の時、備前守が申狀をさゝげて、此事評定所にや召決せらるべき、又京都にや召決すべきと申されしを、勘定奉行所に仰下さる、荻原近江守等、南都奉行所幷御代官所に、事の由を尋ね問ふて後に、かの魚梁船の事かへし付られんには、運上銀三百枚を參らすべき由、もとの支配人安村望請ふによりて、立野の者ども、又三百廿九枚運上銀を參らせん事を申訖ぬ、立野の村と申は、わづかに千石の地にして戸口の數も多からず、十四年此かた、此船の賃によりて、御年貢を參らせ來りしに、今はた是を安村に返し付られん事不便なり、只今迄のごとくに、立野のもの、支配たらん事然るべしと申ければ、同き六年己丑十月、勘定奉行の異見のごとくに御沙汰畢りぬ、（○中略）かくて御代も改りしに至て、安村が子、父が此事によりて死せしを恨みて、其志つがんとや思ひけん、來り訴ふることやまず、（○中略）詮房朝臣（○間部）いかにやはからひぬらむ、有し昔のごとくに、魚梁

乘せ、荷物を運送して、久世川を十餘里勢州桑名に往來す、高瀬舟なれども、其制異形にて上棚なく、箱作りに似て、舳艫わかちがたし、兩頭船とも云べし、近國の者、此舟を云て、ともがおもてかおもてがともかといへり、長七尋八尋ばかり、深くして細く長き者也、打かいを用、

〔諸造船式圖〕小鵜飼船

上口凡長四丈一二尺、横七八尺、

鬼怒川通ニ有之

〔愚管抄四〕宇治の左府は、馬に乘るに及ばず、戰場大炊御門御所に御堂のありけるにや、つま戶に立そひて事を行ひて在けるに、矢の來りて耳のしもに中りにければ、門邊にありける車に、藏人大夫經憲と云者乘り具し申て、桂河に行て、鵜船にのせ申て、こづ河へ下して、○下略

〔範國朝臣記〕高野山御參詣記

永承三年十月十一日丙子、○此間有闕文廟令參紀伊國金剛峯寺給、○藤原賴通、中略、遲明於淀渡、遷御御船、(中略)桂鵜飼廿艘、宇治鵜飼十四艘、伏召侯御共、○下略

〔覽富士記〕富士御覽○足利義敎の御有增することをされ侍て、永享四のとし長月十日の程に、おぼしめし立れ侍り、○中略すのまた川は、與おほかる處のさまなり、河のおもていとひろくて、海づらなどのこゝちし侍り、○中略御舟、からめいて、かざりうかべたり、又かたはらに鵜飼舟などもみへ侍り、一とせ北山殿に行幸のとき、御池に鵜ぶねをおろされ、かつら人をめして、氣色ばかりつかふまつらせられ侍し事さへに、夢のやうに思ひ出され侍る、

〔折たく柴の記下〕此年○正德三年七月二日に、大和川魚梁船の御沙汰あり、是は攝津國より大和國に送るもの共をば、川船に積載て、河內國龜ヶ瀨と云所に至り、此所よりしては水淺ければ、魚梁船といふものにうつし載て、彼國中に分ち送る、其魚梁船の事は、慶長の頃より、大和國平群郡立野

船ども、皆朽そこなはれたるよし聞召し、享保のはじめ、殊更に命せられて、こと〴〵く修理を加へらる、かくて小納戸頭取松平伊賀守當恒、仰を蒙り、風濤あらき日をえらび、水主二十人餘にてこぐべきほどの船を、品川より乘出し、浦賀まで乘廻りこゝろみられしに、歸り來りて、紀の海をのりしにくらぶれば、日和よく風なぎたるがごとし、然し今の御舟は、其製よからず便あしきよしを申ければ、さらば紀の海にて、鯨とる舟のかたちに擬して作るべしと仰下され、やがて製造成て、海上を乘試しに、いかなる風波の中を往來しても、陸地に坐するがごとく穩にして、且かも便利なりしかば、此舟あまた作られしに、本所のあたり洪水のとき、たゞちにこの舟こぎ出て、溺るゝものを救ひし事、あげてかぞふべからず、かねて武備の用にあてられんとて造られしかど、まのあたり不虞の用に立しとぞ、

〔鯨船打直幷艄御修覆書留〕鯨船打直御修覆仕様

一鯨船　先丸上口長七尋貳尺、數同五尋、上口巾六尺八寸、數同貳尺貳寸、　壹艘

　但艪八挺立〇中略

　戌六月〇寛政二年

〔堀川後度狂歌集六雜〕船

七ふしぎおりくる越の海原に油をとれる鯨舟あり　筆好

〔運歩色葉集宇〕鵜。舟。六月

〔倭訓栞中編三宇〕うぶね　鵜舟也、うかひぶねに同じ、西土の書に、鸕鷀船と見えたり、舟の造り、高瀬舟に同じ、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕鵜。飼。　獵船の鵜飼舟にあらず、美濃國白石と云所の舟なり、旅客を

うと云はゝはう通音なり、

縄舟　紀州なはのうらの海船をも云べきか、泉州にても、なは舟といへり、小船也、是又なうはへと云に同じ、網のうけ縄、千尋たくなわを取扱ひ、網縄を積行舟なる故、かく云也、

〔諸造船式圖〕押。送。船。所ニヨリ、縄船、生魚小舟ト云、

上口凡長三丈四五尺ヨリ四丈五六尺マデ、横八九尺、

武藏、伊豆、相模、安房、上總、邊海附ニ有之、

〔倭訓栞中編十五〕てぐりぶね。。。。。　手操舟の義、禁裏へ生魚貢する船なり、一名今井船、今井道伴なる人始めしといふ、又小漁舟をもいふ、手操網を引の舟なり、前太平記にもてぐりの小艇を鹽津より押出すと見えたり、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕今井船　本名手操舟なり、是又浪花より伏見に往來す、禁裏へたてまつる生魚を積、此故に早働の船なり、今井道伴と云もの、取立はじめし故、今井船といふ、

〔書言字考節用集七器財〕網搊船（アグリブネ）

〔和漢船用集六河海江湖獵船〕網搊（アグリ）船　合類節用に出たり、則手操舟の類、網のうけ縄を搊漁船也、

〔倭訓栞中編六〕くぢらぶね。。。。。　鯨をとるの舟也、爾雅翼に、海鰍船とみゆ、

〔人倫訓蒙圖彙三〕鯨船　のありあま、旗をたて船をかざり、漁人さまざま出立して、四人乘の船十二艘を一組と云、其中一人くじらつきあり、これを筈指といふ、筈を守といふ、或は一番につくを一のもり、二を二の守といふなり、互に手がらをあらそひ勝負をなすなり、

〔和漢船用集三舟名數海船〕鯨舟　漁船也、小舟にして尤早き者故に、其制を取て、今用て漕舟使者船とす、

〔有徳院殿御實紀附錄四〕元祿の頃より、久しく御舟にめさるゝ事なかりしかば、御舟庫にありし

著白狩衣袴、（付ニ摺染芝、所々閉之、）摺、白衣、
山階寺別當僧正被獻之
下北面船一艘、高屋形造之、葺松葉、
船差六人、例装束、
件高屋形、寺家餝之、

〔顯廣王記〕長寛三年（○永萬元年）十二月十九日、酉時、前齋宮（○好子内親王）立本寮、迎左少辨行隆、王兼隆也、廿五日、僅著和泉木津、不作御所、仍奉令宿舴艋云々、凡今度歸京散々歟、後代如何、

〔萬葉集（三雜歌）〕角麻呂歌
風乎疾、奥津白浪、高良之、海人釣船、濱眷奴、

〔今昔物語（二十四）〕小野篁被流隱岐國時讀和歌語第四十五
今昔、小野篁ト云人有ケリ、事有テ隱岐國ニ被流ケル時、船ニ乘テ出立ツトテ、京ニ知タル人ノ許ニ此ク讀テ遣ケル、
ワダノハラヤソシマカケテ漕出ヌトヒトニハツゲヨアマノツリブネ（○下略）

〔千載和歌集（十六雜）〕おなじ御時（○堀河）上のをのこども、題をさぐりて、歌つかうまつりけるに、釣舟を取て讀侍ける、　權中納言俊忠
いかりおろすかたこそなけれいせの海のしほ瀬にかゝるあまのつりぶね

〔和漢船用集（六河海江湖獵船）〕釣流船（ツリナガシ）　薩州の獵船なり、其船小舟なれども四階作りなり、帆六端引ゆへ、六端とも呼、又エツトウ、エッツウト云、國語なるべし、

〔和漢船用集（六河海江湖獵船）〕なうはへ　攝州兵庫の獵船、小舟なり、是をなうはへと云、案に釣のをを打はへとよめり、あみのうけ繩、千尋たく繩をはへる舟なるゆへ、繩はへ也、なはと云べきを、な

〔諸造船式圖〕茶船俗ニ、投網舟釣舟ト云、

海獵茶船　　獵船造茶舟

上口凡長二丈二三尺、横五尺、

〔和漢船用集六河海江湖獵船〕狩網船　攝州浪花にて、猪牙船を用、其わざ其價までも、漢の網捜船に同じ、其船狹小にして、たゞ二人乘、網一疊と云に舟三隻を用、水七八寸にてよく行、若難風逆浪にあふ時は、其舟二人して舁て陸に引上、風靜て又舟を舁て、水におろして歸る、

〔倭名類聚抄十一船〕舴艋　唐韻云、舴艋責猛二音、和名豆利布禰、小漁舟也、

〔箋注倭名類聚抄三舟〕按藝文類聚引宋元嘉起居注云、餘姚令何玢之造作舴艋一艘、精麗過常、恐非漁舟、王念孫曰、小舟謂之舴艋、小蝗謂之蚱蜢、義相近也、按説文無舴艋字、蓋以舟似蚱蜢得是名也、然蚱蜢亦古無是字、

〔類聚名義抄三舟〕舴艋二音責猛、ツリフネ、

〔兵範記〕保元三年十月十七日癸卯、午刻關白殿〇藤原忠通、令參平等院給、〇中略釣殿前自石橋下經小島上、臨河畔新構舫臺爲船寄、重々疊、階左右造高欄、

舴艋五艘、相艤西岸、

御船一艘、本二瓦、　船差十六人宇治雜色

著黄櫨狩襖袴黄衣

公卿船一艘、同二瓦、　船差十二人

著萌木狩襖袴薄色衣

已上二艘、寺家加修理、船差裝束、殿沙汰、

殿上人船一艘、例河一、船差六人、

働處の舟は、沖網には、獵船の中の大船二隻を用、內に絞車(ロクロ)を立、船に碇おろし、うごかざる樣にして、絞車をまいて兩船より是を引、小船は網の廻りに有て、舷をたゝき、又竹にて水面を打、魚をしてにげざらしむ、是漢に長狼後に鳴と云者なり、其外皆小船を用、獵船と云は、大船小船によらず、河海江湖ともに、漁獵する船の總名也、

〔享保集成絲綸錄四十二〕寶永四亥年三月

覺

白魚漁船、明松篝火を燈し、川筋江大分集候樣に相聞候、川筋船込候而は、往來之船之障にも可成候、左樣に無之樣に、其上明松篝火も大分燈し候而は、火之元のため、旁に而候間、向後大分不出樣可相心得候、尤相止渡世之障に不成樣、可被申付候、以上、

三月

〔諸造船式圖〕獵船

上口凡長二丈一二尺ヨリ三丈一二尺マデ、横五六尺位、

但、形小サキヲ小獵船ト云、

深川、佃島、行德邊、其外海附ニ有之、

〔夫木和歌抄三十三船〕寶治二年百首

いさり舟　衣笠內大臣

うなばらやなぎたるあまのいさり舟おきのすさきにこぎまはりみゆ

〔和漢船用集六河海江湖獵船〕罨罩(エンタク)舟　字彙曰、罨從上掩之網也、或謂之撒網、和名宇知阿美、江湖池川に多く是を用、小船にして網をうちて魚を取舟也、今唐網船と云、網打舟と呼、一人船の首に居て網を打一人ともに居て棹さす、是を梖子と云、或は四ッ足日覆をして、天幕を張、遊興に用、

艤の字、艖に同じとす、是本邦四拾挺立以下を小早と云者なるべし、○中略

拾貳挺立或は二六挺と云、是より以下準之、　拾四挺立○中略　拾六挺立
拾八挺立　貳拾挺立　貳拾貳挺立
二拾四挺立　二拾六挺立　二拾八挺立
三拾挺立　三拾二挺立　三拾四挺立
三拾六挺立　三拾八挺立
四拾挺立　貳挺立よりこゝに至て、以上二十名、矢倉なき者、是を小早といふ、多く半垣作り也、或は欄干造、其外數名、みなこのうちに有、

〔和漢船用集四舟名數海船〕渡海小早舟と呼、關舟の小早とは各別にて、早舟に次の小早なり、このゆへに五六端帆より、大船は十七八端にいたる、いづれも小早と云也、中國九州の堺、長州赤間が關、豐前門司が關、此渡海の舟、小倉渡海と云、總屋形、總矢倉也、左右に蔀ありて、舲あり、臺有て垣立なし、近比艫に垣立を用、此舟、豐前周防長門の國に有て、小倉舟を名とす、九州の諸士、交代の乘船、又旅客をのせて、常に播州より小倉に往來す、下荷物を積て、上の艙(ヤカタ)に乘客裝のすべし、是渡海舟の第一とす、渡海造りといふ者一法也、

〔和漢船用集三舟名數海船〕二人漕　關船の大船也、二人漕何拾挺立と云、四拾挺立以上なる者、櫓一挺に水手二人かゝりて押すゆへ、二人掛りとも云、二人漕の五十挺立は、櫓を押す鹿子の人數百人におよべり、船の造り樣も違ありて、增減の規矩あるものなり、

〔和漢船用集六河海江湖獵船〕獵船　魚船鄉談打魚船水滸傳捕魚船正音並に同じ、凡海中の獵船、その大なる者、五六十石程の舟にすぐべからず、舟の中倉に仕切を入、加敷上棚の舟ばらに夾間をあけて、潮を舟の內に出入せしめ、其うちへ魚をとりいるゝなり、生魚舟也、又御(イケス)ともいへり、○中略

〔愚管抄五〕承安元年十二月十四日、この平大相國入道〇清盛が女を入内せさせて、やがて同じ二年二月十日、立后、中宮とてあるに、皇子を生せまいらせて、いよ〳〵帝の外祖にて、世を皆思ふさまにとりてんと思ひけるにや、樣々の祈どもしてありけるに、〇中略安藝國嚴島を、ことに信仰したりける、はや船をつくりて、月詣を福原より初て祈りける、

〔信長公記九〕天正四年、先年佐和山にて被作置候大船、一年公方樣御謀叛之砌、一度御用に立られ候、此上者大船不入之由にて、猪飼野甚介に被仰付、取ほどき、早舟十艘ニ作をかせられ、〇下略

〔太閤記十三〕朝鮮陣人數賦之事

敬白起請文前書之事〇中略

一物見之疾舟、一大將より二艘宛出し可申事、〇中略

卯月〇文祿元年十日　　各連判にて、宛所は奉行衆也、

〔駿府政事錄五〕慶長十九年十月廿三日、卯剋永原出御、自矢橋召早船、櫓四十挺立膳所戶田左門、於船中獻御膳、

〔玉露叢十二〕寬永十四年十一月九日ニ、天草ヨリ男女トモニ二千七百餘人、船ニテ著岸申シ候、將亦大江ノ濱ニアル處ノ舟ドモヲ、殘ラズ打コハシ候テ、城ノ塀ノ圍ニ仕リ候、三十丁ダチノ早舟ヲ一艘計リ殘シ置申候事、

〔倭訓栞中編八〕こはや　小早の義、萬葉集に、足早の小舟とよめる是也、楊子方言に、小舸謂之艖とあり、

〔和漢船用集三舟名數海船〕小早　小早舟也、今舟の字略して呼、歌に足早の小舟とよめるものなり、楊氏方言に曰、小舸謂之艖、注に云、今江東に艖を呼で小底とする也、又艒䑿と云と見へたり、小底とするは、其船の底小を以て云なるべし、艒䑿は、字彙に釣艇(ツリフネ)とす、又船の名と見へたり、艑艖或は

河舟にのりて心の行ときはえづめる身ともおもほえぬかな

〔弘長百首雜〕河　實空

行とまるいづくをさしてかよふらん下ればのぼる淀の川船

〔類聚名義抄三舟〕舫ワタシフネ　〔同五水〕潢又作横、ワタシフネ、

〔令義解十雜〕凡要路津濟、略〇下註不堪渉渡之處、皆置船運渡、

〔倭名類聚抄十一船〕舸　四聲字苑云、舸、(中略)漢語抄云、波夜布禰、高尾舟、一云、戰士可乘之輕舟也、

〇按ズルニ、渡船ノ事ハ、地部渡篇ニ具ス、

〔類聚名義抄三舟〕舸ハヤフネ

〔易林本節用集器財波〕早舟ハヤフネ

〔倭訓栞前編二十四波〕はやふね　和名抄に舸をよめり、古へ鳥船鴿船あり、今いふ關船也、

〔和漢船用集三舟名數海船〕舸ハヤフネ　楊子方言、南楚江湘、凡船大者、謂之舸、本邦今呼て關船と云、貳挺立より八拾挺立以上に至て、皆早舟也、

〔日本書紀十九欽明〕十四年八月丁酉、百濟遣上部奈率科野新羅下部固德汶休帶山等、上表云、略〇中今年忽聞、新羅與狛國通謀曰、百濟與任那、頻詣日本、意謂是乞軍兵伐我國歟、略〇中臣等聞玆、深懷危懼、即遣疾使、輕舟馳表以聞、略〇下

〔保元物語三〕爲朝鬼島渡事幷最後事

去程ニ、永萬元年三月ニ、礒ニ出テ遊ケルニ、白鷺青鷺二連テ、沖方ヘ飛行ヲ見テ、鷲ダニ一羽ニ千里ヲ飛ト云ニ、況鷺ハ一二里ニハヨモ過ジ、此鳥ノ飛樣ハ、定テ島ゾ有ラン、追テ見ント云儘ニ、早舟ニ乘テハセテ行ニ、日モ暮夜ニモ成ケレバ、月ヲカヾリニコギ行バ、明ボノニ既ニ島影見ヘケレバ、コギ寄タレ共、荒礒ニテ波高ク岩岨クテ、舟ヲ可寄樣モナシ、

ヤウニトテ、急ガセ給ヒケレドモ、御座船ハ櫓數ト云、水手ト云、ハヤ秀元ノ御舟ヨリ十町計先立テケリ、

〔名物六帖器財二舟楫桴筏〕厨船（ダイドコロノチ）續見聞近錄、全綱諸船不ㇾ得ㇾ動ㇾ火、惟厨船遣ㇾ飯以給二諸船一、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕厨船。。　船中にても火をみだりにすることを禁ず、是臺所御座と呼者、煮燒する賄舟也、

〔續武將感狀記〕備前宰相秀家ノ從士、馬場與平次實職、朝鮮陣ノ時、山寺四郎兵衞、德藏市兵衞、祇園久次、中島藤三、斧田九右衞門、湯原治右衞門、七人同船ニ乘テ、長門ノ門司關ニ至テ、渡海ノ順風ヲ待、陸ニ上テ見物スル處ニ、秀家ノ臺所船ト、秀家ノ柄臣延原內藏允ガ船ト、上碇下碇ヲ論ジテ、雙方百人計爭鬪ニ及ベリ、

〔西鶴名殘之友四〕それ〴〵の名付親何や彼や、世上の咄しするうちに、臺所船より、生醉の九八といふ太鼓持罷出て、〇下略

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕用船。。　御座船に付、廁船。。也、是を呼で用船と名付、

〔出雲風土記意宇郡〕所二以號一意宇一者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所ㇾ作、故將二作縫一詔而、栲衾志羅紀乃三崎矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所ㇾ取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三自之綱打挂而、霜黑葛閉々那々爾、河船。。之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者、自二去豆乃打絕一而、八穗爾支豆支乃御埼也、

〔延喜式三十九內膳〕川船一艘、長三丈在二與等津一、
　右漕二奈良奈癸等園供御雜菜一

〔枕草子二〕心ゆくもの　川舟のくだりさま

〔後拾遺和歌集十七雜〕大井にまかりて、舟にのり侍けるによめる、　大江匡衡朝臣

座船と云ことゝ見へたり、これ一番御座船と呼者也、又御召舟と云、海舟には早舟を用、今關船と稱す、大船を御召御座船と云、次を御召替舟と云、若川の瀨あつく御召の船とをらざる時、召替の舟にて通すなり、いわゆる船に乘こと、馬に乘がごとくすといへり、海陸舟馬ひとしうす、或は大御座船、中御座船、小御座船と呼、後太平記に、先帝の御座船といへる、帝王、及諸侯、太夫士、貴人の乘りたまへるゆへ、御座と云、御召舟と云也、船を入置覆のやを御船宮と云、攝州川口御船やに有之、御公儀樣、御川御座船、以前紀州より御獻上の舟なるよし、紀伊國丸と號す、眞舳に孔雀を彫物にす、故に孔雀丸と稱す、土佐丸、中土佐丸、難波丸、みな金銀珠玉をちりばめ、美つくせり、其結構言語にのべがたし、其外御大名樣方御召船、數多にして、其美筆紙につくしがたし、或は龍を滅金の金物にして艫にゑがき、雲水奇花をかざりとし、舳に蟠龍飛龍を刻めり、是いわゆる龍舟也、○中略凡川御座船、其制新古の違あり、又屋形の制造、數種有、すべて中倉を屋形とす、此を上段と云其後を次之間と云、其後倉を舳屋ねと云、總矢倉也、其後に有を出しやねと云、上に太鼓樓有、上段の前倉を將几と云、其前に有を表出しやねと云、此下に座有を小將几と云、左右に有やねを旅やねと云、取置也、天子の御舟は、茅萱葺にて千木鰹木を上る、將軍家は、檜皮葺にてゑやちほこあり、其外皆とち葺にて箱棟鬼板あり、唐破風、てり破風、むくり破風、或は入母屋作、横棟造、上屋形あり、又左右の高欄胴舟梁まであるを常とす、舳まで通す者反臺袖垣あり、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一入夜三の御舟、主上○後花園御引直衣にて、寢殿の南の庇、東向の妻戸より出御、○中略御座船有屋形、上に鳳凰二有、兩方舳さきに玉あり、盖にすはるゑたに水引有、色紅和歌の御舟也、主上がくを被遊、御笙也、○中略龍頭の船、水引色青詩の舟也、○中略鷁首船、水引色青管絃舟也、

〔毛利家記二〕上樣、○豐臣秀吉、中略、御諚ニテ、秀元ハ則御宿へ歸ラセ給ヒ、急出船マシ〱、小倉ヲ半里程出給ヒ、跡ヲ見給ヘバ、船一艘見ベシ、定テ御座舟ニテ有ベキゾ、何トゾシテ御先ニ關ヘ著セ給フ

〔年中行事歌合〕五十番　右　大唐商客　　女房

我國のみつぎそなへて年毎に今もくだらの舟ぞ絶えせぬ

〔續日本後紀八仁明〕承和六年七月丙申、令太宰府造新羅船、以能堪風波也、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年九月丁亥、〇十五日太宰府言、對馬島司言、遠海之事、風波危險、年中貢調、四度公文、屢逢漂沒、傳聞、新羅船能凌波行、望請新羅船六隻之中、分給一隻、聽之、

以用法爲名

〔和漢船用集三舟名數海船〕唐船　中華の舟を云、今長崎にても南京船を云、諸の題號にあるも、明州の舟なり、源平盛衰記に、大將は、唐船に乘たまへるよしいへり、是は唐船造りに志たるを云か、今も御公儀の御船、長崎に唐船作りの御舟あり、

〔竹取物語〕右大臣安陪のみうしは、財ゆたかに、家ひろき人にぞおはしける、其年渡りけるもろこしの船のわうけいといふ人のもとに、文をかきて、火鼠のかはごろもといふなるもの、買ておこせよとて、つかうまつる人の中に、心たしかなるものをえらびて、小野のふさもりといふ人を付てつかはす、

〔高倉院嚴島御幸記〕福原より、けふ〇治承四年三月二十日よき日とて、舟にめしそむべしとて、唐の舟まいらせたり、まことにおどろ〳〵しく、畫にかきたるに違はず、たうじんぞつきて參りたる、〇中略廿一日、〇中略福原の入道〇平清盛は、からの舟にてぞうみよりまいらるゝ、

〔教言卿記〕應永十五年三月八日丁巳、行幸北山殿、　廿日己巳、今夕三席御會也、唐船管絃、御座船也、

〔享保集成絲綸錄四十二〕寛文十一亥年七月

一唐船作之御船、江戸より西國筋迄、浦々にて風波之節は、見當次第船を出し、破損無之樣に精を入べし、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕御座船　樓船也、明律考親送黃馬並に同御座船とす、漢にも一號大

〔萬葉集略解十二〕能は熊の畫の失たるなるべしと契冲いへり、神代紀熊野諸手船、または卷六眞熊野の船とよみたれば、くまのぶねなるべし、紀伊の熊野也、

〔夫木和歌抄船三十三〕正治二年百首御歌　喜多院入道二品のみこ

あはぢ舟

あはぢぶねきりがくれこぐさほ歌の聲ばかりこそせとわたりけれ

〔萬葉集相聞四〕賀茂女王贈大伴宿禰三依歌一首

筑紫船未毛不來者、豫荒振公乎見之悲佐、

〔空穗物語藤原の君〕こゝは、主のみことも、おとこ女、つとめて物がたりす、つくし舟のつかへ人も來たり、三百石のふねつきにけり、

〔堀川院御時百首雜〕海路　權少僧都永緣

追風にいたてにはしれつくし舟まきなみのせきせきとゞむとも

〔萬葉集雜歌七〕攝津作

作夜深而、穿江水手鳴、松浦船梶音高之、水尾早見鴨、

〔豫章記〕義弘、通任、略○中正平廿一年、豐前國小倉ニ押下テ、案內被申間、卽淺海八郞五郞、小山五郞、兩人給ル、此時豐前今塔御陣ニテ、一族中談合アリ、歸國ノ方便ハ、以船爲肝要也、御所被所望申ケル上使大豆津底將監兩人、葦屋船三艘水手十人下賜テ、船ニ可乘人ヲ配當ス、

〔夫木和歌抄船三十三〕家集寄舟戀　源仲正

えぞふね

わが戀はあじかをねらふえぞ舟のよりみよらずみなみまをぞ待

〔日本書紀孝德二十五〕白雉元年、是歲遣倭漢直縣、白髮部連鐙、難波吉士胡床於安藝國、使造百濟船二隻、

〔萬葉集略解十四〕あしがらを舟は、足柄山の杉もて造る船也、相模の足柄郡と伊豆國は、山續きて分ちがたき故に、伊豆手船足柄を船も異ならぬなるべし、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕房州立船。。。　攝州、紀州、泉州に多し、東國房州へ干鰯を積に行く舟なる故かく云、房州よりも積來る、表の垣立取置にするもの也、

〔夫木和歌抄三十三船〕あさつまふね○中略

日吉社にたてまつりける五十首初春歌　家長朝臣

にほのうみやあさづま舟も出にけりつなぐこほりを風やとくらん

〔近世奇跡考五〕朝妻船讃考

朝妻船賛　隆達がやぶれ菅笠、しめ緒のかつら、ながく傳りぬ、是から見れば、あふみのや、

あだしあだ波、よせてはかへる浪、朝妻船の淺ましや、嗚呼またの日は、たれに契りをかはして色を、枕はづかし、僞がちなる我とこの山、よし夫とても世の中、

北窻翁一蝶畫讃□○

右の文、世にうつし傳ふる所、あやまりおほし、今柳塘館所藏の正筆を以てうつし出す、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕雜賀。。。。　此字を用る時は、紀州の名所を呼者、信長記に、雜賀兵船、其外谷輪浦々の舟と見えたり、又サヤマキとも云、

〔萬葉集六雜歌〕過辛荷島時山部宿禰赤人作歌一首幷短歌

島隱、吾榜來者、乏毳、倭邊上、眞熊野之船。。。。。、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕羈旅發思

浦回榜、能野舟泊、目頰志久、懸不思、月毛日毛無、

也、いづてぶねは一人してこぐ船也、

和語抄云、いづて舟とは、かぢひとつ、ろよつある船をいふ也、

私云、ひとてとは、二人を云也、かぢひとつ、ろよつと云は、一人をひとてと云にや、いはれず、又日本紀に、熊野の諸手舟と云ふねあり、もろ手の船と云也、されば五手の船も、あしからず、但舟の大小にしたがひて、ろをばたつるに、二手三手四手六手とはよまずして、五手としもよめることぞ、いかゞときこゆる、萬葉に、八梶かけとよめるは、かぢとはいへど、ろをよめるなり、それはおほかるかずをとりて八と云也、五手は、なにゝもあらざる歟、梶は、とりかぢおもかぢとて、二には過ざる物なり、但八は陰數のおほかるなり、さてやそ、やをなどよめり、五は陽數のおほかる也、さていをいそとよむ也、さればいづ手はおほかるかず也、

〔倭訓栞中編一〕あ。し。が。ら。を。ぶ。ね。　足柄小船也、萬葉集に見えたり、又とぶさたて足柄山に船木きり、ともいへる、此所より出るをもて名付くるにや、足柄山は相模にあり、又足輕の義を取て名とせるにや、新千載集に、足はや小舟と見えたり、

〔萬葉集十四東歌〕相聞

母毛豆思麻、安之我良乎夫禰、安流吉於保美、目許曾可流良米、己許呂波毛倍杼、

右十二首〇中略十一首　相模國歌

〔袖中抄十五〕あしがらをぶね

顯昭云、あしがらをぶねは、相模のあしがらの小舟也、相模防人の歌也、或人云、葦刈小船也、らとりと同音也、

或人云足輕を舟也、らとりと同音也、萬葉には、あしがらをは、あしかりともよめり、りとらと同音也、

ゑほむかふをの丶みなとのながれ江に猶こぎかねてとまるいせ船

〔倭訓栞中編伊二〕いつてぶね　伊豆手舟と萬葉集にみゆ、注釋に、伊豆出舟の義とす、伊豆國の舟の事は應神紀に見え、舟の製にていふにや、熊野諸手船といふ事、神代紀に見えたり、されば嚴手船の義、いちはやき船をいふ成べし、一説に、五手船の義、二人を一手といへば、十人こぐ船にて、今十挺立小早といふ是也とぞ、

〔詞林采葉抄七〕五手船

櫓十丁立タル舟ヲ五手舟トハ云、二丁ヲ一手ト云故也、又舟ハ伊豆國ヨリ造始タル故、伊豆出舟ト云トモ申メリ、

〔萬葉集二十〕佐吉母利能、保里江己藝豆流、伊豆手夫禰、可治等流間奈久、戀波思氣家牟、

右九日〇天平勝寶七歳二月大伴宿禰家持作之、

保利江己具、伊豆手乃船乃、可治都久米、〇久米恐夫誤於等之婆多知奴、美乎波夜美加母、〇中略

右三首、江邊作之、

〔袖中抄十二〕いづてぶね〇中略

顯昭云、いづてぶねとは、萬葉集に伊豆手船とかけり、船は伊豆國よりつくりいだしたれば、ゑかよめるにや、〇中略

萬葉第廿六〇六恐衍字ほり江こぐ、伊豆手の船の、かぢつくめ、おとしばたちぬ、みおはやみかも、是は家持が越中國にて詠歌也、あながちにいづの船不可詠と、伊豆船を本體としつればよめるなるべし、都にても便にゑたがひて、松浦船、つくし船などもよめり、又武藏あぶみなどもよめり、〇中略

奥義抄云、船こぐものをば、いくてと云也、かた〳〵に一人づゝあはせて二人をひとてと云

以地名爲名

舟行非取急、而故二三之、數櫓借下、徒圖豪華、院本吉原雀曰、二挺建、三挺建、(都俗數櫓以挺)前日可證、

〔和漢船用集舟名數江湖川船五〕柏原船　處名を呼、河州柏原の舟也、劒先舟に似て上棚あり、立戶立なり、是又淺川を行、攝州より河州へ往來の舟、

〔和漢船用集舟名數海舶四〕堺船　泉州堺の船也、長崎への通船、糸物、絹布、藥種類、總じて唐物を積の船也、

〔和漢船用集舟名數海船四〕難波船　攝州の名所を呼者、○中略今廻船、荷舟、檜垣等、大坂舟と稱す、

〔令集解營繕三十〕凡官私船、○註略每年具題色目勝受斛斗破除見在任不、(中略)古記云、(中略)目謂柏船、舟羊艇、及速鳥、難波、伊豆之類、

〔夫木和歌抄船三十三〕後法性寺入道關白家百首遇不逢戀

　なには舟　皇太后宮大夫俊成卿

あしわけのほどこそあらめ難波舟おきにいでゝもこぎあはじとや

〔和漢船用集舟名數海舶四〕琴浦舟　同國○攝津名所を呼者、武庫郡尼崎、西宮との間にあり、

〔和漢船用集舟名數海舶四〕灘舟　同國○攝津名所を呼者、尼崎と兵庫の間にあり、灘浦、於此浦多燒鹽といへり、

〔和漢船用集舟名數江湖川船五〕大和田船　同國○攝津名所を呼者、小船にて、舟側をすぐに通して水押に作り、上棚を戶立の外へ出し、横舳なり、耕作舟、通舟に用、大和田作りと云、

〔和漢船用集舟名數海船三〕伊勢船　藻鹽草にいせ舟をその、湊江によめりといへり、又伊勢舟の名、舟法要略に見へたり、伊勢の國名を呼者にして、本邦古昔の舟也、故に俗親舟と呼、又艫の形、つねの水押(ミヨシ)にて、もき先なく箱置なり、この故に表箱造りにするを、吾妻表と云、水押の形、二ッあるゆへ、二形(フタナリ)ともいへり、又別の觸二形と云あり、

〔新撰六帖三〕江

今も小手廻よきを、チヨキ〳〵といふ、チヨロと同じ意なり、小早といふ舟あり、ちよろは即是なり、今小ばんと呼舟は、小(小下恐脱早)の轉じたるなり、松落葉、岡山通踊といふ歌をか山通ひの六ちよこばや六挺小早なるべしによろを八丁立て云々、又ぶとゝん踊といふ歌に、四丁の五丁の六丁こばや、花のゑじまへおせやれをのこ云々、松の葉、船歌ちよぎりや〳〵、ちよぎりや、ちり〳〵やなどあるは、棹の音といふ也、これ等にてもさとるべし、

〔三朝逸事 一〕江戸諸物踊貴ニ付、御沙汰可ㇾ有之候次第、新井氏〇白石御老中迄被ㇾ書出ㇾ候書面之寫、

風俗によりて諸物之價高く成候條々〇中略

一駕籠舁、并二丁立船之事、〇中略

二丁立之船と申ものも、只今七百艘に至り候而、是又貳千餘人之手へわたるべき歟、〇中略

巳〇正徳三年二月十七日

〔享保集成絲綸錄 四十二〕正德四午年八月

一ちよき船之儀、當夏中令ㇾ停止ㇾ不ㇾ殘解舟に申付候之處、今以ちよき船有ㇾ之由相聞、不屆之至候、名主共、支配限ニ入念遂ㇾ吟味、ちよき船持候者有ㇾ之候はゞ、番所迄可ㇾ申出ㇾ候、解船ニ可ㇾ申付ㇾ候、人を廻し相改候間、不ㇾ訴出ㇾ隱置候者有ㇾ之候はゞ、舟持主は急度曲事に申付、家主名主迄可ㇾ爲ㇾ越度ㇾ候之間、此旨町中可ㇾ相觸ㇾ候、以上、

八月

〔江戸繁昌記 二〕街輿ヨツデカゴ 附 猪牙船

無ㇾ足而行、非ㇾ輿則舟、然館舫屋船、并水遊之具、行則行非ㇾ飛也、頡頏齊飛、猪牙是也、〇中略猪牙何蓋以ㇾ形名ㇾ之、而其步則兎兒走ㇾ波也、似、右㆓兩國㆒絕㆓深川㆒遡㆓淺草㆒達㆓墨河㆒、泛々其景、中心漾々、肩輿則兩尻四脚、猪船則單櫓雙臂、其用半ㇾ彼、其飛與之上下、如㆓二三之㆒、何必肩隨、因憶㆓所㆑嘗聞㆒、一船兩櫓往時無ㇾ禁、乃都人

り、伊勢にてはちよろともいへり、

〔本朝世事談綺二器用〕猪牙船

明暦のころ、兩國橋笹屋利兵衛見付の玉屋勘五兵衛といふもの、これを作る、押送りの長吉といふもの、船を薬研のかたちに作り、魚荷を積て押に至てはやし、これを考へて作るもの也、長吉船といふべかりけるを、ちよき舟といへり、近年猪牙の二字を用ゆ、猪牙に狀似たるゆへか、

〔和漢船用集六河海江湖猟船〕猪牙舟　此舟小して細長者也、俚語に、ちよき〳〵と云は、早ことをいへり、舟の早く行姿を云て、直來とも書べし、所名を付て呼、尼崎の――、是を烏貝船と云、浪花の――是を蜆舟と云、すべて小船早き者、兵庫の――、日切舟の類也、勢州にて小船をちよろと云、攝州にても、尼崎ちよろともいへり、ちよろ〳〵と云も、俗語早きことを云、中略浪華のちよき是に同じ、いづれか前後なることをしらず、

〔洞房語園異本考異下〕山谷通ひの小舟は、長吉といへるもの作り出せし故に、長吉舟といひたるを、いつの頃よりか、ちよき舟といひ習はし、文字さへ猪牙と書替たりと、沾涼が江戸砂子にも見へ侍る、左もありしか、又一説に、此ちよき舟を作り出せし元祖は、兵庫屋何某とか云て、むかし今戸堀のはたに住居せし由、中略此兵庫家の家、殊に榮へて、今戸橋の北の川端に住居して、舟を作る事を業とす、當時兵庫屋吉兵衛といふは、始祖より八代目なりと、今是にたよりて聞に、長吉といふ者は、たしかならず、もし作り出せし頃、其舟の形漣に動くを見て、猪牙と呼初めしにや知らず、此舟すみやかにはしらんことを工みて、さんちやうの櫓をかけたりしが、後に御制禁有てやみぬ、

〔嬉遊笑覽二下器用〕ちよき舟の名を按るに、今御船手の用る小舟をちよろと云ふ、二挺立は、是に類したるものにて、其名もこれを轉じて呼べるにや、チヨロといふも、小き物の疾き義なり、チヨキは

吉原がよひを、ふつゝと思ひきり〳〵すといふ心なるべしといへば、陶々齋が云ふ、吉原通ひをおもひきりは、きこえたが、下のすの字は聞えず、歌に、きり〳〵す夜寒に秋のなるまゝによわるか聲の遠ざかり行く、と云ふ其ごとく、夏の涼しき時は、此舟もはんじやうすれども、秋風もはだ寒くなれば、浪もあらく風まけもする故、舟のかよひも遠ざかり行くと云ふ心成るべしといへば、鎰屋の仁右衛門が云く、左樣の事にてはなし、きり〳〵となり候聲を以て、蛩(きり〳〵す)と申候と云ふ、

〔柳亭記下〕きり〳〵すといふ小舟

前段引し鱗形に、今獨はいまだ美君にして、ぬれ色かわかぬ柳裏、鶯袖口とく今ぬぎて、頃日世に俳諧といふ物はやりて、是をせねば人の交りもならぬやうになりゆく、もと和歌の一體と聞けば、やさしき道にこそ、我擧屋の朝げ、土手の夕を忍ぶ心づかいに、袖より外の草葉の露、あはれふかく、いぎりすとかやいふ小舟に、能たれこめ、はれやかならぬ心地すめれど、三ッ股をめぐる汐先より、なほ涼風は通ひ來にけり、紫の一本天和に、船はの段、きり〳〵す、是は二ちやう立の舟に、ちひさきおほひえたる舟をいふ、吉原通ひの舟なりとあるに合せ見れば、鱗形のいぎりすは、名を聞あやまりしか、或は書あやまりしなるべし、きり〳〵すをかふ籠の如く、せばきより名づけし事は論なし、此草紙のほかに、此舟の名を載たるものを未見、

〔和漢船用集六河海江湖獵船〕カ。ン。コ。　字未考、因州湖山の池にあり、池といへども湖なるゆへに湖山と呼、小船三四人乘べし、毎に漁獵し、又菱を取に用、廻船の傳間込をカンコひきといへり、カンコと云は、古語小舟のことを云者なるべし、今も四國の方にては、小漁船を呼て、カンコ舟と云、

〔倭訓栞中編知十四〕ち。よ。き。ぶ。ね。　俚語に、ちよきといふは、小早き意なれば、舟の早きをもて此名を得たり、又猪牙船と書り、形の似たる故に、世事談には、長吉なる者造りそめたるよりの名といへ

壹尺四寸、直くして艫先とがり如劍、一枚枻(タナ)にして、よことも也、大船なれども、板薄くしてよく淺川を行、

〔京都御役所向大概覺書三〕大和河內國境龜瀨川劍先舟之事

一大和河內國境、龜瀨川劍先舟之儀、元祿十丑年被仰付、御代官萬年長十郞支配ニ而、御運上立野村總百姓共、每年銀百五拾枚宛、右御代官取立上納致シ候處、正德二辰年、右村龍田明神社士願ニ付、總百姓運上御免、社士喜左衛門と申ものニ、舟支配被仰付、正德三巳年より御運上相止申候、

〔堀川後度狂歌集雜六〕船　殿守

神風のいせの下向も乘合につむやはらひの劍先の舟

〔和漢船用集六河海江湖獵船〕トモフト　丹後の國よさの海にあり、或はトモウチと云、又カナチとよぶ、かなちとはかながしらのことをいへり、其船おもてのかたち、かながしらの魚に似たるを以云成べし、又舟のとも平たく大也、是によつて艫太と呼、小舟也、

〔甲子夜話三十〕西歸ニ木曾ヲ經シガ、カケハシノ下ノ流急ニシテ、漲ル水ハ白ヲ曳ケリ、其流ニ樵夫、アナタノ山ニ渡ル小舟アリ、其形イカダノ如ク、ヤウヤク一二人ヲ容ルベシ、名ヲカラトイフ、予○松浦清思ヘラク、カラハ甲ナリ、木實ノ甲、龜ノ甲、人ノ甲胄○註略ナド、皆是ナリ、此舟ヲ甲ト云モ、オノヅカラ古言トゾ聞ヘシ、

〔紫の一本下〕船

蛩(きりぎりす)　是は二挺立の舟に、小さき覆ひをきたる船を云ふ、吉原の通ひ船なり、遺佚が云ふ、此の舟を蛩(きりぎりす)と云ふは、おほひ小さく、乘るにも出るにも、四つばひにして出入す、ぐらり〳〵とふれうごきて、今水に入るか〳〵と思へば、あぶなきばかりにて、面白き事も遊山も、何もかもなくなる故に、

八月〇安政四年十七日　速水久次

佐々木作兵衛

〔倭訓栞前編二十四波〕はかせ　舟の名によぶは越前舟也、又うづらと稱す、鶉に似たり、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕ハカセ字未考　越前舟也、俗ハカヒソと云は、舳の形鳥の羽がひのごとくなるによつて云か、又ウヅラと稱するも、鶉に似たるを以云なるべし、凡七八百石積の舟也、其制、常の海舟とは各別にて、平底を用川舟のかわらのごとし、水押も川舟のごとく、臺垣立なし、取置、の上はき板有、帆柱表の方より立る、柁はろくろ柁なり、

〔嬉遊笑覽二下器用〕ハガセン、越前船なり、舳の形とりの羽がへの如くなるに依て名く、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕北國舟　加賀、能登、越後、津輕、南部等の舟也、是を北前舟、北國舟といふ、俗呼てドングリ舟と云は其形の似たるを以いふなるべし、是をヲモキ造りと云、凡千石以上の大舶也、舟の制は、ハカセとすこし異也、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕琵琶虫　同琉球舟也、船側の外に、四寸角の木、竪に打、其上を板にて包といへり、薩州にて琵琶に似たる虫有、其虫の形に似たるを以て名付呼といへり、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕鯰魚舟　小船、其制、舟の頭まどかにして、如鯰魚之頭、故に名付、

〔和漢三才圖會三十四船橋〕艜〇中略

釼鋒舟　長四丈餘、似艜而薄、其艫尖如釼鋒、故名之、凡淺川水五六寸而亦能行、自大坂至大和川可用之、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕釼鋒舟

又釼先舟と書、凡荷物十六駄を載す、大和、河內、荷物運送の舟なり、古釼先舟、在釼先、新釼先舟の別あり、是所謂字彙に形如刀、故に舠と名付るの類にて、形の似たるを以て名とす、長サ九尋餘、深サ

艜船〈俗ニ上州ヒラタ。〉

上口凡〈長五丈一二尺ヨリ八丈位、横一丈位ヨリ一丈三四尺マテ、〉

上利根川通ニ有之

〔日本紀略 後一條十三〕寛仁元年九月廿二日丁巳、前攝政〈〇藤原道長〉爲遂宿願、被參石淸水宮、公卿以下多被參、又室家同被參給、渡淀川之間、沈平駄船一艘、乘人卅餘人、存命之者十餘人、

〔範國朝臣記〕高野山御參詣記

永承三年十月十一日丙子、〈〇此間有闕文〉廟令參紀伊國金剛峯寺給、〈〇藤原賴通、中略、〉遲明於淀渡遷御御船、〈〇中略〉藏人所船一艘〈召用播磨守行任朝臣檜皮葺平太〇〉

〔今昔物語 二十六〕兵衛佐上緌主於西八條見得銀語第十三

今昔、兵衛佐□ト云人有ケリ、〈〇中略〉船四五艘、艜ナド具シテ難波ノ邊ニ行テ、酒粥ナドヲ多ク儲ケ、〈〇中略〉

〔淺井三代記 一〕磯山の城責落す事

後藤もさすが功有兵なれば、兵船七八艘をし出す奈良崎心やさぞせきぬらん、平駄といふ小舟三艘に取のり、一文字にをしぬけんとす、

〔諸造船式圖〕修羅船　石積艜船〈俗ニヒラタ。石舟トモ云フ〉

上口凡〈長四丈二三尺ヨリ四丈七尺マテ、横一丈二尺位、〉

但板子無之ヲ修羅造艜舟ト云

〔大川出杭御普請書留〕出杭普請所、相替儀無御座候、〈〇中略〉人足出方、左之通に御座候、

しゆら船　貳艘〈〇中略〉

右之通ニ御座候、此段爲御屆申上候、以上、

〔倭名類聚抄 十一船〕艜　釋名云、艇薄而長者曰艜、(中略)今按、和名比良太、俗用平田舟、

〔箋注倭名類聚抄 三舟〕所引文原書不載、亦蓋誤引方言也、方言云、艇長而薄者、謂之艜、按説文、無艜字、是舟薄而長、故得艜名、後人从舟作艜字也、

〔類聚名義抄 三舟〕艜 音帶、ヒラタ、

〔和玉篇 中舟〕艜 タイ ヒラタフネ

〔東雅 九器財〕艜 ヒラタ　倭名鈔に、釋名、艇薄而長者曰艜、今按ずるに艜はヒラダ、俗に平田舟の字を用ゆと注したり、義いまだ不詳、俗に凡物の薄きをヒラともヒラタともいふ也、薄手をヒラテといひ、壁錢をヒラタといひ、一枚一片等の字をヒトヒラなどいふがごとき是也、舟の薄きものなれば、ヒラタフネとはいひしなり、

〔倭訓栞 前編二十五比〕ひらだ　新撰字鏡に、艜をよみ、倭名抄に、艜をよみ、俗に用平田舟といへり、平板也、

〔類聚名物考 船車一〕平田舟　ひらだぶね　艜 和名　平駄 俗

今もこの名有、小平田大平田といふ、その大平田の猶大なるを五大力といへり、貨積舟にて重きをのすれば、五大力菩薩の名をとれり、平駄もその形ひらたければ、かくいふ也、

〔和漢三才圖會 三十四船橋〕艜 ひらだ 音帶　和名比良太　俗用平田舟○中略

按、艜形似䑧而長薄、以宜行淺川、其長三丈餘、

〔諸造船式圖〕中艜船 見沼通船ト云

上口凡 長三丈四五尺、横七尺位、

艜船 俗ニ川艜ヒラダ

上口凡 長五丈一二尺ヨリ七丈七八尺マデ、横一丈位ヨリ一丈四五尺位、

荒川通ニ有之

幅五尺八寸　右同断

側高サ壹尺六寸

但丹州薗部、鳥羽川、淀、宇津根、此四ヶ所之舟同ジ寸尺、

〔羅山文集碑銘四十三〕吉田了以碑銘

十二年〇慶長春、了以奉鈞命、通艇於富士川、自駿州岩淵挽舟到甲府、山峽洞民、未嘗見有舟、皆驚曰、非魚而走水、怪哉々々、與胡人不知舟何以異哉、此川最嶮、甚於嵯峨、然漕艇通行、州民大悦、〇中略十六年了以請行舟鴨河、乃聽之、因自伏見河漕艇、遡上流達于二條、至今有數百艘、遂構家河傍、

〔甲斐國志山川三十一〕一富士川　慶長中、角倉與市ガ台命ヲ奉ジテ、險ヲ平ラゲ、漕道ヲ通ジケレバ、土人皆驚歎シテ神功ト稱シキ、〇中略船ノ制ハ長七間半、横七尺、深三尺許、薄板ヲ以テ造之、船底平ニシテ艫舳共ニ高シ、之ヲ行ルトキハ、一人船頭ニ在テ篙ヲ執リ、一人船尾ニ在テ、舵ヲ持テ舟梁ニ立チ、兩人船旁ニ雙ビテ、櫂ヲ以テ水ヲ撥キ、船ヲシテ疾行セシム、其船頭ニ在ル者、危險回折ノ處ニ遇毎ニ、豫手ヲ擧テ在尾者ヲ警シム、在尾者卽舵ヲ盪シテ、船ヲ左右ニスルコト自由自在ナリ、進テ其處ニ至レバ、船頭ニ在ル者、篙ヲ伏石峭巖ニ支ヘテ回避シ、怒濤ニ簸揚セラレテ下ルコト速ナリ、鰍澤河津ヨリ駿州巖淵河岸ニ至ル、水程十八里、日ヲ終ヘズシテ著スベシ、若急事アル時ハ、三時四時ニシテ達スト云、

〔観放生會記〕八月〇寶曆五年十四日の未の時ばかりに京を出て、五條より高瀬舟にのりて、下るほどに、申のかしらに伏見につきぬ、

〔金葉和歌集秋三〕河霧をよめる　藤原行家

川霧のたちこめつればたかせ舟わけゆくさほの音のみぞする

〔新撰字鏡舟〕艜衝細狭長也、比○瓦○太○、

但元祿三午年より奉願、毎年大坂御城上納、

一角倉與一、過書高瀨支配之儀、六代以前吉田了以、權現樣上意を以、嵯峨川、加茂川高瀨舟支配仕、其後大坂御陣之節、了以悴與一以方便、兵粮大坂御藏より伏見江積登せ、其外御陣中御奉公仕候ニ付、爲御知行代家領ニ被下候、元和元卯年、淀川過書船支配、并江州ニ而御代官所被仰付、與一入道素庵隱居、總領與一ニ家督被仰付候節、次男平次ニ、嵯峨川高瀨舟之儀、御分ケ被下、于今甚平支配仕候由、〇中略

嵯峨川高瀨船之事　　支配人

平次嵯峨川高瀨支配之由緒前記之　　角倉甚平〇中略

御運上銀貳拾枚　　元祿三午年より依願差上之、

但御運上銀、毎年角倉與一江相渡、賀茂川高瀨舟御運上一所ニ、大坂御金藏江上納、

一船數七拾九艘　　有船

取米拾ヶ年平均、米千百六拾石餘、拂方引之、殘る貳百石餘、甚平取分、

內六拾三艘　　高瀨舟、外ハ普請獵船〇中略

船〇高瀨船寸尺

長サ六間六尺

幅五尺七寸　　但船極印無之

側高サ壹尺七寸

但丹波世木上河內、此貳ヶ所之舟同ジ寸尺、

長サ七間

用、和州吉野川の舟も異也、萬葉泊瀨の川に艜浮てと讀り、

〔三代實錄四十光孝六〕元慶八年九月十六日癸酉、令〓近江丹波兩國〓各造〓高瀨舟三艘〓其二艘長三丈一尺、廣五尺、二艘長二丈一尺、廣五尺、二艘長二丈、廣三尺、送〓神泉苑〓、

〔源平盛衰記三十三〕平家太宰府落幷平氏宇佐宮歌附淸經入〓海事

主上〇安德中略、山鹿城ニモイマダ御安堵ナカリケル處ニ、惟義〇緖方十萬餘騎ニテ、押寄ルト聞ヘケレバ、又取物モ取アヘズ、山鹿城ヲ落サセ給テ、タカセ船ニ乘移、豐前國柳ト云所ヘ渡入セ給ケリ、

〔諸造船式圖〕高瀨船

上口凡長三丈一二尺ヨリ八丈八九尺マデ、横七八尺ヨリ一丈六七尺マデ、

關東川々所々ニ有之

房丁高瀨船

上口凡長四丈三四尺、横八九尺、

下利根川通ニ有之

〔京都御役所向大概覺書三〕賀茂川高瀨船但京より伏見迄之事

支配人

角倉與一

一高瀨船數百八拾八艘　　有船

但總長七間胴幅六尺六寸五分　　但船極印無之

登り舟壹艘ニ、荷物拾五石積、但川水少キ節者、積足減申候、〇中略

下り舟壹艘ニ、荷物七石五斗積、但川水少キ節者、積足減申候、〇中略

一高瀨船御運上壹ヶ年銀貳百枚宛

ノ乘タリケル船ニカ有ラムト思テ、奇異ガル事无限シ、漕ラム時ニハ、蜈蚣ノ手ノ樣ニコソハ有ラメ、世ニ珍キ物也ト云テ、館ニ持行タリケレバ、守モ此ヲ見テ極ク奇異ガリケリ、長ナル者ノ云ケルハ、前々此ル小船寄ル時有トナム云ケレバ、然レバ其ノ船ニ乘ル許ノ人ノ有ルニコソハ、此ヨリ北ニ有ル世界ナルベシ、此ク越後ノ國ニ度々寄ケルハ、外ノ國ニハ此ル小船寄タリトモ不聞エズ、此事ハ守京ニ上テ眷屬共ノ語リケルヲ聞繼テ、此ナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔倭名類聚抄船十一〕艓。釋名云、艇小而深者曰艓、（中略）字亦作䒀、今案、和名太加世、世俗用高瀨舟、

〔箋注倭名類聚抄舟三〕所引文、原書不載、按方言云、艇、小而深者謂之樑、樑即艓字、見集韻、則此恐誤引方言也、

〔類聚名義抄舟三〕艓（香功、小艇、タカセフネ、）

〔伊呂波字類抄雜物太〕䑺（タカセフネ）艓　䒀　高瀨船（已上同）

〔運歩色葉集多〕艓（タカセブネ）

〔倭訓栞前編十四多〕たかせぶね　倭名抄に、艓をよめり、三代實錄に、高瀨舟と見えたり、平群郡龍田川にも高瀨舟あり、たかせは、高背の義、舟の形をいふ也ともいへり、

〔書言字考節用集器財七〕艓（タカセブネ）　高瀨舟（和俗所用）

〔和漢三才圖會船橋三十四〕艓（たかせぶね）○中略　俗用高瀨字、今舟形稍異、○中略

按、京河原流至伏見、呼曰高瀨川、其船長二丈餘、似艜而短、

〔和漢船用集舟名數江湖川船五〕艓（タカセ）　高瀨川所々にあり、山城、或は河内、攝津といへり、又安房、上野にあり、城州の高瀨舟、伏見より京師に入、則高瀨川也、艫高く舳横舳にして、ひきく平なる者也、備前に有者此類也、又大井川桂川の舟は、其制各別なり、播州瀧野舟も高瀨舟にて、加古川、高砂にいたる、其造異也、上州の高瀨舟、長十四五尋、幅一丈二三尺、高瀨舟、是より大なる者なし、すべて山川に

平内左衞門はなきか行向ひて事の仔細を尋よかし、伊賀平内左衞門家仲は、木蘭地に色々の糸をもて、獅子に牡丹ぬひたるひたゝれ、こしあて、小ぐそくばかりにて、郎等二人にはら卷きせ、はし船にとり乘り、熊谷が使の船におし向て、事のやうをぞ尋ける、

〔源平盛衰記　四十二〕屋島合戰事附玉蟲立扇與一射扇事

越中次郞兵衞盛嗣ガ、熊手ヲ以判官ヲ取ントシケルヲ、大將軍〇義經ヲ懸サセジトテ、續テ游セタリケル程ニ、事由ナク上リ給タリケレバ、盛嗣判官ヲ懸外テ、不安思ヒ、游艇ニ乘移、指寄テ宗行〇小林ガ甲ノ吹返ニ、熊手ヲカラト打懸テ、曳音ヲ出シテ引、

〔高倉院嚴島行幸記〕廿一日、〇治承四年三月さるのときに、高砂のとまりにつかせたまふ、よもの舟ども、碇おろしつゝ、浦々につきたり、御舟のあし深くて湊へかゝりしかば、はしふね三ぞうをあみて、御輿かきすへて、上達部ばかりにて、御舟は率りし、〇中略廿六日、〇中略むまの時に、宮島につかせ給、〇中略しほひくほどにて、御所へ御舟いらねば、はし舟にてぞおりさせ給、

〔萬葉集　十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

湊入之、葦別小舟、障多見、吾念公爾、不相頃者鴨、

〔新千載和歌集　十一戀〕後宇多院に十首歌講せられけるに、寄船戀、　侍從爲親

うきながらよるべをぞまつ難波江の蘆分を舟よそにこがれて

〔今昔物語　三十一〕越後國被打寄小船語第十八

今昔、源ノ行任ノ朝臣ト云フ人ノ、越後ノ守ニテ其ノ國ニ有ケル時ニ、□ノ郡ニ有ケル濱ニ、小船被打寄タリケリ、廣サ二尺五寸、深サ二寸、長サ一丈許ナリ、人此ヲ見テ此ハ何也ケル物ゾ、戲レニ人ナドノ造テ、海ニ投入タリケルカト思テ、吉ク見レバ、其ノ船ノ鉉一尺許ヲ迫ニテ、梶ノ跡有リ、其ノ跡馴杭タル事无限シ、然レバ見ル人現ニ人ノ乘タリケル船也ケリト見テ、何也ケル少人

〔倭名類聚抄 十一 舩附艇〕艇〈附游艇〉 唐韻云、艇〈楊氏漢語抄云、艇、乎夫禰、游艇、波之布禰、〉小船也、釋名云、一二人所乘也、

〔類聚名義抄 三舟〕艇〈音挺 チフ子、ツリフ子、〉 游艇〈ハシフ子〉 舫〈音放、フ子、フナハシ、ハシフ子、〉 艘〈音嗽、船數、ハシフ子、〉 艑〈チフ子〉

〔伊呂波字類抄 波雜物〕游艇〈ハシフ子〉 舫〈同〉 舸〈同〉

〔和玉篇 中舟〕艇〈ナイ、ハヤフ子、コフ子、フ子〉

〔倭訓栞 中編十九波〕はしぶね 日本紀に同船をよめるは、同は㮇也、和名抄には、遊艇をよめり、はしは、梯の義也、よて西土の俗稱に、杉板三脚艇などいへりとぞ、新撰字鏡には、艀艜をよめり、

〔日本書紀 三神武〕其年〈○甲寅〉十月辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征、至速吸之門、時有一漁人乘艇而至、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年七月壬辰、勅符副使小野朝臣篁、得今月八日飛驛奏狀、知歸著肥前國松浦郡別島也、近聞、第一第四兩隻舶、半路漂廻、疾壞未弭、尋省茲奏、轉以驚嗟、本謂忠貞、必蒙利往、不知此行、何負幽明、雖无巨災、艱虞足患、今案來奏、舶船有損、艤艇亦失、遣太宰府構補其不完不足者、然後與持節使等、共果國命、

〔小右記〕寛仁元年十月十二日丁丑、大殿御車尻、道綱卿余乘也、攝政車尻、齊信卿乘之、辰剋許、被參桂山庄、到大井、傍河南行、於贄殿邊乘船、〈屋形船二艘、其外有小船、〉

〔枕草子 十二〕とまりたる所にて、舟ごとに火ともしたる、おかしう見ゆ、はし舟とつけて、いみじうちいさきにのりて、こぎありく、つとめてなどいとあはれなり、

〔宇治拾遺物語 十四〕これも今は昔、筑紫に大夫さだしげと申者ありけり、〈○中略〉淀にて船にのりけるほどに、〈○中略〉はし舟にてあきなひする者共より來て、〈○下略〉

〔長門本平家物語 十六〕去る程に熊谷が使の船もちかづきて、五たんばかりにぞゆらへたる、新中納言殿の給ひけるは、いかなるはんくわい張良が乘たりとも、か程の小船に何事のあるべきぞ、

以形狀爲名

原名ドンバルトン

一長鯨丸　外車鐵製運送船　蒸氣二百五十馬力　長三拾九間五尺　巾五間五尺餘　○中略　噸數九百九拾六噸　○中略

一龍翔　内車鐵製　蒸氣三十五馬力　長九十三フート　巾十五フート十五分ノ六　○中略　噸數六十六トン　○中略

外

小笠原大膳大夫所持船ヲ買上

一飛龍丸　蒸氣

〔倭名類聚抄船十一〕舶　唐韻云、舶〈傍陌反、楊氏漢語抄云、都具能布禰、〉海中大船也、

〔類聚名義抄舟三〕舶〈音白、ツクノフ子、今云オホフ子、〉

〔東雅九器用〕舶ツクノフネ　倭名鈔に唐韻を引て、舶は海中大船也、楊氏漢語抄に、ツクノフ子といふと注せり、神功皇后紀にも、帆舶の字を讀てホツムといひけり、ツムといひ、ツクといふがごときは、其語轉せし所也とみゆれど、其義は不詳、〈ツクノフ子とは、海中の大船とみへたり、ツクといひ、ツキといふ、相轉じそいひし常の事也、御調物とないど運漕する所なるをやいひぬらむ、ツムといふも、また積載るをいひしもしらず、〉

〔日本書紀二十四皇極〕元年八月己丑、百濟使參官等罷歸、仍賜大舶與同船三艘、〈同船、母慮紀舟、〉

〔日本紀略桓武〕延暦二十二年四月戊申、遣典藥頭藤原貞嗣、造宮大工物部建麻呂等、理遣唐船并破損雜物、

〔萬葉集三雜歌〕石上大夫歌一首

大船二、眞梶繁貫、大王之、御命恐、礒廻爲鴨、

〔新撰字鏡舟〕艀艜〈小舟浮於水能往來也、波志布禰、〉

一翔鶴　外車木製運送船　蒸氣三百五十馬力　長三拾三間餘　巾四間三尺餘〇中略

西暦千八百六十三年於長崎亞米利加人より松平肥前守買上、價拾貳萬五千弗、其後政府江買上、

一黒龍　內車木製運送船　蒸氣百馬力　長貳拾八間三尺　巾四間〇中略

西暦千八百六十四年於橫濱請取　亞米利加國より買上

價拾壹萬弗

原名ターキヤン

一大江丸　內車木製運送船　蒸氣百五十馬力　長貳拾九間三尺餘　巾四間餘〇中略

西暦千八百六十四年於橫濱請取　英吉利國より買上

價拾五萬弗

原名ジンキー

一順動丸　外車鐵製運送船　蒸氣三百六十馬力　長四拾間餘　巾四間餘〇中略

西暦千八百六十三年於橫濱請取　英吉利國より買上

價拾九萬五千弗

原名ライモン

一太平丸　外車鐵製運送船　蒸氣三百五十馬力　長四拾七間餘　巾四間貳尺餘〇中略

西暦千八百六十四年於箱館請取　亞米利加國より買上

價四萬七千五百弗

一神速丸　內車木製　蒸氣八十馬力　長貳拾貳間餘　巾貳間半餘〇中略

深水入　舳八尺　艫九尺

深水上　舳九尺　艫七尺三寸

噸數　貳百五十トン〇中略

原名ターパンニョー

一奇捷丸　內車鐵製運送船　蒸氣百五十馬力　長三拾六間餘　巾四間五尺餘〇中略

噸數五百拾七トン〇中略

去寅七月、咬𠺕吧都督使船、長崎入津の節、長崎在留の甲比丹、建白の內、日本政府御注文帆前船、及蒸氣船阿蘭陀國王頻に勉勵仕候へども、未だ手に入不ㇾ申候、殊に歐羅巴內强國四箇國、戰爭有ㇾ之、自國は其患無ㇾ之とも、右樣の節は軍船武器等他國へ出事禁止有ㇾ之候故、阿蘭陀王心配仕り居候、併日本の爲め、國王勞心罷在候間、其內精々仕り、手に入れ次第、急速咬𠺕吧の方へ相廻し、夫より早々長崎表へ差越候樣可ㇾ仕と有ㇾ之候へば、右御注文の蒸氣船の着なるべし、夫を阿蘭陀獻貢と名付たる歟、

〔嘉永明治年間錄 五〕安政三年七月十七日、昇平丸、君澤形、兩船乘試、
阿部伊勢守殿、三番頭へ渡し、　大船追々御製造被ㇾ仰付ㇾ候に付ては、組々御番衆等、運用幷船中調練も可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候得ども、差向習練のため、昇平丸御船、君澤形御船の內、何れも順番を以拜借被ㇾ仰付ㇾ候間、其方共組の者共乘組、近海乘試運用、大砲調練、且航海の術迄も、習練致し候樣可ㇾ被ㇾ致候、尤天文方並手附の者も、其時々乘組、測量其外をも相試み候筈に付、委細は御船製造掛、天文方へ可ㇾ被ㇾ申談ㇾ候、君澤形御船乘組人數、番頭組頭、御番衆、世話役、御徒目付、御小人目付、天文方三人、與力、同心、其外侍小者、大船乘試み、月番順、八月加納駿河守、九月九鬼式部少輔、十月本多肥後守、右は大御番組、此外御書院番、御小性組月割、爰に略す、

〔嘉永明治年間錄 十六〕慶應三年九月、希望ノ者ハ、蒸氣飛脚船ヲ以テ、大坂へ往返スベキノ達、
美濃守殿渡書付　此度廻船御用達等引受にて、蒸氣飛脚船頭取、當月中より大坂表へ致ㇾ往返ㇾ候間、御用旅行物は勿論、諸家家來、百姓町人、婦女等に至迄、右飛脚船にて致ㇾ往返ㇾものは、勝手次第、廻船會社へ申込、相當の入用差出、乘込候樣可ㇾ致候、〇下略

〔海軍歷史 二十四〕西曆千八百六十三年―――英吉利國より買上、於ㇾ橫濱ㇾ請取、　價拾四萬五千弗
原名ヤンシー

大船は二人漕と云て、櫓壹挺に、水手二人かゝりて押すなり、櫓も大にして、船の作り樣も別なり、二人漕の四拾挺立小櫓にして八十丁立也、二人漕に對して、常の早舟を小櫓と云、舟方言なり、

〔信長公記六〕元龜四年二月廿九日、辰剋今堅田へ取懸、明智十兵衛、圍舟を拵、海手の方を東より西に向て被攻候、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕二形フタナリ 此舟、何國と定りたることなし、東國南海にあり、其外諸國船主、のぞみに依て作るもの、二形作りと云、千石以上の大船也、

マゼ〔宇未考、潮音に呼べし、〕 是又加賀、越前、丹後、但馬等の國に用る舟也、腰より艫に臺垣立あり、帆柱おもてのかたより立るなり、

アダテ〔宇未考〕 肥前、豊後の方に有、薩摩にてアサツテイとよぶものなるべし、四五百石六七百石積の舟也、俗呼で枕箱と云、前後戸立作りにて、其かたちの似たるを以云なるべし、

アサツテイ 薩州の船なり、宇未考、サの字濁、國語成べし、エツトウと同じ造りにて、大なるを云、船梖四階造りなり、是を熊野浦にてハツテウと云といへり、

〔嘉永明治年間錄四〕安政二年七月廿九日、阿蘭陀國、蒸氣船ヲ獻貢ス、

小十人組、贊善右衞門組、學問所敎授方出役矢田堀景藏へ達、

長崎表へ阿蘭陀國より獻貢の蒸氣船、運用其外傳習として被遣候間、早々可致出立候、且又彼地の勤方、御勘定格御徒目付永持亨次郎、幷小普請組奥田主馬支配勝麟太郎も被遣候間、申合一同重立取扱可申、尤も外に職方の者共被遣、外國人より傳授請候事にて、不容易御用筋に候間、銘々一時の功を爭ひ、一己の名聞を相立候樣の儀、聊無之樣厚申合せ、外役々の下々迄、右の心得を以て、如何敷は勿論、不取締の儀無之樣可取計候、尤も永井岩之丞、諸事引受、指揮致候事に候間、萬端得差圖、相勤可申旨、遠藤但馬守殿、被仰達候事、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕押廻　大舶也、荷方千石積以上の船舳を、高く曲上る故、押廻しと云、

〔和漢船用集四舟名數海舶〕檜垣　攝州大坂廻船問屋の仲間船を云、六七百石以上、皆大船也、垣立の筋を檜垣にするゆへの名なり、今檜垣と呼で荷舟の名とす、すべて大廻し荷物を積といへども、おほく酒樽、油樽類を積ゆへ樽舟と云、是又荷舟の一法也、

〔德川禁令考四十五商估〕嘉永四亥年三月九日

諸問屋仲ヶ間組合再興

去丑年、檜垣廻船積仲ヶ間問屋共より、冥加金上納致來候處、○下略

〔守貞漫稿五生業〕廻船問屋　諸國廻船多シト雖ドモ、運賃ヲ以テ漕スルハ、大坂ヨリ江戸ニ下ルヲ第一トス、是亦大坂ヲ本トシ江戸ヲ末トス、其中ニ二種アリ、酒樽ヲ積ムヲ樽船ト云、其他ノ諸買物ヲ積ミ漕スヲ菱垣廻船ト云、此船ハ船周リノ垣ノ子ニ菱ニ組ム故ニ名トス、他船ハ格子也、此二船ヲ以テ、大坂二十四組ノ商家ヨリ出ス諸物ヲ、運賃ヲ以テ江戸十組ノ買店ニ達ス、運賃諸物ノ各定アリ、價物ノ條ニ載ス、樽菱垣トモニ數十艘アリ、大坂船問屋ノ自船ヨリ、或ハ船主別ニ在テ問屋ニ托シアルモアリ、又時ニヨリ雇ヒ船モスル也、大概千石以上ノ船ノミ也、右ノ大坂ヨリ出ル諸物ノ掌ルヲ積物屋ト云、江戸ヨリ大坂ニ達シタルヲ點檢シテ、其宛名ニ頒配スルヲ荷役問屋ト云、諸國皆然リ、江戸ニハ菱垣樽船共ニ荷役問屋ノミニテ、積問屋小行故ニ兼之、

〔和漢船用集三舟名數海船〕半垣作　小早也、本垣立寸法、半分にする故の名也、屋形、帆棚、日覆等あり、

〔和漢船用集三舟名數海船〕欄干造　垣立を欄干にする者也

〔藻鹽草十七人事雜物并調度〕船

ころ船　ころ船にあふ人ありときゝつるはもたひにとまるけふにやあるらん

〔和漢船用集三舟名數海船〕ころふね　藻鹽草、舟の詞よせにも出たり、小早舟にて小櫓舟也、すべて

仕間舖事、
右之通相定候間、此旨可₂相守₁、不時に人を廻し相改、若相背者於₂有₁之は、當人は曲事申付、名主家主越度可₂申付₁之段、燒印札所持之舟たりといふ共、改候節船に掛置ざるにおゐては、札取上候間、此條々相守候樣に、町中急度可₂相觸₁者也、
五月

〔諸造船式圖〕箱造日除船 武家手船
但四挺立、三挺立、
上口凡 長三丈一二尺 橫七八尺
船棧蓋ヨリ縁床マデ

日除船 俗ニ屋根舟ト云
但四挺立、三挺立、貳挺立、
上口凡 長二丈五六尺 橫六尺

日除造二挺立船 俗ニ武家手舟、假日除、
上口凡 長二丈四五尺 橫五六尺

〔寬天見聞記〕仲町 深川 江戸を初め、其外の娼婦、客の迎ひとて屋根船にのり、舟宿まで行事あり、○中略此舟春夏の頃は、兩國川あたりに納涼花火などに遊ぶ事有、前に云三味線藝者を伴ひし舟ともに、橋間につなぎて、猥がはしき事も有しより、屋根船のすだれは、雨雪の時、または波立たる時の外は卷上おくべし、橋間につなぎ置べからずと、此年 天保 十三年 四月に令ありける、

〔和漢船用集〕五 舟名數 江湖川船 四ツ足舟 通舟に日覆をする者、其柱四本あるを以呼の名也、小船に日覆屋形あるを云、

東國丸　淺草橋の船なり大船のはじめなり、

山一丸　日本橋の船なり、東國丸より後に造る、東國丸より大きなる屋形を八間にきりし故、山一丸と云ふ、

熊一丸　江戶橋の船なり、屋形を九間にきりし故に、熊一丸と云、

神田一丸　神田一丸、是は神田にて一番の大船なり、〇中略

川武丸　大屋形船なり、さりながら、此船程のは、いくらもあるゆへ、餘はこも多さに略之、

窮屈丸　此船は、かし船にはあらず、或人の手船なり、或は自樂丸と名付て、小さき船なれども、自らは樂しむと云ふ、或は易安丸など丶名付て、せばき船なれども、膝を入るゝに樂しみありといふ心を以て名付る、此作の同類のみなる中に、窮屈丸と名付けしは、替りたる心なれば、是を記す、

〔東都歲事記五月二〕船遊山〇中略　屋形船は、寬永の頃より時花(ハヤリ)出で、百艘に極りしとぞ、東國丸といへるを大船の始とし、夫より續て、熊市丸、山市丸あり、熊市は座敷九間に、臺所壹間ある故なり、山市は、座敷八間、臺所一間ありし故の名なり、神田一丸といへるは、神田川にて一番の大船なりしとぞ、

〔玉海〕治承四年三月五日丁巳、巳刻攝政〇藤原基通被向宇縣、長者之後初度也、〇中略入夜被還也、

宇治儀

宇治川渡之間、依無尋常船、舁居車於無屋形之船渡之、於平等院北面大門下車、

〔東都歲事記五月二〕船遊山　兩國より淺草川を第一とす、花火の夜は、ことに多し、樓船の名は、江戶砂子拾遺に、百艘を擧ぐ、今は次第に減じて、屋根舟〇本名日よけ舟のみ、年々に多くなれり、

〔享保集成絲綸錄四十二〕正德三巳年五月〇中略

一貳挺立三挺立之日除船、川船方爲御用、員數三拾艘ニ相定、燒印札壹枚充渡置候、此外一切所持

して、天下の要具也、家根船、猪牙船は、人力を助るの國用に聊用立ず、遊民のみの乘船にして、無益のもの、日に増月にまし多く成事歎かし、、屋形船は遊船の如くなれど、要用の節、屋根を取拂ひ、數百石を積入事なれば、無益の物にあらず

〔江戸繁昌記 二〕街輿 附猪牙船

館舫者、本富豪之物、且其用概限烟火納凉之節、屋船之用、特居多、于花、于雪、于月、于虫、浮於墨河、棹於綾瀬、本所羅漢、龜戸天神、載絲竹以行、若佃島、若木場、或換釣舟之任、納凉烟火固其職也、若夫納凉烟花之盛、船料踊貴、不啻三倍、茶船任舟、於焉乎出、而充遊船之役、

〔甲子夜話 二十四〕世ノ有樣ハ、今ト昔トハ變ルモノナリ、予〇松浦清十歳頃ヨリ十八九バカリ迄ハ、兩國ノ納凉ニ往キ、或ハ彼ノ邊ヲ通行セシニ、川中ニ泛ル舟、イク艘ト云數シラズ、大ハ屋形船、小ハ屋根舟、其餘平タ船、ニタリ舟抔云フモ數シラズ、或ハ侯家ノ夫人女伴、花ノ如ク、懸燈ハ珠ヲ連ネタルガ如キ船數十艘、コノ餘、絃管、鬪拳、倡歌、戲雜ニ非ザルハ無シ、故ニ水色燈光ニ映ジテ繁盛甚シ、〇中略寛政ニ諸般改正セラレテヨリ、風俗一變シ、コノ舟絶テナクナリヌ、今三十餘年ヲ過テ、世風寛政ノ頃トモ大ニ違ヘレド、彼舟ナドハ竟ニ昔ニカヘルコトナク、今知人モ稀ナリ、又兩國川ノサマモ、屋形船ハ稀ニ二三艘、屋根舟モ處々往來スレドモ、多クハ寂然、僅ニ絃歌スルモ有ルカ無キカナリ、タマ〳〵屋形船ノ懸燈ハ川水ヲ照セドモ、多クハ無聲ノ船ノミ、年老タルハ悲ムベケレドモ、昔ノ盛ナルヲ回想スルニ、カヽル時ニモ逢シヨト思ヘバ、亦心中ノ樂事ハ、今人ニ優ルベキ歟、如何、

〔道の幸 上〕十八日〇寛政四年十月佐屋宿、本陣に入て晝の志たゝめす、〇中略これより船にて木曾川をくだる、邦彦ぬしは、尾張亞相公のまうけさせ給とて、やかたつくれる船賜はりてのらる、

〔紫の一本 下〕船

のする、此舟に乘り、淺草川を乘廻し、暑をわすれ慰さむ、此舟遊の初也、翌年の頃より、大身衆も凉とて、人大勢乘故、凉しからず、翌年より船次第に大きく拵へ、四五間も有舟に成、承應之頃、船の盛にて、明暦中、正月江戸中の大火事、翌年に至て、御城御普請、江戸の大名衆普請故、舟は如何樣の小舟にても、材木石竹運送船と成て、中々凉の屋根舟一艘もなし、依之三四年、船遊山、透とやみしに、萬治頃、右の凉舟作り出し、諸人共、夏の暑を凌ぎ、過し大火事のくるしみを忘れ、夥敷はやり、大身衆迄、あまた出らるゝにより、舟ちいさく、間數すくなくて成らず、次第に大きく七間八間の屋形に拵へ、後は船の名、川一丸、關東丸、大關丸、山一丸、熊一丸、十滿一丸抔とて、山一丸は九間あり、熊一丸は十間有、十滿一丸は十一間有、大船に御旗本衆乘て、行厨色々美盡し、人數十人なれば、鑓十本兩のすだれに添てかけならべ、十貳人なれば十二筋也、是を御旗本の乘りたる幅に見ゆる、町人の借て出る舟には、鑓壹筋もなし、御旗本乘たる舟は、鑓計にあらず、家來の侍、袴を著し、用人らしき者には、綟子肩衣著するも有し、近年の船遊山は、舟もちいさく、鑓抔は一筋も見へず、

〔嬉遊笑覽七遊行〕難波にては、屋形舟を御座といふ、明暦二年懷子五河道遙、河御座の凉しくもあり今日の秋、藤昌やかた船といふ名もなきにあらず、椀久物語、鷲尾に詣るところ、淀のえだ川に屋形舟をかざらせ、○下略

〔壓塚談上〕屋形船の事、享保の比は、江戸中に百艘有けるよし、菊岡沾凉が編述、江戸砂子に見へたり、增補江戸砂子には見へず、最初の板にあり、寶暦七八年比は、吉野丸一番の大屋形也、大兵庫丸、夷丸、大福丸、川一丸など、大屋形船にして、すべて六七十艘も有けり、予○小川顯道水稽古に日々見たる所也、然るに當時は貳拾艘計も有べし、皆小屋形のみなり、たゞ家根船、本名日よけ船猪牙船多く有、家根船は、四五十年已前は五六十艘有けるよし、今は五六百艘、猪牙船は七百艘も有べしといふ、十四五ヶ年以來夥敷なれり、船宿六百軒餘も有之よし也、それ船舶は、萬民の歩運にくるしむを助ける物に

覺○中略

一屋形船の數、先年より百艘に限り候、彌其旨を相守り候て、此數之外に、小屋形船にても作り出さゞる樣に、可被申付候事、○中略

以上

三月

〔享保集成絲綸錄四十二〕正德三巳年五月

一町中屋形船員數之儀、寛永三戌年、百艘相定、其節船主共江燒印札渡置、猶又此度令吟味、右之者共江燒印札壹枚宛相渡、彌員數百艘相定候間、右之外は、屋形船壹艘も所持仕間鋪事、

一町船作り之、武士方所持之屋形船之儀は、其屋敷より番所江相達、子細有之分は、是又燒印札壹枚充相渡候、武士方之屋形舟たりといふ共、札於無之は、一切預り申間鋪候事、○中略

右之通相定候間、此旨可相守、不時に人を廻し相改、若相背者於有之は、當人は曲事申付、名主家主越度可申付之段、燒印札所持之舟たりといふ共、改候節船に掛置ざるにおゐては、札取上候間、此條々相守候樣に、町中急度可相觸者也、

五月

〔洞房語園異本考異上〕遊女の傳奏御屋敷御評定所へ召れし趣意は、國初御評定所へ、式日に至り、朝夕の御賄の義は、下奉行に被仰付候處、手支候事はなけれ共、御歷々の御給仕の人に事かき候よしか丶るを國老板倉四郎左衛門伊賀守勝重從四位侍從了簡を以て、吉原町の遊女を召使れたり、○中略傳奏御屋敷へ召れし遊女の往來には、舟の上には苫覆をいたし、幕簾をかけたるを初めとして、外外にも屋形舟といふもの始りけると也、是樓船の權輿と聞えたり、

〔昔昔物語〕昔慶安の頃、夏日照暑氣强故、諸人涼みの爲、ひらた舟に、やね作りかけ、是をかりて人を

天和四子年六月

一町中にて屋形船、むざと作り申間鋪候、向後新規に作り度と存候者は、前方町年寄江相斷、指圖次第可仕候、若無斷作候者於有之は、可爲越度候條、此旨相守、違背仕間鋪者也、

六月

元祿二巳年六月

一屋形船、前々御定之通、寸尺少も大に仕間敷候、尤定之數之外、造り申間敷候、幷船貳艘も三艘も一ツにもやひ、自由致候儀、堅仕間敷事、○中略

右之趣可相守、若相背においては、急度曲事可申付者也、

六月

元祿十四巳年七月

一先年屋形船之寸尺相極候處、定之外大キ成屋形船有之樣ニ相聞候間、向後左樣之船及見候者、相改候上、船取上之、尤船主曲事可申付候、以上、

七月

寶永三戌年八月

一今度町中屋形船之員數、百艘ニ相定、船持共江札壹枚宛渡置候間、右之外壹艘も所持仕間敷候、若此旨相背候者有之候はゞ、其者は不及申、家主迄急度可申付候、自然百艘之內、減少致候はゞ、又々相加へ、百艘之都合に致候間、其節屋形船致所持度と存候者は可訴出、吟味之上、可申付候、以上、

八月

〔享保集成絲綸錄四十九〕正德三巳年三月

覺

一町中ニ在之借屋形船、近年大キ成舟共相見候ニ付、今度船之寸尺相定リ候、是よりちいさき船は各別、定より少も大キ成屋形船、一切造り申間敷候、只今迄持來候共、定候より大成屋形船、自今以後、堅借シ申間敷候、尤所々之河岸々々にもつなぎ置申間敷候、

屋形船尺之覺

一船長サ、みよし際より戸立迄、四間三尺、

一表之梁間、四尺三寸、

一胴之間梁間、六尺五寸、

一艫之梁間、五尺五寸、

但中敷居いたし、仕切可申候、

一表之小間、長サ四尺八寸、

一胴之間、長サ壹間三尺、

一筒之間、長サ壹間壹尺貳寸、

一艫之間、長サ壹間、

一屋根之高サ、板子之上より棟木之下場迄、五尺、

一軒高サ、船ばたより三尺七寸、

一軒之出端、壹尺壹寸、

一間數、胴之間、筒之間、此貳間より外は仕間敷候、

右之通、急度相守可申候、役人出シ相改候間、少も於致違背は、可為曲事者也、

七月

して、勾道と呼て舟の名とす、鹿子一人乘を云、船かわ臺有て高欄なき者也、

〔嬉遊笑覽〕二下器用すべて、昔の大やかたは、幅に比ぶれば、竪に長過たるものにて、何丸など、船の名をゑるすは、金物にて文字を刻み、入口の戸の上の横木に打付たり、今の如く扁額を造りて懸たるはなし、

〔榮花物語〕三十一殿上の花見長元四年九月廿五日、女院、〇上東門院一條后住吉石淸水へまうでさせ給ふ、〇中略かも河じりといふ所にて、御ふねにたてまつる、ふねはたんばのかみ章任がつかうまつらせたりける唐やかたのふねに、こまがたをたて、かゞみ、ぢん、ゑたんなどを、さま〲おかしきさまにつくしたり、

〔台記〕康治元年二月廿八日壬辰、法皇高陽院御樓船幸宇縣、於河中雷、電、雨注舟中、

〔源平盛衰記〕七成親卿流罪事
大納言〇成親ノ世ニオハセシ昔、熊野詣ナドニハ、二瓦ノ三棟ニ造タル舟ニ、次ノ船二三十艘、漕列ケテコソ下シニ、今ハケシカル舁居屋形ノ船ノ淺猿カリケルニ、大幕引廻シテ、見モ馴ヌ武士ニ乘具シテ、イヅクヲ指テ行トモ知ズ、下給ケン心ノ中、サコソ悲ク覺シケント、押計ラレテ無慙也、

〔勘仲記〕建治二年七月廿四日丙辰、攝政殿〇藤原兼平氏長者之後、始入御平等院、〇中略至宇治河東岸御船寄下、當離宮馬場未寺家儲御舟寄、人々下馬、〇中略予〇藤原兼仲一人可候殿上人船之由、別蒙御定之間、令乘用松屋形船、懸御簾、敷小文帖、予一人乘之、令差渡西岸、

〔太平記〕三十八九州探題下向事附李將軍陣中禁女事
僅ニ二百四五十騎ノ勢ニテ、巳ニ纜ヲ解ケルニ、左京大夫ノ屋形船ヲ始トシテ、士卒ノ小舟共ニ至マデ、傾城ヲ十人二十人ノセヌ舟ハ無リケリ、

〔享保集成絲綸錄〕四十二天和二戌年七月

〔百錬抄　十七後深草〕正元元年三月五日、今日於西園寺為被供養一切經、〇中略主上行幸、〇中略入御剋限、仰樂屋亂聲、（即止）樂人等參向、左右行事（左馬頭具朝臣、右近衞持朝臣、）相副之、龍頭鷁首、各於池上奏樂、

〔增鏡　五內野の雪〕寶治のころ、神無月廿日あまりなりしにや、紅葉御らむじに宇治にみゆきしたまふ、〇中略御前の御あそびはじまる程、そりはしのもとに、龍頭鷁首よせて、いとおもしろく吹あはせたり、

〔太平記　二〕俊基朝臣再關東下向事

大井河ヲ過給ヘバ、都ニアリシ名ヲ聞テ、龜山殿ノ行幸、嵐山ノ花盛、龍頭鷁首ノ舟ニ乘、詩歌管絃ノ宴ニ侍シ事モ、今ハ二度見ヌ夜ノ夢ト成ヌト思ツヾケ給、

〔倭訓栞　中編二十七也〕やかたぶね　樓船なり、東鑑に屋形船とかけり、

〔名物六帖　器財二舟棹桴筏〕樓舡（ヤカタブネ）漢武帝秋風辭、泛樓船兮度汾河、

〔書言字考節用集　七器財〕廬船（ヤカタブネ）釋名、舟上屋曰廬、

〔和漢船用集　五舟名數江湖川船〕町御座船　本名町屋形、船賃を取て借ゆへ、借御座船と云、堯山堂外記に、廬遊山船以行と見へたり、

本邦にも、此舟を雇て遊興に用、其制、漢の遊山船に同じ、總矢倉にて日覆屋ねあり、下裝載すべし、上坐客すべし、風有時は用がたし、酒を携、妓女を載、遊山船とす、大小席の多寡をいわず、水主鹿子の多少による、一人乘、二人、三人、四人、五人、六人乘と云、則呼て舟の名とす、凡遊山船、諸國にあり、武州にても屋形舟と云、御座船と呼、海舟作りにて大船有、因州にて中障子、半障子と云て、大小をわかち名とするの類、所々にて名目はかわり有べし、

勾這　此舟、町屋形船の中、尤小なる者を云、總て借御座船、下は屋形にて、上總やぐらなり、日覆やねあり、座客すべし、此舟は下は屋形にして、上勾這やねにて、やぐらなし、勾這やねと云べきを略

地敷龍頭蘇芳絹、鷁首黄絹、錦上敷之、今度無地敷、失也、

紫端疊一枚地敷上敷之、爲寮頭座、鷁首船不敷之、

龍頭在賀背左右髻頂有白銅玉、口含白玉、以木作之背緑眉著船舳、

鷁首在賀背左右翼頂有白銅玉、觜含花枝、以緑作之著船舳、

鴈齒左右及艫著之、黑漆地、龍頭金銅金物、鷁首白銅金物、以之爲文、兩船其文同、

尾著船艫左右、黑漆地、龍頭金銅金物、鷁首白銅金物、以之爲文、兩船其文同、如鷺羽文、

紅欄金銅金物、梓木上、當柱居寶形、

水引左右及艫、囗廻之、紺唐綾處々畫水文、螺鈿魚、上際畫千鳥、

已上、左近飾龍頭船、右近飾鷁首船、

綵色棹八筋船別四筋○下略

〔參議公通卿記〕仁平二年三月八日、今日御賀後宴也、○中略船樂六艘參進、其內龍右近鷁左近各一艘、舞樂雲客乘之、左右近衞將監艘別四人狩裝束棹之、次龍二艘左近府丁、右衞門丁、鷁二艘右近府丁、右衞門丁、召人樂人等乘之、本府番丁以下、艘別四人裝束如昨日棹之、廻自島崎、參著岸下、奏鳥向樂、左方乘龍、右方乘鷁、

〔兵範記〕裏書仁安三年八月四日朝覲

舟差八人、裝束、

龍頭童四人、蠻繪袍、朽葉半臂、下襲蘇芳、末濃袴、濃張單、布帶、天冠、糸鞋等、

此具半臂下襲已古色也、尤失也、可著二藍也、

鷁首童四人、蠻繪袍、柳半臂、下襲青、末濃袴、他事如右、此具無相違、

〔皇帝紀抄〕七高倉安元二年二月六日、後宴也、樂人、舞人、殿上、地下、乘龍頭鷁首、自最勝光院北廊參御前、入夜舞曲了、被行勸賞、還宮、

〔年中行事繪卷〕

龍頭

〔駒競行幸繪詞〕

鷁首

文選ノ注ニハ、水神ノヲヅルトリナリ、水中難ヲサランガタメニ、此ノ鳥ノカシラヲツクル由シ見エタリ、今ハヒトヘヽニ鳳首ヲツケテ、鷁首トナヅクル歟、

〔和漢三才圖會船橋三十四〕船○中略

龍頭鷁首　貴人船前、畫龍及靑鷁者、鷁能所以防水鳥、皆欲船不溺波浪、謂之龍頭鷁首、又曰、舟爲鷁亦此意也、鷁見于水禽部、晉王濬、造大艦、方百二十步、受二千餘人、建樓開門、馳馬往來、畫鷁怪獸于船首以厭水神、其壯大自古未曾有如此也、乃浮江攻呉、以大勝之、

〔紫式部日記〕其日、新しく作られたる舟どもさしよせて御覽ず、龍頭鷁首のいけるかたち、思ひやられてあざやかにうるはし、

〔榮花物語音樂十七〕御堂供養、治安三年七月十四日と定めさせ給へれば、よろづをまづ心なく、よるを晝におぼし營ませ給ふ、○中略大門いらせ給ふ程に、左右の舟の樂、龍頭鷁首舞ひ出でたり、

〔榮花物語御賀二十〕治安三年十月十三日、殿の上の御賀○藤原道長妻倫子なり、○中略さま〴〵の事どもあるべき限りにて、ふねの樂、龍頭鷁首こぎいでたり、

〔續世繼こがねの御注一〕治曆元年九月廿五日に、高陽院にてこがねの文字の御經、みかど○後冷泉御みづからかゝせ給ひて、御八講行はせ給ひき、○中略五卷の日は、宮々上達部殿上人、皆さゝげもの奉りて、たつ○。○。○。鳥のから舟池にうかびて、水の上に聲々ならべあひて、佛の御國うつし給へり、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、廿七日癸亥撤尊者已下辨已上膳○中略

樂船雜具借用平等院、

鵜船四艘龍頭二艘組之、鷁首二艘組之、借桂河鵜飼、鵜飼泝東河至東二條停之、仰檢非違使曳入池中、

板敷木工寮敷之

筵掃部寮敷之

たなをの船

〔和漢船用集 五 舟名數江湖川船〕棚小の舟 藻鹽草に出たり、歌によめりといへども、いまだ證歌を見ず、上棚の小なる者を云べし、攝州尼崎島貝をひさぐ舟などを云べし、

〔嬉遊笑覽 二下 器用〕へカ舟 羽根田〇武藏國の海邊の漁舟に、へか舟と呼ものあり、薄板の小舟なり、按るに難波にへカと呼小車あり、へカはへコといふと同く、輕細の義と聞ゆ、

〔諸造船式圖〕部賀船

上口凡長四丈四五尺、横八九尺、

巴波川、思川、渡良瀨川通ニ有之、

〔和漢船用集 五 舟名數江湖川船〕一枚枻 是歌によめるたなゝし小舟也、平田作にて上棚なき者、通舟又耕作舟に用、

〔和漢三才圖會 三十四 船橋〕刬船 秧塲 俗云一枚棚

三才圖會云、刬、撥進也、其船制、短小輕便易於撥進、故名之、瀕水及灣泊田土之間行、若際水則以鍬掉撥至、或隔陸地、則引纜掣去、如泥中草上、猶爲順快、水陸互用、便於農事、

〔和漢船用集 五 舟名數江湖川船〕三枚枻 同上一枚枻同製 舟也、武備志に、三板船と云者、舟側二枚、底一枚也、是三枚船と云べきを、三枚枻と呼來れり、是も棚なし舟也、其制一枚枻とは各別にて、細く狹くして長き者、其長さ四間餘、幅二尺二三寸、一本水押にて横舳也、河州に用て耕作舟とす、

〔伊呂波字類抄 利 疊字〕龍頭 船名也 〔同 計 疊字〕鷁首 舟名也

〔運歩色葉集 京〕鷁首 鷁退飛之鳥也、以之船尾名之、

〔易林本節用集 利 財寶〕龍頭鷁首 在舟

〔塵袋 三〕一船ニ龍頭鷁首アリ、鷁ハナニトリゾ、其故如何、

〔萬葉集九相聞〕鹿島郡苅野橋別大伴卿歌一首并短歌

牡牛乃、三宅之浦爾、指向、鹿島之崎爾、挟丹塗之、小船儲、玉纒之、小梶繁貫、〇下略

〔萬葉集十六有由縁并雜歌〕筑前國志賀白水郎歌

奧去哉、赤羅小船爾、褁遣者、若人見而、解披見鴨

〔萬葉集六雜歌〕過辛荷島時山部宿禰赤人作歌

味澤相、妹目不數見而、敷細乃、枕毛不卷、櫻皮纒、作流舟二、眞梶貫、吾榜來者、〇下略

〔萬葉集略解六〕かにばまきは、今舟の舳を蕨繩して卷如く、櫻の皮もて卷たるならん、

〔倭訓栞前編十四〕たないしをぶね　萬葉集に、棚无小舟と見ゆ、舟は舳にも艫にも棚ありといふは非也、こはとも板、へ板といふ、棚とはいはず、童蒙抄に、棚とは、うらうへのふなばたに打たる板をいふ、舷也、至て小き船には棚もなきなりといへり、

〔萬葉集一雜歌〕二年〇大寶壬寅太上天皇〇持統幸于參河國時歌

何所爾可、船泊爲良武、安禮乃崎、榜多味行之、棚無小舟、

右一首高市連黑人

〔萬葉集略解一〕棚無を舟は、和名抄、柵不奈太那、大船旁板也と有て、小舟には其たななければ、しかいへり、

〔萬葉集三雜歌〕高市連黑人羇旅歌

四極山、打越見者、笠縫之、島榜隱、棚無小舟、

〔古今和歌集十四戀〕題しらず　讀人しらず

堀江こぐ棚なしをぶねこぎかへり同じ人にやこひ渡りなむ

〔藻鹽草十七人事雜物并調度〕船

〔萬葉集三雜歌〕高市連黑人羇旅歌

客爲而、物戀敷爾、山下、赤乃曾保船、奥榜所見、

〔萬葉考槻落葉三之卷別記〕赤乃曾保船

營繕令云、凡官私船、毎年具顯色目勝受斛斗破除見在任不、附朝集使申省義解云、謂檣棹之類、是爲色也、船艇之類、是爲目也云々とあるを、集解に、或人古記を引て、公船者、以朱漆之といへり、是は義解の說にもとりて、却て色目の解を誤れるものなるべけれど、官私の船、彩色によりて分別ある事、且官船は朱漆なる事、この古記にて知られたり、則卷十六に、奥去哉、赤羅小船爾、裹遣者、若人見而、解披見鴨、とある赤羅小船は、公船なるよしは、その左註に見えたり、又同卷に、奥國、領君之、染屋形、黃染乃屋形、神乃門渡、とあるは、配流の人などは、黃染の船に乘るにや、この歌、怕物歌と題せるは、隱岐の國に、はふりやらるゝ人の、黃染の船に乘て、かしこき神の海門を渡り行を、おそろしむ意によめるなるべし、是等の歌にて、船に彩色の品ありて、公私の分別ある事、いよゝ明らか也、

〔萬葉集略解三上〕卷十四、まがねふく爾布能麻曾保の色に出てと有て、赭土をそほにといへり、あけのそほ舟は、其赭土もて塗たる船也、卷十三、左丹塗のを舟もがも、又なにはの崎に引登るあけのそほ舟、卷十六、おき行や赤羅小舟など有、あけと上に置て重ねいへる也、さて色どりたるは官船にて、官人の船ならん、

〔萬葉集十三相聞〕忍照、難波乃埼爾、引登、赤曾朋船、曾朋舟爾、綱取繫、引豆良比、有雙雖爲、（〇下略）

〔萬葉集十秋雜歌〕天漢、安乃川原乃、有通、歲乃渡丹、〇曾〇穗〇舟乃、艫丹裳軸丹裳、船装、眞梶繁拔、（〇下略）

〔萬葉集八秋雜歌〕山上臣憶良七夕歌

如是耳也、戀都追安良牟、〇佐〇丹〇塗〇之〇小〇船毛賀茂、玉纏之、眞可伊毛我母、（〇下略）

されけるとぞ聞えし、

〔長門本平家物語四〕丹波少將は、備中の國妹尾の湊、ゆく井といふ所より御船に召して、波ぢはるかにこぎうかぶ、是はいよの國夏地につきてめぐられける、たかくそびえたる遠山のはるかに見えければ、あれはいづくぞと少將とひ給へば、とさのはた、足摺のみさきと申ければ、少將思いだして、さては昔、理一と申そうありき、有漏の身をもて、ふだらくせんををがまんとちかひて、一千日の行をはじめて、御弟子のりけんと申一人ばかり召具して、御船にめしておし浮び給ふに、むかひ風はげしく吹きて、もとのなぎさに吹返す、理一なほ行法の功をはらざりけりとて、又百日の行法をし給て、百日過ければ、聖人元より人を具してはかなふまじとて、御船に唯一人めす、かの船は、うつぼ舟なり、ましろきぬの帆をかけて、順風に任す、げにもおいて事をへだて、はるかにとほざかる、

〔古事記上〕爾鹽椎神云、我爲汝命(○火遠理命)作善議、即造无間勝間之小船、載其船以敎曰、我押流其船者、差暫往、將有味御路、

〔古事記傳十七〕无間勝間は、麻那志加都麻と訓べし、无間は、書紀に無目と作る意なり、(間は借字)加都麻は、堅津間の約まりたるにて、書紀には、即堅間とあり、(○註略)こは籠の編る竹と竹との間の堅く密りて、目の無きを云り、(○註略)萬葉十二(九丁、卅九丁、卅四丁)に、玉勝間とあるも此物なり、(○中略)小船とは、此は必しも船の形に造れりとには非じ、何物にまれ乘て水を行物を、船とは云るなるべし、書紀に、以无目堅間爲浮木、とあるも同じ、

〔運歩色葉集阿〕緋小舟

〔倭訓栞前編二阿〕あけのそほぶね　萬葉集に、赤曾保舟と見えたり、そほは赭の義、丹塗をいふ也、漢土の紅船なるべし、

又九州に有、肥前の丸木舟、其長さ三間半餘、底ひらたく、兩かは丸木のごとく、是もろくい高くして、片手に早緒をにぎり、片手漕にする、是を丸木こぎと云といへり、其外國々に有、

〔書言字考節用集器財七〕丸木舟(マルキブネ)

〔閑窻瑣談四〕丸木船

房州安房郡山刀村に、船越大明神と云社あり、〇中略神前にさゝげたる古代の丸木船二艘あり、長サ一丈六尺、艫の間五尺餘にて、木色は薄紫なるが、何といふ木なりや知者なし、唐木にて造りし船なりとのみ云傳ふ、

〔古事記中垂仁〕故率二遊其御子一〇本牟智和氣命之狀者、在二於尾張之相津一二俣椙作二二俣小舟一而、持上來以、浮二倭之市師池輕池一、率二遊其御子一、

〔古事記傳二十五〕二俣小舟は、二俣椙以作れるなれば、其一木のかぎりを、二俣の隨に、鑿れる舟なるべし、

〔日本書紀十二履仲〕三年十一月辛未、天皇泛二兩枝船于磐余市磯池一、與二皇妃一各分乘而遊宴、

〔名物六帖器財二舟楫桴筏〕獨木刳舟(ウツボブネ)星槎勝覽、蘇門答剌國民、網レ魚爲レ生、朝駕二獨木刳舟一、張レ帆出レ海、暮則回、獨木舟(ウツボブネ)同上、駕二獨木舟一來貿二椰實一、全木船(ウツボブネ)東文選

〔書言字考節用集器財七〕舲艫(ウツボブネ)匀吟、空中木爲レ舟也、冲舟韻又作二虛舟一

〔倭訓栞中編三〕うつぼぶね　獨木刳舟をいふ、星槎勝覽に見えたり、元祿中、朝鮮の舟、東國に漂著せしに、其船大木を二ッに割て、それをくりて、よせて一艘とせし獵船なるべし、

〔平家物語四〕鵼の事

よりまさ、きつと見あげたれば、くもの中に、あやしき物のすがた有、〇中略矢とってつがひ、南無八幡大ぼさつと、心の中にきねんして、よつひいてひやうとはなつ、手ごたへしてはたとあたる、えたりやおうと矢さけびをこそしてんけれ、〇中略さてかのへんげの物をば、うつぼ舟に入て、なが

以製作爲名

〔日本書紀神武三〕神日本磐余彥天皇、○中略及年四十五歲、謂諸兄及子等曰、○中略抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地、靑山四周、其中亦有乘天磐船飛降者、○中略厥飛降者、謂是饒速日歟、何不就而都之乎、戊午年十二月丙申、長髓彥、乃遣行人言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船自天降止、號曰櫛玉饒速日命、

〔萬葉集雜歌三〕角麻呂歌
久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香裳、

〔萬葉集略解三上〕磐船は石楠船とて、楠もて造て、かたきをほめいふならん、

〔萬葉集十九〕向京路上依興預侍宴應詔歌一首幷短歌
蜻島、山跡國乎、天雲爾、磐船浮、等母爾倍爾、眞可伊繁貫、○下略

〔堀川院御時百首秋〕七夕　　藤原顯仲朝臣
織女の天の岩舟ふなでしてこよひやいかにいそ枕する

〔續日本紀八元正〕養老三年正月庚寅朔、以船二艘獨底船十艘充太宰府、

〔續日本紀考證四元正〕獨底船未詳、或曰、蓋獨木船也、

〔倭訓栞中編二十四〕まるきぶね　後太平記に、赤間の丸木船と見えたり、長州赤間が關にて、丸木をゑりて船とするなり、

〔和漢船用集五舟名數江湖川船〕丸木船　其形、丸木を刻たるがごとし、故に又丸太舟と云、是北國のはかせ作りに類す、其舟長く細く深くして、底より兩側、板丸くはぎ上て梲なし、上のはぎをおもきと云、水押も立板に丸くはぎ、舳は横舳にて、大立横上あり、右楫の方にそへ立あり、ろくい高く鐵にて作る、棹櫓を用、帆檣かね用、旅客舟の內に有て外へ見へず、古津、今津、鹽津、海津等に多し、其外所々にあり、大船は五百石積餘にいたる、棹師の說に、此舟は傳敎大師の沓の形なりといへり、

〔伯耆之巻〕夜に入て、彌風強く吹ければ、御船も危くて、いかなるべしとも不覺、主上、○後醍醐忠顯を被召竹の葉やあると御尋ね有ければ、船中に可有樣なかりけれども、可尋由を勅答申て、御前を立給、かゝりける所に、不思議やな、苫の下に竹の葉一枚あり、是を取て參りけり、此竹の葉を被召、御手自船を三つ造らせ給て、御守より御舍利を三粒取出させ給て、此篠船に一粒づゝ入させ給て、海上に浮べさせ給て、御祈念ありければ、無程海上靜りぬ、

〔夫木和歌抄十七〕家集氷破舟　源仲正

うなひこがながれにうくるさゝ舟のとまりは冬の氷なりけり

〔日本書紀神代一〕一書曰、先生蛭兒、便載葦船而流之、

〔古事記傳四〕葦船、○中略此船を書紀纂疏には、以葦一葉爲船也とあり、さも有なむ、又葦を多く集て、からみ作りたるにてもあるべし、

〔古事記上〕故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗乘天之羅摩船而、內剝鵝皮剝爲衣服、有歸來神、

〔古事記傳十二〕天之羅摩船、○中略和名抄に、本草云、蘿摩子、一名芄蘭、和名加々美、白薟、和名夜末加賀美、徐長卿、和名比女加々美などあり、今の俗は加賀良比とも、賀々芋とも云て、其殼を割たるは、舟にいとよく似たる物なりとぞ、

〔日本書紀神代一〕一書曰、○中略大己貴神之平國也、行到出雲國五十狹狹之小汀、而且當飲食、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男、以白蘞皮爲舟、以鷦鷯羽爲衣、隨潮水以浮到、

〔日本書紀神代一〕一書曰、素戔嗚尊所行無狀、故諸神、科以千座置戶、而遂逐之、是時素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸川上所在鳥上之峯、

〔古事記傳〕五 鳥之石楠船神、鳥とは行ことの疾きをかたどりて云と、口決には云、師は水鳥の浮るさまによそへて云と云れき、此は何かよけむ、書紀に天鳩船と云あり、又其の釋に、播磨國風土記を引て云るは、仁德天皇の御世に、いと大なる楠ありしを伐て船に造りしに、其船飛が如迅し、故に速鳥と號つとあり、是らに依ば、口決の意なるべし、又萬葉十六(二十五丁)に、奥鳥(オキツトリ)鴨云(カモテフ)船之(フネノ)、と(から書にも鳧舟といふあり)あるを思へば、師說も捨がたし、石楠とは、(○中略)此木はいと堅くて、船にもなる物なれば、石楠とは云るなり、

〔義經記〕四 義經都落の事

當國の住人に豐島の藏人、上野の判官、小澤の太郎承て、くがにあがり、五百疋の名馬にくらをおきて、礒には三十艘の杉舟に、かいだてをかき、判官(○源義經)を待かけたり、

〔續古今和歌集〕七 神祇 くまの河の舟にて　太上天皇

熊野河せぎりにわたす杉舟のへなみに袖のぬれにけるかな

〔倭訓栞〕中編 二 伊 いたぶね。板をもて舟にするをいふ、早苗などの歌に、田子の板船などよめり、

〔夫木和歌抄〕七 早苗 堀川院御時百首　前中納言匡房卿

さなへとるふかだにわたすいたぶねのおりたつことのさもかたき哉

寶治二年百首早苗　正三位知家卿

けふもまたたごのいたぶねさしうけてぬまえをふかみとるさなへ哉

〔詞林采葉抄〕六 神無月(○中略)

抑一天下ノ神無月ヲバ、出雲ニハ神在月トモ神月トモ申也、我朝ノ諸神參集玉故也、其神在ノ浦ニ神々來臨ノ時、少童ノ作レル如ナル篠舟、波上ニ浮コト不可及算數モ、諸神ハ彼浦ノ神在ノ社ニ集玉テ、大社ヘハ參玉ハズト申、

種類以原質爲名

船大工 天滿

〔和漢船用集 五舟名數江湖川船〕御座船、略○中海御座、河御座、其法攝州天滿堂島に專盛なりとす、故に寺島良安、天滿の船大工、攝州の土產にのせられたり、是關舟川舟をつくりなせる、其功自然とあらはる、者なるべし、則天滿舟大工町、堂島船大工町と言て、七十年以前までは、濱邊にて七十丁八十挺立の大船をつくりし所なりしに、貞享元祿の比、川村瑞賢、天下の鈞命によつて新川をほり、堂島に新地拾町の町家を開けり、是に依て以前大船を造りし所も今町中となり、川幅もせまくなりて橋數多掛れり、其下の洲崎を下し賜て、今船作り場とす、是も町役御赦免有なれば、年經て兩船大工町の如く名のみのこりて、船大工絕へなんことをなげけり、

〔江戸鹿子 一〕三途渡　淺草萱町より向へ渡る所なり、略○中吉原へ通、二丁立の早船おほし、玆にて五郎兵衞といふ船大工、早船を造なり、二丁立の船頭は、此五郎兵衞船ならでは用ひぬとて、褒美する也、

〔江戸鹿子 五〕舟作 并穴藏大工

南八丁堀　小網町　うなぎ堀　銀町土手

〔和漢船用集 一叙〕浪華金澤氏、家世舟匠、傳其規矩亦多矣、至兼光、更博探旁求、作爲是書、略○中

寶曆辛巳仲冬　岡白駒

〔日本書紀 一神代〕伊弉諾尊、伊弉冊尊、略○中生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之於天磐櫲樟船、而順風放棄、

〔釋日本紀 五述義〕私記曰、問此船者、其實何物哉、答、其以櫲樟木爲船耳、今殊云磐者、堅磐之義也、但至于饒速日神、只曰磐船、未詳其同異也、

〔日本書紀 一神代〕一書曰、日月既生、略○中次生鳥磐櫲樟船、輙以此船載蛭兒、順流放棄、

船材

一右の船出來の上は川方へ差出し、極印下さるべく旨、奥書印形前の如くにして渡し遣はすなり、

一右の證文を以て、船方役所へ差出す節、古船の極印を切拔き相添へ、船方役所へ差出し、新造極印を申請、其段地方役所へ船方より申達する也、

〔日本書紀神代一〕一書曰、素戔嗚尊曰、韓鄕之島、是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之、卽成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟、此兩樹者、可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、柀可以爲顯見蒼生奧津棄戸將臥之具、

〔和漢船用集二〕舟用木之事

素戔嗚尊曰、杉及櫲樟此兩樹者、可以爲浮寶、

櫲樟は楠に類す、和名太布、之かれども往古は其差別なく、今云楠なるべし、○中略杉は、○中略本邦にも南方に生ずるを良材とす、肥後日向紀州の材を最上とす、○中略凡船の材とすべきもの多く有といへども、海河其品を別つ、河舟は眞水ゆへ朽やすし、故に眞槇を上品とす、楠、栢、草槇是に次、檜、杉又是に次げり、其外五葉松、松皮の類を下品とす、海舟は潮故朽ことなし、楠、槻、太布、樅、杉、樅を用、其外雜木を以て造れり、

船大工

〔萬葉集三雜歌〕造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌一首

鳥總立、足柄山爾、船木伐、樹爾伐歸都、安多良船材乎、

〔日本新永代藏一〕二年めの舞の花只工夫だね

密々に商を見立るに、とかく大廻しの船、勿論海上ある事ながら、綱碇を丈夫にして、檜木造のうへは、いさゝか難風を乘のがるゝ事、古き沖船頭のいひぶん、尤もに思ひ、○下略

〔和漢三才圖會七十四國郡〕攝津國土產

而曳之、自午刻至申斜、然而此所之爲體唐船非可出入之海浦之間、不能浮出、仍還御、彼船徒朽損于砂頭云云、

(看聞日記)永享四年七月廿三日、番匠彌六令船一艘作、是入江殿今御所、爲御懸御用之由奉之間造進、

(慶長見聞集九)唐船作らしめ給ふ事

見しは昔、慶長年中、家康公、唐船を作らしめ給ひ、淺草川の入江につながせ給ふが、かゝる大舟をつくり、海にうかべる事、汀にては人力も及びがたかるべし、いかやうなる手だて有て出るや、さらに分別におよばず、○中略扨又唐船海中へ出す事、海に綱引まき車も立がたし、陸にて手子ばうも及ぶべからず、○中略先年作らしめ給ふ淺草川の唐舟は、伊豆の國伊東といふ濱邊の在所に川あり、是こそ唐舟作るべき地形なりとて、其濱の砂の上に柱をしきだいとして、其上に舟の敷を置、半作の比より砂を堀上、敷臺の柱を少づゝさげ、堀の中に舟をおき、此舟海中へうかべる時に至て、河尻をせきとめ、其河水を舟のある堀へながし入、水のちからをもて海中へをし出す、此たくみを昔鎌倉の人はしらざるにや、

(地方落穂集八)海船川船打替の事

一支配村方にある川船海船等、古くなり打替致し度旨、村方より願出候節は、右の船、何年以前に打立候哉、年幷に船破損の次第を委しく吟味の上、尚又見分吟味として手代差出し、いよ／＼相違無之に於ては、船方役所へ願書差出させ、尤も船主幷に大工、其村々の名主印形相揃へ、右願書の奥へ、右の通り吟味致し、相違無之候間、船出來致し候はゞ、御極印下されべく旨奥書致し、代官印形にて船方役所へ差出す、若し代官御用にて不在のときは、右の趣を以て、元〆手代印形致し渡し遣すなり、

〔類聚三代格五〕太政官謹奏〇中略

主船一員正八位下官

右創法之時、置主船吏、而依同前論奏、〇大宰府既從停廢、如今得彼府解所偁、〇中略遣唐廻使所乘之新羅船、授於府衙、令傳彼樣、是尤主船之所掌也、〇中略以前大宰大貳從四位上南淵朝臣永河等所請如件、〇中略臣等商量、廢置如右、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏聞、

承和七年九月廿三日

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年十月廿九日戊辰晦、勅令能登國禁伐損羽咋郡福良泊山木、渤海客著北陸岸之時、必迷歸舶於此山、住民伐採、或煩无材、故豫禁伐大木、妨民業、

〔隨心院文書乾〕院廳下諸國在廳官人幷東大寺所司等

可早停止宋人和卿濫妨任去建久九年院宣、宛顯密佛事用途料當寺領庄々事〇中略

右彼寺三綱等、去三月口日解狀偁、〇中略凡和卿作法、嗔恚憍慢增盛之上、嫉妬狂氣相加之間、當寺居住之後、所行不當不可稱計、〇中略佛殿造營之始、切破數丈之大柱、忽造私之唐船、〇中略凡如此之所行、不遑毛擧、每人知之、寺中無隱、〇中略

元久三年〇建永元年四月十五日

主典代中務大屬兼春宮大屬安倍朝臣〇連署略

〔吾妻鏡二十二〕建保四年十一月廿四日癸卯、將軍家〇源實朝爲拜先生御住所醫王山給、可令渡唐御之由、依思食立、可修造唐船之由、仰宋人和卿、又扈從人、被定六十餘輩、朝光奉行之、相州〇北條義時武州〇北條時房頻以雖被諫申之、不能御許容、及造船沙汰云云、

〔吾妻鏡二十三〕建保五年四月十七日甲子、宋人和卿、造畢唐船、今日召數百輩疋夫於諸御家人、擬浮彼船於由比浦、卽有御出、右京兆〇北條義時監臨給、信濃守行光、爲今日行事、隨和卿之訓說、諸人盡筋力

月紀云、造遣唐使船四隻於安藝國、皆此、按、和名抄、安藝國沼田郡安藝郡、並有船木郷、蓋以其地產船材、例造諸此歟、

〔續日本紀 二十三 淳仁〕天平寶字五年十月辛酉、遣從五位上上毛野公廣濱、外從五位下廣田連小床、六位已下官六人、造遣唐使船四隻於安藝國、

〔續日本紀 三十一 光仁〕寶龜二年十一月癸未朔、遣使造入唐使船四艘於安藝國、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜六年六月辛巳、以正四位下佐伯宿禰今毛人、爲遣唐大使、〇中略造使船四隻於安藝國、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜七年七月己亥、令安房、上總、下總、常陸四國、造船五十隻、置陸奧國、以備不虞、

〔續日本紀 三十五 光仁〕寶龜九年十一月庚申、造船二艘於安藝國、爲送唐客也、

〔享祿本類聚三代格 十八〕太政官符〇中略

一應修理船事

右撿案內、承前使〇遣外國使等故壞已船、寄言風波、還却之日、常要完船、修造之費、非無前轍、宜修理損船、完如舊樣、莫致公費、早速修理、不得延怠、〇中略

以前、中納言兼左近衞大將從三位行民部卿清原眞人夏野宣、如右、

天長五年正月二日

〔續日本後紀 三 仁明〕承和元年二月癸未、是日任造舶使、以正五位下丹墀眞人貞成、爲長官、主稅助外從五位下朝原宿禰島主爲次官、　五月癸亥、以遣唐大使參議從四位上藤原朝臣常嗣、爲兼備中權守、右大辨如故、大工外從五位下三島公島繼爲造舶次官、遣唐使判官錄事、及知乘船事等、兼外任者九人、　八月壬午、以右中辨正五位下伴宿禰氏上、爲造舶使長官、　戊子、任遣唐錄事、准錄事、知乘船事各一人、以外從五位下三島公島繼、爲造船都匠、

舶船

日本造船、與中國異、必用大木、取方相思合縫、不使鐵釘、惟聯鐵片、不使麻筋桐油、惟以草塞罅漏而已、(名短水草)費功甚多、費材甚大、非大力量未易造也、凡寇中國者、皆其島貧人、向來所傳倭國造船千百隻、皆虛誑耳、其大者、容三百人、中者、一二百人、小者、四五十人、或七八十人、其形卑隘、遇巨艦難於仰攻、苦於犂沈、故廣福船、皆其所畏、而廣船旁陡如垣、尤其所畏者也、其底平不能破浪、其布帆懸於桅之正中、不似中國之偏、桅機常活、不似中國之定、惟使順風、若遇無風逆風、皆倒桅盪櫓、不能(特)戧、故倭船過洋、非月餘不可、今若易然者、乃福浙沿海奸民、買舟於外海、貼造重底、渡之而來、其船底尖、能破浪、不畏橫風鬪風、行使便易、數日即至也、

〔續日本紀(二文武)〕大寶元年八月甲寅、遣使於河內、攝津、紀伊等國、營造行宮、兼造御船三十八艘、豫備水行也、

〔續日本紀(四元明)〕和銅二年七月丁卯、令越前、越中、越後、佐渡四國、造船一百艘、送于征狄所、

〔續日本紀(九元正)〕養老六年四月辛卯、唐人王元仲、始作飛舟進之、天皇嘉歎、授從五位下、

○按ズルニ、飛舟、日本紀略ニハ飛車トアリ、

〔續日本紀(十一聖武)〕天平四年八月壬辰、勅、(○中略)四通(○東海、東山、山陰、西海、)兵士者、依令差點、滿四分之一、其兵器者、修舊物、仍造勝載百石已上船、

〔續日本紀(十一聖武)〕天平四年九月甲辰、遣使于近江、丹波、播磨、備中等國、爲遣唐使、造舶四艘、

〔續日本紀(十六聖武)〕天平十八年十月丁巳、令安藝國造舶二艘、

〔續日本紀考證(六聖武)〕推古紀云、廿六年、遣河邊臣於安藝國、令造船、至山覓舶材、便得好材、孝德紀云、白雉元年、遣倭直縣某々於安藝國、使造百濟舶二隻、寶字五年十月紀云、遣上毛野公廣濱、廣田連小床等、造遣唐使船四隻於安藝國、寶龜二年十一月紀云、遣使造入唐使舶四艘於安藝國、六年六

の舟の輕駛からんことを欲して、乃船底に鞣と見へたり、

〔日本書紀五崇神〕十七年七月丙午朔、詔曰、船者天下之要用也、今海邊之民、由無船以甚苦歩運、其令諸國俾造船舶、
十月、始造船舶、

〔日本書紀十應神〕五年十月、科伊豆國令造船、長十丈、船既成之、試浮于海、便輕泛疾行如馳、故名其船曰枯野、
三十一年八月、詔群卿曰、官船名枯野者、伊豆國所貢之船也、是朽之不堪用、然久爲官用、功不可忘、何其船名勿絶而得傳後葉焉、群卿便被詔、以令有司、取其船材、爲薪而焼鹽、於是得五百籠鹽、則施之周賜諸國、因令造船、是以諸國一時貢上五百船、悉集於武庫水門、當是時、新羅調使共宿武庫、爰於新羅亭、忽失火、即延及于聚船、而多船見焚、由是責新羅人、新羅王聞之、讋然大驚、乃貢能匠者、是猪名部等之始祖也、

〔日本書紀十一仁徳〕六十二年五月、遠江國司表上言、有大樹、自大井河流之、停于河曲、其大十圍、本一以末兩、時遣倭直吾子籠令造船、而自南海運之、將來于難波津、以充御船也、

〔日本書紀二十二推古〕二十六年、○中略是年、遣河邊臣闕名於安藝國、令造舶、至山覓舶材、便得好材、以名將伐、時有人曰、霹靂木也、不可伐、河邊臣曰、其雖雷神、豈逆皇命耶、多奉幣帛、遣人夫令伐、則大雨雷電、爰河邊臣按劒曰、雷神無犯人夫、當傷我身、而仰待之、雖十餘霹靂、不得犯河邊臣、即化小魚、以挾樹枝、即取魚焚之、遂修理其舶、

〔日本書紀二十四皇極〕元年九月乙卯、復課諸國使造船舶、

〔常陸風土記香島郡〕郡南廿里濱里、○中略輕野以東、大海濱邊、流著大船、長一十五丈、濶一丈餘、朽摧埋砂、今猶遺之、謂、淡海之世、擬遣覓國、令陸奥國石城船造作大船、至于此著岸、即破之、

〔續日本紀一文武〕四年十月庚午、遣使于周防國造舶、

〔武備志二百三十一四夷〕日本考

美濃守殿、啓阿彌を以御渡、

三奉行江

一御府內川筋、通行船々之儀、近來船數相增、稼方猥ニ相成、不取締之趣も相聞候ニ付、取締之ため、是迄極印有之分ニ而も、改而極印を打、新規鑑札相渡、是迄之手形を引替候筈ニ付、來辰正月より三月中迄ニ、無遲滯江戶大川端川船改所江可申出候、尤以來船之形狀艜數戶障子、其外勝手次第相用候儀、御差許相成、役船之儀ハ御差止、御用ニ付雇上候節ハ、其時々相當船賃御下ヶ相成候筈ニ候、就而ハ御年貢役銀、來辰正月より、是迄御定之貳倍增可相納候、委細之儀ハ、川船役所江申立、可請差圖候、若期限迄ニ不申出、無極印ニ而稼方致候ものも有之候ハヾ、急度可及沙汰候條、心得違無之樣可致候、

右之趣、御府內幷關東筋、御料私領寺社領共、船持共江不洩樣可被相觸候、

十二月

右之通、可被相觸候、

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕

造船吉日

甲子　己巳　甲戌　庚辰　甲寅
甲辰　庚辰　辛未　戊辰

〔和漢船用集二〕舟飾之事

本邦塗船の品、蠟色、本朱、紅粉がら、眞塗、花塗、溜塗、かき合塗、チャン塗等あり、小船塗、小早或は丹青を以て彩畫ける者、伊達小早と稱す、萬葉に、赤曾保船、佐丹塗之船、赤羅小舟とよめり、漢に畫船、紅船、彩畫舟といへり、凡船に漆すること、飾のみにあらず、一には水をはぢきて疾ことを要す、二ッには水垢を拂ふて、腐ざらんことを欲す、唐史に曰、杜亞、淮南に節度たりし時、民競渡をなす、亞そ

一房丁茶船但右同斷　百三十一艘
内耕作舟百六艘
一五大力船但右同斷　三十六艘
一五下船　六十四艘
一押送船但右同斷　六十四艘
一獵船但右同斷　七十六艘
一雜口取田舟但右同斷　六十二艘
一作場田舟但右同斷　七十九艘
内作場舟三十九艘、漁船三十一艘、
一引舟但右同斷　十二艘
一川下小舟但右同斷　千二十四艘
内年季持三十一艘
一所働舟但右同斷　三百六十一艘
内銚子漁船二十九艘
一旅獵船但商人船　三十九艘
一小獵船但右同斷　百六十九艘
是は、行徳領三ヶ村、無年貢言字御極印、生魚運送船に候得共、生魚之外、少々つゝ之荷物運送稼いたし、御年貢計上納、依之御年貢船之内入候事、
合船數壹萬三千九百八拾四艘
〔德川禁令考二十七川船奉行〕慶應三卯年十二月

所粉稼舟十七艘

一水船 但右同斷　四十五艘

一湯船 但商人舟　十五艘

一修羅艜船 但右同斷　二十二艘

一石積艜船 但右同斷　十九艘

内茶舟造土船三艘、艜造土船二艘、

一似土舟 但武家船、商人船共、　二百八十四艘

一粉艜船 但前同斷　三十三艘

内傳馬造土船五艘

一中艜船 但前同斷　九十一艘

内茶舟造艜舟一艘

一見沼通船中艜 但商人舟　三十二艘

一艜船 但武家船、商人船共、　七百九十四艘

内似リ艜舟二百二十八艘

一部賀船 但右同斷　百五十九艘

内部賀粉舟七艘、粉船二十七艘、

一小鵜飼船 但武家、商人船共、　百六十四艘

一高瀨船 但右同斷

内似リ高瀨船四十艘、小高瀨船十六艘、あをり高瀨舟一艘、

一房丁高瀨船 但商人船　三十四艘

〔牧民金鑑十九〕寛政三亥年正月

長崎湊通船之ため、川口湊爲入用、諸國之廻船、幷近浦より入込候船之分、湊口番所におゐて、石錢取立候段、明和二酉年、相觸候處、石錢差出候ニ付而は、出入之船之難義之趣相聞候間、此度石錢取立候義相止候、以來石錢不及差出、可致通船候、

亥正月

右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より、可觸知者也、

〔川船書〕享和三亥年八月改

御年貢船總高幷船銘內譯

一日除船　六百三艘

內二十五艘、但四挺、三挺、二挺立、武家船、　五百七十八艘、商人船、

一日除造二挺立船 但武家船ニ限ル　五十二艘、

內假日除造二挺立船一艘

一屋形船 但商船　三十一艘

一茶船 但武家船商人舟共　七千三百五十七艘

內圓方茶船　四艘　海獺茶舟

獵船造茶船　艀造茶船

荷足舟　投網舟、又ハ釣舟、

猪牙舟、又ハ山谷舟、　葛西舟、又ハ繭舟、

一傳馬造茶船 但武家船商人船共　六百二十艘

內傳馬造二挺立船一艘　艜造茶舟十三艘

一廻屋敷無之他國船石錢は、其船之問屋取立可差出候、問屋江不着、船宿江著候船之石錢は、船宿取立可差出事、

一御城米積候船も、無差別石錢可差出事、

但是は御城米之船、請負候者にても、又は船主に而も、相對之趣次第石錢出之、其石錢は、右請負之者より相納可申事、

一武家手船に而も、諸荷物積候船は、石錢可差出事、

右之通可相心得候、石錢取集候ため、三郷總年寄壹人宛三人、廻船年寄貳人、年番定置候間、諸船之出入之度々、何方之船、何百石積、何荷物を積、何月幾日、木津川安治川口出船、又は入津仕候、此船石錢何程差出候由、證文相添、年番之年寄共江石錢可相渡候、若相違之儀有之候はゞ、急度可相咎候、以上、

亥十二月○中略

右之趣、御料は御代官より相觸候間、私領は領主地頭より相觸候樣、湊附浦附領知有之面々江可被相達候、以上、

二月

〔天保集成絲綸錄百五〕寛政元酉年十二月

町奉行江

御成之節、御用に付、差出候佃島船持共、自分用所持之小茶船御用之節は、艜貳挺相用候得共、平日自分稼之節は、壹挺艜に候由申立候間、川船御年貢は、壹挺艜之積取立有之事に候、然る上は、平日は、二挺艜は相用申間敷儀に候間、心得違不致樣、兼而其段申付可被置候、尤御鳥見組頭、川船改江も、其段申渡置候間、可被談候、

〔享保集成絲綸錄 二〕享保七寅年五月

定

一船石拾石ニ付錢三文、百石ニ付錢三拾文、千石ニ付錢三百文、廻船之者共より可出之事、

但遠國船は、上下之分、拾石に錢六文宛之積り、江戸江來る度每に可出之、近國之船は、幾度通船候共、遠國船三度之積りを以て錢拾八文、年中最初壹度可出之事、

一石錢請取方ニ付、私曲ヶ間敷儀在之者、船方之者共、奉行所江可訴之事、

一篝焚やう不宜儀在之においては、是又可申出事、

右は三崎城ヶ島、鳥羽菅島、兩所篝入用として、此度石錢相極候間、自今以後、廻船之者共、堅相守、通船之時、當湊において可差出之者也、

享保七年五月日　奉行

〔寶曆集成絲綸錄 二十九〕寶曆六子年二月

覺

一諸船川內に而荷物積候は勿論、縱沖積仕、又は沖に而荷物瀬取致候共、大坂江來り候船は、出入共荷物多少によらず、其船之石高に應じ、壹石に三錢宛之積り、石錢可差出事、

一積荷物無之から船にて出入候之節は、其段相斷、石錢を不及差出候事、

一大坂幷傳法廻船は、船主よりすぐに石錢可差出事、

一他國之船大坂に藏屋敷有之分、其船之石錢、名代之町人取立可差出事、

附海手渡海船も右同前之事

一定りたる藏屋敷無之、俵物幷諸荷物、大坂江登り候度々、藏をかり入置候而名代之者無之分は、其船之石錢、荷物支配の町人、取立可差出事、

出來之上、證文取之、間尺入、御年貢盛附、帳面ニ記、印形取置、船古成、潰舟ニ仕度と申出候分は、打渡候極印三ヶ所相納候上、極印請取、潰舟ニ申渡、帳面相除申候、

一商船新規船、并有來船修復共ニ、船主船大工證文取之、出來之上、船主名主證文取、間尺入、極印打渡、御年貢盛附、帳面ニ記、印形取、潰船之儀も、極印三ヶ所切拔、名主船主證文取、極印請取、潰船ニ申渡、帳面相除申候、

一新規船、潰舟ニ而、年々増減有之ニ付、新船潰舟差引書付差出、毎年八月極高、御勘定所江相達、御勘定奉行證文を以、御勘定仕上申候、

一八月より十二月迄ニ、造立之新船之御年貢役銀、臨時ニ取立、御勘定仕上申候、

但八月より出來之船、翌年八月ニ至、御年貢取立候得ば、壹ヶ年分御年貢ぬけ候ニ付、享保五子年改之節より、八月より十二月迄出來之船は、臨時ニ取立申候、

一總船高之內、八月より十二月迄ニ修復いたし、極印打替に差出、間尺相延、打出有之分、御年貢役銀、臨時ニ取立、御勘定仕上申候、

但右同斷

一船古成用立不申候船、潰舟極印切拔納候儀は、其年々御年貢役銀上納仕、名主加判證文を以、其年々八月より翌年三月晦日迄ニ帳面相除、或は流失破船、燒失船は、遂吟味、帳面相除申候、

一商船より武家ニ賣船、八月より翌年四月を限書替、武家より商船ニ賣候儀は、時節無構書替申候、

但武家江商船、無構勝手ニ賣候得ば、商船役銀高減候ニ付、前々より限り相立候事、

一川船御年貢、長錢ニ而取立、鐚錢ニ直、御金藏江相納、又ハ、御拂ニ成候得ば、入札取之代金、御金藏江相納申候、

但武家船は、何も定之御年貢之上江五割増、商船は、定之御年貢之外、役銀懸候事、

聞不入御年貢定候船之分

一長錢三百文　小鰭舟

一長錢四百文　土船

一長錢五百五拾文　淺草土船

一長錢貳百文　飯沼藻草取舟

此四品は、聞不入舟銘ニ而、御年貢定候事、

御年貢ニ應、極印文字之定、

一（守字）長錢百五拾文より同四百文迄

一（文字）長錢四百五拾文より同七百文迄

一（立字）長錢七百五拾文より同壹貫文迄

一（全字）長錢壹貫五拾文以上

一（言字）總無年貢船

右之通、證文之趣を以相極候事、

川船極印打渡候定日

二日　七日　十一日　十六日　廿一日　廿六日

但川通御成之節は相延、重而之定日打渡候、御成又は雨天ニ而、度々相延、遠國之船差支候節は、定日之外打渡候事、

一武家所持之船は、知行物成運送船、幷日除船、其外何船ニ而も、屆書出次第承屆、前々より格式相應之船、遂吟味、致差圖候、新規舟、有來船修復共ニ、書付出次第、船大工よりも證文取之造立申付、

一小船ニ而世事有船
是は艫の梁より、外法舳のせいじ外梁外法迄長間打、よこどうの間巾廣所ニ而小べり外法迄打、
一大艜船
是は長は艫の帆柱かけの梁外法より、世事之外舳の假梁迄、どうの間廣所ニ而、小べり外法迄、
一中艜船
一修羅船
一五大力船
一屋形船
一日除船
右五品之船、長艫之梁外法より、舳の梁外法迄横は胴の間幅廣所ニ而小べり外法迄打、
五尺間ニ而長計間入候船之分
一部賀船
一小鵜飼船
此二品は、艫梁外法より、舳梁外貳人引出シ、間入横不入、
一部賀紛船
此船、艫梁外法より、舳梁外法迄、間入横不入、
右五尺間管ニ而打出候分、長横平均五尺壹間ニ付、御年貢百文ニ定、壹間ニ詰ざる尺は、六寸より貳尺五寸迄は、五拾文ニ定、貳尺六寸より五尺迄は、百文ニ定候事、

一毎年八月より來七月迄を壹ヶ年ニ相定、御年貢役銀取立、御勘定仕上ゲ候事、

川船間尺盛附之定

六尺間を以長計打、御年貢定候船之分、

一茶船類長銭百五拾文　長貳間貳尺五寸迄
一同長銭貳百文　同貳間三尺五寸迄
一同長銭貳百五拾文　同貳間五尺五寸迄
一同長銭三百文　同三間壹尺五寸迄
一同長銭三百五拾文　同三間三尺五寸迄
一同長銭四百文　同三間五尺五寸迄
一同長銭四百五拾文　同四間壹尺五寸迄
一同長銭五百文　同四間三尺三寸迄
一同長銭五百五拾文　同五間五寸迄

但五間五寸以上は、茶船たりといふ共、竪横間可入事、小舟ニ而も、世事あらば竪横可入事、

一湯船

是は艫之火焼所舟梁より、舳の風呂箱外舟梁迄、六尺間を以、竪間計打、

一水船

是は艫船梁より、舳は舟之敷有之所迄、六尺間を以竪間計、五尺間を以長横共間入、御年貢定候分、

一高瀬船

一圓方茶船

此度罷出極印可請之、且又江戸運送之序無之船は、船數委細書付、御料私領共に、川船奉行江差出置、重而改を請極印可受之候事、

一武家之乘船、其外わけ有之而、諸々より極印不受船は、船數委細書付、川船奉行江相達、帳面ニ可附置候事、

以上

十二月

享保六丑年三月

一關八州川船之事、去子之年迄は川船奉行相改候所、向後棟梁鶴飛驒相改筈に候、御年貢役銀取立候儀は勿論、船改を始、新造船、潰船等之義迄、諸事飛驒差圖之趣、違背不仕樣に、川船所持之者共可申付旨、町中可觸知者也、

三月

〔德川禁令考川船役所二十七〕享保六丑年

川船役所勤方船役銀取立等之定書

定

一每年八月より翌年五月迄、川船御年貢、并役銀納可申事、附御年貢手形、番所におゐて改を請可申事、

一御年貢手形無之船、他之船之御年貢手形を借り候ニおゐては、貸シ人、借主共ニ可爲曲事事、

一往還之船、不限晝夜、番所にて相斷可通、若かくれしのび於致往還は、曲事たるべき者也、

享保六年丑三月　奉行

右之高札、關宿、猿江、橋場、三ヶ所船改番所、古來より相建候、

一同　八拾四艘　勢田蜆取舟
一傳馬獵船貳艘　堅田漁船
一同　貳艘　横江濱漁船
一小鵜舟四千三拾四艘　田地養舟

右田地養船者、長深ニ無構、幅貳尺九寸以下之分、運上無之、

〔享保集成絲綸錄　四十二〕元祿十五午年正月

一川船役銀之儀、去年度々相觸候得共、於于今不相濟ものも有之由、不屆に候、依之船持有之町々船數之分、名主相改帳面に認、船持共判形取置之、役船請負人高屋市兵衛、深見屋又右衛門、伏見屋五郎兵衛、申來次第、帳面相渡之、向後は右帳面を以、請負人役銀可取立之間、無滯可相渡事、

正月

寶永四亥年三月

覺

一今度海手澪浚被仰付候に付入用諸廻船、積高を以割付、役銀廻船壹艘より壹ヶ年に壹度宛可差出旨、被仰出候間、廻船問屋共方江相觸可申候、以上、

三月

享保四亥年十二月

覺

一今度川船間尺相改、極印打替候ニ付、江戸幷關東筋川船は、何舟によらず改を請、極印可受之、但江戸船は、來子正月より同六月まで、在々に有之船は、來年中を限り、江戸運送之序次第川船奉行役所江船乘行、川船奉行江相達、差圖次第、極印可請之、前々極印請おくれ候船たりといふ共、

記之、
長三丈四尺
幅七尺
深三尺三寸
　　但百石積之丈尺如此
艜船千百貳拾九艘
此譯
五拾艘　　大艜幅五尺より六尺五寸迄
此銀貳百目　　但壹艘付四匁
貳拾七艘　　大艜幅四尺五寸より四尺九寸迄
此銀九拾四匁五分　　但壹艘付三匁五分
百四拾壹艘　　中艜幅四尺より四尺四寸迄
此銀四百貳拾三匁　　但壹艘付三匁
六百七拾七艘　　小艜幅三尺壹寸より三尺九寸迄
此銀壹貫六百九拾貳匁五分　　但壹艘付貳匁五分
貳百三拾四艘　　同幅三尺幷手くり船
此銀四百六拾八匁　　但壹艘付貳匁
右艜船幅三尺以上寸尺ニ應運上相極候、
一艜船貳拾九艘　　長命寺坊中持舟
一同　壹艘　　奥村權兵衛持舟
一同　三艘　　大津御藏番三人持舟

此銀八拾目　　但壹艘付拾六匁

七艘　　三百石より三百四拾九石積迄

此銀九拾八匁　　但壹艘付拾四匁

貳拾貳艘　　貳百五拾石より貳百九拾九石積迄

此銀貳百六拾四匁　　但壹艘付拾貳匁

五拾六艘　　貳百石より貳百四拾九石積迄

此銀五百六拾目　　但壹艘付拾匁

百三拾八艘　　百五拾石より百九拾九石積迄

此銀壹貫百七拾三匁　　但壹艘付八匁五分

百四拾貳艘　　百石より百四拾九石積迄

此銀壹貫六拾五匁　　但壹艘付七匁五分

百九拾八艘　　五拾石より九拾九石積迄

此銀壹貫貳百八拾七匁　　但壹艘付六匁五分

百貳拾九艘　　三拾石より四拾九石積迄

此銀七百九匁五分　　但壹艘付五匁五分

百六拾貳艘　　七石漁船より貳拾九石幷傳馬漁船

此銀七百貳拾九匁　　但壹艘付四匁五分

百七拾八艘　　六石より九石積迄幷小傳馬漁船

此銀六百貳拾三匁　　但壹艘付三匁五分

右九船積石之儀、長。幅。深之丈尺ニ而定法有之、石數相極、運上取立候、大概百石積之丈尺、左ニ

右之通、木村宗右衞門、角倉與一申之候、下リ船賃之義、古來一人より十錢宛之內より、二錢宛取立候御定メニて御座候處、去々年より、一人十五錢被仰付候へども、上米ハ前之通二錢宛取立之由申候、然共外ニ而承候へバ、左樣之儀ニ而ハ無御座候、一人よりハ、三十錢も五六十錢も、其餘も取候樣承候、兩人とも、疑敷申口ハ相聞不申候、同じ支配ニ候得共、淀船ハ支配一通リ之船ニ而御座候故ニ哉、過書之方を、最屓候申口ニ相聞江申候、勿論右ハ兩人之申口、一通り迄ニ而御座候、承屆ハ不仕候、猶以船頭加子共ニも、相尋可申上候哉、奉伺候、以上、

五月　　諏訪肥後守〇賴篤

　　　　河野豐前守〇通重

(編外)
銘書、過書船、淀船之義申上候書付、諏訪肥後守、河野豐前守、寅〇享保七年三月廿日、近江守殿御渡被成、廿二日、此本紙返上ト、朱書有之、按、上荷船長五尺間にて壹間八寸、梁間壹間壹尺、右大坂諸川船帳ニ見ユ、

〔京都御役所向大概覺書七〕同所〇大津湖水船之事

正德四午年分

御運上銀九貫四百六拾六匁五分

但舟大小ニより、御運上銀高下有之、

一御料私領船數貳千百六拾六艘

但百艘舟之儀、此船數之內ニ而大津堅田ニ居住いたし候、

外井伊掃部頭領內之舟者、前々より支配之外ニ付、燒印指除候故、舟數不相知候由、

內

九船千三拾七艘

此譯

五艘　　三百五拾石より三百八拾五石積迄

ヲ設ケ、渡吏五人、船三十二艘、水手六十人ヲ置ク、又大津ヨリ松本村ニ通ズル間道アリ、此ニ榜文ヲ建テ、旅人及貨物ノ逓送ヲ爲スヲ禁ズ、是其百艘船漕運ノ衰頽ヲ防グナリ、〈宮村大槪〉

〔竹橋叢簡五〕淀舟過書船之儀、木村宗右衛門、角倉與一ニ相尋申候、

一淀上荷舟ニハ、御運上無御座候ニ付、上米取立候義も不仕候、極印も打不申候、

一上荷船ハ、淀、一口、啮師、木津、加茂、笠置、瓶原、右七ヶ所ニ有之、木津川、桂川、宇治川筋、幷伏見、淀、橋本邊之小迫働仕、大坂、尼崎江上下之働不仕候、

一二十石船ハ、往古より過書仲間江所持仕候へ共、渡世ニ合不申候ニ付、寛永三寅年、奉願相止候、今程ハ無御座候、

一過書三十石船、伏見より大坂迄下り船賃、四匁四分、内八分、上米ニ而御座候事ハ、借切之儀ニ而御座候、今以其通り少も相違無御座候、

一御運上銀四百枚ハ、上り舟下り舟共ニ、一ヶ年中之上米之内より、兩人ニ而差上候、

一右之船ニ、上米錢二百四拾五文取之、又ハ時節ニより、三百文四百文も取候儀ハ無御座候、但乘合船ニハ、時節により大勢乘候へバ、上米增申候、然共一人前より、二錢ヅヽ取立候得者、何程多ク乘候而も、上米右之高ハ有御座間敷候、一艘之船賃ハ、右高有之儀も可有御座候、多ク御座候ても、銀四百枚限上之候故、多ク御座候程、私共勝手ニ能御座候、多ク乘せ候而も、加子共數を隱シ申候儀も有之哉、其段ハ不分明ニ奉存候、

一役免船と申義ハ、淀上荷船之儀ニ御座候、過書船ニ役免候船ハ、一艘も無御座候、

一權現樣御朱印以後、寛永三寅年、御老中御下知狀ニ而、段々之御定メニ御座候、二十石船、五匁より段々ニ候へバ、百石二百石之船ハ、殊之外高直ニ成候故、御下知狀極り申候哉、又如何のわけ有之、極り申候哉、不奉存候、

公仕、御朱印頂戴、於二于今一諸浦ニ而、荷物心次第ニ積申由、舟かぶニ而賣買仕候故、舟持人數極リ不レ申候由、

但百艘舟之者共、御朱印之由、書出候得共、碇といたしたる御證文ニ而者無レ之と相見へ申候、先年之高札之樣ニ相見候文言、奧ニ記レ之、

百艘船役初リ

一天正拾四年迄者、舟數拾六艘有レ之候處、太閤秀吉公被二仰付一、天正拾五年、舟數百艘罷成、永代役義、無二相違一樣ニ被二仰渡一由、淺野彈正少弼高札有レ之、

定

一當津荷物諸旅人、いりふねにのせまじき事、

一當所江、役義つかまつらざる舟に、荷物旅人のせまじき事、

一他浦にて、くしふねにとられ候はゞ、此方江可二申上一候、かたく可二申付一事、

一くしふねにめしつかひ候とき、あげおろしの儀、せんどう共仕まじき事、

一家中の者、下にて舟めしつかひ候儀、曲事候、もし船つかひ候はんと申もの候はゞ、此方へ可レ申上候事、

右之旨、相そむくともがらあらば、可レ加二成敗一者也、

天正十五年二月十六日　彈正少弼判

慶長六年七月二日、從二權現樣一之御高札、大久保十兵衛被二申渡一候由、文言右同斷、

〔驛逓志考證〕是年、〇天保四年江州大津百艘船、其數年々增減アリト雖ドモ、大小合シテ百三十五艘、渡吏八人、水手八十人ト爲シ、若臨時公用ノ爲ニ、多數ノ船、及水手ヲ要スル時ハ、尾花川町ニ令シテ之ヲ出サシム、又湖水〇琵琶湖ノ前岸、矢矧村ヲ以テ、其水驛ト爲シ、此ニ船高札ヲ建テ、船會所

船賦

〔日本書紀 十九 欽明〕十四年七月甲子、蘇我大臣稻目宿禰奉レ勅遣二王辰爾一、數二錄船賦一、即以二王辰爾一爲二船長一、因賜レ姓爲二船史一、今船連之先也、

〔大内家壁書〕諸商買船、諸公事免許事、雖レ有二望申族一、自今以後、不レ可レ申二次之一、若於レ有二御免儀一者、爲二上意一可レ被二仰出一之也、仍壁書如レ件、

文明十九年三月廿九日　左衞門尉武明

大炊助弘

〔地方凡例錄 五〕一帆。別。運。上。

是は廻船運上也、帆の反數に掛け運上相納む、大坂堺其外灘目等の（攝州より中國筋、海邊の湊々を都て灘目と云、）廻船は多分の運上差出、遠國も同然也、又新船造り立る時は、村役人へ相屆け、支配地頭へ願出、船數帳に相記す、尤支配地頭より燒印いたし相渡す、又上方舟は勿論、國々の廻船にても、江戸大坂へ廻す船は、船方役所の燒印を申請ることとなり、

一川。船。役。

是は高瀬舟、平駄、鵜飼、ぼう丁、にたり等、川筋にて荷物を積む船、都て役錢相納む、御府内にて川船奉行有レ之、江戸船は勿論、國々の船にても、江戸江相廻す船は、川船役所へ運上差出燒印請レ之、又江戸へ不レ廻舟には、川船奉行の燒印は不レ請、支配地頭之燒印を請て、何れも役錢を相納む、川船役所へ運上差出船にても、支配地頭江役錢差出す國々所々にて、多少の違あり、

一小。船。役。

是は、漁船作船等荷船に無レ之舟の役錢、是も所に依り異同あり、

〔京都御役所向大概覺書 七〕同所（○近江國大津）百艘船役初り之事

一百艘舟之儀、右貳千百六拾六艘之内ニ而、舟持共、大津堅田ニ罷在候、是者關ヶ原御陣之節、御奉

儀、御免被成候間、作用方幷船數共、委細相伺、可差圖受旨被仰出候、尤右樣御制度御變通被遊候も、畢竟御祖宗之御遺志、御繼述之思召より被仰出候事に候間、邪宗門御制禁等之儀者、彌以如先規相守、取締向別而嚴重に可被相心得候、

九月

右之通、萬石以上之面々江被仰出候間、可被得其意候、

〔德川禁令考 三十八 船艦〕安政元寅年十月五日

荷船製造方之儀ニ付御書付　　大目付江

備前守殿御渡

今度御法令に、大船製造可言上之旨被仰出候、然ル處荷船は前々より御許し有之事ニ付、有來通製造之儀ハ、是迄之通可相心得候、尤荷船たりとも、製造方其外有來と相違致し候ハヾ、此度被仰出通、相心得可申候、

右之通、萬石以上之面々江相達候間、萬石以下之向江も可被達候、

九月

〔嘉永明治年間錄 十〕文久元年六月廿二日百姓町人大船所持免許

百姓町人共、大船所持致し候儀、御差許相成候間、勝手次第製造致し不苦候、且又外國商船等、買受度候者は、最寄港奉行へ可申出候、右船所持致し候上は、御國内手廣に運漕御差免可相成候、尤も航海不事馴差支候者は、順次第、按針の者、並水夫等御貸渡可相成候、尙航海手續等、委細の儀は、追て可及沙汰候、扨又右船製造、且買受候者は、其節船形繪圖面を以て、當人又は御代官、領主地頭より、御軍艦操練所へ可申出候事、

右之通、御料は御代官、私領は領主地頭より、可被相觸候事、

名主新助若年ニ付後見 佐太郎
名主 蕗屋町 又兵衛

川船御役所

〔御觸書〕天保十三年四月廿八日
川筋往來いたし候日覆船江簾をおろし、河岸橋間等江繫置、中には猥之儀も有之哉ニ相聞候、向後雨雪亦は波立候節は格別、寒氣之節たり共、平常簾巻揚ゲ置候樣可致候、
右之通、町中不洩樣可觸知もの也、
寅四月

〔牧民金鑑 十九〕天保十三寅年十一月朔日土井大炊頭殿御渡
近來北國筋其外諸國之廻船等、異國船に似寄候帆之立方相見、既に先達而、異國船と見違候次第も有之候、全く三本帆之義は、難相成筋に候處、追々大洋を乘候樣子、以前とは相違之趣に相聞、殊に寄、朝鮮之地方近く乘通り候も有之由、其外遠き沖合を乘候節、帆之立方、異國船に似寄候を以て、見違候義にも至り可申歟、依之以來は異國船に紛らはしき帆之立方致し、并遠沖合を乘候義、可爲停止候、若觸面之趣相背においては、吟味之上、急度咎可申付候、
右之通、御料は御代官、私領は領主地頭より、不洩樣可觸知者也、〇中略
十月

〔觸留 二十三〕丑〇嘉永六年九月十五日
伊勢守殿御渡
三奉行江
荷船之外、大船停止之御法令ニ候處、方今之時勢、大船必用之儀ニ付、自今諸大名大船製造致し候

背候はゞ、雙方共嚴重之沙汰に及べく、萬一ゆるかせにいたし置、口論狼藉等いたし候もの有之においては、其役筋之もの迄可爲越度候、

右之通可被相觸候

十月

〔諸事留 一〕天保二卯年四月

差上申證文之事

新造日除船壹艘

江戸橋藏屋敷
佐太郎店
船主　傳右衛門

右者此度新規造船御役船御用相勤、常ハ手前稼船ニ仕度旨奉願候ニ付、左之通被仰渡候、

一御成御用は不及申上、出水其外急御用之節、御差支無之様、戸障子船道具等迄、常々不見苦候様致シ、晝夜不限、場所刻限等、間違無之様、諸事入念、御用船相勤可申候、

一御用船ニ差出候節、水主共儀、不見苦様いたし、船中がさつ權威ヶ間敷儀無之様致、御大切に船廻り場所先々ニ而ハ、御役船御手先之差圖請、違背無之、諸事前々之通相心得可相勤候、

一新造幷造替願、其外代替引越、又は他江讓渡等御願不申上、猥仕間敷候、

一日除船借貸等不相成候、若紛敷日除船有之候ハヾ、急度可被仰付候、

一御用無之節は、戸障子取拂、竹簾掛ケ、艪壹挺立手前稼致し、御用之外ハ、戸障子入艪數立候儀、堅致間敷候、

右之趣、其外相背ニおゐてハ、急度可被仰付旨、尤右船造立出來次第、御極印被仰付、其節御燒印札渡可被下旨被仰渡、是又承知奉畏候、爲後日證文差上申處、仍如件、

天保二卯年四月

江戸橋藏屋敷
傳右衛門

〔享保集成絲綸錄四十二〕正德三巳年三月

一二挺立三挺立之船停止之儀、先達而申渡候、來月九日迄に、不殘解船に可仕候、若殘し置、右之船相見え候ば、人を廻し令吟味、持主は不及申、家主五人組名主迄、可爲越度候間、此旨町中不殘可相觸候、以上、

三月

〔享保集成絲綸錄四十九〕正德三巳年三月

一二挺立三挺立之船御停止ニ成候上ハ、右之船、早速不殘解船ニ可仕候、尤組之者共相廻り、爲改可申候、且又無據子細有之、新規茶船拵候者は、向後月番之番所へ相伺可申事、

一屋形船之數致吟味、持主之名相改、書付差出可申候、此方より致燒印可申付候事、○中略

以上

三月

〔享保集成絲綸錄四十二〕享保六丑年三月

一船大工、新艘造り立候はゞ、其旨川船役所江相訴筈に、去冬申付候處、心得違候由ニ而、不訴船大工も有之、不屆に候、向後不訴船大工有之候はゞ、過料可申付候間、此旨船大工共に可觸知者也、

三月

〔天保集成絲綸錄百五〕文化十酉年十月

大目付江

諸大名手船川筋に而相互に除合、不作法之儀無之樣可乘通處、水主共聊之儀を咎、或は他之船江荷物擔致候儀も有之由相聞、不屆之事に候、船方役人共、申付方不行屆故、水主共我儘之所行にも及候間、向後水主ども作法を守、他家之船江對し、惡口等申懸候儀、堅致間敷旨、急度可申付候、若相

のは、板をかぞへて、幾板船と定めて税を收る也、

〔享保集成絲綸錄四十二〕元祿二巳年三月

覺

今度川船極印。打替。に付、江戶幷關東筋川船、不ㇾ依ㇾ何船に、當四月より七月中迄、深川元番所前中洲へ船を出し、川舟奉行中へ相達、差圖次第極印受可ㇾ申候、前々極印請おくれ候船たりといふ共、此度罷出可ㇾ受ㇾ極印、但在々有之川舟は、右四ヶ月之內、江戶へ運送之序次第可ㇾ罷出、次而無ㇾ之船は、右月數之內、川船奉行へ可ㇾ相斷ㇾ者也、

三月

元祿九子年三月

覺

一江戶幷關東筋川船、極印請ざる舟有ㇾ之由に候、何船にによらず極印請おくれ候船、或はうすく成候舟は、四月中旬より六月晦日まで之內、江戶兩國橋石場船改所迄差出、川舟奉行指圖を得、極印可ㇾ請、總而江戶幷在々河岸に有之川船、其所之名主大屋共委細相改、船數不ㇾ殘帳面に記、川船奉行江可ㇾ差出、隱置後日に改出候はゞ、急度可ㇾ申付候事、

三月

〔享保集成絲綸錄四十九〕正德三巳年三月

覺

一近年二挺だち三挺だちの船、其數多く出來候由相聞え候、向後一切停止可ㇾ有ㇾ之候事、〇中略

以上

三月

船御朱印之事

四百斛船一艘、諸國湊出入諸役等事、任天正十年八月廿三日、元和三年九月九日、兩先判之旨、令免許勢州大湊角屋七郎次郎畢、永不可有相違もの也、

慶安元年四月廿四日

御朱印

〔德川禁令考道路家屋四十七〕明暦元未年十一月

川筋河岸端等之儀ニ付觸書○中略

一くわいせんの　ざと掛置申間敷候、船道を明ケ候而通シ、舟つかへ候ハぬ樣ニ掛置可申事、

○中略

右之條々、御船手之者自身御廻井加子之もの川筋江廻シ候而、御改候間、背申候ものハ、急度曲事可被仰付候間、油斷仕間敷候、

〔享保集成絲綸錄四十二〕貞享四卯年十一月

覺

面々致所持候川舟之儀、荷物を積候船ニ而、川船奉行方ニ而改之、極印打之荷物不積舟は、只今迄不相改、極印も不打ニ付、紛敷候而商賣船之改にも障候間、向後川舟之分不殘、川船奉行江相達、極印うたせ申さるべき者也、

十一月日

〔類聚名物考船車二〕船の刻印燒印

船に刻印うち、ならびに烙印する事、唐にも見えたり、皇朝の古へには聞ざりしが、今の世には必この定め有、享保の頃より事始りしなるべし、運上の高も、此方のは船の長さにて定め、唐山

凡官私船、毎年具顯色目勝受斛斗破除見在任不（謂、楫棹之類、是爲色也、舶艇之類、是爲目也、勝堪也、受、言船腹孔所容受之多少也、破除者、滅失也、任不者、猶用與不用也、）附朝集使申省、

凡官船行用、若有壞損者、隨事修理、若不堪修理、須造替者、預料人功調度、申太政官、

〔延喜式雜五十〕凡王臣家、及商人船、許出入太宰郡內、但不得自此擾勞百姓及糴米買馬、若有違者依法科罪、

〔令義解公式七〕凡行程（謂、准律、舟亦合有行程、但其遠近者、依式處分、）馬日七十里、歩五十里、車卅里、

〔御日記〕寛永十二年六月廿二日、准當家（○德川）之先制、武家之掟被出之、（○中略）

一五百石以上之舟停止之事、（○中略）

右之條々、准當家先制之旨、今度潤色而定訖、堅可相守者也、

寛永十二年乙亥六月廿一日

〔德川禁令考三十一不虞警衞〕寛永十五寅年

西國中國諸大名重而被仰出掟（○中略）

一船之儀、アタケ作、如先年之彌御法度ニ被仰付候、荷船ハ五百石より上にても不苦候、（○中略）

以上

〔享保集成絲綸錄四十二〕寛永十五寅年五月

一五百石以上之船停止と、此以前被仰出候、今以其通候、然ば商賣船は御ゆるし被成候、其段心得可申事、（○中略）

右之趣、今日出仕之諸大名に、大炊頭、讃岐守、豐後守傳之、無登城面々には、大炊頭於宅可申渡旨、其段より／＼へ相達也、

〔德川禁令考五十三運上石錢〕慶安元子年四月廿四日

〔名物六帖 器財二舟楫箋〕吃水 紀效新書、大海洋、祇小福船耳、吃水七八尺、又福船吃水一丈二三尺、惟利大洋、不然多膠於淺、無風不可使、又開浪、以其頭尖故名、吃水三四尺、

〔和漢船用集 十船處名〕足 舟の深サを云、物を積で入あしと云、漢に吃水と云、小福船吃水七八尺、開浪船吃水三四尺といへり、ふねのあしと讀せり、

〔堀川後度狂歌集 六雜〕船　神田庵

近づきの山がむかひにいづて舟ふな足かろくみなと入する

〔德川禁令考 五十三諸船廻漕令條〕寬文十三丑年

御城米廻船之儀に付御書付 中略

一總而船足入過候ニ付、難風之時分惡敷候由、其聞江有之間、能々可有吟味、八寸足宜由ニ候間、左候ハヾ、船足八寸より多不入樣可被申付之、雖然綱碇、船よりおろし、船足究候而ハ無詮候間、綱碇以下船ニ乘せ、其上ニ而船足可相究、勿論改ニ遣候手代等ニ誓詞申付、正路ニいたし候樣ニ可被申付事、

朱書 船足之儀、當時ハ中國西國筋ハ四寸足、北國東國筋ハ六寸足ニ相極リ申候、中略

右之通入念被申付、不屆之儀無之樣尤候、以上、

丑二月

〔律疏 名例〕六曰、大不敬、謂、中略、御幸舟船誤不牢固、帝王所之、莫不慶幸、舟船或壞、即欲傾危、故曰御幸舟船、工匠造船、備盡心力、誤不牢固、即入此條、但御幸舟船以上三事、皆爲因誤得罪、設未進御、亦同入此、如其故爲者、即從謀反科罪、其監當官司、准法減科、不入不敬、

〔律疏 職制〕凡御幸舟船、誤不牢固者、工匠徒三年、謂、皇帝所幸舟船、造作莊嚴、不甚牢固、可以敗壞者、工匠各以所由爲首、明造作之人、皆以當時所由人爲首、若不整飾、及闕少者、徒一年、謂、其舟船、若不整頓修飾、及在船檝棹之屬、有所闕少、得徒一年、此亦以所由爲首、

〔令義解 六營繕〕凡有官船之處、謂、除攝津及太宰主船司之外、諸國有官船之處也、皆逐便安置、並加覆蓋、量遣兵士看守、隨壞修理、謂、以雜物修理也、不堪料理、謂、舟木朽爛、不可更修理也、者、附帳申上、其主船司船者、令船戸分番看守、謂、太宰府主船亦同、

歩

垣立

知章ハ、〇中略船ニハ馬立ベキ所ナカリケレバ、船ノセガヒヨリ、馬ノ頭ヲ礙ヘ引向テ、一鞭アテタレバ、馬ハ遊ギ返ケリ、

〔參考源平盛衰記四十一〕盛綱渡藤戸兒島合戰附海佐介渡海事

南都異本云、和比ガ從父兄弟ニ、小林三郎重高ト云者ツト寄テ、柏源次ト組テ、二人海ヘゾ入ニケル、小林ガ郎等ニ岩田源太、主ハ海ヘ入ヌ、續テ入ベキ樣モナカリケレバ、弓ノ筈ヲトラヘテ、泡ノ立所ヘ指入テ打フレバ、物コソ取附タレ、引上テ見レバ敵ナリ、主ハ敵ガ腰ニ抱ツキタリ、主ヲバ取上テ、敵ヲバ船ノセガイニ押當テ、首ヲカキ切テケリ、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

與一、〇中略扇ノ紙ニハ日ヲ出シタレバ恐アリ、蚊目ノ程ヲト志テ兵ト放、浦響クマデニ鳴渡、蚊目ヨリ上一寸置テ、フツト射切タリケレバ、〇中略平家ハ舷ヲ扣ヒテ、女房モ男房モ、ア射タリ〱ト感ジケリ、〇中略平家方ニ備後國住人鞆六郎ト云者アリ、〇中略大臣殿判官近付タラバ組テ海ニモ入、程隔タラバ遠矢ニモ射殺セトテ、船ニ被乘タリ、〇中略鞆六郎ガ、セガイニ立テ、己ハ軍モセズ、人ノ船ヲ下知シテ、軍ハトコソスレ角コソスレト云ケル處ニ、〇下略

〔和漢船用集十船處名〕歩(アユミ)　挾とも云、二名一物也、海舟にて歩と云、川舟にて挾と云、〇中略挾歩と書て、はさみとも、あゆみとも讀て可也、明律考、陸耳と書、はさみと讀せり、表歩あり、舳歩あり、按するに、上に有を歩とし、下に有を挾とすべし、帆棚に有を中挾と云、漢に棨と云者なるべし、字注、船の棲頭の木と見へたり、然ば棨の字、はさみとも、あゆみともすべし、

〔和漢船用集十船處名〕垣立(カキタツ)　舟の左右に立垣也、高垣半垣あり、荷舟、楯垣、丸垣等あり、〇中略天工開物に曰、倭國海舶、兩傍列櫓子、欄板抵水、人在其中運力、欄板かきたつと讀せり、

〔嬉遊笑覽二下器用〕楯垣は、大坂廻船問屋の大船垣だてのすぢをひがきにする故、名とす、

〔倭訓栞前編世十三〕せがい　背棹の義、又万葉集に、粟島をそがひに見つゝともしき小舟とよめり、そかひに、背と書り、せそ通音也、盛衰記にも見えたり、ふなだなともいふめり、舟の左右のそばに、えんのやうに板をうちつけたる也といへり、狹衣に、硯をせがいに取出てと見えたるは、舟にせがいの名あると同義なりといへり、

〔類聚名物考船車二〕せがい　桅

今舟の内にて、飯物こしらゆる所を、世伊之所とも、又世帶ともいへども、それにはあらず、舟端の事也、俗云小縁の事をいふ、志野宗信が香道秘傳書にも、香爐のせがいといへるは、すなはち香爐の縁をいへる也、

〔和漢船用集十船處名〕セガイ　カの字濁音、船の兩脇の總名也、万葉に、武庫の浦こぎたむ小舟粟島を背(ソガイ)に見つゝともしき小舟、と讀る背の字、そがいと讀り、せそ通音なり、背の字用べし、舟法規矩に、舟の肩に、背の幅を增減して、桅の長さを定むる法有、近比ろかいと稱す、櫓櫂を扱ふの處か、今せがいといへば、結句志らざる者多し、古語皆せがいといへり、今も北國西國には、せがいと云所もあり、○中略船の臺間、左右の總名をいへり、

〔日本書紀神代二〕事代主神、謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬、柴、此云府璽、蹈船枻、船枻、此云浮那能倍、而避、

〔續日本紀光仁三十五〕寶龜九年十一月乙卯、繼人○大伴等上奏言、○中略十一月五日得信風、第一第二船、同發入海、比及海中、八日初更、風急波高、打破左右棚根、潮水滿船、

〔萬葉集十七〕大目秦忌寸八千島之館宴歌一首

奈呉能安麻能、都里須流布禰波、伊麻許曾婆、敷奈太那宇知底、安倍底許藝泥米、

〔源平盛衰記三十八〕知盛通戰場乘船事

艫航(ドウガワラ)　船底也、艫は胴也、支體に法る、鋪とも云、今別て海舟をかはらと云、川舟を鋪と云は非也、東國にては、海舟をも敷と云、西國にては川舟をもかわらと云、同事也、鋪と云は、下にしくの心か、かわらと云こと、和語にて呼來ること久し、平家物語に、ふたつかわはら三つ棟つくりたる舟にのりとあるは、胴かはら、舳かはらの二つかはらなるべし、

〔土左日記〕九日(〇承平五年正月、中略、)山も海も皆暮れ、夜ふけて西東も見えずして、てけのこと、梶取の心にまかせつ、男もならはぬは、いとも心細し、ましてをんなは舟ぞこに頭をつきあてゝ、音をのみぞなく、

〔源平盛衰記三十三〕源平水島軍事
西風烈シク吹テ、船共ユラレテ打合ケレバ、東國北國ノ輩、舟軍ハ習ハヌ事ナレバ、船ニ立得ズシテ、船底ヘノミ重ナリ入、

〔太平記七〕先帝船上臨幸事
同ジ追風ニ、帆懸タル船十艘計、出雲伯耆ヲ指テ馳來レリ、(〇中略)隱岐判官淸高、主上(〇後醍醐)ヲ追奉ル船ニテゾ有ケル、船頭是ヲ見テ、角テハ叶候マジ、是ニ御隱レ候ヘト申テ、主上ト忠顯朝臣トヲ、船底ニヤドシ進セテ、其上ニアヒ物トテ、乾タル魚ノ入タル俵ヲ取積テ、水手梶取、其上ニ立雙テ櫓ヲゾ押タリケル、

舷

〔新撰字鏡舟〕舷(不奈太奈)

〔倭名類聚抄十一船具〕枻　野王按、枻(音曳、字亦作𣓤、和名不奈太那、)大船旁板也、

〔類聚名義抄三舟〕舷(音弦、タナ、フナハタ、)〔同三手〕枻(音曳、フナタナ、アミヒク、)〔同三木〕枻(フネノカナ、フナタナ、)

〔伊呂波字類抄不雜物〕枻(フナバタ、フナダナ、亦作𣓤、大船旁板也、)　舷(船舷)　𣓤　枹(已上同)

〔倭訓栞中編二十三不〕ふなばた　舷をよめり、舟端の義、漁父辭の枻をも古來かくよめり、日本紀には、船枻をふなのへとよめり、へは邊也、

是海舟の壹术水押也、川舟は貳枚水押にて、中に有を咽込と云、上に有板を棹走と云、是小舟より大船まで荷舟の制也、

川御座船は箱造り也、伊勢船の箱造りより始〻か、この故に海舟箱造りにする者、吾妻表と稱す、

箱造りの小名　置板（艫先の置板也、沖板と書は非也、）　戸立（箱先戸立と云）　扇板（左右に有、其形扇子のごとき故の名也、）　夾蓋（戸立の上に打板、或は小蓋砂蓋と書は非也、）　箱縁（左右に有、板箱の如し、）

艒

〔和漢船用集 十船處名〕艒　艒は胴也、舟方に深を足と云、幅を肩と云による、胴の間、二ノ艒、三ノ艒と呼、櫓床間也、

舟笭

〔倭名類聚抄 十一船具〕舟笭　釋名云、舟中床、所₂以席₁物曰₂笭、（力丁反、布奈度古、）言但有₂簀、如₂笭床₁也、

〔箋注倭名類聚抄 三舟具〕按釋名、釋₂車、笭横在₂車前、織₂竹作₁之、孔笭々也、則知笭床、謂₂織₂竹爲₁床者、其孔笭々也、舟笭似₁之、得₂是名₁也、

〔類聚名義抄 八竹〕舟笭（フナトコ）

〔伊呂波字類抄 不雜物〕舟笭（フナドコ）

〔三十二番職人歌合 十番〕左　渡守

櫻川花にゆるさぬふなどこをおしてはいかゞわたるはる風

加鋪

〔和漢船用集 十船處名〕加鋪（カシキ）　航に付の舟側也、航を鋪と云、鋪に加ゆるの心也、又荷鋪と書、根棚とも云、梶木と書は、甚非也、川舟にて洞と云、艒洞　表之洞（是を表小直と云）　舳之洞（是を舳小直と云）　洞と云こと、船側の中のくぼくほりて、はらにするの名也、

船底

〔和漢船用集 十船處名〕舟底　駒陰冗記曰、伴落₂簪舟底₁、又三體詩、季仲が句に、船底黏₂沙、鼠璞曰、登萊一帶、惟平底可₂用、過₂洋用₂尖底₁と見へたり、會典曰、海運用₂遮洋船、裏河用₂淺船、是海舟河船の製異なること和漢同、海舟は尖底、河舟は平底也、

諸能、大御神等、船舳爾、反云、布奈能閉爾、道引麻志遠、天地能、大御神等、倭、大國靈、久堅能、阿麻能見虛喩、阿麻賀氣利、見渡多麻比、事了、還日者、又更、大御神等、船舳爾、御手打掛氐、墨縄袁、播倍多留期等久、○下略

〔日本書紀 景行 七〕十二年九月戊辰、到周芳娑麼、時天皇南望之、○中略 爰有女人、曰神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向而啓曰、願無下兵、我之屬類、必不有違者、今將歸德矣、

〔日本書紀 齊明 二十六〕六年、是歲、欲為百濟將伐新羅、乃勅駿河國造船、已訖、挽至續麻郊之村、其船夜中、無故艫舳相反、衆知終敗、

〔續日本紀 光仁 三十五〕寶龜九年十一月乙卯、第二船○遣唐使船到泊薩摩國出水郡、又第一船海中斷、○斷下恐有脫字舳艫各分、主神津守宿禰國麻呂、幷唐判官等五十六人乘其艫、而著甑島郡、判官大伴宿禰繼人、幷前入唐大使藤原朝臣河淸之女喜娘等四十一人乘其舳、而著肥後國天草郡、

〔古今著聞集 偸盜 十二〕正上座といふ弓の上手、わかゝりける時、參河の國より熊野へわたりけるに、伊勢國いらこのわたりにて、海賊にあひにけり、○中略 上座、その時腹卷きて、弓にひきめ一、しんとう一をとりぐして、たてつかせて、船のへにすゝみ出て、○下略

水押

〔和漢船用集 十 船處名〕水押　今呼處みよし、みおしと云、古は、によしといへり、子丑と書、又舟法の卷に、女首と書、各利あり、或は辰頭とするは龍頭成べし、又薩州にて龍首と呼、合類節用に、港板と書、舟制所言といへり、字彙に、港は水中行舟道と見へたり、しかれば、みおしと讀べき者か、艫也、艣也、艪也、搖也、艉也、並にへさきと讀、前燈餘話に曰、夏月於船首澡浴、又眉公雜字、船梢とあるを、へさきと讀せるは非也、ともと訓ずべし、

水押小名　前口　繼手　附出或築出　付留　劍又割先と云　除或はかき入と云　潮切又汲切　頰桁荷舟に呼處、俗にほうべらといふ、

〔段注説文解字 舟八下〕艫、舳艫也、此二字不分析之說也、从舟盧聲、洛乎切、五部、一曰船頭、此單謂艫字也、方言曰、舟首謂之閤閭、郭云、今江東呼船頭屋、謂之飛閭是也、釋名曰、舟其上屋曰廬、象廬舍也、其上重室曰飛廬、在上故曰飛也、按此皆許所謂船頭曰艫、艫閭古音同耳、李斐注武帝紀亦云、舳、船後持柂處、艫、船頭刺櫂處、說與許同、而小爾雅、艫、船後也、舳、船前也、吳都賦劉注本之、與許異、蓋小爾雅、呼設柂處爲船頭也、

〔倭名類聚抄 船具十一〕舳　兼名苑注云、船前頭謂之舳、音逐、楊氏漢語抄云、舟頭制水處也、和語云、閉。

〔箋注倭名類聚抄 舟具三〕按小爾雅云、船頭謂之舳、尾謂之艫、文選吳都賦、弘舸連舳、巨艦接艫、劉逵注云、舳、船前也、艫、船後也、兼名苑注、蓋本於此等書、故萬葉集云、船舳爾分注反云布奈能閉爾、景行紀、素幡樹于船舳、又漢書武帝紀、舳艫千里、注、李斐曰、舳、船後持柂處也、艫、船前頭刺櫂處也、說文云、舳、舟尾、艫、船頭、方言云、首謂之閤閭、後曰舳、舳制水也、戴震曰、閤閭卽艫、以上諸書皆以艫爲船前頭、舳爲船尾、新撰字鏡、艫、舟前鼻也、戸、舳訓止毛、靈異記訓釋、舳、不子乃止毛、並依此義、前說恐非、又按依李斐漢書注、刺櫂處、在船前頭、又依方言、制水在船後頭、漢語抄云舟頭制水處、云舟後刺櫂處者、恐互誤、

〔倭名類聚抄 船具十一〕艫　兼名苑注云、船後頭謂之艫、音盧、楊氏曰、舟後刺櫂處也、和語云、度。毛。

〔類聚名義抄 舟三〕舳 音逐 トモ へ　艫 音盧 へ トモ

〔伊呂波字類抄 雜物部〕舳 へ チク 制水處、舟舳、〔同 雜物止〕艫 トモ 舟艫也

〔和玉篇 舟中〕艫 ロ フチノトモ

〔倭訓栞 前編二十六〕へ　舳をよむは、前の義、船の前頭也と注せり、

〔倭訓栞 前編十八〕とも　艫をいふは、船の後頭なれば、從の義也、艫をよむは、倭名抄の說にて、舳をへとよめり、小爾雅集韻是也、新撰字鏡には、舳をとも、艫をへとよめり、日本紀の點も同じ、文選の注、說文など是也、

〔萬葉集 五雜歌〕好去好來歌一首反歌二首

名所 舳艫

〔日本書紀 神代一〕一書曰、素戔嗚尊曰、韓鄕(カラクニ)之島、是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶(ウクタカラ)者、未是佳也、

〔日本書紀通證 神代五〕兼良曰、此浮寶指船也、今按、專指船而言、蓋韓國有金銀、則宜常往來以資國用、故不可無船材之意也、

〔運歩色葉集 宇〕浮船(ウキフネ) 兵法

〔今昔物語 十九〕龜報山陰中納言恩語第廿九

今昔、延喜ノ天皇ノ御代ニ、中納言藤原ノ山陰ト云フ人有ケリ、數ノ子有ケル中ニ、一人ノ男子有ケリ、〈○中略〉偏ヘニ繼母ニ打チ預テナム養ヒケル、而ル間中納言大宰ノ帥ニ成テ、鎭西ニ下ケル、〈○中略〉鐘ノ御崎ト云フ所ヲ過ル程ニ、繼母此ノ兒ヲ抱テ尿ヲ遣ル樣ニテ、取リ□□タル樣ニテ、海ニ落シ入レツ、〈○中略〉帥ノ云ク、此レガ死タラム骸也トモ求メテ、取上テ來レト云フ、若干ノ眷屬ニ、浮船ニ乘セテ追ヒ遣ル、

〔源氏物語 浮舟 五十一〕ちいさき舟に乘り給て、さしわたり給程、はるかならん岸にしも、こぎはなれたらんやうに、心ぼそくおぼえて、つとつきていだかれたるも、いとらうたしとおぼす、〈○中略〉女も、めづらしからむみちのやうにおぼえて、たちばなのこじまはいろもかはらじをこのうき舟ぞゆくへしられぬ、おりから人のさまに、おかしくのみ、なにごともおぼしなす、

〔新撰字鏡 舟〕舳〈艫○舳 止毛○〉

〔段注説文解字 八下 舟〕舳、舳艫也、〈各本艫上刪舳字、今補、此三字爲句、非以艫釋舳也、許會所據本不誤、〉从舟由聲、〈直六切、三部、〉漢律名船方長爲舳艫、〈長舊作丈、史漢貨殖傳皆曰船長千丈、注者謂總積其丈數、蓋漢時計船以丈、毎方丈爲一舳艫也、此釋舳艫之謂二字不分析者也、下文分釋謂船尾舳、謂船頭艫、此分析者也、〉一曰船尾、〈船舊作舟、今正、此單謂舳字也、方言曰、舟後曰舳、舳所以制水也、郭云、今江東呼柂爲舳、按釋名、船其尾曰柂、仲長統郭璞皆用柂字、而淮南子作杕、船之有舳、如車之有軸、主乎運轉、〉

〔新撰字鏡 舟〕艫〈舟前鼻也、月○〉

しを　われ　くだり　あさこぐ　おほ　わたり　あしがらを(あしがらの海舟也)　あしわきを
あしかりを　こもかりを(もかりぶれ)　よつの舟(唐使舟也)　おほみ　うかゐ　もろこ
しえふ　あや　いつて(萬、伊豆より出舟也、)　あしはやを(島簿といへり)　かもといふふね(也、萬、かもに似たき)
(つかもといふ島とへい、れり。)　見　むかへ(萬)　車(今様にも)　やふね　つまよぶ　つくし　さにぬりを
船七夕　さくらかはまきたる舟(櫻皮なまきたる也)　くほ七夕　や　とわたる　鳥　船でとはいづ
る也、萬にも出とかけり、つばら〳〵(舟のかぢのなと也)

〔狂言記四〕ふねふな

(との)やい、こゝにいかひ川がある、○中略　くわじや是は神崎のわたしと申は、これで御ざりま
する、(との)是はかち渡りにはなるまひが、渡守はないか、くわじやいや御ざりまする、(との)あら
ばいそいでよべ、くわじや畏て御ざる、○中略　おういふなやい、(との)やい、そこな者、わたしならば、
なせにふねと云てよばぬ、○中略　くわじやいや殿様に申上たい事が御ざる、あなたのつきば
と、こなたのつきばを何と申まするぞ、(との)それな、ふねつきといふは、くわじやさやうで御ざ
るによつて、おがつてんが参らぬ事で御ざる、ふなつきなどゝは申せ、ふねつきと申事は、ござ
るまい、それにつきまして、ふなどゝは古歌にも御ざれ、ふねと申古歌は、御ざりますまい、(と)
(の)いらぬをのれが古歌だてゝはあるまひか、さりながら、あらば申せ、くわじや畏て御ざる、ふ
なでしてあとはいつしかとをざかるすまのうへ野に秋風ぞふく、と申時には、ふなでは御ざ
りますまいか、

〔天工開物中舟車〕舟

凡舟古名百千、今名亦百千、或以形名、(如海鰍、江鯿、山梭之類、)或以量名、(載物之數)或以質名、(各色木料)不可殫述、遊海濱
者、得見洋船、居江湄者、得見漕舫、若局趣山國之中、老死平原之地、所見者一葉扁舟、截流亂筏而已、

〔倭名類聚抄船十一〕舟船附艘　方言云、關東謂之舟、音周關西謂之船、音旋、和名布禰、説文云、艘、蘇遭反船數也、

〔段注説文解字八下〕舟、船也、邶風、方之舟之、傳曰、舟、船也、古人言舟、漢人言船、毛以今語釋古、故云舟卽今之船也、不傳於柏舟、而傳於此者、以見方之爲泭、而非船也、古者共鼓貨狄、刳木爲舟、剡木爲楫、以濟不通、郭注山海經曰、世本云、共鼓貨狄作舟、易繫辭曰、刳木爲舟、剡木爲楫、舟楫之利、以濟不通、致遠以利天下、蓋取諸渙、共鼓貨狄、黄帝堯舜間人、貨狄疑卽化益、化益卽伯益也、考工記、故書舟作周、象形、職流切、三部、凡舟之屬皆从舟、船、舟也、二篆爲轉注、古言舟、今言船、如古言屨、今言鞮、舟之言周旋也、船之言沿也、从舟、㕣聲、各本作鉛省聲、非是、口部有㕣字、水部有沿字、㕣聲、今正、食川切、十四部、

〔類聚名義抄三舟〕舟音周、フネ、　船音旋、フネ、　舡俗通音紅　艣舲音零、フネ、　艕艣俗

〔和玉篇中舟〕舟シウ、フネ、小アネ、

〔倭訓栞前編二十六〕ふね　舟船をいふ、羽と音義通り、紀に飛舟見え、文選にも戰船を三翼といへり、漕船、刺船、釣船、泊船、繫ぎ船、渡し船、艖小船、拾小船、波小船、蘆分小舟、棚無小舟などいへり、渡船は、居家必用に見え、艖家船は、眉公雜字に見え、小船は、正字通に見えたり、顏子家訓に、昔在江南、不信有千人氈帳、及來河北、不信有二萬斛舟と見えたり、○中略舟に幾艘といふは、説文に、船數也といへり、日本紀に、かはらと訓せしはいかゞ、俗に棺を船と稱するは、隋書東夷傳に、及葬置屍船上、陸地牽之、といへるが如し、君は舟、臣は水といふ諺は、荀子に、君者舟也、庶人者水也、水則載舟、水則覆舟と見ゆ、すべて物を載する器を舟といふは、御舟、屋船、艀槽(ウケブネ)、馬槽(ブネ)、酒槽、餅槽、抄紙槽(カミスキブネ)、湯槽の類、是也、字彙、尊下臺曰舟、如今之承盤、と見えたり、

〔八雲御抄三下枝葉〕雜物部附調度

船　いは國見するなどいへり、天神駕給歟、萬、ひさかたのあまのさくめがいは舟のとめしたかつはあせにけるかも、と云り、　つり　あま　ほ　いさり　とも　から　おきつ　はし　かたはれ　千もゝ　ゑば　たかせ川舟也　夜泊　うき　かは　海舟　つま向七夕　たなゝしを小舟也　あけのそを裝束舟歟　のぼり　ま　つら　いなもがみ河　さほ萬　ひと萬、ゆたにとよめり、　わたし　鹽ひき萬　はや　さゝ　すて　は

古事類苑

器用部二十五

舟上

舟ハ、フネト云ヒ、舊クウクダカラトモ稱ス、水行ノ具ナリ、神代ニ於テ、既ニ天磐櫲樟船、天鳥船等ノ名見エタレバ、其用ノ久シキヲ知ルベシ、崇神天皇ノ時、詔シテ諸國ニ船舶ヲ造ラシム、神功皇后、征韓以來、其用漸ク盛ンニシテ、造船ノ事歴朝絶エズ、欽明天皇ノ朝、王辰爾ヲ以テ、船長ト爲シ、始テ船賦ヲ錄セシメ、文武天皇大寶ノ制、兵部省ニ、主船司ヲ置キテ、公私ノ舟檝、及ビ舟具等ヲ掌ラシム、奈良朝ヨリ平安遷都以後ニ至ルマデ、造船ノ擧屢〻アリ、而シテ其用ハ、多クハ遣唐使ノ爲ニシ、又ハ征戰運輸ニ充テタルモノナリ、其後造船ノ業漸ク衰ヘタリシガ、近古ニ至リ、復タ外國ト往來シ、運輸ノ事モ亦從テ盛ニナリシヲ以テ、船舶ノ用モ亦興レリ、德川幕府ノ初世、大船ヲ造ルコトヲ禁ゼシガ、嘉永年間、歐米各國ノ渡來スルニ及ビ、其禁ヲ解キ、造船ノ製モ一變セリ、

船舶ノ種類名稱極メテ多シ、今其一端ヲ擧ゲンニ、原質ヲ以テ名トスル者ニ、杉船、板船等アリ、製作ヲ以テ名トスル者ニ、赤乃曾穗船、屋形船、檜垣船等アリ、形狀ヲ以テ名トスル者ニ、艑、艇、艜、劒鋒船等アリ、地名ヲ以テ名トスル者ニ、難波船、伊勢船等アリ、用法ヲ以テ名トスル者ニ、釣船、鯨船、兵船等アリ、兵船ノ事ハ、兵事部水戰篇ニ收ム、積載ノ物ヲ以テ名トスル者ニ、稻船、柴船、土船等アリ、而シテ船具ニハ、櫓、櫂、檣、楫、舵、帆、帆柱、帆綱、牽綱、纜、碇等アリ、

溲瓶

〔書言字考節用集七器財〕溲瓶シフビン本名虎子

〔言經卿記〕慶長八年二月廿三日庚戌、松田勝右衛門、中國酒、白ネリ、鴨一番等持參被ㇾ來了、〇中略大樹〇德川家康御參內ニ付而、車之事談合、　廿五日壬子、松田勝右衛門ヨリ可ㇾ來由有ㇾ之、然共北向所勞ニ而、ヤガテ可ㇾ罷向ㇾ由申遣了、後刻罷向、書籍ドモモタセ了、朝飡相伴了、汁進了、

檳榔車〇中略

一しびん之事可ㇾ有ㇾ之候〇下略

かはこ

〔宇治拾遺物語三〕今はむかし兵衞佐平貞文をばへいちうといふ、〇中略本院侍從といふは、村上の御母后の女房なり、世の色このみにてありけるに、文やるににくからず返ごとはしながらあふ事はなかりけり、〇中略いまはさは、この人のわろくうとましからんことを見て、おもひうとまばや、かくのみ心づくしに思はでありなんと思て、ずいじんをよびて、その人のひすましのかは〇ご〇もていかんばいとりてわれにみせよといひければ、日ごろそひてうかゞひて、からうじて、にげけるをおひて、ばいてとりて、しうにとらせつ、

まる

〔安齋隨筆前編五〕樋殿〇中略　貞丈云〇中略　樋殿シノハコをマ〇ル〇と云は、日本紀に、屎マル、屎マルとあるによりてなるべしと、物部茂卿が説也、然りマルとは放ヒルよむと事也、又オ〇カ〇ハ〇と云は御廁オンカハヤの略也、

〔南留別志二〕一小兒の糞器をまるといふ事は、日本紀に、いばりする事をいばりまる、大便する事を、くそまるといふより出でたるなるべし、

〔倭訓栞前編二十九〕まる〇中略　神代紀に遺糞をくそまるとよみ、古事記に屎麻理散と見え、紀に小便にゆばりまる、大便にくそまるといへり、萬葉集にも屎遠麻禮とよみ、竹取物語につばくらめのまりおけるこそといへり、今便器を稱してまるといふも是なるべし、ふるくより見えたり、

尿筒　完筒

以上物等、紫檀地、螺鈿、或蒔繪、螺鈿或加二以金銀白鑞等、爲鎺口筋等物、無定樣、只在意略耳、○下略

〔雅亮裝束抄　一〕だいきやうのこと○中略そんざのやすみ所とて、外記史のざのそばなど、びんぎの所一けんにみすかけまはして、かうらいのたゝみ一帖をしきて、大臣のそんざのおりは、おほつぼをおき、大納言のにはいたにあなをゑるなり、

〔類聚雜要抄　三五節雜事〕理髮○中略　私宮一口

〔源氏物語　二十六常夏〕何かそはことゝ〳〵しく思給へて、まじらひ侍らばこそ、ところせからめ、おほみおほつぼとりにも、つかうまつりなんと聞えたまへば、えねんじたまはで打わらひ給て、につかはしからぬやくなゝり、○下略

〔源氏物語湖月抄　二十六常夏〕河尿壺、花大壺、延喜式齋院　今案、小便筒の事也、細しと筒やうの事也、○下略

〔松屋筆記　百〕尿筒シトツヽ　淸器シノハコ　虎子オホツボ

尿筒を、シトツヽといへり、虎子をオホツボといへり、色葉字類抄九卷志部雜物門に、淸器シツハコ、一本作シノハコ　虎子、尿筥、褻器同、已上云々とあり、可考合、

〔木曾街道續膝栗毛　三編下〕おせうエヽ埒もないひよんだくれなことしたわい、おやぢなんでじやいな、おせうその吹筒の酒うつかりと呑よつたが、アヽ胸がむかつく〳〵、彌次なぜでござります、おせうハテそれは公家衆の小便しよるとものじや、みな〳〵ヤア〳〵〳〵おせうそうたい禁裏の御葬送などの節、堂上方がみなもたせらるゝ、完筒くわんづゝといふものは、それじやわいな、あながたが急に手水にゆきたくならせられた時、それへなさるゝものじや、江戸でも靑竹を火吹竹ほどにきつて、大名衆のもたせらるゝ事がある、やはり江戸でも完筒といふて、小便なさるゝものじやわいな、北八エヽそんなら此吹筒、もとは公家衆の小便擔たごかへ、ヤア〳〵大變〳〵、○下略

ふるきよの、玄ん殿のさし圖をみるに、かはやといふはみえず、されど必下屋などにつゞきてあるべし、なくてはいかゞはせん、又主人などは、おほつぼしのはこを用ひて、近習の女房とり傳へて、ひすまし、長女、廁人等にわたすなるべし、常夏の卷にみえしは、女御のおほつぼをとる事なり、貞觀式には、他行に清器をからひつに入れてもたしめ、ひすまし等供奉すとみゆ、上代のいまと異なる事おもひの外なり、

〔儀式一〕春日祭儀 ○中略 清器韓櫃一荷在中路次之、今夏二人相分在後從之 ○中略 清器韓櫃在中路次之、今夏二人相分在後從之 廁人(カハヤトカモリ)掃守在道左右次之 ○下略

〔延喜式十七内匠〕朱漆器 ○中略 雕木一脚、長一尺七寸、廣一尺三寸、高一尺一寸、木工寮作之、樋一合、高九寸、徑九寸五分、虎子一合、料漆二升四合、雕木八合、樋一升二合、虎子四合、石見綿一斤、絹一尺五寸、貲布八尺、調布一尺五寸、掃墨一升、油二合、伊豫砥半顆、青砥半枚、炭八斗、單功十七人、彫木六人、樋八人、虎子三人、

伊勢初齋院裝束 ○中略 大壺一合料漆四合、絹一尺、綿六兩、細布一尺五寸、掃墨三合、燒土五合、單功四人、雕木一脚、長一尺四寸、廣一尺八寸、高八分、樋一合、徑八寸、高七寸、料漆一升八合、絹一尺五寸、細布三尺、掃墨六合、燒土一升、單功十一人、

〔延喜式五齋宮〕造備雜物 ○中略 彫木一具

〔永昌記〕天治元年四月二十三日、伊勢初齋宮禊日也、○中略 抑行列之中有樋臺、禍彫木、令行列云々、此事如何、後日失也、不具之由重實示之、

〔類聚雜要抄二調度〕一被加以前御調度外御物事 ○中略 虎子筥、其體四方、下在牙象也、又有臺云々、

褻器　虎子　清器　楲

名耳、

〔倭名類聚抄 十四坐臥具〕褻器　周禮注云、褻器(褻音思列反)謂清器、虎子之屬也、(今案、俗語、虎子、於保都保、清器、師乃波古、)

〔箋注倭名類聚抄 六坐臥具〕所引冢宰之屬玉府注文、原書無謂字、按褻從衣、訓私服、轉爲凡狎褻字、按虎子即楲、清器即窬、褻器楲窬之總稱、並上條載之、源君爲二條分訓、非是、又按內匠寮式、兼擧虎子大壺、因話錄云、虎子即溺器也、侯鯖錄云、溲器謂之虎子、則知虎子即小便器、則大壺蓋大便器也、源君訓虎子爲於保都保、訓清器爲師乃波古、恐互誤、又按於保都保又見源氏物語常夏卷、今俗所謂於加波是類、師乃波古、類聚雜要作私筥、作私者假借耳、今俗溲瓶是類也、

〔倭名類聚抄 十四坐臥具〕楲窬　說文云、楲(音威、和名比)、窬也、國語注云、窬(音投)行清廁也、

〔箋注倭名類聚抄 六坐臥具〕內匠寮式云、樋一合、高九寸、徑九寸五分、又云樋一合、徑八寸、高七寸、即是、按比蓋廁中受糞之器、今廁中猶存比婆古之名、人放糞則提去掃清之、司之女胥曰比須万之、見源氏物語玉葛卷、類聚雜要作樋洗、(中略)原書(說文)木部云、楲、楲窬、褻器也、按古無窬字、窬字訓空中、蓋楲窬空中以泄出菌尿、後專爲穿窬字、故後俗變從广、源君亦從俗寫也、段玉裁曰、賈逵解周官、楲虎子、窬行清也、虎子所以小便、行清所以大便、楲窬二物、許愼以類擧之也、則知許氏以褻器解楲窬二物、猶周禮注以清器虎子解褻器也、源君引脫一楲字及褻器字非也、(中略)所引文、(國語)韋昭注無載、按國語中無窬字、則此恐誤引、又按、史記萬石君傳集解、引賈逵解周官云、窬行清也、疑源君引之而以賈逵又注國語、故誤爲國語注也、

〔伊呂波字類抄 志雜物〕清器(シノハコ)　虎子　尿筥　褻器　已上同

〔倭訓栞 前編十二志〕しのはこ　倭名抄に清器を訓せり、尿(シ)の筥也、類聚雜要に私筥と見ゆ、今をかはともいふ、小廁(ヲカハヤ)の義なるべし、說文に楲窬也、國語註に窬行清廁也と見ゆ、

〔後松日記 二〕清器(中略)

爪杖

〔夜譚續集二〕靉靆俗曰眼鏡、靆或作䨴、恐靆字誤也耶、詳見廣百川學海欣賞編等書、
靉靆發眼光、瞭然樂老逸、讀書點離朱、觀物逐那律、蠅頭細揮毫、蚊睫寬貫蝨、宿翳絕玄花、豈匪還童術、

〔寶藏三〕目器（めがね）

亡目の鏡法師の櫛は、たからながらも寶ならざるは、その用ゆべからざるが爲なり、此ものの十年餘以前〇本書寬文十一年著まではいづ方にか有つる、手にふれ誠に目にもかけざりつるに、此ほどはよるのほかげなどに、書を見るにも、またゝくやうにをぼろなるに、思ひ出てかけつれば、文字のあやめも一しほ明なるぞいと嬉敷、また心みにこれを論ぜん、眼力薄からずんば此物寶とならじ、若此ものを珍とせば、いかんぞ眼力のうすき事をなげかむ、又眼力のうすらげるをなげかば、めがねの珍たる事を悦ぶいはれあるべからず、えがたきめがねをたうとみ、よりゆく年をわすれんよりは、まかじ明なる眼にめがねも共に忘れんには、めがねに老若の差別有、老眼によきは若き人にあはず、わかき目によきは老眼にあはず、もし目がね必眼力をたすくといはゞ、老眼だに明にせるを、若きにかけばいよ／＼明なる事をくはふべき道理也、されども老眼によろしきは若きによろしからざるは、物每に其功能のさだまれる所あればなり、〇下略

〔書言字考節用集七器財〕麻姑手（マゴノテ）　爪杖同又云搔杖

〔類聚名物考調度八〕爪杖　まごのて

今案に、如意杖、一名は爪杖なれば、今云ふ孫の手と云ふ物にて、背中などのかゆき時に、搔べき爲に作りし、人の小手の如き物なり、

〔和漢三才圖會二十六服玩具〕爪杖（まごのて）　搔杖　末古乃天

按、爪杖用桑木作手指形、所以自搔背者、俗謂之麻姑手、末古乃天麻姑仙女名也、五車韻瑞載麻姑山記云、王方平降蔡經家、召麻姑至、年若十七八女子、指爪長數寸、經意其可爬痒、忽有鐵鞭鞭其背、以此故事、

眼鏡商

眼鏡雜載

御庭を見せ玉ひしに、かの千里鏡をもて山よりのぞみ見るべしと仰ありければ、信友則とりてこれをみ、誠にくまなく遠き所まで見え侍り、よにめづらしき物にこそ、さりながらかゝる物はやむごとなき御方の、めで玉ふべきものにあらず、其故は、郭内往來するものども、このごろ若君山より御覽じ玉ふと聞つたへなば、さこそ心ぐるしく覺侍らめ、人の難儀におもふこと、かり初にもこのませ玉ふべきにあらずといひながら、あやまちしさまして、彼千里鏡を山よりおとして、微塵に打くだきけり、若君これをきこしめし、大にむづからせ玉ひけるが、公〇徳川吉宗にはさこそあらめ、對馬はさる忠言申べき者と志りたればこそ、かのことはなしつれとて、ふかく御感ありしとなむ、

〔幕令拔抄二〕相模屋又一相願、聞屆置候米市場エ、堂島米相場之高下を、飛脚ニ而取來候處、拔商と唱、右高下を手品仕方等を遠目鏡へ移取、相圖を待候もの有之趣相聞、不埒之事ニ候、右體のもの有之バ召捕、急度遂吟味候條、心得違無之樣可致候、〇中略

文化元年子五月

〔國花萬葉記六攝津〕諸職商人買物所付

目がね　伏見唐物町　かうらい橋壹丁目

〔江戸總鹿子六〕眼鏡師

京橋南四丁目　印判屋市郎兵衛

〔守貞漫稿六生業〕眼鏡ノ仕替

新物ヲ賣リ、或ハ新古ヲ交易シ、又ハ破損ヲ補フ、

〔大内義隆記〕天竺仁ノ送物樣々ノ其中ニ、〇中略老眼ノアザヤカニミユル鏡ノカゲナレバ、程遠ケレドモタモリナキ鏡モ二面候ヘバ、カヽル不思議ノ重寶ヲ五サマ送ケルトカヤ、

ども當職の身なり、もし世人等、今の將軍こそ日毎に天守に登り、遠鏡もて四方を見下すなどいひはやし、なば、ゆゝしき大事なり、承統の前はともかくもあれ、今はさる輕々しきわざはなすまじとのたまひしとぞ、そのかみ紀伊大納言賴宣卿、いとけなくおはしける頃、城の天守にのぼり千里鏡をもて四方を遠見し、大によろこび玉ひ、近習等も興ある事にもてはやしければ、卿いよいよおもしろき事と思し玉ひ、日々天守にて千里鏡をもてあそばされける、或時安藤帶刀直次が其所へ推參し、某にも御見せたまはるべしといひながら、その鏡をとりて直に天守より投おとし、散々に打くだきて後、國主日々櫓にのぼり、遠鏡をもて往來の人を見玉ふとありては、下々ことの外艱困するもの多し、よりて某打くだきて候、御秘藏の千里鏡を打くだきし事、思召にかなはざらんには、某を御成敗あるべしと直諫しければ、卿大に恥おもひ玉ひ、この後はかゝる事絕てなし玉はざりしといふことを傳へしが、公には此事聞召し置れたるにはあらざるべけれど、みづから天品の卓越し玉ひしゆゑ、かゝる仰もありしなるべし、

〔中古叢書七十七〕向々舊記寫

一寬文十三丑年五月廿五日、ゑげれす船壹艘入船仕候、〇中略

一在船中相調候諸食物調物代として、〇中略　鼻目鏡數三拾八、　遠目鏡壹本〇中略

右之通、諸食物調物代として、貨物賣御免被爲成、

〔有德院殿御實紀附錄六〕惇信院殿〇德川家重いまだ長福君と申けるほど、御輔導の重臣をえらばれ、安藤對馬守信友その任にさゝれて、享保九年十一月十五日に附屬せらる、〇中略若君の御もとにはつけられしにやと、皆人いぶかり思ひしに、そのころ若君の御かたに、長崎より千里鏡を奉れり、いとけなき御心におもしろきものに思召れ、朝夕御庭の山よりこれをもてのぞませ見玉ふに、郭內ゆきゝ衣服の飾まであざやかに見えければ、ことにけうせさせ玉ひけり、ある日信友に

正字通云、今西洋國千里鏡、磨玻璨所成者、以長筒窺之、見數千里、復制小者于扇角、近視者能使之遠、山泉遠望の地に遊に携之ば甚興有、舶來花夷の制、此土にて制する物品類美惡あり撰べし、長房が縮地の術をからず、誠に巧なる具なり、千里鏡先より覗(のぞけ)ば近もの遠くみゆる、正字通の説ごとく、別に造らざれども兩用あり、すべて紅毛の制せるもの可なり、

〔西遊記續篇五〕奇器

細工の微妙なる事は、世界の内阿蘭陀に勝る國なし、○中略虫目鏡のいたりて細微なるは、わづか一滴の水を針の先に付て見るに、清淨水の中に種々異形異類の虫ありて、いまだ世界に見ざる處の生類遊行したり、又潮を見れば、六角成物の集りたるなり、油は丸きもの、あつまりたるなり、水は三角なるものゝ集りたるなり、其外酒酢などには、色々夥敷虫あり、○中略又望遠鏡とて、日月星辰迄力の屆く遠目鏡ありて、日月の眞象を見分ち、星も太白星をみれば、月の如く盈虧あり、木星をみれば三ッ引の紋の如く横に帶あり、土星をみれば斜に輪まとひて、星の形長くみゆ、其外銀河の白き所をみれば、小き星夥敷聚りたるにて、其小星よくわかりて數へつべし、近き頃泉州の人岩橋善兵衞、此望遠鏡を作り出して、阿蘭陀渡りの望遠鏡よりもよくみゆ、余が家にも所持す、又隣目鏡とて高塀を打越して隣をみる目鏡あり、又暗夜に遠方をみる目鏡あり、猶この外にも種々の奇器、人の耳目をおどろかすもの、年々にわたり來れり、

〔嬉遊笑覽十二上〕虫めがね、洛陽集、虫めがね老の波こす螢かな、嘉辰むさし野はむさしのなりけり虫めがね、行正續山井、よりてこそそれ蚊ともみめ虫目がね、種寛水底の月やもにすむ虫めがね、安信西洋鏡の顯微鏡は高價なるを、こゝに學び作れるには、小兒の翫具もあり、

〔嚴有院殿御實紀附錄上〕御承統のはじめ天守に上り玉ひしに、御側のものら遠眼鏡を持來り、御覽あるべしと三度まで申上しに、聞せたまはぬ御さまにて、はてに仰られしは、われ幼しといへ

る玉の數、本末に二枚、それより三枚四枚、大にいたりては八枚迄もいる、あり、まづ大概手元の玉を内ぶくらにして、外をろくにす、末の玉も同斷、大ニいたりて中にいる、隔の玉は、いづれも常の目がねのごとし、されば眼に覆ふ目鏡の玉は、外にふくらあれば物をちかく見する、影にむかふ鏡の面、上にふくらあれば、物をちいさく間遠に見せ、又しやくみて凹なれば、物を廣大に見する事、ちかくは世に有髭鏡にてしんぬべし、畢竟此遠目鏡も、皆の此道理にて、元來を工夫したるべし、尤五里十里までの堺を、眼前に見する仕かた、和の製作にも有とはいへど、唐渡ならでは、本來さいくに上品はなし、　月めがね、長崎ニ仕手あり、製作口傳、月を近く見せ、滿月より半月の虧の分量をよく考みる、かけて月にむかひ瞬なし、　日目鏡、製作口傳、かげまばゆからずといふ、　日取目鏡、尤目鏡にかぎらず、炎天に水晶のほくちに火のうつる事、世に人のしれる事也、しかし此日取玉には、日の火をうくるを、專に製作する、殊にはしかけに少し傳もありて、火のうつる事早し、故に名とす、　月とり目鏡、これ滿月にむかひ、水を取やうに仕やう有、是も水晶の吉水にて玉をつくる、水をとる事すこし口傳、　五色目鏡、玉のうへを三角にし、すこし勾倍に見る、物の色五しきにうつる、　七ッ目鏡、六ッ五ッ、右みな同じ事也、一ッのすがた、七ッ六ッに見する事、玉を六角七角に中高にする、角の數に、物のしな形をわかつて見する也、　橫三ッ目鏡、一ッの物、橫に三ッに見ゆる、　逆目がね、總じての物さかさまに見ゆる、但筒にても作る、筒なしも作る、　八方目鏡、上下東西南北より來たる人をうつすに、ことごとく玉の中に人影うつる、おらんだ人指にはめて指のかざりとす、　日蝕目がね、日蝕を見る目がねなり、肉眼にてはまばゆくして拜みがたし、水にうつしてもとくとは分明ならず、この目鏡にて見れば、目まばゆからずして、その細交を拜する事つまびらかなり、これ唐作の珍物也、他の物を見るには、羅をへだてたるがごとしとぞ、

〔雅遊漫錄　三〕千里鏡

數○眼○鏡○　表裏如龜甲、爲稜形、或五或六隨數見、

凡水精出於加賀者、色潔白佳、出於日向者次之、他不佳、近世多以硝子爲之、試法水精粘舌稍冷也、

斜觇之純白也、硝子帶微青色、

凡琢眼鏡之垢膩、浸木灰汁一宿可磨去、尋常輕用唾可拭、但忌吃煙草未經時者唾、

〔萬金產業袋 三〕目鏡

丸○目○鏡○瞹曃、靉靆、　これ常に用ゆるの目がね、若年、中年、老年のわかちあり、若年は玉うすく、みな硝子也、中年ゟ段々と老年にいたるほど玉厚く、本水晶を用ゆ、すいしやうは上にいふごとく、近江ゟもいづれども、日向水晶ならでは、目がねには宜しからず、合せ砥にてかたむらなく、至極よくすりあぐべし、びいどろ玉は、中古唐ゟわたる所、厚サ壹分あまり、大根の輪切のごとくにして來るを、和にて又丸みをなをし、兩面ゟよくすり、あつき薄きは中年若年、その程々に仕たつる、又朝鮮ゟ來ル白びいどろの菊ちやわんあり、その破たるを一ツにし、火消つぼの蓋に入、その上に又同じ通のふたをあをのけにのせ、それに炭火をつよく熾し、一時計も置に、右のちやわんみなとけて、蓋のうへに一ツに溜、扨上の火をとり、蓋ながらさまし置ば、いかにもむらなくとけて、當に淪たまるを、よき程にまろくし、兩めんゟ摺て、右目がねの玉につかふ、薄き厚きはその好によるべし、緣は象牙、くじらの髭、鵜のほね、眞鍮等、家は箱入、薄皮まがひ、黑ぬり、せいしつ、朱ぬり略○註なんどみな唐紛也、草なるは、經木板に紙ばり、墨ぬりの上をすり漆して用ゆ、いかにも安物の仕立也、

近○目○鏡○、近視の人是を用ゆ、もり玉とて、玉の表に少しふくらをつけ、うらをまんろくにする也、尤水晶にて製す、びいどろは用ひず、　琅目がね、刀わき指のきずをあらため見るに用ゆ、右に同じくもり玉まかけにして、少し相違あり、他事に要なし、尤水晶玉也、　虫○目○がね○、これもこりだま、筒のうちに仕入る、　遠○目○鏡○、上百里ゟ下十里五里三里等あり、かな筒あり、なまり筒あり、内にいる

眼鏡種類

即此、以金相輪廓而銜之爲柄紐、側其末分則爲一、岐則爲二、如市肆中等子匣、又孫參政景章、亦有一具、云以良馬易得于西域、似聞其名爲僾逮、則其二字之訛也、蓋靉靆乃輕雲貌、如輕雲之籠日月、不掩其明也、若作僾逮亦可、

右愼懋官花夷珍玩續考に見へたり、眼目昏倦の人老人など、書を讀に重寶の器なり、若年の人もこれをかくれば、眼力を養助て、老後目力つよしと云、舶來のもの、此土にて製するもの世に多し、おの〳〵硝子にて作る、よきものは水晶にて作る、或人水晶の眼鏡をかけ、書を讀てありしが、天の陰陽を試んとて、窓をひらき天を見る、日光水晶にうつりて、たちまち兩眼盲となりしとや、愼べし、今幷記して世に知らしむ、恐るべし、

硝子より水晶目を助養によしと云、其是非未試、くもりを拭には、やはらかなる絹を用ゆべし、燈心などはあし、、但し硝子と水晶と見わけがたきは、舌にてねぶり見るべし、其冷ナルかた水晶也、別て夜學に用ひて、燈煙目にいらずしてよし、

〔和漢三才圖會 二十六 服玩具〕眼鏡　靉靆　女加禰

百川學海云、靉靆出於西域滿剌國、如大錢、色如雲母、老人目力昏倦、不辨細書、以此掩目、精神不散、筆畫倍明、

按、靉靆眼鏡也、用水精切片、以金剛屑磨琢造之、隨老壯有異、如老眼爲微凸、如壯眼表裏正直、如中老表正直裏微窪、但老人以壯眼鏡視、則遠物鮮明、而近物不明、

近眼鏡　表微凹、裏微凸、

遠眼鏡　作三重筒、伸縮各口嵌玉、其本玉如老眼鏡、中與末如壯眼鏡、但本朝所作者不能視三里以上也、宜用阿蘭陀靑板、蓋此彼國硝子矣、與和硝子合鎔之、則甚堅而不解、

蟲眼鏡　玉厚、表凸裏平、嵌盒、投蚤蝨視之、其形大而蚤似獸、蝨似蟣、其餘細物亦然、

本の產を天下第一とする事、本草にも見えたり、遠めがねは千里鏡なり、人相めがねは天眼鏡なり、數めがねあり、火とり目がねあり、虫めがねは七奇圖說に顯微鏡といへり、されば蜘蛛の足二三歲の小兒の臂ほどに見え、人髮拇指の如き大さに見え、竹の節のごとく細かに節ありて、少年の髮は節遠く、老年の者は節つまれりとぞ、

〔長崎夜話草五〕長崎土產物

眼鏡細工　鼻目鏡　遠目鏡　虫目鏡　數目鏡　磯目鏡　透間目鏡　近視目鏡　長崎住人濱田彌兵衞といふもの、壯年の頃蠻國へ渡り、眼鏡造り樣を習ひ傳へ來りて、生島藤七といふ者に敎へて造らしめたるより、今にその傳なり、

〔橘庵漫筆二編一〕本玉の眼鏡と云ものは、眼の爲によろしといへど、實は甚よろしからずとぞ、今日本にて製せしめがねは眼の爲によろし、夫眼は青き色を藥とし能有として、眼を專はらつかふ者は座右に石菖蒲などの物を置て眼を育なり、日本製の目鏡は自然に青み有てよろし、本玉の目鏡は白きに過ぎ、其上寒冷の氣勝故、眼を虛寒せしむ、眼に損有て益なし、眼は常に外より溫め內より涼からしむるによろし、かならず寒冷の氣勝しむべからず、眼の性を養ふ十訓は、一淫、二酒、三渴、四力、五行、六香、七苦、八風、九白、十細といへり、誠に一身の日月にして明らかならざれば萬事休す、先文と云武と云、及四民とも、失明しては身を立る事難し、扨阿蘭陀人のたしなむ眼鏡は、皆靑玉なりとかや、本玉益あらば阿蘭陀に用ふべきに、左なきを見れば和產の物然るべし、

〔雅遊漫錄二〕靉靆

提學副使潮陽林公、有二二物一、如二大錢一、形質薄而透明、如二硝子石一、如二瑠璃石一、如二雲母一、每レ看二文章一、目力昏倦、不レ辨二細書一、以レ此掩レ目、精神不レ散、筆畫倍明、中用二綾絹一聯レ之、縛二于腦後一、人皆不レ識、舉以問レ余、余曰、此靉靆也、出二于西域滿剌國一、或聞公得二南海賈胡一、必是無レ疑矣、後見二張公方洲雜錄一、與レ此正同、云見二宜廟賜二胡宗伯物一

つに折持來り、主人の前に置、革の內にはきせる烟草あり、其革の上に火入を置て、たば粉をつぎ指出し、飲給て後、石にて灰を落し、右の革を元の如くに仕廻ふ、大名さへ如此、況や下々に於て、今の様に多葉粉盆など丶云事一切無し、

〔浚明院殿御實紀附錄三〕烟草は先代よりきこしめさる丶ことなりしかど、もとより表立しことならねば、それを司るものも、內の御用と名付よべり、御火壺は眞鍮の器をのみ用ひ玉ひ、御烟筒は銀のほか用ひられず、〇中略烟架をつくられしとき、近習の人に仰られしは、かりそめの調度とても、世の末になり行ほど、華美にはうつりゆくものなり、天下に主たる身としては、いさ丶かのことまでも心をこめて、華美にならざる様になすべき事なりと仰られしとぞ、

〔閑田次筆四〕昔はなくて當時行れ、是がために口を糊する人、世間に滿るもの、茶と煙草なり、此二品の具を造る人も、夫を交易する人も、此物どもなき代には、何をしけんとあやしまる丶計なり、

〔蕉錄下〕附考並餘考

甚矣哉、澆季之俗驕奢淫溺于事物也、而喫烟之興趣、爲最盛焉、乃覩方今煙具之製、箱包爐壺、皆以錦繡金玉彩飾之、而盡巧極精、曾不慮其費、滔々流弊、浸漬于海內、其奪民時、賊國家、聖人復起未如之何已、

〔烟草百首〕或人曰、烟草一式の具をこしらへる職人、諸職の內三分一ありといふ、さもあるべき歟、

眼鏡名稱

〔書言字考節用集七器財〕靉靆(メガネ)事見百川學海　眼鏡(同)

〔倭訓栞中編二十六〕めがね　目金の違はぬといふは、度をさしがねともいふをもてなり、眼鏡をめがねといふも義同じ、古歌に、

めがねさす光は穴にくまなきをいかでみ雪に目をきらしけん、方輿勝覽に、滿刺加國出靉靆鏡といへば、もと西域より始れる物なり、もと硝子を用う、日本には水晶を用ゐ來れり、水晶は日

手に、客の文を寄合讀に識る、〇下略

唾壺を灰ふきといふは、烟草といふもの渡て後のことならん、灰ば烟草の燒殻をいふ歟、

〔燕石雜志一〕物の名

〔烟草考〕烟壺

俗謂灰吹也、以棄烟燼、俗謂吸殻也、漢人此謂烟灰 且以吐唾、其器用唐金或瓷器、長三寸許、大一寸餘、其形容方圓不同、或用青竹筒、以淸潔不穢屢易改換也、

〔蜀山百首〕戀

灰吹の靑かりしより見そめこし心のたけもうちはたかばや

〇按ズルニ、此歌ハ、袋草紙ノ賤夫ノ歌ニ、しぐれする稻荷の山のもみぢばはあをかりしより思ひそめてき、トアルニ據レルナラン、

〔烟草考〕烟具

所謂盒、管、爐、壺、盤也、盒以納縷烟、管以吸烟、爐以貯火、壺以棄烟糞、盤總載四者之器也、又有兼備香箸灰押 漢人此謂香抄 小羽帚者也、

〔翁草五〕當代奇覽と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ、

一寬文の頃迄有し古老の云く、多波粉の渡りしは近き事也、南蠻人、我朝に來て呑初たり、其時は小蠟燭を燈して呑たり、去に仍て日本人も小蠟燭にて呑み、夫より間もなく、世界にはやりもて長ずる事になれり、〇中略 去かれども今の如く烟草の道具はなし、竹ぎせるとて、細き竹の節を込め、漸火皿程に切、筆の軸程なる物を、夫へ横に付て呑し也、夫さへ持たる人稀也、下々抔は、直に烟草の葉をぐる〳〵と卷、呑口に紙を卷き、火を付て呑たり、大身の大名の烟草飲んと有時、近習小性片手には、つるの付たる火入に火を入れ、脇に小石を置、片手には、唐草の二尺四方程なるを四

はぬを禮とする事、尤なる事なり、

〔一話一言二十一〕煙草盆古器

津侯藤堂氏の家に、古き煙草盆あり、高虎君の比のもの也とぞ、松板にかな釘を打てつくれる也と清末侯毛利讃州の話なり、

〔續五元集下〕元祿十三年

出し入やすきはやみちの鍵

まぎれずに返す芝居のたばこ盆　晉子

〔扁額軌範二編附錄〕船の圖　清水寺奥院

寛永十一年末吉船本客衆中とあり、北村忠兵衞畫、○圖略爰に圖する所は、寛永十一年の圖にて、○中略多葉粉盆の中に、木の眞中に穴を鑿、きせるを通せる圖あり、今斯の如き事を爲さず、きせるの轉ばざるためか、元祿年間、千宗佐號仙叟が好に、吸口の方に輪をはめたるあり、こは吸口の疊に付ざる爲に造るとぞ、古へは客あれば、必多葉粉盆にたばこ烟管を添出し、茶に次てこれを勸む、客夫を取て呑し也、今の如く、きせる多葉粉入を、自ら持歩行し事はあらず、

〔玉川砂利〕烏丸亞相光廣卿は扇箱入三本を硯箱とし給ひ、徂徠先生は烟草盆と硯箱と一つなりしなど、きくも有がたし、

〔煙草考〕煙爐

俗謂火入也、以貯火、大小高低方圓不一、其製有銀鍮唐金及瓷器等之異也、宜稍大者、以能貯火、久之不滅也、其小者不堪養火也、

〔好色二代男三〕敵無しの花軍

一夜阿波座の東南側のまがきに、○中略松屋町燒の土火入に、反椀の貰入、取集めたる鍍金煙管片

烟草盆

〔山東庵一夕話附錄〕濃紫煙龕

黒柿ニ蒔繪銀具○圖略

〔閑田次筆四〕ある所にて、烟草の箱に書付たるを見しに、手拈姑娜千年草、口吐蓬萊五色雲、何人の一聯にや、詠物にて前後ありやをしらず、一興に付すべし、

〔雍州府志六土產〕多波古○中略近世本朝之流風、而家々有來賓、則寒暄談未了中、先出烟草盆、是於宮埋火於銅鐵器或磁器、是稱火入、幷棄所吸之渣滓灰燼器、幷火入等之物、居方盆或圓盤、是謂多波古盆、

〔煙草考〕烟盤

大小長短不同、有方者、有圓者、有提者、有四輪者、有卑者、形容不一、或素質、或曲輪、堆朱、螺鈿、蒔繪、梨地、唐金、朱黒漆等、各從所好造焉、出攝州有馬者、皆以竹製之、出駿州府中者、多提盤、

〔目ざまし草〕考證雜話

芬盤といふものは、ある說に、志野家の人、某の侯と謀て、香具をとりあはせたりといへり、香具を取あはせて用ひしとなり、盆は卽ち香盆、火入は香爐、唾壺は灶爐壺、煙包は銀葉匣、盆の前に、煙管を二本おくは、香箸のかはりなりとぞ、後々に至り、今の書院たばこ盆といふ樣の物出來ると也、大人○大槻盤水往年長崎に遊學給ひし時、土俗たばこ盆の事をかうぼんといひ、老婦女などは、客來れば、かうぼん持てわたいといふ、わたいとは渡れといふ事にて、持て來のこゝろと聞ゆ、かうぼんは、たばこ盆を促呼と覺ゆと冷笑せしに、かうぼんは、卽ち香盆にして、昔の僻の、西部には今に殘りし事と思知たり、香箸の事、往年岡氏に問しも本說のごとし、但煙包は香盒或は香包也、外に長き竹二本、先をそぎたるを添ふ、こは香箸を轉ぜしにて、そぎたる所へ煙をつぎて用ひしと也、

〔貞丈雜記七諸部〕一たばこ盆と去物、京都將軍○足利氏の時代にはなかりし也、寬永年中、南蠻國より渡りしと也、それ故舊記に煙草盆の事なし、今の世のならはしにて、貴人の御前にては、たばこを吸

別なく、うつり行人情こそあだなりけれ、

〔浚明院殿御實紀附錄二〕濱の御庭へならせられし時、輿丁等御歸り待ほど、御輿をおろしたる側に、煙草のみて、互に戲れごとなど云しに、一人の輿丁坐睡して、手にもちし烟具をみな御轎のうちにおとしけるを志らずありしに、はやかへらせ玉ふとうちおどろかされ、狼狽してそのまゝにして御轎をかき出せしが、途にてこはいかゞとおもひわづらひ、かへらせ玉ひし後、御轎の中を探りもとめしかど、さらになければ、彌いぶかしく、やがて御轎のなかの御茵をあげしかば、其下に管も袋も紙につゝみてあり、これははじめ御茵の上に在しを、人の見付たらんには、重き罪にるべしとて、わざと御みづからかくはせさせ玉ひしなるべしとて、その輿丁ひそかに人にかたりて淚を流しける、

〔皇都午睡三編上〕女用の烟草入、きせる、扇、鏡袋、履物等に至るまで、大方男持の少し小さきを用るなり、烟草入は腰にさし、扇は帶のうしろにさし、履物は草履をはかず、

○按ズルニ、皇都午睡ハ、嘉永年間ノ江戶風俗ヲ記シヽモノナリ、

〔南方海島志下〕八丈島

風俗、○中略婦人烟草入ヲ木皮ニテ製シ、紐ヲ甚長クシテ、ネリ玉ヲ貫キ腰ニ下ル、

〔煙草考〕烟盒

俗謂烟草入也、多用漆器、或陶瓷、或曲輪、(漢人此謂卷摂)梨地、(漢人此謂噴金)蒔繪、(漢人此謂插金)彫紅、螺鈿、及銅鍮、紙器、(俗所謂摂予之類也)等、其形容不一、各從所好用之、納裡烟居盤上、

〔好色二代男三〕敵なしの花軍

一夜阿波座の東南側のまがきに、○中略松屋町燒の土火入に、反椀(そりわん)の眞入、取集めたる鍍金煙管、片手に客の文を寄合讀に譏る、

墨繪など書たるをとゝのへて用ひたり、或は柿澀に砂糖を入て摺交て、厚紙へ何遍も引ば、あつく成て、皮のごとくなるを、能き頃にたちて、廻りをかんせん縫にして、たばこ人に用ひたり、おとなしくて御役人などの持べきものなりけり、又びいどろ紙とて、かんてんをうすく板へながして、能かはきたる時、へがして紙のごとくなるを、かんせん縫にして、たばこ入に用ひたり、たばこの色すき通りて、景氣なるものなり、子どもなどの持べきものなり、○中略たばこ入も、紙のこしらへ方、次第に高上になりて、今はきれよりも價貴し、是等は全く今の奢にて、貴き價を費す位ならば、きれのたばこ入をとゝのへて用る方ましなり、

紙たばこ人能くなりて、きれは餘りうれざる故に、次第にきれも心易く上る樣に、もふるどんすにまがひなど織出して、きれは下直なる紙の方はよくうれるゆゑ、次第に工夫して高直になる、買人も其通りに押うつりて用ゆる、夫是いかなる人情なるや、愚意分ちがかたし、

紙たばこ入

其作者の形容、伊達下手物好は廢りて、今の氣向は出ず入ず、目に立ず、殊に辨利にて、質素なるを專らとする風俗に成たる人の、いかなればたばこ入なんどの、いか樣にても可濟ものなるを、きれ〱高き拵らへ紙を用ひ、郡內にはめもかけずして、さやちりめんを著するは、いかなる心にかいぶかし、所謂こゝに賢くして、かしこにうとき類ひ成か、何事も其時代にむかひて、實不實の差

〔神都名勝誌　一〕稻木〈○中略〉產物紙煙草入〈此地に之を鬻ぐ家多し〉

本舗を池部某と云ふ、稻木神社の東隣に住し、壺屋と號せり、祖先の代より、菅笠桐油合羽等を製造するを業とし、終に桐油を以て、紙烟草入を作ることを發明したり、其の年代詳ならず、古き狂詠に、夕立や伊勢の稻木の烟草入ふるなる光るつよいかみなり、などいへり、當時の製は、頗質素なりき、〈○中略〉凡南勢の地方にて、紙烟草入を鬻ぐ家は、必壺屋の記號商標を掲ぐ、然せざる時は、往來の旅客、顧みる者なしと云ふ、

〔嬉遊笑覽　二中器用〕榮花咄〈五〉しぼり紙の烟草いれ百を、十八文のぬひ賃、心細き糸仕ごと云々、これはちりめん紙の類にて、油紙にはあらぬなるべし、質素なることなり、江戶にては、紙烟草入とだにいへば、油紙のことゝなれり、其製は江戶にて、伊勢の壺屋紙にならひて、次第に上品出來たるは、四五十年にも及ぶべし、

〔蜘蛛の糸卷〕鼻紙袋のはじめ

煙草入は、余の幼年〈安永中〉の比は、今の鍔袋〔図〕の形にて、皆こはせがけなり、表は似た山木綿、裏は黑繻子、龞甲のこはせがけなるを、上なきものとして、人も手に取て見る程なり、價は五匁位なりしに、安永の末の比より、丸角はやり出だし、〈今も室町に店あり〉銀の櫻鋲に織部形の〔図〕〔図〕〔図〕かやうなり、是今いふかな物の起立なり、又此同家にて織部形といふ煙草入をはじむ、〔図〕此形今にのこる、天明の比は、かの通人ども、銀の櫻鋲に、織部形烟草入を持たざるはなし、寬政に到りて、淺草田原町に、越川屋といふ袋物見世はやり出だし、懷中ものに一層の奢侈を增長せり、

〔賤のをだ卷〕扇鼻紙袋たばこ入の類まで、色々に移りかはりたり、〈○中略〉たばこ入、翁〈○森山孝盛〉が竹馬の頃、〈○延享年中〉たばこ呑習ふ頃は、奇麗なる油紙のひとへなるを槲形にして、廻りをかんせん縫にして、紺靑にて、女は役者の紋所なんどを隅に少さく書たるを用るもあり、男は無地、又は奇麗に

出口の小間物店に佇みけるに、村川六郎右衛門が、酔機嫌の聲して、長袋の烟草入があらば、取つて置けと、門まで送る女房に言葉殘すも可笑し、

〔好色一代女一〕淫婦の美形

今の世のよねの好きぬる風俗は、略中禿いひやりて、供の者に持せおきし、白き奉書包の烟草とりよせ呑むなど、略下

〔ひとりね上〕多葉こ入の製もいろ〳〵有て、筆にも盡しがたけれども、とかく奉書の紙に入たるよしと也、奉書の紙へ繪やかすみて書たらんはさもなかりし、白きをよしとすべしと云り、

〔好色一代女五〕濡問屋硯

継煙管を無理どりに、合羽の切のたばこ入をしてやり、

〔其砧前〕往事雲千里、高名士一丘、　潮朝

近い御幸の東迄沙汰、

翌の日も期さぬは紙のたばこ入、　沾山

〔人倫訓蒙圖彙五〕無飾竹師略中　若實入(たばこいれ)、紙をもつてさま〴〵につくる、所々にあり、革は滑革師これをつくる、寺町通の下にあり、

〔我衣〕寶暦六子五月、京都ヨリ、紙ニ蠟ヲ引、漆ニテ斑ヲ入、ベツカフノ如クシタル烟草入下ル、代三匁位、大ニハヤル、

〔嬉遊笑覽二中器用〕羊羹といふ紙烟草いれ、四五十年以前、江戸橋四日市の竹屋清蔵にて、かます形なるを百文づゝに賣たり、其後松本屋といふ紙たばこ入の棚を、田所町に出して、くすべ紙のよきを製す、

〔近世職人盡畫詞〕竹屋は、松本が紙に勝んことかたくなん、

烟草入

まねして、大人口づから吹きたまへといふ、盜何の思慮もなく、力を入れて吹くに及びて、其機を測り、忽ち盜の烟草を握り、躍り掛りて、力に任せて咽喉を突く、盜不意を討れて、大に狼狽して、仰けに倒れぬ、瞽婦直に我が縕袍を摸取し、虎口を遁れて、兼ねて知れる村家に投宿し、右の狀を話す、翌朝村人堤上に來て見るに、盜途に一烟管の爲に、急所を突れて死せりと云ふ、七尺の大男子、一瞽婦に斃さる、又天ならずや、武州忍の在なる、吉次郞といふ者の話なり、　惡庵主人記

〔烟草百首 題書〕烟管のつよく結たるには、鹽湯か味噌汁にて通す時は、悉流るゝ也、少しつまりたるには、吸口より大指と人さし指にて五寸程はかりて、碇と押て吸つくれば、よく通なり、これは呪なるべし、

〔昆陽漫錄〕寬字銀

同書〇唐書に云く、鐵葉皮紙皆以爲錢と、今のきせるのがんくびの古きを、錢へ雜ふるも、この類なり、

〔鵞峯文集 百十一銘〕貫菪管銘

竹柄銅管、合爲一筒、上曲下直、外長內通、呼吸之息、淡烟之風、提睡伴寂、閑味參同、

〔籠の花 下〕たばこ袋

たばこの世に專らはやりて、中頃よりは、みづから持て人の家にいたりても、又は野邊などにも持行て、くゆらす事にはなりにたり、さればたばこといふものをいるゝものなくてはかなはぬゆへに、初はかみにつゝみてもたり、そは元和寬永の頃かとよ、今こゝに出せる圖をもて、そのさまをしるべし、さてそれより袋にいれたり、ゆへにたばこ袋といへり、そは次にいだせるあやめ錢の繪をもて、そのおもむきをしるべし、〇圖略

〔好色二代男 五〕四匁七分の玉もいたづらに

○按ズルニ、此ヨリ後寛政元年三月、嘉永六年十月、重テ同令ノ發布アリ、今之ヲ略ス

〔明慶錄〕天保十三年六月廿二日、水野越前守殿江伺之上申渡、

市中取締掛名主共

百姓町人共、金銀之品相用申間敷、心得違ニ而所持致居候分ハ、其品早々金銀座へ差出引替可レ申旨、去戌年中相觸候處、今以銀喜世留、其外金銀具之品、所持致候もの有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、○中略若申渡候趣不二相用一、隱置不二差出一族有之候はゞ、早々申立候樣可レ致候、

寅六月廿二日

〔閑田次筆〕四此ころ白石先醒の手簡を見るに、これも大きに煙草を好まれしよしにて、且仙臺の煙管を得て、喜び贈られし古詩長篇あり、めづらしくてこゝに寫す、

戲謝二洞巖老惠一レ金烟管二十韻

相思千萬里、芳草既爲レ烟、遙謝琅玕贈、何酬錦段鮮、班々雙淚竹、艶々並頭蓮、鬱管長且細、螺杯小復圓、彎如二象鼻曲一、穟若二馬蹄一翩、聊比二繞朝策一、何論武子錢、碧篇宜二共飲一、青簡豈須レ編、王衍曾揮レ塵、蘇卿本嚙レ氈、趣同二餐瀣境一、狂似レ嗜二茶顛一、絶勝二恆椰醉一、要將二桃李憐一、丁香香自結、柳線々猶牽、朱焰龍啣燭、丹爐虎伏鉛、飛灰金琯內、擊レ節玉壺邊、流水歌二幽雅一、薰風和二舜絃一、帷中非レ借レ箸、陌上是遺レ鈿、不レ羨餐霞客、還懷服氣仙、吐成玄圃霧、潄作白雲泉、嘗參心良苦、紐蘭佩可レ捐、徹陽回二黍谷一、尺寶出二藍田一、因知蓬瀛侶、徒勞採藥船、

以上私加點て童蒙に便す、

〔兎園小說十二集〕瞽婦殺賊

近頃○文政年間の事なり、武州忍領の邊へ、冬時に至れば、越後より來る瞽婦の三絃を彈じて、村々を巡りつゝ、米錢を乞ふ有けり、或冬忍領の長堤を薄暮に通過せるに、忽後より呼び掛くるものあり、瞽婦○此瞽婦有二闕文一、即自ら吹く所の管頭ガンクビを指し向くるに乘じ、瞽婦摸索し、我が烟草に火の通せざる

煙管雜載

〔人倫訓蒙圖彙五〕無節竹師　品々塗色、化彫、籐卷、靑具等あり、諸商人にこれをうる、中京所々にあり、

〔遠碧軒記食品下〕タバコは、日本にては、關原陣より後の事にて、六十五六年になる事なり、されど南都の東大寺の三倉に、大きなるきせる有となり、されば其以前よりすふ事有て中絕したるか、但異朝より渡りて、珍らしき物故に、三倉にこめたかとなり、又烟草より外にも、烟りを吸ふもの有たか、

〔烟草百首〕百四五十年以前、圖する所のきせる甚麁末なり、然處近年の烟具を見るに、箱包爐壺、皆錦繡金玉を以てす、巧を盡し精を極、是を飾て其費を厭はざるは、愼むべきの一つなり、

〔茅窻漫錄下〕烟草

最初は幾世流とて、小き竹の節を留め、火皿の大さに作り、筆の軸に似たる物を橫につけ、其烟を吸ひしなり、〇中略其後黃銅の幾世流出來たる時も、自身には所持せず、家々にこしらへおき、人の來る時取り出し、請取渡の禮あり、年々流行するに隨ひ、次第に增長し、今は其法の廢るのみか、勿體なき白銀黃銅の國貨を以て烟器を作り、或は錦繡綾羅、斑毛、皮革の文物を以て草具を製し、其弊年々いふばかりなし、〇中略金、銀、銅、鐵は勿論、錦繡、綾羅、斑毛、皮革の類、國家の貨物を消鑠する事廣大なり、

〔德川禁令考四十八江戶市中法度〕天明九酉年

町奉行江

總而奢たる品こしらへ申間敷、〇中略

一きせる其外、もてあそび同前之品ニ、金銀遣ひ申間敷候、〇中略

酉三月

〔近世奇跡考　四〕大高子葉煙管筒

下に圖をあらはす、〇圖略煙管筒は大高源五、常におぶる所の物なり、京師にありし時、みづから俳諧の句をかきつけて、小野寺氏の僕、久右衞門と云者にあたふ、久右衞門後に金粉を以て、これを修飾しけるよし、京四條室町河津氏、これを得て秘藏しけるを、予〇岩瀨京傳が好古の癖あるをきゝて、これをゆづらる、別に傳系の書ありといへども、こゝには略しつ、

〔毛吹草　三〕伊勢　キセル通

〔あぶらかす〕雜

おれずまがらずとほらざりけり

きせるあらふ鯨のひげのみじかくて

〔嬉遊笑覽　十上飲食〕きせるとほしといふもの、昔もあり、〇中略今ははりがねにて造れ共、古製の如く、鯨腮にて造らばよからん、

〔玉川砂利〕光明眞言歌仙　　檀特庵述

タ　抱て見るほどの木はなき花千もと

ラ　らう竹とほす蘆の芽の錐

〔人倫訓蒙圖彙　五〕幾世留張　今二條通富小路に、櫻やといふ者あり、其先祖これをはじむとかや、むかしは葭をそぎて、それにてのみしとなり、京間町通二條の下、三條大橋の東大佛におほく住す、近比水口坂本團子や、これ名物なり、

〔近世職人盡畫詞〕らうのすげかへ

らうのすげかへ、きせるの安うり、鼠や櫻ばり、如心でも、今戸でも、よくとゝのへたれば、えりどりにめせかし

〔蔫錄中〕煙具諸圖雜載

尾州草月菴藏　同（○本邦創製煙管）　江州水口製　水口權兵衞吉久（以假鍮製之、筒用竹管、長三四寸、○圖略）

本邦烟管、今時所用、形狀數品、各從時俗、而變改者、不遑枚擧、是皆人之所見而知也、唯此品以其創制、故摸出之、

〔本朝世事談綺正誤器用一〕水口權兵衞所造烟筒圖、雖載蔫錄、年號無之、余所見者、有天正五年之刻、所藏之人、所以異物而寫云、故今摸出之、美成、（○山崎氏、圖略、）

〔嬉遊笑覽二中器用〕水口は桐の紋を付、吉久といふ文字あり、風流旅日記、三水口きせる名物なり云々、火皿に水口とほり付るはいかゞといへり、此桐の紋を、豐臣公の頃、御免をうけて彫付といへるはいぶかし、上に引る訓蒙圖彙に、近ごろといへるにかなはず、

〔色音論末〕此ごろ世間にはいかなることやはやるらん、かたり賜へといひければ、（○中略）されば玄よてらも多けれど、ほつけのおてら御門跡、上手のくすしもろはくと、丹波たばこに肥後きせる、くはんせがしまひ、こんはるがうたひは、今のはやり物、

〔雜兵物語下〕若黨　左助

おれがきせる袋に、毛たてばしが有、矢の根をぬくべいとおもつて、入て來た、（○下略）

〔賤のをだ卷〕一きせるも品々流行たり、（○中略）きせる袋も其比（○延享寛延）は、皆衣類のたちあまりなんどにて、手前縫にしたり、

一翁（○森山孝盛）が在番の比（○安永年中）は、（○中略）たばこ入きせる筒を、ゑぞにしきなどにて拵へ、銀のくさりを長く紐にして、銀の火はたきを根付にして用ひたり、近き比に至り、革のきせる筒を仕出して、男向御番御役つとむる者などは、一般に革のきせる筒を用ることに成たり、是等は革の方おとなしく、やにも通らず、一段と人情の趣く所よろしかるべし、

烟管產地

〔雍州府志　七土產〕喜世留　倭俗良賤好吸烟草之筒謂喜世留、是朝鮮所謂烟筒也、今處々製之、然洛下閒町、幷大佛邊所造爲本、

（烟草粗末者、包以福州紙、卷轉爲一小棒狀、一頭點火、銜一頭吸之、蓋實晉閩、此南蠻地方之俗云、）

〔毛吹草　三〕山城　二條キセル　栗田口キセル　攝津　築島キセル　近江　水無口キセル
肥後　隈本キセル

〔おほうみのはし〕石山殿、中ごろことやうなるきせるをつくり出されたりけるを、石山きせるとて、人々もて興じけり、

〔續江戸砂子　一〕江府名產
池の端きせる　東叡山池の端、地ばりきせるといふ、

〔嬉遊笑覽　二中器用〕きせるは、池の端の住吉屋清兵衛が、田沼ばりとも、出世張とも云るがはやり其後水野某が好にて、今戸張など出來たり、又その隣家瀧口屋宗八と云へるは、專ら吉原のきせるを作れり

○按ズルニ、吉原のきせるトハ、江戸吉原遊廓ノ娼妓ガ、專ラ用キル所ノキセルノ謂ナルベシ、

〔本朝世事談綺　二器用〕烟管　たばこの渡りたる時節は、紙を卷てたばこをのみたり、そののち葭あるひは細き竹をそぎて、それにたばこ盛りてのみけると也、○中略　跡先に鍮を用るは、頃年の事なり、

〔東海道名所記　五〕水口より石部まで三里半、○中略　此宿には、つゞら籠裏、莖敷、笠などあみてうる、○中略　水口きせるも名物也、

〔鳶錄　下　道譯增補〕古製煙管圖　或藏　圖略　○
（此水口權兵衛所造、頭尾別鐫五七桐花徽識者、世謂之太閤樣、卽云、豐太閤所用也、未知其然否、）

紅毛管甚長、有三四尺者、

〔煙草考〕烟管

按本邦烟管處々造焉、京師大佛門前、三條橋東、江州水口、同州坂本、及四十九院、肥前後兩州、奥州仙臺、此最有名、而大佛管過褒字、其製各少異、其形容、又有後藤竹肥後尺書院數奇屋公平鶺鴒小柳様花野老土佐小雀懐中中續暦卷管小泉倒輪隱居二朱間屋瓢簞等之品、其形容不同也、又盛烟有可多裝一倍可多裝兩倍者、淡人訓一煎爲一箇不能悉記矣、

〔嬉遊笑覽十上飲食〕近頃異ざまなるきせる出きぬ、雁首吸口は常の如く、らうの處、内ははりがねにて卷たるにや、表はちりめんなどのきぬにて包めり、長さ五六尺より一丈に至るもあり、縄の如く卷きも伸もすべし、遊山などに携へて、木の枝に打かけまとひ付ても烟草を吸ふべし、只一時の興にて、脂をとほすこともならねば、やがて廢りぬ、

〔蒹葭堂雜錄中〕煙具諸圖雜載

東野作島所用管材未剉大頭且穿通中心者、長一尺五寸七分、木名未詳、○圖略

〔煙草考〕烟管

紅毛管甚長、有三四尺者、○中略又不用管、將全葉去中筋、分爲兩片、重卷如管、一頭點火、從一頭吸之、此謂卷淡婆姑、

〔蒹葭堂雜錄中〕煙具諸圖雜載

卷答跋菰管

以銀造之、濶口之處插烟、狹口之處吸之、是洋船隷夫所用云、余○大槻茂質嘗得諸和蘭譯官九皐楢林氏、

○圖略

卷答跋菰圖享和元年辛酉八月、印度南島低木兒船漂着我肥前州五島、其漂客等所用、包紙烟圖、

〔嬉遊笑覽二中器用〕継ぎせるも、貞享の初比は、常のきせるみな長ければ、懷に入るゝために作りしなるべし、

〔好色一代男二〕女は思はくの外けんぼうといふ男達、○中略五。服。つ。ぎ。の。き。せ。る。筒。、小者に瓢箪毛巾著、ひなびたることにぞ有ける、

〔嬉遊笑覽二中器用〕昔のきせるは皆長く、小者が肩に打かつぎ行さま、古畫に多くゑえたり、き。せ。る。筒。とは、きせるのことにて、今の如くきせるを入る袋にはあらず、きせるらう長き故、多くは烟袋を結付たり、きせるの短くなりしは、懷中することになりてより也、

〔續五元集下〕寶永二年

鯨と頭痛の愈る印傳

花

花見るに惜いきせるや五。ふ。く。継。

〔骨董集上編上〕風呂犢鼻褌

當時○寛永正保は常には煙管をたづさへず、たまく遊行の折は、たづさふる事あれども、みづから懷中せず、奴僕にもたせたるゆゑに、丈いと長し、き。せ。る。の。頭。、雁の首に似たるゆゑに、雁首の名目殘れり、火皿いと大きし、一代男卷之二、寛永比の風體をいへるくだりに、五。ふ。く。つ。ぎ。のきせるゝあるは是なるべし、○圖略

〔烟草百首〕寛永の頃、異國より始て渡る、日本にては假鍮鐵銅等を以て是を造、當時のごとき花美にはあらず、至て粗なるものなり、予藏○梅蔭藏烟管、圖略、長サ三尺、竹のらうを用ひず、遊行の時は、奴僕に持す、

〔煙草考〕烟管

に三四人も有たり、又女は繼らうとて、長きらうを二ッに切て、夫を相口をこしらへ、繼て長ききせるにして呑たり、仕舞時は二つにして、懷中するなり、其繼目の相口を角にてするもあり、銀にてするもあり、ほり物など迄に物好したり、又懷中きせるとて、打のべのきせるを三繼にて、入子にしてふり出せば、能かげんの長きせるになる樣にして、納る時は吸口より入子にして仕舞やうにして、みじかくなるなり、一旦はやりて、殿中御役人など專ら用ひたり、畢竟懷中の爲なり、

又瀨戸物きせるもありけり、雁首吸口をきれいに燒物にして、もやうなども燒付たり、是は婦人子供の化粧きせるなり、ともにすたりて、今は餘りしる人もまれなり、

懷中きせるたゝみたる所

懷中きせるふり出したる所

〔雅筵醉狂集夏〕埜

飛ほたるたばこの火をやつぎ煙筒

〔好色一代女五〕濡問屋硯

繼煙管を無理どりに、合羽の切のたばこ入をしてやり、

〔煙草記〕長歌

たばことは、まなにはなにと、かくやらん、〇中略客あれば、お茶より先に、たばこぼん、愛敬草に、さしいだす、はなしのたへま、つぎぎせる、口上ひねり、ふくけぶり、〇下略

ても、遠國の窮鄕にては、煙管なしに、竹筒の口へ煙草を入て吸ふものあり、

〔烟草百首〕紀州熊野路の土人は、今にきせるを用ひず、蘚の葉などを卷て、其中へたばこを盛て吸、

〔蒹葭錄中〕煙具諸圖雜載

阪昌周藏、本邦創製烟管圖、慶長元和際所用云、

〔めざまし草〕羽州山形民間に得る所、二百餘年前の鐵煙管、長曲尺壹尺一寸八分、重五十目、○圖略

按に慶長私記西鶴本に出る皮袴組等の男達、下部に持せたるといふも、斯の如き煙管なるべし、

○皮袴組ノ事ハ、烟草篇禁制ノ條ニ在リ、

〔續五元集下〕寶永元年

念なう早うどれなりとよべ　晉子

戀

袖の香も四寸のきせる錦かう

〔好色二代男三〕敵なしの花軍

一夜阿波座の東南側のまがきに、○中略松屋町燒の土火入に、反椀(そりわん)の良入、取集めたる鍍金煙管片手に、客の文を寄合讀に識る、○下略

〔賤のをだ卷〕一きせるも品々流行たり、されども大抵今もかはらず、京都の櫻ばりのみ、萬代不易の形にて、その比もおとなしき人は用ひたりしが、今もかはらず、又流行もせず、其外品々新作いづれとも大同小異にて、さして目立たるもなし、しかしながら、昔は打のべのきせるを持者十人

烟管種類

〔嬉遊笑覽 十上 飮食〕横谷宗珉は、彫刻の名手なること、世に知る處なり、烟草をすきしかど、脂のらうにつくをきらひて、日毎に三四度づゝ、らうをすげかへさせしとかや、打聞ては奢侈のやうなれど、そのらうは葭を用ひしとなむ、されどもこは一癖なり、人にすぐれたる處あるものには、かうやうのこと有ものなり、わろきくせと云にはあらず、

〔嬉遊笑覽 十上 飮食〕きせるを、きせりともいへり、佐夜中山集、金錫は月に猶はたかゞやきてたばこきせりも共に新らし、昔の烟管に錫あり、錫は取置になる、是は吸口の席に付ざる爲なるべし、古圖に見ゆ、

○按ズルニ、烟管ニ錫アル事ハ、めざまし草、及ビ扁額軌範ニ載スル所ノ烟管圖ニモ見エタリ、

〔落穗集追加 六〕多葉粉初りの事

問曰、世上の貴賤上下共にもてはやす多葉粉の義は、上古來は無之物にて、近來のはやり物に有之候由、其元には如何聞き被及候や、答曰、我等若年の比、或老人の物語り仕るは、多葉粉と申者は、古來は無之所に、天正年中、切支丹宗門と申事の世に廣り候時節より、多葉粉も初る也、然ば元來は無之所、南蠻國の土產の草杯にても有之や、以前の義は、きせる抔を張り申す細工人も稀なる故、直段等も六つかしく、下々の者は求る義も成りかねるに付、竹の筒のあと先きに節をこめ、大きく穴を明け、先の方を火皿に用て、多葉粉をつぎ吸申由なり、其元は西國筋より時花出し、中國五畿内にても、我人共にもてはやすなれ共、關東筋に於ては、多葉粉を給ると有之義をば、誰も不存如く有之所に、いつの程か段々と時花出し、きせるを仕る細工人抔も多くなり、竹の筒のきせる抔と申物もすたり候由、件の老人の物語仕たる事也、然ば多葉粉の時花初めは、さのみ久敷事の樣には不存候なり、

〔續昆陽漫錄〕煙草

本草彙言曰、煙草晒乾、細切如絲縷、成穗裝入筒口、火燃吸之と、これ今の煙管なきゆゑなり、我國に

此號吸口、每對煙草葉作絲、揉撚成團而盛火盞點火、吸下管口、則吸煙至滿口入喉、今亦稱幾世流不改名、此蠻語未詳名義、

〔煙草考〕烟管

一名烟筒、俗謂幾世留也、竹管謂羅宇、皆番語也、其製中間用小竹如節稍大、長尺餘、兩頭用金銀銅鐵鍮等、一頭長三寸許、其頭屈曲向上、似如意形、俗謂雁頸、(漢人此謂烟管頭)頂上有小盞、以爲納烟處、俗謂火皿、其一頭長三寸許、其末殺銳有小竅、與管頭相通、以爲吸烟處、俗謂吸口、(漢人此謂烟管尾、烟管稍)又有首尾全用金鐵者、此謂金幾世留、但御管不得用竹、皆用木管、以紫黑檀及黑柿橡等堅質之木造焉、其大如竹管、其兩頭同常管、凡管長大者煙味柔和、小短者烟味苛烈、其長短大小、各從所好也、或美飾之者、用彫鏤堆朱蒔繪梨地等之管、徒可娛目、何益烟味、

〔書言字考節用集器財七〕喇竽(煙盃具)

〔倭訓栞後編十八〕らう　煙管竹をいふは、もと南天の國の名にして、羅烏とかけり、老やむに近し、黑斑竹を產す、烟管によろし、よて此名を得たりといへり、豐後竹、箱根竹なども此類也、

〔秋齋間語三〕烟管をらうといふ事、天竺の境に、羅宇國といふあり、その所の竹、烟管に用ひてよし、故にらうといふよし、

〔烟草百首〕羅宇(南天竺の內、羅浮國といふ國より產する竹を用ゆ、)　ヲレウ　トウ　安南國(我國は相州箱根竹極品也)

〔武江年表九〕嘉永二年十二月、近年烟管のラウ竹短きを好み、總たけ五寸以下なり、

〔雅筵酔狂集夏〕月に水鷄なきけるを聞て

灰ふきをたゝく水雞の音す也吸煙管のらうの短夜の月

〔諸國盆踊唱歌〕對馬

いらぬきせるのらうがながうて、さまとねたよのみじかさよ、

煙管名所

〔烟草百首〕烟管（烟吹　烟筩　芬吹　吹管　烟吸　起紗／里　起世里　唐土にて用る文字なり）

〔羅山文集（五十六雜著）〕佗波古、希施妻、

佗波古、希施妻皆番語也、無義釋矣、佗波古草名、採之乾暴、剉其葉而貼于紙捲之、吹火吸其烟、療諸病、人多爲之、其後用希施妻而不貼于紙、希施妻之制、或用鍮、或用竹、其盛佗波古者以鍮爲之、狀如牛翠花樣、其底尾有孔、斜屈而連續于竹鍮筒上、節斷長隨國俗皆順而爲之、每有會必備之、如用酒莽也、盛之筥、其筥髹漆或洒金、其剉刀飾室、其灰器或用小匣、或以小壺皆巾以綾羅、甚至以黃金作希施妻、

〔めざまし草（醒々齋）〕○略中の考に、羅山文集に曰、○略中きせるの製は、或は鍮を用ひ、或は竹を用ひ、たばこを盛るものは鍮をもて作る、牛翠花の形の如し云々と見えしによりて考ふれば、らう竹に、鍮の類をきせて作れるゆゑ、きせらうといひしが、きせるとよべることになりしなるべしといへり、

〔蒹葭錄下〕附考幷餘考

幾世留者、相傳其初漢舶所載來、而以銅鐵屬制之、吾方亦倣之、其始制在元和年間云、故視其古制者、能似今時舶來物也、名曰幾泄爾者是亦固非此方之言、又校諸書、非漢及和蘭、波爾杜瓦爾、其它西洋諸國語、然而其音頗近番語、因竊考此物、其舶來之初、吾土人誤聞番商呼他物、而認爲此物乎、是亦未可知也、

〔蒹葭錄中〕補　烟管諸國異名

吉設兒本邦筒呼拉烏又呼竹、烟管頭、俗呼雁頸、烟管尾、謂斯乙古低、

〔本朝食鑑（四果味）〕煙草

集解　煙草素自南蠻國來、○中略後蠻國傳吸管、此號幾世流、本邦潤色之、其狀用一竹幹、截作一二尺許、令中洞通、上著銅管、其端作鉤、鉤上設小盞子、此稱火盞、其竹幹之下又著銅管、其末直下、端窄有口、

鎭子用法

〔延喜式 十五 内藏〕元正預前裝飾大極殿、〈○中略〉鎭子鐵一百廿廷、〈納二別袋一〉
凡正月七日、預前節一日、寮官人率二史生藏部一、裝二飾舞臺一、〈○中略〉設〈○中略〉鎭子鐵廿廷、〈並納二布袋一〉

〔延喜式 二十一 玄蕃〕堂裝束
鎭子料鐵廿挺、〈○中略〉諸堂悉依二此數一、但大極殿者、〈○中略〉又加二鎭子鐵卅挺一、

〔内裏式 上〕七日會式
前一日、所司辨二備豐樂殿一、構二舞臺於殿前一、〈○中略〉其日平明、左右衞門樹二梅柳於舞臺之四角及三面一、内藏寮以二縹帶一結著、〈即謂二舞臺鎭子一、〉

〔西宮記〕一天皇元服〈○中略〉
敷設等事　南方料〈○中略〉鎭子四枚〈在二播部一〉

〔江家次第 一 正月〕小朝拜事〈○中略〉
次御裝束〈○中略〉註　垂二母屋御簾一、撤二晝御座一、敷二二色綾毯代一、〈四角置二鎭子一〉

烟管名稱

〔書言字考節用集 七 器財〕希施婁〈キセル〉〈蠻語〉吹煙管、煙筩、〈同、又作二煙盃一〉

〔倭訓栞 後編 六〕きせる　煙管、又烟吹をいふは蠻語也といへり、京にきせろ、伊勢にきせりとも云、其初は紙を卷て、たばこをもりて吹ける、次で葭、葦、細竹等をそぎて用ふ、羅山文集にも佗波古、草名、採之乾暴、剉二其葉一、而貼二于紙一、捲之吹、火吸二其烟一と見えたり、其端盛二烟酒一者稱二雁頸一、其所二啣稱一吸口一、種が島には、えんつうといふ、烟筩なるべし、烟筩も漢稱也、蝦夷島にては、せろんぼといふ、おらんだぎせるは全體すきやの物也、今酋の類に名く、土齒也といへり、又草蓯蓉也といふ、南蠻きせるともいふ、

〔燕石雜志 一〕物の名
烟管、きせるも、蠻呼〈バンコ〉ならん、

鎮子名稱

ミソコシ賣リ、携ヘ來ル也、(圖略○)

〔倭名類聚抄 十四坐臥具〕鎮子　西京雜記云、昭陽殿有綠羅席鎮子毛、長尺餘、坐則沒膝、有四玉鎮、(渉刃反、俗云鎮子、)音陳、之、

〔西京雜記〕趙飛燕女弟居昭陽殿、(中略○)綠熊席席毛長二尺餘、人眠而擁毛自蔽、望之不能見、坐則沒膝、(中略○)有四玉鎮、皆達照無瑕缺、

〔倭訓栞 中編十四〕ちんし　鎮子の音なり

鎮子製作

〔延喜式 十七內匠〕鎮子十二枚料、熟銅大十四斤、白鑞十二兩、鐵二廷、炭十二斛、和炭二斛、單功百人、

鎮子種類

〔江家次第 一正月〕元日宴會(中略○)
御帳南差西去立小臺(中略○)　上敷兩面端半帖、其上立朱漆御臺盤一脚、(近例件御臺盤上有兩面帊、四角置麟○形○鎮○子○云云、)

〔江家次第 二正月〕七日節會裝束
御帳南差西去立小臺、(北廂御帳立之、)上敷兩面端半帖、其上立朱漆御臺盤一脚、(近例件御臺盤上有兩面帊、四角置麟形鎮子云云、)

〔江家次第 十七〕東宮御元服
掃部寮官人、南殿御帳中土敷上鋪唐錦毯代、(四幅)毯代四角置金○銅○麟○形○鎮○子○、

〔東大寺獻物帳〕納物
白○石○鎮○子○十六箇(師○子○形○八　牛○形○六　龜○形○二○中略)
　天平勝寶八歲六月廿一日

〔殿曆〕天仁二年九月六日丁未、今日上皇御幸高陽院亭、御覽競馬、馬場御裝束儀、(中略○)毯代四角置金○銅○犀○形○鎮○子○、

〔江家次第 八八月〕釋奠紫宸殿內論義裝束
御帳東間敷二色綾毯代、四角置帛○裹○鎮○子○、

衣架雜載

衣紋竹

がやとて、みそかけのもとによりてみ給へば、ごたちわらふ、

〔源氏物語九葵〕御しつらひなどもかはらず、みそかけの御さうぞくなど、れいのやうにしかけられたるに、女(○葵上)のが、ならはぬこそ、なべてさう〴〵しくはえなけれ、

〔長秋記〕元永二年十月五日、早旦依招引向伊豫守許、執聟間事、依日次宜所示合也、(○藤原公實女嫁源有仁、中略)廿一日、巳剋著東帶、行向二位經營所、(上皇御所大炊殿、○中略)實行、通季等卿、顯隆朝臣、所々令立調度、(○中略)東廂際障子前立衣架一雙、(未懸裝束、後朝件衣架南懸東帶、北懸直衣、聟公所著裝束、懸加件衣架、)

〔明月記〕建暦三年四月十七日、東洞院大路見物車多立、今夜通光卿娘、被參六條宮、(雅成親王)云々、十八日、前民部大輔仲能(本名親房)示送、昨日吉事亞相先參六條殿、(已始)御所裝束了歸亭、其儀(○中略)西間(母屋)立衣架一基、(長保例、常二基、依狹立一基云々、)懸御衣二具、

〔宗長息女婚禮記錄〕息女(○小笠原宗長女、嫁武田晴信、)出給ふ時、(○中略)道具の順は、二の門にて定候也、(○中略)

道具輿以下次第之事(○中略)

廿二、衣桁二、(手巾掛、○下略)

〔玉露叢十三〕一同年(○寬永十六年)ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、(○中略)

一梨地御衣桁　二　水野美作守勝廣

一梨地御衣桁　二　南部山城守重直

〔調度歌合〕二番　左　臺のさほ

みさほにも涙のかゝるこひ衣あはぬかぎりはほされやはする

〔守貞漫稿六生業〕衣紋竹賣

夏月賣之、短竿也、或ハ木ヲ削リ、黑漆ニシタルモアリ、其衣ノ汗ヲ乾スノ具也、或ハ竹制ノ物ハ、笊、

ぞにうはぎ、うちぎぬ、こうちぎ一つをかさねて、れいのきぬたゝむやうに、せおりにして、右をうへにてうちかくべし、かくるほど御そで三寸ばかりをみせてかけよ、いたくみえぬればわろし、もし御からぎぬあらば、それをもたゝみて、御ぞのうへにかくべし、御裳あらば、ふたへにをしおりて、御はかまにならべてかくべし、もしこの御いか、ほかにたつことあらば、いかさまにも、きたに御まくらをもむけ、又たゝみやうをもむけてかくる事あるべからず、いかさまにもびんぎによるべし、

〔三中口傳　三〕一鋪設裝束事（三條）

朝覲行幸時、被儲御裝束事、

北面立廻四尺屛風四帖、敷高麗帖三枚、（京縁）其東（東西可随御所様）敷同帖一枚、（高麗縁）其東立衣架一基、懸御裝束等、上層北端懸亘御裝束、（先下懸紅御張袴、其上懸白御衣三領、在御単、其上取御直衣、如衣畳之、當旅程懸之、）南端懸褻御衣三領、（無御単）其下先懸紅生御袴、（御宿衣被相儲之時、止此褻御衣、御宿衣、其下懸御小袖、）

（中）懸御衣事

衣架上階御裝束二具、下階中央御直垂、〇中略

衣架事

寢殿御裝束ニ並立二脚事在之、主人裝束ヲ懸コト一具アラバ一脚懸之、今一脚不撤之、二具アレバ懸一具、晴ノ裝束ヲバ晴ノ方可懸之、一脚ニ二具ヲ並懸事、又常ノ事也、

〔空穗物語　藏開上〕かんのおとゞ、むまれ給へる君の御ほぞのを、きり給はむとて、たゞ人はさぶらへ、人のするわざとこそはせめ給へば、このものみぐるしのかたつぶりやとのたまへば、ついゐてなにをめすぞ、おとゞしもなるものひとつとの給へば、さしぬきをぬぎて奉り給へば、いなやいまひとくさとのたまへば、しろきあはせのはかま、ひとかさねをぬぎて奉りて、あないのちな

衣架製作

詩、翡翠鳴二衣桁一と有は、是衣を懸す竿なり、

〔類聚雜要抄 四〕衣架一雙

口徑一寸三分
柱高五尺一寸之外根二寸
此間九寸
鳥居木長七尺
金銅鉸
口徑一寸二分
徑一寸三分
金銅木尻柱方平地二方甲也

横土居厚三寸、同下彫四寸、同深八分、
同長二尺一寸、弘四寸、長六尺一寸二分
弘三寸、厚二寸、面四分、材木七六、木一支、
檜榛二寸
木道單功百疋各五十疋
漆二升
同臣金圓座
又蒔繪時八
書料十四疋各七疋
磨料百四十疋各七十疋
金物買直六百八十疋各三百四十疋

懸裝束料

衣架用法

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

帳のひんがしのまにひんがしにそへて、いか二つを、きたみなみにたて、そのうしろに五尺の屏風を三帖たつべし、まへにたゝみ二枚をしくべし、つねはいかひとつをたてゝ、屏風も一帖たて、たゝみも一枚しく、つねの事なり、御さうぞくをかくることあらば、まづ御はかまを、いかのしものこしに、みなみにむけて、右をうへにたゝみて、こしひきのべてかくべし、かみのこしに、御

管、烟草ヲ納メタルモアリ、

眼鏡ハ、視力ヲ助クルモノニシテ、老眼鏡、近眼鏡等アリ、又蟲眼鏡、望遠鏡等ノ數種アリ、而シテ天象ヲ見ルニ用キル眼鏡ノ事ハ、方技部天文道篇ニ載セタリ、

褻器ハ、便器ノ總稱ニシテ、椷虎子、淸器、尿筒等ノ別アリ、後世小兒ノ便器ヲ、マル又オカハトモ云ヘリ、

衣架名稱

〔倭名類聚抄 十四 坐臥具〕衣架　爾雅注云、箷、音移、字亦作㮛、和名美曾加介、懸衣架也、

〔箋注倭名類聚抄 六 坐臥具〕按、美曾加介、又見空物語藏開上卷、源氏物語葵卷、今俗呼衣桁、○中略 玉篇、廣韻、禮記曲禮正義、皆曰、㮛衣架也、無懸字、此或衍、按說文、無箷㮛字、只有杝字、云落也、玄應音義云、杝㰅籬三字、引通俗文云、柴垣曰杝、知杝卽籬落字、可訓萬賀岐、衣架狀似之、故轉名衣架爲杝、又隸增作㮛、後變從竹也、

〔伊呂波字類抄 伊 雜物〕衣架 イカ 亦ミソカケ

〔運步色葉集 伊〕衣桁 カケザヲ

〔和漢三才圖會 三十二 家飾具〕衣桁　衣架　衣箷　衣㮛　和名美曾加介　帨架 ○中略

按、衣㮛、和名美曾者衣也、掛衣也、

〔倭訓栞 前編 三 伊〕いかう　衣架はみぞかけといへり、今は衣桁といへり、されど衣桁は衣を懸すの竿揚也、よて杜詩に翡翠鳴衣桁と見えたり、俊頼、

さゝがにのいかにかゝれるふぢばかま誰をぬしとて人のかるらん

〔物類稱呼 四 器用〕衣架、かけさほ 俗稱　上野にてみせざほ、下總猨島郡にてみぞゝと云、筑紫にてならしと云、　今按に、みぞゝは御衣なり、そはさほの反そなれば、みぞゝと稱するは古き詞なるべし、疑らくは、平將門の時代の遺風にてやあらんか、又世に衣桁を、みぞかけといふも同じ心也、杜甫

ヨク、其挾箱ノ主ヲ呼出シ、其方事心掛ヨキ武士也、侍ハ腹ヘリテハ武邊モナラズ、然レバ食物草鞋ハ武用第一ノモノナリ、其方不勝手ト見ヘテ、燒飯ノ色黑シ、精ダユイタシ候ヤウニ加增申付ベシトテ、其場ニテ米三石加增致シケルトナリ、

〔時慶卿記〕慶長十五年正月廿九日、於大佛照門連歌出座候、○中略八條殿殿上人中務下人、ハサミ箱ノ小袖ヲ盜人取走、

〔玉露叢十三〕一同年十六年〇寛永ニ江戶大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、○中略

一御挾箱　二　松平山城守忠國

〔毛吹草三〕山城　插箱ハサミバコ

雜具

飮食具以下各篇ニ屬セザル器物ヲ以テ雜具篇トス、衣架、鎭子、烟管、烟草入、眼鏡、爪杖、褻器ノ類卽チ是ナリ

衣架ハミゾカケト訓ズ、又音ヲ以テイカト稱シ、或ハ又衣桁ノ字ヲ用キテ、イカウトモ稱ス、衣服ヲ懸クル具ナリ、後世衣紋竹ト稱スルモノアリ、亦此類ナリ、

鎭子ハ、チンシト音讀ス、毯代或ハ臺盤上ノ杷等ノ如キ敷物ノ四隅ニ置クモノナリ、金、銅、白石等ニテ作リ、又鐵ヲ布帛ニ裹ミテ用キルモノアリ、

烟管ハ、キセルト云フ、喫烟ノ具ナリ、烟草入ハ烟草ヲ納ムルモノニテ、之ニ烟管筒ヲ具セルモノト、具セザルモノトアリ、烟草盆ハ、火入、灰吹ヲ一器ニ納メタルモノニシテ、或ハ此ニ烟

挾箱雜載

姫君樣御入輿御道具出來之内〇中略

黑塗若松唐草兩御紋ちらし
一御挾箱　一對

御覆唐織七寶兩御紋、御雨覆猩々緋、兩御紋、

〔太閤記十七〕前關白秀次公之事
鹿狩よこなどに立出させ給ふにも、兵具をひそかに持せ給ふて、武を忘れ給ぬ體あらましく見えしかば、供奉の人々も具足甲を挾箱にかくし入、御用に可相立之翔、密々の樣に有しかど、〇下略

〔慶長見聞集九〕江戸町衆はさみ箱かづかする事
見しは昔、慶長三年の事かとよ、夏の暮かた四五人門立して凉し處に、小者にはさみ箱かづかせ、海道を通る人有、あらふしぎや、大名にはあらず、伴する者もなし、誰にてましますらんと能見れば江戸本町のなまりや六郎左衞門なり、我も人も是を見て、扨々きやつは出角者、せんたい國大名のまねをして、はさみ箱をかづかせとをるぞや、町人のぶんとして似合ぬ振舞かな、よもそのれがにてはあらじ、大名衆のはさみ箱をやかりつらむ、たそがれ時なれば、人はしらじと世勢をするのみたもなさよ、我等が前を過る時、はづかしくや思ひ劒頭をもたげず通り行、うしろすがたのおかしさよ、只是大名と太郎冠者が、狂言に能似たりと、指をさして笑ひたりしが、今は高きも賤も、皆はさみ箱をかづかする、是のみならず、當世の風俗、昔に替り美々敷事、のべ盡すべからず、

〔明良洪範二十〕水野監物下屋敷へ行テ、家中ノ者ノ乘馬見物スベシト、馬場ニ出ラレケル時ニ、中小姓ノ挾箱持一人馬場邊ヲ徘徊シケルガ、監物出ラレシ音ニ驚キ、挾箱ヲ馬場ニ捨置逃去ケリ、監物是ヲ見テ、此挾箱ハ誰ノカハ知ラネドモ、カリ申トテ手ニテ載キ、會釋シテ腰ヲ掛ラレケル時ニ、フタヲ明ケサセテ見ラレシニ、燒飯三ツ反古ニ包、草鞋二足アリ、監物見ラレテ、殊ノ外機嫌

ヲ掛タルアリ、

縉紳家、及僧侶ノ挾宮ニハ、專ラ紐アリ、

又江戸市民ハ年始回禮ニ出ルニ、主人麻上下手代一人、丁兒一人、挾箱持一人、大中戸ノ者如此、小戸ハ略之、挾宮持爲人足ノ頭也、家號アル熏革大羽折ヲ著セル、挾宮ニハ、年玉ノ扇等ヲ納ム、京坂無之、又三都トモ葬送ニハ挾宮ヲ用フ、今世其他事不用之、

女用挾宮ニハ、黑無地、或ハ黑塗ニ、徑二寸許ノ定紋ヲ數々散描ク、蓋必ラズ油單ト號ケテ覆ヲ掛ル也、前ニモ云ルガ如ク、乘物日覆猩々緋ノ時ハ、挾宮覆同製白ラシヤ切付ニテ定紋ヲ描ク、或ハ先宮後宮トモニ、紺萌木等ノラシヤ白切付紋モアリ、年齡ニヨリ如此歟、

幕府以下宗室國主大名等上輩女房ノ挾宮、緋ヲ用ヒズ、他色ノラシヤニ白切付定紋也、

高貴ノ婦女潜行ニモ、對後宮モアリ、或ハ後宮一ツヲ用フモアリ、此時ハラシヤハ稀ニテ、專ラ中形地紋同色ノ純子也、紋品ニヨリ地紋他色モアリ、定紋ハ描カズ、

〔槐記〕享保九年十二月七日、當職〇關白近衞家熙ノ初ヨリ、火。事。挾。箱。ト名付テ、非常ノ爲ニコシラヘテ、兼テ用意セシニ、ソノトキ初テ御用ニ立タリ、一方ニハソレゾレノ私具、一方ニハ茶碗茶臺ヲ初テ、御膳ノ具マデ、新調ヲ一通リ入テ、カリニモ次ニセズシテ用意ス、東山院鴨ノ川原ノ中途御渴アリ、湯ヲ閑シ召ント詔アリシニ、幸ニシテ茶辨當ハアリケレドモ、用意ノ具ヤナカランヽヒシメク、彼新調ヲ獻上ス、手柄ヲシタリ、スナハチ今ノ左府〇近衞家久マデニ云傳テ、此ノ非常ノ具ヲ用意ストト仰ラル、

〔大江俊矩記〕文化六年十一月廿七日癸未、岩橋ヘ簞笥、長持、油單、女。挾。箱。帊等一ツヽ、拜借、

〔將軍德川家禮典附錄十一〕右大將樣〇德川家定御婚禮之次第、

天保十二辛丑年五月廿八日〇中略

岩城平侯〔安藤對馬守〕ハ、駕ノヤチヲウルミ色ニ塗ル、挾箱ノ蓋モ同ジ、〇中略
萩侯ノ先箱ノ長革ハ黃色
八戶侯〔南部氏二萬石〕先箱モ長革ニシテ青色
松山侯〔松平隱岐守〕ノ箱ハ二重革ヲカクル
〔守貞漫稿〔後集四雜器及裝〕〕挾箱　今世將軍家ノ挾筥ハ、溜塗、網代蓋黑塗、蓋上ニ葵大紋二ツ、蓋緣前後各四ツ、左右各三、蓋雁立ト云テ、先筥四ツヲ縱一行ニ列ス、日光法親王挾筥同製、紋菊蓋先筥四ツ二箇二行、
搢紳家ハ大臣以下、筥蓋トモニ黑塗、是ハ胴紋ト云テ、筥ノ前後各二ツ左右各一ツノ大紋ヲ描ク、
予先年上巳ノ日、帝居ニ詣テ諸官人ノ參內ヲ見ルニ、五攝家ハ未任大臣モ乘物ニテ參內ス、蓋三公ニ任ジタル人先筥有之、未ダ三公ニ任ゼザル人ハ無筥也、淸華以下モ三公ニ任ジタルハ如上、納言以下ハ侍一人或ハ二人履取僕一人ノミ、皆步行也、
親王法親王ハ乘物ニテ、先筥アリ、
武家ハ家格ニヨリ先筥有無也、又金紋モ免許ノ家ノミ描之、其紋蓋及同緣ニ描クコト、前ニ云ガ如シ、胴紋ハ更無之、
駕後ノ對挾筥ハ、万石以上以下トモニ乘物ニテ登城ノ人必用之、蓋後筥ノ次ニ万石以上ハ必ラズ蓑筥アリ、以下交代旗本ナドハ有之トモ、多クハ蓑筥ナシ、騎馬ノ人ハ後筥二ハ稀也、專ラ一ツ也、步行ノ人ハ必一ツ、
井伊掃部頭ハ先筥一ツヲ家風トシ、備前池田家ハ黃紋ヲ描キ金紋ニ擬シ、越前家及津輕氏ハ前筥後筥蓑筥トモニ、赤革ノ覆ヲ掛ル、長キコト地ニ至ル、――――ハ桐ノ素木先筥後筥ヲ用フ、
又家格ニヨリ挾筥蓋上ニ太キ紐ヲ掛ル、將軍家、親王家ハ紫、其他ハ專ラ黑、又陪臣ノ後筥ニモ紐

先箱ノ紋ハ金紋先箱ト唱ヘテ、何方モ同ヤウナルニ、岡山侯ノ先箱ハ黄紋ナリ、（明和安永ノ比コト、人口ニ膾炙）ス、又先箱金紋ニ非ズシテ餘色ヲ用ルコト、外ニハ見ザルナリ、〇中略先箱ノ覆ニカクル革ハ長キモノ多シ、水口侯（加藤氏）ノ先箱ノ革ハ短ニシテ、半分ヘカヽル赤色ナリ、

淀侯（稻葉氏十餘萬石）ハ當主ハ先箱ヲ持セズ、傘ニモ袋ヲカケザルガ、ソノ世子ノトキハ、先箱ヲ持タセ、傘モ袋ニ入ルヽ、當主トナレバ始ノ如シ、〇中略

熊本侯ノ挾箱ニハ、通例ノ如ク覆縄ハナクシテ、紫革ヲ棒ニカケ、蓋ノ間ニセンヲセシヲ、包メル如クナリ、〇中略

府中侯（毛利甲斐守五萬石）ノ挾箱ニハ、赤革ニ朱紋ナリ、〇中略

米澤侯（上杉氏）ト吉連川氏（左兵衞督）ハ、挾箱ニ紫ノ覆縄ヲカクル、姫路侯（酒井氏）ノ世子河内守モ同前ト云、コレハ近頃公儀ノ御聟ニ成リテ、世子計リ其家ノ古格ヲ用ユ、聞ケバ古キ家格ニテ有シナルベシ、〇中略

津輕ノ支侯甲斐守（黒石萬石）一ト盛岡ノ支侯丹波守（南部氏萬千石）一トハ、挾箱ニ赤長革ヲカクル、通例先挾箱ニハ長革ヲカクルコトナルガ、コノ兩家ハ襲後ノ挾箱ニカク、外ニ類ナシ、コノ兩氏ハ近頃ノ新家ニシテ、津輕ノ方始メナリシガ、ソノ頃先箱ノコト、大目付ノ方ニテムツカシク云シト云フ沙汰アリキ、因テ先箱ヲ後ニ持タセシニヤ、南部ハ又ソノ後ニ出タレバ、津輕ノ轍ニ傚ヒタルナラン、〇中略

彦根侯（伊井氏）ハ大家ニテ一本槍先挾箱一ツナリ、人ノ所知、然ルニ世ノ太刀箱ト謂フモノヽ如キヲ、イツモ從ヘ持セラルト云、〇中略

佐嘉侯（松平肥前守）久留米侯（有馬玄蕃頭）トハ、挾箱ノ覆縄唐糸ウチナル由、〇中略

付候以後迄も、常體の挾箱計りを御持たせ候處に、本家相續の被仰出以後の義は、諸事共に故中納言殿、三河守殿兩人の通りと有之儀も、先兩人の通りに有之所に、寛永二年大猷院樣〇德川家光より御三家同前に、上野國に於て御鷹場拜領被仰付、是非共に在府候間久敷樣に被仰付と也、其節江戸逗留の內、所々の御門番所、又は、途中に於ては、人々御三家と見違、歷々方にも下馬被致候衆中抔多く候に付、伊豫守殿には、是非に難義有之、夫より挾箱に紋所の見へざる樣にと有て、皮の油單を御掛させ候となり、然ば別に公儀の御差圖と申にも無之に付、何時にても火事騷動人込の時節に至り候ては、上の皮油單をばはづし申筈に候と也、此油單の義に付、我等若年の節、淺野因幡守殿、丹羽左京大夫殿へ振舞に被參、夜に入歸宅之節、勝手座敷の內に、膳番所と申て、近習邊の侍共詰居申所有之、其前を被通候節、步行頭役の者へ被申候は、其方支配の徒士の者に、梶川次郎左衛門義、我等方へ不參以前には、松平越前守殿に罷在たると申は、其通りかと被申候へば、成る程御意の通りに候と申せば、其義に於ては次郎左衛門を呼に遣し候へと有之、無程次郎左衛門罷出候へば、因幡守殿直に次郎左衛門に被尋候は、酉の年〇明曆三年大火事の節、越前守殿には、龍の口屋鋪より淺草邊へ立退被申候時は、挾箱に掛り候皮の油單は御取らせ候と有るは、其通りかと御申候へば、次郎左衛門承り、越前守立退候節は、屋鋪の內所々より燒上り、殊の外火急なる義に有之候、越前守は玄關の式臺の上より馬に乘るとて、供頭役の者を被呼、あの挾箱の油單をば、何とて取らせ不申哉、ケ樣時節にも油單を取間敷ならば、覆の金紋も不入物也、急に取せ候へと被申候へば、あまり火急にて御座候へば、步行中間者共寄り集り引破り取捨候と申ければ、因幡守殿御聞有り、桑原定齋と申儒者へ被向、あの男が口上にて、埒明たる由御申候と也

〔甲子夜話四十一〕都下諸大名ノ往還スルニ、ソノ行裝尋常ト殊ナルアリ、眼ニ留マル所ヲコヽニ擧グ、〇中略

覺〇中略

一近年は挾箱之棒長無益之事候間、前々之通短可仕候、且又鎗持、挾箱持、草履取之體不作法相見

候間、不禮に無之樣可申付事、〇中略

右之通、向々江可被相達候、以上、

七月

挾箱製作

〔和漢三才圖會 三十二 家飾具〕挾箱(はさみばこ) 波左美波古　有二折大二折一寸高、二寸高、三寸高等之數品、

按挾箱、近代之制也、古者用板二枚覆衣服上下、以竹挾之、令僕擔之名挾竹、自慶長年中始以箱插棒

令擔之名挾箱、平士及庶人用一箇、高官者令二人雙行、謂一對挾箱、相傳、慶長中、秀吉公僕名布施久内者始作出之、

〔雍州府志 七 土産〕文匣〇中略　近世挾箱亦造之、〇中略　烏丸勘解由小路稱豐後者、其巧美而堅固也、

挾箱種類　挾箱覆

〔青標紙〕武器及行列具的例

一挾箱　家格によつて品有、公方樣には栗色網代にして、御先江四ッ爲御持、公家方并女挾箱に

は紐を附る、諸侯方には金紋先箱同長革掛、或は二重革、内金紋朱紋黃紋等品々有之、

〔武家當時裝束抄 行粧具〕挾箱　普通の品の外製作子細なし、金紋挾箱は格別の家格に依べし、先金紋長革短き革をかけたるも、家格先例によるべし、公家門跡方迄は網代挾箱に、闕にも紋を付らるゝもあり、殊に賞翫のように云傳へたり、公家方并女挾箱には、紐を付るといへども、男挾箱には紐の有無子細なし、武家方にて紫緒を用らるゝは、上杉家に限るべし、是も少將の後用ひらるゝ、〇下略

〔落穗集 八〕松平伊豫守殿越前本家相續被仰付事

一問曰、當時諸大名の中に、皮の油單を掛る挾箱を持せられ候、旁間々相見へ候へ共、就中越前家

の御衆中の義は、不殘皮油單の掛りたる挾箱御持せ候には、何ぞ子細有之事にや、其元には如何

御聞候や、答曰、我等及承候は、故中納言殿御事は不申及、御息三河守殿御代も、今時御三家御同前

の挾箱にて有之候、松平伊豫守殿には、姉ヶ崎一萬石拜領被有候節より、越後高田の城主に被仰

右之通可相通之、たとひ國持大名たりといふとも、此書付之外、人數多通間敷者也、〇中略

延寶八申年十一月

御本丸

定

一御三家甲府殿挾箱者、如常可通之事、

一國持大名を始、其外登城之面々挾箱は、中の御門之外、中腰掛之向、又者二丸銅御門之前可差置事、

一御城ニ部屋在之面々者、如常可通之事、

右出仕多時分者、自今以後、可相守此旨也、

十一月

〔寶暦集成絲綸錄十五〕延享四卯年正月

先挾箱爲持候儀、古來より爲持來候分者、只今迄之通たるべく候、

一古來より先挾箱爲持候得共致中絕、近來爲持候面々者、向後先挾箱可爲無用候、勿論近來新規爲持候面々者、猶以先挾箱可爲無用候、

但し古來ゟ先挾箱爲持、跡にも蓑箱之外挾箱爲持候面々も、是又只今迄之通たるべく候、古來ゟ先挾箱計爲持候處、近來跡にも蓑箱之外挾箱爲持候分者、向後跡爲持候挾箱可爲無用候、

右之通可被相觸候

正月

〔享保集成絲綸錄十六〕寶永二酉年七月

人これをこゆれば、折るゝとて忌ことありとなむ、これ誤り傳へなり、人倫訓蒙圖彙、法論みそ賣の處に、曲物に奇麗なるこもをおほひさしになひ、何方にても下にすぐにおく事なし、一方を高き所へもたせ置、人にふみこえさせぬよし、子なき女これをこゆれば、かならず懷姙すといへり、さらば望みても、こゆべき事ならずや、

挾箱名稱

〔浪花襍誌街迺噂一〕鶴人、當所は〇中略大抵天秤商ひをする者が、まへだれかけやす、アレ向を通るのが、雪駄直しでムリやすが、江戸とは大違ひで、アノ通りに後は藁笥、前は箱で、笠などはかぶらず、天秤でかつぎやすから、知らぬ人が見ると、何だか分りやせん、

〔和爾雅五器用〕挾箱（ハサミバコ）古近行人、以竹挾衣服或袴等、令僕擔之、道中專之用、是號挾竹、今變其不便而造箱、其蓋上施棒、令僕擔之、元出自挾竹、故號挾箱、蓋自慶長年中始、

〔書言字考節用集七器財〕插箱（ハサミバコ）

〔婚禮里出之部〕細川幽齋老、初て當世の挾箱を作り出されたり、夫より此かた竹挾止て、挾箱はやるなり、

挾箱制度

〔享保集成絲綸錄十六〕明曆三酉年正月

櫻田口御門ニ下馬札立之、因茲右御門之內江出仕之面々、召連人數被仰出之、

一御城江召連候人數之事

侍三人、草履取、はさみ箱持、六尺四人、

右之人數ゟ多不可召連、勿論於不事欠者、此內をも可爲減少事、〇中略

以上

萬治二亥年九月

出仕之面々御城中江召列人數被仰出之、所謂下馬ゟ下乘之橋迄召列人數之覺、〇中略

一挾箱持　二人〇中略

祭神料、〇中略　杦一枝、已上幣料、官物神祇官所請、

〔延喜式三臨時祭〕宮城四隅疫神祭〇中略

杦一枝　畿内堺十處疫神祭〇中略　杦一枝、擔夫二人、京職差充之、

〔延喜式五齋宮〕造備雜物〇中略

檜。杦。卌枝

〔西宮記四月〕擬階奏

二省候日華門外、門左右立赤辛櫃、有杦帯、〇中略　式部輔進短冊、式部輔召一丞名、一唯、兩丞共入立櫃下、一丞拔杦開蓋、丞取短册筥授輔、〇中略　輔又進筥、卿奏、〇中略一丞取筥入櫃、一丞取杦横櫃上、卿兩丞退出、

〔空穂物語藏開上〕ひわりご五十、かみなんぢんすわうしたんなどなり、だい、あふこなども、おなじものゝふくろしきもの、くゝりなども、いときよらなり、

〔古今和歌集十九誹諧歌〕題しらず　　讀人しらず

人こふることを重荷と荷ひもてあふごなきこそわびしかりけれ

〔金葉和歌集八戀〕題しらず　　讀人しらず

こりつむるなげきをいかにせよとてか君にあふごの一すぢもなき

〔平治物語一〕從六波羅紀州被立早馬事

筑後守家貞、長櫃ヲ五十合ヲモゲニ舁セタリシヲ取寄テ、五十領ノ鎧、五十腰ノ矢、其外佛具共ヲ取出シテ奉ル、弓ハ何ニト宜ヘバ、竹杦ノ中ニ節ヲツイテ入タリケレバ、即五十張ノ弓ヲ取出セリ、

〔嬉遊笑覽十一商賈〕あふこは、おとあと通ふこと多ければ、おひ木なるべしといへれど、相木の意にて通ずべし、又荷ひたるさま、はかりにかけたらむやうなれば、俗には天。秤。棒。といへり、世にいふ嬉

ほうづえもかたぶく月の詠め哉

病身捨世始無憂　儀禮不修杖郡州　何本載成何本失　一林瘦竹吾菟裘

〔新撰字鏡木〕朸（旅郎反、隅也、木理也、材也、阿保己、）

〔倭名類聚抄十四行旅具〕朸　聲類云、朸（音力、和名阿布古、）杖名也、

〔箋注倭名類聚抄六行旅具〕按諸字書、朸訓木理及縣名、無訓杖者、不知聲類何據、或是枴字之訛、略廣韻、枴、老人拄杖也、古買切、此云音力者、當是見譌省作朸、就字音之、猶菟省作莵、就字音見之類、然四時祭式、西宮記擬階奏條等、皆用朸字、爲荷物杖、新撰字鏡亦音朸云旅郎反、則其誤不自源君始也、又按、三才圖會云、木檐負禾具也、其長五尺五寸、剡匾木爲之者、謂之楔檐、斫圓木爲之謂之槌檐、匾者宜負器與物、圓者宜負薪與禾、是可以充阿布古也、檐即擔字、用木造、故變從木耳、

〔下學集下器財〕枴（アフコ）（杖也、古買反、日本之俗呼擔物杖云枴也、）

〔書言字考節用集七器財〕穗擔（ホナヒボウ）　楔擔（同、俗云天秤棒）　棒（同）　楤擔（アフコ）（同、俗云天秤棒）　朸（同上）

〔倭訓栞前編二阿〕あふこ　倭名鈔に朸をよめり、杖名也と注せり、新撰字鏡にはあほこと訓せり、あげ枠の義なるべし、歌に多く逢期によせたり、あとおとかよふ例あり、負木（オフコ）の義にや、今の俗おごといへり、山おごは楔擔、旅おごは匾擔也といへり、平治物語に竹朸といふ事も見えたり、野人てんびん棒ともいへり、

〔物類稱呼四器用〕枴　あふこ（物をになふ木なり、はしとがりたるをいふ、）　中國及西國にてあふこと云、長崎にてらことといふ、四國にてさすといふ、江戸にててんびんぼう（物をになふ木にして、兩の端丸く、あふこと形少しかはれり、）京にてたごのぼうと云、越後にてかたげぼうと云、奥の仙臺にてかつぎぼうと云、遠州にてになひぼうと云、大坂及堺或は四國にてあふこと云、九州にてろくしやくぼうと云、肥後にてもつこぼうと云、

〔延喜式一四時祭〕平岡神四座祭

與軍待戰、射出之矢如葦來散、於是大長谷王、以矛爲杖、臨其內詔、我所相言之孃子者、若有此家乎、

〔日本書紀三十持統〕三年正月乙卯、〇日二大學寮獻杖八十枚、

〇按ズルニ、卯杖ノ事ハ、歲時部卯杖篇ニ載セタリ、

〔平治物語二〕義朝敗北事

井澤四郎宣景ハ、〇中略痛手負テ引下リ、東近江ニ落テ疵療治シ、弓打切杖ニ突、山傳ニ甲斐ノ井澤ヘゾ行ニケル、

〔守國公御傳記八〕年高キ人々ノ杖ヲ多ク得玉ヒ、〇松平定信又年賀ノ祝ヒニ奉リシモ少カラズ、其杖ヲ風呂先屛風ノ如キモノニ並べ立テ、小キ短冊ニ歌ヲ題シタルヲ結ビ付ケ、誰ヨリ奉リシ、何方ヨリ贈ラレシト、悉ク記シ置玉フ、

〔寶藏三〕杖

わづかに壽あれば惡有、長きあれば短有、前あれば後したがひ、右あれば左まじはれるは、物每の理なりけらし、此ものにつきても、五十にして家につき、六十にして鄕につき、七十にして國につき、八十にして朝につくは、壽といひ榮といひ、めでたき事のかぎりなれど、若くてつく人は病るか不禮か、獵漁の爲にしてみなよからざるわざにこそ、うつ杖にも親師の諫めの杖は後くすりなりけれど、囚のうたるゝは、始もわろし後もいたし、このふたつをわきまへざらんや、されども其よき事のみ己に歸すべきとにもあらず、いたりていはゞさかふるも時、をとろふるも時なるべし、そもまたせまりてちかづくとにはあらざるべし、世を苦竹の杖よ、國につくべき榮もまたず、人をうつべき禁もなし、雨ふり道あしければつく、晴ればつかず、病をこればつく、いゆればつかず、つかまくおもへばつく、いなければつかず、人の杖にあらず、みなわが杖なり、つら杖もまたしかなり、

一鐶、圍二寸許、請所識諸名士作銘、第一節、柴講官彥輔、北禪僧大典居之、節○節恐第誤二節、僧開中、澤旭翁、龜田穉龍居之、第三節、柏永日、山本喜六、高秀成、某姓某名居之、第四節、大窪天民、池無弦、河子靜、第五節、爲松浦乃侯、凡十三人、刻字者爲山縣順、橘藏六、益田勤齋、田檠堂、稻屋山、五人皆善篆之工也、杖末微裂、作金箍圍之、柳川直春所製也、又作鐵足護其底、大啓直種所製也、其人或逝或存、凡二十人、爲一杖所藏、大衣二十五條一件、佛菴受之師、七條一件、用父所著水干製、五條一件、用母衣裳製、骨壺一件、以備身後之事、此五件、佛菴所不去身之具也、佛菴曰、吾旣傳家業於子、吾身始爲我有、四方雲遊、吾意所適、隨身之物、獨有此五件、父生我、母育我、師敎我、朋友伴我、吾身本非我有也、今暫爲我有、方暫爲我有之日、姑存此五件、以慰我志、願預作一件以了我身、吾子記之、永永伴此杖、然後乃今伴我者、併與吾子爲凡二十一人、佛菴之玩此杖、其意曠達、其視此杖、亞師及父母、其意綣綣曠達、與天爲徒、綣綣與人爲徒、全具天人之道者也、夫此杖爲然、余與佛菴交、在三十年前、不相見二十年、佛菴今以我爲意中友、來求此記、余亦幸老而存、慨其纏綿、作記以付姓名於諸賢之後、

〔播磨風土記宍粟郡〕御方里、○中略一云、大神爲形見、植御杖於此村、故曰御形、

〔古事記中景行〕於是零大氷雨、打惑倭建命、○中略自其處發、到當藝野上之時、詔者吾心恒念自虛翔行、然今吾足不得步、成當藝斯形、自當下三字以音故號其地謂當藝也、自其地差少幸行、因甚疲衝御杖稍步、故號其地謂杖衝坂也、

〔古事記中仲哀〕故是以新羅國者定御馬甘、百濟國者定渡屯家、爾以其御杖衝立新羅國主之門、卽以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎭還渡也、

〔古事記中應神〕故是須須許理釀大御酒以獻、於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒而宇羅宜三字以音御歌曰、○中略如此歌幸行時、以御杖打大坂道中之大石者、其石走避、

〔古事記下安康〕爾大長谷王子○雄略當時童男、卽聞此事以慷愾忿怒、○中略亦興軍、圍都夫良意美之家、爾

ならず其物に作るにはあらざれ共、竹になずらへて云なり、

〔靜軒文鈔初集二〕黎杖銘

岡田士恭、贈我黎杖、心實體健、不折不枉、目文質輕、可操可仗、不折不枉、吾志放之、可操可仗、吾行倣之、嗚呼東西南北之人、一生與汝偕往、

〔淇園文集記九〕龍頭杖記

杖爲越中高岡富田廣家所藏、不知何木、其首形自然有如龍頭、故以爲名云、慶長中、黃門菅瑞龍公既致政、別新開高岡、而徙命廣七世之祖某爲其都正、每朔望令節朝賀必見、且以其爲前著姓之冑、故特賜坐位、齒於大夫之班、及年老又許杖於國、此其所用之物、今尙藏之云、廣嘗來京、寓學于余塾、既成歸鄕、已六年矣、今茲廣偶看其杖、心有思其祖德、而懼其傳永久或致失其所藏之由也、因具狀馳書、請予作之記、余心感其孝思之能遠及也、遂不敢辭爲之書、寬政七年乙卯仲夏初吉、

〔隔掻錄〕富士山上略說

二合目　淺間ノ社アリ、〈中略〉二町計行ケバ道祖神ヲ祭ル小屋アリ、此所ニテ金剛杖ヲ賣ル、料八文ハ師職ニ渡シ置タル故、無代ニテ杖ヲ受取ル、サレドモ割木ノ麁品ニテ手ヲ傷ル故、別ニ直ヲ細レテ買ナリ、夫ニ數品アリ、貴ハ百文、賤ハ十六文、直ニ隨テ精麁長短アリ、長キハ六尺強、短キハ四尺、慳中道巡リ〈中略〉拄ノ杖二間計、各火印アリ、〈下略〉

〔因是文稿下〕雲介杖記

往來無心、一處不住者、爲雲、驛路脚夫、往來無心一處不住者、其名曰雲介、介者賤稱也、猶言如也、南無佛菴、嘗於東海道天龍川上、見雲介持古竹杖乞之、雲介曰、此非我有也、驛路上物也、耆老云、見此杖數十年、數十年前既爲古杖、爲百年外物可知也、驛上雲介拄之、不知爲幾年人、今我拄之、不知明誰拄之、我雲介也、誰雲介也、子得而拄之、子亦復雲介歟、佛菴得之而歸、因名曰雲介杖、杖長四尺一寸、重八十

見しは今、江戸にて六七年以來、高きもいやしきも杖をつく、扨又桑の木は養生によしとて皆人このみければ、木ごり爪木をこる者が、深山をわけて是を尋ね、せなかにおひ馬につけて、江戸町へうりに來る、當世のはやり物、よせい道具なればとて、若人だちかいとりて、炎天の道のよきにも杖をつき給ふ事、誠に人の非、世間のをきてをもはゞからざる振舞、云にたえたり、

〔先哲叢談八〕家祖原瑜字公瑤、○中略嘗遊芳野、賞櫻花、耽戀三日不能去、遂折一枝携去、後制爲杖、終身手之、

〔鵞峯文集記十二〕存身杖記

太田老人贈一杖於鵞峯林叟、其製奇而巧、以斑竹爲幹、纏藤皮結之、塗漆飾之、故幹不可摧、藤堅而不動、其上頭用桑代鳩、以材美而有治肺之性也、可謂奇矣、且虛幹内而容細紫檀於其間、挾鐵鑷於檀首、以小竹圍爲鐓、欲屈之則抑左右鑷使檀入幹内、至鐓而止、乃是坐者穩之起立太易、欲伸之則曳鐓使檀出、而揚鑷拄幹、立者攜之運歩不難、幹長一尺五寸、檀長一尺四寸餘、内外容受則一握把翫之具、爲擧趾之便、外内引延則蹇躄顚蹶之扶、爲安老之術、可謂巧也、考諸古則以竹製杖者常也、以檀造之者所謂青檀朱杖是乎、或曰、纏藤皮以堅之者倣弓幹滋藤之製、以鑷子抑揚者取傘柄開疊之式乎、若使陸般之輩見之、則豈不歎此奇巧哉、○下略

〔嬉遊笑覽二中器用〕古き小歌に、ころくといふ有り、糸竹初心集中ころくぶし、ごろくついたる竹のつゑ、ころくもとは玄やくはち、なかはふゑ、ころくするは玄よろしゆのふでのちくころく、○中略さて彼ころくついたる竹のつゑとは、人の名めかしく作りしが、価を始めたるにて、實は竹をいふなるべし、布袋竹は杖にするものにて、節の間五六分、又は五六寸あるものなれば、五六といふ也、もと琉球より渡り、西國より東國に移りたれば、生れは西の國といふ、これも昔つゑつくことはやりし時の小歌にて、江戸のことなれば、武藏野に住なといへるか、尺八といひ、筆の軸と云は、か

首に鐘木の如く、横木あるをいへば、(俗になべては鐘木杖といふ)鹿杖とは別なるを、同物の如くにも注し載られたるは、鹿杖の首には、なべて横木をものする例なりつるから、横首杖を併せて加世都惠とは訓めるなり、

〔倭名類聚抄十四行旅具〕鐵杖　唐韻云、鑼(音與レ羅同、和名加奈都惠、)大鐵杖也、

〔古今和歌集七賀〕仁和のみかどの、みこにおはしましける時に、御おばのやそぢの賀に、しろがねを杖につくれりけるを見て、かの御おばにかはりてよめる、　僧正遍昭

千早振神のきりけんつくからに千年の坂もこえぬべらなり

○按ズルニ、年賀ノ時ニ杖ヲ贈ル事ハ、禮式部算賀篇ニ在リ、

〔名物六帖器財五傘笠杖履〕鳩杖(ハトノツヱ)(後漢書禮儀志、民年七十者授ニ玉杖一、以ニ鳩鳥一爲レ飾、欲三老人如ニ杖不レ噎也、)青藜杖(アカザノツヱ)(漢書劉向傳、有ニ老人一黄衣植ニ青藜杖一、叩レ閤而進、)斑竹杖(トラフタケノツヱ)(藝文類聚、梁到溉餉ニ任新安班竹杖一、)方竹杖(シカクナルタケノツヱ)(五車韻瑞、李德裕問レ僧曰、前所レ奉方竹杖無レ恙否、僧曰、已規圓漆之矣、公嗟惋彌日、前輩詩云、規圓方竹杖、漆斷紋琴、)赤藤杖(アカキフヂノツヱ)(韓文、赤藤杖歌、)杖老(ツヱ)(歸去來辭、策ニ扶老一以流憩、古倚孝略、老人所レ持杖曰ニ扶老一、)瘦筇(ホツキツヱ)　短筇(ミヂカキツヱ)　實心竹杖(ヨノツマリタルタケノツヱ)(文苑英華、釋皎然詩、採ニ實心竹杖一、寄ニ贈李萼侍御一、)等杖(正字通、宋建隆初、置ニ剩員一、以處ニ退兵一、復寛ニ強壯一曰ニ兵樣一、其後更爲ニ木挺一、差以ニ尺寸高下之制一、謂ニ之等杖一、)

〔大和本草九雜草〕虎杖〇中略　ヨク出來テ老タルハ、杖トスベシ凡草木ノ杖ニシテヨキ物多シ、桑ノ枝、櫻、櫚、竹、藜、虎杖、丈菊、ダン竹等ナリ、虎杖ハ最輕シ、然ドモ折ヤスシ、老人足ヨハキ人ハツクベカラズ、桐ト竹トノ杖ハ古人父母ノ喪ニ用之、親アル人ハツクベカラズ、

〔雅遊漫錄三〕杖

是老人の歩行を助く、少年の人と云ども、嶮山に蹬り、長途を行には助となる、竹、藜、木の三ッの内えらみ、つよくかるきを用ゆべし、古人の詩も銘も多し、山房十友譜には老友と號す、或は扶老ともいふ、

〔慶長見聞集六〕江戸にて老若つえつく事

杖制度

鳩杖

杖種類

衞立船戸神、

〔青標紙〕武器及行列具的例

一袋入杖之事　享和二戌年正月、布衣以下之者、袋入杖爲持候共、苦ヶ間敷哉之旨、日光奉行大久保内膳正被問合、附　御目見以上は袋入杖相用不苦、御目見以下は致遠慮可然旨、松平田宮被申聞候、　因ニ云、杖相用度節は、路次惡敷節は、御城内杖相用申度旨、御目付衆江断差出可申事、

〔幕朝故事談〕郷士　侍御　侍中

○びろうどの杖を被爲候樣、老中若年寄に限也、七十以上は、御城内杖つく、御目付聞置計なり、七十以下は、病身に付、願の上、御老中方御聞に達し、御免被成、御門へ御斷出るなり、

〔武家當時裝束抄行粧具〕杖　木の杖を袋に入て用ゆ、四十以上是を持せ侍る事子細なし、持せざるも有

〔續日本紀十四聖武〕天平十三年七月辛酉、是日授左大辨從四位上巨勢朝臣奈氐麿正四位上、幷賜以金牙飾斑竹御杖、

〔有德院殿御實紀附錄六〕土屋相摸守政直は、常憲院殿の御時より、宿老にのぼり、四代の間仕へ奉り、恪勤の勞おこたらざりしかば、公吉宗○德川御位につかせ玉ひしはじめ、おまへにめされ、○中略いま年老たれば、殿中にて杖つくことを許すべし、また寒き折はこれをも著すべしと、ねもごろに仰ありて、御みづから紫縮緬の頭巾に、鳩の杖をそへて玉ひける、東照宮駿府におはしけるころ、本多佐渡守正信に、巾杖をゆるされしこと、世に傳へたれど、その後は聞も及ばぬことなりとぞ、

〔倭名類聚抄十四行旅具〕横首杖　唐韻云、䇲、他禮反、與體同、漢語抄云、䇲、加世都惠、一云鹿杖、　横首杖也、

〔比古婆衣六〕鹿をすがる又かせぎともいふ由

かせ杖といふは、木杖の尾に岐あるをいへり、和名抄僧房具に、鹿杖、漢語抄云、鹿杖、加世都惠、○中略杖の尾の岐あるを鹿角にたとへたる名なり、然は杖尾に岐あれば、老人などの輔にはことに便りよくかまへたるなり、横首杖は杖の

トテ、聞得シ難所ノ大山ナレバ、イマダ殘ンノ雪ニ、木々ノ梢ヲ埋ミタリ、〈中略〉金山ヲ巳ノ剋ニ通リテ、午ノ剋ニハ有屋峠ノ雪路ヲ、手々ニ橇(カンジキ)ヲハキテ、ヤウ〳〵ト打越、八口内ノ谷ニ下リケル時、〈下略〉

杖名稱

〔新撰字鏡　金〕鈌〈豆惠〉　〔同　木〕梌〈他念反、去、於保豆惠、〉

〔倭名類聚抄　十四　行旅具〕杖　四聲字苑云、杖〈直兩反、上聲之重、和名都惠、〉以竹木爲之、所以輔老人也、

〔箋注倭名類聚抄　六　行旅具〕按、直兩澄母、舌音定母之輕、此云重不詳、〈中略〉按、北堂書鈔引殷允杖銘云、翼德扶耆、易林云、鳩杖扶老、郭璞桃杖贊云、杖以扶危、儀禮喪服傳注云、杖所以扶病、則作扶似勝、說文、杖、持也、然則凡可持者、皆謂之杖、齒杖兵杖是也、扶老亦杖之一端、

〔事物紀原　八　舟車帷幄〕杖　山海經曰、夸父與日爭走道死、弃其杖化爲鄧林、此已見杖矣、蓋起於此乎、大戴禮武王有杖銘、莊子有神農擊然放杖之文、

〔日本釋名　下　雜器〕杖　つくゑだなり、

〔倭訓栞　前編十六　都〕つゑ　杖をいふ、衝居(ツキスヱ)の義成べし、二字の義、杖の用をいひ盡せり、古事記に御杖を投棄給ふてなれる神を、衝立船戸神と名くと見ゆ、神代紀に所杖をつけりしとよめり、丈を訓するも杖より出たり、萬葉集に杖不足八尺と見えたり、〈中略〉ゑばりづゑあり、用がたに用う、杖はどかゝる子はなしといふ諺は、節竹詩に疲假攜持力、多憑醬助功と見えたり、刑罰の杖を受るに罪人に代り、其料を得て渡世するの風俗、淸朝に見へたり、熱田に杖の舞あり、

○按ズルニ、刑罰ニ用キル杖ノ事ハ法律部笞杖刑篇ニ載セタリ、

杖初見

〔古事記　上〕是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米〈上〉志許米岐〈此九字以音〉穢國而在祁理〈此二字以音〉故吾者爲御身之禊而、到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐〈此三字以音〉原而禊祓也、故於投棄御杖所成神名、

あらち山さかしくくだるたにもなくかじきの道をつくるしら雪

〔太平記十八〕越前府軍幷金崎後攻事

同〇延元年正月二十一日雪晴風止テ、天氣少シ長閑ナリケレバ、里見伊賀守ヲ大將トシテ、義治五千餘人ヲ金崎ノ後攻ノ爲ニ、敦賀ヘ被差向、其勢皆吹雪ノ用意ヲシテ、物具ノ上ニ蓑笠ヲ著、踏組(フグツ)ノ上ニ樏(カンジキ)ヲ履テ、山路八里ガ間ノ雪踏分テ、其日葉原迄デ寄タリケル、

〔太平記二十九〕宮方京攻事

桃井右馬權頭直常、其比越中ノ守護ニテ在國シタリケルガ、豫テ相圖ヲ定タリケレバ、同〇暦應二年正月八日越中ヲ立テ、能登加賀越前ノ勢ヲ相催シ、七千餘騎ニテ夜ヲ日ニ繼デ責上ル、折節雪ヲピタヾシク降テ、馬ノ足モ不立ケレバ、兵ヲ皆馬ヨリ下シ、樏ヲ懸サセ、二萬餘人ヲ前ニ立テ、道ヲ踏セテ過タルニ、山ノ雪氷テ如鏡ナレバ、中々馬ノ蹄ヲ不労シテ、七里半ノ山中ヲバ馬人容易(タヤスク)越ハテヽ、比叡山ノ東坂本ニゾ著ニケル、

〔奥羽永慶軍記一〕同九年檜原合戰ノ事

去程ニ長井ノ者ドモ是ヲ恥辱ニ思ヒ、〇中略正月中旬〇永禄九年都合千五百餘人檜原ニ押寄タリ、〇中略其比檜原城代佐世玄蕃頭、甲ノ緒ヲシメナガラ、沓ニ樏ヲ下部ニカケサセ進ミ出レバ、足輕弓ノ者五六十人前ヲ驅ル、同所武頭ニ穴澤加賀トテ、六十餘ノ老武者、麾取テ下知シケルハ、〇中略嫡子新左衛門、畏リ候、去ナガラ雪中ノ戰ヒ急ナル故、味方ニ樏カケタル者見エ候ラハズ、雪ニ踏入テ草臥候フベシ、弓ニテ射落シ候ラハント、敵ノ横合ニ廻レバ、〇下略

〔奥羽永慶軍記二十七〕小野寺湯澤城返攻事附岩崎合戰事

義光聞給ヒテ、サラバ山北ニ加勢ヲヤラントテ、長瀞(ナガトロ)内膳光忠、小國日向守光基、一ツ栗兵部、伊良子長右衛門ニ旗本三百餘騎、足輕三百人ヲ差添テ向ラル、其道金山ト八口内ノ間ハ、雅嶽有屋峠

カンジキ

○按ズルニ、股引パッチノ事ハ、服飾部服飾雜載篇ニ在リ、參看スベシ、

〔易林本節用集 器財〕檋(カンジキ) 禹泥行乘

〔書言字考節用集 七器財〕檋(カンジキ) 太平記 梮(同) 橋(同)

〔倭訓栞 前編六〕かじき　仲正の歌にかじきはくとよめり、北國にて雪深き時はは く物也、檋をよめり、○中略又がんじきともいへり、太平記にも見ゆ、軍用にもする也、今俗皮にて玄たる物をがんせきといふは、かじきの訛也といへり、四國にては熊手をがんせきといへり、

〔物類稱呼 四器用〕檋かんじき　畿内にて、なんばといふ、　今按にかじきは、くろもじの木をたはめて輪となし、繩にてあみ革の紐をつけ、大サ壹尺ばかりあるもの也、北越及奥羽などにて、雪沓をはき、かじきを結び附て、道路を踏かたむるに用ゆ、畿内にてなんばといふは、深田の泥の上を行ものにて、是則かじき也、

〔和漢三才圖會 三十履襪〕檋(がんじき)　橋史記　梮漢書　撵説文　俗云加牟之木

廣書云、禹王山行所乘者、以鐵爲之、其形似錐長半寸、施之履下、以爲上山不蹉跌也、

按如越州北地雪深而不乘橇不能行、不著檋不得上山也、南方人未嘗見者也、

〔飛州志 七〕著御類并名品

輪。カ。ン。ジ。キ。　下民積雪ノ上ヲ歩行スル雪沓也、熊柳ト云フ木ヲ以テ、亘一尺餘ノ輪ト成シ、其輪ニ爪ヲ三ッ造リ、又輪ノ中央ニ板ヲワタシ、是ニ草履ノ如キ緒ヲ作リ、脚下ニハキテ往來スル也、

鐵。カ。ン。ジ。キ。　鐵ヲ以テ三ツノ爪アルモノ也、草鞋ノ裏ニ付テ用ル也、

〔夫木和歌抄 十八雪〕法輪寺百首寄雪述懷　源仲正

かじきはくこしの山路の旅すらも雪にまづまぬ身をかまふとか

〔山家集 上冬〕雪のうたよみけるに

はゞきは、きやはんともいふなり、すねむての下にはくなり、地は繻子なり、又常にもゑぼし上下の時は、かならず是をはくなり、赤すねの見ゆるは尾籠なり、裏は絹にても布にても縫ふべし、うしろにもかゞりをするなり、緒は長さ二尺五六寸許人のすねの大小によるべし、

〔嬉遊笑覧二上服飾〕女。の。脚。半。は、享保二年、娘容儀草子に、昔は八瀬大原の女ならでは、脚半といふものははかざることとなりしに、近年の女世智かしこくなりて、歴々の奥様まで小袖の裾をいとはせられ、紅の脚半蹴かへしに見えて、其女中の下心思ひやられて、さもしかりきといへり、今は老婦は白き脚半にてありくは見えたれど、其外にはなし、また茶屋女などの半たけたるは、パッチなはくあり、幼き女子は頁娘ともに、紅のパッチをはき、花見野がけに出、〇下略

〔倭訓栞前編二十四波〕はゞき〇中略　山城國大原の薪を賣女の脛巾は、前の方にて合せ結ふ、昔建禮門院此山に入せたまひ、薪を戴き下山あるを、人買べきといへば、頓てうしろむかせたまふ、其餘風也といへり、

〔東遊記二〕寒氣指を落ス
雪深く、〇中略　夕ごとに宿屋に著ても、草鞋脚絆其儘には解ず、彼地〇北國の者、其足圍爐裏にくべ給へといふにぞ、初の比はあやしくをかしかりしかど、餘りに脚絆のとけざるゆへに、敎のごとくに任せて、いろりに足さしくべたるに、火のあつきを覺へず、

〔守貞漫稿十五男服〕脚袢
諸國ニテ製之ト雖ドモ、大。津。脚。半。名アリ、江ノ大津驛今モ多ク賣京坂ト同製也、紺。木。綿。ヲ以テ製ス、白。淺。黄。モアリ、單。也、
大津脚半　京坂ノ人用之、木綿一幅ノ下ニ一ヒダトリテ下ヲ挾クス、長サ七寸餘也、鯨尺也、紐ハ木綿幅五分バカリニ織テ、兩端ヲ組紐ニ製シタル織成モノ也、又雲。齋。木。綿。ニテ製シタルモアリ、
三度飛脚、宰領等必ズ用之、紐ハ木綿脚半ト同物也、宰領ハ必ズ紺也、其他ノ旅客モ紺ヲ專トスル也、淺黄稀也、

る也、きやはん色多分こんのしゆす也、但茶の色にても著用の例有之、もゝはゞき色不定、〇中略

一同説〇宗幡物語きやはんもゝはゞきは、北野御經御聴聞より花頂の花御覽までせられ候也、又飯川能登殿は、三月二日三寶院殿へ御成迄せられ候、三月三日よりせられ候はず候よし候、〇中略

一當御代八幡御社參之時、右京兆分注より十八人、自興厩二人、巳上廿人參、其時は先規にも不立入、公方樣御幼少の事にて、諸事御異見被申候時分の儀候而、押付候て走衆の前へ被參候、樣體故實以下私ざま候はんとて、波々伯部兵庫所へ飯能〇飯川能登守をよび候て尋申、雨ふり候てきやはんをとり候へば、もゝはゞきをもとり候哉と申、中々の事其分候、其證據には、天氣不定に候へば、ももはゞきをば仕候て罷出、仍すはう著ながら取候やうのこしらへやうあり、うしろのたてあげをみじかく仕候へば、くりこして足ぬかれ候物に候、足をぬき候てそのまゝ置候べし、たてあげながく候へば、其まゝはぬがれぬ物にて候由申來候、然ばもゝはゞきをも取候證據分明候哉、大館與州常興、右京兆衆はもゝはゞきを仕候由不審存候、其事少々相尋候衆々は、藤民部、後藤佐渡守などに相尋候分申傳候由、返事候へば、殘りの衆も與州意見候て、皆とらせられ候つるとて候、飯能物語候也、〇中略

一きやはんもゝはゞきの事、きやはんはしゆすにかぎり候、色黑、又茶、ねづみ色などにてもこしらへ、藤民部殿、後藤佐渡殿など著用候由ニ候、もゝはゞきは、どんす、あや以下、又こうばいくち葉巳下のおり色、但紅梅は御小者抔の樣なるとて被嫌候、乍去若衆などは、さも候てよく候はんや、

〔婚禮法式上〕婚入之部

四幅袴の下には、きやはんをする也、すべて股立をとりて、赤すねの見ゆるは尾籠なる故、侍は襦子のきやはんをする也、輿舁の人夫抔は、きぬ又は布のきやはんをすべし、

〔軍用記一〕はゞきの事

長途をあゆみまいりたる、ありがたき事也と、心中に思はれて、○下略

〔吾妻鏡〕十文治六年○建久元年三月十日甲子、大河次郎兼任於二從軍者一悉被二誅戮一之後、獨迫二進退一、歷二華山、千福、山本等一、越二龜山一出二于栗原寺一、爰兼任著二錦脛巾一、帶二金作太刀一之間、樵夫等成レ怪、○下略

〔物具裝束抄〕一馬副事○中略
冠卷纓　緌○中略　葉脛巾○中略

一手振事○中略
冠卷纓　緌○中略　葉脛巾　香地

一小舍人童事
狩衣上下○中略　脛巾城外之時用○中略

一車副事
冠○中略　葉脛巾

〔太平記五〕大塔宮熊野落事
此君○護良親王、中略イツ習ハセ給ヒタル御事ナラネドモ、怪シゲナル單皮、脚巾、草鞋ヲ召テ、少シモ草臥タル御氣色モナク、○下略

〔宗五大草紙下〕公方樣御成の樣體の事
一公方樣御小者、もゝはゞき、脚半は、十月五日內野の御經へ御成より、三月三日まで被レ用候、雨ふり道わろく候へば、走衆も御小者も脚半をばとられ候、大名の內衆同前、又大口直垂を著候時は、誰も脚半をし候、總じて赤すねの見え候事、尾籠なる事にて候、

〔走衆故實〕一拾月五日より三月三日までは、きやはん、もゝはゞきをする、御きやうより以前はせす、たとひする時なれども、御道に川あり、雨ふりてつよくしるければ、きやはんも、もゝはゞきをと

〔儀式六〕元正朝賀儀

寅一剋、○中略中務省擊動鼓、令裝束、○中略擔丁皂緌頭巾、○中略布脛纏、緋脚結菲、○中略寅二剋、左右近衞府共始擊動鼓三度、度別平聲九下、諸衞依次相應裝束、○中略將監將曹並皂緌、○中略緋脛巾、麻鞋、府生近衞並皂緌、○中略白布脛巾、麻鞋、○中略卯一剋、兵庫昭訓門內大臣幄西南去一丈立鉦、去一丈立鼓、○中略執夫四人、著皂緌頭巾、○中略紺布脛巾、白布脛纏結菲、

〔延喜式五齋宮〕遷野宮裝束

輿長八人、緋服布帶、駕輿丁卅人、○中略頭巾、脛巾、黃布衫卅領、○中略

造備雜物

脛巾八十八條、脛纏八十八條、

〔延喜式六齋院〕人給料、○中略布九十四端二丈五尺二寸、(中略)二端四尺、駕輿丁卅四人脛巾料各二尺、

〔延喜式四十五左右近衞〕大儀謂元日即位及受蕃國使表、○中略

將監將曹並皂緌、○中略緋脛巾、麻鞋、府生近衞並皂緌、○中略白布脛巾、麻鞋、○中略

凡正月七日青馬儀近衞、著皂緌、○中略緋脛巾、右紺脛巾、帛襪、麻鞋、○中略

凡供奉行幸、○中略近衞皂緌、○中略蒲脛巾、麻鞋、騎隊廿五人、堪騎射少將以下充之、此中、皆用官馬、以行縢代脛巾、

〔延喜式四十八左右馬〕凡正月七日青馬、○中略儱人錦紫兩色小袖、紺絁脛巾、並收寮家出用、

〔西宮記臨時四〕野行幸

延喜十八年十月十九日、幸北野、○中略雄鶴鶴飼源巡同敎、小鷹鷹飼源供、良峯義方、以上四人、楢皮色褐衣、(中略)帶紫脛巾、

〔古今著聞集一神祇〕いつ比の事にか、德大寺のおとゞ、○藤原實定熊野へ參給ひけり、○中略ほうべいはてて、證誠殿の御前に通夜して、參詣の事、ずいきのあまりに、大臣の身に藥沓はゞきをちやくして、

〔下學集 絹布〕脚半キヤハン

〔書言字考節用集 六服食〕脚絆キヤハン 兵具裡談　撒脚布ハバキ 時珍云、則裹脚布也、古名行纏、　脛巾ハバキ 延喜式　裹脚 同

〔倭訓栞 前編二十四 波〕はゞき　令及和名抄に脛巾をよめり、また行纏をよめり、はぎ佩の義也といへり、偪も同じ、日本紀に、脛裳をはゞきともよめり、今の脚絆キヤハンも同じ、

〔倭訓栞 中編五 幾〕きやはん　脚絆の音也といへり、古へのむかばき也、脚半とも書り、修驗道の十六道具書に見えたり、

〔類聚名物考 裝飾四〕はばき　脛巾　脚絆　行纏 和名抄
今これを俗には脚絆キヤハンといふは、すねばかりにはく物也、又股もゝはばきといふは、今いふ股ひき也、もと行縢ムカバキといふ物、このもとなるを、次第に轉じてかくもなりたる也、

〔嬉遊笑覽 二上 服飾〕今猿樂狂言に、袴を高くくゝり、脚半をはきたる體あり、もゝはきは股にはくなり、はくはもと帶ることなれども、轉りては著ることをもはくといふ、足袋はくなど是なり、股まで入るはゞきとするはいかゞ、もゝはきをもゝぬきともいふにや、東鑑、壽永元年六月七日の條にいふ、以股解沓差八尺串云々、宇治拾遺 九 常まさが郎等佛供養の條に、太刀はき、もゝぬきはきて出きたりとあり、いにしへもはこといへりとあり、されども、はきは、今の半股引の如く思はれ、もゝぬきは股解沓と同じかるべければ、もゝはきとは異なるべし、思ふに信貴山緣起の繪に、熊の皮にて作りたる沓の、膝ぶしの下までかゝる物見えたり、和名抄に、深頭履とあるものならむ、もゝぬきとは、股まで入るやうの物にや、〇下略

〔令義解 六衣服〕朝服 〇中略 武衞府 〇中略 其志以上、並皂縵頭巾、〇中略 烏皮履 會集等日、〇中略 註 加錦裲襠赤脛巾 〇中略 帶弓箭、以靴代履、兵衞皂縵頭巾、〇中略 白脛巾、〇中略 主帥、〇中略 白脛巾、〇中略 並朝廷公事則服之、衞士皂縵頭巾、〇中略 白脛巾、

〔令義解 五軍防〕凡兵士、每火紺布幕一口、〇中略 脛巾一具、注一兩、皆令自備、

行縢工人

〔七十一番歌合下〕五十五番　右　むかばき造

秋深き星はくもれどむかばきの白毛の月のさやかなる哉(○中略)

新ても逢瀬やあると町人のむかばきかはのなでものもがな(○中略)

あはれ御むかばきやけいろもよし(○圖略)

行縢雜載

〔萬葉集十六〕詠行縢蔓菁食薦屋樑歌

食薦敷、蔓菁煑持來、樑爾行縢懸而息此公、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餞物、行政、仲業、家光等奉行之、(○中略)

公文所送文云、好方給、(○中略)むかばき一懸、くまのかわ、くつ、てぶくろ、(○中略)好節、(○中略)むかばき一懸、なつげ、くつ、てぶくろ、(○中略)府生公秀、(○中略)むかばき一懸、なつげ、(○下略)

〔奉公覺悟之事〕一行縢皮は一具と云也、たゞ行縢也、むかばき也、

脛巾脚半

〔倭名類聚抄十四行旅具〕行纏(附歯)　唐式云、諸府衛士人別、行纏一具、(纏音直連反)本朝式云、脛巾(俗云波波岐)新抄本草云、歯(傾井反、和名以知比、今俗謂歯爲行纏、故附出、)

〔箋注倭名類聚抄六行旅具〕本草和名草部下云、蔄實仁諝音傾井反、和名以知比、此所引即是、按說文縈枲屬、玉篇云、蔄草名、亦作縈、蓋縈後從艸從冋、諧聲也、千金翼方、證類本草、皆作蔄、俗字耳、蘇敬曰、蔄實一作䔛字、人取皮爲索者也、別本注云、今人作布及索、蔄麻也、似大麻子、蜀本圖經云、樹生高四尺、葉似苧、花黃、實殼如蜀葵子黑、時珍曰、蔄麻今之白麻也、多生卑濕處、人亦種之、葉大似桐葉、團而有尖、六七月開黃花、結實如半磨形、有齒、嫩靑老黑、中子扁黑、狀如黃葵子、其莖輕虛潔白、北人取皮作麻、以莖爲燭、黃作焠燈、引火甚速、

〔伊呂波字類抄波雜物〕行纏(ハヽキ、蔄爲也)　脛巾(本朝式用之)

著皂袴、〇中略行騰麻鞋、（幸近、以蒲脛巾代行騰、）

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年十二月十四日戊午、行幸芹川野、〇中略是日勅參議已上著摺布衫行騰、別勅皇子源朝臣諱〇宇多散位正五位下藤原朝臣時平二人、令著摺衫行騰、

〔空穗物語俊蔭〕きぬはたはかなきひとへのなへたるをきたるに、かほかたちはたゞひかるやうにみゆ、あやしみおどろきて、まらうどけふはきたのゝ行幸なり、御ともにつかうまつれるに、おもしろきものゝ音のきこゆれば、たづねまいるとて、むかばきをときて、こけのうへにしき、こちとてすへ、われもゐ給て、ことのよしをとひ給ふ、

〔更科日記〕二とせばかりありて、又石山にこもりたれば、夜もすがら雨ぞいみじくふる、〇中略三日さぶらひてまかでぬれば、れいのならざかのこなたに小家などにこのたびはいとゐいひろければ、えやどるまじうて、野中にかりそめにいほつくりてすゐたれば、人はたゞ野にゐて夜をあかすくさのうへにむかばきなどうちしきて、うへにむしろをしきて、いとはかなくて夜をあかす、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年十月三日甲申、令進發給、〇源頼朝上洛御共輩之中爲宗者、多以列居南庭、而前右衛門尉知家自常陸國遲參、令待給之間、巳移時剋、御氣色太不快、及午剋知家參上、午著行騰經南庭、直昇沓解、於此所撤行騰、參御座之傍、〇下略

〔古今著聞集十六興言利口〕馬介入道くはんとうへ下向のときも、かゝること侍りき、中太冠者といふ、とし比の中間おとこに、行騰のあまりたりけるを、一かけとらせたりけるを、此定にはきて、今かた皮をば我はくべきものとも思はで、あれをばさてたがはき候はんぞと、人にとひたりける、ただおなじほどのくせ事なき、此やうを馬助入道かたるをきゝて、つかうまつれる、

はきさして人のためにはのこすともかたむかばきにたれかなるべき

を敷べし、左皮ばかりをとりて、右皮をはきても居なり、

一行縢をくらにうちかけて出ることあり、又犬笠懸射はて、ゝ歸る時、鞍にかけて歸る事もあるべし、其時むかばきをくらにかくるには、右皮を先鞍にかけて、さて左皮を上にかけて、白毛くらの左へなるべし、手繩にてむかばきをからむべし、

〔貞丈雜記(五裝束)〕一行縢にやたらびやうしとて、鞍のあたる所へ別の革を付る物也といふ人あり、やたらびやうしといふ事、舊記に見えず、それに似たる事もなし、いぶかし、此說用がたし、又行縢をはきて、貴人は兩方の腰にあげまき下ると云說あり、此事も舊記に見えず用がたし、

一はかま行縢と云は、神事行縢の事也、神事の時、犬追物、笠懸、やぶさめなど射る時にはく行縢は、むかばきのすそ白毛のかどを、すぢかひに切てはくを云也、笠懸聞書射手具足秘傳の書に見えたり、○中略

一熊の皮の行縢は、彈正の官の人ならでは不用之、虎豹の皮は公方樣、又は三職の衆ならでは用給はぬ也、(射手具足秘傳に委し)

〔令義解(六衣服)〕武官禮服

衛府督佐、(兵衛佐不在此限○中略)錦行縢、

〔新儀式(四臨時)〕野行幸

鶴飼四人、(中略)位色接腰伊知比巴巾○中略)鷹飼四人、(中略)水豹皮腹纏、熊皮行騰、(中略)紫色布袴、壓巾、○中略)左右近衛陣列、(中少將已下府生已上、著狩衣腹纏行騰、)四位五位位色接腰、六位布帶、舍人青摺衫、隨御馬者著腹纏行騰、

〔延喜式(四十五左右近衛)〕凡騎射人於本府馬場教習、○中略五日質明各就馬寮騎馬陣列、共進馬場、官人二人著皂緌、○中略行騰麻鞋、近衛卅人、皂緌、○中略行騰麻鞋、○中略

凡供奉行幸大將以下少將以上、○中略註並著皂緌横刀弓箭行騰草鞋、(幸近、除行騰著靴、)將監以下府生以上並

にはく行縢は、むかばきのすそ、白毛のかどを、すぢかひに切てはくを云也、笠懸聞書射手具足秘傳の書に見えたり、

行縢用法

〔了俊大草紙〕犬追物事〇中略 行縢は若人は夏毛なり、秋二毛は、老少共用なり、冬毛は老人ばかり用なり、熊皮は判官と彈正官の人用なり、ひれの廣きはわろし中履は高きはひだにゑは有てわろき也、中折より少上にあてゝ切なり、のどの狹きも廣きもわろし、中履の廣さは八寸なり、好程なり、

〔高忠聞書〕一むかばきの事、鹿のかは本也、殊夏毛本也、犬追物、笠懸などには、おさ、なわかき人は夏毛を用べし、十八九廿あまりまでは、夏毛の秋かけたるを可用、中老宿老に至ては、秋ふたけの黒き皮を用べし、〇中略

一行縢の事、笠懸、流鏑馬、神事に射る時は、若衆のことは不及申、歳七十八十に成共、黑夏毛の行縢はくべし、夏毛の行縢本たるによりての義也、犬追物時はくごとく、ながくはあるまじき也、いかにもみじかくつめてきるべし、神事行縢の切やうゑるしをき候也、おりめのすそをすぢかへて切也、是によりて自然けがれをも除、神慮にもあふと申來るなり〇中略

一行縢のおこりの事尋申候處、昔は今人の上下きたるごとく、いしやうにて不斷はきたる也、然間何事をもせよ、行縢をはきてしたる間、今にしきしきの時は、みな笠懸、小笠懸、流鏑馬、かりなどのときはくなり、〇中略

一流鏑馬、笠懸、犬追物、又はかりの時、行縢を敷て酒をものみ、ひんをも付などするときは、左皮をとりて敷て座すべし、白毛の方左へなへし、むかばきのおもての方上へなして敷也ひれの方、少たてざまにおりて敷べし、又白毛の方の折目のはしをたてざまに、少折ても敷なり、二色の內いづれにても、一方おりて敷べし、ひれの方一かはにておりよきなり、行縢兩方ながらとりて、左皮

〔玉海〕治承四年五月四日乙卯、此日右近府荒手結也、○中略騎射物具、○中略熊皮行騰廿懸、一具（引連、小縁裏緒金物等、但調様不同也、）

〔曾我物語八〕ふじの、かりばへの事
御れう○源頼朝のその日の御しやうぞくには、○中略御かりぎぬはやなぎ色、大もんのさしぬきに、くまのかはのむかばき、しはうちながにめし、

〔貞丈雜記五装束〕一○中略虎豹の皮は、○中略公方様、又は三職の衆ならでは用給はぬ也、（射手具足秘傳に委し）

〔太平記十二〕千種殿幷文觀僧正奢侈事附解脱上人事
中ニモ千種頭中將忠顯朝臣ハ、○中略宴罷テ和興ニ時ハ、數百騎ヲ相隨ヘテ、内野北山邊ニ打出テ、追出犬、小鷹狩ニ日ヲ暮シ給フ、其衣裳ハ豹虎皮ヲ行騰ニ裁チ、金襴纐纈ヲ直垂ニ縫ヘリ、

〔總見記二十一〕大臣家御馬揃事
同月○天正九年二月廿八日、大臣家○織田信長内々驕催サルヽニ依テ御馬揃有之○中略扨大臣家御手廻ノ次第、○中略御行騰ヲ金ニ虎ノ府ヲ縫ニ、御鞍カサテ、御泥障御手綱腹帶尾袋マデ同前ナリ、

〔貞丈雜記五装束〕一ぬり行騰と云は、鹿の毛皮をうるしにて黒くぬりたる也、（白星ハ殘ス也）
一わり合せの行騰と云は、鹿の皮と虎豹の皮と竪につぎ合せたるを云、又鹿の夏毛と秋毛をつぎたるを云、（射手具足秘傳に委し）

〔高忠聞書〕神事行騰之事、加様に可切、例式よりみじかくつめて可切、別目とゞめの事は、たとひ引目を腰にさゝずとも可付、はく時は左革の結を引目とゞめへとをすべし、笠懸、小笠懸、流鏑馬など、神事にて射る時は、此むかばきのごとく、すそのおりめを四寸すぢかへてきりてはく也、其外は例式也、此行騰はくことは、神事にかぎりたる事也、神事にてなき時は、はくことあるべからず、

〔貞丈雜記五装束〕一はかま行騰と云は、神事行騰の事也、神事の時、犬追物、笠懸、やぶさめなど射る時

〔庭訓往來〕大壁行騰、房鞦、牛胸懸等、雖非上品、任注文、無相違之樣、可被申下也、

〔拾遺和歌集物名七〕かの皮のむかばき

かのかはのむかばきすぎてふかからばわたらでたゞにかへるばかりぞ

〔今昔物語二十八〕東人通花山院御門語第卅七

今昔、東ノ人否不知ズシテ、花山院ノ御門ヲ馬ニ乘乍ラ渡ニケリ、○中略院ハ寢殿ノ南面ノ御簾ノ内ニテ御覽ジケルニ、年卅餘許ノ男ノ、○中略紺ノ水旱ニ白キ帷ヲ著テ、夏毛ノ行騰ノ星付キ白ク色赤キヲ履タリ、

〔吾妻鏡十二〕建久三年六月十三日癸丑、幕下○源頼朝渡御新造御堂之地、○中略凡云犯土云營作、江間殿○北條義時以下、手自沙汰之、爰納土於夏毛行騰、有運之者、被尋其名之處、景時申云、囚人皆河權六太郎也云云、感其功忽蒙厚免、是木曾典厩專一者也、典厩被誅之後爲囚人、被召預梶原云云、

〔義經記一〕さやなわう殿くらま出の事

吉次いまだ夜ぶかに京を出て、あはだ口に出來る、○中略あひ〳〵ひきかきしるしたるすりづくしのひたゝれに、秋毛のむかばきはいて、くろくりげなる馬に、つのふくりんのくらをきてぞのりたりける、兒(ちご)○牛若をのせ奉らんとて、つきげなる馬に、いかけ地のくらをおきて、大まだらのむかばきくらおほひにしてぞ出きたる、

〔貞丈雜記五裝束〕一熊の皮の行騰は、彈正の官の人ならでは不用之、(中略)射手具足秘傳に委し

〔今昔物語十九〕西京仕鷹者見夢出家語第八

今昔、西京ニ鷹ヲ仕ヲ以テ役トセル者有ケリ、名ヲバ口口ト云ケリ、○中略曉方ニ成ル程ニ寢入タリケル夢ニ、○中略高キ所ニ登テ見バ、錦ノ帽子シタル者ノ斑ナル狩衣ヲ著テ、熊ノ行騰ヲ著テ、斑ナル猪ノ尻鞘シタル大刀ヲ帶テ、○下略

行縢種類

上より手一束をきて付べし
四寸
上より手一束をきて付
沓二三と云
小緒と云
氣くへ一と云四寸

是は常に犬笠懸などにはくむかばき也、長さは人のたけによりて、みよき程にきるべし、別目とどめの事は、引目の大小によりて、前へも後へもよるべし、緒の革の事、菖蒲革本也、黒皮ふすべ革などをつくるごと略儀也、はれの犬などには、黒革ふすべ革をに付たるむかばきはく事不有、又くつごみのを、ば三所に可付、但大なるむかばきには四所に付べき也、

一御所様の御むかばきのをは、紫革爲べし、御むかばきの裏を、あやなどを色々に染てうたせらる、也、又しゆす段子など、から物にてうたせらる、也、又裏をうたざるをもめさる、也、

一むかばきの腰の事、一寸ちがはゞ、かりむかばき一寸あかばかり行縢といへり、是はうしろのちがふほどらひの事なり、五分ばかりちがふたるがよきなり、前は二三寸あきたるがよき也、〇略

〔令義解六衣服〕武官禮服

衛府督佐、兵衛佐不レ在二此限一〇中略 錦行縢、〇下略

〔尺素往來〕行縢、大星之夏毛者若々敷候、陰星之秋二重毛候者拜領仕度候、霜臺、廷尉者、熊皮尋常之事候歟、

なるべし、其謂はむかばきのはじまり夏毛なり、さるによりて夏毛前へなす也、わり合は略儀也、はれの犬笠懸の時はくまじきなり、

一熊の皮又へう虎のかはにてわり合の時は、夏毛の事は不及申、鹿の革にてあらば、何革も前へ成べし、鹿の皮を除て、豹虎の革、熊の皮などにてわり合する事、太不可有候なり、

一秋ふたげと夏げとかたかはづゝむかばきにきる事あるまじき也、いろのすこしちがふはくるしからず、

一ぬりむかばきと云は、うるしにてぬる也、是又略儀也、ほしを白くのこして、地を少黒くぬりたるを、宿老などはきたるは尤一興也、はれの犬などの時は、はくべからず、内々の犬追物などの時は、はく事くるしからず、○中略

一行縢の長さ三尺六寸、腰のせすぢのとをりより、白毛までの事、此三尺六寸たかばかりに不有、かねの定にも不有、我手の定也、此三尺六寸の長さ行縢の本尺也、但三尺六寸本の尺のいはれを尋申處に、昔より今に申傳又は註置也、謂は無存知由被仰とや、これはことなる秘事也、人不存知事也、○中略

カサシ

サヤラ出スアナナリ

此長さ三尺六寸

此あひ四寸

このとなりなか腰と云小腰共いふ也

すそのひろさ一尺二寸是を白毛と云也

に風雨故、直に坂本へ御座被成候に付、何れも馬上にて御供被成候、（○中略）利家様は合羽を召候が、何事も無御座候、

〔伊勢路のきるべ〕四日市、（○中略）町中にて、雨衣（かつは）并に油紙を彩色たるたばこ入をうる、

行縢名稱

〔新撰字鏡（巾）〕幑幑（同古了反、上、行縢也、加波支、）

〔倭名類聚抄（十四行旅具）〕行縢　釋名云、行縢（音與縢同、行縢和名無加波岐、）行縢也、言裹脚可以跳騰輕便也、

〔箋注倭名類聚抄（六行旅具）〕原書釋衣服云、幅所以自偪束、今謂之行縢、言以裹脚、可以跳騰輕便也、無騰也二字、按騰也二字、似不可無、廣本作行縢也三字非、按、毛詩正義云、說文云縢緘也、名行縢者、言行而緘束之、故云偪其脛也、雖與釋名其解不同、然行縢卽行纏脛巾之類、非无加波岐、采菽詩云、邪幅在下、毛傳、邪幅偪也、所以自偪束也、鄭箋、邪幅如今行縢也、偪束其脛、自足至膝、是亦可證行縢脛巾之類也、

〔伊呂波字類抄（无雜物）〕行縢（ムカバキ、縢イ）

〔東雅（八器用）〕履、（○中略）ムカバキといふは、向股（ムカモヽ）などいふが如く、兩股に著（ハ）くの義にて、ハヾキといふは、脛（ハギ）著（ハキ）の義なるべし、

〔倭訓栞（前編三十一）〕むかばき　禮內則に偪をよみ、和名鈔に、行縢をよめり、行縢も同じ、新撰字鏡に幑をよみ、行縢也と見えたり、三議一統にうつとゝいふ所の名見えたり、向脛巾の義なるべし、むかもゝといふ如し、進士志定茂が有馬の湯に行とて、行縢を人にかりて、はくすべ知らざりし事、著聞集に載たり、承元の比まで猶さかぞありける、

行縢製作

〔令義解（六衣服）〕武官禮服
衛府督佐、（兵衛佐不在此限、○中略）錦行縢、（謂縢緘、所以纏股脛、令衣不飛揚者也、）

〔高忠聞書〕一行縢のわり合事、夏毛と秋ふたげとわり合する時は、夏毛は前へ也、秋ふた毛は後へ

〔我衣〕貞享比迄ハ、女ナドニ合羽著ルモノナシ、皆々染渋衣ニテスミヌ、元祿ノ比、タマ〳〵老女夫ノ合羽ヲ著シ往來スルモノ有、大ニ目ニ立タリ、ヲカシキコトニイヒヌ、寶永比出スギタル女、木綿合羽ヲコシラヘ著シタリ、シカシ丸袖ナリ、裝束ハ黑ビロウドニシタリ、

サヽヘリ皆モヘギ也

今田舍ノ老女ナドノ著ス合羽是ナリ、裝束ノ裏ハ皆金襴ヲ用ユ、江戸モ寶暦ノ末迄是ヲ用ユ、安永ノ比ハヤ黑サヤノエリヲカケ、ボタンガケハ少クナリシトゾ、

正德ノ末ニ至テ、フリ袖ノ木綿合羽ヲ著ス、袖永ク内袖ヲ緋繻子ヒドンスニシタリ、サヽヘリ紫此比ナリ、元舞子ヨリ始ルカ、上人ノ娘ハ駕籠ニ乘ルコトナレバ、下郎ヨリ始ルニ究レリ、野郎役者ノ風ヲ似セタリ、享保ノ比、俳諧師合羽ヲ仕立カヘテ著シタリ、延享ノ比ハ、女モ此風ニ仕立タリ、併少シ、

正德年中、文昭院殿〇德川家宣御濱御殿へ被為成候節、雨天ノ時ハ、數多ノ上﨟皆々猩々緋ノ合羽ヲ著シ、御庭へ御供シタリ、是女人合羽ヲ著シテモ笑フベキニ非ズ、併俗人ト同日ノ談ニ非ズ、

合羽師

〔人倫訓蒙圖彙六〕合羽師　合羽幷雨覆油紙、これ桐油と號す、柳馬場通六角より下に住す、所々にあり、

合羽雜載

〔利家夜話下〕一太閤樣〇豐臣秀吉坂本の古城の跡へ御鷹野に出御の時、内府樣〇德川家康大納言樣〇前田利家を初め、國大名端々に供奉被成候、其時平塚と申者など、鳥を手取に仕、太閤樣御機嫌能候時、俄

テ與次郎ト云ト號ク、其形ニ似タルヲ以テ、豆藏合羽ト云、紙ニテ製之、兩邊ニ細キ割竹ヲツケ、其先キニ白豆ヲツケル故ニ、豆造ノ名アリ、又一串ヲ以テ足トス、是ヲ指頭ニ置クニ、兩方ノ豆ノ鎮ニテ、能立テ倒レズ、袖合羽此形ニ似タルノ名也、坊主ガッパ、袖合羽、鐙合羽等紙合羽ハ、白或ハ青漆或ハ辨柄ヌリ黑等也、又單アリ、袷アリ、武家及ビ同奴僕等ハ必ズ袖合羽ノミヲ用フ、特ニ奴僕ニハ、專ラ赤色ニ黃ヲ以テ記號ヲ描ケリ、〇中略

又江戸劇場ノ戸邊ニイミテ、行人ニ観ヲ勸ム者、晴雨トモニ半合羽ヲ專用ス、故ニ彼徒ヲカッパト異名ス、〇下略

〔塵塚談上〕婦女の雨衣の事、寛延寶曆のころ迄は、御家人の妻女下女等は、浴衣を雨よけに著たり、大なる紋を五つ六つも附たるもあり、伊達摸樣を染しも有けり、近歲は下賤の女も、浴衣などは著るものなし、みな木綿の合羽を著る事になりぬ、又男子も近年は夏合羽とて、葛布、芭蕉布の類をもつてつくる、富饒の人は琥珀、呉路服連等にてこしらへ著る、此夏合羽も、寛政比はなかりしこと也、吾大人寶曆十三年癸未六月十三日、六十三歲にて沒し給ふに、夏合羽、夏火事羽織の設けなし、是にて二品の久しからざるを知べし、婦女は夏合羽はいまだ著ざれども、遠からず著る事になるべきにぞ、

〔一話一言十七〕衣食住の奢

又同じ比〇寶曆の末までは、なべての衣食住ともに、今の時にくらぶれば、質素にして奢りたる事なし、〇中略女の雨合羽なし、大きなる紋染たる木綿の浴衣なり、紋は肩と裾にありて、素襖の紋の如し、多くは蔦の紋なり、

〔視聽草十集六〕世のすがた

夏の合羽は、むかしより芭蕉布、麻平の類を用ひしが、近頃川越平にて作りしを多く用ゆ、又女の合羽、近頃織物なし、半襟をかけて用ゆ

〔三省錄一衣服〕此頃まではむかしの風儀のこり、衣類なども、當時之樣に華美なる事もこれなく、武士方は格別、その下々は、木綿合羽を著する人はなし、町人は猶以、御旗本衆五六百千石取らるゝは、供の中小姓は、紙合羽を著し、木綿合羽を所持せしは、家老用人ばかり也、當時は、小もの中間下女半女まで、木綿合羽を著す世界になれり、(中略)元正間記

〔御徒目付勤方〕初泊之事

一挾箱之中江入置候品〇中略　一半合羽〇下略

〔淺草御藏舊例書下〕小買物定直段〇中略

一青漆合羽　但丈貳尺七寸六分ゆき壹尺七寸八分袖下壹尺四寸　壹ツニ付六匁　文字屋孫七

一赤合羽　但右同斷　壹ニ付五匁壹分　同人

〔嬉遊笑覽二上服飾〕合羽長短の事、木綿合羽、元文頃迄は、武家は紺、黑の半合羽なりしが、町人は紺花色小倉織肥後木綿などの長合羽、元文の頃、武家も長合羽になる、其後木綿のかすり織、芭蕉布、葛布、歷々は享保頃より羅紗羅脊板寶曆の頃より黑琥珀、七々子織、黑丹後等なり、

〔守貞漫稿十四男服〕合羽〇中略

坊主合羽圖〇圖略　京坂ニテ引廻シ合羽ト云

此合羽ハ專ラ表紺ノ大縞或ハ紺ガスリ、木綿裏茶木綿等、蓋表裏ノ間ニ揉タル厚紙ヲ挾ミタリ、衿紋派或ハ羅紗等、又此ヲ合羽裁ニハ全幅ヲ左圖ノ如ク斜ニ裁テ、各細キ方ヲ上ニ縫也、〇圖略

近世江戶人用之者甚稀也、京坂ノ人モ漸ク少ト雖ドモ未廢之、馬上ニテ往還スル三度飛脚ノ宰領ト云者ハ各必ズ用之、蓋三都トモ市中ニハ不用之、旅行ノミ用之、又旅中モ雨ニハ不用之、雨中ニハ桐油紙合羽ヲ用フ、此形ト同キ紙合羽ヲ袖ナシ合羽、又ハ坊主合羽トモ云、因曰、袖アル桐油紙合羽ヲ豆藏合羽ト云、三都トモ古キ小兒ノ弄物ニ豆藏ト云モノアリ、江戶ニテ與次郎兵衞、略

〔雍州府志七土産〕合羽　倭俗綴紙傳油爲雨衣、代蓑著之、是謂合羽、人之著此也、其體似鳥之合兩翼、依之號合羽者乎、合羽之有雙袖者裳短、是謂徒合羽、徒步人之所用也、其無袖者長大也、旅人馬上著之、以短領纏項、其下左右合領如著衣、其裳掩馬背之荷包、不使雨濕侵之、是謂馬合羽、又稱圓合羽、又武人騎馬時著之者、粗如徒合羽、

〔本朝世事談綺二器用〕合羽　桐油

合羽は、中古のもの也、上古は蓑を用ゆ、〇中略合羽の元は、丸合羽を作る、〇下略

〔我衣〕慶長ノ比ニモ桐油合羽アリケルニヤ、大名供ノ末ニ合羽籠アリ、古來ハ丸合羽ノ薄桐油トミユ、元丸合羽ハ、ミノヽ略ナリ、

赤合羽、青漆、キヌ、桐油坏、寬永比ヨリ出ル、寬永ノ比ヨリ桐油ノオホヒ出タリ、寬保ニ懷中合羽トテ、厚ガミ單ニテ小紋ヲ染、桐油ヲ引細ニタヽミ、フトコロニ入ル、

〔我衣〕男子木綿合羽ヲ著ルコトハ、寬文ノ比、有德者ノ始ル所ナリ、元祿ヨリハ、手代ノ三人モ仕フ主人著タリ、紺木綿、襟モ、トモエリ、ウネサシアリ、裝束ハ雲才ニテ作ル、丈足ノクロ節ノ上ニ止ル、手代ナドハ、晴レニモ常ニモ木綿ヲキルユヘ、木綿合羽著スニ不及、又目立ユヘ、主人ヲハヾカリテ著ズ、寬永ゴロヨリ材木屋手代、米屋ノ手代、主人ノ名代ニ出ルユヘ、ヤハラカ物モ著スユヘ、木綿合羽モ著タリ、夫ヨリ裝束羅紗等ニナル、主人黑サントメ、或ハ毛トロメン、裝束黑ピロウドニカハル、丈ケモ寶永ヨリ永クナル、正德ノ末享保ノ始ヨリ武家ヘ出入、合羽ノ丈ケ短ク半合羽トナル、步行武士ノ供合羽ヲ學ブモノ也、其比〇正德享保年間ヨリ合羽花イロ、或シマカキノモク目、藍ミル茶色々物好シタリ、元文比ヨリ町人多クハ半合羽ニナル、大名ノ御供廻リハ、前々ヨリ半合羽ヲ著ス、享保ヨリ町醫者ナドノ家來、半合羽ヲ著ルコト慮外ナリ、シカシ延享迄名主町人ノ供ノ者、モメン合羽ヲ著セズ、後ハ著スルカモ不知、

合羽種類

て造り著るもあり、

〔近江國輿地志略九十九高島郡〕油桐（あぶらぎり）　あぶらみといふ是なり、○中略志賀郡松本村の山に多油桐を植て油をとる、是を荏桐とも罌子桐とも云者なり、○中略雨衣にぬりて無類なり、今桐油かつはといへば、荏の油にてつくれども、元此油にて制する者ゆへ桐油の名あり、

〔守貞漫稿十四男服〕合羽○中略

襟黒らしや、らせいた、とろめん、八丈等種々、色黒ヲ専トスレドモ、紺モアリ、茶モアリ、今ハ江戸黒八丈絹ヲ専トシ、或ハ革色木綿モ専用ス、合羽装束ハ比日絶ナルヲ流布トスルニ似タリ、

長合羽半合羽トモニ、武家用ニハ黒或ハ萌木羅紗等アリ、市民ニモ稀ニ用之、紺モアリ、其他色ノ羅紗製ハ稀也、

木綿ニハ黒、紺、鳶、淺葱、御納戸、茶、鐵、納戸茶、革色等ヲ専トシ、或ハ澀染ノカキツト云モアリ、常ノ木綿ヲモ用ヒ、又眞岡木綿ヲ良トス、○中略又男子ニ稀ニ女用ノ如キ無装束下ノミ装束紐ヲ付タルヲ用フモアリ、又大坂ノ雨替屋ノ手代、雨中ニハ襟衽トモニ全ク衣服ト同ク、淺木織毛木綿ニ黒サヤ掛半エリシテ、衣服トトモニ著シテ、此上ニ帯スル也、○中略

装束ノ事　元文頃ヨリ、男女トモニ、牛角、鹿角、水牛角ノ具ヲ用フ　正德頃ハ眞鍮或ハ黒目銅ヲ用フ、其後ヲ詳カニセズ、今世亦水牛角製ヲ専トス、

天保以前、三都トモ、装束糸渦ヲ専トシ、又下ノ装束前圖ノ如ク長紐多シ、京坂今モ用之、江戸ニモ往々無之ハ非レドモ、左圖○圖略ヲ流布トス、○下略

〔毛吹草三山城〕雨紙羽（アマカツパ）○○

〔東海道名所記三〕宿ちかくより、雨すこしづゝふり出ければ、男も樂阿彌も、しとゞにぬれてゆく、○中略道中には駄賃馬、のりかけに、雨合羽塗笠きて打過る、

合羽製作

一らしやの合羽、著し申間敷事、

二月

〔雍州府志七土產〕合羽、○中略自柳馬場二條至四條、家々製之、其造之法、以糊綴紙、後傅桐油數遍、天晴則每日、北方自荒神河原南至五條河原、乾之而無隙地、其製造之多也可推而知之也、又有以絹製之者、

〔和漢三才圖會二十八衣服〕襏襫鉢釋製者合羽　雨衣　阿末古呂毛　此云合羽　字義未詳

按、雨衣卽合羽也、用羅紗、羅世板、襪褐之類、近佳、朝鮮油布次之、

〔萬金產業袋五衣服〕寸尺幷字類○中略

また合羽は䄡衣紙、絹さらしにてひとへに製し、油をひきたる、是を雨油衣といふ、又木綿小倉の類を、紺、びんらうじにし、廡うらなどをつけ、衿鎖衹の座のしやうぞくを棡毛布、羅紗にて風流に製し、雨天の時、路次にて小袖をぬらすまじきために著用する也、これをもめん合羽といふ、遠路の雨の用心にはならず、漸一日路、道十里ばかりをゆかん時の雨具には成もやせん、はや二日路には不用也とて、是を十里合羽ともいふとぞ、

〔近世事物考初編〕合羽

合羽は、阿蘭陀より長崎へ商ひにくる蘭人の衣服に、袖もなく裳廣き物有、彼國人是をカッパといふ、慶長二年、初て此形をうつし、紙にて張、油をひきて、雨をよのぐ具とせり、今の坊主がつば是なり、後に袖をも付、羅紗木綿などにても拵へたり、蘭語故にあて字を書り、

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人万石以上以下小身之旗本

安永天明の初のころは、○中略白紐のすげ笠、黑き琥珀にて作れる合羽など皆人著せしなり、○中略天明の末、節儉の令一たび出て、愡服飾を變じ、○中略網代の笠をかぶり、合羽はさいみ木綿などに

四の巻曰、春のけふきたり霞の雨ばをり、因果物語巻の二曰、武州神奈川の宿にある旅人、宿をかりて、明とく立出るとて、雨のふりければ、亭主の雨ばをりをぬすみきて出んとするに、何ものともしれず、それは亭主の雨羽織なり、とあるを以て、思ひあはすれば、むかしは布の羽織に、油を引て雨衣とせしものと見ゆ、そを後に紙にてこしらへたる故に、紙羽織といへるを省きて、かつぱと音便にていへるなるべし、物類稱呼巻の四曰、雨衣、江戸にて、もめんかつぱといふ、中國四國ともに、あまばなりといふ、また大和志巻の四、平群郡土産の部に、雨衣、能用村紙製、俗曰合羽、など見ゆれば、後には紙にてこしらへそめしこと、いよいよ知られたり、

合羽制度

〔享保集成絲綸錄十五〕寶永七寅年五月

覺

一御成之節雨降候はゞ、御供之面々、かさ合羽御免之事、

一雨降候節は、御成先勤番之面々組共に、かさ合羽是又御免之事、

一御道筋勤番同斷之事

右之通、雨降候節は、難儀可仕と被思召候ニ付、御免被遊候間、向後著用可仕候、巳上、

五月

享保十六亥年五月

一公方様、大納言様、御城中御成之節雨降候はゞ、御供之面々、傘合羽被遊御免候、向後著用可仕候、

但紅葉山御參詣之節ハ、只今迄之通たるべく候、

右之通可被相觸候

五月

〔享保集成絲綸錄十六〕正保五子年二月

也、條々聞書に、御供の衆もみのをめし候とあり、かつぱと云ふ詞は、阿蘭陀の詞也、阿蘭陀の人の上に著る衣服にかつぱと云ふ物あり、その形をまねて作りたるを坊主合羽と云、始は是れをかつぱと云ひしが、後に袖を付けたる合羽を作り出して、始のをばぼうづがつぱと云也、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕合羽といふ物は、古代なきものなり、昔は蓑を著たりと云は、一わたりの說なり、古へその物なきにあらず、〇中略今の合羽は、慶長の頃、紅毛人の衣服、袖もなく裾ひろきカッパといへる物を學びて、紙にて作り、油ひきて、カッパと名付く、今の坊主合羽といふ物なり、其後また油をひき、袖を付たる紙カッパ出來て、又木綿羅紗等の合羽は出來るなりと、四季草にいへるは誤りなり、木綿等のカッパは、もと道服より起る、古畫に、今の木綿合羽の如きものを著たるかたあり、是道服なり、後これを雨羽織ともいへり、〇中略然るを其服蠻人のカッパに似たれば、是をもカッパと呼て、雨はふりの名は隱れたるにや、紙にて作れる袖なきは、元よりカッパと云しものにて後の物なり、紅毛の國の書をよむ人に聞しに、カッパはホルトガルの詞にて、紅毛には是をヤスといふ、ホルトガルは爰に通信したることはやく、和蘭の來らざる前にありしかば、其國の詞今に遺りたるが多し、ボタンがけのボタンといふ物も、彼カッパに付たるビユタンといひし物を、訛りてボタンといふなり、是もホルトガル詞なりとぞ、東雅にボタンとは、西洋拂耶機國の方言の轉じたる也といへるは非なり、

〔本朝世事談綺正誤器用一〕合羽

按に、采覽異言曰、喝蘭地篇云、又披皂縵如帔、爲莊服、猶浮屠著僧伽黎、笠ヲ云ニフウト、上衣ヲ云ニマント、波爾杜瓦爾呼爲カッパ、此間雨衣蓋倣此制也、鈐錄曰、合羽雨具也ト云コトハ、元來阿蘭陀詞ニテ、阿蘭人ノ衣服ヲ云、雨具ヲカッパノ如ク拵タルユヘ、カッパト云、安齋隨筆赤烏卷曰、今世バウズガッパト云モノ其始也云々、合羽ト書ハアテ字也などくさぐさ見えて、蠻語なるやうなれどさにはあらず、再按に、節用集大全卷の二、加の部曰、紙羽(カッパ)註云、雨衣也、卽紙羽織之略語、例如略紙小袖而言紙小、とあるにて思へば、毛吹草

合羽名稱

〔書言字考節用集 六服食〕紙羽(カッパ)又作合羽、今世雨衣、桐油也、

〔倭訓栞 中編四加〕かつぱ　紙羽の義なりといへれど、或は哈叭と書て、もと南蠻人の路服、塵汚をよくる上衣(ウハギ)也、此方の雨衣、其製に倣ふをもてよべる也といへり、

〔采覧異言 一〕ヲランド又云ニヲランデヤ○中略

和蘭、本北海小道名、其先入爾馬泥亞人也、○中略又披ニ皂緞如一レ帊、爲ニ莊服一、猶ニ浮屠著ニ僧伽梨一也、並云ニフウト一、上衣云ニマントル一、波爾杜瓦爾呼爲ニカッパ一、此方雨衣、蓋倣ニ其製一也、

○按ズルニ、カッパハ、葡萄牙語及ビ西班牙語ノCapaヨリ出タルナラン、

〔橘庵漫筆 二編四〕紙にて製せし雨衣を合羽と云は、波爾杜瓦楽國の莊服に、カノハと云ものあり、本朝の服折(ばをり)のごとし、このカノハの轉語なるべしといへり、十里(ぢうり)合羽(かつぱ)半茶(はんちや)合羽(かつぱ)などいへるもの、みな似たる類なればにや、

〔麓尻 十三〕賢按、かつぱといふは、今云丸がつぱの事にて、俗坊主がつぱともいふ、元來紙がつぱの事也、今世の木綿合羽の製は、昔は無きもの也、是も寛文延寶の頃、旅行の寒をふせぎの爲に出來たるもの故、十里より〻く旅行には著する事を禁ず、依て三方邊にては、爾今木綿合羽の事をば十里といふ也、今は皆その元を知らざるよりして、雨中には御免なされといふて、座敷内まで著する事になりたり、是は有間敷事となん、

〔安齋随筆 後編十五〕一雨衣ニ上古ハ貴賤ともに蓑を著たり、近世に至てカッパといふ物を著す、○中略和蘭人の上衣にするもの、此方の坊主ガッパの如く也、和蘭詞にてはマントルと云、ホルトガルの詞にてはカッパと云也、其カッパと云物を似せ作りて、此方にて雨衣に用ゆ、是をカッパと名付るなり、

〔貞丈雜記 三小袖〕一合羽と云ふ物、古はなき物也、合羽は近代の物也、いにしへは侍も蓑を著しける

五位已上於城中乘馬、六位於宮城外騎、雨降者五位已上著市女笠雨衣、於途中雨降者、次將奉勅令載笠、○下略

〔江家次第 六四月〕賀茂祭使○中略 陪從發物音參進、○中略 次取物舍人四人、(雨衣深沓 行縢笠)

〔北山抄 八大將要抄〕朝覲○中略 乘輿出自朱雀門者、用脇門、

天元二年、石淸水行幸日、出御之間雨降、左大將立軒廊南砌、右大將立校書殿東砌、(往年別所行幸遣宮之間、甚雨、著雨衣、市女笠等、立庭中云々、)

〔時範朝臣記〕寬治二年三月廿三日、今日石淸水臨時祭也、○中略 取物舍人四人、○中略 深沓、行縢、雨衣、(紺地黃小袴錦、各懸花枝、)

〔台記別記〕仁平元年十一月十五日、○賀茂臨時祭 取物裝束同雜色、(武澤笠、國次雨衣、季信行縢、友貞深沓、)深沓、如常、行縢、(鹿皮如常、)雨衣、(白地錦、)笠、(張青唐綾、其上著菊花、遣居小鳥、遣洛石、著帽額、)

〔山槐記〕仁安二年四月廿七日甲午、今日齋院御禊也、○中略 次雜色六人、(白張) 次取物四人、(檀淺黃雨衣、熊皮行縢、淺沓、菅笠、)

〔玉海〕治承二年十月晦日己未、此日右中將良通爲春日祭使發向、○中略

取物具　雨衣　行縢　深沓　笠　(付舍人)

〔吉記〕治承四年四月一日癸未、今日賀茂初齋院(高倉皇女範子)○禊東河、可入御紫野院定事、　七日己丑、○中略 可被出禊祭兩日童女騎馬四疋事、

新中將朝臣　內藏頭朝臣　但馬頭朝臣　權右中辨朝臣　陪從各二人、口付各二人、　可副菅笠、雨衣、深沓、

爲毛裙、今世駝褐之類也、不得名爲雨衣云、

〔伊呂波字類抄 安 雜物〕雨衣 アメキヌ

〔晉言字考節用集 六 服食〕雨衣 アマギヌ 今世桐油、一名油衣、並出和名、

〔圓珠庵雜記〕あまごろもにみつあり、天衣と、雨衣と、海士衣となり、○中略 あま衣たみの、島などつづけたるは雨衣なり、

〔北邊隨筆 二〕雨衣

敏達紀云、是日無雲風雨、大連被雨衣云々、この雨衣といふは、油衣にやあらん、○中略 後撰集に、ふる雪のみのしろ衣うちきつゝ、春きにけりとおどろかれぬる、とよめるは、蓑代衣の心なるべし、これも又其例つたはれるにやあらず文永加茂祭、また年中行事の繪卷物に、手に持ちたるもの、雨衣なりといへば、その圖をこゝに載す、○圖略

〔倭訓栞 中編 一〕あまごろも ○中略 田蓑島に屬けよめり、日本紀に被雨衣をあまよそひと訓せり、倭名抄には、あまぎぬと見えたり、油衣も同じ、隋書に見ゆ、中國四國に、雨ばおり、肥後に合うりん、伊勢に合うりといふ、時雨襞成べし、

〔物類稱呼 四 衣食〕雨衣 あまぎぬ 和名 江戸にてもめんがつぱと云、中國四國ともにあまばをりといふ、肥後にて合うりんと云、大和にて合うりがつぱと云、伊勢にて合うりと云、 今按に合うりといひ、合うりんなど云、是は時雨凌成べし、

雨衣初見

〔日本書紀 二十 敏達〕十四年三月丙戌、物部弓削守屋大連自詣於寺、踞坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之、幷燒佛像與佛殿、既而取所燒餘佛像、令棄難波堀江、是日無雲風雨、大連被雨衣、

雨衣用法

〔西宮記 臨時五〕行幸 ○中略 京内 ○中略

雨衣名稱

ふる筆のかさはあれどもかみ〔紙神〕な月しぐれをふせぐみの〔美濃蓑〕をたまはれ

〔隨齋諧話　坤〕増山井四季の詞、十二月の條に、岡見すると有て、注に堀川百首に、ことだまのおぼつかなきにをかみすと梢ながらに年をこす哉、後組朝臣師走の晦日の夜、高き岡にのぼりて、蓑をさかさまに著て、はるかに我宿をみれば、あくる年有べき吉凶の事見ゆるとなり、こと玉とは、明年の吉相をいふ也、

〔絵本東名物鹿子　二〕彌生の中の八日、近郷より蓑を持寄りて、淺草寺の門前に商ふ、是を淺草のみ。のいち。といふ、　進誠舍沾意

蓑市や櫻曇りの染手本

○按ズルニ、蓑市ノ事ハ、產業部市場篇ニ詳ナリ、

〔倭名類聚抄　十四行旅具〕雨衣　唐式云、三品以上、若遇雨、著雨衣氈帽、至殿門前、雨衣、和名阿萬岐沼、今案一云、油衣、隋書云、煬帝遇雨、左右進油衣、是、

〔箋注倭名類聚抄　六行旅具〕雨衣、阿万岐奴、今案、一云、油衣、隋書云、煬帝遇雨、左右進油衣、是、哀廿七年左傳、成子衣製、注、製、雨衣也、按、敏達紀、是日無雲風雨、大臣被雨衣、又白河院幸高野、雨日、中宮大夫師忠、狩衣上著雨衣、見頂昭古今集注、長和三年、實資公祭太山府君、小雨、戯稱雨衣、被大褂於吉平朝臣、見小右記、

〔隋書　三煬帝〕嘗觀獵遇雨、左右進油衣、上曰、士卒皆霑濕、我獨本此乎、乃令持去、

〔事物紀原　三衣裘帶服〕雨衣　事始曰、凡雨具周已有、左傳云、陳成子衣製仗戈、杜預注曰、製雨衣也、是矣、炙轂子曰、帷絹油製之及油帽、陳始有之也、馮鑑又引左傳楚子次於乾谿雨雪、王皮冠、秦復陶、以證雨衣、按、虞閈父爲河陶正、注曰、陶復陶、白氏取爲尙衣之職、杜預又以復陶爲油衣、蓋若晉武所焚雉頭裘、唐太平公主所服百

也、打出之小槌とは鍬也、○下略

〔燕石雜誌 四〕桃太郎

童話に昔老夫婦ありけり、夫は薪を山に折、婦は流に沿て衣を浣ふに、桃實一ッ流れて來つ、携かへりて夫に示すに、その桃おのづから破て、中に男兒ありけり、この老夫婦原來子なし、この桃の中なる兒を見て喜て、これを養育み、その名を桃太郎と呼ぶ程に、○註略その兒忽地大きになりつつ、膂力人に勝れて一郷に敵なし、一日その母に、黍團子といふもの夥と、のへて給はれといふ、母その故を問ば、鬼ヶ島に趣きて寶を得ん爲也と答ふ、父聞ていと勇と舉て、そのいふまゝにす、○中略遂に鬼ヶ島に至り、その窟を責て、鬼王を擒にす、鬼どももその敵しがたきを見て、三ッの寶物隱蓑、隱笠、打出ノ小槌を獻りて、主の命乞せり、斯て桃太郎その寶を受て鬼王を放し、犬猿雉を將て故郷に歸り、思ふまゝに富さかへて、父母を安樂に養ひしといふ、

〔夫木和歌抄 雜三十二〕かくれみの

きまほしきよのうき時のかくれみのなにかは山のおくもゆかしき　信實朝臣

かくれみのうき名をかくすかたもなし心におにをつくる身なれど　衣笠内大臣

〔後拾遺和歌集 雜十九〕小倉の家にすみ侍けるころ、雨のふりける日、みのかる人の侍りければ、山ぶきの枝をおりてとらせて侍けり、こゝろも得でまかりすぎて又の日、山吹のこゝろもえざりしよしいひにおこせて侍りける返事に、いひつかはしける、

中務卿兼明親王○醍醐皇子

なゝへ八重花はさけども山ぶきのみのひとつだになきぞかなしき

〔我おもしろ 冬上〕人のもとにみの紙をこひにつかはすとて

將ト申ス物語モ、有増敷事ヲ作テ侍ルトコソ承ハレ、サレバ寶ニハ何ヨリモ金ト云者ニハ不勝ト云メリ、○下略

〔拾遺和歌集十八雑賀〕しのびたる人のもとにつかはしける　平公誠

かくれみのかくれ笠をもえてしがなきたりと人にしられざるべく

〔續世繼五飾太刀〕ならに濟圓僧都と聞えし名僧の公請にさはり申ければ、京の宿房こぼちけるに、山に忠胤僧都と聞えしとたはぶれがたきにて、みめろむして、もろともにわれこそおになどいひつゝ、歌よみかはしけるに、忠いんこれを聞て、濟圓がりいひつかはしける、

まことにや君がつかやをこぼつなるよにはまされるこゝめありけり

かへし

やぶられてたちしのぶべき方ぞなき君をぞたのむかくれみのかせ、とぞきこえ侍ける、

〔保元物語三〕爲朝鬼島渡事幷最後事

去程ニ永萬元年三月ニ、礒ニ出テ遊ケルニ、白鷺青鷺二連テ沖ノ方へ飛行ヲ見テ、鷺ダニ一羽ニ千里ヲ飛ト云フニ、況鷺ハ一二里ニハヨモ過ジ、此鳥ノ飛様ハ定メテ島ゾ有ラン、追テ見ント云儘ニ、ハヤ舟ニ乘テハセテ行ニ、○中略島ノ名ヲ問給ヘバ、鬼ガ島ト申ス、然レバ汝等ハ鬼ノ子孫カ、サン候、扨ハ聞フル寶アラバ取出セヨ見ント宣ヘバ、昔正シク鬼神ナリシ時ハ、隱蓑隱笠浮履劍ナド云寶有ケリ、

〔信綱記〕一御私領之百姓名主等有時信綱公御前へ罷出候時分、被仰出候は、昔より申傳候、蓬萊之島成、鬼之持たる寶は、かくれ蓑、かくれ笠、打出の小槌延命小袋と、申事有之候わけを存知候哉と御尋被成候へば、その詞は承傳候へども、其わけは不存候由申上候、扨は秘事にて候へ共、御相傳可被成とて、縦ば雨降候時など、諸人農業に不出時節、近隣之者にもかくれ蓑笠を著し、田畠耕事

先挟箱爲持候儀、古來より爲持來候分者、只今迄之通たるべく候、

一古來より先挟箱爲持候得共致中絶、近來爲持候面々者、向後先挟箱可爲無用候、勿論近來新規爲持候面々は、猶以先挟箱可爲無用候、

但シ古來ゟ先挟箱爲持跡にも、蓑箱之外挟箱爲持候面々も、是又只今迄之通たるべく候、古來ゟ先挟箱計爲持候處、近來跡にも蓑箱之外挟箱爲持候分者、向後跡爲持候挟箱可爲無用候、

右之通可被相觸候

正月　松平大膳大夫

〔德川禁令考三十八家格〕國持之面々〇中略

一周防長門二ヶ國主〇中略

長刀袴折立傘打揚腰黑乘物、挟箱革懸り、内ハ金紋也、蓑箱金紋、虎皮鞍覆懸也、

〔續々泰平年表〕安政二年八月九日、御役替、御留守居跡部甲斐守、土岐丹波守、右兩人大目付江轉役被仰付之、〇中略私に云、大目付ニ而蓑箱爲持候事之始也、

〔寶物集一〕物ノ心有人計リ目ヲ覺シツヽ、世中ノ事ドモコシカタ又、行末マデ申イデ侍程ニ、餘リニ物ヲ云ハヤリテ、抑人ノ身ニ何ガ第一ノ寶ニテ有ケル、寶ニ何ガ第一ニテ有ラント聞居タル程ニ、傍ヨリ指出デ、人ノ身ニハ隱蓑ト云物コソ能寶ニテ有ベケレ、食物衣物ホシキト思ハヾ、心ニ任セテ取テンズ、人ノ隱テ云ハン事ヲモキヽ、又床シカラン人ノ隱ンヲモ見テンズ、サレバ是程ノ寶ヤハ有ベキト云ケレバ、又ソバナル物ノ聞ツヨリ云様、物ヲ願ハンニハ、爭カ人ノ物ヲ取ントハ申スベキ、〇中略サレバ人ノ寶ニハ打出ノ小槌ト云物コソ能寶ニテ侍リケレ〇中略ト云ニ、又人ソバヨリ指出テ云様ハ、〇中略昔ヨリ隱蓑打出ノ小槌ヲ持タルト云人モ實ハナシ隱蓑ノ少

蓑箱

右人卜食定補任之日、後家被清齋愼供奉職掌、御笠廿二蓋、御蓑廿領忌敬供奉、具顯月記條、〇中略

一年中行事幷月記事〇中略

四月例〇中略

同日〇十四日以御笠縫内人、造奉御蓑廿二領、御笠廿二蓋、即散用太神宮三具、荒祭宮一具、大奈保見神社一具、伊加津知神社一具、風神社一具、瀧祭社一具、月讀宮五具、小朝熊社二具、伊雑宮一具、瀧原宮二具、園相社一具、鴨社一具、田邊社一具、蚊屋社一具、

〔止由氣宮儀式帳〕一職掌禰宜内人物忌事〇中略

御笠縫内人無位石部宇麻呂

右人行事卜定任日、後家雜罪事祓淨氏太神乃御笠御蓑、高宮御笠御蓑幷所管神社廿四所神御笠御蓑乎作儲氏、毎年四月十四日奉進、又三節祭雜行事他内人共供奉、又以十箇日爲一番宮守護宿直仕奉、〇中略

一三節祭等幷年中行事月記事〇中略

四月例〇中略

以十四日、御笠縫内人作奉禮留御笠御蓑進奉如太神宮高宮、次諸所管神社廿四處奉進、

〔我衣〕蓑　蓑ハ古來ヨリ有ナリ、歌ニ雨ニヨリタミノヽ島ト詠リ、又大名ニミノ箱アリ、然バ陣中ハ、ミノヲ用ト見エタリ、

〔本朝世事談綺〕二器用合羽　桐油

合羽は中古のもの也、上古は蓑を用ゆ、軍用には猶蓑也、今蓑箱といふあり、蓑を納る具也、

〔寶暦集成綵繪錄〕十五延享四卯年正月

へ參拜し給ひて、夫より彼所に至り、禮服にて田に入給ひて、三鍬すき給ふ、諸大臣以下一同に是をすく、秋に至て此米を祖廟に備へられ、諸臣に神酒を賜はる、彼田地は佐藤文四郎願の趣に依て預られ、君の代として自耕作す、其實入殊ニ宜し、○中略人々菅笠にて鋤鍬を持て山野に趣き、○下略

〔一話一言二十九〕江戸風俗の事　服飾之部

諸役人萬石以上以下小身之旗本○中略

天明の末、節儉の令一たび出て、忽服飾を變じ、○中略網代の笠をかぶり、合羽はさいみ木綿などにて造り著るもあり、一きわ當世ぬきたるは、菅を著て御城內を行かふさま、いといかめしく見ゆ、

〔一話一言二十八〕寛政八辰年十二月、勢州津堀川町福田氏手紙寫、○中略

爰に二三ヶ國を領し給ふ御大家の領主あり、近年御領下困窮に付、○中略又々工夫をいたし、十八万之內にて、別て困窮之在所三拾貳ヶ村へ、地平均申付候まゝ、是は其村之惣高を御上へ不殘石上られ、百姓貧福を不分甲乙なしに平し、田畑割合に作らせらるゝ趣被仰出候處、甚以百姓方上下とも歸服不仕、依之大庄やを以て願出といへども、御聞濟なく日を送り候處、頃は極月廿六日夜、南之方七八里山中より出たりと見へて、百姓數多菅笠にて、竹鎗やうの物を持、御城下近き南之山にてかゞり火を燒、近鄉之村々同心し、出よ〳〵と呼はり廻り、若出すんば、村端より火を付燒拂はんとのゝしり歩く故、無是非菅笠著し、一統に出來りしかば、人數は時之間雲霞の如く集り、○中略

落首○中略　身の上とえらで寄くる菅かぶりみのきてかへれ去やくは西なり

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卅三人○中略

御笠縫內人無位郡乙淨麻呂

〔吾妻鏡十七〕正治三年〈〇建仁元年〉十月二日己卯、入夜親淸法眼、潛參江馬太郎殿館中云、〇中略亭主仰云、〇中略但有急事、明曉欲下向北條、兼令門出畢、就今告、非構出稱、恥貴房推察、召出旅具〈至蓑笠等悉在此中〉等、令見給云云、

〔太平記十八〕越前府軍幷金崎後攻事

正月〈〇延元二年〉七日椀飯事終テ、同十一日雪晴風止テ、天氣少シ長閑ナリケレバ、里見伊賀守ヲ大將トシテ、義治五千餘人ヲ金崎ノ後攻ノ爲ニ、敦賀ヘ被差向、其勢皆吹雪ノ用意ヲシテ、物具ノ上ニ蓑笠ヲ著、蹈組(フグツ)ノ上ニ橇(カンジキ)ヲ履テ、山路八里ガ間ノ雪蹈分テ、其日葉原迄デ寄タリケル、

〔宗五大草紙下〕公方樣御成の樣體の事

一雨ふり候時、御こしにゆたんかけられ候事は、公方樣御輿には見及不申候、御旅にて一段雨降風吹候へば、懸られ候由候、さ候へば御供衆も蓑をめし候、

〔朝倉始末記八〕一揆與大將合戰之事

一揆ドモ是ヲ見テ、彼討テ此討テト、聲々ニ喚リケレドモ、一堪モ不堪、後陣ヨリ颯ト崩レケル程ニ、若林ガ勢勝ニノリ、四方八面ニ追散ス處ニ、〇中略討漏レタル者共モ家ヲ燒レ、蓑笠モ不著シテ、雪ノ降ルトモ不言シテ、徘徊スル形勢哀也ケル次第ナリ、

〔翁草百八十八〕秀忠公之略傳

或本、秀忠公の御母儀西鄕局の父服部平大夫は、本伊勢國の者也、明智光秀叛逆の時、家康公は泉州堺の今井宗薰が方へ御茶に入て御座しけるを、平大夫馳著、委細を告奉りければ大に驚給、御評定の上、堺を御立有て、伊賀越に三州へ歸らせ給ふ、間道を御忍の事なれば、平大夫蓑と笠を奉れり、夫ゟ平大夫を蓑笠之介と云べしと被仰、常に奉仕せり、

〔米澤侯賢行錄〕藉田の古法に倣て、城南の郊に一町餘の田地を御手作場と定られ、君〈〇上杉治憲〉宗廟

らせ給へと云ければ、更に牛など取よせておはしけるに、御ともには人侍らで有なん、時光一人とて、みのかさきてなん有ける、大極殿におはしたるに、猶おぼつかなく侍りとて、つぎまつ取てさらに火ともしてみければ、柱にみのきたる者の立添たる有けり、かれは誰ぞと問ければ、武能と名のりければ、さればとて其夜はおしへ申さで、歸りにけりと申人も有き、

〔今昔物語十六〕丹後國成合觀音靈驗語第四

今昔、丹後國ニ成合ト云フ山寺有リ、觀音ノ驗シ給フ所也、其ノ寺ヲ成合ト云故ヲ尋ヌレバ、昔シ佛道ヲ修行スル貧キ僧有テ、其寺ニ籠テ行ケル間ニ、其ノ寺高キ山ニシテ、其ノ國ノ中ニモ雪高ク降リ風嶮ク吹ク、而ルニ冬ノ間ニテ雪高ク降リテ人不通ズ、而ル間此ノ僧粮絶テ日來ヲ經ルニ、物ヲ不食ズシテ可死シ、雪高クシテ里ニ出テ乞食スルニモ不能ズ、亦草木ノ可食キモ无シ、暫クコソ念ジテモ居タレ、既ニ十日許ニモ成ヌレバ、力无クシテ可起上キ心地セズ、然レバ堂ノ辰巳ノ角ニ蓑ノ破タル敷テ臥タリ、〇下略

〔宇治拾遺物語八〕是も今はむかし、下野武正といふ舍人は、法性寺殿〇藤原忠通に候けり、あるおり大風大雨ふりて、京中の家みなこぼれやぶれけるに、殿下近衛殿におはしましけるに、南面の方にのゝしるものゝ聲しけり、誰ならんとおぼしめして見せ給に、武正あかかうのかみしもに、蓑笠をきて、みのゝうへに繩を帶にして、ひがさのうへを、又おとがひに繩にてからげつけて、かせ杖をつきて走まはりておこなふなりけり、大かたそのすがたおびたゞしくにるべき物なし、殿南おもてへ出て、御簾より御覽ずるに、あさましくおぼしめして、御馬をなんたびける、

〔十訓抄七〕粟田左大臣在衡は、〇中略朝夕の恪勤餘人に勝たり、風雨おぼろげならぬ日ありけり、左衞門陣の吉上云く、たとひ在衡なり共、今日は參がたしと、ことばいまだ不終に、ありひら蓑をき、深沓をはきて參られたりけり、時の人感じのゝしりけり、〇又見古事談、續古事談

有間敷と、番の者寄合捕候へば、折ふし小雨降、暗き闇の夜なり、捕候て火を點し見候得ば、治部少なり、出立は綾の茶の小袖に裏は淺黄、笠を被り、腰簑をして端折れ候、

〔俳諧七部集 猿蓑〕
初しぐれ猿も小蓑をほしげ也

蓑産地

〔毛吹草 三〕越前 蓑、

〔攝津志 武庫郡〕製造 蓑(小松村出)

〔攝津志 有馬郡〕製造 蓑(廣野村造)

蓑用法

〔延喜式 十五 内藏〕内侍召繼四人料、絹六疋、(冬料各一疋、夏料各三丈、)貲布四端、(各一端、夏料、)蓑四領、(各一領、)笠四蓋、(各一蓋、)内藏寮、

〔延喜式 四十五 左右近衞〕凡供奉行幸駕輿丁者、惣別廿二人、(中略)惣廿二具、(中略)有損破、申官請換、但笠蓑請内藏寮、

〔北山抄 九 羽林要抄〕雷鳴陣(中略)鈴守近衞各一人、立長樂門橋西庭、兵衞官人以下、陣南殿前、(註略)但尉已上候殿上之者、帶弓箭候御後、(衞門如此、近衞將監經昇殿侍中之者、著蓑笠立庭中、)

〔日本書紀 三 神武〕戊午年九月戊辰、天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃椎根津彥著弊衣服及蓑笠、爲老人貌、又使弟猾被箕、爲老嫗貌、而勅之曰、宜汝二人到天香山、潛取其巓土、而可來旋矣、基業成否、當以汝爲占、努力愼焉

〔續世繼 六 歌合の歌〕宗俊の大納言、御母は宇治大納言隆國のむすめ也、管絃の道すぐれておはしましける、時光といふ笙の笛吹にならひ給けるに、大食調の入調をいまく とて、年へて敎へ申さざりける程に、あめ限りなく降て、くらやみしげかりける夜出來て、今宵かの物おしへ奉らんと申ければ、よろこびてとくとの給けるを、殿のうちにてはおのづから聞人も侍らん、大極殿へ渡

の人などのみ腰表を著れど、昔は然はあらざりしなり、猿曳なども是を著たるものなり、三十二番職人畫歌合の畫などに見えたり、其狀こゝに引が如し、今網打の著る腰表には、上の方腹にかかれるもあれど、此畫なる腹の所に在て、頸よりかけたる物は、其表の上の方とも見えず、是は猿を舞はす時の具なり、

〔玉造小町子壯衰書〕予行路之次、步道之間、徑邊途傍有一女人、〇中略肩破衣懸、胸頸壞裝纏腰、〇下略

〔世鏡抄上〕第十八凡下一生三昧之事

春秋冬ニ至テモ更ニ心ニ隙アラバ貧モ无カルベシ、隙ナクバ口ニモ常ニ可有貪、腰刀ヲバ殺テ鎌ヲサシ、弓ヲバ捨テ鍬ヲカタゲ、烏帽子ヲヌギテ藤ノアミ笠ヲ著ヨ、袴ヲヌギテ腰簑ヲシ、色アル衣裳ヲ好マズシテ、淺黃染ノ太布ヲ膝ヲ限テキヨ、

〔應仁亂消息〕一於武具、〇中略小者裝束者、〇中略紙子紙絹腰表、〇下略

〔信長公記十四〕二月〇天正九年廿八日、五畿內隣國之大名小名御家人を被召寄、駿馬を集、於天下被成御馬揃、〇中略御內府之御裝束、〇中略御腰簑白熊、〇中略然者隣國之群集晴がましきに付て、〇中略面々の衣裝、下には過半紅梅紅筋、上著は薄繪唐縫物金襴唐綾、狂文之小袖側次袴同前、各腰簑付られたり、或きんへい、或紅の糸縫物を切さきにして付られたるも有、

〔信長公記十五〕正月〇天正十年十五日、御爆竹、江州衆へ被仰付、御人數次第、〇中略

四番　信長公かる〳〵とめされたる御裝束、京染之御小袖御頭巾、御笠少上へ長く四角也、御腰簑白熊、〇下略

〔板坂卜齋記中〕廿三日〇慶長三年九月、中略日を忘れ候が、石田治部少輔を捕來る由、田中兵部少輔に被仰付、近江國北の郡を草を分候如く尋候へ共、在處知れず、或夜兵部少輔宿所の前を夜に入一人通申候、番ノ者何ものぞと改候へば、臺所に水汲と答らるゝの由、水汲にても何者にても通し候事

蓑種類

テ、ミノケ吹チラズ、

〔東大寺正倉院文書十五〕尾張國天平六年正稅帳 中略○

田。蓑壹伯領　直稻伍拾束 領別五把

〔朝倉始末記七〕金津溝江之館一揆等攻ル事

同天正二年二月十日、河北一揆蜂起シ、思々ノ出立キラ〱敷クハ无ケレ共、珍敷コソ見エニケレ、里方ノ一揆ハ、藥鑵小鍋ヲ冑トシ、田蓑ヲ鎧ト引張テ、疲タル馬ニ荷鞍ヲ置、下略○

〔延喜式六齋院〕三年一請雜物 中略○

蓑百十四領、帖笠九十八枚、馬。蓑。十六領、騎女料、蠑。蓑。九十八領、帖笠九十八枚、輿長已下料、請二内藏寮一、

〔延喜式十五内藏〕諸國年料供進 中略○

檳榔馬蓑六十領、同蠑蓑百廿領、

〔延喜式十二監物〕年料所請、馬蓑十領、藺笠十枚、並官人料登。美。蓑八領、

〔延喜式三十六主殿〕寮家年料 中略○

等美蓑廿五領

〔筆の靈前篇三〕腰といふ言の付るは、腰ざし、腰。蓑。などあり、其腰蓑の狀は、西行物語の畫、十二類の畫卷、また福富雙紙の畫などの中に見えたり、今獵師の著る物と同じくて、大方腰のほどにのみまとひ著たり、

〔筆の靈後篇六十九上〕引出る畫は西行物語の中なるにて、其が腰に著たるは腰蓑なり、鷹の事に蓑毛といふも、其が腰にかゝる狀の毛あるを云なり、是を腰。蓑。と云は、腰のほどにのみ著る裳を分て稱ふ時に、腰裳と云と同じ、腰裳は常の裳にくらぶれば、下の方ならず、腰蓑は下は常の蓑に近くして、上の方無し、されど著る程の同じければ、名の樣自ら同じきが如し、中略○さて今は漁獵

器用部二十四

行旅具下

蓑名稱

〔新撰字鏡草〕蓑未乃　蓑未乃

〔倭名類聚抄十四行旅具〕蓑　說文云蓑、蘇禾反、和名美能、雨衣也、

〔類聚名義抄入草上〕蓑ミノ　蓑アヰアラミノ

〔伊呂波字類抄見雜物〕蓑ミノ御雨草衣也　蓑同俗用之

〔下學集下器財〕蓑雨衣也、日本俗作簑也、

〔書言字考節用集七器財〕蓑リ説文、草雨衣也、

蓑初見

〔倭訓栞前編三十〕みの　蓑をよめり、身荷の義成べし、詩にも何蓑何笠と見えたり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、○中略既而諸神嘖素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔鳴尊結束青草以爲笠蓑、而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休、而辛苦降矣、自爾以來世諱著笠蓑以入他人屋內、又諱負束草以入他人家內、有犯此者、必債解除、此太古之遺法也、

蓑製作

〔和漢三才圖會二十六服玩具〕蓑みの　衰本字、後人加艸作蓑、　和名美能

按、蓑雨衣也、用茅打柔編爲之、漁人行人以禦雨、或以藁爲密薦、上施菅作之、農人爲雨衣、

〔我衣〕蓑　蓑ハ古來ヨリ有ナリ、○中略蓑ノ上品ハ加賀ヲ第一トス、表ヘ糸ノアミヲハリ、風吹ニ著

傘雜載

一傘轆轤百本ニ付　當五月直段、大貳拾三匁五分、中貳拾貳匁五分、小拾貳匁八分、當時引下ゲ賣直段、大拾九匁貳分、中拾七匁六分、小拾壹匁、

右者當五月書上後、前書之通、直段引下ゲ申候、依之此段申上候、以上、

諸色掛り

佐内町　名主　八右衞門

南傳馬町　同　新右衞門

〔枕草子九〕人のいへにつきぐしき物

からかさ

〔寶藏五〕傘

傘は雨の用意ながら、其工ことにして、すぼむれば手の中ににぎり、ひらけば其地百倍せり、神祇にかさぼこをかせば、釋敎に說敎師もかだけり、曾我殿ばらの夜打の場には、よきたいまつとて、五月やみをてらして、御所の前後をしゆごし奉れり、御上洛にもさきだてば、行幸にも志たがへり、木の下露は雨にまさるれるにや、松だけもひらけば、べに茸もさけり、かゝる珍重なるものを、なにとて山崎くだりの僧はわすれけんと、その茶屋もゆかし、

天にはるからかさもがなはるの雨

細工奇特竹篆紙　更曳膏油一德詠　用含異他售糖者　雨天不指日和開

〔尤の草紙下〕ひく物のしなじな

かさをはりては油をひく

傘價

〔日次紀事正月一〕凡年中久雨、則市中賣ニ笠傘幷木履ヲ、雨後至ニ晴天一、則必賣ニ編笠葛籠笠及日傘一、編笠男子出行、則障ニ日幷覆ヲ面之具也、葛籠笠婦人遊行之具也、

〔雍州府志七土產〕笠傘　凡諸品之笠幷陰晴所ニ共用一之傘、悉二條新町製レ之、

〔本朝櫻陰比事五〕白浪のうつ脈取坊

むかし都の町に、北國むきの傘を仕込職人有、大勢弟子を抱へ、次第に勝手よく、壺屋といへる家名を世上に廣めける、

〔守貞漫稿六生業〕古傘買

京坂ニハ稀ニ錢ヲ以テ買レ之、多クハ土偶及ビ土瓶行平鍋、又ハ深草團扇等ヲ以テ交易シ、物少キ方ヨリ錢ヲ添ル、

京坂此買詞ニ、土ヒン、行ヒラ、キビショヤキナベ、上ウチワヤ、上人形トカエマスデゴザイ、ナンナリカナリトカエ升デゴザイ、上人形ハ精製土偶ノ總名也

江戸ハ交易セズ、一古傘大略四文八文十二文許リニ買レ之、故ニ此買ヲ古骨買ト云、詞フルボネハゴザイ〳〵ト云、所レ荷具植木ヤ似テ小也、

〔天保十三年物價書上上〕傘同轆轤引下ゲ直段書上

一下り傘拾本ニ付　當五月直段、上貳拾八匁五分、中貳拾六匁、下貳拾四匁、當時引下ゲ賣直段、上貳拾五匁、中貳拾三匁、下貳拾匁、

一地傘拾本ニ付　當五月直段、上貳拾三匁五分、中貳拾壹匁貳分、當時引下ゲ賣直段、上貳拾貳匁、中拾九匁八分、

一藝州傘拾本ニ付　當五月直段、貳拾貳匁、當時引下ゲ賣直段、拾八匁五分、

一地傘蛇ノ目壹本ニ付　當五月直段、上八匁七分、中七匁壹分、下六匁貳分、當時引下ゲ賣直段、上八匁三分、中六匁九分、下六匁、

一地傘白張壹本ニ付　當五月直段、上七匁壹分、中五匁七分、下四匁壹分、當時引下ゲ賣直段、上六匁七分、中五匁三分、下三匁八分、

一大黑張替傘拾本ニ付　當五月直段、錢壹貫百五拾文、當時引下ゲ賣直段、錢九百五拾文、

右之趣、急度可被相守候、〇下略

〔甲子夜話四十一〕中村侯相馬氏ノ傘持ハ、鎗持ノ如ク雙刀ナリ、

〔實久卿記〕天保九年二月六日戊申、午剋許、著衣冠内々參御社、〇春日、中略、申刻、沐浴著束帶、〇中略予乘馬、〇中略傘持白張四人等召具、參社頭、

傘工人

〔七十一番歌合上〕二十二番　左　傘張

いつしかに我にみえじとかくれがさ さしもへだてぬ心なりしを

〔人倫訓蒙圖彙六〕笠張　唐土よりつたはれりと、或說に日本にては、田村丸のうちに高重と云者、是をつくるとあれ共、たしかならず、今傘紙は森下、國栖海田等にてはる也、又日隱(ひがさ)のために繪をかきたる笠、小兒のもてあそびとなす、所々に是をつくる、

〔著作堂一夕話下〕みの屋三勝が古墳幷笠屋三勝が辨

大坂長町といふところは、傘張多く住り、三勝が家なりしといふ傘屋、長町東側中程にあり、

〔守貞漫稿六生業〕挑灯張替〇中略

又大坂ニテハ、詞ニ傘日ガサノツヾクリ、両障子天窓ノハリカエト呼來ルモアリ、如詞應求補之ナリ、ツヾクリハ補フノ俗語、傘日傘等全紙ヲ修補スルニ非ズ、大小ノ破損ノミヲ修スルヲ專トス、

傘商

〔京羽二重三〕諸職名匠

傘幷挑燈師　今出川升形町　御用一本仁兵衛　猪熊三條上ル町　桔梗や市郞兵衛

〔大乘院寺社雜事記〕寛正三年十二月二日、仕丁戸上國安事、致唐笠令沙汰者也、仍當門跡唐。笠。座。衆ヘ、每年百文充致其沙汰了、此二十餘年如此也、然而此六七年以來、以仕丁號此百文料足令無沙汰間、連年座衆致訴訟候處、國安申入趣ハ无其儀也、一向座衆虚言申入云々、

〔宗五大草紙下〕からかさの事

一かさの役人、墨がさは小者の役、公方樣其外公家、門跡、禪僧、武家同前、〇中略又雨がさは公方樣御參内、八幡御社參以下きとしたる時は、ほういの役人さし被申候、私にては中間さし候、又かさもあつかひ候事は、中間の役ニ而候、人にかすも、餘所よりかるも、中間取次候べし、

〔貞順故實聞書條々一〕一笠をさし候役は、沓より猶下り候、公方の御笠をさし候は、悴者にて候、

〔松田貞秀記〕一同年(〇永和元年)四月廿五日、御參内始、〇中略御傘役事、兼日無御用意、仍時而被仰付、千秋右近將監勤仕、(着直垂、先先在其例、)

〔薩戒記部類二〕侍不審條々

一御笠は諸大夫差之

〔享保集成絲綸錄十六〕享保三戌年四月

下馬ゟ下乘橋迄召列人數之覺

一四品及拾万石以上、幷國持之嫡子侍六人、草履取一人、挾箱持貳人、六尺四人、雨天之節は笠持一人、

一一万石以上、〇中略雨天之節は笠持一人、

下乘ゟ内江召列人數之覺〇中略

一一万石巳上嫡子、〇中略雨天之節は笠持一人、

一諸番頭、諸物頭、布衣以上之御役人幷中奧御小姓衆、三千石以上之寄合、〇中略雨天之節は笠持一人、

一三千石以下之寄合、布衣以下御役人、中奧御番衆、續御番衆、〇中略雨天之節は笠持一人、

一醫師、〇中略雨天之節は笠持一人、〇中略

傘袋御免

淀侯稻葉侯、餘萬石、十ハ當主ハ先箱ヲ持セズ、傘ニモ袋ヲカケザルガ、ソノ世子ノトキハ、先箱ヲ持タセ、傘モ袋ニ入ル丶、當主トナレバ始ノ如シ、コレハ當主加判ヲ勤ラレシトキ、並ノ通リノ供立ニシテ、世子計、家格ニシタル形ノ殘リシナリ、

〔四季草秋道具〕一臺笠立笠といふ物、古代なき物也、京都將軍の代までは、から笠を布の袋に入て持せし也、武家にて白かさ袋を持する事は、公。方。よ。り。御。免。を。蒙。り。て。持。せ。し。也。御免なき人は、あさぎの布の笠袋也、宗五記に見えたり、○中略臺笠立笠といふ事、古書に曾てなし、近代の風俗なり、

〔足利季世記二舟岡記〕近江ノ九里被誅事

永正十三年六月、朝倉彈正左衞門敎景、大内殿ノ吹擧ニテ、白傘袋鞍覆ヲ御免アリ、

〔大内義隆記〕杉、内藤ノ恨ニハ數々ノ其中ニ、將軍ヨリノ笠袋、鞍覆ヲユルサレシヲ、武任○相良ガ異見ニテサ丶ヘヲカル丶事ナレバ、無念ニゾ思ハレケル、

〔大館常興日記〕天文十年二月廿四日、一もうせん鞍おほい井白笠袋、三宅出羽守御免に候、京より晴光へ御使飯兵在之、仍致披露之如此云々、

〔親俊日記〕天文十一年六月十三日壬辰、一芥川孫十郎、毛氈鞍覆白笠袋御免之、

〔三中口傳一甲〕褰御簾樣

御簾ヲ持上ル時、下簾ヲ左右共一方へ引出テ具簾而持上之、○中略又自上兩樣隨役人、有差笠ヲ擁スル役人、下簾歟、但可隨事也、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年七月廿三日、將軍家渡御駿河前司義村田村山庄、○中略次御駕、駿河四郎、持御笠、佐原十郎左衞門太郎奉御笠、

〔御供故實〕一笠持之出立樣の事、いつもの人夫までにて候、其より外に別の出立やうは有まじく候、

アリ、又無袋ノ傘ヲ持家甚多シ、

幕府御成路ニハ、黒天鵞蓋、紫紐ハ勿論、柄梨子地葵紋ノ金蒔繪アリ、他ハ專ラ總籐卷也、○中略又搢紳家モ、平日及ビ旅中ニハ、黒天鵞絨袋入ヲ用フ、大名モ正月參內傘ヲ用フコトヲ得ザル者、黒ビロウド、黒羅紗袋入也、又袋傘ヲ許ザル家ハ、裸傘ニテ持セリ、黒天鵞絨袋傘ニハ、家ニヨリ紫紐免許アリ免許ナキハ黒紐也、皆長柄傘也、万石以下ハ高家ニ袋傘免許ノ家モアル也、岩松氏ハ二百石ニテ袋傘紫紐ナリ、其他袋傘無之歟、旅中ニハ專ラ各用之、官僧ハ皆各黒ビロウド袋傘ヲ用フ、赤爪折等ヲ用ヒテ、朱傘ニ擬ス也、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午歲十二月十九壬寅日、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣後被義輝號ニ御元服之次第、○中略

一御供衆三騎、○中略三騎共赤毛氈鞍覆、白傘袋被爲持、○下略

〔甲子夜話 一〕寬政中カ、秋元但馬守永朝ノ宅ヲ訪タリシトキ話シニ、御譜代ノ大名御役人ノ傘ヲ袋ニ入ザルコトハ、神祖ノ上意有リシコトナリ、然ヲ今時重役方ニモ、コノ御趣意ヲ知ラザルニヤ、帝鑑衆其外モ各家風ノ行裝ヲ、其マヽニセラルヽハ、本ヲ忘ザルトモ云ベキ歟、ナレド御趣意ヲ守トハ云ガタシト申サレシ、是ヲ以テ思ヘバ、吾天祥君肥前守諱誠信、雄香君壹岐守諱篤信ノ行裝ニ傘ハ袋ナカリシト聞ク、コレソノトキ御譜代ノ列ニ加ヘラレ、御譜代ノ勤ル御役ヲモ蒙ラレシ故ナルベシ、祖父君諱誠信ノ頃迄モコノ如クナリシガ、其後ハ今ノ如ク袋ニハ入ラレシ也、コレハ家ノ先規ニ復スルト云事ナルベシ、

〔甲子夜話 四十一〕今ノ桑名侯松平越中守○中略傘袋ノ緒ハ、尋常ノ組糸ニアラズ、袋ト同ジキレニテ緒ヲ作リ結ブ、

を可被用候、

〔寸法雜々〕一笠袋の事

さきの布のあまり八寸貳分、又六寸貳分、かさによるべし、同みせがわ長さ八寸貳分、六寸貳分、横壹寸六分也、壹寸八分にもくるしからず候、又壹尺貳寸候つる事も有、尺の笠と申にする也、したの布の餘りはうへ半分也、二所之緒の長さ九寸づゝするなり、或は表はすゞし、裏はねり也、柄にも袋有べし、是は式の時の事也、常は黑し、紋有、はりのともに四ツ也、其內にも有べし、みせ革の事、上は黑革、中は赤革、下はふすべ革也、

〔結記〕袋の緒結樣品々

一傘袋の緒結樣、長刀のごとくうろこ結にすべし、すべてかやうの類皆同じ、

緒はしやうぶ革、又は黑革を細くくけて用、

〔武家當時裝束抄 行粧具〕傘袋　白布三幅、風帶五枚、結餘りを折返して、沓入とすべし、（二はゞ中にもする也、布のはゞによるべし、風帶の革は壹尺五寸にして、御免革しやうぶかわ二枚なるに、今は二尺五寸許片々へ計、紫、しやうぶ、藍、白、御免革の五品なかされ付る、又沓袋へ必沓を入る事なり、天明年の比傳奏衆久我大納言殿御參向の時、大雪ふりけるに、御下乘の時、御沓の甲はなれたれば、假に傘袋の沓まいらせたり、武家方には鍋太なも入らるゝ事也、）

〔我衣〕古來傘ハ能枯スヲ良トス、ユヘニ竈ノ上ヘツルシヲキタリ、元祿比ヨリ傘ケツカウニナルニシタガヒ、スゝノカゝラヌヨウニトテ、紙ノ袋ヘ納レ又夫ヨリ木メンノ袋ニ定紋ヲ染テ入ル、延享比迄町人ハ不用、武家或ハ醫者計ナリ、

〔守貞漫稿 三十 傘履〕天鵞絨袋入傘（略）○圖略　搢紳家武家トモニ略褻用之、又武家式正略褻トモニ用之コト得ザル物多シ、不許之者、白袋彌不許之、又許之家ニモ白袋ヲ許サゞルモアリ、官僧ハ式正略トモニ用之、貴人ノ室娘等、猩々緋紐紅ヲ用フ、

武家用之、紐多クハ黑也、紫紐ヲ用フルコト家格ニヨル、又用之コト得ザル者、黃滑革袋ニ納ル家

りて穴をあけ候て、皮へとをすべし、ゑやうぶかわ本にて候、もしゑやうぶ皮なければ、黒皮にてもすべし、是略儀なり、

〔家中竹馬記〕一笠袋之事、法量なし、但式裝の時、白き笠袋は、裝束を菖蒲革と、五めん革を重てする、其趣凡弓袋の裝束のごとし、か樣にして裝束笠を入、式裝束の時用る也、常には白き笠袋相應せぬ事なるを、大名などは平生も持せらるゝ事心得ず、式裝の具をば、式裝の時こそ可被用に、小すわうの時も、白き笠袋を、大名などは必持せらるべき樣に心得は謂れぬ事也、大名の內者も、式裝の時は白き笠袋也、裝束に隨儀也云々、細川右馬頭殿（持賢）は、右京大夫殿（時元）の叔父にて、御供衆の中にも、異に賞翫あれども、平生は白き笠袋をば持せられず、淺黃に染たる笠袋也、尋常は只裝束もなく、布を淺黃に染てうつたれを一尺計にして、笠を入てもたすべし、裝束をせば、白笠袋にする樣にすべし、此次第小笠原播州（元長）物語なり、○又見土岐聞書

〔御供故實〕一笠袋之事、近年あさぎを人の御內仁理運に仕候事、更其心得なき事に候、其故ハ、公方樣の御笠袋は、內々又きつと御座なき御時は、淺黃の御笠袋にて候、御はれの御時は、武家も白にて候、又人の內仁も、式正直垂の時は、袋に入候て被持候はゞ可然候、只ゑぼしすはうの時は、袋に入候はずして、只持候が可然候、あさぎも白も御物之事候間、何も斟酌に候、暮々人の御內仁は、ゑぼしすはうのとき、笠をばたゞ被持候が可然候、大名など御免の衆は、直垂の時は白袋たるべし、當時人の內衆、淺黃の笠袋、各用候事候、隨時事候間、不及是非無念事候、

〔走衆故實〕一馬をもひかせ候、うつぼをもつけさせ、弓をももたせ候、御馬のあとにめしぐすべし、笠をば淺黃のふくろに入もたせ候也、

〔貞順故實聞書條々〕一袋に入たるかさ渡樣の事たてながら渡し可申也、

〔武雜記〕一白笠袋に、淺黃のもうせんふすべ革ぬりたるくら覆をも被懸之、但一段と晴の時は赤

寸二分ニシテ、御免革ニテ重ヲシテ、末兩方劒先ニキリテ二重ニ取テ、傘ナリノ本ヲ可結、傘袋ノ上ノサガル所ヲ綻バシテ、長サハ一尺二寸ナリ、下之方ヲバ六寸サゲテ、黑革廣サ五分ニ長サ一尺五寸ニシテ、袋ノヌイメニ結付テ傘ノ柄ニ結ベシ、

〔宗五大草紙下〕からかさの事

一笠袋のこしらへやう、總の長さは笠によるべし、上のぬひ殘す分一尺貳寸、裝束革の長サ同前、革の先をけんさきに切べし、ぬひ殘たる所に可付、布は笠によりて、三布又二の半にも有べし、ちとさきはそかるべし、裝束革は菖蒲革ごめん成べし、重ねやう菖蒲がは上、ごめん下なるべし、革一たけを二に折て、あなをあなたこなたへあけてとをすべし、鞆の取革のごとし、弓袋の裝束と同前、菖蒲なければ黑革もくるしからず、但略儀なり、又下の縫殘す分、是も一尺貳寸といへども、それはみじかし、一尺五六寸程にすべし、袋の一方の下を折かへして縫なり、是は自然公方家には沓を被入、武家には玄やうり足半を可入ため也、袋の一のは下をきり、二のは上へ折返して縫べし、返したる布のはしを一尺計縫あはする也、大かた繪圖にあらはす、縫やうふせぬひなり、左へふすべし、

公方樣、公家、法中は白くこのりを付べし、武家に御晴の時は同前、常に淺黄に染て可用、裝束は同じ、猶口傳有、又人の內衆は、笠を袋に入候はでもたせられたるがよしと、故人は申され候し、笠持は人夫成べし、公方樣のは人夫十德をきて、帶をして持たるやうに覺え候、常にはたゞ人夫持候、馬に乘候時は、くらおほひをかけてもたせ候、又公家など御晴の時は、人夫にてゑぼしに白きひたゝれを著て候、

〔用害記下〕一傘袋のこしらへやうの事、ふくろの長は笠によるべし、上ぬいのこす分一尺二寸、玄やうぞくかわの長さ同前、かわのさきをけんさきに切べし、ぬいのこしたる所に付べし、布は三の又は二の半にもすべし、少さく細かるべし、玄やうぞくの事、黑皮上、五めん下に成べし、竹をわ

傘袋

馬上にさすべき笠を、弓手の方より寄させて、取て柄立に立べし、○中略一柄立をば、牛の角にてするが本也、笠の柄の出入ゆる／＼とある程にすべし、少も滞るは、自然笠を捨時、以の外悪き也、柄立は左のゑほでに付る也、

〔小笠原入道宗賢記〕えだての事、左のゑほでにつけべし、付やうなし、ゑやうもさだまらず、かねにてもする、牛のつのなどニてもする也、をはあさぎのを、三ゑはせてなひ、さしなわのごとくなひて、あをく染て付る也、又かわをも緒に付候事あり、たゞの時は傘袋のきはに、笠のえに付て置べし、是も付様とてはなし、

〔貞丈雑記入調度〕一からかさの柄立の事、○中略貞丈按、柄立はふくろを作りて、鞍の左の鹽手に結び付て、傘の柄を袋に立て、持などする事なるべき歟、又牛ノ角にて作り、長さ二寸歟、又は一寸貳分計に拵へ、穴をあけて皮の緒を付る也、牛角をくりぬきて作るなるべし、又なめし皮にて袋を作るときも、一寸五分歟二寸程にてよく、是も穴をあけて、皮緒を通して留るなるべし、頭書　光大曰、射手方聞書ニ云、馬上にてからかさをさす様、先右の手にかた手綱に取て、その手にて弓の弦を取副て、弓をはたらかさずかゝへて置也、扨あきたる左手にて、からかさを取て、えだてにおし入て、ゑかとらへて、先の右の手に持たる弦を、左の人さしゆびと、たか／＼ゆびとのあわひへ入て、弓をば持也、かた手綱にていかにはせまはすとも、くるしからざる也云云、或人滑革ノ柄立袋を作リシヲ見タリキ、貞丈翁ノ云レシ、寸法ヨリ大キシ、此方然ルベキヤウニ思ハル也、圖如左、

口二寸、丈四寸五分アリ、

〔安斎随筆後編三〕馬上笠立　吉良流弓の書に云、馬上にて弓を持て、から笠をさすには、左の鹽手の本に、竹の筒を付て置、是を柄さしといふ、是に笠の柄をさし入て、弓に取そへ持べし、貞丈云、竹の筒が略義也、本は柄立袋とて革の袋を付て、笠の柄を立る也、

〔成氏年中行事正月〕五日ノ夜、御行始、管領へ御出、恒例也、○中略傘袋ハ、白キ布三幅一ヲ、長九尺八寸本也、其故者装束之傘ト云ハ、八尺ヲ本トス、弓持テ馬ニ乗時モ、弓ノ潤ヌセイニスル故如此、諸人如存知、弓ハ七尺五寸本ナル故也、傘袋ニハ黒革長サ二寸、ヒロサ五分ニシテ、傘袋ノ中程ニ二寸サゲテ、三所ノ縫メニ菊綴ヲスベシ、上ノ方ハ黒革菖蒲横革紋ニ付タルヲ、長サ二尺五寸、廣サ一

事、當世武家の風俗也、古はなき事也、臺笠立傘といふ名目、古記に無之、古は式正の時、白傘袋を持せ、常には淺黃の袋に入持せしなり、笠はあやゐ笠を用、是はかぶらざる時は、手に持せしなるべし、臺笠立傘といふ事も、昔よりある物と思ふ事もあるべければ斷之也、

〔柳營秘鑑一〕御三家御家門國主之列幷供廻り道具等之格

御三家、〇中略御規式之時は、七本道具被爲持之、乘輿は打揚腰黑也、常は御道具貳本、長刀袋折立傘、但シ御道具は跡に被立之、〇中略右御規式之節、七本道具は、道具四本、長刀、立傘、臺笠なり、是は常憲院樣御代より御免被仰出之、

〔青標紙〕武器及行列具的例

臺笠は皆笠を袋に入る事本式なり、塗笠を用るは略義なり、臺に掛る故臺笠といふ、是は全體旅行の道具也、

〔守貞漫稿二十九笠〕臺笠立傘　今世幕府御成、大名旅中行粧ノ具也、古ヨリ有之歟、恐按ニハ、上古ヨリ不可有之、臺立傘ハ、實用ノ傘ノ袋入也、今ノ臺笠ハ、飾ノミニテ實用ノ笠ニ非ズ、幕府ノ御臺笠ハ、黑天鵞絨袋、紫紐、梨子地金御紋散ノ蒔繪柄也、大名等ハ、黑ビロウド袋ナレドモ、紐或ハ紫、或ハ黑、家格ニ因ル、柄モ右ノ如ニ非ズ、搢紳家モ用之歟、〇圖略

柄立

〔易林本節用集江器財〕柄立(エタテ)

〔三中口傳一甲〕一出行事

柄立袋

晴時隨唐笠中、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　柄立袋

〔家中竹馬記〕一馬上にてかさをさすには、先例の笠をさゝせて乘て、馬をしづめ、扨片手綱に取て、

臺笠
立傘

〔保曆間記 下〕土御門院〈阿波院ト申〉宮、承久ノ亂ノ時、二歲ニ成セ賜ケリ、〈○中略〉義景草深キ庭中ニ畏テ、破タル御簾ノ內ヲ守テ、御位ヲ讓セ給候御使參テ候ト三度直奏ス、〈○中略〉頓テ義景大番ナリケレバ、扉例タル門ノ脇ニ唐笠張立テ、陣屋ニシテ奉守護、〈○下略〉

〔親元日記〕寬正六年七月卅日乙亥、八朔御禮、親元例年申次分、〈○中略〉春日社御師〈刑部少輔師淳〉進上紙百束、〈御返一重〉〈○中略〉貴殿江唐笠十本、〈御返〉絹一疋、〈○下略〉

〔毛利家記 二〕扨秀元、此御舟何方へ付可申候カト窺セ給ヘバ、アノ濱ヘ付サセヨトノ御諚ニテ、豐前大裏ノ浦人ノ家村ヨリ、七八町北ニ吹上ノ白濱ヘ、御船ヲ漕付テ御上リナサレシ、御床木ト御サシ笠ヲ、御小性衆取寄給ヒ、濱ニ毛氈ヲ敷、御床木ヲ立給ヘバ、御床木ニカヽラセ給フ、御小性衆御笠ヲサシカケ被申シ、

〔老人雜話 上〕伏見の豐後橋にて、東照宮の傘指たる者と爭ひ取て、藤堂和泉守指かけたるも正宗に同じ、

〔見た京物語〕公家衆靑紙の傘をさゝるゝ、是は冠の爲と見へたり、夫より地下の女の用となりしか、

〔八水隨筆〕松平大學頭殿、雨中登城の節、つか袋の代りに、甚小き傘を大小の上へかざされし也、定て深き思慮も有べけれど、外見不雅なり、

〔守貞漫稿 三十 傘履〕今世三都トモニ傘之下商人アリ、〈昔ヨリ有之テ、何ノ時始ルヲ知ラズ、大略徑リ丈許、高サ准之、大傘ヲ路傍ニ栽テ、其下ニテ商フ也、故ニカサノシタト云、行人多キ所ニ有之、飴ノ郵路上商專ラ用之、(中略)飴賣ハ三都トモニ今モ丈餘ノ大傘ヲ用フレドモ、京坂唯傘ノ下ト云ヘ、彼酒店ノコトヽス、〉

〔倭訓栞 前編 六 加〕かさ　今だいかさ、たてかさといへる物は、大の字音をよび、たては大傘地に立べきをいふなるべし、

〔貞丈雜記 八 調度〕一立傘(タチカサ)とて、からかさを黑き袋に入れ、臺笠(ダイカサ)とて、笠をも袋に入れ、棒を付て持する

〔枕草子十〕雪たかう降て、今も猶ふるに、五位も四位も、色うるはしう若やかなるが、〇中略あこめの紅ならずば、をどろ〳〵しき山ぶきを出して、からかさをさしたるに、風のいたく吹て、よこざまに雪を吹かくれば、すこしかたぶきてあゆみくる、

〔更科日記〕あそび三人、いづくよりともなく出來たり、五十ばかりなるひとり、二十ばかり成、十四五なるとも有、いほのまへに、からかさをさゝせてすへたり、

〔中右記〕元永二年四月廿二日丁酉、從朝天陰、小雨間下、賀茂祭也、〇中略予馳參院御所、三條烏丸欲有御見物之處、天陰雲時有大雨、〇中略過御棧敷間、或乞指笠於下人、或入笏於懷中、作法奇恠也、此中行重宗實指笏取笠、尋常也、　六月二日丁丑、午後天陰雨下、御產五夜也、〇中略有啜粥事、長實朝臣參寢殿中央間、敷圓座民部大夫五位七人列立、此間雨下、各指笠、〇下略

〔源平盛衰記四〕鹿谷酒宴靜憲止御幸事

鹿谷ニハ軍ノ評定ノ爲ニ、人々多集テ一日酒盛シケリ、〇中略庭ニハ用意ニ持タリケル傘ヲアマタ張立タリ、山下ノ風ニ笠共吹レテ倒クレバ、引立引立置タル馬共驚テ、散々ニ跳躍、ハネヲドリ〇下略

〔平家物語四〕のぶつらかつせんの事

御ぐしをみだり、〇中略以仁王、六條の助大夫宗信からかさもつて、御供仕る、

〔源平盛衰記四十三〕知盛船掃除附占海鹿并宗盛取替子事

淸水寺ノ北坂ニ、唐笠ヲ張テ商ナフ僧アリ、愁ニ僧綱ニ成タリケレバ、異名ニ唐笠法橋ト云ケル者ガ許ニ、〇下略

〔承久軍物語四〕川のはたに山田の次郎ゑげたゞからかさゝせ、いくさのげちして立たりけるよろひの袖に、うらかく計にいつけたり、重忠あやうくや思ひけん、からかさをとらせてだんのうへゝあがりけり、

一走衆御笠之事、右如申候、近年儀也、御異體時は御小者參候、御參宮などの御時、御裝束にて御宮めぐりの時は、走衆被參候由ニ候、惠林院殿樣阿州ニやうかくじ御動座の時雨ふり候て、各御笠指可申由被仰出候、各存分候つれ共、御門出之事ニ候間、無左右被參候て、八幡にて如此子細被申入候、被聞召分、如先々たるべき旨、被仰出候つる由、今の小坂殿親父など雜物語之由候、飯川能登殿順興も御物語候、○中略

一笠さす事、雨ふり候へば、御輿ぎはの人に被仰出候事も有、又各さし候へと可申かと伺申時もあり、さてさし候を見て、御供衆もさゝれ候つるとて候、

〔宗五大草紙下〕からかさの事

からかさのほねをぬりたるは、人の内衆はさすべからず、小者はくるしからず、

公方樣御成の樣體の事

一雨ふり候時、御こしにゆたんかけられ候事は、公方樣御輿には見及不申候、御旅にて一段雨降風吹候へば懸られ候由候、さ候へば御供衆も裝をめし候、御こしにゆたんかけられ候はねば、御供衆もかさを御さし候はず、御臺樣の御こしには、いづくにてもゆたんかゝり候、御車の時は御ゆたんかゝらぬ程は、御供衆もかさをも御さし候はず候、

〔奉公覺悟之事〕一馬上にて傘左にてさすべし、目通りにえを持べき也、

〔貞順故實聞書條々三〕一笠をさす時分の事、卯月朔日ゟ八月中さし候、九月いるまでもさし候、時節によるべく候、

〔空穗物語樓の上上の上〕たなばたまつりかなたこなたとせさせ給へり、○中略よひすこし過るほどに、源中納言、かりのよそひにてむまにておはして、みなみの山ひさかきのとにおはして、おましまかせて、からかさかの木のうつぼにをきたまふ、

傘用法

是モ亦表ニ竹皮ヲ出シ、紙ヲ狹ム物ニアリ、此菊骨、雨傘日傘トモニ有之、雨傘ハ大形白紙油ヒキ、日傘ハ小形淺葱紙張也、又小形日傘ニテ骨形如常、數卅九間、亘三尺二三寸、淺葱紙張ノ物ニ、表裏ニ骨ヲ出スアリ、ロクロギハヨリ二ツニワリ、竹ノ皮ヲ表ニ身ヲ内ニス、此菊形モ日傘ハ表裏ニ出シ、雨傘ハ裏ノミニアリ、表ニ出ズ、○中略

愚痴拾遺物語曰、青張ノ日傘ハ踊子右衛門ニ始ル、舟ナドニ行クニ、菅笠ハ髮損ル故也、町奉行水野備前守制禁アリ、唐土青羅傘蓋ト云テ、大王青絹ニテ張傘アリ、凡人ハセマジキコト也、近年ハ大ニ流行ス、女ハ髮故ト思フニ、醫者坊主ハ何ゴトゾヤ云々、

三都トモニ、○中略白モミジ傘ニハ、全クニ帖ミテ、骨表ヨリ溜塗トテ漆ニ辨ガラ交ヘタルヲヌル、帖成苫ムト云、日傘モ苫テ表ニ漆スル也、

〔男色大鑑二〕傘持てもぬるゝ身

爰に明石より尼崎への使者、堀越左近といふ人、生田の小野の榎木の蔭に雨舍してありしに、かかる時十二三なる美少人、まだ夏ながら紅葉傘を持て差さで來にけり、

〔嬉遊笑覽二器用中〕○風流傘は、文永賀茂祭の古畫にみゆ、是はたゞ見物の爲にて、傘鉾などの如し、太平記大森彥七の條に、裝束の唐かさ程なるといへるも、緣に帛など付たる唐かさをいふなるべし、

〔走衆故實〕一かさをば右にさすべし、左の手にては太刀のつかをさへ候やうにさしたるがよく候、

一御傘に參事、昔は御參宮などの時、御宮めぐりなどの時ならでは參候はず候、近年定たることく參候、是も御小者の役にてありげに候、上の御左のかたへまはり、右の手を上へなし、左の手を下になして、ゆるがぬやうに參るべし、風など吹候時は、御ゑぼしにあたらぬやうに、殊氣遣ふがしぎなるべし、○中略

蛇傘

形ヲ當テ紅藍等ノ霧ヲ下シ、紙形ヲ除ケバ下圖ノ如クナル、○圖略
蛇ノ目ノ如ク央ト周リヲ藍紙ヲハリ、中間ヲ紅霧紋ニシ、或ハ中間紅ギリ紋、周ト央ヲ藍霧紋ニシタルモアリ、又蛇ノ目ノ如ク、淺黄紙中間キリニ非ル淺紅ノ紋形紙ハルモアリ

〔我衣〕下リガサ、厚紙ニテ細工ブトウナリ、ツヨキ糸セウゾクナシ、竹アラ削リ丸キ判アリ、下リ女ガサ、少シ小ブリ、糸セウゾクナシ、ウス花色ガミニテ、蛇ノ目ノヨウニ作ル、下作ナリ、

〔諸色直段引下〕諸色引下ゲ直段書

下リ傘

去子（元治元年）六月書上直段、拾本ニ付銀貳拾八匁五分、
一下リ傘　　今般（慶應元年）引下直段拾本ニ付銀三拾九匁七分

但當時直段四拾匁　内八分直下ゲ

〔我衣〕貞享ヨリ地ノモミヂガサキヤシヤナリ、天上青紙青ドサニテ細クヘリヲ取、絹糸セウゾク、柄、ト卷、

〔嬉遊笑覽二中器用〕紅葉がさ、○中略雨傘を紅葉といへるも、すげ笠のもみぢより名付しなるべければ、是又始めは日がさに用ひしにや、然らば青傘のもととなるべし、

〔守貞漫稿三十傘屐〕貞享以來、江戸ニテ製ス紅葉傘アリ、○中略圖中央以上也骨ツガヒ青土佐紙外白紙バリ、糸裝束アリ、柄藤卷、精製也、○中略

江戸ハ澀蛇ノ目モ用ヒズ、白ノ紅葉傘也、（紅葉傘ハ精製ナルノ名也、乃チ骨數凡六十間ノ物、○中略）江戸市民、白紅葉傘ヲ專用トシ、或ハ稀ニ周リ二寸餘淡墨ニスルモアリ、又ホツ傘ト云テ、骨竹ヲ細クシ、一握ニテ或ハ腰ニ差ベキ物アリ、極精製也、價銀十匁ヨリ十五匁計也、○中略

近年江戸白紙モミジ傘ニ骨數少キ者アリ、雨傘也、鬼骨傘ト云、又骨竹半ヨリ二ツニ割テ左圖○圖略ノ如ク菊形ニ製スモアリ、蓋此二品ハ稀ニ好數人用ㇾ之ノミ、菊形骨、江澀張等ノ日傘ニモ有ㇾ之、

以使用者爲名

〔我衣〕天和ノ比マデハ、大坂ヨリ來ル傘ヲ用、大黑屋ノ蛇ガサト云ハ名代ナリ、貞享ノ比ヨリ地ニテ作ル、上品ナリ、

〔嬉遊笑覽器用二中〕我衣に、大黑屋の蛇がさと云は名代なり云々とあるは、今大黑傘といふ、これそのかみの壺屋がさなるべし、つんぼがさは、つぼやを訛りしものか、

〔季連宿禰記〕貞享二年二月十日庚子、今日春宮新造御殿御移徙行啓也、〇中略今朝依奉行職事命、不用朱笠、可爲手笠之由被命之云々、

〔甲子夜話四十一〕今ノ忍侯松平下總守ノ從行、供頭ノミハ、馬ヨリ下リ、親籠脇ニ步從スルトキ、雨天ニハ、雨具ハ著レドモ笠ヲ用ヒズ、手傘ヲサシ從フトナリ、

萩支侯、德山侯ハ、毛利大和守、三萬石、閣老對客ノトキナド、ソノ玄關前等ニテ、士供傘サシカクル、

〔饅頭屋本節用集江財寶〕會下傘エゲガサ

〔毛吹草三〕傘　會下僧　說經

〔我衣〕小兒ノ傘モ古來ハナシ、是テンガウ也、手習子ハ、元祿比ヨリ有德者ノ子供計サシタリ、享保ノ比ヨリ三四歲計リノ小兒モ少々傘ヲサス、世知辨是ニテ可考、

〔嬉遊笑覽器用二中〕寬永頃の畫に、小兒の傘、さまざまの紋をかきたるに、筒袖と絹などさげたる圖あり、是は近世までもかくあり、それ故神祭に出るねり子供のさしかけ傘其體なり、

〔守貞漫稿傘履三十〕小兒傘

今世モ四五歲以上小兒傘用之、小形ニテ麁ナル澀蛇目ノ如クシ、何屋某ナド其兒ノ名ヲ下シ書ニシタル物多シ、三都トモニ用之、〇中略

文政比、京坂製小兒日傘、芝居俳優肖像等ノ錦繪三枚ヲ張リ、其餘ハ淺黃紙張トシテ、專ラ女兒ノ日傘トス、長柄ニ非ズ小形也、男兒ハ用ヒズ、　今世江戶女兒日傘、梅櫻花等ノ形其他モアリ、其紙

り或人寄進して、毎年張替とて此時まで掛置くなり、如何なる人も此邊にて雨雪の降懸れば、斷りなしにさして歸り、日和の時律義に返して、一本にても足らぬといふ事無し、

〔當世下手談義 二〕捌七安賣の引札せし事

假ぶりの雨の足より、いや增の貸傘、貳千七百六拾ばんなど、、筆ぶとに見しらせし、越後屋伊豆藏の家名、大路一ぱゐにはびこり、〇下略

〔守貞漫稿 傘屋 三十〕今世專用ノ傘、皆紙バリ、荏油ヒキ、天和以前大坂ニテ製レ之、(今モ大坂長町及ビ上町、其他諸所製レ之、)大黒屋ノ蛇傘ト云者名アリ、紙厚ク骨竹ノ削リ粗ニシテ繫糸強ク、装束糸ナシ、圓形ノ印アリ、(今ハ大黒屋亡絕タレドモ、江戸ニテ下リ番傘ノ總名ヲ大黒傘ト云コトニナリタリ、)同製女傘ハ僅ニ小形、糸装束ナク、薄標紙ニテ骨番ヒノ所ト、周リノ端トヲ張リ、其他全クハ白紙バリ也、守貞云、今ノ東大黒ノ類歟、

今世江戸ノ番傘モ、專ラ大坂ヨリ漕シ來ル者ヲ用フ、又(藝州侯藩中ニテモ番傘ヲ内職ニ製ス、江戸ニテ製レ之、正德以來也、〇中略)

古製傘ノ寸法ヲ載セズ、今世番傘概徑リ三尺八寸、骨數凡五十四間、柄ノ長ケ凡二尺六寸、　番傘書法種々隨意一ニ非ズト雖ドモ、粗其形ヲ圖ス、〇圖略 譬ヘバ此傘ハ、本町伊勢屋万兵衛ノ所持ナリ、ハ戸主ノ名ニ入山形ヲ副テ記號ニスル也、此記號ハ家紋ト別也、俗ニシルシト云、又番數ヲ記ス、或ハ彼ヲ書テ是ヲ不レ書、或ハ是ヲ記テ彼ヲ不レ筆、皆トモニ隨意也、　今世ノ番傘、專ラ油紙ヲロクロ上ニ覆ヒ、麻糸ヲ以テ括レ之ナリ、〇中略 故ニ此傘ノ頭ハ此形ノ轆轤也、紅葉傘等ノ頭ハ此形也、〇中略

東大黒傘ハ、骨數六十間、大サモ紅葉傘ト同製、唯轆轤ハ番傘ト同形ニシテ小形也、頭ニ當紙ヲモ用フル也、然モ飾糸モアリテ、楓傘同意ノ用也、　大黒ト云番傘、從來價二三百錢、安政以來諸品漸貴價、慶應ノ今ハ大略價三倍ス、

依二人位一可レ用候、

〔守貞漫稿 三十 傘履〕弘化以來、雨。天。傘。京坂ニ製ス、女子ノ所レ有須二男子用レ之歟、淡墨紙張也、鼠色也、僅ニ荏油ヲ注ギ、而モ形ハ日傘也、日傘ハカウバイ淺ク、雨傘ハ聊カ深キ也、又雨天日傘白紙ニ澀引タルモアリ、亘概三尺二三寸、江戸モ男女トモ、晴雨不レ決ノ日携レ之テ、晴ニハ日傘ニ用ヒ、雨ニモ用レ之テ暫時ヲ凌グ、故ニ雨天ノ名アリ、頃日婦女ハ、快晴ニモ專ラ用レ之、雨天傘、形ハ日傘也、日傘ハ雨傘ノ如ク大ナラズ、又雨傘ハ深ク、日傘ハ淺キ也、此雨天傘、小民男女今ハ霖雨ニモ用レ之者稀ニ有レ之、

〔貞丈雜記 八調度〕一裝。束。の。傘。裝束ヲ著スル時持スル也、白袋ニ入、廣サ八尺を本とする也、弓持て馬に乘る時、弓の雨にぬれぬほどにする故如レ此也、此事鎌倉年中行事に見えたり、

〔成氏年中行事 正月〕五日ノ夜御行始、○中略裝束之傘ト云ハ、八尺ヲ本トス、

〔青標紙〕武器及行列具的例

參。內。傘。は袋のはしに布をたれ、飾の革を添るなり、垂たる布は全體沓をいれるための袋なり、天明年中、傳奏久我大納言殿下乘の時、沓の甲はなれたれば、袋の沓を出して用ひられたるなり、

〔我衣〕參內傘ハ常ニハナシ、御規式ノ節用レ之、少將以上用レ之、シカレドモ家柄ニヨリテ持、十万石以上ノ物ナリ、○圖略

〔守貞漫稿 三十 傘履〕袋入傘　俗に參內傘ト云

袋ノ末ヲ襀襞テトリテ垂　傘ハ白張或ハ朱、爪折傘也、朱ヲ貴用トス、

ツユ
露

露ノ端革三枚宛

袋白晒麻布、紐同平絲柄把籐卷上ニ革ノ露ヲ付ル、

〔諸國咄 一〕傘の御託宣　慈悲の段

慈悲の世の中とて、諸人のために好き事をして置くは、紀州掛作の觀音の貸。傘。二十本なり、昔よ

室町通の菊屋の何某の一人娘、今七才にて其さま勝れて生れつきしに、乳母腰元かづきて入日を除ける傘さしかけて行くを濟し、○下略

〔骨董集上編下前〕お乳母日傘といふ諺

昔は乳母をめしつかふほどのしかるべき者の兒には、日傘をさしかけさせたるゆゑにさはいふめり、そのからかさは、丹青もてさま〴〵の繪をかきし也、ことに菱川の繪におほく見えて、延寶、天和、貞享の比、もはらもちひたり、これ近き世までもありしが今はたえて諺にのみのこれり、

〔古今要覽稿器財〕雨傘

雨傘は宗五大草紙に、雨がさは云々と見えたるより外は、ふるく雨がさといへる事聞えずしかれども雨零者、將蓋跡念有、笠乃山云々、萬葉集と見えたるなどみな雨がさなれば、ふるくより今の製の如き蓋も有しものならんとは、上に載たる延喜式をはじめ、諸書にみえたるにても、おしはからるれども、雨がさといひたる事のふるくみえぬなり、また春日驗記延慶二年高階隆兼畫第五、俊成卿春日社參の段に、ある夜社壇にまうで侍りけるに、夜雨蕭々として社壇寂々たりければといふ詞有て圖有、それにて雨がさの製作よくしられたり、今の製とかはりたる所もみえず、たゞ骨にかゞりなく、はじきがねをさしとほして有、枝に今も此製のかさ有とぞ柄も殊の外ながくみえたり、

〔宗五大草紙下〕からかさの事

一かさの役人、晝がさは小者の役、○中略又雨がさは公方樣御參內、八幡御社參以下、きとしたる時は、ほういの人さし被申候、私にては中間さし候、

〔貞順故實聞書條々三〕一雨笠の事、朱をこくさし候て、ほねと柄とを黑くぬりたるは位にて候、朱色うすく候て、骨と柄の黑きは其次にて候、又朱をさゝず候て、柄も骨もぬり候はぬは下にて候、

に元文のはじめ、三五七組のゑもん、千歲組のおてる、大助組のおゑんとて、至極名題○器量者有、かれは髮かしらを第一として、結構なる櫛かうがいを用ひ、多くは銀のかんざし抔にて粧ひけり、扨三人の踊子、暑氣の節は、菅笠かぶりては髮を損さすとて、三人對に日傘を青紙にて張らせ用ひたり、尤立派にして其柄を黑ぬりにして、風流成紋を附たり、是は唐土の大王傘蓋として、青き薄ものにて傘を張らせ、さしかけさすると云、通俗漢書のもの語を聞はつり、是始てさしけるなり、是世上一統に男子まで、青紙のかさをさすこそおかしけれ、今に醫師などは是を止ず、一とせ馬場讃守欽命を蒙りて、青紙日傘を公儀より御法度に被仰出けり、是を忘却しけるやらん、今又是をさす人多くあり、女は苦しからざる歟、

〔賤のをだ卷〕一寶曆の始めより、誰か靑き紙にて張たる日傘をさし始めて後は、女の菅笠はすたりて、今は女の笠をかぶると云ことは絕てなし、近き比の子どもらは、女の笠かぶりたる形は、しるまじと思ふ位なり、○中略青傘は其比ことの外流行て、今はすたりたれど猶殘れり、女の髮もそこねず、扁身日を掩ふゆゑに、暑を避て甚よろし、

〔塵塚談上〕近歲は町醫者出家なども、青傘を用る者多し、我等○小川顯道明和年間、京大坂遊歷せしに、公家侍醫師出家等は、皆青傘なりき、近來江戶も京都より移りきしと見へたり、

〔甲子夜話八〕大洲侯ニ邂逅セシトキ、國々ノ寒暑ノ談ニ及ビ、我平戶ノ氣候ヲカタリ、扨豫州モ海近ケレバ、夏モ凉シカルベシト言シニ、侯ノ臣堀尾四郞次、其座ニアリテ曰ク、曾テシカラズ、暑至テ甚シ、盛暑ニ至リテハ、途行スルニ、炎氣黃白色ヲナシ、空中ニ散流シ、人目ヲ遮リ、前行十步ナル人ハ殆ド見ヘ分タズ、其蒸熱堪ガタシ、如斯ナレバ、途行スルモノ青傘凉傘也、青傘ハ、豫州ノ方言、ヲ用ザレバ凌ガタシ、然ルニ近頃青傘ヲサスコト停止セラレシカバ、暑行尤難儀ナリト語リヌ、

〔諸國咄四〕男地藏

〔寳暦集成綿綸録十七〕寛延二巳年五月
近來男女ニ不限、青紙張之日傘指候者多ク相見候、人込等之場所ニ而も不宜、其上異成者候間、不可然事ニ候、右體之儀相止候樣可致旨申渡ス、
寛延三午年八月〇中略
一去年中も申渡候、菅笠之代り、青紙にて張候小傘をさし候者、今以有之候、彌以可爲無用候、右之趣、町中之者共、急度相守可申候、若風俗不宜候者於有之者、奉行所ゟ急度咎可有之候間、兼而申聞置候、主人者勿論、召仕又者、商賣人、職人、幷手間取、日用稼致し候者共迄、此旨急度可相守候、
八月
寛延三午年八月〇中略
一此間申渡置候、青紙張之日傘之儀、彌以無用可致候、此以後不相用者有之においては、奉行所ゟ嚴敷可咎旨申渡、
八月
〔承久軍物語三〕六月〇承久三年八日とりのこくに、日吉のやしろに御かうなる、〇中略 一ゐんは御なをしの下にはらまきをめし、御きばにめして、ひがさをさしかく、
〔明良洪範續篇二〕慶長年中、秀頼公ト神君ト御對顔有リ、其時秀頼公、大坂城ヨリ神君ノ御在所二條ノ城へ行ク途中、加藤清正ト淺野長政ト高股立チニテ、秀頼公乘輿ノ左右ニ附キタリ、二條ノ城ヨリ御迎ヒトシテ、神君ノ御子息義直卿、頼宣卿御兩人、途中迄出ラレシガ、日傘ヲ用ヒラレシヲ、清正見テ、無禮ニ候、其日傘ヤメラレ候ヘトテヤメサセケル、
〔當世武野俗談〕踊子ゑもんおてるお綠
元文の頃は、江戸中おどり子と云女有て、立花町、難波町、村松町を第一として所々に有、〇中略 其内

〔我衣〕日傘ハ古來ヨリ有トミユ、小兒日傘モ天和比ヨリ下ル、地ニテモ作ル、五色ノ彩色シタルモノナリ、青紙ノハアツラヘナリ、藍紙ニテ一色ニ染タルモアリ、近來大人モサス、僧醫者ノタグヒ、上方ニテハ前々ヨリアル由、

日傘ハ婦人ニ限ルベキカ、髮ノソコヂルヲイトヘバ也、僧醫ノタグイハ、カムリ笠ヲ用テモ可ナランモノヲ、

寛保ノ比ヨリサス日傘、皆青紙張ナリ、又小兒山王八幡明神天王等ノ祭禮ニ、ネリ子供サス笠ハ、皆丹染ノ一色ナリ、他人サシテ子供ヲ覆フユヘ、柄長シ、ノキニハ鈴又ハキヌヲハリ、內ニハ鈴守リフクサ等ヲツケル、此餘風今祭禮ニ殘ルモノカ、

大人青紙ノ日傘サスコト、寛延二年己巳ニ御停止、再觸寛延三年午八月、別テキビシク仰付ラル、小兒計用ル、翌三年ヨリ日傘ニウルシテツカフ、

〔守貞漫稿三十傘履〕文政以來、二重張ノ日傘、紺紙ト白紙ト重ネハル、白ヲ表ニス、亘リ三尺二三寸、價銀四五匁ヨリ金二朱也、京坂ノミニテ、江戸ニ不用之歟、今ハ三都トモニ白日傘更ニ廢ス、文政以前京坂ニ全アサギ張、或ハ全ク白紙張モアリ、天保府命ノ時、大坂ノ官命ニ男子日傘、婦女ノ羽折ヲ禁止アリ、○中略

日傘ハ三都トモニ女用專ラ中ト周リト紺紙、中間淺黃紙也、蛇ノ目ト同制也ト雖ドモ、日傘ニハ蛇ノ目ト云ザル歟、此日傘亘リ概三尺六寸、五彩ノ糸裝束アリ、男子ハ不用之、僧醫モ亦不用之、蓋江戸武家奧向ノ女、俗ニ云御殿女中ナル者ハ、專ラ紺紙ト白紙ノ蛇ノ目日傘ヲ用フ、紺淺葱ノ物ト並用、京坂今世モ專ラ右ノ日傘ヲ用フ、江戸ハ近年全ク淺黃紙張ヲ用ヒ、弘化以來雨天モ用之、淺黃張及ビ雨天ノ日傘、亘リ概三尺、或ハ三尺三寸、頃日ハ快晴ニモ專ラ雨天傘ヲ用フ、澁引モアリ、澁ニ水ヲ和テ浸タ染タル也、方今ハ桐油ヲ引ク、又近年天保以來歟骨竹ヲ表裏ニ出シ、紺紙、淺黃ヲ挾ミ張タルアリ、外面ニ竹皮ヲ出セリ、蓋專用ニ非ズ、形普通ノ日傘也、再考、澁引日傘ハ文政中行ル、

唐笠のことは、倭漢の書に所見おほし、薩天錫詩集上巻に、雨傘の詩あり、開如輪合如束、剪紙調膏護秋竹、日如荷葉影亭々、雨裏芭蕉聲鉄々、晴天却陰雨却晴、二天之説誠分明、但操大柄常在手、覆盡東西南北行、此詩よく傘のさまをいひたり、又二天の名目あるを知べし、今は日傘雨傘の製殊なれど、此詩に據れば、晴雨に一物を用たるにや、日笠の名、はやく聞えて、日笠の浦など名所にもあり、

〔甃璧斷餘〕日傘

日傘ハ八尺也、弓ヲ持ツトキノ用也、

〔萬金產業袋一器財〕傘細工

ひがさ、ヒガサ日傘　柄七尺、大キさ貳尺壹寸、骨數五拾本、柄、大ぼね、小ぼねや天井の間、みな朱ぬり也、但天井の間は紙なれば、右荏の油に丹をいれてぬる、柄ほね等は漆ぬり也、總じての紙は、本式はねづみとて、うす墨にて染れども、當代は只しら紙そのまゝにて用ゆ、油をひく、右は長老がた、法會規式の時の日傘也、雨の爲にはあらず、蓗蓑の二字は、いづれの詩人の語にか、蓗蓑待晴開とあれば、むかしも雨のためになき證據分明也、涼傘とかくは和字にて、これ全く炎暑の時の日よけの傘なるべし、右の蓗蓑とはすこし心たがへり、○中略ひでり傘、これ涼傘の字なるべし、此ころのはやり事にて、あゐの染紙一ツ色にはり、日かげ傘とする、仕やう、もみぢ傘の類也、物ずきのすき人仕はじめ、今の風儒、くすしの旅の取あつかふ、同じくは自身に日よけがさを指ずとも、乘るべき乘物にのりたきもの也、白紙張にして、青ばななんど引たるは、なを草にしてうるさし、

涼傘、子どもの日よけがさ、草なる物なれば、定りたる事なし、ほね三十本、四拾本、大きさも好む所にしたがふべし、

以用法爲名

ニ澀蛇ノ目、次ニ奴蛇ノメ、今世ハ皆白紙楓傘也、京坂モ前年ハ墨、今ハ澀蛇ノ目ヲ用フ、又骨數三十本ヲ鬼骨傘ト云、蓋轆轤ハ六拾間ノ物ヲ用ヒ、一ツ隔ニ骨ヲ差タリ、別ニ鬼骨傘、ロクロ未製之也、〇中略

女傘蛇ノ目張、略　元祿以來、今世ニ至リ其製粗同ジ、轆轤際萌黃煉絲糸、或ハ五彩、糸裝束三段也、骨黑漆ヌリ、今世モ三都トモニ士民ノ婦女ハ、皆必ズ蛇ノ目傘也、炊婢モ用之、蓋京坂士民ノ婦女ノ婢ヲ從ヘ行者ハ、皆自ラ傘ヲ差ズ、必ズ婢ニ持サシム、故ニ柄長ク形大也、江戸ハ二三婢ヲ從ユル者モ各自差ス、日傘モ準之、京坂長柄アリ、江戸ニ無之、柄長ケ概三尺六七寸、〇圖略

三都トモニ蛇目傘ハ、黑或ハ藍ノ分帖ミテ骨表ヨリ黑漆ヲヌリ、中間白ノ所ヲ漆セズ、

〔諸家奥女中袖鏡〕手傘の事

一日遮傘は空色紙張り、とんぼ際に朱漆にて定紋の事、　但し中白蛇の目なり

一雨傘は黑蛇の目にて油引、とんぼ際に朱うるしにて定紋の事、

〔白河樂翁公傳〕御家中尊卑等異の章を分ち給はん爲、〇中略　舞臺以下は、下緒を卷き馬乘を開かす、大小の裝に金を用ゆる事を許さず、蛇目傘を禁せらる等の品節を立て、〇下略

〔名物六帖器財五傘笠杖履〕凉傘（ヒカラカサ）　褦襶（スミヨシオドリノカサ）琊邪代醉編、褦襶凉笠也、以竹爲胎、蒙以帛、如凉傘、簷一尺、施以遮日、程曉伏日詩、今世褦襶子、觸熱到人家、一字集、褦襶奴代切、褦丁代切、褦襶不曉事、

〔足薪翁記二〕日傘

日傘ふるくは日でりがさといへり、舞のさうし、さがみ川に、大將賴朝をいふ也殿〇中略　日でり空の御役は、大膳大夫のちやくし云々と見えたり、舞のさうしは、室町家の比の作なれば、日でりがさといふ事ふるし、

〔松屋筆記六十七〕傘の詩幷天の說

以文様爲名

〔家中竹馬記〕一墨笠を馬上にさす事不可有、但貴人馬上にて夏などさゝする時は、小者などさし懸る也、

〔我衣〕元祿ヨリ蛇ノ目ガサ出ル、上青ドサ、深夕、蒼厚夕、青ドサ、セウゾク、キヌ糸三通リ、ロクロ元青ドサ、代金二朱位、

女傘ハロクロモト、チリグリモヘギ、五色ノ糸三ダンニマク、ホテ黒ヌリ、手ガルタコシラヘタリ、是上傘ノ始ナリ、

正德比ヨリ次傘ハ、下リガサノゴトクニシテ、ホテノミガキヨク作リ、モミヂガサハ、上ハキヌ糸セウゾク、マガヒハ木メン糸、蛇ノ目ニモ、モメン糸アリ、〇中略

蛇ノ目、內紋ヲキリヌクコト、享保末ヨリ始ル、青土佐厚クハルコトモ、此比ヨリ始ル、

〔守貞漫稿三十傘履〕元祿以來、中央青土佐紙、端周リモ同紙、中間白紙張、是ヲ蛇ノ目傘ト云、糸裝束三段、ロクロギハ青紙、價凡金二銖、今世武士稀ニ用之、僧醫專ラ用之、婦女ハ三都貧富トモニ用之、蓄テ青紙ノ蛇ニハ黒漆サヌル〇中略

今世工商ハ、蛇ノ目傘ヲ用ヒズ、蛇ノ目ハ骨香以上ト周リヲ紺紙或ハ黒ニシ、中間白ヲ云、戶主等京坂ハ、澀蛇ノ目ヲ用フ、中ト周リニ澀テヌリ中間白也、澀ニ水ヲ加ヘ、辨柄ヲ交ヘテ色ヲ薄ニス、〇中略

黒蛇ノ目傘、〇圖略婦女ノ蛇ノ目傘同之、澀蛇之目傘モ是ト同形ナレドモ、周リト中央澀ノ所ヲ狭クシ、白ノ分是ヨリハ僅ニ廣キヲ專トス、

今製、蛇ノ目及ビ紅葉傘、大サ亘概四尺二寸、黒蛇ノ目或ハ四尺五寸、骨數凡六十間、柄ノ長ケ二尺六寸、〇中略

奴蛇之目傘、〇圖略周リ二寸計リヲ淡墨蛇ノ目ニシテ、中央ヲ墨ニセザル物、京坂ニ無之、唯江戶ノミ用之、號クテヤツコジヤノメト云、奴蛇之眼也、蓋先年ハ市民三都トモニ好數ノ者、墨蛇ノ目、次

ソノ傘ヲサヽセテ出行ス、信長櫓上ヨリ望見テ、渠ニ陣中ニテ威武ヲ示セト命ゼシニ、早クモ此處ヨリ人目ヲ輝カセシトテ悦賞セシトゾ、

〔藤葉榮衰記　中〕盛隆公〈○會津〉高倉城攻落給事

角テ盛隆公、安積高倉へ被向、御馬、朱傘、指物、大小金ノ䌢張、熨斗付ノ裝束ノ御鐵炮衆千人、〈○中略〉同ジ出立ニテ、誠ニ以テ花車ナリ、

〔老人雜話　上〕玄朔盛んに療治はやりて、方々招待す、その時は肩輿と云物なくて、大なる朱傘を指掛させ、高木履にて杖をつき、何方へも歩行す、人々羨むことにて有しとぞ、

〔甲子夜話　四十一〕或人途ニテ値タリ辻云シハ、大家ノ奥方ト覺シク、輿ニ朱傘ナドサヽセシ後ニ牽馬アリ、婦人ノ供ニ乘馬ヲ從ヘラレシハ珍ト言キ、夫ユヱソノ紋ナド尋タルガ、慥ニハセザレドモ、牡丹ニヤト云タレバ、是レ仙臺侯ノ奥方ナリ、流石ノ家風ナリ、

〔大江俊矩記〕文化四年八月三十日己亥、朱傘張替出來持參、〈紙ハ國栖、色ハ光明丹、極上之由、骨取替棒繪等、彼是合總直段三十三匁也、〉

十年四月二日己亥、朱傘張替出來、大坂屋持參、〈紙色二共仕替、小骨不殘取替ニ付、總直段廿七匁七分也、〉

〔下學集　下器財〕傘〈中略〉墨傘〈○唐傘是也〉

〔古今要覽稿　器財〕墨傘

墨傘の名は下學集にみえたるより、古くは未だ見あたらず、圓光大師行狀繪に、大宮內府〈實宗公〉の亭へ行かれし時、對面のあひだ、門外の屏に墨傘を立かけるたる圖見えたり、さて墨傘は雨傘にのみ有ものとおもへりしに、弘法大師行狀繪に、日傘に墨傘を畫けり、これは印本故墨かすれて見ゆれど、正しくすみ傘とみゆれば、下に圖を載す、〈○圖略〉猶原本につきて糺すべき事なり、

〔御供故實〕一大かたびら裏打の時、墨笠の事、大名も御さゝせ候間敷候間、墨笠をも被持まじく候歟、暮々裏打大かたびらの時は、すみがさ御さゝせ候まじく候、

るも朱がらかさとよむべし、朱ゑの笠とよむはわろし、朱柄笠は紙を朱にてぬる也、柄を朱にてぬる事にはあらず、

〔古今要覽稿器財〕朱柄笠

朱柄笠はいつの頃より始りしにや未詳、弘法大師行狀繪に、白河上皇高野御幸に、腰輿にめされし、その上にさし掛たる笠の圖は、またく朱柄笠とみえたり、これやものに見えし始なるべきか、

〔萬金產業袋器財一〕傘細工

〇〇朱傘、柄八尺、大さ三尺貳寸、骨數五拾本、紙は國栖を用ゆ、荏の油に色よき丹をいれ、火にかけ、よく煮してしく也、丹はからかさ壹本に壹斤づゝ入もの也、荏の油に丹をいれぬりたる物なれば、つよき事岩のごとし、されば此朱がさ、元來はみな朱ばかりを用ひしが、丹はねだんの心やすきゆへ是をもちゆ、今もいかにも朱を用ゆるもあり、丹にかぎらず、又朱にも限るべからず、その好にこそよるべし、これは殿上人神祇の人、もつはら用ゆ、まろき袋にいれて、供奉の人これを持、但し僧徒もこれを用ゆ、源氏繪等にゑがく所是也、

〔宗五大草紙下〕からかさの事

朱柄のかさは、公家、門跡、其外出家はさゝれ候、武家には大名、其外隨分の衆ならではさゝれ候はず候、大方の俗人はさゝるべからず、

〔關東兵亂記下〕景虎寄來小田原附鶴岡參詣事

京ノ公方光源院殿義輝公エ出仕ヲ致シ、關東管領ノ御敎書ヲ玉リ、朱柄ノ唐笠同御紋ノユタンヲ御免アリ、

〔甲子夜話四十六〕織田信長、中國攻ノトキ、羽柴秀吉ヲ大將トシテ發行セシム、朱傘ヲ賜テ曰、陣中コレヲサヽセテ、我ガ如ク武威ヲ張ルコト、コノ傘ノ開クニ比スベシト、秀吉畏リテ退去シ、直ニ

袋入傘（俗ニ参内傘ト云〇圖略）

傘ハ白張或ハ朱爪折傘也、朱ヲ貴用トス、袋ハ白晒麻布、紐同平絎、柄總藤卷、上ニ革ノ露ヲ付ル、〇中略

今俗間ニ白麻袋入ヲ參內傘ナド云也、乃チ爪折傘ヲ納ル也、大名モ正月登城ノ時ハ、家格ニ因テ用之、又大禮ニ用之、服モ烏帽子姿也、

以產地爲名

〔毛吹草三〕攝津　平野町傘　紀伊　傘紙

〔萬金產業袋器財一〕傘細工

紀州傘、これ紀州ばかりより出るにもあらず、今京にてもつはらこしらゆ、手がろきための物ずきにて、ほねほそく、柄ほそく、軒の間のいとまでも、至極ほそきをつかひ、高びくにはる事也、さのみ雨に能もなければ、勝手にはよからぬもの也、

〔我衣〕享保ノ比、紀州若山傘下ル、カルク小ブリニシテキレイナリ、常ノサシリヤウニハヨハシ、挾箱入ル用心傘ナリ、

〔續江戶砂子一〕江府名產井近在近國

茅場町傘　南かやば町藥師堂の邊にて作之

〔太閤記十六〕呂尊より渡る壺の事

泉州堺津菜屋助右衞門と云し町人、小琉球呂尊へ去年の夏相渡、文祿甲午七月廿日歸朝せしが、其比堺之代官は石田杢助にて有し故、奏者として、唐の傘、蠟燭千挺、生たる麝香二疋上奉り、〇下略

〔守貞漫稿三十傘履〕安政以來、橫濱士民、往々西洋製ノ鍛鐵八骨及ビ十六骨ノ絹傘ヲ晴雨ニ用人稀ニ有之、十六骨ハ稀ニテ八骨多シ、他國未用之、後世恐ラクハ他國ニテモ稀ニ用フル人可有之歟、

以色爲名

〔貞丈雜記八調度〕一柄笠と舊記にあるは、からかさとよむべし、柄の字をからとよむ也、朱柄笠とあ

〔守貞漫稿三十傘履〕京島原、江戸吉原、大坂新町等、官許ノ傾城町、○中略上娼ハ長柄傘ヲ用フ、大サ前ノ爪折ノ如ク、白ト藍紙トノ蛇ノ目張也、京坂晴雨用之、江戸雨中ノミ用之、晝日傘ニハ油ナシ、雨傘ニハ荏油ヲヒク也、妓院ノ家紋ヲ大サ四五寸ニ畫ク、官許傾城モ下娼及ビ彈妓ハ不用之、非官許遊女ハ上娼妓ト雖ドモ不用之、京坂下娼彈妓等ハ、京坂坊間ノ女ト同ク、柄長ケ三尺五六寸許ノ日傘、雨傘ヲ用フ、或ハ下司夫或ハ婢持之テ、娼妓ト並ビ往ク、大夫ノ傘ハ官物ニ擬スル故ニ婢ヲ用ヒズ、必ズ僕夫以之ヲ大夫ノ後ロニ隨ス、

京坂祭禮ノ時、娼妓等、煉物ト云ヲ催シ行フ時ハ、非官許ト雖ドモ長柄傘ヲ用シ、天保府命後絶セリ、江戸、今ニ至リ祭祀ノ日、市間ノ煉兒ハ、赤長柄傘ニ似タル物ヲ用フ、眞ノ長柄傘ニ非ズ、稍小形也、

〔續山の井上〕春雨

雨笠も春のものとて長柄かな　壺情

以形狀爲名

〔我衣〕其後文○元比、○○○爪折ノ手傘出ル、コレカリソメナガラ從四位以上ノ傘ニテ、平人不用モノナリ、不知ハフビンナリ、白張、

〔守貞漫稿三十傘履〕爪折傘○略圖

今世朱ノ爪折傘ヲ貴人ノ所用トス、武家ハ專ラ白ノ爪折ヲ上位トシ、爪折ヲ許サレザル人ハ、白ノ長柄傘也、今制四位以上爪折傘也、爪不折長柄傘、黑蛇ノ目モアリ、搢紳家武家トモニ式正ノ時、白麻布袋上ニ革ノ鳳帶アリ、俗ニ是ヲ參内傘ト云、武家モ家格ニヨリテ不用之、赤搢紳家モ晴ノ時ハ、黑ビロウド袋入也、武家ハ黑天鵞絨袋モ格ニヨリ不能用之、無袋ニテ駕ノ後ニ立ツ、又儀ノ組業モ家格ニヨル、紙張朱或ハ白、荏油ヲヒク、柄竹ニ全ク籐卷來紺ノ籐ヲ割タル也骨、竹ノ黑ヌリ、ハジキ儀兩邊ニアリ、庶人所用非長柄傘ハ片ハジキ也、糸、裝束、

一寺ノ住職タル官僧ハ、朱ノ爪折傘、黑ビロウド袋納ヲ用フ、是私歟、朱モ赤傘トカ云ナルベシ、

れど、御傘いさゝかかたぶかず、御衣をもぬらさせ玉はざりしかば、見る人その御力量のほどを感じける、

〔浚明院殿御實紀附錄二〕織田甚助信節、(後ニ圖書、小納戶、)まだ年わかゝりしころ、紅葉山へ詣させ玉ふ御供にまかりしが、唐門を出させたまふころ、にはかに村雨降ければ、甚助長柄の御傘を進らするとて、あやまちて御肩にあてしかば、大に恐懼して、かへらせ玉ひしのち、下部屋にこもり居たり、おなじ御供にまかりつる人々も、いかなる御咎あるべきかと、心うくおもひ居けるに、甚助何故御前に出ざるや、もし病にても有やと問せ玉ひしかば、小納戶頭取某答へ奉りしは、甚助今朝紅葉山にて、御長柄奉りしに、御肩にあてしと覺え候へば、御氣色をはゞかり、つゝしみ居候よし申上ければ、仰に甚助としわかければ、ことにのぞみ氣おくれて、思ひあやまちたるならん、今朝長柄は唐門の柱にあたりしに、それを我肩とおぼえしや、わかき時はさなるあやまちは、幾度もあるものなり、とくめし出せよとのたまひしかば、そのよし傳へて、甚助直に御前に出て、給事し奉りけるとなむ、

〔嬉遊笑覽二中器用〕古き畫卷物などに見えたるは更なり、後世貞享元祿の始までも、雨がさ、日傘、大人小兒をもに皆長柄也、(余〈喜多村信節〉が家にも、古傘二本まで遺りて有き、)この諸國咄(貞享二年刻、)幼き女兒をいふに、乳母腰もとつきて、入日をよける傘さしかけて行云々、其畫も長柄なり、又むかし說經師長き傘をさしたり、一雪が獨吟に、(寬文元年江戶にて)法の師のかたぐ傘月のかさ、後の彼岸にとく辻談義、また古き畫に、大路にて食物など賣もの傘さしたり、宗因千句(寬文六年)我家はから笠の下天が下すぐなる道をおこし飴うり、飴屋が傘は今に遺れり、

〔異本洞房語園補遺〕元吉原にては、雨の降時、遊女の揚屋へ通ふには、男共に負れたり、〇中略後より長柄の傘をさしかける體、中々品よく見しとなり、

たり、

〔武家嚴制錄十四〕一春日禰宜訴論ニ付、御下知條々、

定

一今度春日禰宜參府奉行所江訴之、年來長柄之傘指來候處、去比興福寺一﨟代及社家方より、法式違背之由申之、從寺務も右之通雖被下知、從先規指來、今更之儀ニ無之候旨、禰宜依返答、社家呼下、數度遂穿鑿候之處、古例無之ニ相極也、且又寺務よりも以五師役者記錄相越之、并社家禰宜雙方ニ而、日記等及周覽之處、寺務之記者長祿之比、社家之記者應永年中以來、祭禮之節も度度禰宜長柄傘給之と相見へ、禰宜日記、明應之時分ゟ指來候由雖書載之、此度從社家方申出趣ハ、禰宜平日自分徘徊之節之儀也、地下人長柄傘甚過奢たるの間、向後御幣神供物奉之外者、自今以後、堅可令停止事、

一禰宜不屆有之而、社頭出仕從社家停止之儀、唯今迄任社家心、雖申付之、以後者社家中吟味之上、寺務幷奉行所へ相達、更指圖禰宜へ可申付之也、其外之儀者可爲有來通事、

一向後社家對禰宜、正路にして、非道不可申懸之、勿論禰宜者敬社家、無禮仕間敷事、

右之趣堅可相守之、禰宜方ゟ社家之儀、品々雖訴之、今般評論之子細に無之、乍然社家總而奢侈之體ニ相聞へ候間、向後奉背御條目、違失社法、於致私之訴論者、可被處嚴科者也、

延寶六年十二月廿七日　　松　山城守〇中略

社家中　禰宜中

〔有德院殿御實紀附錄十三〕王子村に御放鷹ありし時、飛鳥山のほとりにて、俄に春雨降出ければ、兼てうつくしみ玉へる亘といへる馬にめされ、片手綱にて、御右の手に長柄の傘をもたせ玉ひしが、ひとの手傘さしたるよりも、かろ〳〵と見え玉ひぬ、後に風つよく吹出し、雨も降しきりけ

此段御沙汰有之候、若此以後建候而爲持候衆有之候はゞ、途中ニ而御徒目付名前承候義も可有之候間、左樣相心得可有之候、右之趣向々江相達候、依之家中之輩、若心得違有之候而者如何ニ候、爲心得相達候、　因云、立傘を長柄と云、爪折は家格によりて用ゆ、柄は木にても竹にても黑塗にす、小骨も同じ、紙は白なり、袋は天鵞絨、羅紗等を用、打紐にて結ぶ、家格によりて袋に入ざるも有、

〔天保集成絲綸錄七十三〕寛政十二申年十一月

大目付江

御城内外召連候供廻り之儀、前々より度々相觸候通り、供廻り、風俗不宜、がさつ場廣等ニ無之樣申付、〇中略

一諸大名長柄傘之內衆、折々紛敷長柄傘爲持候面々も相見候、爪折之儀者、國持溜詰、御三家之庶流、越前家前々ゟ爲持來候分者格別、縱前々ゟ爲持來候共、四品以下ニ而者向後無用ニ候、尤折紛敷長柄傘者、猶更可爲無用候、〇下略

〔幕朝故事談〕公方家

御長柄を上るは、御三家御三卿、皆御小姓衆なり、上を學ぶなり、外の大名は中間なり、德廟〇德川吉宗の御つむりに當しは兩度差扣へなり、三度目唯長柄を上る事を御免なり、是紀州にての事なり、天性長柄を上る事、不器用と見ゆるとの御事にて御咎めもなく、唯御免被遊候となり、

〔甲子夜話四十一〕長柄傘ハ、諸氏トモニ手廻ノ者サスコト常ナリ、然ニ熊本侯大城御玄關ノ前ニテハ、諸士ノ供スル者サシカクル、典藥頭ナル、今大路中務大輔ノ千二百石長柄傘ハ、朱ヌリナリ、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕慶長の頃の風を、古畫ども見て考ふるに、〇中略女はよき人とみゆるが髪を深そぎして下げ、〇中略供の女は、頭にかぶり物なく、長柄の傘をかつぎ、又は色々の絹を縫合たる袋を負

此印アルモ亦開テ前圖ノ如ク定紋ハ別ニ描ク也、

〔好色二代男 一〕心を入れて釘附の枕

紫立ちたる闇は、薄雲樣の御迎に、御紋附の傘、角助がさし掛け、〇下略

〔好色二代男 三〕一言聞く身の行衞

雨の日しめやかにと約束すれば、新しき傘を買うて、二十本の内と大文字の書付、〇下略

〔書言字考節用集 七器財〕長柄（ナガエ）〇繖、傘所言、

〔萬金產業袋 一器財〕傘細工

長柄、柄七尺、ほね七十間、大きさ貳尺七寸、柄籐まき也、紙しろし右は大名高位の御方、路次にて雨の時さしかくる、

〔貞丈雜記 八調度〕一長柄（ナガエ）の傘は、貴人馬上の時さしかけ申爲に、柄を長くしたる物也、主人御供の時は馬上にても、八尺傘を自身にさす也、舊記に見たり、

〔武雜記〕一かちにて笠をさしかくる事、右よりさしかけ可然候、

〔武雜記補註 下〕笠とは長柄のから笠也、長柄のからかさは、馬上へさしかくる爲に柄を長くしたる物也、然る間步行の時のさしかけ樣を爰にしるされたる也、

〔享保集成絲綸錄 十六〕享保三戌年四月

下馬ゟ下乘橋迄召列人數之覺〇中略

一輕き輩、長柄之傘可爲無用事、〇下略

〔青標紙〕武器及行列具的例

一長柄傘之事　明和三戌年正月、長柄傘相立候而爲持候面々、近來相見申候、左候而者、立傘と紛敷如何ニ候、主人敢而存候筋にも有之間敷哉、畢竟下々之者辨へ無之、右之通相成候義と相聞候、

製ス、價銀六七匁、外見ヨリ貴價也、其後爪折手傘ヲ製ス、潛上ノ事也、

〔武家當時裝束抄　行粧具〕傘　柄黒塗又朱にても子細なし　小骨同斷又朱ぬりも子細なし竹　紙朱元来武家に用るは油傘にて、主人下輩の時、雨天ならば袋を取り、ゑりにかけ、主人にさし懸るよしなり、今は別に朱紙の油傘をも用意して持するなり、依て日傘なり、絹傘は朱の爪折也、日傘は爪折にあらず、又別に常の長柄をも用意して、都合傘三本なるもあり、家々の格によるべし、又朱紙の手傘も用意すべし、此傘は近習のものさすべし、室町將軍家の比、日からかさ拵様品々あり、公方様御日からかさ柄は黒うるし、小骨同前、紙は朱紙、うら紙はなし、大名は柄朱うるし、小骨黒ぬり、紙黒し、うら朱紙なり、御供衆番方はこしらへ様赤うるし、小骨黒ぬり、紙黒し、裏紙黄紙のよしみへたり、

傘描紋記號

〔貞順故實聞書條々三〕同笠〇圖笠の事、紋を出したるはあしく候、女房衆若衆などのは、色々紋を出し候、

〔萬金產業袋一器財〕傘細工

紋の書様、常のさし用かさに、もん所あるひは大字等を書んには、墨屑を二三日まへより水につけ、すり鉢にてよくすりてかく、透して見て村なきやうにぬるべし、文字なればとて、一向書すては格別、少しにてもなをし懸りては、ちくと計なをして置ケば、油を引日にすけて至極むさし、よく斑なくぬりて油をひくべし、又朱紋といへ共大方は丹也、下地の白紙に丹にて書ときは、常のゑのぐの如く、丹に薄にかわをいれて書べし、是なをむら見へてはむさし、物陰にかきて薄墨をいれんには、海蘿にて墨をうすくしぬる也、薄すみはむら付たがり、ひきにくきもの也、右ふのり合にては、すこしもむらなく出來る、

〔守貞漫稿三十傘履〕享保以來、今世ニ至リ蛇ノ目傘、端ノ青紙ノ所ニ定紋ヲ描ク、青紙ヲキリヌキ、白紙ヲ以テ補之テ記號ヲ描ク、近年江戸男女楓傘ニハ、專ラ苦チ骨番ト以上ニ朱紋ス、

江戸今世男女蛇ノ目傘、紅葉傘等ニハ、苦チ後ニ他ト混ゼザルノ備ヘニ、左圖〇圖略ノ如ク黒蛇ノ目ニハ朱漆ヲ以テ、自稱ノ一字、或ハ家號ノ一字、又ハ定紋ヲモ描之、白紅葉傘等ニハ黒漆書ス、京坂ニハ稀ニ誌之、江戸ハ不描ヲ稀トス、蓋三都トモニ日傘ト雨傘モ、番傘ト云粗物ニハ不描之也、

多作之、

〔重修本草綱目啓蒙二十六服器〕桐油繖紙 カラカサガミ 桐油ノカラカサガミ

和ノ雨傘ハ、荏油ヲ用ユ、唐山ニテハ、油桐ノ油ヲ用ユ、

〔我衣〕元文比ヨリ傘ノ風キヤシヤヲ第一トシテ、巧者ノ上手出、トカク手ヌキヲシテ、下直ニウル、地ニテモ、白張骨ミガキ、花奢ニシテ、ジヤウゾクナシ直段六七匁程ナリ、カツ好ヨク高直ナリ、

〔萬金産業袋一器財〕傘細工

傘〇圖略のさし渡し片々貳尺壹寸五ぶヅヽ、骨竹五拾本、是を五十間といふ、骨竹六拾本、これを六拾間といふ、但し大坂傘は、五拾間といふに、ほね五拾貳本、あるひは五十四本あり、これ六間張といふ事有ゆへ也、紙は古來より森下をつかふと人みないへども、今は國栖紙のみにして、森下はかつてつかはず、故は國栖は森したゟ紙大きにして、六十枚一帖なり、森下は四十八枚一帖にて、紙は天地ともよほど小場也、しかもねだんは、くずゟはまたむつかしき方なれば、出入のちがひ、されば森下とくずとの紙のちがひにて、つよきよはきのわかちもある事かといふに、いさゝかもつてその相違なし、さるによつて世間一統、みなくず紙を用ゆる事なり、糊はわらびの粉のしぶ合せ、油は荏を二へんづゝ引、天井はかり靑を紅葉といひ、ぐるりの靑きを軒靑といふ、俗に蛇の目紋しるし等は、油をひかぬさきにかゝすべし、尤油を引て書ても同じ事なれども、ひかぬさきよろし、

〇中略

糊の燒やう、上わらびの粉壹升に、水貳升いれて煮る也、よく摺木にてかきまはし、かげんよくにえたる時すり鉢へあけ、澀すこしづゝ見計ひにいれ、すり木にてねる、ずいぶんねるほどよろし、

〔守貞漫稿三十傘履〕享保中、紀和歌山ヨリ形小細ノ精製ナル傘ヲ漕於江戸、風雨ニハ損易シ、挾筥ニ納メテ急雨ニ備フノミ、元文以來、傘專ラホツク輕キヲ良トス、江戸ニテ磨キ骨、無裝束糸、白紙張ヲ

傘製作

一自今御成之節、降遣り候様成天氣に候はゞ、傘を手に持、御供可仕事、

一無心元程之天氣に候はゞ、御跡に傘爲持可申事、

但途中ニ而降出候節は、不及伺御御目付世話致し、早く傘さゝせ可申事、

一晴天之節は、傘御成先江遣置可申事、

一御鷹野御成之節も、右可爲同前事、

右之通、向々江可被相達候、

四月

享保十二未年九月

一御成之節、雨天ニ而途中より傘差候時分、小十人御徒七八人程づゝ、御跡へ下り、人別に傘持段段に代合可申事、頭は二代りに御跡へ下り傘持可申候、此外御先へ立候者共も、右ニ准じ可相心得候、尤何も御駕籠之邊ニ而は、中座可有之事、

但御同朋も二代りに可致事

享保十六亥年五月

一公方様、大納言様、御城中御成之節、雨降候はゞ、御供之面々、傘合羽被遊御免候、向後著用可仕候、

但江葉山御參詣之節は、只今迄之通たるべく候、

右之通、可被相觸候、

五月

〔和漢三才圖會二十六服玩具〕傘〇中略

按、繖キヌカサ華蓋也、簦即笠有柄者甚賤、傘即繖而禦雨甚侈、近世制得其中者也、竹骨上張紙微注荏油、令紙不濕敗、俗曰唐笠、通用傘字、堺納屋助左衞門文祿三年自呂宋還來獻土產傘、蠟燭各千挺今傘制乃是也、攝州大坂堺

傘制度

物とおなじ(音と體とはかはれ共、大笠といへるは同じ、)思ふに柄は用る時さして、常には取収むる物にや、笠は今の唐かさの如く疊まる、物にはあらじ、○中略古書に唐かさをも、かさとのみいひしことあり、太平記にさして行かさぎの山を出しよりの御歌も、傘によせ給ひし也、笠に柄をさしたるがもとなれば、笠とのみもいふべきこと歟、今も唐かさをかさといふ、

〔享保集成絲綸錄十五〕寶永七寅年五月

覺

一御成之節、雨降候はゞ、御供之面々、かさ合羽御免之事、

一雨降候節は、御成先勤番之面々組共にかさ合羽是又御免之事、○中略

右之通、雨降候節は、難儀可仕與被思召候ニ付、御免被遊候間、向後著用可仕候、已上、

五月

〔德川禁令考三十一狩獵〕享保九辰年七月廿五日

自今雨天之節傘御免之儀覺

一只今迄ハ御鷹野御成之節、雨天ニ候得バ笠御免ニ而候、自今ハからかさ御免被成候、就夫傘ハ御賄方より差出させ可申候、當分ハ降不申、天氣如何と存候節ハ、御成先江傘遣し可申候、尤天氣能候ハゞ傘支度ニ不及候、

一上野增上寺何方江之御成之節も、右同斷ニ相心得可申候、

右、佐渡守殿被仰渡候、

七月廿五日

〔享保集成絲綸錄十五〕享保十一午年四月

覺

しかおもはるゝなり、然ればこの時はじめて、皇國へは渡りしものと見えたり、其後大寶養老の頃と成ては、專らもちひられたるものと見えて、主殿寮頭掌(二)供御輿輦蓋笠繖扇(一)云々(職員令)と有、蓋は佛家の天蓋の如きもの、笠は竹笠菅笠などの類、繖は則今の傘なり、またおもふに皇國にふるく見えたる所の繖は、みな日傘なるべし、雨のふる時は、かならず笠を用ひしものならんか、其故は笠は、竹又は菅にて造れるものなればなり、繖は絹又紙にてはりしものゝよし、古く見えたり、さて又いま普通にもちふるところの傘の字は、說文等にみえずして、玉篇より音散蓋也と見えたり、思ふに令の製はじまりてより、象形に依て造りし字なるべし、然れども西土隋唐にては、多く此字をもちひたるによりて、皇國の日用とは成しものなり、令、延喜式、和名鈔等には、傘の字を用ひしなり、されども和名鈔より前なる新撰字鏡には傘繖侖傘奍傘この六字を載て、みな支奴加佐とよみたり、和名鈔には支奴加左といふ和名をば載せざりしなり、字鏡に支奴加佐と訓たるは、帛をもてはりたればなり、しかるを今は又蓋と名を混じて、紛らはしきゆゑ、からかさと呼ぶ也、からかさといふ名は、宇都穗物語伊勢物語塗籠本等にみえたれば、其前より有たる名にやとおもはるゝを、和名鈔にこの名をあげられざるは疑はし、猶おもふに、傘と笠とは通はして書けるものと思はる、其故は雨そゝぎも猶秋のむら雨めきて打そゝげば、御かささぶらふ木のした露は云々(源氏物語)とみえ、又一條殿より笠もて來たるをさゝせて云々(枕草紙)と見えたるなど、みな傘の事なるべし、はるかに後のものながら、東鑑に笠役といふ名目みえ、高忠聞書に、笠役の式を載せたるなど考へあはすれば、傘なる事疑なし、されば物語などにからかさといはずとも、かさとのみいひても、さすなど有はみな傘の事なり、

〔嬉遊笑覽〕二(器用)中 傘　和名抄、史記音義云、簦は笠有柄也、(俗云大笠)とあるを、天正のころ、堺の商人呂宋に渡りもて歸りしが始のよしいふ說は非なり、○(中略)内宮長曆送官符に見えたる、菅の大笠といふ

傘沿革

亦古張帛爲繖之遺事也、高齊始爲之等差云、今天子用紅黃二等、而庶僚通用靑、其天子之以黃蓋、自秦漢黃屋左纛之制也、

雨傘

六韜曰、天雨不張蓋幔、周初事也、通俗文曰、張帛避雨謂之繖、蓋卽雨傘之用、三代已有也、繖傘字通、

〔運歩色葉集賀〕唐傘(カサ)

〔易林本節用集器財加〕唐笠(カラカサ)　傘(同繖)

〔和漢三才圖會服玩具二十六〕傘(音散)(からかさ)　繖(同繖)

〔名物六帖器財五傘笠杖履〕傘(キヌカサ)(カラカサ)　正字通、傘、蘇旱切、音散、繖同、日可以卷舒者、傘用中國紅絹爲之、傘裙直垂地、油傘絲絹爲之、稱御蓋、　油傘(カラカサ)　傘裙(カサノスソ)(上共見笠)　傘(カサ)南史王縉傳、以笠傘覆面、　雨傘(カラカサ)字彙、傘音散、雨傘、〇中略　傘柄(カラカサノカレヲ)上木管子　傘柄上木管子、朱子語類、猶是骰中空處、圖會所者、　浮圖(カサノカシラ)正字通、金志銀浮圖二品、三品用紅浮圖、四五品靑浮圖、註、浮圖繖頂也、〇中略　笠橑(カサノフチ)陸龜蒙詩、笠橑有殘聲、　傘(カラカサノシルシ)記號(〔)觀圖公案、僻雨人傘有記號否、皆道傘小物那有記號、　橑(カサノホネ)　雨橑子、若夫蓋橑中兩之於治道、猶蓋之無一橑、而輪之無一輻、正字通、橑與轑通、轑、骨老、篇海、車蓋弓曰車前蓋、如弓形者、凡二十六、故蓋弓謂之橑、

〔貞丈雜記調度八〕一柄笠と舊記にあるは、からかさとよむべし、柄の字をからとよむ也、

〔中右記〕元永二年四月廿二日丁酉、從朝天陰、小雨間下、賀茂祭也、〇中略過御棧敷間、或乞指笠於下人、

〔三中口傳一甲〕褰御簾様

御簾ヲ持上ル時、下簾ヲ左右共一方ヘ引出テ、具簾而持上之、〇中略又自上雨降、役人有差笠ヲ擁スル役人下﨟歟、但可隨事也、

〔古今要覽稿器財〕からかさ　傘

からかさはいつの頃より始りしといふ事、いまだ詳ならず、おもふにもと皇國に始まりし物にあらずして、外國より渡り來りしものと思はる、其故は欽明天皇十三年冬十月、百濟聖明王云々、獻釋迦佛金銅像一軀幡蓋若干(日本書紀)とみえたる、これより古く蓋の類の名の出たる事なければ、

傘名稱

〔落窪物語一〕雨はいやまさりにまされば、略〇中笠ひとつまうけよ、衣ぬぎてこんとて入たまひぬ、たちはきかさもとめにありく、略〇中たちはきとたゞ二人出給ひて、大がさを二人さして門をみそかに明させ給ひて、いとしのびやかに出たまひぬ、略〇中雜色等、この退る者どもしばしかへりとまれ略〇中とて、かさをほと〳〵とうてば、屎のいと多かる上に屈まり居ぬ、また打はやりたる人、しひて此かさをさしかくして、顔をかくすはなぞとて、往過るまゝに、大がさを引かたぶけて、かさにつきてくそのうへにゐたるを、火をうちふりて見て、奴袴着たりける身まづしき人の思ふ女の許いくにこそなど、口々にいひておはしぬれば、略〇下

〔後撰和歌集戀十四〕男のまでこで、あり〳〵てあめのふる夜、おほがさをこひにつかはしたりければ、

これひらの朝臣の女いまき略〇歌

〔松の落葉四〕笠

かさのしなく〳〵あり、よき人のは、きぬがさ、おほがさになん、略〇中おほがさのこと、すぎにし文化八年のう月に、京にまゐりをりしかば、かもの祭見にゆきしに、勅使菅のおほがさをもたせられき、ことしよりはじまれるなりとぞ、みやこ人いひける、そは久しくすたれたりしを、おこしたまへるにぞありける、西宮記十一の巻に、菅蓋、公卿及祭使御禊前驅持之、白鳳制云、三品已上聽二着菅蓋一とあるによりて、ものしたまへるにこそ、菅にてはつくりたれど、きぬがさにつぎては、これもいとやんごとなきかさなりかし、しもざまにては、むかしも今も、なべてちひさき菅笠をぞきる、

〔下學集下器財〕傘サンカサ持レ手開レ之傘也、蓋傘唐傘カラカサ是也、以二字形一可レ知レ之云云、

〔事物紀原八舟車帷幔〕傘

通典曰、北齊庶姓王儀同已下翟尾扇傘、皇宗三品巳上青朱裏、其青傘碧裏達二於士人一、按、晉代諸臣皆乘レ車、有レ蓋無レ傘、元魏自二代北一有二中國一、然北俗故便二於騎一、則傘蓋施二於騎一耳、疑是後魏時始有二其制一也、

〔西宮記臨時四〕菅笠。。

公卿及祭使、御禊前駈持之、白鳳制云、三品已上聽著菅笠之云云、

〔内宮長暦送官符〕御裝束 伍拾肆種 大神宮御料○中略

菅。大笠。貳枚 柄長各八尺五寸、徑一寸二分、里漆平文、金銅桶尻、長一寸六分、耳金二隻、副緋綱四條、長各二丈、骨貳拾枚、漆塗骨末押金薄、其體如蕨形、廻曲各伍枚、竹削漆塗、頂覆金銅盤形金壹枚、徑七寸、笠口徑肆尺陸寸貳分、 已上納緋袋壹口、裏生絁、緋綱、

〔日本書紀齊明二十六〕七年八月甲子朔、是夕於朝倉山上、有鬼著大笠臨視喪儀、衆皆嗟怪、

〔儀式一〕春日祭儀

祓日時刻、齋女駕車向祓所、其儀也、○中略 走孺近車左右各二人、著青摺、執屛繖。左右各一人次之、相當走孺、○中略是間齋女駕輦參社、其行列也、○中略 執屛繖左右各一人次之、相當擔丁、執翳各一人次之、執笠各一人次之、以上井著退紅染衣、

〔延喜式十七内匠〕賀茂初齋院幷野宮裝束○中略

腰輿一具、屛繖二枚、○下略

〔伊勢物語朱雀院塗籠御本〕富士の山を見れば、○中略 この山は、上はひろく、しもはせばくて、大笠のやうになん有ける、

〔西宮記臨時五〕太上皇御行

延木十八年二月二十六日、參入於六條院云々、○中略 自酉剋陰雨、○中略 王卿等戴大笠、

〔枕草子九〕うへより御文もてきて、返事只今とおほせられたり、何事にかと思ひて見れば、大がさのかたをかきて人はみえず、只手のかぎり笠をとらへさせて、下に、

みかさ山やまのはあけしあしたよりとか、せ給へり、○下略

偖は屏繖なる事は忘らずして、唯是も御腰輿に添たるものなりとて見せたれど腰輿に添ひたる上は、屏繖にて有べきなり、

〔唐書儀衛二十三上〕天子乘輿以出、○中略次大繖二、執者騎、○下略

〔儀式一〕加茂祭儀
執物左右各四人、一人大翳、一人大笠、一人緋蓋、一人行障、並著退紅染衣、

〔延喜式五十雜式〕凡大簦、聽妃已下三位已上及大臣嫡妻、

〔延喜式六齋院〕齋王定畢所請雜物、○中略
行具、○中略 大笠二枚、加平文柄井志部、○中略
三年一請雜物、○中略
絣絁六匹八尺、(中略)一丈八尺、大笠二蓋裏料、○中略 絹二百卅八匹一丈七尺九寸、(中略)一丈八尺、大笠二蓋覆中幡料、○中略 油絁三匹五丈二尺、(中略)一丈八尺、大笠二蓋覆料、○中略 朝使已下女孺已上座料、○中略 大笠二蓋、

〔延喜式十五內藏〕加茂祭　女使料○中略
竹大笠一蓋已上內侍料

〔延喜式十七內匠〕伊勢初齋院裝束○中略
大笠柄二枝、加志部料、檜榑一村、白鑞薄四枚、方八寸、阿膠四兩、熟銅大十二兩、滅金小一兩二分、鑑銀三分二銖、水銀三分、炭二斗、和炭八斗、漆六合、掃墨三合、單功廿四人、木工四人、漆四人、銅八人、白鑞八人、○中略
野宮裝束○中略
大笠柄一枝、長八尺、○中略
加茂初齋院幷野宮裝束○中略
大笠柄二枚、加平文志部、

〔類聚名義抄 八竹〕簦（音登、俗云大笠、オホカサ、トリカサ、カサ、）大簦（オホカサ）

〔伊呂波字類抄 於雜物〕簦（オホカサ 長柄笠）

〔運歩色葉集 賀〕笠（カサ 簦同）

〔東雅 九器用〕笠（カサ）　簦（オホカサ）　カサの義不詳、笠にして、柄あらむには、即今のカラカサといふものゝ類なるにや、其制の如きは知らず、（古書に擡笠の如くにして、大なるものに柄あるを繪がきしを見たりき、夫等のものゝ制にやあるらむ、不詳、）

〔倭訓栞 前編六加〕かさ（略）○中　倭名抄に、簦を俗に大笠といふと注せり、今だいがさ、たてがさといへる物は、大の字音をよび、たては大傘地に立べきをいふなるべし、西土にも竪笠の名あり、

〔古今要覽稿 器財〕おほがさ（大繖・屛繖）　おほがさは今の日傘なるべくおもはる、その形狀はまたしく見る者ならねば、委しくは辨じがたし、されども大方は、かの伊勢物語に、富士の山を、なりはまほじりのやうになんありけるとあるを、朱雀院の塗籠御本には、此山うへはせばく、しもは廣くて、大笠のやうになん有けると有にて、凡は其さまえられたり、但日傘といへる名は、宗五大艸紙にみえたる外に、古くはいまだみあたらず、されど延喜式（内匠 野宮裝束）に腰輿一具、屛繖二枚と見え、和名鈔（服玩具）に唐令云、腰輿一次大繖四、本朝式（按に延喜式なるべし）云屛繖と記され、また唐書儀衛志云、天子出、大繖二、執者騎、横行居衛門後と見えたるなど、皆日傘なるべくおもはる、雨天の料にくらぶれば、殊の外華麗なるものなり、多く絹にて張たる歟、色目に制度ある事は聞えざれども、大方緋をもちふるにや、西土にては色の制度あるよし、世々の國史に見えたり、海山記に、帝輿楊素釣魚於池坐赭傘とみえ、韓退之遊青龍寺詩に、柿の紅葉せしをたとへて、赫々炎官張火傘などもいへれば、緋傘常用の物と見えたり、又按に、山城國南禪寺に、龜山院の御腰輿御屛繖ありて拜見せしが、いかにも美麗なるものなり、寺

笠

〔萬葉集三雜歌〕長皇子遊獵路池之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首幷短歌、○長歌略
反歌
久堅之天歸月乎、網爾刺我大王者、蓋爾爲有、
〔萬葉集略解三雜歌〕蓋の左右に綱を付て、侍臣のひかへつゝ行故に、さしといへるなるべし、伊勢大神宮式の蓋の下に、緋綱四條とある是也、
〔萬葉集十九〕判官久米朝臣廣繩
見攀折保寶葉歌二首
吾勢故我、捧而持流、保寶我之婆、安多可毛似加、青蓋、
〔觀世音寺資財帳〕嘉保□年寶藏實錄日記
一現在　第一韓櫃○中略　紫染絹合佛蓋貳帳　一帳前帳云、表綾裏絹、其緣所々損者、悉朽損、一帳云、注穀也裏皆深紫、又所々損者、悉損無實、寬治六年帳云、今撿同前、○中略
第十三韓櫃○中略　青表裏緋横蓋壹條　前帳云、全、　寬治六年帳云、今撿同前、　今撿○中略　佛蓋壹條　前帳云、表紫裏緋、所々破損、　寬治六年帳云、今撿同前、○中略　今撿　白横蓋壹條　前帳云、注、單先合、　寬治六年帳云、今撿同前　今撿　綿綾交纐蓋壹條　以玉裝束也、全、今撿、
○按ズルニ、寺院ニテ用キル蓋ノ事ハ、宗敎部佛敎法具篇ニ在リ、
〔勘仲記〕弘安九年三月廿七日甲午、天皇○後宇多可有行幸春日社、○中略　昇立神寶於南庭、○中略　注神寶付社司、○中略　神寶送文　一神寶○中略　錦蓋四流○在黑漆蓋、
〔倭名類聚抄十四行旅具〕笠　史記音義云、簦○音登、俗云大笠、於保賀佐、笠有柄也、
〔史記七十六虞卿傳〕虞卿者、游說之士也、躡蹻擔簦、○徐廣曰、蹻、草履也、簦、長柄笠、音登、笠有柄者謂之簦、
〔急就篇三〕簦、笠、皆所以禦雨也、大而有把、手執以行、謂之簦、○中略　虞卿躡屩擔簦、卽謂此也、

張御蓋代料、調布八端四尺、(切長一丈七尺、廿條、條別)練絲一絇、苧小五斤、
御輿蓋一枚料、油絁一丈六尺二寸、調布一丈六尺二寸、單功三人、(漆工)

〔延喜式 三十六 主殿〕正月元日燒香史生左右二人、(中略)殿部左方十一人、一人執梅杖、二人紫繖、三人紫蓋、二人菅繖、三人菅蓋、右准此、其裝束各黃帛袷袍一領、

〔内宮長暦送官符〕御裝束　伍拾肆種　大神宮御料(中略)
赤紫綾蓋貳具　各方五尺七寸、裏緋綾、副緋綱二條、長各二丈、柄長壹丈參尺、頂金銅鉢形黑漆平文、金銅桶尻、骨捌枝、長四尺五寸、末蕨形金各四枚、長各四寸、本末并刺張木本岳蟹爪各二寸、頂并肆角上覆、錦花形赤紫絨組捌條、長各一尺、張緒著緋丸組捌條、長各二尺、各在志倍金總、

〔新撰姓氏錄 和泉國神別 天神〕爪工連　神魂命男、多久豆玉命之後也、雄略天皇御世、造紫蓋爪、并奉飾御座、仍賜爪工連姓、

○按ズルニ、訂正新撰姓氏錄爪工連ノ條ノ頭書ニ稻壼云、紫蓋爪、三字不穩、按蓋字下、脫紫刺二字皇大神宮儀式帳云紫衣笠二口云々、紫刺羽二柄トアリ、

〔日本書紀 十五 清寧〕三年正月丙辰朔、小楯等奉億計、弘計、到攝津國、使臣連持節、以王青蓋車、迎入宮中、

〔後漢書 五 安帝〕延平元年八月、殤帝崩、太后與兄車騎將軍鄧隲、定策禁中、其夜使隲持節、以王青蓋車迎帝、齋于殿中、(續漢志曰、皇太后、皇太子安車、朱班輪、青蓋、金華蚤、皇子爲王、錫以乘之、故曰王青蓋車、皇孫則綠車、)

〔類聚名物考 調度 二〕青蓋　あをきぬがさ
今案に、青蓋は即ち青涼傘也、

〔日本書紀 二十六 齊明〕元年五月庚午朔、空中有乘龍者、貌似唐人、著青油笠(アラキアブラカサ)、而自葛城嶺馳隱膽駒山、及至午時、從於住吉松嶺之上、西向馳去、

〔釋日本紀 二十 秘訓〕青油笠(アヲキアブラキヌノカサ)

は蓋也、清寧紀三年、青蓋車とあるも衣笠の形をかざりし車なるべし、〇中略組は久美とよむべし、〇中略さて右の組、蓋の四角に垂れば、二口の料合て八條也、〇中略緋綱は比能都那とよむべし、〇中略右蓋を掩ひ奉る時、傾曲をひき直す料に、緋の綱を蓋につけ、供奉人二人これを執る也、四條の中、二條は蓋二口に著け、二條は菅笠二口につく、次にのせたる菅笠二柄料綱をもこゝにかねまるせし也、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀上

左右近衞府、左右各騎陣十人、步陣十人、腰輿在其間、菅蓋紫蓋次之、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

車持朝臣一人執菅蓋、子部宿禰笠取直各一人、共膝行執蓋綱、還亦如是、

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束

蓋二板、淺紫綾表、緋綾裏、表各三丈、裏加之、頂及角覆錦、別枚所須一丈垂淺紫組總、別枚所須八兩、但總料絲臨時斟酌請受、以下准此、緋綱四條、二條蓋料、二條菅笠料、長各二丈、〇中略

度會宮裝束

紫蓋一枚

〔延喜式六齋院〕齋王定畢所請雜物

行具〇中略　蓋二條各方一丈四尺料、深紫淺紫黃帛各五丈六尺、緋帛一匹一丈二尺、同裏料緋帛四匹、紐五十六條料、緋帛一丈二尺六寸、綱三條料、緋帛一匹、

〔延喜式十七內匠〕野宮裝束

御輿中子菅蓋一具菅井骨料材從攝津國、笠縫氏參來作料、生絲六兩、苧小十兩、已上二種骨結料單功十人、食料白米二斗人別二升鹽二合人別二勺醬滓二升人別二合海藻一斤四兩人別二兩酒六升、人別六合

笠は傘の如く、内に柄あるものならんとおもはるれば、是は外より柄を付たるぞ違目なるべき、送官符に、蓋をば二具と書、刺羽をば二柄と書、大笠をば二枚とも一柄とも書たるにても、思ひやられたり、

〔令義解一職員〕主殿寮

頭一人掌供御輿輦、○義解略蓋、笠、繖、扇、○中略謂繖、繖蓋、等事、

〔令集解五職員〕問、繖、繖蓋者其意何若、如繖之蓋歟、扇團扇也、釋云、上思爛反、野王案、繖即蓋也、見唐衣服令、或云、繖似扇而大者非也、音蘇旦反、○中略穴云、繖、謂平繖、繖蓋也、唐儀制令云、皇太子繖者是跡云、繖者蓋、言平繖之蓋耳、○中略古記云、陸詞曰、繖蓋也、音蘇旦反、○中略伴云、家語、孔子將雨無蓋、是也、今時繖也、

〔令義解六儀制〕凡蓋、皇太子、紫表、蘇方裏、頂及四角、覆錦垂總、親王、紫大纈、一位、深緑、三位以上、紺、四位、縹、四品以上、及一位、頂角覆錦垂總、二位以下、覆錦、謂唯得覆錦、不可垂總、其大納言以上者、兼用錦總也、唯大納言以上、垂總、並朱裏、總用同色、謂總者、聚束也、同色者、與表同色、

〔令集解二十八儀制〕穴云、問、皇太子不有儀戈、由何、答、尚依文習耳、或云、師云、上條儀戈、此條蓋並副飾馬所出也、此說不安耳也、在穴朱云、蓋常不用也、此說可用飾馬時等者、○中略古記云、頂及四角覆錦垂總、謂在寺寶頂一種也、○中略或云、蓋色云紫縹、不云深淺耳、在釋○中略釋云、二位以下覆錦、謂不垂總、大納言以上垂總、謂錦亦覆也、古記无別、云々○中略釋云、說文、總聚束也、音作孔反、同色、謂與表同色耳、古記云、總用同色、謂用表色也、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事

紫衣笠二口、各裏緋綾、組入條、赤紫、緋綱四條、長各二丈、二條衣笠料、二條菅笠料、

〔大神宮儀式解九〕紫衣笠は、牟羅佐伎乃伎奴加左とよむべし、威儀の行幸に用る具也、○中略衣笠

ろいろのきぬしておほひたるものにて絹笠なり、〇下略

〔類聚名物考調度二〕きぬがさ　蓋　涼傘

古へは皇朝にても鹵簿に用られたり、令によれば形四方なりと見ゆ、今佛家に用る天蓋もまた四角なり、これも古への形はのこりたる物なれば、たがふまじきことなり、さるに万葉集に月暈またはおゝがしはの葉を蓋にたとへたる事有り、是はおはよそにいへばにや、又は丸きも有りけるにや、明和元年の春、朝鮮使の來りしを見たるに、淺葱の蓋をさしたるに、よのつねの長柄傘の大さにて、骨は六本か八本ばかり付たれば、角のさしはりて六角の樣に見えし、もとより線にはまた水引を付たり、琉球使の蓋も見たるに、是は二蓋なり、はねはつねの長柄傘の如くして丸し、又華嚴經に蓋雲といふ事有り、これらも丸きをいふなるべし、

〔新撰字鏡人〕傘、繖、龠傘、𠍴、傘、六形同、先岸桑爛二反、蓋支奴加佐、

〔晉書八十三王雅傳〕王雅字茂達、東海剡人、〇中略會稽王道子領太子大傅、以雅爲太子少傅、〇中略少傅之任、朝望所屬、王珣〇王珣亦頗以自許、及中詔用雅、衆遂赴雅焉、將拜遇雨、請以繖入、王珣不許之、因冒雨而拜、

〔大金國志三十四〕車繖〇中略

國主繖、或紅或黄、無定、以金龍爲頂蓋、后用金鳳、太子用金龍、妃紫繖、用金孔雀、一品青繖、用銀浮圖、二品三品用紅浮圖、四品五品青浮圖、

〔古今要覽稿器財〕菅蓋　菅大笠

菅蓋の形状いまだ詳ならず、但大嘗會畫圖に供御の料に、菅蓋といひ傳へたる圖有、延喜式に見えし菅蓋物にや、蓋とのみいふは四角なるものなり、儀制令に頂及四角覆錦垂總とみえ、内宮送官符にも方五尺七寸、頂并肆角上覆錦などみえたれば、正しく佛家の天蓋に似たるものなり、大

古事類苑

器用部二十三

行旅具中

〔倭名類聚抄 十四 服玩具〕華蓋 兼名苑注云、華蓋、(和名岐沼加散)黃帝征蚩尤時、當帝頭上有五色雲、因其形所造也、

〔箋注倭名類聚抄 六 服玩具〕按、古今注云、華蓋、黃帝所造也、與蚩尤戰於涿鹿之野、常有五色雲氣金枝玉葉、止於帝上、有花葩之象、故因而作華蓋也、兼名苑注、蓋本之、則疑當是常字之誤、帝上似脫於字、按說文、蓋苫也、謂以艸覆之也、故其字從艸、以爲繖者、蓋轉注也、

〔事物紀原 三 旗旐采章〕華蓋

筆談、華蓋後曲蓋謂之筤、兩旁夾扇通謂之扇筤、皆綉、亦有銷金者、卽古華蓋也、

〔伊呂波字類抄 幾 雜物〕蓋(キヌカサ、或作笠、張帛也、)寶蓋、華蓋、雲蓋、日蓋等也、

〔名物六帖 器財五 傘笠杖屨〕蓋(キヌガサ) 繖(キヌガサ) 繖蓋(キヌガサ) 曲蓋 軟蓋(ヤブレガサ)

〔倭訓栞 前編七 幾〕きぬがさ 日本紀、倭名抄に蓋をよめり、祝詞に衣笠と見ゆ、又華蓋をよめり、錦蓋などをいふ也、葬儀にも用る也、

〔松の落葉 四〕笠

かさの花なくさ〴〵ありよき人のは、きぬがさ、おほがさになん、きぬがさのこと、衣笠内大臣ときこゆる人のおはせしによりて、衣笠(キヌガサ)と心うるはわろし、和名抄に華蓋(和名岐沼加散○中略)と見えて、い

〔古今和歌集二十東歌〕みちのくうた

みさぶらひみかさと申せ宮ぎのゝ木の下露は雨にまされり

〔教訓古今道歌るべ〕上みれば及ばぬことのおほかりきかさきてくらせおのが心に

したみればわれにまさりしひともなし笠とりてみよ空の高さを

〔柳亭筆記四〕伏笠
業の一本天和二年淨書に曰、此待乳山の風景言語に及がたし、○中略山の麓を歩行にて行を、山の茶屋から知る人の見ることもやと、熊谷笠をふせてかぶり云々、醒翁此文を引て、前さがりにかつぎて面の見えざるやうにするを、すべて伏編笠といへりといふ説尤よし、俳諧には伏笠と見えたり、あみ笠にもあれ、菅笠にもあれ、すべてかくするを、伏笠といふなるべし、
ねごと草寛文二印本西にかたぶく月さへも、たれに人目を忍びてや、伏笠をめす大ぞらを、思ひの餘りにうち詠て、
別れ路の泪の末をいとふてや志ら菅笠をめす朧月
伊勢踊寛文八年印本、加友撰、　ふせ笠や逢うてうるさき人時雨　玄逢　此句よく醒翁の説に合す

〔人倫訓蒙圖彙七〕住吉踊　住吉のほとりより出る、下品の者也、菅笠にあかき絹のへりをたれて顔をかくし、白き著物に赤まへだれ、團をもち、中に笠鉾をたてゝおどる、

〔甲子夜話四十一〕都下諸大名ノ往還スルニ、ソノ行裝尋常ト殊ナルナリ、眼ニ留マル所ヲコヽニ擧グ、○中略
久留米侯ノ鎗持ハ、雨天ニハ笠ヲ戴ズシテ鉢卷ヲス、手廻リノ者ハスベテ笠ナシト云、是ハ官ノ式ヲ准用スルニヤ、
仙臺侯ノ駕籠ノ者モ、雨天ニハ笠ナク鉢卷ナリ、是ハ古ノ遺法カ、
土佐ノ高知侯ノ鎗持モ、雨天ニ笠ヲ用ヒズ、桐油ノシコロ頭巾ヲ著ス、○中略
彦根侯伊井氏ハ○中略雨天ノトキハ、手廻リノ者、笠ハナク濡タルマヽナリト云、

〔古今和歌集一春〕むめのはなをおりてよめる　東三條の左のおほいまうちきみ
鶯のかさにぬふてふ梅花おりてかざゝん老かくるやと

ヒタ〳〵ト旅指物ヲ投入〻〻、ハヤ城内ヘ乗入ラントス、城兵怱力ツカレ、笠ヲ出シテソレニ居給フ、

〔板坂卜齋記下〕三右衛門〇進藤中納言殿〇浮田秀家へ申上候は、大坂へ參上可申候、御狀被遊候へと申、四寸四方程なる紙に、狀被遊候を、編笠の緒は縷付て、二日に大坂へ行著、中納言殿御屋敷御臺所へ這入候へば、〇中略無程局出會れ候、編笠の緒へ縷交候御狀を取出しひろげ見せ候へば、一見せられ、奥へ這入、〇下略

〔西鶴名殘之友三〕元日の機嫌直し

室町通り西行櫻の町に、御所染の絹商賣して、菱屋といへる人あり、〇中略身の上次第に面白からぬ年くれて、餘所の寶を數ふる隱蓑かくれ笠に袋を打出の小槌まで、繪書きたる舟を、敷寢の夜の夢に、〇下略

〔嬉遊笑覽二中器用〕あみだ笠は笠の名にはあらず、笠を仰いて後の方へ著たるが、佛の後光めく故にいふなるべけれど、さてはあみだに限りたることにはあらず、思ふに守武千句に、南無あみだ笠きぬ人もなし、といへる秀句ありしより、あみだ笠は出しなるべし、且かく著るは、笠の緣の物に障るによりて也、徘徊世話盡旅部に、餅食笠と云詞あり是も同じ著やうにや、

〔守武千句〕獨何第二

けん物にみな後の世やねがふらん
なむあみ笠をきぬ人もなし

〔西翁十百韻〕懸俳諧

見返しの笠の内をもちらとみて
南無あみだ佛懸はくせもの

笠雜載

一野州藤岡菅笠　右同斷銀拾四匁六分六リ　右同斷銀拾四匁八分
　但同斷拾五匁八分　內壹匁直下ゲ
一上總長南菅笠　右同斷銀拾匁八分三リ　右同斷銀九匁九分八リ
　但同斷拾壹匁壹分　內壹匁壹分貳厘直下ゲ

〔日本書紀九神功〕九年（〇仲哀）三月戊子、皇后欲擊熊鷲、而自橿日宮遷于松峽宮、時飄風忽起、御笠隨風、故時人號其處曰御笠也、

〔新撰姓氏錄右京皇別〕笠朝臣　孝靈天皇皇子稚武彥命之後也、應神天皇巡幸吉備國、登加佐米山之時、飄風吹放御笠、天皇恠之、鳴別命言、神祇欲奉天皇、故其狀爾、天皇欲知其眞僞、令獵其山、所得甚多、天皇大悅、賜名賀佐、

〔古事談一王道后宮〕永長元、大田樂ノ事、或人記云、七月十二日參內、祈年穀奉幣定也、今日有殿上人田樂事、卅餘人云々、（頭辨依所勞不參）裝束或象被仰定、紅帷有風流、以冠宮蓋為笠、差貫有風流、田主藏人少納言成定、（勅定）大笠（上志目風流多、事外人也、）巳上藏人所調備、（〇下略）

〔玉海〕治承二年十一月一日庚申、此日春日祭也、　二日辛酉、依新制、共人不著紅紫二色及綿織物等、但於雜色打衣及笠風流者不憚之、今度之制、不被裁祭使笠車及從者過差之條、仍申合關白、（〇藤原基房）之處、不可憚之由有報狀、

〔臥雲日件錄〕長祿二年閏正月廿日、城中訛言曰、一夕有人、就人家借笠子、然不與之而頓亡、由是昨今城中家々戶外挂笠子云々、

〔總見記七〕信長揚義兵被攻上事附江州所々合戰事
信長公ハ、（〇中略）直ニ人數ヲ押通シテ箕作ヲ攻ル、（〇中略）佐久間ヲ始メテ四人ノ諸將、此イキホヒヲヌカスナトテ、押詰々々息ヲモツカセズ、採ニマフデ攻ツメケレバ、諸勢皆堀際へ著テ、屏ノ中へ

笠商

六色人等、臨時召役、爲品部、取調庸、免雜徭、〈○中略〉一云、凡縫笠、縫蓋、飛鳥縫履、染部、如此之類、皆在雜戶部之中、

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任卅三人、〈○中略〉御笠縫内人無位郡部乙淨麻呂、

右人卜食定補任之日、後家祓淸齋愼供奉職掌、御笠廿二蓋、御蓑廿領忌敬供奉、具顯月記條、

〔大神宮儀式解〕〈十九〉御笠縫は美加佐奴比とよむべし、笠縫は笠作也、日祈の爲に御笠御蓑を作り奉れば、御笠縫といふ、〈○中略〉笠は菅を絲にて縫と、のへば縫といへり、神代卷下、以紀伊忌部遠祖手置帆負神、定爲作笠者、とある作笠者を、古より加佐奴比とよみ、崇神紀六年、倭笠縫邑あり、〈○下略〉

〔七十一番歌合〈中〉〕四十四番　右　笠縫

名にしおはゞ我こそはみめ笠縫のうら淋しかる秋夜の月

〔奧羽觀蹟聞老志〈三〉〕登笠　栗原郡澤邊驛、以此爲業焉、其制冠于他方、然如今以貪利而失古制、略其機巧、

〔元治改正京羽津根〈三〉〕陣笠所

御幸町御池下ル　井筒屋善兵衞

四條東洞院西　豐後屋市兵衞

笠價

〔諸色直段引下〈眞〉〕諸色引下ゲ直段書

菅笠類

去子(元治元年)六月書上直段、上中下平均拾蓋ニ付銀百三拾壹匁、今般(慶應元年)引下ゲ直段拾蓋ニ付

一加州菅笠殿中御召　銀百貳拾八匁四分三リ

但當時直段百四拾貳匁九分　内拾四匁四分七リ直下ゲ

右同斷銀五拾三匁

一加州菅笠　右同斷　銀五拾五匁七分六リ

但同斷六拾壹匁九分六リ　内六匁貳分直下ゲ

笠持

〔守貞漫稿二十九笠〕笠袋

幕府以下大名ヨリ陪臣ニ至リ、貿用ノ笠ハ、一文字形菅笠ヲ、貴人ハ黑天鵝絨嚢ニ納レ、圖〇圖略ノ如ク曲リタル竹ニ釣テ、僕肩之ニス、凡士等ハ、淺黃或ハ紺袋入也、袋木綿也、コレモ乘物ニ觀ス位ノ人ノミ也、

〔儀式 一〕加茂祭儀

時刻齋王鸞輿而出、其前駈次第也、〇中略其內執屛繖左右各一人、執翳各一人、執笠各一人、〇中略次之、並著緋衣白衣帶、〇下略

笠工人

〔古語拾遺〕令手置帆負彥狹知二神、以天御量（大小斤雜器等之名也）伐大峽小峽之材而造瑞殿（古語美豆能美阿良可）兼作御笠及矛盾、

〔先代舊事本紀 三天神本紀〕高皇產靈尊勅曰、若有葦原中國之敵拒神人而待戰者、能爲方便誘欺防拒而令治平、令三十二人並爲防衛、天降供奉矣、〇中略副五部人爲從天降供奉、〇中略

笠縫部等祖天曾蘇〇中略

船長同共率領梶取等天降供奉〇中略

笠縫等祖天津麻占

曾曾笠縫等祖天都赤麻良

〔日本書紀 五崇神〕六年、先是天照大神、和大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、〇下略

〔日本書紀通證 十崇神〕倭笠縫邑（中略）笠訓ニ茅蓋也

〔令集解 四職員〕大藏省　古記及釋云、別記云、〇中略衣染廿一戸、〇中略蓋縫十一戸、大笠縫卅三戸、〇中略右

云、○中略又京坂モ船人等用之、

〔日本紀略 八花山〕寛和元年九月十九日庚寅、是日也、後太上法皇○圓融自堀河院遷御圓融院、公卿以下布衣朝衣相交、前駈僧十人、皆著織物笠等列此中、

〔續世繼 四宇治の川瀬〕白川院の御時は、ざうしはみな馬にのりて、すきがさ、たゞのかさなどきて、いくらともなくこそつゞきて侍しか、

〔榮花物語 十九御裳着〕わかうきたなげなき女ども、五六十人ばかり、もごろもといふものいとしろうきせて、しろきかさ共きせて、はぐろめくろらかに、べにあかうけさうせさせてつゞけたり、

〔台記〕久安三年八月十日辛丑、自戌四剋降雨、今日天子○近衛幸鳥羽南院、○中略戌三剋出御、於途中降雨、無可取笠宣旨、仍直取笠、可謂君臣共無禮、

〔總見記 十一〕徳川殿横山龍鼻表参陣附軍評定事
信長其日ハ極暑ノ時節、御具足甲ヲヌギ置カレ、白キ明衣ニ黑キ陣羽織、銀薄ニテ桐蝶ノ紋ヲ押タルヲ被召、黑キ笠ヲカブラセ給ヒテ、牀机ニ腰ヲカケ、諸卒ヲ下知シテヲハシマス、

〔和州舊跡幽考 一添上郡〕若宮外院小社
霜月の御祭といふは、若宮の神事なり、○中略廿七日の祭禮、大鳥居の東のほとりにして例式あり、○中略立えぼしに白張の歩行一人、著笠をもちて行、是は春日明神御影向の時めされし笠とかや、○中略五番馬頭兒、紅手笠に山鳥の尾をさして、うしろに牡丹の花をおふもの五騎、○中略又龍の笠をかぶり、木履をわきはさむものあり、

〔延喜式 五齋宮〕遷野宮裝束
笠二具 一具盛錦袋、一具盛油絹袋、

〔布衣記〕一笠の事、公家武家共以無替、晴の時白袋、けしやう皮あり、

シハ、余ガ誤リ也、

〔嬉遊笑覽二中器用〕鉈屋笠は、夷曲集、京のなたやといふ者發心して、大なる鉦たゝき、大笠きて、京田舍ありくを見てよめる、近吉笠かねも捨て菩提をさとれかし生木に灘や氣の毒な體、○略註近頃空也寺の法師江戸に來り、勸化しありきしが、竹皮の異なる大笠をきたり、なたや笠も此等の類なるべし、

〔明良洪範一〕正保ノ頃ニヤ有ケン、○中略京都ニ鉈屋何某トテ富家有ケル、何事ニヤ科有テ、入牢申付ラレシ、○中略鉈屋ノ二子ハ、近世ニ異ナル笠ヲ冠テ、廻國セシト也、

〔甲子夜話四十一〕松山侯ノ松平隱岐守駕籠ノ者ノ笠ハ、世ニ唐人笠ト謂フ形ナリ、帽頭アリテ隆ク造レリ、

以人名爲名

〔好色五人女三〕姿の關守
其跡に廿七八の女、さりとは花車に仕出し、○中略吉彌笠に四ッがはりのくけ紐を付て、顏自慢にあさくかづき、○下略

〔常山紀談九〕鐵の笠は、甲州にても下部は著たりしとかや、畿內の方にはなかりしに、丹州龜山の小野木縫殿助、足輕已下の者に鐵の笠を著せける故に、其頃は小野木笠といひけるとなり、

雑笠

〔本朝世紀〕久安四年四月十八日乙巳、參議藤原忠雅卿著結政座、行請印事、齋院司申、三年一請、太宰府蛞螻蓑、蛞螻笠官符也、

〔東海道名所記三〕田の中には、早乙女どもをりたち、田蓑ひぢがさきて、思ふことなげに、田歌をうたひて早苗をうゆ、

〔守貞漫稿二十九笠〕蜻蛉笠
是モ眞竹箨ノ粗製也、形圖○圖略ノ如ク亘リ尺許也、江戸邊ノ船人夜士等用之、號テトンボガサト

ヒモ引トヲシ上ニテ結ブ、寛永ノ比、若女ノカムリシ時ハ引通シタリ、

〔走衆故實〕一走衆の故實、仕來る儀なければ、委しくは存候はねども、先申傳侍るは、○中略敷皮、笠を用意すべし、走。笠。とて、笠のこしらへやうあり、

〔榮花物語十七音樂〕この中に法。師。笠。きたる物ぞ、ゐなか人なめりとみえたる、

〔嬉遊笑覽二中服用〕寛延ころの江戸繪に、こも僧を風流に書たるに、美服きたれども、笠いま浪人物もらひの著る、前の處に物見の穴あきたる笠にて、形も裾廣なり、今のこ。も。僧。笠。小ぶりにて、上下廣狹なく、深く蓄みたる笠は、寶曆明和の末の頃の畫よりみえたり、

〔我衣〕コモ僧ノアミ笠元祿比マデハ大ブリニテアサシ、享保ヨリ小ブリニテ深シ、虛僧ノ外カムル人ナシ、

〔守貞漫稿二十九笠〕天蓋○圖略

虛無僧、三都トモニ用之、笠ト云ズ必ズ天蓋ト云、簡製也、元祿以前大ニシテ淺シ、享保以來小ニシテ深シ、是今ノ形歟、用之者唯虛僧ノミ也、

製天蓋ト同クシテ、大形ノ淺キ物也、○圖略今世袖乞ノ浪士用之、其妻女トモニ米錢ヲ乞フ者ハ亦同用之、昔ハ武士酒行ニ用之歟、今世錢ヲ不乞ノ浪士ハ不用之、

〔守貞漫稿二十九笠〕六。部。ノ。笠。

廻國修業者俗ニ六十六部ト云用之、中央ト周リヲ紺木綿ヲ以テ包之、不損ヲ要ス也、近來乞丐等回國ニ扮シテ門戸ニ米錢ヲ乞フ賈者モ用之、簡製ノ笠也、

安永ノ圖ニ回國ヲ畫クモノ、此紺布ヲツケタル笠ニ非ズ、然ラバ此笠ヲ用フルコトハ近製歟、

再考、此笠ノ中央ニハ、圓形ノ薄板ニ諸神佛ノ名ヲ回書シ、其表ヲ紺綿モテ包ミ覆フト也、故ニ中心ニ鐶アリテ、脫トキハ掛之テ直ニ不置之ト也、然レバ古畫ニ此ヲ描カザルニヨリ、近製歟ト云

〔平家物語四〕のぶつらかつせんの事
御ぐし〇以仁王をみだり、重たる御衣に、いちめがさをぞ召れける、
〔玉蘂〕承元五年三月三日乙卯、今日奉幣春日御社、仍沐浴修祓、圖書頭在親朝臣、予〇藤原道家正衣冠、降庭遙拜、了歸昇、幣物已下昨日沙汰、遣於權頭祐忠許、進小神寶金笠カイチメサ、置函上、以水書諸願趣於笠、又御幣本同書之、此事見入道殿御記、皇嘉門院仰云々、先蹤必所願成就云々、可憑也、
〔嬉遊笑覽一下容儀〕慶長の頃の風を、古畫ども見て考ふるに、〇中略又女の笠は市女笠にて、下にかつら布を、二布合せて縫たるを、後の方に尻の下までさげたるも有り、
〔甲子夜話六〕古畫ニ圖セル婦女ノ深キ笠ノ頂ニ、隆キトコロアル物ヲ冒レル多ク見ユ、此ヲイチメ笠ト謂フト聞ケリ、後或人ノ語レルハ、今モ吉野ノ奥ヨリ、木ヲ用テ作レル深キ笠ヲ出ス、其名ヲオチメ笠ト謂フ、其故ハ亂世ニ平氏ノ人落行テ、此山中ニテ製シ出セル物ナレバ、オチメ笠ト云トナリ、然ドモコレハ後人ノ附會ニシテ、オチメ、イチメハ、語音ノ轉訛ナルベシ、吉野ニ有ルハ、古風ノ傳ハリタルマデノコトナルベシ、
〔安齋隨筆後編十四〕一市女笠〇中略　大和芳野にあり、八幡の安居堂祭、極月十三日也、此時用ゆる也、
〔守貞漫稿二十九笠〕市女笠〇圖略
搢紳家武家トモニ供奉ノ人雨中用之、蓋堂上モ諸輿丁、仕丁等、白張ニ烏帽子ノ時ノミ用之歟、武家モ正月奴僕、白張、烏帽子ノ家ハ用之、凸形ハ烏帽子ノ上ニ著スベキ爲也、故ニ奴僕白張ヲ著セザル家ハ不用、翼竹篠粗製也、
〔我衣〕前ニ云經木ノヌリ笠、寛永時代若キ女カムル、万治以來老母計リカムル、小兒笠ハ小ブリニシテ、内ニ菊、ボタン、梅、椿、水仙、キヽヤウ、カキツバタ等ノ模樣、彩色ニカキタリ、子供笠ハ紅淺ギノ

以使用者爲名

〔茶式湖月抄六〕路地笠。竹ノ皮笠ナリ、指渡二尺六寸一分、深サ眞中ニテ三寸、

〔我衣〕男笠ノ事、菅笠ヲ元トス、サレドモ張笠筍笠、古風ナリ、デン中ト云菅笠ヲ用ユ、

〔塵塚談上〕同〇婦女 夏笠の事、同時比〇寛延寛暦 までは、女笠とて菅にて大きく飛脚の三度笠樣なるを用ひたり、ひもは後のかたを輪になし、髻の下へかけ、頷の下にて結ぶなり、これも浴衣と同樣に、今は被るものなし、近頃は卑賤の婦女も、青紙にて張る傘になれり、又體樣をつくる婆々などは、籐にて編みし笠を用ひ、此笠は高價にして卑賤の婦は用ひがたし、

〔藻鹽草十七〕笠 市女笠。つぼさうぞくの笠也、つぼ笠。共云、同物也、

〔貞丈雜記八調度〕一婦人の笠に、市女笠と云物あり、古畫に見へしは、婦人何れも衣をかづきて、かづきの上に此笠をかぶりたる體也、笠ふかくて顏をかくすによし、

〔西宮記臨時四〕菅笠

行幸時、王卿已下、雨具用市女笠、

〔西宮記臨時五〕行幸

京内 雨降者、五位以上、著市女笠、雨衣、

〔枕草子八〕えせものゝ所うるおりの事

雨ふる日のいちめ笠

〔小右記〕治安三年五月十三日乙亥、今日參南殿、關白〇藤原頼通 被談雜事、次源中納言言、出切市女笠事、關白被答之詞、被仰可被却由歟、此兩三日或撿非違使或刀禰、切市女笠幷檜等云々、未得其意、若有新制者、先立日限、令知還退可被却歟、而俄儀切破事何如、就中女等以市女笠隱形參功德所、是善根也、至今無類女等難植善根歟、女人著笠可無公損歟、法制之事以万可歟、而忽有笠制、未知其是、往古無制、足爲奇者、

廿九日〇八月に至り、又御達しに、布衣以上御役人の外、都て表藍裏金相用可ㇾ申事、　又九月九日に至り御達しに、布衣以上にても、寄合の廉にては、表藍裏金相用候樣、先達て相達候處、布衣以上の者は、寄合にても以來表黑裏金相用可ㇾ申候事、

〔守貞漫稿笠二十九〕追書　近來橫濱開港以來、武備嚴ナルガ故ニ、從來駕ニテ登城ノ人モ騎馬トナリ、又皆一文字或ハ殿中ヲ用ヒシモ、文久三年官命ジテ百重張或ハ網代竹笠トナル、蓋大名及ビ万石以下トモニ、諸大夫以上ハ表白塗、或ハ白タヽキ無地、裏總金箔押、諸大夫以下布衣以上表黑漆ヌリ、前ノ方ニ一圓形ヲ金ニテ描キ、裏同前、布衣以下御目見以上ハ表藍色裏同前、金箔押、表前ノ方一圓ヲ描ク同前、御目見以下及ビ陪臣武士ハ、有來リ陣笠又ハ竹皆隨意無ㇾ定也、

陣笠　網代笠トモ　勾倍圖ノ如キヲ專ラトス、或ハ網代騎射笠モ用ㇾ之、製同前、

陣笠〇圖略

今世京坂ノ市民、火所ニ皆陣笠ヲ用ヒ、防火夫ノ陣笠モ如ㇾ左竹網代ノ紙張墨澀ヌリ、記號胡粉ヲ以テ描ㇾ之、

籠陣笠〇圖略

今世江戶ハ、市民及ビ防火夫トモニ、更ニ陣笠ヲ用ヒズ、武家ノ奴僕ハ、今モ籠陣笠ヲ用フ、火所混雜ノ場ニ、陣笠陣トナリテ、自由ナラザルガ故ニ、不ㇾ用ㇾ之、近世火災屢ナルガ故ニ、素人能調練シテ、如ㇾ此也、

〔守貞漫稿笠二十九〕騎射笠〇圖略

騎射ニ用フヲ本トスレドモ、今ハ馬上往々被ㇾ之テ遠乘等スル、稀ニハ步行ニモ用ㇾ之、蓋武士ノミ用ㇾ之、其他ハ不ㇾ用ㇾ之、蘭製モ形粗似ㇾ之ト雖ドモ、是ホドハ反ラズ、此笠ハ竹ノ身ヲ薄ク片ギテ、網代ニ編ミタリ、

〔我衣〕懷中ガサ、タヽミテ袖ヘ入ル、假雨ノ時用ユ、享保比出ル、

る條所のもみぢ笠、

〔我衣〕百重ハリノ陣笠、信長公ノ時作ル所ナリ、身ニ革具足ヲ著シ、頭ニ是ヲ冠ル、雜兵ノ具ナリ、治世ニナリテ後、武家ノ夏火事ニ冠ル、享保中ヨリ町人四季トモニ火事ノ節冠ル、享保年中ヨリいろは組ノ火消町々ニ役ヲツトム、依之人足小者等、下地竹ニテ網代ニタマセ、紙ニテ張、スミニテ染澀ニテ止ム、○圖略

延享比ヨリ鐵砂ヲ塗コミ、或ハモヨウヲ置テカムル、コノ笠火事ノハレニ用ユルユヘ、ハヤルナリ、

〔御用留〕布衣以上御目見以上、冠笠之儀ニ付御書付、

朱書 八月元年○元治廿二日、大目付松平因幡守ゟ差越、

井上河内守殿御渡御書付寫壹通幷別紙

御作事奉行衆　外國奉行衆　遠國奉行衆　小普請組支配衆

大目付へ

布衣以上之御役人、是迄端反。。。笠相用候處、不便之品ニ付相廢し、以來布衣以上以下諸役人御番方等、御目印にも相成候之旨、登城幷諸場所江罷越候之節、陣笠左之通相心得、來月朔日より相用候樣可被致候、尤大目付御目付御使番之儀は、是迄之通可被心得候、

布衣以上　表黑裏金　御目見以上　表藍裏金

但正面江別紙雛形之通、輪抜金箔、又はかなものにても勝手次第付可申事、

右之通、萬石以下之面々江不洩樣可被相觸候事、

八月

〔嘉永明治年間錄十二〕文久三年九月、布衣以上以下陣笠ノ色ヲ分ツ、

以用法爲名

ひとつ、(〇中略)淺黄の帽子、刺檣、加賀笠は三日喰でも身をはなさず云々、また色縮緬(享保三年印本)卷之三に、こうとうなる仕出し、(〇中略)渡りまうるの中ぐけ帶、胸高に結び、加賀笠に紫縮めんの帽子云々(これらにて、流行たるを知るべし、)さて此笠、延享の頃廢せし歟、茶物語(享保十九年著述)明和の頭書に、加賀笠(〇中略)延享年中以後、此笠すたりて、今より(明和中をさす)見れば、振袖に前帶して、加賀笠著たるは可笑事なり云々、とあればなり、

〔好色一代女三〕調謔歌船

比丘尼はおほかた淺黄の木綿布子に、龍門の中幅帶前結びにして、黑羽二重の頭かくし、深江のお七指の加賀笠うね足袋はかぬといふことなし、

〔總見記二十一〕爆竹興行附自異國黑坊主來朝事

同十五日(天正九年正月、〇中略、)御馬場入ノ次第、御先へ小姓衆、其次ニ大臣家(〇織田信長)御出馬、黑色ノ南蠻笠ヲ召サレ、(〇下略)

〔四季草(秋道具)〕日でり笠は、あやゐ笠(藺草にてあみたる笠なり、笠の上に角の如くに筒をあみ作るなり、此筒の中へ木どりを入べき爲なり、)を用たり、後三年合戰の繪、其外古畫に見えたり、かぶらざる時は手に持するなり、

〔延喜式(五齋宮)〕造備雜物(〇中略)

笠二枚(一日笠一雨笠)

〔仲資王記〕元久元年十二月十日、辰刻許、鎌倉少將實朝室(前大納言信清卿女子)下向也、於中山卿三位亭有出立、(〇中略)其次第、(〇中略)次主人輿、(〇中略)次少將忠淸朝臣(狩裝束、相具早笠引馬等也、)同侍十餘人歟、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年七月廿三日、將軍家(〇藤原賴經)渡御駿河前司義村田村山庄、是爲遊覽田家秋興也、辰刻出御、(御水干)被用御輿、自金洗澤邊御騎馬、莘御日早笠、

〔嬉遊笑覽(二器用)〕(〇中略)もみぢ笠(傘にもこの名あり、〇中略)紅葉笠とはひでり笠の義にや、懷子集ゑぐれてぞかしけ

守政初ヨリ砲術調煉ノ士專ラ用レ之、紙捻製テ形チ編笠ノ如ク、扁平ニテ小形也、黒漆ヌリ、稀ニ記號等箔押ニ描クモアリ、被ラザル時ハ腰ニ提ル、多クハ調煉ノ場ニノミ用ヒ、往來ノ間ハ被ル人稀也、此笠ハ西洋砲ヲ扱フニ、スコドールゲールト云時、陣笠、騎射笠ニテハ障トナル故ニ、是ヲ造リ出シタルナリ、

〔守貞漫稿 二十九 笠〕島笠〇圖略

南海八丈島ヨリ製シ出ス、故ニ島笠ト云、江戸ニテ用レ之、京坂不レ用レ之、篠竹二ツ割ヲ以テ造ル、乃チ幅一分許ノ割竹也、〇中略割竹ヲ縱横ニ下圖ノ如クニ編リ、篠竹二ツ割、幅一分許ナルヲ、又皮ノ方ヲモ削リ平タクス、故ニ幅一分許ノ兩邊ニノミ皮ヲ殘セリ、

〔夫木和歌抄 三十二 笠〕志がらきがさ　民部卿爲家

雨すぐるとやまの道のこがくれに〇こがくれに、一本作こぐれより、志がらきがさぞ見えがくれする

〔謠曲〕巴

所は愛ぞあふみなる、志がらき笠を木曾のさとに、涙とともへはたゞひとり、落行じうしろめたさの執心を、とひてたび給へ、志うしんを、とひてたび給へ、

〔貞德文集 上〕乍二無心之儀一、揩箔小袖、宇津宮笠、〇中略羅衆之裝束、不レ殘可レ被二恩借一候、

〔毛吹草 三〕下野　宇都宮笠出家著之

〔我衣〕天和ノ比ヨリ、加賀笠、大名衆女ノカムリモノナリ、前ヲ竹ニテ止メタリ、寛永末ヨリフチヲ針金ニテ止ル、上總ヨリモ出ス、天和比ハ內ヲスゲニテ半分フキタリ、正德ヨリ內一ハイニフタ絹糸ヌヒキレイナリ、

〔近世女風俗考〕葛笠菅笠の事

寶永正德年間より、つま折の加賀笠といふ物流行す、〇中略內證鑑寶永七年作、同八年印本、に、流行染の小袖

げにけふ深草の神わざ、當所も加茂とひとしく競むまあり、さらば暫待見んと、其程万壽寺のかべのもとによりゐる、此五七町は、古貞信公の山の大とこ尊意闍梨に、建てまいらせ給ひし法性寺の結構、さながら金玉の山なりけるとぞ、中古より民家のわらの軒ひきく、背戸も外面も松ゐふちの木高く茂り、露雫のおやみせぬに習ひて、竹のかは笠を能作り出しければ、自身の業となり、所の名物となりぬ、東にふかく山に添て、東福寺の禪院そもさんか聞えらぬ鳥のし聲ちんふん閑栖物すごし、誠や紫野老和尙當寺に詣給ひし時、藪陰にされかうべの在しを、

涙ふる法性寺笠きて見ればかは、はなれてほね計なる、と讀給ひしとかや、和尙も昔語に成給ひ、まして其骨だになくなりし、

きてみれば法性寺笠も茂みほねさへくちて袖ぞぬれける、とつぶやけば、大路のかた、人聲さはがしく、すは馬の時分よといふこそ遲けれ、皆橋づめにわしり出、

〔本朝文鑑　一〕笠　桃花仙

笠は名にあふ法性寺なれど　利休の家の數奇もあらしを略○中

狂云、笠ノ一章ハ、數奇者ノ趣向ヨリ、風雅人ニ敵對セリ、所謂ル法性寺笠ハ、洛外ノ名物ニシテ、竹ノ皮ヲ以テ造レルガ、多クハ茶人ノ爐次笠ニ用ユ、此故ニ利休ノ名ヲ借テ、陰者ノ風流ヲ爭フ中ニモ、風雅ハ旅行ノ錆アルヲ云ヘリ、

〔康富記〕文安元年八月一日丁未、八朔御禮進上、略○中自大宮檀紙十帖、金覆輪一、香臺等送給、仍報檀紙一束、口十尾、張笠進之畢、

〔守貞漫稿　二十九〕韮山笠一名藪潛(ヤブクヾリ)略○圖

豆州韮山代官江川太郎左衛門、西洋炮術ニ長ジ門人多シ、彼輩作始用之、故ニ名トス、京坂ニ所無也、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕桔梗笠○中略　歷筑波集三　朝がほに日まけをさすな桔梗笠吉數　毛吹草、さく花のしんをやしめ結桔梗笠吉政　佐夜中山集、桔梗ばかりをもてはやすなり、付句めされたる笠もいとよし踊ぶり、笑種

〔古今要覽稿器財〕蓮○○葉○○笠○○

蓮葉笠は太平記に見えたる外かつて所見なければ、いかなるものとも、其形狀はさだかにしられねど、おもふに北條五代記に、所謂桔梗笠の類にて、蓮葉のさまに製したるよりいふ名なるべくおもはるゝなり、

〔太平記二十九〕師直以下被誅事附仁義血氣勇者事

同二十六日○觀應二年二月ニ將軍○足利尊氏已ニ御合體ニテ上洛シ給ヘバ、執事兄弟○高師直、師泰、モ同遁世者ニ打紛テ、無常ノ皷ニ策ヲウツ、折節春雨シメヤカニ降テ、數萬ノ敵、此彼ニ扣タル中ヲ打通レバ、ソレヨト人ニ被見知ジト、蓮ノ葉笠ヲ打傾ケ、袖ニテ顏ヲ引隱セ共、中々紛レヌ天ガ下、身ノセバキ程コソ哀ナレ、

〔好色一代女六〕夜發の付聲

想出して觀念の窓より覗けば、蓮の葉笠を著たるやうなる小兒等の面影、○下略

以地名爲名

〔大塔物語〕凡善光寺者、三國一之靈場、○中略道俗男女、貴賤上下、思々心々風流、不遑毛擧、若殿原者、例目結十德、室町笠引籠(ヒキコミ)、有爲口覆、

〔雍州府志七土產〕笠傘○中略　竹籜笠、大和大路古法性寺邊造之、故專謂法性寺笠、

〔元治改正花洛羽津根二〕洛外名物

篛笠(たけのひがさ)　東福寺門前町にあり、法性寺笠といふ、

〔竹齋行脚袋三〕深草の馬思へば宇治川の先陣

〔我衣〕延享三年六月、山王祭禮ニ、色々笠ニ物好キ始ル、花笠、モジ笠、チリグリ、扇笠、品々アリ、

〔守貞漫稿二十九笠〕花笠〇圖略

今世女兒等、京坂ニテ舞ト云、江戸ニテ踊リト云、種々ニ扮シテ鼓三絃ニ合セテ歌舞ス、其扮ニ操テ花笠ヲ兩手各一ヲ持テ舞踊ル、骨竹ニ銀箔ヲ押シ、所々ニ紙ノ造リ花ヲツク、緋縮緬紐等ヲ付ル、或ハ舞踊リ扮ニヨリテ異ノ笠傘ヲ用ヒ、或ハ圖ノ如キ笠ニ花ヲ付ケズ、幌子等ヲ張テカムルコトモアリ、或ハ市女笠ノ形ニテ右ノ製モアリ、各扮ニヨル、戯場ニテモ扮ニ應テ用之、

〔日本諸手船十五〕釋詁〇中略　市女笠、頂立、突聳如巾子、今俗曰之桔梗笠、外宮大御田祭子良物忌僮、衣袙、戴此笠、插秧向田三植、蓋祈雨儀也、古之遺風可以見矣

〔貞德文集上〕乍無心之儀、摺箔小袖、〇中略　桔梗笠、〇中略　躍乘之裝束、不殘可被恩借候、

〔北條五代記二〕福島伊賀守河艫を捕手柄の事

一年小田原久野の入に神まつりあり、諸侍見物せり、いがの守も是を見物せんと、牛の角にきんはくををし、おかねの大ふさ鞦、おかねのはづなを付、をのれは草刈の體にて、腰にかまをさし、牛に乘、うしろむきて尺八をふき女にくれなゐのそめかたびら、さきのとがりたるきゝやう笠をきせて、牛をひかせて、力者一人に長刀をかつがせあとにつれ、祭見物せしを、皆人けうがるふるまひとて、時に至て笑しか共、惡難をいふ者なし、

〔骨董集上編中〕桔梗笠

犬子草寛永十年刻　野遊びや花すり衣桔梗笠　德元〇中略

右の如くふるき俳諧の句集に、桔梗笠といへる句おほかれば、當時おこなはれたる笠ならむとはおもひぬれど、いかなる形のものともえらざりしに、〇中略今も羽州秋田船越天王の船祭に、左の圖〇圖略の如き笠をかぶるよし、桔梗笠のなごりなるべし、

〔松屋筆記 九十八〕車笠

按、車笠といふは、車ノ輪の形に似たるゆゑの名にや、

〔我衣〕ハチク竹ガサ、バイジリト云、地ニテ作ル、下リハナシ、元文ヨリハヤル、元ト釣人ノ笠ナリ、釣竿ノフチヘサハラヌヨウニシタリ、

〔嬉遊笑覧 十二 器用〕後世ばい尻といふ笠あり、今は用ゐざれども、もと釣の爲に作りたる笠なり、釣竿の笠の縁に障らぬやう壺めて作れり、〇中略 竹の皮笠なり、

〔藻鹽草 十七 笠〕　つぼ笠、つぼね、つぼれ笠きたる女房馬にのくちなびかして西へこそゆけ

〔七十一番歌合 中〕四十四番　右　笠縫

見えじとやうちかたぶくるつぼね笠すげなげなるはうらめしき哉

〔古今要覽稿 器財〕つぼみ笠

つぼみ笠は、つぼ笠と同じく、女の所用にして、文字には壺笠と書くにや、新撰六帖の衣笠内府の歌に、ふりやまぬ雪間の梅のつぼみ笠、とよまれたるにても、其形大方はしられたり、何れにも其笠のつぼやかなるより、しか名付しもの成べし、また藻鹽草に、つぼね笠と有も、おなじものなるべし、

〔夫木和歌抄 三十二 笠〕つぼみがさ　衣笠内大臣

ふりやまぬゆきまのむめのつぼみがさおもふ心のいつかひらけん

〇按ズルニ、つぼみ笠、つぼね笠、共ニ市女笠ノ類ニシテ、其形狀ニヨリテ稱セシモノナラン、

〔陰德太平記 六十九〕肥前國有馬合戰幷島津龍造寺合戰附隆信最後之事

或書曰、〇中略 鑑種〇田尻 兜鍪ヲバ不著、其比西國ニ流行花笠ヲ冠ラレシニ、笠ノ上ヨリ矢二筋被射テ死ニケリ、

〔新撰六帖 五 雜物〕ものへだてたる
むしたるゝあづまをとめがすきかげに名殘おほくて行別ぬる　衣笠内大臣
〔夫木和歌抄 九 夏草〕
草ふかみむしのたれぎぬ結びあげてとほりわづらふ夏の旅人　正三位季能卿

以形狀爲名

〔増補下學集 下二 器財〕平笠(ヒラガサ)
〔明月記〕建久七年六月十四日、於北大路棧敷見物、入道殿同御座、今年梶井宮内力者有別願渡之云云、以金銀錦繡施風流、皆悉著指貫平笠、
〔古今著聞集 十一 蹴鞠〕或時侍の大盤の上に、沓をはきながらのぼりて、小鞠をけられけるに、大盤のうへに沓のあたるおとを人にきかせざりけり、〇中略法師一人有けるをば、かたよりやがて頭をふみてとをられけり、かくする事一兩度、をりてまりをとりて、いかゞ覺ゆるとゝはれければ、〇中略法師は又平笠を著たる程の心ちにて候つるぞと申ける、
〔好色二代男 四〕情懸けしは春日野の釜
女郎十八人、大鳥居まで忍び駕籠、それより木地の平笠に紙緒を附けて、上著もつぼをり皆竹杖も玄やれて、〇下略
〔奥羽永慶軍記 二十五〕太閤洛陽出陣名護屋御動座事
中ニモ伊達正宗ハ、勝レテ見ヘニケル、〇中略旗持弓鐵炮長柄ノ者ドモ、裝束ハ〇中略笠ハ金ノトガリ笠、長サ一尺八寸、廻リ三尺ニシテ著セタリケリ、
〔貞德文集 上〕乍無心之儀、摺箔小袖、〇中略尖笠、躍衆之裝束可被恩借候、
〔武邊咄聞書 七〕一秋田主馬咄に、謙信は小男にて、左の足に氣腫有て足を被引、大方具足を不著、黒き木綿胴服にて、鐵の少キ事笠を著、一代さいはいも團扇も一兩度ならでは不取、〇下略

〔易林本節用集平食服〕縜 帔同

〔守貞漫稿笠二十九〕薑縜ハ枲カラムシ、麻ノ一種ニテ別也、帔ハカヅキ、ウチカケト訓ズレバ、ムシトモ訓ゼシカ、

〔骨董集上編下後〕虫。の。た。れ。絹。

醒案するに、むしのたれぎぬといへるは、かたびらの絹を、笠にぬひつけたるを、頭より身におほひて、山野をゆくに、蛭なとをさけん料にせし物也、そのゆゑに虫の垂絹とはいへる也、○中略宇津保物語流布の印本、樓ノ上ノ上ノ四に、うまにのりたるをとこわらは四人、むしたれたる人きて云々とあり、先哲の校本を見るにむしたれたるとあるは、ぐしつれたるのあやまりとこせり、むしのたれぎぬにまがふことばなれば、童蒙のためにおどろかしおくなり、

〔續世繼十ふきしまのうちぎ〕その女○小大進は大臣家の宮づかへ人なりけるが、○中略けふ政所の京にいで給ふといひて、よそには物ともおもはぬことのいひちらすみえけるほどに、むしたれたるはざまよりやみえたりけん、ふみをかきて京より御文とてあるを見れば、○下略

〔骨董集上編下後〕こゝにむしたれたるはざまよりや見えけんとあるは、虫のたれぎぬを著たるあひだより顏のすこし見えたるにて、それと人に見つけられたる也、これは小大進が、くま野まゐりの旅よそひのさまをいへるなりけり、これらによりて考ふれば、虫のたれぎぬは、もと虫をさけん料なれど、おほくは旅の具にもちひ、風塵をさけ、寒氣をふせぎ、又は面をかくす料にもせしなるべし、

〔仲資王記〕元久元年十二月十日、裏書云辰剋許、鎌倉少將實朝室、前大納言信清卿女子下向也、於中山卿三位亭有出立、○中略其次第、先狩裝束武士十餘騎、次綾藺笠染付蒸。垂。二騎、次平笠裾濃蒸垂二騎、已上雜仕物之類歟、中略次平笠匂絹蒸垂十騎、各著五重衣、蒸貫等、已上女房歟、次主人輿、○下略

〔俗つれ〴〵 四〕是ぞ妹背の姿山

四十四五なる奥の、昔を今の兵庫髷可笑げに、○中略塗笠に鍍金の環をうたせ、頂なしに赤い綿緒、萬嫌なる采體(とりなり)、○下略

〔近世女風俗考〕こゝにいへる、○俗つれ〴〵風姿を按ずるに、寛文中ごろのさまと見へたり、延寶年間くぼき塗笠は廢りて、葛笠流行出しより、かくは昔氣質をわらへるなり、

〔毛吹草 三〕越前　塗笠(ヌリガサ)

〔好色二代男 五〕彼岸參りの女不思議

それ〳〵御所染被一連皆よし、其跡の木地の笠是一じや、○下略

〔男色大鑑 一〕此道にいろはにほへと

木枝に掛置し木地笠をとり〳〵に、いそぐや暮の面影、○下略

〔源平盛衰記 三十五〕巴關東下向事

巴ハ、○中略七騎ガ先陣ニ進テ打ケルガ、何トカ思ケン、甲ヲ脫、長ニ餘ル黑髮ヲ、後ヘサト打越テ、額ニ天冠ヲ當テ、白打出ノ笠ヲキテ、眉目モ形モ優ナリケリ、歲廿八トカヤ、

〔義經記 七〕判官北國落の事

白き大口けんもんしやのひたゝれをきせ奉り、あやのはゞきにわらんづはかせ奉り、袴のくゝりたかくゆい、しらうちでのかさをきせ奉る、

〔嬉遊笑覽 二中 器用〕安齋云、白打出の笠は、銀を打のべたる笠なるべし、○中略白とは、銀のことなりといへど、非なるべし、うちでは打出の太刀などの如く、新たに作りたるをいふ、古きは白からず、故に白打出といふ也、

〔伊呂波字類抄 无 雜物〕縟(ムシ)女笠也

繪に見ゆ、然れ共右の小歌は、元祿中うたへるにて、其頃より行はれしなり、

〔足薪翁記 一〕塗笠

裏繪又塗笠のうらを、鳥の子、まにあひやうの紙にて張、花鳥の類をゑがきたるものあり、俳諧根無草(寛永元年印、長角撰)何やかの物好ゝとりませたるこそいとまめやかなれ、或塗笠に内繪かきたる摸樣かゞ笠の内を、緋縮緬にて張り、淺黄羽二重のふと緒、大橋(元祿八年印本、正武撰)夕月にさても祇園の旅詣、鬫夕、繪さへなつかし塗笠のうら、如泉、水飛鑼兎(元祿十一年印本、圖士撰)茗荷谷下りて曲って藤の棚、白緑、花を彩るぬり笠のうら、木巵、春や昔印籠さげた女あり、蓬雨土佐節の浄瑠璃和歌姫道行對の花籠しほらしき、四季おり〳〵の作り花、内繪のぬり笠ふか〳〵と其とりなりもみよし野の、よし野のお山を雪かと見れば、雪にはあらで、花のふゞきと詠じけん、しがの山越朝あらし、

〔守貞漫稿 二十九 笠〕塗笠(○圖略)

江戸ニテ士民トモニ大風雨等ノ時、傘ヲ用ヒ難キ日ハ、身ニ裝或ハ桐油紙合羽ヲ著テ、此ヌリ笠ヲ用フ、馬上ニモ著之、京坂ハ士民トモニ更ニ不用之、又塗笠形ハ異ナレドモ、昔ハ婦女ノ用トス、今世ハ江戸モ女子ハ更ニ不用之、

〔貞徳文集 上〕乍無心之儀、摺箔小袖、(○中略)塗笠、(○中略)躍衆之裝束、不殘可被恩借候、

〔談林十百韻〕

禪尼の刈りける苔の細道　一朝
ぬり笠に松のあらしやめぐるらん　一鐵

〔東海道名所記 三〕道中には駄賃馬、のりかけに雨合羽塗笠きて打過る、

〔甲子夜話 四十一〕羽州山形侯(秋元)駿州田中侯(本多)野州宇都宮侯(戸田)常州土浦侯(土屋)トハ、供ノ士ト徒士ハ、皆塗笠ヲ冒ルト云、(菅又ハ竹皮ノ笠ヲ用ヒズ)

俳諧日本國（元祿十六年印本）附合の句

丸盃に塗笠きせるきらず買　堺　友重

是等も當時塗笠のおとろへたる一證也、松の葉（元祿十六年印本）ぬり笠といへる端歌に、おかた、ぬり笠、七ねんはやい、すげ笠にかへておめ志やれさ、あふみの笠は、いよこの、さいたさ、なりはようて、びやくらいきようでさ、（これ當時のぬり笠は、老女のかぶる物になりて、若き女は菅笠をもはらにかぶりたる一證也、）

〔近世女風俗考〕塗笠あみがさの事

寛文の末、延寶のはじめ頃までは、塗笠編笠を專ら著たり、延寶中頃より木地の蔦笠といへるもの流行し故、此二品はすたりしなり、○中略 尾花（元祿四年なること蔦にいへり）一之巻に、今日は殊さら長閑にて、祇園より知恩院まで、貴賤布引の男も女も思ひ〳〵に出立、去年の花の頃までは、○中略 女のぶんは見るも〳〵皆菅笠にてありしが、物は昔にもどるものかな、廿人の内四五人はさながら昔のなりにはあらねど、かる〳〵としたる塗笠、このぶんは、人の女房にも娘にも、ひと風俗をかまゆるはかくの如し今日に菅笠にてかへらさるゝは、古當なる親仁持たる人は、小屋町の口のさがなきに、せんかたなくて著てありくとみえたり云々、（元祿四年かくいへば、菅笠はしばし計流行）て、（又塗笠にもどりしなるべし、畫どもにもさおぼゆる證あり、）俳諧塗笠（元祿十年印本）序に、櫻かざして春の氣色を花葉にむすべば、玄々妙々たり、徒然の折ふし書集て塗笠となりけるは、今の世のはやり物、鳳妻の志ほらしきに見くらべて云々、（と識して、淺塗笠をいたゞきたる圖を出せり、いよ〳〵流行せしを見るべし、○中略）さてむかしの塗笠には、金入紙、またはさま〳〵の繪やうかきたるものを、裏にはりし事ときこゆ、

〔嬉遊笑覽（二中器用）〕塗がさ、○中略 猿樂には男女ともに塗笠を用、また追分繪の藤花持たる女塗笠をきたり、古き體と見ゆ、○中略 松の落葉、（源五兵衞踊）ずんとくぼんだぬり笠云々、又（傘踊）蝉殿は夏くべいとて、夏は何をみやげに、ずんとくぼんだぬり笠めそなり〳〵、いつそとがり笠、ほそり笠とあり、今のすげ笠のやうにて、中のくぼみたる塗笠に、紅紐を上に通して結びたる女笠、享保二年花見の

〔毛吹草三〕近江　葛籠笠（ツヾラガサ）

〔俵硯一〕二王門の網

面白おかしき法師、〇中略名は伴山と呼べど僧にもあらず、俗にも見えず、〇中略草鞋に石高なる京の道を踏出しに、更に張笠の上に音なして、降り續きたる五月雨、〇下略

〔和漢三才圖會二十六服玩具〕菅笠〇中略

〇〇塗笠　用薄片板紙張之、漆黑色、出於京師及大坂、

〔我衣〕異倫鈲ヲ打慶長前ヨリ經木ヲ以テ作ル、上紙ヲ澁張ニシテ、タメニ塗テ、上方ヨリ下ル、僧ノ笠也、道心者ハ不許冠事、〇圖略

元文元年ヨリ經木笠ヲ杉形ニ作ル、平人ノ冠リモノトス、澁張塗止メ、兩面ニシテキレイナリ、タメヌリ、黑、青シツ、或黃アリ、上方ヨリ來ル、同時ニ上方ヨリ網代ノ杉ナリ、白地多ク、又赤ク澁ニテハキ、ウルシドメ、平人カムル、〇圖略

前ニ云經木ノヌリ笠、寬永時代若キ女カムルヿ治以來老母計リカムル、小兒笠ハ小ブリニシテ、内ニ菊、ボタン、梅、椿、水仙、キヽヤウ、カキツバタ等ノ摸樣、彩色ニカキタリ、子供笠ハ、紅淺ギノヒモ引トヲシ上ニテ結ブ、寬永ノ比、若女ノカムリシ時ハ引通シタリ、

〔骨董集上編中〕女の編笠　塗笠

婦女の編笠塗笠をかぶりしは、いと古きことなり、古き繪卷などにあまた見えたり、近古も女は面をあらはすを恥とし、道を行に深き笠を戴き、又は覆面などしたり、賤の女も面をあらはにしてありきしはまれなり、寬文の比までは、女の編笠塗笠いと深くて、少しも面をあらはす事なし、寬文二年の印本、江戸名所記などの繪を見ても考へおもふべし、〇中略貞享の比より塗笠はやゝすたれる歟、〇中略

〔蒹葭堂雜錄三〕南都東大寺八幡宮の神庫に納むる所の綾藺笠といへるあり、是はいにしへ天平勝寶二年より天文八年の頃まで轉轄會といへる祭禮行われし時、渡御の節に用ひし物とぞ、其形最古雅にして藺を以て作り、麥藁にて上を裝ひ、紅白の絹、紅紫の革等を以て飾り、裏は藍染の布をはり、紐も同じき布を用ひ、枕を付す、是は烏帽子などの上にも著たるものなる故とぞ、〇下略

〔和漢三才圖會服玩具二十六〕菅笠〇中略

〇〇葛籠笠　出於江州水口、以上二品、〇塗笠、葛籠笠、婦女以禦暑、

〔我衣〕明暦比ヨリツヾラ笠出タリ、若キ女カムル、紐紅淺ギナリタメニヌリ内黑ヌリニシタルハ老女カムル、元祿ノ比、幸新九郎妻、御免ノ淺ギシラベ、家ノモノニシテ笠ヒモニシタルコトアリ、外ニ不見、ツヾラ笠ナリ、

〔嬉遊笑覽器用二〕つゞら笠、〇中略風流旅日記三水口の條、一むかし巳前はやりしつゞら笠、今は見苦し云々、此所今もつゞら細工名物なり、貞享四年かくいへれば、延寶四年ごろ流行しなるべし、西鶴染雅咄に、浮世つゞら笠と、當世風をいへるは天和頃なるべし、此つゞら笠を女のきること、貞享年中より廢れて、後安永天明のころ又はやりて、寬政中廢れたり、

〔守貞漫稿笠二十九〕葛籠笠〇圖略

葛籠笠モ形島笠ト同キ物多ク、又他ノ形モアリ、皆白ニテ用之、今嘉永ニ至テ、初テ江戸男子用之、古ハ女用、今ハ男用トナル、京坂ハ不用之、江戸モ特ニ風流ヲ好ム男子用之也、價銀二十目許リ、上製也、江州水口驛ヨリ製シテ漕之レドモ、精製ナルガ故ニ、彼地ニモ多ク造之ノ工稀也、

〔好色一代男四〕目に三月

首筋の白き事、木地の葛籠笠に、白き紐を上に結ばず、〇中略是は何人ぞと聞く、さる御所方の御女臈樣達、〇中略毎日の御遊山、かはりたる御物好と語る、

べし、今田舍などにて、やぶさめ射る笠に風袋あるは、又後三年の繪のツノを結びし紐の、あまりの垂れたるにかたどるなるべし、本とは風袋はあるまじきにや、又云、あやゐ笠は、古へは常に用ひし日でり笠にて、雜具也、古き物語を見て知るべし、今は絶たる物なれば、珍らしき物には成たり、さればさのみ寸尺法式などはなき物也、藺にてあみ其形古の繪に似たらんは、古にかはらぬ綾藺笠なるべし、むつかしく秘傳などいふ事はあるまじき事也、

〔今昔物語二十五〕平維茂罸藤原諸任語第五

我〇平維茂ハ紺ノ襖ニ欵冬ノ衣ヲ著テ、夏毛ノ行縢ヲ履綾藺笠ヲ著テ、〇下略

〔今昔物語二十八〕東人通花山院御門語第卅七

今昔、東ノ人否不知ズシテ、花山院ノ御門ヲ馬ニ乘乍ラ渡ニケリ、〇中略院ハ寢殿ノ南面ノ御簾ノ内ニテ御覽ジケルニ、年卅餘許ノ男ノ鬢黑ク鬚タヽ吉キガ、顏少シ面長ニテ色白クテ、形チ月々シタ、綾藺笠ヲモ著セ乍ラ有ルニ、〇下略

〔今昔物語二十九〕攝津國來小屋寺盜鐘語第十七

今昔、攝津ノ國ロノ郡ニ小屋寺ト云フ寺有リ、〇中略年卅許ナル男二人、〇中略大キナル刀現ニ差シテ、綾藺笠頸ニ懸テ、下衆ナレドモ月々シク輕ビヤカナル出來ヌ、

〔增鏡十四春の別〕すぎしころ、貢朝も山伏のまねして、柿の衣にあやは〇は一本作ゐ笠といふ物きて、あづまのかたへ、忍びてくだれりしは、すこしはあやしかりし事也、

〔安齋隨筆後編十〕一やぶさめの繪の事　笠の事、古代は常に日でりに著たるあやの笠を用たり、享保の頃、やぶさめ御再興の時、あやの笠の事詳ならずして、南都興福寺の寶藏正倉院へ御尋の時、ふかき田樂笠を上げたりし、此笠ヲ用させられて、やぶさめ御張行ありし、その笠はくゞなはを骨にして、むぎわらをあみつけたる物也、

もろ〳〵の笠の中に、綾藺笠のごとくたはやかなるはなし、されば弓射るにもさはらず、まして馬など走て射るには、笠の右のふちひるがへりて、弓の弦つゆさはらず、さればこそ流鏑馬にはかならずこれを用ゆ也、昔の武士は常に心用意深くて、〇中略旅はさらなり、かゝる道のほどあるには、此あやゐ笠を著たるべし、此笠もはら雨よくる料にはあらで、日をさくる料なり、久しく日にてらさるれば、目かすみなとして、弓なども射にくければ也、石山の縁起の繪には、雪うすくつもりて、今もやゝふるさましたるに、綾藺笠著たるをかきたれば、塩んぼどは是を著てやありけん、されどいたく雨ふらんには著つべうもあらず、〇中略且前九年、後三年などの繪にも、たゝかひの場に、此笠を用ひたるを所々にかきたる、〇中略さて古き繪に此笠をかきたるをみれば、菱種々なり、是は今の菅笠なども、人のこのみによりて、すがたさま〳〵なるがごとし、

〔安齋隨筆後編九〕一あやゐ笠の事　或は麥わらにて作り、或は藤にて作り、或は檜のうす板にて組て作る、いづれも本式あらざる歟、按るに、古書今昔物語などに綾藺笠とあり、又あやゐがさとあり、藺は疊の表に織る草也、ゐの字は藺の假名也、後三年合戰の繪に、あやゐ笠をもへぎ色に彩色したり、藺の色青きゆへなるべし、又文安御即位調度の圖には、色うす黄に少し赤みある色に色どりたり、是はびりやうの葉にて、笠の上を葺るなれば、びりやうの葉のかれたる色也、あやゐ笠のふるき圖は、右の御即位の圖をもつて正とすべし、其圖左のごとし、〇圖略又按、笠の大サは、徑一尺二寸計もあるべきか、〇圖略後三年の繪に見えたるは小ク見へたり、人形ノ大サをもつて大小をいふ也又笠のうへのつのは、あまりふとくは有べからず、冠の巾子ほどもあるべし、古の人は頂の上に髻を置候故、もとゞりを入んが爲に巾子あり、笠にももとゞりを入べき爲に、つのを立たり、後三年の繪に、つのを紐にてゆひし形見へたり、是つのゝ上より髻をむすびて、笠を留めをくべき爲なるべし、然ればツノはふとくつくるまじき也、田樂法師の笠にはツノなし、今も祭の田樂笠にはツノなし、田樂笠には風袋あり、是は舞をどるにひらめきて、風流あらしめんが爲に、風袋を付たる

り新島越の橋へ濟入る、𨻶のなき時は橋より手前からおりて、山の麓を歩行にて行く、山の茶屋から知る人の見ることもやとて、熊谷笠をふせてかぶり、〇下略

〔洞房語園集 上〕日本堤謠

明曆丁酉の年〇三年元の吉原を此所にうつされて新吉原といふ、〇中略熊谷笠は深く、八所結は淺し、いづれも面を覆ふが中に、額際採あげの髭自慢に、蛇として素顏なるもありけり、

〔我衣〕網代笠、古來ヨリアリ、竹ヲアミタルナリ、但澁ニテハキ漆ニテ止メタルモアリ、大方白ナリ、僧ノカムルモノナリ、天和ノ比ヨリ上方ヨリ下ルナリ、網代バリトテ、フチヲ反ソラシタル笠ナリ、杉形ヨリ二三年オソシ、御小身乘馬上ミナ是ナリ、御納戸乘御扈從乘多シ、皆赤ヌリ、延享ヨリ陪臣モコレヲ用ユ、

〔守貞漫稿 二十九 笠〕竹網代笠。。。。〇圖略

古來僧尼用之、澁ヌリ漆止メアリト雖ドモ、素ヲ專用トス、或書曰、天和以來、大坂ヨリ渡レ來ル物多シト也、三都トモニ僧尼用之也、此形僧尼ノミナリシガ、嘉永五六年ヨリ葛笠、藺ガラ笠ニテ此形ヲ造リ、風流ノ徒用之、

〔運歩色葉集 阿〕綾藺笠。。。

〔倭訓栞 中編 阿 一〕あやゐがさ　綾藺笠と書り、文あるをいふ、今の熊谷がさの類、山伏の笠にもいへり、

〔嬉遊笑覽 二中 器用〕藺笠は、〇中略藺は和名抄にゐと訓り、疊の表に織る草なり、これを編作る故、綾ゐ笠といふ、

〔武家當時裝束抄 行粧具〕臺笠（中略）いにしへは、綾藺笠とて、檜又藺にて作る事、古畫に見へたり、是を行列に持せらるは、御三家方、四山御參詣と、東本願寺御門跡、御登城の時に限るよし也、

〔玉函叢說 一〕綾藺笠狩場笠の事

〔嬉遊笑覽二中器用〕薦僧笠と云は、熊谷笠なり、今の薦僧笠は、いと近きより也、後日男、こも僧の出立をいひて、熊谷笠とあり、又洞房語園に、熊谷笠八所とぢえ所とぢといふも、こも僧の者たりと見ゆ、昔々物語の熊谷笠こも僧笠と并べ云るは是なるべし、吉原大枕に、深きもの熊谷笠とあり、此笠深しといへども、今のこも僧がきるやうなる物にあらず、其磧が賢女心化粧四俄に尺八をけいこして云々、揩鉢をみるやうな編笠をとゝのへといへり、其形おもふべし、我衣に、薦僧の笠、享保より小ぶりにて深く作ると云り、此說非なり、寛延ころの江戶繪に、こも僧を風流に書たるに、美服きたれども、笠いま浪人物もらひの著る、前の處に物見の穴あきたる笠にて、形も裾廣なり、今のこも僧笠小ぶりにて、上下廣狹なく、深く苔みたる笠は、寶曆明和の末の頃の畫よりみえたり、

〔柳亭筆記四〕熊谷笠
くまがへ笠は深き編笠なり、江戶に多し、三谷へ通ふ武士の奉公人好みて是を著せり、江戶にても町人はさまで著せず、上方筋にもまれ〳〵に是を好む者あり、六法むきにはさもあるべけれど、先婁野卑にして、人の目に立事甚し、よく似あひたるは普化僧のみなり、必是を著すべし、小あつもりの淨瑠璃に、熊谷の木偶が此笠をかぶりしよりの名か、其名義不詳、此說非也、武州くまがへにて作る名なり、○中略四季咄貞享年間印本に熊谷の中笠といふ事見えたるは、熊谷笠のうちには、形のちひさき方をいふなるべし、人倫訓蒙圖彙元祿三年印本六の卷に、○中略當世忍笠熊谷笠ありと記したれば、元祿の頃まではまれ〳〵にはかぶるものもありしなるべし、

〔守貞漫稿二十九笠〕天和中　編笠○圖略
是乃熊谷笠也、延寶、天和、貞享專ラ流布、蓋少女ノミ用レ之、中年以上ノ女不レ用レ之、又江戶ノミ用レ之、京坂ハ少女モ不レ用レ之也、江戶ニテ少女ノ用フル專トス、故ニ小女郎手ト云、

〔紫の一本上山〕待乳山、○中略此山の風景言語に及びがたし、彼土手通ひする二挺立の船は、淺草川よ

按、〇中略今多出於勢州多氣郡者、莞草全用編之細密、因稱目狹、

〔骨董集上編中〕女の編笠、塗笠

編目の細密なるを目狹と稱す、いはゆる伊勢編笠なり、

〔東海道名所記一〕老たる若き男女、伊勢あみがさ、あふみすげがさをきたるもあり、

〔京童一〕四條河原

見物の男女老たる若き、あるひははたのそりたる伊勢あみがさをかぶり、かとりのうすもの身にまとふもあり、

〔正章千句〕第九　初冬落葉

二階の月に狂ひやむ袖

破れより露もる著笠目せきがさ

〔好色一代男六〕全盛歌書羽織

男は本奥島のはやりで、女郎も衣裝つき洒落て、墨繪に源氏紋斷もちひさくならべて、袖口も黑く、裾も山路も取るぞかし、それまでは目關笠、畦足袋に紅の絎紐、今の素足に見合せ、笑しき事もあつて過ぎ侍る、〇下略

〔守貞漫稿笠二十九〕目關笠、極上製價金一分二朱バカリ、

〔和漢三才圖會服玩具二十六〕臺笠〇中略

按、〇中略出江州愛智郡者、莞抜去燈心用空皮編之、其笠深大者名熊谷笠、

〔昔昔物語〕延寶の比、熊谷笠もそう抔はやり、〇下略

〔我衣〕天和比ヨリ、武士熊谷笠ヲ冠ル、引通シヒモ白シ、役者古來ハ一文字笠ヲカムル、是ヨリクマガイニナル、享保年中ヨリ丸キ儘ニテカムル、醫師武士計リナリ、町人ハ不用、

〔嬉遊笑覽〕二中器用 玉緣の一文字といへるは、丸き紙を中より二ッに折たるやうに、頂の一文字になりたるなり、

〔柳亭筆記〕四 玉緣

玉緣といふは、さまで深からぬ編笠なり、笠の緣を見事に組たるよりの名なりとも、又革にて玉ぶちをとりたるよりの名なりとも聞り、いづれが是か、吉原つれ〴〵草矢壁、延寶二年印本 三谷通する者の事をいへる條に、くらゐ高くやんごとなき人、みづからいやしきふりになして、人にあはじとこも笠にしのばるゝこそおもしろからめ云々、同書注 こも笠こもそうの笠なり、昔はかやうのものまで、今とはかはり、玉ぶち一もんじとて、すぐなるをかぶり、たゝみたるはこもそう笠とてきらへるが、此ごろはこれをもつはらにするなりとあり、○中略 俳諧桃の實、元祿六年印本 撰者兀峯が詞に、玉ぶちの笠きたるは、今の世に乞食女ならではなし、元祿に廢れし證、○中略 洞房語園に、玉緣一文字今はまれなりとあれば、此笠は熊谷笠よりは前に廢りしなるべし、

〔昔昔物語〕萬治の比、江戸中かつぎやむ、酉年○明曆三年 大火事以後、女歩行してありく時、ふくめんの上に、玉ぶちと云編笠をかぶりし、御旗本中何もかぶる、

〔異本洞房語園〕上 勝山、丹後殿前風呂屋に居しときもすぐれてはやりたる女なり、寬永の頃はやりし女、かぶきの眞似などして、玉ぶちの編笠に、裏付のはかま、木太刀の大小をさし、小唄うたひ、せりふなどいふ、其立振舞見事にて、風體至てゆゝ敷見へしと也、

〔談林十百韻〕

小部屋の別れおしむ妻藏　雪柴
玉緣(ぶち)の笠につらぬく泪しれ　卜尺

〔和漢三才圖會〕二十六服玩具 臺笠(あみがさ)○中略

〔柳亭筆記四〕都の富士

西鶴大鑑〇男色大鑑にえい山のちごの事をいふ條に、都の富士といふ時花(ハヤリ)での大あみ笠をかづきとあり、たれ〳〵も知る如く、えい山を都の富士といへり、是等も其形によりての名なるべし、

〔傾城色三線大坂之巻〕梅の匂ひ吹き渡る大橋

平家の二番ばへ宗盛といへる本の大盡、〇中略朧富士といふ大編笠豊に著て、〇下略

〔柳亭筆記四〕朧富士考べし

役者色仕組享保五年印本に、十七八の大振袖、紫の絹ちゞみに紅(もみ)の袖べり筋びろうどのはやり結び、朧富士の編笠ふかく大小のさしぶり、たしかに女と知られたり、これは女の男に出だちたる條に見えたり、娘形氣、女の身にて我女の姿をきらひ、笄(イ)曲(ケ)の髮を切て二ツ折に髻(ツト)出して、若衆めきたるたてかけにゆはせ、不斷の風俗も裾みじかに裏をふかせ、八反掛の羽織に金ごしらへの中脇指、おぼろ富士といふ大あみ笠きて云々、これはちかきさうしにて、當時の風俗を記し、ゝにはあらず、貞享元祿の頃もつはら編笠のおこなはれしむかしの事をいへるなり、さて是等の笠の名俳諧の句には見えざれども、其角五元集、富士、笠取よ富士の霧笠時雨笠、といふ吟あり、是は富士の句にて笠の句にはあらざれど、霧や時雨のふりかゝりて、富士の姿のたしかに見えざれば、笠をかぶりて顔の見えわかぬ人に譬へ、笠をとれよといひかけたるにて、是も朧富士、都富士、富士おろしなどいふ笠の名ありしゆゑに、富士の霧を笠におもひよせしならんと書のせておきつ、

〔柳亭筆記四〕富士おろし

富士おろしは、編笠の名なり、其形富士に似たるゆゑの名なるべし、西鶴大鑑貞享四年印本年の頃廿四五と見えたる人、富士おろしといふ大編笠をぬげば、紫の手細にて頬かぶりして顔は見せざりきとあり、〇中略落花集寛文十一年以仙撰雪やつれて江戸風になる富士颪、重頼、

江戸ニテハ、市民送葬ノ時、施主ト稱スル一門類族ノ者ハ、葬家ヨリ菩提寺ニ至ルノ間、此編笠ヲ用フ、白コキ元結ヲ紐ニ用フ、極テ粗製ノ笠也、歸路ニハ、多ク略シテ笠ヲカムラズ、

京坂ハ送葬ニモ笠ヲ用ヒズ、極テ稀ニ歸路ニ此編笠ヲカムル家アレドモ、甚稀也、江戸女太夫ハ、正月中旬以前、此編笠ヲ用フ、淺黃木綿紐ヲ表ニ通シ用フ、送葬ノ笠ヨリハ精製也、〇中略

八ツ折編笠〇圖略

此編笠、京坂ニ所無也、

江戸行人多キ路傍ニイミ、イロハ歌、或ハ時樣ノ童謠ノ小冊ヲ讀ミ唄ヒ賣ルノ徒アリ、號テ讀賣ト云、ヨミウリ其輩用之、京坂ノヨミウリハ、手巾大盡カムリ也、又江戸ノ小兒ノ弄物ニ、細長キ割竹ノ頭ニ蝶蜻蛉等ヲツケ、テウ〱モトマレ、トンボモトマレト呼ビ賣ル者モ用之、トモニ困民ノ業ナリ、〇中略

編笠ノ一種〇圖略

江戸ノ車力等、身ヲ動スコトノ繁キ徒ハ、此編笠ヲ用フ、繭製無骨ナリ、繭ノ餘リヲキラズ折反ス、麁製ナリ、〇中略

編笠ノ一種〇圖略

天保府命ノ時、江戸芝居俳優ノ戸ヲ出ル時ハ、必ズ此編笠ヲカムラセテ以テ正民ニ別ツ、雨中ニハ傘ヲ指テモ此笠ヲ携ヘシム、天保府命以前ハ無此事也、又近年制弛ミテ不携之ナリ、天保以前モ、京坂女形俳優ハ、往來ノ時、前圖浪人ノ用フル編笠ヲ著セリ、又享保ノ古畫ニモ有之、形常ノ編笠也、

〔昔昔物語〕寬文の比、板坂と云笠、延寶の比、〇中略八分ぞりはやり、天和貞享の比編笠次第に止、

〔守貞漫稿二十九笠〕元祿中　編笠〇圖略

天和ノ編笠ヨリハ淺シ　此編笠ヲ八分反リト云、此笠江戸ニアリテ京坂不用之、

わら草り、燒印のあみ笠ふかくかぶり、○中略戀の手習三きねば叶はぬやき印の、かしあみがさのかさなりて、うき世花がさ、か丶、がさに、○下略

〔柳亭筆記四〕十。二。符。わ。け。の。編。笠。

十二符の編笠、符はあむことなり、編目の十二あるをいふ也、まひのそうし、たかだちに、鈴木の三郎ゑげ家、山伏となりて奥州へくだる事をいへる條に、奥州の衣川、高館の御所に著にけり、鈴木何とか思ひけん、おひすゞかけをばかたはらにとりかくし、おひのなかよりもうちかけとりいだしてきるまゝに、十二ふかけたる編笠をふかぐ\と引こうで云々とあり、編笠十符を度とするゆゑに、十二符はふかあみなり、ふかぐ\と引こうでとあるにてゑるべし、まひのさうしは、室町家の頃つくりしものなれば、ふるくより十。符。の。編。笠。の名ありしゆゑに、十二符かけたるとは理るなるべし、さて十符の編笠といふ事、さうしにも俳諧の句にもいまだ見いでず、向の岡延寶八年印本不卜撰おもじとおれおもはくの橋わたらばや、不卜、勘當忍ぶ菅笠の十符、才丸、菅笠にも十符の名ありしか、又談林俳諧の詞にて編笠にある名を菅笠におほせし句歟、鷹つくば寬文十五雪ふりの編笠なれや富士の山、道節、今様曾我元祿年間印本といふさうしに、野。夫。編。笠。をかぶりて吉原へかよふ事見えたり、案に野夫は假字にて八符なるべし、編目の八ッあるをいひ、前の洞房語園に、八所縅は淺しとある是なるべし、十符は原よりの度なれば、理ルにおよばず、ふかきものを十二符といひ、あさきものを八符前にいふごとく符は編めることにて、縅といふもおなじ、といふにやあらん、
因に云、すべて符るものを十符を度とするは、編笠にはかぎるべからず、十符のすがごもの歌は、夫木抄文字ぐさり等にあり、舞のさうし、ふしみときばに、十符のうらなしあり、うらなしは草履なり、あめわかみ子のさうしに、とふの枕とあるも、菅枕の類にてあめる小枕なるべし、

〔守貞漫稿二十九〕編笠○圖略

ヲカムリ出テ、一番鎗ヲ合セ、手柄ヲシタリ、信長大ニ賞美サレタリ、是ヨリ人皆異名シテ、編笠七兵衞ト云、後年秀吉公ニ仕ヘ、度々軍功有テ、旗奉行トナル、

〔東海道名所記六〕まづこの馬場にさしかゝりて、小袖の衣裏裙の亂れをつくろひ、〇中略あみ笠引こみて門に立入る、又は鍛冶やのやしなひにて、摺箔やの年功の弟子など、そめ物屋の生手殿をそゝのかし、〇中略あみがさのしたに、はながみをはさみてふくめんとし、しどろなるはな歌をうたひて、のさばり行く、

〔嬉遊笑覽二中器用〕編笠の下に紙のふくめんしたる古畫あり、是等は手輕きを風流とせしなるべし、〇中略誰身の上三深きあみ笠引かぶり、はな紙折て顏にあて、日々にあげやとやらむへかよふ云々、

〔好色一代男五〕欲の世中に是は又
室は西國第一の湊、〇中略此所は十三日限に萬世のやかましき事をも互にすまして、盆の有樣を見せて、男は小さき編笠を被き、女は投頭巾に大小をさすもありて、女郎まじりの大踊、〇下略

〔好色二代男七〕庵さがせば思ひ草
法師の紋附の羽織、大編笠の被振、目に立つ風情ありて見るに、〇下略

〔俗つれ〳〵二〕只取るものは澤桔梗、銀で取るものは傾城、
渡世の種もなければ、深編笠に大脇指、日頃拔上げたる額口、今似せ牢人の爲となり、〇下略

〔見た京物語〕雪踏直しは、編笠を著て、ぬりたる箱を荷ぎ、なをし〳〵とよびありく、形も小ぎれゐなり、乞丐人とは見へず、

〔嬉遊笑覽二中器用〕あみ笠、人めを忍ぶによければ、いつの程よりか、遊所にかよふ者に、其あたりの茶屋にて是を借す、其家々の目印に燒印を押す、これを燒印の編笠といふ、〇中略後日男ニほそその

〔寶暦集成絲綸錄二十八〕寶暦八寅年十月　三奉行江

總州小金一月寺、武州青梅鈴法寺門弟共相用候深編笠在之ニ而、商賣仕候者共、以來兩寺又は國々其向寄ニ而、右末派之寺院々印鑑請取置、合印持參不致候はゞ、虚無僧幷商人たり共堅賣不申候樣可致旨、御料は御代官、私領は領主地頭々可申渡候、

右之通可被相觸候、

十月

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕一條院御時、○中略たゞのひたゝれに、上下にあみがさきたるのぼり人、馬よりおりて、○下略

〔源平盛衰記十九〕佐々木取馬下向事

世ニナキ身ナレバ、馬モナキ次第、腰巾ニ編笠ヲ著、腰ノ刀ニ太刀カヅキテ京ヲバ未明ニ出タレ共、○下略

〔義經記六〕關東よりくわんじゆばうをめさるゝ事

去年十二月廿四日の夜打更て、日頃は千き万きを引ぐしてこそおはしまし候に、侍一人をだにぐせず、腹卷計に太刀はきて、あみ笠といふ物うちき、萬事をたのむとておはしたりしかば、いにしへ見ずしらぬ人成共、いかでか一度の慈悲をたれざらん、

〔太平記十一〕五大院右衛門宗繁賺相摸太郎事

相摸太郎邦時○北條ゲニモト身ノ置所ナクテ、五月三○元弘三年廿七日ノ夜半計ニ忍テ鎌倉ヲ落給フ○中略怪シゲナル中間一人ニ太刀持セテ、傳馬ニダニモ乘ラデ破タル草鞋ニ編笠著テ、ソコ共不知、泣々伊豆ノ御山ヲ尋テ、足ニ任テ行給ヒケル、

〔明良洪範十五〕七兵衛○伊東尾州二本木ノ戰ヒニ事急ニシテ、甲冑ヲ著ル間ナク、有合セノアミ笠

三才圖會云、臺笠、臺夫須也、卽莎草也、古注謂、以夫須皮爲笠、所以禦暑禦雨、

按臺卽臺字、莎草卽香附子之屬、今編莞草作之、不用竹骨、呼曰編笠、以可禦暑、延喜式云、和泉國調蘭笠四十六枚、今泉州松村所作編笠、其遺風也、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕慶長の頃の風を、古畫ども見て考ふるに、中略編笠は扁たきも長きもさま〴〵みゆ、

〔我衣〕古來ハ男女トモニ編笠ヲカムリタリ、元文迄餘風アリ、延寶天和ヨリ上方下リ笠アッテ、是ヨリ平カサヲカムリタリ、

古來ヨリ是ヲカムル、女ノアミ笠、紅絹或ハ淺ギノヒモ引通シテカムル、一文字ト云、延寶ノ比迄イヌキ笠也、

男ハイヌキノ深キ笠、折方ニシテカムル、男伊達風ナリ、平人ハ折方ナシ、其儘カムル、

小アミ笠、ホウヅキウリ、風車ウリノ子供笠也、鎗持奴ハカムルコトモアリシ、

〔骨董集上編中〕女の編笠　塗笠

天和、貞享、元祿の比の女の編笠の形は、寛文延寶の比とは、いたく變れるを見るべし、當時此あみ笠をかぶりたるは、おほくはふり袖の少女也、菱川の繪にあまた見えたり、ゆゑにこれを小女郎手といひて、男子もかぶれり、又一文字といへるは、形によれる名也、まへさがりにかづきて、面の見えざるやうにするを、すべて伏編笠といへり、

〔一話一言二十四〕手網笠

慶安二年十二月廿六日、大御番へ被召出、三ヶ年無足にて、手網笠にて可相勤旨、御老中御列座、阿部豐後守殿被仰渡候、右は平賀式部少輔家、幷外にもみゆ、手網笠といふは、手にあみ笠を持て成とも可勤との事成べし、

以製作爲名

ノミ、必ラズ手拭ニテ頬カムリノ上、此笠ノ極テ古ク煤ビタル者ヲ用ヒ、他笠ヲ用ヒズ、京師ハ被葦編笠、大坂ハ無笠也、

〔甲陽軍鑑品第三十六十一〕一駿河田中御逗留の間に、織田信長より佐々權左衞門使者にて御音信、からのかしら二十、毛氈三百枚、猩々緋の笠、是は四年さき、公方靈陽院殿都へ御供仕、征夷將軍に備奉りたる、弓矢に緣起のよき笠にて候と、信長申されて、信玄へ送被遣之、信長使者居候處にて、土屋平八郎に其笠を被下、信長に武篇あやかれと、信玄公被仰也、

〔常山紀談九〕東照宮仰に、物具の美麗なるは無益の事なり、又重くするも益なし、〇中略下部は薄き鐵の笠を著せたるぞよき、急なる時は飯をも炊ぐべしとぞ、

〔延喜式六齋院〕三年一請雜物

朝使已下女孺已上座料、〇中略帖笠九十八枚、〇中略帖笠九十八枚、輿長已下料、請二內藏寮一、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

太宰府〇中略藺帖笠百廿蓋

〔運歩色葉集阿〕編笠。

〔倭訓栞中編阿一〕あみがさ　編笠の義、もとは菅笠、藺笠などの通名なりしにや、全浙兵制には箬帽を譯せり、

〔人倫訓蒙圖彙六〕編笠　藺を以て是をつくるなり、當世忍笠、熊谷笠あり、

〔古今要覽稿器財〕編笠

あみ笠は菅或藺などをもてあみたるをいふのみ、但延喜式にいはゆる帖笠も、編笠もおなじものならんとおもはる、然れば編笠はいと古き物なり、

〔和漢三才圖會二十六服玩具〕薹笠あみがさ　俗云阿美加左　薹卽臺字

〔氏郷記中〕大佛殿普請之事

蒲生源左衞門尉郷成、其日ノ裝束ニハ、太布ノ帷子ノ袖裾ヲハヅシ、背ニハ大キナル朱ノ丸ヲ付ケ、小麥藁ノ笠ニ、サイハイ取テ、石ノ上ニ登リ、木ヤリヲゾシタリケル、

〔我衣〕シユロ笠、薩摩ヨリ出ル、元祿ノ比、テウホウシタル笠也、出少クカムルモノマレナリ、三年モ五年モ用ヒテ重寶シタリシユロノ葉ヲサラシ、三枚四枚合セテ作ル、シユロノ葉ハ間キレテ笠ニ不作、是ビンロウジノ葉ナリト云、〇圖略

〔鹽尻六〕笠ニサマ〳〵ノ和漢名アルコト　薩摩笠は、びりようの葉にて製せり、是琉球の作れる所に習へり、

〔我衣〕藤笠フジヲアミテ作ル、元文比藤細工スル人、花生、カマシキ、手拭カケヲ作リ、此笠モ作リタリ、若キ武士、醫者ナド御坊主多クカムリタリ、上方ヨリモ下ル細工ヨシ、色々モヤウヲオリテ見事ナリ、〇圖略

〔守貞漫稿二十九笠〕藤笠〇圖略

今世江戸ノ士民、市中徘徊ニハ菅笠ヲ用フル人稀ニテ、トウガサ、來舶ノ藤ナリ竹笠、網代笠、島笠等ヲ用フ、又近年葛籠笠モ用フ、藤ハ來舶也、割削之テ皮ヲ用ヒ、或ハ身ヲモ削リテ笠ニ造ル、弘化中ヨリ京坂モ專用之シテ、竹ノ網代笠等廢ス、竹笠ハ、天保初ニ駿州ヨリ始テ造リ出シ、江戸ニテ用之、今ハ藤竹トモニ江戸ニテ造之、竹笠出テ、次ニ藤笠ヲ造リ行ル、蓋藤竹網代等、中民以上ノ用トス、才民モ戸主等ハ用之、賤業、庸夫、奴僕、丁兒等ハ不用之、〇中略藤ガサ竹笠、編法ハ、京坂ニ云、籍、江戸ニ云笊ト同キ也、〇中略

京坂ハ藤笠ヲ用フレドモ、近年ノコトニテ、江戸ヨリ流布十年許リ後レ遲キ也、

右ノ笠、〇藤笠竹笠賤者ノ用ニ非ズト雖ドモ、唯江戸ノ履物損ヲ補フ非人ノ、俗ニデイ〳〵ト號ル者

驛舍ノ馬士舁夫等、此菅笠ヲ用フ、菅本ノ赤キ下品也、菅末ヲ切ラズ、上ニ出ス、切之チカムルモアリ、專ラ不切之シテ用フル者多シ、

〔和漢三才圖會 服玩具 二十六〕菅笠〇中略

〇〇檜笠　出於和州吉野、山人及修驗行者用之、

〔安齋隨筆 前編 五〕一檜笠　ひの木のあじろ笠なるべし あじろ笠、古畫にあり、竹もひの木もあるべし、

〔松の落葉 四〕笠

ひがさは檜にてつくりて、柄あるかさなり、日笠とこゝろうるはわろし、菅笠のたぐひの名になん、今もこの國中〇備の山里につくりいだすところあり人のえさせければ、おのれももてり、扇につくるやうにものしたるなり、榮花物語御著裳卷に、おきないとあやしききぬき、やれたるひがささして、ひもときさして とあるを見るべし、

〔榮花物語 十九 御著裳〕堂あるじといふおきな、いとあやしききぬき、やれたるひがささして、ひもときてあしだはきたり、〇下略

〔我衣〕檜笠、尤古來ヨリ有、和州大峯ヘ入山伏是ヲカムルコト、古來ヨリ有、雨笠日笠兩用ニス、

〔守武千句〕猫何第二

有明の月はいかにもひくゝして　かうやひじりのきたるかさゝぎ

〔嬉遊笑覽 二中 器用〕是は檜笠の平たき、あじろ織なるべし、

〔毛吹草 三〕紀伊　檜笠ヒガサ 山伏用之

〔紀伊續風土記 物產製造 十下〕非乃木笠ヒノキガサ　非乃木籃ヒノキカゴ

右二種、日高郡山地莊龍神村、牟婁郡本宮邊にて製作す、先年は扁柏ヒノキ皮を用ふ、今は此邊に多く產するアラハナ一名カヘデノ木といへる木皮にて製し、扁柏皮を用ひず、

三島菅、未苗在、時待者、不著也將成、三島菅笠、

〔夫木和歌抄七早苗〕寶治二年百首早苗　常磐井入道太政大臣

あめすぐるますげのをがさかたよりにをたのさをとめさなへとる也

〔我衣〕貞享ノ比ヨリ三度笠トテ、飛脚馬上ニテキブリ、落馬シテモ、鼻ヲウタヌヤウニ、深クシタル菅笠、旅人カムル者多シ、享保ノ末ヨリ道中笠ニ定ル、

〔守貞漫稿笠二十九〕三度笠大深トモ云〇圖略

菅笠ノ一種也、三度飛脚用之、故ニ名トス、深クスルコトハ、誤テ落馬スルコトアル時、面部ヲ疵セザル備歟、又ハ四時風ヲ防ヲ要ス歟、此笠貞享中始テ製之、文化以前ハ、旅商專ラ用之、文化以來ハ雷盆形ノ菅笠ヲ用フ、飛脚宰領ハ今モ三度笠ヲ用フ、

〔我衣〕男笠ノ事、菅笠ヲ元トス、サレドモ張笠、篛笠、古風ナリ、デン中ト云菅笠ヲ用ユ、〇中略上總ヨリ出ル、デン中ト云菅笠也、伊勢ヨリモ來ル、貞享ヨリハヤル、女モ是ヲ用ユ、元祿迄、女ハ紙ヲ四角ニ折テ、アゴヒモヘアテ口ヲカクス、正德ヨリナシ、武家ハ寶永比マデ有シ、〇下略

〔守貞漫稿笠二十九〕一文字菅笠一名殿中

菅笠ハ、今世モ加賀產ヲ專トス、一文字笠、士民トモニ用之ト雖ドモ、武家旅行及ビ行列ノ時ニ、士ハ專用之トス、大名旅中、若歩行ノ時ハ用之、他ヲ用フルコト稀也、一文字ニハ、紐必ラズ白晒木綿緋笠枕モ同品也、三都トモニ然リ、

追考、此圖〇圖略ノ如キハ、殿中ト云、一文字形ハ、勾陪ナキ物也、

〔我衣〕天和比ヨリ、武士熊谷笠ヲ冠ル、〇中略役者古來ハ一文字笠ヲカムル、是ヨリクマガイニナル、〇下略

〔守貞漫稿笠二十九〕俗ニザンサラ笠ト云、菅笠ノ一種、〇圖略

ト混ゼザル標トス、故ニ家主町役人ト雖ドモ、袴ニ一刀ヲ帶テ冠之、ナコト云處ノ者ハ、笠形菅ノ末餘リ散リタル物、○中略

大坂ノ市中ヲ巡リ、錢ヲ受ル住吉踊リハ願人坊主ト云僧形ノ物貰ヒ也、其所用笠、圖○圖略ノ如ク菅笠ノ周リニ茜木綿ヲ垂テ、前ヲ少ク除ケリ、是前ニ云ル虫ノ垂衣ノ遺意ニ似タリ、

菅笠○圖略　三都トモ旅行ノ婦女、及ビ田舍ノ婦女、田植、其他農事ヲ營等、皆此菅笠ヲ用フ、笠當、美ナルハ、黒天鵞絨等、粗ナルハ淺黄木綿也、トモニ方三四寸ノ綿入角蒲團也、紐ハ白木綿ヲ專トシ、淺木綿モアリ、トモニクケヒモ也、一條ヲ用ヒ前ヲ輪ニナシテ腮ニカケ、兩端ノ方ヲ背ヨリ口ノ下ニ結ブ、兩端背ニテ左右ヲ打違ヘ、✕如此ニシ、耳ノ後ロヨリ前ニ口下ニ結ブ也、

今世モ江戸ノ女大夫ト名付ル、三線ヲ彈キ唄ヒテ市店ヲ巡リ、錢ヲ乞フ非人ノ妻女ドモ口之、○中略彼徒ノミ市中ニモ、四時右ノ菅笠ヲ用フ、紐同製、必淺黄木綿絆紐也、蓋正月元日ヨリ大概半月ノ間ハ、鳥追ト號シ、三線唱歌ヲ異ニス、其時ハ菅笠ヲ用ヒズ、前圖ノ編笠ヲ用ヒ、正月半過ヨリ再ビ菅笠ニ復ス、

〔糸竹初心集上〕すげ笠ぶし

やぶれすげがさやんやあ、えめをかきいれて、いのを、ゑい、さらにきもせず、ゑいいさん、さあややあさん、さ、すてもをせず、○略

〔毛吹草三〕伊勢　齋宮菅笠　近江　菅宮菅笠(スゲノミヤノスゲガサ)

〔東海道名所記一〕老たる若き男女、○中略あふみすげがさをきたるもあり、

〔萬葉集十一〕古今相聞往來歌寄物陳思

吾妹子之袖乎憑而眞野浦之小菅之笠乎不著而來二來有、(ワギモコガソデヲタノミテマヌノウラノコスゲノカサヲキズテキニケリ)

臨照難波菅笠置古之後者誰將著笠有魚國、(オシテルナニハスガカサオキフルシノチハタガキムカサナラナクニ)

菅笠は、天和の末、貞享年間より以前の書に見へざれば、當時天和貞享たゞすより流行しものなるべし、殊更元祿始の頃は、專らになれるにや、櫻陰秘事元祿二年印本には所々にかぶれる體あり、〇中略菅笠は元祿六年より寶永の中頃まで專ら流行す、

〔我衣〕享保年中如此〇圖略笠ヲ作リ出ス、網ノ上ヲ雨ノモラヌヨウニカブセタリ、所々ヲカハニテシメムスビステニス、ノキノ廻リ結ビタリ、大笠也、雨ニ用ユ、〇中略
寶永ヨリ始テ杉形ノスゲ笠大ニハヤル、武士町人スベテカムル、正德ゴロ上笠出ル、キヌ糸ヌヒ針金トメ、次ハアサ糸ヌヒ也、

〔嬉遊笑覽二中器用〕すげ笠、〇中略當流女用鑑四、貞享四年、眞野のすが笠かゝへ帯、追風あたりに芬々たり、是なん都女郎云々、其頃より行はれたり、此笠今の殿中に似て頂尖りたり、其後江戸にても、武家町家ともに女の笠これを用、菱川が畫にみゆ、

〔秋苑日渉十一〕器用
三四十年前、有帽子上戴垂簾白莞笠者、近來莞笠皆用平頂一字者、無有垂簾、

〔守貞漫稿二十九笠〕菅笠、昔ハ上總國ヨリ製シ出ス、元祿以來加賀國ヨリ產ス、加賀笠ト云、總製ハ粗、賀製ハ精美也、〇中略
古キ伊勢道中ノ唄ニ、大坂ハナレテハヤ玉造リ、笠ヲ買フナラ深江ガ名所云々、河州深江村ニテ專ラ菅笠ヲ製ス、今モ然リ、蓋加賀製ノ多キニハ及バズ、今世モ加賀產美製ニシテ而モ多ク產ス、菅性日本第一トスル也、〇中略
菅笠、蝙蝠形、杉形、雷盆スリバチ形、〇圖略以上
今世三都トモ、士民旅行ニハ菅笠ヲ用フ、形種々アリ、或ハ人品ニ應テ用之、或ハ隨意用之、〇中略
花笠〇中略江戸山王神田ノ祭祀ニハ、警固ノ衆人、各一文字菅ニ摸造花包ヲ付テカムル也、他人

ルコソ哀ナレ、〇下略

〔走衆故實〕一永祿參二月六日壬寅午剋御參內有之、〇中略今日雨降、御輿昇には代之者、傘を指懸候由に候、昔はすげ笠を著候と云衆有之如何、御物のゆたんは其まゝ雨にぬれ候つる、

〔好色一代男五〕ねがひの搔餠

京より結構なる伊勢參りがあるわと門立騷ぎ、練物を見る如くぞかし、〇中略何れも十二三なる娘の子、四つがはりの大振袖、菅笠に紅裏打つて、絢交の紐を附け、〇下略

〔昔昔物語〕天和貞享の比、編笠次第に止、菅笠に成、御旗本中あみ笠の時分は、菅笠は、陪臣かぶり、御旗本菅笠の時は、編笠陪臣かぶる、元祿の比より押なべて菅笠に成し、下々は酷暑にもかぶる事なし、〇中略

一兩年以來、瀨川風とやら云て、瀨川菊之丞と云堺町の役者、女方の役者の眞似とて、帶を立むすびにして、菅笠は、いたゞきの笠あてを、甚ダ高くして、笠のふち頂より上へ上るやうにしてかぶる、大身の奥方幷供女、何も一樣に仕立ありく衆、餘程見ゆる、歷々衆が、河原者の眞似するゆへ、小身末々まで、夫を學ぶなり、昔は水邊に生ずる故、自然と日を不通、夏の笠は菅より能はなし、

〔骨董集上編中〕女の編笠　塗笠

元祿のはじめは、菅笠をもはらかぶりたるならん、

其袋（風雅擬、元祿三年刻、）

菅笠や男若鷄たる花の山　百里

當時は、男の菅笠かぶりたるは、似合しからざりし歟、

〔近世女風俗考〕葛笠菅笠の事

てふくる事あり、依てすげを式とす、

〔播磨風土記 不完 郡〕敷草村、〇中略有澤二町許、此澤生菅、作笠最好、

〔皇大神宮儀式帳〕新宮遷奉御裝束用物事

菅御笠二口

〔大神宮儀式解 九〕菅御笠は須介乃美加佐とよむべし、雨儀には紫蓋に代てこれを用る也、〇中略

こゝにいふは、簦なるを字にかゝはらず、同訓によりて笠の字を用し也、(中略)長暦官符、寛正官符、此御笠を菅大笠と注せしは、よくかなへり、西宮記考定條雨儀者云々、刺簦と見ゆ、

〔日本書紀通證 神代六〕正通曰、笠、祭禮用菅笠也、宗因曰、伊勢大神遷座時、山城賀茂御講祭等用菅小笠、今按、大嘗祭式有菅蓋、萬葉集云、王之御笠爾縫有在間菅、菅清之義故祓具用之、儀式帳有菅裁物忌、舊事紀有笠縫部、祟神紀有笠縫邑、

〔延喜式 伊勢大神宮 四〕大神宮裝束〇中略菅笠二枚〇中略

度會宮裝束〇中略菅笠一枚

〔書紀集解 神代 二〕蓑、菅笠之用、式所見如此、知神世之遺風、

〔大神宮諸雜事記 二〕治暦二年八月廿五日丁未、大神宮假殿御遷宮也、〇中略以巳時天御出奉遷之間、乃雨彌倍天、無間斷、仍以菅御笠天御體之上差隱奉天、假殿仁渡御坐之間、〇下略

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、大嘗宮儀、〇中略亥一刻、入御悠紀神殿、〇中略車持氏差菅御笠、〇下略

〔百練抄 後鳥羽 十〕建久五年三月十八日、賀茂祭也、〇中略取物舍人四人〇中略菅笠、赤色御綾引物

〔太平記 二〕長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

此資朝子息國光中納言、其比ハ阿新殿トテ、歳十三ニテヲハシケルガ、〇中略遙々ト佐渡國ヘゾ下ケル、路遠ケレドモ、乘ベキ馬モナケレバ、ハキ習ヌ草鞋ニ、菅小笠ヲ傾テ、露分ワクル越路旅、思ヤ

の子笠を用ゆ、はじめは價もさまで貴からざりしに、次第に巧を盡してより、駿河細工の如き竹がさ、又は藤笠流行して、價百疋貳百疋にも及とぞ、すげの笠は、價三四匁にて、日をおほふに強く、かぶりて輕し、夫を今の竹笠に、百疋餘を費すは、あまりなること也、

〔延喜式 十五 内藏〕諸國年料供進(中略)藺笠卅六枚(和泉國調)

〔今昔物語 十一〕天智天皇御子始笠置寺語第三十

今昔、天智天皇ノ御代ニ御子在マシケリ、(中略)皇子馬ヨリ下テ泣々伏シ禮ミ、後ニ來テ尋ムニ注シニ見ムガ爲ニ、著給ヘル藺笠ヲ脱テ置テ返ヌ、(下略)

〔守貞漫稿 二十九 笠〕藺笠(圖略)

燈心草ヲ以テ製之、從來未見之、嘉永四年ヨリ初テ流布シ、歩行ノ武士專ラ用之、蓋供ニハ不用之、私ノ他行ノミ用之、大流布也、京坂不用之、

或人曰、從來南部ヨリ產製之、南部製ハ雨中用之時、濕リテ編目ヲ塞ギ雨ヲ洩サズ、今專用スル物ハ、嘉水六年ヨリ右ノ藺笠種々ノ形ニ造リ、市民モ稀ニ用之、右ノ藺笠ハ、琉球表ニ造ル藺ト同ク太キ物也、又編笠ニ用フルハ、備後早島表ニ用フル細キ丸藺ナリ、

〔運歩色葉集 須〕菅笠。

〔名物六帖 器財五 笠杖履〕臺笠(スゲカサ)

〔和漢三才圖會 二十六 服玩具〕菅笠(すげがさ)　須計加左

按、菅笠、中古制之、與簦笠形同、而以菅葉縫成、但笠避暑、簦笠賤民以禦雨耳、菅笠雨日兩用、而貴賤男女、冬夏咸旅行必用之具也、出於賀州金澤者上品、防州柳井次之、攝州深江今里多作之、

〔武家當時裝束抄 行粧具〕蓑笠　菅笠をぬり笠なとも用ユ、略義也、袋に入て持する也、是は旅行の具のみなれども笠計は常にも用べし、(菅は日をよけるものにて、車に檳榔毛車とて蒲葵といふものにて車をふくもの也、びろうはふつていなるものゆへ、もしびろうなき時は、菅に)

竹の皮笠、竹の皮草履、同裏付、破魔弓箭、此類關東筋百姓町人之方ニ而、致二細工一賣渡候而も、差障無レ之哉之旨就二御尋一乍レ恐左ニ奉二申上一候、○中略

一竹の皮笠の儀ハ、先年は私手下共一同細工ニ致來候由ニ候處、其村々百姓方に而買集候竹皮、草履細工ニ相用候程も行足不レ申候事故、笠を拵候程ニハ竹の皮、間ニ合不レ申候間、自ラ近頃ハ笠を拵候儀、相止メ居候村々も有レ之候得共、中にハ草履裏付等多分賣捌不レ申候村々ハ、笠を細工ニ仕候村々も有レ之候間、百姓町人之方ニ而、細工ニ不レ致候樣仕度奉レ存候、

但右品々ハ、何れも竹の皮にて拵候品ニ而、百姓町人之方ニ而、笠を拵候樣相成候而ハ、其村村百姓町人之方ニ而、竹の皮買上候事故、貧窮の手下共、竹の皮買取候儀難二相成一、右草履細工にも差支難儀仕候間、○中略殊ニ關東筋は竹の皮至而拂底之場所に而百姓町人之方ニ而、竹の皮を細工ニ仕候而は、迚も草履細工に行足不レ申、猶又笠を細工ニ仕候手下共儀は、草履賣捌兼候場所ニ而、笠を渡世ニ仕候得ば旁難儀仕候、○中略

右之趣ニ而、私手下共儀ハ、一體商賣細工等之品少ク、至而手狹ニ御座候得バ、右品々之外職分無二御座一、百姓町人之方ニ而、右品々細工仕候樣相成候而ハ、手下共一統差障ニ相成、難儀至極仕候間、百姓町人之方ニ而、細工ニ不レ致候樣仕度、此段乍レ恐御賢慮御慈悲之程奉二願上一候、以上、

寅二月廿日　淺草　彈左衞門印

〔甲子夜話十九〕米澤ノ笨、長門ノ傘、鍋島ノ竹子笠、秋月ノ印籠、小倉の合羽ノ裝束ノ如キ、ミナ下々細工ニイタシ、○下略

〔武江年表九〕安政三年、此頃淺草御藏前に、大笠と諢名せる賣卜者出る、籜笠（タケノコガサ）の差渡五尺餘もあるべし、岡田某といふ、

〔寛天見聞記〕昔は竹の子笠稀にして、貴賤ともすげ笠をのみ用ひしに、文化の頃より、あじろ笠、竹

りたる物にや、されど綾藺笠のごとく、たはやかにはあらざるべけれどことなる晴なれば、風流にしてけるかいかさまにも常の狩の例にはあらざるべし、

〔提醒紀談〕五竹笠の敎諭

周防守重宗いまだ御小姓の時、明年御上洛の御供支度を、京都なる父伊賀守家老方へ申越れけるところに、いかゞとゞこほりしにや、秋の末まで一色も下されず候故に、又申越されしは、先達て申遣し候御供支度の品々、只今にいたり一色も出來さし越なく候、不屆千万に候、早々さし下すべきよし催促申されければ、十月にいたり、荷物一箇下りたるゆゑ家老ども披露申ければ、周防守すなはちこれへ持參候へと、申さるゝによりて、兩人にて持出たるをあけさせ見られければ、大なる竹の子笠一かいこれあり、何れもあきれたるやうすなり、周防守には心得られしと見えて打笑ひ、下げよと申されける故その節、谷三助と云もの側に居合せ、御前には御合點遊され候と相見え候、彼笠は何の御用に立候ものに候やと申しければ、周防守申さるゝは、あの笠を著て上を見るなといふことゝ、打笑はれしほどに、親も親子も子なりと、三助感じ語りしとなり、古老雜話

〔東海道名所記〕三道中には、○中略馬かたは菅笠の檐口たゞれ、竹の子笠のほねばなれしたるに、繩のしめ緒をつけてうちかぶり、○下略

〔有德院殿御實紀附錄〕五四月十〇享保九年十一日、志村にて追鳥狩ありしにも、志たがひ玉ひしが、卿〇德川宗武のいで立竹笠、細袖、四布の袴に脛巾つけて、かひ〳〵しかりしを御覽ありて、けふのよそひいかにも古雅なりと稱せらる、

〔德川禁令考〕五十降稀者〕寛政六寅年四月

竹之皮細工之儀ニ付、彈左衛門より差出候書付、

〔四節八座抄〕雨儀

一著外辨事（上官床子在砌上）

出敷政門經綾綺殿南壇上（上官在座者、揖而過、其儀見上）、於同殿巽角撤笥笠出宣陽門自壇下南行、（撤笠）自内記局

南程昇砌上、（○下略）

〔古今著聞集（十二博奕）〕後鳥羽院御時、伊與國おふてらの島といふ所に、天竺の冠者といふもの有けり、

（○中略）かの冠者あかとりぞめの水干に、なつ毛のむかばきをはきて、しげどうの弓にのやおひて、

竹笠をきたりけり、

〔曾我物語（一）〕かはづの三郎うたれし事

いとうがちやくしかはづの三郎ぞきたりける、（○中略）せんだんとうのゆみのまん中とり、もえぎうらつけたる竹がさこがらしにふきそらせ、（○下略）

〔安齋隨筆（前編五）〕一竹笠　曾我物語に見へたり、竹のあじろ笠なるべし、

〔曾我物語（八）〕すけつねをゐんとせし事

十郎がその日のしやうぞくには、もよぎにほひのうらうちたるたけがさ、むらちどりのひたゝれに、（○中略）五郎がその日のしやうぞくには、うすくれなゐにてうらうつたる、ひやうもんのたけがさまぶかにきて、（○中略）せこをやぶりて、しゝこそ三かしらいできたりけれ、これはいかにと見るところに、かのすけつねこそ、おつすがひておとしけれ、その日のしやうぞく花やかなり、（○中略）きんしやにてうらうちたる、うきもんのたけがさ、あらしにふきなびかせ、（○下略）

〔玉函叢說（一）〕竹笠の事

曾我物語に、富士の牧狩の所には、うす紅にうらうちたるひやうもんの竹笠また紗金にてうらうちたる浮紋の竹笠など見へたるは、竹の皮などうすくしてあみたるを中にて、裏表をは

ハチク笠等ヲ用ヒシ也、網代笠ハ京坂モ用レ之、〇中略竹笠、藤笠、内ヲ澀染紙ニテ張レ之、京坂ニテ、ハチク笠ニハ内紺紙ヲ當テ縫モアリ、紙ヲ當ザルモアリ、網代ニハ、或ハ紺袋ヲ糊張ニシ、或ハ紙ヲ張ズ用フ、ハチク篠、上品ヲ以テ製レ之、極細ニ削リタル竹ヲ以テ押レ之、又極織ノ萌木絹糸ヲ以テ縫レ之、三都トモニ用レ之、〇中略背裏ハ圖ノ如キ竹骨也、篠ノ裏ヲ出シ、縫糸蜘蛛ノ如ク顯ル、或ハ骨ト篠ノ間ニ紺紙ヲ挾ミタルモアリ、

從來武士上下竈トモニ潛行ハ用レ之、昔ハ編笠ナルベシ、近世ハ專レ之、近來來舶ノ藤笠流布スト雖ドモ、大名等潛行ニハ、野裝束ノ時必ズ用レ之、又從來士民トモニ用レ之レドモ、小民賤者ハ不レ用レ之、〇中略

京坂ニテパ゜ッ゜テ゜ウ゜、江戸ニテカ゜ゴ゜ヤ゜笠゜ト云、〇圖略前ニ云ル亘リ二尺四五寸ノ眞篠笠也、京坂ニテ此大笠ヲバッテウト云、江戸ニテハ駕籠屋笠ト云、辻カゴカキノ夫用レ之、故ニ名トス、乃チ四ッ手駕舁夫也、京坂ノカゴカキハ不レ用レ之、又三都トモニ茶客ノ雨中待合ヨリ茶室ニ至ルニハ、他ノ笠及ビ傘ヲ用ヒズ、必ラズ如レ此大篠笠也、然モカゴヤガサトハ其製異ナリ、

漁夫釣夫、榜(センドウ)人、水主等ハ、今モ專用レ之、眞竹フアル下品篠、極麁製ナルモノ也、笋゜子゜笠゜ト云、紐モ篠繩或ハワラ繩ヲツケル、又江戸ノ駕籠舁ハ、篠麁製笠ヲ用フレドモ、コレヨリ形大ニシテ甚ダ淺シ、篠フアル麁笠ノ淺ク大形ナルヲ俗ニパッテウガサト名ク、

〔令義解一職員〕隼人司

正一人掌下〇中略造二作竹笠一事上

〔延喜式十五内藏〕諸司年料供進〇中略

竹笠十四枚大小各七

事なれば、有あふ靑草をかりつかねて、みの笠の替りにきたるのみにて、常に用ふる爲に製したるにはあらざるなり、其外諸書に笠とのみ見えたるはかならず、竹笠なるべくおもはる、

〔和漢三才圖會〕二十六服玩具 笠(たけのかさ)音立　和名加佐

本綱云、笠賤者禦雨之具、以竹爲胎、以箬葉夾之者、天形如笠、而冒地之表、故笠曰天公、

按、笠俗云、笋笠(タケノコカサ)也、中華以箬葉作之、箬卽闊蘆也、倭多用籜、籜卽笋皮也、以苦竹籜作者出於播州明石、賤民禦雨、以淡竹籜作者稱美、出於江州水口及越州福居、

〔我衣〕延寶ノ比ヨリ、地ニテ作ル、眞竹皮ノ笠、小ブリナリ、ヲサヘ竹モアラシ、日笠雨笠兩用ニス、後大笠モコシラヘタリ、ワタリ二尺四五寸バカリ、ハナハダヲモシ、雨笠、〇中略

上方ヨリハチク竹ノ杉形笠下ル、細竹ミゴヲ押ヘトシ、上ノトマリ黑ビロウド、アサ糸ヌヒ、享保ヨリ地ニテ作リ出ス、上作ナリ、頭ノトメ紫ガハナリ、

上方下リ、始代二匁、但壹匁六十四文　正德比代一匁、元文比四十五文、寬保比二十四文、三十二文也、

竹笠出シコロ、地作百五十錢二百文、好ニヨリテ百疋迄、皆キヌ糸ヌヒ、

元文比ヨリ、內ノ竹ヲクロクヌル、細工シゴクヨシ、延享ヨリ內ノ竹キクニスル、尤上作ナリ、

〔守貞漫稿〕二十九笠 安永二年ノ刊本風俗通ニ曰、笠ハ昔ノ蒲鉾形、水口細工ノ藤蔓笠、駿河細工ノ竹笠、是ニ三色アリ、上ハ萌黃ノ染竹、中ハ白晒竹、下ハ紫竹、右五色ノ內ニテ好ミニ隨テ用ユベシ、笠、當、笠紐、白晒又黑絽モヨシ、然シ黑キ絽ニテハ、ヨゴレヲ厭フ心見エテアシ、、是ヲ前下リニ冠ル、後ロノ紐打チガヒ云々、〇中略

竹笠 亘二尺許

竹笠ハ、天保初ニ駿州ヨリ始テ造リ出シ、江戶ニテ用之、今ハ藤竹トモニ江戶ニテ造之、竹笠出テ次ニ藤笠ヲ造リ行ル、〇中略 京坂モ不用之、戶主ト雖ドモ、ハチク笠上製等ヲ用フ、江戶モ天保前ハ

紐ヲ前後二輪ヲ付テ、前輪ヲ腮下ニ掛ケ、背輪ヲ口ノ下ニカクルナリ、略〇圖脱ント欲スル時、背輪ニ指カケ、耳ヲハヅセバ前ニ脱ル、其煩シカラザルガ故ニ、市中ヲ冠ル笠ハ近年專ラ用レ之、蓋菅笠ニハ用ヒズ、枕、來舶ノアンペラ、或ハ黒天鵞絨等也、粗ナルハ木綿モアリ、弘化以來新製也、略〇圖輪及ビ紐ハ、細キ割タル竹ニ割藤ヲ卷タリ、來舶ノ藤也、紐ノ用ヒ樣同前、又枕ヲ用ヒズ、代レ之ニ〔如此竹ノ表ヲ黒天鵞絨ヲ以テ縫包メリ、頭上ニ風ヲ通スコトヲ要ス、是亦菅笠等ニ用ヒズ、藤笠、島笠、目關笠等ニ專ラ用レ之コト江戸ノミ歟、弘化前ヨリ全ク鯨髭ノ製物アリ、此製有テ後、鯨製廢ス、

笠種類

〔倭訓栞前編六〕かさ略〇中絹がさ、蘭がさ、菅がさ、市女がさ、局がさ、つぼみがさ、ゑがらき笠、つぶれ笠、平がさ、田笠、墨笠あり、後世疊笠、宇都宮笠、小田笠あり、又天和の頃はつゞら笠、元祿のころは、ぬり笠はやれり寛文の頃は、江戸にて女の編笠を用ゐたる事あり、

〔八雲御抄三下雜物〕笠　花　から　松　むし　そで　ひぢ　ひら　あみ　小　を　きぬ　すげ　すか　みしますが　なにはすか　すげのを　み　こすげの　まつ　梅の花鶯　あやゐ　お　ほ　竹　かくれ　ゑば

以原質爲名

〔增補下學集下二器財〕箬笠(タケノコカサ)

〔名物六帖器財五傘笠杖履〕箬笠(タケノコカサ)耶邪代醉編、霅雲鐐鰕蠙、如ニ箬笠大一、　青蒻笠(アヲキタケノコカサ)張志和、青蒻笠、綠蓑衣、斜風細雨不レ須レ歸、　敗天公(ヤフレガサ)本艸、敗天公、弘景曰、此乃人所レ載竹笠之敗者、李時珍曰、尊天論云、天形如レ笠而冒ニ地之表一、則天公之名蓋取ニ于此一、　竹笠(タケカサ)見レ上、

〔古今要覽稿器財〕竹笠

笠てふ物品々有り、なかにいと古きは竹笠なるべし、すなはち今に有所のものにして、古くも替りたる事有るべからず、只竹をもて製したる笠なり、これ笠てふものゝはじめにして、令義解、延喜式にも、その名見えたり、神代紀に所謂靑草を結束て蓑笠とすと有れど、これは其時にはかの

コシラヘ出ス、甚ハヤル後二重緒ニモコシラヘタリ、享保ヨリ笠輪モ鯨ニテ、緒幅廣クコシラヘ、アゴヲモ鯨ナル出ス、シカレドモ世上奢テ上品ハ不用、正德ヨリ上品ニテ黒絹ニ綿入ニコシラヘタリ、中ハサラシ、元文ヨリ笠輪籠緒ハ細キ竹ニテクダニシ、二重緒ニシテ上方ヨリ下ス、下品ニテ不用、寳永迄大名ハ格別、平人ニ白晒笠緒ヲ付ルコトハ、婚禮或ハ山王ノ祭禮ニカムルヨリ外ハセズ享保ニ至テハ黒チリメン綿入ニナルコトナリ、

笠アテモ古來ハ紙、元祿ヨリ有合ノ麻切、袷ニシテ作ル、寳永ヨリ白晒、享保ニ至テ黒キヌ綿入ヲカムルモノ多シ、○中略

古來笠アテ、ワラニテ作リ、紙ニテツヽム、菅笠ニ用ユ、アミ笠ニ不用、

上總ヨリ出ル、モロコシカラニ作ルナリ、○中略

正德ヨリ笠ノ輪ノ後ロヲ切ヌク、若キ男ノ大タブサ、髮ノマゲノヒシゲル故也、

元文比笠ノ輪ヲ高クシ、髮ノハケ先ニサハラヌヤウニスル人アリ、見苦敷モノ也、

同比笠輪ヲ不用、ワラニテ中ヲ作リ、紙ニテ卷テ、左右ニワケテカムル、ヤハリハケ先ヲイトフ、

享保比ヨリ笠輪ノ下ヘ、丸グケヒモ一筋ニシテ十文字ニトリテ、輪ノ方ヲ前ニシテ、アゴノ下ヘカケ、後ロヘ下リタルヒモヲ、又前ヘ廻シ、アゴニテムスブ、女ニアリ、男モ黒チリメンニテシタルモアリ、

寛延ゴロヨリ、ヒモヲ笠ノハシヘ付テカムル人モアリ、

〔守貞漫稿二十九笠〕今世ノ笠當及ビ紐種々アリ、其大略ヲ記ス、

輪紐蕊製、笠當木綿白、或ハ藍、又ハサラサ染モアリ、○圖略

笠當紐トモニ白晒ノ木綿、陣笠ニハ專ラ用ニ此形ニ也、○圖略

二圖ノ如キ笠當ヲ枕ト云、旅客菅笠ニ用フル物專ラ此形也、○中略

〔新猿樂記〕予廿餘年以還、歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之見事者、於古今未有、○中略 其明朝天陰雨降、結蓑爲衣、割蔺爲笠、○下略

〔萬葉集〕十一 古今相聞往來歌 寄物陳思
吾妹子之笠之借手乃和射見野爾吾者入跡妹爾告乞

〔奧儀抄〕中ノ下 かりてとは笠をつくるものなり、それをばかさのつゝにあをわにつくる也、されば かさのかりての輪といへる也、

〔堀河院御時百首〕戀 初戀　　權大納言公實卿
ますげよきかさのかりてのわさみのをうちきてのみや戀わたるべき

〔我衣〕寶永以來菅笠ノ内フチマデフキタリ、止リ淺黄ノハタ糸、寶永迄ハ笠アテ菅、ヒモ淺ギノ加加ヒモ細ク、笠アテモ尋常ナリ、正德ヨリモミニスル、享保笠アテ大ブリニナル、或表白裏モミノ笠アテ出ル、元文ヨリスルガ町越後屋ニテ、色々ノ笠アテヲウル、黑チリメン、紅ウラ、緋ヂリメン、兩面黑ビロウド、紅裏等ナリ、○中略 笠ヒモハ、正德ノ比、男伊達パツカウセシヲリ、イヌキノ編笠ニ、細クワラニテ作リ、紙ヲ上ニ卷ナヒテカムル、万治以來、竹ノ皮ニテコシラヘテカムル、延寶比モロコシガラニテ笠ノ輪ニ緒ヲ作リ付テ、上總ヨリ出ス、是ヨリ前ハ笠輪ワラニテ手前ゴシラヘナリ、天和ノ比、上方ヨリモロコシガラニ重緒ヲ出ス、貞享ヨリ元結一把ノマヽニテ片ヒモヲコシラヘタリ、左右二把ニテ紐ニスル、寬濶男ナラデハ不用、元祿迄アゴノヲハ、半ザラシノ縞ニテモ、花色ニテモ有合ノモノヲ半グケニシテカムル、元祿ヨリ玉子チヂノ笠緒ハヤル、寶永比ヨリ革ノ細キヲ上方ヨリ下ス、是ヲカムル者多シ、延寶迄ハ或ハジユズ玉ニテ作リ、細竹ヲクダニシテコシラヘ、觀世小ヨリ思々也、麻ニテ半グケニシタル緒カムルハ上品ナリ、元祿比ナリ、寶永ヨリ笠輪ヲ籠ニテ、緒ヲ鯨ニテ細ク

御目付へも可レ有二通達一候、

十一月

雨天ニ而無レ之節、供之者笠冠リ候儀、可レ爲二無用一旨、前々相達候場所之笠冠り候儀、向後構無レ之候、自今は大手内櫻田西丸大手三ケ所之下馬前は、雨天ニ而無之節、供之者笠冠り候儀、可レ爲二無用一候、以上、

十一月

〔紫の一本上〕車坂、上野常照院の前より下谷江出る坂を云、門常に大門はひらかず、小門計りあく、出入に笠頭巾の咎めなし、

〔有德院殿御實紀附錄三〕これよりさき郭内を往來するものゝ、從者は、いかなる暑日といへども、笠きる事ならざりしかば、みな炎熱にたへかねて、はなはだくるしみあへり、かねて此事しろしめしければ、御位〇德川吉宗につかせ玉ふより、たゞちに從者の笠著る事をゆるさせ玉ひ、下馬所の外は、はゞかりなく用ひしめられしかば、奴僕のたぐひまでも、ひろき御惠をかしこみ、思はざるものなし、

〔甲子夜話七〕松平樂翁顯職ノトキ、公用ニテ上京ノコトアリ、其道中箱根山ヲ越ストキハ、歩行ニテ笠ヲ著ナガラ御關所ヲ通ラレケルガ、御關所ノ番士ハ、何レモ白洲ニ平伏セシニ、番頭一人、頭ヲ擧ゲ、聲ヲカケテ、御定法ニ候、御笠トラセラルベシト云、樂翁卽笠ヲヌガレ通行シテ、小休ノ處ヨリ人ヲ返シテ、彼番頭ニ申遣ルヽハ、先刻笠ヲ著シハ我ヲ不念ナリ、御定法ヲ守リタルコト感入候トノ挨拶ナリ、此事道中所々ニ言傳ヘテ、其貴權ニ誇ラズ、御定法ニ背カレザリシヲ以テ、增ス增ス感仰セリト云、

〔雍州府志七土產〕笠傘　凡笠、細竹輪爲レ骨、以レ絲縫レ篠皮、依レ之造レ笠、謂二縫笠一

笠制度

をもちひらるゝ事のなきは、口をしきことなり、

〔享保集成絲綸錄 十五〕寛永七寅年五月

覺

一御成之節雨降つて御供之面々、かさ合羽御免之事、

一雨降候節は、御成先勤番之面々組共に、かさ合羽是又御免之事、

一御道筋勤番同斷之事

右之通雨降候節は、難儀可仕と被思召候ニ付、御免被遊候間、向後着用可仕候、已上、

五月

〔享保集成絲綸錄 十六〕寛永七寅年六月

一召連候供之者共、御城廻笠きせ申間敷旨、最前被仰出之處、比日猥ニ成候樣ニ相聞候、彌最前相觸之通、笠きせ候儀無用に可仕之由、向々江相達候樣ニと、大目付中へ加賀守、御目付中へ久世大和守申渡之、

〔享保集成絲綸錄 十五〕享保三戌年正月

一御鷹野御成之節は、向後天氣能候とも菅笠爲持可申候、雨天又は暑氣ニ付而被免御免候はゞ、早速御徒押歟、御小人押に申付、取寄用可申候、尤面々菅笠に印付置、爲持可申候旨、可被相觸候、

以上、

正月

〔享保集成絲綸錄 十六〕享保十六亥年十一月

別紙之通可被相觸候、大手之方は酒井刑部屋敷角辻番邊ゟ大手腰懸脇迄、櫻田之方は外櫻田御門ゟ松平長菊屋敷角之辻番迄之間、笠冠り不申候樣ニ、番處へも可被申付置候、尤別紙之趣、西丸

し、始めてものにみえたるは、素盞嗚尊結束青草以爲笠蓑（神代巻）とみえし、これすなはち笠てふものゝはじめにして、いともふるきもの也、かつ雨雪をしのがんには、かならずなくてならぬものなればこそ、大物主神の出雲國にいはれ給ふ時に、以紀伊國忌部遠祖手置帆負神定爲作笠者（同上）とみえしが、かくて今にたゆることなく、貴賤時にあたつて用をなさしむるものなれば、その世々につけ、人々のこゝろ〳〵にまかせて、或は松笠、竹笠、檜笠、桔梗笠、つぼ笠、平笠、菅笠など製し出す事とさへなりぬ、また鎌倉の頃となりては、犬追物、笠懸、流鏑馬などいふ事専ら行はれて、人人裝束出立に心をこめて、おもひ〳〵にさうぞきて出る事なれば、はて〳〵は裏打たる笠などさへ出來て、こがね或は白銀、またはしら打出など、花やぎたるものも種々いできにけり、しかのみならず綾藺笠は、軍陣にさへ用ふるものにて、其製によりては雨雪をしのぐ料のみにもあらず、かへつて傘よりも其用をなすことはまさるべきものなるをや、傘はもと皇國に出來はじめたるものにもあらずして、あだし國よりもて渡りこしものゝ、いつとなく皇國にひろごりて、後には尊卑のけぢめもなく用ふるものとはなりたるなり、おもふに傘の皇國に渡りしは、欽明天皇十三年冬十月、百濟王云々幡蓋若干巻（日本書紀）とみえたる、このごろ渡りはじめしものならむ、さればいにしへは蓋繖の外は、今普通に有る所の如きものはあらずして、またく雨雪をしのぐべき料にはならぬものなるべし、其故はみなきぬをもてはりたれば、今のごとく紙をもてはることはなかりしなり、たま〳〵は菅にて製せし事も有とみえたれど、それもまた延喜式にいはゆる菅繖にして、さらに尋常に用ふべきものにもあらず、笠はもとより雨雪を凌ぐ料につくりしものにして、殊に皇國におこりて、今の世にも普くもてはやすものなれば、いともめでたきものならずや、西土にても漢祖にはじまりしよし（古今原始）みえたれども、篆書に笠字有からは、漢に濫觴せんことは疑はしき事なり、さて今は大かたいやしきものゝ、みかむりて、堂上公卿の人々は笠

描キ、緒ヲ施シ、又覆ヲ爲シタルアリ、徳川幕府ノ時、諸侯ノ家格ニ依リテ、金紋ヲ描クヲ免シ、先箱(サキバコ)ヲ持ツヲ許ス等ノ事アリ、先箱トハ武士往來ノ時、肩輿ヨリ前ニ挾箱ヲ擔ガシムルヲ云フ而シテ挾箱ハ武家ノミナラズ、搢紳、婦女、平人等モ用キタリ、

笠名稱

〔倭名類聚抄 十四 行旅具〕笠 毛詩注云、笠(力執反、和名加佐、)所以禦雨也、

〔段注説文解字 五上 竹〕笠、簦無柄也、(注氏說曰、笠本以御暑、亦可以御雨、故良耜傳、笠所以御暑雨、無羊傳、簦所以御雨、笠所以備暑、都人士傳、臺所以御雨、笠所以御暑、三傳相合、今都人士、暑雨互譌、以南山有臺疏、文選注正、)从竹立聲、(力入切、七部、)

〔篇海 竹二〕笠 (力及切、音立、簦、笠、以竹爲之、集成箬笠、無柄曰笠、有柄曰簦、)

〔急就篇 三〕簦、笠、皆所以御雨也、○中略 小而無把、首戴以行、謂之笠、

〔類聚名義抄 八竹〕笠 (音立、カサ、フサク、)

〔伊呂波字類抄 加雜物〕笠(カサ) 幘同

〔下學集 下器財〕笠(カサ) 戴頭謂之笠也

〔圓珠庵雜記〕笠(カサ) 重なるといふ略か、瘡も同じ心なるべし、俗に椀の中にかさねてちいさきをかさといふにて志るべし、かさにかゝる、水のみかさ、本はみなおなじ、

〔倭訓栞 前編 六 加〕かさ 蓋笠などよめるは、重るの義なるべし、

笠初見

〔日本書紀 一神代〕一書曰、○中略 既而諸神嘖素戔嗚尊曰、○中略 宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結束青草、以爲笠蓑(カサミノ)、而乞宿於衆神、衆神曰、汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休、而辛苦降矣、自爾以來世諱著笠蓑以入他人屋內、又諱負束草以入他人家內、有犯此者、必債解除、此太古之遺法也、

笠沿革

〔古今要覽稿 器財〕かさ 笠

かさは今も尋常に有る所の、竹或は草などにてあみたるものにして、ふるくも替りたることな

人ノ輩ノ著ル所ナリ、

雨衣ハ、アマギヌ、或ハアメギヌ、又ハアマゴロモト云フ、蓋シ油ヲ布帛ニ施シ、之ヲ衣服ノ上ニ襲ヒ、以テ雨ヲ防グモノナリ、

合羽ハ、カッパト云フ、卽チ雨衣ナリ、葡萄牙語ニ外套ヲカッパト云フヨリ出デ、其形ノ相似タルニ由リ名ヅクル所ナリト云フ、始メ紙ニテ製シ、油ヲ施シタリシガ、寛文ノ比ヨリ極メテ富豪ナル者、希ニ木綿ヲ以テ製シ、元祿ノ比ニハ之ヲ著用スル者稍〻多クナリ、終ニハ羅紗、羅背板、琥珀ノ類ヲ用ヰ、其装束ト稱スル装飾モ、次第ニ華美ト爲レリ、而シテ其短キヲ半合羽ト云ヒテ、大名ノ從士、及ビ商人之ヲ用ヰタリ、婦人ハ始メ浴衣ヲ以テ雨衣ト爲シヽシガ、寶曆ノ比ヨリハ、皆木綿ノ袷合羽ヲ著スル事ニナリ、油紙ノ合羽ハ中間ノ輩之ヲ用ヰタリ、

行縢ハ、字又行騰ニ作ル、ムカバキト云フ、獸類ノ毛皮ヲ以テ作リ、脚部ヲ裹ムモノニシテ、遠行ニ便ニス、又犬追物、笠懸等ノ時、騎者ノ用ヰルモノナリ、

脛巾ハ、ハヾキト云フ、脛ニ纏フモノニシテ、旅行等ニ用ヰルモノナリ、脚半モ亦此類ナリ、

橇ハカジキ、又ハカンジキト云フ、足ニ穿キテ、雪中ヲ行クニ用ヰル、

杖ハ、ツエト云フ、竹木等ヲ以テ作リ、歩行ニ便ズルモノニシテ、其形狀ニ由リテ、鳩杖、櫨木杖等ノ名アリ、而シテ德川幕府ノ時ニ在リテハ、吏員ノ杖ヲ用ヰルニ一定ノ制アリキ、

朸ハ、アフコト云フ物ヲ擔フニ用ヰル具ナリ、

挾箱ハ、ハサミバコト云フ、始メ他行スル時ハ、挾竹(ハサミタケ)ト稱シテ、板二片ヲ以テ衣服ヲ覆ヒ、竹ヲ以テ挾ミテ、僮僕ヲシテ擔ガシメタリシガ、甚ダ不便ナルヲ以テ、箱ヲ造リ、其蓋上ニ棒ヲ施シテ、之ヲ擔グニ便ナラシム、而シテ挾竹ヨリ創意セシヲ以テ挾箱ト稱セリ、挾箱ニハ紋ヲ

古事類苑

器用部二十二

行旅具上

笠ハ、カサト云フ、頭上ニ戴キ、雨雪ヲ禦ギ、日光ヲ遮ル具ニシテ、其類甚ダ多シ、竹笠、藺笠、菅笠ノ如ク、原質ヲ以テ名ヅクルアリ、編笠、網代笠、塗笠ノ如ク、製作ヲ以テ名ヅクルアリ、平笠、尖笠ノ如キハ、形狀ヲ以テ名ケ、日旱(ヒデリ)笠、陣笠、路地笠ノ如キハ、其用ヲ以テ名ケ、市女笠、菰僧笠、六部笠ノ如キハ、用キル人ヲ以テ名ケ、尾張笠、信樂笠、加賀笠ノ如キハ、產地ヲ以テ名ケタルナリ、縹垂(ムシタレ)ハ、笠ノ周圍ニ布ヲ垂レテ、面ヲ掩フニ供ス、婦人ノ用ナリ、

蓋ハ、キヌガサト云フ、其形方ニシテ、綾羅ノ類ヲ以テ之ヲ張リ、四隅ニ流蘇ヲ垂レタルモノニテ、專ラ之ヲ儀飾ニ用キル、

簦ハ、オホガサト云フ、竹菅等ニテ作レル大笠ニ、長キ柄ヲ附シタルモノナリ、

傘ハ、カサ、又ハカラカサト云フ、柄アルモノニシテ、自ラ翳ズルモノト、人ヲシテ翳ゼシムルモノトアリ、武家ニハ長柄傘、爪折傘ノ類アリテ之ヲ袋ニ藏メ、行路儀飾ノ用ト爲セリ、足利幕府ノ時ニハ、特ニ傘袋ヲ賜ヒテ、其勳ニ酬イシコトアリ、常用ノ傘ニモ多種アリテ、並ニ雨ヲ防グニ用キタレドモ、或ハ日傘ト稱シ、專ラ日光ヲ遮ルニ用キルモノアリ、

蓑ハ神代ヨリアリテ、其名稱ハ今ニ至ルマデ改マリシコトナシ、後ニハ多ク農夫、漁人ノ著スルモノトナリシガ、加賀國ヨリ出ヅルモノハ、上ニ靑絲ヲ張リ、至テ美麗ナルモノニテ、士

去一家中之舊積塵、此稱煤掃、他時亦臨事掃除、而本邦以臘月煤掃爲流例也、若竈上倒掛誤入飲食中則稱有毒、就中入河豚及魚羹中則傷人、予未試之、惟厭穢汚也、

〔古事記上〕水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、〇中略鑽出火云、是我所燧火者、於高天原者、神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟、訓凝烟云州須之八拳垂摩氐燒擧、〇下略

〔萬葉集九〕見菟原處女墓歌一首幷短歌

葦屋之菟名負處女之、〇中略垣廬成人之誂時、智奴壯士宇奈比壯士乃、廬八燎須酒師競相結婚、〇下略

〔萬葉集代匠記九〕廬八燎は、ス丶シを凝烟に云ひかけむ爲なり、

〔萬葉集十一〕寄物陳思

難波人葦火燎屋之酢四手雖有己妻許増常目頰次吉、

〔新撰字鏡火〕煨。烏回於回二反、熅字同、熱灰也、於支比、又阿豆波比、〔同連字〕煻煨於支火、又保太久比、

〔倭名類聚抄燈火十二〕煻煨　唐韻云、熾昌志反、漢語抄云、於岐比猛火也、又盛也、四聲字苑云、煻煨唐限二音、和名上同、熱灰新火也、

〔箋注倭名類聚抄四燈火〕廣韻只云盛也、無猛火也之訓、按、説文、熾、盛也、孫氏蓋依之、諸書亦無以猛火訓熾字者、則不得訓於岐比、上注於岐比上、疑脱熾火二字、○中略按、玄應音義引通俗文云、熱灰謂之煻煨、慧琳音義引考聲云、煻、灰兼細火也、説文無煻有煨、云盆中火、玉篇云、煨盆中火、爊、則今本説文或脱爊字、廣韻、爊埋物灰中令熟也、又按、猛火煻煨不同、所引文昭然、

〔古今和歌集十物名〕おき火　都良香

流出づる方だに見えぬ涙川おきひむ時やそこは知られむ

〔倭名類聚抄燈火具十二〕炲煤　唐韻云、炲煤臺梅二音、和名須々、灰集屋也、

〔箋注倭名類聚抄四燈火具〕昌平本、下總本、有和名二字、按、古事記訓凝烟云州須、萬葉集、廬八燎、須酒師競、又難波人、葦火燎屋之、酢四手雖有、皆謂炲煤也、谷川氏曰、古事記云、天之新巣之凝烟八拳垂、然則須須、疑巣墨之義、○中略説文、炱、灰炱煤也、玉篇、炱煤煙塵也、呂氏春秋任數篇注、煤炱、煙塵也、玄應音義引通俗文、積煙爲炱煤、段玉裁曰、説文無煤字、土部有塺、云塵也、

〔倭訓栞前編十二須〕すゝ　炲煤をいふ、倭名抄に見ゆ、古事記には凝烟をよめり、新巣のすゝなど見えたれば、巣炭の義なるにや、万葉集に廬屋たきすゝ、しきそひてと見えたり、

〔本朝食鑑火一〕煤俗訓須々
集解、此即梁上灰塵倒掛者也、屋上之古塵、及燈燭之積煙、經年所成、其庖厨竈上梁棟、最多者薪煙之舊積也、若燒松薪之家者、不日成倒掛、雖高堂大廈之上、而不可無、倶是本邦呼稱煤、其色灰黑、如舊綿如蛛絲、其餘灰塵爾、風起則飄落粘著人之頭面衣裳、拂之粉碎著如染墨而難脱、故家々臘月擇日掃

〔日本書紀二十八天武〕元年六月甲申、是日發途入東國、○中略到大野、以日落也、山暗不能進行、則壞取當邑家籬爲燭、及夜半到隱郡、焚隱驛家、○中略將及横河、有黒雲廣十餘丈經天、時天皇異之、則擧燭親秉式占曰、○下略

〔令義解五宮衞〕凡理門至夜燃火、謂、内及中外三門、皆衞士燃火也、幷大器貯水、監察諸出入者、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡諸節會日若入夜者、令衞士進秉燭、其數十人、若有蕃客者廿人、

〔詞花和歌集七戀〕題志らず　大中臣能宣朝臣

御垣守衞士のたく火の夜はもえ晝は消えつゝ物をこそ思へ

〔今物語〕近き御代に、五節の比、ゆかりにふれて、たれとかやの御局へ、或女のやんごとなき、忍びて參りたりける事ありけるを、ちときこしめして、いかで御覽せんと思しけるまゝに、俄にをしいらせ玉ひけり、とりあへずともし火を人のけちたりければ、御ふところより、くしをいくらも取いでゝ、火びつの火に、うちいれ給ひたりければ、おくまで見えて、よく〳〵御らんじけり、御心のふせい興ありて、いとやさしかりけり、

〔塩囊抄十一〕万燈會トテ多火ヲ燒ヲ、俗人常ニ由緒ヲ尋ヌト云共、未ダ其所由ヲ不知、其儀如何、万灯會ノ事尤モ由緒アリ、一卷ノ菩薩藏經曰、燃十千灯明、懺悔衆罪云云、十千ト云ハ是万也、又性靈集ニ、高野山万灯會ノ願文アリ、其詞云、

於金剛峯寺、聊設万灯万華之會、奉獻兩部曼茶羅四種智印、所期每年一度奉設斯事、奉答四恩、虛空盡、衆生盡、涅槃盡、我願モ盡ント云云、

大師是程ニ誓願シ給、豈少功德ナランヤ、サレバ世流布ノ詞ニモ、長者ノ万灯ヨリ貧者ガ一灯共申メリ、

〔倭名類聚抄十二燈火具〕燼モエクヒ　左傳注云、燼、音晉、和名毛江久比、火餘木也、

燈火具雜載

〔古事記上〕伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟、故可還、爾伊邪那美命答白、○中略如此白而還入其殿內之間、甚久難待、故刺左之御美豆良、三字以音下效此湯津津間櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見之時、宇士多加禮斗呂呂岐氐、此十字以音於頭者大雷居、○下略

〔古事記傳六〕一火、たゞ火とても有ぬべきを、一ッ火としも云るは、古燭は二ッ三ッも、又いくつも燃す物なりけむ故に、たゞ一ッともすをば、分て然云ならへるにや、又思に、書紀に、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲櫛、此其緣也とある、此は後人の書加たる文と見ゆれど、○中略世さる云ならはしは古くぞありけむ、

〔日本書紀一神代〕伊弉冉尊曰、吾夫君尊何來之晩也、吾已湌泉之竈矣、雖然吾當寢息、請勿視之、伊弉諾尊不聽、陰取湯津爪櫛、牽折其雄柱、以爲秉炬而見之者、則膿沸虫流、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲櫛、此其緣也、

〔日本書紀二神代〕一云、○中略豐玉姫果如其言來至、謂火火出見尊曰、妾今夜當產、請勿臨之、火火出見尊不聽、猶以櫛燃火視之、

〔古事記中景行〕倭建命○中略坐酒折宮之時、歌曰、邇比婆理、都久波袁須疑氐、伊久用加泥都流、爾其御火。燒之老人續御歌以歌曰、迦賀那倍氐、用邇波許許能用、比邇波登袁加袁、

〔古事記傳二十七〕上代には、夜ノ中の明りには、多く燎火を用ひたり、後世にもいはゆる衞士の燃火、○中略註神社の庭火、火炬屋と云もあり篝火など、皆明りのためにして、古の爲の遺れるなり、上代には燎屋内にても、燎火を用ひしなり、かの甕栗ノ宮清寧ノ段なる、燒火小子し居竈傍とあり、竈とは其燎火をする爐の如き物を云なり、飯など炊く尋常の竈には非ず、然るを書紀には、此なるをも、かの燒火小子をも共に、秉燭者と書れたるは、強に漢めかさむために、改められたる文にして、實に逢へり、秉燭者てては、居竈傍と云こと由なし、

〔古事記下清寧〕爾山部連小楯任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂、於是盛樂、酒酣以次第皆儛、故燒火少子二口居竈傍、

ちぬべきを、からうじてきつきて、火おけ引よせたるに、火のおほきにて、露くろみたる所なくめでたきを、こまかなるはいのなかよりおこし出たるこそ、いみじううれしけれ、

〔古今著聞集十二偸盜〕或所に偸盜入たりけり、あるじおきあひて、歸らん所を打とゞめんとて、其道を待まうけて、障子の破よりのぞきをりけるに、盜人物共少々取て、袋に入てこと〴〵くも取ず、少々を取て歸らんとするが、さげ棚の上に鉢に灰を入て置たりけるを、この盜人何とか思ひたりけむ、つかみ食て後、袋に取入たる物をば、本のごとくに置て歸りけり、待まうけたる事なれば、ふせてからめてけり、此盜人のふるまひ心得がたく、其子細を尋ければ、ぬす人いふやう、我本より盜の心なし、此一兩日食物絶て、術なくひだるく候まゝに、はじめてかゝるこゝろ付て、參侍りつる也、然るに御棚に麥の粉やらんとおぼしき物の、手にさはり候つるを、物のほしく候まゝに、つかみくいて候つるが、はじめはあまりうゑたる口にて、何の物共思ひわかれず、あまたゝびになりて、はじめて灰にて候けるとしられて、其後はたべずなりぬ、食物ならぬものをたべては候へ共、是を腹にくひ入て候へば、物のほしさがやみて候也、是を思ふに、このうへにたへずしてこそ、かゝるあらぬさまの心も付て候へば、灰をたべてもやすくなをり候けりと、思ひ候へば、取所の物をも本のごとくに置て候也といふ、哀にもふしぎにも覺へて、かたのごとくのざうもちなどとらせて、返しやりにけり、

〔守貞漫稿六生業〕灰買

京坂ニテハ竈下爐中ノ餘灰ニ、米糠ト綿核ヲ兼買フ、故ニ詞ニヌカダネハイハゴザイ〳〵、又京坂此徒ニハ仲仕前垂ヲス、

江戸ハ灰而已ヲ買フ也、是ハ市民自家ニ綿ヲ操リ製セズ、糠ハ舂夫ノ家ニ買レ之故ニ灰ノミ買レ之也、因云三都トモニ舂ヲ荷ヒ巡ル、

すみがまのけふりたえたる時にしもやくとこふこそわりなかりけれ

かへし

すみがまのくちあけつればいはずともひをへてもまたおこす計ぞ

〔倭名類聚抄 十二 燈火具〕灰　陸詞切韻云、灰 呼恢反、波比、 火燼滅也、

〔本朝食鑑 一 火〕爐灰

集解、灰者稻草燒過變黑作白、而入爐中則經日爲灰、或用山上之乾砂最細者、入爐中則經于炭火熾㷮而作灰、又炭火勢微時、火上生白灰如霜、薪爐亦生白、此俗稱志也字、或曰倉宇、采之作灰亦佳、惟質輕難積、故得之亦少不足爲爐灰、而爲香爐灰則好、凡稻草灰漬水盛于淘籮、若水壷則復加水而垂漉之桶中、俗呼其灰水號阿久、能除衣服之舊垢、或漬生梅取出、拭淨收藏糟酒、而經年色不變肉不敗、又煮生蕨取出、漬水去灰汁、後再用醤煮食則不中人、

○按ズルニ、灰汁ノ事ハ、產業部染工篇工具條ニ見ユ、

〔古事記 中 仲哀〕建內宿禰居於沙庭、請神之命、於是教覺之狀、具如先日、〈中略〉今寔思求其國者、於天神地祇亦山神及河海之諸神、悉奉幣帛、我之御魂坐于船上而、眞木灰納瓠、亦箸及比羅傳〈此三字以音〉多作、皆皆散浮大海以可度、故備如教覺、

〔延喜式 七 踐祚大嘗會〕凡造酒司酒部一人、率燒灰一人駈使丁五人入卜食山、先祭山神、燒得藥灰一斛、所賫小斧釿鎌各一柄、明櫃二合、苫二枚、

〔延喜式 十四 縫殿〕雜染用度

黃櫨綾一疋、櫨十四斤、蘇芳十一斤、酢二升、灰三斛、薪八荷、

○按ズルニ、染物ニ灰ヲ用キル事ハ、產業部染工篇染法條ニ在リ、

〔枕草子 十一〕かたたがへなどして夜ふかく歸る、さむきこといとわりなく、おとがひなども皆お

炭雜載

〔萬寶鄙事記 三火〕灰を末しふるひて、石灰の末を水にかきませ、炭の粉に和して丸じ、干てたけば終日きえず、又炭の末を蜀葵の生葉につぎ合せ、石灰のこき汁にてつぎ合せ、日に干て用れば、火久く滅す、

〔日本書紀 三神武〕戊午年九月戊辰、天皇陟彼菟田高倉山之巓、瞻望城中、時國見岳上則有八十梟帥、梟帥此云多稽屢、又於女坂置女軍、男坂置男軍、墨坂置焃炭、○下略

〔居龍工隨筆〕炭は夏買置こそ便なれとて、多く買てつみ置あり、然て淮南子に夏は炭の目重しと出たり、炭は秤ふつて直を定るものなるに、目の重きをもしらずして、多く買て所せげにつみ置こそおかしけれ、

〔都氏文集 三賦〕生炭賦 以待吹生煙為韻、依次用之、百五十字以上成之、始申四點、限酉二刻、
物不獨化、時或有待、何爐炭之致功、亦人力之所在、觀夫歲陰推移、風雪相隨、見彼凜烈之在候、受此煦嫗之不嘗、赴人之急、還疑行義之篤厚、入時之用、更似仁者之施為、干以就之、作暖氣以養獸、干以近之、樂炙手之不龜、既而猛熾時至、辨士之舌同色、鼓動無已、美人之口交吹、爾乃漏入五更、無厲初明、既達旦而不死、復徹夜亓長生、逢則保之以相傳、護之而不眠、誰謂之徵扇令作氣、我與亓進、眇以起烟、於戲物既有此、人亦宜然、增亓榮觀、賁友好之煎沸、倍以價數、賴師匠之雕鎸、未能乞火以自喩、唯願苦節以先天、

〔後拾遺和歌集 二十誹諧歌〕人のすみたてまつらむ、いかゞといひたりければよめる、

よみひとしらず

心ざし大原山のすみならばおもひをそへておこすばかりぞ

〔散木弃謌集 四冬〕さえてたへがたかりける朝に、伯のもとに、あはぢのすみ尋ましたりければ、をくるとて、

下　右同断　貳拾八俵　右同断　貳拾三俵　右同断　貳拾四俵ゟ三拾俵迄

右之外、樫炭姥目炭之儀は、其品に應じ賣々仕候、○上總、房州、駿州、遠州、上州、川越、佐野、栃木、常州、野州等炭、直段略、

右御尋ニ付、此段奉申上候、以上、

川邊竹木炭薪問屋行事
本湊町家持丸屋
長左衛門○以下七人略

文久元酉年三月

炭團

〔易林本節用集 太器財〕炭團(タンドン) 香火炭

〔書言字考節用集 七器財〕炭團(タンドン/タドン) 本名香餅、又云炭餅、

〔本朝食鑑 火一〕炭火……集解、○中略 有炭團(タンドン)者、用消炭細末、以米泔濃粘者、煉作團子而晒乾、此爲香爐之炭、其大者如繡毬子大、其小者如枇杷核、或用池田炭末亦造之、

〔守貞漫稿 六生業〕炭團賣

三都トモニ冬專ラ販之、炭粉ニ泥ヲ交ヘ團シ、日ニ曝シ乾シテ代炭火用フ、大小丸アリ、一錢ヨリ四文ニ至ル、

近年池田ノ切炭形ニ摸造シ、或ハ如此形ニモ製ス、買人定扮ナク、炭賣ト同籠ヲ用テ荷ヒ巡ル、

〔調度口傳〕一炭團箱之事

長サ五寸、巾三寸、高サ一寸なり、中に仕切を入、炭どん三十入るやうに志たる、たどんの製作品々有、クルミのから松かさを黒燒にして、ふのりにてかためたるをよしとす、

〔毛吹草 三〕山城　炭團(タンドン)

〔國花萬葉記 六攝津〕諸職商人買物所付

たどん　うなぎ谷ノ西

合出來方之善惡ニ隨ひ、相場相立候儀ニ御座候、尤近年者、近山之所燒盡、深山ニ相成、運送諸掛り、費却も多分相掛り候間、荷主共儀も直段引立不申候、而も燒出シ方手薄ニ相成候間、相場引立、燒出方相進セ候儀ニ御座候、

一問屋口錢請取方之儀者、賣捌代金壹兩ニ付銀六匁宛、仕切金高之内ニ而引去、荷主共江相渡申候、

一運送其外諸掛り之儀ハ、問屋共川岸著迄者、都而荷主掛りニ御座候、此分問屋ニ而立替置、前書同樣勘定之節引去、殘金仕切狀相添荷主江相渡候儀ニ御座候、

一問屋共之內、炭重ニ取扱候者、

拾ヶ年以前　八拾人　當時　八拾九人

一炭荷物入津高

五ヶ年平均壹ヶ年　貳百三拾八萬貳千六百八拾俵

去申年壹ヶ年　凡百七拾萬俵餘

右之通、昨年者品濟ニ御座候處、去申十一月中、因幡守樣御番所御白洲江被召出、厚キ御敎諭も御座候ニ付、問屋共一同品潤澤方精々仕候處、追々荷物入津仕、品潤澤致候間、乍恐金座銀座鑄錢座、幷ニ古銅吹所等ニ而、多分御入用御座候得共、御差支無御座樣相成、殊ニ時節暖氣ニ相成候間、日增ニ潤澤仕候義ニ有之、直段引下ゲ左ニ奉申上候、

一伊豆炭

	嘉永七寅年直段平均金壹兩ニ付	是迄直段金壹兩ニ付	今般引下ゲ金壹兩ニ付
極上	拾五俵	拾三俵	拾四俵ゟ拾六俵迄
上	右同斷　拾八俵	右同斷　拾五俵	右同斷　拾八俵
中	右同斷　貳拾貳俵	右同斷　貳拾俵	右同斷　貳拾貳俵

〔天保十三年物價書上上〕炭薪直段引下ゲ書上

一上炭　當五月中引下ゲ直段壹俵ニ付錢五百文　當時尚又引下ゲ錢四百六拾六文
一中炭　右同斷壹俵ニ付錢四百四拾八文　右同斷引下ゲ錢四百貳拾貳文
一下炭　右同斷壹俵ニ付錢三百六拾四文　右同斷引下ゲ錢三百四拾貳文
一佐倉炭　右同斷壹俵ニ付錢百四拾四文　右同斷引下ゲ錢百三拾五文
一同中炭　右同斷壹俵ニ付錢百三拾貳文　右同斷引下ゲ錢百貳拾四文
一同下炭　右同斷壹俵ニ付錢百貳拾文　右同斷引下ゲ錢百拾貳文
〇中略

右之通、此度錢相場御定有之候ニ付、小賣引上ゲ直段取調此段申上候、尤小賣之儀者、其所ニ寄、船賃車力等相掛リ、直段不同ニ付、總體錢商之分、是迄之賣直段ゟ、百文ニ付六文下ゲ之割ヲ以爲引下ゲ、猶仕入安ニ而、右割合より下直ニ小賣致候分者、其通賣方致候樣申聞置候、以上、

寅八月　諸色之内炭薪掛　名主共

〔諸色直段引下ゲ〕乍恐以書付奉申上候
川邊竹木炭薪問屋行事共奉申上候、當月二十五日被召出、炭荷物仕入方直段、其外御尋之廉々左ニ奉申上候

一炭荷物取扱方之儀者、諸國山方荷主共ゟ、送り狀相附積來候品、又者荷物仕入前金貸遣、仕出候品共、問屋ニ限引請候儀ニ御座候、

一炭仕出候國々
武藏　伊豆　相摸　駿河　甲斐　遠江　常陸　上野　下野　上總　下總　安房
右國々ゟ仕出し候

一炭直段之儀者、荷主方ゟ、差直申越候儀ニ者無之、山方之氣配幷ニ江戸表荷物入津之多少、炭性

〔本朝無題詩二人倫〕見賣炭婦　三宮

賣炭婦人今聞取、家鄕遙在大原山、衣單路嶮伴嵐出、日暮天寒向月還、白雪高低窮巷裏、秋風增價破村間、土宜自本重丁壯、最憐此時見首斑、

〔守貞漫稿六生業〕炭賣

古ヨリアル賣歟季寄ノ書ニモ賣炭翁ヲ載テ、バイタンワウト訓ゼリ、今世三都トモ貧民小戶ノ俵炭ヲ買得ザル者、一升二升ト炭ヲ量リ賣ルノミ、是ヲハカリズミト云、俵炭ハ店ニテ賣之ノミ、

〔續修東大寺正倉院文書後集四十〕寫經司解申請炭直錢事

應用炭四百卅五籠籠別二斗五升

計錢三貫卅五文籠別七文　寫日二百七十二箇日一日料四斗

以前、寫槃若所應用炭直錢等、所請如前、以解、

天平十一年八月廿五日　高屋赤万呂

〔續修東大寺正倉院文書後集五〕東寺寫經所解　申請應奉寫經用度物事

錢壹拾七貫伍伯卌六文〇中略

三貫六十文　荒炭六十八斛直斛別卅五文〇中略

以前、應奉寫一百卅五部之經用度之物、所請如件、謹解、

天平寶字四年正月十五日　主典正八位上安都宿禰雄足

〔吾妻鏡四十三〕建長五年十月十一日丙辰、被定利賣直法、其上押買事、同被固制禁、小野澤左近大夫入道、內島左近將監盛經入道等爲奉行、

薪馬駄直法事　炭一駄代百文〇中略

件雜物、近年高直過法、可下知商人者、

一日迄來年二月卅日、計日人別充一斗、十月廿日以前總送寺家、

〔延喜式勘解由四十四〕凡年料炭者、從十一月一日迄二月卅日、但有閏月者隨加給之、夏月申官、官下符大藏省、仰准當時沽以直充之、

〔殿中申次記〕正月廿七日　高雄山神護寺

一御炭　貳十荷

〔御老女衆記〕大奥女中分限

御本家〇中略　一炭拾五束〇中略　右上臈御年寄

〔宗長手記〕大永六年十月、中郷土佐守ふる知人、二三里へだてありきゝつけて、炭十荷かれこれ此里は山遠くて、炭薪賣買もたやすからず、難得の音信懇志々々、文の返しにつけて、

その里に住こゝちさへしがらきの眞木の炭やく煙たてつゝ

〔人倫訓蒙圖彙三〕炭燒　あやしの山賊の業をもこゝろをつけて觀ずれば、心を延るたよりなり、横立山のおく檜原のかげ、岩のかげ道たど〳〵しく、谷ふかき木の間より立のぼりたるけぶりのありさま、世にたぐひなきは、炭がまの風情なり、かさねの衣はうすけれども、冬の寒さをよろこぶは、炭やく翁の心、世わたるたづき程、かなしきはなかるべし、

〔空穗物語吹上之上〕ま所けいしも三十ばかり有り、いゑどもあづかり百人ばかりあつまりて、ことしのなりはい、こがひすべきことさだむ、すみやき木こりてなどいふものども、あつまりてたいまつれり、

〔七十一番歌合上〕九番　左　炭やき

秋までは煙もたてぬ炭やきの心とすます月をみる哉

炭竈も我にはをとる思ひかなけつことしらぬ戀の煙よ

めしかば、はか行て成就すと云ふ、

〔飛州志二〕炭

本土常用ノ炭也、吉城郡ノ山中ニ炭竈アリ、凡テ雜木ヲ以テ燒出ス、其性甚ダ輕柔也、國用タレルノミ、

〔紀伊續風土記物產十下〕炭　伊都、在田、日高、牟婁、四郡山中の諸莊より出づ、中にも田邊炭田邊莊製熊野炭尾鷲鄕製の名高し、

炭用法

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一御座敷に炭をおこす事、努々炭を其まゝくづし入る事不可有、炭取より手にてつかみ置べし、くづし入るゝ事は、彼一段之時くづし入るゝ也、座敷に置時は、いかにも山の如高くつみあげて置也、又口にてふかぬ事也、火箸をば灰の中に可置也、

〔大和本草三火〕炭火　本草ヲ考ルニ、櫟ノ炭火ハ一切ノ金石ノ藥ヲ煎、烰炭火ハ百藥ヲ煎ジアブルニ宜シ、今按カタギクヌギナドノ堅木ノ炭性ツヨシ、發散瀉下ノツヨキ藥ヲ煎ズベシ、其餘ノヤハラカナル木ノケシ炭ヲ用テ、滋補ノ藥ヲ煎ズベシ、○中略山ヨリ燒出ス堅木ノ炭火ハ、猛烈ニテ炙爐ニ用ベカラズ、酒家ノ甑下ニタク火ノケシ炭ヲ用ユベシ、又鍛冶ノ用ル炭モ亦火烈シカラズ、

炭供給

〔令義解十雜〕凡給後宮及親王炭、謂嬪以上、其皇后者自入供進之例、起十月一日、盡二月卅日、其薪知用多少量給、供進炭者、不在此例、

〔延喜式五齋宮〕月料小月減二十分之一、○中略物別炭廿四石

〔延喜式二十三民部〕凡延曆寺定心院十禪師幷釋迦堂五僧料、炭者令近江國以衞丁燒備、每年起十一月

習得之、所々ニ竈ヲ置リ、此炭自然ト香甚美ニシテ、火氣強ク和也、因テ茶爐ニ盛リ、竈本ニ撰除ヲ折炭ト號沽市也、

同椁炭　同郡同所ノ山林、並ニ豐島郡池田東山村ノ山家、歷木ノ根ヲ掘採テ竈ニ燒、能火ヲ持コ久シ、

〔國產考〕一攝州池田の在にてはくぬぎの木を何本とて嫁すに持參に遣すよし、此くぬぎの木といへるは、野山に生立て、元の廻り一トかゝへ、又一トかゝへ半もありて、壹丈ほどの上より、數百本枝出たり、此枝といへるは、元株より出たるは、廻り五寸より壹尺位になりたるを、多に伐はらひ炭に燒出すに、池田炭とて世間茶の湯に用ふる也、是は伐て二三年も立ぬれば、又元のごとく七八寸、あるひは五寸廻りぐらゐなる枝になる也、かくのごとくして數年伐とる事なれば、元株は右云ごとく二園にもなり居る也、是も池田炭とて一種の名產也、尤右いふ古株より出たる枝にて燒たる炭なれば、程よくかるくして火もち宜し、三年目ヅヽ間おき伐ても、壹株より七八十俵の炭を燒出せば、壹株銀貳匁ヅヽと見ても、八十俵にては百六十目也、半分雜用と見ても八九十目の利分也、十株あれば八九百目也、是を三年目に伐取と見れば、一ヶ年凡三百目ヅヽの得分にあたるなり、

〔豆州志稿七土產〕炭　天城山及諸山ニテ製造ス、最良ナル者ハ熊野炭ニ匹ス可シ、

〔續江戶砂子一〕近國の土產大概

八王子炭　武州

〔嬉遊笑覽七行遊〕安永二年巳二月頃、新大橋際三俣埋立地できぬ、其頃伊豆天城山にて始て炭を燒、同國二科一色村文右衞門と云もの、運上金を差出し此事を營む、炭を上中下に別ち賣に、下の分は粉碎けたるこな炭にて、蛤粉を燒に用しが、此時中洲を埋め築く者ども工夫して、これを買埋

出丁云々山中忽寂寥、登臨遊放、入湯屋任意浴之、晩頭左京大夫送使者只今下著可訪由示送、于時志深庄(成實朝臣)送坑飯、即送之、又被尋獸炭、求而送之、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、〇中略古風方ニ曰、〇中略駱駝炭。(極上品炭也)

炭産地

近江　炭

〔毛吹草三〕河内　横山白炭(ヨコヤマノシロズミ)　和泉　鍛冶炭(カヂズミ)　攝津　一倉炭(ヒトクラズミ)(此所ヨリ池田ノ市ニ出テ賣ナリ、故ニ呼テ池田炭共云、)

〔宗五大草紙下〕殿中さまざまの事

御すみは白すみとて、河内國横山と云所にやくすみにて候、

〔日本山海名物圖繪二〕炭燒圖

炭諸國より多く出る中に、日向國と紀州熊野より出るもの、其性よろし、攝州池田奥山より出るもの炭の名物也、又和泉の横山炭名品也、是は枝炭也、いづれも山に炭竈をすえてやく也、すみがまは木薪の出シ入勝手よき所にすゆる也、歌には小野のすみがまをよめり、小野は山城の國愛宕郡なり、

〔日本山海名物圖繪三〕池田炭

攝州池田炭は、一倉と云里にて櫟(くぬぎ)にてやきて、池田の市に出す也、此炭竈は地をほりて、其上にむろを造り、跡先に口をあけ、中へくぬ木をつみ入てやく也、やきかげんを見て、ふたをするなり、ふたおそければ炭損じてあしく、又早ければふすぼりてあしゝ、とかくふたのかげん大事也、凡燒炭諸國より多く出といへ共池田を最上とす、

〔攝陽群談十六名物土産〕一庫炭(ヒトクラズミ)　河邊郡一庫(ヒトクラ)村ノ山中ニ炭竈ヲ造、山林ノ歴木(クヌギ)ヲ伐採、竈ニ入、口ヲ閉塞デ以土塗之、日ヲ經テ開之市店ニ送ルノ始、先池田市ニ立ヲ以テ、世ニ池田炭ト稱ス、今近郷ニ

水鏡一口（徑六寸五分、深一寸五分、）料、（○中略）和炭一不二斗、（○中略）
盤一口（徑七寸五分、）料、（○中略）和炭八斗、（○下略）
〔延喜式四十九左右兵庫〕凡踐祚大嘗會新造神楯四枚、（○中略）面金四枚（長各四尺、廣五寸、厚一分、）料、（○中略）和炭十二石、（○中略）六寸平釘六十四隻、（楯別十六隻、）料、（○中略）和炭五石、（○中略）並申官請受、
〔續々修東大寺正倉院文書四十五帙三〕雜材幷檜皮及和炭納帳
九日（○天平寶字六年三月）收納和炭卅九石四斗　燒夫卅八人
右自正月廿四日迄二月廿二日、燒炭總今日納如件、
主典安都宿禰　下道主
十七日收納和炭壹斛陸㪷
右十六日料、額田部馬万呂燒進、依員撿納如件、
主典安都宿禰　下
〔枕草子八〕こゝろもとなき物
とみにいりずみおこす、いとひさし、
〔類聚名物考調度十八〕かたき炭
堅木炭歟、またきは詞にてたゞ堅炭をいふ歟、清濁にて二ッの意有り、今も椿檜などにて燒たる炭をば堅木の炭といふ事有り、
〔明和八年武鑑〕松平安藝守重晟（○安藝廣島）時獻上（十月）細炭
〔明和八年武鑑〕北條豐吉（○河內狹山）時獻上（十月）白炭
〔皇都午睡三編上〕上方にて買て來るを、江戶にては買て來る、（○中略）切炭を佐倉炭、
〔明月記〕承元二年十月十一日、曉更羽林出京、侍十五人童調度懸皆騎馬云々、又八條從家與（三位具）

以前、起去正月一日、盡今月卅日、請用雜物幷殘等、注顯如件、以解、

寶龜二年三月卅日　散位少位上味酒廣成

少鎭大法師　散位正六位上上村主馬養

別當大判官外從五位上美努連

法師奉榮

〔續修東大寺正倉院文書別集十三〕奉寫一切經所解　申十月告朔事〇中略

荒炭一石五升斗硯温料〇中略

以前、起今月一日、迄廿九日、請用雜物幷殘等及食口、顯注如件、以解、

寶龜三年十月廿九日　案主上

主典葛井連

〔倭名類聚抄十五鍛冶具〕和炭　漢語抄云、和炭、邇古須美、今案、一云、加知須美、

〔箋注倭名類聚抄五鍛冶具〕按賀知須美、卽鍛炭也、

〔倭訓栞中編十八〕にこずみ　延喜式に和炭と見えたり、今いふけしずみなるべし、物類相感志に浮炭と見えたり、

〔延喜式十七內匠〕銀器

御飯笥一合徑六寸、深一寸七分、料、〇中略　和炭二石〇中略

酒壺一合受一斗五升、料、〇中略　和炭七斛五斗、〇中略

杓一柄柄長一尺七寸、受三合、料、〇中略　和炭七斗、〇中略

酒臺一口高六寸三分、廣六寸、料、〇中略　和炭一斛三斗、〇中略

盞一口受三合、加盞臺盤、料、〇中略　和炭一石二斗、〇中略

集解、凡燒檍木作炭者上也、櫟、栗、橿、櫧之堅木次之、攝之池田一倉山中之炭爲第一、總之久留利山中之炭次之、此好茶會之家、地爐風爐中燒之、加以白炭、白炭者燒躑躅古木及蟠屈魁根作炭、再以其炭燒紅埋于灰中、則生白霜如傅脂粉、此稱白炭、倶茶會之好奇也、紀陽熊野山中之炭者、家々平生所用之堅炭也、海舶運漕于江都以鬻之、武之八王子秩父及總野州常奥甲信諸山、多燒送于江都市上焉○中略消炭者、薪火餘燼消作炭、或炭火消後之輕炭亦用、必大拵、世俗所謂薪火和煖而宜人、炭火猛烈而不宜人、此有其理、薪火升焰散燥而氣烈性和、炭火沈熾固熱而氣和性烈、當人之身體亦然、惟燒薪火之燼輕炭、而煥身則温柔能禦于冷濕風寒、然灰裏早盡難保耳、

〔倭訓栞前編二阿〕あらすみ　靈異記に炭をよめり、又岸を訓せり、今烏石といふ、晉ノ豫讓が呑て啞したるもの是也、延喜式に荒炭和炭あり、是は今いふ堅炭燒炭なるべし、

〔續修東大寺正倉院文書二十六〕燒炭所解　申可進上炭事

合參拾斛今旦進送

右炭依無擔夫、且所進如件、以解、

天平寶字六年三月十四日　散位尋來津船守

且來十八斛　乾政官史生上毛野薩麻

〔續修東大寺正倉院文書後集四十四〕

荒炭二石

一石正月中請

一石二月中請

用盡

經師等硯温料○中略

炭名稱

〔倭名類聚抄 十二燈火具〕炭 蔣魴切韻云、炭〈他案反、和名須美、〉樹木以火燒之、仙人嚴靑造也、

〔箋注倭名類聚抄 四燈火具〕靈異記、炭訓安良須三、蓋對和炭訓邇古須美之名也、〇中略 按、須美染也、觸之使物黑也、〇中略 說文、炭、燒木餘也、急就篇注、木之已燒者曰炭、按、神仙傳云、嚴淸會稽人、家貧常於山中作炭、忽遇一人與淸語、不知其異人也、臨行以一卷書與淸曰云々、謂嚴淸於山作炭之時、遇神人授書也、蔣氏以爲嚴靑始作炭者誤、廣博物志引物原云、祝融作炭、是亦可見作炭不始於嚴靑也、

〔日本靈異記 中〕昔讀法花經僧、而現口喎斜得惡死報緣第十八〇中略

炭アラズミ

炭製作

〔倭訓栞 前編十二〕すみ 炭は墨より出たる語成べし、泉州横山よりつばきの枝炭を出せり、攝津池田炭は本草にいふ櫟炭也、かしを炭は塗師のろ色をとぎ出すもの也、かせをしみ、又えせひの木也といへり、茶疏に堅木炭見えたり、けだもの、すみとよめるは、丁仙芝詩に獸炭然金爐と見えたり、はしり炭は柏子庭が詩に、爆炭と見えたり、

〔延喜式 三十六主殿〕凡充諸司炭松者、皆令寮家仕丁燒採、

〔雍州府志 六土產〕炭 所々出、然於山城國鞍馬山幷小野里之產爲宜、是俗稱燒炭、又茶亭爐中之所用、是謂切炭、攝津池田丹波一倉土人燒之、柞木或樫木隨其木之狀、長三尺許伐之、連皮燒之、而後或五寸或三寸、任心以鋸截之、是謂切炭、其圓大者謂胴炭、置是於爐中央、自是左右比並小炭、猶人身之胴加手足、或其大者薄切之、其狀如車輪、是號輪炭、或半割而用之謂割炭、又河內國光瀧土人、伐樹枝五七寸許、連小枝而燒之、其色白灰色也、是稱白炭、又謂細炭、雜置黑切炭之間、爲爐中之飾、今躑躅枝又連葉松柯連葉竹枝燒用之、

〔本朝食鑑 一火〕炭火

〔太閤記 一〕藤吉郎殿薪奉行之事

信長公常に民の飢寒をあはれみ思召故に、錙銖を盡さず、漫に財用を費ばず、たゞ民間を賑さんと欲し給ふ故、炭薪の費一年の分、何程にかと其奉行に問給へば、千石有餘也と答へ奉る、いかゞ思召けん、奉行をかへよと村井に被仰付しに、誰彼と指圖申候へ共用ゐ給はず、藤吉郎を召て、今日より炭薪之入用、汝沙汰し能にはからひ、一兩年栽據致し見べきむね仰付られしかば、翌日よりみづから火をたき、多くの圍爐をせんさくし、一ケ月の分を勘辨し、一年の分をかんがへみるに、右の三分一にも不及程なれば、近年千石ばかりは無左としたる費、益もなき事なりとて秀吉千悔し、翌年正月廿日炭薪のつゐへ、往年の勘辨かくのごとくの旨、御そば近く寄て申上しかば、御氣色も且よろしく見えにけり、秀吉申上けるは、他國の守護は山に付ては炭薪、海邊は其便に順て貢し奉るやうに聞え申候、されば國中の里々大木生茂れり、一村より一本づゝ貢し候へと仰付られなば、いと安き事になん有べしと申上しかば、兎も角も能に計ひ申べしといへども、百姓等いたまざるやうに價をつかはすべきむね仰けるに因て、それ〳〵に價をつかはしけり、

〔憲教類典 五之十五下 江戸町觸〕寛保三亥年十月

一薪高積之儀、先年〻御觸も有之候處、近き頃は所々にて高積致し候、其上道へ積出し往來之障りに罷成候由相聞不屆に候、自今道へ積出し候儀は勿論、高く積申間敷候事、

〔宇津山記〕ある人に、文のつゐでに、としの暮の約有しをはしがきに、

年の暮茶炭薪と山のいもとねてのよな〳〵むつごとにして、やがていろ〳〵もて來りぬ、草庵の旦那安元歲暮の數々注文に、

炭二籠薪廿把つと二つ大根牛房かへしをぞ待、なに、てもかへしすべきなし、

草の庵かず〳〵君が心ざしをき所なき年の暮哉

右御尋ニ付奉ニ申上一候、

文久元酉年四月　川邊竹木炭薪問屋行事　本八丁堀五丁目家持つよ後見丸屋五郎兵衛煩ニ付

代　新五兵衛〇以下三人略

御番所様

奥川薪書上

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上一候〇中略

一高瀬船ニ而積來候國々、

武藏　下總　常陸　上野　下野

右五ヶ國仕候薪荷物、奥川筋運送仕候間、古來ゟ奥川荷物と唱來申候、〇中略

川邊竹木炭薪問屋組々行事　本所柳原三丁目家持亀屋

太吉〇外一人略

文久元酉年四月

〔浪花雜誌街迺噂三〕万松、イヤ臺所のおはなしで思ひ出しやしたが、此間途中で見かけやしたが、薪を大壯貫目に掛て居やしたが、あれはどうするのでムりヤスチ、鶴人、大坂では江戸とちがつて薪を目に掛て賣ヤス、二十貫目を一掛としやして、上薪で五百文より五百五十位、雜木で四百から四百五十文位でムりヤス、千長、へゝ引それでは江戸のやうに、壹分に幾束といふ訣ではありやせんね、炭も目で賣やすか、鶴人、いへ〳〵炭は江戸の通りでムりヤス、

〔日本書紀三神武〕戊午年九月、勅ニ道臣命一、今以ニ高皇産靈尊一、朕親作ニ顯齋一、顯齋、此云ニ于圖詩怡破毗一、用ニ汝爲ニ齋主一、授以ニ嚴媛之號一、〇中略薪名爲ニ嚴山雷一、

〔百練抄十三後堀河〕寛喜三年九月十九日、近日壞ニ取小屋一成ニ薪賣買事可ニ停止一之由、仰ニ武士幷使廳一被ニ糺斷一云々、

一薪直段之義者、荷主共方ゟ差直候義ニ者無之、入津之時々元船ゟ直樣傳馬船江艀下取、夫々仲買共方江差送リ、其上問屋仲買立合、木性善惡見改、江戸表之荷物多少ニ隨ひ、相場相立候義ニ御座候、尤近年者近山之分者伐盡シ、又者開發地等ニ相成、自分深山ニ相成、運送諸費脚多分相掛り候間、荷主共義も直段引立不申候而者、品潤澤ニ不仕候間、自然ト高直ニ相成候義ニ御座候、

一薪荷物問屋口錢之義者、賣捌代金壹兩ニ付壹割銀六匁ヅヽ、仕切代金之内ニ而差引、荷主共江相渡申候、

一運賃其外諸掛等之義者問屋川岸著迄者都而荷主掛リニ御座候、此分入津之砌問屋ニ而立替置、前同樣仕切勘定之節差引、殘金仕切狀ニ相添相渡申候義ニ御座候、

一海手薪荷物平年入津高之義者、

五ヶ年平均壹ヶ年

凡　雜木貳百七拾八萬七百束　堅木三百貳拾五萬五千束　松木五百拾七萬九千束

右之通ニ御座候處、昨申年之義ハ壹ヶ年入津高、

凡　松木四百拾四萬三千貳百束　堅木貳百六拾萬貳百束　雜木貳百貳拾貳萬九千四百束

一問屋共之内海手薪荷物重ニ取扱候者

拾ヶ以前者　人數　三拾五人之處　當時　人數　四拾三人

一薪荷物之儀者前書奉申上候通リ、深山ニ相成出方薄ニ相成候ニ付、直段引上ゲ候處、去申年十一月中、因幡守樣御番所御白洲江被召出、厚御敎諭御座候ニ付、私共仕入方精々丹精仕、當年之儀者、荷山高も平年之通入津仕候樣心掛、此節追々入津も有之候ニ付、直段引下ゲ方仕候心得ニ御座候、○中略

右之趣、諸向爲二心得一、寄々可レ被二相達一候、

六月

〔天保十三年物價書上〕上 炭薪直段引下ゲ書上 ○中略

一堅木小割　當五月中引下ゲ錢壹把ニ付錢四拾六文 當時尙又引下ゲ錢四拾三文

一同　右同斷壹把ニ付錢三拾文 右同斷引下ゲ錢貳拾八文

一雜木小割　右同斷壹把ニ付錢貳拾六文 右同斷引下ゲ錢貳拾四文

一松小割　右同斷壹把ニ付錢貳拾貳文 右同斷引下ゲ錢貳拾文

右之通、此度錢相場御定有レ之候ニ付、小賣引下ゲ直段取調、此段申上候、尤小賣之儀者、其所ニ寄、船賃車力等相掛リ、直段不同ニ付、總體錢商之分、是迄之賣直段ゟ、百文ニ付六文下ゲ之割ヲ以爲レ引下ゲ、猶仕入安ニ而、右割合より下直ニ小賣致候分者、其通賣方致候樣申聞置候、以上、

寅八月　諸色之内 炭薪掛　名主共

〔諸色直段引下寅〕海手薪書上

乍レ恐以二書付一奉二申上一候

一川邊竹木炭薪問屋行事共一同奉二申上一候、當月二十五日被二召出一、薪荷物仕入方直段、其外御尋之廉々左ニ奉二申上一候、

一海手薪荷物取扱之義者、山方荷主共ヨリ送リ狀相付積來リ候品、又者仕入前金貸遣シ仕出候品共、問屋ニ限引請候義ニ御座候、

一海船ニ而運送仕候國々

武藏　伊豆　相模　安房　上總　下總

右六ケ國ゟ仕出薪荷物、海上運送仕候間、古來ゟ海手荷物ト相唱來ル、

以前、錢幷買物如前、以解、

天平十一年八月廿四日

〔續修東大寺正倉院文書後集五〕東寺寫經所解　申請應奉寫經用度物事

錢壹拾七貫伍伯卅六文〇中略　四貫八十文　薪三百卅荷直〇中略荷別十二文

以前、應奉寫一百卅五部之經用度之物、所請如件、謹解、

天平寶字四年正月十五日　主典正八位上安都宿禰雄足

〔吾妻鏡四十三〕建長五年十月十一日丙辰、被定利賣直法、其上押買事、同被固制禁、小野澤左近大夫入道、內島左近將監盛經入道等爲奉行、

薪馬駄直法事〇中略　薪三十束三把別百文〇中略

件雜物、近年高直過法、可下知商人者、

〔相良文書三十六〕慶長拾一年丙午江戶御屋形作日記〇中略

永樂拾貫百五十文遣方〇中略

五月十四日
一錢十五文　薪壹荷之代〇中略

永樂貳貫九百九十三文買にて　遣方〇中略

五月十二日
一錢十六文　薪壹荷〇中略

同日
一同十六文　薪壹駄

〔天明集成絲綸錄四十六〕安永二巳年六月

炭薪直段之儀、近頃高直ニ付、於町奉行所吟味之上、直段引下致賣買候樣申付候間、世上相對ニ而買請候儀とは乍申、格別高直ニ致賣買候炭薪屋共も有之、銘々買請候者之差支ニも相成候はゝ、其炭薪屋共之名前町所等相糺、町奉行江相達候樣可致候、

〔人倫訓蒙圖彙 四〕薪や　四國をはじめ所々より上る諸の薪炭を商、四條中島上ル丁より二條までに有、其外五條七條所々にあり賃取あつてこれを賣手の所につける、京にては小上(こあげ)といひ、大坂にては中師(なかし)といひ、諸國にては日用(ひよう)といふ、

〔人倫訓蒙圖彙 三〕柴賣女　薪とる賤なり、爪木とは手にて折ほどの薪なり、眞柴かるとも、爪木とるとも歌によめり都の邊山里より薪をいだす、わきて大原木とて名にたかし、此里より出る柴うる女の白き帶に白脚半して、かいてのあれば、かづきたる柴を後ざまよりみするなり、むかし平家の運かたぶきて後、女院大原のおくにすみ給ふ、其下女ども、此所に住居しが、世わたるよすがなふして、柴をうりけるが、さすがおもてを耻て、うしろむきてみせける、其遺風なりとかや、最殊勝の因緣なり、

薪價

〔天保十一年武鑑〕御薪方　淺くさ山宿町　伊勢屋庄右衞門

〔天明集成絲綸錄 四十六〕安永二巳年九月

此度町中、炭薪仲買共組合、十五組ニ相定候間、以來新規加入、幷仲買株讓渡、又は所替名前替印形改、或は商賣相休、家主替等之節も、其時々當人、幷其組之年行事月行事附添、其所之家主名主致加印、書付を以、樽屋藤左衞門方帳面に相附、可致印形候、若組合江も不入、炭薪仲買致商賣候者も有之、又は前書之趣致等閑候者も候はゞ、吟味之上咎可申付候、

右之趣、町中急度可相觸者也、

九月

〔續修東大寺正倉院文書 後集四十〕寫經司解申薪幷柴價錢用事

合所請錢壹仟文 九百九十五文用 五文殘

總買物拾種　薪廿六荷　價錢二百卅四文 荷別九文 ○中略

大嘗會其所牒山城國司

應採薪五百荷

牒、爲用會所雜用料、牒送如件、國宜察狀、仰便郡令採進、但其價直依例充行、定專當郡司、送其夾名、牒到准狀、故牒、

〔延喜式 五 齋宮〕月料 小月物別減二廿分之一〇中略

薪五千四百斤

〔延喜式 三十六 主殿〕年中所用御薪

湯殿料一百八十荷、御匣殿御洗料七十二荷、御沐料一百八十荷、御服水料二百卅荷、御炊料七百八荷、儲料三百荷、中宮准此 御贄殿五荷、〇中略

凡充諸司炭松者、皆令寮家仕丁燒採、其薪者依內侍宣、以收寮薪充之、

〔御老女衆記〕大奥女中分限

御本家〇中略　一薪貳拾束〇中略　右上﨟御年寄

〔親俊日記〕天文十一年十二月廿六日壬寅、栂尾田中坊貴殿へ卷數一朶、薪一荷上進之、恒例儀也、

薪商

〔萬買物調方記 元祿五年〕諸工商人所付 いろは分

た　京之分　たき木 こり木　こり木町 二條より松ばら迄

た　大坂之分　たき木　長ほり、あはざぼり、同　よこ堀、てんま、

ま　江戸之分　まきや　木挽町がし　同　新橋南東片町

同　御堀ばたかまくらがし　同　北さや町　同　中橋南まき町　同　はま町　同　白銀町

同　南大工町　同　牛込堀ばた　同　れいがん島　同　芝三田町　同　芝橋西がし　同

南北の八丁ぼり　同　てつほう津　同　四谷鹽町　此所へ在々より出ル

と　大坂之分　ともし松　西よこぼり

薪産地

〔國花萬葉記一山城〕金銀竹木土石

黒木　薪木也　八瀬　大原　鞍馬

〔續江戸砂子一〕近國の土産大概

伊豆薪　上總薪

薪用法

〔大和本草三火〕薪火　本草時珍云、凡一切補藥諸膏宜桑柴火煎之、但不可點艾傷肌、榎木ヲ薪トス、烟少シ火ヲ燒テ身ヲ温ムルニ宜シ、又藥ヲ煎スベシ、本草時珍曰、蘆火竹火宜煎一切滋補藥、又曰、用陳蘆枯竹、取其不强不損藥力也、桑柴火取其能助藥力、一切之堅木之薪ノ火ハツヨシ、發散瀉下ノツヨキ藥ヲ煎ズベシ、滋補ノ藥ハフルキ蘆枯竹桑柴桐ノ木麻骨ナドノ、性弱キ薪ニテ煎ズベシ、堅木ノツヨキ薪ヲ用ユベカラズ、

〔萬寶鄙事記五雜〕薪をわりて外に置、雨かゝれば、木の油ぬけて性うすく成、もえかぬるもの也、又梅雨の内などにはしめりてもえかぬる、貧家のすくなき薪は、火をたくうへにあげをけばもえやすし、

薪供給

〔日本書紀二十九天武〕四年正月戊申、〇十五日百寮諸人初位以上進薪、

〇按ズルニ、文武官人ノ毎年正月十五日朝廷ニ薪ヲ進ムル事ハ、歲時部年始雜載篇御薪條ニ詳ナリ、

〔令義解一後宮職員〕殿司

尚殿一人、掌供奉〇中略薪炭之事、

〔令義解十雜〕凡給後宮及親王炭、謂嬪以上、其皇后者、自入供進之例、起十月一日、盡二月卅日、其薪知用多少量給、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下

賦之、但薪多價賤而有利也、

〔經濟要錄 五〕材木第十五

薪炭ハ材木ニ算ヘザル者ナレドモ、木ヲ植べキ最モ專要ナルガ故ニ、合シテ茲ニ此ヲ論ズ、櫟木ト孛落樹トハ、俗ニ堅木ト稱シテ薪ノ上品ナリ、炭ヲ燒ニモ、此二木ハ上炭ヲ製スルニ用ユ、其他槭、榿、朴、椎、櫻、樒等ノ雜木モ薪ト爲スコトナレドモ、櫟木孛落樹ノ如ク、燃炎ルコト能ハズシテ、火勢ノ弱キ者ナリ、

〔守貞漫稿 六生業〕ハツリ賣

江戸ニテ木端賣、コツパウリト訓ズ、京坂ニハ、ハツリト云、木端ハツリトモニ、材木ノ斧屑ヲ云、乃チ薪ニ用フ、杮板ト薪トノ火ノ媒也、俗ニ焚付ケト云、因ニ云、京坂ニテハ石ノ剩ミ屑ヲコツパト云ハ非也、コツパハ木ノ端ノ訛也、三都トモニ簀等ヲ以テ擔ヒ賣巡ル、

〔禁祕御抄 上〕下侍

三間 有炭櫃、四面敷疊、號侍臣所、遊所也、如折松於此所也、

〔辨内侍日記〕十一月〇寬元四年十四日の夜、雪いと面白くみちたえてつもりにけり、〇中略曉がたことにさえたりければ、うへのをのこども、殿上のおりまつめしけれども、つきたるよし申ければ、ひろ御所のきたむきにて、かれたる萩の枝など、おり松にせられけるとき、しいとやさしくて、辨内侍、

霜かれのふるえの萩のおり松はもえ出る春の爲とこそみれ

〔雍州府志 六土產〕硫黃〇中略又民家點松木之有油者、是謂肥松、

〔毛吹草 三〕隱岐 灯松

〔萬買物調方記 元祿五年〕諸工商人所付いろは分

眞木ト稱ス、其木呂ト榾ハ太ク短ク作ル、春木ハ細ク長シ、

〔令義解一職員〕主殿寮

頭一人、掌〇中略松、柴、炭、燎、謂、柴、薪、庭燎、等事、

〔雍州府志六土產〕黑木　多出自洛北矢背、大原、鞍馬、土人入山、伐木尺餘、然後作土窟於山中、窟內四方積所伐之木、其中央燒生薪、薰乾、依之其色黑、故謂黑木、又謂竈木、或號燒物、三四日薰後出之、知志也木皮五尺許長割之、以是束之、其大者稱大束、以長二三尺皮束之謂小束、又薪柴幷炭、毎日村婦載頭上、村夫負肩背、又牛馬載之、來賣京師、〇中略又自二條河原町東、至五條橋於河邊、專賣薪木幷炭、是謂樵木町、又稱木屋町、自諸國運漕之、

〔見た京物語〕黑木は生れながらの木にてはなし、常の木の枝をいぶしたるものなり、それを賣りしはむかしにて、今は手がよごるゝとて、みな麁朶になれり、

〔本朝食鑑一火〕薪火

集解、薪者山林所伐之雜木、洲野所苅之枯草也、京師貨于黑木、以爲庖厨之用、此栗、楢、櫟、橿、橡、櫧之堅幹、而有燼餘難消之利、八瀬、大原、鞍馬、貴船及北山之民、集炭木之餘苴及條枚之不能作炭者、而薰之炭上、以作黑木、故易燃難消之榾柮也、江東多松、江都所用之薪者赤白二松、而楢、栗、櫟、櫃之類少矣、民間專用荊棘草萩之雜木、此稱柴、訓之波、用蘆荻芒茅、此稱萓、訓加也、近代毎冬燒榎木作薪、而言可人也、榎訓惠乃木、狀似楡而葉似椎葉、木高數十丈、其樹不成林、惟爲薪爾、李時珍曰、葉大而皺早脫、故謂之楸、葉小而皺早秀、故謂之榎、皺音鵲、皮粗也、然則榎與楸同類、今之榎者與楸最殊、此樹本邦用榎字者久矣、源順和名亦用此字訓惠、萬葉集曰、鶯含榎子、今謂榎薪火可人者、有所據乎、予未詳之、但少煙易燃、而未知可人之理、則不如桑火可人、桑火助藥力、祛風寒濕痺諸痛、久服終身不患風疾、然通關節利水道、則毎煕之有益哉、〇中略或謂用松薪火煎痘疹藥、則變色生痒、此未試之、松薪火者熏屋壁、染衣服、故世人

薪名稱

手習ばかりに精を入れたるものは、物毎に疎く見えけるが、自然と大氣に生れつき、江戸廻しの油、寒中に氷らぬ事を分別仕出し、樽に胡椒一粒づゝ入れる事にて、大分利を得て、年をとりける、

〔皇都午睡三編上〕江戸市中〇中略佛事等勸る內へ、油一升とか二升とか、小樽に入て遣ひ物とする、〇中略都て跡の埒よき事のみを主たるものなり、

〔萬寶部事記三燈火〕燈油はなる程あたひ高直に能を用べし、燈心すくなくしても光り明らかなり、毎日油つきを掃除してこげを去べし、去からざれば皿やけて油減る、そのうへひかりあきらかならず、

菜の實の油は久しく成たるがよし、光り明らかにして減る事すくなし、新しき油はひかりうすくして減り多し、

〔倭名類聚抄十二燈火具〕薪　纂要云、火木曰薪、音新、和名多岐々、

〔倭訓栞前編十三〕たきゞ　和名抄に薪をよめり、萬葉集に燎木と見え、海東諸國記に燒木と書り、歌に專ら冬によめるはみかまぎの故也、全浙兵制に載る歌、

みちのくのしのぶのさくら折そへて薪はおもき春の山びと、薪をこるとよめるは、世尊雪山の遺意也、薪つきにしとよめるは、世尊入滅のことなり、

〔年中行事歌合〕八番　左　御薪正月十五日　家尹朝臣

百敷のもゝの司のみかまぎに民のけぶりもにぎはひにけり

〔皇都午睡三編上〕上方にて買(かう)て來るを、江戸にては買(かつ)て來る、〇中略薪割木を薪(まき)、

〔飛州志二柴薪附國名〕

本土常用ノ薪也、通稱ヲ載ス　柴　柴木ト云イ穗枝(ホエ)ト云フ、又穗木トモ云ヘリ、凡テ枝葉トモニ用ル小木也、他州ニテ麁朶ト云フニ同ジ、　薪　木呂(コロ)ト云イ榾(ホタ)ト云フ又春木ト云ヘリ、共ニ總名

〔執政所抄上三月〕十五日、春日御塔唯識會始事、○中略
油四升　代米六斗升別一斗五升

〔相良文書三十六〕慶長拾一年丙午江戸御屋形作日記
永樂貳貫九百九十三文買にて　遣方○中略
六月十一日
一永樂十文　あぶら五合の代

〔今昔物語二十七〕仁壽殿臺代御燈油取物來語第十
今昔、延喜ノ御代ニ、仁壽殿ノ臺代ノ御燈油ヲ、夜半許ニ物來テ取テ、南殿樣ニ去ル事每夜ニ有ル比有ケリ、○中略夜ニ入テ三月ノ霖雨ノ比、明キ所ソラ倚シ暗シ、況ヤ南殿ノ迫ハ極ク暗キニ、公忠ノ弁中橋ヨリ窃ニ拔足ニ登テ、南殿ノ北ノ脇ニ開タル脇戸ノ許ニ副立テ、音モ不爲ズシテ伺ケルニ、丑ノ時ニ成ヤシヌラムト思フ程ニ、物ノ足音シテ來ル、此レナメリト思フニ、御燈油ヲ取ル、重キ物ノ足音ニテ有レドモ體ハ不見エズ、只御燈油ノ限リ、南殿ノ戸樣ニ浮テ登ケルヲ、弁走リ懸テ南殿ノ戸ノ許ニシテ、足ヲ持上テ強ク蹴ケレバ、足ニ物痛ク當ル、御燈油ハ打泛レツ、物ハ南樣ニ走リ去ヌ、○中略其ノ後此ノ御燈油取ル事、絶テ无カリケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔諸國里人談四〕油泉
美濃國谷汲の開基豐然上人、延曆年中草創の時、その地を平均所に、一ツの巖を鑿ければ、石中より油湧出たり、豐然誓て曰、我此地におゐて大悲の像を安置して、もし廣く利益せば、願くは此油ます〳〵多からんものなりと、いひおはると、則油涌いづる事泉のごとし、豐然大によろこび、十一面觀音を安せられける、其長五尺の像也、其後延喜の帝その瑞應をきこしめされ、額を華嚴寺と賜ふ、其油漸く微しきなれども、尊前の常燈を燈すほどは今以てあり、

〔胸算用五〕才覺のぢくすだれ

文月七日の日、一とせの埃に埋もれし鐵行燈の油さし。机硯石を洗流し、すみわたる瀬々も芥川となしぬ、

油商

〔七十一番歌合上〕七番　左　あぶらうり

宵ごとに都に出るあぶらうり更てのみ見る山崎の月〇中略

左歌、暮ごとにとこそいふべけれ、夜やはあぶらうるべき、〇中略

山崎やすべり道ゆく油うり打こぼすまでなく涙かな〇中略

左歌二首ながら、第三句にあぶらうりとをける、ふところせばくきこゆ、そのうへ此歌の故事を思ふにも、山ざきのうばがもとに、あぶらかひにいたればとこそ侍れ、それをいま作者なれば、油うりとよめるも、本説にたがふめり、たゞあぶらかひと詠べきにこそ、

〔奇遊談三〕山崎會合初

城南大山崎八幡宮の神官の家にして、毎年正月十六日の夜、會合初といふ式例あり、〇中略同正月油賣へ免狀を渡す式あり、これも上下の兩大夫を召て、諸國の油賣共は參りたるやいなやをとふ、參りたるよしを申せば、さらば、免狀取出よやとて、一紙の文章に朱印を印て渡ことなり、今は兩三紙認て、此山崎の油屋におくるとぞ、

〔人倫訓蒙圖彙四〕油屋　大坂長ぼり天滿にてしぼり所々へ出す、京むき江戸むきとてあり、むかしは山崎を名物とす、今はなし、

〔天保十一年武鑑〕御燈御油屋　中ばし廣こうじ御油御用所　津田小十郎

油價

〔續修東大寺正倉院文書四十一〕合錢五十貫七百五十三文〇中略

二貫三百六十九文　油三斗七升三合沽〇中略

天平寶字六年十一月一日上

〔倭名類聚抄 十二燈火具〕油瓶 内典云、爾時復有諸沙門等、手自作食、執持油瓶、和名阿不良加米

〔書言字考節用集 七器財〕油注子アブラツギ又云油瓶

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕油瓶 油注子俗云阿布良左之

油瓶盛燈物、置燈臺、磁器或銅可作、

〔續古事談 一王道后宮〕後冷泉院御時、主殿寮ヤケヽル時、アマクダリタル油漏器ヤケニケリ、賀陽親王コレヲウツシツクリタリケレドモ、功用ホドコス事ナシ、夫モ同ジタヤケニケリ、

〔今昔物語 二十七〕鬼現油瓶形殺人語第十九

今昔、小野ノ宮ノ右大臣ト申ケル人御ケリ、御名ヲバ實資トゾ申ケル、身ノ才微妙ク心賢ク御ケレバ、世ノ人賢人ノ右ノ大臣トゾ名付タリシ、其ノ人内ニ參テ罷出トテ、大宮ヲ下ニ御ケルニ、車ノ前ニ少サキ油瓶ノ踊ツヽ行ケレバ、大臣此ヲ見テ糸恠キ事カナ、此ハ何物ニカ有ラム、此ハ物ノ氣ナドニコソ有メレト思給テ御ケルニ、大宮ヨリハ西、□ヨリハ□ニ有ケル人ノ家ノ門ハ、被閉タリケルニ、此ノ油瓶其ノ門ノ許ニ踊リ至テ、戸ハ閉タレバ、鎰ノ穴ノ有ヨリ入ラム入ラムト、度々踊リ上リケルニ、无期ニ否踊リ上リ不得ズ有ケル程ニ、遂ニ踊リ上リ付テ鎰ノ穴ヨリ入ニケリ、大臣ハ此ク見置テ返リ給テ後ニ、人ヲ敎ヘテ其々ニ有ツル家ニ行テ、然氣无クテ其ノ家ニ何事カ有ルト聞テ返レトテ遣タリケレバ、使行テ卽チ返リ來テ云ク、彼ノ家ニハ若キ娘ノ候ケルガ、日來煩テ此ノ晝方既ニ失候ニケリト云ケレバ、大臣有ツル油瓶ハ、然レバコソ物ノ氣ニテ有ケル也ケリ、其レガ鎰ノ穴ヨリ入ヌレバ、殺シテケル也ケリトゾ思給ケル、其レヲ見給ケム大臣モ、糸只人ニハ不御ザリケリ、然レバ此ル物ノ氣ハ様々ノ物ノ形ト現ジテ有ル也ケリ、此レヲ思フニ、怨ヲ恨ケルコソハ有ラメ、此ナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔好色一代男 一〕はづかしながら文言葉

斛一斗正月元日節料六斗、四月御禊料五斗、　賀茂齋內親王月料二斗一升、小月減七合、　親王幷妃夫人各月別九升、小月減三合、　女御六升小月減二合、　親王頓料六斗下知名號之日所行

凡諸祭及節會等所須油、皆待印書出充、數各見本司式、

凡供御料用胡麻油、自餘充雜油、

凡量收諸國進中男作物雜油、中男一人胡麻油七合、荏油五合、海石榴油三合、麻子油三合、吳桃子油三合、槾椒油五合、猪膏五合、

凡油十斛、別納以爲不動、

凡量收油直丁二人、每年各給調布衫一領、褌一條、襷一條、○中略

供奉年料○中宮准此○中略

燈油、隨夜長短、從二月至七月、夜別三升三合、從八月至正月、夜別三升八合、○中略

右起十一月一日、迄來年十月卅日料○中略

十二月晦夜供奉內裏幷大極殿豐樂殿武德殿儺料等雜物、槾椒油七斗六升六合、胡麻油四斗、○下略

〔延喜式齋宮五〕年料供物○中略　油一斗二升

月料小月物別減廿分之一、○中略　油二斗四升供料油六升、灯油一斗八升、

造備雜物○中略　油四升五合一升五合荏、二升槾椒、一升胡麻、

〔西宮記十二月〕御佛名

國々召物大和油二石、遣充年中指油、畿內近江丹波、

〔日中行事〕夜のおとゞのさし油、くら人非藏人にもたせて、たゝき戶をあけてまいりて、よもすがらきえぬやうにするなり、非くら人は戶の下にたて、內を見せず、さしあぶらもかいともしも、たつみの角よりはじめて、うしとらにてかくしつゝ、

正月最勝王經齋會料、油四斗二升、〈堂僧房料、○中略〉行事所油三斗六升、

正月修眞言法料、油一斛四斗二升五合三勺、〈二斗二升二合三勺、五大菩薩井十二天料、九斗六升三合、佛供井僧沙彌卅二口料、二斗一升、僧房料、三升、行事所料、〉寮家運送、

同月修大元帥法料、油一斛四斗五升一合、〈八斗六升一合、護摩壇供料、三斗四升、僧供料、二斗四升、僧十五口房料、一升、行事所料、〉寮家運送、

諸寺年料油

聖神寺四季料、季別三斗五升二合、　法華寺月別三斗〈小月減一升〉　靈巖寺料月別三斗〈小月減一升〉

東寺年料一斛六斗六升六合、〈一斛六升五合、眞言中台五佛左方五菩薩、右方忿怒、從正月迄十二月燈料、三斗、春修法料、三斗、秋灌頂料、〉

神護寺燈料月別三升〈小月減一合〉　常住寺季料、三斗五升二合、　延曆寺灌頂料、一斗、〈寮家送之〉　嘉祥寺春地藏悔過料、三升、〈全料准之〉　七箇大寺盂蘭盆料、胡麻油四斗九升、〈寺別七升〉

諸司所請年料　典藥寮胡麻油四升一合、〈供御煎地黃料〉猪膏二百十三斤十五兩、〈供御井中宮春宮造御藥及人給料、〉　大膳職胡麻油一升二合、〈供御井中宮御索餅糖料、〉　內藏寮胡麻油二斗八升七合、麻子油二升五合、〈二升二合、伊勢太神宮御鞍具用途料、六升五合、麻子油二升五合、造年料御靴井袜鞋等料、二斗盛山陵井所々荷前料、〉　圖書寮油三升、〈二升、元日御井中宮御裝束所燈料、一升、奉寫年料新翻仁王經所料、〉　陰陽寮油一斛五斗九升三合、〈漏刻所料、自三月迄八月六箇月、夜別四合、自九月迄二月六箇月、夜別五合、〉　兵庫寮胡麻油六合、〈五合修理甲一百領料、一合造大祓太刀井伊勢神宮祭鞍料、〉猪膏五合、〈同造大祓太刀井神宮鞍料〉　猪膏大廿斤、〈造鼓吹生等藥料〉　隼人司荏油一斛三斗八升、〈造年料油絁料〉　內匠寮油三升五合、〈造年料革舄料〉猪膏十五斤、〈造雜工等藥料〉　木工寮胡麻油一升一合、猪膏五合、〈並造年料雜物料〉猪膏卅斤、〈造雜工已下仕丁已上藥料〉　縫殿寮油五升、〈御服所井寮中十二月晦夜料〉　造酒司油四升、〈御酒殿十二月晦夜料〉　左右馬寮車油三斗八升三合〈寮別一斗九升一合五勺〉飼靑御馬所料、油二斗六升四合、〈寮別一斗三升二合〉季料胡麻油三斗二升、〈寮別一斗六升〉椶椒油一斗六升、〈寮別八升〉猪膏六升四合、〈寮別三升二合〉　乳牛院油一升、〈十二月晦夜料〉　畫所油五升　作物所油三升　內侍司命婦已下女孺已上、十二月晦夜、雜給料油六斛五斗、〈二石中宮料〉　侍從所月料油三升〈小月二升九合〉　賀茂齋院料油一

越後國村上の近所の山中黑川村高田領也に、方十間餘の池あり、水上に油浮ぶ、土人薗を束て水をかき捜して、穗をしぼれば油したゝるそれを煮かへして灯の油とす、其匂ひ臭し、よつて臭水油と云、天智帝御宇、自越州獻可代油薪之水土とあるは則是也、

油產地

〔毛吹草三〕山城　山崎油　攝津　遠里小野油（ヲリヲノアブラ）　越後　臭水油（クサウヅアブラ）地ヨリ涌也

〔本朝食鑑穀一〕胡麻

凡本邦以油爲貨殖之𠋫、而民間最爲大業、諸州雖出之、不及城之山崎、而使山崎爲油之大肆也、〇下略

膏油貢進

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略 一丁、〇中略 海石榴油一升二合、壹岐島一升三合三勺、〇中略

凡中男一人輸作物、飛驒、陸奥、出羽、壹岐、對馬等國島不輸、〇中略 胡麻油七合、麻子荏槾椒油各五合、海石榴吳桃閉美油各三合、猪膏一升、

〔延喜式二十三民部〕太宰府（中略）海石榴油十石、席二千枚、

右管國調物、依件染造、其雜綵幷革等、並盛韓櫃、其運脚者並給功食、

交易雜物〇中略

尾張國（中略）油三石〇中略　甲斐國（中略）猪脂一斗〇中略　近江國（中略）油二石〇中略　美濃國（中略）油二石〇中略　信濃國（中略）[illegible]長猪膩一斗〇中略　加賀國（中略）荏油二石〇中略　丹波國（中略）油三石〇中略　播磨國（中略）油二石〇中略　美作國（中略）油三石、猪膩一斗、〇中略　備前國（中略）油三石四升〇中略　備中國（中略）油一石四升〇中略　備後國（中略）油二石〇中略　安藝國（中略）油三石四升〇中略　阿波國（中略）油三石四升〇三〇中略　太宰府（中略）猪膏二石、雜油卅石、〇中略

右以正稅交易進、其運功食並用正稅、〇中略 其太宰雜油卅石、中男作物若漏此數者、更不交易、

膏油供給

〔延喜式三十六主殿〕釋奠料〇中略　胡麻油二升〇中略　鎭魂祭料東宮亦同　槾椒油二升四合〇中略

園韓神祭料　油二升〇中略　賀茂神祭料　油二升〇中略

新嘗會供奉料中宮准之〇中略　油三升四合一升八合小齋侍從候所三度料、一升六合解齋夜料、〇中略

國香川郡安原村にもあり、

〔日本書紀二十七天智〕七年七月、越國獻燃土與燃水。

〔東遊記五〕七不思議

一臭。水。の。油。は、芝田の城下〇越後より六里ばかり東北に黑川といふ村あり、其黑川の東南五六丁ばかりに蔘村といふあり、其所に鋼名川といふ小川あり、其川端に少しの岡ありて杉林なり、其所に小き池有りて、其池に油湧くことなり、其油のわく池此地に五十餘ありといふ、余は入口の所四ッ五ッを見る、池の大さ四疊敷計、或は五六疊七八疊敷計にて、あまり大なるは無し、其池の水中に油わき出て、水と油は別々にきは立て見ゆ、水中にある時見れば、其色飴色なり、日に映じては、五色にきらめけり、其上に小屋をかけ、雨の入らざるやうにして、此あたりの里人各此池を領して、毎日油を汲取り、猶少し水の交りたるを、カグマといふ草を以てしぼり取る時、油と水と、たやすくわかるゝとなり、よく湧池は毎日油二斗ばかりづゝを得るといふ、此油灯火に用うるに、松脂の氣ありて甚臭し、故に臭水と名く、灯火の光りは甚明らかなれど、油のへること速にして、しかも少し臭氣あれば、價は常の油の半ばかりとぞ、然れども此所より毎日數十斛の油出るゆゑ、此國にては多く此油を用う、誠に地中より寶のわき出るといふべし、されば此邊の人は、他國にて田地山林などを持て、家督とする如く、此池一ッもてる人は、毎日五貫拾貫の錢を得て、殊に人手もあまた入らず、實に永久のよき家督なり、此ゆゑに池の賣買甚貴し、今年も油よく湧池一ッ拂物に出たりといひしまゝ、いかほどの價にやと尋しに、金五百兩なりしといふ、扨其カグマといふ草は、いかなる草ぞと問ふに、京都にてシダ、裏白草などいふものゝ類と聞ゆ、其草を夏の間に多く刈貯置て冬に用ゆとぞ、

〔諸國里人談四〕油が池

水油問屋行事
三崎屋藤五郎
代　卯兵衞
寺本屋友太郎
代　儀兵衞

文政十三寅年十二月廿五日

町年寄衆御役所

〔大和本草三水〕石腦油　本草ニアリ、是越後ニアル臭水(クサウヅ)ナルベシ、田澤ノ中ニアリ、土ヨリ出ル油ナリ、水ニマジレリ、又山油ト云、甚クサシ、越後ニ所々ニ多シ、賤民是ヲ酌テセンジ、燈油トス、又信濃越前佐渡ニモアリ、ヲランダヨリ上ノ油ト云物ワタル、是ト一物ナリ、外治ノ醫是ヲ用ユ、日本紀、天智天皇七年、越國獻燃土與燃水、トアリ、燃土トハスクモノ類ナルベシ、燃水ハ是クサウヅナルベシ、燃油トスル事、筑紫ニクジラ油ヲトモシ、北地ニツノジノ油ヲトモスガゴトシ、其價他ノ油ヨリ甚イヤシ、賤民ハ山油ノ出ル處ニ、ワラヲヒタシテコレヲトモシテ家業ヲツトム、

〔雲根志前編一〕石腦油

美濃國谷汲山を豐然上人、延暦年中草創の時、其地をならするに一ツの奇石を堀出せり、石中より油を涌出す、豐然ちかひて云、我此地におひて、大悲の像を安置せん、もしひろく利益あらんには、願はくは此わき出る油、ます〱多からんものと云おはるといなや油のわき出る事泉のごとし、豐然大によろこんて、十一面觀世音を安置せられける、今其油やう〱少しといへども、佛前の常灯を照らす程の油は涌出ぬ、又博物志にいはゆる石漆の類なるべし、又越後國臭津に此事あり、是は地中に池ありて、此池へ涌出る事おびたゞし、よつて一村是を用ゆ、又大に賣買す、甚だあしき臭氣ありて色黑し、日本紀に、天智天皇七年越後國より燃る水を貢ぐと是なり又讃岐

仕法帳返上仕、此段申上候、以上、

辰（天保十五年）十二月　　館市右衛門

〔水油一件雜留二〕文政十三寅十二月廿五日、奈良屋御役所江差上候書面寫、

乍恐以書付御答奉申上候

一水油問屋行事共申上候、當十九日私共被召出、被仰聞候者、本郷古庵屋敷岩次郎店善八同居同人弟半兵衛ゟ、此度カンテラ醤油製造仕度趣申立、右は醤油之粕江草木之實を相交絞り、毒物不淨等之ものには無之候得共、醤油之臭氣有之ニ付、座敷向水油代用ニ者相成間敷、下々臺所向、或は農民庭働、其外庭向石燈籠抔之油代用ニ相成可申趣、尤カンテラ醤油賣出し直段、當時相場にて壹升代錢貳百六拾八文位ニ相成可申、依之先ヅ試ニ葛飾郡東小松川權左衛門と申者江爲絞度、試絞り中爲冥加壹ヶ年永三貫文宛御上納仕、彌世上之辨用いたし、手廣ニ相成候はゞ、稼方望候者江傳授仕、冥加永も一ト〆ニ而何程と定、上納仕度奉願上候ニ付、私共江差障之有無御尋ニ付、左ニ奉申上候、

右願人半兵衛ゟ此度申上候、カンテラ醤油と唱へ醤油之粕江草木之實を相交、尤毒物不淨等之物は會而無之由を申立候趣ニ候得共、醤油之粕を製し、油代用ニ相成候義者、是迄申傳へ及承候義も無之、且木之實草之實絞り候油者數品有之候得共、諸國ニ而假令聊ニ而も、其性合を顯し不申候而者賣買不仕、古來ゟ仕來ニ候得者、此度願人申立之通、カンテラ醤油江木之實草之實取交、水油代用ニ相成、當時相場壹升貳百六拾八文位ニ賣出可申哉之由之處、若多人數之油屋共之內、心得違をいたし、私欲ニ泥み燈し水油江右カンテラ醤油等取交、賣捌等之義出來候而者、往々水油不取締之基ニ可相成哉見をし、差障を申上候樣、奉恐入候得共、御尋ニ付、此段御答奉申上候、以上、

始、四月一杯まゆに相成、多分五月ゟ七月迄糸取上げ候跡ニ、まゆ之中之虫計鍋ニ殘り、是をさなぎと唱候、右さなぎ腐れ早く、皆無捨り同樣之品ニ付、其在々江申談、腐ざる樣煎り干にも致し、買集製法可仕儀に御座候、

但寒氣ニ向候得ば、さなぎ油氣も薄趣、此樣シは未仕兼候得共、五月ゟ九月頃迄之儀は、旋と相試申上候、

一右さなぎ油明り保チ方等菜種油同樣ニ而、魚油とは相違仕、ねばり氣薄く、油煙相立不申、別ニ惡敷香も無之、猶手入能さなぎ干立候得ば、決而匂ひ等不仕、油すみ方も宜敷罷成候、

一絞道具之儀、種油同樣ニ有之、尤菜種油者、種を煎上ゲ臼ニ而搗、蒸籠に掛ケ候、さなぎ者臼ニ而搗、夫ゟ釜ニ而煎上ゲ、蒸籠ニ掛ケ候、右前後手順之違ひ而已、種油ゟさなぎ之儀は搗くだき早く、仕事捗取候見込ニ御座候、

一御聞濟相成候上者、絞所之儀、南本所扇橋代地町私名前之地所有之、同所江取建、但絞小屋五間に拾間之平家補理、置所者河岸地江相建申度候、

右絞方一堂江一日三人掛り、さなぎ種四石餘ニ當テ、燈油四斗餘出方ニ相成、勿論煎加減蒸加減ニ而、出方幷性合共餘程次第之有之候儀ニ御座候、〇中略

右之通申立候、一ト通者相聞、仕法帳申上候賣直段を以、當時水油直段ニ見合候得者、壹升ニ付、凡壹匁係も下直に相當り候、〇中略願人文七儀、製油入御覽候趣ニ候得共、右者日野宿ニ而相試、願人之外御當地ニ而絞方見屆候儀無之ニ付、先ヅ絞立成不成者差置、第一油種さなぎ買集、其外絞職手間代等、前廣諸入用可相掛處、前書之如く困窮身分、且絞所申立候南本所扇橋代地町所持地面之儀、當時淺草西仲町堺屋安右衞門方江家質書入、金千五百兩借用有之候趣、若願濟等之權威を以、取扱候節は穩不成、彼是以元手差支之程難計、容易ニ難被仰付筋と奉存候、則御渡被成候訴狀

油コレニ次グ、雁及ビ青䳼鵁鶄鴻鵠等ノ油コレニ次グ、凡鳥ノ油ハ食料ニ用テ味美ナルガ故ニ、燈火ニハ用ルコト無シ、蔬菜モ少シク鳥ノ油ヲ混ジテ煮ルトキハ、味ヲ増スコト鰹節等ノ絶テ及ブベキニ非ズ、獸類ノ油ハ家豚ノ油ヲ以テ第一トシ、熊ノ油コレニ次グ、此二種ノ油ヲ清潔ニ取タルハ、鳥ノ油ヨリモ其味美ニシテ、食物ニ混ジテ煮ルニ妙ナリ、且燈火ニモ藥物ニモ此ヲ用ユ、其他ノ諸獸ハ何レモ油多ク、亦蠟ヲモ採ルベシ、然レドモ豕ト熊トノ外ハ、油ニ臭氣強ク味ヒ宜カラズ、食料ニ用ユベカラズ、唯藥用トス可シ、下品ハ燈火ニ用ヒ、或ハ蠟燭ヲモ製ス可シ、所謂不淨蠟牛蠟等ノ名ヲ呼者則是ナリ、其臭極テ惡クシテ、貴人ノ傍ニハ燃スベカラズ、近來不淨油ニ松脂ヲ混和シ、棒ノ如キ者ヲ製シ、薩摩蠟燭ト名ヲ此ヲ賣者アリ、此物ノ一時世ニ用ヒラレシハ、當時油ノ極テ高價ナルガ故ノミ、異國人ハ猪豕ノ油ヲマンテイカト名テ、朝夕此油ヲ用テ食物ヲ調製ス、皇國人ノ鉛錘魚脯ヲ用ルニ異ナルコト無シ、

〔諸色調類集水油魚蠟部三〕大傳馬町壹丁目三郎助店支配人文七
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　館市右衞門
　　　　　　　　　　　　　　　　　大傳馬町壹丁目彌重郎店
　　　　　　　　　　　　　　　　　三郎助勢州住宅ニ付店支配人
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文七

賣賣さなぎ油製法願之儀取調申上候書付

右之者相願候者、年來賣賣さなぎ&燈油絞候儀心掛ヶ罷在、此度甲州道中於日野宿相試候處清淨之燈油ニ相成候ニ付、彌製法方取掛り申度、自然御國益ニも可相成哉、燈火保チ方等種油同樣ニ有之、何卒御聞濟被成下、願之通被仰付候上は、御府内ニ而絞所補理、市中在々共賣捌仕度旨、別紙仕法書差上、家主五人組差添奉願上候、

右願訴狀仕法㨿共御渡被成、取調可申上旨被仰渡候間、猶呼出相糺候趣左ニ申上候、

　　　　　　　　　　　　右願人
　　　　　　　　　　　　　　文七

一訴狀絞方奉願候油種賣賣さなぎ之儀は、武州相州上州邊賣場所に而、例年三月中旬&賣作り

之、子鯨者樽數不過二三十也、座頭大鯨一箇之油百四五十樽、子鯨者樽數不過四五十、小鯨之大一箇之油自七八十至百樽、子鯨者樽數不過十四五、此皆擧其大既也、采油法大抵用入水六斗之大釜、熬鯨脂皮十二枚、一枚者方一二尺或七八寸也、油涌後以一丈二尺之大竹筧五箇、次第續列之、別擁入水二石五斗之磁壺二十四箇、懸五箇之竹筧、自釜至壺口、而流來于熬油、後待壺內之冷、入木樽也、

〇中略

腸附臓 集解、〇中略 五腸〇姫腸、烏賊腸、圓腸、福腸、豆腸、者皆漁家常食、而謂味美益人之氣血者也、采油亦多又有丁子腸者色最赤、俱取油處、〇中略

鱶訓布加〇中略

集解、〇中略 今海俗得之切肉以鬻、剝皮裏肉外之黃脂及諸腸、煎之采油貪利、其油黃濁不澄、故有黃魚蠟魚之名、

〔經濟要錄六〕脂膏第九

活物ノ油ヲ取テ人世ノ用ニ供スベキ者極テ多シ、先魚類ニ於テハ海鰌ノ油ヲ第一トス、何トナレバ海鰌ノ油ハ、其色清クシテ臭氣少ク、以テ燈火ニ用ルニ、光白ク明亮ナリ、且松脂ト硫黃ヲ和シテ煎煉シ、番瀝青ヲ製スベシ、其油粕モ亦貧人ハ食物ト爲スベク、田畠ノ肥養ト爲スベク、諸魚ノ中ニ最モ勝レタル者ナリ、其次ハ海豚及ビ鮪鯖鱒青魚鮰魚河豚三摩等皆油ヲ搾ルベシ、然レドモ油ノ品ハ大ニ海鰌ニ劣レリ、右諸魚ノ油粕ハ、肥養ニハ良ナレドモ、食物ト爲シ難シ、右油粕ノ食フベキ者ハ、鯨ヨリ外ニハ唯是三摩ノ油粕ノミ、凡魚油ノ最モ多ク取ルベキハ、海鰮ヨリ大ナルハ無シ、然レドモ鰯油ハ其臭惡ク最モ下品ナリ、油粕ハ甚ダ農家貴重ノ肥養タリ、又活物ノ油ノ惡臭ヲ除ク法アリ、此法ヲ行フトキハ、菘種蘇麻芸薹子等ノ油ト異ナルコト無クシテ、奸曲ナル賈人ハ此ヲ淸淨油ニ混ジテ賣ルヲ以テ、官ヨリ嚴ク此ヲ禁ズ、鳥油ハ鶴油ヲ第一トシ、鴨ノ

一梅花油胡麻油製　　一桐油　　一椿油　　一榧油

一日増子油　　一魚油〇中略

一大坂油之儀者、多分仕入油ニ御座候、右仕入油之分者買附書差下し、直様右代金爲替取組參り相渡候儀に御座候、萬一積船海難御座候而も、不殘御當地注文主損毛ニ御座候、

一尾勢州水油、御當地賣直段之儀者、大坂と多分同直段ニ御座候、

一灘目西宮邊油之儀者、注文ものも御座候得共、多分送り油ニ御座候、送り油之分は、御當地著之上、仲買江賣渡之上、仕切代金相渡、藏敷世話料として、拾樽ニ付貳拾五匁宛請取申候、尤代金之儀、先方ゟ前渡し相賴參り候節者、前金貸渡候儀も御座候、送り油之分は、積船海難御座候而も、送りの損毛に御座候、其外何方ニ而も注文送り油之分、右之振合に御座候、

右御尋ニ付奉申上候、以上、

大傳馬町貳丁目架藏店
源之助幼年ニ付
後見　久藏印〇外一人略

天保十三年寅年二月廿日

〔本朝食鑑九鱗〕魚脂〇中略

集解、鯨、鰐、鱶、鮫、海豚、鰯魚之類、皆脂膏多矣、本邦以爲民間之燈油、古謂魚脂點燈盲人目、然未試之、初會之嘗燈油、則熏鼻入喉發惡心、不到盲目之甚也、

〔本朝食鑑九鱗〕鯨渠京切、音擎、〇中略

脂、集解、鯨之黑皮兼赤肉間有白脂、潔白甘脆、是人之所嗜食、而采油之處也、又煎肚腸筋膜鬐頭之類、亦膏油多矣、鯨油比餘魚則色淸臭少煙亦希、故民間好爲燈油、或販麻油之商、合此油而亂之、以當價之賤也、比麻油之香潔、則尙有臭氣而不相及、於是不入諸士以上之家、雖農商之家、而富饒之屋不用之也、凡鯨油者世美大鯨一箇之油、以入水二斗之木樽而量之、則自三百樽至六七百樽、若魚瘠者減

油者、多出和之吉野、其地多榧之故乎、其油清澄味美不厚、宜為食用、然油少價貴、有胡麻仁油者、此亦油少價不賤、而販之者少矣、今瘍科專用胡麻油煉膏治諸瘡金傷、學阿蘭陀流者、用保留止加流油、其實似杏仁、味似榛子、本邦種之不長、惟用蠻舶傳送者、其油不賤而少、故以性相似、而代用胡麻油、阿蘭陀國流之治、用油者多、草木金石鳥獸魚蟲俱皆有油、浸油引取油也、

〔本朝食鑑三菜〕蕪菁訓加布奈、或阿乎奈

蕪菁子多油、民間采油代麻油、亦貨于四方、以多為燈用、菘芥俱多油、併稱菜種油也、

〔重修本草綱目啓蒙十三草〕續隨子　通名　ホルトサウ○中略

續隨子ノ油ハ刀劔ヲ拭ヒ、又自鳴鐘ニモ塗ル、印肉ヲ合スレバ久ヲ經テ粘ラズ、

〔續々修東大寺正倉院文書四帙七〕石山院奉寫大般若經用度雜物帳

胡。麻。油。一石四斗一升二合、經師題裝潢三千五百卅人料、人別四勺○中略

以前、應奉寫大般若經二部用度雜物、所請如件、謹解、

天平寶字六年十二月十六日

〔三省錄四附言〕水藩の檜山氏が慶安五辰年四月十五日ゟ同廿二日まで、○中略註水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が、江戸ゟ水戸江下りたりし時分の賄料請取品直段書付、并入用を志るしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、○中略

一荏。あ。ぶ。ら。　貳升五合　壹升ニ付代百三文貳分づゝ

〔諸色調類集木油生蠟部一〕下り油相庭并取扱書

下り油品數

一水油但菜種
一白油綿實
一種白絞菜種油製
一本白絞胡麻油製
一胡麻油
一菜油
一太白絞但綿實油製
一雪白絞菜種油製

膏油種類

といふ、また綿實の方は同直段にて、目方百貫目位の由、絞油となして一斗八升より二斗位迄取る、油粕は二十一玉程になる、綿實は油は減ずれども粕多き故、差引同直段位に當るといふ、

〔攝津名所圖會 七菟原郡〕名産燈油 蘆屋野寄住吉五毛熊内の五村、山水を碓にして水碓を以てこれを製す、

〔飛州志 二物産〕膏油

本土ニ於テ製スル處、常用之膏油二種アリ、各ムシタ麻ノ袋ニ收メ、締木ト云フモノニ狹ミ、箭ト云フ木ヲ以テ絞ルコト、製法他州ト同シ、 荏油 荏ノ實也、村里ニ於テ悉ク作リ出セリ、 ヒヨトノ油 ヒヨヒト云フ木アリ、其ミヲ用ユ、凡テ此木山林ニ多シ、大木ニハ至ラズ、其木榧ノ如ク、ミモ又榧實ニヨク似タリ、尤光荏油ニハ甚ダ劣レリ、

〔張州府志 二十八知多〕土産

魚油 海鰌及鰛魚河豚肝、皆可爲油、就中鰛油其利甚博、内海諸浦製之、其法、海濱塗竈安大鑊、汲潮水滿之、投鰛魚數斛煎熱、熱時傾入搾器壓住、膏水共滴、以桶接之、膏浮水上、以杓挑取、桶邊揷筒去水、所取之膏以沙濾過、即爲清油、謂之四方、以爲灯燭之用、

〔大和本草 三火〕燈火 燈油ニ用ル物、胡麻、荏、油菜、綿花子、荏桐、草麻子、牽牛子、大麻子、山茶子、榧子、土油、海鰌、フカ、ツノシ、エイノ肝、カマスノ子、ナメリ魚等ナリ、

〔本朝食鑑 一穀〕胡麻

胡麻油、集解、胡麻蒸熟打搾壓袋滴下取油、作食油、作燈油、作雨具、作塗髮、就中作燈油者最多、凡胡麻油少、白胡麻油多、故城州山崎及海西諸州悉用白油麻、其不蒸炒而生取者號白志保利、此塗髮之用而所取亦不多、凡本邦以油爲貨殖之盛、而民間最爲大業、諸州雖出之、不及城之山崎、而使山崎爲油之大肆也、胡麻油價貴者燈之無煙少、而食用塗髮亦佳、以其價貴不便下民之用、於是以蕪菁子油、芥子油、菘子油、木綿實仁油、鯨鱁鮧鰯油等而亂之、其價亦賤矣、有山茶子油者、此俗稱木實油、豫遠等州取之、以販于伊勢神宮之燈油、復諸州所在有之、用之塗刀劍及銅鐵器則不鏽、故人々收藏之、有榧子

壹石の手前にて、油三四升ほども減ずるなれば、心を用ふべきこと也、此糟壹枚(一トたまとも云)の目方四貫目ヅヽのものなれども、事により三貫七八百目もある事もあり、

水車搾りの事

水車搾りと唱え候は、攝津國武庫、兎原、八部の三郡(鳴尾、今津、西ノ宮、深江、魚崎、御影、東明、新在家、大石、脇濱、二ツ茶屋、神戸、兵庫、)迄をさして灘と唱ふれば、此邊に搾る油はすべて水車にて粉となし搾るゆゑ、水車しぼり、或は灘油とよべり、

菜種子を炒(いり)、人力をもつて碓をふみて粉にすべき所を、此水車は左に圖する通り、○圖略 胴搗を仕かけ夫にて粉とするゆゑ、其手間大ひに違へり、搾りたる所の油はかはることなけれども、油の拔方あしきとて、糟の直段は人力搾りよりは少し劣れり、然れども石數多くしぼるがゆゑ、算當は人力より宜し、

搾り人壹人、添槌(とつち)壹人、親司(おやぢ)壹人、下働き貳人、〆五人にて種子三石六斗、綿實(わたみ)(あら實也)ならば三百貫目をしぼる也、常の人力にては貳石もしぼる所を、右の石數を搾ることなれば、はか行ことは水車にしくことなし、

〔浪花の風〕油の事は在より出すは、菜種綿實を絞りたる油にて、綿實を絞りたるを黑油といふ、之を今一度製法して白く成たるを白油といふ、右の白油へ菜種の油を加入して燈油となすなり、右は油問屋方にて調製なせども、相對次第にて、在の油稼の方にても調合なし出すこととなり、此製法方、黑油を一旦白油に製し、其上にて菜種の油を加へ、燈油に製すべきを、奸商ども手を拔き、黑油へ直に菜種油を加入して製せし油は、性合不宜して、あかりあしきなり、菜種は一石に付、大概油屋にて買入の直段、百匁より百十二三匁位なり、尤年の豐凶出來方にて高下あり、此一石の種にて油に絞り、二斗二升程になるよしなり、此油粕大概五玉三分程になる

きほど油出かたよし、扨それを朝はかりて油搾りの方へ受取、是を前日受取て、しぼるかたわきよりいりて粉となし、翌朝よりしぼるごとく先ぐりに致すこと也、炒鍋にて炒る也、尤炒方六ッかしきものにて、いりむらなくこげず、前めならざるやういりて、片はしよりさまし、夫を碓にてふみて粉となし、廿八の篩廿八とは壹寸の間に、廿八筋の糸のとほりあるをいふ也、にてふるひ、殘りたるかすは、又ふみ〱して粉になりたるを桶に入、蒸籠の邊へ持行、是を元種子壹石貳斗を、三人にて搾るには、六ッに取わけ、其一分を蒸籠に入てむして、袋につゝみ坪畿内にてはうすといふの中に、金輪を重ね立棧をはめ、其中に入て左の圖のごとく圖略〇正當石(しやうたういし)を置き、其石のうへに古き袋の切を敷、その上に棹を通し、矢をはめて、槌にて兩方より打ば、油は桶此桶みなとりべをけといふの中へたるゝなり、先初打をしてしばらく置、又兩方より打ば、油は一トしきり垂る也、かくのごとくすること三度ほどにして、矢を拔、棹をはづし、石をとり袋を出し、糟を打明押くだき、猶足をもて細かにふみくだき、すぐに碓にてふみ、此時壹人は碓の頭の方へ廻り、手をもて杵のさきへさきへと粉を寄、むらなく粉になるやうにする也、是をもむといふ、又粉にしたるをおし粉といふなり、十八の篩壹寸の間に十八すぢ通りたる糸筋をいふにて通し、炒鍋にて水氣のとれる迄いりて、筵に打明て冷すなり、其間に蒸籠にて蒸たるを前のごとくして、又矢を入打々して六蒸(むし)仕廻て、右二番の粉にしたるを、五ッに取わけ、一番のごとく蒸籠にてふかして、前のごとく打也、是を二番とも中(なか)ともいふ、但し此糟しぼりは、油の氣の盡るを度とすることなれば、少しも垂ざるを見て矢を拔くなり、是を油搾りの詞には、だら〱三合、ぼた〱壹合といへり、扨棹をはづし石をとり、坪より取いだし、袋をめくり取、又前のごとくして搾ること五ッなり、是も又前のごとく塊を片はしより踏くだき、碓にてふみ杵の邊へかきとめ〱、杵先のダヂダヂとは杵先に金のはめたるところを云の先へ、むらなくかゝるやうに念頃にして、隨分粉の和らかになるやうにして、三十の篩一寸の間に三十かかりたるを云にて通し、前のごとく六ッに取わけしぼる也、是を揚とも三番ともいふ、此打揚の下手にては、油のこりて糟もあらし、油のよく拔たるは肥しに用ひてきゝめ宜しき也、拔ざるは

一食事は搾り屋の賄、但シ其所により麥飯賄あり、

一種子搾り精の儀は三人仕業にて

但シ種子壹石貳斗にて、精の塊八枚、此精を塊にすることはどや頭搾る也、貳夕手間の下働の者はかまはず、

一炒鍋蒸釜とも二口までは一通りにてよろし、四口のときは二通り用ふる也、

諸油垂口の事

菜種子は西國種子垂多しといへども、關東にても肥良の地に、肥しを多く施し作りたる種子は、垂口にかはることとなし、奥州岩城邊の種子は貳割四五分はたるゝと云、あしき所にては壹割七分より貳割ぐらゐのもの也、野州戸奈良邊の種子も、貳割五分ぐらゐはたるゝよし、九州邊の種子も貳割五六分出るは、筑後筑前肥後邊の上口ばかり也、爰を以て考ふれば、全く土地と肥しとにて勝劣あれば、關東にても西國畿内に増りて生育すべし、偏に農人の手を盡すと盡さゞるとによれば、心を用ひ作るべき事にこそ、

一胡麻をしぼるは、菜種子のしぼり方同斷也、垂口壹割七八分より、貳割五六分たるゝ也、尤地味と肥しとによりて高下あり、

一荏は壹人仕業五斗づゝなり、垂口壹割五分より壹割九分二割迄是も土地によりて善悪あり、

菜種子を干事

搾り場に添て干場を二三畝歩ほど、地面よく少し片下りにして、雨の節水流れよく、早く乾くやうに拵へ、日あたりよき所を明置、搾るべき菜種子を筵にひろげ干べし、もつとも半時ほどヅゝに筵の雨はしをもて中によせ、又元のごとく手にてあせるか、此ごときものにてあせりて干べし、よき晴天には一日ほしてよし、日勢ぬるくば、二日も三日もほして取收る也、此干方、よ

るにより、代々の天子より綸旨院宣を賜り、鎌倉殿下より續きて御敎書を給はり、課役を免除せられ、天下荏胡麻製油の長となさしめ給へり、ゆゑに許狀を受、油賣ものは、印劵を以て諸國に至るに、關をゆるし通せしよし、其頃は都を始め諸國へも油を賣に出、又諸州の油賣も、大山崎の許狀をうけて賣しといふ、又山崎の油賣といへる歌、數首見えたり、追々諸國に荏胡麻果實を搾りて國用をなせしに、前にいふ攝津國遠里小野村若野氏、菜種子油をしぼり出せしより、皆是にならひて油菜を作る事を覺え、油も精液多く油汁の潔き事、是に勝るものなければ、他の油は次第に少くなり、且菜種子の油而已多くなりて甚國益となれり、是より遠里小野の油田仲間と稱し、則村邊に掛札を出し、日毎に油の價を書記し、又其傍に油茶屋といふを建て、其所へ出る油賣の輩、此所に集り休らひて、油の價の事どもを相議し、所々へ別れ賣ありきしゆゑ、今に於て油茶屋の名、田地の字に傳へて殘れり、大坂は諸國へ通路便宜なるに隨ひ、元和の頃より遠里小野其外油うりの輩、多く此地に引うつりしと見え、其後搾具の製作まで、追々細密に工夫を用ひたれば、明曆の頃より古風の製具絕しと見えたり、○中略

關東の搾り方

一職人頭（搾り人頭なり、是を關東にてはどやがしらといふ、）

此者手間賃一日ニ付銀貳匁五分、但シ立柱（畿内にては立木といふ）一ト組ニ付壹人ヅヽ相用ふ、（其外下働きあり）

一下働　但し一ト組ニ付壹人ヅヽ相用

此者手間賃一日ニ付銀貳匁、但シ道具一組にては三人しぼり、二組にては七人仕業まで出來るなり、

一壹人仕業菜種四斗（但し頭壹人下働壹人ならば八斗しぼる也、）

但シ炒（いり）て碓にてふみふかし、塊（たまうち）打捴仕揚までなり、

荏油製法

喜多村彥右衛門

樽藤左衛門

〔諸問屋再興調 別録〕享保度ヨリ寛政度迄、諸商人之內、問屋ト定候名目取調申上候書付、〇中略

一水油問屋 河岸組　安永度人數 七人　寛政度同 二十一人

一水油仕入方　安永度人數 四十七人　寛政度同 四十七人 〇中略

一干鰯魚〆粕魚油問屋 元文度 二十二人

是者往古紀州泉州邊ヨリ大地引網主共出府いたし〇中略深川永代町、同所小松町、同所蛤町、同所海邊大工町四ヶ所ニ市場相立、賣々いたし、元文四未年正月家業筋言上、御帳付願濟ニ御座候、

一魚油問屋　當時三人

是者享保十一午年名前書上、近國濱方ヨリ魚油生油之儘ニ而も賣買いたし、又紙漉製いたし賣捌候も有之候、〇中略

申二月廿六日　堀江町名主　熊井理左衛門

〔雍州府志 六 土産〕油　山崎土人釀酒搾油、離宮神職人亦造之、凡賣油家多書八字於門帷、是稱八文字屋、是依八幡地人而取八字爲稱號、凡攝州大坂人以槌大撃之取油、其油多、然傳言八幡神忌其音響、故榨檻搾之、

〔製油錄 上〕總論

貞觀の頃、城州山崎の社司初て長木(ながき)と云搾具を以て、荏胡麻の油を製り、禁裏を始奉り、男山大山崎兩宮の燈明の料に獻ず、是則草種子油の原始なり、其頃はいまだ油菜(なたね)の事はなかりき、其後延喜帝の御時諸州より荏胡麻果子(このみ)の油を買調せし事あり、大山崎今は山崎とのみよべりは草種を以て油を搾る事の元祖た

引受候組別レ之差別不相辨、丑年以來勝手次第之渡世向ニ泥ミ、久々揉合候間、雙方呼出申諭、右六人來子十二月迄、右之兩組江試假加仕、尤市場賣買之儀、右六人引受荷物は直買遠慮致し、貳拾八番組右問屋共買受、三拾四番組右問屋引受ものは、前來之者幷右六人一同ニ而買方仕候筈、逐對談、其外商法之儀者、古法之通相守可申旨ニ而示談行屆、尤試加之儀ニ付、此上不相當之儀無之候はゞ、全假組ニ相居可申旨、問屋共江相諭、桑三郎外五人江は引受方紛敷候はゞ、渡世可被差構條相辨、正路ニ可仕旨申諭、孰レも會得仕、對談書差出申候、淺草田原町上總屋長兵衞、同所三間町伊豆屋安右衞門兩人は、示談を以試加相成、別紙名前帳江差加り申候、

右三拾四番組
一魚油問屋假組　拾九人

内拾貳人試加相成候もの

此拾貳人之内、前書成川屋桑三郎外五人、生魚油引受之方、當組江試假加ニ罷成、外六人は別紙干鰯假加之ものニ而、生魚油引受之儀は、當組江試假加ニ相成申候、

右之通此節熟和仕、一同相願之申候魚油之儀者、享保十一午年取極之内ニ付、此度名主共書上候現在人數を以、問屋組合再興被仰付、幷假組之内試加相成候者共、熟談之通御聞置可被成下哉、名前帳之儀者、兼而被仰渡候通、私共方江取置、以後加入幷讓替等組合差添可願出旨申渡、其刻々御内寄合ニ而、伺之上進退可仕候、則差出候名前帳四冊奉差上、此段申上候、以上、

但本文之内、三拾四番組魚油問屋水戶屋次郎右衞門外拾四人之儀者、去ル申年水油拂底之節、筒井紀伊守殿御勤役中、臭拔製魚油被仰付、其後引續非常之ため臭拔魚油製法仕、尤水油ト不紛樣賣捌所一ヶ所ニ定メ、唯今以西河岸町ニ相建有之候旨申之候、

亥〇嘉永四年十二月　館市右衞門

も、右申上候本芝金杉ヨリ仕入仕候浦方計ノ引受外之肴問屋仕入仕候歸一切引受不申、別而火之元之儀大切ニ仕、私共日々付居候而、御成日ニ者魚油煎候儀相休可申旨、被仰渡候趣一々奉畏候、前書之趣少ニ而も相背、紛敷儀等も有之、魚油問屋肴問屋江差障候筋も御座候はゞ、何様ニも可被仰付候、爲後日證文差上申候、仍如件、

寶暦五亥年九月八日

本芝三町目家持
願人　市郎兵衛印
五人組　太郎兵衛印（〇十兵衛分略）

右願人共江被仰付候御證文之趣、私共江も御讀聞せ被遊奉承知候、以上、

本小田原町肴問屋行事
室町貳町目德右衛門店
作兵衛印（〇以下二十一人略）

〔諸問屋再興調二十一〕此度問屋組合之儀、文化以前之通再興被仰付、現在人數を以追々取調之内、左ニ申上候、

川邊貳拾八番組
一魚油問屋　前々ヨリ渡世現在　拾貳人
是は仕入もの不致、紙漉魚油製候組合、

同三拾四番組
一魚油問屋　前々ヨリ渡世現在　拾五人
是は生魚油仕入引受候組合

（朱書）
右魚油之儀は享保十一午年取極拾五品之内ニ有之、名前帳町年寄江差出進退仕候處、去ル丑年御改革之砌御差止、

右貳拾八番組
一魚油問屋假組　拾八人
内八人試假加相成候もの

此八人之内、成川屋粂三郎外五人之者、貳拾八番組紙漉魚油製候組合ト、三拾四番組生魚油

十一月

右之趣可被相觸候

〔諸問屋再興調二十一〕寶暦五年午九月手形帳書抜

差上申證文之事

一本芝三町目家守市郎兵衛、同所四町目八兵衛店十兵衛、此度奉願候者、先年度々本芝海邊ニ釜を居鰯油煎申候處、其後數年不獵ニ而中絶仕罷在候、然ル處、當年は鰯獵多著船仕著間、先年之通魚油煎申度奉願候、尤火之元之儀隨分入念、晝夜添罷在、大切ニ可仕候、右油煎じ候場所者、搾圍拾間四方ニ仕、搾廻り高七尺程之竹矢來致し、右之內ニ油煎候釜七ツ、地底三尺程掘下ゲ居置、釜所之上計高壹丈程ニ三寸角之柱を立、橫木を構、雨天之節者雨覆仕、魚油煎申度段奉願候處、右煎候魚油賣買致し方、幷鰯受候浦方之儀、御吟味ニ御座候、右煎候魚油商賣致たし方之儀者、願人之內十兵衛儀、魚油問屋仲ヶ間ニ而御座候間、此者方ニ而商賣仕、市郎兵衛儀者肴商賣ニ而、魚油問屋仲ヶ間ニ而無御座候間、一切商賣仕間敷候、且又鰯引受候浦方之儀者、前々ヨリ本芝金杉肴問屋共仕入仕置候、神奈川新宿濱甚太郎、生麥浦源太郎、同浦淸兵衛、羽田浦淸兵衛、同浦平六、同浦新五右衛門、同浦半兵衛、右七人之者共ヨリ引受、其外紀州鹽津浦、尾州神崎之鄙之獵師共、總州房州江旅掛ヶニ罷越、廻り納ト申獵仕候、右之者共之內、本芝ヨリ仕入仕候分計鰯引受、本小田原町、本船町、同橫店安針町本材木町新肴場問屋共ヨリ仕入仕候分は、一切引受申間敷段奉願候處、段々御吟味之上、當八月二十七日、御內寄合江被召出、願之通被仰渡難有仕合奉存候、尤右之節魚油問屋行事共、本小田原町、本船町、同橫店安針町、本材木町新肴場肴問屋共も被召出、自今差障ニ相成候儀も有之候はヾ可申上旨被仰渡候趣奉承知候、然上は前書申上候通、煎候魚油十兵衛方計ニ而賣買仕、市郎兵衛方ニ而者一切商賣不仕、鰯引受候浦方之儀

一此度堺、兵庫兩所ニおゐて、新規ニ兩種物問屋取建、國々より相廻し候菜種綿實共、右兩所兩種物問屋幷大坂兩種物問屋共、一同江引受申付候條、國々ニ而其旨相心得、右三ヶ所之內江相廻し、其所之兩種物問屋共江可賣渡候、且藏種と唱私領物成之內、是迄大坂藏屋敷江差送り候菜種も、右三ヶ所之內江勝手次第相廻し、其所之兩種物問屋其所之絞油屋ども江可賣拂候、○中略

一前條國々御用燈油製し方差免候條、向後は手作手絞之唱を止メ、本田畑空地圖中等之無差別、いづれ江作候絞草ニ而も相用、領主用幷民家用之油、御料私領とも壹ヶ年入用高目當を付置、大坂堺兵庫江可相廻絞草ニ不障樣、水車人力ニ不限、其所之便利ニ隨ひ絞かたいたし幷白絞油梅花油等之類茂、勝手次第製方いたし國用可相弁候、

一此度大坂內本町橋詰町ニ油寄セ所取建、出油屋江戸口京口江油問屋と唱候者共、一同油問屋と名目を改、右寄セ所油賣買申付候條、國用殘り油有之候はゞ、右寄セ所江向ヶ相廻し、油問屋共江可賣渡候、

一國々より大坂江注文申遣買請候油は、是迄同所仲買共より賣渡來候處、此度國々日用之油絞方差免候上は、大坂ゟ買請候ニ及間敷候得共、若し燈油不足いたし候歟、色油之類製し方難出來國茂有之候はゞ、向後は大坂油問屋共江注文申遣し可買請候、○中略

一東海道東山道筋國々ニ而絞り候油は、江戸靈岸島油寄セ所江相廻し令賣買候、尤東海道之內伊賀、伊勢、志摩、三河、遠江、尾張、駿河、甲斐、伊豆、東山道之內近江、美濃、飛驒、信濃、陸奧、出羽より相廻り候分は、油問屋幷問屋並仕入方之者江可賣渡候、東海道之內相摸、武藏、安房、上總、下總、常陸、東山道之內上野下野より相廻り候分は、地廻り油問屋江可賣渡候、尤近江國之儀は、前條之通可相心得候、

右之趣、御料者御代官、私領者領主地頭江可觸知もの也、

小賣可ㇾ差留候條、其旨相心得、他所賣隱賣等不埒之儀無ㇾ之樣、絞油屋共其外共一同申合、堅可ㇾ相守候、万一申合を不ㇾ相用、不埒之賣買いたし候者有ㇾ之候はゞ、大坂町奉行所江可ㇾ訴出候、

但攝津、河內、和泉、播磨之儀、定株之外手作手絞と唱、油絞り候儀者差留候條、右四ヶ國之內領主用油之分は、其領內又は最寄他領之株人ども可ㇾ製候、國用油之儀も無株之者隱絞り等堅く致間敷候、

一大坂堺并攝津、河內、和泉、絞油屋、并油荷次所大坂兩種物問屋仲買油樽職之者等、總而油商賣ニ携り候者ども、是迄公儀江納來候冥加運上銀之儀、向後免除被ㇾ仰付候、

右之通絞草賣買手廣ニ申付、國々日用之油小賣差免、是迄納來候冥加運上銀をも免除被ㇾ仰付、且口錢之儀も大坂町奉行所ニおゐて申渡候通、平等ニ相定メ、別而在々絞り油屋共口錢之儀、多分之減少申付候上者、此度相觸候趣無ㇾ違失相守、總而油商賣ニ携り候者共、一分之利益ニ不ㇾ相拘、國國一同之融通ニ基き、江戶大坂出油相進、下直ニ相成候樣、正路ニ賣買可ㇾ致候、且攝津、河內、和泉、播磨在々ニおゐても、御趣意厚相弁へ、絞草其年々出來方ニ隨ひ、相當之直段を以賣捌、景氣抔と唱、無ㇾ故直段引上ヶ候儀堅く致間敷候、且灘目住吉村水車新田兩村請負、并播磨國絞油屋ども儀は、無ㇾ油斷出船之手配いたし、江戶表廻著之油相增候樣可ㇾ取計候、右之趣若し違背之者於ㇾ有ㇾ之者遂ㇾ吟味曲事ニ可ㇾ申付候條、急度可ㇾ相守候、

一北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道筋國々ニ而作り候、菜種綿實共、大坂江相廻し賣拂、同所ニ而絞り候油を國々江買請、國用相弁じ候而者、二重之費相懸り候上、田畑之養ニ用ひ候油絞粕も自由ならず、彼是不便利之趣相聞候ニ付、向後右國々日用之油絞り方、并絞草賣捌方等之儀、左之通可ㇾ相心得候、

但山陰道之內丹波國、山陽道之內播磨國之儀は、前條之通可ㇾ相心得候、

行より油絞り申付、同所市中江爲相廻候ニ付、右殘油賣捌候分可買請候、尤近江國之儀は、右殘り之分江戸大坂兩所之内江、勝手次第賣捌候筈ニ有之候處、同國絞油之儀は、京都入用第一之備に有之候條、同所出油不足不致樣相心得、餘計之分江戸大坂兩所之内江賣捌候筈ニ付、せり買等堅く致間敷候、且大坂油問屋ども油買口之儀は、江戸大坂ニ限り賣捌候儀と可相心得候、尤大坂は油仲買之者江賣渡、江戸表之儀は、此度靈岸島江油寄セ所取立候條、同所江向差送り、油問屋幷問屋並仕入方之者江可賣渡候、且攝津、河内、和泉、播磨、其外國々共一國限り絞油いたし、國用相弁候筈ニ付、燈油色油共大坂問屋共より賣渡ニ不及候得共、油燈不足いたし候歟、色油之類製方難出來國々有之、注文申越候分は賣渡可遣候、且京都之儀も、是迄之仕來を以注文申越候はゞ、是又賣渡可遣候、攝津河内和泉播磨は、江戸大坂江之出油備として、絞株差免置候儀ニ候得共、向後は國用爲相弁候儀ニ付、攝津、河内、和泉より大坂油問屋ども買請候油、猶また賣戻候儀等無之樣、大坂油問屋共賣買之懸引厚く勘弁可致候、其外國々より買請候油之儀も同樣相心得、國々一同之融通專一ニ可取計候、

但大坂仲買共油賣買方之儀は、燈油色油共同所油問屋共より買請、大坂三鄕幷同所續在領と唱候村々江も可賣渡候、尤在領之内村内隣村等江絞株有之分は、右絞株之者共も小賣可致候、

一攝津、河内、和泉、播磨四ヶ國日用之油、是迄大坂より買請來候處、向後は右國々絞油屋共江戸大坂江差出候油ニ不障樣、出精絞增候分を以、一國限り日用之油小賣差免し、幷領主用油も製させ候條、其旨相心得、稼方可相勵候、尤右四ヶ國之儀は、江戸大坂出油備として絞株差免置候事ニ付、出油相增候樣出精可相稼候、尤小賣油直段之儀も、江戸大坂等之相場ニ不相拘、元附之見合を以下直ニ可賣出候、若し不相當之賣捌方いたし候類、江戸大坂出油不進之儀於有之は、油

一堺幷攝津、河內、和泉、水車人力絞り油屋ども、油賣捌方之儀、向後は大坂油寄セ所江差出、油問屋共江可賣渡候、尤大坂表菜種綿實絞油屋共、絞油之儀は、右寄セ所江差出候而は、二重之運賃相掛候趣ニ付、是迄之通、絞り油屋共居宅ニおゐて、油問屋共江可賣渡候、且攝津國之內灘目住吉村水車新田兩村請負、幷兵庫ゟ西宮迄之間ニ而絞り候油之分は、大坂江は不賣出、江戶一方直積廻し申付候條、樽船を以可積送候、尤此度江戶靈岸島江油寄セ所取建候條、同所ニおゐて油問屋幷油屋並仕入方之者江可賣渡候、且播磨國は此度新規ニ油絞株差免、右一國之絞油、江戶一方直積廻し申付候條、大坂江は不賣出、總而灘目油直積廻しに准じ、樽船を以靈岸島寄セ所江向ヶ差送、油問屋幷問屋並仕入方之者江可賣渡候、尤播磨國絞油之儀は、最寄廻船之內樽船之見合ゟも、運賃下直ニ而江戶早著之船も有之候はゞ、追而之樣子ニ寄、是等之船江も積入差送候樣可取計候、

但菜種綿實之外、草木之實を以絞り候油之儀も、大坂油問屋江賣渡し、其餘國用も可相弁候、尤灘目幷播磨國ニ而絞候分は、江戶表江相廻し賣捌、幷國用も可相弁候、且大坂油問屋江賣渡候油口錢之儀は、大坂町奉行所ニおゐて、可申渡候、

一燈油白絞油梅花油等、是迄大坂油仲買共製し來候處、右製方以來は同所油問屋共江申付候條、

但於國々茂江戶大坂出油ニ不障樣、白絞の油梅花油等之類、勝手次第製方いたし、國用可相弁候、

其旨可相心得候、

一大坂油問屋共油買口之儀は、攝津之國之內灘目を除、大坂、堺、兵庫、河內、和泉、水車人力絞り油屋共賣出候分、幷北陸道、山陰道、山陽道南海道、西海道筋ニ而山陰道之內丹波國、山陽道之內播磨國を除、其餘國々日用殘油相廻シ候分可買請候、且山城、大和、近江、丹波四ヶ國之儀は、京都町奉

申遣、買請候儀致間敷候、

一大坂堺兵庫兩種物問屋共、菜種綿實買取之儀は、北陸道、山陰道、山陽道、南海道西海道筋國々より賣出候分可買請候、尤山陰道之內丹波國は京都町奉行より絞草申付置候付、餘計之絞草有之候はヾ可買請候、右之外五畿內之內攝津、河內、和泉、幷山陽道之內播磨國は、大坂、堺、幷攝津、河內、和泉、播磨絞り油屋共絞草直買爲致候得共、運送等之儀、利ニ付大坂、堺、兵庫江差送り候分は、其所之兩種物問屋ニ限り可買請候、且五畿內之內山城大和は、京都町奉行より絞油申付、餘計之絞草は、大坂、堺、幷攝津、河內、和泉、播磨、絞油屋共直買爲致候得共、是又運送等之都合ニ寄、大坂、堺兵庫江向ヶ差送候分は、其所之兩種物問屋ニ限り可買請候、尤山城國菜種之儀は、京都入用之油絞方第一之備ニ有之候條、右入用無差支相弁じ候上、餘計之菜種を賣捌候筈ニ付、せり買等堅く致間敷候、且大坂堺兵庫三ヶ所兩種物問屋共、買請候菜種綿實賣捌方之儀は、大坂、堺、幷攝津、河內、和泉、播磨、水車人力稼之無差別可賣渡候、且菜種綿實之外油ニ絞り候草木之實以來は前又兩種物買口國々之通相心得、大坂堺兵庫兩種物問屋共買請、大坂堺幷攝津、河內、和泉播磨、水車人力絞油屋共江可賣渡候、尤胡麻柏等之類は、食用ニも相成候品ニ付、兩種物問屋ニ不限、右品類取扱候者も勝手次第賣買可致候、五畿內幷播磨國より賣出候分は、大坂、堺、幷攝津、河內、和泉、播磨、水車人力絞り油屋共も直買いたし候筈に付、兩種物問屋共も其旨可相心得候、

但三ヶ所兩種物問屋共口錢之儀は、大坂町奉行所ニ於て可申渡候、

一此度大坂內本町橋詰町ニ油寄セ所取建、且同所出油屋、京口油問屋、江戶口油問屋共一同、油問屋と名目を改、右寄セ所江日々出張り居、國々より之出油同所江引受荷主共爲立合、油改方代銀仕切等區々之儀無之正路に賣買いたし候樣申付候、

但是まで有來候、大坂京橋五町目寄合所は此度引拂申付候、○中略

引請問屋一兩軒取建、右國々より廻著之菜種爲引請、買注文仕入銀等もいたし、勿論直組之儀は、正道仕切差出し、同州武庫郡西宮灘目兵庫迄之間、水車人力油稼之者共に限り買請申付、右絞立候油之分は、江戸直積廻し、又は大坂出油屋江積送候とも、稼人共勝手次第之旨申渡候、此外之儀は諸事是迄之通相替儀無之ニ付、其段相心得、右於十三ヶ國成丈菜種作り増、前書兵庫津新規問屋江爲積登候樣可致候、

亥七月

右之通可被相觸候

〔天保集成絲綸錄九十五〕天保三辰年十一月

御勘定奉行江

大坂堺兵庫兩種物問屋共、油絞草賣買方大坂油問屋油請拂且大坂堺、幷攝津、河內、和泉、播磨、在町水車人力絞油屋共、絞草買口絞油賣捌方之義、此度主法改革申付候條、向後左之通可相心得候、

一大坂兩種物問屋之外、此度堺兵庫於兩所新規ニ兩種物問屋取立、絞草引受申付候、尤國々より賣捌候菜種綿實之儀は、大坂堺兵庫之內、いづれニ而も荷主共勝手次第差送候筈ニ付、右三ヶ所其外ニ兩種物問屋共ニ限り可買請候、且是迄國々より相廻り候絞草、大坂諸荷物問屋共も買請來候處、向後ハ右買請之儀、幷外商賣取引物代りとして、差送り候分而賣買差留申付候、且絞草取引融通之ため、前書三ヶ所兩種物問屋共より、仕入前銀等差出候儀者相對次第取計、右ニ準寄利附之銀子貸渡し候儀者致間敷候、

但大坂兩種物問屋共出店、兵庫灘目綿實買請所は此度引拂申付候、

一播磨國水車人力油絞株、此度新規ニ差免候、

一大坂、堺、幷攝津、河內、和泉、播磨、水車人力絞油屋共絞草之儀、五畿內播磨國之外國々江仕入注文

一水車新田
右絞草菜種者、是迄之通、大坂廻著之內を壹万五千石買取、綿實は大坂を除、五畿內、幷關東筋、四國、中國、九州筋、其外何れの國〻ても、勝手次第可ニ買入一候、
一大坂菜種綿實兩絞油屋
右之もの共儀も、大坂廻著之分絞草者、問屋外ニ而も、勝手次第買入、其外五畿內ニ而茂直買可レ致候、
右攝河泉州三ヶ國之外、油稼之儀者、五年以前戌年相觸候通、手作手絞之分者格別、他之絞草買請相稼候儀者、堅停止ニ候之間、其旨可ニ相心得一、此度攝河泉村々油稼、手廣ニ申付候上者、絞草捌方宜相成、其上大坂廻著之種物相對を以、問屋外江茂引當ニ差入、仕入銀之姿ニ而、銀子調達いたし候儀者、可レ爲ニ勝手次第一旨申付候條、從ニ先年一度々相觸候通、國々ニ而菜種作增、兩種物共大坂問屋幷村村、右定之箇所江賣拂、尤絞立候油之分は、大坂出油屋江差出賣買可レ致候、若右之定を背、絞草賣買ニ不埒之筋有レ之歟、無株ニ而油稼致候もの有レ之候はゞ、遂ニ吟味一、本人は勿論、所之もの共迄曲事に申付間、急度可ニ相守一候、
八月
右之通可レ被ニ相觸一候
〔天保集成絲綸錄九十四〕寬政三亥年七月
御目付江〇中略
右之通明和七寅年爲ニ觸知一置候處、國々菜種積送候內、安藝、周防、長門、出雲、因幡、伯耆、石見、美作、隱岐、阿波、大隅、壹岐、對馬國ニ而作立候菜種之分は、向後大坂表江積廻し候儀者差止者、右者一體之國數も多候故、大坂表問屋ども引請仕入方不行屆儀も有レ之哉に相聞候間、此度攝州兵庫津に新規

荷主中買幷寄屋共ニ至迄、急度可相心得候、
右之通、御料者御代官、私領者領主地頭ゟ可觸知者也、

三月

明和七寅年八月
水油直段高直ニ而、諸人難儀之事ニ付、下直ニ可相成趣従先年度々相觸候處、銘々渡世之勝手のみに拘、無益之費失却等有之、菜種綿實豊凶之無差別、両種物大坂江之登込少、油直段高直ニ付、猶又此度吟味之上出油屋油問屋江可請取口銭減少申付且又菜種綿實大坂表江廻著之上、絞油屋ども組合買と名付候買方は、不束之儀ニ付向後相止、大坂之外攝河泉州村々ニ而茂油稼株相定、右絞草買口左之通可相心得候、

攝州　兎原郡　八部郡　武庫郡
一水車綿稼
右絞草綿實者、大坂を除、五畿內、幷關東筋、四國、中國、九州筋、其外何れの國々ゟも、勝手次第買入候積、菜種は右兎原、八部、武庫三郡之內に而、相互ニ買入、其外ニ而者買取申間敷候、

攝河泉村々之內
一水車油稼
右絞草綿實者、大坂を差除、五畿內ニ而買入、菜種者一國限可買入候、

右同斷幷泉州堺
一人力油稼
右絞草菜種綿實共、大坂を除、五畿內ニ而可買入候、

攝州兎原郡

膏油制度

〔東雅 八器用〕燈燭トモシビ○中略　倭名鈔に、○中略油讀みてアブラといひ、涅槃經に胡麻子を熬て擣押ときは、油を出す事を得るといふを引たり、アブラとはアブルといふ語の轉せしなり、アブルは炙也、猶熬といふが如く、○下略

〔倭訓栞 前編二阿〕あぶら　膏油をいふ、和名抄に肪脂もよめり、草木の實、魚鳥の肉をあぶりて、取ものなれば名とせる成べし、梵語也といへるはいかゞ、心得がたし、

〔令義解 一職員〕主油司

正一人、掌諸國調膏油謂、肉脂爲膏、自餘爲油、事、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一あぶら　おとのあぶらといふ

〔牧民金鑑 十六〕寛保三亥年二月廿四日

國々より菜種大坂表江積廻來候處、近年不作故か、大坂江積廻し候菜種無數成候ニ付、水油高直にて、諸人難儀に有之候間、國々ニ而菜種作增、大坂表へ積廻可申候、

一絞油致候國々之內、江州、尾州、勢州、三州、駿州、豆州、相州より江戸廻し致來候分は只今迄之通可積廻、播州兵庫西宮、幷紀州、中國筋、四國筋、西國筋ニ而絞候油、江戸表江不致直積廻、大坂江積登せ可令賣買候、

右之趣、御料者御代官、私領者地頭ゟ可觸知者也、

〔天明集成絲綸錄 四十六〕明和四亥年三月

關東筋ニ而作出候綿實之儀、此度小網町貳丁目多田屋直三郎、神奈川宿源兵衛江買問屋願之通申付、右買請候綿實、相州足柄下郡早川村におゐて燈油絞、江戸油問屋江賣渡候筈ニ候、依之關東八ヶ國ゟ作出候綿實之內、是迄大坂表江積登候分は格別、其餘者右貳軒之問屋江可賣渡候、此旨

古事類苑

器用部二十一

燈火具下

油膏名稱

〔倭名類聚抄 十二燈火具〕油 附擣押 四聲字苑云、油以周反、和名阿布良、迮麻取脂也、迮側陌反、字與窄通、迫也狹也、内典云、胡麻熟已收子、熬之擣押、俗語云之路無、然後乃得出油、涅槃經文也

〔箋注倭名類聚抄 四燈火具〕按、説文、油水出武陵孱陵、東南入江、假借爲膏油字、博物志、積油滿萬石、自然生火是也、按、廣韻、迮、迫迮窄、狹窄、並側伯切、音同義異、而玉篇、迮迫也、窄迫陿、或作迮、故源君兼擧二訓、然狹也之訓非此義、宜刪去、下總本無狹也二字、恐係後人所刪、非源君之舊、○中略 原書師子吼菩薩品、熬之擣押作熬烝擣壓、無然後二字、南北本同、按、押當依經作壓、注五字疑後人所加、非源君舊文、

〔類聚名義抄 二肉〕膏 音高 アフラ 脂 旨夷反 アフラ

〔段注説文解字 四下肉〕膏 肥也、按、肥當作脂、脂字不廁於此者、許、嚴人物之別、自脂篆已下、乃謂人所不食者、膏謂人脂、在人者可假以名物、如無角者膏是也、脂專謂物、在物者不得假以名人也、从肉高聲、古勞切、二部、脂 戴角者脂、無角者膏、大戴易本命曰、戴角者無上齒、謂牛無上齒、觸而不噬也、無角者膏、而無前齒、謂豕屬也、無前齒者齒盛於後、不用前、有羽者脂而無後齒、羽當爲角、謂羊屬也、齒盛於前、不任後、考工記鄭注曰、脂者牛羊屬、膏者豕屬、内則注曰、肥凝者爲脂、釋者爲膏、按上文膏系之人、則脂系之禽、此人物之辨也、有角無角者各異其名、此物中之辨也、釋膏以脂禽、亦曰膏、周禮香臊腥膻皆曰膏、此皆統言不別也、从肉旨聲、旨夷切、十五部、

〔段注説文解字 十一上水〕油 油水出武陵孱陵西、東南入江、○中略 注 从水由聲、以周切、三部、按經史曰、油然作雲、曰雲之油油、曰禾黍油油、曰油油以退、玉藻注曰、油油悦敬貌、俗用爲油膏字、

馬喰町付木　上方にていわうと云　此邊に此職多し

〔本朝食鑑火一〕燈火　附燈花燭火、保久知火、

集解、○中略著木者用栢木作片令極薄、片端塗抹水煉硫黃、而晒乾移火、

〔守貞漫稿生業六〕江戶ニ在テ京坂ニ無キ陌上ノ買人、○中略附木賣、

金石ヨリ火ヲ出シ、火口ニ傳ヘ、再亦コレヲ附木ニ傳フ、則チ薄キ板頭ニ、硫黃ヲ粘シタル物ナリ

詞ニ大坂附木ト云、而モ大坂ト同製ニ非ズ、彼地ノ製ヨリハ柿幅廣ク、長サハ五六寸也、因云、江戶

ニテ是ヲツケギト云、京坂ニテイヲントト云、硫黃木ノ略歟訛歟、蓋七十一番歌合ニモ、ユワウウリ

アリ、帶ヲ兼賣ル、詞曰、ユヲウホウキ〱、然ラバ京坂ハ昔ヨリツケギト云ズ、ユワウト云シ也、

〔享保集成絲綸錄三十六〕元祿三午年正月

一木之附木、當午春ゟ商賣不仕、麻がらの類ニ而拵、商賣可仕旨、去年被仰付候通、彌木之附木一切

商賣仕間敷候、若相背商賣仕候はゞ御捕被成、急度可被仰付候間、此旨堅相守、少も違背仕間敷

候、以上、

正月

〔見た京物語〕付木をたち賣にする

〔浪花襍誌街迺噂三〕万松、大坂でも引越のときは、近處へ蕎麥を配りヤスかね、鶴人、イヘ〱江戶は蕎

麥をくばりやすが、大坂では附木を一把ヅヽ賦りヤス、大坂の附木は七八分位の巾に皆な切て

束てムりヤス、それを一把くばる人もあり、二把くばる者もありヤス、

〔毛吹草三〕大和　付硫黃　和泉　付硫黃

〔國花萬葉記山城一〕金銀竹木土石

硫黃木　稻荷社の前　伏見墨染ノ邊

〔續江戶砂子一〕江府名產井近在近國

人未之知也歟、

〔物類稱呼 四 器用〕發燭つけぎゆわうぎ　東國にて、つけぎといふ、關西にて、ゆわうと云、越後にて、つけだけと云、土佐にて、つけぎと云、又つけだきと云、

今按に、關西にてゆわうといふは、ゆわうぎの下略成べし、又外より重の物にもあれ、何にもあれ贈り來る器の內へ、うつりに紙或はつけ木を入て返す事有、硫黃又いわう共いひ侍れば、祝ふといえる心にて、つけぎを入る事ならん、又東國にて、うつりといへる物を、土佐の國などにては、其器に入て返す物の名をば、とめといふ、又越後にてつけ竹といふは、むかし竹を薄くへぎて、今のつけぎの如く用ひたるとぞ、土佐のつけだき、つけだけ成べし、

〔嬉遊笑覽 十下 火燭〕發燭、職人盡に硫黃箒賣あり、燭奴(ツケギ)とははゝきとを賣ものなり、古へはいわうとのみいへりと見ゆ、これは木も竹もあるべし、宗因が俳諧に、たばこのむかと火打つけ竹さびしさは、同じ借屋のとなりどの、と云句あり、寬文六年の作なり、その頃は竹を用ひしかば、これをつけ竹といへり、

〔たはれ草〕いつの時にかありけん、材木のつひえをいとひ、のりものゝ楫はそまりしとき、むかしはさゝら竹に、硫黃をつけ、これをつけたけといひしに、今の世ひの木を用ふるいかゞなりと、こざかしき人のいへるにより、さらばとて、つけ竹にあらたまりけれど、ほどなくやみてけり、小事にこゝろをもちふるもをかし、またはなしのみきゝて、いまだこゝろみざる事を、みだりにいひもちふるもうらめし

〔雍州府志 六 土產〕硫黃　凡檜木長五寸許、割之爲小片、塗硫黃少許於其端末、點火於其末、著薪柴、是謂硫黃木、稻荷社前幷伏見墨染人家所造爲宜、則中華所謂引光奴也、上賀茂神惡硫黃、故以燧石鑽火點之爇、

附木

にこずみと訓めり、又今俗に鍛冶の金くそといふあり、是も屑なりまた今俗にほくちといふは、火口の意にて、火の付べきくち故にいふ歟、門戸の意に同じく山口などいふも、端初の意より名付たり、又朽木は火のよくうつる物にて、田舍にては今も朽木を火くちに用ゆれば、火朽の意にていふにや、

〔本朝食鑑一火〕燈火　附燈花燭火保久知火、

集解、〇中略保久知者用厚紙揉之如綿、細截毎二三層裹小炭火一個、輕掩乾灰而燒之、令黑、候其四面純黑取出、待冷金石相擊、點火著木片而移火、〇中略此火常所用之火、而世俗呼稱打火也、祭祀事神時忌火穢者用斯火、又金石相敲點火于檜木片、或用鹽硝木煮木綿而晒乾、亦金石相擊而點火、俱易移火、吸煙草人必忌硝煙傷人而已、

〔權中納言敦忠卿集〕ちかもりがからものゝ使にくだるに、いはにかねのひうちをほくそにぢむをして、ものゝぶをすりたるぬのゝ袋に、

うちつけに思ひいづとや故鄕のものゝぶ草にてすれる也けり

〔和爾雅五器用〕發燭(ユワウギ/ツケギ)焠燈、焠兒、火寸、引光奴、並同、

〔書言字考節用集七器財〕就竹(ツケダケ)則發燭也　發燭(ツケギ)一名引光奴　焠兒同上　火寸同　發燭(ユワウギ)淮南王劉安始創焉、詳輟耕錄、　焠兒同　硫同

黃木

〔隨意錄五〕古取火於日、又取於木、皆名之燧、所謂鑽燧也、然何如取之與、我未知其方、今世所用之屬火木片、未知剏於何時、彼方明世、猶未流行耶、明田汝成委巷叢談云、杭人削松木爲小片、其薄如紙、鎔硫黃塗其銳、名曰發燭、亦曰焠兒、蓋以發火代燈燭用也、史載周建德六年、齊后妃貧者、以發燭爲業、豈卽杭人所製歟、陶學士淸異錄云、夜有急、苦於作燈之緩、批杉染硫黃、遇火卽熖、呼爲引光奴云云、今謂建德後周年號、然則當時既有發燭、而至明乃不行何也且顧之雖既有發燭、金石相打、以取火之方、則明

のかたちちいさくつくりて、口をかたくせしものなり、ふか田にいりて、水にひたりても、ホクチの志めらぬためなりといふ、これ火うち筒といふべきものなり、又當國〈武藏〉兒玉郡にて、ホクチをいるゝものを、ヒゲンといふ、これは火打筒の轉せしなるべし、

〔寶藏四〕火打箱

夏官燧を讚て火を改るに、春は東方の靑に隨て、楡柳の火を用ひ、夏は南方の赤に隨て、棗杏の火を用ゆるは、異朝の政令、周禮の古法と聞けれど、民間の火打箱といふは、其沙汰にも及ばず、七八寸四方なる箱をまち〳〵に隔て、鞍馬の石、大佛の燧など取あつめ、鍋炭また〻かに入をき、毎日火はけち〳〵と打ならして、朝もよひ飢渇のたすけをぞうながしぬる、おもふに此火ひとり石よりも出ず、かねよりも出ず、石とかねとたゝかふ間に、ひとつ氣を生じて、志かもいまだ質あらざるに、ほくちにうつりて、始て質をなせることそおかしけれ、いでや此火の始は夢ばかりなるが、その熾なるに至ては、宮室屋宇堂塔伽藍をもやきつくすこそおそろしけれ、又闇夜の大空をもてらせるをおもへば、一句の下に發明して、格物致知のひかりより、治國平天下の道德にもいたるべきこそたのもしけれ、たのむもあやな電の世に、石の火の身を持て、

石の火やめほしの花の一さかり

思奇金石燭生光　炊飯羹茶育萬方　湯殿行人休別火　古今天地一陰陽

ホクチ

〔倭名類聚抄十二燈火具〕燧　四聲字苑云、燧〈子結反、和名保〇曾〇久〇豆〇〉燭餘炭也、

〔倭訓栞前編二十八〕ほくそ　新撰字鏡に燧をよめり、火糞の義、新千載集に、沈のほくそと見えたり、今ほくちといふ、火口なり、火朽にはあらじ、火引をいふ、ばんやいちびよしといへり、

〔類聚名物考調度十一〕ほくそ　火屑　今はほくちといふなり　火糞〇中略

今案にほくそは火糞にて、又火屑とも書べし、クソとクズとは相通へり、萬葉集に、木糞木屑を共

燧箱

内記殿道俟

〔茶道筌蹄五〕著用類

火打袋　利休形、アヅキ皮、紐利休茶、小刀は提箱同樣節なし、杉入底、

〔利休茶道具圖繪下〕指柯燧袟の寸法

一燧袟縱五寸八分縫立なり　横五寸四分縫立なり　一地おらんだもめん

一裏このみ次第　一緒色こんびらうど四つ打長さ　五尺貳つに折、圖のごとく付る、○圖略

一緒通しあな口より　壹寸三分の所に付る略○下

〔守貞漫稿後集四雜器〕燧嚢○圖略

今製ノ燧嚢、馬皮朱漆ニテ圖ノ如ク製シ、底ノ外ニ燧鐵ヲ造リ付タル物多シ、根付ハ亮アケト名ケ、牙角或ハ金屬ニテ造レ之、烟草半灰ノ時是ニアケ、再吸ニ備フ也、此具旅中用ナレバ、歩行ノ間ニ用レ之コト多キ故也、

此具、烟草入ヨリハ小形ニ製ス、此圖大ニテ誤レリ、○圖略

燧石ト火口ハ嚢中ニ納ル、蓋此形ハ民間旅行用ニテ、武士用レ之ハ稀トス、又燧鐵モ尻ニ付ズ、嚢中ニ納ムモアリ、又幅二寸計ノ燕口ヲ、縮緬等ノ裁ニテ自製シ、石鐵火口ヲ納レ、懷中スル人モアリ、

此形ハ士民トモニ用フ也、

〔大和物語下〕そのゝこまちと云人、正月にきよみづにまうでにけり、○中略そのゝこまちあやしがりて、つれなきやうにて、人をやりてみせければ、みのひとつきたるほうしの、こしにひうちげなどゆいつけたるなん、すみにゐたるといひけり、

〔古今要覽稿器財〕ひうちげ

ひうちげは燧筒なるべし、今も越後國の農家にてホクチをいれて、腰に佩る物あり、木にて壺

は、此火打袋にくすりをも入て持也、

〔公方様正月御事始之記〕一刀を人に遣候時、自然火打袋をさげ申候時は、取候て懐中仕候て、さて可ㇾ出候、袋共に遣事不ㇾ可ㇾ有ㇾ之、

〔源平盛衰記十六〕圓滿院大輔登山事

圓滿院ノ大輔ハ、宇治ノ軍ヲ脱ㇾ出テ、〇中略ツク〳〵物ヲ案ズレバ、山僧ノ心替ヨリ角成ヌト、不安思ヘリ、〇中略速ニ登山シテ堂舍佛閣悉魔滅ノ煙トナサバヤト、大惡心ヲ發シ、燧附茸硫黄ナド用意シテ、燧袋ニシツラヒ入、形ヲ修行者法師ニ造成シテ、山門ヘコソ忍登レ、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易ㇾ地事

都ニハ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名、衆ヲ結デ茶ノ會ヲ始メ、日々寄合活計ヲ盡ス、〇中略五番ノ頭人ハ、只今爲立タル鎧一縮ニ、鮫懸タル白太刀、柄鞘皆金ニテ打クヽミタル刀ニ、虎ノ皮ノ火打袋ヲサゲ、一様ニ是ヲ引ク、

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附青砥左衛門事

或時此青砥左衛門夜ニ入テ出仕シケルニ、イツモ燧袋ニ入テ持タル錢ヲ、十文取ハヅシテ、滑河ゾ落シ入タリケルヲ、〇下略

〔總見記一〕信長公元服初陣風俗事

信長ノ御形儀、甚以テ異相ナリ、不斷著シ給フ明衣(カタビラ)ノ兩袖ヲホツシニナサレ、半袴、燧袋、色々數多著サセラル、

〔細川家記忠興十三〕慶長八年四月廿一日、忠利君ヘ之御書、〇中略

一ひうち袋二ツ〇中略

一ひうち袋之とめ廿七遣候事〇中略

四月廿一日　御判

木綿糸を以て網を製す、底は革を用ゆ、色は好にまかす、或は縹一段、白一段、或は紺白二筋を用ひ、袋に燧と石とを納れ、竹筒にホクチを入る、中に節をこめて兩口なり、蓋は木を用ひて造る、大小長短好にまかせて定なし、農人耕作に出る時は、かならずこれを佩ぶといふ、

有明袋　表さよみ、裏紅絹、七寸四方に縫て、四の角を中央にて合、縁にたゝみつけて、三角にしたたるものなり、緒一筋にて伸縮自在なる樣にせしものなり、按に是も又火打袋なり、後世うきよ袋といふものは、此形をうつせしなり、

製作

倭姬命の日本武尊にさづけ給ひしものは、錦の袋なるよし、盛衰記にしるせしかど、古事記には嚢とのみ記されたれば、いかゞあるべき、古畫に見えたる所は、錦の類とおぼしきものあり、古物の今に存したるには革もて造りしもあれば、弘賢所藏人々の好にまかすべきにや、又公家方にては、錦の類、武家にては革を用ひけるにや、

〔宗五大草紙下〕色々の事

一火打袋は四十以後さぐる、但それも晴の時は斟酌あるべし、殊に大なるはわろし、さりながら宿老入道はくるしからず、

〔武雜記〕一御前又は晴の時、火打袋を付け候事、若き人はあるまじく候、四十以後は御案内申上に不及さげ可申候、但病者などは藥を入候間、わかき人も御案内申上候てさげ候はん歟、

〔武雜記補註中〕火打袋は、火うちがま、火打石、ほくちなどを入る袋也、此袋は太刀かたなに付る物也、これは軍陣又は旅行夜道等の用心の爲なり、然る間御前又ははれなる時には、入用になき物なる故、付候事は有まじき也、火打袋は織物などを丸く切て、さしわたし幅七寸計にして、うらを付縫て、へりに糸にてかゞりを付け、緒を通して引しめる也、今のきんちやくといふ物

之家アリ、

燧石、京坂ハ淡青ノ石ヲ用ヒ、江戸ニテハ白石ヲ用フ、

〔毛吹草〕三山城　燧石　摺火打　紀伊　燧　阿波　火打崎燧石　豊後　久多見燧

肥後　火打石

〔國花萬葉記〕一山城　諸職名匠

鍛冶所　火打　明珍伏見かいだう　火打　久吉上同所　同　吉守三條白川橋

金銀竹本土石

燧石　鞍馬山ふごおろし石　稲荷山ノ飴石

〔續江戸砂子〕一江府名產并近在近國

刃金燧　所々にてひさぐ、去かれどもこれを根元と稱ス、　芝神明まへ　升屋三郎兵衞

〔西遊雑記〕二新地城〇豊前小倉　ゆへにさしての舊跡なし、產物〇中略　火打あり、是も產物とし價金壹分

までの火打有り、火の出る事尤妙なり、

〔尺素往來〕蘇合圓、〇中略　阿伽陀藥并臘藥等者、當世人々、火燧袋之底、面々小藥器之中、必所持之、

〔古今要覽稿〕器財　火打袋

火打袋は火うちを入るゝ料なり、古事記に日本武尊東夷を征し給ふ時、倭比賣命より贈り給ひしぞはじめなる、

河内國交野郡渚村郷士某氏所傳燧袋圖〇弘賢藏圖略

菖蒲革を以て造る、同革を以て底を入れ、前後縫めあり、深さ四寸八分、口廣五寸五分、腹のめぐり一尺一寸、底の徑二寸、うらは朽損じてなし、縫ひたる絲わづかに殘りて見ゆ、

越後國農家所佩燧袋圖〇圖略

黃なり、土中より掘出す、又山田郡畑村より東へ三十餘町山中にあり、色白し、赤白黑の斑文あり、

〔兼葭堂雜錄 三〕今世火燧の木の面に、［本家明珍］と記せることは、一說に、享保九年辰三月廿一日、大坂堀江橘通二丁目金屋喜兵衞借屋妙智といへる老尼の宅より火出て、大火に及しより妙智の火は能出るといへる譬よりして、文字を書更、明珍とせしよし言傳ふれども、是は正しく無稽の者の妄說にして、左にはあらず、明珍は鍛冶職の名字なり、○中略按ずるに、明珍は冑の鉢の鍛冶職なり、後世火燧をも鍊て販しより其名發れり、尤餘の鍛冶に勝れて、明珍の火燧は鍊よきを以て、世に名高かりし故、終に火燧の銘とはなれるなり、然るに後世其火燧と共に、火口をも商ひて、是にも明珍の名を、袋にしるせしより今は火口の製法家の名と心得し人も有て、其濫觴を知人少し、

〔浪花襍誌 街迺噂 三〕鶴人、なるほどさやう〱 モシ其火口箱も御覽じやし、江戸より四角でムリヤ正、そして鎌もちいさく石も鼠色でムリヤス、万松、なるほど大同小異でありやすねい、然し江戸でも近頃は此鼠色の石が、流行いたしやすよ、文政の中頃迄專ありやした、眞白な火打石よりは、此方が火が出るといふことでムリヤス、鶴人なるほどさうかも知やせん、火口も大坂では旅火口でムリヤス、江戸のやうな麻殼や、もろこし殼は用ひやせん、千長、へゝ 引 それでは鎌も微さくて間に合ヤス、どふりで火口箱も小ぶりでムリヤス、

〔見た京物語〕乞食集りて、摺火打にてたばこのむ、呵る體なし、

〔守貞漫稿 後集 雜器〕燧囊

燧鐵、京坂ニテハ、ヒウチガヂ、江戸ニテハヒウチガマト云、上州□□吉井氏ノ製ヲ良トス、

火口ホクチト訓ズ、蒲穗ヲ以テ製レ之、黑赤二種アリ、三都トモ燧囊ニハ用レ之、京坂日用ニモ用レ之、江戸常ニハ火口木ト云草幹ヲ燒キ炭トシテ用レ之、故ニ蒲製ヲ特ニ熊野火口ト云、日用ニモ稀ニ用

このたびも我を忘れぬものならばうちみんたびに思ひ出なん

〔玉海〕治承四年六月廿三日甲辰、此日密々有嫁娶事、○中略召賀殿打火、燃付塗籠中燈爐、禮用脂燭火、今度無此儀、仍以略儀用打火、

〔雍州府志六土產〕燧石 處々出、然鞍馬山之產爲堪發火、鞍馬松尾東山腹造小堂、一人居其內、著長繩於蒭簣、有往來之人、則卸是簣於往來之路頭、有求燧石、則多少隨其心、入錢於簣內、於茲提擧鎶簣、應其錢之多少、而盛燧石於簣內、再卸之、買者取得之而歸、是謂鞍馬簣、下凡鞍馬山下土豪多剃髮、故謂鞍馬坊主、倭俗謂僧稱坊主、其餘亦剃髮者總謂坊主、卸斯簣者、土豪坊主中二三家主斯事、或又賣市中、

〔雍州府志七土產〕喞 俱都和、所々製之、然大佛門前明珍所作爲良、又攝津國譽田一口所作亦好、倭俗造喞謂磨製、喞家又作燧能鑽火、

〔雲根志前編二〕火打石

火打石は名產多し、國々諸山或は大河等にあり、色形一ならず、山城國鞍馬にあるは色青し、美濃國養老瀧の產同じ、此二品甚だよし、伊賀國種生の庄に膏藥石あり、色甚だ黑し、兼好法師が住居せし時に、靜弁が筑紫へまかりしに、火うちを贈ると書る是也、阿波國より出るはこれに次、筑後火川、近江狼川は下品也、水晶石英の類も、よく火を出せども、石性やはらかにして、永く用ひがたし、加賀或は常陸の水戶、奧州津輕等の馬腦大によし、駿河の火打坂にも上品あり、其に本草の玉火石の類なるべし、

〔雲根志三編二〕燧石

火打石、伊賀國名張郡上三谷奧田といふ所にあり、俗奧田石といふ、色黑く堅し、同村に小谷石といふあり、同品なり、又長坂村にあり、道久保石といふ、色薄白く筋あり、又阿波郡內保村にあり、色

〔源平盛衰記 四十四〕神鏡神璽都入幷三種寶劒事

景行天皇四十年夏六月ニ、東夷背朝家、關ヨリ東不靜、○中略十月朔癸丑、日本武尊道ニ出給フ、戊午先伊勢太神宮ヲ拜シ給フ、嚴宮倭姫命ヲ以、今蒙天皇之命、赴東征誅諸叛者、コヽニ倭姫命、天叢雲劒ヲ取テ、日本武尊ニ奉授云、愼テ無懈事、汝東征センニ危カラン時、以此劒防テ、可得助事、又錦袋ヲ披テ異賊ヲ平ケヨトテ、叢雲劒ニ錦袋ヲ被付タリ、日本武尊是ヲ給テ、東向駿河國浮島原ニ著給、其所凶徒等、尊欺ンガ爲ニ、此野ニハ麋多シ狩シテ遊給ヘト申ス、尊野ニ出テ、枯野荻掻分々々狩シ給ヘバ凶徒枯野ニ火ヲ放テ尊ヲ燒殺サントス、野火四方ヨリ燃來テ、尊難遁カリケレバ、佩給ヘル叢雲劒ヲ拔テ打振給ヘバ、刃ニ向草一里マデコソ切タリケレ、爰ニテ野火ハ止ヌ、又其後劒ニ付タル錦袋ヲ披見ルニ燧アリ、尊自石ノカドヲ取テ火ヲ打出、是ヨリ野ニ付タレバ、風忽ニ起テ、猛火夷賊ニ吹覆、凶徒悉ニ燒亡ヌ、偖コソ其所ヲバ燒詰ノ里トハ申ナレバ、此ヨリシテ天叢雲劒ヲバ草薙劒ト名タリ、彼燧ト申ハ、天照太神、百王ノ末ノ帝マデ、我御貌ヲ見奉ラントテ、自御鏡ニ移サセ給ケルニ、初ノ鑄損ノ鏡ハ、紀伊國日前宮御座、第二度御鏡ヲ取上御覽ジケルニ、取弛メ打落シ、三ニ破タルヲ、燧ニナシ給ヘリ、彼燧ヲ錦袋ニ入、劒ニ被付タリケル也、今ノ世マデニ、人腰刀ニ錦ノ赤皮ヲ下テ、燧袋ト云事ハ此故也、

〔常陸國風土記 久慈郡〕郡西□里靜織里、○中略北有小水、丹石交雜、色似琕碧、火□鑽尤好、故以號玉川、

〔紀貫之集 八別〕おなじ少將 ○藤原師氏のもとへ行人に、火うちの調度をてうじて、それにたきものをくはへてやるによめる、

をり〳〵に打てたく火の煙あらば心ざす香を忍べとぞ思ふ

〔後撰和歌集 十九離別羇旅〕とをきくにへまかりけるともだちに、火うちにそへてつかばしける、

よみ人しらず

〔新撰字鏡(石)〕礊(苦革反、出火之石、火宇知石、) 〔同(金)〕鈥(加奈比、又火打、)

〔倭名類聚抄(十二燈火具)〕燧 古史考云、燧人氏造鑽燧、(音遂、和名比宇知、)始出火、

〔箋注倭名類聚抄(四燈火具)〕初學記引、燧人初作燧火、人始燔炙、禮記正義、太平御覽並引云、有聖人以火德王、造作鑽燧、出火云云、號曰燧人、皆與此少異、藝文類聚、初學記、並引禮含文嘉曰、燧人始鑽木取火、亦其事、按、鑒鑽木得火、燧以金取火於日者、詳見珍寶部火精條、是鑽燧二物不同、以鑽木取火、謂之燧人者、統言之耳、又按、比宇知、金石相擊得火者、燧以金取火於日者、則不得訓燧、爲比宇知、明堂灸經用火法云、諸蕃部落用鑌鐵擊磄石得火出者、可以當皇國比宇知、依之西土古來似無擊金石得火者、然新唐書車服志、武官五品已上、佩鞊韘七事、佩刀刀子礪石契苾眞噦厥針筒火石是、所謂火石、亦當求火之石、然則唐時已有金石得火者、

〔下學集(下器財)〕火燧(ヒウチ)

〔倭訓栞(前編二十五比)〕ひうち 日本紀、倭名鈔に燧をよめり、火を發出すの具なり、靈異記に燧をひきりびと訓ず、新撰字鏡に礊をひうち石とよめり、今諸國に產す、本草にいふ玉火石なるべし、伊勢度會郡の村名に火打石あり、旅立人に火打を贈る事、歌集に多く見えたり、日本武尊の故事に起れり、古事景行記にくはし、○中略 火打金は火鎌又火刀と見えたり、

〔古事記(中景行)〕爾天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等、○中略 故受命罷行之時、參入伊勢大御神宮、拜神朝廷、卽白其姨倭比賣命者、○中略 倭比賣命賜草那藝劒、(那藝二字以音)亦賜御囊而、詔若有急事、解茲囊口、○中略 故爾到相武國之時、其國造詐白、於此野中有大沼、住是沼中之神、甚道速振神也、於是看行其神、入坐其野、爾其國造火著其野、故知見欺而解開其姨倭比賣之所給囊口而見者、火打有其裏、於是先以其御刀苅撥草、以其火打而打出火、著向火而燒退、還出皆切滅其國造等、

神火をつぐ、これを火繼と云り、さる故に國造の世がはりを火繼と云なり、さて火繼竟りて、國造となりぬれば、食膳をとゝのふるにも、常に此神火を用ひて、其をつゝしむことといと〳〵嚴重にして、かりにも他火を用ることなし、さて又毎年正月元日に、火祭と云て、かの神代の火切臼、火切杵と云を祭るわざあり、又毎年十一月中の卯日に、國造かの大庭社にゆきて、新嘗會と云ことありて、國造はじめて新穀を食はる、此時は熊野社より火切板、火切杵を彼社人持來て、火を切出て、饌をとゝのへて國造に獻る式あり、其熊野の社人の持來る火切板は、長さ三尺許、廣さ五六寸、厚さ一寸ばかりなる檜の板なり、火切杵は、長さ二尺五六寸ばかりなる、細き空木のまろ木にて、是は板杵ともに、年毎に新に造れる物にて、是を以て火をもみ出すなり、さて又神水と云は、意宇郡山代村に、天眞名井と云あり、式なる眞名井神社これなり、かの大庭社より十四五町東北の方にあり、國造新嘗の時、此井の水を用ふることゝぞ、

〔類聚名物考調度十一〕燧杵　ひきりきね

火をするには檜木の臼を作り、同木の杵にて錐をもむ樣にすれば、火出るなり、臼とは板の片端をくぼめて横に筋を入て、節はそこより火の出れば、火くそをそこに置時は、火うつるものなり、これ口傳の秘事なり、きるは摺と同じ、この詞つねにかよはしいへり、

〔年中行事秘抄六月〕內膳司供忌火御飯事未明供之

舊記云、垂仁天皇之代、倭姬皇女爲伊勢太神御杖代、○中略有一隻鶴、守八根稻穗長八握、可謂瑞穗、倭姬皇女使人苅採、欲供太神之御食、即折木枝、剩合出火、炊彼稻米奉供太神給、從此時神嘗祭發、故毎至神態鑽火炊爨、謂之忌火、良有以也者、○中略高橋氏文云、天皇景行○五十三年八月、行幸伊世、轉入東國、冬十月、到上總國安房浮島宮、○中略是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉、爲湯坐連等始祖、意富賣布連之子豐日連乎、令火鑽氐、此乎忌火止爲天伊波比由麻閉天供御食、

牟とも云しなり、錐にて穴を穿を、俗に伎理毛美と云、錐といふ名は伎留具なる故なるに、其伎留を毛牟とも云る、是も同音なり、さて右の和名抄、又書紀倭建命段に、以燧出火とあるなどに依れば、燧は火打なるに、此の燧臼燧杵の燧を、肥伎理と訓は、如何と思ふ人あるべけれど、燧は火打にも火切にも通はし用ふべき字なり、燧字注に、取火具など云、禮記内則篇に、左佩金燧、右佩木燧、注に、金燧取火於日、木燧鑽火也と云り、木燧にては火を打出すべき由なければ、これ火切なること明らけし、和名抄に鑽を比岐利、燧を比宇知と分たるは、やゝ後の事にぞ有ける、さて火を切出す法は、まづ鑽ノ字を所以穿也とも、穿器也とも注せると、錐字の注に、穿器之鋭者似鑽而小と云るとを、合せて思ふに、漢國にては鑽は錐の如くに、鋭らねども、穴を穿る器の名なり、然るに又鑽燧と云ことも、古き漢籍に見えたるを思へば、火を取にも、かの鑽と云器に似たる物いはゆる燧是なり、必しも金に限らず、木なるもあり、かの木燧これなり、を以て、穴を穿るが如くに、磯り揉て出せしと見えたり、さて今此に燧臼燧杵とあるを、其に思合すれば、御國にても、火を切るは、然爲しこと知られたり、火切を以磯り揉状物を舂に似たる故に、臼杵とは云るなるべし、今も大神宮忌火屋殿にて、神供を炊く火は、皆切火なり、其法は、よく枯たる檜の木口を切り、その木口の中央にすこしくぼみを付て、又燧の柄の如くなる木を以て、なを入れてかの木口をつよくもみて、火を出すなり、右の杵は檜にても、又は山枇杷といふ木にても作るとなり、大嘗祭式に、炎火燧一荷納筥二合、英竹籠足、覆以縁纈、夫一人、と見え、此は悠紀主基兩國供物等を、齋場より大嘗宮へ運ぶ行列の中に見ゆ、また火鑽三枚、是は阿波國より、造備て獻る種々ノ物の中に見ゆ、また云々火鑽三枚巳上料鐵二廷此は神服を織る處の作具の中に見ゆ、此は御饌などを炊く料の火を切具には非る故に、鐵を以造るにや、委くは知がたし、など見ゆ、○中略おひつぎの考

鑽出火

國造世々、神火相續とて、第一の大事とす、今世に至るまでも、國造新に世を嗣むとする時は、まづ意宇郡なる大庭社にゆきて、神火神水を受續ぐ式あり、そは神代の火切臼、火切杵と云て天照大神より天穗日命に授け賜ひしより、國造家に代々第一の神寶として、傳來たる寶物あるを、はじめ大庭社にゆく時、これを袋ながら、みづから頸に懸て持行き、此火切臼、火切杵を以て

〔箋注倭名類聚抄四燈火具〕按、鑽卽鑽錐、訓岐利、鑽錐穿物訓岐留、求火者、堅木作鑽錐、以鑽柏木版、如鑽錐穿木、則得出火、故名比岐利、柏木名比乃岐、以是也、○中略原書聖行品、北本因鑽下有因手因乾牛糞六字、南本作因手因乾草五字、此節文、注五字、疑後人所加、非源君舊文、按、說文、鑽所以穿也、卽鑽錐字、以爲火鑽者轉注也、

〔令義解五軍防〕凡兵士、○中略每五十人、火鑽一具、熟艾一斤、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀上

神祇官差卜部三人、申官差遣紀伊淡路阿波等國、監作由加物、○中略阿波國○中略鮑二枚、火鑽三枚、並令忌部及潜女等量程造備、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

先祭七日鎭大嘗宮齋殿地、○中略燒灰率造酒童女參進、童女始鑽木。燧。次稻實公鑽出火、次燒灰吹火、次子弟以松明炬之、○中略卯日○中略時剋悠紀主基共發自齋場詣大嘗宮、悠紀自宮城東路、主基自西路、共南行、其行列也、○中略次木燧一荷、納白筥二合、呉竹爲蓋、覆以緑纈、結以木綿、以布綱維之、其上插賢木、擔丁一人、部領左右一人相夾、

〔古事記上〕水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而櫛八玉神化鵜入海底、咋出底之波邇、此二字以音作天八十毘良迦此三字以音而、鎌海布之柄作燧臼。以海蓴之柄作燧杵。而、鑽出火云、○下略

〔古事記傳十四〕和名抄に、火鑽和名比岐利、燧和名比宇知とあり、凡て火を出すに、打と切との異あり、中卷倭建命段に、以其火打而打出火とある、是打火にて尋常の如し、又上代より忌て淸くする火は皆鑽出すことにて、火打をば用ひず、火切を用ふ、是いかなる故にか其意は知がたし、燃る木より出る火は陽火、金より出るは陰火なる故なりなど云は、例の取るに足らぬ漢意なり、今に至るまでも大神宮の御饌炊く火などは然なり、故に伊勢國にては、必しも切り出されども、別に忌淸めたる火ならば切火といふなり、玉葉月輪兼實公の記錄に、神宮之習不用火打用火切と見えたり、さて伎留と云は、穢磨ると本同言なるべし、今俗には毛美火とも云り、靈異記に、鑽岐里又母美とあれば、古より毛

火鑽
熟艾

〔紫式部日記〕五日夜(○後一條帝寛弘五年九月十一日生)は、殿の御うぶやしなひ、十五日の月くもりなくおもしろきに、池のみぎはちかう、かゞり火どもを木のしたにともしつゝ、年木どもたてわたす、

〔源氏物語 二十七篝火〕おまへのかゞり火すこしきえがたなるを、御ともなる右近のたいふをめして、ともしつけさせ給、いと涼しげなるやり水のほとりに氣色ことにひろごりたる、まゆみの木のしたに、打まつおどろ〳〵しからぬほどにをきて、さししぞきてともしたれば、御前のかたはいとすゞしくおかしきほどなるひかりに、女の御さまみるかひありて、(○中略)かへりうく覺しやすらふ、たえず人さぶらひてともしつけよ、夏の月なきほどは、にはのひかりなきいと物むつかしく、おぼつかなしやとのたまふ、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一入夜(○二十五日)三の有御舟、(○中略)桂の男かちかうぶりにて、御池の鰭中島などに篝を燒、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一三月(○永祿四年)卅日、未刻御成、(○足利義輝、中略、)
一舞臺燭臺二、狼烟も二所ニ在之、かゞりの事、百疋下行ニ候、殿中にて百疋下行之由、綠阿物語之、

〔甲子夜話 三十五〕日野一位資枝卿、アル闇夜ニ端居セラレテ酒宴アリシトキ、一僕ニ命ゼラレテ、鐵。籠。ノ。柄。付。タ。ル。篝。火。ヲ持テ、遣水池水ノアタリ、其所得タル邊ニ在ベシトノ旨ナリシヲ、僕ヨク心得テ、築山ノ茂ミヨリ篝火ヲサシ出シケレバ、持ル人ノ形ハ見ヘデ、篝火ノミ水ニ映ジテ、頗ル興ヲ添ケリ、

〔築城記〕一カゞリ燒は、干タル木を長クツミ、風面ヨリ火ヲツクル也、又生木ヲバ多ツミテ消ざるやうに燒也、何も木多ツミ、火フトクツヨク見え候樣に燒候也

○按ズルニ、四十八ケ所ノ篝ノ事ハ、官位部違國職篇ニ在リ、

〔倭名類聚抄 十二燈火具〕火鑽　内典云、譬如因燧因鑽(○音贊、和名比岐利、)而得生火、(涅槃經文也)

庭燎、卽是義按周禮閽人注、燎、地燭也、疏、百根葦皆以布纏之、以蜜塗其上、若今蠟燭矣、然則燎與皐國爾波比頗不同、又按、說文、燎、放火也、轉爲庭燎、

〔令義解 職員一〕主殿寮

頭一人、掌(○中略)松柴、炭燎(謂、柴、薪柴、燎、庭燎、)等事、

〔令義解 宮衛五〕凡理門致夜燃火(謂內及中外三門、皆衛士燃火也、)幷大器貯水、監察諸出入者、

〔儀式 七〕正月十六日踏歌儀

日既逮昏、執燎者列殿庭如常、

〔西宮記 臨時三〕藤花宴

天曆三年四月十二日、於飛香舍有藤花宴、(○中略)次有歌事、(○中略)于時月光雖朗、猶召庭燎、次々獻歌、次伊尹取文臺、右兵衞佐淸正講師藏人頭雅信、左少將朝成秉燭、

〔大江俊矩記〕文化七年八月十九日辛丑、內侍所假殿渡御也、(○中略)庭燎之松木命主殿寮、令運置弓場埀柱邊、臨期炬之事者出納小舍人等申含置了、

〔倭名類聚抄 燈火十二〕篝火　漢書陳勝傳云、夜篝火、(師說云、比乎加々利、今案、漁者以鐵作篝、盛火照水者名之、此類乎、)

〔箋注倭名類聚抄 燈火四〕原書篝作構、顏師古注云、構謂結起也、史記作篝、集解徐廣曰、篝、籠也、索隱、郭璞云、篝、籠也、按、徐廣司馬貞以籠解篝、然則其意蓋謂以鐵造籠以覆燃火也、漢書注、其義與此不同、疑源君引史記、誤爲漢書也、龜策傳、以篝燭此地、音義云、然火而籠罩其上、構與篝同、王念孫曰、篝者籠絡之名、楚辭招魂、秦篝齊縷、王逸注云、篝絡也、(○中略)新撰字鏡、鑀、爐、鉮、鐖皆訓加加利、按、加加利與構訓加加也久同語、

〔萬葉集 十七〕見潛鸕人作歌一首

賣比河波能、波夜伎瀨其等爾、可我里佐之、夜蘇登毛乃乎波、宇加波多知家里、

庭燎

〔新儀式四臨時〕董相撲事
臨昏黒時、主殿寮入左青鎖和德兩門、各供炬火事畢還御、

〔日本書紀十四雄略〕十三年八月、播磨國御井隈人文石小麻呂有力强心肆暴虐、○中略於是天皇遣春日小野臣大樹、領敢死士一百、並持火炬圍宅而燒時、自火炎中白狗暴出、逐大樹臣、

〔東大寺要錄五〕年中節會支度寛平年中日記
一十四日二〇月十万燈會
二石五斗御明坏万口直　一石五斗燈柱直○中略　一石四面點家拼木直　二石柱松四十抱直

〔今昔物語二十五〕平維茂郎等被殺語第四
太郎介モ主ノ送リシテ私ノ宿ニ行ヌ、其ニモ私ノ儲爲ル者共有ケレバ、樣々ニ食物菓子酒秣蒭ナド持運テ喤ル、九月晦比ノ事ナレバ、庭暗ケレバ所々ニ柱松ヲ立タリ、太郎介物食ヒ畢テ高枕シテ寢ヌ、○中略介ガ臥タル所ニハ、布大幕ヲ二重計引キ廻シタレバ、箭ナド可通クモ无シ、庭ニ立タル柱松共ノ光リ晝ノ樣ニ明シ、郎等共不緩シテ廻レバ、露ノ怖レ可有クモ无シ、

〔狹衣三中〕たちあかしのひるよりもあかきに、わか宮の御なをしなど、あざやかにしたてられ給へる、おとなしき御さまのゆゝしさを、誰も〳〵涙をながして見奉るに、○下略

〔徒然草上〕何事もふるき世のみぞしたはしき、今やうは無下にいやしくこそなりゆくめれ、○中略いにしへは車もたげよ、火かゝげよとこそいひしを、今やうの人はもてあげよ、かきあげよといふ、主殿寮の人數だてといふべきを、たちあかししろくせよといひ、最勝講の御聽聞所なるをば、御かうのろとこそいふを、かうろといふくちおしとぞ、ふるき人は仰られし、

〔倭名類聚抄十二燈火〕庭燎　四聲字苑云、燎力照反、和名爾波比、毛詩有庭燎篇、庭火也、

〔箋注倭名類聚抄四燈火〕周禮司烜氏注、樹於門外曰大燭、於門內曰庭燎、玉篇、火在門外曰燭、於內曰

炬火

ばと、上の句をかきて出し給へるに、中將たいまつのすみして、又あふさかの關はこえなんと下の句をかきつぎ給ふぞおもしろきより羨けれ、うらやむもうすじはなり、人がらといひ情といひ、及ばぬといふもおろかなれば、まつのおもはん事もはづかし、

月あかき尾花や風の手たいまつ

續松縛置歷何年　盜竊無與封境全　醫術純論治未病　用心正在不然前

〔倭名類聚抄十二燈火〕炬火　唐韻云、熠（即略反、與雀同）炬火也、字書云、炬（其呂反、上聲之重、訓與燈同、俗云太天阿加之）束薪灼之、

〔箋注倭名類聚抄四燈火〕按、其屬群母、牙音單行無輕重、此云重未詳、新撰字鏡、炬止毛志火、雄略記火炬、顯宗紀熠火、皆同訓、故此云訓與燈同也、○中略按說文、苣束葦燒、徐鉉曰、今俗別作炬、即此義、

〔令義解五軍防〕凡火○炬○乾葦作心、葦上用乾草節縛、縛處周廻插肥松明、（謂松明是松之有脂者也）並所須貯十具以上、於舍下作架積著、（謂架有烟貯、故云並也、架猶棚也、）不得雨濕、

〔儀式七〕正月七日儀
乘輿還宮日若逮昏、主殿寮秉燭、左右各廿炬○、列立殿庭、左右衞門門部各秉燭、自萬秋延明兩門、分列顯陽承歡兩堂前、其客徒賜祿畢退出、左右衞士各二人秉燭、迎儀鸞門、送朱雀門外、

〔延喜式五齋宮〕初齋院別當以下員
別當五位二人、○中略一人命婦、○火○炬小子二人、○中略
新造炊殿忌火庭火祭○中略
火炬二人（取同國（山城）葛野郡秦氏童女）
右始自初齋院、至于參入太神宮奉仕、其齋王入伊勢齋宮、卽各替却、
凡齋內親王月料及節料等、皆准在京、其官人○中略火炬小女二人、（別米一升四合、鹽二勺四撮、）

〔延喜式四十六左右衞門〕凡黃昏之後、○中略其宮門皆令衞士炬火、（閤門亦同）

〔吾妻鏡 四十三〕建長五年八月十六日甲辰、鶴岡馬場流鏑馬以下如例、將軍家〇宗尊親王御出、〇中略秉燭之程還御取松明云云、

〔太平記 三十五〕北野通夜物語事附青砥左衞門事
或時此青砥左衞門夜ニ入テ出仕シケルニ、イツモ燧袋ニ入テ持タル錢ヲ、十文取ハヅシテ、滑河ヘゾ落シ入タリケルヲ、少事ノ物ナレバ、ヨシサテモアレカシトテコソ行過ベカリシガ、以外ニ周章テ、其邊ノ町屋ヘ人ヲ走ラカシ、錢五十文ヲ以テ、續松ヲ十把買テ、則是ヲ燃シテ遂ニ十文ノ錢ヲゾ求得タリケル、

〔謠曲〕烏帽子折
シテ 扨束苣(タイマツ)の占手は如何に、ツレ 一の束苣は切て落し、二の束苣はふみけし、三は取て投歸して候が、三がみつながら消て候、シテ 夫こそ大事よ、夫束苣の占手といつは、一のたいまつは軍神、二の束苣は時の運、三は我等が命なるに、みつがみつながら消るならば、今夜の夜討は扨よな、

〔寶藏 五〕續松
君子は安而不忘危、存而不忘亡、治而不忘亂、是以身安而國家可保也とも侍れば、靜なる御代ながら、辻切酒狂人町送の溢(あふれ)者のそなへに、竹をわり松をつゝみて結ひをかせしも、ほこりにまぶれ烟にふすぼりて、夢にだも用ゆる事なきぞ、九重にすめる甲斐ありていとうれし、又いやなるは新物故身(あらたにものゝふれるみ)を龕前堂にかき居て、威儀たゞしき僧の何ぞのたまふやらんしらず、聲に甲乙をなして、目をほそめつ、又は見開きつ、丸くふりあげ道場になげうちて、たうとき方へ導るに、つき出せる鉢の音こそ餘所ながら聞も哀なるよりはまづ、うそ氣味わろけれ、きらふもあやなたとひ五百八十年七まがりの命をたもつとも、其八まがりめは寂滅の貝より外にふくものもあるまじきを、猶在五中將の尾張へ出立給ふに、齋宮の御方よりのさかづきに、渋れどぬれぬえにしあれ

〔伊勢物語下〕むかし男有けり、その男いせの國にかりのつかひにいきけるに、○中略女がたより出す盃のうらに、歌を書て出したり、取てみれば、

かち人のわたれどぬれぬえにしあれば、とかきてすへはなし、その盃のうらに、つゐ松のすみして歌のすゑを書つぐ、

又あふさかの關はこへなん、とて明ればをはりの國へこえにけり、

〔古今著聞集三政道忠臣〕村上御時、南殿出御ありけるに、諸司の下部の年たけたるが、南階の邊に候けるをめして、當時の政道をば、世にはいかゞ申すと御尋有ければ、目出度候とこそ申候へ、但主殿寮に松明多く入候、率分堂に草候と奏たりければ、御門大きにはぢおぼしめしてけり、

〔枕草子四〕ありがたきもの

りんじのまつりのでうがくなどはいみじうおかし、とのもりの官人などの、ながき松をたかくともして、くびはひき入てゆけば、さきはさしつけつばかりなるに、○下略

〔枕草子九〕いとくらやみなるに、さきにともしたる松の煙のかの、車にかゝれるもいとおかし、

〔日本紀略後一條十四〕長元九年正月二日辛巳、今夜藏人頭左近衞中將俊家朝臣隨身、毆損藏人頭左中辨經輔朝臣隨身、先以弓打肩、次雜色以續松打之、

〔續古事談二臣節〕宇治殿臨時客ニ、堀川右大臣尊者ニテ、コトハテヽ、イデラレケルトキ、兼頼俊家、能長、基平ミナ子孫ナリ、上達部ニテイデラレケレバ、マツヲトリテ前行セラレケリ、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年八月四日戊子、戌剋將軍家○藤原頼經若宮大路新造御所御移徙也、自武州御亭渡御、御束帶御乘車、○中略備中左近大夫、美作前司等取松明、

〔吾妻鏡三十六〕寬元三年六月七日庚午、鎌倉中民居、每人用意續松、若夜討殺害人等出來之時者、就聲面々取松明、可奔出之由、被觸仰于保々、清左衞門尉、萬年九郎兵衞尉等奉行之、

大將以前猶小隨身取之、或雜色取松明、然而皆多其難、如王子王孫者、若大將以前小隨身可宜歟、不然實東帶時馬副、不然者雜色有何難歟、

〔円室有職抄〕續松

續松ハ僧綱二燃、凡僧一燃也、二燃ハ左右共ニ門內ニテ燃之、門外ハ有禁儀也云々、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一娶取のせうめいの役の事、庭上に役人左右にかしこまる、左の役人は右の手と右の膝をつきて、左の手にたい松を持つ、右の役人は、左の手と左の膝をつきて、右の手にたい松を持、拐事すぎ候て後、兩方のせうめいを其庭にて一ッに取合て、ゑもべにとらする也、

〔成氏年中行事〕一御所造幷御新造之御移徙ノ樣體之事、〇中略御移徙ハ夜陰也、公方樣御直垂ニテ、松明役ハ御所奉行、御車之左ハ梶原名字、右ハ佐々木名字ナド面々參、松明紙燭本也、然者長春院殿樣御移徙之時ハ蠟燭也、松明ト云字、依御祝言如此書也、先達宿老被申上也、

〔播磨風土記揖保郡〕松尾阜、品太天皇〇應神巡行之時、於此處日暮、卽取此阜松爲之燎、故名松尾、

〔三代實錄四十七光孝〕仁和元年四月乙卯朔、是夜巡撿朝堂院、近衞等捕得一人、齎持油炭續松等、慾入火於金、以紙縛其口、〇下略

〔空穗物語吹上ノ下〕三月中の十日ばかりに、ふぢいの宮にふぢの花の宴し給ふ、〇中略よにいりてつ。い。ま。つ。まいる、ゐだけ三尺ばかりのゑろがねのこまいぬ、くちあふげていすへて、ぢむのからのぼそぐみして、ついまつにながくたひて、よ一夜ともしたり、

〔空穗物語初秋二〕た。い。ま。つ。のひかりに中將みるに、ましてさらなり、御ぐしのほどたけ五尺ばかりあまりて、すこしこまろかれするかみを、かきあらひたるすなはちひとせなかこぼるゝまであり、

松明種類

〔義經記 二〕かゞみの宿にて吉次宿にがうとう入事
ゆりの太郎、ふぢさはに申けるは、みやこに聞えたる吉次といふ金あき人、奥州へ下るとて、おほくのうり物をもち、こよひ長者のもとにやどりたり、いかゞすべきといひければ、〇中略くつきやうのあしがるども五六人、はらまきゝて、あぶらさしたるくるまだいまつ五六たひに火をつけて天にさしあげゝれば、ほかはくらけれども、内は日中のやうにこしらへ、〇下略

〔嬉遊笑覽 十下火燭〕義經記ニ油さしたる車だいまつ、是は圓光大師傳一夜討の圖に見えたり、束ねたる松明を三ツ四ツほどをひとつにし、中を結て車のごとくにして、めぐりに火をつけたるを、家内に投入て明りとするなり、是に油をそゝぎたるべし、こは常に用べきものならず、

〔太平記 二十八〕三角入道謀叛事
城中ノ兵共、始ハ夜討ノ入ヨト心得テ、櫓々ニ兵共弦音シテ、抛續松屏ヨリ外へ投出、靜返テ見ケルガ、〇下略

〔謠曲〕烏帽子折
シテ不思議やな、うちには吉次兄弟ならでは有まじきが、扨何者か有、ツレ投(ナゲ)束(タイ)茸(マツ)の陰より見れば、年の程十二三計成稚き者、小太刀にて切て廻り候は、さながら蝶鳥の如く成よし申候、

松明用法

〔延喜式 五齋宮〕月料 小月減二廿分之一、〇物別中略　松明三百把

〔延喜式 六齋院〕凡齋王參二下上兩社祭一日、入レ夜山城國備二松明一、掾若目一人祗承、其名簿前一日進レ官、

〔延喜式 三十六主殿〕釋奠料 春秋並同〇中略　松明七十把 五十把燎五所料、廿把燒二幣物一料、〇中略
加茂神祭料〇中略　續松五十把
松尾祭料　續松卅把、炭一石、

〔世俗淺深秘抄 上〕一不レ兼二大將一大臣騎馬之時、夜取二松明一者、先例樣々也、或經二大將一人、雜色長取二松明一、或

松明製作

〔下學集器財下〕炬タイマツ（或作松明、或作續松）

〔日本釋名雜器下〕松明タイマツ　たきまつ也、いときと通す、又ついまつ共云、つぎまつなり、ついはつくなり、故に續松ともかく、又手火タビなり、手にもちてともす火なり、日本紀神代上卷に、秉炬をたびとよめり、手火なり、今も邊鄙の人はたひと云、

〔東雅器用八〕燈燭トモシビ（中略）○倭名鈔に、（中略）○唐式の松明は、今按今之續松乎と見えしは、俗にタヒマツといふ是也、タヒは手火也、伊弉諾神湯津爪櫛の雄柱を牽折て、秉炬となされしと見えし、即此物の始也、

〔倭訓栞中編十三〕たひまつ　手火松の義、千金翼に、松明是肥松木節也と見えたり、燋は俗にいふ手たひまつなり、（中略）○兵家に雨だいまつあり、風前燭也、篧タケノコだひまつあり、

〔類聚名物考調度十八〕たいまつ　燒松　焚松
たきまつなり、イをキにかよはすつねのならひなり、焚松の意なり、またついまつはつぎまつにて續松なり、松の心を俗にひでと云ふものは、脂有りて甚だあぶらあるもの故、よくもゆる故、是をともすを本にして、松とのみいへり、その外竹蘆にてするをも、本によりて松とはいふなり、

〔令義解軍防五〕凡火炬、乾葦作レ心、葦上用二乾草一節縛、縛處周廻、插二肥松一。○（謂松明是松之有レ脂者也）

〔宗長息女婚禮記錄〕息女出給ふ時、（中略）○其時の次第如レ此に候間、記置候也、ケ樣之次第を能々見分て分二別古實一可レ有之事也、（中略）○
續松之寸法之事、長サ貳十八束、口傳有、大サ一尺八寸迴り、卷目貳拾七有、
　評曰、一尺八寸ハ一天八方也、卷目廿七ハ牛宿ヲ除也、
甲斐守殿にては、續松之長サ三十六束也、大サ同前也、卷目三十六也、卷やうは銚子と同じ事也、是天地陰陽の表義也、白絹にて包也、公家方に而者淺黃の絹に而包也、條々口傳、

松明名稱

〔守貞漫稿 六生業〕蠟燭之流買

挑灯燭臺等、都テ燭ノ流レ餘ル蠟ヲ買集ム、風呂敷ヲ負ヒ秤ヲ携フ、

〔皇都午睡 三編上〕江戸市中○中略蠟燭の極賣は格別、いか程買ふ共、一挺々々紙にて卷あり、○中略都て跡の埒よき事のみを志たるなり、○中略吉原芝居町などへは、蠟燭の流れ買ふ〳〵とも云ひ歩行けり、

〔橘庵漫筆 五〕世俗蠟燭の尻を吹く事つねなりしを、年頃不審かりしに、予○田宮仲宣游歷中、田家に居をトする頃、野狐甚多く、夜行唯提灯のらうそくを取らるゝ事、數度有て困れり、或人敎て曰、らうそくの尻を吹くべしと、扨其後は試にらうそくの尻を吹くに、再び野狐に取らるゝうれひなし、夫野狐は人の息のかゝりたる物を喰はず、人の食ひ餘りの物を食する事なし、故に斯のごとし、夜行蠟燭の尻を吹がよろし、

〔倭名類聚抄 十二燈火具〕松明　唐式云、每城油一斗、松明十斤、今按、松明者今之續松乎、

〔箋注倭名類聚抄 四燈火具〕通鑑唐肅宗紀注、松明者、松枯而油存、可燎之以爲明、燕閒錄云、深山老松、心有油者如蠟、山西人多以代燭、謂之松明、松明見貞觀儀式大嘗儀、續松見三代實錄仁和元年紀、及大嘗祭主殿寮等式、都以末都、見伊勢物語、空物語吹上上卷、卽續松也、或謂之太以末都、見空物語吹上下卷、蓋燃松之義、按軍防令義解云、松明、是松之有脂者、是松明謂松樹赤心、今俗呼松秀是也、續松疑用松明所造炬火、今俗呼多以末都者、則卽續松也、不得云松明、然齋宮寮式云、松明三百把、大嘗祭式云、松明四荷、似謂續松爲松明、故源君注云、松明者今之續松乎也、

〔倭訓栞 前編十六都〕ついまつ　和名抄に松明をよめり、三代實錄に續松と書り、伊勢物語にも見えたり、手火松とは別也、松のひでを物してまとひつぎて燒故に、續松といふ也、よてついまつの墨してと書り、淸少納言もさるさま志たり、こゝにや本づきけん、

〔三省錄附四言〕水藩の檜山氏が、慶安五辰年四月十五日ゟ同廿二日まで、○註略水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が、江戸ゟ水戸江下りたりし時分の賄料請取品、直段書付、幷入用をしるしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、○中略

一らうそく　拾挺　壹挺ニ付　代貳拾四文ヅヽ

〔諸問屋再興調二十〕今般諸色直段引下ゲ御主意に而、問屋再興被仰付、荷物仕入引請高、商法相立候ニ付、生蠟問屋共直段引下ゲ候ニ付、地掛蠟燭之儀も、左之通引下ゲ賣買仕候

一代錢百文ニ付上蠟燭　是迄掛目三拾貳匁之處　引下ゲ三拾四匁

一同百文ニ付中蠟燭　是迄掛目三拾四匁之處　同　三拾六匁

一同百文ニ付下蠟燭　是迄掛目三拾六匁之處　同　三拾八匁

右之通引下ゲ賣捌申候、猶此上生蠟直段引下候得バ、右ニ准じ、私共儀も引下ゲ方仕、其時々可申上候、以上、

嘉永四年九月

地掛蠟燭屋
神田佐久間町四丁目字八店
會津屋
甚助印
○外二人略

〔大安寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合蠟燭肆拾斤捌兩通物

〔日本新永代藏一〕千貫目持の印判おして深き心

下男燭臺挑燈の掃除して、流れつきたる蠟を、塵塚にすつるを、市助是を私に下されませといふ、大所につかはるゝ下男、いらばとつていきなと、頤にてゆるしけるを、市助ながれを集め、奉書の反古を四五枚もらひ、是にやう〱と包みあまるをとかくして、一禮いひて大津へもどりがけに、京極の蠟燭屋に立よつて、是を賣らんといふに、元來上々生蠟のながれなれば、三百七十文につけるを、色々とせめて四百三十五文に賣、蠟をわたし、反古は入なりとゝつて歸り、○下略

雜費口錢可相增謂無之候間、意味合承樣候處、問屋御停止以來、御領主樣御買上ニ相成、堺屋六郎兵衞出店支配人常八、一手賣方差配致し候間、御國產之御手捌之御仕樣振ニ相聞候處、今般兩問屋相建、荷物賣捌方、子年中取極之通古復致し候得者、御領主樣御益筋ニ可相拘哉之風評ニ而荷主共之手元江響合候儀ニ者相聞不申候由、尤兩問屋捌中、

一飛切燈心（天保九戌年同十亥年）　金壹兩ニ付　壹貫九百目
一極上同　同斷　貳貫目
一大上同　同斷　貳貫貳百目

丑年以來山根問屋一方賣之直段

一極上燈心（天保十三寅年）　金壹兩ニ付　壹貫百五拾目
一同（同十四卯年）　同斷　壹貫貳百目
一同（弘化元辰年）　同斷　壹貫貳百七拾目
一同（同二巳年）　同斷　壹貫三百五拾目
一同（同三午年）　同斷　壹貫四百五拾目
一同（同四未年）　同斷　壹貫五百五拾目
一同（嘉永元申年）　同斷　壹貫六百五拾目

但酉年ヨリ亥年迄三ケ年者品拂底ニ御座候、

右直段者豐凶ニ寄、高下有之候得共、荷置場一手賣相成候以來者、兩問屋之節ヨリ直段高直ニ相成申候間、兩問屋ニ相成、賣方不仕候而者、相庭引下方行屆兼、市中蠟燭直段ニ相響申候由、御尋ニ付密々奉申上候、以上、

〇嘉永五子年二月　諸色掛　名主共

願立、享保九辰年三月、諏訪美濃守樣御勤役中、於御評定所被仰付候處、問屋無之候而者、不取締ニ付、同年より寬政二戌年迄、燈心問屋相建置候處、問屋相續成兼、同三亥年五月中ヨリ、蠟燭屋行事持ニ而問屋被仰付、天保九戌年迄相續仕候處、同年御領主樣ヨリ國產御仕法替之御沙汰有之、大草能登守樣御勤役中、御尋御座候處、下々ヨリ差支申立差縺候上、同十一子年中、八ケ村ヨリ燈心問屋壹人、蠟燭屋ヨリ燈心問屋壹人相立、隔月ニ荷物差配可致旨被仰渡、其後去ル丑年、問屋御停止後者、御領主樣ヨリ荷置場之唱ニ而、桶町壹町目源兵衞地借堺屋六郎兵衞、常州住宅ニ付、店預リ人常七ト申もの、八ケ村荷物一手ニ差配致し、眞燈心賣捌罷在候處、一手賣ニ相成候ニ付、荷物送方ニ欠引有之候間、地懸蠟燭屋共者、差支勝ニ相成候儀も、間々有之候由、

一天保十一子年、兩問屋被仰付候節、爲取替證文ケ條之內ニ、壹ケ年凡千箇程も作出し可申積、又年々六月、兩問屋蠟燭屋行事貳人宛村方江罷越、村役人仲買立合、藺草豐凶を見合苅取、凡三尺程ト見積、極上、大上、並上、中上ト四段ニ定、長短尺取極、極上ニ而直段相定、次々ハ貳百目開、又飛切者百目開ニ相場相立、壹ケ年千箇程之內、壹ケ月五拾箇程ヅヽ、月々差送、豐凶之節者、右格合ニ准じ送來候而、兩問屋月番之方江相送、其筋一同立合、目方相改候積、口錢之儀者、七歩五厘ヅヽ、兩問屋江蠟燭屋ヨリ差出候、此口錢を以、問屋雜費ニ可致積、代金者目方改候上、兩問屋ヨリ荷主江相渡、尤荷主ヨリ山口錢ト唱、荷物代金壹兩ニ付銀壹匁ヅヽ、荷主ヨリ請取候而荷主問屋ニ逗留中、飯料其外取賄候積、御用燈心之儀者、月始ニ五箇ヅヽ、御用方江相納、口錢二歩五厘ヅヽ、問屋江相渡候積、秤之儀ハ六貫目木棹相用、燈心壹箇極上凡銀百匁前後之目當、其外ニも廉々規定取極置候間、今般諸問屋再興ニ付、山根八ケ村產蠟燭燈心問屋之儀者、天保十一子年十二月、被仰渡之仕法を以、再興被仰付候而も、荷主共方ニ而、諸雜費口錢等追々相嵩、村方之もの難儀之筋申立候者、不相當之儀ニ而、全事實トハ相聞不申、子年爲取替證文ニ、口錢其外廉々之取極は古復致し候得者、

鎌倉河岸　石墨伊右衞門　同所　同　久左衞門　大傳馬町貳丁目　三河や作兵衞○此外九軒略

〔諸問屋再興調別帳〕享保度ヨリ寬政度迄、諸商人之内、問屋ト定候名目取調申上候書付○中略

内店組
一絹布太物繰綿小間物雛人形蠟燭問屋　安永度人數十五人　寬政度同六十七人○中略

紙店組
一紙蠟燭問屋　安永度人數十人　寬政度同六人

二番紙店組
一紙蠟燭問屋　安永度人數二十一人　寬政度同十九人

三番紙店組
一紙蠟燭荒物問屋　安永度人數九人　寬政度同二十一人○中略

住吉組
一下リ蠟燭荒物問屋　安永度人數三十人　寬政度同六十三人○中略

寬政之頃合七百貳拾九株○中略

一地懸蠟燭屋　二百八十人

一燈心屋　一人

是者寬政五丑年六月言上、御帳付人數ニ御座候、

申二月廿六日　堀江町名主　熊井理左衞門

〔諸問屋再興調五〕蠟燭燈心問屋之儀、天保度兩問屋被仰付候處、去ル丑年中、諸株御停止後者、御領主樣より右燈心御當地荷置場ニ而御賣捌相成候處、今般諸問屋再興ニ付、如元兩問屋ニ相成候而者、諸雜費口錢等相嵩、村方難澁筋ニ付、是迄之通、荷置場ニ而御賣捌御仕法、御居置可相成哉、右ニ付、下々事實之趣、密々御尋ニ付、承探候趣左ニ奉申上候、

一常州山根之内、大形村、田上村、高岡村、藤澤村、上坂田村、大畑村、下坂田村、眞鍋村、此八ヶ村藺草作付之場所ニ而、先年者、右村之燈心も彈左衞門引請場所ニ候處、市中地掛蠟燭屋共御用方蠟燭賣品共、眞燈心ニ差支候ニ付、彈左衞門引請場之内、右八ヶ村產蠟燭眞燈心ニ限、地掛蠟燭屋買場ニ

〔天保集成絲綸錄八十九〕天明八申年十一月

御目付江

蠟燭受取候斷之儀、非常其外無㆑據差懸假受取ニいたし候儀も有㆑之候はゞ、右之分は其翌日御賄所江之斷書差出可㆑申候、斷延引ニ無㆑之樣、蠟燭受取候向々江可㆑被㆑達候事、

天明八申年十二月

御目付江

先達而相達候、諸向役所入用受取物位下ゲ員數減方等之儀、諸色不㆑殘取調候迄者、餘程手間取可㆑申ニ付、右之內先蠟燭之分相糺、早々可㆑被㆑申聞㆑候、向々受取高以來小形相用候はゞ、懸ヶ目減候丈御益ニ相成候間、右樣之所をも厚く勘弁可㆑被㆑致候、

十二月

〔明和新增京羽二重三〕諸職名匠

蠟燭屋　七本松通笹屋町　御用越後屋德兵衞　室町上立賣上ル町　同十一屋淸兵衞　中立賣烏丸西江入町　同三河屋理兵衞　烏丸上長者町下ル町　同三文字屋三右衞門　炭屋町姉小路上ル町　同本前九右衞門

〔國花萬葉記攝津六〕大坂名匠諸職商人並諸問屋

掛蠟燭屋　兩替町　對馬守　谷町　河內屋庄兵衞　尼崎町　さくらや長兵衞　梶木町　難波や與左衞門　舟町　塚本や庄右衞門　今橋筋　堺筋　御堂之前南北ニ有

〔天保十一年武鑑〕御蠟燭屋

大門通あぶら丁　佐藤四郎兵衞　本所みどり丁五丁メ　落合傳左衞門

〔江戶總鹿子六〕蠟燭屋

蠟燭商

略〇註　昇居龍前、兼端蠟燭、武士持參之、立弘廂、小時上卿參議參仕云々、此間撿知劒璽、是文治例也、職事許可撿知之處、日來强委不見知之間、實繼朝臣召加之、定親差蠟燭、隆蔭實繼朝臣等撿知之、

〔太平記二十三〕大森彥七事

盛長〇大森化物ヲバ取テ押ヘタルゾ、火ヲ持テヨレト申ケレバ、警固ノ者共兎角シテ起アガリ、蠟燭ヲ炷テ見ニ、盛長ガ押ヘタル膝ヲ持擧ント蠢動ケル、

〔明良洪範續篇十三〕老人ノ話ニ、昔慶長ノ中頃、駿府ニテ權現樣〇德川家康御鷹野ニ御出遊バサレシニ、急御用之有、成瀨隼人殿其外御役人出座シテ、御狀認メラレ候時、隼人殿坊主衆ヲ呼テ、燈シサシノ蠟燭之アリ候ハヾ立候ヘト御申故、二三寸計リ有燈シ殘ノラウ燭ヲ立申候、扨御狀御仕舞早々御前ヘ出ラレ、其跡ニ矢張ラウソク立是有候處ヘ、御目付衆參ラレ、之ヲ見ラレ大ニ驚キ、坊主衆ヲ呼テ、何迚ラウソクヲ立置候ヤ、此事相知候ハヾ、急度曲事ニ仰付ラルベシト、大キニ叱申サレ候、坊主衆答テ、隼人殿御用ニ付立候ヘト御申故、燈シ殘リノ蠟燭ヲ立申候由申候ヘバ、隼人殿御申ニテ立候ハヾ相濟次第早々消申ベキ事ナルニ、其儘打捨置候段不埒千万也ト立腹セラレ候由承候、

〔槐記〕享保十二年十月廿九日夜、參候、〇山科道安津輕殿ヨリ獻上ノ蠟燭ヲトボサレテ、御ウツシ物ヲ遊バス、〇近衞家熙其光リ明ニシテ油煙ナク、色白キコト白雪ノ如クニシテ細シ、他ノ蠟燭ノ數丁ガケニタツコトナシ、奇麗ナルコト云バカリナシ、是コソ夜會ノ御茶ニ、然ルベシト申上シニ、サレバトヨ、其爲ニ云ツカハセシ也ト仰ラル、

〔享保集成絲綸錄十九〕寶永二酉年五月

一振舞之節、蠟燭立候儀不叶所は各別、其外は隨分減少候樣ニ可仕事、〇中略

五月

〔宗五大草紙上〕色々の事

一蠟燭のさき取事、ぬきて取はわろし、其儘可ㇾ取、乍ㇾ去やうによるべし、公方様にて猿樂の時、舞臺にとぼされ候有明の先をば、御供衆の内に若衆御とり候、それも立ながら先を御とり候、先ながれたるらうを御取候て、さきを入候物に入られ候て、扨さきを御取候、兩の御手にてはさみ御切候、常の先とるやうにはなし、しるしがたし、又御前にとぼされ候水の臺のしむをも、さしながら御取候、さきとりはだいに候へども、こなたより先とり、さき入候物をも御持參候て御取候、又さき取故實には、あさ〳〵と取たるがよく候、ふかく取候へば、ふときゆる事も候、〇中略又わたましの時は、公私共に蠟燭は朱をかけず候、又衣裝も男女共にしろし、

〔大內問答〕一御能の時、舞臺の燈臺は、いかやうの人體可二持參一候哉の事、於二殿中一は御供衆の役にて候、參候次第は、一二三四と次第候、またしんを取候事は、御前の方より取申候、しんとり候事は、臺ながら取事本義にて候、らふそくを取おろしてとる事は不ㇾ可ㇾ然候、但さやうにも成候はで不ㇾ叶樣にも候はゞ不ㇾ及ㇾ力候、總別大事の物にて候、火など散候はぬやうに取べし、はさみに而取候事可ㇾ然候、こゝろを添候はねば、仕合あしく候、

〔家中竹馬記〕一御前のらうそくのさきを取事、公方様御覽せらるゝ御通りをば、御供衆の中にも、御一家の被ㇾ取なり、其やうは膝まづきて蠟燭をぬきて、さきをとらるゝなり、

〔萬寶鄙事記五雜〕蠟燭を水にひたせばながれず、今夜用るには、その朝より浸しをくべし、臘水(らうすい/しはすのみづ)に久く浸せは尤よし、

〔太平記三十〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

陶山小見山〇中略閑々ト本堂へ上テ見レバ、是ゾ皇居ト覺テ、蠟燭數多所々被ㇾ燃テ、振鈴ノ聲幽也

〔劒璽渡御記〕元弘元年十月六日、今日劒璽自二六波羅亭一可ㇾ有ㇾ渡二御禁中一、〇中略大藏省所ㇾ進之新造辛櫃

〔御湯殿の上の日記〕慶長十四年十月廿日、はりまのまつだいらじやう、らうそく千丁志ん上申、日ろはしくわんじゆ寺日ろうあり、長はしより兩人まで文いづる、

〔玉露叢十三〕一同年〇寛永十六年二江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一御蠟燭　三百挺　眞田伊豆守信之〇中略

一御蠟燭　二百挺　眞田内記信政

〔寛政四年武鑑〕松平肥後守容頌〇陸奥會津　獻上銀二十枚蠟燭三百挺　時獻上在着御禮蠟燭二種一荷〇中略

十二月　三百目懸蠟燭

前田大和守利以〇上野七日市　獻上蠟燭一箱金馬代

佐竹右京大夫義和〇出羽久保田　時獻上歸國御禮白鳥蠟燭

上杉彈正大弼治廣〇出羽米澤　時獻上歸國御禮蠟燭

酒井大學頭忠崇〇出羽松山　獻上御太刀銀馬代蠟燭百挺

丹羽加賀守長貴〇陸奥二本松　時獻上在着御禮蠟燭、二種一荷、

南部慶次郎信敬〇陸奥盛岡　時獻上在着御禮蠟燭、二種一荷、

〔寛政四年武鑑〕松平山城守信古〇出羽上ノ山　獻上蠟燭二箱銀馬代

溝口龜次郎直侯〇越後新發田　獻上蠟燭二箱金馬代

津輕出羽守寧親〇陸奥弘前　獻上蠟燭二百挺金馬代

堀内藏頭直皓〇信濃須坂　獻上蠟燭一箱銀馬代

六郷佐渡守政正〇出羽本庄　獻上蠟燭一箱銀馬代

大關伊豫守增輔〇下野黑羽　獻上蠟燭一箱銀馬代

爲燭、不愧矣、名爲燭、而其實無益於明、安在其爲蠟燭乎、且求物之可觀玩者、何必用蠟燭、今儒士、亦固之蠟屬也、爲物雖微、無此莫以燭治亂而救昏暗、擬其膏潤、含其光明、含之可藏、以待擧用、唯不擧也、擧則何以辨群物、照四疆、類如椽之燭者、則古之賢才豪傑也、次之而下、隨質之小大、皆可用燭物、是之謂儒已、而今或以爲席上之珍、以玩物視之、而儒亦以玩物自視、其名曰儒、儒邪俳優邪、徒藻繪其外、而驗其中之通且明、不如悃愊之俗士、是華蠟燭耳、然彼燭也、特曰其華之無益於明云爾、非不可燭也、則是不足以比焉邪、添川仲穎會津產也、質厚好學善文、而不衒於人、吾知其爲燭不爲華蠟燭也、於其歸言此以勉之、

蠟燭產地

〔嬉遊笑覽(十下火燭)〕寶永の冊子に、懷紙ろうそくといへるは、今の懷中らうそくなるべし、嶺南雜記、西洋燭有大至十餘斤一對者云々、又有一種細如箸、綿絮爲心、盤折如膏環饊子、欲點則引長、其燭息則盤之可入巾箱、明而耐久、かゝれば懷中蠟燭は、もと西洋の製に倣ひしもの歟、

〔毛吹草(三)〕山城　蠟燭　陸奧　蠟燭　越後　蠟燭

〔奧羽觀蹟聞老志(三)〕蠟燭　會津所出其絕品冠于他邦、

進獻賜與

〔親俊日記〕天文八年七月四日己亥　一奧州大崎山伏先達蠟燭十挺持來之、

〔甲陽軍鑑(十一品第三十四)〕一永祿十一辰年六月上旬に、甲州信玄公より、信州伊奈飯田城代秋山伯耆守を御使に被成、美濃國岐阜の織田信長公へ、御緣者御祝儀の御音信、樽肴作法のごとく、

一越後有明の蠟燭三千張(○下略)

〔太閤記(十六)〕呂宋より渡る壺之事

泉州堺津菜屋助右衞門といひし町人、小琉球呂宋へ去年の夏相渡、文祿(甲午)七月七日歸朝せしが、其比堺の代官は、石田木工助にて有しゆへ、奏者として唐の傘、蠟燭千挺、生たる麝香二疋上奉り御禮申上、

松脂ノ用モ亦少カラズ、此ヲ圓ク長ク一尺計ノ棒ノ如ク調製ヘテ、笹ノ葉ニ包ミ、燈火ノ代リニ用ヒ、或ハ魚油ヲ和シ、俗ニ云フ薩摩蠟燭ナル者ニ造リ、〇下略

〔骨董集上編中〕挑燈

羽州松脂蠟燭圖〇圖略　長曲尺八寸五分餘、かたち粽に似たり、

笹の葉に松脂をつゝみて、蠟燭のかはりとし、次に圖〇圖略を出せる籠挑灯の竹の筒に立て、火をともすなり、

〔八水隨筆〕小なる蠟燭を、世にかふかんじといふ、延寶のころ、京橋一丁目に越前屋九右衛門とて、紙蠟燭を商し店あり、淺草仰願寺の院主、心やすく常に參られしが、ある時咄に、佛前つとめの節とぼし候蠟燭、大きくて不自由なり、小さくは出來間敷やと申されし故、それこそやすき事なりとて、小さき蠟燭を製しつゝ送られければ、院主殊の外よろこび、常にたのまれけるまゝ、此蠟燭を拵置しに、所々よりきゝおよびて取にきたり、かうぐはんじの誂故、その名をいつとなく、かうぐはんじとよび傳へ、今世上にひろまり、外々にても此蠟燭を製し、願をあやまり、かんと覺え、つゐにかうかんじと披露す、此越前屋九右衛門、則淺井九右衛門先祖にて、土方七郎右衛門にも祖なりと、土方氏の物語なり、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方大關以下左ノ如シ、〇中略

一文字ノ蠟燭江戸地製ノ物也

〔山陽遺稿十雜著〕蠟燭説

會津產蠟、蠟燭最著、有華蠟燭者、繪其膚、華紋繡錯、爍可眩目、余數得於其人、試燒之、非加明也、則置之篋、以供觀玩、而用以燒、乃無華者、夫蠟燭何用哉、玩之邪抑照物也、苟照物而明矣、雖無可觀可玩、而名

蠟燭種類

〔本朝食鑑 一火〕燈火　附燈花燭火保久知火

集解、○中略燭者蠟燭也、本邦蠟燭用漆樹皮而造之、又有蟲蠟樹皮之造、此伊保多蠟也、倶無毒、但雖燈草無害、然蠟心有油者不好用焉、

〔本朝世事談綺 二器用〕蠟燭

文祿年中までは、日本に蠟燭なし助左衞門が獻ずるらうそくに倣てこれを製す、蠟を採もの凡五種あり、漆樹、荏桐、榛、ダマノ木、烏臼木、また女貞木よりも取ると本草にあり、雍州府志に云、黃白の蜜壺の底に凝滯ものを取て蠟とす、

唐らうそくは、眞に菎を用る、よつて折として立消のあるもの也、本朝の人これを考へ、燈心を卷て眞とす、はなはだ上品なり、

〔嬉遊笑覽 十下火燭〕蠟燭、鄭玄儀禮注云、古燭未知用蠟、直以薪蒸、卽是燒柴取明耳、亦或剝樺皮爇之、亦已精矣、然曲禮曰、燭不見跋、則是必有質可篸乃始有跋耳、曲禮或是有蠟燭、後從其所見而言之耶、跋と禮記上客起、燭不見跋、注跋、燭本、萊殘本、客見之知夜深淺而慮主人倦也、こゝにはもと舶來したるを用ひしなるべし、義堂日工集一蠟燭十條など出たるも、異國より渡りしならむ、○中略續五元集に、上蠟かけは蜀黍の眞といふ句あり今もろこし殺の心を用ゆるは、わろき蠟燭なり、奧州にてせつかんらうそくと云は、蜀黍を心にしたる、松脂の蠟燭なり、燃て眞たつ時、頭を敲く故の名なり、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕蠟燭掛　らうそくをつくるをかくるといふ、蠟は會津を第一とす、其外所々より出る、かけてをやとひてこれを造る、下に牛らうをかけ、うへに本らうをかけてするなり、

〔武江年表 八〕天保八年丁酉　八月、薩摩蠟燭售ひ始む、魚蠟と號す、

〔經濟要錄 五〕脂膏第十一

蠟燭名稱

にわたす、主殿司受取て脂燭と土器を持て、坐に居るを掌燈と云、(掌ハタナゴヽロトヨム、手の事也、)右の土器の中に、代りの紙燭をも入置也、火の下へ落べき用心に、土器を持て下よりうくる也、

〔倭名類聚抄 十二燈火〕蠟燭　唐式云、少府監毎年供蠟燭七十挺、

〔下學集 下器財〕蠟燭(ラウソク)

〔饅頭屋本節用集 下財寶〕蠟燭(ラツソク)

〔倭訓栞 中編二十八良〕らつそく　大雙紙にみゆ、蠟燭也、今らうそくといへり、四聲字苑に、堅燒曰燭とみゆ、幾挺といふ事も、西土の書に見えたり、

〔庭訓往來〕蠟燭鐵輪以下進注文、悉以借預者、可進使者也、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一らつそく　むしろ　〇中略　此たぐひ御もじをそへていふよし、

蠟燭製作

〔雍州府志 七土産〕蠟燭　凡中華山中人、養蜂取蜜、其色白者爲白蜜、黄者爲黄蜜、藥店求之、再煉充藥劑之用、又取起黄白蜜之凝滯壺底者、再煉爲蠟燭、〇中略　於本朝肥後豐後及石見紀伊山中、土民取蜂蜜、其良者非中華之所及也、唯充藥劑之用、偶造香合而已、如蠟燭之蠟也、自漆樹取之、凡製蠟燭法、其良者以髮捻爲心、纏燈心數莖、然後灌懸所煉之蠟、是稱木掛、又謂生掛、倭俗不交他物總謂木、又稱生、木納質樸之謂也、凡造蠟燭謂懸之、倭俗灌水幷油謂懸、凡蠟燭之大小數量、謂幾拾錢目懸幾挺、其輕重自二拾錢目掛至五百錢目、又其麁惡者以兼葭條爲心、卷燈心、蠟亦加牛油、其心大而其光不赫奕、是謂牛蠟、少有臭氣、而逢雨濕之時則易爛、故點火則蠟淚如流、速爲燼而易見跋、凡蠟燭自越後來者爲上、蠟色潔白而燭光明、陸奧會津、越前福居次之、

•〔中山傳信錄 六〕燈燭　〇中略　燭如黄蠟而色黑、國中有油樹、取其子搾油爲之、

徑三分程也
先テ平ニ切ル本ノ方ヨリ少ホソキ心也
長サ壹尺五寸ホド丸シ
先を二寸程あぶりてこがす、油をぬりて又あぶりかはかす、松のヒデを用る時は此儀に不レ及、
紙屋紙竪一たけにてまけば、卷數十計卷るゝなり、
此間三寸程
小口徑三分計平ニ切

〔江家次第十一月〕節會(○豐明)次第

舞妓進舞、(出レ自二殿南廂西方一)女官四人秉二脂燭一副二南柱一立、

〔紫式部日記〕御いか(○後一條)は、霜月のついたちの日、(○寬弘五年、中略、)たちあかしの光の心もとなければ、四位少將などをよびよせて、まそくさゝせて人々はみる、

〔源氏物語四夕顏〕これみつにまそくめして、ありつる扇御らんずれば、(○下略)

〔今昔物語二十六〕觀硯聖人在俗時値二盜人一語第十八

今昔、兄共摩行シ觀硯聖人ト云者有キ、(○中略)觀硯吉ク見レバ、皮子共疊タル迫ニ、裾濃ノ袴著タル男打臥タリ、若シ僻目ニヤト思テ、脂燭ヲ指テ寄テ見レバ實ニ有リ、

〔貫首秘抄〕保元三年八月十二日、有下可二觸申一事上、參二內府亭一、(○三條公敎)(○中略)藏人送二頭事一、(○中略)被レ命云、(○中略)指二脂燭一事、近日或兩人指レ之在二頭前一之由傳二聞之一、不レ然事也、一人在レ前也、自餘縱雖レ指在レ後、是有レ事之日各指二脂燭一之時之事也、不レ然之時不レ過二一人一也、

〔古今著聞集十七變化〕二でうの御時、五せつ卯日の夜、とのもづかさまそくをさして、南でんの東北のすみのはしをとをりけるに、うしろよりくびのほどをおすもの有けり、則とのもづかさたえ入にけり、あはて、紙燭をふところに入たりける程に、衣しやうに火もえ付て、すでに死ぬべかりけるが、からくして命計はいきたりけり、

〔貞丈雜記八調度〕一掌燈と云事は、禁中にて節會の時、主殿寮の官人、片手に脂燭を持、片手に小きほうろくの如くなる土器を持て、下より脂燭を受けて持來り、御殿の階を昇りて、主殿司と云女官

紙燭

ちやうちんにつりがねといふ諺、〇中略此諺はちやうちん出來てより後のことなれば、宗鑑法師が新撰犬筑波集に、片荷かるくて持やかねけん、釣がねをちやうちん賣にことづけてとあるなどや、はじめて物に見えたるならむ、

〔倭名類聚抄十二燈火〕紙燭　雜題云、有紙燭詩、紙燭、俗音之曾久、

〔箋注倭名類聚抄四燈火〕雜題詩無攷、

〔下學集下器財〕紙燭シソク

〔倭訓栞中編十志〕しそく　紙燭の音也、倭名鈔に見ゆ、類聚雜要に布紙燭見ゆ、唐書に以燭淚濡紙繼之と見えたり、脂燭と書り、出御の時殿上人の役し、御藏の調進するは、杉のほそ木を青紙にてまきたる也、

〔貞丈雜記八調度〕一脂燭の事、是は座敷の上にてとぼすたいまつ也、これをしやうめいとも云也、松明と書也、婚禮にこしよせの時、女房衆しそくをさして迎に出るも、此脂燭を用る也、禁裏にて天子夜の出御に、主殿寮といふつかさの役人兩人、脂燭を持て御先に立つ也、御左に立つ人は、左にしそくを持て、左の方へしそくをなし、御右に立つ人は、右にしそくを持て、右の方へなして立也、扨脂燭は松ノ木にて作り、長サ壹尺五寸程に切りて、ふとさは徑り三分計に丸く削て、先の方を炭火にてあぶりて黑く焦す也、燒て炭にするは惡、其上に油を引てあぶりかわかすべし扨紙屋紙を廣サ五分計に裁て、脂燭の本を左卷にまく也、脂の字あぶらとよむ字なり、松の木はあぶら有て、能火とぼる也、古書には皆脂燭の字を用たり、又本を紙にて卷たるたいまつ故、紙燭とも書也、脂の字を用事本也、元文天子櫻町院の大嘗會を行ひ給ひし時、用られし脂燭を、或人武者小路殿へ所望して、申受たりしを見しに、是は赤杉の木を用られたり、總體の拵樣右の如し、しそくの圖如左、

一同張替壹張　同断銀貳匁五分但同断

一八寸上箱挑灯新規壹張　同断銀七匁但同断

一九寸上箱挑灯ぶげ骨新規壹張　同断銀八匁但同断

一同張替壹張　同断錢百八拾文此度猶又引下ゲ同百六拾八文

一尺上箱挑灯ぶげ骨新規壹張　同断銀拾壹匁但此分銀匁ニ付別段引下ゲ高は不ニ相認、相場釣合ヲ以錢受取高引下ゲ申候、

一尺壹寸上箱挑灯ぶげ骨新規壹張　同断銀拾三匁但同断

一尺三寸上箱挑灯新規壹張　同断銀貳拾匁五分但同断

一ぶら挑灯新規壹張　同断錢貳百三拾貳文此度尚又引下ゲ同貳百拾六文

一同張替壹張　同断錢百貳拾四文同断百拾六文

但右之外誂向等、前直段ニ准じ引下ゲ申候、

右は當五月中直段引下ゲ方取調申上置候處、此度錢相場六貫五百文ニ御定被仰渡候ニ付、右釣合ヲ以、猶又引下ゲ方、前書之通取調、此段申上候、以上、

但前書引下ゲ直段、組々江申通、挑灯屋共見世先江張札爲致置候樣可仕奉存候、此段奉伺候、

寅八月　三番組諸色掛リ 淺草平右衞門町

名主　平右衞門

〔北條五代記　一〕小田原北條家旗馬ぶるしの事

北條左衞門大夫家中に、相州甘縄の住人三好孫太郎といふ勇士あり、さし物に挑燈を七ッ付たり、孫太郎が七挑燈といひてかくれなし、然る所に松田肥後守よりきに、山下民部左衞門尉がさし物は、六ちやうちんなり、〇下略

〔瓦礫雜考　二〕俗諺

〔天保十三年物價書上下〕白張挑灯屋共直段取調書

白張挑灯直段

一弓張挑灯竹弓付壹張　當五月取調引下ゲ直段錢百七拾貳文　此度猶又引下ゲ同百六拾文

一同鯨弓付壹張　同斷錢貳百七拾六文　同斷同貳百五拾六文

一ぶら挑灯壹張　同斷錢百貳拾八文　同斷同百貳拾文

一高張挑灯一式壹張　同斷錢四百五拾六文　同斷同四百三拾貳文

一小田原挑灯五寸拾挺ニ付　同斷錢五匁壹分　同斷同五匁

一〈俗ニ岐阜挑灯と唱候〉薄紙繪挑灯九寸壹張　同斷錢百四拾文　同斷同百貳拾八文

一同同壹尺壹張　同斷錢百六拾四文　同斷同百五拾貳文

一同同壹尺壹寸壹張　同斷錢百八拾八文　同斷同百七拾貳文

挑灯直段

一高張ゑげ骨新規壹張　當五月取調引下直段銀六匁五分　但此分銀匁ニ付別段　引下ゲ高は不ニ相認、相場ヲ以錢受取高引下ゲ申候、

一同張替壹張　同斷錢四百七拾貳文　此度猶又引下ゲ同四百四拾文

一同並骨新規壹張　同斷錢五百七拾貳文　同斷同五百三拾貳文

一同張替壹張　同斷錢貳百四拾八文　同斷同貳百貳拾四文

一同骨替壹張　同斷錢貳百八拾八文　同斷同貳百六拾文

一弓張鯨弓鎖付新規壹張　同斷錢四百四拾八文　同斷同四百貳拾八文

一同竹弓鎖付新規壹張　同斷錢三百三拾貳文　同斷同三百八文

一同張替壹張　同斷錢百三拾貳文　同斷同百貳拾四文

一馬上腰差挑灯ゑげ骨新規壹張　同斷銀九匁貳分　但此分銀匁ニ付、別段引下ゲ　高は不ニ相認、相場ヲ以錢受取高引下ゲ申候、

頃日夜に入、御用ト書付有之挑灯、多く町中持歩行候由、向後御用之外、一切持あるき申間鋪候、若自分用事等に、御用挑灯爲持歩行候者有之候はゞ、召捕吟味可有之候間、此旨相心得、町中不殘樣可被申渡候、

〔八水隨筆〕南郭先生小豆飯好物にて、膳に向はれし所へ、金華來られ、何を食し給ふ、あづきめし也、足下の食の俗なる事と笑われしよし、予思ふに金華先生鬼の首をてうちんの紋に付られしを、徂徠先生の見給ひて、金華が物ずきの俗なると笑はれしと也、尋常の人小豆めしを食し、鬼の首を畫してうちんとぼしたればとて、俗中には目にも立まじけれども、雅人の俗を弄ばるゝは、却て雅のさたになるもあぢなものなり、

提燈工

〔明和新增京羽二重大全三〕諸職名匠

傘并挑燈師　今出川升形町　御用　一本仁兵衛　猪熊三條上ル町　桔梗や市郎兵衛

〔守貞漫稿六生業〕挑灯張替

火袋ヲ携ヘ來テ、應求テ卽時記號等ヲ描キ、桐油ヲヒキテ更之、又大坂ニテハ、詞ニ傘ハガサノツヾクリ、雨障子天窻ノハリカエト呼來ルモアリ、如詞應求補之ナリ、ツヾクリハ補フノ俗語、傘日傘等全紙ヲ修補スルニ非ズ、大小ノ破損ノミヲ修スルヲ專トス、挑灯ハ三都トモニ、全ク古火嚢ヲ去テ、新灯嚢ニカエルナリ、

〔天保十一年武鑑〕御挑燈師　佐内丁　壜屋平兵衛

提燈價

〔三省錄後編五〕予或日小石川傳通院地內なる澤藏司稻荷の開帳古記錄を見しことあり、此開帳は享保十九甲寅年の四月朔日より初りて、同じく六月十一日までありしなり、尤其ころの錢の價も今とは相違にて、金一兩に付五貫二百文なり、是も右記錄中に見ゆ、其記に曰く、○中略

一灯燈五柱　屋根板釘穴五寸共　七匁七分五厘　一くわん八ツ　貳匁四分

白き盆挑灯、切子燈籠廢れ、彩色の草花を畫る挑灯行はる、

提燈產地

〔毛吹草 三〕山城 燈挑

〔新編相模國風土記稿 二十四足柄下郡〕小田原宿 〇中略 新宿町 〇中略

土產提燈 俗ニ小田原挑灯ト稱スルモノ是ナリ、古ヘ當町ニ住ル甚左衛門ナルモノ、岡本最乘寺山中ノ木材ヲモテ始テ製ス、靈山ノ木ナル故ニヤ、深夜狐媚天怪ノ厄ヲ免ル、由、傳說シテ世ニ弘リ、享保ノ頃ヨリ、專ラ諸國ニ通用セリ、甚左衛門ガ家ハ斷タレド、其親屬當町ニ一戸、萬町ニ一戸アリテ、今ニ是ヲ製造スルヲ家業トナセリ、町々每廛ニテ鬻グトイヘド、製造ハ彼二戸ニ限レリト云、

提燈用法

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一三月 〇永祿四年 卅日、未剋御成、〇足利義輝、中略、

一御門ニちやうちん二かけて置之、御門役ニ渡之、

〔太閤記 二〕因幡國取鳥落城之事

大將陣の太鼓、櫓々の小太鼓、一度に打出いとかまびすし、夜々の廻番、數々の挑灯松明、行かふ光のかげ明かなれば、城中 〇取鳥 もしやの便も頼みなく、藝州の傳も中々思ひ切てぞ有にける、

〔太閤記 十二〕小田原籠城之事

晝夜の廻番かす〳〵にして、夜は挑灯の光鐵炮の火に、五月やみも名のみにて、城中の上下これかれのすさまじさに、身はうつ蟬のやうになりはて、人ごゝちかすかなり、

〔當世武野俗談〕新吉原松葉屋瀨川

正德の頃とかや、江戸町若荷やの奥州が提灯の文字、貞清美婦胎と云五文字の裏に、假名にててれんいつはりなしと書て、中の町へ持せ道中せしとなり、

〔憲敎類典 五之十五下 江戸町觸〕元文二巳年閏十一月

燈をともす時如レ此籠を上へあぐる也

今も出羽國の驛にて是を用る由、奥州信州などの驛にても用之由、見たる人、繪圖に寫して予に見せたり、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一入夜〇五日二十三の有御舟、〇中略御會所の西の馬道の軒にぎよなうの挑灯あまたかけらる、

〔槐記〕享保十二年七月十八日、夜ニ入、御庭ノ木ノ枝ニ、小キホウヅキ灯燈ヲ百カケラレタリ、御池水ニウツリテ御坐マデ耀ク、兎角ニ風景イハン方ナシ

〔雲萍雜志〕三予〇柳澤淇園がいとけなき時までは、忍び提灯といふものありて、貴人の私用にしのびて、夜行などせらるゝ、折などは、提灯に替りたる紋をしるしてともせしが、そのこと流布して、誰も誰もかはり紋をつけざる者なしこれはもと人にその人としらるまじき爲の用意なりとぞ、されば公卿武家に限るべし、

〔大江俊矩記〕文化五年二月廿三日己丑、藤井入來、被示曰、醍醐參役供廻之事、段々聞合等被致處、一向晴ヶ間敷儀も無之、尤往來共、夜分之事故申合、甚減省被致、先供相止、輿之邊ニ侍三人、其内壹人馬提燈爲持、尤道之間、輿者足元暗ク候ハヾ、先ノ提燈壹張跡へ廻シ、箱提燈は二張計、沓傘共人體相止、笠籠持計、勿論押へも相止候由、治定之旨被示、衣紋者も被相止候由也

〔武江年表〕八此年間〇文政記事

提燈種類

〔甲子夜話四十一〕都下諸大名ノ往還スルニ、ソノ行裝尋常ト殊ナルアリ、眼ニ留マル所ヲコヽニ擧グ、〇中略秋田侯夜行ノ灯燈ハ、白張ニシテ紋ナシ、凶具ノ如シ、祖先ニソノ由アリテ用ヒ來ルト云、吉田侯(松平伊豆守)ノ灯燈ハ、骨殊ニ太ク間アラシ、尋常ノモノト異ナリ、是モ祖先武用穿鑿ノ人アリテ、要法ヲ以テカクセリトゾ、刀ヲ以テ拂切ルトキ、骨ニ當リテ切レヌヤウニトテ鐵ヲ以テ骨ニセリトゾ、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕提燈〇中略按、和之制、摺提燈、其小者曰酸漿提燈、後人以其無由雨夜、以板爲蓋、俗呼曰箱提燈、今多用之、

〔臨時客應接〕給仕密に客人の供へ聞て、挑灯用意なくば、箱挑燈にても、弓張にても、小田原にても、不落にても、蠟燭二挺入、供の者へ渡置べし、

但風少し有とも、壹里程の處は、拾貳文蠟燭一挺にても宜けれども、歩行の遲速もあれば、かけ替一挺添べし、先方より新しき蠟燭を入、挑灯を返すべき事なれば、必擧掛を入べからず、

〔貞丈雜記八調度〕一挑灯は上古にはなき物也、〇中略蜷川記に云、ちやうちんはがごぢやうちん本也、平生持候挑灯はこしつにて候哉と云々、此かごぢやうちんと云は、丸く籠を作りて紙にてはりたる物なるべし、平生持候ちやうちんとは、今の世にも用る通りの、たゝむ樣にしたるを云なるべし、〇中略籠挑灯の圖左の如し、

此所を提る也

竹にて籠を組て紙をはり油を引かず

此竹の數六本
てうちんの大小かたも又大小をもちゆ
如此きざあり

箱でうちんの張がた也、丸き板に六ッ穴をぬきて、圖のごとく天地にし、此穴へ竹の弓をこしらへはめて、外へ少シそらし、其上へはねをむらなくならべて、麻のより糸を、大は四所、小は三所ほどづゝ、上下まつすぐにかけてつなぎとめ、扨紙をはる事也、よく干て後、右の竹の反をはづし、内のかたをぬく也、

丸でうちんの張がた也、圖の如く中の板せつかいの如く成を六枚こしらへ、上下の鍔へはめて、かたの丸の外ニはねのきざを付置、是へはねをならべ、右の麻糸をかけてはる也、是もとくと糊かはきて、内のかたをはづす、

右張あげて、箱でうちんは上下の箱の内に糸のかゝりあり、是へゆひつくる、雨天の時のけふり出しのためなどゝて、上下あるひはうへ計を麻のより糸にて、幅壹寸か壹寸あまりの網をすきて、その糸の末をすぐに箱かゝりへゆひ付るも有、又内に鎖を入ル事、これ全く用心のためとぞ、又紙を四角にたゝみて、箱でうちんのごとくし、骨なしに上下に薄板を用ひてこしらゆる術、万世秘事枕といふ書にあり、是らは作意の秘曲なれ、扨京祇園のみこし洗、江戸淺草の寶前でうちんは、三尺四尺あるひは五尺七尺あるも有、加様の類は、骨も常の丸ぢやうちんの骨にあらず、糸も麻のより糸、紙も大直し、幽栖を用ゆ、朱紋墨紋あぶら引にして、二丁ならべのらうそく立、おびたゞしく大惣なる仕かけあり、然どもみな畢竟丸でうちんなれば、製作に別義なし、長サ壹丈のてうちんに、もじ奉懸御寶前等の書付をせば、是には少シ口傳あり、譬ば五文字の内、上の一字壹尺あらば、その次の字ゟ段々とちいさく、下の前の字に至りては、漸七寸位に書べし、左のごとく書ては、高き所へ引あげて、下ゟのかつこうよく見ゆる物也、此心得てうちんのみに限るべからず、一切高き所へ上る物の書付は、此心得專要なり、よく工夫有べきか、

提燈製作

雪のふる道、羽州の民家のさまをいへる條に、雪の降そふにつけて、こもりをれば、つれ〴〵もせむかたなきまゝ、見なるゝものをゑにかきてなぐさむ云々、大路をたづさふるともし火は、まろくひらなる板に、ほそき木をふたつたてざまにつくり、それにまたひとつ横につくりそへてさげありくたよりよし、おほひをば籠にて造り、紙をはりてもておりくなり、

〔骨董集上編下後〕ぎよなうのちやうちんの再考

先板の卷に、秋の夜長物語を引て、ぎよなうのちやうちんとあるは魚綾の誤にて、綾をはりたる挑灯ならんといひしは、おしあてのひがごとなりき、古印本はぎよなうのちやうちんと假名にかけれど、後に古寫本を見れば、魚脳の燈爐とあり、これたしかなる證なり、灯爐とありては挑灯の證にはしがたしといふべけれど、上にいへるごとく、もと挑灯と灯爐はひとつ物なれば、古印本にちやうちんとあるも、後のさかしらにはあらざるべし、さて魚脳の挑灯といへるは、唐國の魚魫灯の事也、

〔萬金產業袋一〕挑灯類（此條には箱と丸とのてうちんの一通井にはりの仕やう以圖注之）

箱でうちん、圖なし、壹尺貳寸、壹ばん壹尺壹寸五分、あいの物、壹尺壹寸、貳ばん壹尺五分、三番九寸五分、八寸飛脚でうちん、小でうちん、七寸六寸、五寸、四寸どうらん、かなでうちん、此類にいたりては、大キサ定まらず、あるひは角形なるもあり、紙は美濃紙にてはる也、

丸でうちん、大きサ極なし、どうほうづき、丸、たま子、あこだ、つぼなり、馬でうちん、（鯨の弓をかくる）からかさでうちん、四角、ほたる、

右の類このみにゑたがふ、大キサ古代ゟの寸法に定法もなし、箱でうちんには、鉤（つる）、金物、棒同かな物いる、丸でうちんは鉄にて割底にもする有、拂張おろし、と、油ひき二品あり、但てうちんには、胡粉にて紋所を書て、そのうへに油をひく事あり、火うつりてよき物也、但油不引にもよし、

べし、さて當時高挑灯には丸きを用ひたること、あまた見ゆれと、提ありく提灯には見あたらず、但神事葬送などには、丸きを用る事あまた見えたり、天和、三貞享、四元祿、十六當時の印本の草紙の繪を參考するに、延寶より元祿の末まで、もはら柄のつきたる箱挑灯を用ひたり、棒をさしこみたる箱挑灯もまれにあり、雍州府志、貞享元年文匣弁挑灯之類悉張脫之とあり、一代男貞享三年印本巻之四、民家の婚禮の圖に、柄のつきたる箱挑灯を持て行體をかけれは、式正にも用ひたるべし、寶永、七柄のつきたる箱提灯は、たゝまざればすゑ置ことならず、不便なるものなれば、やゝすたれたるにや、當時より棒をさしこみたる、箱挑灯のみを用ひたり、正德、五和漢三才圖會に、棒をさしこみたる箱挑灯を出せり、享保廿西川祐信の繪本、其外當時の繪を見るに、もはら棒をさしこみたる箱挑灯を用ひたりさて享保十七年の印本万金產業袋巻之一、挑灯の類をいへる條に、馬ぢやうちん細書ニ鯨の弓をかくる、かくの如く見えたり、これをもて按に、今弓張挑灯といふものは、馬上挑灯といふが本名にて、元は武家方に始まりしものなるべし、享保以前の繪に、此挑灯所見なし、享保以後にもはらおこなはるゝものなるべし、挑灯といふものいできてより、今の弓張挑灯ほど便利よきはなし、これにかぎらずもろ〳〵の器物、昔にくらべて、今のまされる物おほかり、唐土には今もたゝむ挑灯なしと聞、唐紙は性よわきゆゑに、挑灯傘の類、紙をもて製ことあたはず、實に御國の紙は、万國にたぐひなき至寶なり、〇中略

羽州籠挑灯圖〇圖略　總高曲尺二尺一寸餘、籠高一尺二寸餘、すべて表に紙を粘て用ゆ、籠を上へあげて火をともすやうにつくる、臺の板に竹の筒を立て、右の松やにらうそく〇松脂蠟燭、載二蠟燭條一を立る料とす、

羽州にて今にこれを用ゆ、これ天正以前の挑灯の古製を見るべき物なり、形の異同大小もあるべし、〇中略

以前は用る事まれなりし歟、長享二延德三明應九文龜三饅頭屋節用に挑燈の名目見えたり、此時代すべて籠挑灯なるべし、（此節用集はさきにもいふごとく、文龜中の書なれば證とすべし、）永正十七大永七或古記大永三年の條に、門にちやうちん二ッかくるといふこと見えたり、享祿四天文廿三穴太記天文十九年の條に、中間に挑灯をともさせたるばかりにて、忍びやかに出し奉る云々とあり、これは葬送に用ひたるなり、北條五代記（片かな本、寛文二年刻、）卷之八に、天文年中、挑灯の指物を用ひたる事見えたり、弘治三永祿十二當時は既に桃燈をもちゆる事おほくなりしにや、甲陽軍鑑卷之一、永祿元年の令に、不斷不可燃挑灯とあり、又卷之十下、永祿六年の條、軍用のことをいへる所に、小荷駄馬一疋に挑灯二ッばかりヅヽ結付、馬負にも一人に一ッづゝ續松もたせ云々とあり、かゝれば當時の挑灯は、もはら軍用にもちひたる歟、元龜三天正十九或古說に、永祿天正の比は、籠挑灯も今世のごとくたゝむ挑灯もありし也といへり、文祿四慶長十九好古日錄に、俗に云箱挑灯は豐臣公の時始て制す、上下を藤葛を以編たり、板を用るは慶長以後の事と云、天正已前の挑灯は籠に紙を粘して用ゆ、醒々云、（左にあらはす古制を見るべし）此說に右の古說を合せ考れば、たゝむ挑灯は天正以後の物なるべし、元和九寛永廿正保四慶安四吾吟我集（慶安二年未得著）君がふくほうづきなりの挑灯に身をつりがねの片思ひかな、といへる狂歌あれば、既に當時ほうづき挑灯といふものあり、承應三明曆三むさしあぶみといふ草紙の繪を見るに、長き竹のさきに丸き挑灯をつけて持たり、今の高挑灯のたぐひなり、手挑灯は見えず、万治三寛文十二訓蒙圖彙（寛文六年印本）に、丸き挑灯に柄をつけたるあり、今ぶら挑灯といふものゝ如し、水鳥記（寛文七年印本）の繪に、棒のなき箱挑灯あり、俳諧夜錦集（寛文五年）乾坤の箱挑灯かそらの月、保友かゝる句もあれば、當時は箱挑灯をもはら用ひたるべし延寶八延寶六年板菱川繪本に、箱挑灯に柄をつけたるものあり、當時よりもはらこれを用ひたりと見ゆ、隱蓑（延寶五年印本）附合の句に、おもひの煙ふところ挑灯と見えたれば、當時は懷中挑灯もありしなる

挑燈のはじめ詳ならず、古今夷曲集、客人の歸るさ送る挑燈はまうしつけねどいでし月影、定家卿とあれども、此歌古書に所見なければ、證としがたし、秋の夜長物語、後堀河院の御宇に、西山のけいかい律師といへる人、三井寺の梅若といへる兒を戀、同寺の或坊にかくれ居たるに、此兒其坊へしのび行ことをかける條に云、ふけ行かねつく〳〵と、月の西にめぐるまでまちかねたる所に、からかきのとを人のあくるおとするに、書院の杉障子より遙に見いだしたるに、れいの童（梅若に仕ふるわらはなり）さきに立て、ぎよなふのちやうちんに、燈を入てともしたり、その光かすかなるに、此ちご（梅若なり）きんしやのすいかんなよやかに、うちしほれたるていにて、見る人もやと、かゝりのもとにやすらひたれば、亂てかゝる青柳の、いとゞいふばかりなきさまに見えたるに、りつしいつしか心たよ〳〵しくてある身ともおぼえず、童ちやうちんをさそうの軒に懸て、書院の戸をほと〳〵とたゝきて云々、醒々云、こゝにちやうちんの名目見えたり、此物語は玄惠法印の作といへば、其來ること久しといふべし、按るにぎよなふは魚綾の誤にや、綾の字音りようなるを、れふと作、又なふに誤りしならん、れとなとまぎれやすき字なればなり、魚綾は綾の名なり、唐制の挑灯にならひて制たるに、綾をはりたるならん、しかるときは燈の光もすきとほるべし、當時は唐制にならへるものどもおほかり、蓋もとは佛具にやありけん、なほ考べし、當時挑灯の名目はあれども、常に用る物にはあるべからず、おなじ玄惠の作の庭訓往來に、挑灯の名見えざれば、しかおもへり、なほ諸書を參考するに、文安五下學集に、燈籠、行燈、挑燈とならべ出せり、これ籠挑灯なるべし、（さきにもいふごとく、下學集は文安元年の書なり、）寶德三七十一番職人歌合に、たち君を見る男續松を持たれば、當時も挑灯を用る事まれなりし歟、享德三鎌倉年中行事管領のもとへ、御參の行列の事をいへる條に、續松二丁行燈一もたせべしとありて、挑燈のことなければ、當時もはらにはもちひざりし歟、康正二長祿三寛正六文正一應仁二文明十八尺素往來に、挑燈の名目見えざれば、文明

リ、一間ヘ籠リ、戸ヲ立、夜分ノ如ク行燈ヲトモシ、其モトニ坐シテ事ヲ考ヘ、決定スルニ、一度モ誤リシ事ナシト也、

行燈雜載

〔守貞漫稿 六生業〕京坂ニ在テ江戸所ㇾ無ノ市街ヲ巡ル生業ニハ、〇中略行燈仕替、京坂ハ專ラ丸行燈ノミ用ㇾ之、新製ノ物ヲ擔ヒ巡リテ、古ク破損ノ物等ト交易シ、古物ノ方ヨリ錢ヲ添ル、

〔松屋叢話〕今の俗薺の莖のみのりたるを、ぺん／＼草と呼て、紙燈にかけ繫ぎ、夏虫を避るの呪とす、こは西蕃にも似たることありて、物理小識六の卷に、高濂が續品正二月有ㇾ窩螺薺、即地英菜取ㇾ薺菜花莖、作ㇾ桃燈杖、可ㇾ避ㇾ蟲蛾、謂ㇾ之護生草、とみゆ、

提燈名稱

〔下學集 下器財〕挑燈チヤウチン

〔饅頭屋本節用集 知財寶〕挑灯チヤウチン

〔和爾雅 五器用〕提燈テウチン 言挑灯懸火同、也、

〔書言字考節用集 七器財〕提燈テウチン 一名懸火 張燈同 太平御覽 挑燈同 俗用此字譯平

〔物類稱呼 四器用〕提燈てうちん　仙臺にてひぶくろ、常陸にてをつぺしあんどんともいふ、日向にてへこといふ、

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕提燈てうちん

三才圖會云、提燈今農家製用、以照ㇾ暮夜、提攜往來昭視、

提燈沿革

〔貞丈雜記 八調度〕一挑灯は上古にはなき物也、上古は夜行には松明を用、又客來の時よめ迎などの樣なる時は、篝火をたきし也、又夜行の時は行燈をも持せし也、挑灯は京都將軍の代、末つかたに用始しなるべし、〇下略

〔骨董集 上編中〕挑燈

行燈用法

〔蜘蛛の糸巻追加〕祭禮萬度。

天明前後の祭禮には、萬度と唱へて、七八寸の角柱の、たけ九尺なるを眞とし、上には横板ありて、是にさま〲の飾り物をなす、正面には、扇の形の額をうち、山王と大書し、町名を出だし或は氏子中など書くもあり、是を手だめしに持ちありく、其力量にほこるを俠とす、此小なるを小萬度。とて、子供らに持たしむ、祭禮近なる夜中、角物に土俵を結附け、かゝりに萬度としたるを、かの俠客ども、萬度の稽古とて持ちありく、各町の手提灯、おほかたは裸體にて、鉢卷排ぢりめんのふんどし、見る者群集をなして随ひありく、子供等も又是に倣ふ、天明中の風俗なり、扨天明五六年の比と覺ゆ、京橋弓町より藤棚の大萬度。出で、、町の木戸口に障りて、横になして通る程の物なり、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一あんどんを押板にても、又は床にても置事、ともし火を面に置也、後へなして置事有べからず、無祝言也、亡靈手向時は後へする也、是を能く心得べし、

〔成氏年中行事正月〕一同五日ノ夜御行始、管領へ御出恒例也、○中略續松二丁、行燈一モタセベシ、公方樣出御也、

〔玉露叢十三〕一同年十○寛永六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、○中略

一御行燈　二十　三浦龜之助○中略

一御行燈　二十　井上河内守正利○中略

一大行燈　五　太田備中守資宗

〔明良洪範十三〕利勝ノ家士ニ寺田與左衞門ト云者アリ、此者モ深智遠謀ノ者ニテ、家光公ニモ事ニヨリテハ、此事與左衞門ニ問テ來レト仰セ有シ事アリ、此與左衞門卽答デキザル時ハ、宅へ歸

燈蓋にして、高きは高うし、低きは低うす、されど燈臺下くらしといふ諺もあれば、執行地に油斷はなるまじと、みづから是を思ひて、夜座更行まゝに、油煙に鼻の穴をくもらし筆を置ば後夜の鐘寢よと告ぬ、〇俳句十一句略

〔嬉遊笑覽十下火燭〕ひ。じ。り。行。燈。は、諸艶大鑑、非寺里行燈の光をうけて、大かた隙日を暮しかねたる女郎云々、局みせのか。け。行。燈。を云り、ひじりとは高野聖の笈めく故の名にや、又赤き紙にて貼たるは、もとたばこやの目印なり、艶道通鑑、通天の紅葉をいふ所、此里のたばこ賣が赤。あ。ん。ど。ん。は、是よりぞ本づきぬらんとは、紅葉のてるをいふなり、こは近くまでさありしにや、六玉川二編、俳の西瓜の赤あんどんも、これよりや出つらん、〇下略夜の障子やたばこ鄽、などもみゆ、今も烟草やはかき色の暖簾かくるもおなじ目印なり、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、〇中略古風方ニ曰、〇中略丸。行。燈。京坂ハ今モ必ズ丸形ヲ用フ、江戸ハ專ラ角ヲ用フ、

〔花街漫錄下〕た。そ。や。行。燈。元祿以前よりともす事は、其角が畫贊を見て志るべし、このあんどうは、吉原町にかぎりてともす事なり、元よし原の頃より仕出しけるにや、たそや行燈とぞ呼ける、〇中略

晉其角自畫贊〇圖略　それよりして夜明がらすや郭公

〔嬉遊笑覽十下火燭〕今小き行灯をぼ。ん。ぼ。り。といふ、續五元集に、餅の紅粉も犬子となる龍燈のかさぼんぼりは月と花、是は月花には龍燈も明らかならねば、これ龍燈のぼんぼりなるべし、燈火の覆ひをぼんぼりといひ、又茶爐の雪洞をもしかいへり、火を覆ふ事おなじければなるべし、かさばんぼりとは、もとはさもいひしにや、

〔東都歲事記一三月〕當月中、吉原仲の町往還へ櫻を植、青竹にて垣を結ひ、黃昏よりボ。ン。ボ。リ。に燈燭を點ずる故、花に映じて一入うるはし、

〔雅遊漫錄二〕書燈

麗仙神隱曰、書燈以薄木板作之、如木櫃狀、黑漆文之、寬六七寸、只可一小燈盞、高八寸、項有圓竅徑三寸、前有吊窓、挂起則燈光直射於書上、其明倍於常燈、香油一斤入桐油三兩、耐點、又辟鼠耗、以鹽置盞中亦可省油、以生薑擦盞邊不生暈、

此製既に此土古よりあり、板を以て上狹下廣く造り、三方圓竅あり、前にひらき戸有、上に煙ぬきの竅あり世にゑるごとし、有明行燈と云もの是なり、余〇大枝流芳新に良法を出す、行燈大小方圓をえらばず、燈火の前遮燈板をまふく、其制横六寸計、竪四寸計の薄板を造、上の左右に一尺二三寸の絲を付て、絲の終りに一錢半計の鎮を付、絲をあんどうの上の横木に打かけ、提昂意に任てよきかげんに燈火をさへぎり、じきに火を不見、下より光をとりて書面を照す、一には目を養、じきに火を見ざれば也、二には風にあたらず、火不動して油も耗ず、三には油煙眼に至らず、四には光外に泄ず、直に書を照さば、光明外の法よりも勝る、此四德有、愛に圖してさとらしむ、〇圖略また一名繼晷板と云、これ韓退之燒膏油繼晷といふ句によれり、

〔芙蓉文集下〕掛燈盞　耳得

日月のともし火、江海は油、是を天地の燈盞といふ、このもの人家にくだりて、かけ燈盞とは誰名付けん、なかんづく都三條大路に用られて、螢とびかふ夕暮や、蟬の小川に聲ありて、水無月の涼風、軒をめぐれば、消なんとしてはかゝげ、其榮枯風にまかす、あるはむら雨の晴間待間、かれにふたするの自在あり、あるは蒲やき田樂に光をそへ、爐にあたる横顏に、鈎髭のますら男をつなぎ、又華街青樓のかけ行燈は、夜の錦に輝て、羅綾の袂とこそ見ゆれ、將浮圖の莊嚴第一には、高座に如幻のをしへあり、あなかなし人の世中燈のごとし、かならず消る事忘るべからずと、ある僧の垂戒も尊し、詩にかたみをのがれ、歌にぬめりをはづれたらば、我俳諧の道に似たるものは、此掛

んどん、越前にてつりあんどん、又はつほう、又につほんといふ、津國にてもはつほう、武藏にてさんとく共云、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕行燈(あんとう) 阿牟止宇　遠州行燈、或圓周ノ二字トス、

三才圖會云、影燈、燭臺、書燈、不知其制之所始、殆後人以意創爲之者、三物雖皆借光於燭、然或以障風其用則同歸耳、

按影燈、書燈、共今稱行燈、其一脚者仆易、故今不用、近世制圓而有內外三柱、上下設輪、內者不搖、外者能旋、開闔任意、或云、小堀遠江守正一始制之、故俗曰遠州行燈、

〔北禪遺草五記〕書燈記

世有遠州燈者、遠江守小堀政一所創、海內莫不用也、其製圓欄張紙以籠燈、分半爲扉、開之、匝轉而襲于後、爲柱凡六、左右則相重爲界、上二輪亦相重、下則圓匣以植三柱、含一柚以貯燈心、圓外爲闌、輪徭承扉可轉也、中間鐵條繫左右與後、架小圈用安燈盞焉、上輪橋著鐵鉤可提也、昔者吾宇先生用爲書燈、乃去中間鐵條、立一巨柱、闕如二柱、衒短衡、上下自在、衡端以架燈盞、偏重則澀止、其低昂以隨看書寫字之便也、先生爲文記之、因嘆匡衡之壁、車胤之螢、孫康之雪、江泌之月、畢誠之薪、皆不如我之有燈、而我之有燈乃終於有燈、而不如彼輩之終立身著名哉、是其爲慷慨奚若也、太田見良嘗謂先生曰、比歲儉米貴吾與君等所尤病也、先生曰、吁一掬之米可以幷日而不餓、抑何所病、但米貴物從之、乃使油貴、是吾所獨病也、先生之志、於是乎可知已、

〔菟裘小錄〕書燈は、かろくしてまどかなるべし、玻璃をはりたるはくらし、夏蟲の飛入て、油のうちにてさわぐをみるもくるし、なつはちひさきもちもてはりし、三つ折のべうぶのうへに、承塵のやうにもちつけたるをたてまはせば、はひもかもちかづかず、ひるつかたうた、ねするにもよし、

行燈種類

るす、山伏道葬送行列次第杏花園藏本といふ古き書に、略上次導師先達、持ニ檜杖一次馬、次捧物、次左右行燈、次一番幡四流右左僧持、二番行灯四箇右左行者持云棺云々、無縁雙氏卷四尊宿荼毘之次第といへる條に、云、これら室町家のころの葬式なるべし、鎌倉年中行事の行列に、續松一丁行灯ひとつもたせべしとあるなど、これらに合せ考ふれば、行灯は今のちやうちんのごとく、提ありきしにうたがひなし、累解脱物語卷下に、いつのほどより集りけん、てん手に行灯ともしつれ、村中の者ども、稻麻竹葦と並居たるが云々、とあり、此物がたりは元祿三年の印本也、そのころまでも田舎にては、もはら行灯をさげありきしなるべし、先板の卷に引る嵐雪がしゆもく町の發句と同時也、合せ考ふべし、

〔寶藏三〕あむど

灯は夜を日につぐそなへにして、諸人このかげによらずといふ事なし、しかあれど間毎に風なきにしもあらざれば、そのまたゝくがうるさゝに、まはりをかこひて紙をもてこれをよそひて、もて行く便ともせり、彼佐野の何がし常世が、世に出しゆふべにも、合せて三ケの庄相違あらざる自筆の狀、行灯にとりそへ給はりしなどきけるは、長牢人の心の闇をもてらせとにや、此ものむかしは四角なるばかり有けらし、ふるき女のわらはの、なぞ〳〵にも、四方しらかべ中ちょろちょろなどこそ云つれ、三四五十年以前、天が下の數寄人の御作意に、丸あんどゝいふものこのみ給てより、今はまろきも世にひろまりつ、

物ずきも新月や丸あむど

炎天除、幄倘如蒸　眠氣難、堪忽枕肱　連夜可、期見、黄卷　涼風當、膝不、當、燈

〔物類稱呼四器用〕行灯あんどん　加賀にて、しほんばりといふ、江戸にていふ丸あんどんを、加賀にて、まはしあんどんと云、津國にてゑんちやんどんと云、是はゑんしうあんどんの誤也、小堀遠州侯の物數寄にて、製りはじめ給ひしと也、江戸にて、はちけんと云もの有、竹をもて丸く輪を作り菅笠の如くたてに骨を組て紙にて張、灯を點じてうつばりなどにかくる物也、加賀にてかさあ

行燈の始詳ならず、下學集文安燈籠行燈挑燈かくならべ出し、鎌倉年中行事享德に、行列に續松行燈を持せられたることと見えたり、按るに行燈は元家内にするゑ置物にあらず、續松は便あしきゆゑに、灯火におほひして風をふせぎ、持ありく爲に造出したるものなるべし、然則字義にもあへり、民家は端近く風はやきゆゑに、灯火におほひあるが便よければ、後に燈臺にかへて用ひたるにやあらん、さて永正御撰何曾のうちに、御僧の寮に物わすれしたりといふを、あんどん(行灯)と解何曾あり、御僧の寮は庵也、物わすれは鈍也、さればあんどんといふが古言なるべし下學集に行燈(アンドウ)とかなをつけたるは、後に上木したる時のしわざなるべし、貞德の御傘にも行燈(アンドン)とかなをつけたり、

玄峯集(伏見鐘木町炬松ふつて野邊を行もげに爰もとの古風なるべし、)

行燈で來る夜おくる夜五月雨　嵐雪

かくいへれば、鐘木町ふるくは續松を用ひ、元祿の比は、行燈にておくりむかひせしなるべし、○中略行燈の古製は、今茶人の用る廬地行燈といふ物を見て知るべし、其製作、持歩くに便よし、されば、元家内にするゑ置ために造出したるものにはあらざるべし、遵生八牋に、有柄曰行燈、用以秉燭、とあり、唐土の行燈は此方の挑燈のたぐひなり、

元祿二年印本、本朝櫻陰比事所載圖、○圖略　今茶人の用る露地行燈といふもの、これに似たり、當地近きあたりをありくには、かくの如き行燈を用ひたり、今も諸國に行燈を夜行に用ゆる所おほくありとぞ、二十四五年前、おのれ上野に旅行せしとき、一の宮の邊にて、夜行に行燈を用ゆるを見たり、京都にては、ときによりこれをともして、軒につることありと聞きぬ、

〔骨董集上編下後〕行燈再考

行灯はもと提ありく爲に制れる物にて、家内にするおくは後の事也といふ證を、又見いでゝ、し

〔玉露叢十三〕一同年十〇寛永十六年二江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一蠟燭之心切　十

一同心入　十　杉原伯耆守〇中略

一シンキリ　十　板倉周防守重宗

行燈名稱

〔下學集器財下〕行燈(アンドウ)

〔和爾雅五器用〕行燈(アンドウ)也方燈

〔饅頭屋本節用集財寶〕行燈(アンドン)

〔壒嚢抄三〕灯呂(トウロ)ヲアンドン、チヤウチンナンド云文字如何、挑灯ト書テ、チヤウチントヨミ、行灯ヲアンドントヨム、皆唐音歟、行(アン)ノ字ヲアントヨム事、行在(アンザイ)、行者(アンジヤ)等也、

〔倭訓栞中編一阿〕あんどう　行燈の音也、あんは古音也、行宮、行在、行者、行厨、行尸、行脚などかくいひならへり、有明行燈は暗燈と見えたり、兵家に疊行燈、釣行燈あり、

行燈沿革

〔中山傳信錄六〕燈燭〇中略

民間燈多不用燭、以木作燭、四方糊紙、高木座、籠油碟其中、置地席上、

〔翁草五〕當代奇覽と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ、

一古老の物語に、今の世に有る諸器之類、いにしへより皆有る事の樣におもへども、左には非ず、行燈など、云ものあれども、今のごとく蜘手を中に釣るは近き事也、昔は路次の行燈のごとく、底板に燈臺を置たる也、中に釣は小堀遠州の丸行燈を仕出し給ふより始り、角なるにも、中に釣事になれり、

〔骨董集上編中〕行燈

燭剪

ノ如シ、略○中八百善形ノ燭臺（八百善ハ新島越ノ料理店也、近年ハ自家ニ客セズ、出前ノミトス、江戸一ノ高名トス、）

〔臨時客應接〕勝手へ燭臺手燭の用意をも談置、日暮方見計ひ、蠟燭の心を指にて爪交挫（つまみひしぎ）、火を擧（とも）し、燭臺へ差、燭剪掛（さしだしきりかけ）を手前にして持出、跪て上座と客人の方へ寄て置べし、なをくでんあり

〔饅頭屋本節用集〕財宝之　燭剪（シヨクセン）

〔書言字考節用集〕器財七　燭剪（シンキリ）

〔類聚名物考〕調度十八　燭切　しよくきり　今云心切

禪林小歌注、聖冏作　燭臺燭切、以可切燭○圖略

今思ふに、この燭切は今の心切の事なり、この形したる物今も有り、この書は建武の末の比に出來しものといへり、

〔和漢三才圖會〕家飾具三十二　燭剪　俗云志牟木里

燭剪可以切去燭燼、毎置於燭臺、

〔異制庭訓往來〕白鑞燭臺、赤銅之燭剪等各五對、

〔後水尾院當時年中行事〕正月上　一正月朔日、略○中勾當内侍左手に盃（男の御とほその料なり）をもち、右の手にさ。。。きとりをとりて、母屋の南の間をへて、御前にすゝみ盃を置、燭のさきをとり、れん臺の中央の間の東の障子を明てしりぞく、

〔臨時客應接〕心○蠟燭を剪ば、右の手にて燭剪壺（しんきりつぼ）の蓋を取、左の手に壺を持、右の手に鋏を持、跪て心を切、壺へ入、早く蓋をすべし、燭臺二挺ならば、燭剪壺は其儘下に置、蓋を取、右の手に鋏を持、左の手にて蠟燭を下へおろし、心を剪、早く蓋をして、蠟燭を燭臺へ差べし、若燭剪しん剪壺なくば、心を剪時、勝手より唾壺（はいふき）へ水を少し入、火箸歟杉箸にても持添出、唾壺へしんを剪て入、次の間壁歟襖際に置べし、なをくでんあり、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕十五日、修理職の者〇中略階にすゝみて、御吉書を給はりて、三毬打のもとにあゆみより、御吉書を入て歸り參る、藏人階の南にある燭だいのろうそくをとりて、修理職の者にあたふ、

〔公方樣正月御事始之記〕一ちよのめい披露の事、樣體は大なる盆に香爐同ちいさきそくにらうそくをとぼして、ちよのめいをも盆にすへて、蔭凉軒被渡候を請取申、御前へ持參申候、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一三月〇永祿四年卅日、未刻御成、〇足利義輝、中略、

一舞臺燭臺二、狼烟も二所に在之、

〔玉露叢七〕寬永三年九月六日ニ將軍家〇德川家光之二條ノ亭へ行幸アリ、〇中略

御進物之品々〇中略

一鶴蠟燭立　一金也

〔玉露叢十三〕一同年〇寬永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一御燭臺　十

一御手燭　十　牧野右馬允忠成〇中略

一御燭臺　十本

一御手燭　十　京極刑部少輔高和

〔諸國はなし一〕大晦日は合はぬ算用

誰方にても此金子の主取らせられて、御歸りたまはれと、御客一人宛立たしまして、其後内助は手燭ともして見るに、誰とも知れず取つて歸りぬ、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕嘉永二年印行、古風ト流布トヲ、相撲番附ニ擬スル、其流布ノ方大關以下左

レシカバ、約束ノ如ク周防守ヨリ大キナル燈籠ヲ寄附有テ、常燈ヲ建ラレケル、以前播磨灘ヲ乘ケル船、夜中風替リ抔シテ、明石前ハ破船セシ事ナド有シ、向後ハ彼燈籠ヲ目當ニシテ入ケル故、破船ノ愁ヒナシ、周防守ノ心ハ、畢竟此目當ニ至ルベキ爲ナリ、サレドモ城主ヨリ此所ニ移サセ、後ニ燈籠ヲ寄進セラレ、初ヨリ自分ノ功ヲ顯サズ、後ニ人ノ心付樣ニ諸事ヲ致サレケル、誠ニ思慮ノ厚キ人也ケリ、

〔毛吹草三〕山城　燈籠細工

燈籠雜載

燭臺
手燭

〔下學集器財下〕燭臺(ショクダイ)

〔和爾雅器用五〕燭臺(ショクダイ)　燭奴(ショクド)燭架爲人形者　手燭(テシヨク)手照同

〔書言字考節用集器財七〕燭臺(ショクダイ)又云燭奴、天寶遺事、

〔和漢三才圖會家飾具三十二〕燭臺(しよくたい)燈臺燭奴　短檠

按、燭臺、燭架、制不一、或作人獸之形、其用唯掲蠟燭耳、

〔中山傳信錄六〕燈燭

燭燈木底四方格、上寬下窄、白紙糊之、而空其上、施木柄釘柱上、雖大風不至滅燭也、王宮內所用皆然、

〔倭訓栞中編十五〕てそよく　中山傳信錄に燭簽を譯せり、手燭の字は周禮の疏に見えたれど、少異なり、

〔庭訓往來〕蠟燭之臺、雖不被載注文所進也、

〔調度口傳〕一燭臺の事

らうそくを立るもの也、大小品々有、眞銅やカチ等なるべし、三ッ足有を式とす、てそよくせん掛有、略義なるべし、鐵は略義なり、

うろ五ばかくの間をのぞきて、それより南方へ四間ごとにあり、二間のまへ、をの／＼すはうのつなにかけたり、火たき屋の火をめしてこれをともす、殿上だいばんの上下だいとう小板じきのまへの小庭とうろ、渡殿とうろ〇中略夜のおとゞのかいともし、御手水のまより、内侍もちてまいりて、四のすみのとうろにともす、

〔本朝文粹九燈火〕賦雨夜紗燈應製于時九月十日　菅贈大相國〇菅原道眞

宮人入夜殿上擧燈例也、于時重陽後朝、宿雨秋夜、微光隔竹、疑殘螢之在叢、孤點籠紗、迷細月之插殘、臣等五六人奉勅見之、不足應制賦之云爾、謹序、

〔源氏物語二篝火〕ひと／＼わた殿より出たる、いづみにのぞみゐてさけのむ、〇中略かみいできて、とうろかげそへ火あかくかゝげなどして、御くだ物ばかりまいれり、

〔平家物語三〕とうろうの事

すべて此大臣〇重盛はめつざいしやうぜんの心ざしふかうおはしければ、當來のふちんをなげき、六八弘誓の願になぞらへて、東山のふもと四十八けんの精舍をたて一間に一づゝ、四十八のとうろうをかけられたりければ、九品の臺めのまへにかゞやき、光ようらんけいをみがひて、淨土のみぎりにのぞみぬるがごとし、〇中略それよりしてこそ此大臣を、とうろうの大臣とは申けれ、

〔明良洪範二十三〕板倉重宗諸司代ノ節、播州明石ノ城主へ申サレシハ、貴殿城内ニ古來ヨリ人丸ノ社コレ有由、承リ及ビ候ガ、人丸ハ和歌三人ノ内ニテ候程ニ、歌道ヲ執心致シ候者ハ、僧俗トモ參詣申度ト願フニテ、御城内ノ事故ニ遠慮有テ、空シク打過候事ニテ候、諸人ノ爲ナレバ御社ヲ御城外ヘ移シ出サレ、海邊ノ高ミニ建ラレ、往來ノ者モ參詣仕候樣ニ成サレ候ラハヾ、我等モ燈籠ヲ寄進申スベクト有シカバ、城主モ重宗ノ申サルヽ事ナレバ、餘儀ナク海邊ノ高キ所ヘ移サ

燈籠用法

つりて總て四角につくる格子やうの物を、組子といふ、その角々を切たるが切子なり、切は隅切角の切、子は組子の子なりと解さば論なかるべし、昔よりきりこの字論あるを、其角うるさくや思ひけん、貞享元年自筆耕せる、蠹集には片假名にて書り、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕燈籠〇中略一種岐里古燈籠、聖靈祭等用之、所飾紙綃甚華美、

〔武江年表七〕此年間〇寬政記事兒童の翫ぶ切り組燈籠繪は、上方下りの物也、夫故始は京の生洲、大坂の天滿祭の圖抔を重板せり、寬政享和の頃、蕙齋政美多く畫き、又北齋も續ひて畫けり、文化にいたり、歌川國長豐久此伎に工風をこらし、數多く畫き出せり、其梓今にありて年々摺出せり、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕菓物の燈籠、廣東新語、廣州時序の條、八月十五之夕、兒童燃番塔燈、持柚火、踏歌於道曰、灑樂仔灑樂兒無咋糜、塔纍碎瓦爲之、象花塔者其燈多、象光塔者其燈少、柚火者以紅柚皮彫鏤人物花草、中置一琉璃盞、朱光四射與素馨茉莉燈交映、蓋素馨茉莉燈以香勝、柚燈以色勝、この方にて西瓜の肉を削り取て、中に火をともして青くみゆるも、おなじ類なり、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

ひさしのきのとうろのつな、ひるはかへすべし、すそのわなをかみへひきかへして、むすびめよりかみにはさむべきなり、

五せち所のこと

とうろは帳の左右のまののきにつるべし、そばにもつるべきところあらば、いくつもつるべきなり、

〔日中行事〕ひるの事どもはてぬれば、所々の掌燈す、まづ仁壽殿の露だいのとうろ二、清凉殿のと

り灯呂は漢土に走馬燈といへり、槐西雜志に、壁上の畫ありくやうにみゆるを、畫中人緣壁而行、如燈戲之狀、まはり灯呂に似たるをいへり、

戴灯呂、貞德文集、六月十三日條、戴燈籠笠鉢鐘鑄之時、踊衆之裝束不殘可被恩借候、戴燈籠を板本にあげ灯籠と點を付たるはわるし、字のごとくいたゞきと讀べし、是をどり灯呂なり、京師花園は北山邊の在名なり、七月十五日の夜をどるなり、在所の新婦は、必置灯呂の尾のあるを頭に戴き踊るものなり、鐘鑄の風流に是を用ゆるなるべし、佐夜中山集、作りものや實にさまぐの舞灯籠、とあるは是にや、廻り灯呂にはあるべからず、又茶人の用る櫻どう籠は赤がね煮ぐるめにして掛り、圓く作り、縫燈櫻花を彫透したり、思に風雨をさくる爲とみゆ、軍中忍びの挑灯に倣へる歟、又釣瓶の如く動くかんてら、も、件の挑灯俗に強盜挑灯と云ふより出たる也、

〔看聞日記〕永享四年八月七日、自內裏アヤツリ燈爐一被下、一谷合戰鵯越馬追下風情也、殊勝アヤツリ言語道斷驚目畢、自室町殿被進云々、自南都進、奈良細工所爲奇得不可思儀也、熊替、平山、先懸等在之、九月十三日、自岡殿宮御方へ廻燈爐一被進、結構殊勝也、室町殿上樣入江殿へ被進燈爐云々、

〔倭訓栞中編五〕きりこ　棒或は燈籠にいふ、截角の義かと反こ也、四角なる物の角々をきりたる形をいふと、壺氏の說也といへり、○中略きりこの燈籠は、曆家全書に方燈と見えたり、

〔還魂紙料上〕キリコ燈籠

きりこ燈籠のきりこといふに種々の說あり、切籠又は切紙と書は、紙を切てさげたるより當たるなるべし、紙捻をこよりといへは、紙にことといふ訓もありて、此說あたれるやうなれど、予○柳亭種彥考ふるに、切子と書がおだやかならん歟、○中略さてはしの子、こたつの子といふも、左右に親にたとふべき柱あるに對しての名也、今障子の窻のことを、ゑやうじの子といふも同意、是よりう

〔續近世畸人傳五〕英一蝶

或時兩大國の主、石燈臺を爭ひもとめ給ふきこえありしかば、やがて走行て、數多の金を出して、おのがものとし、狹き庭の内にうつしける、折しも初茄子を賣者あり、價の貴きをいはず、需て生漬といふものにして喰ひ、彼燈臺に火をともし、天下第一の歡樂なりといへり、其磊落豪放おゝよそ此たぐひとぞ、

〔擁書漫筆三〕石燈爐の名物は、橘寺の佛像と十二支をゑりたるが、年號をしるさゞれども天下第一の古物といふべし、次に春日の祓殿社なるは、火ぶところに鹿の形あり、春日社に火見形(ひのみがた)といふがあり、西屋、柚木、東大寺の八幡宮、三月堂、般若寺の文珠堂、秋篠寺、春日の奧院、當麻の穴虫石などいとおほかり、元興寺に延元元年の燈籠あり、太秦(うづまさ)に穎政の寄附といひ傳しがあり、大德寺の高桐院に幽齋法印のめでたまひしがあり、ちかき比には泉涌寺の雪見形などきこゆ、江戸淺草竹町の渡の近所に、六地藏の石燈爐とて、鎌田政淸がたてけりといふがあり、相摸國筑井縣下河尻村なる寶泉寺の觀音堂には、建久二年の年號をしるせしがあり、これらは余(〇小山田與淸)が耳にききたもちたるを、後わすれじのためにかいつく、

〔山陽遺稿詩四〕或獲。方廣寺瓦。用爲。燈籠。索。詩

劈髹桐花記阿藤、參差翠纈想觚稜、憐無功德庇孫子、一片殘鱗籠夜燈、

〔嬉遊笑覽十下火燭〕廻り燈籠は、蠼草にをどりの事をいふ所、揚燈籠廻り灯籠の軒にふらめき、また鷹筑波集、ことを巧みに色をよくする、かゞやくやまはり灯呂のすはう紙、日能よを厭ふ姿か月のかげ法師、かしこきちゑの廻り灯籠(宗明)みな寬永中の作なり、懷子、めぐりあひて見しやそれそれ影灯籠、身にそふや秋の月よりかげ灯呂、續山井こだくみのいそげば廻るとうろ哉、平仄をゑあはせぬるやもじ、灯呂(文字な子の絹にとり、字の平仄をあかしの瓶燭にとりたるなり)、猶あまたあれど、益なければ錄せず、廻

燈籠種類

作上鑞物二百六物　工五十七人〇中略

懸燈料肱金一具石盤　工一人〇中略

以前、起天平寶字五年十二月十四日、盡六年八月五日、請用雜物幷作物、及散役等如件、以解、

天平寶字六年閏十二月廿九日案主下　　別當主典安都宿禰

〔守貞漫稿六生業〕薄板製ノ燈籠賣

夏月黄昏賣之、薄ク紙ノ如ク削リ成ル杉板ヲ薄板ト云、以之小燈籠ヲ造リ、裏ニ赤紙ヲ張リ、コレヲ火袋ニシ、又屋根板ニ竹ヲ曲テ手トシ、小蛤殼ニ油ヲイレ、木綿ヲヨリテコレヲ油中ニ置キ、コレニ燈ヲ點ズ、其形種々アリト雖ドモ、下圖〇圖略ノ物ヲ專トス、

〔倭訓栞前編十八〕とうろう〇中略まはりどうろうは燈球也、走馬燈ともいへり、あげどうろうは天燈と見えたり、石燈籠あり、金燈籠あり、

〔東大寺要錄七〕一大佛殿納物

金銅燈爐一基在花臺上　大燈爐一基在庭中、有鑞三具、〇中略

永觀二年五月二日

〔吾妻鏡九〕文治五年八月廿二日己酉、申刻著御于泰衡平泉館、〇中略沈紫檀以下唐木厨子數脚在之、其內所納者、〇中略銀造瑠璃灯爐、南廷百各盛金器等也、

〔延喜式六齋院〕三年一請雜物〇中略

白木燈爐三具

〔蒹葭堂雜錄五〕南都春日神社の境內には、古物の燈爐あまた有て、擧て枚ふるに暇あらず、就中石燈籠にしては祓戸、金燈爐には蟬の燈籠、淺野侯の燈籠など、世人擧て見る處なり、こゝに若宮御供所の傍に、狩野探幽の寄附せし燈籠一基、又狩野尚信の寄附一基、同所にならびて建たり、

燈籠製作

〔下學集 下器財〕燈籠(トウロ)

〔和爾雅 五器用〕燈爐(トウロウ)燭籠、灯毬、灯籠並同、　石燈(イシドウロ)

〔倭訓栞 前編十八〕とうろう　唐式に燈籠と書り、○中略明月記に、近時民家今夜立長竿、其末稍斥如燈樓物、張紙擧燈遠近有之、と見えたれば、寛喜の比までは、官家に用ゐざりしなるべし、○中略本朝式に燈樓に作るは掛る物と見ゆ、反燈樓綱といふ事、雲圖抄諸節會に見ゆ、侍中群要同じ、涅槃經に燈爐あり、三才圖會に燈架あり、

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕燈籠(とうろう)

按、三才圖會所圖者形似南瓜、俗呼曰阿古太、近世以大提燈爲常用、甚捷器也、

〔續修東大寺正倉院文書後集 四十三裏書〕造石山院所解

燈爐二基 各長四尺、徑一尺五寸　工二人 ○中略

以前、起天平寶字五年十二月十四日、盡六年八月五日、請用雜物幷作物及散役等如件、以解、

天平寶字六年閏十二月廿九日案主下　　別當主典安都宿禰

〔延喜式 三十六主殿〕新嘗會供奉料 ○中略中宮准之

燈樓六具、各加案、紗四丈八尺、○中略

右新嘗會料依前件、○中略

供奉年料 ○中略中宮准此

燈樓料紗二疋二丈四尺 春秋各一疋一丈二尺○中略

右起十一月一日、迄來年十月卅日料、○中略

燈樓九具、盤形燈臺三基、並隨損請替、

〔續修東大寺正倉院文書後集 四十三裏書〕造石山院所解

燈籠名稱

〔枕草子十一〕みなみの院の北おもてにさしのぞきたれば、高つきどもに火をともして、ふたりみたりよたり、さるべきどち屏風ひきへだてつるもあり、几帳なかにへだてたるもあり、

〔調度歌合〕一番　左　とうだい
まらせばやくる宵ごとに灯火のあかしの浦にもえわたるとも

〔羅山詩集五十九器用〕三品羽林源君賜書燈臺于函三、乃作詩以謝之、余亦次韻、
一雙高檠入陋廬、照顏古道聖賢書、細看字字行行際、挑盡油油滿滿餘、人以昏明應用捨、誰於晝夜做親疎、手中既有青藜杖、更採香芸拂白魚、

〔駿臺雜話四〕燈臺もと暗し
宵の間過る程こゝにありて、御物語承らんとて、各坐につきけり、しばらくありて燭もて至りぬるに、翁ふとおもひよりしまゝ、燭臺をさして、世俗の諺に、燈臺もと暗しといふは、いかやうの事にたとへていふにやあらん、をの〳〵いふて見給へとあれば、座客の中ひとりいひけるは、世に何事にてもあれ、外にはかくれなき事を、其もとにてきけば、却て分明ならぬやうの事にかく申ならし候、〇下略

〔倭名類聚抄十二燈火器〕燈籠　内典云、燈爐（見涅槃經）唐式云、燈籠、（見開元式）本朝式云、燈樓、（見主殿寮式、今按三字皆通稱也、）

〔箋注倭名類聚抄四燈火器〕按、原書云、善男子譬如男女然燈之時、燈爐大小、悉滿中油、隨有油在、其明猶存、若油盡已、明俱盡、其明滅者、喩煩惱滅、明雖滅盡、燈鑪猶存、玄應曰、鑪又作爐同、然則燈爐謂燈之承油者、非燈籠燈樓之類、〇中略按、毗奈耶雜事云、苾芻夏月然燈損虫、佛言應作燈籠、以竹片爲籠、薄氈遮障、此若難求、用雲母片、此更難得應作百目、令瓦師作、如燈籠形、傍邊多穿小孔、〇中略按、燈樓以木作之、其形方而上如兩下屋、燈籠以竹作之、如毗奈耶雜事所說、燈爐燈之承油者、三物各異、源君爲通稱非是、

燈臺雜載

○燈臺打敷事

淺黄色、面生、裏練、

〔門室有職抄〕御所御裝束事〇中略

立燈臺ニハ上臈打鋪、次臺最末油器也、シタガハラケカサキテ可進也、打鋪ハ非莊嚴之儀、タヾアブラコボサジ料也、然者雖晴シカザランハ敢非難、其座セバクバ、四方ニチキサクヲリテ可鋪也、箱ニ居ハ内々事也、打敷ハ貴賤ノ家ヲ不嫌可敷也、

〔枕草子六〕まさひろはいみじく人にわらはるゝ物哉、おやなどいかにきくらん、〇中略ぢもくの中の夜さしあぶらするに、とうだいのうちしきをふみてたてるに、あたらしきゆたんなれば、づようとらへられにけり、さしあゆみてかへれば、やがてとうだいはたふれぬ、したふづはうちしきにつきてゆくに、まことに道こそふんどうふたりしか、

〔寶藏一〕燈臺

かたちの眼ある事は、天に日月有がごとしとかや、世の中のあさはかなるわざより、おくぶかきまことの道にいたるまで、見る事これがのりたり、かくてぞ先聖の亞聖にすゝめし給へるにも、禮にあらずんば見る事なかれといへるを第一とし給へり、かゝる眼もうばたまの夜に入ては、あかりをうしなへり、此時に此灯によらでは、たれか物のあやめも見分たん、世こぞりて目の藥をたうとめども、此灯の毎夜の目の藥たる事をしらず、古人燭をとりて夜遊ぶ、良に故ある哉、茶の會なども灯のほかげにこそ、いたりふかき事はありとこそいへれ、況や文をひろげてみぬ世の人を友とする、こよなきなぐさみぞや、猶木ずゑにとうろうなどかゝげたるもいとおかし、

燭をとりてあそべ火ともす花の陰

常々負孔氏之孫　以一徐雖竭氣根　明德才當成我物　灯臺本暗　孟怨

燈椽

白礬を水に加へ燈心を煮て、ともし火に點ずれば、あぶらの減る事すくなし、

〔書言字考節用集 器財 七〕燈椽(カキタテギ)〈代醉、挑ニ剔灯火一之杖曰ニ椽一、〉　燈剔(同)

〔類聚名物考 調度十八〕剔燈捧兒　ともしびのかきあげぎ　燈揚木

笑府、一人晩向ニ寺中ー借ニ宿一云、我有ニ箇世々用不レ盡的物件一、送ニ與寶寺一、寺僧喜而留レ之、且加ニ恭敬一、至ニ次早一請問、世々用不レ盡的、是何麼物件、其人指ニ佛前一樹破簾子一云、將ニ此物一作ニ剔燈捧兒一、生々世々、那裏用得レ不レ盡、

〔物類稱呼 器用 四〕灯椽かきたてぎ〈とうしんをさえ〉　備後福山にて、へげ／＼と云、筑後國久留目にて、さんとくといふ、越前にて、かきたてぐゐ、越後にて、かんだしといふ、

燈臺打敷

〔宗五大草紙 下〕殿中さま／＼の事

一女中方にとぼされ候御燈臺〈○中略〉かき立木は、うすおしきを廣さ二分計にわりて、かはらけの上にをき申候、

〔十訓抄 二〕成範卿事ありてめしかへされて、內裏に參られたりけるに、むかしは女房の入立なりし人の、今はさもあらざりければ、女房の中より昔を思出て、

雲の上はありし昔にかはらねど見し玉だれの內やゆかしき、とよみ出したりけるを、返事せんとて、灯爐のきはによりけるほどに、小松のおとゞの參給ひければ、急たちのくとて、とうろの火のかきあげの木のはしにて、やもじをけちて、そばにぞ文字をかきて、みすの內へさし入て出られにけり、

〔大饗雜事〕一燈臺十四本〈○中略〉

打敷十四枚料絹十四丈〈一疋六丈也、枚別一丈、〉

〔三中口傳 三〕一鋪設裝束事

廿四日、西北院修二月、

燈心直料米三斗　已上年預沙汰

〔榮花物語 二十三 駒くらべ〕殿のおまへ〇藤原賴通長谷寺に參らせ給て、七日こもらせ給、〇中略なぬかいうちに、やがて万燈會せさせ給ふべければ、あぶら、とうしみまでもてのぼらせ給、

〔槐記〕享保十二年十月廿九日夜、參候、〇中略玉井女中局名御前ニテ短檠ノ燈心ハ、幾筋ニ致スガ好ク候ヤト申上ラル、是ハ一大事ノ秘藏ノコト也、凡ソ燈心ヲ入ルヽコト、三條ハ四スジヨリ明ナリ、五筋ハ六筋ヨリ明ナリ、七筋ハ八筋ヨリ明ナリ、兎角ニ半ニスルガヨシ、是ハ獅子吼院殿〇堯恕法親王ノ發明ナリ、凡ソ燈ヲ半ニ立ルハ、眞ヲ立ルナリ、丁ニスレバ光二ツニ分ル、故ニ眞ガ二ツニ立ツ故ニ暗シ、兩傍ヲソヘニ立テヽ、中ニ一ツノ眞ヲ立ル故ニ、明ナリト仰ラル尤ナルコトナリ、ソレヨリ御前ノ御書寫ノ燈、七スヂヅヽナリト、玉井申サル、

〔窻の須佐美 二〕三河にて安藤庄兵衞正次、五六人打寄りて、世にいひ觸し百物語して見んと、野中なる辻堂に行て、闇夜に燈心百筋を燭し、物がたり一ツ絶れば、一筋づゝ滅じ、〇下略

〔柳亭筆記 四〕子の日の燈心

甲子日に燈心を買へば、かならず其家富榮ゆるといふ事、正しき證は知らざれど、是大黑へ福を祈るより出し事なるべし、その故に此日燈心の市をたて、棚をかざる所あり、又賣りにも來れり、俳諧の句には、子燈心なんどいひて、中むかしより多く見えたり、季吟廿會集寛文四年印本前句とうしんとうしんとまちやあかさん、友光、附句甲子ををりに幸ねまつりに、季吟、落花集寛文十一年仙撰用ゆるや虎のゐをかる子灯心、如貞、〇下略

〔萬寶鄙事記 三 火〕燈心、灯油にともすには、かならず新しきを用べし、久しく成、又は新しくても、風ひき氣ぬけたるは、灯くらし、箱におさめ置、氣のぬけざるやうにすべし、

燈心

設之可然云々、卽申渡出納、假廊下之間如十八間廊下、每間令設之了、

〔倭名類聚抄十二燈火具〕燈心　考聲切韻云、炷音主、又去聲、和名度宇之美、燈心音訛也、燈心也、

〔箋注倭名類聚抄四燈火具〕慧琳音義引同、按說文云、主、鐙中火主也、从𦍌象形、从丶、丶亦聲、徐鉉曰、今俗別作炷、然則考聲切韻所謂燈心、卽說文鐙中火主、謂燈盞盛膏所燃之火也、源君所擧燈心、謂制布可爲炷者、貞觀儀式大嘗儀云、燈炷布八尺、大嘗祭式作燈心布是也、主殿寮式燈炷料布一尺五寸、亦是、然則以單炷字爲之非是、又按、今俗所謂登宇志美者、開寶本草所載燈心草、蒸析取中心白穰燃燈者、又非源君所擧者也、

〔下學集下器財〕燈心トウシン

〔東雅八器用〕燈燭トモシビ〇中略　倭名鈔に、燈心讀みてトウシミといふは、其字音の轉也、

〔重修本草綱目啓蒙十草〕燈心草〇中略

穰ノ名ハ　トウシミ和名鈔　トウシン　トウスミ勢州　ジミ肥前　トウジミ同上　トウシメ南部　トウスン雲州　ヰノミ佐州〇中略

此草中ノ白穰ヲ出シテ、燈火ニ供スルヲ燈心ト云、

〔延喜式三十六主殿〕釋奠料春秋並同　名香二兩、受藏人所、胡麻油二升、〇中略　燈炷布二寸、〇中略

供奉年料〇中略　中宮准此　燈炷調布十二端三尺六寸長夜一尺六寸、短夜減三寸、〇中略

右起十一月一日、迄來年十月卅日料、

〔西宮記十二月〕御佛名

行事藏人催事、〇中略　內藏、(中略)火櫃、油、六升、脂燭布、三段、酒肴、御膳、御厨子所申供養請奏下上卿、

〔執政所抄上二月〕八日、法性寺修二月事、

油坏三百〇中略　燈心行事出納持參之、

燈械

別少なし、世の調法天下の寶なりとて、買はやらかして、僅の事より五百兩の身上となり、(○下略)

〔雍州府志(九葛野郡)〕八軒屋　在廣澤西南上嵯峨東、土人專以埴土造燈盞、倭俗謂土器(カハラケ)、

〔攝陽群談(十六名物土產)〕箕輪燈盞　同郡(○豐島)箕輪村ニ造リ、當所ノ埴土ヲ以テ照燈土器トスル事宜シ、

油坏　あぶらつき

〔後奈良院御撰何曾〕ともし火きえなんとす

〔倭名類聚抄(十二燈火器)〕燈械　楊氏漢語抄云、燈械(戒音)所以居燈盞也、

〔箋注倭名類聚抄(四燈火器)〕按、說文、械一曰器之總名、一曰持也、一曰有盛爲械、無盛爲器、

〔和爾雅(五器用)〕燈械(クモデ所以居燈盞也)

〔西宮記(十二月)〕御佛名

行事藏人催事、(○中略)作物所(作燈盞)○儲物、(中略)油坏(十一具)

〔大江俊矩記〕文化七年八月廿四日丙午、內侍所假殿臨時御神樂也、(○中略)

一燈械之油坏、依便宜設置指油等、整置度旨御藏申之、仍可任勝手命之如近例也、只及暮催女官以脂燭令點火而已、頗便宜歟、於御殿者藏人奉仕如例、

一假廊下燈械之事、先例者柱一間隔設之、每柱不供之、今度者可如何哉、相伺旨出納申之、尤相糺處、燈械員數今度相增、新調調進有之、卽壺モ先日自南座渡修理職、假廊下每柱打立有之、故不殘雖供之可無子細、只掌燈員數相增而已、雖然是亦非格別之儀、尤比安永三年之先例、則其數甚多、以當時之揣量之、則增於尋常神樂纔爲十基計、然則後日御下行物非可申立程之事、隨分御沙汰次第如何樣共可相成由、只先例假廊下不每間設之、故可爲其通歟、一應相伺旨申之、仍其通申入奉行處有議、後被示曰、先例雖可爲如此、今度假廊下之體甚異、(先例者自南殿巽角簀子斜有假廊下、今度者自十八間廊下引續有假廊下、)十八間廊下之間如尋常每柱供之、移假廊下而柱一間隔供之、則甚可目立、其體如何也、於强無下行之煩者、悉令

〔重修本草綱目啓蒙二十六服器〕燈盞

アブラツキ　アブラガハラケ　アブラザラ江州

一名缸典籍便覽　朱火　金缸　銀缸　蘭缸共同上

〔貞丈雜記八調度〕一古書にあぶらつきとあるは、油抔とも油盞とも書て、燈の油を入る油皿也、あぶらつきのきの字すみてよむべし、にごるは非なり、油次にてはなき也、油を入る瓶をば、油瓶ともあぶらがめとも云也、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀下

太政官符諸國每國有符

應造新器○中略

和泉國○中略油瓶二合○中略油坏六口　已上御料

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿内國調、一丁輸錢隨時增減、其畿内輸雜物者、○中略陶器○中略一丁○中略

甕坏燈盞各五十口、○中略

凡諸國輸調、○中略陶器○中略一丁○中略燈盞二百口、

〔延喜式三十六主殿〕釋奠料○春秋並同　燈盞八口加盤、下皆准之、○中略

十二月晦夜供奉内裏幷大極殿豐樂殿武德殿儺料等雜物、○中略中宮油八斗、油坏八百口、

〔執政所抄上二月〕八日、法性寺修二月事、

油坏三百　年預下家司成旬所下文、下知深草作手等、家司職事所司下家司參向仰之、

〔日本新永代藏二〕佛の箔を削る願慾の鉋

材木河岸の桔梗屋とて、今多木三文字屋にも、肩を並ぶる商人、以前に身代の時の話を聞くに、油土器の鑄物を拵へ、内を朱にぬらせ、永代土器と名付て賣出しけるに、去とは常と違ひ、先奇麗にて見よげに、播除の度毎に油すたらず、光り一段強し、是朱に燈火の照合ゆへなり、然も油の減格

燈火具
燈盞

此外差油料六具許可用意之

〔日中行事〕ひるの事どもはてぬれば、所々の掌燈す、○中略朝餉はまづ燈ろにともして、藏人内へまいりて、格子おろして後、内の切燈臺にうつす也、御手水の間に一臺、盤所一、みな高とうだい、その外所々つねのごとし、

〔雅亮裝束抄〕一大將あるじの事
火をともす事は三人のやくなり、とうだいにあぶらつきすへて、もつことさらにすべからず、まづうちしき、次にとうだい、あぶらとよるべし、さしあぶらによらんには、ともしてもちて、もとうだいにあるにすへかへて、もとのをとりてかへれ、いれくはへなどすることなかれ、うるはしくはかねのあぶらつきなり、かねのはさみとて、さいしのやうなるものを、かきあげきにはぐしたるなり、

〔古今著聞集〕十九草木嘉保二年八月廿八日、上皇鳥羽殿にて前栽合ありけり、○中略右方の人々參りて灯臺をたつ、かねての仰によりて、風流弁にかすさしの具はとゞめられけり、然而灯臺など美麗にて銀のさらをすへたりけり、

〔倭名類聚抄〕十二燈火器燈盞　唐式云、毎城燈盞七枚、燈盞、和名阿布良都岐、

〔書言字考節用集〕七器財燈釭アブラザラ　燈盞同

〔東雅〕八器用燈燭トモシビ○中略倭名鈔に、○中略燈盞讀みてアブラツキといひ、燈械讀む事、字音の如くにして、所以居燈盞也と注したり、アブラツキといふ、アブラとは油也、ツキとは古俗凡そ器を呼ぶの名也、今俗にアブラツキといふものは、油瓶讀みてアブラガメといふものなり、又俗に燈盞をトウガイといふは、燈械によりて、言ふ事の訛れるなり、

〔倭訓栞〕中編一阿あぶらつき　倭名抄に燈盞をよめり、今あぶらざらとも油碟とも見えたり、又鐙をよめり、つきは坏の義に同じ、

〔饅頭屋本節用集財寶〕短檠（タンケイ）

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕燭臺（〇中略）短檠

燈檠。其短者名短檠、今制加鐶於上、爲油盞蠟燭兩用、

〔貞丈雜記八調度〕一短檠と云は、燈臺の短きを云也、長きをば長檠と云、總名をば燈檠と云、燈臺の事也、

〔宗五大草紙下〕殿中さま〴〵の事

公方樣御寢所には、御たんけいにともされ候、あぶらつきあかゞね、必下かはらけに水いるべし、

御たんけいの臺に油入候、手がめとうしゆみ以下入申候、

〔翁草五〕當代奇覽と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ、

一古老の物語に、今の世に有る諸器之類、いにしへより皆有る事の樣におもへども、左には非ず、（〇中略）短檠は利休時代ゟ有、古は皆蜀臺に土器を乘せたり、古代の繪に有る通也、靈山長嘯子竹檠の歌とて、

をしむともやゝくれ竹の燈は世々の玉づさ猶てらせとや

〔延喜式三十六主殿〕新嘗會供奉料（〇中略）燈臺二基（〇中略）

十二月晦夜供奉内裏幷大極殿豐樂殿武德殿儲火等雜物、（〇中略）燈臺八十基、（豐樂殿幷御在所料〇中略）

十二月晦夜官人、當日晩頭率史生殿部今良等、大内前庭東西相分立燈臺、（各相去八尺）隨即燃燈、（〇下略）

〔大饗雜事〕一燈臺十四本（首書、寛治記云、尊者前一本、宰相座末一本、辨座末一本、打敷諸大夫行之、）

延久記云、公卿座上下、上東第五間立之、依可有主人御座也、下遞机立之、弁少納言座上下、上遞庇巽角柱立之、爲令有奥座雜役之路也、下遞机立之、上官座上下、上遞長押立之、爲饌事座也、下遞机立之、

打敷十四枚料絹十四丈（一疋六丈也、枚別一丈、）　金銅盞　六口　同盤　六枚　同箸　六（金鋺鋏）

柱三本柳ノ枝白木
此間四寸三分
此縄二重廻シ結也、三本ノ柱ナユルク結置テ、立ル時右メグリニ廻ニテヲルナリ、
穴ノ下六分
男結ナリ、結止ハ柱ノキハニテ切也、

〔延喜式 三十六 主殿〕新嘗會供奉料○中略
燈樓九具、盤形燈臺三基、並隨損請替、

〔蒹葭堂雜錄 一〕和州郡山の鴻儒谷口元淡老の製せられし圓燈あり、其製式に云、
上下圓棬小板建三柱連接之、別如前式少大、而牝牡之半面各貼紙、下製圓臺安牡者、其牝回旋如輪藏樣、闔則柱々相對、開則重複、上鉤鐵鈕提之、架細鐵梃於牡之兩柱、鑿出竅環、載缸起植鐵牙插燭臺、設抽匣而施小環、內納燈心發燭之屬、臺柱鐵器皆漆焉、上下板相去壹尺八九寸、下板去臺二寸許、臺高二寸餘、圓徑九寸左右、
沙門英辨書

〔阿彌陀院寶物目錄〕白銅燈臺一基高三寸六分、足三、

〔大館常興日記〕天文十年二月廿六日、爲御使祐阿來入、○中略御番所の燈臺の樣體もと〳〵趣同被尋下之、仍御返事言上、○中略御番所燈臺は、むかし花御所御時分は、こくゑつ金物幷臺有之と存候、たしかにおぼへ不申候、小川御所足利義尙已來は、白木の御とうだいと存候、將又小川御所御番所は、四間の御座敷にて、そのおくのかたに、又御座所候に、御茶のゆさせられ候て、御番衆御茶被給候つる、その御ちやのゆの所には、たんけいと存候、花御所御番所はひろく御ざ候て、やがて其御座敷に、御茶のゆさせられ候、然間べちに又火をとぼさせ候に不及候也、此趣共ゑるし申上也、

〔下學集 下 器財〕短檠タンケイ

火あかくかゝげて、かたきのさいをこひせめて、とみにもいれねば、どうをばんのうへにたてゝまつ、

〔枕草子九〕みじかくてありぬべき物

とうだい

〔玉海〕文治三年二月九日辛巳、此日內府〔〇藤原良通〕始有二作文事一、〔〇中略〕諸大夫持二參切燈臺一、立二內府座上一、

〔鹿苑院殿御元服記〕御祝儀式次第〔〇應安元年四月朔日、足利義滿元服、中略、〕

掌燈二〔執燭役無レ之、切灯臺、〕高一尺五寸、白文松鶴、

〔普廣院殿御元服記〕一正長二年三月九日、〔乙卯、亥刻、〕御元服、〔〇足利義敎、中略、〕切燈臺、〔高一尺五寸、白紋松鶴、〕高燈臺八本、〔白文、同、金物皆白、〕

〔貞丈雜記八調度〕一むすび燈臺の事、是は禁中にて公事〔〇註略〕を行るゝ時、其司の座の前にとぼす燈臺也、細く丸く削りたる木を、立鼓の如く立て、其上にかはらけを置て油を入れ、火をともす也、繪圖左の如し、

結燈臺寸法、柱の長サ二尺五寸五分、小口丸ノ經上ニテ四分、下ニテ六分、又ハ上ニテ四分半、下ニテ六分半ニモスル也、足ノ開一尺八寸程ヅヽ也、

麻繩太サ三ツゲリ是程也

燈臺種類

〔寸法雜々〕とうだい

高さ壹尺九寸六分、くもでの𛀁たかどゝ板つきの座の間は八寸、中くもでの座三寸なり、

〔宗五大草紙下〕殿中さま〳〵の事

一女中方にとぼされ候御燈臺、是も繪にあるごとく、燈臺あぶらつぎ、すゑ物、うちをば白くぬり、外はこくしつにぬりてまきゑ候、ふくりんはめつきさし候、立候柱もつかうのごとくゑり入て、黑ぬりまきゑあり、かはらけのすはる所、あかゞねにてまろくわをして、めつきをさす、三がなわにあしのやう成をもつかうなり、成臺にたてゝ、其上にかはらけをすへ候、柱の下の臺ももつかうにて、まんちうなりに候、

〔貞丈雜記八調度〕一燈臺は木にて作り、うるしにてぬる、白木にもする也、形は燭臺の如く也、但油盞を置く所と下の臺はもつかう形にして、こうもり高にする也、條々聞書にみえたり、燈臺には油火をとぼす也、燈臺は本式也、燭臺は略儀也、〇下略

〔源平盛衰記二十〕八牧夜討事

景廉ハ、〇中略緣ノ上ヘツト上リ侍ルヲ見入タレバ、高燈臺ニ火白ク掻立タリ、

〔眞俗交談記建久二年九月十日自十至甲同日夜今記之〕

資實云、孔雀經御修法記錄云、伴僧經机前、各三木丁一脚、置燈器、高二尺許云々、蓮臺寺僧正記也、餘師多分用小燈臺、又云、人記錄皆小燈臺也、或陳座三木丁、又後七日、香水机三木丁、眞言院建立之此外无用之如何、覺成僧正云、古樣用三木丁事勿論也、雖然近來皆用小燈臺尤宜云々、

〔類聚名物考調度十八〕切燈臺　きりとうだい

思ふに燈臺は高く、切燈臺はひきゝなり、執筆の前に置は、もの書事の便りによければなり、

〔枕草子七〕きよげなるおのこのすぐろくを、日ひとひうちて、猶あかぬにや、みじかきとうだいに

しびは佛名によめり、燈きえんとて光をますといふは、列子に燈將滅者必大明と見えたり、

〔令義解〕〈職員一〉主殿寮

頭一人〈掌二〇中略燈燭一、謂、油火爲燈、蠟火爲燭也、〇中略事、〉

燈臺名稱

〔倭名類聚抄〕〈十三燈火具〉燈明　大般若經云、上妙花鬘乃至燈明、〈和名於保美阿加之〉

〔倭訓栞〕〈前編三十〉みあかし　日本紀に燃燈をよめり、佛家にいへり、倭名抄に燈明をおみあかしと訓せり、

〔倭名類聚抄〕〈十二燈火器〉燈臺　本朝式云、主殿寮燈臺、

〔假頭屋本節用集〕〈財土寶〉灯臺（トウダイ）

〔倭訓栞〕〈中編十六登〉とうだい　延暦儀式帳に燈提と書り、本朝式の燈臺と同にや、結燈臺、菊燈臺、高燈臺、切燈臺などいへり、

燈臺製作

〔延喜式〕〈十七內匠〉燈臺四基、料漆一升二合、絹一尺、綿六兩、細布一尺、掃墨四合、燒土五合、單功十二人、

〔類聚雜要抄〕〈四〉燈臺

高三尺二寸
太所長五寸徑八分
太所長八寸徑一寸一分
土居弘八寸八分厚八分
油坏金銅口徑三寸五分
長三寸四分
金銅鉸
搔上料
三寸牛板二尺四寸
檜三尺五寸
木道料
榛料
金物

名稱

木ヲ燃シテ夜ヲ照スモノナリ、

火鑽ハ、木ヲ鑽リテ火ヲ出スヲ云フ、之ヲ切火ト云フ、燧ハ金石ヲ打チ合ハセテ、火ヲ出スヲ云フ、之ヲ打火ト云フ、

膏、油ハ、並ニアブラト云フ、動物ヨリ取ルヲ膏ト云ヒ、植物ヨリ取ルヲ油ト云フ、又天然ニ產スルモノアリ、石腦油ト云フ、膏油ハ燈火ノ用ニ供シ、食料ニ用キル等、其用甚ダ廣シ、而シテ頭髮ニ用キルハ、容飾具篇髮油條ニ載セ、藥物ニ用キルハ、方技部藥方篇ニ載セタリ、參看スベシ、

薪ハ、タキギト云フ、焚木ノ義ニテ、之ヲ竈、爐等ニ用キテ、燃料ニ充ツ、故ニ又カマギト云フ、

炭ハ、多ク櫟、楢等ノ木ヲ炭竈ニテ燒キテ作リ、火ヲ點ジテ暖ヲ取リ、又物ヲ煮ルニ用キル、

〔新撰字鏡 火〕炬苣（同、巨音、炬也、太比、又止毛志火、）

〔倭名類聚抄 十二燈火〕燈燭　四聲字苑云、器照曰燈、（音登）竪燒曰燭、（音屬、和名並度毛師比、）野王按、燈燭、蘭膏所燃之火也、

〔箋注倭名類聚抄 四燈火〕祭統注、鐙、豆下跗也、急就篇、鍛鑄鉛錫鐙錠鐎、顏師古注、鐙、所以盛膏夜然燎者也、其形如杅、而中施釭、有柎者曰錠、無柎者曰鐙、柎謂下施足也、王念孫曰、鐙之形狀、略如禮器之登、故爾雅瓦豆謂之登、郭注云、卽膏登也、段玉裁曰、豆之遺制、爲今俗用燈盞、說文、燭、庭燎火燭也、○中略所引文、今本玉篇無載、楚辭招魂、蘭膏明燭、華鐙錯些、

〔東雅 八器用〕燈燭トモシビ　令義解に、油火爲燈、蠟火爲燭也と見えたり、○中略トモシビとは、万葉集に留火としるせり、卽是也、其光を留て消ゆる事なからしむるの義也、（トモとはトムの轉語、卽留也、シとは間助也、ヒは火也、）俗に火をトモスなどいふ、卽是義なり、

〔倭訓栞 前編十八登〕ともしび　燈火をいふ、霊異記に燭もよみ、万葉集に留火と見えたり、竹のとも

古事類苑

器用部二十

燈火具上

燈火具ハ、燈燭ニ必要ナル器具ヲ謂フ、其類ニ燈臺アリ、燈籠アリ、燭臺アリ、行燈アリ、提燈アリ、紙燭アリ、蠟燭アリ、松明アリ、篝アリ、火鑽アリ、燧アリ、而シテ燈火ノ原料タル膏、油、薪、炭等ノ如キモ亦類ヲ以テ此ニ附載セリ、

燈臺ハ、音讀シテトウダイト云フ、燈盞アリテ油ヲ盛リ、燈心ヲ加ヘテ點火ス、燈心ヲ鎭スルニ燈椓アリ、燈盞ヲ承クルニ燈械アリ、燈械ヲ承クルニ臺アリ、臺ノ高キヲ高燈臺ト云ヒ、低キヲ切燈臺ト云ヒ、削リタル木ヲ以テ、立鼓ノ如クシタルヲ結燈臺ト云フ、

燈籠ハ、トウロウト云フ、竹木ヲ以テ籠ヲ作リ、或ハ金屬ヲ以テ骨ヲ作リ、紙又ハ布帛ヲ張リテ、柱或ハ軒端ニ懸クルナリ、別ニ金又ハ石ヲ以テ作リ、專ラ屋外ニノミ用ヰルモノアリ、

行燈ハ、アンドウト云ヒ、提燈ハテウチント云フ、其用各、古今ノ差異アリトノ説アレド、今ハ行燈ハ、油火ヲ點ジテ屋內ニ置キ、提燈ハ、蠟燭ヲ點ジテ夜行ニ用ヰル、

紙燭ハ、布ヲ用ヰ、又ハ松杉等ノ木ヲ削リ、油ヲ施シタルモノアリ、

蠟燭ハ、紙捻ニ燈心ヲ纏ヒテ燭心トシ、油ニテ蠟ヲ煉リテ、數次其心ニ塗リ附クルナリ、其麁惡ナルハ蒹葭ノ條ヲ以テ心トシ、蠟ニ他物ヲ混ジテ作ルナリ、

松明ハ、ツイマツ、又ハタイマツト云フ、松枝ヲ割リテ條トシ、數條ヲ束ネタルモノニテ、篝ハ

〔雜篋醉狂集夏〕ある清家の人より、蚊帳つりたる所の繪贊を望まれて、

清原のふかやぶよりも聲たてゝまだ宵ながら蚊帳つらする

此歌も深養父歌をとる、深き數に取なせり、

〔續近世畸人傳三〕加賀千代女〇中略

千代女は加賀の松任の人にて、幼より風流の志ありて俳諧をたしむ、〇中略廿五歳にて夫にわかれし時、

起て見つ寐てみつ蚊屋れひろさ哉

を、相宿にとりなしたる西鶴が骨稽なり、(嵐山集は醒齋(山東京傳)が引たればこゝに不載)前車(貞德獨吟)同じ蚊屋に寐たるばかりの契にて、常はそうぎもあらぬ我中、貞德自注、是は世上に宗祇の蚊屋に寐たるといふ諺なり、新續犬筑波集(万治三年印本)跋に、松永貞德出自少道遊歌林者尙矣、兼巧詠俳諧、寢乎宗祇蚊屋、傾乎山崎油桷、其技已熟、俳枕(寬文年間、幽山撰、延寶八年印本、)桃園定輪寺にて、花に下戸宗祇の蚊屋のとなへ有、露沾、此句、又言水撰、蛇の鮓(延寶七年印本)には、たとへありとあり、十德や夢を發して蚊屋のきれ、蝶々子、桃園や三年寐ても昔の夢、東風、近く正德四年印本、祇空落髮の記、來山が詞書に、宗祇の蚊屋に三年とはふるくもいひ傳へて、是さへをかしきにといふ事あり、前に引し東風が、三年寐ても云々の句に合せ見るべし、東華集(元祿十三年印本、支考撰、)寐ても見ん宗祇の蚊屋にけふの月、野徑、桃種集(延寶六年、西鶴撰、)玉霰宗祇心を砕くとき、友吉、幾夜紙帳の假枕して、千春、雜巾(延寶九年、常矩撰、)忍び逢よるは宗祇の蚊屋釣て、古今の大事傳へられけん、致也、それはそれ宗因の紙帳難波風、友靜、宗祇の蚊屋に宗因の紙帳を對したる吟なるべし、總て昔の諺に、あひ蚊屋、あひ膳などは、へだてなくむつまじき中をいふなり、舞正語磨(萬治元年印本)下の卷に、紹巴と一つ蚊屋の內に寐たりといふとも、連歌の下手は下手なるべし、ちかくは紹巴連歌に名だかゝりし故、かく記しゝなるべし、意は宗祇の蚊屋に同じ、七百韻(延寶中印本)宗祇餞別、相蚊屋の乳をはなれ鳴別哉、似春、素堂とく〳〵句合、庵崎有無庵を問れしとき、瓢枕宗祇の蚊屋はありやなしや、素堂がかく吟じたりと、祇空が序に見えたり、有無庵則祇空が庵也、

〔後奈良院御撰何曾〕やぶれ蚊帳　かいる

〔長頭丸隨筆〕狂歌といふもの、時に臨みて讀なり、たゞおかしきふしによみて、すこしいやしきかたによむを、かへつてよきなりと、幽齋公も仰られし、去年の夏待郭公の題にて、

夏の夜はほとゝぎすにぞくらはるゝ蚊屋へも入らず待とせしまに、とよみ侍し、

ラ近江產ノ疊表蚊帳ノ類ヲ賣ル店也、此店ヨリ手代ヲ賣人ニ市街ヲ巡ラシム、擔ハ雇夫ヲ以テ擔之也、其扮圖○圖略ノ如ク、二人ノ菅笠雇夫ノ半天、及蚊帳ヲ納ル紙張ノ籠トモニ、必ズ新製ヲ用フ、又此雇ニハ、專ラ美聲ノ者ヲ擇ブ、雇夫數日習之テ後ニ爲之、賣詞萌黃ノカヤア、僅ノ短語ヲ一唱スルノ間ニ、大路半町ヲ緩歩ス、聲長ク呼ブコト如此也、

小蚊屋賣　前ニ云蚊屋賣ハ大賈ヨリ出之、大約路上呼巡ル、賈人皆小民ノミ、唯カヤウリノミ大中賈ヨリ出之、亦此小蚊ヤウリハ、小民ノ業トス、賣詞ニ枕ガヤ、母衣蚊ヤ、二幅トモ小兒ヲ臥シムノ具、竹骨ヲ覆フ物也、

〔時慶卿記〕慶長十年四月廿八日天晴、暑、又時々風凉、綾蚊帳。。。ノ祝、白酒餅到來、此方ニツリ初、

〔松屋筆記百九〕蚊を白鳥といふ、もえぎのかや、

珍珠船四卷十七丁左云、白鳥蚊也、齊桓公臥柏寢、謂仲父曰、一物失所、寡人悒々、今白鳥營々、是必飢耳、因開翠紗厨進之云々、按白鳥ハ蚊の異名也、翠沙厨ハ今のモエギノ蚊屋の類といふべし、

〔武雜記〕一蚊張のおもしには、くろがねをほそく打ても被置候、是にて人を打擲する事の古事有之由申ならひ候也、

〔骨董集上編中〕宗祇の蚊帳

今俗に見えをいふといふたぐひ、虛言して自誇事を、百七八十年前の諺に、宗祇の蚊帳といひたるよし、宗祇法師とおなじ蚊帳に寐たりと、虛言して誇し者ありしより、世の諺になりしとなん、

〔柳亭記三〕宗祇の蚊屋(中略)此段骨董集に見えたるを補ふ

昔連歌師の自誇りて、我は宗祇の蚊屋に三年寐たりといひしが、一種の諺となり、今俗に見えをいふといふ程の事を、宗祇の蚊屋といひつる事は、骨董集に見えたり、又西鶴が名ごりの友に宗祇法師と岡部の宿にて相宿して、同じ蚊屋に寢たりといひし商人の話を載たるは、三年といふ

蚊帳屋又左衞門

御蚊帳方　綾小路柳馬場東へ入

〔柳亭筆記　一〕綟賣　さらし賣〇附紙帳賣中略

上京染（享保乙巳霜月）月並題浪人、一聲のひゞくや生平ならざりし、夫山、三都の句に見えたれば、いづくにもありしなるべけれど、他國は知らず、今江戸には絶たり、蚊屋賣のみはあれども、たまく〵ならでは聲をきかず、因に云、昔は何事も質素にて、下人は多く紙帳を釣たり故に紙帳を賣きたりし事あり、富士石、（延寶七年印本、調和撰、）雨晴て聲いや高し紙帳賣、宗也向の岡、（延寶八年印本、不卜撰、）夕立やあるが中にも紙帳賣、立澤子、文化十二年九十三歳なる老人の筆記、飛鳥川といふ寫本に、昔夏近くなればてんとくじ（紙衾なり）といふ物を商ひたるが、今は少しとあり、こゝに記されしごとく、今も棚にては商へども、その家おほからず、ましてやふり賣に來りしことは、ふるき册子にも見えざれども、二句まで證あれば、延寶の頃はもはら賣きたりし事必せり、（飛鳥川といふ同名の書多くあり、故にかく初めにことわりしなり、）誘心集（寛文十三年印本、種寛撰、）冬雜、引しぶやもみぢの錦紙子賣、千之、隱蓑、（延寶五年刻、以仙撰、）時なるを紙子うる聲初時雨、重政、夕紅、（元祿十年印本、調和撰、）仙臺の淨瑠璃聞ん紙子賣、花畝、彼地は今も紙巾の名產也、むかしより紙子の類は他國に勝れしなるべし、此三句をてらし合せて見るに、是も賣來りしものなるべし、

〔嬉遊笑覽　十一〕商賈古老云、寶永の末、大坂に天滿喜美太夫といへる者、說經淨るりの名人にてありしが、幾玉の茶屋にて口論し、これに付て江戸に下り、名をつゝみて居れり、一とせ吳服屋蚊屋を賣荷持にやとはれて、萌黃の蚊屋と呼に節を付て、美聲を高くはり上たれば、聞人これをめでゝ、此年蚊屋大に售たり、これ蚊屋うり呼聲の始なりといへり、されど前に晒うり有り、川柳點前句付、らかんじは萌黃のかやのやうに呼、げに羅漢寺勸化のよび聲も、今のごときは蚊屋賣以後の事なるもしるべからず、〇下略

〔守貞漫稿　六生業〕蚊帳賣　近江ノ富賈ノ江戸日本橋通一丁目等、其他諸坊ニ出店ヲ構フ者アリ、專

蚊帳屋

の細工にして付しなり、是を浮世袋といひならはしたるなりといふ事を載られたり、是匂袋なるべし、風にあふちて、自然香を散さん料なれば、蚊帳へ掛るも同事のやうにおもはる、昔は太夫ととなへし遊女は更なり、格子などいひて、それに次者も、伽羅を衣に留ざるはなきさまなれば、かゝる餘情もなしたるにやあらん、それが彼誰袖の如く、後には香類をいれず、布靡の縫留となりしなるべし、

〔柳亭筆記三〕蚊帳に匂袋を掛る事 井 蚊屋釣初 用捨箱下にあり、それに省きたるを記す、

昔は蚊帳の四角に匂袋を掛たり、ゆゑに毛吹草 寛永十五年 初元結 萬治元年 便船集 寛文 等、附やうの指南の部に、匂袋の下に蚊帳を出せり、今も高貴人にはある事歟不知、玉海集 明暦二年 かをとむる蚊帳はにほひ袋哉、正重、此毎はたしかに聞えず 鹿驚集、明暦三年印本春清撰 つく花は匂袋か蚊帳草、春清、落花集、寛文十一年印本以仙撰 おく露も匂ひの玉か蚊帳草、但行、信親千句、明暦元年印本、信親は江戸の人、列者京の立甫、人知れぬ匂袋か夏の風、釣し蚊帳の内外くらき夜、懐子、萬治三年印本、重頼撰、床近み目に掛物を心にて、匂袋は蚊屋のすみ〳〵、重頼、二代男 貞享元年印本 二の巻に、八疊釣の紋紗の蚊屋、乳緣ひどんす、四角の唐房に匂ひの玉靡かせ、和國美人揃の枕屏風云々、俗つれ〳〵草 元祿八年印本 二の巻に、匂ひの玉を大房にかざりつけたる蚊帳をつり、近き娘かたぎと云冊子に、蚊帳へ繡をなす事見えたり、二代男には紋紗とあり、蚊帳に摸様をかざりとする事、百年前よりの風俗歟、予が家に正德中の蚊帳の殘りてありしが、地は萌黄にて白く千なり瓢を染たり、吐綬鷄、元祿三年印本 忙然と覺蚊屋あさがほの繡せり、撰者 秋風、當時はぬひものをせし蚊屋の流行し故に、さもなき蚊帳も、ふと目覺てうちより朝顏を見れば、彼ぬひものをせしやにおもはるゝといふ吟歟、續誰が家、寛永七年百回撰 面ざしの繪を釣る蚊屋は誰が家、序令、

〔人倫訓蒙圖彙四〕蚊帳や　品々の蚊帳釣緒等一宿是をあきなふ、三條通にあり、

〔京羽二重大全三上〕禁裏御用達諸工

蚊帳懸香袋

今月十日丁卯、時午、　十三日、時午、　十六日、時巳、

四月四日　　刑部卿

〔後奈良院宸記〕天文四年三月十四日乙亥、蚊帳新調、初而ツルナリ、盃獻上、

〔柳亭筆記三〕蚊帳に匂袋を掛る事幷蚊屋釣初〇中略

都曲、元祿三年言水撰ねたましや伽羅たかぬわが蚊帳始、水狐、五元集、中日にて蚊屋まゐりたり、夜はや寐ん紙帳に風をいるゝ、音、其角、十三歌仙、芭蕉翁十三回忌、寶永三年、南天に强飯のふたのはね返り、盃遠、文屋の祝ひに村のほめ言、越闌、草梅集、元祿八年刻、一晶撰、雁がねや三隅釣たる蚊屋の緣、貫花、

〔用捨箱下〕蚊帳に香袋を掛

誰が袖の條にいひし如く、昔は香嚢の類おこなはれて、匂袋を蚊帳に掛し事あり、

鹿驚集明暦三年印本　撰者春清

つく花は匂袋歟蚊帳草

信親千句明暦元年刻

前句 人知れぬ匂袋歟夏の風

後句 釣し蚊帳の内外くらき夜

懷子萬治三年刻　撰者重頼

床近み目に掛物を心にて　是等の句おほくあり、三句にして止、

匂袋は蚊屋のすみ〴〵

是は高貴人の臥給ふまうけなるべければ、今もさる事あるを、予が知らざるにやあらん、又おもふに、赤鳥の卷に、大島求馬の說なりとて、昔は遊女にたはるゝを浮世狂ひといひしなり、傾城の宅前には柳を二本植て、横手をゆひ、布簾をかけ、それに遊女の名を書て、下に三角なる袋を自分

〔柳亭筆記三〕蚊帳に匂袋を掛る事幷蚊屋釣初○中略
二。重。蚊。屋。冠附江戸雀正德年間印本心冠よく螢をはなす二重蚊屋

〔海錄八〕蚊帳の釣樣、右へ今のごとく紐をもてつる事、且而見及ばず、加賀守貞助雜記、條々聞書等、桿を以つる事みえたり、又今のごとく日毎に撤することにてもなし、吉日をゑらびてつり初。吉日を撰びて撤する也、そのつり樣、今江都に絶て見えざれども、田舍には古のごとく、桿を以つるとぞ、つくしの人にあひて聞つたへたり、又如此つるかやは爵ごとに耳あり、○圖略
頭書美成云蚊帳をつる事、本書のごとく古るく見えず、ゑがけるものかつてなし、狩野永德かさとりの蚊帳紐にてつりたり、されど乳ごとに紐を通せり、その比のさま見るべし、

〔年中恒例記〕四月
今月中吉日に御。蚊。帳。つ。り。始。ら。る。ゝ。也、伊勢同名兩人參候てつり始候、同おろし申時も、兩人參ておろし候也、每日之あげおろしは、女中上らふ又は同朋の御役にて候、七打候へば、必御蚊帳をおろし申され候也、つり始申候時、三御盃參候て、かげにて伊勢同苗頂戴之也、

〔教言卿記〕應永十三年四月十九日己卯、蚊帳釣之、目出々々、　同十四年四月九日癸巳、自今日蚊帳重能賛能ツル也、珍重々々、

〔鈴鹿家記〕寶德元年卯月九日戊寅、花園殿ヨリ葛籠壹荷、蚊。ヤ。一張、ヘリトリ一枚、○中略御本所エ參、俱時、定好、蚊ヤ一張宛拜領、

〔在盛卿記〕長祿二年四月四日辛酉、烏丸殿へ注進、姬君樣御かちやうつりはじめの日、
今日四日時午、かのとのとり、　五日時むまとり、みづのといぬ、
四月四日　　刑部卿あき盛
春ハ□都ハ次
可被釣始御蚊帳日

四月の初、蚊屋や萌黄の蚊帳とて、大小母衣蚊屋の竹ども賣歩行、此賣聲は別に聲よき者を雇ふて賣ると云、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕母衣幮　ホロガヤ、京坂ニテハ芋虫ト云シ歟ト覺ユ、竹骨ノ上ニ麻織ノ蚊張ヲ覆フシ、色萌黄鎮紅染木綿ヲ專トス、蓋サラサノ如ク紅ノスリコミ也、本染ニ非ズ、

母衣蚊帳圖

廣げたる座にて橢圖也

此ホロガヤ、大ナルハ大人晝寐ニ用ヒ、小形ナルハ幼稚ニ用フ、

同骨

竹要ニテ止之

竹骨如此ク寄テ蓄へ、

用フ時ニ披之、

濃、

〔雲萍雜志一〕六德牒記云、綾羅錦繡もて夜の物を造り、薄ものすゞしに蚊のわづらはしきを避るは、定紋に片意地はりて、紙子に淺瀨を渉ることをしらざるなるべし、土燒の火鉢ひとつは道具買も道念なく、紙もてつくれる蚊幮一張、紙屑かふ者の眸をうながすはともあれ、盜人をして心を動さしむることなかるべし、薄紙一重に世塵をさけ、濕をのぞきて寐冷せず、風を入るゝ時は水濱にあるよりも凉しく、書を見る時は螢雪の窻よりも明し、ゐぎたなき姿を人に見せぬばかり、夏侯が妓衣の巧にもまされり、晝はまろめて屛風のうしろへ投込み、折目を正すせわもなし、秋去冬來れば、被りて霜雪のはげしきをも凌げば、一物にして六用あり、彼太宗が歌舞のからうたにはよらねど、われ是に名を與へて、六德の牒とよび、みちこそなけれど、驚きたる山の奥にもおもひ入らず、只このうちに延臥して、やがて出じとは、おもひそみけり、

〔柳亭記下〕み紙帳

み枕といふ名は、今も人しりて、み紙帳といふ事はいはざる歟、是天道〈延寶九年刻〉追加高政兩吟、なぶらるゝ、月は昔の人ぼくろ、みを紙帳の寐所へ秋〈前句に兩吟とありて、句のぬしを記さず、〉河念佛〈元祿十四年刻〉明暮かよふ色里の、たよりまもなきみ紙帳一間(ケン)にさげて、又□□□に載せたる伊勢音頭の唱歌に、四方から目ざます伽やみ紙帳、といふ事あり、是何人歟の句を書いれたるなるべけれど出所考へず、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕紙帳　紙幮也、昔ハ三都トモニ賣歩行キシコト、寬文、延寶、元祿等ノ俳偕ニ出タリ、是亦今京坂ニハ更ニ不賣之、江戸ニテハ見世賣アルノミ、又富民ノ好テ製之者アリ、白紙ニ墨畫等ヲ描カミ所々ヲ地紙形團扇形等ニ窻ノ如ク切除キ、コレヲ紗ヲ以テハリフサゲリ、〈中略〉江戸賣物ノ紙張ハ、圖〈圖略〉ノ如ク上挾ク下濶シ、自製及別製ハ、上下同尺ニモスベシ、

〔皇都午睡三編中〕四季の賣物

兒頭面者、是謂枕蚊屋、是亦下賤之所用、而雖大人有用之者、又有以木棉或絹帛造之者、是謂棉帳、冬日釣之禦寒氣、

〔倭爾雅 五衣服〕棉帳（ノンチヤウ）以棉布爲之、又有紙帳、

〔守貞漫稿 十八雑服附雑事〕紙張（略）○中 又困民ハ、綿張トテ木棉製ノ幮モ用フ者稀ニ有之、

〔撮壤集 中家具〕紙帳（シ）

〔書言字考節用集 七器財〕紙帳（シチヤウ）（卑賤用拒蚊者）

〔倭訓栞 中編十〕しちやう　紙帳の字、事文續集に見えたり、

〔松屋筆記 五十二〕紙帳

明人屠隆が考槃餘事四の卷、帳の條に、冬月紙帳、或白厚布、或厚絹爲之、夏月吳中撬紗爲妙、以粗布爲帳、底如綴、頂式紉其三面、前餘半幅下垂、上寫梅花、副以布衾蔺枕蒲褥、左設几鼎、燃紫藤香、適相稱、道人還了鴛鴦債、紙帳梅花醉夢間之意、また紙帳の條に、用藤皮繭紙纏於木上、以索纏緊、勤作皺紋、不用糊、以線折縫縫之、頂不用紙、以稀布爲頂、取其透氣、或畫以梅花、或畫以蝴蝶、自是分外清致云々、按に、本朝の紙帳これに比れば、いと疎也、（略）○中 儀式帳にさま〴〵の帳の名あり、蚊屋は日本紀に蚊屋媛あり、考槃餘事は龍威秘書戊集中に收む、

〔理齋隨筆 二〕何人の戲れになしたるや、紙帳の章あり曰、

それ紙帳に十德あり、まづ求るに甚だ下直也、是一つ、疾を受けず風引かず、是二つ、燈外にありて内にて書を見る事明也、是三つ、眼を空にして塵を請けず、是四つ、寐すがた見へず、是五つ、用心の爲に甚よし、是六つ、手足外より蚊喰ず、是七つ、諸虫の來るをしる、是八つ、冬用ひて寒をふせぐ、是九つ、衾とならぬ所は、紙屑買の籠内、是十也、其行末はわれもしらず、何になるやら、

誰勞白猪公、自作下帷工、眠怪臥雲上、醒疑坐雪中、移來滿窻月、遮障四圍風、紅錦綿張客、未知此興

給はる注文の末に、御蚊帳御紋鶴龜、同御竿金物(白在之)御蚊帳は御出生之御所樣御蚊屋也、御あつらへの御蚊屋御還御之時分遲參の間、私に給はる、御蚊屋借りめさるゝと云々、頃而私へ被下處也と有、(この文の心は、御產所の具足はみなその宿所に賜ふなり、若君還御の時、御あつらへの蚊屋間にあはず、其故御產所の蚊屋をかり用ひられ、やがて返さるゝとなり、)二三月の頃、いまだ蚊の出ぬ時なれど自然何虫によらず有まじきならねば、常に小兒には是を設るなり、さらば鶴龜を染たるがもとにて、略しては(この紋小兒の具に限れるにはあらじ)染ざる蚊屋に、聊其形を紙に書て付たるが、畫やうのかりそめなるより、雁がねとまがひしならむ、世人九月になれば必ず雁がねを付ると心得るは非なるべし、其形を染たる蚊幬は、九月より用るにはあらじ、但し紋そめざる蚊やに、其月に至りてこれを付ることは、九月は齋月にて物忌する時なれば、さはいひ習へるなめり、

〔閑窻瑣談〕一九月蚊帳

俗事に九月蚊帳へは雁金を畫き付るものなりとて、紙に書て蚊帳の隅に結び置事あり、何の故なるか知れず、物理小識に曰、夏月線染て蝙蝠をこしらへ蚊帳に付るは、淸朝人が長崎に來りてなせしより始り、それを誤り傳へて雁金を付る樣になりしと語る人ありしが、然もありなんか、蝙蝠は蚊を好みて餌食とせり、又蝙蝠の糞を夜明叉といひて、眼病內瘴(そこひ)の藥に用ゆ、夜明叉は則蚊の眼玉なり、這等の事を思へば、蚊帳に雁がねを付は誤にて、蝙蝠こそ蚊の爲には禁物にて、蚊を除るの呪法にも成ぬべし、

〔柳亭雜記〕三蚊帳に匂袋を掛る事(并)蚊屋釣初(○中略)

蚊帳に鈴をつくる事　五人女(貞享三年印本)二の卷に、ゆたかなる蚊帳に入たまへば、四つの角の玉の鈴音なして、寢入たまふまで、番手に團扇の風しづかなり、

〔雍州府志〕七土產蚊帳(○中略)下賤人不能設布帳者、以白紙作之、是謂紙帳、又堅竹以布掩其上、纔覆小

手ハ日夜トモニ柱ニカケ釣ント欲ス時、鐶ヲツクリテ之ヲ結ブ、飽ナルハ麻細引ヲ釣手ニ用フモアリ、又釣手端ニ二寸バカリノ竹ヲ横ニ結ビ、鐶ヲコレニ掛ルモアリ、是ハ略儀トス、

三都トモニ、九月朔後未ダ蚊去ザル時ハ、紙ニ雁ヲ描テ四隅ニ付之、諺曰、幮内ニ雁聲ヲ聞者ハ災至ルト、故ニ雁ヲ畫テ呪除之、或曰、今世雁ヲ畫テ蚊幮ニツクルハ非也、鶺鴒ヲ畫クヲ本トス、鶺鴒ハ蚊ヲ食也、故ニ呪トスト、何レカ是非ヲ知ラズ、

如此雁ヲ畫テ四隅ノ鐶ノ緒ニ結ブ

〔嫁迎記〕一御かちやう二はりあるべし、みづいろ、すみあかきどんす、かぎかづきくり梅じゆす、かぎしやくどう、

〔婚禮法式下〕夜具之部

一御かちやう二はりあるべし、みづいろのすゞし、すみあかきしゆす、かぎしやくどう也、かちやうのまはり幷すそ、すみに同じ、是は東山殿の御かちやう也、かちやうの色、すみ、へり、すそなど、定法もなし、

〔桂林漫錄下〕蚊幮畫雁

蚊幮ニ雁金ヲ染、或ハ紙ニテ切テ付ル事、其由來ヲ知人無シ、按ニ物理小識ニ、夏月線染蝙蝠血、横縫帳額、蚊不入、ト載タルヲ見レバ、蝙蝠ハ蚊ヲ喰フ物故、厭勝ニ斯ハスルナル可シ、恐ラクハ崎碁ニ客寓ノ淸人、夏ノ頃此意ニテ、帳額ヘ蝙蝠ノ形ヲ草畫ニ書テ、蚊ヲ避ル呪トセシ事ナド有シヲ、好事ノ人、此邦ノ蚊幮ヘモ畫ケルガ轉傳シテ、イツシカ雁金トハ成ケルニヤ、畫箋ナドノ泥畫ニ、蝙蝠ヲ寫意ニテ、如此書タルモノアレバナリ、

〔嬉遊笑覽八方術〕按るに、御産所日記に、若君普廣院義教の若君義勝御誕生、永享六年甲寅二月九日、御産所波多野因幡入道元尙宿所鷹司西洞院、これは御袋の御方の里第なるべし云々、御産所の御具足色々

り帳のうちにねれば、蚊帳なくてもさくるによしあるか、又やんごとなきあたりには、香をくゆらしなどすれば、おのづから蚊はすくなきなるべし、さてこそ賤が伏屋にては、蚊遣火のみぞ頼みなるべけれ、蚊屋を專ら用ゆる事は、足利の世よりと見ゆ、そは前に書しをみてしるべし、う月に吉日をゑらびまゐらせて、ひるはおくなるかたにをしよせて、下をばうへさまにさほにうちかけおきて、夕べに御ふすまむしろなどまゐらせて、うちかけたるをおろしてのべて、ねさせ奉るべし、さて八月によき日して撤したるとみえたり、そのつり様いまはたえて志る人なければ、畫圖にものするなり、このつり様はわが考へ出したるにてはなし、さるいなかにてかくつるとて、いなか人に聞たるなり、

〔守貞漫稿 十八 雜服附雜事〕今制ノ蚊帳、高貴等ニハ紗等ヲ以テ製之、民間普通ハ麁布ヲ用フ、近江國ヲ專用トス、染色同前、萌木ノミ、稀ニ素ヲ用フ物ハ、粗製ニ多シ、大サ大略竪六布、横五布ヲ小トス、江戸ニテ是ヲ五六ノ蚊屋ト云、竪八布、横六布ヲ京坂ニテハ八六ト云、ヤロクト訓ズ、江戸ニテハ六八ト云、ロクハチト訓ズ、釣手ノ緒ハ、專ラ萌木煉操糸ヲ以テ組ム、長サ三四尺、柱上ニ曲釘ヲ打テ、ソレニ緒ヲカケル、蓋釣

若君(〇義詮)御誕生、永享六年(甲寅)二月九日寅剋、(〇中略)御産所之御具足色々給注文、(〇中略)

一御蚊帳　御紋鶴龜、同御竿金物(白)在之、

御蚊帳は御出生之御所様御蚊屋也、御あつらへの御蚊屋、御還御之時分遅參間、私給、此御蚊屋借めさるゝと云々、頓て私へ被返下處也、

〔雍州府志(七土產)〕蚊帳　中華所謂蚊幬也、以青布裁縫之、或以紗造之、凡其大小廣狭隨所欲而無不有矣、三條東洞院至京極邊多有之、凡蚊帳限幾布幅、或稱幾布幅、又限疊幾帖、故謂何疊釣(ツリ)蚊屋、屋之四隅角掛環鉤、著緒而釣蚊帳四隅角、是謂釣手、

〔後松日記(十二)〕蚊帳製作并用様

條々聞書云、御かてふは水色、角、水引は段子、さほ黑うるし、かぎ赤銅、(略)女中の御かてふは、二ッつられ候、一ッは水ひき、角ともにあかき段子水色、さほ黑うるし、かぎめつき、一ッは梅ぞめ、水引角共に黑きしゆす、さほ黑うるし、かぎ赤銅、年中恒例記云、(〇中略)貞助雜記云、殿中御蚊帳つり申候事は、蚊いでき申時分、陰陽頭に申、御蚊帳つり申候日時勘文進之候、伊勢兩人下總守貞仍、肥前守盛惟參勤、ちかき頃は貞遠參勤申也、毎日のあげおろしは、女中上らふの御役也、また八月中に撤却の日時、陰陽頭勘文進上の日、兩人祗候いたし、おろし申てひつゝりと申て、何にてもかり初につられ候而、九月中まで引つりにて御座候、貞孝朝臣相傳聞書云、蚊帳の事、四月卅日よりつりはじめ、八月卅日までにて候、九月朔日より取置候也、武雜記云、蚊帳のおもしは、くろがねを細く打ておかれ候、(〇中略)これにて人を打擲する事の古事あるよし申ならひしなり、

考ふるに、蚊屋の名は、延喜太神宮式云、(〇中略)太神宮延暦儀式帳云、(〇中略)云々、かくふるきよにみえぬれど、またこと書にはさらにみえねば、多くは用ひぬなめり、さて蚊をばいかゞはしてかさけつらん、清少納言がいひしごと、細ごえに名のり來る、いと〳〵うるさきものなり、もとよ、

度會宮裝束○中略　蚊屋帷二條一條高一丈四寸、廣十九幅、一條高如上、廣五幅、

多賀宮裝束　絹蚊屋帷二條一條長五尺四寸、廣二幅、一條長五尺、廣十幅、

〔內宮長曆送官符〕御裝束　伍拾肆種

大神宮御料○中略

生絁單內蚊屋貳條高各一丈三尺、廣各十二幅、○中略

荒祭宮料

御裝束拾捌種

生絁蚊屋二條

一條長七尺五寸廣十二幅　一條長七尺廣二幅

瀧原神宮

御裝束拾六種

蚊屋二條

一條長七尺六寸、廣十二幅、　一條長七尺、廣二幅、

〔外宮御神寶記〕御裝束之事○中略

一かやすゞしかたびら　壹條長八尺弘九幅　一かやすゞしかたびら　壹條長八尺弘六幅

〔正中御飾記〕一殿內御裝束次第○中略

次蚊屋生絹帳二條

先以長一丈四尺、弘十九幅帳、於奉仕之、十九幅之中半之處於、組入乃北方乃中間仁宛天閉付之、天、東西江引廻也、巽坤乃角江及也、內爲面、縫目外也、如九幅御帳、以太糸天奉閉付之、

〔御產所日記〕普廣院殿樣○足利義教御時之事

一荒祭宮正殿裝束　合廿種〇中略、　蚊屋一條長七尺六寸、弘十二幅、　內蚊屋二條長七尺、弘二幅、〇中略

一瀧原宮遷奉時裝束　合十七種〇中略　蚊屋一條長七尺、弘二幅、〇中略　荒衣天井蚊屋一條長七尺六寸、弘十二幅、〇中略

一瀧原並宮神遷奉御裝束　合十一種〇中略　正殿生絹蚊屋一條長五尺、弘十二幅、　天井蚊屋一條長五尺、弘十幅、〇中略

一伊雜宮遷奉時裝束　合十四種　正殿蚊屋一條長七尺六寸、弘十二幅、　又一條長七尺、弘二幅、

〔大神宮儀式解九〕內蚊屋は、宇知乃加耶とよむべし、玉奈井の四面に引めぐらす帳也、〇中略　此蚊屋は、大神宮式、內蚊屋絹帳二條、高一丈三寸、廣十二幅、長曆官符、生絁單內蚊屋二條、高各一丈三尺、廣各十二幅、寬正官符、元祿調進式目も同じ、今もたがはず、右蚊屋を裝奉る形は、建久假殿遷宮記、同九年七月十五日、奉レ飾二御裝束一次第、先蚊屋南北兩面懸奉留、嘉元假殿遷宮記、同二年十月廿三日、奉レ飾二御裝束一次第云々、奉レ結二付蚊屋天井緣一先南面次北面寬正造內宮記、同三年十二月廿七日云々、十二幅ノ蚊屋一條、六幅中縫目、隔子天井、南緣、中程、以二紙捻一結付進、東西二引廻懸結付進、今一條、北方如二南繁一結付進とみへたり、

〔止由氣宮儀式帳〕一新造宮御裝束用物事

止由氣太神御裝束物〇中略　蚊屋帷貳張一張十四幅、一張七幅、高一丈四寸、天井料、〇中略

高宮坐神御裝束〇中略　蚊屋帳二張高八尺、廣十六幅、

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束〇中略

內蚊屋絹帳二條高一丈三寸、廣十二幅、

荒祭宮裝束〇中略　蚊屋一條長七尺六寸、廣十二幅、　內蚊屋一條長七尺、廣二幅、

瀧原宮裝束　絹蚊屋二條一條長七尺六寸、廣十二幅、一條長七尺、廣二幅、

蚊幬製作

なるふるき蚊帳には、みな布ごとに乳つきたり、されば江戸にても棹にてのみつりしを、いつしか絶たれど、蚊帳には猶むかしのまゝに造れりと見ゆ、又云、蚊帳の染色は、萌黄にかぎれることなり、金樓子に、齊桓公臥於柏寢云云、開翠紗之幬進蚊子焉とあり、萌黄の蚊屋の證とすべし、また入蜀記に、是夜蚊多始復設幮といふことも見えたり、又云、蚊帳に雁を畫けるは、蝙蝠なるべしといふ説、桂林漫錄にあれど、雁をゑがくこと、故あることゝ見えたり、備後の舊家に、蘆に雁を染たるもやうの蚊帳ありと、大塚宗甫いへり、

〔後松日記二十一〕蚊帳の製作つり様、足利家のころ武家の手ぶりは、其比の舊記所見御座候て、委敷相分りをり候、堂上方の記類には、延喜式の分さらに所見御座なく候いかゞ、
(朱書)蚊帳製作さだまりたること無之、しかし春日權現驗記に、蚊帳をつりたる體みえ候へば、ふるきものとぞんじ候、

蚊帳のふるきよに聞えしことを、わづかに春日驗記をもて證としたまふ、いと淺うものし給へり、〇中略

考ふるに、蚊屋の名上代に聞えたれども中世みえず、こは御帳の内へ寢給へば、蚊のいるべくもあらぬなるべし、下人は蚊遣火し、或は扇もて打はらひ、又蚊帳つくりてねたるもあるべし、そは御驗記にもみえたり、ひとの國にも高士傳に、黄昌夏多蚊、貧無幬幮、作蚊幬、されば後漢の末には有ぬなるべし、釣樣御驗記には、上のみえねばしりがたし、足利の世には、うるはしく棹をもてつりたるなり、されば蚊屋の幅ごとに耳を付たり、今も本には如此すべし、九月になれば棹なくてつる例なり、委しくは我蚊幬つり考にあり、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事〇中略
太神宮正殿裝束六物〇中略　内蚊屋生絁御帳二條高各一丈三寸、弘各十二幅、〇中略

蚊帳名稱

一御火燵蒲團

〔後撰夷曲集四冬〕ふとん

誹諧
大和にもおる唐綿のいとなみは今敷島のもめんふとんよ　忠直

〔撮壤集中家具〕蚊帳

〔運歩色葉集加〕蚊帳

〔倭爾雅五衣服〕蚊幮也蚊帳

〔書言字考節用集六服食〕蚊幮又云蚊帳見根本雜事

〔倭訓栞前編六加〕かや　蚊子幮をいふは蚊屋也、日本紀に見へたり、儀式帳に蚊屋帷とも見ゆ、

〔日本書紀十應神〕四十一年二月、是月阿知使主等自呉至筑紫、○中略既而率其三婦女、以至津國、及于武庫而天皇崩之不及、即獻于大鷦鷯尊、是女人等之後今呉衣縫、蚊屋衣縫是也、

〔播磨風土記飾磨郡〕賀野里、幣丘　土中上、右稱加野者、品太天皇巡行之時、此處造殿、仍張蚊屋、故號加野、山川之名亦與里同、

〔三養雜記二〕蚊帳

蚊帳といふもの今は家毎になくてかなはぬ物なれど、古書には蚊やり火をこそ和歌にもよめ、蚊屋の名は、わづかに太神宮儀式帳、延喜式に見えたり、また春日驗記畫詞に、白き蚊帳をかけたるかたをゑがけり、近くは吉田鈴鹿家記、寶德元年四月九日、花園殿より蚊帳參るとあるよし、おもふに室町家の頃よりは、今の如く夏月はかならず蚊帳をさぐること、見えたり、おほかた紐にてつることはなくて、棹にてかくること、そのかみの禮家の記錄に見えたり、それも日毎にはづしたるにはあらで、吉日えらびてつりそめ、又吉日にをさむることなり、今も邊鄙には棹にてつるならはしの存れる地もありとかや、棹にてつるには、布ごとに乳つきてあり、予○山崎美成が家

ハ五幅布團ヲ重テ著ス、布團、蒲團トモニフトントト訓ゼリ、元來蒲團ト云ハ臥具ノ名ニ非ズ今ノ圓坐ノ類也、然ラバ今京坂ニ用ノ坐蒲團ト云者、古風ニ近キ也、又貴人坐スルニハ褥ヲ用フ也、シトネト訓ズ也、貞丈雜記云、今ノ世、夜具之內ニ蒲團ト云物アリ、古ハシトネト云、蒲團ト云ハ圓坐ノコト也、東叡山ノ同朋相阿彌ガ記シタル御飾書ニ、西指庵ノ納戸ノ內ニ曲彔ノ上ニ蒲團置ルトアリ、是圓坐ノコトヲ云也云々、又雅亮裝束抄曰、御衾ハ紅ノ打タル也、袖襟ナシ、長八尺ニテ八幅、或五幅也、是今云布團也、御衾ニハ頭ノ方ニ紅ノ糠糸ヲ太クヨリテ二筋ナラベ、横ザマニ三針刺縫也、夫ヲ頭ノ標トストアリ、表小葵綾、裏單紋云々、是天子ノ料也、今民間ニ用フル布團ニハ、美ナル物ニハ茶萌木等、地文同色大紋ノ純子、其次縮緬、海氣、縞、紬、木綿ニ至リ、皆用之、摸樣染モアルベク、又紺屋形染縞物トモニ、衣服用トハ甚ダ大形ノ物ヲ良トス、裏ハ表ニ准テ紅絹、藍絹、紬、木綿等也、絹ノ外ハ紅ヲ用ヒズ、標ヲ專トシ、或ハ萌木モ用フ、裏ハ必ラズ無地也、下ニ敷ヲ敷布團ト云、大路三幅ナレドモ、二幅モ、四幅、五幅モアリ、長サハ鯨尺大略五尺也、是亦頭ノ方ノ標ニ、緋縮緬裁ヲ以テ、小サキ三角ノ浮世袋ト古人ノ云ル物ノ如キヲ製シ、又ハ幅五七分ノ長四五寸ノ物ヲ絆縫テ、一ツ結ビタルヲ縫付ルモ、御衾ノ標ニ似タリ、上ニ著ル布團ハ五幅ヲ通例トス、長同前、蓋長幅トモニ定リ無之、上ニ著ルヲ大布團ト云也、又敷布團ニハ表裏同物モアリ、

〔將軍德川家禮典附錄十一〕右大將樣御婚禮之次第、天保十二辛丑年五月廿八日、〇中略

姬君樣御入輿御道具出來之內、〇中略

一御蒲團　六

緋綸子御緣附一對　純子御緣なし一對　紅兩面一對

一御祝御枕（御祝くゝり枕之外）　一對

一御輿蒲團　一

〔貞丈雜記 八調度〕一蒲團と云は、圓座の事なり、蒲と云草の葉にて、圓く組みたる物ゆゑ、蒲團と云ふなり、今の世、褥の事を、蒲團といふはあやまりなり、

〔玉勝間 五〕ふとん

今世に寢る所に敷物を布團(フトン)といふは、いにしへ布單といひし物あり、布毯(フタン)とも書たり、此物より轉れるなるべし、

〔近代世事談 一〕蒲團　布子

或人云、ふとんは蒲にて作りたる圓座也、今云ふとんにあらず、今のふとんは衾といふもの也と云り、左にあらず、やはり蒲團也、木綿(きわた)わたらざる以前は、庶人の冬の衣服には、布に蒲蘆の穗わたを入てきたり、よつて布子の名あり、蒲團また同じ、蒲の穗を圍て入る、よつて蒲團の名あり、古へも貴人は蠶綿を以つくれり、これ其衾なるべし、古きふすまなどよみしは是也、

〔松屋筆記 百十五〕蒲團

蒲團は圓座の事也、蒲の葉を圓く組て造れる故、蒲團といふ、今世褥(シトネ)を蒲團といふは誤也、褥はシタノベにて、下に敷延るものなればいふ、シタのタをトに通はし、ノベを約て、ネといへる也、

〔婚禮法式 下〕夜具之部

一夜の御衾とねの事、御寢なり候時、敷候御衾とねなり、夜のおましとも云、數不定、色なども不定也、大サは中鏡三幅、長サ六尺なり、地は綾、へりは唐織物なり、へりのはゞは五寸なり、へりのさし様、上は一文字にして、下はすみちがへに、すみを合せぬふべし、四すみにふさを付る也、

〔守貞漫稿 十八雜服附雜事〕夜著蒲團 ○中略

今世夜著ヲ用フ、大略遠州以東ノミ、三河以西京坂ハ襟袖アル夜著ト云物ヲ用ヒズ、然ドモ昔ハ京坂モ用之歟、元文等ノ古畫ニ有之、今ハ下ニ三幅ノ布團ヲシキ、上ニ五幅ノ布團ヲ著ス、寒風ニ

〔近代世事談一〕夜著
慶長元和のころより專にすと云、むかしは小寢卷とて、常の衣服のすこし大きなるを下に卷て、そのうへに蒲團をかけて、上つかたもこれをめしたり、

〔婚禮法式下〕夜具之部
一小おんぞ二ッ、表綾、うらとのい物と同じ事なり、常の小袖より少大也、ふさなどはなし、

〔鈴鹿家記〕寶德元年卯月九日戊寅、花園殿ヨリ、(中略)小ヨギ一ッ御本所エ參、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕また沙石集に、(眼正信房の條)ぬれたる小袖をふせごにかけて、焦れたる處あさましと思ひて、かひまきて持て參りぬとあり、搔卷にてかいのかなゝるべし、かいもちひなどのかいなり、今江戸にて夜著の小きをかいまきと云ふも詞同じ、

〔倭爾雅五衣服〕褥(シトネ)、(蒲團フトン)、茵、並同、有臥席、有坐褥、今俗呼蒲團非也、蒲團者圓座之類也、

〔和漢三才圖會二十八衣服〕褥(音內)　茵(音茵)　蓐(音內)　和名之止禰　俗云蒲團
三才圖會云、黃帝內傳曰、王母爲帝列七寶登眞之床、敷華淨光之褥、疑二物此其起耳、
按有寢褥、有坐蓐、其寢褥、表裏用繒帛木綿、坐蓐用錦綺、方三尺許、而中有唐華紋、尋常帛木綿氈及皮、其皮獵虎爲上、虎、豹、羊、熊、羚羊、狗等皆用之、夏月以蒲藺等草作之、俗呼褥曰蒲團、出於蒲圓座之名乎、凡皮蒲團、夏掛架宜當風、如納櫃中不見風日則毛脫、

〔倭訓栞中編二十二不〕ふとん　蒲團の音なり、されど蒲團は叢林語、圓座の類、國花集に溪の蒲をもて密に編ものと見ゆ、今臥褥の事とするは非也といへり、

〔貞丈雜記三小袖〕一今の世、夜具の內に蒲團と云ふ物あり、古はしとねと云也、蒲團と云は圓座の事也、しとねの事をふとんといふはあやまり也、夜のしとねをば、公家にてはよるのおましとも御すべりとも被申由也、古はしとねの上にむしろを敷きて寢ぬる事也、

酒井家の藩士草野文左衞門といふ人、若州へ來りて三四年の間は、夜具と云ものもなくて、夜分寢る時には、あり合せし綿入布子を引かけて臥しけり、五年ばかりも過ぎて、やう〳〵夜著をこしらへけるに、世間に用るものとは異樣にして、その製四幅にて、半分は袖なくして敷物とし、片身は袖をつけて夜著とす、是はむかし戰國使用の制にて、片袖夜著と名づくるよしなり、東照宮にも、この片袖の夜著を御用ひありしといふ、

夜著用法

〔太平記 三十五〕京勢重南方發向事附仁木沒落事

將軍ゲニモト思給ケレバ、風氣ノ事有トテ、帳臺ノ內へ入リ、夜衣(ヨギ)引纏(ヒキカヅキ)臥給ヘバ、仁木中務少輔モ、遠侍へ出ニケリ、

〔產所之記〕一御うへさま、產所のあいだ、めし候御うはぎ白小袖、ねもじにてもくるしからず候、御よぎ、色の物にても不ㇾ苦、一七夜過て召候、

〔大江俊光記〕元祿十年九月八日、おえん今夕暮而、舟ヨリ直ニ吉田光格所へ祝言、○中略

おえん道具○中略

夜物　二　ふとん　二

〔將軍德川家禮典附錄 十一〕右大將樣○德川家定御婚禮之次第、天保十二辛丑年五月廿八日、○中略

姬君樣○鷹司有子御入輿御道具出來之內○中略

一御式正御夜物　七對

紅厚板一對　唐織一對　純子一對　綸子御地黑、縫箔實盡し一對、縮緬御地赤、實盡し一對、綸子紅白橫段一對　紅白面御小寢卷一對

小寢卷

〔貞丈雜記 三小袖〕一こおんぞと云ふは、こねまきの事也、常の小袖の形にて、ゆきたけをば長くする也、とのゐ物の一名をおんぞと云ふ、とのゐ物よりはちいさき故、小おんぞと云ふ也、

遠州以東、江戸ハ大布團ヲ用フハ稀ニテ、夜著ヲ用フ也、敷布團ハ京坂ト同製也、京坂ノ大蒲團、江戸ノ蒲團、夜著トモニ、純子以下用色染色等、前ニ云ルト同製也、夜著ハ襟、袖アリ、形衣服ニ似テ濶大ナリ、蓋袖ハ長ケ尺五六寸ニス、衣服ヨリ大ナルコト二三寸、其他表ハ衣服ノ如ク、總長ケモ四尺未滿ナレドモ、裏ノ表ヨリ長ク裁コト二尺許、裾ヲ表ニ折返テ一尺トナリ、表トモニ五尺ニナル也、又袖裏モ一幅半ヲ用ヒ、裏袖ノ表ヨリ濶キコト三四寸、襟モ表ハ四尺餘ナレドモ、襟六尺餘ニス、又襟モ表ヨリ廣シ、或曰、夜著ハ昔無之、慶長元和頃ヲ始トスト云リ、

因云、江戸吉原遊女ノ夜著布トンニハ、表天鵞絨ヲ專トシ、或ハ羅紗、純子モアリ、裏ハ必ラズ緋縮緬也、又上妓ハ敷布團三枚、格子女郎ハ二枚、下妓ハ一枚也、トモニ周リヲ天鵞絨等ニシ、表裏トモ中ハ緋縮緬ノ所謂額仕立也、京坂ハ太夫ト雖ドモ縮緬、絹ノ類也、江戸ヨリ劣レリ、

又三都トモ坊間及ビ妓院トモニ、夏ハ麻布晒ヲ以テ夜著フトンヲ製スト雖ドモ、猶木綿ヲ用フ者多キ、〇中略

元文中、京師畫工京師刊本ニ載夜著ノ圖也、今江戸ニ所用ト異ナルコト無之、然ラバ昔ハ京坂ニモ用之、其後廢ス歟、又ハ中以下不用之、上輩用之シコトアル歟、今世夜著平日用ニハ、圖〇圖略ノ如ク他裁ヲ以テ、掛エリ、カケギレス、汚ルヽ時、先是ノミヲ洗フ也、掛襟カケ裁ハ木綿ノ夜著ニモ、絹、海氣等ヲモ用ヒ、又木綿ヲモ用フ、厚本掛襟裁無之、今樣ヲ示サントテ、今加之、三布敷布團ノ圖〇圖略ハ今圖スル所也、夜具ニハ此菊唐草等ノ形甚多シ、形染ハ此類、島ハ前圖ノ類ヲ專トス、

又大布團、敷布團トモニ、圖ノ如ク表小、裏大ニ裁テ額仕立ヲ口トス、美物悉此製也、大布團モ亦多クハ此製、唯粗製ノ敷布團ニハ表同ク、或ハ表全クシテ裏ト周ノ端ニテ縫モアリ、又夜著、布團トモニ必ラズ綴糸アリ、小圖故ニ略之、

〔提醒紀談 二〕片袖夜著。〇。〇。〇。

夜著製作

今俗、夜衣、蒲團といへる名目、ふるくは物に見えず、フトンは古の衾也、夜衣、搔纒は、いつばかりの製ならん未考、太平記卅五六オ丁京勢重南方發向事條に、將軍ゲニモト思給ケレバ、風氣ノ事有トテ帳臺ノ内ヘ入リ、夜衣引纒頭臥給ヘバ云々とあり、これはよるのころもとよまるべけれどしばらくあぐ、さよ衣など歌によめるも衾の事にや、また太平記卅五六ウ京勢重南方發向事條に、女房達一二人御寢所ニ參テ、此由ヲ申サントスルニ、宿衣ヲ小袖ノ上ニ引係テ被置タル計ニテ、下ニ臥タル人ハナシ云々、此宿衣もヨギとよめり、いかにも衾を衣と書んもおぼつかなければ、今の世の夜著の類にや、小袖といへるはかいまきの小袖なるべし、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕昔綿を多く入て、夜の物とて夜著にする、是をおひえとも、北のものとも名づけたり、また異名を布子とも綿入ともいふなり、此詞みな公家より出たり、今やんごとなき御方は、布子おひえの沙汰はしろしめさずといへり、○中略布子をおひえといふも義違ふにあらず、北の物よりうつりたる名なり、

〔庭訓往來抄下〕北物ト云ニ一說アリ、織物板ノ物舊ビタルヲ張拵ヘテ、國裏ヲ屬ル也、綿ヲ多ク入テ、夜ルノ物トテ夜著ニスルナリ、又ヲヒエナド云也、然ルニ彼ノヨヽギヲ北ノ物ト云事ハ、裏ニ越後ヲスルニ依テ、北ノ物ト云也、又ヲヒエト云事モ、冬ハ北ヨリ來ル物也、越後ノ國則チ北ナリ、此縁ヲ取テ云ナリ、總ジテ國裏ト云ハ、越後ヨリ外ニツクベカラズ、絹裏ノ外ヲバ、只裏布ノウラナンドヽ云也、又何クノ國ニモ布ハ有ニ依テ、クテ裏ト云カ、悉ク公家ヨリ出ル詞ナリ、布子ヲバ綿入ト云ナリ、是ハヲヒヘト云義チガフナリ、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕夜著蒲團○中略

今世夜著ヲ用フ、大略遠州以東ノミ、三河以西京坂ハ襟袖アル夜著ト云物ヲ用ヒズ、然ドモ昔ハ京坂モ用之歟、元文等ノ古畫ニ有之、○中略

夜著名稱

いとせめてこひしき時はむば玉のよるのころもをかへしてぞきる

〔古今和歌集十七雜上〕かたたがへに人の家にまかれりける時に、あるじのきぬをきせたりけるを、あしたにかへすとてよみける、　　　きのとものり

せみのはのよるの衣はうすけれどうつりがこくも匂ひぬる哉

〔伊勢物語上〕むかし紀の有つねといふ人有けり、○中略としごろあひなれたるめ、やう／＼とこばなれて、つゐにあまになりて、あねのさきだちて成たる所へゆくを、男○中略まづしければ、するわざもなかりけり、○中略かの友だちこれを見て、いとあはれとおもひて、よ。る。の。も。の。までおくりてよめる、

年だにもとをとて四はへにけるをいくたび君を頼みきぬらむ

〔商賣往來〕夜著、蒲團、

〔名產諸色往來〕夜著、布團、隨好盡美、

〔倭訓栞中編二十八與〕よぎ　夜著の義なり、古書に直宿物と記せるは是なり、地は多く緞子なりといへり、卽被なり、全浙兵制同じ、奥州によかぶりと云、

〔物類稱呼四衣食〕寢衣よぎ　奥州にてよかぶりといふ

〔近代世事談一〕夜著

慶長元和のころより專にすと云、むかしは小寢卷とて、常の衣服のすこし大きなるを下に卷て、そのうへに蒲團をかけて、上つかたもこれをめしたり、連歌四季よせ冬の部に、ふとんはありて夜著なし、誹諧御傘のころは、もはやありつれども、古法をまもりて、貞德老人も夜著を、冬季にせざる也、

〔松屋筆記九十五〕夜衣といへる名目

夜衣

〔萬葉集二相聞〕柿本朝臣人麻呂從石見國別妻上來時歌二首并短歌○中略
丈夫跡、念有吾毛、敷妙乃、衣袖者、通而沾奴、
〔萬葉集略解二〕敷たへの枕詞、是は夜のものをいふ詞也、ますらをと思ひほこりて在し吾も、下にかさねし衣の袖まで涙にぬれとほりしと也、
〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
敷栲之、衣手離而、玉藻成、靡可宿濫、和乎待難爾、
〔後撰和歌集十五雜〕まさたゞがとのゐ物をとりたがへて、大輔が許にもてきたりければ、
大輔
ふる里のならの都のはじめよりなれにけりとも見ゆる衣か
〔實方集〕つねふさの少將のもとに、とのゐものある、取にやるとて、
かへさんとおもふもくるしから衣わがためかぶるおりしなければ
〔空穗物語嵯峨院〕みぞひつには、御ほうぶく一、かぎりなくきよらにて、よるのさうぞく、あやのさしぬきに、おりものゝあを、あやのうちともなどして、そのあをにかきてむすびつけたる、
露けくて山邊にひとりふす人のよるの衣にぬぎかへよとぞ、こともさうぞく、女ごのもいときよらにしていれてまいり給ふ、
〔源氏物語二十玉鬘〕御返事はおぼしもかけねば、かへしやりてんとあめるに、これよりをしかへしたまはざらんは、ひが〳〵しからんとそゝのかし聞え給ふ、なさけすてぬ御心にてかき給ふ、いと心やすげなり、
かへさんといふにつけてもかたしきのよるの衣を思ひこそやれ、ことはりやとぞあめる、
〔古今和歌集十二戀〕題しらず
小野小町

んじがきやとひとりごちて、とのゐさうぞくしかへてめしあれば參給ひぬ、とあり、此文にてよくしらるゝにこそ

〔源氏物語十榊〕としかへりぬれど、世中いまめかしきことなくしづかなり、大將殿はものうくてこもりゐたまへり、ぢもくのころなど、院の御時をばさらにもいはず、としごろおとるけぢめなくて、みかどのわたり、ところなくたちこみたりし馬車うすらぎて、とのゐもの〻ふくろおさ〳〵みえず、したしきけいしばかり、ことにいそぐことなげにてあるをみ給にも、いまよりはかくこそはと思ひやられて、ものすさまじくなん、

〔倭訓栞前編十一〕しきたへ　敷栲、敷妙、敷細布、布栲など万葉集にかけり、或は色妙とも書るをもて、六帖にいろたへのこと誤る歌あり、又敷白とも書り、たへは絹布の名也、しきたへの衣はよるの衣をいふ、よて袖とも、床とも、宅とも、黒髮とも枕ともつゞけり、令にいふ敷和衣も是成べし、

〔冠辭考四〕しきたへの　まくら　とこ　衣の袖　いへ　たもと

萬葉卷二に、(人麻呂)敷妙乃、衣袖者、通而沾奴、(上に夜床ことあり、)また(同人)臍香宿之、敷妙之妹之手本乎、(こは隔て詞にな
つゞく)卷十一に、敷栲、衣手離而、玉藻成、靡可宿濫、和乎待難、また敷細之、衣手可禮天、卷十七に、之佐多倍能、蘇泥可幣之都追、宿夜於知受云々、こは夜の衣袖に冠らせたり、○中略さて敷細布とて、專ら寢衣の類に冠らしむる事は、古事記に、牟斯夫須麻、爾古夜賀斯多爾、多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾、阿和田伎能、和加夜流牟泥乎云々、万葉にも柔被(古事記によるに、是をなごやぶすまと訓しはわろし、)なごやが下にねたれどもといへり、然れば夜の物は、なごやかに身にしたしきを用る故に、和らかなる服てふ意にて、敷栲の夜の衣といふより、袖枕床ともつゞくる也、既に朱良引敷たへの子の下に引る如く、神祇令の集解に、敷和者宇都波多也といへる敷は、絹布の織めのしげき意、和はなごやかなるいひなれば、美織也といへるをもおもへ、(敷とは下に敷ことゝいふのみおもふはかたくなし、)

〔貞丈雜記 八調度〕一とのゐ物の袋と云ふは、夜具を入る袋なり今番袋と云ふ物なり、とのゐ物とは夜着の事なり、小袖之部に記す指樣の法式もなく、上ざしをする迄の事なり、此の事を世に知る人少し、源氏物語の內に、とのゐ物の袋といふ事あるを、歌學者などは、殊外の秘事とするは、をかしき事なり、上ざし袋を夜具入る程に、大にぬひたる也、

〔ねざめのすさび〕とのゐもの、袋
河海抄に、殿上番直人の名字書たる簡號、日給簡を納る袋歟と志るし給ひしは、大なる誤なるよしは、既に先達もいへりさてこの袋は、俗にいふ番袋なりと契沖のいへり、されどたしかなる證文をひかず、今考るに、うつぼ物がたり藏開卷に云、かくて一二日ありて、大將殿うちのおほせられし書どももたせて參給て、そのよし奏せさせ給ふ云々、○中略夕暮に殿上に出給て、宮に御ふみ奉れ給、まかで侍りなんとすれど、御書きこしめしさして夜つかうまつれと仰らるればなん、夜さむをいかにとなん、南の御方おはしまさせ給て、もろともにいぬめして、御前にさぶらはせ給へ、まかで侍るまでは御帳のうち出させ給な、おいらかにといふ事侍るなり、まことやとのゐもの給はせよ、わいても衣だにとかたらひにてなめし、中務の君よみきこえ給へとて奉り給へば、あかいろのおりものゝ、たゞのあやのもにわた入て、志ろきあやのうちきかさねて、六尺ばかりのふるきのかはぎぬ、あやのうらつけてわたいれたる、御つゝみにつゝませ給をきくちばかり、御衣筥一よろひに、いとあからかなるあやかいねりのうちき一かさね、おなじあやのうちきかさねて、みえがさねのよるの御袴、おりものゝなほしさしぬき、かいねりがさねの下がさねをいれてつゝみたり、いろかうちめ、よになくめでたし、はなちの筥、ゆするつきのぐなど奉れ給、御返事は中務の君かくなど聞えさせつれば、御とのゐもの奉らせ給、よさむはなにともまたおぼし志らずとなん、いぬ宮はさおぼし聞えさせよとなんとて奉れ給へば、大將見給てあぢきなのせ

宿直物袋

〔枕草子九〕風は

十七八ばかりにやあらん、ちひさふはあらねど、わざとおとなゝどは見えぬが、すゞしのひとへのいみじうほころびたる、花もかどりぬれなどしたるうすいろのとのゐ物をきて、かみはおばなのやうなるそぎすゑも、たけばかりはきぬのすそにはづれて、はかまのみあざやかにて、そばより見ゆる、

〔枕草子十一〕宮は、内へいらせ給ひぬるもしらず女房のすさどもは、二條の宮にぞおはしまさんとて、そこにみないきゐて、まてど〳〵見えぬほどに、夜いたふ更ぬ、内にはとのゐものもてきたらんとまつに、きよく見えず、あざやかなるきぬの身にもつかぬをきて、さむきまゝににくみはらだてどかひなし、

〔宇治拾遺物語三〕四月のつごもり比に、雨おどろ〳〵しくふりて、物おそろしげなるに、かゝるおりにゆきたらばこそ、あはれとも思はめと思ひていでぬ、〇中略つほねにゆきたれば、人いできて、うへになればあんない申さんとて、はしのかたにいれていぬ、みれば物のうしろに火はのかにともして、とのゐ物とおぼしき衣、ふせごにかけて、たき物しめたる匂ひなべてならず、

〔河社〕とのゐものは、とのゐする人の夜の物なり、その袋といへるは、俗に番袋といへる物なるべし、

〔倭訓栞前編十八〕とのいもの〇中略　とのい物の袋、源氏に見ゆ、宿直人の名字を裏に書つくるといへり、俗にいふ番袋也、

〔雅言集覽九〕とのゐもの、ふくつ　とのゐ物の袋〇註略　河海抄に、殿上宿直人の名字書たる簡號、日給簡を納る袋歟としるしたまひしは、大なる誤りなるよしは、すでに先達もいへり、前のとのゐものを入るゝ袋なり、

り、

〔太平記 三十七〕新將軍京落事

爰ニ佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、○中略 眠藏ニハ、沈ノ枕ニ、鈍子ノ宿直物(トノイ)ヲ取副テ置ク、

〔御產所日記〕普廣院殿樣御時之事

若君○足利義敎子義勝 御誕生、永享六年甲寅二月九日寅剋、○中略

御產所之御具足色々給ニ注文○中略

一御宿物　　一御綾

〔空穗物語 藏開中〕御返事は中務の君かくなどきこえさせつれば、御とのゐもの奉らせ給、よさむはなにとも、またおぼし志らすとなん、

〔源氏物語 若菜五〕こなたはすみ給はぬたいなれば、御帳などもなかりけり、これみつめして、みちやう御びやうぶなど、あたり〳〵したてさせ給ふ、御木丁のかたびらひきおろし、おましなどたゞひきつくろふばかりにてあれば、ひんがしのたいに御とのゐものめしにつかはして、おほとのごもりぬ、

〔枕草子 三〕にげなきもの

三月つごもり比、冬のなほしのきにくきにやあらん、うへの衣がちにて、殿上のとのゐすがたもあり、つとめて日さし出るまで、式部のおもとゝひさしにねたるに、おくのやり戸をあけさせ給ひて、うへのおまへ、宮の御前出させ給へれば、おきもあへずまどふを、いみじくわらはせ給ふ、からぎぬをかみのうへにうちきて、とのゐものもなにもうづもれながらあるうへに、おはしまして、ぢんよりいでいるものなど御らんず、

宿直物名稱

ひたいがみも、いたうぬれ給へり、

〔源氏物語三十五柏木〕ゑぼうしばかりをしいれて、すこしおきあがらんとし給へど、いとくるしげなり、しろききぬどもの、なつかしうなよゝかなるをあまたかさねて、ふすまひきかけて、ふし給へり、

〔運歩色葉集登〕宿直物(トノイモノ)

〔易林本節用集登食服〕宿直衣(トノヰギヌ)

〔書言字考節用集六服食〕宿衣(トノヰギヌ)俗云二夜著一、又出レ輿、　宿衣(ヨルノモノ)支那謂二之被子一、出レ土、　睡襖同　夜衣同

〔倭訓栞前編十八登〕とのいもの　宿直する臥具をいへり

〔雅言集覧九登〕とのゐもの　とのゐ物、和訓栞には、宿直する臥具をいへりといへり、されどすべて夜の御番に著るべき衣服をも、又俗のヨマキ、カイマキのたぐひ、臥具迄もおしなめていへる也、御番ならぬ常のをば、よるのもの、よるのころもといへり、

宿直物製作

〔貞丈雜記三小袖〕一とのゐものと云ふは、今の夜著の事也、又おんぞとも云ふ也、とのゐ物には、袖の下、おくび、ゑり、両の脇に六七寸のふさを付くる也、婚入記にあり、見合すべし、繪圖は武雜記の貞丈抄に記し置く也、

〔嫁迎記〕一とのいもの二、御小をぞ二、御まくら二、御むしろ二あるべし、四月より九月九日までは、とのいものゝ御うら、御むしろのうら、すゞしたるべく候、

〔婚禮法式下〕夜具之部

一とのい物二ッの事、位ある人は、表は唐織物、その外はから物、其下は何にても用候、四月朔日より九月九日まではうらすゞしなり、うらの色は、將軍家むらさき、其外は何色にてもするなり、九月九日より四月朔日迄は、うら赤絹子なり、ふさの色何にても但赤を用べし、ふさ長サ五寸計な

從來所無也、又古紙張ノミニ非ズ、新紙製モアリ、又綿ニ代ルニボロト號ケテ、更ニ不用ノ古々裁レヲ集メ納ルモアリ、

〔古事談三僧行〕惠心僧都ノ姉安養尼終焉ノ時ハ、必可來會由、僧都契約云々、〇中略此安養尼ノ許ヘ、強盜亂入シ、家中ニ有程ノ物皆搜取出去、尼紙衾計著テ被居ケリ、〇又見古今著聞集

〔徒然草上〕さすがに一度道に入て世をいとはん人、たとひ望ありとも、いきほひある人の貪欲おほきににるべからず、紙の衾、麻の衣、一鉢のまうけ、あかざのあつ物、いくばくか人のつひへをなさん、

〔後撰夷曲集四冬〕おちぶれて紙衾をかぶり敷てぬるとて

本歌おそろしや思ふ中をもさけつべし夜の衾のかみなりの音　讀人不知

〔空穗物語藏開上〕中納言ひさしういもね侍らねば、みだりこゝちいとあしう侍るつみゆるし給へとて、宮の御かたはらにうちふし給ぬ、うへのおとゞうたてものおぼえぬさまし給めり、さて忍びてさぶらひ給へとて出給ぬれば、中納言御ふすまひきゝてきこゆるやう、かゝるものまたもがな、いとゞくこたみは、なかたゞがやうにてをときこゆれば、うたていふものかな、いとおそろしきわざにこそありけれとおぼして、いでもし給はず、

〔空穗物語菊宴〕きさいの宮の賀、正月廿七日にいでくるおとねになむ、つかまつり給ける、まうけられたるもの、〇中略御ぞは女御ふすま御よそひ、なつ冬春秋よるの御ぞ、

〔源氏物語九葵〕ひるつかたわたり給てなやましげにし給らんはいかなる御こゝちぞ、けふはごもうたで、さう〲しやとて、のぞき給へば、いよ〱御ぞひきかづきてふし給へり、人々しりぞきつゝさぶらへば、より給て、などかくいぶせき御もてなしぞ、思のほかにこゝろうくこそおはしけれな、人もいかにあやしとおもふらんとて、御ふすまを引やり給へれば、あせにをしひたして、

の枚數なり、
〔嬉遊笑覽二上服飾〕昔は夜著なんど別に有は希なるにや、常の衣をかさねて著しこと、見ゆ、砂石集八ある入道法師の物語に、小所領知行せし時の、事かけず病者にて身冷云々、女童部が衣かさねて候が、猶肩ひゆる儘に、小袖を肩にかけて、足冷てわびしければ、小童部あとにねさせ侍りしが、所領得替の後は、ひたすら暮露々々の如くにて、帷に紙袋きてねるに、足も身も冷ず云々あり、ふすまは萬葉に敷衾とあるをもて、臥衾なりといへり、其狀はふすま障子といふにておもへば、今のかゞみ蒲團の如く、緣をとりたるにて、形は方なるなり、民間には多く紙ふすまを用ひたり、著聞集に、安養の尼のもとに盜人入たる處、尼うへは、紙ふすまといふものばかりを引著て居られたりけるなど見えたり、紙被を今江戸の俗にはてんとくじと云、古に日向ほこりを天たうばこりといひし如く、日の暖なるをよそへて、天德といふなるべし、天德寺といふ寺ある故に、戲れて天德じといひしなるべし、且ツいやしき物なれば、あらはにいはざりしことゝ聞ゆ、松月堂不角住吉奉納三百韻無一もつ後生願の猫かふて、千箭かぶる衾も天德寺なり、不角西翁獨吟百韻、あらはれにけり、悋氣いさかゐ我戀は、やぶれ紙帳の中々に、塵塚咄、元文二年に生れし老人筆記、一名飛鳥川と云歟、昔は夏近くなれば紙帳賣、冬になればてんとくじといふ物を商ひたるが、今はすくなしと云るは、賣ありきしならむ、向が岡、延寶八年刻板夕立やあるが中にも紙帳賣、といへるにて知べし、明和二年千柳點、紙帳うり塗師やに賣るがしまひなり、とあれば、此頃までも有しなるべし、

〔守貞漫稿十八雜服附雜事〕天德寺　江戸困民、及武家奴僕、夏紙張ヲ用フ者、秋ニ至リテ賣ㇾ之、是ニワラシベ等ヲ納レテ周リヲ縫ヒ、衾トシテ再ビ賣ㇾ之、困民奴僕等買ㇾ之テ、布團ニ代テ寒風ヲ禦グ也、今ハ奴僕ハ用ㇾ之歟、困民ハ不ㇾ用ㇾ之、又享保前ハ是ヲ賣歩行ク、享保以來廢シテ今ハ見世店ニ賣ルノミ、蓋天德寺ノ名據ヲ知ラズ、江戸愛宕山下ニ天德寺ト云禪寺アリ、コヽニ因アル名歟、此物京坂

ろたへといふ所に、白栲と書るもあり、既にも次にもいへり、且古事記に、〇略歌このむし衾柔やが下てふは、和らかにてあつきふすまと聞ゆるに對れば、栲布のふすまは、さわやかなれば、さやぐが下とはよみ給へるなるべし、

〔萬葉集四相聞〕京職大夫藤原大夫賜大伴郎女歌三首〇中略

烝〇烝恐蒸誤被奈胡也我下丹、雖臥、與妹不宿者、肌之寒霜、

〔萬葉集五雜歌〕貧窮問答歌一首幷短歌〇中略

安禮乎於伎氐、人者安良自等、富己呂位、騰寒之安禮波、麻被、引可賀布利、布可多衣、安里能許等其等、伎曾倍騰毛、〇下略

〔萬葉集十四雜歌〕

爾波爾多都、安佐提古夫須麻、許余比太爾、都麻余之許西禰、安佐提古夫須麻、

〔萬葉集略解十四上〕麻布の小衾也、提は多倍の約言也、

〔萬葉集十四相聞〕

伎倍比等乃、萬太良夫須麻爾、和多佐波太、〇太恐爾誤伊利奈麻之母乃、伊毛我乎杼許爾、

右二首〇一首略遠江國歌

〔萬葉集略解十四上〕ふすまは、卽妹が夜の衾を云、斑衾は斑摺か、又倭文にて筋有布をもいふべし、わたさはには、綿多に也、

〔新撰六帖五〕ふすま　光俊

きん人のまだらふすまのひと色にならでやつゐに心みだれん

〔倭訓栞前編二十六〕ふすま〇中略かみぶすまは、宇治拾遺に見ゆ、紙被也、詩集に多く見えたり、四六ふすまは、よるのものといふ諺あり、古へのふすまは民間皆紙ふすまを用ゐたり、四六は縱橫

衾製作

〔新撰六帖五〕ふすま　家良

神無月ならのみやこにをくるてふふ。す。ま。も年をかさねつる哉

〔延喜式五齋宮〕年料供物

褥料絹三疋一丈六尺七寸、綿廿四屯、衾料長絹十二疋、調絹八十四屯、(中略)已上寮供之

右女部司縫備

〔延喜式六齋院〕人給料、絹一百七十八疋三尺、(卌疋褥料、卌疋衾料、○中略)調綿四百八十屯十五兩一分二銖、(百八十屯褥料、衾卌褥別六屯)

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事(○中略)

さてのち御ふ。す。ま。をおく、たてまつるべきやうにうらをしたにをきて、くびのかたをうへざまに、あとのかたへひきかへしてをくべし、御ふすまは、くれなゐのうちたるにてくびなし、ながさ八尺、又八のか、五の丶物なり、くびのかたには、くれなゐのねりいとを、ふとらかによりて、二筋ならべて、よこさまに三はりさしをぬふなり、それをくびとしるべし、おもてこあをひのあや、うらひとへもんなり、

衾種類

〔源氏物語湖月抄九抄〕衾は色紅なり、紅。衾。とも云ふ、四角四方也、中重あり、うはざしの組あり、女御入内の夜、女御の御母儀奉り給例也、

〔古事記上〕爾其后取大御酒坏、立依指擧而歌曰、(○中略)牟。斯。夫。須。麻。爾古夜賀斯多爾、多。久。夫。須。麻。佐夜具賀斯多爾、(○下略)

〔冠辭考五多〕たくぶすま　(しらきの國　しら山風)

仲哀紀に、栲衾新羅國云云、万葉卷十五にもおなじつゞけあり、卷十四に、(國しらぬ歌の中)多久夫須麻、之良夜麻可是能云云、これらは栲布の衾の白きとつゞけたり、栲は木綿なるが故に、集中にし

衾名稱

かしらをさゝゆるものにこそあれ、さるはかしらのみにもあらず、すべて物のうきて、間のあきたる所を、さゝゆる物を、何にもまくらといへば名所を歌枕といふも、一句言葉のたらで、明(アキ)たるところにおくよしの名と聞ゆれば、枕詞といふも、そのでうにてぞ、いひそめけんかし、

〔寒川入道筆記〕謎語之事

一股癡のたぬき何ぞ　枕

一天狗の大癡何ぞ　まくら

〔倭名類聚抄〕十二裝束衾 音金、和名布須萬、 説文云、衾〇〇大被也、四聲字苑云、被衾別名也、

〔倭爾雅〕五衣服衾 大被也 寢衣(フスマ) 同被 裯(ヒトヘフスマ) 單被曰裯

〔下學集〕下絹布被(フスマ)、衾 同、二字

〔和漢三才圖會〕二十八衣服被(ふすま よぎ) 音陛 衾 音金 寢衣 和名不須萬 裯 音儔 比止閉乃不須萬

大被曰衾、單被曰裯、詩召南、抱衾與裯者是也、 三才圖會云、論語曰、寢衣長一身有半、此商周事也、蓋被之名、始于漢也、

按所圖〇圖略 被似蒲團、既謂寢衣、可有襟袖也、倭夜著如常衣而濶大、長一身有半、

〔日本釋名〕下衣服衾(フスマ) ふしまとふ也、ふして身にまとふ也、

〔倭訓栞〕前編二十六不 ふすま 紀に衾をよめり、また被衾をよめり、大被を衾とす、臥裳の義なるべし、臥裳は萬葉集に敷裳といへるがごとし、西土に單被、綿被など見えたり、〇中略 萬葉集に、麻被、まだらふすま、むしぶすま見ゆ、むしは蒸の義、あたゝかなるをいふ、

〔日本書紀〕十一仁徳 七年四月辛未朔、天皇居臺上、而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后對諮、何謂富焉、天皇曰、烟氣滿國、百姓自富歟、皇后且言、宮垣壞而不得脩、殿屋破之、衣被露(フスマツユニアラハル)、何謂富乎、

ちりにたつわがなきよめむ百敷の人の心をまくらともがな

〔拾遺和歌集十八雜賀〕修理大夫惟正が家に、方たがへにまかりたりけるに、いだして侍ける枕にかきつけ侍ける、　藤原義孝

つらからば人にかたらんしきたへの枕かはしてひと夜ねにきと

〔新後拾遺和歌集十六雜〕雜の御歌の中に　光嚴院御製

山里は明け行く鳥の聲もなし枕のみねにくもぞわかる、

〔枕草子春曙抄一〕題號を枕草紙といへる心は、〇中略此草紙の奥に云、宮のおまへに、内のおとゞの奉り給へりしを、是に何をかゝまし、うへの御前には、史記といふ文をなんかゝせ給へるとのたまはせしを、枕にこそは之侍らめと申しかば、さはえよとて給はせたりしを、あやしきを、こよや何やとつきせずおほかるかみのかずを書つくさんとせしに、いと物おぼえぬことぞおほかるやと云々、枕にこそし侍らめとて申うけたる物に、かゝれたる草紙なれば、まくらさうしと申侍るなるべし、

〔冠辭考三久〕くさまくら　たび

萬葉卷一に、草枕客爾之有者云々、こは卷五に、道乃久麻尾爾久佐太袁利、志婆刀利志伎提てふごとく草引結びて枕とする意にて、旅には冠らするなり、此うた舒明天皇の御代を擧たるに、いひなれしつゞけ樣なれば、いと上つ代よりいへる詞なりけり、

〔玉勝間八〕枕詞

天又月日などいはむとて、まづひさかたのといひ、山といはむとて、まづあしびきのといふたぐひの詞を、よに枕詞といふ、此名ふるくは聞も及ばず、中昔の末よりいふことなめり、是を枕とし もいふは、かしらにおく故と、たれも思ふめれど、さにはあらず、枕はかしらにおく物にはあらず、

置侍しも猶こちたし、中略されば我枕はこれらの品にはあらで、みづから老のすゑに二つの枕を求て、座の左右にして愛する事あり、一つは桑の木の圓枕なれば、その形によせてお玉と名づけ、今ひとつは滑なる方石なれば、やがてお岩といふ、むかし近くめしまつはせし少女のそれが名をかれるもの也、玉といひしは、むつ〳〵と肥て膚のすべらかなりしかば、おさなき比より傍にふさせ侍し新手枕も忘がたし、岩はよな〳〵あとさゝせつるに、踵のあらましくて、あかゞりのむつかしかりければ、思ひなぞらへていふなるべし、宋司馬文公が圓枕は、學窻にまろばし、長き眠のさめやすくして、讀書にたゆみなからしめむが爲に、孫楚が流を枕せしは、耳を洗はむが爲とかや、下官が愛するはさる心にあらで、桑は中風をふせぎ、石は頭熱をさますとなり、唯よく生をやしなふ便なれば、あにいたづらふしといはむや、或日ひとりの友來りて、此二枕をあやしみて、猿のつぶりやもたりけむと笑ふに、此記をかきてその人に答ふるのみ、

狂云、此記ハ世々ニ傳寫シテ焉馬ノ誤モ有ルベキカ、下略

〔七十一番歌合中〕四十三番　左　枕賣

むろ出しまだひもやらぬ新枕かぶれかゝりてそひもはてばや、中略

左漆にかぶれかゝる巧なれども、右隱し針、人にしられぬ當道の秘事とかや、下略

〔毛吹草三〕播磨　同滑室枕

〔人倫訓蒙圖彙六〕滑革師　革は所々の穢多これを造る、革師これを求て、馬具、銀袋、蒲團、枕等是をつくる、中略春日通東洞院の西にあり、

〔古今和歌集十九雜體〕題しらず　讀人しらず

枕より跡より戀のせめくればせむかたなみぞとこなかにをる

〔後撰和歌集十八雜〕つねになきな立ち侍りければ　伊勢

かゝる句どもの見ゆれば、昔は此枕箪笥いづれの家にも有し物なるべし、又、

江戸筏 享保元年刻
前句略 十人前ぞ枕いやしき　　青峩

といふ吟あるにて思ふに、享保の頃ははや桑枕おこなはれ、箱枕は廢たるにやあらん、又曰、河念佛 元祿十四年刻 に、枕だんす次きせる、伊勢骨柳に何かうちいれとあるは、旅の用意にて、枕近くおく箪笥の事なり、手近くおくを手箪笥といふに同、

〔半陶藁二〕高枕表號說 代桃源師

枕之爲用也、具于安寢爾、而其用不一矣、用之文者、司馬警枕焉、用之武者、錢王警枕焉、異而用之、列衣鉢辨道之器、俗而用之、寄閨房相思之情、是皆用之小者也、黥布出下計、則漢高高枕而臥、商皓輔東宮、則留侯高枕而臥、是枕之適天下國家之用、用之大者也、東濃持是主盟、就余求號、號之設也、在表其德、余乃以高枕兩字命焉、有規有祝、有規祝之外者、曰所以規者何、曰古之人養生者、不高其枕、率始高之、而漸低之、故以紙爲枕、而日減一番、頤神妙術也、蓋服藥百裏不如一宵低枕、而今命以高枕、所以規者不在斯哉、曰所以祝者何、曰公異俗之諦、永泯其相、紅幢翠飾、出擁萬騎、則高吳越王枕、以警其眠、碧紗青燈、入讀群書、則高獨樂公枕、以警其眠、然後一家一國、如漢高留侯高枕之日、而延及天下、所以祝者不在斯哉、○中略 枕也者誠公家舊物也、抑公鈞天之想、遊仙之夢、所寓果安在乎、杜詩曰、高枕遠江聲、遠江聲是其所寓云、則向所謂規祝之外者、余所不知也、一笑、

〔本朝文鑑五記〕枕記　　貞室

敷妙の枕は床臺の臥具にして、老少男女のゐをやすからしめ、勞をたすけ閑をそふる寶器なれど、人つねに目なれて此德の本ゐをしらず、もろこしの人も是をいみじと思へるにや、香木をもてけだものゝ形をきざみ、玉をみがき玳瑁をのべて、おしき夢をもさき侍る、此國の歌人のよみ

る、は世の常なり、梁枕(あつちまくら)はいと近き製作なるべけれど、若き人は名だにも知らず、唯枕といふ物と思ふもあるめり、西川祐信の畫、正德雛形の枕盡しの摸樣に、形の似たるはあれども、今の如く縊(くゝり)といふ物をつけたるは無し、偖此枕なき前は、中人以下は皆箱枕なりしなるべし、客のまうけなんどにや、枕五ッ宛を重ね箱にいれたるあり、是を枕簞笥といへり、古き調度を商ふ舖には、をりにふれてあり、小口を黑漆にて塗、紋所を金粉にて蒔繪したるなどあれば、下賤の者のみ箱枕を用ひしにはあらず、今も旅籠屋茶屋やうのところは、此枕簞笥のある歟不知、

此茶屋雀のほかには、十の枕をゑがきたる草紙を見ず、今藝州宮島の遊女、枕二ッを箱にいれ、鐶にてひきさぐるやうにしたるをもて來、此形に似たりとぞ、○圖略

座取 延寶七年刻 常矩撰

大形の恨みの數も十計り　風宿

來ぬ夜重ねてうき枕箱

常陸帶 元祿四年刻 兒水撰

春雨に九ッあまる枕かな　林鴻

陸奧千鳥 元祿十一年 桃隣撰

木枕や十人までは冬籠　琴風

四五百森 元祿七年刻

櫻にこぬや隨分の用　撰者 示因

朧月十の枕は十所に　同

而形集 平砂句集

木枕を八卦に配れ夏座敷

わすらるなうらしまのこが玉くしげあけてうらみんかひはなくとも

〔拾遺和歌集十八雜賀〕成房朝臣法師にならむとて、いひむろにまかりて、京の家にまくらばこをとりにつかはしたりければ、かきつけて侍ける、　則忠朝臣女

いきたるかしぬるかいかにおもほえず身よりほかなる玉くしげかな

〔類聚雜要抄四〕枕筥深二寸五分

深蓋
押覆
銀蠻繪
弘五寸五分

長五寸一分、弘二寸五分、

枕上形

身ニ入枕形

枕筥居筥
長九寸五分
弘七寸五分
高一寸

料木五三寸、欅一尺六寸三寸半、板九寸、
木道單功八疋食薄料金一兩一分　銀二兩二分　漆六合
書料卅疋　磨料百疋

口白鑞入關加
居筥定
置料十五疋

關白相府仰云、以枕筥置帳內枕上、承平四年中宮御賀度如此云云、

〔國師日記〕一同五日〇元和三年九月、中略、久右衛門方へも文來、是も釜事也、文共は枕箱へ入置也、

〔用捨箱下〕枕簞笥

何の器物にもあれ、其形のみ專らおこなはれ、朝夕目に馴れば、古くよりありし物のやうに思は

枕掛　枕臺　枕箱

嘉禎三年正月、右少辨高嗣朝臣注送文、〇中略
御所御裝束無殊事、然而大概記之、〇中略母屋三箇間東第一間、棟分、次北間也、北爲障子、東面爲壁、立亘屏
風、其中敷高麗端、大文、〇中略其疊二枚、上頭置御枕一雙、以白打紙裹也、

〔御産所日記〕御産所之御具足色々給注文、
一御枕　二綾つゝみ

〔大江俊矩記〕文化五年二月十一日、近衞内大臣基前公尾張宰相殿姉姫維君御方御婚禮也、〇中略
一寢殿有敷設、〇中略其〇北廂東面西方又有平敷御座、其上繧繝御茵二枚並敷之、其東並置御枕二、檀紙包也、

〔玉露叢五〕一同〇慶長二十年正月廿三日ニ、秀頼公〇豐臣ヨリ御使者トシテ、吉田玄蕃ヲ以テ、〇中略蒔繪ノ御
枕、紅梅ノ御。。枕。。掛、以上右ノ通リ、桐ノ長持ニ入進ゼラル、

〔世俗淺深秘抄下〕一枕臺造日、能々以吉日可造也、

〔新猿樂記〕三郎主者、細工并木道者也、〇中略枕筥、〇中略已上所造

〔類聚雜要抄二〕一被加以前御調度外御物事
御裝束儀、如以前差圖無相違、又帳内枕上小几帳一雙、〇中略以枕筥置帳内枕上、虎子筥置御帳跡方
隱所云々、〇中略長元八年九月二日、隨尋聞注畢、〇中略
一御裝束〇中略
帳東棟分戸簾前、立亘五尺屏風、立衣架一雙、〇中略以枕筥置帳内枕上也、

〔小右記〕寛仁二年六月廿日辛亥、土御門殿、〇藤原道長第寢殿以一間、〇中略註配諸受領、不論新舊、撰勤事者、令營云々、〇中略
又伊豫守頼光、家中雜具皆悉獻之、〇中略又有枕筥等屏風二十帖几帳二十基云々、希有之希有事
也、

〔和泉式部集五〕ものへいく人に、まくらばことらすとて、

摩れば、くる〳〵めぐり、耳も前後に動く、おもふに是は虎枕なり、〇下略

枕用法

〔禁秘御抄 上〕夜御殿

四方有妻戸、南大妻戸一間也、御帳同清涼殿、東枕

〔徒然草 上〕夜のおとゞは東御枕なり、おほかた東を枕として陽氣をうくべき故に孔子も東首し給へり、寢殿のしつらひ、或は南枕常の事也、白河院は北首に御寢なりけり、北はいむ事也、又伊勢は南なり、太神宮の御方を御跡にせさせ給ふ事、いかゞと人申けり但太神宮の遙拜はたつみに向はせ給ふ、南にはあらず、

〔嫁入記〕一まくらをく事、殿がたのをばそばに上になしてよこにをくにようばうのをばふせて、ひらみを上になしてをくなり、およらぬまへに、むしろばかりのべてはをかぬ事なり、まくらきるものなど、いかやうにもをくべし、

〔源氏物語 九葵〕いとおかしげなる人の、いたうよはりそこなはれて、有かなきかの氣色にてふし給へるさま、いとらうたげにくるしげなり、御ぐしのみだれたるすぢもなく、はら〳〵とかゝれる枕のほど、ありがたきまでみゆれば、とし比何事をあかぬことありて、おもひつらんとあやしきまでうちまもられ給、

枕包

〔三中口傳 三〕一三條鋪設裝束事

御枕事

其體尋常定也、以薄樣可裹之、其色必不定、上敷ノ南端ニ可置、南北行定

雖獻御衣、不進御枕事、

此定可然

〔玉蘂〕嘉禎三年正月十四日、此日左府〇藤原兼經被迎第二娘、〇中略

小町が庵の客枕の露　　曲言

餘花千句寶永二年

浮田殿よりかいひねり狀

交りの枕をぬくも七ッ組

〔東海道名所記　二〕小田原より箱根へ四里

右の方、宿〇小田原の入口に小田原陣の時の戰場あり、〇中略名物には小田原石、水道のために江戸に出しあきなふ、小田原足駄、けやきのまる木履なり、夢想枕、又宿の右の方に外郞あり、

以文樣爲名

〔書言字考節用集　六服食〕綢枕(クヽリマクラ)

〔嬉遊笑覽　二中服飾〕今の梁枕なき已前は、中人以下皆箱枕を用ひたりと見ゆ、〇中略梁枕とは今のよのつねの枕なり、

〔南留別志　二〕一荒木氏何某といふ人、御使に奥州に下りしに、其少し前に、光堂の佛の目にいれたる金を、人の盜みし事あるを僉議するとて、秀衡が棺をあばきたり、〇中略秀衡が棺の內より、まくら一ッ、大刀一ふり出だしおきて、國主の者とも、荒木何某に見せたるなり、〇中略若林杢右衛門といふ人、奥州までしたがひ行きて見たりとて、茂卿〇荻生徂徠が幼き時かたりき、枕はつねのくゝり枕なり、ふさまでも深紅なるが、手にてさはればでうのごとく手につくとなん、

〔毛吹草　三〕山城　縊枕(クヽリマクラ)

〔嬉遊笑覽　一下居處〕因に云、或寺に獏枕あり、傳へていふ、加藤清正朝鮮より將來し物なりといへり、その枕を見しに、すべて木彫にて漆をぬり彩りたり、齒と爪とは獸の眞物を鏤む、其形は頭の左右より前足出て蹲踞(ウヅクマリ)たるやうに作り、下に筥の如き臺あり、頭のうへに船底の形したる板ありて、是を枕とするなり、喉の內に括機ありて頭上板の横側だてば口を開く、眼の玉すこし高く出て

等定法なし、

一まくらの繪に、猿といふけだものを書く事、猿はあしきゆめをくらふといふ事あれば猿をかく也、

〔嬉遊笑覽二服飾〕後世入子枕といふ物あり、箱枕の細長きを、五つも七つも數多く入子にしたるなり、夢想枕といふも是なり、もと琉球製にや、中山傳信錄に是を套枕といへり、

〔中山傳信錄六〕枕

大小套枕、中藏數具、客至則人授二一枕一、

〔用捨箱下〕夢想枕　夢想流の髮

夢想枕、又入子枕ともいふ、是は五ツ或は七ツ入子にしたる箱枕なり、今もあるべけれど、江戶にてはおこなはれず、總物(スベテ)に夢想と名つくるは、神佛の告なんどいふより移りて、不思議といふ程の事にて、物の形の變ずるをいふ、一ツかと思へば二ツにも三ツにもなる不思議な枕といふ義なり、裏かと思へば表にも變を夢想羽織、板にて張つめたりと見ゆるが窓になるを夢想窓引出しのこなたへも拔、あなたへもぬくるが夢想引出し、此類多くあるべし、或書に夢さう窓筒は夢窓國師の持玉ひし調度をうつしたるなりと記したるは信じ難し、夢想枕は相撲の國なんどにて、昔は專つくりたるが、東海道名所記萬治に小田原足踏、けやきの丸木履なり、夢想枕、又宿の右の方に外良(ういらう)ありといふ事見えたり、本朝文鑑

坂東太郎、寬文七年刻丸撰　近年又同名の俳書あり、

夢想枕神ならば神郭公　黃吻

伊勢宮笥延寶八年刻

星祭り七ツ入子に落にけり　撰者心友

以製作爲名

とうきのまくら

〔十訓抄十　一〕近ば徳大寺の右のおとゞ〇公継打まかせては云出がたき女房のもとへ、師子のかたを作りける茶椀の枕を奉るとて、うすやうをおりて、此歌をかきて、思かけぬはざまにかくし入たりける、

わびつゝはなれだに君にどこなれよかはさぬよはの枕なりとも、女房此枕は只にはあらじとて、とかくして此歌をもとめ出されたりける、いみじくいろ〳〵しく色深し、これを歌を人してつかはして、心のうちをあらはせるたぐひ也、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

前祭一日、〇中略裝飾豐樂院御座、〇中略白羅草木鳥獸繡緣御坂枕二枚、〇下略

〇坂枕ノ事ハ、神祇部大嘗祭篇調度條ニ詳ナリ、就テ見ルベシ、

〔後奈良院御撰何曾〕あかしの浦には月すます　はりまくら

〔兵範記〕久壽三年二月廿八日庚子、申剋許向權弁亭、於四條東洞院新造家被經營也、右衞門佐光宗、令嫁第三女子也、寢殿中央母屋立障子帳、其中敷繧繝緣疊三枚、安張枕二、置白堅文織物直垂衣、不敷表筵、不置劔、頗無謂歟、又不安沈枕、不審也、

〔久世家婚儀次第〕婚儀次第〇中略

次相共臥給、男君南、女君北、衾幷置張枕一雙於帳東頭、

〔毛吹草三〕山城　櫻馬場張枕（サクラノバゝニハリマクラ）

〔下學集器財下〕摺枕（タヽミマクラ）

〔婚禮法式下〕夜具之部

一まくら二ツ、箱まくら也、黒ぬりまき繪にて、一方には猿、一方には家の紋をかく、是本式也、寸法

白練綾大枕一枚〈著ニ夾纈羅帶三條一〉

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事、

出座御床裝束物七十二種、〈○中略〉錦御枕二基、〈納ニ白筥一合一〉

〔內宮長曆送官符〕太政官符

伊勢大神宮司〈○中略〉

出坐料御裝束　錦御枕貳基、〈長各五寸五分、廣三寸八分、厚二寸四分、中子作楯、〉

〔延喜式四伊勢大神宮〕太神宮裝束〈○中略〉

錦枕二枚、〈長各五寸五分、廣三寸八分、厚二寸四分、○中略〉

度會宮裝束〈○中略〉

枕二基

〔本朝文鑑八讃〕我枕讃　佐菊伍

されば枕の寐心をえらぶに、天鵞絨の枕は油しますぐ、り枕の最上なればとありし、大名の隱者の仰せられしよし、〈○下略〉

〔古事談六亭宅諸道〕延喜聖主〈○醍醐〉召基勢法師、金御枕ヲ御懸物ニテ、令決圍碁給ニ、數無御勝負、或日基勢奉勝、賜御枕退出之間、以藏人被召返之處、申云、年來一堂建立宿願候、思而涉日之間、早賜此御懸物、歸參シテ若被打返マイラセモゾスルトテ、ヤガテ退出、自翌日建立一字堂、仁和寺北彌勒寺ト云堂ハ、此基勢之堂也、

〔夫木和歌抄三十二枕〕いしの枕

ひとりねのとこにたまれるなみだにはいしの枕もうきぬべらなり、　よみ人しらず

〔枕の草紙上〕あかき物の品々

〔太平記三十七〕新將軍京落事
爰ニ佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、〇中略眠藏ニハ沈ノ枕ニ鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク

〔夫木和歌抄枕三十二〕ほうの木まくら　よみ人不知
みちのくのくりこまやまのほうのきの枕はあれど君が手まくら

〔後奈良院御撰何曾〕三輪のやまもりくる月はかげもなし　すぎまくら

〔七十一番歌合中四十三番〕右　枕賣
秋寒き閨の戸口の杉まくらさしいるからに月ぞ身にしむ

〔雍州府志七土産〕藤枕　以細小片木五寸許、縱横四角造枕形、是謂指枕、而後縱纒藤蔓、兩端貼板塗黑漆、是謂藤枕、良賤嫁娶夜必用之、故新婿携一雙而行、是又婚禮之一端也、或謂殿枕、倭俗崇男子稱殿、故爾、造之者唯一家、在室町南、革枕、疊枕、猴形枕、黑漆塗枕等、在烏丸下立賣通北、

〔毛吹草三〕日向　藤籠履枕トウノコリマクラトウニテスル枕也

〔半陶藁二〕高枕表號説代桃源師
世傳、吾中臣氏大織冠嘗有野獸、以鎌置枕上、藤蔓纒之、因改稱藤原、可謂異矣、公族姓藤原、而號齊藤、余今以枕命焉、豈偶然乎、昔有藤枕、其製佳也、交友之間、以充瓊瑤之贈、一時名曰睡藤、其枕之者、鈞天之想不斷、遊仙之夢可尋、吁孰不念哉、夫本邦四家雖競豪華、爲士於朝野者、問其姓、不曰藤也鮮矣、有以哉、世之所用爲枕者、不藤其製也亦鮮矣、亦復有以哉、藤云藤云、睡藤云乎哉、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中
御服二具、衾三條、縉枕二枚、〇中略預令縫殿寮縫備、

〔東大寺獻物帳〕納物

おそろしやつげの枕のあらつくりかどある人はともと頼まじ

〔夫木和歌抄 三十二 枕〕千五百番歌合　皇太后宮大夫俊成卿

いくとせになれにしとこのなりぬらんつげの枕もこけ生にけり

寶治二年百首　正三位知家卿

見しまゝにとこもはなれぬつげ枕されども人は行へやはしる

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

そのまくらの左右に、八もじにしたんぢのてのごき丁をたつ、○中略それにそへてぢ゚ん゚の゚ま゚く゚ら゚ふたつををくべし、

〔長秋記〕元永二年十月五日、早旦依招引向伊豫守許、執聟間事、依日次宜所示合也、○藤原公實女嫁源有仁、中略、廿一日、巳剋著東帶行向二位經營所、上皇御所大炊殿○中略實行、通季等卿、顯隆朝臣、所々令立調度、○中略後開帳中敷繧繝疊三枚、南方置沈枕一雙、跡方置大壺、

〔兵範記〕保元三年二月九日庚子、今夜執聟事、密々營之、○中略寢殿東北兩面鋪設裝束、障子帳懸引物、其內置沈枕、織物直垂、白劒等入錦袋

〔玉海〕治承四年六月廿三日甲戌、此日密々有嫁娶事、右大將良通○藤原兼實子通花山院中納言兼雅卿娘、○中略母屋中央間立障子帳、○註略其內南北妻敷繧繝疊三枚、其上敷例筵、著錦緣、禮須用茵、依略儀敷例筵也、其上置沈香枕二、

〔拾遺和歌集 十九 雜戀〕忠君宰相まさのぶがむすめにまかり通ひて、ほどなくてうどどもをはこび返しければ、ぢんの枕をそへて侍りけるを、返しおこせたりければ、

よみ人しらず

涙川みづまさればやしきたへの枕のうきてとまらざるらむ

夢とのみふしみの里のいな枕むすびしのちのなさけだになし

〔夫木和歌抄 枕三十二〕久安百首こすげの枕　清輔朝臣

はつかりのこすげの枕つくりおけるかひこそなけれいもしまさねば

〔夫木和歌集 枕三十二〕家集旅歌　源仲正

秋風に心みだるゝ旅ね哉ゆひとめられぬかやまくらして

石清水三首歌合旅宿風　清印道清

かや枕かりそめぶしのさびしきによはのあらしぞともと成ける

〔雍州府志 七土產〕竹具　建仁寺町大佛前、亦以竹造諸品物、○中略竹枕○中略等物無不有、

〔萬葉集 二〕柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌○中略

家來而、吾家乎見者、玉床之、外向來、妹木枕、

〔萬葉集 十一〕寄物陳思

妹戀、吾哭涕、敷妙木枕通而、袖副所沾、

結紐、解日遠、敷細、吾木枕、蘿生來、

〔後奈良院御撰何曾〕喜撰が歌はせんもなく歌もなし、秋の月の曉の雲にあへるがごとし、　木まくら

〔信綱記〕一信綱公○松平比及十二三歲、與大河內休心翁、常同寢七之間之室、翁示之以諸般之心操、公欲目覺、臥以三角木枕、故應其動靜速矣、

〔萬葉集 十一〕寄物陳思

夕去、床重不去、黃楊枕、射然汝、主待固、

〔新撰六帖 五〕まくら　家良

十四に、麻乎其母能於夜自麻久良波、和波麻可自夜毛、などよめるにてしらるべし、高とつゞくることは、日本紀私記に、師説、古以蔣爲枕云、高之眼目須渋留欲言高之始有此言乎といへり、さらば床の上に枕はことに高くする物なれば、事もなく高しといふにやあらん、又掃部寮式に、大嘗宮の神座料の坂枕一枚、長二尺五寸、廣三尺、料編薦一枚、生絲一兩と有、或傳に、この神床の八重疊の下に、其薦枕をかひ敷て、高くすといへり、然れば枕の方高くて、床の上斜なれば、坂枕てふ名も有歟、是ぞ上つ代の臥床のさまなるべければ、こも枕高してふも此意ならんかとも覺ゆ、

〔日本書紀十六武烈〕大伴連將數千兵徼之於路、戮鮪臣於乃樂山、○註略是時影媛逐行戮處、見是戮已、驚惶失所、悲涙盈目、遂作歌曰、伊須能箇瀰、賦屢嗚須擬底、擧慕摩矩羅、拖箇播志須擬、○下略

〔日本書紀通證二十一武烈〕擧慕摩矩羅(私記曰、古以蔣爲枕、云高之眼目、故爲高之發語、)

〔宇佐託宣集〕小山田社部

元正天皇五年養老三年癸未大隅日向兩國隼人等襲來、擬打傾日本國之間、同四年甲申公家被祈申當宮之時神託、○中略我(禮)昔此薦爲枕、發百王守護之誓、(禮、)百王守護者可降伏凶賊也者、依之諸男奉新此薦令造別屋、七日參籠、一心收氣、奉裹御枕御長一尺、御徑三寸、皆以神慮也、

〔萬葉集七挽歌〕雜挽

薦枕、相卷之兒毛、在者社、夜乃深良久毛、吾惜責、

〔萬葉集十四〕相聞

比登其等乃、之氣吉爾余里氐、麻乎其母能、於夜自麻久良波、和波麻可自夜毛、

〔萬葉集略解十四下〕まをごもは蔣にて、こゝはこも枕をいへり、冠辭考にもまくらの條にくはし、

〔夫木和歌抄枕二十二〕嘉禎四年百首いな枕

民部卿爲家

〔古事記傳二十四〕枕は麻久良伎氏と訓べし、○中略 麻久良久とは（麻久良加牟、麻久良伎氏など活用、）枕にするを云て、鬘にするを加豆良久と云る○略註と同じ言格なり、又麻伎氏とも訓べし、其も同意なり、（中略）枕と（云名も、もと麻久より出て、纏座の伎久を切めて、麻久良と云なり、凡て何にまれ物を居る具を座と云、枕は物を纏て頭を居る座とせるよしの名なり、さて枕にすることを、やがて纏とも云なり、手をまく、袖をまくなど云是なり、又記中の歌に麻久良麻久ともあり、其は言重なれども、物ノ名となりては、又其に其ノ用ノ言を添云も常なり、歌をうたふなど云が如し、）

枕初見

〔古事記上〕故爾伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命乎、（那邇二字以音、下效此、）謂易子之一木乎、乃匍匐御枕方、匍匐御足方而哭、

枕製作

〔宗五大草紙下〕殿中さま〴〵の事

一公方樣御寢所には御座をしかれ候、○中略 御枕つねのごとし、くろくぬり候也、かまち同前、一方にはばくといふ獸を書申候、

〔武雜記〕一御枕の繪之事、禁中にも御用候事也、かた〴〵は獏なり、かた〴〵は菊又は鶴などの類をかき申候、公方樣にも同前、

〔筆のすさび上〕大村鶴汀老人の談に、枕を製するに、高サに定りたる宜き寸法あり、壽命三寸、樂四寸と覺ゆべしといへり、此寸法に遵ひ枕を製し試るに、至極せる事なり、

〔雲錦隨筆四〕枕の高さは壽命三寸、樂四寸と覺えてよし、

〔嵬裘小錄〕枕は、夏は風とほるやうにすべし、わが肩のひろさをもとにして、少しづゝ高下すべし

枕種類

〔嬉遊笑覽二中服飾〕古へに草枕、薦枕、篠枕、杉枕、菅枕、柘の小枕などいふ、草木の葉を束ねて枕としたるにや、然らばこゝには括り枕本義なるべし、

以原質爲名

〔冠辭考三古〕こ。も。ま。く。ら。　高はし　高瀨のよど　たかみむすびの神

武烈紀に、影媛擧暮摩矩羅、柁箇幡志須擬、神樂歌にも枕高瀨の淀や云々、三代實錄に、（清和紀）薦枕、高御產栖日神社ともいへり、古へ蔣を以て枕とせしことは、萬葉卷七に、薦枕、相卷之兒毛、在者社、卷

古事類苑

器用部十九

坐臥具四

枕名稱

〔倭名類聚抄 十四坐臥具〕枕 陸詞切韻云、枕(之稔反、枕物之處、去聲、和名萬久良、)承頭木也、

〔伊呂波字類抄 末雜物〕枕 マクラ 承頭木也

〔運歩色葉集 滿〕枕

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕枕 音斟 枕 和名萬久良 俗作枕者非也、枕音冘、棹之屬、

按、枕臥薦首者也、蓋所居座稱久良、高座(タカミクラ)、鞍(クラ)、胡床(アグラ)之類是也、枕乃顱(アタマノクラ)座也、和名上略乎、

〔日本釋名 下雜器〕枕 まはあたま也、上を略す、くらは座也、物をおく所、座する所をくらと云、あたまをおくくら也、

〔倭訓栞 前編二十六末〕まくら 枕は目座の義也、又纒の義ともいへり、萬葉集に、まかんをまくらかんともよみ、枕の字をまかんとよみ、又薦枕相卷之兒毛と見え、日本紀の歌に、あひまくらまくともよみて、神武紀に、枕をまきともよめり、古へは專ら括枕なるべければ、是も亦一義なるべし、南海寄歸傳にも、南海十島、西國五天、皆不用木枕、用甕枕、とも見えたり、西土に紙枕、皮枕、石枕、方枕等見えたり、又香枕あり、歌に、新枕、手枕、袖枕、小夜枕、草枕、篠枕、薦枕、杉枕、岩枕、磯枕、小菅の枕、柘の小枕、敷妙の枕などよめり、萬葉集にすがまくらとも見ゆ、

〔古事記 中垂仁〕天皇不知其之謀而、枕其后(○沙本毘賣)之御膝、爲御寢坐也、

けうそくをさへてまさへ萬よに花のさかりを心しづかに

〔調度歌合〕四番　右　けうそく

老人のちからとなれるかひもなし身さへくるしき戀の道には

右のうた、老人のちからとなれる計にては、けうそくの心いさゝか不足にや聞え侍らん、

〔正倉院御寶物之圖〕御寶物目錄記二寸尺一者、以二金尺一新量之、

御倚懸　圖三尺七寸、長二尺六寸、幅九寸、高六寸、絹二ツ、

〔後奈良院御撰何曾〕三里半　よりかゝり

〔御產所日記〕御產所之御具足色々給二注文一

一御寄掛　一

〔嫁入記〕一よりかゝり寸法は、みちのものこしらへていだすなり、をきあげにゑなどかき、ふたにこうもるとりのはなど入て、上はあやにてはるなり、

〔後奈良院宸記〕天文四年乙未正月廿二日甲申、今日晩景、自二靑蓮院一豐樂門院御遺物トテ、ヨリ懸貝桶給レ之、今更樣悲歎彌添二哀慟一也、

〔宗長息女婚禮記錄〕息女〇小笠原宗長女嫁二武田晴信一出給ふ時、〇中略道具の順は、二の門にて定候也、〇中略

道具輿以下次第之事〇中略

十七、長持、よりかゝり〇下略

〔毛吹草三〕山城　倚懸ヨリカヽリ

脇息雜載

べし、それによりきたにたゝみしきうへに御わらうだかさねて、けしきある御脇足をゝかせ給へり、これたゞの御座なるべし、

〔蜻蛉日記中ノ上〕あはれかくてはてなば、いとくちおしかるべし、あるほどにだにあらず、おもひあらむにたがひても、かたらひつべきをとおもひて、けふそくにをしかゝりてかきけることは、いのちなかるべしとのみのたまへ、〇下略

〔十訓抄三〕書寫性空上人、生身の普賢を見奉るべき由、寤寐に祈請し給けるに、或夜轉經に疲て、經をにぎりながら、脇息によりかゝりて、しばしまどろみたる夢に、生身の普賢を見奉らんと思はば、神崎遊女の長者を見るべき由して夢さめぬ、

〔吾妻鏡五〕文治元年十月六日乙卯、梶原源太左衛門尉景季、自京都歸參、於御前申云、參向伊豫守〇源義經亭、申御使由之處、稱違例無對面、仍此密事以使不能傳、歸於旅宿〇六條油小路相隔一兩日、又令參之時、乍懸脇足被相逢、〇下略

〔園太暦〕貞和四年十一月廿四日、今日女院〇宣光門院實子有御落飾事、〇中略次御著座、此間所役女房、〇註略持參次第具、御帷〇但懸御脇足御脇息〇中略次女院向御脇足御座、〇下略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕
合脇息貳足佛物

〔沙石集二〕佛舍利感得人之事
少納言入道信西申ケルハ、〇中略木ヲカセノヤウニシタルヲモ助。老。ト申シテ、老僧ノ坐禪ノ時、苦ケレバ脇ヲカケヤスミ候、大體脇息ノ風情ナリト申ケル、才覺コソメデタケレ、

〔後撰和歌集二十賀〕左大臣の家に、けうそく心ざしをくるとてくはへける、　僧都仁敎

男宮たちは、御とのごもりたり、〇下略

〔空穂物語藏開上〕女御きみなかのおとゞにわたり給てみ奉り給て、いたくぞおもやせ給にける、うへのさばかりうしろめたがりきこえ給ものをとて、み奉り給に、〇中略御ぞはあからかなるあやのうちぎの御ぞ、ひとかさね奉りて、御けうそくにをしかゝりておはす、

〔西宮記〕一天皇元服〇中略

御調度事(中略)御脇息一脚

〔西宮記臨時九〕親王元服

延喜十七年克明親王加冠、〇中略其儀、卷西廂簾、其北障子南面設冠親王座、川土敷二枚、并表席、褥加脇息、〇中略

天慶二年八月十四日、吏部記云、章明親王加元服、〇中略西二對置巾櫛具、二階、唐匣、櫛筥、泔盃、冠筥及脇息等、

〔源氏物語若紫五〕これみつばかり御ともにて、のぞきたまへば、〇源氏たゞこのにしおもてにしも、ぢぶつすへたてまつりて、をこなふあま成けり、すだれすこしあげて、はなたてまつるめり、中のはしらによりゐて、けうそくのうへに經ををきて、いとなやましげによみゐたるあま君、たゞ人とみえず、四十あまりばかりにて、いとしろくあてにやせたれど、つらつきふくらかに、まみのほどかみのうつくしげにそがれたるすゑも、中々ながきよりもこよなういまめかしきものかなと、哀にみ給ふ、

〔源氏物語末摘花六〕御なをしなど奉るをみいだして、すこしさしいでゝ、かたはらふしたまへる、かしらつき、こぼれいでたる程、いとめでたし、おひなをりをみいでたらんときとおぼされて、かうしひきあけ給へり、いとおかしかりしものごりに、あげもはてたまはで、けふそくをゝしよせて、うちかけて、御びんぐきのしどけなきをつくろひ給、

〔榮花物語十八玉臺〕火舍にくろばうをたかせ給へり、花水のぐやなどあり、これは供養法の御座なる

〔江家次第 十七〕御元服
天皇元服御裝束、(中略)東面廚子中有三府、上府置紫檀地御脇息、(横伏之、依寸法不叶也、或人曰、脇息不可入於上府、何在御唐匣之上哉、唐匣者是首服也、可在上云々、)

〔東宮御元服部類記〕應和三年御元服記
二月廿八日辛亥、是日依有太子(冷泉)加元服事、拂曉諸司裝束紫宸殿、(中略)御元服雜事、
一調度、(中略)紫檀御脇息一脚、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、早旦著行事所、大嘗會威儀御物幷副御調度內覽殿下、(藤原基房)可進納內裏、件御物等調合、今日(中略)令注目錄二通、(中略)
大嘗會悠紀所　注進御物目錄事
合(中略)紫檀地螺鈿御脇息一脚(在銀筋)

〔吾妻鏡 九〕文治五年十一月十八日甲戌、還御鎌倉、重國進御引出物、(中略)柔脇息一脚等也、

〔新儀式 四臨時〕天皇奉賀上皇御算事
當日早旦行寢殿御裝束、其儀、母屋東第三間立太上皇大床子三脚、(註略)其上立御脇息、

〔北山抄 五〕大嘗會事
辰日裝束、(中略)立置物机、置師子形如常、(有御脇足、銀鐵嘴壺、蒔繪火桶、炭取等云々、設所可尋、)

〔今昔物語 二十〕清瀧河奧聖人成慢悔語第卅九
今昔、清瀧河ノ奧ニ庵ヲ造テ年來ヲ行フ僧有ケリ、(中略)僧水瓶ノ行ク方ヲ指テ見次ニ行クニ、(中略)年七十許ナル僧ノ、極テ貴氣ナル獨鈷ヲ捲テ脇足ニ押シ懸リテ眠リ入タリ、

〔空穗物語 國讓上 二〕大將このおり宮たちみたてまつらでは、いかでかと思ひて、一宮いとよく御とのごもりたるに、けうそこをふみたて、御びやうぶのかみよりのぞけるは、明ぬとおぼえて、

彫脇息一基

首九寸五分

四寸三分　全長三尺五寸五分　弘四寸五分

足上下太サ一寸二分　厚九分　小足高一寸五分　銀四十兩　入筋入延交　弘五分

大床長九寸、弘一寸五分、
保長五寸六分、弘一寸二分、

料木三寸板三尺五寸
木道單功紫檀
筋料銀廿兩延定六丈
八尺内大九尺九尺
但白鑞蒔十兩内一兩足二兩首一兩面中入筋大具矣一兩口一兩緣

脇息用事如ㇾ名
中彫間一寸三分

從ㇾ首入定立事四寸七分

〔正倉院御寶物之圖〕御寶物目錄記ニ寸尺一者、以ニ金尺一新量ㇾ之、

御脇息　二箇横五尺三寸、足高七寸、

〔空穗物語菊の宴〕きさいの宮賀、正月廿七日にいでくるおとこになむ、つかまつり給ける、まうけられたるもの、〇中略ぢむのけうそく、〇中略左大將おしき六十、おなじこがねのけうそく、よろづのものかずをつくしてまいる、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事
そのひんがしにまきゑのけうそくを、たゝみのへりにそへて、にじひんがしざまにをくべし、

脇息製作

斗爾波、伊余理陀多須、和豆岐紀賀斯多能、伊多爾母賀、阿世袁、此者志都歌也、

〔古事記傳四十二〕和岐豆紀賀は、師云脇机にて、脇息のことなり、和名抄坐臥具に、几、西京雜記云、漢制、天子玉几、公侯皆以竹木爲几、和名於之萬都岐、今按几屬、又有脇息之名、所出未詳、とありと云れたるが如し、於志摩豆伎は、押座几と云名にて、卽脇息なり、脇息と云名も、漢籍にも戰國策の注などに見えたり、後撰集の歌に、脇息をおさへて坐へ云々、小右記には脇息とも有り、こは脇と脇と同じこゝろ得て、書れたるなるべし、書紀齊明卷に、夾膝自斷、また案机之脚无故自斷、天武卷に、高市皇子以下小錦以上大夫等賜云々及机杖、唯小錦三階不賜机などあり、和伎豆紀と云ぞ上代よりの名なりしを、稍後には、おしまづきと云、又後には脇息と云なり、契沖が、此句を和字書印本に誤て知と作るに依て、千木機とせるは論にたらず、さて脇机は、座てこそ倚かゝる物なるに、余理陀多須とあるは、如何なる如く聞ゆめれど、座賜ふ御狀をも、立すと云べし、○中略伊多爾母賀は、板にもがなにて、其板にもならまほしと願ふ詞なり、○中略師云、下の板と云る、卽脇机の板なりと云れたるが如し、脇机は押へて腕の下に在物なるが故に、下とは云るなり、又思ふには、古の脇机には、脚の下にも又板ありて、其を云るにや、若然らば、上の板をおきて、下なるをしも云るは、身を卑下りたる意あるにや、然れども、なほ師の說ぞ古の意にはかなふべき、

〔日本書紀二十六齊明〕四年十一月甲申、有間皇子向赤兄家、登樓而謀、夾膝自斷、(中略)或本云、(中略)有間皇子與一判事謀反之時、皇子案机之脚无故自斷、○下略

〔日本書紀通證三十一齊明〕夾膝倭名鈔、几、和名於之万都岐、又曰几屬有脇息、所出未詳、今按脇息取漢書所謂豪彊脇息之義、歟、戰國策註引墨子曰、楚靈王好士細腰、故其臣皆三飯爲節、脇息而後帶、瀕墻而後起、皮日休竹夾膝詩、圓於玉樹滑於龍、註竹夾膝卽竹夫人也、揚此則今所謂椅子兀子之屬也、

〔日本書紀二十九天武〕五年正月癸卯、高市皇子以下、小錦以上大夫等、賜衣袴褶腰帶脚帶、及机杖、唯小錦三階不賜机、

〔新猿樂記〕三郎主者、細工幷木道者也、○中略脇足、已上所造

〔類聚雜要抄四〕一庇具目錄

脇息名稱

仁平四年正月七日庚申、未剋伴二兼長隆長一參内著陣、○中略 諸卿在二陣座一之間、參議多座狹、師長依二余〇藤原賴長一命、著二納言座一、又殿上座、奥端各立二床子一脚一、可レ候レ之、參議五人、師長不レ得レ著二床子一、著二兀子一、重通卿曰、是可レ昇二納言一象也、

〔萬一記〕正安三年八月廿四日、參内、依二立太子節會一也、早旦、諸司率二仕南殿御裝束一、○中略 次内弁昇二東階一著二兀子一、此間上官著二階下座一、

〔天和三年立太子次第〕當日早旦、諸司率二仕南殿御裝束一、○中略

次内辨昇二西階一著二兀子一、

〔仁孝天皇御即位記〕行事官調進、

同米○五斗、兀子、

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕几附脇息○○ 西京雜記云、漢制、天子玉几、公侯皆以二竹木一爲レ几、居履反、和名於之万都岐、今按、几属有二脇息之名一、所レ出未レ詳、

〔西京雜記〕漢制、天子玉几、冬則加二綈錦其上一、謂二之綈几一、○中略 公侯皆以二竹木一爲レ几、冬則以二細罽一爲レ橐以憑レ之、不レ得レ加二綈錦一、

〔下學集下器財〕脇息、挟レ身机也、

〔運歩色葉集氣〕脇息

〔倭訓栞中編七〕けふそく　後撰集によめり、倭名抄に脇息と書て、几属所レ出未レ詳といへり、戰國策の注に、墨子を引ていふ、楚靈王好二士細腰一、故其臣皆三飯爲レ節、脇息而後帶、潤牆而後起と、脇息の字此義によれるもの成べし、東鑑、新猿樂記には、脇足と書り、凴几是也、

〔墨子二兼愛中〕昔者楚靈王好二士細腰一、故靈王之臣皆以二一飯一爲レ節、肱息然後帶、扶レ牆然後起、

〔古事記下雄略〕爾袁杼比賣獻レ歌、其歌曰、夜須美斯志和賀淤富岐美能、阿佐斗爾波、伊余理陀多志、由布

〔西宮記正月上〕二日二宮大饗

延長三年正月二日吏部記云、中宮饗設玄輝門西、東宮設職御曹司、親王南面、公卿北面、設倚子、唯參議用兀子、南北面、

〔小右記〕天元五年三月十一日癸卯、參殿、次參內、今日以女御從四位下藤原遵子立皇后、其儀南殿御裝束、略如相撲召合儀、(垂御簾)南廂東第三間立內弁兀子、又不立宣陽殿兀子、

〔參議要抄下〕一初任事

著座事、(○中略)隆國卿著座之時、兀子上有死兒子手、驚問小野宮大臣、(○藤原實資)返事云、取弃件手、可改敷物、不可語人、此又吉相也云々、

〔台記〕保延二年十一月十六日庚辰、早旦、大殿(○藤原頼長父忠實)被仰云、今日內辨極大事也、(○中略)參大殿御前、練様并舍人刀禰召セ、シキキン等ヲ奉習、(○中略)暫立留刷裝束、并見次第テ昇階、(○中略)次經柱外著第三兀子也、縁の兀子ニ下リテハ第一也、經第三兀子與第四兀子間、著三兀子也、立兀子前テ揖テ著也、(○下略)

〔宇槐雜抄〕保延三年九月廿三日壬午、今日仁和寺競馬行幸也、今曉天皇(○崇德)幸仁和寺御所給云々、午剋著束帶、(縹御劔、有文帶、紺地平緒、松重半比下、白浮文表袴等也、)參仁和寺、行幸馬場殿之後也、仍行幸之間儀不注、先著幄屋、(件座兀子也、參議床子、大臣兩面、納言繧繝、)公卿自本被居、左大臣(○藤原家忠)被居奧第一兀子、件兀子前立白木机、式筥可置之故歟、可知當時式筥不被置大臣兀子、皆在奧、仍著納言一兀子、頭之左大臣召掃部寮者、取在奧大臣兀子一脚令移端、予移著之、

〔台記〕久安二年十一月十四日、(○中略)裏書、(豐明節會)範家來云、與人々相議、可被行者、先無伴因見參之例、欲問大外記、而節會時奉內辨之後渡南、是例也、(○中略)奉仕節會內辨如常、(有伴因見參、但余(藤原頼長)兀子儀折、余驚而立不倒、先予雖聞(頼長父忠實)仰曰、故二條殿兀子折、不令倒給、故中宮大夫師忠兀子折被倒者、即余命參議令掃部丞兀子著之、)

兀子用法

(謂白兀子見云々、近代例節會之時設來、自何比置之哉、不知其謂、)其西南西兀子一脚、(南內辨大臣料)四尺大盤西置長大盤二脚、綠兀子四脚、南北相對置之、(大忌大中納言料○中略)大盤南置綠兀子二脚、(小忌大中納言料)

〔新儀式(五臨時)〕冊命皇后事(○中略)

候之所司裝束南殿、(延喜廿三年、懸御簾、立御屏風、供大床子、南廂第三間、追南立几子一基、卽在東面御簾前、)時剋出御、左右近仗卽陣階下、(內裏儀式、近仗服中儀服、)內侍臨東檻喚大臣、大臣參上著兀子、(○中略)

冊命皇太子事(○中略)

大臣喚宣命大夫、(中納言)大夫從本列東度、昇自東階、就大臣兀子後、授宣命文、(○中略)

皇太子加元服事(○中略)

南廂東第三柱、北掃部寮立兀子、(是又加冠者座也、事未始間、暫著此座、)其東相去四尺立兀子、(是理髮者座也)

〔延喜式(三十八掃部)〕御齋會終日設論義僧座於內裏御前、僧綱座立兀子、問答者座亦各立兀子、

〔西宮記(正月上)〕節會

天皇出御、(○註略)內辨著兀子、(○中略)

一御齋會

南殿儀(御物忌時儀也)

母屋東三間東面(木工寮)立、幷同南懸御簾、南面東四間簾前立香水机、上置香水散杖、南去置問答兀子草墩、(答者座前、草墩上置如意、)東二間母屋立僧綱兀子、(西面南上)一間立凡僧床子、(北上西面)

〔北山抄(五)〕大嘗會事

辰日裝束、(○中略)延英堂北第三四間立兀子、(親王以下納言以上座)

〔江家次第(二十)〕任大臣裝束

東第三間東柱西北角各去二許尺、立兀子一脚、爲內弁座、

兀子製作

〔參議要抄 下〕一初任事

著座事、(中略)仰裝束司史、令造兀子、(有所申請御物等、遣木宗々司、令撿注、)

〔江家次第 十七〕東宮御元服

一兀子色事

舊記注紫色黄色者、謂敷物色乎、(見敦方辨天元記)而今乍兀子或塗紫檀地、或塗黄土、可依之案記文、大臣敷物紫色、納言敷物黄色也、仍大臣爲加冠立紫兀子、中納言爲理髮黄色也、猶如尋常兀子、其尋常兀子未聞上下、皆塗紫黄色、

兀子種類

〔西宮記〕一皇太子元服

御帳東南一許丈、立皇太子座、(中略)註南廂東第三柱北邊、立加冠人座兀子、(延喜殿上記云、紫兀子、云々、)其東五尺、(同記云四尺、)立理髮人座兀子、(同記云、黄兀子、)

〔江家次第 十七〕東宮御元服

南殿南庇東第三柱下、立加冠人座兀子、(紫色敷物有之、)其東五尺、立理髮人座兀子、(黄色敷物有之、(中略))大臣(兀子紫敷物、)大中納言(兀子黄敷物、(中略))以上南座、親王(兀子紫敷物、(中略))以上北座、是裝束司記文之意也、而近代混合、已無是非、納言用緑敷物、大臣料用錦敷物、可依之、

〔貞享四年東宮御元服次第〕東宮(東山)御元服次第

當日平明、所司奉仕南殿御裝束、(中略)設紫兀子於南廂西第三柱、爲加冠人座、其西相去四尺、設黄兀子、爲理髮人座、

〔季連宿禰記〕貞享四年十一月十四日己丑、參一條攝政殿、(冬經、藤原)大嘗會同辰日節會間事議定之、(中略)

十七日壬辰、(中略)今日被行豐明節會、立高御座於南殿、堂上堂下御裝束、裝束司沙汰也、(中略)高御座坤設大忠公卿座、(如例節會時、)其儀設四尺大盤一脚、北黑塗兀子一脚、南朱塗兀子一脚、(黑塗之兀子者親王、朱塗

兀子名稱

のを日に三つくりて、此むすめもてうりに出しけると見えたり、床机の義成べし、

〔甲陽軍鑑十下品第三十二〕拗五月○永祿元年十五日に、兩大將御對面の時、筑摩川を隔て、兩方の川のはたに床机を置、兩大將ながら馬にめし、床机の際にて馬よりおり、互に御供は五人づゝ、あたりに人を拂てと定、其ごとくなされ、既に川端まで乘よせ、兩方馬よりおり給ふ時、景虎公手がるき大將なれば、信玄公に手遲みられじと思召候故、早馬よりおりて、床机に腰を懸給ふ、信玄公そこにて馬氈を直すふりをなされ、馬の上におひて、くるしからぬ、景虎馬にのられ候へと被仰候間、景虎おほきに腹を立、○下略

〔常山紀談五〕勝賴○武田天目山に落行時、瀧川一益攻入て、落人ども討とり、勝賴の首をとりたれども、誰といふ事をしらず、小溝の中に棄けるに、○中略東照宮御將机におはしませしが、勝賴の首と聞し召、將机をおりさせ給ひ、偏にわかきゆゑ、思慮なくかくならせ候と、禮義正しく仰あり、

〔國府臺戰記〕國府臺御沒落之事

去間ニ北條殿ハ、夜半ニマギレテ淺草川ヲウチ越、オホツノ宿ハマダ夜深キニトホリスギ、敵ヲマツドノ堤ニテ、評議ノヤウコソオモシロケレ、氏綱ハ床机ニ腰ヲカケ、御休ニテマシマス、氏康ヲ始トシテ、諸侍ヲマチキヨセ、下知セラレケルヤウハ、○下略

〔伊呂波字類抄古雜物〕兀子コツシ公卿座也

〔書言字考節用集七器財〕杌ゴン子卓子之屬コシカケ

〔恒言錄五俗儀〕杌子

通鑑長編、丁謂罷、相入對於承明殿、賜坐、左右欲設墪、謂顧曰、有旨復平章事、乃更以杌子進、常生案、錢世昭錢氏私誌、賢穆有荊雍大長公主金撮角紅羅下馬杌子、開國初貴主乘馬、故有之、

〔名目抄雜物〕兀ゴツ子シ

竹床　床机

二、

〔徒然草下〕心さらにおごらずとも、佛前にありて、すゞをとり經をとらば、怠るうちにも善業おのづから修せられ、散亂の心ながらも、繩床に座せば、覺えずして禪定なるべし、

〔徒然草諸抄大成十三〕繩床は床になはを張て其上に居る也、又木綿をもはるなり、座禪工夫の床也、諸床字、台家には清てよみ、律宗には濁りてよむなり、今愛にては清てよむべし、兼好台家の學者なればなり、

〔名物六帖器財三〕竹床（タケノシヤウギ）

〔菅家後集〕題竹床子（通事李彦環所送）

彦環送與竹繩床、甚好施來在草堂、應是商人留別去、自今遷客著相將、空心舊爲遙踰海、落涙新如昔殖湘、不費一錢得唐物、寄身偏愛惜風霜、

〔雍州府志七土産〕竹具　建仁寺町大佛前、亦以竹造諸品物、〇中略　竹床〇中略　等物無不有、

〔運歩色葉集志〕床机懸腰之物　將机

〔增補下學集下器財〕牀机（シヤウギ）

〔書言字考節用集七器財〕床机（シヤウギ）同上胡床〇

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕將几（しやうぎ）　牀几俗

按、此器中古之制、軍中所用、大將腰掛以休息、俗呼爲將几、或用牀几二字、不當於理、大抵長一尺五寸、横八寸、高亦一尺五寸、其中間以釘爲機、可折疊之、皆當處張革、

今猿樂諸舞、打大鼓小鼓之輩用之、

尋常凳（フミカダ）之小者亦名小几、只稱腰掛可矣、

〔倭訓栞中編九〕さうぎ　閑居の友に、山のふもとにいほりかたのやうかまへて、さうぎといふも

繩床

〔中右記〕康和四年閏五月十五日、巳時許、諸卿參入、依可有競馬御覽也、〇中略左右近衞立明胡床、次將以下著胡床、

〔長秋記〕保延元年八月十四日乙卯、依放生會上卿詣八幡、　十五日丙辰、〇中略次禰宜三人相雙、取白削稱警蹕、經舞臺迎參、其後同禰宜六人、荷胡床三基相從、立坂本經幄中、神輿已下著、

〔台記〕保延二年十一月十六日庚辰、早旦大殿〇藤原忠實被仰云、今日內辨極大事也、〇中略參大殿御前、練樣幷舍人刀禰召セ、シキキン等ヲ率習、〇中略次傍砌、至軒廊第二間、次刷裝束、令隨身縉下重、令隨身取テ、至樹二間時、隨身下下重尻、出樹二間時、予〇忠實子賴長漸練テ、右仗胡床南一丈許ニ立、自胡床東ニ進出コト七八寸許ニテ、又少退歸樣ニ爪、然者胡床すでに立定、向東テ揖ヲ起直テ向丑寅、左足ヲ未申さまに引也、〇中略予仰隨身右近、胡床取セヨ、隨身仰本陣了、次撤左右近胡床、於左近者不可撤、是本陣者不知案內歟、

康治元年正月十六日庚戌、〇中略亥時參內、〇中略頭中將〇藤原忠雅仰內辨之次示曰、左次將不參、召渡右將如何、余諾、又余曰、汝左將也、雖頭著胡床恒例也、

〔天皇冠禮部類記〕大外記良業記、元久二年正月三日辛酉、今日皇帝〇土御門於內裏有御元服事、〇中略主上入御、〇中略艮角敷菅圓座為攝政座、依雨儀不敷階下座、近衞立胡床於春興殿西庇安福殿東庇、諸衞陣列、

〔伊呂波字類抄〕志雜物繩床ジヨウシヤウ僧器如禮盤居也

〔下學集〕下器財繩床ジヤウシヤウ

〔書言字考節用集〕七器財繩床ジヤウシヤウ本名胡床、出安、

〔續日本紀〕一文武四年三月己未、道照和尚物化、〇中略和尚周遊凡十有餘載、有勅請還、還住禪院、坐禪如故、或三日一起、或七日一起、儵忽香氣從房出、諸弟子驚怪就而謁、和尚端坐繩床、无有氣息、時七十有

〔皇大神宮儀式帳〕一荒祭宮正殿裝束 合卄種

神財八種〇略中 吳床一具漆塗長二尺三寸

〔延喜式五齋宮〕造備雜物〇略中

胡床二脚

〔源氏物語二十四胡蝶〕わざとひらばりなどもうつさんず、おまへにわたれるらうをがくやのさまにして、かりにあぐらどもをめしたり、

〔源氏物語湖月抄二十四胡蝶〕あぐら細花說可なり、花胡床を日本紀にあぐらとよめり、樂人の座也、弄胡床などにこしをかけたるなるべし、

〔西宮記五月〕觀射事附競馬

康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、〇略中 左右算刺、著飛香舍東北中門內座胡床、以殿上小舍人胡床爲座、

〔內宮長曆送官符〕太政官符

伊勢大神宮司〇略中

神財漆種、〇略中 吳床壹具、塗黑漆平文、長二尺三寸、在金銅桶尻緋綃、〇略中

伊佐奈岐伊佐奈彌宮二所〇略中

神財、〇略中 吳床一具、塗黑漆平文、以緋綱著金銅桶、

〔榮花物語三十六根合〕四月〇寬德二年八日には御卽位あり、〇後冷泉のこる人なく見る、もんいる程、たまのかうぶりして、あぐらどものうへにかなみたるがらゑのこゝちして、女房などは吉につきてさぶらふ、

〔江家次第十九〕石清水御幸儀寬治四年

次入御於神宮南廊門以西御所、公卿著同廊門以東座、諸衛著門外胡床、

〔西宮記臨時十〕節會日事附節會行幸儀式等

引陣之時、執仗槍(將曹執桙在將前)入自日華門、月華門、各著胡床、卽其槍立胡床前、

〔儀式五〕天皇卽位儀

當日諸衞服大儀、○中略門部四人居於章德興禮兩門東西也、(各用胡床)○中略伴佐伯兩氏各一人、○註略各著

五位禮服、率門部三人(不帶弓箭)入自章德興禮兩門、居會昌門內左右廂胡床、

〔西宮記一〕天皇元服○中略

女官裝束立御倚子、○中略近衞陣階下、(服中儀立胡床)

〔延喜式二十八兵部〕凡諸門立儀仗日、衞府人等見皇太子及親王太政大臣出入者、皆坐胡床而揖、

〔侍中群要十〕御覽鵜事

兵衞陣前立胡床、藏人出納御廚子所預等著之、

〔日本書紀十七繼體〕元年正月辛酉朔、大伴大連金村大連更籌議曰、男大迹王、(繼體)○中略性慈仁孝順、可承天緖、○中略丙寅、遣臣連等、持節以備法駕、奉迎三國、夾衞兵仗、肅整容儀、驚蹕前駈、奄然而至、於是男大迹天皇晏然自若、踞坐胡床、齊列陪臣、旣如帝坐、

〔日本書紀二十敏達〕十四年三月丙戌、物部弓削守屋大連自詣於寺、踞坐胡床、斫倒其塔、縱火燔之、

〔日本書紀二十一用明〕元年五月、○中略穴穗部皇子卽遣守屋大連、○註略曰、汝應往討逆君幷其二子、大連遂率兵去、蘇我馬子宿禰外聞斯計、○中略到於磐余、(行至於池邊也)而切諫之、皇子乃從諫止、仍於此處踞坐胡床、待大連焉、

〔日本靈異記上〕凶人不孝養嬭房母以現得惡死報緣第廿三

大和國添上郡有一凶人也、其名未詳、字曰瞻保、是難破宮御宇天皇之代、預學生之人也、徒學書傳、不養其母、母貸子稻、无物可償、瞻保忽怒、逼而徵之、時母居地、子坐胡床、賓明視之不得事居、○下略

胡床覆

凡節會御紫宸殿、中將已下率近衛等入、自日華門、將曹一人前行、（右入自月華門、）居胡床、（少將已上胡床、各敷虎皮、）

〔延喜式四十主水〕供御年料〇中略

行事儲料耕。帊。兩面覆二條、（一條御韓櫃料、一條牙床料、）〇中略油。絁。覆二條、（一條御韓櫃料、一條牙床料、）

〔江家次第二正月〕七日節會裝束

當紫宸殿東第三間、南去三許丈以南立左近衛次將胡床、（以黃布豹文覆之、北上西面、）其後立將監以下胡床、其後立府生胡床、其後立番長胡床、（右亦准此、）

〔江家次第十一十一月〕新嘗會裝束

南殿南庭當殿東第三間、去砌二許丈、以南立左近次將胡床、其上覆黃布豹文毯代、（北上西面、）

〔仁孝天皇御卽位記〕出納右近府廳預調進

同〇米拾六石壹斗、胡床覆虎代廿三帖、

胡床袋

〔延喜式四十八左右馬〕凡行幸御馬鞍帊、深紫綾一條、〇中略胡床帒、鞭帒、笞帒各一口、（並各加油絹帊、）

胡床用法

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式

諸衛服大儀、各勒所部、立大儀仗於殿庭左右及諸門、門部四人居於章德興禮兩門東西也、（各用胡床、）

〔延喜式四十三春宮〕朝賀儀〇中略

亮率帶刀舍人等就幄北胡床、

〔延喜式十五內藏〕同節〇元正、威儀屛繖二具、〇中略前節二日、胡牀二張付掃部寮、

〔內裏式中〕五月五日觀馬射式

諸衛服中儀、警蹕侍衛如常、訖諸衛共著胡床、

〔西宮記七月〕相撲召仰

早旦幸武德殿、（有鈴奏、）諸衛就胡床、王卿以下就外辨幄、〇下略

胡床製作

武志謀、飫哀枳瀰儞磨都維符、儺我柯陀播於柯武、婀岐豆斯麻野麻登、一本以波賦武志謀以下、易婀矩能御等、儺儞於褒武登、蘇羅瀰豆、野磨等能矩儞嗚、婀岐豆斯麻登以符、因讃蜻蛉、名此地為蜻蛉野、

〔延喜式四十五左右近衛〕凡胡床三百基緒料緋絲、基別八兩、塗料漆、基別一合、隨損申官請、

〔安齋隨筆後編八〕一胡床

樋口秘記に樋口宗氏と云、公家の故實知たる者の筆記也、是を胡床アグラと云

今鼓ウチのコシカケノ類也

胡床數支

〔仁孝天皇御卽位記〕大藏省木工寮左近府調進

同〇中略　米十六石九斗、黑漆胡床廿三脚、

〔延喜式十二中務〕凡大儀日、〇中略　輔丞各二人相分率內舍人、大極殿前庭近衛陣以南隊之、〇中略　各居胡床、其輔胡床、以虎〇〇皮〇〇敷之、

凡供奉威儀官人、〇中略　敷胡床虎皮、奏請內藏寮、事了返上、

〔延喜式四十五左右近衛〕大儀〇中略　將監率將曹以下隊於大極殿以北後殿南、並居胡床、少將以下胡床各敷虎皮、預奏請內藏寮、永收本府、餘府准此、

にも如此訓り、此記には此にのみ胡床とありて、中卷下卷に處々あるをば、みな呉床と書り、同物なり、〇略註下卷朝倉朝段に、立大御呉床とあれば、いと高き床と見ゆ、凡て何にても、立とは其形状の高き物ならでは云ぬことなり、阿具良てふ名、意は、揚座ならむと師の云れし、さも有なむ、或説に、編座の意とせるは由なし、さて今俗に平座ることを、阿具良加久と云ことのあるは、胡床に坐るときの坐ざまなるを云にや、其は後方に倚かゝる物ありて、後世の倚子などの屬の状したる物にやとも思はるれど、上に凝たりとあれば、此なるは、やゝ廣き床と聞えたり、

【縣居雜録補抄】あぐら〇中略こは後のよにいへるあぐらとはちがひ、ことに大きなるものとみゆ、こゝにあぐらにいねませる、み琴弾せたまふ〇雄略記文などあるをおもふべし、

【古事記中垂仁】爾大雀命、聞其兄備兵、即遣使者、令告宇遲能和紀郎子、故聞驚以兵伏河邊、亦其山之上、張絁垣立帷幕、詐以舍人為王、露坐呉床、百官恭敬往來之状、既如王子之坐所、

【古事記傳三十三】呉床は師の阿具良と訓れたる宜し、下文にも見え、又朝倉宮段に、大御呉床とも御呉床ともあり、上卷天若日子段に胡床とあると同物なり、胡と呉との字にはかゝはらぬことなり、又和名抄に、牙床久禮度古と云もあれど、其にはあらず、

【古事記下雄略】幸行吉野之時、留其童女之所遇、於其處立大御呉床、而坐其御呉床、彈御琴、令為儛其孃子、爾因其孃子之好儛、作御歌、其歌曰、阿具良韋能、加微能美氐母知、比久許登爾、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、

【日本書紀十四雄略】四年八月戊申、行幸吉野宮、庚戌、幸于河上小野、命虞人駈獸、欲躬射、而待、虻疾飛來噆天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、齧虻將去、天皇嘉厥有心、〇中略天皇乃口號曰、野磨等能、嗚武羅能陀該儞、之々符須登、拖例柯異能居登、飫裒磨陛儞麻嗚須、一本以飫裒磨陛儞麻嗚須、易飫裒枳瀰儞麻嗚須、飫裒枳瀰簸、賊據嗚枳舸斯題、枕磨々枳能、阿娯羅儞陀々伺、一本以陀々伺、易伊麻伺、施都魔枳能、阿娯羅儞陀々伺斯々魔都登、倭我伊麻西磨、佐謂麻都登、倭我陀々西磨、陀倶符羅儞、阿武柯枳都枳都、曾能阿武嗚、婀枳豆波野倶譬、波賦

胡床初見

〔安齋隨筆後編五〕一胡床床机　胡床と床机とは一物にあらず、別物也、貝原好古が和事始に、胡床俗に云床机と記し、新井氏が軍器考に、床几と云物は古の胡床也と記したるは誤也、胡床は今も猿樂の鼓打等が腰かけるもの也、是を俗に床机と稱するは誤也、○中略胡床の名、日本紀神代卷に見えたり、されども唯腰かける事を云はんとて、後代の胡床の字を借り用しなるべし、又禁庭に公事行はるゝ時、官人腰かくるに、胡床も床子一名床机両品ともに用らる、内裏儀式に床机床子と記たる所も有りも胡床も見えたり、今も両品用らるゝ也、

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕牙床　遊仙窟云、六尺象牙床、楊氏漢語抄云、牙床久禮度古、

〔箋注倭名類聚抄六坐臥具〕所引遊仙窟原書作八尺、按牙牀、又見儀式大嘗會條、内匠寮、主水司式、又古事記應神天皇條、西大寺資財帳、大神宮儀式帳、内宮長暦送官符、有呉牀蓋此物、

〔伊呂波字類抄疊字計〕牙床ゲシヤウ、

〔絲居雜錄あ〕呉床あぐら○中略上座あげくらの意なるべし

〔倭訓栞中編六久〕くれどこ　倭名抄に牙床をよめり、くれは呉の義也、さらば古事記に呉床と見えたる是也、呉床をあぐらとよめるは、胡床と同じく心得たる也、

〔日本書紀通證二十二〕胡床アグラ倭名抄胡床、此間名阿久良、今按據坐之義也、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕胡床○中略　摺疊椅　太太美阿久良○中略

摺疊椅、其制似胡床而有機、無用時疊之、

〔古事記上〕於是高木神告之、此矢者所賜天若日子之矢、卽示諸神等詔者、或天若日子不誤命、爲射惡神之矢之至者、不中天若日子、或有邪心者、天若日子於此矢麻賀禮此三字以音云而取其矢、自其矢穴衝返下者、中天若日子寢胡床之高胸坂以死、此還矢可恐之本也

〔古事記傳十三〕胡床、和名抄に胡床、風俗通云、靈帝好胡服、京師皆作胡床、此間阿久良アグラとあり、書紀

〔名物六帖器財三〕胡床

〔本朝軍器考十一〕床几トイフ物ハ、古ノ胡床也、胡床ハ倭名抄ニ、此間ニハ阿久良トイフヨシ注セリ、〇中略天若日子、胡床ニ寢タリシ、高胸坂ニアタリテ死ストイフコト、古事記ニアレバ、此物神代ヨリアリケルニヤ、タヾシ風俗通ニ、靈帝胡服ヲ好ミ給ヒシホドニ、京ミナ胡床作レリトアレバ、異朝ニハ、後漢ノ末ニ出來シ物也、又器物叢談トイフ物ニ、胡床ハ胡人倨坐シテ睡レバ、此ノ名ヲ得タリ、隋ノ時ニ識ニ胡トイフ字アル故ニ、改メテ交床トイヒシヲ、唐代ヨリ繩床トナヅクトハシルセリ、風俗通ノ説ニヨレバ、胡國ヨリ出ヅ、叢談ノ説ニヨレバ、胡國ヨリハ出デネド、倨坐シテ睡ルベキ物ナレバ、胡人ノ俗ニ似タリトテカク名ヅケシ也、イヅレニモアレ、後漢ノ比ニヤ出來ヌランヲ、我ガ國ノ地神ノ代ニ此ノ物アルベシト思ハレズ、サレバニヤ舊事紀、日本書紀ニハ、タダ天稚彦ノフシタリトバカリアリテ、胡床ニ寢タリシトハ見エズ、コレハ古事記撰バレシ時ニ、此ノ物スデニアリシカバ、今見ル所ニヨリテ、神代ノ事ニ、此ノ文字ヲ誤リ用ヒタル也、古ノ時戰場ニ用ヒシモノ、今世ニアル制ニハアラズトイフ人アリ、心得ガタシヤ、用明天皇崩ジ給ヒシ時、帝ノ御弟穴穗部皇子ノ三輪君逆ヲ殺サントテ、物部守屋大連ト兵ヲ將テ其家ヲ圍マル、逆ノ君ノガレテ後宮ニカクレシカバ、皇子ハ大連シテソレヲ討シメ、ミヅカラハ胡床ニシリウチカケテ、マチ給ヒシトイフ事アリ、コレ昔戰ノ時此ノ物用ヒラレシ證也、モシハ又其ノ形今ノ物ニアラズトイハヾ、梁ノ庾肩吾胡床ノ詩ニ、傳名乃外域、入用信中原、足欹形已正、文斜體自平、トイフ物ハ、今ノ制ニアラザランヤハ、彼梁ノ代ハ、我國ニシテ用明天皇ノ御時ヨリハ、猶少シクサキノ代ニゾアタリ侍リ、

〔倭訓栞前編二〕あぐら　胡床をよめり、古事記に呉床とも見ゆ、足座の義也、玉纒の胡床、倭文纒の胡床など、日本紀の歌に見たり、俗に床机といふ是也、

通障子北鋪同綠端長疊一枚、其西立嚢床子二脚、又立草鞋二枚、云々、○註略　件草鞋節會時所不立也、而永保准之不立、但舊記、太子元服時立之云々、

〔法成寺金堂供養記〕治安二年七月十四日壬午、此日入道太相國建立法成寺金堂五大堂新佛開眼供養會也、○中略　迦陵頻八人、菩薩八人、著舞臺上草鞋、胡蝶八人、菩薩八人、著鐘樓臺草鞋、

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、○中略　東机倚呪願文杖、○註略　其南分立草鞋八基、

胡床名稱

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕胡床　風俗通云、靈帝好胡服、京皆作胡床、○此間名阿久良

〔箋注倭名類聚抄六坐臥具〕通鑑晉紀注胡三省曰、胡床、蓋今交椅之類、孔穎達曰、今之交牀制、本自虜來、隋以讖有胡、改名交牀、昌平本有和名二字、下總本有此間云三字、繼體、敏達、用明、舒明、天智紀同訓阿久良、又見雄略記御歌、岡部氏曰、是搨座之義、按雄略時去古未遠、決不用交牀、則疑阿久良是床子鞍之類、非胡床、但出源氏物語胡蝶卷、榮花物語第卅六卷、及枕冊子者、似謂胡床為阿久良、雖古今其物不同、名則依古耳、

〔晉書七十三庾亮傳〕亮在武昌、諸佐吏殷浩之徒、乘夜往共登南樓、俄而不覺亮至、諸人將起避之、亮徐曰、諸君少住、老子於此處興復不淺、便據胡床與浩等談詠竟坐、其坦率行己、多此類也、

〔伊呂波字類抄安雜物〕胡床アクラ

〔名目抄雜物〕胡床コシヤウ

〔書言字考節用集七器財〕胡床アグラ隋改曰交床、唐穆改曰繩床、蓋其制出北朔、故曰胡床、猶府、猶端、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕胡床　胡牀　繩床　和名阿久良　摺疊椅　太太美阿久良○中略

按胡床、本西戎之製乎、比交椅甚簡易也、坐下設繩綱、故名繩床、又謂阿久良者、網敷之義乎、今俗平踞謂之胡牀アグラ圍カク、

○下略

草墪用法

凡設座者、皇太子錦草墪（褥錦表、長副錦縁、纈裏、）并白木倚子（敷錦褥）殿上并行幸並通用、親王并大臣兩面草墪（茵褥滅紫兩面表、緣、紺調布裏、）赤漆小床子（敷褥）殿上行幸通用、大納言兩面草墪（藍兩面表、緣、紺調布裏、）赤漆小床子（並敷黄端茵）殿上行幸通用、參議已下侍從已上中床子（並敷黄端茵）殿上行幸通用、妃夫人錦草墪（黄地覆盆子錦表、紫地車前子兩面緣、纈束纏裏、）尚侍女御錦草墪（纈地散花錦表、青褐車前子兩面緣、纈束纏裏、）囊床子（敷二色綾褥）四位命婦及更衣藏人兩面草墪（藍兩面表、緣、紺調布裏、）五位命婦及藏人青白橡草墪（青白橡揩羽束纏表、緣、紺調布裏、）殿上其座次第如常儀、

〔江家次第十七〕御元服

天皇元服御裝束、（中略）西第三間（中央間也）敷二色綾毯代、其上立大床子二脚、（中略）其前立兩面錦草墪、爲理髮座、（永平記文、敷綠草毯代、其上立草墪云々、可有下數歟、或人曰、此草墪太短、奉仕御髮之間不可及、可高、自例云々、）

〔江家次第正月一〕元日宴會

御帳南差西去立小臺、（中略）其南置綠草墪、（陪膳采女座）

〔江家次第正月二〕七日節會裝束

御帳南差西去立小臺、（中略）其南置綠草墪、（陪膳采女座）

〔北山抄三拾遺雜抄〕內宴事

裏書　藏人式（中略）座右立机、置硯、主膳盛立臺盤一基、其座前渡殿鋪紺布毯代、置草墪、爲王卿座、

〔延喜式三十八掃部〕御齋會終日、（中略）問答者座亦各立兀子、其前置草墪、

〔西宮記〕一天皇元服（中略）

掃部置草墪承明門東西腋、（中略）御座前置草墪一枚、爲理髮座、（中略）草墪一枚、（理髮座料、入綿調之、）

一皇太子元服（中略）

御帳西立通障子二基、（延喜記云、自例北去一尺七寸、是則爲御覽四壁下威儀御膳也、其中立臺床子、草墪、御帳以北女官敷疊如例、）

〔江家次第十七〕東宮御元服

久安二年八月十一日、定考、〈○中略〉少納言能忠著北第一床子、光頼〈○右少辨〉著第二床子、少納言讀簡、詞似不知故實、

裏書云、〈○中略〉光頼著二床子、余責定考時、少納言著一床子、辨著三床子、是最勝之說也、或又少納言著二床子、辨著三床子、雖劣又有其說、辨著二床子未知此事、對云、少納言著二者、辨著三、少納言著一者、辨二、是所習傳也、光頼數代辨官之家也、定有所習知、因之又不行罰、

〔吾妻鏡〕〈四十七〉康元二年〈○正嘉元年〉十月一日壬午、卯刻將軍家〈○宗尊親王〉自泰經家還御、今日大慈寺供養也、〈○中略〉供奉五位六位祗候御聽聞所南庭、〈用床子〉

草墪名稱

〔倭名類聚抄〕〈十四坐臥具〉草墪　本朝式云、清涼殿設錦草墪、

〔宋史〕〈三百八十二勾濤傳〉八月〈○紹興七年〉遷起居舍人、以足疾命閤門賜墪侍班、

〔伊呂波字類抄〕〈左雜物〉草墪〈サウトン生也〉

〔名目抄〕〈雜物〉草墪〈サウトン陪膳采女ノ座ニ用フ〉

〔書言字考節用集〕〈七器財〉草墪〈サウトン藥葉、陪膳采女坐也、〉

〔倭訓栞〕〈中編九〉さうとん　本朝式に、清涼殿設錦草墪と、倭名抄に見ゆ、名目抄に、草墪は陪膳采女座と見えたり、後世の圓座は此遺制なるべしともいへり、

草墪製作

〔延喜式〕〈三十八掃部〉草墪一枚、〈高一尺三寸、徑一尺六寸、〉料蔣二圍、苧八兩、〈大〉長功一人大半、中功二人、短功二人半、

草墪一枚、〈高八寸、徑一尺三寸、〉料蔣一圍大半、苧七兩、〈大〉長功一人少半、中功一人大半、短功二人、縫裹功程臨時量定、

草墪種類

〔内裏式〕〈中〉奏銓擬郡領式

當日朝餉後、近衛次將一人率掃部寮設座、其儀、御座東南階前置讀奏人座、〈用七寸黃〇〇〇〇兩面草墩、〉前立机、

〔延喜式〕〈三十八掃部〉凡御座者、清涼後涼等殿設錦草墪、〈高麗錦表、蔣地緣、緋東絁裏、○中略〉中宮草墪亦同御、

〔內裏式上〕八日賜女王祿式十一月同
御座以東設女御以上座、用錦床子、其色隨人貴賤、立臺盤、置銀筯匙、但饌各用私物、御座以東二許丈、南北相對立、孫王倚侍典侍等床子、以下同用中床子、東廂南北相對立、撤事床子、以上同、鋪氈代、又立臺盤、置白絹筯匙及脊菓子等、東第一間安酒器、亦具別記、祿東頭少北進、北面立内侍床子、又西去八許尺立女史床子、床子前立空床子一脚、又以西一許丈立掃部女孺床子二脚、前又立班祿臺一脚、用長床子、掃部座西南四許尺立闈司床子、闈司西北去八許尺立來著床子六脚、祿以西五許尺更南折一許丈立別當以下令史以上床子、

〔新儀式四臨時〕天皇奉賀上皇御算事
先二三日、有試樂事、構舞臺於仁壽殿東庭、立大床子御座於壇間、其南設皇太子座、疊上是當也、○中略同日、行事人參朱雀院、勤行裝束事、當日早旦行幸殿御裝束、其儀母屋東第三間立太上皇大床子三脚、○中略東第二間北邊立大床子二脚、爲御座、西面

〔西宮記一天皇元服〕○中略敷設等事、○中略北廂料、○中略大床子二脚、壽二條○中略已上物等、藏人仰掃部寮調之、料物自行事所渡之、

〔西宮記臨時九〕親王元服
天皇出御、垂母屋御簾、撤晝御座、鋪疊代、立大床子、

〔權記〕長保元年十二月十五日甲子、依可有官奏、相扶所勞、先參左府、○藤原道長、○中略左大臣被參、予○藤原行成於床子見奏文、○下略

〔台記〕保延二年十月十六日庚戌、今日予○藤原賴長著座之後、始參政日也、○中略申文次第、少納言一人、後通辨二人、公行、後雅、外記一人、史三人、入自西廊西戸、列立庭中版位、六位在後立定之後、予仰云、召、爪、非高聲、辨口少納言、間許也、同音稱唯、各著床子、○下略

生座、乾上兩幄座上頭、各立四尺床子、艮坤妻爲錄事座、勤仕人、便著此床子、○中略透廊東頭遁池岸、立二丈纈纈幄、東西妻爲酒部所、其中央立火爐、○中略爐南立八尺床子一脚、東西妻、已上床子、木工造之、○中略俎南北立八尺床子、各一脚、並東西妻、木工造之、○中略爲包丁人座、○中略梅樹東頭立八尺床子一脚、南北妻、木工造之、除木工造進之外、酒部立作所雜具、木家儲之、爲行事別當謂家司、幷役送人座、

以用法爲名

〔名目抄雜物〕獨床子ヒトリシヤウジ三位ノ參議

〔江次第抄一正月〕獨床子　三位參議散三位等、一人著之、故稱獨床子、

〔延喜式六齋院〕三年一請雜物○中略

獨床子六脚

〔西宮記臨時四〕官外記廳座

參議座立獨床子、隨著座設座、○中略

官西廳座

廳母屋西邊、立比獨床子前机、爲辨座、

〔江家次第十七〕東宮御元服

三位參議獨床子、黃敷物、四位參議簀子敷床子、黃端茵、以上南座、○中略散二位獨床子、綠敷物、散三位獨床子、黃端茵、以上北座、是裝束司記文之意也、○下略

〔仁孝天皇御卽位記〕御卽位調進物御下行

主殿寮分○中略同米○壹石同（大炊寮）獨床子

床子用法

〔禁腋秘抄〕淸涼殿

三ノ間ニヲキ物ノ机ヲ立、○中略ソノマヘノ御帳ノ南ノ間ニ大床子三脚ヲタツ、高麗ノ疊三帖中ニカサネタル圓座一枚ヲシキテ、御座トス、南ノ柱ノ横樣ニ大床子ニ御厨子二脚ヲタツ、

以寸法爲名

形二頭、插桂一足、

〔殿曆〕康和四年閏五月二十五日己酉、今日競馬騎射、中略 渡御後、先御休息所、諸卿頗遲參間也、此間左府源俊房被參、次出御大床子、其上有圓座、

〔兵範記〕仁安三年二月十九日壬子、今日可有御讓位事、中略、六條今日被渡御物等、中略 大床子三脚、下略

〔仁孝天皇御卽位記〕大床子今日出御方御下行

同米三石、大床子三、今日御階構、下略

〔延喜式齋院六〕三年一請雜物、中略

中床子十四脚

〔延喜式掃部三十八〕御齋會終日、中略 聽衆座立中床子於簀子敷、中略

同日正月八日賜女王祿、中略 立孫王倚侍典侍等床子、床子以下同用中床子、中略

十五日勸御薪之日、設辨官幷三省輔巳下座於宮內省廳上、又設式兵二省座於西細殿、並用中床子卅脚、中略

凡設座者、中略 殿上行幸通用參議巳下侍從巳上中床子、並敷貲茵、

〔江家次第五二月〕釋典

講師著文臺南小床子、五位若六位堪能者、次第講畢、先講序、每詩有讀、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、中略 散位實重朝臣、地下四位、儒、大內記長光朝臣、地下四位、儒、今年叙四位、勸盃外記史座、註略 此間看督長舁八尺床子貳脚、人充所造之、脚別二人、置弓床子上舁也、入自西幔門立酒部所艮方、松樹東北一行立之、中略 廿七日癸亥、中略 東渡殿爲上客料理所、註略 其前敷紫緣、中略 中島北第三島擔合立六丈纐纈幄二宇、乾巽 其內四行、立八尺白木床子、二幄各相對、二行立之、別五脚、各敷紅帖紺、床子、木工造之、掃部立之、爲史

〔江家次第十七〕立后事

藏人令持御椅子一脚、〇註略、大床子二脚(座蒔螺鈿、敷高麗縁、加圓座一枚、)師子形二、御插鞋一足、

〔雅亮裝束抄〕一もやひさしのてうどたつる事

きさきだちの日は、にしはれなれば、にしのまに大。さ。うじ。をたてらるれば、もやのてうどは御帳のひんがしにわたしてたつるなり、

〔禁秘御抄〕上清涼殿

大床子三脚(敷高麗、非疊、端ヲ疊ノ弘サニシテ有裏、圓座一ツ、脇息一ツ、蒔繪、〇中略、)

朝餉

几帳一、大床子二脚、(一者在御手水間、〇中略、)

御手水間

一間(兼朝餉、爲中障子、立置物厨子一、其北立大床子一、上有圓座、)

〔源氏物語桐壺一〕ものなどもきこしめさず、あさがれゐのけしきばかりふれさせ給て、大床子の御ものなどは、いとはるかにおぼしめしたれば、はいせんにさぶらふかぎりは、心ぐるしき御けしきをみたてまつりなげく

〔河海抄桐壺一〕大床子のおもの　天子のつかせ給床子也、〇下略

〔榮花物語二十九玉の飾〕もとすませ給し西の御方はさま〴〵方々の御讀經所なれば、このたびは東のひさしに、もやの大床子たてたるをぞかへしつらはせ給へり、

〔權記〕正曆五年八月廿八日、今日有大臣召事、南殿御裝束如例、南廂自額東間以西懸御簾、內立大床子、敷毯代、後立御屏風、

長保二年二月廿五日癸酉、此日立后、(〇圓融后遵子、中略、)此間仰藏人則隆、差出納、令奉中宮大床子二脚、師子

以形狀爲名

〔兵範記〕仁安三年三月廿日壬午、卯時內辨左大臣(藤原經宗)○參著仗座下官(○信範)奉仰出軾、仰云、皇太后宮(○高倉母后平滋子)冊命事、可載宣命者、○中略次權大進光雅、親宗、兵衛佐盛頼、左衛門佐信基、持參御物、○中略

螺鈿大床子二脚、(在高麗敷物)菅圓座一枚、

〔延喜式〕(三十八掃部)凡御座者、○中略行幸赤。漆。床。子。(並敷錦褥)○中略

凡設座者、○中略殿上幷行幸並通用親王幷大臣、○中略赤。漆。小。床。子。(敷褥)殿上行幸通用大納言、○中略赤漆小床子、(並敷褥端茵)

〔江家次第〕(八 八月)釋奠紫宸殿內論義裝束

南御簾外南廂中央立赤漆床子一脚(答者座有茵、其左方置如意、掃部寮從藏人所請置之、)

〔江家次第〕(三 正月)御齋會竟日

僧侶參上、○中略凡僧著長。床。子。(在簀子敷、南上、西面當記北上、)

〔江家次第〕(八 八月)里內駒牽儀(八月十六日 信乃御馬)

東宿廊副北柱東西行引幔、○註略第二間砌立兀子三脚許、(第一兀子前立小床子一脚)獨床子二脚、長床子一脚、(以上公卿料、北面東上、)西北庭上立長床子三行、

〔西宮記〕(正月上)二日二宮大饗

延長三年正月二日、吏部記云、○中略四位五位用長床子、(四位南長押下、五位四位長押下二重、)

〔經光卿記〕仁治三年三月十八日庚子、今日聖上(○後嵯峨)於太政官廳有登壇卽位事、○中略侍從宰相經長床子二脚中央、(仰召使、令引退圍路、)至北長床子前揖者、經光正笏經幄南妻至床子前一揖著、本儀者納言中階、參議南階、可爲路云々、入幄小面可經長床子南端之處、頗廻南立之間無其路、仍所經幄南妻也、

〔江家次第〕(三 正月)賭射裝束

第一間西壁頭鋪疊、(南北行)第二間隔北頭鋪疊、(東西行)此間立大。床。子。二脚、(無毯代)

通障子北、鋪同端(絲○)長帖一枚、其西立襃床子二脚、(襃床子、其躰面四如饌筍、長三尺、廣一尺五寸、高一尺許、有三足、)
又御帳西立通障子二基、(自例北去一尺七寸許、爲御覽西壁下威儀御膳也、)其內立襃床子草墪、又御帳北敷疊爲女官座如常、

〔新儀式(五臨時)〕皇太子加元服事

〔延喜式(三十八掃部)〕元日供奉威儀掃部二人、分列左右、○中略官人率掃部、昇豐樂殿供御座、○中略西二間立
通障子、○中略通障子內立草墪襃床子、幷敷帖爲內侍以下座、

〔江家次第(十七)〕東宮御元服
通障子北鋪同(絲○)端長疊一枚、其西立襃床子二脚、又立草墪二枚云云、(永保不立襃床子、失歟、)

〔延喜式(三十八掃部)〕元日供奉威儀掃部二人、分列左右、○中略官人率掃部、昇豐樂殿供御座、○中略淸暑堂東
局鋪滿葉薦席、立御屛風十帖、中央鋪毯代、雙立塵蒔大床子二脚、(東西妻)其上鋪錦茵二枚、

〔江家次第(七八月)〕內取御裝束
東方御簾西邊、立亘五尺漢書御屛風、○註略同廂第四間以西六箇間北邊、立亘同御屛風、○中略額間敷
御座、敷紫二色綾毯代、立塵蒔大床子一雙、鋪高麗褥、(近例其上供圓座一枚、)

〔新儀式(四臨時)〕召雅樂寮物師等、令奏音樂舞等事、(付諸寺法會試樂、幷召試樂所管絃生事、)
先撤晝御座、垂母屋御簾、東廂南第四間敷毯代、立平文大床子御座、孫廂南一二間敷疊爲親王公卿
座、

〔左經記〕寬仁元年十二月五日己巳、參內、出御南方、御覽陸奧交易御馬廿疋、其儀先殿南廊東第三間
敷口長筵、(二枚)其上敷毯代、立平文大床子二脚、(大床子敷物上、敷菅圓座一枚、)

〔殿曆〕天仁二年九月六日丁未、今日上皇(白河)御幸高陽院亭、御覽競馬、馬場御裝束儀、○中略母屋北第
三間張唐錦承塵、○註略敷唐錦毯代、(用赤地錦、在堀物金物緣、)其上立紫檀地螺鈿大床子一脚、(面敷唐錦、)其上敷圓座一
枚、(以白糸縫之、以紫糸縫之、)爲御座、

床子種類以原質爲名

〔延喜式 三十八 掃部〕床子、隨損申省、令木工寮修理、

〔延喜式 三十八 掃部〕凡設座者、皇太子、〈○中略〉白木床子、〈敷錦褥〉

〔延喜式 四十一 彈正〕凡廳座者、親王及中納言已上倚子、五位以上漆塗床子、自餘素木床子、

〔江家次第 一 正月〕元日宴會

長樂門南面東掖第一間東柱下、設外辨親王公卿座、〈○中略〉其南墻下庭中立白木床子二脚、〈少納言辨座〉東立二脚、〈外記史生官掌〉並七尺、爲間、〈西面北上〉各立前床子一脚、〈近例不見〉雨儀從公卿座差東去、立少納言辨床子、其東差去各立外記史外記官史生官掌召使床子、並西面南上、

〔江家次第 八 八月〕釋奠紫宸殿內論義裝束

南御簾外南中央立赤漆床子一脚、〈○註略〉其南簀子敷上立白木床子一脚、〈問者座、有茵、○中略〉當中納言座後南簀子、立白木床子八脚、〈東西行〉爲得業生並問者生座、東廂南第一間立白木床子二脚、〈西向、有茵、南次辨座、北侍從座、〉

〔小右記〕永觀二年十月十日丙戌、辰時左大臣〈○源雅信〉令奏宣命草、〈○花山帝即位、中略〉先御小安殿、〈○中略〉其中央供大床子御座云々、〈○中略〉又有白木小床子、其上敷小疊、〈高麗〉

以製作爲名

〔名目抄 雜物〕簀子敷床子〈スノコジキノシヤウシ〉〈或號長床子、也、四位參木、〉

〔江次第抄 一 正月〕簀子敷床子　長床子也、四位參議著也、

〔江家次第 一 正月〕元日宴會

長樂門南面東掖第一間東柱下、設外辨親王公卿座、東西行立兀子獨床子簀子敷床子、〈南面西上〉

〔內裏式 上〕八日賜女王祿式〈十一月同〉

御座以東設女御以上座、〈用孤床子、其色隨人貴賤、〉

〔江家次第 一 正月〕元日宴會

四人、

〔大嘗雜事〕一酒部所〈○中略〉

白木床子三脚〈修理職造進之〉　二脚　長各五尺　高一尺三寸　一脚　長七尺　高同〈○中略〉

一諸司所進物〈○中略〉木工寮　撿非違使床子二脚、〈長各八尺、高一尺三寸、〉

〔延喜式〈三十織部〉〕床子、錦一疋料絲廿七斤十兩、

〔雅亮裝束抄〈一〉〕もやひさし。のてうどたつる事

大さうじは、御帳のにしのまのもやのはしらのきはにたつるなり、そのてい、うへはすのこにて、ながさ三尺ばかり、あしのたかさ二尺ばかりなるを、ふたつさしあはせてするゑて、うへにかうらいをたゞはんでうのやうにうちうらをつけてしきて、そのうへにすがゑんざをしきたり、

〔安齋隨筆〈後編八〉〕一床子　大床子〈○中略〉

是が大床子と云て、官人のコシなカケテ居るもの也、

以上樋口秘記に見たり

〔小右記〕長和五年三月十二日丙辰、今日臨時祭、〇石清水試樂、〇中略西對南廂庇立御倚子、敷二毯代一、御倚子前承足、〇中略
主上〇後一條、時九歳、著給御座、著二御直衣一、攝政扶持奉、今著二御座一、之後、攝政〇藤原道長先著御前圓座、
〔兵範記〕仁安三年十二月十四日辛丑、臨時祭、〇賀茂試樂也、〇中略酉刻主上〇高倉、時八歳、出御、御直衣、無二絛角一、頭中將
〇藤原實家供御草鞋、著御御倚子、不レ置二承足一、著御之間有、尋臨時不レ叶、行事失也、
〔天皇冠禮部類記〕大外記良業記、元久二年正月三日辛酉、今日皇帝〇土御門、於内裏有御元服事、春秋十一歳、〇中
略主上入御、〇中略女官依例奉仕御裝束、撤帳中平敷御座、鋪二色綾毯代、其上立平文御倚子、置承足、
火爐、

床子名稱

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕床子　本朝式云、行幸用赤漆床子、
〔伊呂波字類抄雜物志〕床子シヤウジ、本朝事始云、嵯峨天皇弘仁元年制、朝堂及諸司輿坐者、親王及中納言以上漆床子、自餘素床子、
〔雅亮裝束抄一〕だいきやうのこと
ないらんのいゑに、もやのだいきやうを、すきのだい饗となづけてせらるゝ事あり、〇中略えんち
かく三げんのあくをうちて、さ。う。じ。のしりかくるほどなるをたてたり、それはしりをかけて、こ
いをきりて御さかなにまいらするなり、

床子製作

〔安齋隨筆前編十二〕簀子　簀といふは、竹を並べて編たるを云、其竹の並たるごとく板を並べる
故、簀子と云、竹簀のごとく板を並べたる床子を、四足あるコシカケなり簀子床子といふ、床子一名床机と云、
内裏儀式に見えたり禁庭にて官人の腰かくる物也、
〔延喜式三十四木工〕大床子一脚、長四尺五寸、廣二尺四寸、高一尺三寸、料切釘三十隻、四隻各長二寸、廿六隻各長一寸五分、膠一兩長功八人、
中功十人、短功十二人、
小床子一脚、高一尺三寸、長二尺、廣一尺五寸、料切釘八隻、各長一寸五分、膠一兩長功四人、中功四人半、短功五人、
檜床子一脚、長四尺、廣一尺四寸、高一尺三寸、料切釘廿六隻、四隻各長二寸、廿二隻各長一寸五分、膠一兩長功三人、中功三人半、短功

今日被渡御物等、〈〇中略〉殿上御倚子、〈〇下略〉

〔玉葉〕承久二年三月十三日癸卯、此日禁中密々有賭弓習禮事、〈〇中略〉次擬主上著御御倚子、〈以白木床子為座〉內侍置劒璽於南机、

〔百練抄〈九安德〉〕壽永二年七月廿五日、平家黨類前內大臣〈〇平宗盛〉已下、率一族出奔西國、天皇〈〇安德〉建禮門院同率相具、〈〇中略〉時節殿上御倚子、玄上鈴鹿皆以相具、

〔明月記〕元久二年十二月六日、射場始事、只隨殿下〈〇藤原良經〉仰、可存延否由、院〈〇後鳥羽〉仰之由、奉行宗行申之、〈〇中略〉戌時許參內、此間被行下名云々、臨深更開御裝束訖由、〈〇中略〉宸儀著御御倚子、〈〇下略〉

〔空華日工集〕貞治六年十二月十九日、〈〇中略〉府君〈〇足利義詮〉七日逝去、其日戌時、召天龍春屋等持默庵、對面坐、換衣盥嗽、披法服、坐椅子上、遺囑訖、合掌而終、

承足名稱

〔伊呂波字類抄〈志雜物〉〕承足〈御倚子前置承足具〉

〔名目抄〈雜物〉〕承足〈ショウソク〉〈幼主時立御倚子前〉

〔書言字考節用集〈七器財〉〕椅踏〈タウ〉〈俗云承足、出之、〉　承足〈ジョウソク〉〈本名椅踏、出伊、〉

承足製作

〔江次第抄〈一正月〉〕承足　長一尺六寸許、高廣五寸許、木押赤兩面錦者也、童帝時置之、成人時不用、節會以下倣之、

〔本朝世紀〕久安三年十月廿九日己未、今日有射場始事、〈〇中略〉御倚子前置御承足、〈〇以兩面張之〇〉

承足用法

〔江家次第〈一正月〉〕小朝拜事

次御裝束、〈〇中略〉立殿上御倚子、〈幼主時、御倚子前置承足、或說御倚子立於廂階間云々、皇太子參上時立御帳中、〉

〔江家次第〈六三月〉〕石淸水臨時祭試樂

御裝束　下淸涼殿東庇御簾、〈反灯樓綱〉孫廂南第三間供御座、〈東面〉敷二色綾毯代、〈〇註略〉其上立殿上御倚子、〈幼主時留承足〉

〔拾遺和歌集十六雜春〕おなじ御時、○天暦梅花のもとに御いしたてさせ給て、花宴せさせ給に、殿上のをのこども、歌つかうまつりけるに、　源寛信朝臣○歌略

〔源氏物語一桐壺〕おはします殿のひんがしのひさし、ひがしむきにいしたてゝ、くわんざの御座ひきいれのおとゞの御座御前にあり、

〔内裏歌合御記〕天徳四年三月卅日己巳、此日有女房歌合事者、○中略女房又相分候、清涼殿西庇簾中第五間立倚子、傾用女房侍倚子、此間上簾、

〔左經記〕寛仁元年十二月廿七日辛卯、今日攝政殿○藤原道長令上表給、仍於此座不被下宣旨、今日午剋大殿御倚子立、官外記廳幷南所敷御座云々、是依本家仰所敷立也、太政大臣立倚子敷座之時、已次大臣倚子座皆加此例也、

〔定家朝臣記〕康平四年十二月廿二日、依召參殿、召大外記師平大夫史、孝信仰云、太政大臣○藤原賴通御倚子間事、新可作歟、可用左大臣時御倚子歟、孝信申云、去年令辭左大臣給後、有次第昇晉、立右大臣倚子之時、欲令申事由、而未被立其倚子、仍不申左右、如舊所立者、　廿四日、晚頭召道有平行於御前、被勘立御倚子日時、來廿七日丙午時午若申召大外記師平下給之、入道殿御時(後一條)寬仁元年十二月廿五日、召文義給之也、次召左中弁資仲朝臣、裝束使於御前被仰可造御倚子雜物可召事、今日成左大臣宣旨所司云々、今朝爲御使參左府、○藤原敎通令聞云、忠仁、○藤原良房昭宣、○藤原基經貞信、○藤原忠平清愼公、○藤原實賴先以上表而後令立倚子、而故入道殿先立倚子、次被上表、可隨何例哉、返報云、上代例、理雖可然、寬仁例、尙可爲規摸、況當年首不可空御座者、

〔台記〕保延二年十月十六日庚戌、今日予○藤原頼長著座之後、始參敎日也、○中略次予出小屋、左兵衛督○宗輔大貳○實光等、聽西庇內列立、北面、次予出小屋南向ニ立テ相揖、入從北西中戸、著倚子、從座下方著之、如恒、次左兵衛督、大貳等著倚子、此間予見扇次第、

〔兵範記〕仁安三年二月十九日壬子、今日可有御讓位事、○六條中略、

倚子用法

〔和漢三才圖會〕三十二家飾具 椅子○中略
椅子形狀不一、而竹椅最容易也、所謂坐登是也、民間納涼用之、
〔雍州府志〕七土産 竹具　建仁寺町大佛前亦以竹造諸品物、○中略竹椅○中略等物無不有、
〔和漢三才圖會〕三十二家飾具 椅子○中略　圓椅。。　俗云曲彔。。○中略
按圓椅、俗云曲彔、僧家多用之、而曲彔二字所出未詳、
〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、○中略次請僧十口解經紐法華經一部十卷 一先曲祿十脚各懸錦 立佛面左、南上西面一列 有前机、○下略
〔禁腋秘抄〕紫宸殿
節會二孟旬、主上春宮御元服ナドオコナハル、母屋ノ中央ニ御帳ヲタツ、中ニ御倚子ヲタツ、
〔新儀式〕四臨時 天皇加元服事
女官依例裝束立御倚子如常、乃後諸衞長列、皇帝出自北廂著御倚子、稱警如常、
〔西宮記〕一 天皇元服○中略
女官裝束、立御倚子、有置物机、內藏主水撒洗器、上官等著日華門外南腋床子、行事、近衞陣階下、服中儀立胡床、
天皇著御倚子、○中略近仗警蹕
敷設等事　南方料○中略　御倚子一脚有損可修理、
〔西宮記〕正月上 童親王拜覲事
延喜九年二月廿一日、皇太子始朝覲、○中略藏人供奉御裝束、常帳立倚子、鋪褥代、不立置物机、卽太子進當御座拜舞、
〔西宮記〕臨時四 官西廳座
同年○承平三年五月三日、貞公御記云、新大納言恒佐爲欲著座、外記立倚子也、而依降雨不著、新作倚子也、

一所々御裝束事、〇中略白鎬平文倚子一脚、白唐綾高麗端、無金銀飾及毯代、

〔江家次第十七〕東宮御元服

掃部寮官人、南殿御帳中土敷上鋪唐錦毯代、四幅〇中略其上立平文御倚子、尋常御倚子螺鈿歟、而近代無件物、常立平文御倚子、今便立之理須撤尋常御倚子立平文也、

〔源氏物語三十四若菜〕廿三日を御年見の日にて、この院〇六條院はかくすきまなくつどひたまへるうちに、我御わたくしの殿とおぼす、二條院にてその御まうけはせさせ給、〇中略しん殿のはなちいでを、例のしつらひて、らてんの倚子たてたり、

〔玉海〕壽永二年八月十日壬寅、依昨日召、申刻著直衣參院、先是左大臣〇藤原經宗在西對代南庇座、余〇藤原兼實因加其座、〇中略此後兼光問條々事於余、兩府以前申了事等也、〇中略

一御倚子多在蘭林坊、是大嘗會之時御物也、大略螺鈿也、可被用彼歟、可被新造歟事、

申云、累代之物出來之間、可被借用舊物、專不可及新造、

〔江家次第十七〕立后事

藏人令持御椅子一脚紫檀地螺鈿、白織物敷物、加白地紫文綾毯代鎭子四枚、(中略)御插鞋一足、

〔江家次第正月一〕元日宴會

北障子北東西行雙鋪小莚二枚、其廻立大宋御屏風二帖、東向開戸其内立赤漆小倚子、爲御鞋物所、

〔季連宿禰記〕貞享四年十一月十四日己丑、參一條攝政殿、〇藤原冬經大嘗會同辰日節會間事窺定之、其趣記左、

一節會高御座内敷充錦、〇中略御座朱塗御倚子南面置之、

〔宗建卿記〕享保十八年二月一日、今日皇太子〇櫻町御元服、〇中略立朱漆御倚子、西面立之

〔延喜式三十八掃部〕凡御座者、〇中略紫宸殿設黑柹木倚子、

(平文小倚子也、〇中略)自母屋東第三間北障子南去七尺、立平文倚子、(南向、鋪毯代、太子加冠座、應和記云、金銀平文、)其南二尺餘、立平文倚子、(北向、无金銀飾及毯代、應和記、白鑞平文云々、)

〔江家次第九十月〕射場始

射場殿欄內、幷西門敷滿筵、其上寄西立平文御倚子、(東面、有二色毯代、或錦毯代、)

〔江家次第十七〕東宮御元服

次春宮坊司、(〇註略)自母屋東第三間北障子南去一丈、(〇註略)南向立平文小倚子、(金銀平文也、有金銅金物等、)鋪紫綾毯代、(東西行鋪之、四幅、鑷子進上、)爲御加冠座、

〔兵範記〕仁安三年三月廿日壬午、卯時內辨左大臣(〇藤原經宗)參著仗座、下官(〇信範)奉仰出軾、仰云、皇太后宮(〇高倉母后平滋子)冊命事、可載宣命者、(〇中略)次權大進光雅、親宗、兵衞左盛頼、左衞門佐信基、持參御物、平文御倚子一脚(在白織物面褥、)

〔新儀式五臨時〕皇太子加元服事

東第三間御帳東邊(去東一丈二尺、)設加元服座、(立金銀平文倚子、敷紫毯代也、)

〔東宮御元服部類記〕元德元年十二月、御入內日、同廿七日御加冠日、(〇光嚴、中略、)

一所々御裝束事、南殿金銀平文小倚子一脚、(有金銀飾、白堅文褥、裏紫、紫綾毯代、鑷子等、)

〔江家次第十七〕東宮御元服

次春宮坊司、(〇中略)南向立平文小倚子、(〇中略)爲御加冠座、其南二尺二寸、立白鑞平文倚子、(北面、無金銀飾及毯代、)

〔東宮御元服部類記〕應和三年御元服記

二月廿八日辛亥、是日依有太子加元服事、拂曉諸司裝束紫宸殿、(〇中略)御元服雜事、(〇中略)

一賓及贊者具幷祿物、白鑞平文倚子一脚、(在敷物、)

〔東宮御元服部類記〕元德元年十二月、御入內日、同廿七日御加冠日、(〇光嚴、中略、)

（持二人各正絹、酒肴料米一石、）晩頭歸來云、儲任勘文令作了、但今夜納木工寮裝束使下部等、相共可守護由仰含也、

〔台記〕保延二年十月十一日乙巳、予（○藤原頼長）著座也、（○中略）予居對南廊頭之持參日時勘文、并造倚子勘文、予見了返給、（倚子日時勘文、辰、著座、亥剋著座、外記進勘文、二點三點）倚子勘文給行事家司時信、（束帶）時信行向木工寮、令作倚子著座勘文、知信朝臣、先持參關白殿、（○藤原忠通）次持參大殿、歸參、持來返給勘文了後、卽解裝束了之後、知信持歸勘文也、

〔台記〕康治元年六月三日甲子、昏黑師能來下、大神宮司可加階注文、卽賜大內記、今明仰可作位記之由、卽付師能奏云、公卿雖有催不著座、於今者、只官隨公卿歟、作立倚子、雖不著座、公卿可皆參之由、可被宣下乎、將可被留列見乎、兩條可承分明仰、（○下略）

〔新儀式〕（五臨時）皇太子加元服事

其南（○元服座）去二尺二寸（或注三尺）立小倚子、（無氈代、爲加冠理髮者等座、）

〔西宮記〕（十月）五日射場始

立平文倚子、敷氈代、

〔西宮記〕一皇太子元服（○註略）

其日平明、所司裝束紫宸殿、其儀御帳中、鋪氈代、立平文倚子、（延喜十六年十月廿三日殿上記云、掃部寮請藏人所平文倚子、匱物御机、錦氈代等、敷御座并皇太子尋常座、如常、○中略）

春宮坊司、自母屋東第三間北障子、南去七尺立平文倚子、（南面、鋪氈代、皇太子加冠座、延喜殿上記云、東第三間當于御座、立元服座平文倚子、）

其南二尺餘、（延喜殿上記云、二尺二寸、小倚子、）立平文倚子、（北面、無金銀飾、）

〔北山抄〕（四拾遺雜抄）皇太子加元服儀（加載記文）

其日平明、所司裝束紫宸殿、其儀御帳中立平文倚子、（敷氈代、）御帳東南一許丈、立皇太子座、（倚子有氈代、尋常座、今案）

後代出納役之歟、棹、鳥羽院保安元年以後、以釘打付之、是實衡與資信於殿上闘諍、取棹欲槌之故也、（百錬抄、井蔭世說、白川渡）

〔禁腋秘抄〕清凉殿

一間ノ奥ニ壁ニソヘテ御倚子ヲタツ、此御倚子ハ昔ノマヽニテ今マデアリ、（○中略）小板敷ノ上三間ニ柱ヲ立テ、西ノ間ノ中ニ又チイサキ柱ヲ立、横ザマニ木ヲワタシテ棹ノ臺ト云テ、御倚子ノオホヒトリテ懸ル也、オホヒハ蘇黃ノ絹ヲ縹タルサシムシロヲ敷ミチテ、ヲク端ニタヽミヲ敷、奥端各一帖両面ナリ、

〔百錬抄（五鳥羽）〕保安元年七月廿一日、少將實衡與兵部大輔資信於殿上闘諍、實衡以扇打資信、資信取御倚子棹追實衡、實衡除籍、資信勅勘、

〔延喜式（三十八掃部）〕倚子（○中略）隨損申省、令木工寮修理、

〔定家朝臣記〕天喜六年（八月廿九日爲康平元年）二月一日、參東三條、召孝秀被勘著座日時、（來五日酉時、同日卯二點）五日、（○中略）經章朝臣爲行事、與所司相共令作倚子云々、

〔寛治二年記〕寛治二年十二月廿一日癸亥、早旦參殿、今日勸學院衆可參賀、仍奉仕御裝束、（○中略）先是權左少辨爲房奉仰、令主計頭道言勘申被造立御倚子日時、（廿五日丁卯時□）次召大外記師本下給之、次召右大弁基綱朝臣、被仰可□御倚子料物之由、　廿五日丁卯、卯剋家司掃部頭孝言朝臣、向木工寮令作倚子、酉剋立之、（先官廳、次外記廳、）

〔殿暦〕康和四年十一月八日己丑、今日依吉造始倚子、官廳幷外記廳ニ立也、

〔中右記〕嘉承二年二月九日、午剋可作始倚子者、差家司神祇權少副兼政、遣木工寮令作始、送祿幷酒肴料、（○中略）家司兼政給勘文、（倚子作始今日午剋）兼政行向木工寮令作始倚子、給祿、（工長一人絹三疋、連工一人疋絹、疊差一人疋絹、倚子漆工一人疋絹、十餘人各疋絹、）

記、東宮御倚子下有銘云々、此倚子無銘、仍不可知、必是東宮御倚子、若可用無欄倚子者、可新作之、專不可拔棄彼御倚子欄歟、孝信宿禰申云、東宮御倚子多年立件倚子、但於欄者忽被拔棄、頗不穩便、已數年立之、何依一年記忽被改乎者、不知可否、時議如是、又撤左右欄、不撤後欄事不一樣、旁可謂違失、云々、

〔續世繼 四白川の〕御座のおほひかくなるさをはとりはなちに侍けるを、鳥羽院の位の御ときにや、殿上人のいさかひ給て、そのさを、ぬきてうたんとし給けるよりうちつけられたるとなんきこえ侍、もとなき事もかゝるためしにはじまれるなるべし、その御ざと申は、御倚子とて、殿上のおくのざのかみにたてられ侍るなり、したんにてつくられて侍るなるをむかしうだのみかどまだ殿上人におはしましてなりひらの中將とすまゐとらせ給て、かうらんうちおらせ給けるを、代々さてのみをれながらこそ侍なるに、ちかきみよに、つくしのひごの守になれりける、なにがしとかやいふ人の、藏人なりける時、したんのきれ、とのに申て、そのかうらんのをれたるつくろはんなどせられけるこそ、をこのことに侍ける、

〔荒涼記〕正元元年六月五日丁丑、○中略就春宮御元服、○中略可有沙汰歟之由申入了、十一日癸未、已始參嵯峨殿、於東面御談義所、春宮御元服間事、內々有評定、○中略仰云、今度東宮御倚子、欄有無如何、永保裝束使辨、就重明親王天慶八年正月一日記、舊御倚子、忽撤左右高欄、匡(勝欄縁、欄縁殘云々、)之、後就此記有御不審也、資季申云、大臣倚子、猶有高欄、太子御倚子無欄之條、不叶道理、以一兩度例被略欄之條、不可然歟者、

〔禁秘御抄 上〕殿上

倚子覆、出納旦暮奉仕之、懸棹、

〔禁秘御抄階梯 上〕按、殿上倚子以紫檀造之、○中略註覆練蘇芳絹(公葉康、秘抄)懸覆撤之事、上古藏人奉仕之、

倚子製作

〔倭訓栞〕前編三十五由ゆす　和名抄に點本に倚子をよめり、本朝式に、紫宸殿設黒柿倚子、

〔酣中清話〕上倚子イシ　蘇

本朝ニハ李唐ノ禮樂制度、衣服器械、典籍文字、西土ヨリ傳ハレルコト多キナリ、今試ニ云ンニ、倚子イシハ古ヨリ今ニ至ルマデ用フル坐具ニテ、文字モカハルコトナシ、西土ニテハ今用ヒザルモノニテ、ソノ文字モイツカ椅子トカクコトニナリシトミエテ、濟ノ武億ガ後唐ノ碑文ニハ倚子トアリノ跋ニ云ヘルハ、陔餘叢攷ト王銍ガ默記ニ書ミナ椅子ニ作ルヲ示シ見ルモ同ジ、椅子ハ宋初ヨリ初マルト云ヘルヲ、後唐ノ時コノモノアルコトヲ知ラザルトアリ、自負ノ辭ニキコユ、サレドモ本朝式唐ノ永徽式ニヨリ玉フニ倚子アレバ、唐ノ時スデニアル物ナルコト明ナリ、○下略

〔延喜式〕三十四木工　大倚子一脚、高一尺三寸、長二尺、廣一尺五寸、料切釘十二隻、各長一寸五分膠一兩、長功七人、中功八人、短功九人、

小倚子一脚、高一尺三寸、長一尺五寸、廣一尺三寸、料切釘十二隻、各長一寸五分膠一兩、長功五人、中功六人、短功七八人、

〔莵裘小錄〕いすは、ひきくしてうへに坐する事も出來るやうにし、又はつねのごと坐して、しりにしく事も出來るぞよき、から人のまねにこしかくれば、足いとふとくおぼゆる也、かうよりなどもて、ひざの下をつよく括りおけば、其わづらひなし、されどもかくして腰かくるにも及ばじ、

〔西宮記〕臨時四官外記廳座

東壁下西面立大臣倚子、有欄、敷茵、有太政大臣南面、雖不着座立座、

〔江家次第〕十七東宮御元服

春宮御倚子欄事見代々立太子記、以此准之、猶可有歟、

重明親王、天慶八年記、無欄云々、永保、裝束司通俊朝臣、依彼記奏事由撤去之云々、件裝束司所候之倚子、不知主上御倚子歟、春宮御倚子歟、後冷泉院御時依火事彼寮雜物多以燒亡、案延喜十六年御

古事類苑

器用部十八

坐臥具三

倚子名稱

〔倭名類聚抄坐臥具十四〕倚子 本朝式云、紫宸殿設黒柿倚子、

〔箋注倭名類聚抄坐臥具六〕延喜掃部式、柿下有木字、按、老學庵筆記、高宗在徽宗服中、用白木御椅子、椅卽倚字、俗從木、與椅桐字混、下總本夾注由須二字、按、後拾遺集源寛信歌小序、源氏物語桐壺卷、謂之以志、則由須之名、恐係後人所加、

〔老學庵筆記一〕高宗在徽宗服中、用白木御椅子、錢大主入覲、見之曰、此檀香椅子耶、張婕妤掩口笑曰、禁中用胭脂皂莢多、相公已有語、更敢用檀香作椅子耶、時趙鼎張浚作相也、

〔伊呂波字類抄雜物伊〕倚子胡床足類也 大倚子高一尺三寸、長二尺、廣一尺五寸、小倚子高一尺三寸、長一尺五、廣一尺三寸、

〔下學集器財下〕椅子

〔運歩色葉集伊〕椅子禪家所乘物

〔名目抄雜物〕御倚子 倚子初任公卿著座之時、撰吉日作之、令立給也、

〔書言字考節用集器財七〕椅子字彙、俗呼坐兀爲椅子、順和名作倚子、

〔和漢三才圖會家飾具三十二〕椅子 俗云以須(中略)

按、(中略)蓋椅子總名、而方椅、圓椅、折疊椅、竹椅等之數種、三才圖會甚詳、

〔名物六帖器財三〕椅子

〔明月記〕嘉祿元年十二月十日、一昨日行幸、(後堀河、賀茂行幸、○中略)御禊間、上卿(使通具卿)於幔外指笏振手參軾、不揖、召使取笠、

〔徒然草上〕尹大納言光忠入道、追儺の上卿をつとめられけるに、洞院右大臣殿(○藤原實泰)に、次第を申請られければ、又五郎男を師とするより外の才覺候はじとぞの給ひける、彼又五郎は老たる衞士の、よく公事に馴たる者にてぞ有ける、近衞殿著陣し給ひける時、ひざつきを忘れて、外記をめされければ、火たきて候ひけるが、先ひざつきをめさるべくや候らんと、忍びやかにつぶやきける、いとおかしかりけり、

〔西宮記臨時十〕駒牽日獻盃事

信濃大引日裝束如例、但著平緒、臨其時進向上卿前膝突座、(在端上座也)獻盃、

〔侍中群要三〕出陣事

上卿於陣座召藏人之時、○中略至膝突居、(可懸膝也、不安座、)

〔西宮記臨時十二裏書〕應和三年五月廿九日、大納言源朝臣令奏山城國司申宣旨下撿非違使仰、○中略史又候膝突、敬屈候、上臈者坐之後許之、下臈頗居直、(東面)史著膝突申文云々、

〔小右記〕寛仁元年八月九日甲戌、今日皇太弟(○後朱雀)立給日、○中略先召式部給下名、○註略敷膝突二枚、(下官所示、)召著左少將誠任、右少將兼房仰之、

〔天和三年立太子次第〕當日早旦、諸司奉仕南殿御裝束、○中略次内辨令官人敷軾、○中略次職事來就軾、仰云、以朝仁親王(○東山)可爲皇太子、令作宣命、○中略次職事就軾召大臣、○中略次職事就軾仰可差進啓陣由、次大臣令官人加敷軾、次大臣召外記、仰可召近衞由、次左右近衞次將就軾、大臣仰可候啓陣之由、次將稱唯退出、次大臣召外記、仰可召兵衞由、次左右兵衞佐就軾、大臣仰啓陣、(其闕近衞)如左右兵衞稱唯退出、

〔長秋記〕大治四年正月廿九日戊申、兩院(○白河、鳥羽、)御幸賀茂社也、○中略先立幣案、當御座正方、其南倚幣、其南置軾、其西南置上卿圓座、○中略陰陽師宗憲著軾、

名著座、

〔西宮記七月〕相撲召仰

仁壽殿東庭儀、○中略天皇御出、次將奉仰、就陣膝突、召王卿、

〔江家次第七月八〕相撲召仰（前十日被仰）

上卿著外座、（以次上卿之例也）仰官人令敷膝突、（又令敷一枚、件一枚可用右陣歟、若無者可召所司歟、但外記申両府具之由、後可令敷歟、）令外記召次將、

左右次將共著膝突、

〔西宮記七月〕相撲召仰

寛弘七年七月十三日、權中納言行成、承仰欲行相撲召仰事、○中略又語次左京大夫（經長）云、故小一條大將（濟時）召仰之時、不召加膝突、唯毎府召仰云々、又問右將軍（實資）報云、先召左將仰之、次右、又説置膝突二枚、召兩將一度仰之、若無將者仰將監、○中略又小庭膝突等間、共無難事也、去寛弘二年、右府不參、仍仰將監嘉武、嘉武進出小庭、依大節例、不召膝突仰之、○中略上卿座事、警固解陣、召仰之日、上卿北面仰之、至于相撲召仰、東面仰之、依候膝突不北面歟、及召次將事有兩説、共同時召之、一度仰之、其時尋常膝突、以外記仰陣官人、又令敷膝突、○中略四條大納言（公任）報云、○中略或召膝突下仰之如何、判官以上候膝突例也云々、○中略

〔中右記〕天永二年八月二日壬辰、從内有召、（頭辨被告）仍參陣、先在奥座、頭辨來仰、來廿日可開召相撲、依寛治二年例可仰下者、予○藤原宗忠起座移著端座、以官人令敷膝突二枚、（先問左右次將參否、依爲同中將令敷二枚、）

〔西宮記十月〕五日射場初事

天皇御射場、（青色御衣）出居警蹕、出居依御氣色起座、經階下軒廊東二間云々、就膝突召、同賭弓時、召王卿、

〔江家次第十一十二月〕内侍所御神樂事

人長云、主殿寮御火白仕（禮）、又云、掃部寮膝突給、次云、召御琴可仕者、其人把和琴著膝突彈之、

以疊爲軾

軾用法

〔小右記〕寛弘二年正月十八日丁卯、射禮、未剋許參內、○中略內大臣○藤原公季召陣官令敷膝突、借與掃部寮爲的付座者、極奇怪事、仍以陣疊假爲膝突、未見之事也、奉召之次將、右近中將公信佇立南殿南階東腋、依不置膝突欲進之間頗相示氣色了、置膝突了、公信朝臣傳召內大臣以下、執弓矢著射場座畢、

〔江家次第〕正一月供御藥

時簡前掃部寮敷膝突一枚、爲嘗御酒所司座、○中略次供一獻、○中略

先嫗御酒以御藥入於酒名之屠蘇、盛別器宮內輔與藥頭侍醫等三人、一々進膝突嘗之、

〔江家次第〕正三月給女王祿事○中略

承明門內面東第二間南邊逼扉鋪半帖一帖、有後立筵下敷筵等也上卿座前敷膝突小筵爲參議座、○中略

御齋會竟日○中略

二獻上卿召外記、外記經南並東壇上著膝突、○中略三獻○中略藏人就膝突召王卿、自壇上往反

〔西宮記正月下〕兵部手結事

上卿著南片廂、○註略一兩巡畢、一巡射、錄取簡二枚硯候膝突、○中略

賭弓○中略

次將依仰召王卿立座、經階下軒廊東二間、就膝突召、○下略

〔北山抄九羽林要抄〕賭射

天皇出御射場殿、先是次將著出居座、○註略稱警蹕、即奉勅稱唯、○註略經階下入自南殿東軒廊東第二間、○註略就膝著、不脫靴喚王卿、

〔後二條關白記〕寛治五年正月十八日戊寅、○中略、射禮、予○藤原師通著外座、令置膝著如常、暫中將來著膝突、遣一見後召ス、

〔勘仲記〕永仁二年正月十七日戊辰、射禮所參行也、○中略予○藤原兼仲座南敷膝突、參議顯世闕少納言經

て、物は異なり、

〔侍中群要 八〕依仰召上卿

臨時召、北座到、上卿後召之、南座到膝衝、仰之、其詞云、(女寸、又說女之、)叙位除目幷大召必令置膝衝、

〔北山抄 六備忘略記〕相撲召仰事(前十餘日有此事)

上卿奉仰、雙敷膝著二枚、仰外記令召左右近次將、(或敷一枚、次第召仰、若左五位、右四位者、一枚有便歟、)

軾製作

〔延喜式 一四時祭〕齋服料(○中略)

神主軾料絁二疋、絲三絢、調布二端、

〔延喜式 五齋宮〕祓料

軾料庸布五段、短帖一枚、薦二枚、

〔延喜式 三十八掃部〕軾一枚、(長二尺五寸、廣一尺、)料編薦一枚、生絲一兩、苧二兩、長功一人、中功一人少半、短功一人大半、

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮(安德)御五十日也、(○中略)遣幣料紙一帖、膝突白布一段、大屬中原成擧(左大史)已相具仕丁二人、(○註略)向市屋、

以小筵爲軾

〔江家次第 五二月〕祈年穀奉幣

當上卿座砌上敷膝突小筵、(○中略)東子午廊十二間之內、南第三間東楹子下壁下立筵、其前敷筵、其上敷半帖一枚、爲上卿座、(大臣者兩面、納言者繧繝端、)其前敷膝突小筵一枚、(頗在坤方、)

〔江家次第 八七月〕秋季仁王會

上卿座後敷膝突(小筵二枚)

以薦爲軾

〔侍中群要 八〕議所召事

出日花門招召使若內豎、問膝突有無之由、(以薦爲膝突、)

茵雑載

〔台記〕康治二年十二月八日庚寅、〇中略菖蒲丸六歳著袴、〇中略南階東二間爲見休所、余〇藤原頼長衣冠、〇註略出座北間、見著休所茵、

〔源平盛衰記四十三〕安德帝不吉端幷義經上洛事
此帝ヲバ安德天皇ト申テ、御位ヲ受サセ給テ、樣々ノ不思議オハシマシケリ、受禪ノ日ハ、晝御座御茵ノ緣、犬食損ジテ、夜ノ御殿ノ御帳ノ中ニ、鳩入籠リ、〇下略

〔忠利宿禰記〕承應三年十一月廿八日、花町宮〇後西院有踐祚之事、〇中略調進、〇中略行事官、修復　古物　茵　褥。毯。　剱璽案二脚

軾名稱

〔伊呂波字類抄比雜物〕軾ヒザツキ　膝突同日記同之

〔名目抄雜物〕膝突ヒザツキ或軾、障ノ軾之外有所司軾、

〔書言字考節用集七器財〕軾ヒザツキ出久　膝突ヒザツキ半疊之類

〔釋名七釋車〕軾式也、所伏以式敬者也、

〔倭訓栞中編二十一比〕ひざつき　膝突の義、式に軾字を用う、小半疊なりといへり、江次第には軾布ともみゆ、以薦爲膝突といふ事、侍中群要に見ゆ、

〔安齋隨筆前編四〕一膝突又軾たとへば半疊の如くなるもの也、行事を行はるゝ日、大臣上卿などの假に膝を突て座する敷物也、古書にヒザツキに軾の字を用たり、左かれども誤也、字彙に軾施織切、音釋、車前橫木可憑者とあり、此字をヒザツキに用るは誤りなれども、久しく用ひ來れり、和名抄にも軾音式、和名車乃度之岐美とあり、ヒザツキの訓なし、軾ハ車ノ具也、敷物にあらず、

〔類聚名物考調度四〕ひざつき　膝突
是は地にひざまづく時に、かりそめに土をよけんとて敷物なり、小半疊のうすきにて、俗に云ふうすべりの小きなり、和名抄の車の調度のうちにも、軾をひざつきと訓みたれども、名は同くし

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

内膳司

褥六枚、〇中略右初日料、褥六枚、〇中略褥卅枚、已上餝同初日、右次日料

〔新儀式四臨時〕天皇加元服事

當日早朝、所司設御座於紫宸殿御帳之内南、案晋禮設大床、唐禮舖筵席、貞觀元慶之例、依唐禮設平舖、今案土敷上加御茵、

〔西宮記〕一天皇元服〇中略

敷設等事〇中略　北廂料〇中略　茵一枚〇中略　已上物等、藏人仰掃部寮調之、料物自行事所渡之、

〔西宮記九臨時〕親王元服

親王著座、東廂南二間敷茵、所錦疊三枚上敷之、有二人敷二枚、北面、元服時東面、引入著孫廂南二間、依召疊一枚置茵、二人候舖二枚、第一二間大臣錦緣、納言兩面茵、

〔延喜式三十八掃部〕凡諸司座者、隨官人員三年一充、五位以上黄帛端茵、六位以下主典以上紺布端茵、史生不裏端茵、其朝堂有座者、朝堂幷曹司座並充、無朝座者、唯充曹司、

〔三中口傳三〕一舖設裝束事三條

茵幷圓座事

茵ハ賞人之時用之、母屋ニハ唐錦、庇ニハ東京ト定タリ、又客人座ニハ敷東京、雖然多ハ賞人之時、用唐錦、母屋唐錦、庇東京是大旨也、女主ノ晝御座、母屋邊敷、上ニハ加東京錦茵、院中儀、庇帖上必敷唐錦茵、帖上ニハ加圓座事不可然、

〔三代實錄三十九陽成〕元慶五年正月庚戌朔、天皇不受朝賀、諒闇也、〇中略是日撤却太政官候廳茵疊、施倚子床子、復常、

〔空穗物語藏開上〕女御の君もさておはしましたり、宮もおきておはします、ひむがしおもてのひさしにおましゝきて、御しとねどもうちをきたり、

以色爲名

茵用法

〔延喜式玄蕃二十一〕堂裝束

茵二枚、〈中略〉幷黃帛端、〈法用座料、○中略〉諸堂悉依此數、

〔延喜式掃部三十八〕試延暦寺年分度者座料、黃端茵二枚、〈○中略〉六年一充、儲料、〈○中略〉黃端茵六枚、〈○中略〉

右諸祭及齋會節會等座、以件儲料鋪之、貯收寮家、隨事出用、隨損料度、申省造換、

〔延喜式春宮四十三〕黃端茵二枚、〈四位一人、五位一人料、○中略〉並隔三年申官請受、

〔延喜式陰陽十六〕凡講書博士以下座料、紺布端茵四枚、長疊三枚、並隔三年申省請受、

〔延喜式縫殿十四〕年中御服

夏季　四月料、〈○中略〉褥四條、〈並白〉　五月料、〈○中略〉褥六條、〈並白〉

〔諒闇和抄〕本殿還御の事

當日早旦、又亮陰の御裝束を奉仕す、〈○中略〉晝御座の御疊の端鈍色なり、御茵もおなじく鈍色也、

〔延喜式中務十二〕書司

元日拜天地四方料御褥一條、料絹一疋、調綿四屯

〔江家次第正月一〕四方拜事〈○中略〉

一所拜天地之座、〈在東〉座前机置華燒香、〈其香花各盛中坏〉

以上座鋪短帖、拜天地座別鋪褥、

〔江次第抄正月一〕拜天地座別鋪褥　褥、紫絹也、內藏寮供進、平家說屬星座鋪褥、所詮鋪褥者尊其所拜之儀也、蓋尊無二、而莫尊於天地、故天地座敷之、

〔西宮記正月上〕小朝拜

裏書、應和四年正月二日、皇太子參上、著帳中倚子、次太子出自侍所、於東又庇拜舞、了退出、卽令侍臣敷御座及太子座、〈太子座用茵、設御座南間、〉

以形狀爲名

〔延喜式 四十三 春宮〕折薦茵廿三枚（進監各三人、署官十七人料、）並隔三年申官請受、

〔皇大神宮儀式帳〕一年中行事幷月記事

九月例　鋪設　長茵廿張　短茵廿張（○中略）

以上宛太神宮司以祭日敷用

〔弘化御即位次第〕御即位次第（○中略）

次執柄率公卿見南殿御裝束、

高御座の御裝束は、（○中略）大褥小にく、（○下略）

以緣地爲名

〔延喜式 二十一 玄蕃〕凡東西二寺國忌御齋會座料、兩面端茵七枚、黃端茵四枚、（○中略）並以各寺官家功德分物、造備供之、

〔延喜式 三十八 掃部〕儲料兩面端茵十枚（○中略）

右諸祭及齋會節會等座、以件儲料鋪之、貯收寮家、隨事出用、隨損料度、申省造換、

〔大江俊矩記〕文化五年二月十一日、近衞內大臣、（基前公）尾張宰相殿姉姬維君御方御婚禮也、（○中略）

一寢殿有敷設、（○中略）東面中央簾內平敷御座（大文端二帖、繧繝御茵、○中略）其西方又有平敷御座、其上繧繝御茵二枚並敷之、

〔延喜式 六 齋院〕三年一請雜物

茵十二枚（二枚紫端、五枚綠端、五枚黃端、）

〔延喜式 四十四 勘解由〕凡（○中略）綠端茵一枚、（檢校座料）黃端茵三枚、（長官次官料）紺布端茵六枚、（判官主典料○中略）並三年一度申官請換、

〔延喜式 十四 縫殿〕年料雜物　黃端茵四枚

〔延喜式 二十 大學〕凡講書博士已下座料、黃端茵四枚、（○中略）並隔三年申省請受、

以製作爲名

次撤尋常御倚子、鋪唐錦毯代、立平文御倚子、鋪唐○錦○褥○、(近例依無唐錦毯代、敷二色綾、不可然歟、亦鋪縹繝端織物褥誤也、)

〔江家次第十七〕東宮御元服

播部寮官人、南殿御帳中土敷上鋪唐錦毯代、○中略 其上立平文御倚子、○中略 其上鋪唐錦褥、(永保鋪唐○綾○褥、違例、)

〔大御記〕寛治五年十月二十五日庚辰、今日四宮(○篤子)入御大内、○中略 自去十九日被始御裝束、其儀、○中略 供壹御座、縹繝二枚、其上鋪唐錦縁地鋪、同縁茵等、○中略 御帳東供御座、同用錦縁地鋪茵、(先々被鋪東二帖早錦縁地鋪錦茵、今度兼日無錦之上、有儀被用唐錦、)

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、○中略 同(○母屋)第二間敷唐錦毯代、(四角置口形鎮子)其上立螺鈿大床子二脚、敷唐○錦○褥○、其上敷菅圓座、爲御休息所、○中略 第四間敷縹繝端疊二枚、其上敷唐錦縁龍鬢土敷二枚、施唐錦茵、爲御座、

〔長秋記〕長承三年十二月四日己卯、依召參大宮、(○白河皇女太皇太后令子内親王、中略、)見寢殿御裝束、御帳前立庇調度如常、但龍鬢之上敷唐冶茵、是上皇可御之由所設也、

〔玉海〕治承四年七月十九日己巳、此日姬君著袴也、早旦仰家司季長朝臣、令仕御裝束、其儀寢殿南庇當障子帳前、東西行敷縹繝端疊二枚、其上敷龍鬢、加唐錦茵、爲姬君座、

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子(○懷成、三歲、仲恭、)御著袴也、○中略 於上皇(○後鳥羽)高陽院御所(○註略)有此事、○中略 第四間中央供上皇御座、(縹繝端疊二枚、上敷龍鬢并唐錦茵等、)

〔葉黃記〕寛元四年四月廿三日壬午、是日於院御所(○冷泉萬里小路殿)有親王(○後嵯峨皇子宗尊)御著袴事、○中略 御簾南庇中央間東西行、敷縹繝御座二枚、有龍鬢地鋪、敷唐錦茵、爲上皇(○後嵯峨)御座、其東間同鋪縹繝疊龍鬢、唐錦茵、爲親王御座、(上皇親王御座無差別、大治例也、件龍鬢唐錦茵、自太政大臣家被借渡、)

〔延喜式三十八掃部〕凡設座者、○中略 尚侍女御(○中略)褻床子、敷二色綾○褥○、

〔延喜式二十大學〕凡講書博士已下座料、○中略 折○薦○茵○四枚、○中略 並隔三年申省請受、

〔大饗雜事〕一茵一枚、尊者料面白堅織物、緣東京錦、同圓座、參木、高麗緣地錦、

〔江家次第十七〕御元服

天皇元服御裝束、○中略西第三間、中央間也敷二色綾毯代、其上立大床子二脚、東西相並立之其上鋪東京錦茵、東向

〔江家次第十九〕石清水御幸儀寬治四年

南廂東西四間鋪繧繝端帖二枚、其上敷東京錦茵一枚、爲御座、

〔中右記〕嘉承二年正月十九日丙午、今日關白殿○藤原忠實大饗也、○中略西弘庇第一間北寄又令鋪高麗端疊一枚、於同第三間南寄其上施東京錦茵一枚、爲勅使座、

〔玉海〕承安二年八月廿一日丁巳、此日小童有著袴之事、○註略自去十八日始裝束、○中略南間敷繧繝端疊二枚、南北行其上敷東京錦茵、爲其座、

〔吉記〕治承四年四月七日己丑、午刻參內、○中略次退出向一條末、○註略依初齋院御禊點地也、○中略

客殿裝束儀○中略

東第一間引軟障、其前敷高麗疊一枚、其上施龍鬢地鋪、其上敷東京錦茵、爲上卿座、

〔類聚雜要抄四〕唐錦茵一枚、裏濃打物

赤地小文

方三尺五寸

緣弘五寸三尺五寸內也

〔江家次第一正月〕元日宴會

一長八尺廣三尺五寸一長八尺二寸廣三尺八寸一長七尺四寸廣四尺五寸一長七尺二寸廣四尺六寸一長七尺一寸廣四尺六寸

一長六尺四寸廣五尺一長六尺一寸廣五尺三寸一長六尺一寸廣三尺四寸一長八尺廣四尺一寸

一長八尺九寸廣四尺一長七尺六寸廣四尺一長八尺廣四尺一長七尺二寸廣三尺八寸一長七尺八寸廣四尺

一長七尺廣四尺二寸一長七尺八寸廣三尺八寸一長六尺八寸廣四尺一寸

塔分肆床　二表○花○形○錦、裹○赤、二表○紫○紺、裹○緑、

阿彌陀佛分壹床　表○赤○紫○羅○綾、裹○緑○緋○纈、長八尺六寸廣二幅

右天平五年歳次癸酉、納賜平城宮皇后宮者、

〔伊呂波字類抄 仁雜物〕錦○褥○ニシキシトネ

茵種類、以原實爲名。

〔類聚雜要抄 四〕東○京○錦○茵○

晝座

裏濃打物

方三尺五寸

緣弘五寸三尺五寸內也

用途　東京錦六尺、三幅定　唐綾四尺六寸、二分料　裏濃打絹七尺四寸、二乃料小乃也　但廣幅料、不然者一若面中子料綿三兩、中子料京莚一枚、中子配料上紙廿五帖、白生平絹一丈、面ノ裏料、但美麗時用之、綫糸廿六筋、差料、面ヲバ別ニヤハラカナル莚上綿ヲクヽミ天、其上ニ綾ヲ押クミテ、緣ヲ先ニ押天、其上ニ面ヲバトヂ付也、

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

その御帳のにしのまに、うげん二帖を北南にひんがしのはしらのうちのりにしきて、そのうへにとう京のしとね一枚をしくべし、しとねのていしきやう、ひさしの定に、ぬひめをたゝみ二枚がなかにあてゝしくべし、へりのていはにしきにおなじ、これはあかきもんある雨めんのへりなり、おもてかたおり物、うらうちうらなり、

〔延喜式 三十八掃部〕倚。子。茵。一枚、長二尺、廣一尺八寸、厚二寸、料小町席一條、長二尺四寸、廣一尺九寸、薬薦七尺、黄帛一條、長八尺、廣七寸五分、調布一條、長二尺一寸、廣一尺九寸、黄絲二銖、苧一兩、緋革一條、長四寸、廣二尺、細縄二丈、長功二枚、中功一枚大半、短功一枚小半

三位已上床。子。茵。一枚、長二尺、廣一尺五寸、厚二寸、料小町席一條、長二尺四寸、廣一尺六寸、薬薦七尺、黄帛一條、長七尺二寸、廣七寸五分、調布一條、長二尺一寸、廣一尺六寸、黄絲二銖、苧一兩、緋革一條、長四寸、廣二寸、細縄二丈、長功三枚、中功二枚半、短功二枚、

五位已上床子茵一枚、長四尺、廣一尺四寸、厚一寸五分、料席一條、長五尺、廣一尺四寸、折薦六尺、黄布一條、長四尺四寸、廣四尺、苧大二分、細縄二丈、長功十枚、中功八枚、短功六枚、

主典已上床子茵一枚、長四尺、廣一尺四寸、厚一寸五分、料席一條、長五尺、廣一尺四寸、折薦一丈、細布一條、長四尺四寸、廣八寸、苧大一兩、細縄二丈、功程同上、

史生床子茵一枚、長四尺、廣一尺四寸、厚一寸五分、料席一條、長五尺、廣一尺四寸、折薦一丈、細縄三丈、功程同上、

〔雅亮装束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

しとね。ながさひろさよほう三尺ばかりにて、赤地のにしきの、へりのひろさ四五寸ばかりなるを、四方にさしまはして、なかにからあや、もしはかたおりものなどを、へりのうちざまにつけて、そのなかにたてざまにぬひめあり、わたを中にいれたり、うちうらなり、そのおもてのぬひめをりうびんのなかすみにあてゝしくべし、

〔法隆寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合薦。參拾陸床

法分雜色壹拾壹床 一長七尺四寸、廣四尺七寸、一長八尺三寸、廣四尺二寸、一長七尺五寸、廣五尺五寸、四各長四尺、廣四尺九寸、一長八尺四寸、廣三尺、二各長四尺、廣四尺、一長六尺九寸、

通三寶壹床 表。紫。葛。形。綾、裏。緋。長八尺、廣四尺、

通分壹拾玖床 一長九尺七寸、廣四尺一寸、一長七尺四寸、廣四尺六寸、

茵製作

〔箋注倭名類聚抄 六坐臥具〕茵、今本玉篇艸部云、茵茵蓐、詩曰、文茵暢轂、文茵虎蓐、按慧琳音義四引顧野王、上皆云鄭玄注禮記云、茵亦褥也、則知此茵褥、今本茵褥、皆顧氏引禮注也、其四引顧野王、一引作以虎皮爲蓐也、一引作以虎皮或錦繡爲蓐也、二引作虎皮褥也、慧琳音義引作以虎皮爲蓐曰茵、希麟音義同、各有小異、而皆無又字及豹字、此恐文茵以虎皮爲之之誤、又按詩小戎篇文茵、毛傳、文茵虎皮也、釋名、文鞇、車中所坐者也、用虎皮爲之、有文采、顧氏蓋本之、○中略 靈異記訓釋蓐爾口、與此云之幾、下總本、名也下有俗以貓皮等爲之七字、廣本同、○中略 釋名褥辱也、人所坐辱也、按說文無褥有蓐、云陳艸復生也、轉注爲坐蓐、後又變从衣也、

〔段注說文解字 一下艸〕茵、車重席也、(秦風文茵、文虎皮也、以虎皮爲茵也、)从艸因聲、(於眞切、十二部、)

〔伊呂波字類抄 志雜物〕茵褥(シトネ)(亦作鞇、說文云、車塵病、) 茵 茵(野王曰、鞇茵褥云々、之止禰、) 鞇(車中所坐也) 文鞇(已上同)

〔運歩色葉集 志〕茵(シトネ)

〔倭訓栞 前編十一志〕しとね　倭名鈔に茵をよみ、常に褥をよめり、下寢の義成べし、疊茵、錦茵、唐褥茵、薦爐茵、早歸茵など、江次第に見えたり、錦茵は唐詩にも見ゆ、

〔日本書紀 二十九天武〕十年四月辛丑、立禁式九十二條、因以詔之曰、親王以下至于庶民、諸所服用、金銀珠玉、紫錦繡綾、及氈褥(トコシキ)、冠帶、幷種々雜色之類、服用各有差、

〔江家次第 三正月〕賭射裝束
廂外(○校書殿東廂)欄內鋪高麗褥(ニシ)、立平文御倚子(東向)

〔延喜式 十四縫殿〕六月神今食御服　褥二條(別帛三丈、暴布二丈一尺、席一枚、○中略)
中宮　春季　正月料(二月三月同、○中略)　亦褥三條、料絹五疋(別一疋四丈)綿十五屯(別五屯)絲一分三銖(別三銖、○中略)
裁縫功程　袍(襖子及女袍、褥六幅四幅被准此、)　長功日大半人、中功日一人、短功日二人、

が家へ行むかふ所に、郡司きはめたる相人也けるが、日來はさもせぬに、ことのほかに饗應して、わらふだとりいで、むかひてめしのぼせければ、善男あやしみをなして、我をすかしのぼせて、妻のいひつるやうに、またなどさかんずるやらむとおそれ思ほどに、〇下略

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府〇藤原頼長若君元服事、〇中略今度御裝束、無敷筵、不敷圓座、菅圓座等、御曹司狹少之上、依無便宜、毎事省略、既違代々儀、不可爲後代如法儀歟、〇下略

圓座雜載

〔山槐記〕治承四年二月十九日辛丑、來廿一日可有御讓位、〇中略高倉、秉燭之後、時光自傳御許歸參、示問狀之返事、〇中略

一攝政被仰下藏人時、可敷圓座哉事、延久應德永治敷之、自餘無所見、仍所申合也、

返答云、先例只今不覺悟、雖一代敷之者、尤可被敷上、有其理之故、

〔土岐累代記〕濃州岐阜稻葉山城初築代々城主之事

伊賀次郎、氏ヲ始テ稻葉ト改シ事ハ、京都在番ノ折カラ圓座ト云物ヲシキモノトセリ、公家ニ見ナレヌ珍キ物カナト、叡聞ニ達シ、稻葉ナリヤト勅詔アリシトナリ、彼一器ヲ勅シ給フ故カ、

〔下行賦類抄上〕賀茂祭中酉日

應仁元年大亂以後斷絶、　元祿七甲戌年四月十八日、御再興、〇中略調進方、〇中略

一同〇米現九斗　圓座三枚掃部寮調進

〔續日本後紀一仁明〕天皇諱正良、先太上天皇〇嵯峨之第二子也、母皇太后〇嘉智子贈太政大臣正一位橘朝臣淸友之女也、太后嘗夢自引圓坐積累之、其高不知極、毎一加累、且誦言卅三天、因誕天皇云、

茵名稱

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕茵附褥　野王曰、茵〇音因、和名之土禰、茵褥又以虎豹皮爲之、唐韻云、褥〇而蜀反、與蓐同、此間邇久、今案毛席名也、俗以蹋皮等爲之、氈褥也、

以文樣爲名

圓座用法

〔中右記〕嘉承二年正月十九日丙午、今日關白殿〇藤原忠實大饗也、〇中略人々集會、行寢殿裝束事、〇註略其儀、如去康和三年正月廿一日大饗裝束、但辨少納言座上敷高麗緣圓座一枚、爲非參議大辨座、

〔諒闇和抄〕本殿還御の事

當日早旦、又亮陰の御裝束を奉仕す、〇中略殿上朱臺盤を撤して、黑漆の臺盤を立たり、御倚子を撤して、無文圓座を鋪たり、

〔江次第抄〕正月二非參議大辨著無面圓座、四位大辨圓座敷辨少納言疊之北也、大納言圓座紫白地緣、中納言黃地緣、參議黑白地緣、

〔雍州府志〕七土產圓座〇中略禁裏院中及神社至地下人、摠用之、

〔古事談〕一王道后宮陽成院御邪氣大事ニ御坐之時、依不御坐儲君、昭宜公〇藤原基經親王達ノモトヘ行廻ッヽ見事體給ニ、他之親王達ハサワギアヒテ、或裝束シ、或圓坐トリテ、奔走シアハレタリケルニ、〇下略

〔源氏物語〕三十九夕霧をのづから人のけしきこゝろばへは、みえなんとの給はせて、このみや〇落葉に、くら人の少將の君を、御使にて奉り給ふ、

ちぎりあれや君をこゝろにとゞめをきて哀と思ひうらめしときくなをえ覺しはなたじとある御ふみを、少將もておはして、たゞいりに入給ふ、みなみおもてのすのこに、わらうださし出で、人々物きこえにくし、

〔枕草子〕六大納言殿〇藤原伊周は物々しうきよげに、中將殿〇藤原隆家はらう／＼しふいづれもめでたきを見奉るに、殿をばさるものにて、うへの御すくせこそめでたけれ、御わらうだなど聞え給へどぢんにつき侍らんとて、いそぎたち給ひぬ、

〔宇治拾遺物語〕一これもいまはむかし、伴大納言善男は佐渡國郡司が從者なり、〇中略しうの郡司

以綠地爲名

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史執鞭之圖也、於五畿七道無所不屆、(中略)讃岐圓座、(下略)

〔玉葉〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子(懐成三歳〇仲恭)御著袴也、(中略)祿物領狀國々(中略)

圓座卅枚　讃岐

〔空華日工集〕至德三年三月二日、關東奉行明石將監至、蓋傳幕府之命也、四州阿波光勝院大享舉其小師中漁而掛搭、仍送皮襪圓席二物、余作二詩謝之曰、讃州圓席似圓蒲、宜暖宜寒箇樣無、從此小軒游息處、不愁坐客闕氍毹、

〔毛吹草　三〕近江　八幡圓座

〔定家朝臣記〕康平三年七月十三日、始御裝束、今日以後、日次不宜、仍此間漸々可奉仕也、(中略)同南庇鴨柯下並母屋南面四間、西庇庇妻切二間、同鴨柯下等簾、立廻四尺屏風、南庇敷土敷圓座、爲公卿座、(納言四人座、東上南面、用唐錦緣圓座、宰相六人座、對座用高麗緣圓座、土敷緣一色用高麗也、〇中略)西庇敷辨少納言座、(之、南端敷大辨料、高麗錦緣無圓座一枚、兩面緣帖三枚、自戸間中央敷得一枚、)

〔江家次第　二十〕賀茂詣(中略)西第一間(坤角)鋪菅圓座一枚、爲主人座、同間以東副御屏風敷筵、其上敷東京錦茵二枚、爲大臣座、其東敷圓座、爲納言以下座、(並西上南面、其大納言圓座紫文白地錦、中納言青文黃地錦、參議者高麗錦緣、)

〔寛治二年記〕寛治二年十二月廿七日戊辰、早旦參殿、依興福寺法成寺僧徒可參賀、令奉仕御裝束、其儀、西對南庇敷滿長筵、立四尺屏風、迫屏風、自東第一間中央敷高麗端帖三枚、其上敷高麗端土敷、施紫錦緣圓座四枚、爲僧都法眼座、敷高麗緣圓座二枚、爲律師座、其次敷紫帖一枚、爲已講座、東第一間南端鋪菅圓座、爲御座、

〔後二條關白記〕寛治七年四月廿一日丁卯、(〇賀茂詣)巳剋參高陽院、(中略)傍身屋御簾立四尺御屏風五帖、其前敷高麗端疊五枚、其上敷土鋪五枚、其上東京茵三枚、鋪紫錦端圓座五枚、

以座地爲名

先地下五位一人取厚圓座敷附東間、〈主人料〉次々二三枚取具敷之、

〔玉葉〕嘉禎四年〈○暦仁元年〉四月十一日丙辰、此日順孫忠家加首服、○中略今朝家司高嗣奉仕御裝束、其儀、○中略其南〈○納言座〉相對敷當圓座五枚、爲口座、西第一間西頭敷厚圓座一枚、〈寄南〉爲主人座、

〔葉黃記〕寬元四年四月廿三日壬午、是日於院御所〈冷泉萬里小路殿〉有親王〈○後嵯峨皇子宗尊〉御著袴事、○中略上皇入御、親王又入御、○中略次改御裝束、〈○註略〉巻南庇五ケ間御簾、○中略親王御座撤之云々、階間以東簀子、并透渡殿敷圓座、〈大臣料用厚圓座、〉

〔和長卿記〕大永六年四月二十九日壬午、今夜踐祚儀也、〈○後奈良〉○中略關白〈○藤原稙家〉令參給、〈○註略〉頭辨向極臈、厚圓座事仰之處、未用意云々、仍圓座二枚令閉重、○中略劔璽渡御、○中略關白候簀子、〈敷厚圓座、階南、〉

〔仁孝天皇御卽位記〕御卽位調進物御下行、

掃部寮分○中略同〈○米〉九斗、厚圓座三枚、

〔忠利宿禰記〕承應三年十一月廿八日、花町宮〈○後西院〉有踐祚之事、○中略調進、○中略掃部寮、○中略〈劔璽渡御路次〉○中略厚圓座〈貳枚〉薄圓座〈四枚〉

〔江家次第〕〈二正月〉大臣家大饗

非參議大辨著無面圓座、絕席、

〔江次第抄〕〈二正月〉非參議大辨著無面圓座、○中略今案無面圓座者常圓座無緣者也、中辨以下用疊、大辨用圓座、異他故也、

〔雍州府志〕〈七土產〉圓座、○中略元出自讃岐國、依之或稱讃岐薹座、

〔權記〕寬弘七年三月十二日辛卯、此夜夢積讃岐圓座數百枚、臥其上、是奉仕內裏御祈願所見也、

〔長秋記〕天承元年三月廿二日己未、中宮大夫〈○藤原宗忠〉倚齒會也、日來有招引、○中略入自門之間、頭中將宗能、右少辨宗成、出向迎謁南庭地上、置讃岐圓座七枚、東上南面、大納言家〈○宗忠〉令被坐、

以製作爲名

〔殿暦〕永久三年五月廿五日甲午、今日最勝御八講結願也、〇中略裏書、廿五日、東三條東對南庇四箇間敷滿長筵、副北東兩方御障子、立廻四尺御屏風、東第二間敷高麗端帖一枚、南北爲妻其上敷土敷幷東京錦茵、爲大臣座、同第三間敷菅圓座、爲予〇藤原忠實座、

〔大饗次第〕嘉祿二年六月九日

主人仰云、左近中將師繼朝臣、辨少納言座鋪事、各承仰、微唯、同音左廻退歸、

此間地下五位二人、取菅圓座、敷辨少納言座前、一枚當第一人前敷之、一枚自下第二人前敷之、

〔延喜式三十八掃部〕六月奏御卜日、〇中略近衞兵衞等各用蔣圓座、〇中略

藺圓座一枚、徑三尺、料藺以一圍作八枚、長功一人、中功一人半、短功二人、

〔玉露叢十三〕一同年〇寛永十六年ニ江戶大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一天鵞絨御圓座　十　朽木民部少輔種綱

〔名目抄雜物〕厚圓座アツエンザ

〔內侍所御神樂部類〕天承元年十二月六日己巳、今夕內侍所御神樂也、藏人忠重爲行事奉仕御裝束、其儀、〇中略

同〇母屋第四間東西北立廻大宋御屏風三帖、其內敷高麗帖二枚、其上供厚圓座一枚、南向其前立御火爐、積炭爲御神樂御座、

〔兵範記〕仁安三年十二月十四日辛丑、臨時祭〇賀茂試樂也、〇中略東簀子二間以南敷菅圓座、爲殿下以下納言座、北第一枚敷厚圓座、爲殿下座、

〔大饗次第〕嘉祿二年六月九日

敷圓座於南簀子、兼儲所役人就取之、

圓座種類以原質爲名

〔雍州府志七土産〕圓座　以蘭莖幷蒲葉造之爲座、

〔名目抄雜物〕菅スゲ。圓。座。

〔儀式十〕飛驛儀

內記置勅符於大臣座前而退候於陣邊、卽仰揷部寮立踏印案、〇註略及敷疊二枚、去大臣座南一丈五尺許、北上東西面、或時敷菅圓座四枚、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

讃岐國〈中略〉菅圓座卌枚〇中略

右以正稅交易進、其運功食並用正稅、

〔新儀式四臨時〕御讀書事付竟宴也、可載御日記所日記抄等、

孫廂南第五間、鋪菅圓座、爲博士座、南面第三間、鋪同圓座、爲尙復座、西面

〔江家次第一正月〕供御藥

晝御座前敷菅圓座一枚、爲陪膳女房座、其南又敷一枚、爲尙藥座、

〔江家次第七六月〕六月晦日

東庭鋪菅圓座、爲齋王座、

〔大嘗雜事〕一菅圓座四十枚、此內厚圓座三枚、

讃岐圓座也、穩座料也、主人座圓座是也、寒時大饗地鋪下敷讃岐圓座、以菰爲表敷之、菅上圓座下敷也、

〔西宮記正月上〕童親王拜覲事

應和元年十一月四日、此夜輔子、資子內親王始謁見、〇中略內親王進著菅圓座、圓座鋪御帳南邊、〇下略

〔中右記〕嘉保三年〇永長元年三月廿四日、今日御覽臨時殿上賭弓、〇中略南簀子敷、去御椅子西邊一許丈、

敷菅圓座二枚、爲兩殿下〇藤原師實、同師通、御座、

續レ麻八兩、
右依二前件一、其縫二席端一幷績レ麻宮人者、内侍充レ之、造作之間幷給二間食一、人別日白米八合、鹽八撮、滓醬一合、四月一日申レ省受レ之、
作手八人各日黑米一升六合

〔雅亮裝束抄〕一だいきやうのこと
ゑんざといふは、しとねのやうなるもの丶まろにて、へりばかりのかはりたるなり、大納言はむらさきのいろのかうらいのもんしたるへり、中納言はうるはしきかうらいのへり、宰相のはきなるかうらいのやうしたるをさして、おもてはしとねのやうに、あやをして、うらにはこきうちうらをつけたり、これをゑんざといふなり、

〔類聚名物考調度四〕ゑんざ　圓座和名抄
おもふに、これによりて見れば、圓座をわらふだとよめるはあたらざるに似たり、されども和名抄に、さよみたれば、昔はさありしか、この比にか丶るものいできて、わらふだとはおのづから異なる物となりしもしるべからず、さらばすがゑんざといふ物は、この抄○雅亮裝束抄の中にもみゆれば、圓座をわらふだといひしにやあらん、

〔大槐雜事〕一圓座□京筵面ニ紙ヲ押ス、上ニ入レ綿一陪二陪膝、中ノ眞ハ京筵一枚、裏面ニ紙ヲ押也、
大納言座　面白堅織物輪違　裏白生絹　紫錦縁　地白文紫輪違
中納言料　青錦縁　地黃文青輪違
參議料　面白堅織物輪違　裏白生絹　大文高麗縁　地白文黑輪違
非參木大辨料一枚首書、保元非參木座數ニ高麗端繝縁半帖、龍鬢面高麗端地白文黑、龍鬢ニ此縁ヲ差タル也、他ノ圓座ハ如レ眞ニ縁ハシタニテ、上ニ白堅織物ノ面ヲ押タリ、此ハ例ノ疊ナドノ如ニ縁ヲバ差タル也、

圓座製作

ど制異れり大饗雜事に、圓座は京筵面紙を押すといへり、西土に坐團と見えたり雅亮抄に、圭とねの樣なるもの、まろくて、へりばかりのかはりたる也といへり、

〔貞丈雜記 八調度〕一わらうだとは圓座の事なり、枕草子に、此の草子の内、所々に御わらうだなど聞え給へど云々、是は蒲の葉の圓座なるべし、わらとは、いねの葉のみを云ふにもあらず、蒲などの葉のかれたるも、わらと云ふべし、そのわらにてくみ作りて、物のふたの樣なれば、わらふたと云ふを、訛てわらうだと云ふ歟、

〔安齋隨筆 前編十二〕圓座　禁中に用らるゝも、本は蒲にて組たる也、蒲團と云も此事也、後は綾錦にて包み作りたるもあり、圓座の中に穴を明けたるは古樣ならず、云、穴を明けたるをばハマと云、ハマ弓は是を射る也、

〔瓦礫雜考 一〕はま　濱なげ

中に穴ある丸きものを濱といふは、端をはといひ、間中をまといふ歟、又は濱曲などいふことより、輪をはまといひしにや、○中略圓座の中に穴を明たるをはまといふも、義はおなじかるべし、圓座は禁中にて用ひらるゝも、もとは蒲にて組たりとぞ、これ卽蒲團なり、後には錦綾にて包み作りたるもあり、此圓座、古畫に多く見えたり、圓座の中に穴をあけたるは、古樣ならずといへるものもあれど、穴あきたるが古製なるべし、圓座を和名抄に和良布太と訓せるは、稻草にて造りたるゆゑにや、蒲團といふも蒲にて造れば也、稻草蒲などにて曲にまて造らば、中に穴あるべき筈なり、中に綿など入て錦綾にてつゝまば、穴は無き理なり、さるを錦綾にて製たるにも、ことさらに穴あくるは、本の形を存せるなるべし、○下略

〔延喜式 三十八掃部〕藺圓座一枚、徑三尺、料藺一圍、以二一圍一作二八枚一長功一人、中功一人半、短功二人、

○菅圓座一枚、徑三尺、厚一寸、長功一枚半、中功一枚四分之一、短功一枚、

○蔣圓座一枚、徑二尺五寸、厚五分、長功十五枚、中功十二枚半、短功十枚、

細繩長功百五十丈、中功百丈、短功七十五丈、造二鋪設所須、高棚二枚、隨破請換刀子二枚、長針四枚、宮人日

テ筭用申付、内陣已下已上廿五帖之ヲモテ替也、　十九日、當月之神事ニ、神前内陣疊悉面替申付、
十一年八月十八日、實殿政所御出之所厚疊十六帖、御座疊一帖面替申付、次黄衣之番所疊十一帖申付、

〔續武家閑談十七〕一台德公〈〇德川秀忠〉ハ東照宮〈〇家康〉ヲ殊外御敬遊サレ、薨御以後初物何成共、御宮ヘ御獻上アリ、毎月十六日ヨリ堅キ御愼ニテ御著服ハ申ニ不及、御座ノ間ノ御疊モ毎月十六日表替被仰付、

〔梵舜日記〕元和六年六月卅日、當院客殿疊面替、彦三郎來申付也、兩人來也、　七月一日、當院勤行延引、疊面替付如此也、
寛永四年十二月廿八日、彦三郎ニ疊ユルリ申付也、面替也、　九年九月廿七日、疊面替、彦三郎申付也、　廿九日、今日迄疊面替相濟也、

〔七十一番歌合中〕四十三番　右　疊刺
獨ふすたゝみのうらのかくし針人にしられぬ戀もするかな

〔毛吹草三〕攝津　玉作疊針(タマツクリノタヽミバリ)〈〇中略〉疊庖丁(タヽミハウチヤウ)

圓座名稱

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕圓座　孫愐曰、稿〈徒口反、上聲之重、此間云圓座、一云和良布太、〉圓草褥也、

〔運歩色葉集衛〕圓座

〔書言字考節用集七器財〕圓座(ワラフダ)〈出和名〉　圓座(エンザ)〈順和名、圓草褥也、出和、〉

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕稿(ゑんざ わらふだ)〈音豆〉　圓座　和名和良布太　此間云圓座〈〇中略〉
按用藁作之、鋪于地上座者也、有藺稿(ヰエンザ)、有蒲稿(カマエンザ)、出於讃州者美、

〔倭訓栞前編四十四〕ゑんざ　圓座と書り、讃岐國の出す處の菅圓座、三代實錄に見えたり、大さ徑り二尺ばかり、厚さ二寸餘りとかや、大饗などの時に用ゐさせらるゝは、ゑとねの圓き也といへ

成候に付、肝をつぶし平伏被致候處に、權現樣被仰候は、重而相撲を取候節は、疊を裏返して取たるがよきぞ、福阿彌が見候ば、疊の緣りが損じ候とて、腹をたつべきぞと有迄にて、御呵の上意とては無之候得共、諸番頭中右之次第を聞被及、其後座敷相撲停止に被申渡候と也、

〔內安錄〕一今の女御入内〇寬永元年十二月十五日前日、安房守月番にて、大奥より申ノ口の疊不足を申出、御圍の内を先立相廻し、此頃出來榮見分も相すみ、御疊の不足と申事は有之間敷、能々先例相糺たる所、前新朔平門院、前新皇嘉門院入内にも申ノ口の疊不足にて、前日に至り俄に疊相廻したる書記有之、扨々不思議なることゝ、尙先例糺見れば、今の女御御殿は、寬政度の御造營の時、前淸和院中宮にて被爲在候故に、申ノ口に疊なし、申ノ口に天井なし、疊なしは、禁中と中宮御所に限たることにて、女御の内は申ノ口といふ名目無之、御張付の形にて、梅竹の間と唱へ、疊敷詰並之御座敷なり、是故實のよし、是は眞たり、

〔鈴鹿家記〕應永元甲戌年十二月

一三日乙巳、御元服ノ用意、〇中略疊屋五郎兵衞ニ、廣間書院ノ表替十五日ノス丶、拂ニカエ可申由申渡ス、近江表ノ上ニ、

一十三日乙卯、近江表、五郎兵衞御本所エ爲持、筑前〇大角時行兩人吟味仕、上々表一帖ニ付一升五合宛ニキワムル、

一十五日丁巳、御煤取卯ノ中剋ニ御本所エ出ル、禰宜神人十六人、檀所掃部朝晝夕御本所御振舞、廣間表替、書院表カエ疊數廿八帖、

〔梵舜日記〕慶長三年十月二日、數寄屋疊面替、粟田口在所又太郎申付了、　七年八月十日、寶殿疊作料申付、　十一日、今日ヨリ寶殿之疊、神供所廿一疊丹波ヲモテ替了、在所藤兵衞子申付、作料疊ニ付一升三合申定、飯料別ニ遣也、次粟田口又太郎ニ寶殿甲付、一疊ニ付四升申定、コレハ飯料カケ

一古疊三百五拾文

〔源氏物語十二須磨〕御とゝにまいるべき心まうけして、わたくしの別おしむほどにや、人めもなし、さらぬ人はとぶらひまいるもをもきとがめあり、わづらはしきことまされば、所せくつどひし馬車のかたもなくさびしきに、世はうき物なりけりとおぼししらる、だいばんなどもかたへはちりばみて、たゝみ所々ひきかへしたり、みるほどだにかゝり、ましていかにあれゆかんとおぼす、

〔枕草子二〕七月ばかりいみじくあつければ、よろづの所あけながら、夜もあかすに、月のころはねおきて見いだすもいとおかし、やみも又おかし、有明はたいふもをろかなり、いとつやゝかなるいたのはしちかう、あざやかなるたゝみひとひらかりそめにうちしきて、三尺のきちやうおくの方にをしやりたるぞあぢきなき、

〔今物語〕或殿上人さるべき所へ參りたりけるに、おりしも雪降て月おぼろなりけるに、中門のいたにさぶらひて、寢殿なる女房にあひしらひけるが、此おぼろ月はいかゞし候べきといひたりければ、女房返事はなくて、とりあへずうちより、たゝみをさしいだしたりける、心ばやさいみじかりけり、

新古 照もせず曇もはてぬ春のよの朧月夜にしくものぞなき

○按ズルニ、新古今和歌集ニハ、文集嘉陵春夜詩、不明不暗朧々月といへることをよみ侍ける、大江千里トアリテ、此歌ヲ載セタリ、

〔富樫記〕政親宣、强不可作罪、怖來世之報、去來面々腹ヲ切ト宣フ、去バ承候ト、疊五六十帖舁出シ、廣庭ニ敷並々々居、既ニ欲切腹、

〔駿河土產二〕駿府御城内に而、若き御番衆寄合、相撲取居候所江、權現樣被爲成上意之事、

權現樣、駿府に御座被遊候節、御城内にて若き御番衆寄合、座敷相撲を取居被申候處へ、不圖被爲

疊雜載

彌市 山王丁南かし

〔寶永五年武鑑〕御疊表屋 中ばしかし 喜右衛門

御疊師 内がし 伊阿彌新之丞 疊丁 早川助右衛門 京橋南一丁メ 中村彌太夫

〔天保十一年武鑑〕御疊方 五十俵二人扶持 ごふく丁うら通 伊阿彌林之助 かんだいわゐ丁 中村彌太夫 かんだお玉が池 早川助右衛門 人足方 さくらだくぼ丁 勝田五郎兵衛

御疊表并御緣所 日本ばし南二丁メ 近江屋加兵衛

〔延喜式 三十八 掃部〕凡主鈴典鑰等座料、以古弊疊六枚、毎年終充之、

凡東西悲田、毎年冬季所給古弊疊卅枚者、下行施藥院、總計彼院及兩悲田當時所養病者孤兒定數、均令分給、

〔東大寺正倉院文書 十五〕寫經所解

合請疊七十七枚 見七十三枚、又古十九枚、失四枚、知阿刀息人、今請卅六枚 中略

右物等所請如前謹解 十八年(天平)正月卅日

〔古事談 一 王道后宮〕陽成院御邪氣大事ニ御坐之時、依不御坐儲君、昭宜公 藤原基經 親王達ノモトヘ行廻ツヽ見事體給ニ、他之親王達ハサワギアヒテ、或裝束シ、或圓坐トリテ奔走シアハレタリケルニ、小松帝 光孝 ノ御許ニマキラセ給タリケレバ、ヤブレタル御簾ノ内ニ、緣破タル疊ニ御坐シテ、本鳥二俣ニ取テ無傾動氣御坐ケレバ、此親王コソ帝位ニハ卽給ハメトテ、御輿ヲ寄タリケレバ、鳳輦ニコソノラメトテ、葱花ニハ不乘給ケリ、

〔後奈良院御撰何曾〕古だゝみ　いくち

〔三省錄 附言 四〕明和九年大火のとき、江戸中うりありきたる文に、

大火事の節、相場あらまし、中略

〔七十一番歌合中〕四十三番

一右帳面差出以後は、御疊大工中村彌太夫、早川助右衛門相廻、前々之通可ㇾ相改ㇾ候間、右兩人江差圖候樣、疊屋共江可ㇾ申聞置ㇾ候、且又新店等出し疊屋疊刺共之内、右兩人方江相屆不ㇾ申者も有ㇾ之由相聞、不埒候、自今新店出し候分ハ、無ㇾ滯彌太夫、助右衛門方江疊屋疊刺共より、急度相屆可ㇾ申候、

右之趣、入念可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、以上、

三月

元文五申年七月

一町中疊屋共、人別此度相改、前々之通帳面印形取申候間、其町々名主支配限、疊屋共不ㇾ殘、來る廿日より同廿一日迄に、四時ゟ八時迄之内、柳原松下町、中村彌太夫方江罷越、帳面ニ印形致候樣、急度可ㇾ申渡ㇾ候、此旨町中不ㇾ殘、可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、以上、

七月

〔鶴岡放生會職人歌合〕七番　左　疊差

いづくにか月の光のさゝざらん波をたゝみの浦のみちしほ

戀すればこゝろたかくぞなりにけるへりもをかずやいひきかせまし

〔七十一番歌合　中〕四十三番　右　疊刺

山端にいざよふ雲のをしくゝみ月にへりある秋の夕暮

〔毛吹草　三〕山城　疊大工

〔國花萬葉記　七下武藏〕江府名匠諸職商人

疊屋御用人右ニあるす　疊町　山王丁　惣十郎丁　神田田丁　鐵炮丁　小傳馬丁　瀧山町

たゝみや宗右衛門たゝみ丁　同長右衛門弓丁　同喜兵衛南大工丁　二郎兵衛すきや丁

十二月

享保十四酉年十二月

一國役相勤候疊刺之儀、御疊大工中村彌太夫、早川助右衞門方ゟ相觸次第、無滯差出候樣、先達而相觸候處、不罷出候族も有之、御用御手支ニ成候間、依之當年御役勤濟候者も、未進之者も、明廿五日ゟ廿八日迄四日之內、壹軒ゟ壹人充、急度罷出相勤可申候、

右之通被仰渡候間、此旨町中不殘入念、可被相觸候、以上、○中略

元文五申年三月

一町中表店裏店居候疊屋疊刺共、人別此案紙之趣を以、名主支配限、帳面認、來ル廿二日樽屋所江可差出候、人數書落等無之樣、入念相改可申候、

覺

一壹人 何町何丁目
誰店 疊屋 誰印
但 手間取 弟子 職人
何人 何人 何人

一壹人 何町何丁目
誰店 疊刺 誰印
但 弟子 出居衆
何人 何人

右之外拙者共、町內壹人も無御座候、以上、

三月

何町 月行事 誰印
何町 同 誰印
名主 誰印

右帳面同樣貳冊充認、右日限、月行事持參可申事、

一疊屋疊刺無之町々者、其斷書可差出事、

十二月廿五日　本郷三郎
　　　　　　　　信泰判

〔快元僧都記〕天文九年九月廿六日、普請如昨日、氏綱〇北條自被致之、上悉出來畢、疊指自小田原被召上畢、

〔梵舜日記〕慶長七年九月二日、豐國御倉之米、瓦師疊サシ、大工半二郎、鍛冶三右衛門共、職人分米十九石餘相渡了、

〔享保集成絲綸錄三十四〕明曆三酉年八月〇中略

一上大工壹人ニ付銀三匁、飯米共ニ、〇中略

一疊さし右同斷〇中略

右上職人は、直段可爲定之通候、其より下之職人は、可爲相對事、〇中略

元祿十二卯年正月〇中略

一疊方　伊阿彌新之丞　中村彌太夫
　　　　早川助右衛門　渡邊與惣左衛門

右之者共、向後其職々之肝煎相究候間、町中家持は不及申、借屋、店借、地借之職人ども、同弟子手間取之者共迄爲申聞、家職之儀ニ付差圖急度相守、少も違背仕間敷候、此旨町々ニ而、職人共ニ可申渡候、以上、

正月〇中略

享保十二未年十二月

一暮御疊御用ニ付、疊屋共方江御國役疊刺之儀、御疊大工ゟ相觸候得共、不差出もの多く有之ニ付、御用御手支ニ罷成候間、御疊大工ゟ相觸次第、無遲滯罷出候樣、町中不殘入念可被相觸候、以上、

今案に、如此見ゆれども、今の疊にはこの差別なし、此文を以て見れば、今の疊の如く厚き床をば付ずして、今の合せ御座の如く、上敷のやうにしたる物なるべし、古今の違なる事、是等にても知るべし、

〔槐記〕享保十一年正月十一日、常修院殿ノ常ニ御物語ニ、疊ニ本末ト云コトアリ、多ハ人ノ知ラヌモノ也、本末ヲ吟味シテ敷タルタヽミハ少ナキ者也、氣ヲ付テ見ルベシト仰ラレシガ、眞ニナキモノ也、疊ノヌイ出シノ方ヲ本トス、目モロクニシテ、コジレモナシ、ヌイサキハ何トシテモ、目モ牢ニカヽリテジレアル故ニ、爐ノキハ本ノ方ヲ敷カデバ、ジダラクナルモノ也ト仰ラル、今モ幸雪(常修院御近習)様ナドガ能覺テ居テ、疊屋ガシカラレタリト申ス、　十四日參候、疊ニ本末ト云コトアリト仰ラルヽヲ再ビ窺フ、仰ニ、ヌイ出シノ所ハキワモ正ク、目通リモ正シ、是ヲ本トス、ソレナリニ推出シテイテ、向ノ方ハナナリ次第ニヘリヲツクル故ニ、目通リモナニトシテモ正シカラズ、子ジモアルモノ也ト仰ラル、

〔秋齋間語三〕疊に上下あり、主君師父など申入る時、第一此心得あるべき事、古實第一なり、〇下略

疊刺　疊屋

〔運歩色葉集多〕疊刺(サシ)、

〔雍州府志七土產〕疊　凡造疊人稱疊刺、以鍼刺縫之謂也、其家謂疊屋、京師大針氏幷伊阿彌等爲長、禁裏院中之疊製之、

〔人倫訓蒙圖彙六〕疊師　疊といふは今の薄緣といふもの也、疊置て是を敷ゆへ也、今時禁裏御疊屋烏丸通八幡町の下大針加賀同通四條上ル丁伊阿彌筑後、油小路六角下ル丁同長門、大坂道修町道頓堀京堀川中立賣の下、其外所々にあり、

〔大館常興日記裏書折紙也〕東山御殿御作事時、御疊方末下分、疊指兩人註文如此候、此旨被仰付候者、可然存候、恐々謹言、

一上座より二疊目は、盃をすゆる所也、

一客人とめの時、夜著枕筵敷疊の事、

一糞板の有所、二三疊目也、○下略

〔貞要集三〕疊敷樣の事

一疊にさし表さし裏有床疊は床緣にさし表成申候樣に敷申候、道具疊大目ぬめ敷居の際は、水指置合るに疊の目數に合る也、疊緣曲り柱ぬめ敷居際まで、一分二分幅狹く成ても、丸目を見申候樣に疊屋へ好可ㇾ申候、疊の緣半目に懸らぬやうに致候、總て床前は床形に丸一疊を見申候樣に敷申候、四疊半敷樣は、床疊、客疊、踏込疊、道具疊、爐疊は半疊に切申候、然共床の付樣によりて、半疊を勝手口に敷、丸一疊に爐切申事あり、それは床前丸疊を見申候樣に敷申故也、風爐にはいつとても半疊を勝手口に敷申事也、又四疊半の疊敷樣疊の閫筋、客疊と道具疊の緣へ眞直に通り候樣に、爐如ㇾ法切也、爐際の疊は、緣道具疊の向の緣ち際に付也、閫筋客疊道具疊と見通す也、疊緣は幅七分也、

〔成氏年中行事正月〕一同十一日、御評定始、○中略御評定所ハ十五間、中ハ油磨、紫緣之御疊廻敷ニテ、衆中ノマヘソトニ半疊アリ、御坐ハ常ノ御坐ヲ紫緣ノ御タヽミノ上ニ重テシカルヽ也、

〔光源院殿御元服記〕一御殿樹下殿南向也、但御座敷ハ西ヲ請セラルヽ北南三間西東二間、中ノ御座敷也、疊ハマハリ敷ニテ間中通路ヲ明ラルヽ、○下略

〔江談抄三雜事〕疊上下事

又被ㇾ談云、知二疊上下一乎、可ㇾ敷事也、面筵ヲ裏ニ折返テ閉付タルヲ上ト知也、不ㇾ折テ唯付ヲ下ニ可ㇾ敷也云々、

〔類聚名物考調度四〕疊上下

敷二兩面端一、猶可レ儲歟、

疊

公卿家無二高麗紫一　繧端准二高麗一　黃端准レ紫　兩面端准二繧繝一、其體似レ錦、

〔門室有職抄〕御所御裝束事

繧ニ疊ヲ敷ハ端ヲ可レ賞也、前ヲ爲レ道、繧繝ノ縁疊茵不レ鋪バ不レ可レ敷、シトチハ公卿非參議已上ノ家ニ可レ敷也、然者雖二法橋一不レ依二禪里一可レ敷也、大文高麗ハ寢殿母屋ニ非バ不レ可レ敷、何人家ニモ敷也、

〔類聚名物考調度四〕疊敷樣の事

伊勢家禮式　坐敷に疊敷べき樣の事　本をば何疊敷ても、まはりしきに敷物也、必床の前を上て横疊に敷もの也、横疊四帖ならべてしかぬものといへり、

〔疊之卷〕夫疊の制、上古よりありし物にて、日本紀神代の卷に、八重席を敷と有、是疊のはじめ也、

客　上　主

下

客　上　主

八疊敷、愁の時如レ此、

下

客　上　主

八疊敷、祝ひに吉、何も如レ此、

一とをりの間の疊は、何も横に敷也、

障子上

敷紫端帖四枚、二行對座 北母屋際懸紺垂布、

侍所

障子上以東、敷紫端帖六枚、二行對座 其間立朱漆臺盤二脚、北庇西遣戸邊通、通長押立朱塗唐櫃一合、其傍立日給簡、置文杖等、火爐北邊、敷紫端帖二枚、東西行 傍東遣戸、敷同帖一枚、南北行 爲所司座、其前置硯筥一合、檜筥瓦硯 北庇幷東西遣戸共懸紺垂布、

隨人所

西壁邊敷高麗端帖一枚、爲別當座、常不敷之、可倚之、有別當來著事之時敷之、 以東敷黃端長疊、與別當座絕席 其間立擬足臺盤二脚、南庇敷紫端帖、爲宿侍所、北庇懸紺垂布、已上中山

基親客亭座

大臣家端一行敷高麗、末敷紫一座、是藏人頭幷大弁座也、大臣家高麗對座敷之、其末對座敷紫端帖各一枚、爲大夫史大外記等座、

大中納言以下客亭ニハ不敷續紫、中門廊一行敷紫端帖、非常儀、假ニハ敷之歟、稱諸大夫座不打任大臣家ニ取テ事也、其外不敷之、一枚二枚皆一行依所便也、○中略

中殿上人著高麗端事

法成寺修正辨御八講、公卿座末殿上人著座、

凡僧著緣端事

最勝講講師、僧綱座緣端、已講座黃端也、而僧綱人數加增之時、已講座上ニ雖一人可著其末、是例也、神泉

諸御願寺供養僧綱座、兩面端、凡僧座緣端也、然而且依常儀、且依忌赤色、尤可用緣、僧正參者必雖

重疊平群乃山爾、四月與、五月間爾、○下略

〔令義解 職員一〕内掃部司

正一人（掌供御牀狹疊、謂、狹疊、猶云疊、席薦簀簾苫、鋪設及蒲藺葦等事、）

〔大饗雜事〕一疊（寬和二、數高麗端疊、其上數土鋪圓座等、）

親王座一帖（首書永久記、青地唐錦緣、承平六、加土鋪云々、設茵云々、）

龍鬢面　青錦緣（白地青文）　白生絹裏

長六尺五寸五分　弘三尺三寸　緣青地錦（弘一寸五分）

辨少納言座三枚（首書永久、引疊敷之云々、）

兩面端（面國簾、裏布、高麗文、）（首書康和記、出雲簾、久安記、敷出南庇中央依爲狹間引重之、）（大辨机與中辨机有隙、）

一世源氏座一枚（紫）

殿上人座　諸大夫座　雜色所衆座　召人座二枚　裏殊用美麗（延久記、先々諸衞官人敷之、今度下家司鋪之、）　已上紫緣、裏白布、如高麗裏也、

上官座六枚、緣端（面國簾）　尊者車副牛飼等座、布緣帖、

〔三中口傳（中山三條）三〕一鋪設裝束事

客亭

以對南庇、爲賓客座、西第一間北障子際、敷高麗端帖一枚、爲主人座、其前置脇息硯宮等、（脇息在左、硯在右、）

第二間以東南邊敷高麗端帖二枚、紫端一枚、爲客人座、無對之第用二棟廊、

中門廊

壁邊敷紫端帖二枚、（此疊或不敷之、家々說異、）車寄戶南梓立倚宿申簡（戶內在之）

思國歌也、

〔冠辭考五〕たゝみごも　へぐりの山　むらぢがいそ

古事記に、多々美許母、幣具理能夜麻能云々、こは疊にせん料の薦を編を隔つといひて、への一ことにつゞけたる也、

〔古事記傳二十八〕多々美許母は、疊薦にて、次の幣に係れる枕詞なり、然連くる由は、疊みたる薦重と云るなり、（重は、二重三重八重などの重なり、）疊むとは重ぬることにて、薦を疊ねて幾重もある意に重と云り、又疊をば既に疊と云物にしたる名として、疊の薦とも見べし、（薦などを疊み重れて遣其もれる物を、疊と云なり、）幣へとつゞく意は、上に同じ、（冠辭考に、疊にせむ料の薦を編を隔と云とあるは、いさゝか違へり、幣陀都と云は、重を立と云ことなれば、本は重と同じけれども、其に二ツの意あり、一ツには重をなして疊ぬる意、二ツには物と物との間を塞絶つ意にて、隔ノ字に此ノ意に當たる字なり、然れども此も本は重を立るより出たる意なり、されば薦を編隔つとあるも、重をなす意に取れば違はざれども、其意には非ずて、隔ノ字の意に云れたりと聞ゆるをや、）

〔日本書紀十三 允恭〕二十四年六月、御膳羹汁、凝以作氷、天皇異之、卜其所由、卜者曰、有内亂、（中略）○則流輕大娘皇女於伊豫、是時太子（木梨輕太子）歌之曰、於裒企彌烏、志摩珥波夫利、布儺阿摩利、異餓弊利去牟鎖、和餓哆哆瀰由埵、去等烏許曾、哆哆瀰等異絆梅、和餓兎摩烏由梅、

〔萬葉集十一〕寄物陳思歌

疊薦、隔編數、通者、道之柴草、不生有申尾、

〔萬葉集十二〕寄物陳思歌

相因之、出來左右者、疊薦、重編數、夢西將見、

木綿疊、田上山之、狹名葛、在去之毛、不今有十方、

〔萬葉集十六〕乞食者詠二首

伊刀古、名兄乃君、居々而、物爾伊行跡波、韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多々彌爾刺、八

疊敷設

〔類聚名物考調度四〕あげだゝみ

貴人の御座所又は寢所には、疊の上にまた疊をかさねて敷を上疊といふ、

〔日本書紀神代二〕彦火火出見尊就其樹下、徙倚彷徨、良久有一美人、排闥而出、〇中略乃驚而還入白其父母曰、有一希客者、在門前樹下、海神於是、鋪設八重席薦、以延內之、

〔日本書紀通證七〕釋曰、今新嘗祭、神今食、神態之時、設八重疊爲神座也、兼良曰、禮天子之席五重、此曰八重者、尊而尊之義、重達曰、席薦八重疊也、〇下略

〔類聚名物考調度四〕八重疊　やへだゝみ

八の意にてたゝね重なり、もとより疊は菰薦をたゝみかさねてさしたる物なれば、八重とはいふ也、この物今世には、八角にして緣付たる物にて、神拜なんどにのみ用るとおぼえしは誤ことなり、

〔古事記上〕爾海神自出見云、此人者天津日高之御子、虛空津日高矣、卽於內率入而、美智皮之疊敷八重、亦絁疊八重敷其上、坐其上而、具百取机代物、爲御饗、

〔類聚名物考調度四〕きぬのたゝみ　絁疊　絁は、和名抄にあしぎぬと訓り、地の太き絹也、古事記に、下に海驢皮の疊をしき、上にこの疊敷と見えたれど、是は茵の如きものをいふ歟、

〔古事記中神武〕後其伊須氣余理比賣、參入宮內之時、天皇御歌曰、阿斯波良能、志祁去岐袁夜邇、須賀多多美、伊夜佐夜斯岐氏、和賀布多理泥斯、

〔古事記中景行〕爾其后名弟橘比賣命白之、妾易御子而入海中、御子者所遣之政遂應覆奏、將入海時、以菅疊八重、皮疊八重、絁疊八重、敷于波上而下坐其上、〇中略自其后行而到能煩野之時、〇中略又歌曰、伊能知能、麻多祁牟比登波、多多美許母、幣具理能夜麻能、久麻加志賀波袁、宇受爾佐勢、曾能古、此歌者

つかなみ

〔忠利宿禰記〕承應三年十一月廿八日、花町宮〔○後西院〕有踐祚之事、〔○中略〕調進〔○中略〕掃部寮〔清涼殿夜御殿〕疊。綱。端。晝。御。座。四帖

〔仁孝天皇御卽位記〕御卽位調進物御下行
　掃部寮分　同〔○米〕九石〔清涼殿後房代疊綱御座二帖〕

〔倭訓栞前編十六〕つ。か。な。み。　藁𦊆をいふ、方丈記に、つかなみを敷て夜の床とすといへり、束幷の義、束藁を席とする也、盛衰記にも、わらのつがねといふ物をしきてといへり、ね。こ。だ。是也、俊頼、
　あらしのみたえぬみやまに住たみは幾重かしけるとふのつかなみ
とふは藁を組たる蓆也、とふのすがごものごとし、

〔散木弃謌集冬四〕山家嵐をよめる
嵐のみたえぬみ山にすむたみはいくへかけゝるとふのつかなみ

〔袖中抄十四〕とふのすがごも
　俊頼、山家嵐歌、あらしのみたえぬみやまにすむたみはいくへかしけるとふのつかなみ、つかなみとて、わらをあみてしく也、わらぐみ、あうしき、ね。こ。が。きともいふ、

〔方丈記〕爰に六十の露きえがたにをよびて、更に末葉のやどりをむすべる事あり、〔○中略〕其家の有樣、よのつねならず、ひろさわづかに方丈、たかさ七尺ばかりなり、〔○中略〕東にそへてわらびのほどろをしき、つ。か。な。みをしきて夜の床とす、

〔源平盛衰記七〕信俊下向事
信俊不斜悅テ、大納言〔○藤原成親〕ノオハスル所へ參テ奉見ニ、淺マシク悲カリケル事ガラ也、奇氣ナル小屋ニ、垣ニハ土ヲ壁ニ塗廻、戸ニハ藁ノコモヲ懸垂タリ、內ニ差入テ見廻セバ、藁。ノ。束ト云物ヲ敷テ、痩衰タル法師アリ、ヨク〱見レバ、大納言入道殿ニテゾオハシケル、

〔倭訓栞中編八〕ござ　枕草紙に御座といふたゝみのさまにてと書るは、貴人のしかせらるゝをいふなるを、今は賤家の稱となれり、

〔筆の靈前篇二〕そも〳〵御座とは、天皇のまします所を云事なるを、後に筵の事をござと云事あり、そは御座に敷く筵の、いとよろしきにかけ奉りて、まうせるかしこき言なり、

〔枕草子十〕うれしき物

二日ばかり有て、あかぎぬきたる男の、たゝみをもてきてこれといふ、あれは誰ぞあらはなりなど、物はしたなふいへば、さしをきていぬ、いづこよりぞとはすれば、まかりにけりとて、とりいれたれば、ことに御座といふたゝみのさまにて、かうらいなどいときよら也、心のうちにはさにやあらんとおもへど、猶おぼつかなきに、人ども出しもとめさすれど、うせにけり、

〔仲資王記〕元久元年十一月十七日乙亥、來廿二日廣田社本宮五社遷宮、御裝束今日令沙汰進也、目錄有別記、裏書云、廣田本宮五社遷宮、御裝束今日奉送了、○中略

御座十一帖　差筵五枚已上京筵　縁料繧繝三丈餘六尺許御座云々　元者唐綾村濃縁云々、今度奉用繧繝、爲奉增御威光也、　裏料　中絹一疋五丈餘　上紙三帖　縁裏打

件御座、三社ニハ各三帖也、二社ニハ各一帖、仍十一帖云々、五社者八幡、住吉、廣田、南宮、八祖、已上五社

云々

〔東寺塔供養記〕建武元年九月八日癸巳、御巡禮之時、御座以下事問答、東北院僧正事有之、愚狀卽勘付之、

先年行幸南都之時、諸堂定御巡禮候歟、○中略堂內御座者繧繝大文之間、子細同前候、但大文元ニ相違候歟、儲何樣候哉、雖從公卿等子細同前、但堂前儲史高麗候歟、座、又何樣候哉、委細注預候者恐悅候、西園寺樣行幸之時、常御所には如狀候只被敷大文候歟、同不審候、

〔梵舜日記〕慶長十一年八月十八日、寶殿政所御出之所、○中略御座疊一帖面替申付、

御座

此中御帳料三帖、御敷二帖、已上白綾へり、○下略

〔後愚昧記〕永和三年六月廿六日、上臈產氣分、晩頭以後出來、○中略 廿七日、抑今日午剋許、白具足自知繁卿許送之、白端疊六帖、カサチヘリ也、平絹紹繝張也、○下略

〔甲陽軍鑑品第十五七〕一產後の墓目は、白緣疊を裏とじ合、二帖たて、五寸の木をけづり、それにすへ、絹一ひきをたゝみ、なげかけ、其上を家の年寄射るなり、

〔諒闇和抄〕本殿還御の事

當日早旦、又亮陰の御裝束を奉仕す、○中略 晝御座の御疊の端、鈍色なり、○中略 殿上朱臺盤を撤して黑漆の臺盤を立たり、○中略 疊はみな鈍色の端さしたり、

〔長秋記〕大治四年七月十五日辛卯、○中略 院○鳥羽 於此中著錫紵、○此月七日、白河崩、中略、遷御倚廬、東對北第三渡殿爲倚廬代、○中略 敷鈍色廣疊一帖、爲御寢所、長押下傍北敷同疊二枚、此外無他事、不張筵、御座皆有緣、不下板敷、仍可謂倚廬代也、尋常倚廬懸蘆簾敷無緣之疊、○中略 中渡殿懸同伊與簾、敷鈍色緣疊、是北面人候所也、

〔和長卿記〕明應九年十二月十一日辛卯、今夜倚廬渡御也、○後柏原、此年九月二十八日、御父後土御門崩、武家用脚依遲々也、○中略 倚廬御所、以二對東妻爲其所、○中略 疊二帖敷之、疊緣黑染布也、濃鈍色歟、

〔運歩色葉集古〕御座

〔書言字考節用集器財七〕莞筵ゴザ 字彙、莞燈心草、臥坐同 俚民寢席

〔和漢三才圖會家飾具三十二〕筵音延 ○中略

凡蓆雙目ゴザハモロメ、筵片目爲異、

按、單席ウハムシロ 字波之木、俗云御座也、以莞織成、文如梵者名浮世御座、暑月褥上鋪之、故稱上鋪ウハシキ、出於江州舟木者爲上、備前瀨尾次之、丹波爲下、

〔左經記〕萬壽三年三月廿日丁酉、○中略於清涼殿被行仁王八講、○中略其〈○錦〉師座南間敷〈付壁〉之、敷黃端疊四枚、爲聽衆座、○中略殿上東戶前、敷黃端疊二枚、〈迫戶長押敷之〉爲殿上人座、〈北上東面〉

〔寬治二年記〕寬治二年十二月十四日丙辰、今日攝政殿下〈○藤原師實〉令任太政大臣給、〈依御元服事也〉兼日奉仕御裝束、其儀、○中略次地下人召人散位孝清、兵庫頭知定、兵部丞橘章定、圖書助藤原經忠、左兵衞尉源成綱等參進、候于南階前砌、〈掃部官人鋪黃端帖爲其座、〉

〔中右記〕嘉承元年十一月七日、今日春日祭使出立、○中略西又庇〈○寢殿〉敷靑端疊二枚、爲陪從座、

〔延喜式縫殿十四〕三年一度雜物

紺布端長疊八枚、短疊四枚、○中略右中宮御服所料、依前件、女官申內侍、卽付辨官行、

〔延喜式掃部三十八〕年料鋪設

雜給、○中略紺布端帖一百枚、〈厚薄各五十枚〉○中略中宮雜給、○中略紺布端帖卅六枚、〈夏冬各十八枚〉

〔延喜式齋宮五〕年料供物、○中略白布端帖七枚、(中略)已上乳母料、○中略

供新嘗料、○中略白端帖十二枚、(中略)已上寮充之、右掃部所請

〔延喜式掃部三十八〕年料鋪設

六月神今食、〈十二月神今食、十一月大嘗祭亦同、〉御料、○中略白布端帖二枚、〈各長一丈二尺五寸、廣四尺、〉白布端帖二枚、〈各長九尺、廣四尺五寸、一枚無裏布、〉白布端帖二枚、〈各長九尺、廣四尺、〉白布端帖一枚、〈長八尺、廣四尺、〉白布端帖四枚、〈各長六尺、廣四尺二寸、一枚無裏布、○中略〉

右預前儲備、事畢卽充神祇官、

〔江家次第七五月〕中和院神今食御裝束

其中央東西行立御床一、〈白木〉其上敷白端御疊、○中略執柄被候南庇西第一間、〈同庇敷不慣、可尋之、〉

其座可敷白端疊、而近代用兩面端、可尋、

〔中右記〕元永二年四月十九日甲午、今朝巳刻、從內御產御調度被奉中宮、〈○鳥羽后璋子〉也、○中略御端十五帖、

〔延喜式六齋院〕冬料鋪設（夏祭料通用四月○中略）

黃端疊十枚　右人給料、與齋王座共受用、

三年一請雜物（○中略）

朝使已下女孺已上座料疊八十枚（中略）黃端卌枚（○下略）

〔延喜式二十一玄蕃〕堂裝束

疊二枚、（並黃帛端、法用雜料、○中略）諸堂悉依此數、

〔延喜式三十八掃部〕年料鋪設

雜給、（○中略）黃端帖三百十三枚、（厚一百五十八枚、薄一百五十五枚、○中略）中宮雜給、黃端帖廿枚、（夏冬各十枚○中略）

試延曆寺年分度者座料、（○中略）黃端帖二枚、（○中略）六年一充、（○中略）

儲料、（○中略）黃端帖十枚、（○中略）　右諸祭及齋會節會等、座以件儲料鋪之、貯收寮家、隨事出用、隨損料度、中省造換、

〔江家次第九九月〕十一日小安殿行幸裝束

嘉喜門內西方昭慶門內東方廊下付柱、結管貫曳大幔、其內敷滿葉薦、其上敷筵二行、（南北對座）其上敷（○中略）黃絹端長疊各一枚、（參議料）

〔江家次第十一十一月〕賀茂臨時祭

次奉仕御裝束、（○中略）次東庭、鋪黃端帖、爲使舞人座、（○註略）當河竹東頭敷黃端帖、爲垣下公卿座、（西上北面）南廊壁下、敷黃端帖、爲侍臣座、（但公卿著之）　同廊南面、敷同帖、爲藏人所座、

〔江家次第十九〕弓場殿試事

弓場殿內東土副東柱、敷黃布端疊、（北上西面、可用折薦疊歟）明義門廊西第三四間壁下、敷黃布端疊、爲豎試次將座、

緣端疊十枚、〇中略　右人給料、與齋王座共受用、

三年一請雜物、〇中略　朝使已下女孺已上座料疊八十枚、〇十枚緣端下略

〔延喜式三十八掃部〕年料鋪設

雜給、〇中略　緣端帖七十枚、厚帖各卅五枚

〔西宮記四月〕改御裝束

御座供御疊掃部司　三日掃部寮進端料請奏、〇中略　緣端八枚、四枚南室料掃部寮四枚北座料掃部寮

〔江家次第正月二〕七日節會裝束

通障子北、鋪同端帖緣〇長帖一枚、其西立襃床子二脚、其西鋪緣端疊一枚、內侍以下候座

〔江家次第十九月〕射場始

明義門廊西第二間中央以東、副壁敷筵、其上敷緣端帖四枚、爲公卿座、西上南面、但自第三間西頭敷帖、爲令第一上卿當天臺也、

〔內裏歌合殿上日記〕天德四年三月卅日、女房有歌合之事、〇中略　御前渡殿南北各敷緣端疊三枚、爲公卿座也、

〔小右記〕治安三年四月十六日己酉今日賀茂祭、〇中略　陪從座緣端疊、〇下略

〔中右記〕寬治六年三月廿三日丙午、依例有石淸水臨時祭、〇中略　西廊壁下鋪緣端疊、爲垣下公卿座、東面北上

〔名目抄雜物〕黃端キベリ

〔延喜式齋宮五〕年料供物、〇中略

黃布端帖三枚、（中略）已上官人已下料〇中略

齋宮鋪設

齋內親王板牀二張、〇中略　黃端帖二枚、〇中略　五位及命婦各板牀二張、黃端帖二枚、〇中略　右齋內親王向國鋪設、初年當國供之、後年寮司備之、

爲院御休息所、又北第一二間懸簾爲御所、中央間以南爲公卿幷殿上人座、〈高麗端未紫端二枚〉敷、母屋佛面南北間敷高麗端各二枚、爲僧綱座、其後南北各二行、敷紫端疊、爲凡僧座、

〔寛治二年記〕寛治二年十二月十四日丙辰、今日攝政殿下〈〇藤原師實〉令任太政大臣給、〈依御元服事也〉兼日奉仕御裝束、其儀、〈〇中略〉南簀子西第一間、〈當庇西第一間東柱〉敷紫端帖一枚、爲一世源氏座、〈道高麗敷之、〇中略〉西中門廊南、第二三四間、敷紫端帖三枚、爲諸大夫座、〈南上東面、〇中略〉身屋敷紫端帖八枚、爲殿上人座、〈二行對座、以南爲上、〉西庇遣戸以北二箇間、敷紫端帖二枚、爲藏人所座、西中門廊遣戸以北四箇間、敷紫端帖、爲尊者隨從座、

〔殿暦〕永久三年八月十日丁未、今日山階寺歩也、〈〇中略〉御裝束儀、〈〇中略〉東藏人所障子上三間、敷紫端疊六枚、〈各三枚、對座西上、〉

〔源平盛衰記三十三〕賴朝征夷將軍宣下附康定關東下向事

抑御使ハ誰人ニテオハシマスゾト尋候シカバ、三浦介トハ不名乘シテ、三浦荒次郎義澄ト名乘儘ニ、宣旨奉請取、良久有テ、覽箱ノ蓋ニ沙金十兩入テ返ス、拜殿ニ紫緣ノ疊二帖敷テ康定ヲ居、高坏ニ肴二種シテ酒ヲ勸ム、

〔名目抄雜物〕緣端

〔延喜式五齋宮〕年料供物、〈〇中略〉

緣端帖十枚、〈已上秋冬料〉春夏料亦如是、但爲薄帖、〈掃部寮作備、每年二季供之、〇中略〉

齋宮鋪設

齋內親王板牀二張、〈〇中略〉緣端帖六枚、〈〇中略〉乳母各板牀一張、緣端帖一枚、〈〇中略〉右齋內親王向國鋪設、初年當國供之、後年寮司備之、

〔延喜式六齋院〕冬料鋪設〈夏通用四月祭料〉

緣端疊十枚、〈〇中略〉右齋王座料、每年申官請受、

〔續修東大寺正倉院文書四十四〕竹田眞弓謹解　申鬪疊事

合貳枚䟽〇纈〇端〇

右件員鬪疊者、戒壇院盜此者、專眞弓等求成、進上申已訖、仍狀具注謹以解、

天平神護元年四月十六日　　頭竹田眞弓〇以下四人略

凡福成解　申鬪物事

䟽纈端疊壹枚

右爲春季花嚴會用、請下所鬪如件、此追勘求進上申訖、

元年四月十六日　　凡福成〇下略

〔名目抄雜物〕紫端（むらさきべり）

〔類聚名物考調度四〕紫端疊

今案に、當時御所の御疊のへりは、緋紅にてすれども、是を紫緣といはるゝ也、古へのむらさきは緋に似たることと、これにても知らるゝ事なり、

〔延喜式齋宮五〕齋宮鋪設

齋內親王板牀二張、紫端帖二枚、〇中略　右齋內親王向國鋪設、初年當國供之、後年寮司備之、

〔延喜式縫殿十四〕三年一度雜物

御服牀敷料、紫端疊四枚、各長八尺、廣五尺、〇中略　右中宮御服所料依前件、女官申內侍、卽付辨官行、

〔西宮記四月〕改御裝束、

御座拂拭同、供御疊、　三日掃部寮進端料請奏、加三宮料、藏人異下、紫端廿五枚、十五枚侍料、十枚長一丈餘、小板敷料、八枚女房侍料、

〔小右記〕治安三年四月十六日己酉、今日賀茂祭、〇中略　殿上人座紫端疊、黑柿机、〇下略

〔定家朝臣記〕康平二年十月十二日癸酉、供養無量壽院幷五大堂、去九日、始奉仕御裝束、北庇幷北廊

〔殿暦〕天永三年十二月十日癸巳、今夜一條殿(余母也、藤原實忠)初令叙従三位給、(○中略)其儀戌刻爲陸來云、頭辨於院御使參入、余仰彼朝臣令敷座、東對面廣庇從西第一間敷圓座爲余座、同第三間敷高麗端疊一枚、其上敷茵一枚爲勅使座、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年四月十四日丁卯、(○中略)御弓始、射手六人(立烏帽子、水干、葛袴、淺沓、)入南門候弓場左右小筵、而出御廊、(簾、高麗端座)數大文(○秋田城介)義景持參射手記、被置御前退候、

〔伏見院御記〕弘安十一年二月廿七日壬午、今日伊勢幣神祇官行幸也、(○中略)神祇官御裝束儀 正廳内(○中略)第二間遏西北敷小筵、高。禮。半。疊。一枚(裴向)爲御拜座、

〔春日祭舊例〕祐春記云

正應三年二月小七日甲申、御祭、(○中略)先祓戸著座如例、(○中略)次宣命幣役、東一間敷小。文。高。麗。一帖(祐家)沙汰、近衛使持宣命被拜之、

〔太平記二十四〕天龍寺供養事附大佛供養事

此上ハ武家ノ沙汰トシテ、當日ノ供養ヲバ執行ヒ、翌日ニ御幸可有トテ、同(○康永)四年八月二十九日、將軍(○足利尊氏)幷左兵衞督(○足利直義)路次ノ行粧ヲ調テ、天龍寺ヘ被參詣ケリ、(○中略)佛殿ノ北ノ廊四間ヲ飾テ、大。紋。ノ。疊。ヲ重テ布キ、其上ニ氈ヲ被展タリ、平敷ノ御座其北ニアリ、

〔元長卿記〕永正九年四月廿六日、今日今上(○後柏原)第一皇子(○後奈良)御元服也、(○中略)中央間敷高麗疊二枚、(大文)其上加錦端茵爲親王御座、(南面)東第一間敷同疊一枚、(○小文)加東京錦茵爲加冠大臣座、(西面)

〔後中内記〕元祿十年五月十六日、卯半刻密々院參、元服(○靈元皇子文仁親王)之構様見奥、(○中略)西方副北長押敷小文疊一枚(南北行)爲扶持公卿座、(東面)

〔大江俊矩記〕文化五年二月十一日、近衞内大臣(基前公)尾張宰相殿姉姫維君御方御婚禮也、(○中略)一寢殿有敷設、(○中略)東面中央簾内平敷御座、(○大文端二帖、○縹綱御茵、)

ひさしにわたりて、かうらいのたゝみを間ごとに、二帖づゝしく、なかにおしあはせて、おくはしのきはをすかして、おなじとほりにしくべし、なかをあけてしくこともあり、

〔三中口傳〕一客人來臨事

大臣來臨事

客亭第一間、對主人座敷高麗端帖一枚、其上加茵、主人座不加之、賓座或不敷之、

〔枕草子十〕うれしき物

かうらいべりのたゝみのむしろあをうこまかに、へりのもんあざやかに、くろうしろう見えたる、引ひろげて見れば、何か、猶さらに此世はえ思ひはなつまじと、命さへおしくなんなると申せば、いみじくはかなき事も慰むなるかな、おばすて山の月は、いかなる人のみるにかとわらはせ給ふ、

〔小右記〕治安三年四月十六日己酉、今日賀茂祭、○中略上達部座高麗端疊上敷茵、

〔春記〕長暦三年十二月廿一日丁丑、內大臣○藤原教通長女、○生子今夜初入內、廿一日戊寅、小時敷座、高麗端一枚、其上敷茵、此對南向對也、仍南面敷之、

〔定家朝臣記〕康平五年九月十三日、朝夕御湯如常、巳剋關白殿下○藤原賴通渡御、今夕、本家政所儲若君御衣幷饗饌等、渡殿副北障子、立白四尺屛風五帖、二行敷高麗端幷紫端疊、爲上達部殿上人座、豫敷長筵、

〔寛治二年記〕寛治二年十二月十四日丙辰、今日攝政殿下○藤原師實令任太政大臣給、依御元服事也、兼日奉仕御裝束、其儀、○中略西北渡殿西第四間、身屋西邊立四尺屛風二帖、敷高麗端疊一帖、爲息所、廿七日戊辰、早旦參殿、依興福寺法成寺僧徒可參賀、令奉仕御裝束、○中略迫屛風、自東第一間中央敷高麗端帖三枚、其上敷高麗端土敷、施紫錦緣圓座四面、爲僧都法眼座、

うげんべりのた、みの、ふりてふし出きたる、

〔小右記〕寛弘八年八月廿三日甲子、今日故花山院宮達御元服、先年爲冷泉上皇皇子、郎親王、平、五六親王、〇中略爲寢殿母屋三間敷兩親王座、西第一間東第一間、敷各座繧繝端疊二枚、其上敷茵、〇下略

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、〇中略同屋〇母第四間敷繧繝端疊二枚、〇下略

〔宇槐雜抄〕保延三年十一月廿四日、競馬行幸式、左大臣作之

前一日、裝束馬場殿、其儀、〇中略母屋南一間鋪繧繝端疊、其上供東京錦茵、爲院御座、北面中央間鋪繧繝端疊二枚、其上鋪龍鬢土鋪、其上供唐錦茵、爲主上御座、南面

〔玉海〕治承四年六月廿三日甲辰、此日密々有嫁娶事、右大將良通〇藤原兼實子通花山院中納言兼雅卿娘、〇中略早旦仰家司季長朝臣奉仕裝束、〇中略母屋中央間立障子帳、〇註略其内南北妻敷繧繝疊三枚、其上敷例筵、著錦緣、禮須用茵、依略儀敷例筵也、〇中略庇中央間東西行敷同疊二枚、其上敷唐錦茵、禮敷龍鬢、其上可供茵、依略儀不敷龍鬢、

〔園太曆〕貞和三年正月廿六日、〇中略御書始次第、

御裝束儀、〇中略當階間副母屋御簾東西行、敷繧繝端疊一枚、其上敷龍鬢地鋪唐錦茵等、

〔下學集〕下器財高麗緣（カウライベリ）

〔名目抄〕雜物高麗（カウライ）本々背り也、名日ライ也、大文、小文ト云也、

〔江家次第〕正月二攝政時敘位事

第四間西邊、重敷高麗端二枚、爲攝政座、〇中略第三間北簾下、敷高麗端一枚、爲大臣座、後立四尺屏風、第三四間、敷同高麗端帖、爲納言參議座、〇中略又二行敷高麗幷紫端帖、爲公卿以下暫候座、高麗公卿座、紫端辨官座、

〔雅亮裝束抄〕一もやひさしのてうどたつる事

王八講、〇中略御帳具方(夜大殿南戸東緣也、)敷兩面端疊一枚、爲證議座、(西上南面)

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、〇中略同(〇母屋)第一間二行對座敷兩面端疊、〇中略南榮東第三間以東敷兩面緣端疊、爲公卿座、(兩面端一枚大臣座、緣端五枚納言以下座、)

〔仁孝天皇御卽位記〕御卽位調進物御下行

掃部寮分〇中略

同(〇米)二石(關白代、兩面端疊一帖)　同八斗(親王代、兩面緣小半疊二帖)〇中略　同三石二斗(御匣內侍褰帳女王典侍座、兩面緣半疊四帖、)

〔運步色葉集〕(宇)繧(ウン)繝(ゲン)緣(ヘリ)

〔名目抄〕(雜物)繧(ウ)繝(ゲン)

〔類聚名物考〕(調度四)うげんべりのたゝみ　繧繝緣疊

〔禁秘御抄〕(上)一清涼殿〇中略

帳(四面有几帳(中略)疊三帖、繧繝御座敷東上、〇中略)平敷(疊二帖繧繝南上、中央置茵一枚、〇下略)

〔雅亮裝束抄〕(一)もやひさしのてうどたつる事

はしかくしのまには、うげん二帖を、おくのはしらにそへて、にしひんがしにしきて、うへにりうびんを二枚しきてその上にしとねをおく、

〔延喜式〕(三十八掃部)年料鋪設

供御、〇中略綵繝端帖十枚(夏八枚、長八尺、廣五尺、冬二枚、長廣同上、)同端帖四枚(夏冬各二枚、長六尺、廣四尺、)同端短帖六枚(夏冬各三枚、長四尺五寸、廣四尺、)〇中略

右依前件預前儲之夏薄冬厚、

〔枕草子〕(八)むかしおぼえてふようなる物

〔延喜式五齋宮〕年料供物○中略

兩面端帖三枚、（中略）已上秋冬料、春夏料亦如是、但爲薄帖、掃部寮作備、每年二季供之、

〔延喜式六齋院〕冬料鋪設夏通用四月祭料

兩面端疊八枚、○中略右齋王座料、每年申官請受、

〔延喜式三十八掃部〕年料鋪設

供御○中略兩面端帖十六枚、南殿御帳下敷、長八尺、廣四尺、○中略其中宮御料亦同、但加下敷兩面端帖六十四枚、夏冬各卅二枚、長八尺、廣四尺、

右依前件預前儲之、夏薄冬厚、

雜給兩面端帖十六枚厚薄各八枚、女御已上料、

〔新儀式四臨時〕御讀書事付竟宴也、可載御日記所日記抄等、

竟宴之時、垂母屋御簾、孫廂南第五間北邊、鋪兩面端疊、爲博士座、

〔江家次第一正月〕供御藥

以兩面端帖二枚、當第二間北柱南邊、東西行敷之、爲命婦女藏人座、

〔江家次第十七〕御元服

天皇元服御裝束　南殿母屋九間內懸壁代、○註略御帳○註略與帳臺內、敷繧繝大帖二枚、東西妻、南北相雙、其上敷龍鬢土敷一枚、二色綾縁、裏可尋、以上敷中央、當帖二枚間、仍頗北倚、○中略其上敷東京錦茵、南面御帳後敷兩面端帖、

裏書　藏人式○中略殿內南戶三間、立御屛風、其內敷長筵并兩面端疊、

〔北山抄三拾遺雜抄〕內宴事

〔左經記〕萬壽三年正月十五日癸巳、參內有女敍位、御裝束如官奏時、○中略又以兩面端疊一枚、敷東廂南第三間、爲大臣座、件疊先例不敷、而御忽敷之、大臣參御前、先居此座、次隨御氣色進著圓座云々、三月廿日丁酉、○中略於清涼殿被行仁

以縁地爲名

出雲筵帖白布寨六枚、南三枚北三枚、爲外記史座、

〔梵舜日記〕寛永五年三月廿一日、白川加兵衛取次、備後之疊二帖持來也、

〔延喜式六齋院〕冬料鋪設夏四月祭料通用

錦端疊二枚、長各八尺、廣五尺、〇中略　右齋王座料、毎年申官請受、

〔延喜式三十八掃部〕年料鋪設

供御白地錦端帖四枚、夏冬各二枚、長一丈、廣五尺、〇中略

右依前件預前儲之、夏薄冬厚、

〔西宮記臨時九〕内親王著裳

北御障子敷錦端疊四枚、其上鋪地敷幷茵、爲親王座、〇中略北二間立四尺御屏風二帖、鋪錦端疊、爲結髮座、

〔權記〕長保三年十一月十三日、亥二刻、今上〇一條一皇子〇敦康於飛香舍〇中宮有御著袴之事、〇中略皇子亦渡御、飛香舍南廂額間、鋪御座錦端疊二枚、地敷二枚、茵一枚、

〔名目抄雜物〕兩面(リヤウ)

〔安齋隨筆後編十一〕一兩面縁之事、滋野井亞相の御說聞書、左之通御座候、

兩めん縁と申ハ、兩面錦ノ茵ニ用候へり、故略稱して兩面縁と云也、其實ハ兩面錦縁ノ略也、

〔大嘗雜事〕一辨少納言座兩面事

辨少納言座の兩面疊は、兩面文は高麗にて、重縁と存候處、或所ニ大嘗時の疊とて候が、縁の兩面文の普通のわちがへのおしくゝみにて候は、以何說可用候哉、

兩面はわちがへ也、非高麗文はおしくゝみ歟、且禁中如此候也大中納言圓座縁もわちがへにてこそ候へ、

以塵埃爲名

長サ壹丈二尺、ウスベリ也、

一白布縁疊　四枚

長サ六尺、ウスベリ也、枕方二枚ニ有裏布、

一白布縁疊　四枚

長サ九尺、ウスベリ也、内二枚ニ裏布有、有裏布疊二枚重テ、東方ヘ聊引出敷也、

一白布縁八重疊　八枚

長サ八尺、ウスベリ、内一枚ニ裏布有、

〔近衞殿御婚儀次第〕文政八年二月六日、近衞内大臣殿〇忠熙薩摩國守息女〇島津齊興養女御婚儀、

當日平旦、家司奉仕寢殿以下御裝束、〇中略以西廂爲臺盤所代、懸御簾、垂之、北一間爲妻戸代、立八尺臺盤二脚、南北行奥端敷紫端薄疊各二枚、爲女房候所、〇中略西簀子敷紫端薄疊一枚、爲刀自候所、〇中略中門廊敷紫端薄疊、爲辨少納言座、東寄戸南柱立倚宿申簡、障子上奥端相對、敷紫端薄疊、爲殿上人座、侍所立臺盤、奥端二行敷紫端薄疊、爲諸大夫座、

〔延喜式 三十八 掃部〕試延暦寺年分度者座料、〇中略葛野席帖三枚、〇中略六年一充、

〔枕草子 八〕いやしげなる物

まことのいづもむしろのたゝみ、

〔台記〕仁平元年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、廿七日癸亥、撤饗者已下辨巳上膳、〇中略裝束、〇中略西廂南二三間敷兩面縁出雲筵帖白布裏三枚、帖北端不及廂三許尺、裏□□南端、及妻戸中央、其帖不引廂、帖上北端敷無縁、高麗縁圓座、[illegible]爲非參議座、大辨座、爲少納言辨座、〇北上東面中略南簀子西第一間、謂四面、逼欄敷出雲筵紫縁帖白布裏一枚、逼柱東爲一世源氏座、〇中略同渡殿〇北三箇間南面、并西戸不懸御簾、副東北二面簾、引唐繪絹軟障四帖、高松紫縁相對敷青縁

〔師賚記〕文化五年二月廿七日癸巳、春日社正遷宮ニ付、今朝卯剋調進物、黄端半疊六枚、薬薦、百八拾枚、六包ニ致、宰領令發足畢、

〔仁孝天皇御卽位記〕御卽位調進物御下行

掃部寮〇中略

同〇擬侍從米壹石六斗、紋ふち小半疊四帖〇中略同壹石六斗、威儀命婦座繧繝半疊二帖同三石二斗、御後命婦座同疊二帖

〔運歩色葉集〕宇薄縁（ヘリ）薄疊（タヽミ）

〔倭訓栞〕前編四宇うすだゝみ　大嘗會式に薄疊とみゆ、又うすべりといふ、薄縁の義、三議一統に見えたり、古へのたゝみは是成べし、韓子に禹王將席を作り、緝緣すと見えたれば、縁の飾を加へたる始め成べしといへり、凉簟といふも是なり、

〔松屋筆記〕三十八薄疊并ウスベリといふ敷物

今の世うすべりといふは、いにしへの薄疊（ウスタヽミ）也、今のタヽミは、いにしへ厚疊（アツタヽミ）といへり、

〔和長卿記〕明應九年十二月十一日辛卯、今夜倚廬渡御也、〇後柏原、此年九月二十八日、御父後土御門崩、武家用脚依遅々也、〇中略御帳東面前敷薄疊三帖、爲常御座、繧繝上同

〔國師日記〕一同十二日〇寛永六年十月松平長門殿ゟ九月廿四日状來ル、爲御成之御祝儀、銀子貮拾枚、薄端百枚來ル也、〇中略

一同十九日、松平長門殿へ返書遣ス、銀子廿枚、薄縁百枚之禮も申遣ス、〇下略

〔毛吹草〕三攝津　疊（タヽミ）　薄縁（ウスベリ）龜相物諸國ニ行

〔壬生家記〕掃部頭記

貞享度神座設樣南枕

一白布縁疊　一枚

〔延喜式 三十八 掃部〕元日平旦、設奉拜天地四方御座、〇中略 三所敷半帖、

〔江家次第 九 九月〕同〇小安殿行幸次第

其東第一門西邊立大宋御屏風三帖、〇註略 件屏風不及南障子五尺許、其東敷繧繝端半帖一枚、爲拜座、雖用高麗端、然而前例如此、〇中略

行幸神祇官、被立伊勢幣儀

正廳內東第一間敷滿薦、〇中略 其西立大宋御屏風、其東敷小筵二枚、其上敷高麗端半帖一枚、爲御拜座、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合通分雜物參拾伍種、〇中略

半疊玖拾參枚 一枚錦端 七枚黃端 五枚紫端 卅枚白布端 十三枚緋端 廿五枚折薦 十

〔中右記〕寬治五年十二月十日甲子、被立臨時伊勢奉幣、〇中略 掃部寮敷小筵二枚、上敷半疊、向巽方、

永長元年八月廿日丁丑、未時許參內、今日有錫紵著御事、〇中略 戌剋供御裝束、〇中略 御屏風二帖立廻、掃部寮官人役之、有錄子、其中敷小筵二枚、上供緣端半疊一枚、靑端也、 二年〇承德元年 三月廿七日、依爲春日行幸行事、下向南京也、 廿八日壬午、卯時許、與大夫史〇祐俊宿禰 相共參御所著到殿、相催諸司、令御裝束、〇中略 又件御座〇御拜御座 高麗端疊二枚上敷同半帖、而去寬治三〇三、一本作二、年三月十一日行幸之時、敷小筵二枚、上用高麗半帖一枚者、件事如何、不知其故、相尋人々處、如此神社行幸御拜時、皆敷高麗端二枚、仍今度用高麗也

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、〇中略 高座上敷繧繝端半帖、高座中央間立禮盤二脚、下敷小筵、其上敷繧繝端半帖、

〔長秋記〕大治四年正月廿九日戊申、兩院〇白河、鳥羽、御幸賀茂社也、〇中略 及申剋御禊、其儀藏人二人取小筵半帖、入御簾中鋪了、

左右侍臣座也、

〔朝野群載十五陰陽道〕申請造暦用途物

陰陽寮解　申請寫來年料暦用物事〈○中略〉

長疊四枚〈○中略〉已上目錄〈○中略〉長疊四枚〈左辨官下宮内〉〈○中略〉

右寫來萬壽三年暦料、用度雜用料、依例陰陽寮所請如件、

萬壽二年七月四日　左少史小野朝臣奉政奉

左大臣宣旨宛之　右少辨藤原朝臣

〔中右記〕嘉保三年〈○永長元年〉三月廿四日、今日御覽臨時殿上賭弓、〈○中略〉又無名門代中敷疉幷長疉爲侍臣座、

〔延喜式五齋宮〕年料供物〈○中略〉

短帖一枚〈中略〉〈秋冬料〉已上春夏料亦如是、但爲薄帖、〈掃部寮作備、毎年二季供之、〉〈○中略〉短帖三帖、〈已上乳母料〉〈○中略〉短帖十三枚〈中略〉〈已上官人已下料〉

〔延喜式三十八掃部〕凡御座者、〈○中略〉其神事幷仁壽殿等座、設短帖、

〔江家次第一正月〕四方拜事

一所拜天地之座、〈在東〉座前机置華燒香、〈其香花各盛中坏〉

以上座鋪短帖

〔江次第抄一正月〕以上座鋪短帖、短帖、掃部寮供進、皆淺黄縁半帖也、

〔長秋記〕大治四年七月十五日辛卯、〈○中略〉院〈○鳥羽〉於此中著錫紵、〈○此月七日白河崩、中略、〉遷御倚廬、東對北第三渡殿爲倚廬代、〈○中略〉敷鈍色廣疉一帖爲御寢所、長押下傍北敷同疉二枚、此外無他事、

〔下學集下器財〕半疉〈ハンデフ〉

以形狀爲名

〔延喜式五齋宮〕年料供物(○中略)
長帖二枚(中略、已上官人已下料)

〔延喜式十四縫殿〕年料雜物
長帖十枚

〔延喜式十六陰陽〕凡造曆用度者、(○中略)座料長疊四枚、(請掃部寮)

〔延喜式二十大學〕凡講書博士已下座料、(○中略)長疊廿八枚、並隔三年申省請受、
凡諸堂食座料、長疊十枚、三年一爲請替、

〔延喜式三十八掃部〕凡大學諸堂學生食座料、長疊十枚、隔三年行之、
備料、(○中略)長帖五十枚、
右諸祭及齋會節會等座、以件儲料鋪之、貯收寮家、隨事出用、隨損料度、申省造換、

〔江家次第十四〕建禮門行幸裝束
西方南北面、(○中略)次靑端長疊二枚、(參議座)

〔續修東大寺正倉院文書十六〕鋪設物
長疊二枚　短疊五枚(○中略)
記書外在(○中略)　更高屋受　短疊五枚　長疊一枚　薦一枚
○按ズルニ、本書ハ皇后宮職解文ノ紙背ニ在リテ、此前文ニ天平二年七月四日高屋連赤麿トアリ、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合通分雜物參拾伍種(○中略)
長疊漆拾捌枚(二枚錦端一枚緋端十一枚緣端六枚黃端卅二枚紺布端十六枚白布端八枚折薦)

〔內裏歌合〕天德四年三月卅日、女房有歌合之事、(○中略)後涼殿東小簀子敷、從渡殿南北相分敷長疊爲(殿上日記)

疊種類以原質爲名

以製作爲名

〔茶道筌蹄〕〔一〕小座鋪之部

疊　六尺三寸にかぎる、京間は厚サ一寸七分也、大坂は一寸八分、（六尺五寸疊は二寸二分なり）

〔台記〕仁平元年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、○中略　廿七日癸亥、撤尊者已下辨已上膳、○中略　裝束、○中略

南廂西二三間、敷青錦緣龍鬢帖、（白絹裏）二枚、（以西二間東柱當二枚續目）爲親王座、（東上北面）

〔延喜式〕〔五齋宮〕年料供物、○中略

折薦帖九十枚、（中略）已上官人已下料、○中略　供新嘗料、○中略　折薦帖二枚、（已上寮充之）　右掃部所請、○中略

齋宮鋪設、○中略

寮助板牀榻牀各一張、折薦帖二枚、○中略　右齋内親王向國鋪設、初年當國供之、後年寮司備之、

〔延喜式〕〔三十八掃部〕儲料、○中略　折薦帖百六十枚、○中略

右諸祭及齋會節會等座、以件儲料鋪之、貯收寮家、隨事出用、隨損料度、申省造換、

〔西宮記〕〔四月〕改御裝束、

御座（掃部司供御疊）

三日掃部寮進端料請奏、○中略　折薦疊四枚、（二枚出納掃部寮、二枚小舍人掃部寮）　已上内藏寮所進、（承和例云、受掃部寮云々、）

〔江家次第〕〔十九月〕射場始

同（○明義門）廊東第一間南砌、敷折薦帖、爲出居座、（北上西面）雨儀公卿座末、横切敷之、（南上○中略）

安福殿南一間、敷折薦帖、爲射手座、坍西立的申床子、神仙門内南北相對、敷折薦帖、爲侍臣座、（東西對座）

〔本朝世紀〕久安三年十月廿九日己未、今日有射場始事、○中略　南殿西壇下南北行、鋪折席長疊、爲出居座、（南上西面、件座雨日敷公卿座末也、○中略）神仙門内二行、鋪折席長疊、爲殿上侍臣座、（件座間敷席、撤御膳棚、侍臣等立下侍、西面南壁邊、）安福殿東廂第一間、鋪折席疊、爲的申矢取等座、（但的申座、用床子歟、可尋、西宮記云、棚西立的申床子云々、）

凡疊緣、白地織雲象、是謂雲繝緣、是禁裏院中、及諸親王、攝關家、諸門主爲准后時用之、白地有小紋之緣、是謂高麗緣、元此帛自高麗來者也、是公卿以上用之、赤色緣、地下人之所座也、黃色又其次也、於今藍染緣、武家及地下良賤通用之、按古所謂疊今緣取也、稱厚疊者今所用之疊也、今世其厚倍常疊者、謂厚疊、是譌傳也、

〔和漢三才圖會 三十二 家飾具〕疊席 たゝみ　席薦 日本紀　疊 音牒　和名太々美 〇中略

按疊、重也厚也、重疊之義也、用藁緊括踏堅、厚一寸餘、粗縫固謂之疊牀 太々美乃止古 以薦爲裏、以藺席爲表、其緣有高麗緣、繧繝緣、絳絹緣之品、尋常民間之緣皆紺布、而江州高宮布爲上、豐州府內布次之、表席出於備後者爲上、備中備前次之、江州又次之、江州亦有拔對之上席 丹波疊、畢性剛靭也、凡備州之莞、短細、故席皆織半、而織目有六十六疇、江州丹州之莞長而不中織、而織目有六十、

禁裏御疊長七尺 橫卽長之半截 厚二寸二分、

三公及門跡御疊長六尺六寸、厚一寸八分、吉野高野兩山亦用之、故呼曰高野間、

畿內民家疊長六尺三寸、厚一寸七分、謂之京間、

關東民家疊長五尺八寸、厚一寸六分、謂之田舍間、

〔倭訓栞 前編 二十九 末〕ま 〇中略 疊に京間、中間、田舍間の別あり、

〔東厓談叢 上〕疊子

吾國宮室之制、堂宇接連、別屋相通、室去地二三尺許、施架、架上加板、上鋪疊子、疊子編稻稈爲質、捆椓使堅、上施藺 灯心艸也 席、其兩端以布或綿布或皮緣之、厚可二寸、室之廣狹量數、而作長六尺三寸、爲一間、濶三尺、寸半爲間半、室之廣者中筵量之制想如此、

〔皇都午睡 三編 上〕江戶は勿論、五里七里脇の城下にても、疊一間と云は五尺八寸、半間は二尺九寸也、京攝の如く京間といひて、六尺三寸の疊は曾てなし、猶裏店は五尺間もあり、

繧繝六帖内
一帖帳中敷寸法注前、京筵一枚、薦十五枚許、中倍入紙、縁四尺、裏生平絹二丈四尺、三疋乃五尺縫糸廿一筋、単功、
二帖同地敷料寸法注前、京筵二枚、薦各廿枚、縁各四尺八寸、裏生平絹五丈七尺、三丈八尺五寸各二寸入上紙中倍、単功、
三帖帳西用料調度注前、長各七尺五寸、弘各三尺六寸、厚一寸五分許、単功、
枚別京筵一枚、各薦十二枚許、各縁四尺、各裏生平絹一丈七尺、入上紙中倍、糸如前、○中略
帳東副料高麗端畳二帖許但夏一帖用之、長七尺五寸、又八尺、弘三尺五寸、裏細美布各長二丈二尺、三乃國筵一枚、薦八枚、単功十疋、各五疋五尺縫糸廿一筋、単功滄二升、各一升
一北庇具目録○中略
繧繝端畳四帖夏冬同前、凡庇具定、
単功廿疋、各五疋滄四升、各二升
高麗端
夏十九帖内二帖妻庇単功五十七疋、各三疋滄一斗九升、各一升冬廿九帖内二帖妻庇
〔三中口傳三〕一鋪設装束事三條
畳事
繧繝端帖、面京筵、裏ハ白布ヲ付テ其上白生絹ヲ覆也、紙ヲ付テ絹ヲ覆非例也、
大文高麗端帖　面京筵、裏白布三幅可付之、
小文高麗并紫端帖　面國筵、裏白布三幅可付之、
以上大文以下、布二幅ヲ付ル非例也、
〔雍州府志七土産〕畳　倭俗堂室之座席是謂畳、凡畳量法、長六尺三寸、幅三尺一寸五分、是謂一間、先以藁造臺、厚三寸許、又別以藺莖編蓆、藺中華所謂燈心草也、其編之或謂打、是則所謂畳面也、自備後来者為良、丹波近江之所打、是為下品、以斯面敷莚牀上、處々以麻苧縫之、而後著縁於兩端、是謂畳一帖、

かくしたり、

〔類聚雜要抄四〕中敷三帖各一帖、差料十八疋、各六尺、淺料六升、各二升、

南殿料一帖長九尺、弘四尺五寸、厚一寸七分許、　清涼殿幷夜大臣料二帖各一帖、長各八尺、弘各四尺三寸、厚一寸七分許、

下敷六帖各二帖、差料卅六疋、各六尺、淺一斗二升、各二升、

南殿料二帖長各九尺、弘各四尺五寸、厚一寸七分許、　清涼殿幷夜大臣料各二帖長各八尺、弘各四尺、厚如上、

地敷六帖各二帖、差料卅二疋、各七尺、淺一斗八升、各三升、

南殿料二帖長各一丈三寸、弘各五尺一寸五分、厚二寸三分許、　清涼殿幷夜大臣料各二帖長各九尺三寸、弘各四尺六寸五分、厚如上、〇中略

繧繝端

長弘地鋪定

裏生平絹三乃　入紙中倍

單功十疋

二帖夏冬　各五疋

同前也　淺二升各一升

高麗

國遊鳥各十餘枚

長七尺五寸　弘三尺五寸

裏細美布三乃

單功四十

夏十六帖冬　八疋各三疋

廿一帖各加　淺一斗六

左右妻庇定　升各一升

半、〇中略

雜給料

狹帖一枚、長八尺、廣三尺六寸、料調席一枚、調折薦三枚、端料綵帛五條、一條長九尺、四條各長八尺五寸、廣並三寸、色絲一分、緋革一條、方五寸、裏料庸布二條、各長八尺、一條廣二尺四寸、一條廣一尺二寸、熟麻八兩、細繩十三丈、長功一人半、中功二人、短功二人半、〇中略

狹帖一枚、長八尺、廣三尺六寸、料調席一枚、調折薦二枚、端料紺布二條、別長八尺五寸、廣四寸、熟麻八兩、木綿二兩、細繩十丈、長功一人半、中功二人、短功二人半、

狹帖一枚、長二丈、廣三尺六寸、料長席一枚、調折薦四枚、端料紺布二條、各長一丈五寸、廣四寸、熟麻十二兩、木綿三兩、細繩十丈、長功一人半、中功二人、短功二人半、

狹帖一枚、長二丈、廣三尺六寸、料長席一枚、調折薦四枚、端料紺布二條、各長二丈五寸、廣四寸、熟麻十三兩、木綿五兩、細繩廿丈、長功三人大半、中功五人、短功六人、買雜色革長功一人百廿條、中功一百條、短功八十條、〇中略

狹帖一枚、長八尺、廣三尺六寸、料短席一枚、折薦二枚、細繩四丈、長功十枚、中功八枚小半、短功六枚半、

〔延喜式四十三春宮〕紫端帖四枚、厚薄各二枚、綠端卅二枚、厚薄各十六枚、黃端卅二枚、厚薄各十六枚、料紫帛三丈六尺八寸六分、紫絲一兩二分、綠黃帛各三疋五尺一寸二分、絹六疋四丈七尺一寸、綠絲八兩、黃絲八兩、紫革卅條、二條各方七寸、十五條各方六寸、十八條各方五寸、三條各方四寸、二條各方三寸、黃革卅二條、十六條各方五寸、十六條各方四寸、調布廿三端三丈八尺、熟麻大廿六斤十三兩、出雲席卌枚、四枚各廣五尺、卅六枚各廣四尺、東席卌二枚、葉薦一百十八枚、折薦九十六枚、

右年料坊官請受供之

〔空穗物語藏開中〕三條殿のかくて源中納言殿のうぶやの七日のよになりぬれば、〇中略かべしろには、しろきあやをうちやうじたり、たゝみにはこんわたをこもにむらさきのうらつけて、からのにしきのはしさし、しろきあやをむしろにしたり、しとねうはむしろは例のごとすのこにも

枚、中功四枚、短功三枚小半、

六位以下短帖一枚（長廣同二五位一）料凡席五尺、折薦一枚、細縄二丈、長功廿枚、中功十七枚、短功十三枚、

〔延喜式 三十八 掃部〕造二鋪設一功程

神事料白端狹帖。一枚（長九尺、廣四尺五寸、）端料暴布二條（各長九尺五寸、廣六寸、）裏料暴布一丈八尺、麻八兩一分、木綿二兩二分、織席一枚、編薦二枚、細縄十五丈、長功日一人半、中功日二人、短功日二人半、

狹帖一枚（長八尺、廣四尺、）端料暴布二條（各長八尺五寸、廣六寸、）裏料暴布二條（一條廣二尺四寸、一條廣一尺六寸、長別八尺、）麻八兩、木綿二兩、織席一枚、編薦二枚、細縄十三丈、長功一人、中功一人半、短功二人、

狹帖一枚（長一丈二尺五寸、廣四尺二寸、）端料暴布二條（各長一丈三尺、廣六寸、）麻五兩一分、木綿二分、黑山席一枚半、篇薦二枚、細縄十五丈、長功一人半、中功二人、短功二人半、

狹帖一枚（長六尺、廣四尺、）端料曝布二條（各長六尺五寸、廣六寸、）裏料暴布二條（一條廣二尺四寸、一條廣一尺六寸、長各別六尺、）麻六兩、木綿二兩、織席一枚、細縄十丈、編薦一枚、長功一人、中功一人半、短功二人、○（中略）

供御料

狹帖一枚（長八尺、廣五尺、）料織席一枚、葉薦四枚、端料錦生絁各五條（一條長九尺、四條各長八尺五寸、廣並三寸、）帖裏料曝布一丈六尺、又一條（長八尺、廣三寸、）紫絲一分、苧大五兩、紫革一條（方七寸、）細縄十五丈、長功日二人、中功日二人半、短功日三人、

狹帖一枚（長八尺、廣四尺、）料出雲席一枚、葉薦四枚、端料兩面生絁各五條（一條長九尺、四條各長八尺五寸、廣並三寸、）著二裏料布二條（一條長八尺、廣二尺四寸、一條長八尺、廣一尺六寸、）綠絲一分、紫革一條（方六寸、）苧大四兩、細縄十五丈、長功一人半、中功二人、短功二人半、

狹帖一枚（長六尺、廣四尺、）料織席一枚、葉薦四枚、端料暈繝生絁各五條（一條長七尺、四條各長六尺五寸、廣並三寸、）著二裏料曝布二條（各長六尺、一條廣二尺四寸、一條廣一尺六寸、）紫絲一分、紫革一條（方六寸、）苧四兩、細縄十丈、長功一人半、中功二人、短功二人

疊床

〔嬉遊笑覽（一上居處）〕床はもと神代卷に同床共殿とありて、ゆかと訓り、又とことも云ふ、萬葉集に、輿床に母は睡有、外床には父は寢有とあり、床は臥床をいふ也、されど漢土の如く別に床作りて、其上に臥にはあらず、古への人家すべて板敷なれば、坐臥する處には疊を敷、その臥ところを床といふなり、今疊に床といふこともこの意にかなへり、

疊板

〔倭訓栞（中編十三）〕たゝみいた　神社、朝廷、都鄙、遠島、幽谷といへども、屋中必用床布疊板、異邦に異也、

疊製作

〔延喜式（三十八掃部）〕雜給料

長帖一枚（長一丈九尺、廣三尺六寸）、料長席一枚、折薦三枚、細繩十丈、長功六枚、中功五枚、短功四枚、

〔延喜式（三十八掃部）〕供御料

短帖一枚（長四尺五寸、廣四尺）、料織席一枚、葉薦二枚、端料暈繝生絁各五條（一條長五尺五寸、四條各長五尺、廣並三寸）、縣布四尺五寸、又一條（長四尺五寸、廣一尺六寸）、紫絲三銖、紫革一條（方四寸）苧三兩、細繩七丈、長功一人、中功一人半、短功二人、

雜給料

短帖一枚（長三尺五寸、廣三尺二寸）、料織席一枚、調折薦一枚、端料綵帛五條（一條長四尺五寸、四條各長四尺、廣並三寸）、庸布二條（各長三尺五寸、一條廣二尺四寸、一條廣八寸）、色絲三銖、緋革一條（方四寸）熟麻四兩、細繩五丈、長功一人、中功一人半、短功二人、

右厚帖用度具依件、其薄帖料綵帛并葉薦各減半、（短帖減少半）功程毎色減半人、（短帖減少半人）餘皆同厚、○中略

一位短帖一枚（長六尺、廣四尺）、二位短帖一枚（長五尺、廣四尺）、並料黑山席一枚、葉薦四枚、端料黃帛二尺三寸一分、裏料調布一丈、黃絲一分、黃革一條（方四寸）苧四兩、細繩六丈、長功一枚半、中功一枚四分之一、短功一枚、

三位短帖一枚（長四尺六寸、廣四尺、一重不著裏布）料黑山席六尺六寸、葉薦三枚、席端料黃帛一尺四寸、薦端料黃調布二尺三分、黃絲一分、黃革一條（方四寸）苧四兩、細繩六丈、長功二枚、中功一枚大半、短功一枚小半、

五位已上短帖一枚（長四尺、廣三尺六寸）、料調席五尺、葉薦二枚、端料黃調布一尺五寸、苧二兩、細繩二丈、長功五

たゝみのへり

〔海人藻芥〕疊之事

帝王院繧繝端也、神佛前半疊用二繧繝端一、此外實不レ可レ用者也、大紋高麗ヲバ親王大臣用レ之、以下更不レ可レ用、大臣以下公卿小紋ノ高麗端也、僧中者僧正以下、同有職非職ハ紫端也、六位侍ハ黄端ナリ、諸寺諸社三綱等皆用二黄端一云々、四位五位雲客用二紫端一也、

〔有職問答四〕一疊のへりの紋の事、天子親王攝家三公以下次第如何

繧繝、高麗、大文小文、紫緣、黄緣等、宮殿以下、其所ニシタガヒテ令レ敷レ之、大略三公家通用也、

〔市中取締類集在町家作一〕家作相直候廉々奉レ伺候書付

市中取締懸名主共

ヒレ付書面家作上相直伺之內ニハ、是迄御觸被二仰渡一之廉々顯然不レ仕も有レ之候得共、夫々奢侈之品ニ付、都而伺之通リ相直候樣被二仰渡一候方、名主共心得方一定仕可レ然哉ニ奉レ存候、

市中取締懸〇中略

卯天保十四年五月十四日

疊緣

一雲げん

一りうび

一大もん　小もん

一麻かうらい

右者今般家作別莊之內、不相應之造り方仕候分、南茅場町家持永岡儀兵衛外四拾九人之者共被二召出一、早々可二相直一旨被二仰一儀ニ付、私共ゟ相直候分ハ、取調御許可二申上一、右ニ付可二相直一廉々被二差定一區區ニ不二相成一樣仕度、書面申上候口々相當之分ハ、爲二相直一可レ申哉奉レ伺候、以上、

市中取締掛名主共

卯五月

しき疊をば、へりとはいひけんとおぼゆれど枕草紙に、うげんべりの疊ともみえたり、しかればそれにもかぎるべからねど、延喜式等みな端の字を用ひられたれば、へりといへるは後にて、ふるくははしといへるにこそ、式其外江次第、また雲圖抄、類聚雜要など、いづれも端の字を用ひられたり、そが中に式の勘解由に、紺布端茵六枚云々とあるは、いま民間にも用ふるに同じ、又園太暦廿三上、便宜所懸伊豫簾、敷鈍色緣疊等云々とみゆれど、この上文には疊端ともかゝせたまへり、

〔貞丈雜記十四家作〕一疊のへりに繧繝緣と云ふは、白地に色々の糸を以て花などをおり付けたる織物にて、へりをするなり、たとへば赤き糸にて花をすれば、花のまはりをうす赤き色にて、細くへりをとり、又其外は一段うすき色にて、へりをとるなり、其外の色も是れに准じ知るべし、貞丈云く、繧繝は本字暈繝也、暈繝は錦の名也、色々の糸を以て、文を織るなり、文の形は不定なり、暈は日月のかさと云ふ字なり、カサとは、日月の外に、輪の如くなる氣を云ふ、かの錦の文の廻りに、同じ色にて、濃き色と、中色と、薄色とをかさねて、三重にへりをとりて織る色、日月の廻りの暈の如くなれば、暈繝錦と云ふなり、畫師の彩色を入るに、官女の衣服の袖口などを、重れたる體をいろどるに、上に重れたるは色こく、其次は少うすく、其次に猶うすく、次には段々にうすき色にいろどるを、うんげんと名付くるも、うんげん錦に似たる故の事なり、高麗緣は綾なり、白地に文をば黒く織るなり、是も紋は不定雲形菊花など、其外不定也、白き麻布に黒く文を染めたるは、かの綾を似せたる略物なり、

〔安齋隨筆後編十四〕一疊のへり、高麗緣は白地に黒紋を織る也、略には染る繧繝緣と云は、赤地に黒黄の二色にて筋を織たる也、厚疊の緣は此二色也、

〔毛吹草三〕山城　安居院疊緣(アグヰンニタヽミベリ)高麗べり、雲繝べり也、

〔茶傳集九〕一疊のへりは、書院廣座敷ゟ二疊一疊半の侘小座敷ニ至ル迄、一寸べり定法也、

〔尤の草紙上〕せばき物之しな〴〵

一書院面貳百廿疊　御數寄屋面八疊　同とこの面一でう　貳間之とこ貳枚　七尺之面貳疊〇中略

一同七日〇九月、中略、崇壽院様八月廿四日ゟ御腹中氣にて御藥進上之由申來、久右衛門ゟも追而狀にて御煩之義申來ル、又追而狀來、〇中略下物案左ニ有之、

下物〇中略

一たゝみの面四拾五帖　一三間之とこ但壹間半一枚、　一貳間之とこ壹枚　一壹間半とこ壹枚

一同〇寛永八年九月十一日德西堂上ス、久右衛門江書狀遣す、〇中略數寄屋疊之面八疊分下す事、同へり一端下ス事、〇中略書院疊面廿七疊二間床下ス事、同へり三端下ス事、常之くろこへり十端下す事、〇中略彼是用所共申遣す、

一同日〇寛永九年九月十八日飛脚介三上ス、良長老久右衛門ニ一紙ニ狀遣ス、戸帳之用ニ紺地之金襴一卷、赤地之段子一卷、紫地金襴之切、是ハ御成之時、御座疊之面ニ取候殘也、大目有、〇下略

〔續武家閑談十九上〕一大猷公〇德川家光御灸俄ニアソバサレ候トキワラミゴヲ可指上旨上意アル、殿中ノ事ナレバ急ニ無之、御賄方へ申付候ヘドモヲソク候キ、ソノ時豆州〇松平信綱御タゝミノ表新舖ガ、イカ程モアルベシ、ソレヲ切サキ候ヘト被申付、故忽差上、御用相スミ候也、

〔運歩色葉集多〕疊縁ヘリ〇

〔北邊隨筆二〕疊の緣

おなじ物語〇堤中納言物語に、錦はし、かうらいはし、うげん、紫はしの疊、それはべらずは、布べりさしたらんやれ疊にてまれ貸し給へ、たまえに苅るまこもにまれ、あふ事かた野の原にある、すがごもにまれ、たゞあらんをかしたまへ云々、この書きざまをみれば、布なるをのみ、へりといへるは、賤

〔毛吹草三〕丹波疊表タヽミノオモテ　備後疊表　肥前佐賀疊表

〔梵舜日記〕慶長八年四月十六日、近江オモテ疊屋ニ銀子十四匁七分相渡也、十年八月七日、豐國社巫女屋疊面替卅疊、備後面神供所廿帖近江オモテ也神事祭前ニ申付出來也、十一年七月廿四日、豐國社頭政所御產所、厚疊備後面十七帖、銀子卅九文目一分取也、來月神事ニ疊面替料也、十七年十一月廿四日、神供所之疊之面廿一帖、鳥目五百八十八文相渡也、近江面也、十九年七月十九日、神供所疊面替申付、十四帖備後面也、廿日、次御厩九帖、備後面替申付也、八月十六日、社頭兩緣疊十七帖、禰宜宿直所十帖、下座疊八疊、巫女屋疊廿帖、神供所疊十帖、御厩九帖、大門番所十帖、今度悉以備後面替之也、當社十七年忌御神事也、依爲當月如此申付、悉葬用巳下別儀ニ日記在之、

〔寶永のらく書〕寶永六年己丑落書

大錢に近江表の帆をあげて稻がきのせてながす對馬に○中略

吟味せよ近江表の糸きれてむしが喰ふたかわらがひし〳〵

〔梵舜日記〕慶長七年九月五日、豐國社寶殿疊ヲモテ、廿一帖代銀子四十三文目相渡也、妙心院慶香取次、則請取有、　十二月廿六日、豐國巫女屋疊面、代四十四文目銀子相渡也、次同緣十一文目査三郎相渡也、

〔國師日記〕一同日〇元和七年九月一日藏福安井人足一人下ル、久右衞門八月廿日之狀來、數寄やたゝみの面六狀、同へり壹たん、○中略下ル、

一同日〇寬永四年十月十四日京ゟ人足下ル、○中略一疊面上々三疊、但勝手ノ、一同上八疊一高宮之へり拾端、

一八月一日〇寬永六年、中略、廉首座、秉拂入用相調置由申來ル、

下物○中略

疊名所
疊表

してと見え、おちくぼ物語に、三條の殿へわたり給ふ條に、げにしんでんはみなしつらひたり、屏風几帳とて、みなたゝみしきたりとあり、今の如くならば、疊しきたりとて、ことわるべきいはれなし、人住せざるときは、ひきかへしたゝみおくが故に疊といひしなり、宇治拾遺に、初瀬まうでする女の馬につけて、疊もちゆくは、道にそれを敷せて休ふるためなり、今の薄縁なる事、これ等をもて知るべし、さて散木奇歌集、長明方丈記等に見えたる、つかなみといふ物、今の疊の床といふ物の類と見ゆ、そのつかなみへ疊を綴(トヂ)つけたるが今の疊なるべし、予(種彦)〇は知らざれど、此考は先達のはやくいはれし事のよし聞けり、その故に唯その一ッ二ッを記し引書もおほかた略けり、今物語、或殿上人さるべき所へ參りたりけるに、をりふしも雪ふりて、月おぼろなりけるに、中門のいたにさぶらひゐて、寢殿なる女房にあひしらひけるが、此おぼろ月はいかゞし候べきといひたりければ、女房返事はなくて、とりあへずうちより、たゝみをおしいだしたりける、心ばやさいみじかりけり、

今のたゝみならざるは、女の力にておしいだすとしるべし、

古
苑玖波集、誹諧の部、

たゝみにふな虫といふ虫の有けるを見て　よみ人しらず

舟むしはたゝみのうらをわたりけり

と侍るに

かうらいよりやさして來つらん

今の如く敷つめしたゝみにては、うらの虫は見えず、

〔運歩色葉集多〕疊面(タヽミノヲモテ)

廣き物を狹く折約むるを、多々牟と云も、折れば重なる故なり、然れば疊は、上代には必幾重も重ね敷たる物なり、萬葉十一に、疊薦隔編數、十二にも疊薦重編數とある、此は薦を幾重も重れ編て、一ッの疊に造るを云り、こはやゝ後の事にて、かの上代の如く、幾重も敷べきを、便りよく一ッに編重れて、厚く造り成せる物なるべし、上代の疊は、後世の如く厚き物とは見えず、

〔嬉遊笑覽一上居處〕同傳〈古事記傳〉二十八疊むとは重ぬることにて、菰を重ねて幾重もある意、又石だゝみ、子だゝみ、藪だゝみ等あり、たゝみの義是なり、然るを今のうすべりのやうに心得るは非なり、むしろ一重なりとも、捲こそせめ、折たゝみなば、折めつきて用ふべからず、かぞふるには、一ひら二枚といひたり、幾帖といふはさらなり、又いづこにもあれ、たゝみ一枚二枚ばかり敷て用る事もあり、

〔倭訓栞中編十三〕たゝみ　神代紀に席薦をよめり、たゝむを體にいふ詞なり、帖もよめり、蘭筵をもよめり、延喜式に折薦帖あり、又大疊、小疊、長疊、短疊、重疊などいへり、八重疊へぐりの山など屬ければ、古へのたゝみは、今云薄縁の類なるべし、古事記に以葦疊八重、皮疊八重、絹疊八重、敷波上とも見えたり、縁は帝王院は繧繝縁也、親王大臣は大紋高麗縁也、公卿は小紋高麗縁也、四五位雲客は紫縁、六位侍黄縁也と海人藻芥に見えたり、今のたゝみは、中山傳信錄に、席を以て草を包み、厚さ一寸ばかり、縁に靑布以てぬうといふにて知ぬべし、いつの比よりか始りけん、西土にはなきもの也、東涯も中國古者席地而坐、後世施床椅而處、用磚鋪地といへり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕次でに云、疊とは數合するものの故に名付、重ぬるにて折ることにあらず、今物をたゝむと云も重ぬるなり、古書に、たゝみめといふは、水草のわかめを集めて作りたるに、今の干海苔の類、今たゝみいわしといふ物と同義なり、

〔柳亭記上〕疊　障子

昔疊といひしは、今の薄縁なり、源氏須磨へたゝせ給はんとし給ふ條に、疊ところ〴〵ひきかへ

古事類苑

器用部十七

坐臥具二

疊名稱

〔倭名類聚抄 十四 坐臥具〕疊 本朝式云、掃部寮、長疊短疊、唐韻云、徒協反、重疊也、和名太々美、

〔箋注倭名類聚抄 六 坐臥具〕延喜掃部寮式有長疊、又有短帖、無短疊、疊帖或通用、○中略 按式所謂疊者、重席作之者、疊訓重、故名重席爲疊也、○中略 神代紀席薦同訓、按多々美多々牟用語、卽以爲其名也、多々與所謂多々奈波流之多々同、云美云牟、皆語辭、

〔伊呂波字類抄 太 雜物〕疊 タヽミ、タヽム

〔下學集 下 器財〕疊 タヽミ

〔類聚名物考 調度 四〕たゝみ 疊 帖とも書り

〔古事記傳 十七〕疊は、白檮原宮 ○神武段、大御歌に、須賀多々美伊夜佐夜斯岐氐、倭建命御歌に、多々美許母幣具理能夜麻能、遠飛鳥宮段、歌に、和賀多々彌などありて、いと〳〵古き名なり、皮を以て疊とせる例、此次に引る、弟橘比賣命云々、萬葉十六、韓國乃云々などのごとし、さて皮疊絁疊などあるを以て見れば、上代には氈茵などのたぐひをも、凡て多々美と云へりしなり、右の白檮原ノ朝の大御歌に、菅疊を敷て、二人御寢坐ししよしあれば、敷て寢る物をも、疊と云しことと知らる、和名抄に、疊和名太々美、此ころに至りては、疊と云し、今ノ世にいふ疊にて、皮絁などのをば、疊とはいはず、氈茵席など、おの〳〵別なり、さてその疊に又品々あり、長帖、短帖、狹帖、半帖、又厚帖、薄帖などあり、帖ノ字は疊と音を通はして用ゐるなるべし、さて又其端に、繧繝端、錦端、兩面端、布端、紫端、黃端などくさ〳〵あり、掃部寮式などに委く見えたり、○中略 さて物を重ぬるを多々牟とも云へば、疊と云名も、重ぬるよしなり、

菅原資忠不作官韻作玄純、是簟名作秀句、犯鶴膝、仰曰、資忠文體可觀、尤是奉公可賜學問料、略○下

〔本朝麗藻〕敷簟待客來 便用來字 江以言

夏天敷簟立徘徊、終日相期待客來、且掃門前當月展、預空座右任風開、一條露滑憑言約、六尺烟平試酒盃、珍重相公招引德、不然爭到晚涼廻、

〔本朝無題詩 二〕簟障子詠三首 菅原在良

採一物得簟

一物分題雖得簟、微涼暗至豈相親、游鱗縱隔三商用、水魄未收六尺珍、依暑氣殘延冷露、繼秋風起委纖塵、由來靑憂足爲貯、劉孝儀詞催感頻、

〔壬生家記〕文政元年悠紀主基御帳纔垣御裝束類之事

一悠紀御帳臺、方一丈、(今度濱床不被用)敷設如例節會、(○中略)毯代二帖(表赤地ノ唐錦、裏紅打、)

簟名稱

〔新撰字鏡〕(竹)簟(田點反、席也、阿○牟○志○呂○、)

〔倭名類聚抄〕(十四坐臥具)簟　蔣魴切韻云、簟(徒玷反、上聲之重、此間名如字、)織竹爲席、暑月鋪之、

〔段注說文解字〕(五上竹)簟、竹席也、(毛詩箋曰、竹葦曰簟、)

〔和漢三才圖會〕(三十二家飾具)簟　太○加○無○之○呂○　籧篨(アジロ)　蘆蓌　和名阿無之呂　俗云阿○之○呂○

簟、竹筵也、(○中略)

按籧篨、篚竹席也、

簟用法

〔延喜式〕(三十八掃部)元日供奉威儀、掃部二人、分列左右、(○中略)官人率掃部、昇豐樂殿、供御座、南廂西第二間敷簟四枚、(爲御酒臺下敷、)

〔江家次第〕(一正月)元日宴會

南廂西第二間、差南去東西行、鋪簟(タカムシロ)四枚、(近例依無簟鋪筵、亦唯有二枚、)

〔江家次第〕十七東宮御元服

南廂西第二間、差南去東西行鋪簟四枚、

〔續日本後紀〕(九仁明)承和七年五月戊戌、天皇除素服、著堅絹御冠橡染御衣、以臨朝也、(○中略)但御座者施簟於砥礪之上、不立御榻、

簟雜載

〔江家次第〕十九弓場殿試事

無名門外立文臺、(內藏寮及曉立之)文人參入、(○中略)次給御題、(○中略)村上　應和二年六月十七日(癸卯)

簟爲夏施(以純爲韻、官韻張純、)

藤原公方作官韻、但以張子純作長純、先是於清水寺祈之、夢中給此題、公方返座、先對清水寺禮云云、

内侍所御縁より階之中央迄、雙方ニ二卷相役候處、唯今にては筵道之上六十間餘、不殘布毯供候樣に被仰付候に付、運送仕候白丁に至迄、多く召連候樣罷成、困窮之輩、甚迷惑仕候間、以御憐愍、自今者兩人分御下行被下置候はゞ、難有可奉存候、〇中略

酉十二月　　内藏寮官人　山本修理大屬

同　深尾縫殿大屬

出納殿

毯代用法

〔江家次第一正月〕元日宴會

殿東軒廊安殿上酒臺、西第一間第一柱南砌上鋪毯代一枚、其上立案

〔西宮記正月上〕小朝拜

裏書、延喜十年正月一日、太子參上、命婦時子授太子祿、天德四年正月有此例 太子不參之時、下母屋御簾等、撤晝御座、其間敷毯代、立侍御倚子、

〔江家次第十九月〕射場始

射場殿欄內幷西門敷滿筵、其上寄西立平文御倚子、東面、有二色毯代、或錦毯代四角置鎮子、依未及祁寒、不必敷毯代、

〔西宮記臨時九〕內親王著裳

撤晝御座、鋪毯代、立大床子、垂母屋御簾、

〔新儀式四臨時〕天皇賀太后御算事

南廂東中間北邊敷毯代、立大床子三脚、南面、太后御座也、〇中略

行幸神泉苑覽競馬事

母屋中央間敷御座、立御倚子、敷毯代、南北立置御机、

〔江家次第正月一〕元日宴會

當御帳東第二間中央、東西兩行設親王公卿座、鋪紺布縹繝毯代、(皇太子不侍之時、第二間西柱西進二許尺鋪之、)立兀子、獨床子、簀子敷床子等、(北親王參議座、南大臣大中納言三位參議・散三位參議座、並西上對座、)近例以件紺布縹繝毯代敷臺盤下、不敷兀子下、訛也、

〔江家次第十七〕東宮御元服

當御帳東第二間中央、東西兩行設親王公卿座、鋪紺布縹繝毯代、立兀子床子等、(○中略)

一上卿座敷物事

案裝束司記文、鋪紺布縹繝毯代、立兀子床子等、此謂公卿座下敷物也、而今敷以件布毯代、爲公卿臺盤敷物、已以違例、太子御臺盤猶無敷物、臣下臺盤獨何有敷物乎、

〔江家次第八七月〕內取御裝束

近例又第七八間北邊立迴同(○山水繪)屛風、(恒用本宮屛風南向)其內設皇后御座、敷鶴武形毯代、立座蓐大床子一雙、敷高麗褥、

〔續百一錄〕寬保二年二月廿八日

一內侍所(江)出御ニ付參役(○註略)

布毯かまへ樣　筵道の上にかまへ　內侍所方下藥にかまへ、まかりとも同斷、

布毯故院の御土藏へ納に參る、

清涼殿ヨリ內侍所之ロウカノ御道筋、筵道ノ上ニ布毯引、(內侍所ノ方下マヘなり)

布毯(アヤ地花ワチガヒ、裏紅、御紋花ワチガヒ、白ノカタモン、ウキ紋ニアラズ、)

三月三日奉願口狀之覺、

一今度臨時三箇夜御神樂被仰出、如例參役仕候、(○中略)其上近頭迄、布毯清涼殿母屋より庇之間、且

四角置鐵子、以紙裏之、

〔新儀式五臨時〕皇太子加元服事

東第三間御帳東邊、去東一丈二尺、設加元服座、立金銀平文倚子、敷紫毯代也、

〔新儀式五臨時〕皇太子加元服事

掃部寮立平文倚子、敷錦毯代、○○○請自藏人所、

〔江家次第一正月〕元日宴會

次撤尋常御倚子、鋪唐錦毯代、○○○立平文御倚子、鋪唐錦褥、近例依無唐錦毯代、敷二色綾、不可然歟、亦鋪纐纈端織物褥設也、

〔江家次第十七〕東宮御元服

掃部寮官人、南殿御帳中土敷上鋪唐錦毯代、四幅、

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、○中略 同堂○母屋第二間敷唐錦毯代、四角設口形鎭子、其上立螺鈿大床子二脚、○下略

〔北山抄三拾遺雜抄上〕内宴事○中略

掃部寮立御扆子、用藏人所螺鈿扆子、有褥毯代、○中略

裏書 藏人式○中略 當日早朝、南廂東第二間鋪繡毯代、立螺鈿倚子、○中略 南廂東第一柱南邊養子、鋪南面毯代、立平文倚子、爲皇太子座、西面、座右立机置硯、主膳監立臺盤一基、其座前渡殿鋪紺布毯代、○○○置草墪、爲王卿座、○中略 仁壽殿西廂南第一二三四間、立廻御屏風、其内鋪紺布毯代、立壺床子、爲侍座、南面、鋪同毯代、立兀子床子、爲典侍掌侍殿上命婦座、東西相對、以北爲上、

〔延喜式四十造酒〕釋奠料、春秋同、布畫毯代一領、○中略

諸節雜給酒器　布畫毯代二領、○中略　右五位已上料、○下略

〔名目抄雜物〕鋪繪毯代、ジキエノセンダイ、敷公卿座下者、

毯代名稱

毯代種類

八尺毯二領、（五月九月不設）○中略 右五位已上料、○中略

四尺毯四領、○中略 右內命婦已上料、並請內藏寮、事畢返上、

〔伊呂波字類抄〕太雜物 毯（タン）坐臥具 毯代

〔名目抄〕雜物 二色毯代（フタイロノセンダイ）

〔西宮記〕一天皇元服○中略

西第三間敷二色綾毯代、立大床子二脚、其上鋪御茵、（東面）○中略 敷設等事、 南方料、○中略 毯代一條、（調之）○中略

北廂料、○中略 二色綾毯代一枚、 已上物等、藏人仰掃部寮調之、料物自行事所渡之、

〔新儀式〕五臨時 內親王初笄事

內親王初笄之儀、撤晝御座、鋪二色綾毯代、立大床子、（用所）

〔江家次第〕一正月 小朝拜事

次御裝束、○註略 垂母屋御簾、暫撤晝御座、敷二色綾毯代、（四角置鎮子）

〔中右記〕嘉保三年○永長元年 三月廿四日、今日御覽臨時殿上賭弓、○中略 早旦藏人源盛家爲行事、御裝束射庭、其儀敷二色綾毯代、其上立殿上御椅子、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、參內、依弓場始也、○中略 御座間後、幷南間立五尺屛風各一帖、（庇柱中東）（西行立之）御座北又立一帖、（南向）御座間差筵上鋪二色綾毯代、立平文置物机各一脚、

〔江家次第〕一正月 元日宴會

殿母屋東第三間西柱北面中央北去（北去、謂玉倚子北足、）五尺五寸設皇太子座、東西行鋪紫綾毯代、立平文小倚子、（西面）其上鋪唐錦茵、

〔江家次第〕十七 東宮御元服

身屋東第三間西柱北面中央北去（北去、謂玉倚子北足、）五尺五寸設皇太子座、東西行鋪紫綾毯代、（四幅、長八尺、）毯代

〔豐太閤入御亞相第記〕文祿三年卯月八日、加賀之中納言殿へ御成之事、
井家中御禮、〇五獻 毛せん十まい 片山内膳

〔國師日記〕一正月十〇慶長八年十七日、高野聖方ゟ使僧下、毛氈壹枚、金扇一本來、〇下略
一同五日〇寛永四年十一月多加佐古之理加、兩上樣江御禮申上ル、供之者十餘人庭上理加一人小綠ニ而御禮、進物虎皮五枚、毛氈廿枚、孔雀尾廿尻進上、
一同二月〇寛永八年九日、松平右衛門佐殿より極月廿八日之狀來、音信に毛氈一箱五枚入來、則返書遣す、使へ渡す、

〔玉露叢十三〕一同年〇寛永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略
一毛氈 十枚 宗對馬守義成
一毛氈 廿枚 毛利甲斐守秀元〇中略
一毛氈 廿枚 松平右近大夫輝興〇中略
一毛氈 十枚 西尾丹後守〇中略
一毛氈 十枚 新庄越後守直好
一毛氈 十枚 大村丹後守純信
一毛氈 十枚 内田信濃守
一毛氈 五枚 井上筑後守
一毛氈 五枚 柳生但馬守
一毛氈 五枚 加々爪甲斐守
一毛氈 卅枚 稻葉美濃守正利

〔倭名類聚抄四坐臥具〕毯 蔣魴切韻云、毯〈他敢反、此間名如字、〉毛席、以五色綵爲之、

〔箋注倭名類聚抄六坐臥具〕又有染成帛代用之者、謂之毯代、見江家次第、今有淸舶載來織成毛席俗呼陀牟都宇者、蓋毯子之譌也、廣韻、毯毛席、毯子見唐濟瀆廟北海壇祭器碑、

〔運歩色葉集氈〕毯タンチ

〔延喜式四十造酒〕諸節雜給酒器

〔内裏式上〕元正受群臣朝賀式
少納言氈於南榮、當第一第二楹間、每座相對、〈○中略〉次少納言二人分入、自昭訓光範兩門、對立氈上、〈南氏佐伯○大伴〉降壇、北面立門下、
〔日本書紀二十九天武〕十年四月辛丑、立禁式九十二條、因以詔之曰、親王以下至于庶民、諸所服用、金銀珠玉、紫錦繡綾、及氈褥冠帶、幷種々雜色之類、服用各有差、
〔太平記二十四〕天龍寺供養事附大佛供養事
此上ハ武家ノ沙汰トシテ、當日ノ供養ヲバ執行ヒ、翌日ニ御幸可有トテ、同〈○康永四年〉八月二十九日、將軍〈○足利尊氏〉幷左兵衞督〈○足利直義〉路次ノ行粧ヲ調テ、天龍寺ヘ被參詣ケリ、〈○中略〉佛殿ノ北ノ廊四間ヲ飾テ、大紋ノ疊ヲ重子布キ、其上ニ氈ヲ被展タリ、平敷ノ御座其北ニアリ、
〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、〈○中略〉次鋪筵道、其上鋪地鋪氈、〈播部家役之○中略〉次請僧十口解經紙、〈法華經一部十卷〉先曲彔十脚、〈各懸氈○下略〉
〔甲陽軍鑑二十品第五十七〕勝賴公御頸はじめは見えず候、子細は、小原丹後、御女房衆を介錯仕り、其後毛氈をしき、腹をきりたる頸を取て、勝賴公の御證と申て、小原が頸を公卿にすへ候へ共、尾張牢人關甚五兵衞と申者、〈○中略〉能見しりて、勝賴公の御頸をえり出し、小原丹後が頸をすて候、
〔玉露叢十一〕寬永十二年正月廿八日ニ二ノ丸ニ於テ、將軍家家光公ヘ仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、〈○中略〉
一御慰トシテ御能アリ、〈○中略〉
一御舞臺ノ御正面ヨリ御左ノ方ニハ、御白洲ニ毛氈ヲシキ渡シ、大小名ヒシト列座ナリ、
〔甲陽軍鑑十一上品第三十七〕一駿河田中御逗留の間に、織田信長より、佐々權左衞門使者にて、御音信、かゝらのかしら二十、毛氈三百枚、〈○下略〉

〔空華日工集〕永和二年五月八日、〇中略管領兵部病、〇中略叙生死到來事、又預辨後事、因割田捨報恩寺、特以青氈委付合弟房州道合居士、

〔類聚名物考調度四〕花氈　花氈を俗にはな毛氈といふ、則これ也、

〔法隆寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合氈參拾肆床

佛分參床一長八尺六寸廣四尺三寸　一長八尺七寸廣四尺五寸　一長八尺五寸廣四尺二寸

法分壹拾肆床〇中略一長八尺六寸廣六尺八寸

通分壹拾伍床一長七尺二寸廣三尺三寸、織氈、　二長各八尺二寸廣四尺一寸〇中略　一長七尺三寸廣四尺一寸、花氈、

塔分貳床〇中略一長八尺廣四尺九寸

右養老六年歲次壬戌十二月四日、納賜平城宮御宇天皇者、

〔玉露叢十三〕一同年〇寬永十六年ニ江戸大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〇中略

一花毛氈　廿枚　細川肥後守光高

〔大安寺伽藍縁起幷流記資財帳〕合織絨幷氈貳拾捌床佛物織絨一床　法物高麗織絨一床　通物廿六床之中　三床織絨、六吉氈、十七黑氈、

〇中略

以上資財等、天平十八年本記所定注顯如件、

〔延喜式十五內藏〕諸國年料供進

氈十枚下野國所進

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

下野國〇中略氈十張〇中略

右以正稅交易進、其運功食並用正稅、

氈種類

毯、俗云花毛氈也、今用₂太木綿絲₁織₂花文₁、比₂眞毯₁不₂野₁、

〔令義解一職員〕内藏寮

頭一人掌₂○中略氈褥訓₂點₁、毛爲₂褥席₁者也、○中略及別勅用物事₁、

〔運歩色葉集毛〕毛氈。

〔倭訓栞中編二十六毛〕もうせん　毛氈の音なり、花毛氈は大花毛氈なりといへり、絨毯とも見ゆ、坐氈も遊生八牋に見えたり、

〔類聚名物考調度四〕毛氈　もうせん

是は古への毳の類也、古へは今の西土より來れる毛氈はなし、毛布を用ゆ、今のもんぱ、とろめんの類也、毛氈はもと西土より來る、今は此方にても織こと也、いづれも獸毛をもて作れる物故、神事には用まじき事也、南嶺遺稿に毛氈の事をいへるに、法曹類林百十七卷にあるよしいへるは、例のあざむき事なれば信じがたし、その書今ほろびたり、

〔正倉院御寶物之圖〕御寶物目錄記₂寸尺₁者、以₂金尺₁新量₂之₁、

毛氈　四十枚内一枚白、十九枚褐、十五枚赤白、五枚赤白、

〔延喜式十二主鈴〕年料所₂須、○中略緋氈二枚、並隨₂損請換、

〔國師日記〕一芳札令₂拜見₁候、爲₂御音信₁紅氈二枚芳惠、遠路御懇志之至、過分ニ存候、○中略

十月十七日○慶長十三年　金地院

遍照光院

一同十九日○慶長十九年十月廿三日高野行人中使僧正覺院、五大院來臨、行人中十月廿日之狀來、幷紅氈廿枚來、

一八月二日、○元和七年紹高七月十九日之狀來ル、○中略眞乘ゟは紅氈八十まい借用申度候、奉₂賴之由申來ル、

氈名稱

同略○大嘗南端西方差北進布蘆蓆、（雨儀剣座前壇下）

〔江家次第十七〕立太子事

承明門東西內掖、各鋪蘆蓆、上各置平蓙、北面（閣司座）

〔新撰字鏡毛〕𣰽氈（上巨員反、下山于反、毛席也、織毛褥曰氈毲、細者謂之毲毲、加毛、）毾㲪（上他盍反、下得恒反、加毛、）〔同〕氈（之然反、平、可毛、）

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕氈　野王曰、氈（諸延反、和名賀毛、）毛席撚毛爲席也、

〔箋注倭名類聚抄六坐臥具〕下總本撚作織、按說文、氈撚毛也、孫氏依之作織非是、○中略　釋名、氈旃也、毛相著旃旃然也、今俗毛氈卽是、非織成者、

〔段注說文解字八上毛〕氈、撚毛也、（手部曰、撚者蹂也、撚毛者蹂毛成氈也、周禮掌皮曰、共其毳毛爲氈、古多假旃字、）

〔運步色葉集勢〕氈

〔延喜式考異十五內藏〕獨彩氈（左行丑）　和名抄、氈和名賀毛、毛席也、褥氈褥也、此間云還久、今案毛席名也、俗以猫皮等爲之、考聲、杵毛爲之曰氈、以縉綵衣之曰褥、案蓋古毛皮毛布相通用、當今其存者、零羊、和名加末之々、野人呼曰賀毛鹿、信濃俗呼曰爾久、賀毛者氈也、爾久者褥也、蓋古有用零羊皮、故有其名、而尙存于今也、○下略

〔倭訓栞前編六加〕かも　氈をかもと訓ず、倭名抄に見えたり、日本紀におりかもとも見えたり、毛席と注す、毛裳の義、裳は敷裳をいふ成べし、新撰字鏡に𣰽氈と訓せり、下野氈、令義解に見ゆ、

〔安齋隨筆前編二〕一氈十枚　右同式（○延喜內藏）二氈十枚（下野國所進）と見えたり、氈は毛織の席也、昔下野にて作る歟、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕氈（音旃）　𣰽　和名賀毛　毯（音掲）　𣯷　俗云花毛氈○中略

按、氈今云毛氈也、大抵如筵席長幅、或有方丈餘者、爲珍、陝西山西之產爲上、浙江者次之、雲南者爲下、皆純赤色也、青色者亦有之、而不如於赤者、

蘆蔽用法

〔江次第抄 一正月〕蘆蔽（ロヘイ）　謂鷹鞍

〔日本靈異記考證 中〕第六

薜（蔽俗字、出顏文帝弔比干文、此疑薜字之譌、然以呂波字類抄、薜訓ブル、蔽或並通作薜、）

〔金石萃編 二十七北魏一〕孝文皇帝弔殷比干墓文

夜幽幽而致薜

此碑字多別構、○中略 蔽爲薜、（中略）金石文字記

〔延喜式 三十八掃部〕元日供奉威儀、掃部二人、分列左右、○中略 官人率掃部、昇豐樂殿、供御座、○中略 逢春門內南北鋪蘆薜、置草墪、爲閑司座、

十七日觀射豐樂殿、○中略 兩侯射席東南各七許丈立賞物床、前鋪蘆薜、

十八日正月○賭射、○中略 其南積祿所鋪蘆薜、

〔西宮記 臨時八〕官外記廳座

大臣著座、座皆立倚子、（內大臣不立座）倚子下敷蘆薜、

〔江家次第 一正月〕元日宴會

宜陽殿西廂北行第四間砌上中央鋪蘆薜、立兀子、（內辨大臣座、近例與柱平頭立之、）○中略 當幔北東西行鋪蘆薜一枚、

其上立案、○中略 承明門東西內掖各鋪蘆薜、上各置草墪、（闈司座北面）○中略

元日宴會（御忌月幷不出御儀）

中務輔召唱、（近代不見、往年執而立祿辛櫃下、） 群臣下殿 到日華門前、待唱跪蘆薜上、搢笏取祿、縫殿頭以下授之、

〔江家次第 二正月〕二宮大饗

王卿次第自座上進跪蘆薜上、搢笏取祿、南面一拜退出、

〔江家次第 三正月〕賭射裝束

山城國　調、○中略　折薦八百五十八枚、葉薦四百六枚、食薦一千五百枚、(隨時損益、餘國准此、)自餘輸錢、
攝津國(行程一日)　調、葉薦五百枚、折薦一千廿枚、
能登國○中略　中男作物、○中略　韓薦、折薦、菅薦、
筑後國○中略　中男作物、○中略　苫薦、蒲薦、
肥前國○中略　中男作物、○中略　葉薦、○中略　韓薦、蒲薦、折薦、
肥後國○中略　中男作物、○中略　韓薦、蒲薦、○中略　折薦、
豐前國○中略　中男作物、○中略　韓薦、折薦、

薦用法

〔江家次第五二月〕祈年穀奉幣
小安殿馬道以東四間之內、東一間敷滿薦、(東西妻)一間薦上又斜敷二一枚、(巽乾妻)○中略　昭慶門東廊嘉喜門以西五間之內、西四間爲二公卿座、西第二三四間北檽子壁邊立二亘筵、同四門內敷薦、西第二間以東三間內薦上敷二滿筵、

薦雜載

〔宣胤卿記〕文明十二年正月一日壬午、寅刻行水、著二衣冠、持レ笏、著二庭上(南砌外)座一(薦二枚之上敷二疊一帖、然令敷也、)
〔若宮殿臨時御遷宮日記〕應永十五年十一月二日、若宮殿(春日)○臨時ノ御遷宮雜事等、御寺ヱ御注進アリ、案文云、
注進　若宮臨時御遷宮社家雜事等事○中略
一御座薦一枚、(長一丈、廣四尺一寸五分、)代卅文、○中略　一筵道薦百枚、(長各一丈、)代八百文、○下略
〔三省錄附言四〕明和九年大火のとき、江戸中うりありきたる文に、
大火事の節、相場あらまし、○中略
一こも百文ニ四枚

蘆蔽名稱

〔名目抄雜物〕蘆蔽(ロヘイ)

薦貢進

〔尤の草紙上〕せばき物之しなぐ\
とふのすがごも

〔延喜式掃部十四〕年料雜物
折。薦。二枚

〔延喜式掃部三十八〕踐祚大嘗會、十月下旬裝束八省院頓宮、其所須薦席者、依辨官宣下用、○中略御厠殿舗折薦八重帖一枚、主基殿亦如之、○中略悠紀御膳所須、○中略折薦八枚、○中略付内膳司、主基亦同

〔延喜式造酒四十〕踐祚大嘗祭供神料
折薦五枚料理供神物人等座料

〔朝野群載陰陽道十五〕申請造暦用途物、○中略
折薦卅八枚
右結政半帖、長帖、料物等、依例掃部寮所請如件、
萬壽二年四月廿八日　右少史大友宿禰
左大臣宣旨宛之　右少辨藤原朝臣

〔延喜式主計二十四〕凡中男一人輸作物、○中略韓薦一枚、長四丈、廣七尺、

〔延喜式民部二十三〕交易雜物
河内國(中略)薦二千五百枚○中略攝津國(中略)薦一千五百枚○中略
右以正稅交易進、其運功食並用正稅、

〔延喜式主計二十四〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢隨時增減、其畿內輸雜物者、○中略三丁○中略葉薦五枚、長二丈、廣四尺、○中略二丁○中略折薦三枚、長二丈、廣三尺六寸、
凡中男一人輸作物、○中略葉薦一枚、長二丈、廣四尺、菅薦二枚、長一丈二尺、廣四尺、○中略韓薦一枚、長四丈、廣七尺、

址、稱之多賀國府、是乃往昔遷多賀城于茲者也、其山下西南民舍屋後有小池、是所謂十符池也、池中生菅草、今猶存焉、相傳、往時貢鷹出于此地、又古館東北村落謂之利府、利宇倭俗別訓謂之登、若上野利根川、訓之而謂登禰川、是謂利而訓登字之證也、然則十與利元訓相通、譯之登音亦有之據、此說則鄕俗誤而訓里字者、亦未可知焉、於是却知、今里婦之音乃誤古之十符者乎、固雖非郡縣名、其鄕黨之地亦曠遠、而他誤稱之郡縣來歟、故舊記數引稱郡縣者亦不審矣、然則古之十符、實今之利府也、後人詳此焉、但惜古貢鷹不傳、今已無所考之、況製作之法亦絕無知之者也、自是考之則十符池亦其地近乎、利府、又其邊有菅谷村者、然則其名之所據亦皆出于此義乎、

〔類聚名物考 調度四〕十府菅薦　とふのすがごも

世に傳へいへる所は、陸奧國より作り出せる筵のあみめ、十ある故にかく名づくといへり、今は津輕より造り出せるも、とふのすがごもとて、世にも名產のやうにいへるものあり、いかにもそのあみめ十あればいへりとのみいへるに、今思ふに是は陸奧の鄕名なり、もとそこより作り出せし故にその名はあり、ことに昔は菅にて作りしと見ゆ、此所とみえて道因法師の歌に、陸奧の十府の浦とよめる歌有にて知ぬ、これ必ずしも地名なる事明らけし、又野田の菅ごもともよみ合せたれば、野田また地名なり、それを三府七府と云よせし也、筵の名にはあらず、

〔夫木和歌抄 浦二十五〕中務卿親王家五十首歌合　道因法師

みちのくの野田のすがごもかたしきてかりねさびしきとふのうらかせ

〔堀河院御時百首〕霜　河內

霜拂ふ鴫の上毛やいかならん十ふのすがごもさゆるよな〳〵

霰　春宮大夫公實

玉ざゝに霰たばしる冬の夜はいとしぞさゆるとふのすがごも

を出す所十府といふ陸奥にあり、八雲御抄に、みちのくに限らず、但馬なるとふのすがごもともよめりと宣へり、又ふは經(つる)の義なるべし、

〔袖中抄十四〕とふのすがごも

みちのくのとふのすがごもなゝふにはきみをしなしてみふにわれねん

顯昭云、とふのすがごもとは、あみを十してあみたるこも也、すがごもとは、菅にてあみたるこも也、すがゞさ、すがみの、すがまくら、すがわらだなど云がごとし、薦は大様は菰蔣にてあみたれば、本の名にしたがひて、こもとはいへど、菅であみたるをば、わらごもといひ、菅にてあみたるをば、すがごもといふ也、とふあらんことはひろからん料也、されば綺語抄には、とふとは、とふあみたるをいふといへり、又みちのくとつゞくるは、此ひろきこもの奥州にあるなめり、これは人をおもふ心にて、七ふには君をねさせ、みふにはわれねんとよめる也、それを童蒙抄、綺語抄などに、みちのくに、ゝとふの郡より、とふあみたるこものいでくるよしいへる心えられず、奥州の郡の中に、またくとふの郡なし又とふあみたらばさて侍な〳〵とふのこほりより、とふあみたるこもいでくといふこと、げにときこえず、又とふのこほりと云所におふるこもの、とふしあるといへるもいはれず、こものふしいかゞとふしあるべき、たゞとふあみたるこそいはれたれ、又とふしあるすげとこそいふべけれ、こもといふいはれず、このとふのこほりのとふあめるこもの義、きはめて手づゝなり、又とふあまんことは、外にもありなんといふ難はいはれず、なにごともやすきことなれど、國々にこのむことかはりたれば、みちのくに、ゝとふのすがごもをこのむにこそ、又あながちにこのまねど、さやうによみいでたる歌あれば、やがてそれをみちのくにのとふのすがごもとよむなり、

〔奥羽觀蹟聞老志三府工土產〕按國中素無十符郡者也、自古所稱十符池者、今宮城郡今市河北有古館

薦製作

薦種類

薦を敷く遺風也、土器に食物を盛るも古風の傳りたる也、

〔堤中納言物語〕よしなしごと

たびのぐに、しつべきものどもやはんべる、かさせ給へ、〇中略たま江にかるまこもにまれ、あふ事かたの、はらにある、すがごもにまれ、たゞあらんをかし給へとふのすがごもなたまひそ、

〔延喜式三十八掃部〕薦一枚、長二丈四尺、廣四尺、長功一人、中功一人少半、短功一人大半、

薦一枚、長三丈、廣三尺、長功一人、中功一人少半、短功一人大半、

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿內輸雜物者、〇中略三丁〇中略葉薦五枚、長二丈、廣四尺、〇中略

凡中男一人輸作物、〇中略葉薦一枚、長二丈、廣四尺、〇下略

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合通分雜物參拾伍種〇中略

蒲薦壹拾枚

〔今昔物語二十〕義紹院不知化人被返施悔語第四十

今昔、義紹院ト云僧有ケリ、元興寺ノ僧トテ、止事无キ學生也、其レガ京ヨリ元興寺ニ行ケルニ、冬ノ比也、泉川原風極テ氣惡ク吹テ寒キ事无限シ、夜立ノ杜ノ程ニ行ケルニ、墓ノ隙レニ葉薦ト云フ物ヲ腰ニ卷テ低レ臥セル法師有リ、

〔倭訓栞中編十一須〕すがごも　續古今集、濁り江に生るすがごもとよめり、菅と菰と二項なるべし、

〔倭訓栞前編十八登〕とふのすがごも　目を十に編たる菅薦也といへり、よて海道記に七編のこもむしろと書たり、一說にかや筵なれば、簀茅薦の義也といへりされば、ふは封字の義成べし、今も俵などに一のふ二のふなどいへり、又節の略にや、日本紀の歌に、八ふの柴垣とも見え、古事記には、みこの柴垣やふじまりともいへり、彌節じめの意也、今も垣を結には、幾ふしなどいへり、其薦

薦名稱

●しら河のせきにちりしく花みれば苔のむしろはうづもれにけり

〔徒然草上〕御室にいみじき兒の有けるを、いかでさそひ出してあそばんと、たくむ法師どもありて、能あるあそび法師どもなどかたらひて、風流の破子やうのもの念比にいとなみ出て、箱風情の物にしたゝめいれて、ならびの岡の便よき所にうづみをきて、紅葉ちらしかけなど、思ひよらぬさまにして、御所へ參りて兒をそゝのかし出にけり、うれしとおもひてこゝかしこあそびめぐりて、有つる苔のむしろになみゐて、○下略

〔倭名類聚抄十四坐臥具〕薦　唐韻云、薦作甸反、和名古毛、席也、

〔箋注倭名類聚抄六坐臥具〕廣韻、薦、薦席也、按薦席也、猶言薦席之薦、非以薦席訓薦字、此脱薦字、非是、按釋名、薦所以自薦藉也、說文、薦、獸之所食艸、卽莊子麋鹿食薦字、釋文引三蒼注云、六畜所食曰薦、是也、則非此義、說文又有荐字云、艸席也、然則薦席之薦、作荐爲正、作薦者音近而假耳、毛詩節南山傳、薦重也、說文、且、薦也、亦皆荐之假借字、

〔伊呂波字類抄古雜物〕薦コモ　薦席也

〔運歩色葉集古〕薦コモ　菰同

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕薦こも　音箭　和名古毛○中略

按薦編藁結作之、織藁及莞作筵也、片目　織莞作席、雙目

〔倭訓栞前編九古〕こも　和名抄に薦をよめり、小編の義にや、延喜式に長薦、葉薦、折薦、茅簀薦、江次第に羽薦、食薦、簀薦など見えたり、鎭江府志に黍蓬者野茭也、不結實惟堪爲薦藉、故曰薦と見ゆ、菰をよむも薦に用ればなり、蔣も同じ、韓子に蔣席と見ゆ、

〔安齋隨筆前編十二〕一薦席コモムシロ　マコモと云草を編て席にしたる也、禁中神事に用之事あり食盤の下に敷くを食薦スゴモと云、今江戸にて七月十三日より十五日まで聖靈會ノ時、聖靈棚に薦を敷は、食

〔吾妻鏡四十三〕建長五年十二月卅日甲戌、正朔御行始供奉人事、取集所著置于筵上座席之札、注其交名中下御點被相催云云、

〔三省錄四附言〕明和九年大火のとき、江戸中うりありきたる文に、

大火事の節、相場あらまし、〇中略

一むしろ同〇百文二貳枚

〔類聚名物考調度四〕もみぢむしろ　紅葉筵

紅葉の散敷たるを筵の如く見なしたる也、稻筵とその意同じ、霧の色霧の海などもいひしがごとし、

〔後撰和歌集十九羇旅〕だいしらず　亭子院御製

草枕もみぢむしろにかへたらば心をくだくものならましや

〔雅筵醉狂集春〕月花

春の夜のおぼろ月夜にしくものは端ゐして見る花むしろのみ

自注、新古今集、大江千里、てりもせずくもりもはてぬ春の夜のおぼろ月夜にしくものぞなき、花むしろとは、花の散て席をしきたるやう也、またうつくしき席をもいふ、

〔類聚名物考調度四〕苔筵　こけむしろ

これはまことの筵にはあらで、苔の靑々となめらかに生たるが、毯か筵しきたるさまに似たれば、かりて筵とはいふなり、また田舍あるは旅行などに、あやしのはにふの小室にとまるうへにてはよし、まことの枕筵にもせよ、つよくわびしきさまをいはんとては、草枕苔筵などもいへり、ことによりいひなしにもよるべきものなり、

〔夫木和歌抄四花〕嘉應元年成範卿家歌合羇中落花　皇太后宮大夫俊成卿

〔延喜式三十八掃部〕試延暦寺年分度者座料、略○中席四枚、六年一充、

〔延喜式四十四勘解由〕凡○略中席六枚、次官已上土敷料並三年一度申官請換、

〔嫁入記〕一むしろしく事はのぶると申なり、しきやうは女房のをばまづしき候て、そののちおとこ方のをのぶる也、はこにはとのがたのを上に入る也、とりいだしてまづそばにうちをきて、女房のをしくなり、たゝむ時はおとこがたよりたゝむなり、

筵打

〔延喜式五十內藏〕雜作手卌三人略○中

織席手一人

〔夫木和歌抄三十二筵〕六帖題　信實朝臣

道のべにそのゐかりほす筵うちおのれかつ〳〵しくかとぞみる

〔七十一番歌合上〕八番　右　筵うち

打絶ていとめまばらのあら筵いのねらるべき月の影かは

筵雜載

〔日本書紀二十六齊明〕五年、是歳、略○中高麗使人持羆皮一枚、稱其價曰綿六十斤、市司咲而避去、高麗畫師麻呂、設同姓賓於私家、日借官羆皮七十枚而爲賓席、客羞怪而退、

〔今昔物語十九〕六宮姫君夫出家語第五

今昔、六ノ宮ト云フ所ニ住ケル舊キ宮原ノ子ニ、兵部ノ大輔ト云フ人有ケリ、略○中連子ノ内ニ人ノ氣ハヒ有リ、和ラ寄テ覗ケバ、筵ノ極テ穢ケルヲ曳廻シテ、人二人居タリ、一人ハ年老タル尼也、一人ハ若キ女ノ極テ痩セ枯テ色青ミ影ノ様ナル、賤シキ様ナル筵ノ破ヲ敷テ、其レニ臥タリ、中ノ衣ノ様ナル布衣ヲ著テ、破タル筵ヲ腰ニ曳懸テ手枕シテ臥シタリ、

〔吾妻鏡二十七〕寛喜二年六月九日、酉剋雷落于御所御車宿東母屋上、柱破風等破損訖、後藤判官下部一人悶絶、則擧筵出自北土門畢、及戌剋死云云、

筵貢進

簾〇壹伯貳拾壹枚(一枚錦〇端〇四枚綠〇端〇一枚黃〇端〇五枚上野)

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

武藏國(中略)席五百枚、○中略 常陸國(中略)席六百枚、○中略 下野國(中略)席八百枚、○中略 因幡國(中略)席三百五十枚、○中略 出雲國(中略)席三百枚、○中略 周防國(中略)席三百五十枚、○中略

右以正税交易進、其運功食並用正税、

〔延喜式二十四主計〕凡左右京五畿內國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿內輸雜物者、○中略 四丁狹席五枚、(長一丈、廣三尺六寸、)○中略 三丁廣席二枚、(長一丈、廣四尺、)二丁黑山席一枚、(長一丈二尺、廣四尺、)

凡諸國輸調、○中略 長席二枚、(長二丈、廣三尺六寸、)短席二枚、(長一丈、廣三尺六寸、四海道諸國、廣四尺、)

凡諸國輸庸、○中略 薩摩國二丁席三枚、

凡中男一人輸作物、○中略 二人席一枚、(長一丈、廣三尺六寸、)

畿內　山城國　調廣席二百八十枚、狹席五百九十枚、　美濃國○註略 調、○中略 長席三百七十五枚、

上野國○中略 中男作物○中略 席、　能登國○中略 中男作物席、　因幡國○中略 中男作物、席、　周防國○註略 調、短席六百卌枚、　筑後國○註略 調、○中略 中男作物、○中略 席、　肥前國○註略 調、○中略 自餘輸○中略 席、　肥後國○中略 中男作物、○中略 席、　豐後國○註略 調、○中略 小町席卄張

筵用法

〔延喜式五齋宮〕年料供物

席二枚(中略)已上秋冬料　春夏料亦如是、○中略 席百八枚、(中略)已上官人已下料

〔延喜式十五內藏〕雜染○中略

席廿枚、(染手座料)○中略 席十枚、折薦十五枚、(官人幷命婦已下座料)

〔延喜式二十一玄蕃〕堂裝束

席二枚、(堂童子料)諸堂悉依此數、

てゝまむしろ、かしまへも御ざも候ぞ、

〔毛吹草三〕播磨　北條筵(ホウヂヤウムシロ)

〔延喜式六齋院〕三年一請雜物

朝使巳下女孺巳上座料、疊八十枚、〈中略〉卅枚、周防筵、並裏端、

〔雍州府志七土產〕繪席〈○中略〉又有御座席、〈○中略〉琉球筵、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕筵〈○中略〉

琉球筵　以莎草織之、剛靭耐久、又名御倉筵、〈御倉者琉球島之名〉出於豐後府內者似琉球筵而薄、其色微靑、故呼曰靑琉球、同州木付田深亦出之而不佳、其織線商(イチヤ)麻也、値極暑則脆絶、〈市尾者、樹皮似苧、〉

〔續後拾遺和歌集七物名〕唐筵　入道前太政大臣〈○藤原基忠〉

小山田のをしねやからむ白妙の露うちはらひ袖はぬるとも

以文樣爲名

〔雍州府志七土產〕繪席　倭俗彩席謂繪席、依有雜品之文彩也、元來自長崎港、今四條通幷三條驛大和橋北編之、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕筵〈○中略〉

繪蓆〈俗云繪席〉初來於南京、今肥州長崎、攝州大坂多織之、其赤色、〈蘇木染〉黑色、〈涅泥〉以成文、

〔毛吹草三〕肥前　繪筵(エムシロ)

〔玉露叢十三〕一同年十〈○寬永十六年〉ニ江戶大火、此時御城回祿ス、御城御普請出來シテ、御移徙ノ時、御一門及ビ諸大名衆ヨリ獻上物ノ品々、〈○中略〉

一御繪筵　十枚　堀三右衛門

以縫地爲名

〔下學集下器財〕緣(ヘリ)刺席(サシムシロ)〈席與筵同義也〉

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合通分雜物叁拾伍種〈○中略〉

〔延喜式五齋宮〕絁五疋、〇中略出雲席一枚、

右齋內親王神忌御服料

〔延喜式六齋宮〕冬料鋪設(夏通二用四月祭料一)

出雲筵二枚、褥料〇中略右齋王座料、毎年申官請受、

〔雅亮裝束抄一〕まつりのつかひのいでたち

舞人のざにはた丶みをしかず、ひろむしろのうへにいづもむしろをしく、そのいづもむしろのうへにすがのゑんざをしきて、まひ人のざとするなり、

〔新猿樂記〕四郎君、受領郎等刺史執鞭之圖也、於五畿七道無所不屆、〇中略出雲筵、〇下略

〔朝野群載十五陰陽道〕申請造曆用途物〇中略

出雲筵八枚〇中略下二宮內一

右結政半帖、長帖、料物等、依例掃部寮所請如件、

萬壽二年四月廿八日　右少史大友宿禰

右少辨藤原朝臣

左大臣宣旨宛之

〔圖太曆〕貞和三年正月廿一日、〇中略御書始次第、

御裝束儀、〇中略其〇緋綱緣疊前敷出雲筵、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕筵〇中略

手島蓆(テシマ)　出於播州北條、狹短、其用亦多、

〔尤の草紙上〕せはき物之しな〳〵

手島むしろ

〔七十一番歌合上〕八番　右　筵うち

丈二尺、廣四尺、〇中略

河内國一行程日　調、黒山席五十枚、

〔攝陽群談名物土産十六〕加島筵　同所〇西成郡加島村ニ作リ市店ニ出ス、毎歳臘月ノ式ニ用テ餅筵トス、葉ノ穂先ヲ打違テ中ニ織ルヲ以テ、中繼筵トモ云ヘリ、

〔庭訓往來〕豐島筵

〔攝陽群談名物土産十六〕豐島筵　豐島郡ノ一郡ニ屬ス、藺ヲ以テ篇之、世俗豐島席ト云、或ハ豐島ト云テ席ト知レリ、旅人不時ノ雨具トス、

〔攝陽群談名物土産十六〕上杉筵　同郡〇能勢郡上杉村ニ造リ、所々ノ市店ニ送ル、月次池田ノ市ニ立リ、

〔毛吹草三伊勢〕神戸筵

〔延喜式五齋宮〕年料供物

東席六枚二枚水部所料、四枚戸座所料、

〔延喜式六齋院〕三年一請雜物

朝使已下女孺已上座料疊八十枚(中略)卅枚東筵

〔延喜式十三圖書〕凡年料所造紙二萬張、〇中略東筵十枚、調筵四枚、

〔延喜式十五内藏〕縫作雜履料、〇中略插鞋十五兩、〇中略東筵大半、〇下略

〔延喜式考異十五内藏〕東筵左五行　案卽小町筵是也、而未載其長廣若干、掃部式云、内藏寮年料供御幷雜給料履屜料小町席、其數臨時定之、

〔延喜式三十八掃部〕凡三月三日御禊齋設錦端半帖一枚、東筵二枚、事畢卽撤、九月准此、

〔江家次第九月九〕十一日小安殿行幸裝束

第二間當南北行御屛風東、立同御屛風一帖、南向其前敷東筵一枚、其上敷錦端半帖一枚、爲奉幣御座、

朝覲行幸時、被儲御裝束事、

北面立遐四尺屏風四帖、敷高麗帖三枚、〈京〇莚〇〉其東〈東西可随二御所樣一〉敷同帖一枚、〈國〇莚〇〉

〔七十一番歌合 上〕八番　右　莚うち

戀しさの心ものべぬ獨寢は九條むしろもせばからぬかな

〔續修東大寺正倉院文書 二十八〕掃部所解　申請年料葛野席直錢事

合卅一貫八百七十五文〈且充二廿四貫五百文一、合廿石巳上[illegible]〉

一貫八百七十五文、運馱卅七匹半賃直料、〈匹別五十文〉

卅貫、廣席一千五百張直、〈枚別廿文〉

少爲土師

十貫狹席直、

右依レ例所レ請如レ件

天平廿一年二月十日

〔朝野群載 四朝儀〕左辨官下　山城國

葛野筵百枚〈〇中略〉

右伊勢齋王、暫住二河陽宮、鋪設料依レ例所レ宛如レ件、國宜二承知以レ䫫宮儲内使、早宛一レ之、官符追下、

嘉承二年十二月四日　　右大史紀朝臣

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

もやひさしにひろむしろをしきみて、ひさしのなげしのうへにやまとむしろを、はしらにきりまはして、なげしにむしろのみゝをはしらにひとしくあて、釘してうちつく、

〔延喜式 二十四 主計〕凡左右京五畿内國調、一丁輸錢、隨時增減、其畿内輸雜物者、〈〇中略〉二丁黑山席一枚〈長一〉

〔堀河院御時百首〕霜　修理大夫顯季
小筵に思ひこそやれ篠の葉のさやぐ霜夜のをしのひとりね
〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子〈○仲恭〉〈御成三歳〉御著袴也、〈○中略〉祿物領狀國々〈○中略〉
小筵卅枚　長門
〔拾玉集　七〕山家
さむしろや猶大原にしくはなしつゞく蛩の跡も哀に
〔蜻蛉日記　中ノ中〕つれ〳〵とあるほどに、ひ〈○ひ下恐脫が字〉んにいりぬれば、なをあるよにはしやうじせんとて〈○て下恐脫う字〉はむしろたゞのむしろのきよきをしきかへさすれば、ちりはらひなどするを見るにも、かやうのことは思ひがけざりしものをなどおもへば、いみじうて、
うちはらふちりのみつもるさむしろをなげくかずにはしかじとぞおもふ
〔金槐和歌集　戀〕まつ戀の心をよめる
さむしろにひとりむなしく年もへぬ夜の衣のすそあはずして
小筵にいくよの秋をまつのびきぬ今はたおなじ宇治の橋姫
曉の戀
さむしろに露のはかなくをきていなば曉ごとに消や渡らん
〔吾妻鏡　四十二〕建長四年四月十四日丁卯、將軍家〈○宗尊親王〉始御參鶴岡之八幡宮、〈○中略〉次御弓始、射手六人〈立烏帽子、水干、葛袴、淺沓、〉入南門、候弓場左右小筵、
〔東北院職人歌合〕七番　右　筵打
うちをける戀のさむしろいたづらにねぬ夜の月にしく物ぞなき
〔三中口傳　三〕〈三條〉一鋪設裝束事

以産地爲名

發語の辭にさといへるなり、

〔類聚名物考 調度四〕さむしろ 狹筵 小筵

長むしろに對へる、せまき筵なり、さは少き事をいふ、さゝやか、さ衣の類ひなり、

〔爲家卿千首 雜〕一夜ねぬゐあさでかりほすあづまやのかやのこ筵敷忍びつゝ

〔江家次第 五 二月〕祈年穀奉幣

東第一間南廂立廻大宋御屛風、開巽角、其中敷小筵二枚、艮坤爲妻 其上供高麗半帖一枚、向巽

〔江家次第 十九 十月〕射場始

殿東欄下敷小筵二枚、其上供半疊、高麗 爲御射席、其東方頗北邊、敷小筵一枚、爲殿下射座、東西妻

〔江家次第 十七〕東宮御元服

御帳北障子後、西間東西行雙鋪小筵二枚、

〔雲圖抄 二月 或三月〕祈年穀奉幣御拜座(中略)不立屛風、唯供半帖小筵、○中略 南殿南庇東第一間、立御屛風三帖、其中供

小筵、供半帖、向巽方

〔雲圖抄裏書〕臨時祭次第

奉仕御裝束、 先垂東庇御簾、額間以南反、燈樓綱、南第五間或第四間 賀茂第三間北面 敷小筵二枚於其上、供半帖、爲

御座、石清水南面

〔中右記〕寬治六年三月廿三日丙午、依例有石淸水臨時祭、○中略 先下南廂御簾、○中略 註 掃部寮廂中央間、

鋪小筵二枚、其上供半疊、

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、○中略 舞臺南去丈許、立金鼓臺一基、

懸金鼓、有撥 臺南去五許尺、敷小筵一枚、爲圖書官人座、

〔台記別記〕久安五年十月廿五日癸酉、充催入內諸國所課、○中略 一小筵十枚若狹

〔延喜式二十四主計〕凡諸國輸調、〇中略短席二枚、長一丈、廣三尺六寸、西海道諸國、廣四尺、〇中略

周防國〇中略調、短席六百卌枚、

〔類聚名物考調度四〕ひろむしろ　廣筵

〔大嘗會雜事〕一弘筵井蓆筵、或號二長筵一、

〔西宮記臨時三〕藤花宴

天曆三年四月十二日、於二飛香舍一有二藤花宴一、〇中略件廂〇南廂敷二信濃廣筵四枚一、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

もやのだいきやうのみそうぞくおなじことなり、〇中略もやひさしにひろむしろをしきみて、、

もや四けんもしは五けんにざをしき、びやうぶをたつ、〇中略

まつりのつかひのいでたち

舞人のざにはた、みをしかず、ひろむしろのうへにいづもむしろをしく、

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子〇懷成、仲恭、三歲御著袴也、〇中略祿物領狀國々〇中略

弘筵

美作　備前　備中　備後　已上四箇國之內、十五枚秀康朝臣進之、

讚岐三枚　伊豫二枚　土佐一枚

〔東寺塔供養記〕建武元年九月廿三日戊申、御所內敷二滿弘筵一、但荒薦也、

〔壬生家記〕貞享四年大嘗會悠紀主基御殿ノ內御道具

一廣筵常ノ筵也十四枚

〔運步色葉集佐〕狹席サムシロ

〔倭訓栞前編十佐〕さむしろ　延喜式に狹席と書り、廣席長席にむかへていへり、歌によむは多くは

内、

〔朝野群載 十五 陰陽道〕申請造曆用途物 ○中略

長筵二枚 ○中略

右結政半帖長帖、料物等、依例掃部寮所請如件、

萬壽二年四月廿八日　右少史大友宿禰

左大臣宣旨宛之　右少辨藤原朝臣

〔今昔物語 二十八〕越前守爲盛付六衛府官人語第五

今昔、藤原ノ爲盛ノ朝臣ト云フ人有ケリ、○中略中門ノ北ノ廊ニ長筵ヲ西東向様ニ三間許ニ敷セテ、中机二三十許ヲ向座ニ立テ、○下略

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、○註略前一日、堂莊嚴、其儀、金堂、○中略南東西三面裳層、并壇上敷滿長筵、裳層有二差筵、置二儀子、

〔伏見院御記〕弘安十一年二月廿七日壬午、今日伊勢幣神祇官行幸也、○中略

神祇官御裝束儀

正廳内東第一間敷滿廣筵、其上乾巽行敷長筵一枚、其上頗寄巽立短案、奉安二所御幣、

〔拾遺和歌集 七 物名〕ながむしろ　すけみ

鶯のながむしろには我ぞなく花のにほひやしばしとまると

〔西宮記 一 天皇元服〕○中略

掃部寮以廣長筵四枚敷滿四間、○中略

敷設等事 ○中略　北廂料 ○中略　廣長筵四枚 ○中略

已上物等、藏人仰掃部寮調之、料物自行事所渡之、

〔新儀式四臨時〕行幸神泉苑覽競馬事

母屋及東南廂皆敷長筵、東簾立張筵、度殿左右懸班幔、敷緣道、

〔延喜式五齋宮〕年料供物

長席二枚

〔延喜式十四縫殿〕年料雜物

長席二枚

〔延喜式二十一玄蕃〕凡東西二寺國忌御齋會座料、（〇中略）席十五枚、長席廿枚、（〇中略）並以各寺官家功德分物、造備供之、

〔延喜式三十八掃部〕六月奏御卜日、（〇中略）裝束神嘉殿、敷長席於殿中央三間、（神座下敷）西隔二間敷長席、立床一脚供御座、（〇中略）

凡二月八日上丁、釋奠祭廟堂敷滿長席、

元日平旦、設奉拜天地四方御座、前庭鋪長筵、

〔江家次第一正月〕四方拜事

鷄鳴掃部寮奉仕御裝束於清涼殿東庭、先敷葉薦、其上敷長筵、（南北妻）

〔江家次第七六月〕中和院神今食御裝束

東塗籠二間內、敷美濃長筵三枚、（〇中略）

六月晦日

北廊透垣前鋪美濃長筵葉薦、爲神祇官人幷東西文人座、

〔江家次第十七〕御元服

天皇元服御裝束、（〇中略）北廂西第二三四間上格子、（第四間御帳間也）幷戶等懸錦額簾、以長筵四枚鋪滿三間

以形狀爲名

二枚、爲公卿殿上人座、

〔台記〕保延二年十二月廿五日戊午、今日興福寺參賀也、〇中略裝束、東對南庇四ヶ間敷差筵、副北並東障子立四尺屛風、

〔台記別記〕久安五年十月廿五日癸酉、充催入内諸國所課、〇中略一差筵　伊豫　讃岐　備中　備後　安藝　周防　美作　已上各六枚

〔園太曆〕貞和四年十二月二日甲子、着束帶參仙洞、御錫紵事爲申沙汰也、〇中略中間廊立廻屛風二帖、〇注略其内敷差筵二枚、其上敷繧繝疊、

〔康富記〕嘉吉三年六月廿四日戊申、參伏見殿、講尺述而篇、依風吹雨降、於御座敷內被敷差筵者也、予候障子內差筵、

〔朝野群載 四朝儀〕伊勢齋王〇善子歸京國々所課

山城國〇中略折。席。百枚〇中略

嘉承二年十一月廿八日

〔朝野群載 四朝儀〕左辨官下　山城國〇中略

折席佰枚〇中略

嘉承二年十二月四日　右大史紀朝臣

〔類聚名物考 調度四〕長筵。　ながむしろ

〔堤中納言物語〕よしなしごと

人のかしづくむすめを、ゆへだつそう、しのびしのびてかたらひける程に、としのはてに、山寺にこもるとて、たびのぐに、むしろたゝみ、たらひ、はんざう、かせといひたりければ、女、ながむしろ、なにやかや一、やりたりける、

當日平旦、家司奉仕寢殿以下御裝束、○中略母屋中央間、立廻御屏風、爲御帳代、（今度不如法帳、）立其中敷繧繝端疊二帖、（東西行、以東爲御枕、）其上敷表筵、（白唐綾、青地縁、裏濃打、）

〔倭訓栞中編九佐〕さしむしろ。。。　正月の御禮に、柳原家常御殿に於て、差筵の御禮といふ事ありとぞ、

〔安齋隨筆前編四〕差筵　差筵の名舊記に見えたり、近くは後水尾院年中行事、正月七日の條に、（上略）日野烏丸柳原は外樣なれど、常の御所（御註、常の御所の御座、清涼殿、皆一所にて三名也、）にて御對面あり、誰にても申つぐ、御禮申て後、さしむしろに候す、（御註、御ひさしの未申の角の疊一帖を撤して、さしむしろ一枚をしく、）このさしむしろ、正月朔日より敷て、正月中有也云々、樋口秘記云、差筵とは、年頭に禁中へ攝關衆の御禮は、さしむしろと云て、其禮申さるゝ、疊を一帖うちかへす、其うへにて御禮也、是をサシムシロと云、疊のウラトヂテとあり、地下の書院疊のウラの念の入たるウラのやうなるもの也、このウラカヘスが規模也、攝關の外は常の疊のうへの事也、しかるに勸修寺と柳原とが舊例にて、差筵の御禮なり、柳原別して規模とす、日野も其通り也と見えたり、　貞丈按、古代は常の疊と差むしろとは別にてありしなるべし、後代禁中の事、大體省略せらるゝ事あるによりて、常の疊をうらがへして、差むしろに用ひらるゝ歟、其製の相似たるゆへなるべし、

〔庭訓往來〕深緣差筵

〔後水尾院年中行事上正月〕七日、○中略日野烏丸柳原は外樣なれど、常の御所（常の御所、日の御座、清涼殿、皆一所にて三ツ名なり、）にて御對面あり、たれにても申つぎ御禮申て後、さし席（御ひさしのひつじ申の角のたゝみ一帖を撤して、さし席一枚をしく、此さしむしろ正月朔日より敷て正月中あるなり、）に候ス、

〔中右記〕嘉承元年十一月七日、今日春日祭使出立、○中略寢殿母屋三間幷西南庇、令敷指筵、又西放出孫庇幷南簀子敷中門廊三間、同敷指筵、

大治四年十一月一日乙巳、今日第五王子御百日也、西對代廊東庇四ケ間指筵、高麗端、南一間紫端

みを下に、中よりふたつにおりて、それ又二ッにおりて、又二ッにおるべし、

〔婚禮法式下〕夜具之部

一うはむしろ二まい、むしろのへりは、おり物などのたぐひニて取べし、表は疊の表、うらはすゞし也、へりの寸、表は二寸四五分、又三寸ニも、うらは見よきやうにあひはかるべき也、上の方はへりをよこニとをす、すその方はすみあはせたるべく候、おつけ有べし、〇中略

一むしろのふさの色、何ニてもする、但赤を用べし、長サハ五寸、六七寸計にもあるべし、

〔空穗物語吹上之下〕そのおとゞにふぢの花のゑかきたる御びやうぶどもたてわたし、いひしらずきよらなる、おもしろきしとね、うはむしろしきなべて、きんだちつきなみ給へり、

〔西宮記臨時九〕延喜十七年克明親王加冠、慶子内親王初笄時、少納言唱名賜祿、又承和例、〇中略其儀卷西廂簾、其北障子南面設冠者親王座、用土敷二枚并表席、加脇息、〇下略

〔源氏物語四夕顔〕この人〇夕顔をえいだきたまふまじければ、うはむしろにをしくゝみて、惟光のせ奉る、いとさゝやかにて、うとましげもなくらうたげなり、

〔河海抄二夕顔〕類聚國史云、弘仁八年八月、從三位橘朝臣常子薨、延喜年中、授從四位下、宮車晏駕、〇桓武出家爲尼、太上天皇〇嵯峨敬重之、叙從三位、及于病篤、遺言氣絶、則以席裹屍、莫須時日棺斂、薨時年三十、

〔大鏡五太政大臣兼通〕大將〇藤原朝光ありきてかへり給ふおりは、〇中略たゝみのうはむしろにわたいれてぞしかせたてまつらせ給ふ、ね給ふときには、おほきなるのしもちたる女房三四人ばかりいできて、かのおとのごもるむしろをば、あたゝかにのしなでゝぞねさせたてまつり給ふ、

〔中宮御產部類記〕元永二年六月七日壬午、〇中略被定御產事、定文書樣、〇中略表筵一枚、綠白織物、裏白生絹、

〔近衞殿御婚儀次第〕文政八年二月六日、近衞内大臣殿〇忠熙薩摩國守息女〇島津齊興養女御婚儀、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

そのうへ〇緣繝緣帖にからあやのおもて、にしきのへりさしまはして、わたいれたるが、うちらつけたるをしきてとぢつけたり、これをうはむしろといふなり、

〔類聚雜要抄四〕表筵三枚各一枚

長弘中敷疊定

緣青地小文唐錦

弘三寸

裏濃打物又唐綾用之

永久三年表筵裏平絹緣唐錦〇中略

表筵、康平六年七月三日、花山院内大臣殿〇藤原師實移御被用之、

表筵三枚各一枚

今案、永久三年七月廿一日、東三條關白〇藤原忠實右大臣殿〇右大臣恐内大臣誤、時忠實子忠通爲二内大臣一、移御被用之、色目同前也、

弘幷長、各中敷寸法同前也、緣弘三寸四方廻天差之、靑地小文唐錦裏濃打物、

〔三中口傳三〕三帖一鋪設裝束事

上筵事

白唐綾二幅ヲ面ニシテ、濃打タル裏ヲ付テ綿ヲ不久良加ニ入テ、靑地錦ノ緣ヲ四方ニ著之、

帳臺ノ内、上敷疊ノ上敷之、四方ヲ所々閉付也、

京筵著緣ハ非法、式不用、晴儀唯私今案也、

〔嫁入記〕一うはむしろしく事、まづむしろのかみをのべて、その丶ち下をのぶる、たゞむときはか

御屛風二帖(南方開戸)其內敷細貫筵二枚、

〔倭訓栞中編八古〕こ。ま。ち。む。し。ろ。　延喜式に小町席と見ゆ、小區席なるべし、

〔延喜式十五內藏〕諸國年料供進

小町席三百枚、(中略)右上野國交易所進、

〔延喜式二十四主計〕上野國(中略)中男作物(中略)細。町。席。(下略)

〔延喜式考異二十四主計〕席(同國)諸本作細町席、案內藏式、上野國交易所進、有細貫筵小町席、民部式、上野國交易雜物中有席及細貫席、政事要略載延曆十八年十月二十一日符、上野例進地子雜物、有細貫筵小町筵、而細町席無所見、是後人旁注各一字、而誤入本文、或脫貫席小三字乎、姑以爲旁注混入、而削去細町二字、

〔延喜式二十四主計〕豐後國(注略)調(中略)小町席廿張(下略)

〔延喜式四十二左右京〕戶籍帙料、小町席、黃帛、黃絲、(下略)

〔萬葉集十一寄物陳思〕獨寢等(ヒトリヌト)、茭朽目八方(コモクチメヤモ)、綾。席。(アヤムシロ)緖爾成及(ヲニナルマデニ)、君乎之將待(キミヲシマタム)、

〔萬葉集略解十一〕獨ぬるとての意也、茭は蔣にて中重也、席は筵にて上重也、(中略)綾むしろは綾檜笠、綾檜垣などの綾の言の如くて、蔺を綾に織たるなるべし、

〔夫木和歌抄三十二筵〕戀御歌中あや筵　鎌倉右大臣

あやむしろをになるまでに戀わびぬしたくちぬらしとふのよるこも

〔新千載和歌集十二戀〕元亨元年九月盡日、人々三首の歌つかうまつりける時、契經年戀と云ふ事をよませ給ひける、　後醍醐院御製

あやむしろをに成までの年月もくちぬは人の契なりけり

〔類聚名物考調度四〕う。は。む。し。ろ。　上筵　しとねの事なり

〔倭訓栞中編二十三〕ほそぬきむしろ　延喜式に細貫筵と見えたり、細貫川の名此より出たるにや、

〔新儀式五臨時〕三等已上親喪服錫紵事

其儀立廻御屛風、敷細貫筵二枚、不加用尋常御座、

〔延喜式十五內藏〕諸國年料供進

細貫筵六十枚、〇中略右上野國交易所進、〇中略

細貫筵卅枚、右武藏國交易所進、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

武藏國〈中略〉細貫席卅枚〇中略　信濃國〈中略〉細貫筵五十枚〇中略　上野國〈中略〉細貫席六十枚〇中略

右以正稅交易進、其運功食並用正稅、

〔延喜式三十八掃部〕元日供奉威儀掃部二人、分列左右、〇中略官人率掃部昇豐樂殿供御座、〇中略北廂中央西間敷細貫席二枚、立御屛風二帖、小倚子爲御裝物所、

〔江家次第七八月〕內取御裝束

東方御簾西邊立亘五尺漢書御屛風、〇註略同廂第四間以西六箇間北邊立亘同御屛風、〇註略其內敷滿廣筵幷細貫筵、〇中略近例又第七八間北邊立廻同〇山水輪屛風、〈便用本宮屛風南向〉其內設皇后御座、〇中略皇后御座北屛風北母屋內立廻山水御屛風二帖、其內敷細貫筵二枚、御帳乾角傍絹御障子立廻五尺大宋御屛風二帖〈南方開戶〉其內敷細貫筵二枚、立赤漆小倚子、〈爲御裝物所〉

〔江家次第十七〕立太子事

東方御簾西立亘五尺漢書御屛風、〈南北行西向〉傍御簾內母屋柱、南面四間東西行立漢書御屛風、〈南向〉從其西端南北行同立御屛風、〈東向〉其內四間敷滿廣筵幷細貫筵、〇中略御帳乾角傍絹御障子立廻五尺大宋

以製作爲名

セラレ、卽時ニ一圓ニ堂モミエヌ樣ニ、ツヽマセラレ候ヘバ、勢州キモヲツブシ、此大ナル堂ツヽマレタル事ハ、何方ニモ不ㇾ可ㇾ有候トテ、貞宗感ジ候ケルト、其比ノ沙汰ニテ候ツル事ニ候、○中略正月十五日ノ間モ、山科殿ニテ御堂緣南殿北殿道スガラ、皆イナバキヲツナギシカレタル事ニテ候、當時モ覺タル人モ御入候ベク候云々、築城記云、弓カクシハ三尺ばかりに在ㇾ之、いなばき筵、まづは可ㇾ然候云々、甲陽軍鑑卷十九信玄居士葬送條云、道六間廣く、兩方に虎落(もがり)をゆひ、いなばきを敷、其上に布をしき、其上に絹をしき云々など見えたり、但此等よりもはるかに古き、應安二年の田畠注文(正木文書中所收)に、許多(アマタ)ところあるをも見し事あれば、重ねてこゝにしるしそふべし、又出羽國本莊人云、我郷にては上品の筵を、庭ばきと云ふといへり、恐らくは是も同物にて、はきとは散こぼれたる稻穗を、掃よする義なるべし、

〔甲陽軍鑑十九品第五十一〕天正三年乙亥四月十二日に、信玄公御とぶらひこれあり、○中略道六間廣く、兩方に虎落(もがり)をゆひ、いなばきを敷、其上に布をしき、其上に絹をしき、勝賴公○中略御親類衆、各御龕に手を懸、御供なされ候、

〔倭訓栞中編十六〕とむしろ　藤席をいへり

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕藤筵(とうむしろ)

按、藤筵滑美而勝ㇾ於ㇾ簟、浴室及納涼鋪ㇾ之、東埔寨(カボチヤ)、太泥(タニ)、六甲(ロツコン)、咬𠺕吧(ヂヤガタラ)等南國出ㇾ之、

〔延喜式三十八掃部〕織席一枚(長九尺、廣五尺、)料擇藺一圍、苧十五兩、長功十人、(五人織手、五人刻藺手、)中功十二人、短功十四人、

織席一枚(長九尺、廣四尺、)料擇藺二尺八寸、苧十三兩、長功十一人、中功十一人、短功十二人、

織席一枚(長九尺、廣三尺六寸、)料擇藺二尺四寸、苧四兩、長功八人、中功十人、短功十二人、

織席一枚(長九尺、廣三尺二寸、)料擇藺二尺四寸、麻十三兩、長功八人、中功十人、短功十二人、

〔夫木和歌抄 三十二雜〕家集寄筵戀　前中納言定家卿

あづまの、露のかりねやかや筵みゆらんきえてゐきしのぶとは

〔續後撰和歌集 十四戀〕入道前攝政家戀十集歌合に、寄筵戀、　藻壁門院但馬

一夜ねしかり初ぶしのかや筵今は涙をかさねてぞしく

〔新後拾遺和歌集 十羈旅〕旅歌の中に　常磐井入道前太政大臣〇藤原實氏

かりねする岡のかやねのかや筵かたしき明す旅の露けさ

〔和漢三才圖會 三十二家飾具〕筵〇中略

藁筵(ワラムシロ)蟲筵 處々皆織之、農家乾穀包綿、又代疊表、其用最多也、凡蓆雙目(ゴザハセロメ)、筵片目以爲異、

〔碩鼠漫筆 三〕いなばき筵

上京或は近江邊に、いなばきと呼ぶ筵あり、こは古くよりある物にや、今江戸にて云ふ餅むしろに似たりと、或京師人のふと問し事有しに、うちつけには覺悟なき事ゆゑ、しらぬよしを答へたりき、偖その後におもひがけず、是彼より見いでたれば、書とりて遣したり、そはさして益もなき物から、實悟記春村按に、實悟は、本願寺第八世蓮如上人の第十子、願得寺兼俊と云し僧なり云、野村殿ニテハ報恩講七日ノ間、廿一日ノ晩景ヨリ、縁廊下御堂ノ縁、御堂ヘ參候道スガラコト〳〵クイナバキヲシカレ候事ナリ、御堂ノ大庭ニハ、イナバキヲ繩ニテツナギテ、總ノ庭ニシカレ候、雨フリ候ヘバ、マキテ内ヘトラレタル事ニテ候、聽聞衆庭ニ各イナバキノ上ニ、堪忍アリガタキ事ナリト、毎年各被申事ニテ候、中略野村殿ニ實如上人御座候時、年記忘江州山家ヘ、將軍義種御沒落之時、春村按に、永正十年三月十八日に係る、山家は、甲賀山中也、又義種は諸記義稙に作れり、都ヘ御歸洛之時、按に五月三日なり伊勢貞宗江州ヘ御迎ニ參候之時、山科葬所通候トテ、御坊ヘ被申入候事ハ、此葬所ヲ御所御通候ベキ由申テ、葬所如何候間、無常堂ノ跡前ソトヲ、ツヽマセラレバ可然由、貞宗被申入シカバ、安キ事、報恩講大庭ニシカルヽ、イナバキヲモタセ、打カケ〳〵ツヽマ

〔延喜式考異内藏十五〕龍鬢筵右三行 鬢、諸本作鬢鬚、今改作鬢、考具于民部式、

〔延喜式民部二十三〕交易雜物

武藏國（中略）龍鬢席卅枚〇中略 右以正税交易進、其運功食並用正税、

〔延喜式考異民部二十三〕龍鬚席右三行武藏 鬚、刻本及和名沙等作鬢、爲非、和名抄引遊仙窟、遊仙窟亦作鬢、京本作鬚、林貞言二本作鬢、案鬢須鬚同、作鬚鬢爲是、儀式、唐六典作鬢、踐祚大嘗式云、錦端龍鬢御帖二枚、六典貢龍鬢席者、岐隴涇寧鄜坊丹汾晉凡九州也、玉海、中右記作鬚、玉海、文治二年七月節供云、敷高麗端、其上敷龍鬚一枚、中右記、嘉保二年四月廿二日、齋内親王御禊、頭之上帳座舗設、亦作龍鬚、 龍須草名、織席者、龍須虎須一物二種、龍鬢緊小而瓤實、虎鬢稍粗而瓤虛白、虎鬢即燈心草也、刻本及和名抄作鬢非、席、内藏式作筵、細貫同

○按ズルニ、雲州版延喜式ニ龍鬢ヲ龍鬚ニ作リ、其考異ニ之ガ說ヲ爲セルコト右ノ如シ、然レドモ諸本皆龍鬢ニ作レルヲ以テ今從ハズ、

〔江家次第十七〕東宮御元服

母屋南東西三面懸御簾、其中敷滿長筵、其上供高麗端帖等、供御茵、有上敷、龍鬢筵也、

〔小右記〕寛弘九年〇長和元年四月廿六日、〇中略 匠作以興光朝臣送云、土敷料龍鬢筵二枚、不能求得者、付興光朝臣送求數了、

〔玉造小町子壯衰書〕洛川廻雪常處袖中、羅襪綾鞋集龍鬢之席ムシロノ一作筵、表ウハコハナダノ、緗履帛跣一作屐、並象牙之床端、

〔和漢三才圖會家飾具三十二〕筵音延 席藉同 無之呂 蔣席 閉利止利 佳文席ハナムシロ 綸筵

筵總名、而有竹筵、莞席ヰムシロカマ、蒲席之異、〇中略

茅筵チワ知波無之呂 出於豐後府内、取茅浸温泉令軟織、

〔千載和歌集戀十三〕堀河院の御時百首の歌奉りける時、戀の心をよめる、　源俊頼朝臣

あさでほすあづまをとめのかやむしろしきしのびてもすぐすころかな

疊を龍鬢といふは、龍鬚の誤なり、こは席を造る草を龍鬚草といへり、その草の生茂たるが、龍の鬚に似たるより負せし名なり、晉東宮舊事に、太子有獨坐龍鬚之席、國清百錄に、龍鬚席一領、唐書地理志に、鳳翔府土貢榛實龍鬚席などくさ〴〵見えたれば、その誤はくはしく辨ずるに及ばざれど、吾邦にそのあやまり來れるも亦ふるし、雅亮裝束抄にりうびんを二枚しきて、寬治二年記に、龍鬢筵靑地錦緣といふことあり、はやく已に遊仙窟に龍鬢席に作れり、注に燈心とあれば、藺草なることとしるべし、○下略

〔三中口傳三〕一鋪設裝束事三條

龍鬢事

靑地錦緣四方著之弘三寸許濃打裏ヲ付也、白生絹ヲ裏ニ付ル事ハ極非例也、或東京錦緣裏同前也、

后宮御所御裝束時、母屋帳臺外邊敷ノ上ニ敷之、

或大文高麗緣裏同前　立后幷大饗時大臣座敷之、

以上寸法ハ、皆疊ノ面ト同寸法ニ可調也、敷時ハ四方ヲ所々疊ノ上緣幷上下ニ左右頭ニ閉目ヲ不見之閉付之、

〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

はしかくしのまには、うげん二帖をおくのはしらにそへて、にしひんがしにしきて、うへにりうびんを二枚しきて、その上にしとねをしく、それもとづべし、りうびんはいろ〳〵にまだらなるむしろに、あをぢのにしきのへりのひろさ三寸ばかりなるを四方にさしまはして、こきうちうらをつけたり、ひろさながさた丶みにおなじ、

〔延喜式內藏十五〕諸國年料供進

龍鬢筵卅枚、細貫筵卅枚、　右武藏國交易所進

式江次第に龍鬢と見え、晉東宮舊事に、龍鬢席、〇說郛所引東宮舊事作龍鬚席 遊仙屈に、五綵龍鬢筵といへり、定家明月記には龍鬚とあり、龍鬚はほそゐ也、此龍鬚草をもて織成をいふ、龍須席、通鑑に見ゆ、龍鬚をよづるは不祥の故事なれば、龍鬢と改めたるかといへり、一說に、龍鬚の音、兩主に近きをもて避る也ともいへり、今綵席をよびて龍鬢といひ、俗にはなござといふは、遺例なるべしともいへり、抄に俗又有九蝶筵、依文名之と見ゆ、

〔遊仙窟〕今朝見好人、卽相隨上堂、珠玉驚心、金銀曜眼、五彩龍鬢席(ヒンノムシロ)、銀繡緣邊氈、〇下略

〔蘇氏演義下〕孫興公問曰、世稱黃帝煉丹於鑿硯山、乃得仙乘龍上天、群臣援龍鬚、鬚墜而生草、曰龍鬚、有之乎、答曰無也、有龍鬚草、一名縉雲草、世人爲之妄傳、至今有虎鬚草、江東亦織以爲席、號曰西王母席、可復是西王母乘虎而墮其鬚也、

〔箋注倭名類聚抄六坐臥具〕筵〇中略 原書〇遊仙窟 筵作席、龍須作席、見古今注、中山經注等諸書、未見龍鬢席之名、按唐宋間俗寫有鬚字作鬢者、詳身體類髭鬚條下、則知龍鬢卽龍鬚俗字、然內藏寮式有龍鬢筵、民部省式有龍鬢席、蓋皇國古人誤認爲鬢髮字、遂作鬢也、

〔安齋隨筆前編二〕龍鬢筵　右同式〇延喜內藏式に龍鬢筵三十枚、細貫筵二十枚あり、龍鬢は彩席なり、白石翁の說也、俗ニ云ハナゴザ也、

〔類聚名物考調度四〕りうびん　龍鬢

思ふに、これは疊の一重しとねなり、今の世に段錦(ダンニシキ)といふ物を、りうびんと覺えたるはいかにぞや、唐に龍鬢席あり、その物をいふか、また今薩摩のくにより出る疊に龍びん有、目のあらさ壹寸ばかり有て、甚あつく、藺の太さ常には四五筋合たるが、長さは幅とほりたる有、是古への物なるべき歟、

〔三養雜記三〕龍鬢

以原賀氏名

うらにかゝるなる、みつぶさむしろにまれ、そこにいる入江にかゝるなる、たなみむしろにまれ、七でうのなはむしろにまれ、侍らんをかさせ給へ、またさなくば、やれむしろにてもかさせ給へ、

〔倭訓栞中編伊二〕いなむしろ　日本紀の歌にみゆ、稲席の義、河の枕詞によめるは、苔席の稲に似たるよりいふといへり、萬葉集にいなうしろとも見えたり、うとむと通へり、一説に寢席皮とつゞけり、皮の疊の事、古事記、萬葉集等に見えたり、よて又萬葉集に敷ともつゞけいへりとぞ、後の歌には、稲の筵に似たるをも稲を筵にしくをも、又稲こくに用うるわら筵をいへり、

〔日本書紀十五顯宗〕天皇次起自整衣帶為室壽曰、(中略)壽畢、乃起節歌曰、伊儺武斯廬(稲席)、哿簸泝比野儺擬(河副柳)、寐逗愈凱麼(水行)、儺弭企於巳陀智(押立)、曾能泥播宇世儒(其根不失)、

〔日本書紀通證二十顯宗〕伊儺武斯廬(稲席也、謂以藁緣者、萬葉集云、玉戈之道行疲、伊奈武思侶、敷而毛君乎、將見因母鴨、其屬乎次句者、以柳枝靡水之狀、譬之稲席也、)

〔住吉社歌合嘉應二年十月九日〕

旅宿時雨

二十二番　左　　清輔朝臣

いなむしろしきつの浦の松風はもりくる折ぞ時雨ともしる(中略)

左歌、まつの風に時雨をまがへてもりくるおりぞ時雨ともしる、といへる心よろしくみゆるを、このいなむしろは、しきつの浦といはんためをけるなるべしとはみゆれど、いなむしろのほんたいを思ふに、しきつのうらにことよかるべしとこそおぼえ侍ね、かはぞひやなぎのかげ、もしは田家などのたびねならば、おかしかるべし、住吉の松の下にはいなむしろしくべしともおぼえ侍らぬなりまたいなむしろばかりにて、旅のこゝろあるべしともおぼえぬ、いかが、

〔倭訓栞前編利三十八〕りようびん　雅亮抄に、りうびんは色々にまだらなるむしろといへり、延喜

に、菅なるも、絹なるもあり、こゝろとゞめて見ざれば、あやまりぬべし、西宮記十一の巻に、件廂敷信濃廣筵四枚、中敷毯代とあるは、竹菅やうのむしろにて、あら〳〵しければ、毯代をうへにしけるにぞあらん、同記十九の巻に、夏不敷菅圓座、敷出雲筵とあるも、同じやうの筵とおもはる、江家次第三の巻に、敷藤突小筵為参議座とあるは、よき人の座なれば、よきむしろにぞありけん、源氏物語夕顔の巻に、御車よす、此人をえいだきたまふまじければ、うはむしろにおしくゝみて、惟光のせたてまつる、しただかにしもえせねば、髪はこぼれいでたるも云々とあるは、きぬのむしろにて、萬葉集の歌によめる、綾むしろのたぐひなめり、夕顔のうへのしきてねたまへるものに、そのまゝつゝみたるさまにて、やはらかなるむしろと見ゆ、うはむしろといふは、したにものしきて、うへにしくゆゑにさいへり、西宮記十八の巻に、設冠者親王座用土敷二枚并表席褥とあるにてもしられたり、大鏡五の巻に、たゞみのうはむしろにわたいれてぞ、しかせたてまつらせたまふ、ねたまふときには、大なるのしもちたる女房三四人出きて、かのおほとのごもるむしろをば、あたゝかにのしなでゝぞ、ねさせたてまつりたまふとあり、たゞみとは、たゝみかさねたるうはむしろをいへるにぞあらん、のしなでゝといへるやう、きぬのむしろなり、又古歌に、狹むしろに衣かたしきひとりぬるよしによめるは、ねやにいらず、うたゝねしたるさまにて、今の世に小ぶとんといふものしきて、まろねしたるさまなれば、これもきぬのならんとぞおもはるゝ、されば、いにしへむしろといひつる中には、竹なるもあり、菅なるもあり、絹なるもあることをこゝろえて、ふるき書をば見るべきことになん、

〔堤中納言物語〕よしなしごと

たびのやどにしつべきものどもやはんべる、かさせ給へ、(中略)むしろはありそうみのうらにうつなる、いづもむしろにまれ、いきの松ばらのほとりにいでくなるつくしむしろにまれ、みるをが

筵種類

〔古事記履中下〕故其隼人飲時、大鋺覆ㇾ面、爾取ㇾ出置ㇾ席下ㇾ之劒、斬ㇾ其隼人之頸、

〔古事記傳三十八〕席は牟斯呂と訓べし、書紀垂仁ノ巻、顯宗ノ巻、齊明ノ巻などに、ジキと訓たり、其も古言とは聞えたれど、書紀仁德ノ巻ノ歌に、椰須武志呂とあり、和名抄に、筵、和名無之呂、席訓上同、

〔日本書紀仁德十一〕四十年三月、○中略於ㇾ是天皇聞ㇾ隼別皇子逃走、卽遣ㇾ吉備品遲部雄鯽、播磨佐伯直阿俄能胡曰、追之所ㇾ逮卽殺、○中略雄鯽等追之、至ㇾ菟田、迫ㇾ於素珥山、時隱ㇾ草中ㇾ僅得ㇾ免、急走而越ㇾ山、於ㇾ是皇子歌曰、破始多氏能、佐餓始枳椰摩茂、和藝毛古等、赴馭利古喩例麼、椰須武志呂箇茂、

〔釋日本紀和歌二十五〕椰須武志呂固茂安席也、私記曰、是安席也、

〔倭訓栞前編三十一〕むしろ○中略歌に狹むしろ、薬むしろ、綾むしろ、苔むしろ、稻むしろ、菅むしろ、萱むしろなどよめり、細貫筵五綵筵、弘筵は江次第に見え、小町筵、食筵、龍鬢筵、廣席、狹席、東席、長席、出雲席、葛野席、黑山席は延喜式に見ゆ、黑山は河内丹比郡の郷名也、ゐむしろは藺席也、かまむしろ越席也、くずむしろは葛席也、播磨筵は秘密簽に見ゆ、豐島筵は庭訓往來に見ゆ、小筵は雲圖抄に見ゆ、花筵は藺を染て織たる也、暹羅人の傳なりといへり、拾遺集に、ながむしろあり、續後拾遺に、からむしろ有、まさすけに、やまとむしろあり、又さしむしろあり、深緣指筵は四方緣のつきたる也、又伊勢班席あり、神風抄に端裏筵あり、類聚雜要に表筵あり、

〔松の落葉三〕むしろ

むしろはくさ〴〵あり、廣筵、長筵、狹筵、小筵は、そのかたちによりていひ、出雲筵、信濃筵、あづま筵は、おり出す國によりていひ、たかむしろ、菅むしろ、綾むしろは、玄なによりていへり、又張筵といふあり、これはとにはりて、塵のたち來るをふせぐものなり、西宮記四の巻、相撲のくだりに、三府佐著ㇾ胅子給ㇾ張筵云々、有ㇾ飛塵者、主殿灑ㇾ水掃除撤ㇾ張筵とあり、又細貫筵といふもあり、江家次第一の巻、相撲召合の條に、敷ㇾ滿廣筵幷細貫筵とあり、ほそくながき筵なめり、さてたゞ筵といへる中

延喜式等ニ見エタレドモ、古ハ富貴ノ人ニアラザルヨリハ、蚊帳ヲ用キルモノ甚ダ少ク、多クハ蚊遣火ヲ燻ジテ僅ニ蚊ヲ驅フニ過ギザリシガ、足利幕府ノ頃ヨリ、今ノ如ク上下一般ニ之ヲ用キルコトヽナレリト云フ、其製近世一般ニ用キルモノハ、萌黄ノ布ヲ以テスレド、或ハ花鳥等ノ摸様ヲ染メ出シ、或ハ刺繡ヲナセルモノアリ、又二重蚊帳トテ、二重ニ之ヲ作リ、其間ニ螢ヲ放チテ娛樂ニ供スルモノアリ、又母呂(ホロ)蚊帳ト稱スルモノアリ、其形母呂ニ似タルニ因リテ名ヅク、又綿帳、紙帳アリ、綿帳ハ木綿ヲ以テ之ヲ製シ、紙帳ハ紙ヲ以テ之ヲ製ス、共ニ價廉ニシテ貧民ノ用キルモノナリ、德川時代ノ中頃マデハ、夏季ニ向ヘバ蚊帳及ビ紙帳ヲ賣リ步キシガ、後ニハ店頭ニノミ之ヲ鬻クコトヽナレリ、

筵名稱

〔倭名類聚抄 十四 坐臥具〕筵 說文云、筵(音延、和名無之呂、)竹席也、遊仙窟云、五綵龍鬚筵、(今按、俗又有九條筵、依文名之、)唐韻云、席(音與藉同、訓上同、)薦席也、

〔箋注倭名類聚抄 六 坐臥具〕所引竹部文、按筵字從竹、其爲竹席可知也、而統言之、則凡席亦可謂筵、周禮司几筵注、筵亦席也、是也、然引說文竹席之解、似不宜單訓無之呂、釋名筵衍也、舒而平之、衍々然也、○中略 九蝶筵未聞、

〔段注說文解字 五上 竹〕筵、竹席也、(周禮司几筵注曰、筵亦席也、鋪陳曰筵、藉之曰席、然其言之、筵席通矣、按、司几筵掌五几五席之名物、筵席不別也、五席不用竹、惟後鄭說次席是桃枝席、又說顧命、蒲席、底席、豐席、筍席、皆爲竹席、許釋筵爲竹席者、其字从竹也、)从竹延聲、(以然切、十四部、)周禮曰、度堂以筵、(匠人職曰、室中度以几、堂上度以筵、)筵一丈、(此釋周禮也、周禮曰、度九尺之筵、此不合、未詳、)

〔諧聲品字箋 二 年〕筵(中略)近代以酒饌名筵席者、古人席地而坐、飲食列焉、後雖加几案、仍名筵席、又賓甫就席名初筵、帝王歸席爲筵、神主所在爲几筵、

〔伊呂波字類抄 无 雜物〕筵(ムシロ、音延、俗從サ非也、)　席(龍鬚席、今案、筵草名也、)　氈(已上同、毛席也、漢書音義曰、蘇武嚙中雪與氈、)

〔運步色葉集 無〕筵(ムシロ)　席(同)

〔倭訓栞 前編 三十一 む〕むしろ　筵席をいふ、裳代の義、裳は敷裳をいふ成べし、

ノ布帛ヲ以テ之ヲ製ス、又原質ヲ以テ名ト爲スモノニハ、木枕、金枕、石枕、茶碗枕等アリ、木枕ハ沈、黄楊等ノ木材ヲ以テ之ヲ製ス、

衾ハ、フスマト云フ、臥裳(フスモ)ノ義ニテ、寢ヌル時、身ヲ被フモノナルニ因リテ名ヅケタリト云フ、後ノ謂ユル蒲團即チ是ナリ、多クハ絹綾等ニテ作リ、長サ八尺、廣サ八幅或ハ五幅アリ、首ノ方ニハ、紅ノ練絲ヲ太ク撚リテ二筋並ベ、横ニ縫ヒテ首ノ標トス、紙衾ハ紙ニテ製シタル衾ナリ、古ヘ民間ニテハ、多ク之ヲ用キタリ、江戸ニテハ之ヲ天徳寺ト云ヒテ、徳川幕府ノ中世マデハ行商スルモノアリシガ、後ニハ絶エタリ、

宿直物ハ、トノヰモノト云フ、宿直ノ時ニ用キル臥具ナリ、其製大略今ノ夜著ニ同ジクシテ、袖ノ下衽襟ノ兩脇ニ六七寸ノ總ヲ附クルヲ例トス、宿直物ニ對シテ常ノ臥具ヲ夜衣トモ夜物トモ云ヒシガ、後ニハ夜衣ヲモ宿直物ト稱スルニ至レリ、宿直物ノ袋ハ宿直物ヲ入ルヽ袋ニシテ、後ノ番袋(バンブクロ)ト云フモノ即チ是ナリ、

夜著ハ、ヨギト云フ、夜寢ヌル時ニ著ルモノナリ、夜著ノ名、古書ニ見エズ、古ヘニ謂ユル宿直物ト云ヘルハ即チ是ナリト云ヒ、或ハ夜著ヲ專ラ用キルコトヽナリシハ、慶長元和以後ニテ、ソレヨリ以前ハ、小寢卷トテ、常ノ衣ノ少シ大キナルヲ下ニ著テ、其上ニ衾ヲ被ヒテ寢ネタリトモ云フ、太平記ニ夜衣、宿衣ヲヨギト訓ゼリ、後ノ謂ユル夜著ナルヤ否ヤ詳ナラザレドモ、產所之記ニ、ヨギノ名見エタレバ、足利幕府ノ頃ニハ既ニ世ニ行ハレタルコト明ナリ、

蒲團ハ、フトント云フ、元ト圓座ノ類ニシテ、褥ヲ謂フハ誤ナリト云ヒ、或ハ古ヘノ布單ヨリ轉レル名ナリトモ云ヘリ、懸(カク)蒲團ト敷(シキ)蒲團トノ二種アリ、懸蒲團ハ即チ古ヘノ衾ニシテ、敷蒲團ハ即チ褥ナリ、

蚊帳ハ、カヤト云ヒ、或ハカチヤウトモ云フ、蚊屋ノ名ハ既ニ播磨風土記、大神宮儀式帳及ビ

張ル、當帝ノ御倚子ノ前ニ置キ、以テ御倚子ニ倚リ易カラシムルモノナリ、

床子ハ、シヤウジト云ヒ、サウジトモ云フ、人ノ坐スルモノニテ、大中小ノ異アリ、又檜床子、白木床子、嚢床子ノ製アリ、簀子床子ハ或ハ長床子ト云ヒテ、四位參議ノ連坐ノ用ニ供シ、獨床子ハ三位參議ノ專用ナリ、而シテ髹漆ヲ施セルモノニハ、赤漆、塵蒔、紫檀地螺鈿ノ數種アリ、凡ソ床子ハ男女通用ノモノニテ、女子ハ概ネ男子ヨリハ、較、低キモノヲ用キタルガ如シ、

草墪ハ音讀シテサウトント云フ、蔣ニテ圓柱形ニ作リ、表ニ錦或ハ絁ヲ張リ、裏ニ絁或ハ布ヲ張レルモノニテ、其大サハ延喜掃部寮式ニ高サ一尺三寸、徑一尺六寸、及ビ高サ八寸、徑一尺六寸ノ二種アリ、此物ハ陪膳釆女ノ座ニ用キルコト普通ナレドモ、亦天皇、皇后、皇太子以下ノ座ニ供スルコトアリ、

胡床ハ、アグラト訓ズ、或ハ揚座(アゲクラ)ノ意ナリト云ヒ、或ハ編座(アミクラ)ノ意ナリト云フ、而シテ呉床ト書ケルモノモ、即チ胡床ニシテアグラト訓ズベク、倭名類聚抄ニ牙牀ヲ訓ジテ、久禮度古ト云ヘル物ト同ジカラズト云ヒ、或ハ相同ジトモ云フ、胡床ノ文字ノ史ニ見エタルハ、古事記ニ、天若日子ノ此ニ寢タリトアルヲ以テ始トス、而シテ延喜式等ノ諸書ニ據リテ考フルニ、胡床ハ之ニ踞スル具ニシテ、其製作ハ床机ニ似タルモノナルベク、又多ク衞府官人ノ用キル所タリ、

兀子ハ、ゴツシト音讀ス、親王及ビ公卿ノ用キル所ナリ、

脇息ハ、ケフソクト音讀ス、木及ビ布帛等ヲ以テ之ヲ作ル、人ノ之ニ憑リテ安息スル所以ノ具ナリ、

枕ハ、マクラト云フ、マクラハ纏座(マキクラ)ノ義ニテ、古ヘ眞薦或ハ菅等ヲ纏キテ頭ヲ承クル座トセルヨリ名ヅケタリト云フ、枕ニハ製作ニ依リテ括枕、入子枕、箱枕等ノ名アリ、括枕ハ錦綾等

種類ニハ長短ニ就テ長疊短疊ノ稱アリ短疊ハ又半疊ト云フ、又其厚薄ニ就テ厚疊、薄疊又薄縁ト云フノ稱アリ、疊ヲ作ル工人ヲ疊刺ト云フ、德川幕府ノ時ハ御疊方ト云フ者アリテ、疊屋ヲ監督シ、以テ營中ノ疊ヲ作ラシメタリ、

圓座ハ、ワラフダト云フ、又音讀シテヱンザト云ヘリ、其形圓ナリ、菅、藺、蔣等ヲ以テ作ル、其緣ナキモノヲ無面圓座ト云ヒ、是ヲ常用ノ物ト爲ス、緣アルモノハ、錦緣、高麗緣、紫錦緣、靑錦緣、紫緣等ノ數品アリテ、大饗等ノ時ニ用ヰル、此等ノ圓座ハ京筵ノ背ニ紙ヲ糊シ、綿ヲ包ミ、更ニ織物ヲ以テ表ト爲シ、生絹ヲ以テ裏ト爲シ、之ニ緣ヲ施セルモノナリ、凡ソ圓座ハ男子ノ專用トス、

茵ハシトネト訓ズ、又褥ノ字ヲ用ヰル、小町席ニテ作リ、布帛ヲ以テ緣トス、其形方ナリ、茵ハ一人ノ坐料ニテ、其大小ハ倚子、床子等ニ應ジ、少差異アルニ過ギザレドモ、二人以上ノ用ニハ稍、大ナルモノアリテ、長サ九尺餘ナルアリ、而シテ諸司ニ在リテハ、黃帛緣ヲ以テ五位以上ノ料ト爲シ、紺布緣ヲ六位以下、主典以上ノ料ト爲シ、其緣ヲ加ヘザルモノヲ史生ノ料ト爲ス、是レ延喜掃部寮式ノ定ムル所ナリ、此外御座ニハ東京錦、繧繝等ヲ以テ緣ト爲ス、要スルニ茵ハ疊ノ上ニ筵ヲ敷キ、更ニ之ニ加フルモノナリ、

軾ハ、ヒザツキト云フ、儀式ヲ庭上ニ行フニ際シ、官吏ノ兩膝ヲ此ニ著ケテ坐スルガ故ニ此名アリ、

倚子ハ、イシト音讀ス、後ニハ、イスト云ヒ、又ユスト云ヒテ、倚子ノ字ヲ用ヰル、人ノ倚憑スルモノニシテ、欄アルアリ、欄ナキアリ、或ハ褥ヲ敷キ、蘆蔽ヲ敷ク、而シテ倚子ハ男子ノ用ヰル所ナレド、女子モ亦之ヲ用ヰシコトアリ、

承足ハ、ショウソクト音讀ス、長サ一尺六寸許、高サ廣サ共ニ五寸許ニシテ、兩面ノ錦ヲ以テ

古事類苑

器用部十六

坐臥具一

坐臥具ハ、坐臥ノ用ニ供スル器具ヲ謂フ、筵、薦、氈、毯代、疊、圓座、茵、軾、草墪、胡床、倚子、床子、兀子、枕、衾、夜著、蒲團等ノ類此ニ屬ス、

筵ハ、ムシロト云フ、或ハ席ノ字ヲ以テ之ニ塡ツ、竹、菅、藺、茅ノ類ヲ以テ作ル、稻筵、織筵、綺筵、長筵、短筵、廣筵、小筵、京筵、國筵、唐筵等ノ別アリ、

薦ハ、コモト云フ、蕘或ハ芫ヲ以テ作ル、蒲薦、蕘薦、菅薦、折薦等ノ類アリ、

氈ハ、カモト云フ、獸毛ヲ以テ之ヲ作ル、

毯代ハ、音讀シテタンダイト云フ、布帛ヲ以テ作リ、毯ノ代用トセルモノナリ、毯ハ延喜造酒式ニ、八尺毯四尺毯ト見エタレドモ、古來多ク毯代ヲ使用セリ、冬日ニ倚子ノ下ニ敷ク所ニシテ、四角ニ鎭子ヲ加フ、或ハ床子、兀子、草墪ヲ置クベキ料トス、又蠻繪毯代ヲ公卿ノ臺盤ノ下ニ敷ク事モアリ、

疊ハ、タヽミト訓ズ、タヽミトハ物ヲ重ヌル意ナリ、或ハ之ニ帖字ヲ塡テ、古來、疊、帖、兩字ヲ混用セリ、疊ハ神代ヨリ見エテ、美智皮之疊、絁疊、菅疊等ノ稱アレドモ、其製作ハ詳ナラズ、延喜掃部式ニハ、長帖、短帖、狹帖ノ製作ヲ載ス、各、席ヲ以テ表ト爲シ、薦ヲ以テ裏ト爲ス、而シテ其兩緣ニ布帛ヲ施ス、之ニ繧繝緣、高麗緣等ノ別アリ、又其緣ヲ施サヾルモノモアリ、而シテ其

器用部三十

駕籠

器用部二十九

輿

器用部二十八

車下 桃 修羅 併入

○

器用部二十七

車上

舟上

器用部二十六

舟下　筏(附入)

器用部二十五

器用部二十三

行旅具上

行旅具中

器用部二十四

行旅具下

器用部二十一

燈火具下

器用部二十二

坐臥具四

器用部二十

燈火具上

器用部十八

坐臥具三

器用部十九

古事類苑

器用部十六

坐臥具一

器用部十七

坐臥具二

古事類苑

器用部第二册目錄

神宮司廳藏版

古事類苑

器用部二

古事類苑刊行會